関西大学『学の実化』

Vol.7　No.3

自己点検・評価報告書

関西大学自己点検・評価委員会

刊行にあたって

関西大学学長　　河　田　悌　一

「大学全入時代」、そして「2007 年問題」が叫ばれて久しい。2007 年 3 月に日本の高等学校を卒業した生徒の大学・短期大学の現役の進学率は遂に 51.2%に達した。著名なアメリカの高等教育研究者のマーチン・トロウ教授（1926～2007）によれば、現役の進学率が 50%を超えると従来の「マス型」からより大衆化が進展した「ユニバーサル・アクセス型」へ移行する。そのため高等教育の位置づけが変容し、「研究力」のみならず、「教育力」の充実がこれまで以上に求められる時代へと突入する ── という。この考えによれば、大学の「大衆化」が進むことによって、学生を「自ら学ぶ存在」としてではなく、「教え導く存在」として捉えることが求められる時代が到来したといえるだろう。

一方で、2007 年度の日本私立学校振興・共済事業団の調査によれば、18 歳人口の減少により、4 年制私立大学の 4 割、私立短期大学の 5 割が定員割れをおこし、入学者数が定員の 50%に満たない大学が 17 校にも及んでいる。つまり、私立大学を取り巻く環境はますます厳しさを増しており、生き残りをかけて、自らを見つめ直す、あるいは第三者の立場から「評価」を受け、それをひとつの契機として改善・改革に全力を注ぐことが大学にとって必要不可欠になってきたのである。

本「関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書」は、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が設置されて以来、14 年の時を経過し、2 年に 1 度のペースでの刊行も今回で 7 回目を迎えた。また、本学の教育研究活動の全容を客観的な数値データで示す資料集「データブック」も毎年上梓され、広く学外にも公表され、貴重な本学の情報源として学内で有効活用されている。

私ども関西大学では、2006（平成 18）年度に（財）大学基準協会による認証評価を受けたが、本報告書は、その評価結果を踏まえた上で自らを振り返り、冷静にかつ客観的に書かれた現状分析の書である。

本報告書の構成は、第Ⅰ編の「大学」編、第Ⅱ編の「学部・機構・研究科」編、「資料」編の 3 部構成となっており、各部署、組織において【現状の説明】で各々の概要を簡潔に述べ、【長所】、【問題点】、【将来の改善・改革に向けた方策】では点検・評価基準に基づき、自らを冷静かつ客観的に見つめ直し、再確認の上、改善・改革の方向性や、実行可能な提案等を詳述するという形式をとっている。

本報告書によれば、前回との変更点は、大きくいって三つある。第一に、（財）大学基準協会から相互評価（認証評価）で提言を受けた 17 項目の「助言」を基に、点検・評価項目の見直しを行ったことだ。そしてとくに指摘の多かった「教育の内容・方法」について、専門職大学院、大学院課程では既に義務化され、学士課程においても義務化されることが決定している FD 活動の強化が、その改善策の実現に直結するものであるとして、点検・評価項目に追加されたことである。

これまで、FD 活動については、関西大学の全学共通教育推進機構において全学的な見地から教育改善や授業評価を行ってきたが、今回から各学部・研究科等においても、それぞれ FD 活動に関わる点検・評価を行うことにより、それぞれ自己の組織内において推進すべき課題で

あるという自覚と責任を促した。今後、各学部・研究科等における FD 活動の推進について、全学的な取組と並行して、より一層積極的に取り組んでいかねばならない。

第二は、「教育の内容・方法」の中に含まれていた国際交流関係事項について、「国際交流」として新たに章を設けたことである。

本学の国際交流への取組について、大学全体及び各学部における取組を詳細に記述し、本学の教学の基本戦略の一つである「国際化」に対する本学の現状と今後の課題――協定校が他大学に比して少ない、また派遣する学生数が少ないということなど――が提起されている。したがって、私たちは、今回提起された課題や問題点を改善するために、新たな教学上の政策の中で「国際部」を設置し、その「国際部」でこれらの課題を改善すべく今後検討を進めていく予定である。

また第三は、今回の報告書では、三つの学内の新たな動きについて論じられていることである。

すなわち、①3 年余りの歳月をかけ、従来の限定された分野内での教養科目を、2008 年 4 月から、所属学部に拘らず、学部横断的に人間性・社会性・国際性を身につけ、一個の人間として社会人に成長するプロセスを支援することを目的とした「全学共通科目」に改編したこと、②2006 年 9 月の「教務センター」の設置により、全学部・研究科等の各種サービスの窓口を一本化することによる修学支援サービスの標準化と、「研究支援センター」の設置による組織的な研究支援体制の確立を行ったこと、③グローバル COE プログラムをはじめ、外部の競争的資金の獲得が飛躍的に向上したこと、などが詳述されている。それだけではない。大学設置基準及び大学院設置基準の改正により、各大学は各学部・研究科などにおける教育理念・教育目標を明確に示すことが求められることになった。そこで、各学部・研究科などにおいて新たにそれぞれの「教育研究上の目的」を明確に示し、学則に明記すること（学部については 2008 年 4 月より明記する）になった。

あらゆる方面において教育や研究の質の向上及び学生サービスの充実等を目指して、たゆまぬ努力を積み重ね、さまざまな方策を講じていることが詳述されている。

学校法人関西大学においては、改正私立学校法（平成 17 年 4 月 1 日付施行）を受け、「新たなる発展に向けたユニバーシティ・ガバナンスの再構築」を図るために寄附行為を改正し、2008 年（平成 20 年）10 月から新体制の理事会が発足することになった。それと同時に、学長のリーダーシップの下に新たな教学体制が構築され、法人、教学ともに新体制により、2010 年 4 月に開設予定の新キャンパスをはじめとする新学部や他大学との共同学部の設置、外部の競争的資金の獲得のための各種の取組、国際交流事業の拡大及び他大学や自治体との学術交流協定の締結といった、さまざまな構想を具現化しつつある。

私たちはこれらの多くの提言と示唆に基づき、「文化・文明の継承、知的生産の創造、人格の陶冶」といった大学の本来の使命を実現し、21 世紀という知識基盤社会において品格のある学生を養成していくため、更なる努力を続けていく所存である。

最後に、今回、点検・評価項目に従い仔細に検討し執筆してくださった各部署、組織の方々、とくに、膨大な報告書を前に真摯に確認・点検作業に取り組んでくださった関西大学自己点検・評価委員会委員の方々、とりわけ重要でしかも困難な編集作業に尽力された委員長の大和正史教授、副委員長の橋本　理准教授に、衷心より感謝を申し上げる次第である。

2008 年（平成 20 年）3 月

目　次

刊行にあたって　関西大学学長　河田悌一　巻頭

第Ⅰ編　大学

1　理念・目的・教育目標 …… 3

(1) 大学・学部の教育理念と教育方針　〈3〉

ア　新しい大学像を求めて

イ　「強い関西大学」の形成と 21 世紀「知識基盤社会」を先導する人材育成の教学方針

(2) 大学院の教育理念と教育方針　〈6〉

ア　関西大学大学院の創設とその歴史的変遷

イ　関西大学大学院の設置目的と理念

ウ　大学院の充実

(3) 教務センターの設置　〈8〉

ア　設置にあたって

イ　組織の概要

ウ　設置に基づく問題点

(4) 教育理念の点検・評価　〈10〉

ア　大学・学部

イ　大学院

(5) 大学としての健全性及び学生のモラルの確保等　〈13〉

ア　セクシュアル・ハラスメント

イ　倫理綱領

ウ　賞罰規程・コンプライアンス

エ　個人情報の保護

2　教育研究組織 …… 15

(1) 教育研究組織の概要と点検・評価　〈15〉

ア　学部・学科

イ　大学院・高度専門職大学院

ウ　研究所

エ　教育研究組織を点検する体制

3　教育内容・方法等 …… 19

〔1〕教育課程等　〈20〉

1．教育課程（学部・外国語教育研究機構）　〈20〉

(1) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況　〈20〉

ア　実施運営組織

イ　責任体制の確立

ウ　実施状況

(2) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の教養教育上の位置づけ 〈23〉
(3) 履修科目の区分 〈24〉
２．教育課程（大学院） 〈25〉
(1) 大学院の教育課程 〈25〉
〔2〕教育方法等 〈29〉
(1) 教育改善への組織的な取組（学部・外国語教育研究機構） 〈29〉
ア 全体的概要（学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善）
イ 具体的概要
(2) 教育・研究指導の改善（大学院） 〈31〉
(3) インターンシップ 〈31〉
ア インターンシップ
イ 学校インターンシップ
(4) 生涯学習 〈36〉
(5) 正課外教育活動 〈36〉
ア 集中コミュニケーション講座
イ エクステンション・リードセンター

４ 国際交流 …… 40
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流） 〈40〉
ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況
イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための適切性・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性
ウ 国内外の大学等との単位互換制度
エ 外国人教員の受け入れ体制の整備状況・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性
オ 海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

５ 学生の受け入れ …… 54
(1) 入学者受け入れ方針等 〈54〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法 〈55〉
ア 学部
イ 大学院
(3) 入学者選抜の仕組み 〈57〉
ア 入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性
イ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム
(4) 入学者選抜方法の検証 〈59〉
ア 各年の入学試験を検証する仕組み
イ 入学者選抜方法の適切化について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組み
(5) 入学者選抜における学生募集 〈61〉

６ 教員組織 …… 64
(1) 教員組織 〈64〉
ア 学生数と教員組織
イ 年齢構成等

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況
エ　教員間の連絡調整
(2) 教育研究支援職員　〈67〉
ア　教育補助者の状況
イ　教員と教育支援職員との連絡体制
(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き　〈68〉
ア　募集と任用
イ　昇格
ウ　法・文・経済・商・社会・総合情報・工・外国語教育の８研究科における
　　Ｄ㊕、Ｄ合、Ｍ㊕、Ｍ合の資格審査
エ　その他の教育職員
(4) 教育研究活動の評価　〈71〉
(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等の関係　〈71〉

７　研究活動と研究環境 …… 73
(1) 研究体制の整備　〈75〉
ア　経常的な研究条件の整備
イ　競争的な研究環境創出のための措置
(2) 研究活動　〈88〉
ア　研究活動の状況
イ　研究活動の公開
(3) 研究所（室）　〈93〉
ア　東西学術研究所
イ　経済・政治研究所
ウ　法学研究所
エ　先端科学技術推進機構
オ　人権問題研究室
カ　なにわ・大阪文化遺産学研究センター
(4) 倫理面からの研究条件の整備　〈144〉

８　施設・設備等 …… 145
(1) 大学における施設・設備等の整備　〈145〉
ア　施設の概要
イ　省エネ対策と効果について
ウ　建物の地震対策について
エ　廃棄物対策について
オ　風致地区と緑化について
カ　記念施設等
(2) キャンパスアメニティ等　〈152〉
ア　キャンパスアメニティの形成・支援のための体制の確立状況
イ　「学生のための生活の場」の整備状況
ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況
(3) 利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取組について）　〈157〉
(4) 組織・管理体制　〈159〉
ア　施設・設備の維持管理体制（トータルビル管理について）

イ　衛生・安全を確保するためのシステム
(5) 博物館　〈160〉
ア　理念と沿革
イ　施設
ウ　博物館の運営管理
エ　博物館収蔵の史資料
オ　博物館の活動と社会貢献
(6) インフォメーションテクノロジーセンター　〈166〉
1　概要　〈166〉
2　IT センターの組織　〈167〉
3　関西大学 IT 化の推進支援　〈168〉
4　研究支援体制の整備　〈168〉
5　施設・設備等　〈169〉

9　図書館及び図書・電子媒体等 …… 181
(1) 図書、図書館の整備　〈181〉
1　図書館資料　〈181〉
ア　教育・研究支援のための図書の体系的整備
イ　文化・文明を支える貴重図書の収集
ウ　逐次刊行物
エ　電子ジャーナルと文献・情報データベースの有効利用
2　図書館施設　〈184〉
ア　施設
イ　設備及びネットワーク環境
3　図書館サービス　〈186〉
ア　閲覧座席数
イ　利用者サービスの拡大
4　地域への開放　〈188〉
ア　施設の一般開放
イ　資料の一般公開
(2) 学術情報へのアクセス、情報インフラ　〈189〉
1　学術情報の整備　〈189〉
ア　学術情報へのアクセス－情報システム化の経緯と取組
イ　図書館資料の電子化推進
2　図書館資料の保存　〈191〉
ア　書庫の環境管理
イ　媒体（メディア）変換
3　図書館協力　〈193〉

10　社会貢献 …… 196
(1) 地域社会との連携　〈196〉
ア　地域連携センター
イ　大学コンソーシアム大阪への参画
ウ　大阪ブランドコミッティへの参画
エ　梅田大学院コンソーシアム（準備会）〔関西経済連合会インテリジェント・アレー〕

オ　教員の社会的活動
カ　高大連携プログラム
キ　公開講座
ク　クラブ１日体験入部
ケ　大学の開放
コ　ボランティアセンターにおける社会貢献
(2) 企業等との連携　〈201〉
ア　産学官連携への取組
イ　具体的事業の展開
ウ　「受託研究」、「学外共同研究」、「委託研究」、「試験・分析」による外部資金の活用
(3) 特許・技術移転　〈205〉
ア　知的財産活動の進展
(4) 産学連携と倫理規定　〈207〉
ア　発明規程の見直し
イ　関西大学社会連携推進本部　産学官連携・知財センターの活動

11　学生生活 …… 211
(1) 学生への経済的支援　〈211〉
ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性
イ　奨学金その他学生への育英的支援を図るための措置の有効性、適切性
ウ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性
エ　奨学金委員会の開催状況
(2) 生活相談等　〈221〉
ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮
イ　ハラスメント防止のための措置の適切性
ウ　生活相談担当部署の活動
エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況
オ　学生生活実態調査に関する事項
(3) 就職指導　〈227〉
ア　キャリア形成・就職支援体制の強化
イ　2006 年度文部科学省・現代 GP の採択
ウ　キャリアカウンセリング
エ　社会動向に対応した就職支援活動の展開
(4) 課外活動　〈234〉
ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援
イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度
ウ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

12　管理運営 …… 240
(1) 教授会と大学協議会　〈240〉
ア　教授会と各学部等の運営
イ　教授会と全学的な審議機関等との連携
(2) 学長の権限と選任手続き　〈243〉
ア　学長の選任手続き
イ　学長権限の内容とその行使の適切性

ウ　学長と全学的審議機関等との間の連携協力関係
(3) 学長補佐体制の構成と活動の適切性　〈245〉
(4) 大学の意思決定プロセスについて　〈246〉
ア　大学運営に係わる意思決定システムの諸機関
イ　法人の経営意思決定システム
ウ　教学の意思決定システム
(5) 教学組織と学校法人理事会との関係　〈250〉
(6)「大学協議会」の権限と適切性　〈251〉
(7) 大学院の管理運営体制　〈252〉
ア　大学院及び各研究科の管理運営組織
イ　大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係
ウ　大学院の審議機関の長

13　財政 …… 255
(1) 教育研究と財政　〈255〉
ア　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤
イ　中・長期的な財政計画と総合将来計画
(2) 外部資金等　〈259〉
(3) 予算編成、予算の配分と執行　〈261〉
ア　予算編成方針と予算編成
イ　予算の配分と執行
(4) 財務監査　〈264〉
(5) 私立大学財政の財務比率　〈265〉

14　事務組織 …… 268
(1) 事務組織と教学組織との関係　〈268〉
(2) 事務組織の役割　〈269〉
ア　国際交流センター事務室
イ　入試課、大学院入試課、アドミッション・オフィス、入試広報課及び高大連携事務室
ウ　キャリアセンター事務室、卒業生就業支援室
(3) 大学院の事務組織　〈272〉
(4) 事務組織の機能強化のための取組　〈272〉
ア　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性
イ　教学上のアドミニストレーター養成への配慮の状況
(5) 事務組織と学校法人理事会との関係　〈274〉
ア　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

15　自己点検・評価 …… 276
(1) 自己点検・評価と改善・改革システム　〈276〉
ア　自己点検・評価委員会の発足
イ　自己点検・評価委員会の構成
ウ　資料の収集
エ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム
(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証　〈279〉
(3) 文部科学省・大学基準協会からの指摘に対する対応状況　〈280〉

ア　文部科学省への設置認可申請時等における留意事項への対応
イ　大学基準協会による相互評価に対する対応

16　情報公開・説明責任 …… 281
(1) 財政公開　〈281〉
(2) 自己点検・評価結果の公表　〈283〉
(3) 在学生・受験生に対する情報公開・説明責任　〈283〉
ア　在学生
イ　受験生

第Ⅱ編　学部・機構・大学院

法学部 …… 287
法学研究科 …… 341
文学部 …… 361
文学研究科 …… 431
経済学部 …… 451
経済学研究科 …… 491
商学部 …… 515
商学研究科 …… 569
社会学部 …… 597
社会学研究科 …… 645
政策創造学部 …… 667
総合情報学部 …… 685
総合情報学研究科 …… 735
理工系３学部 …… 763
工学研究科 …… 813
外国語教育研究機構 …… 845
外国語教育学研究科 …… 871
法務研究科 …… 895
会計研究科 …… 957

おわりに …… 989

〔資料〕

１　自己点検・評価委員会の活動記録 …… 993
２　点検・評価項目 …… 994
３　関西大学自己点検・評価委員会規程 …… 1015
４　関西大学自己点検・評価委員会名簿 …… 1017

第Ⅰ編　大　学

1　理念・目的・教育目標

(1) 大学・学部の教育理念と教育方針

関西大学は、関西で初の法律学校として、1886 年 11 月 4 日に大阪市西区京町堀の願宗寺を仮校舎に創立された。同学校の設立目的は、「近代国家の構成員として必要な法知識の涵養と普及」である。以来、学歌に謳われているように、「自然の秀麗」「人の親和」「真理の討究」「学の実化」「自由の尊重」「自治の訓練」による穏健醇厚な学風をもって成長してきた。創設後、1900 年 7 月には 1899 年公布の私立学校令に適合した社団法人「私立関西大学」、1920 年には財団法人、1922 年 6 月 5 日には大学令による大学（旧制）の基準を満たした法学部と商学部を設置する旧制大学に昇格した。1948 年 4 月に法学部、文学部、経済学部、商学部を設置した新制大学へと移行した。1958 年 4 月には工学部、1967 年 4 月には社会学部をそれぞれ設置し、1994 年 4 月に、総合情報学部を新たに設置した。さらに、変革の激しい社会の要請に応えて、2007 年 4 月には、政策創造学部を設置するとともに、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部へと発展的に改組した。このように、先人の弛まぬ努力によって現在のような一大学園に至っている。

ア　新しい大学像を求めて

1960 年代後半に起こった学園紛争を経て、第 27 代学長廣瀬捨蔵のもとで議論が重ねられてきた改革プランは、そのあとを継いだ第 28 代学長明石三郎、第 29 代学長中義勝によって次々と結実された。その一つが、現状を打破するための改革を目指して提唱されたプラン「開かれた大学」構想であった。文部省（現文部科学省）も、大学の充実策の一つとして、その後、この言葉を用いている。

本学は、「開かれた大学」構想の現実的な展開として、「国際化」と「情報化」を打ち出した。そして、幾たびかの変遷を経て、①「開かれた大学」構想の具体化、②「国際化の促進」、③「情報化社会への対応」を柱とする教学の基本戦略が立てられた。

（ア）「3・3・3 構想」を源流とした国際交流とその促進

本学の国際交流は、学是「学の実化（学理と実際との調和）」のより具体的な教学目標「国際的精神の涵養」と「外国語学習の必要」に端を発し、「開かれた大学」構想で掲げられた三つの教学目標の一つ「国際交流の促進」策にそって企画・実行されてきた。この施策は 1981 年までは各学部で個々に進められてきたが、全学的な視点にたって教学上の諸施策を進め、事務業務の一元化を図るため、1981 年 10 月に全学的な協議機関「外国人留学生に関する全学連絡会議」と事務組織「国際交流室」を設置した。1982 年、同連絡会議は国際交流委員会に、国際交流室は国際交流課にそれぞれ改められた。

第 33 代学長大西明男は 1988 年 10 月 5 日、国際交流委員会に「国際交流機構の在り方」を諮問した。同委員会は、本諮問について鋭意検討した結果、国際交流の促進と充実をさらに効率的に実現させていくために、①国際交流委員会を発展的に解消し、国際交流センターを新設すること、②国際交流委員会に代えて同センターに国際交流主事会を設置すること、を 1989 年 1 月 24 日付で学長に答申した。その後、学内の各機関において審議され、1989 年 6 月 9 日には「国際交流センター規程」が制定され、同年 10 月 1 日に国際交流センターと国際交流主事会が発足した。1981 年 5 月 26 日に学務課分室（国際交流室）としてスタートし、1982 年 4 月 1 日の改組によって国際交流課として国際交流関係の事務分掌を担ってきた事務組織も、1989 年 10 月 1 日には国際交流センター事務室と改められた。

本学の国際学術交流は、当初、学部の構成や規模などが類似した総合大学を対象校に、環太平洋の英語使用圏から 3 大学、アジアの中国語圏から 3 大学、ヨーロッパ諸国から 3 大学を選んで姉妹校として提携するとした「3・3・3 構想」に基づいて進められてきた。この基本方針に沿って学術交流に関する協定を初めて締結した大学は中華人民共和国遼寧省瀋陽市・遼寧大学で、1983 年 3 月 6 日に本学で調印がなされた。その後、1983 年 12 月 7 日には上海市・復旦大学、1986 年 1 月 10 日には米国首都ワシントン・ジョージ・ワ

シントン大学、同年５月５日にはベルギー・ルーヴェン市・ルーヴェン・カトリック大学、同年６月１日には中華人民共和国遼寧省瀋陽市・東北工学院（現東北大学）と調印され、提携校を増してきた。

1994 年までに、環太平洋の英語使用圏に 3 校、アジアの中国語圏に 3 校、ヨーロッパ諸国に 3 校という国際交流の「3・3・3 構想」は、約 10 年の歳月を経て、所期の目標に到達するに至った。

その後「3・3・3 構想」からさらに、アジア太平洋地域の大学とのネットワーク化を目指した新たな国際交流の指針「AP 構想」をうち立て、さらに、国際交流センターは 2004 年 1 月に「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざしてー」のレポートをまとめ、今後約 10 年間を射程とする国際交流政策の方向性を以下のように示した。

① 5 年を目途に学生交流のための協定校を 50 校に拡大する。また、研究者交流などの学術交流のための協定校を 5 校増やす。これによって、英語圏で 25 校、アジア圏で 15 校、それ以外のエリアで 10 校以上の大学と双方向の国際交流が実施できる。

② 本学が受け入れる留学生の数は、当面、総学生数に占めるその比率を 1.6%（約 500 名）とする。

③ 近い将来、短期滞在を含めて年間 1,000 名を超える学生を海外に派遣し、学生の国際感覚を涵養する。

このような国際交流政策によって、学是「学の実化（学理と実際との調和）」を基軸としたより具体的な教育目標「国際化の充実と促進」が具現化され、グローバル化社会に対応できる有為な人材の育成を進展している。2007 年 7 月現在、世界 37 大学と協定締結がなされ、ウェブスター大学とのデュアル・ディグリープログラムの運用などを含めた留学生の交換派遣が行われている。

このような国際交流活動とともに、2006 年 11 月に、ベルギー王国にある協定校としてのルーヴェン・カトリック大学内に本学の教育・研究面での国際化戦略を推進していく拠点として「関西大学　日本 EU 研究センター」を設置している。

（イ）情報化社会への対応

本学の情報教育は、山岡総理事（兼学長）が提唱した「学の実化（学理と実際との調和）」を構成する四つの教育目標を基軸に、理念「開かれた大学」で打ち出された三つの教育目標のうちの「情報化社会への対応」のもとに今日まで進められてきた。

わが国では、高度情報化社会が、周知のとおり、1970 年代に到来した。これには、電子技術・通信技術の急速な発展（高度情報化）によるところが大である。本学でも教育研究における情報化への対応とそれらを支える施設・設備（情報通信基盤）の整備が同時期に始められた。本学にコンピュータシステムが導入されたのは、1971 年 3 月である。工業技術研究所（現先端科学技術推進機構）内に電子計算機室が設けられ、そこに研究用装置としての計算機が設置され、数値計算や統計解析などを伴った研究に利用された。また、本計算機を利用した計算機応用関連の授業科目や一部の実習科目でも情報処理を伴った教育が実践された。

1982 年 4 月、情報化社会の進展に伴い、電子計算機室は情報処理センターと改名され、従来からの研究利用に加えて、教育及び事務業務での利用が可能な一大総合サービス機関として新たにスタートした。さらに、創立 100 周年記念事業として建設された総合図書館に併設して情報処理センターが設けられ、1985 年 1 月から「総合図書館・情報処理センター」として業務が開始された。同年 4 月には、学部の共通教育科目として、情報処理論及びその実習が社会学部と工学部で開講された。翌年には、文学部、経済学部、商学部でも開講され、全学の足並みが揃った。これは、高度情報化社会を切り開いていくために必要な情報リテラシーを学生につけさせようと考えられた試みである。

同センターはその後も順調に整備され、わが国の私学における情報処理センターとしては、有数の施設を誇るとともに、利用内容も優れている。2004 年 3 月には、既存の施設が手狭になったこともあって、総合図書館から円神館に設置場所を移し、同年 4 月、情報処理センターはインフォメーション・テクノロジーセンターいわゆる IT センターに改称された。

本学は 2004 年度にスーパーSINET の接続拠点機関に選定され、関西大学学術ネットワーク（KAISER）を新たに構築した。これによって、超高速ネットワークを活用した分散型共同研究や大容量データの共用・活

用が可能になり、本学の先端的学術研究の一層の進展が図られることになった。本システムは、2004 年 10 月から運用を始めている。

イ　「強い関西大学」の形成と 21 世紀「知識基盤社会」を先導する人材育成の教学方針

1997 年度の関西大学「学の実化－自己点検・評価報告書」を受けて、1998 年 9 月に石川啓学長（当時）に答申された関西大学将来構想委員会の最終報告は、本学が旧来の学是である「学の実化（学理と実際との調和）」のもとに、「国際化」「情報化」「開かれた大学」という三つの教学目標を掲げてきたことを確認している。その上で、これらの教育理念は 21 世紀の大学に相応しく、「個性化と多様化」「グローバル化とネットワーク化」「開放と交流」という言葉で言い表されるべきであると提言している。

また、2000 年 10 月に就任した第 37 代学長永田眞三郎は、「関西大学通信」（第 285 号、2000 年 11 月 24 日）で「学長就任にあたって」の所見を述べている。その中で、永田学長はこれまで関西大学の教学の基本方針とされてきた「国際化」「情報化」「開かれた大学」を基本にしながらも、これらを今日の社会状況の変化に相応して新しい内実を盛り込むため、新たな視点から見直すことの必要性を説いている。永田学長の所見には、「実践知の追求」「冒険力の涵養」「地域社会への貢献」「地球市民の形成」などの言葉がある。

ところで、2004 年 4 月に国立大学が法人化された。このことは、国立大学の管理運営に変化がもたらされることにとどまらず、必然的に私立大学を含むすべての大学に改革の加速化と生き残りをかけた競争の激化を促すことになった。加えて、2007 年には 18 歳人口がさらに減少し、大学全入時代の到来が目前に迫っている。各大学は経営戦略を明確に示した上で、個性輝く大学へと自己革新せざるを得ない。

このような状況下にあって、本学は、2004 年 12 月 8 日開催の理事会において、「関西大学戦略会議」と「基本構想推進会議」の設置を決定した。前者は理事会のもとに設置された諮問機関で、将来の学園計画を検討する法人と教学が一体となった委員会である。また、後者は理事長のもとに置かれた組織で、将来の学園計画を立案し、理事長に具申する委員会である。本学には、これまで理事会のもとに中期検討委員会と予算委員会が設けられ、将来の学園計画が企画・立案され、実行に移されてきた。この度の改革は、2005 年 4 月からスタートの新しい「私立学校法」の施行にあわせて、大学の意思決定のあり方を抜本的に見直したものである。2005 年 5 月には関西大学の経営理念と基本方針が理事会で決定され、「強い関西大学」の構築へ向けての決意が示された。ここに、「強い関西大学」とは、教育に強い、研究に強い、社会連携に強い、IT に強い、入学試験に強い、就職に強い、そして財政に強い、もちろんスポーツ・学術研究に強い、のことを指す。

「強い関西大学」宣言によれば、関西大学を「知」の世紀をリードし、新しい「公共」を創造する力漲る 21 世紀型総合学園と位置づけ、2005 年 1 月に中央教育審議会が答申を出した「我が国の高等教育の将来像」に掲げられている七つの機能を視野に入れながら、本学が今後目指すべき個性・特色として、「教育」「研究」「社会貢献」を本学に課せられた使命としている。

また、本学は、上記答申に示された七つの機能のうち、総合大学である関西大学が「個性輝く大学」としての機能を次のように掲げている。すなわち、七つの機能すべてを有しながらも、社会との関わりの中から優れた人材を育成すべく、本学の大学院・学部教育の一層の充実のための「高度専門職業人養成」、「幅広い職業人養成」、「総合的教養教育」及び、インターンシップの拡充、産学官連携の推進、社会人をターゲットにした講座の充実などを重点課題とするための「地域の生涯学習機会の拠点」、「社会貢献機能（地域貢献、産学官連携、国際交流等）」である。これらは、従来の関西大学の教育理念から逸脱するものではない。

このように 2006 年 11 月に創立 120 周年を迎えるまでに発展してきた関西大学ではあるが、昨今の世界や日本の政治・経済・文化の変動は、これまでの大学環境を一変させ、大学そのもののあり方に大きな「揺らぎ」を生み出してきている。本学では、上記のように、「国際化」「情報化」「開かれた大学」の三つの理念を柱に諸施策を推進し、いち早く対応してきたけれども、今大学が直面している状況は、もっと根源的かつ構造的な変革を迫る厳しいものとなっている。まさに、大学と言う制度そのものの価値と存在意義が問われ

ることになりつつある。このような時代において、今こそ大学が「21 世紀型大学」へと成熟していく好機であると捉え、時代と変化に対する鋭敏な感受性とそれを読み解く洞察力を持って、地域社会、産業社会、国際社会に対して新しい価値を積極的に提示し、具体的な成果を示すことによって、自らの存在意義を示さなければならなくなっている。すなわち、社会の発展と人類の福祉に真に貢献しうる新しい内実と力量を有した、「市民社会の中の大学」「地球社会の中の大学」の実現を目指した活動を、全学のあらゆる資源と活力を結集して行おうとしている。

これらの実現に向けて、2005 年 5 月に公表された『関西大学の経営理念・基本方針―「強い関大」の構築に向けて―』に示されているように 2005 年 12 月に、新たな改革の推進をはかるために、「関西大学中長期戦略構想策定体制」を構築し、本学における経営・教学事項についての短期 1 年、中期 4 年の行動施策を広く社会に公開しつつ、活動する運びとなり、さらに、2007 年 4 月より「長期ビジョン検討委員会」を設置し、本学園の長期的な将来像・未来像（ビジョン）を策定し、本学園の 10 年後のあるべき姿について議論を進めている。立ち上げ、ホームページ上にその施策を行動計画として示し、大学が進むべき方向を明確にした活動を展開している。

(2) 大学院の教育理念と教育方針

ア　関西大学大学院の創設とその歴史的変遷

関西大学は、1886 年 11 月 4 日に関西初の法律専門学校として創立された。1922 年 6 月 5 日には大学令による大学（旧制）に昇格し、1924 年には大学令による大学院（旧制）の設置が認可された。

第 2 次世界大戦後、わが国の学制は大幅に改められた。これを受けて、関西大学は 1948 年、新制の大学に衣替えをした。1949 年には新制大学院の設置基準が制定され、これを受けて、1950 年 4 月に法学、文学、経済学の 3 研究科からなる新制の大学院修士課程が開設された。3 年後の 1953 年 4 月には大学院博士課程がこれら 3 研究科に設けられた。

その後、1962 年には商学、工学の 2 研究科、1971 年には社会学研究科が開設された。大学院には、この時点で 6 研究科に 21 専攻の修士課程と 19 専攻の博士課程が設けられ、教育・研究機関として大学が整備された。

本大学院は、1975 年度における大学院設置基準の制定に伴って、博士課程の大学院として法学、文学、経済学、商学、社会学、工学の 6 研究科で組織の変更を行った。その後もこの設置基準に照らして新研究科が開設され、1998 年には総合情報学研究科、2002 年には外国語教育学研究科、2004 年には法務研究科（専門職大学院）さらに、2006 年には会計研究科（専門職大学院）がそれぞれ開設された。

以上のように、本学では、法、文、経済、商、社会、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部の上に大学院が設けられ、文部科学省の設置基準を十分にクリアした環境のもとに高度な教育研究を教授する体制が整えられている。また、学部・学科を有しない外国語教育学研究科と、高度職業人養成専門職大学院の法務研究科、会計研究科も設置されるなど、時代に即した大学院の改革・改編と研究科の新設が継続的になされ、わが国の高等教育の一翼を担うに相応しい大学院に成長している。

また、2006 年 4 月には、工学研究科は、前期課程については 3 専攻に、後期課程については 1 専攻に統合され、2008 年 4 月には、心理学研究科が設置されるなど、時代にあった大学院教育研究を継続的に行える体制が整えられている。

イ　関西大学大学院の設置目的と理念

学校教育法 65 条によれば、大学院の設置目的が「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進

展に寄与することを目的とする」のように規定されている。

大学院設置基準では、この目的を修士課程及び博士課程に区分し、修士課程の目的を第3条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、博士課程後期課程のそれを第4条で「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。さらに、専門職大学院設置基準では、第 2 条において、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定められている。

本学では、文部省（現文部科学省）の法令を受けて、1960 年 4 月に関西大学大学院学則を制定した。現在運用されている大学院学則によれば、その設置目的が「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」のように明文化されている。

2007 年 4 月には、研究科又は専攻ごとに、人材の要請に関する目的その他の教育研究上の目的を学則に定めて公開している。

上述からも明らかなように、本学大学院の目的は学校教育法や大学院設置基準に該当する規程に則している。大学の目的がそうした法律に則っているのは、大学院を含む学校教育の公的・制度的性格から当然のことである。しかし、本学大学院が学校教育法や大学院設置基準などに定める基準を満たす教育研究機関として承認され存在してきたことを勘案すれば、大学院の目的を設置基準などの援用だけで終わらせる必要はない。

学部の延長線上におかれた大学院の教育研究は、近年開設される独立大学院や高度専門職大学院のそれとは異なって、学部の教育理念に大いに関わっている。したがって、その設立目的は、大学の設置理念から乖離してあり得ない。また、大学院の設置の基礎となっている大学の理念と密接な関連があるのも事実である。それゆえ、本学大学院の理念を考えるにあたっては、その前提として、本学の理念を顧みるのがよい。

本学大学院の理念は、関西大学の理念の下にあり、「学の実化（学理と実際との調和）」を基軸に、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学、法務、会計の 10 研究科のそれぞれの学問分野に呼応して、個々の研究科固有の教育目的や教育目標がうち立てられている。

上述した大学院の教育理念、教育目的、教育方針などは、広報用の案内パンフレット「関西大学大学院 Information」、及び各研究科が発行しているパンフレットなどで公開されるとともに、関西大学大学院のホームページ、及び各研究科・各専攻のホームページなどでも広く公開されている。

ウ　大学院の充実

近年、各大学で大学院の充実に向けた取組がなされ、さまざまな形態の大学院、たとえば大学院大学や夜間大学院、通信制大学院などが設置されるようになってきた。各大学では、従来の研究者養成のための大学院から高度専門職業人養成を目的とする大学院へ向けて諸改革が行われつつある。本学においても大学院の充実が最重要課題となっており、大学院教育については、学術研究の推進と国際的貢献、優れた研究者の養成、高度な専門的知識・能力を持つ職業人の養成と再教育、国際化の進展への対応など、時代の要請に見合った大学院の整備・充実を図り、そのあり方を議論する委員会の設立が提言されている（『関西大学の将来構想―創造的に前進する大学を目指して―：最終報告』1998 年 9 月　関西大学将来構想計画委員会）。

現在、本学大学院には、多様な価値観と目的をもった多数の大学院生が入学し、研究科によって多少の差違はあるが、定員の充足率も従来に比較して徐々に改善されつつある。これには、一般入学試験・学内進学・留学生入学試験・社会人入学試験・飛び級入学試験など、大学院の入学試験の多様化も関係している。このような背景のもと、各研究科ではカリキュラムの改革も一層進展し、大学院を基本的には研究者養成と高度専門職業人養成に区分することで社会のニーズに応えようとしている。特に、前期課程の大学院では、いずれの研究科とも社会が求めるニーズを的確にくみ取り、幅の広い知見をもった高度専門職業人の養成に

重点をシフトしつつある。しかし、個々の学生のニーズにすべて応えるだけのカリキュラム改革には到底及ばないものの、今後とも一層の充実を図るための日常的努力が研究科長会議でなされ、改善が進行している。

(3) 教務センターの設置

ア　設置にあたって

本学では、永年にわたって個々の学部・機構事務室が独立してそれぞれの学部・機構に係わる教学事務に関する業務並びに学部・機構運営に関する業務を行ってきた。このような事務システムを全学的に見た場合、それぞれの学部でほぼ共通した事務業務が、それぞれの事務室に配置された同種の専任事務スタッフによって処理されるような形態となっており、何人ものエキスパートが求められるとともに、年間を通して人的資源を必ずしも有効に利用しているとは考えにくい状況にあった。このような状況下で、学部事務室間でのばらつきがない均質的かつ上質の学生サービスの実施や、全学的に限られた人的資源を用いて、大綱化以降大学が求められている新たな教員・学生、さらに社会へのサービスの創成、新たな教学上のチャレンジなどを企画・実施するためには、人的資源の有効利用なくしては、すでに物理的に限界に達しており、全学的に大学として次なるステップを目指した試みをスムーズに企画・支援する体制をとることは困難な状況におかれていた。

このような状況下で、大学がよりアクティブに社会に向けた活動をスムーズに行うためには、限られた人材資源を有効に活用する目的で、従来、ほぼ共通する業務であるにもかかわらず、個別に稼動していた事務組織を統合し、さらに、「教務事務」、「授業支援」、「学部・大学院運営支援」などの役割分担を明確にした上で、全学的な一元化のもとに組織立てられたエキスパート集団を組織し、その活用によって、全学的レベルでの人材資源の有効活用が実現可能な「教務センター」を平成 18 年 9 月 21 日に立ち上げることになった。

この新しい事務組織の立ち上げに向けては、平成 16 年 6 月 23 日付けの企画調査課「教務事務センターの設置について」の文書に基づいて「教務事務センター検討プロジェクト」を発足させ、先駆的な他大学の事例調査、教務事務センターへの移行にともなう問題点のシミュレーション等を用いた整理・検討がなされ、その結果に基づいて、約 2 年間の検討期間をもって、「教務センター」を稼動するに至っている。

この間の議論については、「教務事務センター（仮称）構想に関する検討結果報告書」（平成 17 年 2 月 10 日）に引き続き、「教務センター構想に関する検討結果報告書（第 2 次）」（平成 17 年 9 月 21 日）、「教務センター構想に関する検討結果報告書（第 3 次）」（平成 18 年 1 月 6 日）に詳しく述べられ、最終的に業務の移行に当たっては、上記報告書に示されている議論を踏まえた「教務センター設置に関する移行計画（第 4 次報告）」（平成 18 年 7 月 19 日）がその詳細を報告している。

この「教務センター」への移行は、単なる学部事務組織の改組にとどまるものではなく、学長のリーダーシップの下での大学の教学ビジョンに係わる企画・立案機能の強化に向けた人的資源のさらなる活用、さらに、教員の個人研究や共同研究など研究に関する事務支援組織の強化のための「研究支援センター」の開設など、事務組織再編による全学的な学生・教員への支援体制の強化を目指すものでもある。

イ　組織の概要

（ア）グループ制による柔軟な業務遂行体制

教務センターにおける職務遂行については、課業ごとにセンター内での人員の流動性を確保するため、大きくは 3 グループ（「教務事務グループ」、「授業支援グループ」、「学部・院・機構事務グループ」）を編成し、さらにそれぞれチーム制をとった体制を採用している。

a　教務事務グループ

このグループは、学部・大学院研究科のカリキュラム編成、時間割編成、定期・平常等の試験、学籍、各

種資格課程及び各種証明書に関すること等の教務事務全般を分掌している。

また、このグループでは、各学部・研究科の執行部及び教授会・研究科委員会が教育の質的向上を目指してカリキュラム改革をはじめとしてさまざまな教務関連事項を改善するにあたって、教務の知識に精通した担当者がチーム体制でそれをサポートしている。また、全学共通教育推進機構の各委員会（FD 部門委員会及び授業評価部門委員会を除く）についても担当制を採用して対応している。

b　授業支援グループ

このグループは、教員に対してパソコン等の IT 機器・設備の利用案内・促進や資料の印刷業務、教務補助を行う SA（スチューデント・アシスタント）の管理などの授業支援業務を行う。また、全学共通教育推進機構の FD 部門委員会及び授業評価部門委員会についても担当している。

専任職員を教務センター内に配置し、総合的な支援を行うとともに、学舎エリアごとに、印刷機、パソコン等の機器を充実させ、担当者（教務補助 SA を含む）を配置した授業準備のためのステーションを各学舎に 1 室ずつ設置し、授業サポート体制を充実させている。

なお、理工系 3 学部の技術員、外国語教育研究機構の視聴覚担当職員もこのグループに所属している。

c　学部・院・機構事務グループ

学部・大学院・外国語教育研究機構においては、教務センターのブランチとして、従来の学部事務室のように 1 学部 1 部署ではなく、学舎エリアごとに「オフィス」が設置され、チーム制でその業務に携わっている。そこでは、教授会・研究科委員会のほか、各種会議等における執行部の運営サポート及び学舎管理が主な業務となっている。教授室（教員・講師控室）及び文学部の合同研究室や社会学部の実習準備室の管理・運営もこのグループの業務に含まれている。

執行部運営のサポートは、教務事務グループとの緊密かつ強力な連携のもとに遂行されている。

なお、専門職大学院については、専門職大学院事務グループを形成して、法務研究科及び会計研究科の執行部運営サポートに加えて、院生に対する庶務的な支援業務及び院生研究室を含む学舎管理も担当している。

平成 19 年度の全学的な教務センター組織を表Ⅰ-1-1 に示す。

表Ⅰ-1-1　教務センター組織

部署	グループ	チーム
教　務 センター	教務事務 グループ	授業時間割チーム
		試験チーム
		庶務・学籍チーム
		資格チーム
	授業支援 グループ	授業支援チーム
		技術員チーム
	学部・院・ 機構事務 グループ	法・文・政策創造学部・外国語教育研究機構事務チーム（法・文・外国語教育学研究科を含む）
		経済・商・社会学部事務チーム（経済・商・社会学研究科含む）
		理工系学部事務チーム（工学研究科含む）
	高槻キャンパス グループ	総合情報学部事務チーム（総合情報学研究科含む）
		高槻キャンパス事務チーム
	専門職大学院 事務グループ	法務研究科・会計研究科の事務に加えて心理学研究科設置準備業務も担当

（イ）設置場所

第 2 学舎 1 号館の 1 階に教務センターが設置され、表Ⅰ-1-1 に示すような組織のもとで、学舎エリアごとに教務センターのオフィスが配置されている。そこでは、学部・研究科・外国語教育研究機構の執行部教員に対する支援が行われている。また、学舎単位に授業支援を行うスタッフが常駐するステーションも合わせて配置されている。このステーションに配置されたスタッフが、教室等での授業運営のサポートを、授業科目担当者のニーズにオンデマンドで対応している。

ウ　設置に基づく問題点

「教務センター設置に関する移行計画（第4次報告）」（平成18年7月19日）においても、従来の学部事務組織からの改編による問題点が指摘されている。さらに、平成19年9月以降の新組織への移行にともなう過渡期の問題（特に、従来組織との切り替えにおいて発生するさまざまな摩擦の問題、新システムに対する誤解、業務の引継ぎの不十分さに基づく問題など）並びに新組織としての機能上の問題などが、複雑に絡まりあいながら発生している。

従来、個々の学部で手厚く行われていた事務業務を全学的観点で統合し、一元化されたわけであるから、移行当初は当然のこととして混乱は生じるものである。しかしながら、旧システムにおいて存在した個々の業務はすべてカバーされており、このような一元化にともなう人材資源の有効活用によって、新たに手厚い授業支援などの制度が導入されるなどの教育環境の改善へ向けた試みがなされている。

教務センター設置の本来の趣旨に従った成果を得るためには、過渡期の問題は少し時間をかけて、教職員の意識改革を含めて検討する必要はあるものの、できる限り早期に教務センターが、全学的立場に立って、本学の教学を支えるために必然的に求められる機能の強化・改善及び事務能力の向上を目指した、関西大学の発展に寄与することができる組織として充実した活動を行うための議論に入らなければならない。これらの議論は、学部執行部の教学主任によって構成されている教学委員会で今後しっかりと時間をかけて行うことが予定されている。

ここに示した教務センターは、激しい大学間競争の中で、関西大学が今後生き残りをかけて取り組む多くの事柄を、全学的な議論でかつ全学的な学部・機構・研究科の協力体制のもとに、効率的に遂行していく組織として活動するためのモデルとなるものであるといえる。

すでに、教務センターへの移行にともない、大学の教学ビジョンに係わる企画・立案機能の強化によって、学長課での企画・立案に係わるスタッフが厚みを持ち、文科省など学外への企画・立案としてのフォーラムの開催の提案、GP 申請、その採択が円滑に行われつつある。また、「研究支援センター」の充実によってCOE申請などへの手厚い対応が実現するに至っている。

このような状況を踏まえて、さらに、今回の教務センター設置において学んだ多くの事柄を材料に、教員・学生へのかつてのサービスを犠牲にするのではなく、全学的な理解と協力並びに意識改革によって効率化可能なものと大学教育としてゆとりあるものとして存続させるべきものとの選別を的確にかつ迅速に行い、全学的な教学のレベルアップを目指した取組を実現するために継続した議論がなされなければならない。このことが関西大学の教学の充実に向けての今後の最大の課題であるといえる。

(4) 教育理念の点検・評価

【現状の報告】

本学における建学の精神は、創設された関西法律学校が教授する学問分野とも相まって、「正義と自由」である。その後、山岡順太郎が1922年6月の大学への昇格を機に「学の実化」を提唱した。そして、これを具体化した教育の基本方針の一つが、「学理と実際との調和」である。これは、本学にとってはきわめて重要な教育理念である。

この教育理念は現在、「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」及び「情報化社会への対応」として時代の要請のもとに解釈されている。本学に設置されている法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、総合情報学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部はその設立時期はそれぞれ異なっているが、本学の学是並びに教育理念、教育目的、教育目標を基本に、たゆまぬ自己改革を行いながら、それぞれの学問分野に相応しい教授陣と教育カリキュラムを備えて、今日に至っている。大学及び各学部の教育理念等は学則等に明文化されており、また、大学の広報用パンフレット「大学案内」や、各学

部パンフレット、及びホームページで広く公開されている。

本学は、「関西大学学則」における第 1 章通則の第 1 条で大学設置の目的を「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、情報学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させること」と宣言している。その第 1 条の 2 第 1 項では前文を受けて、「本大学は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行う」とし、その 2 項で「前項の点検項目及び実施体制に関する規程は、別に定める」と規定している。

大学院は、学校教育法 65 条によって、その設置目的が「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」のように規定されている。大学院設置基準では、この目的を修士課程及び博士課程に区分し、修士課程の目的を第 3 条で「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする」と定め、博士課程後期課程のそれを第 4 条で「博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」と定めている。また、専門職大学院設置基準では、第 2 条に、「専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする。」と定めている。

本学では、文部省（現文部科学省）の法令を受けて、1960 年 4 月 1 日に関西大学大学院学則を制定している。現在の大学院学則によれば、その設置目的は「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」とされている。さらに、各研究科の教育研究上の目的が第 3 条の 2 として明記されている。

このように、教育研究の実践目的とその後の自己点検・評価の実施を大学や大学院の規則の最初に謳い、持続的な教育研究の質の保証に向けて全学をあげて取り組む姿勢を明確に示している。具体的な自己点検・評価に関する規程は、1993 年 7 月に関西大学自己点検・評価委員会規程として明文化されている。これを受けて、1993 年 10 月には自己点検・評価委員会準備委員会が発足している。本格的な委員会発足への準備期間を経て、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立されている。この委員会は 2 年を一期として活動し、委員会の活動終了時に報告書を作成する職務を担うものである。活動においての点検・評価項目は委員会において定められている。

自己点検・評価委員会の職務は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的視点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告することである。大学の構成員や各機関はこの報告をもとに、その改善を相互協力のもとに行っている。以上のように、大学自らが自己点検・評価する機能を有しており、大学の教育理念に則って各機関が運用されているか、精査できるようになっている。

2008 年 10 月の寄付行為の改正に伴い、より実効性を高めた活動を実践するために、本学自己点検・評価体制の見直しが現在議論されている。

【点検・評価】

ア　大学・学部

本学の「建学の精神」は述べてきたような経過を辿ってきたが、大学の理念・目標という観点から見た場合、どのような問題点があるだろうか。

まず、本学には学内で大学の理念に関わるさまざまな言葉が日常的に使用されているが、そこにはかなりの広がりやばらつきがある。たとえば、関西大学を語るに際して、建学の理念・精神、学風、学是、教育理念、教育目標、教学方針という言葉が頻繁に使われているが、それぞれの言葉の意味内容、相互の関係や位

置づけが不明確なままになっているきらいがある。抽象的な理念と具体的な方針の間で、または上位概念と下位概念の間で、それぞれの言葉をどのように使用すべきか未整理な面も残っている。

次に、全学的に受け入れ、教育、研究、地域貢献の具体的な施策が進められてきた教学の三つの教育方針である「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」及び「情報化社会への対応」は、当初、関西大学の独自性と先見性を発揮した施策として評価されてきた。今日では、類似の目標を掲げた大学が多く出現し、新鮮な印象や未来志向のイメージが乏しくなってきている。本学の理念は、その時代に合わせた表現がなされてきた。最近では、「学の実化（学理と実際との調和）」の現代的表現として、「知的創造空間」あるいは「知と技のデザイン工房」などの表現で言い表されるようにもなっている。

また、長年各学部の教育理念が必ずしも同次元で整理されていない問題を抱えていたが、2007 年 7 月の文部科学省通達にしたがって、学則に新たに各学部の教育などに関する目標・目的が明記されることになっている。このことによって、本学が目指す教育の指針が社会に明確に示されることになる。

イ　大学院

本学には、現在、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学からなる旧来型の大学院 8 研究科と、専門職大学院の法務研究科、会計研究科が設置され、高度で極めて専門性の強い教育研究が展開されている。このように、大学院組織は 121 年の歴史の中で徐々に拡大され、充実した教育研究へと環境整備がなされ、人文科学、社会科学、自然科学の広い分野を包含する総合大学院として成長している。

一方、本学の大学院もいくつかの今日的課題を抱えるようになっている。すなわち、

① わが国の高等教育政策によって、多くの大学院が開設され、大学院の入学定員が独立法人化した旧国公立大学を中心に大幅に増員され、他大学の大学院に比較的容易に入学できるようになったため、本学からも多くの学生が他大学に進学するようになり、本学の大学院に進学する学生に限界が現れ出したこと。この現象は工学系で著しい。

② 自然科学系に比較して、人文・社会科学系の大学院修了者の社会的ニーズと社会の受け入れ体制が十分に整っているとは言い難い。

③ 少子化や学力不足の傾向から、従来に比べて、大学院学生の質の低下が現れ出したこと

④ モチベーションの低い学生が大学院に進学するようになってきたこと

などである。これらの課題が直ちに解決できるとは思われないが、

① 他大学の動向を見ながら、授業料や奨学金などのあり方を検討すること

② 社会のニーズをくみ取り、それに見あうように組織を改編するとともに、魅力ある学問分野を取り入れたり、前期課程ではこれまで以上に教育に重点を置いたりすること

③ TA や RA などの制度を充実させ、大学院生が教員とともに教育や研究にあたっている実感を体験させ、モチベーションを高めさせるような仕組みを形成すること

などが必要である。

文部科学省は、今日、世界に通用する高度な研究大学院の拠点づくりを推進し、若手研究者の養成に優れた研究機関を財政的に支援している。本学は、2007 年度に、グローバル COE プログラムでの採択をはじめとして、大学院教育改革支援プログラムにおいても採択されるにいたっている。今後、本学が重点的に進める研究分野をできるだけ特定し、世界で活躍する若手研究者養成プログラムを具備した優れた研究機関として、引き続き社会から認知される大学院教育を実施していく必要がある。

(5) 大学としての健全性及び学生のモラルの確保等

本学は、学是「学の実化（学理と実際との調和）」を基本に、「開かれた大学」構想の展開、「国際化の促進」及び「情報化社会への対応」を教育方針として大学院と学部の教育研究がなされている。これらは、大学の学則でも謳われており、大学を運営するために必要な諸規定を定め、それに則って、アカウンタビリティーに優れた教育がなされている。以下では、大学が健全性を保ち、学生のモラルを確保するための諸施策について述べる。

【現状の説明】

ア　セクシュアル・ハラスメント

本学では、人権問題への取組の一環として、セクシュアル・ハラスメントの防止のための措置及びセクシュアル・ハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し必要な規程「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」（1999 年 10 月）を制定し、本学において、すべての学生及び教職員に公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究及び就業の機会並びに権利を保障することを宣誓している。これに基づいてセクシュアル・ハラスメント防止委員会やセクシュアル・ハラスメント調査委員会が設置されている。教育・事務職員をはじめ、新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに係わるパンフレットを配布したり、ガイダンスを行ったりしている。また、教育・事務職員からなる相談員を置いている。規程制定と同時に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」も作成された。現行のセクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン等は、これまでの経験から、被害者にとって必ずしも利用しやすい制度とはなっていないこと、また、ハラスメントの深刻度に関わらず一律に対応する仕組みになっており、問題解決のための柔軟な対応を困難にしていること、といった指摘を受けているので、その改正のための作業が進められている。

ハラスメントには、セクシュアルなものだけでなく、アカデミック・ハラスメントやパワー・ハラスメントのようなものもある。これらに関しては、関西大学研究倫理規準第 3 条「(4)共同研究者、研究協力者、研究支援者等を自分と対等な人格として尊重し、研究活動に参加する大学院学生や学部学生等に対する不当な取扱いや抑圧による制限などをしない。」と定めその発生を抑止している。

イ　倫理綱領

私立大学連盟では、2003 年 3 月、その総会で「教員倫理綱領」の明文化を推進することが決議された。これを受けて、「教員倫理綱領」作成委員会が編成され、本学の教育職員もそのメンバーとして綱領づくりに参画している。

本学では、2007 年 1 月に関西大学研究倫理規準を制定し、研究活動に関する具体的な倫理要綱として策定している。

ウ　賞罰規程・コンプライアンス

本学は、従来、「学校法人関西大学職員就業規則」（1953 年 4 月制定、1994 年 3 月廃止、1994 年 4 月再度制定）第 48 条において職員の表彰及び懲戒に関する条文を設け、別途「賞罰規程（就）」（1953 年 4 月）を制定していた。本規程は、その後、数度にわたって改定されてきたが、懲戒に関する条項に関しては、その処分の対象が不明確で、かつ制裁の内容もあまりにも大ざっぱ、かつ、不十分との指摘を受けてきた。そのため、2002 年に改正の作業に入った。そして、「賞罰規程（就）」（2003 年 4 月改定版）は、懲戒処分のみを規定する規程として「職員懲戒規程（就）」（2003 年 11 月）に改訂された。なお、表彰に関する条項は「賞罰規程（就）」（1953 年 4 月）でもその第 2 条で『表彰は、職員表彰規程により行う』と定められており、その規程が「職員表彰規程（就）」（1966 年 10 月）、「職員表彰規程運営内規（就）」（1966 年 10 月）で別途規定されている。

コンプライアンス（法令遵守）あるいは危機管理体制の整備は、企業のみならず、大学にあっても喫緊の解決すべき課題である。本学は、コンプライアンスの一環として、まず「ソフトウェア管理規程」（2004 年 7 月）を制定した。これは、情報化社会の一層の進展に伴って、多くのソフトウェアが市場に出回り、市民の多くがその恩恵を受けているが、反面、その不正使用もあとを絶たないといわれている現状を鑑みての対応である。ソフトウェア著作権の保護の重要性を強く認識し、社会に対して、本学がソフトウェアの違法な使用を防止し、もってソフトウェアの適正な利用を教育機関として推進することを宣言したものである。

なお、本学においては、2003 年 10 月の副学長制度導入によって、副学長（総務・学生担当）がコンプライアンスや危機管理を担当することになっている。

学生に対して、学則及び諸規程に違反した場合、学生の本分に反する行為があった場合についての処分を明文化した「関西大学学生懲戒処分規程」が 2007 年 5 月に、学生の権利保護に配慮しつつ、懲戒処分手続きの透明化・統一化を図るために制定されている。

エ　個人情報の保護

本学は、全学的な取組として、学生に「インターネット利用に関する誓約書」を入学時に求めている。

また、2005 年 4 月全面施行の「個人情報保護法」の定めを遵守するため、全学的な対応として、「関西大学個人情報保護規程」（2005 年 1 月）を制定している。本規程は、高度情報通信社会の進展に伴い、個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、学校法人関西大学及び法人が設置する学校における個人情報の取扱いについて遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の適切な保護に資することを目的に、制定されたものである。これは、主として情報機器（コンピュータ）を介した情報の氾濫と無秩序さから個人情報を守り、その管理を厳格にしようとしたものである。と同時に、コンピュータ以外でも扱われている個人情報について全学を上げて総点検し、たとえば、ホームページの点検、大学諸機関が発行している印刷物の内容確認、教授会等の各種委員会での配布資料の点検などを実施し、個人情報の保護に努めている。そして、個人的な情報を含む内容については、その公開の是非を精査し、不適切なものについては除外するなど、今後適切な対応がとれるように個人の意識高揚をも含めて、実施している。なお、会議の資料については、一部を回覧とし、必要でない個人情報が可能なかぎり流出しないように努めている。

【点検・評価】

本学は、すべての学生及び教職員に公正、安全で快適な環境のもと、学習、教育、研究及び就業の機会並びに権利を保障することを宣言している。そして、大学としての健全性や学生のモラルの確保等を目指して、これまでもさまざまな取組がなされてきた。しかし、これらの施策は往々にして対処療法的で、対策が事後にとられてきたようなところもある。これは、ことの本質からやむを得ないことのように思われるが、今後とも一層の努力と改善が必要である。

2　教育研究組織

本大学には、学部の教育研究機関として、法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部が設けられ、それぞれが学生を受け入れて専門教育を教授している。また、学部における外国語教育を教授する教員が所属し、学部学生を有さない外国語教育研究機構が設置され、全学の学生を対象とした語学の基礎教育にあたっている。これらのうち、1958 年に 4 学科（機械工学科、電気工学科、化学工学科、金属工学科）として創設された工学部は、2007 年 4 月にシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部体制に改編されるとともに、政策創造学部が開設されている。

今後の学部教育の方向は、教育の質保証を如何に確保するかである。学部の規模を小さくし、できるだけ少人数の教育が提供できるように組織や施設などをチェックし、その充実に努力しなければならない。

次に、大学院の教育研究機関として、学部に接続された法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学の 7 研究科と、大学院のみの外国語教育学研究科が設けられ、いずれの研究科にも博士課程の前期課程と後期課程が置かれている。また、2004 年 4 月には高度職業人を養成するための専門職大学院法務研究科が、さらに、2006 年 4 月には会計研究科が設置された。これら 2 研究科はいずれも専門職学位課程の大学院である。なお、心理学系の研究科が 2008 年度より設置され、さらに、心理学系の専門職大学院となる専攻の設置も計画されている。

以上の教育研究組織は、文部科学省の設置基準はもとより、学内諸規程に則って適切に整備・運営されている。学部と大学院の教育研究は、本学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」に則って、それぞれ特徴のあるカリキュラムのもとに実践されている。

本学には、教育研究機関としての学部、大学院のほかに、主として研究活動を実践する機関すなわち東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、先端科学技術研究機構及び人権問題研究室が設置されている。これらの機関では、本学独自のプロジェクト研究や、文部科学省の「私立大学学術研究高度化推進事業」などに積極的に応募して採択された先端分野における大型のプロジェクト研究を推進している。これらの事業で得られた成果は学部と大学院の教育研究にフィードバックされるとともに、世界水準の研究拠点形成と若手研究者の育成を目指した取組に発展できるように整備充実を図っている。

2006 年 9 月には、事務組織の大幅な改編がなされ、学長室や教務センター、研究支援センターなどが設られ、教育と研究に「強い関大」を確立するための支援体制が整備・充実され、より一層の発展が期待される。

(1) 教育研究組織の概要と点検・評価

【現状の説明】

ア　学部・学科

本大学には、現在、法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部が設置されている。10 学部のうち、法、文、経済、商、社会の 5 学部には、2003 年 3 月まで第 1 部（昼間）のほか、第 2 部（夜間）が設けられていた。

第 1 部の教育は、総合情報学部の高槻キャンパスを除いて、他の 6 学部は千里山キャンパスで行われている。一方、第 2 部は、勤労者の勉学の便を顧慮して、1994 年 3 月までは天六キャンパス（大阪市都島区天神橋 6 丁目）に置かれ、そこで教育がなされてきた。1980 年代から第 2 部に通学する学生の資質が変化するようになったことと併せて、第 1 部と第 2 部で学ぶ学生の一体感を醸成するため、第 2 部を天六キャンパスから千里山キャンパスへ移した。その結果、教育を提供する体制を第 1 部と第 2 部に区分しておくことの有意性が薄れ、2003 年 4 月に第 1 部・第 2 部（夜間）制は昼夜開講制に改編された。すなわち、同制度のもとに、1 講時から 7 講時の履修時間帯に応じてデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）に区分して教育がなされるようになった。なお、社会学部は、2003 年 3 月まで、第 1 部（昼間）と第 2

部（夜間）の教育課程に特徴を持たせ、異なった学科・専攻による構成とカリキュラムで運営されてきたが、1 講時から 7 講時までにわたる系統立った教育メニューの提供といった教育体制に対応することが難しくなったため、フレックスコース（夜間主）を廃止した。残る 4 学部もデイタイムコース（昼間主）とフレックスコース（夜間主）からなる現行制度の見直しを行い、文学部が 2006 年 4 月から 2 コースを統合してデイタイムコースに、法学部、経済学部、商学部が 2007 年 4 月から文学部と同様に改編された。

各学部の学科構成は、10 学部のうち、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報の 7 学部は単一の学科（それぞれ総合人文学科、経済学科、商学科、社会学科、政策創造学科、総合情報学科）からなっている。一方、法学部は法律学科と政治学科の 2 学科（ただし、2008 年 4 月より単一学科へ改組の予定）、システム理工学部は、数学科、物理・応用物理学科、機械工学科、電気電子情報工学科の 4 学科、環境都市工学部は、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科の 3 学科、化学生命工学部は、化学・物質工学科、生命・生物工学科の 2 学科となっている。

これら 10 学部のほか、2000 年 4 月には、バランスのとれた外国語運用能力を育成するとともに、これに裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指した外国語教育の展開を目的に、外国語教育研究機構が独自の教授会をもつ組織として設置された。本機構は、学部の外国語基礎教育を行うことと、大学院生（外国語教育学研究科）の教育研究を指導することを責務としている。

イ　大学院・高度専門職大学院

本学の大学院には、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科が設置されている。研究科はいずれも博士課程の大学院で、前期課程と後期課程からなる。前者には 14 の専攻が、後者には 12 の専攻が設けられている。さらに、2008 年 4 月には、心理学研究科が設置される予定である。また、専門職大学院として、2004 年 4 月には、法務研究科（法科大学院）が創設され、2006 年 4 月には、専門職大学院会計研究科が創設された。

また、グローバル COE の採択にともない、2008 年 4 月より文学研究科に文化交渉学専攻が新たに設置される予定である。

ウ　研究所

本学には、上述の教育研究組織のほかに、研究活動を中心に展開する組織として、東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構（旧・工業技術研究所）、法学研究所及び人権問題研究室が設置されている。

エ　教育研究組織を点検する体制

本学は、大学全体の教育研究水準の向上を図る目的で、1993 年 7 月に関西大学自己点検・評価委員会規程を制定し、1993 年 10 月に自己点検・評価委員会準備委員会を発足した。本格的な委員会発足への準備期間を経て、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立された。この委員会は 2 年を一期として活動し、委員会の活動終了時に報告書にまとめ上げることを職務とするものである。

自己点検・評価委員会は、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告書をもとに、全学的視点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告する。大学の構成員や各機関は本報告をもとに相互に協力して改善を図っている。

同様に、各学部等に係わる点検・評価事項は、各学部等に設置されている委員会（教学体制委員会、学部充実委員会、将来構想委員会など、学部によって名称等は異なる）や学部執行部によって検討される。

本学は、1993 年の自己点検・評価委員会発足以来、報告書等の刊行物の公表等によって、社会的評価を受けているが、全学的な事項については、1952 年に加盟した大学基準協会による相互評価（1998 年 4 月 1

日付）以外には、学外者による評価を正式に受けていない。ただし、工学部では、2002 年度に先端マテリアル工学科（当時、材料工学科）が日本科学技術者教育認定機構（JABEE）による JABEE プログラムを受審し認定された。さらに、2005 年度、化学工学科と都市環境工学科が JABEE プログラムを受審し、認定されている。

理工系 3 学部では、工学部として、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関する事項を加えている。それに基づいて、2002 年度には研究活動に関する外部評価を、2004 年度には教育に関する外部評価を受け、将来の学部改革、学科改革に資する貴重な意見、助言を得た。

【点検・評価】

ア　学部・外国語教育研究機構

本学の学部の多くは、従来からの伝統的な学部構成を現在のところ維持している。そこでは学問の特徴を系統的に捉えて運営されているのに対し、新しい流れの学部はむしろ現代の社会的動向や事象に沿った構成になっている。本学の伝統的な学部構成は 121 年の長きにわたる経験と実績から得たもので、学問体系という視点から一定の合理性が評価できる。

一方、本学でも、情報化社会のニーズに応えて総合情報学部が創設され、現代の社会的動向に対応する努力が払われてきた。この総合情報学部では、われわれの直面するさまざまな領域の問題を「情報」の視点から解明し、その理論的知識とコンピュータリテラシーを身につけた人材を育成することを目的に、教育研究が行われている。そのため、カリキュラムは、文理総合型をコンセプトとして、人文科学、社会科学、自然科学の 3 分野を総合した独特の構成になっている。2007 年に創設 14 周年を迎え、社会の評価も定着してきた。

また、2000 年 4 月に発足した外国語教育研究機構は、前述のとおり、バランスのとれた外国語運用能力を育成するとともに、これに裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指す外国語教育を展開しようとするものである。このため、人的構成としては、外国語教育を専門とするネイティブスピーカーと、外国語としてその言語を学び高い運用能力を身に付けた日本人教員をバランスよく配置し、これらの構成員によって、異文化共生のための基本的資質を磨く複数外国語習得を目指すとともに、応用言語学、外国語教授・評価法、マルチメディアを利用した教材開発などの研究を科学的な手法に基づいて精力的に行っており、常に最先端の外国語教育が提供できる態勢を整えつつある。今後、同機構が本学の外国語教育において主導的役割を担うとともに、学外に向けても積極的に情報発信していくことのできる組織に発展していくことが期待できる。

さらに、変革の激しい社会養成に応えて、国家及び国際レベルの政治経済の動きの中で、絶えず新たに生起する現代社会の諸課題を総合的に判断し、対処しうる基本的な知識と政策立案能力を身につけた人材の養成を目的として、2007 年 4 月に政策創造学部が設置された。政策創造学部では、学是としての「学の実化」に従って、それぞれの都市・地域社会が抱える問題を、歴史的・文化的に固有の問題として解決することのできる都市・地域社会、各種組織、さらに企業において求められる人材育成を目指している。

従来の工学部には、理系の基礎となる分野はわずかに教養教育を担当する数学、物理、化学、生物の部門のみで、学部・大学院の学生を有する基礎分野の本格的な専門学科が欠けていた。このような状態は総合大学として不十分で、工学部のさらなる発展を図るためにも理工学部的な各専門分野を包括した内容で学部を再編すべきであるとの指摘がなされていた。このような状況を鑑み、工学部はここ数年、学部と大学院の将来構想を検討し、次のような改編を実施することで合意され、2007 年 4 月に、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部からなる 3 学部体制に改編し、より機動的で社会のニーズにあった教育が展開できる体制づくりを構築した。このように、工学部は時代の要請に沿って新たな組織に生まれ変わった。

「21 世紀 COE プログラム」のような政策が打ち出される昨今の状況を鑑みれば、競争力のある分野に専門化ないし特化することも一考の余地がある。今後とも学部・学科のあり方を点検し、社会のニーズや要請に柔軟に応えられるように機関の充実を目指さなければならない。

これに加えて、最近「学部」を学生の所属する単位と位置づける一方、教員の所属単位を別の枠組みとする斬新な構想も登場してきている。すなわち、学生が所属する学部組織と教員が所属する研究組織（研究所など）を分ける構想である。これは、教育と研究の質の向上のため、学部をより小さな機関に再分割し、それに関連する大学院が設けられるような場合、それぞれの機関に教員を配置すれば、関連学問分野間での教員人事の重複や研究施設等の無駄が生じる可能性がある。したがって、関連学問分野間での研究と教育の両面で従来の「学部」組織にどのような役割を担わせるべきかといった課題を抜本的に検討することは、十分意義がある。

イ　大学院

近年、大学の評価に大学院の充実度が重要な要素とされるようになってきた。大学院の充実策の一環として、高度専門職業人養成のための研究科の開設や、世界をリードする先進的若手研究者養成拠点の開設が進められている。このような大学院改革を機動的かつ迅速に進めるためには、その運営組織の改革も重要で、同時に改善が求められている。

本学においては、大学院の組織改革が次のように進められてきた。すなわち、大学院部長の教務を補佐する大学院部長代理が 2001 年 4 月から置かれた。また、2002 年 4 月には、従来、大学院部長と各研究科から選出された研究科長及び大学院委員 2 名によって構成され運営されてきた大学院委員会が、大学院部長と同代理及び研究科長によって構成される研究科長会議に改編された。この目的は審議・決定の迅速化にあった。さらに、各研究科レベルでは、学位記の授与者を従来の大学院部長名から各研究科長名に変更するなど、研究科長の権限を実質化ないし強化する方向で組織の見直しがなされた。その結果、研究科長を補佐する研究科長代理が新たに設けられ、各研究科の執行部体制に一歩前進がみられた。これら一連の改革に加えて、2003 年 10 月からは学長を大学院の管理・運営の責任者とし、大学院部長職を廃止した。これによって、学長が大学院の基本方針・基本戦略の策定・提示及び各研究科の連携・調整を担う者として位置づけられたが、実質的には副学長（大学院・研究担当）が学長の職務を補佐・代行し、研究科長会議の議事運営等の大学院の管理・運営の任にあたっている。また、2006 年 10 月からは、学部（機構）と大学院の各研究科を一体的に運用し、学部教育と大学院教育が一貫性をもって運用されるよう、学部長・外国語教育研究機構長が、研究科長を兼任することになり、これによって、教育と研究の接続がスムーズになり、高度な専門知識を兼ね備えた人材養成の体制が整えられた。このようなさまざまな改革によって、大学院における長年の懸案事項が本格的に解決されるようになった。大学院のさらなる飛躍のために、今後とも、改革のスピードを緩めることなく、継続的に改善していくことが必要である。

ウ　自己点検・評価体制

本学には、2 年ごとに自己点検・評価を行い、その結果をまとめて報告するための組織「関西大学自己点検・評価委員会」が形成されており、自助の努力によって教育研究組織の改善が可能なシステムが構築されている。さらに、2005 年 1 月には「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が敷かれた。

関西大学戦略会議（理事会の諮問機関）の下に教学専門委員会が設置され、より迅速に教学に係わる改善・改革事項が検討できる体制が整えられた。

2008 年 10 月の寄付行為改正に向けて、より実効性の高い組織作りに向けた、現在自己点検・評価委員会のあり方について議論がなされている。

3　教育内容・方法等

文部科学省令によれば、大学は、学校教育法第 52 条において、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」と定義されている。その教育課程の編成には、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」に教育することが大学設置基準第 19 条で求められている。

本大学は、これらを受けて、本学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」のもとに、「関西大学学則」（1948 年 3 月）第 1 章第 1 条で設置の目的を「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、社会学、政策学、情報学、工学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする。」と謳い、法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部を設置している。いずれの学部もそれぞれの専門分野の学問を教授するが、と同時に、21 世紀型地球市民にふさわしい幅の広い教養教育の実践を教育の方針としている。

一方、大学院は、学校教育法第 65 条において、「学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて文化の進展に寄与することを目的とする」と、その教育目的が規定されている。本学の大学院は、これを受けて、本学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」をもとに、「関西大学大学院学則」（1960 年 4 月）第 1 章第 1 条で設置の目的を「本大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、人類文化の進展に寄与することを目的とする」と定め、法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科と、高度職業人養成の専門職大学院としての法務研究科、会計研究科を設置している。いずれの大学院研究科においてもその研究教育の実践において、関西大学の理念「学の実化（学理と実際との調和）」のもとに、それを現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院として、わが国の高等教育の一翼を担うことを目標にしている。法学から外国語教育学までの研究科は、いずれも博士課程の研究科で、前期課程と後期課程からなる。また、前述のとおり、法務研究科と会計研究科は専門職学位課程である。

「関西大学大学院学則」第 1 章第 2 条によれば、博士課程前期課程では「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」、博士課程後期課程では「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」、専門職学位課程では「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を養うこと」を教育目標に定めている。本学は、大学院での研究教育実践に求められている目的・目標を達成するため、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）9 条 2 号に規定する資格に合致する教授陣をそろえ、高度な教育研究環境が継続的して維持できる体制を整えている。

上述した学部・大学院の理念、目的、教育目標等は、関西大学の学則、シラバス、ホームページ、広報用のパンフレットなどで公開され、学部生及び大学院生はもとより、社会一般に広く開示されている。

次に、上述の理念、目的を達成するための教育課程が各学部、各大学院に設けられ、それぞれの専門分野に相応しいカリキュラムが構築され、それに則って教育が提供されている。すなわち、大学における各学部・学科・専攻は、本学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」を基本に、各学部教育の理念・目的を実現するために、学生のニーズに対応して専門性をもった体系的な学習と幅広い学際的な学習とが選択できるように配慮し、各学部ともそのカリキュラムは教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野）、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目で構成されている。これらの科目は、「関西大学学則」第 3 章第 18 条で規定され、別表第 1 から別表第 10 に一覧として示されている。

博士課程大学院での教育は、大別して、①各研究科の専攻及び課程に応じ、教育上必要な授業科目と、②授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する研究指導、からなる。前者は、「関西大学大学院学則」第 2 章第 13 条第 2 項で規定され、その一覧が別表で示されている。

また、専門職学位課程の法務研究科では、「関西大学大学院学則」第 3 条第 2 項をうけて、別途「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」第 2 章第 7 条で教育の方法、授業科目を規定しており、その一覧が別表で示されている。同様に、会計研究科に対しては、「関西大学大学院会計研究科学則」第 2 章第 7 条で教育の方法、授業科目を規定しており、その一覧が別表で示されている。

学部あるいは大学院の学生が各学部・各研究科の教育目的・目標を理解した上で、学びたい授業科目が容易に選択できるようにするため、原則、同一書式で、かつ教員間で記述の内容や量に精粗がないように求められたシラバスが作成されている。これらのシラバスは、IT センターが管理するインフォメーションシステム上に掲載され、学生及び教員はもちろん、学外者も閲覧できる。

なお、本学の大学及び大学院において、定められた理念、目的、教育目標を達成し、十分な成果を上げるための、授業科目等のカリキュラムの適正化、教育改善のための全学的取組、社会との連携を図ったインターンシップの実施とその適切性、国内外での教育研究交流の適切性、正課外活動の有効性などについては、以下に詳しく説明する。

〔1〕教育課程等

１．教育課程（学部・外国語教育研究機構）

(1) 基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実施状況

【現状の説明】

ア　実施運営組織

全学部に共通の基礎教育と教養教育は、各学部で実施運営されている専門教育と異なり、全学的に組織された全学共通教育推進機構が実施運営している。

全学共通教育推進機構は、科目としては、①幅広い教養を意図した教養科目と保健体育科目、②学部横断あるいは学際的内容を意図したインターファカルティ教育科目、③外国語の習得を目指した外国語科目、そして④教職に関する科目を管轄している。

組織形態としては、全学共通教育推進機構委員会とその事務局を置き、前者の機構委員会の下に以下の六つの部門委員会、すなわち①教養科目と保健体育科目を管轄する「教養教育部門委員会」、②外国語科目を管轄する「外国語教育部門委員会」、③インターファカルティ教育科目を管轄する「インターファカルティ教育部門委員会」、④教員免許や各種の資格取得を支援する「免許・資格部門委員会」、そして⑤学生のニーズや学力に合致した教授法・教育内容の開発と啓発を意図した「FD（ファカルテイ・ディベロップメント）部門委員会」、さらに⑥学生による授業評価を企画・立案・実施して授業改善を目指した「授業評価部門委員会」を設置している（図Ⅰ-3-1 参照）。全学共通教育推進機構は、このような組織形態のもと、全学に関わる基礎及び教養教育の責任主体として科目の実施・運営、改革・改善、そして新たなプログラムの開発を行っている。

図Ⅰ-3-1　全学共通教育推進機構組織図

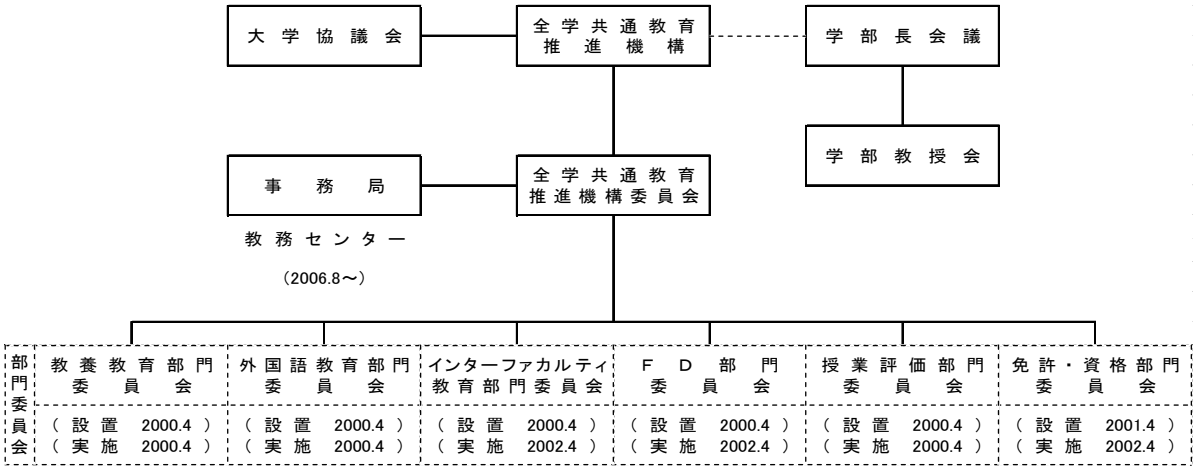

イ　責任体制の確立

全学共通教育推進機構は全学に関わる基礎教育と教養教育の実施運営のための責任体制を確立するために委員会規程を設け、この規程に従って委員会を構成し審議決定を行っている。一般的には、議案はまず各部門委員会において審議し、次いで全学共通教育推進機構委員会において審議・決定することになる。全学共通教育推進機構委員会は、各部門委員長、各学部・外国語教育研究機構の副学部長・副機構長及び事務職員を構成員（法務研究科副研究科長はオブザーバーとして出席）とし、全学に関わる共通教育の決定機関として位置付けている。そして審議決定事項は各学部・外国語教育研究機構の各教授会で報告事項として取扱われる。

ウ　実施状況

基礎教育と教養教育を主とする全学共通教育は、以上の体制のもとで、教養科目、インターファカルティ教育科目、保健体育科目、外国語科目に区分され実施されている。その具体的なカリキュラムと単位数は、学則や『HANDBOOK（大学要覧）』等の資料の示すところである。

各科目の特徴としては、教養科目においては人間・文化、社会・経済、及び自然・技術の三分野にわたる幅広い教養の涵養を目指し、インターファカルティ教育科目においては、現代人のライフスタイルの諸課題について追求する「生涯スポーツ・身体運動文化コース」、また「働くことと生きること」について自らデザインし「生きる力」を身につける「キャリア教育」、総合的な視野から物事を見ることのできるような学際的なテーマやアップ・ツー・デートなテーマ等をタイムリーに取扱う「テーマスタディ」、さらには、大阪府下に設置されている国公私立の４年制大学が加盟し、単位互換制度により他大学の授業科目を履修する「大学コンソーシアム大阪プログラム」を開講している。導入教育に関わる科目においては、教養科目の中に「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」を設置し、文章力の向上と情報処理基礎理論の修得を目指している。保健体育科目においては「基礎体育学Ⅰ・Ⅱ」、「スポーツ研究実習・理論」などを開設し、レクリエーションやニュースポーツなどの地域に開かれた公開授業も行っている。また外国語科目としては、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語を開講している。その具体的実施・運営は外国語教育研究機構が管轄し、全学共通教育推進機構では他の上記科目とともに円滑な授業を行うための適正なクラス策定やカリキュラム改編等を議論している。外国語科目についての詳細は、「第Ⅱ編　外国語教育研究機構　第２章　学士課程の教育内容・方法等」を参照願いたい。

科目の具体的な運営に関しても、インターファカルティ教育科目の「生涯スポーツ・身体運動文化コース」では、レクリエーション・インストラクター等の資格が取得できるよう授業科目を計画的に開講しており、「キャリア教育」は運営要領を取り決め、これにしたがってコーディネーター会で授業内容の見直しなどについて検討している。また「テーマスタディ」は運営要領で科目の目的・趣旨・性格付けなどを明記し

て科目（テーマ）を学内公募し、個人でも組織（各学部等）でも立案可能とするなど、特色ある科目運営を行っている。

このほか、全学共通教育推進機構では、教育の内容・目標などを学生に明示するために、教養教育の意義と各科目の内容をまとめた冊子『はじめの一歩』、保健体育教育の意義と特徴ある授業内容を紹介する冊子『かんだい体育』、教職課程の円滑な修得を意図した冊子『教職課程履修の手引き（付録：図書館情報学課程・博物館学課程・社会教育課程・その他）』を刊行している。また、後述のとおり 2008 年度新入生から、現行の教養科目、インターファカルティ教育科目、保健体育科目を改編し、新たに全学共通科目を導入することとなった。このことに伴って、全学共通科目の導入趣旨と各科目群の内容・性格等を新入生に明示するためのリーフレットを発刊するとともに、さらに、外国語科目については、外国語教育研究機構が『ことばの旅』を刊行している。各々の科目のシラバス書式は統一して全学的に Web によって公開し、学生は履修登録の段階からいつでもアクセス可能な体制を整えている。

なお、2005 及び 2006 年度における各部門委員会及び機構委員会の開催回数は以下のとおりである。

- 全学共通教育推進機構委員会（2005 年度 12 回、2006 年度 12 回）
- 教養部門委員会（2005 年度 13 回、2006 年度 12 回）
- 外国語教育部門委員会（2005 年度 11 回、2006 年度 11 回）
- インターファカルティ教育部門委員会（2005 年度 14 回、2006 年度 12 回）
- FD 部門委員会（2005 年度 11 回、2006 年度 13 回）
- 授業評価部門委員会（2005 年度 11 回、2006 年度 13 回）
- 免許・資格部門委員会（2005 年度 11 回、2006 年度 10 回）

【長所】

全学共通教育推進機構を全学的な教養科目等の決定機関として設置したのが 2000 年 4 月であり、それ以降、専門教育は各学部において各学部教授会の審議決定のもとで行っているのに対して、全学に関わる教養教育等は全学共通教育推進機構において一元的・統一的な決定と運営を行っている。これが最大の長所として挙げられる。特に、科目の設置から学生による授業評価と FD による授業改善に至るまでの一連の運営を、各学部・外国語教育研究機構の代表が構成員となる一つの組織内で行うことができるようになり、各学部の意見を尊重しながら迅速な全学的決定をみることができる体制がつくられている。インターファカルティ教育科目として 2004 年に「生涯スポーツ・身体運動文化コース」及び「キャリア教育」が、2005 年に「テーマスタディ」が、それぞれ迅速な決定をみて実施に移すことができたのも、こうした一元的・統一的な組織形態によるところが大きい。

【問題点】

全学共通教育推進機構を 2000 年 4 月に設置したことによって責任体制を確立し、これによって新たな科目のカテゴリー化とその改善・改革を上記【長所】に挙げたようにインターファカルティ教育科目において実施してきたが、教養科目については 1991 年の大学設置基準の大綱化以降も従前のままであり、多様な学びに対する学生のニーズに十分に対応しているとは言い難い。特に教養科目が三分野（人間・文化、社会・経済、自然・技術）によって区分され、固定化しているため、フレキシビリティのない制度となっている。また、導入教育に関しては上記の「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」を設置してはいるが、クラス数としては 16 クラスと 13 クラスであり、学生総数に比べて決して十分な数とはいえない。そして全学共通教育推進機構の管轄する科目の大半が教養科目であるため、活動の大部分も教養教育に向かい、FD や授業評価など、大学全体の教育体制を視野に入れて取り組むべき教育支援の問題については、対処的な提言と実施に留まっている。

また、組織の問題点としては、科目担当者が各学部の推薦を経て決定される関係から、科目担当者との連携や科目間の連携が十分機能しているとは言いがたく、科目担当者自身が科目の理念・目的・内容などに関して直接関与して改善に取り組みうる組織形態にはなっていない点が挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点としてあげた大綱化以降の教養教育のあり方を改善するために、2004 年 10 月 12 日付で学長から全学共通教育推進機構長に対して、主として教養教育の改革に関する諮問がなされ（「教養教育を主とした学部教育改革について（諮問）」）、同 15 日開催の全学共通教育推進機構委員会において、答申案の作成を教養教育部門委員会に付託した。教養教育部門委員会での審議を経て 2005 年 3 月 28 日の全学共通教育推進機構委員会において学長諮問に対する答申内容が了承され、その後、大学執行部のもとで「全学共通科目」具体案の策定について検討が行われた。それらの検討を経て 2007 年 5 月 16 日に「全学共通科目の改編をめぐる実行案」が提示され、2008 年 4 月からの導入がようやく実現した。

この改革・改善案は、従来の教養教育の硬直的な問題点を改善するとともに、現行の教養科目・保健体育科目・インターファカルティ教育科目という科目の枠組みを学生の学び方に合ったものに見直したもので、その骨子は以下のとおりである。

なお、総合情報学部は大綱化以降に開設した学部であるために、また外国語科目はその具体的内容を外国語教育研究機構で運営しているために、今回の改革に関わる答申の対象から外している。

ａ．現行の「教養科目」が学問分野別科目編成に基づいているのに対して、改革案としての「全学共通科目」は、高校を卒業してどの学部に所属しても関西大学生として人間性・社会性・国際性を身につけ、一個の人間として社会人に成長するプロセスを支援するという観点から、「自己形成科目群」「エンパワメント科目群」「オープンスタディ科目群」「関大科目群」の四つの科目区分に大別している。

ｂ．「自己形成科目群」は人間性・社会性・国際性の三側面を意識的・自覚的に形成することを科目の教育目的とし、成長に必要な能力や姿勢に応じた科目の性格として「知の発見」「知の継承」そして「知の跳躍」という三つの区分を設け、その教育目的と科目の性格をかけ合わせたマトリックス表の枠内に科目を配当している。

ｃ．「エンパワメント科目群」は、導入教育、キャリア教育、そして文章力や思考力などのスキル科目を配して、学生の大学における自己形成支援を目指している。

ｄ．「オープン科目群」は、所属の学部、そして関西大学を超えて学びの場を広げるとともに、「関大科目群」では、地域や歴史との関わりの中から関西大学で学ぶ意味を再確認することにつなげる。

以上のような科目編成により、2008 年 4 月から導入する。

(2) グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育の教養教育上の位置づけ

【現状の説明】

グローバル化時代に対応させた教育は、現行ではインターファカルティ科目の「テーマスタディ」において当該内容のテーマを設定することによって可能となり、倫理性を培う教育は教養科目のなかの「倫理学（各テーマ）」において、そしてコミュニケーション能力は外国語科目の各言語に設定されている「コミュニケーションクラス」において、また文章力の養成と情報処理の基礎理論の修得は教養科目のなかの「文章論入門（各テーマ）」と「情報処理論（各テーマ）」において、それぞれ実施されている。

【長所】

教養科目では各科目においてテーマを設定して授業を行い、またインターファカルティ科目のなかの「テーマスタディ」では教養科目における学問分野を超えたテーマ設定ができるため、学生からの、そして時代や社会からの要請に対して、柔軟かつ迅速に対応することが可能になっている。この点が長所といえる。

【問題点】

しかしその反面で、「テーマスタディ」は、グローバル化時代に対応させるテーマ設定が可能ではあって

も、公募制による1テーマ2年間開講として運用しているため、必ずしも当該の内容のテーマが恒常的に設置され、しかも数科目が連携をとって体系的に学生を教育するまでには至っていない。また倫理性を培う科目としても「倫理学（各テーマ）」のみであり、スキル科目としての「文章論入門（各テーマ）」は 2006 年度で全学18クラス（クラス定員50名）であり、学生総数からみて十分とはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上の問題を解決・改善するために、2008 年 4 月より実施予定の前述「全学共通科目の改編をめぐる実行案」において、現行の科目編成を抜本的に再編して、「自己形成科目群」においてグローバル化時代に対応させた教育を予定している。すなわち、国際性という観点から「国際理解」「自然・環境」「世界の中の日本」「平和と戦争」「時事問題」という科目グループをつくり、各グループに数科目を設置することによって、教育目的をより明確にし、体系的な教育を目指している。またスキル科目に関しては「エンパワメント科目群」に「スタディスキル科目」「健康・スポーツ・人間支援科目」「キャリア教育科目」という科目グループを作り、単にスキルだけを身につけるのではなく、導入教育から長期的なキャリアデザインを意図したキャリア教育までをカバーする、スタディスキル科目、文章力、論理的思考に関するスキル科目、野外活動等を通じた学生相互の人間支援を学ぶ科目などの開設を目指している。

(3) 履修科目の区分

(1) 一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

【現状の説明】

教養科目は三分野（人間・文化、社会・経済、自然・技術）に編成されており、学生の卒業要件として合計20単位以上の修得を学則で定めることによって、幅広い教養の涵養を目指している。

また、インターファカルティ科目の「テーマスタディ」は、既存の分野を超えて学際的なテーマ設定を行うことによって総合的な判断力を培うことを目指している。

【長所】

教養科目を三分野に分けた科目編成は、諸学問の成り立ちにそった区分であり、この点、各学部の専門教育と連関を付けやすく、専門教育の基礎教育的な役割をも担うことができる。したがってこのように編成された教養科目を満遍なく修得することによって幅広く深い学問知を得ることができるのが、大きな長所といえよう。

【問題点】

しかしこの長所は専門教育に視点を置いた際のものであり、とくに高校を卒業したばかりの新入生にとっては、高校までの学習と専門的知の修得とのあいだに深い溝を感じたりして、教養科目を修得するための動機付けを見いだせないこともある。したがって三分野を満遍なく修得することによってはじめて幅広く深い教養が培える科目編成と履修方法自体が、必ずしも適切に機能しているとは限らない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この問題を改善するために、前述の「全学共通科目の改編をめぐる実行案」においては科目の性格と目的とによって科目を編成するという方策をとり、2008年4月よりの実施を予定している。

科目区分としては、身の回りの題材からアプローチする「知の発見」、学問分野に沿った科目を通して学びの楽しさを伝える「知の継承」、そして学問領域を意図的に超える「知の跳躍」、これら三つの区分を設けている。そして科目の目標としては、「人間性（人格の陶冶）」「社会性（成熟した社会人）」「国際性（地域・国際社会の一員）」を挙げ、各科目はこれらのいずれかを主たる目標に設定している。これによって、高校までの学習と専門的知との間の溝を埋めるとともに、受講の動機付けを高めることを目指している。

(2) 外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するための、外国語能力の育成」のための措置の適切性

【現状の説明】

全学部の外国語科目のカリキュラム改編やクラス策定等は、外国語教育研究機構学務委員会及び教授会での決定を経て外国語教育部門委員会そして全学共通教育推進機構委員会において議論され、その具体的な実施・運営は、外国語教育研究機構が当たっている。外国語教育部門委員会そして全学共通教育推進機構委員会は各学部及び外国語教育研究機構からの選出委員が構成員となっているため、各学部選出委員が学部・学科等の理念・目的の実現、そして外国語能力の育成のための措置などを、外国語教育の具体的な実施・運営機関である外国語教育研究機構からの選出委員とともに直接審議することができる委員会作りがなされている。

【長所】

全学共通教育推進機構委員会及び外国語教育部門委員会が、各学部選出委員と、外国語科目の実施運営機関からの選出委員とを構成員としていることは、問題の発見と解決に関する情報の共有ができ、したがって迅速な意思決定が可能となる。この点が最大の長所となる。

【問題点】

しかし外国語科目のカリキュラム改編やクラス策定が全学共通教育推進機構において審議決定されるとき、その実施・運営機関である外国語教育研究機構の教授会における審議決定権との関係及び権限の範囲が問題ともなりうる。言い換えれば、外国語科目の実施・運営機関の教授会が、外国語科目に関して審議決定権をもちえない事項が生じてしまうのである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この問題の解決は、各学部及び外国語教育研究機構からの選出委員によって構成される外国語教育部門委員会を、全学共通科目という観点から全学共通教育推進機構のうちに位置づけるか、あるいは実施・運営という観点から外国語教育研究機構教授会のうちに位置づけるかという、組織改編の問題に収斂する。

現行の教養科目・保健体育科目・インターファカルティ教育科目の抜本的な改編を目指した前述の「全学共通科目の改編をめぐる実行案」においては、外国語科目を省いたカリキュラムの改編を目指したものであり、また組織の改編は先送りしている。したがって、2008 年 4 月よりのカリキュラム改編とともに、全学共通教育推進機構における教養教育部門委員会及びインターファカルティ教育部門委員会の改組が必要となるため、外国語教育部門委員会の位置づけの明確化も、この改組とあわせて検討が必要となる。

２．教育課程（大学院）

(1) 大学院の教育課程

【現状の説明】

本学は、学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく研究者養成及び専門職養成のために、博士課程前期課程（2 年）、博士課程後期課程（3 年）、及び専門職学位課程（2 年と 3 年）の大学院を設けている。大学院には、次の 10 研究科が設置されている。すなわち、法学研究科（法学・政治学専攻）、文学研究科（総合人文学専攻）、経済学研究科（経済学専攻）、商学研究科（前期課程では、商学専攻。後期課程では、商学専攻、会計学専攻）、社会学研究科（社会学専攻、産業社会学専攻、社会心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻）、総合情報学研究科（前期課程では社会情報学専攻・知識情報学専攻。後期課程では総合情報学専攻）、工学研究科（前期課程では、システムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻。後期課程では、総合工学専攻）、外国語教育学研

究科（外国語教育学専攻）、法務研究科（法曹養成専攻）、会計研究科（会計人養成専攻）である。

各研究科が学則に掲げる教育研究上の目的並びに、教育課程の特徴を、以下に示す。

［法学研究科］

「法学研究科は、法学及び政治学分野における学術の理論及び応用を教授研究し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、博士課程前期課程では大学院設置基準第4条の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目標とし、後期課程への進学を志望する者を対象とした法政研究コース、及び大学院設置基準第3条第1項の「高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うこと」を目標に高度専門職業人の養成を目的とした企業法務コースと公共政策コースの計3コースを設けている。また、博士課程後期課程はコース分けせず、研究者養成コースと位置づけている。

［文学研究科］

「文学研究科は、人文科学の分野において、総合的・学際的な教育研究を行い、人文科学の探究と発展に資するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、前期課程には、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的で、総合人文学専攻に14 の専修が設けられている。すなわち、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修に加え、2006 年度からは、英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に分割し、2007 年度から文化共生学専修が新たに設けられた。後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材育成のため、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修が設けられた。また、グローバル COE の採択にともない、2008 年 4 月より文学研究科に文化交渉学専攻が新たに設置される予定である。

［経済学研究科］

「経済学研究科は、経済学の専門分野を系統的に学ぶことで当該研究の発展に資するとともに、国際的視野をもちつつ地域に立脚し、豊かな専門的学識と高度な研究能力を備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、前期課程にはプロジェクトコースとアカデミックコースの2コースが設けられている。前者には、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系を置き、高度専門職業人を目指す学生や、生涯学習など、多様な目的を持って入学してくる学生のニーズに積極的に応えようとするものである。一方、後者は、研究者養成を目的としたコースで、前期課程と後期課程の一貫教育研究指導体制のもとになされる。したがって、後期課程は、主として前期課程のアカデミックコース修了者か、他大学院の前期課程修了者及び留学生が対象となる。

［商学研究科］

「商学研究科は、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、科学技術の急速な進歩や経済社会の複雑化・高度化に伴い、独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ多様な人材育成に対する社会的期待の高まりに対し、次代の商学や経営分野における学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった優れた研究者の養成を目指すとともに、ダイナミックに変動し、ますます複雑化する産業の仕組みや企業行動を高い専門知識によって分析し、問題を解決していくことができる

能力を備えた高度専門職業人の育成を目指している。本研究科の前期課程及び後期課程には、いずれも商学及び会計学の専攻が置かれている。そして、いずれの専攻にも研究者コースと専門職コースを設け、前者は、専門分野における研究能力を育成することを目指し、後者は高度の専門性を有する職業などに必要な高度の能力を養うことを目指したものである。

［社会学研究科］

「社会学研究科は、社会科学及び人間科学並びにそれらの学際的領域に関する理論的・実証的研究を行うとともに、高度な専門的知識と自立した研究能力を備えた人材を育成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、社会学部における学部教育を受け継ぎ、社会科学と人間科学の学際的領域における高度の専門的教育を行い、高度の専門性と研究能力を備えた人材の育成を目標にしている。本研究科の前期課程及び後期課程には、社会学、産業社会学、産業心理学、及びマス・コミュニケーション学の４専攻が設けられている。各専攻は、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求を目指す演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うのに必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされ、後期課程では独自の研究的独創性を発揮して研究成果に集約することが求められている。

［総合情報学研究科］

「総合情報学研究科は、情報学の理論及び応用を教育研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与するとともに、豊かな学識と高度な研究能力を備えた研究者及び高度専門職業人を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、情報と社会や人間の関係について広い識見と、深い知識と情報処理能力を持ち、各分野の社会的課題について政策を立案し、課題を解決できる人材の育成を教育の目標に置いている。前期課程には、社会情報学専攻と知識情報学専攻があり、社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムが備わり、二つの領域にわたって学ぶことができる総合性を特徴としている。いずれの専攻も論文指導教授による研究指導ではなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら進める研究体制が取られている。後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を活かしつつ、既存の研究領域にとらわれないで、新分野を開拓するための文理総合の総合情報学専攻である。

［工学研究科］

工学研究科は、理工系の分野において総合的・学際的な教育研究を行い、高度専門職業人養成という社会的要請に応えるなど創造性豊かな高等技術者と研究者養成を実践しつつ、科学技術の急速な発展に対応できる人材を育成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、研究と開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ高度の技術者、研究者の養成を目標としている。特に、後期課程の学生には、独創性と指導性を兼ね備え、自主的に研究開発が推進できる有能さを求め、社会の要望に十分応え得る人材に成長するように教育している。前期課程では、システムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻。後期課程では、総合工学専攻が設置されている。

本研究科の教育の特色は、以下のとおりである。

① 学部の当該学科の授業と直結した高度の教育を、特に少人数教育の講義や演習、実験などによって徹底させる。

② 学部の卒業研究に引き続き前期課程では、指導教員のもとで、より高度の理論と実験を通して、研究・開発を進める能力の研鑽と、学会、研究会等での発表を通した、研究の取りまとめ方、論文としての取りまとめ方、などの指導のもとに修士論文としてまとめさせる。この過程において、自ら問題を解決する研究開発能力を涵養する。また、高い評価を受けた研究成果については国内外の学術雑誌

や国際会議に多数発表させる。

③　後期課程では、優れた研究成果をあげるように指導し、論文審査の上、博士（工学）を授ける。

［外国語教育学研究科］

「外国語教育学研究科は、外国語教育学の分野において、理論・実践両面の教育研究を行い、当該分野の探求と発展に資するとともに、深い学識と高度な専門知識を兼ね備えた人材を養成することを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自ら実践し、それが検証できる人材を養成する。前期課程では、国際化社会並びに情報化社会における外国語教育の多様化に対応しうる外国語教授能力の養成を理論と実践の両面において行い、同時に、地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用能力の育成を目標としている。後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材の育成を目標としている。

上述の目標を達成する上で、現在、外国語教育学の研究に求められている領域を

①　外国語教育実践学

②　外国語教育教材・メディア学

③　外国語分析学

に設定し、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当した広義の外国語教育学の基盤である「人間」「環境」「対象」を包括するように教育課程をデザインしている。

［法務研究科］

「法務研究科は、法曹養成に特化した高度専門教育機関として、理論と実務を架橋とする高度の法学専門教育を行うことを目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、専門職学位課程の法曹養成専攻は修業年限を 3 年に定めているが、法学教育の既修者には 1 年の修学年限短縮を設けている。

本研究科は、第一に、多元的な専門をもついわばマルチ・プロフェッショナルな法曹を育成し、第二に、個人の尊厳と人権を尊重する人間味にあふれた法曹を、そして第三に、新しい事象や難局への対処にも創造力を持って乗り切ることのできるクリエイティヴな法曹を育成することを目標に掲げている。

［会計研究科］

「会計研究科は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを学則上に掲げ、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的とする」と学則に掲げた教育研究活動を実施している。

具体的には、かかる資質をそなえた公認会計士の養成を目指している。さらに、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成を目指している。専門職学位課程の会計人養成専攻は修業年限を 2 年に定めている。

本研究科の教育は、「職業会計士となるための水準の確保」と「公益を意識した職業倫理観の醸成」を最低限の目標とし、会計・監査の教育の基礎を①財務の領域②IT の領域③法律の領域④経営の領域⑤行政の領域の五つの領域に柱を据えて実施している。

上記、既存の研究科に加えて、2008 年 4 月に、心理学研究科が設置される予定である。

【点検・評価】

本学では、学部に法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部を設置し、学校教育法第 52 条「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」に則って、各専門分野に相応しい学部教育を実践している。同時に、21 世紀型地球市民に求められる幅の広い教養教育を実践し、教

育の質の向上にも努めている。

また、大学院には博士課程前期課程（2 年）と同後期課程（3 年）からなる法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学の 8 研究科と、専門職学位課程（2 年と 3 年）からなる高度職業人養成の法務研究科、会計研究科を設置し、学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に則って、各専門分野に相応しい教育内容を設定し、教育の質の向上に努めている。本大学院では、研究教育の実践に求められている目的・目標を達成するため、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条第 2 号に規定する資格基準に合致した教授陣をそろえるとともに、高度な教育研究環境を継続して維持できる体制を整えている。

〔2〕教育方法等

(1) 教育改善への組織的な取組（学部・外国語教育研究機構）

【現状の説明】

ア　全体的概要（学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善）

全学共通教育推進機構は学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するために FD 部門委員会と授業評価部門委員会を設置して全学的観点から取り組んでいる。

FD 部門委員会は年 2 回「FD フォーラム」を開催して教育指導方法の改善の啓発に努めている。これは全学の教職員及び学生に公開されており、ビデオによる記録も大学ホームページに公開されている。またパネリストに学生を参加させる企画を組むことによって、学生と教員との双方向的関係のなかで学生の学修を活性化するとともに教員の授業改善を促進する仕組み作りを目指している。そして授業評価部門委員会は年 2 回「学生による授業評価」アンケートを実施し、そのデータを科目担当者にフィードバックすることによって、具体的な授業改善が速やかに行えるようにサポートしている。

これ以外にも、学内においては、公開授業、TA を活用した授業改善、新任教員オリエンテーション、広報誌『関西大学 FD フォーラム』の発行、などを行うとともに、学外においては、大学教育学会や日本私立大学連盟主催のシンポジウムなどに教職員を派遣し、教育の改善に関する情報収集や研究に携わっている。

詳細は以下のとおりである。

イ　具体的概要

（ア）シラバスの作成と活用状況

シラバスは全学的に書式の定められた Web シラバスを採用しており、授業担任者は Web 上でシラバスを作成し、学生は Web 上でシラバスを閲覧、履修登録を行うシステムが確立している。項目としては「学部・研究科」「科目名」「担任者」「授業形態/単位」「クラス」「曜限」「講義概要」「授業計画」「成績評価の方法」「教科書」「参考書」などがあり、シラバスは大学ホームページから一般にも公開されている。

（イ）学生による授業評価

授業評価は受講生によるアンケート用紙及び自由記述用紙への記入により、各学期に 1 回、年 2 回実施している。アンケートは、授業内容、教授法、授業による成果、受講態度、施設・設備・機器の五つのカテゴリーから構成し、項目はすべて 5 段階評価（5 と 4 が良い評価、2 と 1 が悪い評価）である。

アンケートは学部ごとにデータを集計し、その結果を広報誌『FD フォーラム』に掲載し、分析結果を添えて公開している。

（ウ）FD 活動

全学的観点からの FD 活動の検討・運営・点検、そして継続的実施は、全学共通教育推進機構の FD 部門委

員会によって行われている。そして FD 活動は大学ホームページの「関西大学　授業改善の広場」を通して、また広報誌『関西大学 FD フォーラム』を通して、学内外に情報を公開している。具体的な活動状況は以下のとおりである。

① FD フォーラム

教育改善の啓蒙を意図して、年 2 回、テーマを定めて全学の FD フォーラムを開催している。

2005年度　第 8 回：6 月 1 日：テーマ「大教室における効果的な講義のコツ」
　　第 9 回：10月19日：テーマ「関西大学における『TA を活用した授業』の導入について」
2006年度　第10回：12月 7 日：テーマ「GPA 制度・教育評価」
　　第11回：6 月 7 日：テーマ「教員表彰と教育貢献評価～よりよい授業をつくるために～」

② 公開授業

授業を公開することによって、教員や学生などに見学してもらい、授業を他者の目を通して多角的に分析し、改善していくとともに、そうしたオープンな姿勢を学内に醸成していくことを目的に 2003 年度より実施している。公開する授業は、授業公開期間を設けてその間に協力いただける専任教員からの応募による。

2005 年度：
　期日：11 月 7 日～11 月 19 日
　公開授業クラス数：17 クラス
2006 年度：
　期間：11 月 16 日～11 月 22 日
　公開授業クラス数：13 クラス

③ TA を活用した授業改善

教育改善には授業の教授法とともに授業環境を整えることも必要である。その一環として、FD 部門委員会において TA 活用制度の導入を 2005 年度より試行的に各学期約 20 クラス実施している。この試行的実施により、TA 制度の効果を検証しつつある。

また、第 9 回 FD フォーラムにおいて、「TA を活用した授業」の事例報告を行い、その効果を検証した。

④ 新任教員オリエンテーション

これは新任の専任教育職員が本学着任時点より円滑に教育・研究活動が行えるよう支援するために、毎年、任用時に実施している。そして、このなかで本学の組織的な FD への取組を説明することによって、授業改善への意識を高めることに努めている。

⑤ 広報誌『関西大学 FD フォーラム』の発行

これは FD・授業評価部門委員会の活動状況を学内関係者に広く周知し、積極的に関心を持ってもらうように情報を開示し、本学の教育・研究の活性化に寄与することを目的にしている。2001 年度から年 2 回各 5 千部発行し、学内のみならず他大学や本学学生の父母にも配布している。「学生による授業評価」アンケート結果及び FD フォーラムの報告を主な内容としている。

⑥ 学外研修会等への派遣

教育改善の最新の情報を収集し、それを学内の改善に役立てるために、各部門委員会委員や事務局職員を大学教育学会及び近畿地区大学教育研究会等の学外研修会等へ派遣している。

（エ）学生満足度調査

年 2 回実施する「学生による授業評価」のアンケート項目に「全体としてこの授業を受講して満足しましたか」という項目を設け、授業内容に関する学生の満足度が担当者に分かるようにしている。

（オ）卒業生による、在学時の教育内容・方法の評価をさせる仕組み

現状では組織的な仕組みは導入されていない。

（カ）雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組み

現状では組織的な仕組みは導入されていない。

（キ）教育評価の成果を教育改善に直結させるシステム

「学生による授業評価」の結果が実施から 1～2 週間程度で担任者に知らされることによって、担任者は授業の改善に努めることができるようになっている。しかし、大学全体としての教育の評価と改善を直結させるシステムは整っていない。現状では、大学全体の教育評価は全学の自己点検・評価委員会においてなされ、当委員会が、2 年に 1 回、報告書として情報を開示し、全学的に教育の改善に取り組むことができるように努めている。

【長所】

全学共通教育推進機構における FD 部門委員会及び授業評価部門委員会による上記の一連の活動は、学生と教員との双方にとって効果最良型の授業の実現を目指して、各学部・外国語教育研究機構とは独立的に全学的視野に立って行っている。そのため、各学部・外国語教育研究機構教授会を離れて運営を一元化できるとともに FD 及び授業評価をより公正かつ客観的に行い、データの集計結果も広報誌『FD フォーラム』で教員と学生に対して等しく公表する体制を整えている。

【問題点】

以上のような組織的な取組が構成員 1 人ひとりに対してどの程度まで浸透しているのか、そして個々の授業や大学全体の教育がどの程度まで改善されているのか、この検証システムはまだ確立されていない。授業評価についても在学時の個々の授業についてはなされているが、卒業後による評価、さらには雇用主による卒業生の実績評価など、広範囲な評価システムはまだ確立されていない。このような改善に直結する検証システムと広範囲な評価システムが、現行の全学共通教育推進機構によってどこまで可能になるかが最大の問題点といえる。

組織面では、全学共通教育推進機構が全学的な観点から活動しうる長所を持つ反面、全学的な基礎教育及び教養教育に従事している担任者は各学部・外国語教育研究機構に分散・所属しているため、担任者相互による組織的な問題発見と改善を行うためには、現行では制度的に不十分な体制になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上の問題点は全学共通教育推進機構という組織のあり方そのものに関わってくる問題である。前記「全学共通科目の改編をめぐる実行案」は、全学共通科目の改編を提案し、2008 年度より実行予定であるが、以上の問題を加味した組織改編については触れられていない。2007 年度中には、全学共通教育推進機構の教養部門委員会とインターファカルティ部門委員会は全学共通科目を運営する委員会に改組する必要がある。またそれとともに、FD 部門委員会及び授業評価委員会については、改善に直結する検証システムと広範囲な評価システムの導入・確立をする必要がある。それには、現行の各組織からの選出委員で構成される委員会組織での運用には限界があり、教育システムの構築から教育評価の開発までをも視野に入れた広義の FD 活動を推進・展開できる拠点―教育支援センター（仮称）―づくりが急務といえよう。

(2) 教育・研究指導の改善（大学院）

大学院の教育・研究指導については各研究科の項目を参照いただきたい。

(3) インターンシップ

ア　インターンシップ

【現状の説明】

本学における全学的なインターンシップの取組は、エクステンション・リードセンターの就職講座の一つ

のプログラムである「就職体験学習コース」として 1997 年度より実施したことがその始まりである。リードセンターにおける 2 年の実績を基に、同プログラムによって学生自身が、自分の能力の乏しさを痛感し、自己啓発に対して意欲的になるという教育的効果が大であることから、その成果を単位認定の対象とするために 1999 年度から当時の就職部に業務移管を行い、2006 年度で満 10 周年を迎えた。

現在、本学が実施するインターンシップ制度としては、キャリアセンターが所管するビジネス・インターンシップ、高大連携事務室が所管する学校インターンシップに大きく二分される。本項では主としてビジネス・インターンシップについて言及する。本学における同制度は次の通り大きく六つに種別される。

① インターンシップ A（夏季 2～3 週間程度の派遣で、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）
② インターンシップ B（夏季 2～3 週間程度の派遣で、受け入れ先で選考され実習学生が決定されるもの）
③ 国際インターンシップ（米国ミズーリ州、ハワイ州、中国・上海*で就業体験を行うもので、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）*中国・上海でのインターンシップは大阪府主催行事に 2007 年度から派遣
④ 長期インターンシップ（主として 6 月～12 月にかけての原則として週 1 回の実習を伴う長期派遣で、本学学内で選考し実習学生を決定するもの）
⑤ 学外公募インターンシップ（企業側が公募して実習学生を選考決定するもの）
⑥ プレ・インターンシップ（学部 2 年次生を対象にした春季 2～3 週間程度の派遣で、夏季と同様に学内選考の A と受け入れ先選考の B がある）

2006 年度の実績としては、インターンシップ A には 340 名、B には 36 名、国際インターンシップには 6 名、長期インターンシップには 13 名、学外公募インターンシップには 107 名（キャリアセンターに報告があったもの）、プレ・インターンシップ 61 名と、合計 563 名の学生を 308 の企業・団体等に派遣している。

また、各学部及び大学院における単位認定については、2007 年度より表Ⅰ-3-2 の通りとなり概ね全学的にその成果を単位認定する取扱いとなっている。

表Ⅰ-3-2　各学部及び大学院におけるインターンシップの単位認定について

学部	科目名	区分	単位	対象年次
法学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ）	自由	2	2・3 年次生(2005 年度以降生～)
文学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ） (2004 年度以前生：ﾋﾞｼﾞﾈｽｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ)	自由	2	2・3 年次生
経済学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ）	自由	2	2 年次生以上（2005 年度以降生～）
商学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ） (2004 年度以前生：ﾋﾞｼﾞﾈｽ実習)	自由	2	2 年次生以上
社会学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ） (2004 年度以前生：ﾋﾞｼﾞﾈｽ実習)	自由	2	1 年次生以上 (2004 年度以前生：3 年次生以上)
政策創造学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ）	自由	2	2 年次生以上
総合情報学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ（ﾋﾞｼﾞﾈｽ）	自由	2	1 年次生以上
工学部※1 システム理工学部・ 環境都市工学部・ 化学生命工学部	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ	自由	2	3 年次生以上
経済学研究科※2	ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟ	共通	2	前期課程全学年
総合情報学研究科	学部聴講科目として認定	学部	2	前期課程・後期課程　全学年

※1 ● 工学部機械工学科・機械システム工学科においては、要件を満たせば「機械総合実験（3 年次配当科目）」の単位として認定することも可能。
● 先端マテリアル工学科においては、自由科目のインターンシップ 2 単位を修得した場合、審査により、先端マテリアル工学実験Ⅳ（1.5 単位）に読み替えることが可能。
※2　経済学研究科においては、プロジェクトコースは修了所要単位に算入することができ、アカデミックコースは修了所要単位に算入することができない。
※3　上記に記載されていない研究科については、2006 年度までは単位認定の対象外。

なお、国際インターンシップについては、英語圏だけの展開に留まっていては多様な国際化への対応が不十分ではないかと以前から懸念されていたことから、アジア地域での展開も検討を重ねてきた。その結果、大阪府が主催する中国・上海でのインターンシップに本学学生の優先派遣枠を確保することができ、2007年度夏季には4名の学生を派遣することとなった。

【長所と問題点】

本学におけるインターンシップの推進は、ただインターンシップに学生を派遣するだけではなく、入学時から卒業までの一連のキャリア形成支援の一環として位置づけている。2006年度文部科学省の現代GPに採択された「総合大学における標準型キャリア教育の展開―学生1人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP)」においても、同制度はコア・プログラムとして位置付けされている。そのため、学生には実習成果をより高めるために派遣前には事前講座、派遣後には事後講座が用意されており、単に就職活動を前提とした就業体験だけに留まらず、しっかりとキャリア教育の視点でプログラミングしているところが本学のインターンシップの特徴である。

特に10年にわたって本プログラムを継続できてきた所以は、希望者全員をインターンシップに派遣する方法を採用しなかった点にある。キャリアセンターや工学部において申込者全員に対して書類審査と面接を実施して、しっかりとした動機付けをしていることが功を奏しているといえよう。申し込みさえすれば当たり前のようにインターンシップが経験できるという制度であれば企業からの信頼と理解を得続けることは困難である。受け入れ側の企業にとっては、インターンシップで来社してくれた学生が実際の採用活動時に応募してくれることを本音の部分では期待している。しかしながら、必ずしもそうではないことを企業側も承知しているので、せめて受け入れる学生がそれに値する人物であるかどうかが今後もインターンシップを継続するかどうかの企業側にとって大きな判断材料となる。最近では派遣学生数によってインターンシップの取組が熱心であるかどうかのランキングが新聞紙上等で取り上げられるが、数値の多寡だけを視点とせず、本来の教育効果が期待できる実施範囲を見極めて派遣決定している本学の姿勢は間違っていないといえる。

2006年度においてもインターンシップ募集ガイダンスには約2,500名もの学生が参加しており、その関心の度合いが高いことが十分に理解できる。実際の応募者に対して約半数の学生しか就業体験できていない現状は、前述したように希望者全員を派遣することをしないという大学のポリシーを無視することは問題があるとは考えるが、学生のニーズに出来るだけ応えることが出来る環境整備、つまり受け入れ企業の拡充をはかることは大学の責務であろう。

2006年度のインターンシップ実習生のアンケート（5段階評価）を見ると、実習そのものに対しての満足度は、5点とした者が44.6%、4点とした者が36.9%と殆どの学生が満足感を持っている。また実習先についても5点とした者が63.9%、4点とした者が27.0%とこれもほぼ満足を得ている。現状のある意味で厳しい選考は、結果として実習決定者の満足を引き出していることになっているようである。

ただし、事前講座については、事前講座Ⅱはビジネスマナーやコミュニケーション力という内容のためか5点とした者が24.7%、4点とした者が43.0%で約7割の者が肯定的であるが、「しごと研究・業界研究」で「ビジネスを知ろう」といった内容の事前講座Ⅰは5点とした者が13.5%、4点とした者が38.3%で約5割程度の者しか肯定的ではない結果となっている。事前講座の趣旨を学生が十分に理解できていない点も一部認められるので、そのあり方について再考しなければならないと考える。

現状のインターンシップ受け入れ企業の確保は、経年的に受け入れ先になっていただいている企業・団体等に対して依頼文書とプログラム説明冊子を一斉送付するとともに、近郊地区の企業訪問時や企業等の来学時に新規の受け入れ先開拓を行っている。しかし、他大学においてもインターンシップの取組が増加しているうえに、採用を企図した独自の取組を展開する企業も増えていることから、本学のみの受け入れ拡充を望むことは厳しい環境になりつつある。初動時に立ち戻って戦略的に受け入れ企業・団体の拡充施策を再考する時期に来ているといえる。

企業や団体等が主催する学外公募インターンシップは毎年増加しており、リクナビやマイナビ等の民間の

就職支援サイトでも６月頃から公募制インターンシップの情報を公開するようになってきた。学生の中には、たとえ学内選考のインターンシップ実習生に決定しなくても、これらの学外公募インターンシップで自分の実習先を探索・確保するということも一般的になっている。ただし、これらの動きの底流には劇的に好転した雇用環境を背景に、より優秀な人材確保のための採用色がより濃くなった流れになっている。本学におけるインターンシップ導入の意図は、キャリアデザイン（将来設計）の一環として自己の職業観や適性を導き出し、しっかりとした職業選択ができる力を養成するところにある。日本の大学の教育制度や社会風土から考えても、潮流となりつつある採用前提のインターンシップは、むしろ短絡的に職業選択を煽ることが懸念される。大学教育の一環としてのインターンシップをしっかりと社会に表明し続ける責務があると考える。

また、インターンシップの成果を教育的にどう認証するかという点については、概ね全学的に単位として認定されるようになったが、未だ何れの学部においても自由科目の扱いとなっているのが現状である。学生自らが無給で就業体験することを発意し、その経験をもとに自己の知識や情報、経験の不足に気付き、大学の学習でそれらを補完する行動を企図したインターンシップは、次代を担う社会人を育成するという大学の使命を果たす大きな一連の役割となる教育活動であるといえる。本プログラムの趣旨は、本学の「学の実化」（学理と実際との調和）を謳った教育理念の根本的な概念を有した教育活動であるともいえる。各々の学部・大学院で取り組まれている教育科目との有機的な連携をはかることによって、本プログラムはより実効性の上がるものとしてモディファイできると考えられる。さらには、卒業所要単位に換算できる措置をとれば学生のインセンティブをさらに向上することが期待できる。

イ　学校インターンシップ

【現状の説明】

学校インターンシップは、教職志望者の就業支援あるいはキャリアデザインへの「気づき」を主目的として 2003 年度より開始された高大連携事業の一つである。この事業は、当初は教職志望者の多い文学部が運営主体となりスタートしたが、学長のリーダーシップのもとで周辺自治体の教育委員会と連携協定を積極的に締結し、派遣先も幼稚園や小中学校へと拡大し、2005 年度には運営主体が文学部から高大連携事務室に移った。全学的運営の初年度となる 2005 年度には、294 校から 1,600 名を超す受け入れ申し込みに対し、129 校に 292 名（のべ 294 名）の学生を派遣、2006 年度は、279 校から 1,400 名を超す受け入れ申し込みを受け、88 校に 144 名（のべ 145 名）の学生を派遣した。『データブック 2007』〔P118（イ）2006 年度学校インターンシップ派遣状況〕参照。

また、2005 年度には、この取組を「人間性とキャリア形成を促す学校 Internship－小中高大連携が支える実践型学外教育の大規模展開」として、文部科学省「特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP)」に申請し、採択された。2006 年 2 月と 2007 年 1 月には、それぞれ第 1 回及び第 2 回特色 GP シンポジウムを開催し、本取組の大学教育としての意義、受け入れ校におよぼす効果などについて成果報告と検証を行っている。

学校インターンシップの具体的な研修内容は、各学校のニーズによって、文化祭・体育祭などの行事補助、図書室運営補助、情報処理授業の補助、部活動補助、進路相談補助、総合学習の補助、養護学校での介護補助、補習授業補助、日本語指導補助、小論文補助、園芸活動実習補助など多岐にわたっている。研修の実施形態については、「短期連続型モデル」と「長期型モデル」の二つの形態を用意している。短期連続型モデルは、本学の夏休み期間中で、受け入れ先学校で行事や授業が行われる 8 月下旬～9 月中旬までの 2～4 週間の間に集中的に行われるものであり、長期型モデル（週 1 日型）は、9 月下旬から 12 月中旬までの間の数ヶ月にわたって学生が週 1 回学校に赴き、研修を行うものである。いずれも、研修先が学校現場であるという事情を配慮して、学生と派遣先の教員や生徒との比較的長期にわたる交流が可能になるよう設定されている。

学校インターンシップの運営については、1997 年から本学に導入された企業インターンシップのシステ

ムを参考にしつつ、手厚いケアのもとでなされている。まず、4～5 月にかけて学校関係者と学生それぞれに対して募集説明会を行い、この事業の目的や内容等を周知する。その後、事前講習（学校業務講座、ビジネスマナー講座）を受講したすべての応募学生に面接を行い、本人の要望と学校での業務内容を精査の上で、派遣先が決定される。内定した学生は、受け入れ校による面接を受けた後、さらに事前講習（オリエンテーション）への参加が義務づけられている。また、研修後に「研修報告」と「業務日報」を提出するとともに、「事後報告会」への出席を義務づけている。なお、終了後、学生の活動内容を精査した上で、インターンシップの実施規定にもとづき、単位認定を行っている。

【長所】

学校インターンシップは、教員志望の学生が教育現場の多様な姿を経験することにより、自らの適性を見極めるための機会であるばかりでなく、学生の人間的成長やキャリアデザインを促す効果も持っている。実際、必ずしも教員志望ではない学生もこのプログラムに参加し、その経験を積極的に評価している。たとえば、2006 年度学校インターンシップのアンケート結果によれば、参加学生の 31%が研修内容に「大変満足」、55%が「満足」と回答し、「不満」と答えた学生は 3%に過ぎなかった。また、受け入れ校の 15%が、研修によって学生が「めざましく成長した」、82%が「概ね成長した」と回答しており、成長の跡が見られなかったとする学校はなかった。

また、このプログラムは、少子化や教員の高齢化によって生じがちなジェネレーション・ギャップの解消につながり、受け入れ校にとっても意義がある。その意味で、学校インターンシップは、大学の社会的貢献・地域連携の強化を目指す小中高大連携事業の一つの核として発展する可能性を持っている。

【問題点】

学校インターンシップは 2003 年度より開始され、短期間の間に急速に規模を拡大した。特に 2004 年度及び 2005 年度には派遣人数が 300 名規模となり、参加学生の急速な増加に伴う各種トラブルの予防やその対処の仕方についての検討も急務とされた。そして、2006 年度は、学生の増加と本取組の定着にともない、若干の制度変更を行い学生の質的な向上に努めたが、一方ではこれによるデメリット（派遣学生の減）も生まれた。

前年度まで複数回行っていた事前講座と事後報告会を、特定の時間割の中に組み込むことで、その位置づけを明確にするとともに、事前講座（学校業務講座）を学生向け募集説明会に先立って行い、学生には応募を検討する段階で本取組に真摯な姿勢で臨むように指導した。これにより、従来にもまして、積極的で真摯な姿勢の学生を送り出すことができた一方、参加者が 150 名程度に留まり、受け入れ希望のあった学校・園に対し、1 名の学生も派遣できないというケースが増える結果ともなった。またこれと関連し、毎年、受け入れ申込があるにも関わらず、これまで学生を一度も派遣できていない学校・園があることが、新たな問題として浮き彫りとなった。

次に、学校側の受け入れ体制についての問題である。この問題については、本事業の浸透にともない徐々に解消されてきているが、受け入れ校の中には、未だこのプログラムの意図を十分に理解していないと思われるような学校も少数ではあるが存在する。特に一部の幼稚園、小学校、中学校においては、学生を学校支援者としての側面でのみ受け入れていると思われるものもある。本学は、大学教育の一環として単位認定を行う「学校インターンシップ」と学生が自発的に参加する「学校ボランティア」を明確に区別している。それゆえ、市立学校・園の取りまとめを行う各教育委員会に、再度、本取組の趣旨を周知徹底いただくことが非常に重要となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず、派遣人数に関しては、量の拡大を優先するのではなく、質的な向上とともに「質の高い学生を適正な人数」派遣するという観点から、今後も絶えず広報・募集における改善、学生への事前講習の充実が必要である。具体的には、新入生に対する広報活動に力を入れ、早い時期からの意識付けを行うなど現在の派遣数（150 人）を 200 人程度に回復させることを目標とする。また、事前講座の一つ「学校業務講座」につい

ては、近年の学校現場の改革や現状を紹介する現役教員や教育委員会関係者による授業を次年度から実現させる予定である。「ビジネスマナー講座」についても、人権への配慮や個人情報保護の趣旨に関する説明など本取組に特化した独自の講座開催を検討する。一方、受け入れ学校・園に関しては、地理的な条件なども検討しながら、本学からの依頼先として適当であるかという視点から、取捨選択すべき時期にきていると思われる。

次に、市立学校・園に対する本取組の周知徹底の方策としては、従来の学校・教育委員会を対象とした募集説明会に加え、各市教育委員会担当者と直接、面談の機会を設けるなどして、本取組の趣旨を学校・園に十分理解いただけるよう改善を図りたい。

なお、この事業の効果や改善点をより全体的に明らかにするために、インターンシップ生に対して、将来の職業選択、大学での学習や生活面での変化、人間的成長への影響等に関する詳しい追跡調査を引き続き進めていく計画である。

(4) 生涯学習

これまでに、本学では、関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市)、関西大学文化セミナー、関西大学サタデー・カレッジなどの公開講座を実施している。このような地域社会と繋がる生涯学習への取組を全学的に行ってきた。

今後は、生涯学習への期待の高まりに応えて、社会人のリカレント教育を目的とした講座、また、シニア層の豊かな人間性を持った生活を支援する活動も視野に入れた公開講座、東京センターを利用した公開講座なども計画している。

さらに、2007 年度現代 GP においては、丹波市との協定のもとに、永住型の学生のふるさと作りを目指した、情操教育に基づく生涯教育への取組が採択されるなど、関西大学独自の学生に生涯学習の場を提供し続けることのできる生涯学習教育活動も実施している。

このような取組のみならず、各学部では、科目等履修生、聴講生を受け入れ、社会の要望に応じた生涯学習に貢献する地道な活動も行っている。

(5) 正課外教育活動

ア　集中コミュニケーション講座

【現状の説明】

本学学部生を対象に、特任外国語講師により「英語集中コミュニケーション講座」を年 3 回（夏 2 回、春 1 回）開催している。講座期間は、いずれも 6 日間で、千里山キャンパスで 4 日間学習後、1 泊 2 日の合宿でさらに集中的に学ぶプログラムである。受講料は無料で、合宿参加費（宿泊費・食費）のみ徴収する。1 回につき 4 クラス（約 60 名）先着順で募集し、原則として 1 クラス最大人数を 15 名程度とし、習熟度別にクラス編成している。

本講座の修了者には、修了証を発行するが、本講座は履修単位及び卒業所要単位とはならず、単位の認定も行っていない。

また、2005 年度には英語オンライン教材の「アルク・ネットアカデミー」を導入し、主に TOEIC の得点アップを目指して、学生が授業外でも学内の端末を利用して自学・自習に取り組むことのできる環境を作った。さらに、2004 年度に文部科学省「現代 GP」に採択された「授業支援型 e-Learning システム」を利用した予習・復習の機会を一部の SF 入学生クラスを中心に提供している。

同じく、2005 年度には SF 入学生を中心に、クラブ活動などで必ずしも規則正しく学習に取り組むことが困難な学生のために、TA も配置した「英語ワークショップ（補助授業)」を開催した。集中的に（90 分×3 コマ）授業を行い、英語に対する学生の「苦手意識」の解消を図っている。

2006 年度は DD 入学生対象にインターネット・ベイスト試験に対応するための補助授業を実施した。さらに CIEP（フランス教育省の管轄下にある教育研究国際センター）から無償で TCF テスト（フランス語検定試験）の提供を受け、本学学生フランス語履修者全員を対象にプレテストを実施した。

【点検・評価】

英語集中コミュニケーション講座については、正課授業では実現しにくい人数・レベルでの学生の満足感を確保することに成功している。

また、正課外教育としてオンライン教材を本格的に導入し、授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用した課外学習の機会提供の取組が始まったことは、教室内にとどまらず継続的な努力を必要とする外国語習得のための習慣形成に大いに役立っていると評価できる。

さらに、入学生の多様化に伴い、きめ細かな教育体制の構築が求められるなかで、正課外における補習授業の必要性も高まっており、SF 入学生に対するワークショップはタイムリーな試みといえる。これを契機に、今後さまざまなレベルの学生（例えば AO 入学生や学部留学生）を視野に入れた補習体制の構築も目指す。

イ　エクステンション・リードセンター

【現状の説明】

法人所管のエクステンション・リードセンターは、1997 年 4 月、本学の在学生及び卒業生の各種資格取得、国家試験合格などに寄与するための補完的教育を展開するとともに、社会人に生涯学習の場を提供することを目的として発足した。最初は、社会人にとっても利用の便がよい天六キャンパスで、「英語講座」、「情報処理講座」、「就職講座」の 3 講座が開設され、その後千里山キャンパスにも拠点を設け、年ごとに充実を図り、2006 年度には、表Ⅰ-3-3 に示すとおり 16 講座が開講されている。

学長直轄の「受験研究会」で開講していた各講座は、順次、エクステンション・リードセンターに移管され、2005 年度の「司法書士対策講座」「弁理士講座」の移管を最後に各種受験研究会が担っていた難関国家試験の受験対策は、すべてエクステンション・リードセンターが担うことになった。

司法講座については、法科大学院設置に伴い従来の旧司法試験受験対策講座からその内容を法科大学院進学のための入試対策講座に変容することになった。2006 年 3 月には 80 年近くの歴史を持つ「関西大学日曜答案練習会」を閉会、また 2006 年度をもって旧司法試験対策の最後のコース「択一答案練習コース」をも廃止し、2007 年度は完全に法科大学院入試対策講座となるに至った。

2006 年度の受講生数は、総計で 3,448 名であり、2004 年度をピークに減少している。特に情報処理講座の受講生数はこの 2 年間で 44.6%減少している。

なお、2006 年度全受講生のうち本学学生は 92.3%を占めている。本学卒業生は 3.0%、一般受講生は 4.7%の割合で、2 年前との差異はほとんど見られない。

開講以来、全ての講座において受講生の授業評価を実施して、常に講座の質の管理と改善・充実を図っている。2006 年度における、全受講生を対象とした講座に対する満足度調査によると、「非常に満足」が 22.9%、「満足」が 67.5%という結果になっており、その満足度は高い。また、各資格試験対策講座では、例年、全国平均に比べ高い合格率を維持しており、2006 年度の実績は表Ⅰ-3-4 のとおりである。

また、国家公務員試験等の過去 2 年間における関西大学の合格者数は表Ⅰ-3-5 のとおりである。エクステンション・リードセンターの受講生から多くの合格者を輩出している。

さらに、当センターでは、「開かれた大学」の教学理念のもとに、「大学と地域の共生」、「生涯学習」といった観点から、大学が社会に求められる生涯学習機会として、社会人を対象にさまざまな公開講座の実施、

運営も行っている。

表Ⅰ-3-3　2006年度講座受講生集計表

講座名	募集人員	申込者数累計			
		本学学生	本学卒業生	一般	合計
英語講座	320	216	9	32	257
公務員講座	1,745	1,467	28	11	1,506
簿記検定講座	600	466	4	6	476
公認会計士入門講座	50	32	1	0	33
税理士講座	60	16	3	1	20
司法講座	770	316	17	4	337
情報処理講座	460	275	7	18	300
宅地建物取引主任者講座	50	33	3	6	42
総合旅行業務取扱管理者講座	70	53	3	10	66
通関士講座	100	39	15	37	91
社会保険労務士講座	50	12	10	18	40
ファイナンシャル・プランナー講座	50	44	3	2	49
色彩検定講座	50	42	2	6	50
弁理士講座	100	41	0	5	46
ビジネス実務法務検定３級対策講座	50	11	0	4	15
マスコミ試験対策講座	130	120	0	0	120
合　計	4,655	3,183	105	160	3,448

表Ⅰ-3-4　2006年度各種資格試験等合格者数・合格率一覧

資　格　等	受験者数	合格者数	合格率	全国平均
初級システムアドミニストレータ（秋期）	30人	11人	36.7%	27.4%
基本情報技術者（秋期）	25人	9人	36.0%	12.8%
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ Excel2003	62人	62人	100.0%	－
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ Word2003	24人	24人	100.0%	－
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ Excel2003 Expert	14人	14人	100.0%	－
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ Word2003 Expert	9人	9人	100.0%	－
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ PowerPoint2003	6人	6人	100.0%	－
ﾏｲｸﾛｿﾌﾄ ｵﾌｨｽ ｽﾍﾟｼｬﾘｽﾄ Access2003	4人	4人	100.0%	－
パソコン検定４級	71人	64人	90.1%	67.8%
パソコン検定３級	23人	22人	95.7%	54.7%
宅地建物取引主任者	31人	15人	48.4%	17.1%
総合旅行業務管理者	39人	20人	51.3%	32.7%
国内旅行業務取扱主任者	39人	27人	69.2%	33.4%
通関士	23人	4人	17.4%	7.0%
社会保険労務士	13人	1人	7.7%	8.5%
ファイナンシャル・プランナー	17人	8人	47.1%	16.0%
ファッションコーディネート色彩能力検定２級	42人	40人	95.2%	53.8%
ファッションコーディネート色彩能力検定１級１次	43人	36人	83.7%	62.1%
ファッションコーディネート色彩能力検定１級２次	36人	29人	80.6%	38.9%
日商簿記検定３級（秋期）	71人	57人	80.3%	45.2%
日商簿記検定２級（春期）	45人	30人	66.7%	30.4%
ビジネス実務法務検定３級対策講座	14人	14人	100.0%	71.0%

表Ⅰ-3-5　国家公務員等合格者

年　度 区　分	2006年度	2005年度
国家公務員Ⅰ種試験	9名	3名
国家公務員Ⅱ種試験	77名	77名
司法試験	新　18名	24名
	旧　11名	
公認会計士試験	新　18名	16名
	旧　13名	

【長所】

受講生数は 2004 年度をピークに減少したにもかかわらず各種講座に係る資格試験、難関国家試験においては依然、全国平均を上回る高い合格率を維持しており、質の高い講座を提供していることを示しているものと考える。

全講座において実施している受講生の授業評価の結果は、各講座とも受講生の満足度は高い。市中の専門学校で実施しているのとほぼ同じ内容の授業を学内施設を利用して実施している利点を生かして安価な受講料で提供している。

【問題点】

補完的教育事業としての各種講座は、受講生のニーズを把握してスクラップ・アンド・ビルドを行い、受講生が満足できる講座企画、運営を行い、講座数と受講生数の増大を図ってきたが、エクステンション・リードセンター離れは進んでいる。

ピーク時の 2004 年度の全講座の募集人員に対する充足率は 97.3%であったが、2005・2006 年度のそれは 74%にまで落ち込み、2004・2005 年度には定員を満たしている講座が 6 講座であったのが、2006 年度では 1 講座のみであった。

特に情報処理講座の減少率は高く、今後は当講座自体の改廃を含めた大幅な改革をめざして検討していく必要がある。

講座数と受講生数の増大を図ってきたが、今後はエクステンション・リードセンター離れの原因を追究し、受講生が本当に必要としている講座を新規に開講するなど、受講生の減少をくい止める方策を検討していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学の社会的評価につながる、司法試験、国家公務員Ⅰ種試験、公認会計士試験の難関試験での合格者を多く輩出するためには当センターにおいて「司法講座」、「公務員講座」、「公認会計士入門講座」を重点講座と定め、さらに強化を図ることが必要である。

また、これらの試験をめざす学生を各学部等の協力を得て増やしていく取組を関西大学として作り上げていくことが必要である。そうした学生のために当センターが受け皿となり、重点講座を中心に、さらに少人数の中できめ細かい指導を行う体制を早急に構築することが課題であるが、これに関しては当センターだけの問題ではなく、教学サイドの協力が必要不可欠であり、その実現を図る方策を検討する必要がある。

「開かれた大学」としての各種公開講座では、さまざまなニーズにあったテーマ・内容の講座を企画・運営し、受講生により満足してもらえる講座にしていくことが必要である。

公開講座については本学教員のみならずさまざまな分野で活躍している実務家なども講師として招聘し、理論と実際が織りなす講座の実学への展開も図っている。これら、公開講座の実施は、それが大学の使命である地域との連携、社会貢献に大きく寄与し、関西大学の教育・研究の幅を広げることにつながっていくよう努力することが必要である。

４　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

ア　国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性・国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

（ア）国際交流促進と組織

本学の国際交流に関わる業務の遂行は、1981 年 10 月に、教学の 3 本柱の一つとして「国際交流の促進と充実」を掲げ、各学部で独自に行われていた教学上の諸施策及び事務的業務で外国との関連のあるものについて、全学的に協議する機関として、「外国人留学生に関する全学連絡会議」を学長の諮問機関として設置するとともに、事務組織として国際交流室を設置した。1982 年に当連絡会議を国際交流委員会に改称し、国際交流室を国際交流課と改称した。

1988 年 10 月 5 日に学長より「国際交流機構の在り方」についての諮問があり、国際交流委員会において鋭意検討が行われた結果、国際交流の促進と充実をさらに効率的に実現させていくために、国際交流委員会を発展的に解消し、国際交流センターを新設すること、また国際交流委員会に代えて同センターに国際交流主事会を設置することを 1989 年 1 月 24 日学長に答申した。学内諸機関において検討された後、1989 年 6 月 9 日付で「国際交流センター規程」を制定し、同年 10 月 1 日をもって国際交流センター及び国際交流主事会が発足した。

1981 年 5 月 26 日に学務課分室（国際交流室）として発足し、1982 年 4 月 1 日の改組により国際交流課として国際交流関係の事務分掌を担ってきた事務組織も、1989 年 10 月 1 日より国際交流センター事務室に改められた。また、事務室は 1981 年以来執務してきた大学院ホールより 1996 年 11 月の新関西大学会館のオープンとともに同会館北棟 3 階に移転し、その後 2006 年 6 月に新関西大学会館の南棟 3 階に移転した。外国大学との学術交流の促進状況については以下のとおりである。

（イ）外国大学との学術交流の推進

ａ　「3・3・3 構想」の達成

本学の国際交流の基本方針である「3・3・3 構想」（中国語圏を含むアジアで 3 校、太平洋沿岸の英語圏で 3 校、その他の地域で 3 校の大学と学術交流協定を締結する）は、1983 年 3 月 6 日に中華人民共和国の遼寧大学との学術交流協定締結に始まり、1994 年 4 月 2 日にスイスのチューリッヒ大学との学術交流協定締結により達成をみた。

この「3・3・3 構想」による協定大学は、「中国語圏を含むアジア」では、中華人民共和国の遼寧大学、復旦大学及び東北大学、「太平洋沿岸の英語圏」では、アメリカ合衆国のハワイ大学及びジョージ・ワシントン大学並びにオーストラリアのオーストラリア国立大学、「その他の地域」では、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、イギリスのバーミンガム大学及びスイスのチューリッヒ大学の 9 校である。アメリカのジョージ・ワシントン大学とは、長年に渡る交流実績があったが、先方大学の学生を受け入れる語学力の基準変更（TOEFL・PBT 520→550→600）により、2002 年度に交流協定を終了した。

ｂ　「AP 構想」

「3・3・3 構想」が完了したことにより、これに代わる新たな方針として 1995 年 10 月に「AP 構想」を策定した。この構想は、日本と深いつながりを持つアジア・太平洋（Asia Pacific）地域の国々との、とりわけ学生レベルの交流を目指すものである。アジア・太平洋地域は、21 世紀において国際社会のあらゆる局面で、さまざまな角度から重要視されるに違いないし、多くの若い世代の人々が、この地域の社会、経済、技術、文化と言語を真剣に学び、研究しなければならないとの考えに基づいている。

また、「AP 構想」は、本学の学生とこの地域の学生との交流を通じて、高い能力を持った人材を育成するとともに、各国との相互理解を増進し、ひいてはこの地域のさらなる発展と地域内の活性化に寄与すること

を目的としている。

次表が示すように、1996 年 2 月 19 日にオーストラリアのアデレード大学、1997 年 4 月 17 日に韓国の漢陽大学、そして 1998 年 3 月 22 日にタイのタマサート大学と協定を締結して「AP 構想」の実現に努めた。

更に、2001 年 10 月 25 日には国立台湾大学と基本協定を、2002 年 12 月 19 日には学生交換及び研究者交換についての覚書を締結し、当構想による交流の成果が大いに期待されている。

表Ⅰ-4-1　外国大学との学術交流の促進状況

地域			協定大学	締結年月日		
				基本協定	学生交換協定	研究者交換協定
3・3・3構想	アジア	中国	遼寧大学	1983. 3. 6	1991. 5.14	1983. 3. 6
			復旦大学	1983.12. 7	1995.11.13	1983.12. 7
			東北大学	1986. 6. 1	1991. 5.16	1986. 6. 1
	環太平洋圏	アメリカ	ハワイ大学	1991. 6.27 1996. 7.22(更新)	1993. 6. 3 1995. 5.28(更新)	—
		オーストラリア	オーストラリア国立大学	1992. 2.19	1992. 2.19	—
	ヨーロッパ他	ベルギー	ルーヴェン・カトリック大学	1986. 5. 5	1990.10.10	1986. 5. 5
		イギリス	バーミンガム大学	1991. 2. 4	1993.11.12	—
		スイス	チューリッヒ大学	1994. 4. 2	—	—
AP構想	オーストラリア		アデレード大学	—	1996. 2.19	—
	韓国		漢陽大学	1997. 4.17	1997. 4.17	—
	タイ		タマサート大学	1998. 3.22	1998. 3.22	—
	台湾		国立台湾大学	2001.10.25	2002.12.19	2002.12.19
その他	イギリス		ロンドン大学 SOAS	—	1997. 4. 1 2002.10.14(更新)	—
	アメリカ		ウェブスター大学	1998. 2. 9	1998. 2. 9	—
			アリゾナ大学		2003. 6.10	
	フランス		パリ第３大学	1998. 9.24	1998. 9.24	1998. 9.24
	中国		北京大学	1998.12.21	—	1999. 5.15
	ドイツ		ゲッティンゲン大学	1999. 7.15	2000.11.15	1999. 7.15
GK構想	韓国		東亜大学		2005. 4.19	
			嶺南大学	2005. 5.20	2005. 5.20	
			高麗大学	2006. 3.17	2006. 2.20	
	中国		香港中文大学	2006. 1. 6	2006. 1. 6	
			北京外国語大学	2007. 3. 7	2007. 6. 4	
	台湾		静宜大学		2005. 3. 9	
	タイ		チュラロンコン大学	2007. 3. 1	2007. 3. 1	
	マレーシア		マレーシア科学大学	2006. 9.28	2006. 9.28	
	スリランカ		コロンボ大学	2006. 9.28	—	
	ベトナム		ベトナム国家大学ハノイ	2005. 8.15	—	
	ドイツ		ケルン大学	2006. 5. 9	2006. 5. 9	
			コンスタンツ大学	2006. 7.31	2006. 7.31	
	フランス		パリ第７大学	2006.11.22	2006.11.22	
			西カトリック大学	2006.12.12	2006.12.12	
	エジプト		カイロ大学	2006.12.10	2006.12.10	2006.12.10
	アメリカ		ﾌﾞﾘｯｼﾞｳｫｰﾀｰ州立大学	—	2005.12.16	
			セント・マイケルズ大学	2006. 3.30	2006. 3.30	
	メキシコ		モレロス州立自治大学		2005. 5.12	
	エクアドル		ｸﾞｱﾔｷﾙ･ｻﾝﾁｬｺﾞ･ｶﾄﾘｯｸ大学	2006. 7.19	2006. 7.19	

c　その他の大学との協定締結

「3・3・3 構想」と「AP 構想」には包含されないが、交流の必要性から交流協定を締結したものとして、1997 年 4 月 1 日に、イギリスのロンドン大学 The School of Oriental and African Studies（SOAS）と学生交換協定を締結した。

また、翌年の 1998 年 2 月 9 日にアメリカのウェブスター大学（基本協定と学生交流協定）、同年 9 月 24 日にパリ第 3 大学（Sorbonne－Nouvelle）と基本協定（研究者交流と学生交流を含む）を締結するとともに、12 月 21 日には北京大学とも同様な内容で基本協定を締結し、1999 年 5 月には研究者交流協定を締結した。さらに、2003 年 6 月 10 日にはアメリカのアリゾナ大学と基本協定（研究者交流と学生交流を含む）を締結した。

欧州においてはイギリス、ベルギー、スイス、フランスの各協定大学に続き、さらにドイツの大学との協定が課題となっていたが、1999 年 7 月 15 日付でゲッティンゲン大学と国際交流基本協定及び研究者交流についての覚書を調印し、2000 年 11 月に学生交流に関する覚書を締結した。

ｄ　共同学位プログラム

2000 年 9 月、協定大学である米国のウェブスター大学との間で共同学位プログラム（DD プログラム）協定を締結した。これは、ウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を得ることができるプログラムである。2001 年度入学試験にはこのプログラムにより留学を希望する学生のために DD 入学試験が実施され、11 名が入学した。本学で 1 年半の授業を受け、2002 年 8 月より 5 名が留学した。そして、2005 年 3 月にはこの DD プログラムにより第 1 期生 3 名が初めての共同学位を修得した。

2003 年度入学試験では 5 名、2004 年度では 4 名、2005 年度では 8 名がそれぞれ入学し、2003 年度と 2004 年度にはそれぞれ 4 名を派遣し、第 1 期生から合計すると 13 名となる。なお、2005 年度には 2 名の派遣が決定している。さらに、2004 年度にはウェブスター大学から第 1 期生 3 名（内、関大の学位取得者 2 名）、2006 年度にも 3 名を受け入れている。問題点として注目すべきなのは、DD 入試入学生の中で、必要な TOEFL スコアー213 点を獲得できるものが少ない。そのため、DD 入試制度の改革や TOEFL のスコアーアップクラスの設置を計画している。

ｅ　国際交流の新たな展開

本学をグローバライズしつつ、今度は本学が学生や社会をグローバライズする存在となることを目標として、「国際交流の新たな展開−Globalizing Kandai をめざして」（以下「GK 構想」という。）と題して、2004 年 12 月、本学の今後の国際交流全般のあり方に関する基本構想を策定した。これは、国際化の一層の充実を図るため、近い将来 50 大学と協定を締結し、世界各国から優秀な学生を受け入れ国際的なネットワークを構築し、さらに多種多様なプログラムを提供して、本学学生を海外の大学や大学院へ積極的に派遣することで、世界に通用する人材育成を目指すものである。この構想に基づき、2005 年 3 月 9 日に台湾の静宜大学、同年 4 月 19 日に韓国の東亜大学、同年 5 月 12 日にメキシコのモレロス州立自治大学及び同年 5 月 20 日に韓国の嶺南大学との間で基本協定と学生交流協定を締結するなど 2005 年中に 6 大学、2006 年中に 11 大学、2007 年 5 月 1 日までに 2 大学と締結し、現時点では、さらに 3 大学と正式な交渉に入っていて、新たな国際交流の拡充に向け歩を進めている。

（ウ）点検・評価並びに今後の課題

「3・3・3 構想」と「AP 構想」を基本に研究者交流、学生交換交流を実施してきた。両構想に包含されない大学とも研究者交流並びに学生交換協定を締結することにより、「GK 構想」を推進し、現在 15 カ国・地域に所在する 37 大学と協定を締結している。本学規模にすれば協定大学の数が少ないとの指摘もあるが、協定書だけで交流実体のない協定ではなく、すべて研究者交換もしくは交流、それに学生交換交流と毎年確実に交流の実を上げている実質的な協定内容といえる。

学生交換の一種でもあるが、前述したウェブスター大学との間で実施している DD プログラムは、最短 4 年間で二つの大学の学位を取得できるといった画期的なプログラムであり、参加者はもちろん学内外から高い評価を得ている。今後、さらに DD プログラムを充実させ、中国語圏を含む他大学との DD プログラムの開発を含め派遣学生のメリットを追求することが期待される。

これからの発展に向かって、現在の国際交流組織ではすでに限界にいたっているということが明らかになったため、大学全体の国際関係を管理する新しい組織が現在計画されている。その「国際部」（仮称）の中で、大事な課題として次の 4 点が挙げられる。1. 受け入れ交換留学生の日本語プログラムの大幅な拡大と改善。2. 受け入れ交換留学生のための「日本学」の授業の拡大と改善、そして日本人関大生が履修できる制度の創造。3. DD プログラムや新しい協定校の学生交換を充分生かすために、英語をはじめとして関大生の外国語運用能力を破格的に高める必要を認めなければならない。そのため、英語の留学準備コースを導入

する。4. 語学留学や他の中期留学の振興のため、認定留学制度の改善をはかる。

上記の 4 点がうまく解決できれば、近い将来に予想されている 50 校以上の協定校との充実した学生交流を期待できる。また、各協定大学との交流を深め、それぞれ交換する学生数の増加も考えるべきである。

イ　国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための適切性・国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

（ア）「国際化」とカリキュラム

「3・3・3 構想」（中国語圏を含むアジアで 3 校、太平洋沿岸の英語圏で 3 校、その他の地域で 3 校と学術交流協定を締結する）が実現し、「AP 構想」もほぼ達成を見た。さらに、新ビジョンの GK 構想により、2007 年 5 月 1 日現在、19 大学と協定し 37 大学となっている。このように、国際化に向けた環境の整備が着実に進んでいる。

2007 年 5 月 1 日現在、在籍留学生数は、学生交換交流協定に基づく交換留学生が 41 名（学部 37 名、大学院 4 名）、DD プログラム受け入れ学生（学部のみ）が 3 名、私費留学生が 414 名（学部 294 名、大学院 109 名、外国人研究生 11 名）、そして国費留学生が 14 名（大学院 11 名、外国人研究生 3 名）となっている。他方、本学の学部学生数は 27,106 名、大学院生数は 2,084 名を数える。私費留学生のもっとも多い学部が商学部（103 名）、次いで経済学部（65 名）であり、以下、総合情報学部（36 名）、社会学部（35 名）、工学部（21 名）、文学部（15 名）、法学部（10 名）の順に、また新設学部では、政策創造学部（2 名）、システム理工学部（5 名）、環境都市工学部（1 名）、化学生命工学部（1 名）となっている。また学部の交換留学生 37 名と DD プログラム受け入れ学生 3 名は、すべて文学部が受け入れ機関となっている。

他の学部に比して留学生数が多い商学部では、基礎演習科目で各クラスに少なくとも 1 名の留学生が入るような配慮がなされ、日常の授業における国際交流促進の努力がなされている。

大学院では、授業における留学生との交流に関する施策は特に講じられてはいない。しかし、2000 年に完成した大学院の学舎「尚文館」には大学院生研究室が置かれており、そこでの日常的な交流が実現している。

外国からの招へい研究者と学生との交流については、制度的にカリキュラムに組み込むのが難しいことから、その機会は少ない状況である。しかし、招へい研究者のゼミナールへの特別参加や特別講演会の企画によって実現している。招へい研究者を、国際化を目ざしたカリキュラムに組み込むことは、全学的には困難だが、学部・学科によっては部分的に活用しているのが現状である。全学の学生を対象とした外国人教員による授業としては、現在の専任外国人教員による授業のほか、特任外国語講師による授業が行われている。

（イ）国際教育・研究交流諸制度

学術交流の重要な領域として海外の研究者との交流がある。本学ではこれを支援するものとして、本学専任教員が海外の研究機関で研究活動を展開できる「在外研究員」のほかに、「交換研究者」及び「外国人招へい研究者」の各制度を設けている。交換研究者制度では、現在 37 協定大学のうち、中国の復旦大学、東北大学、北京大学、台湾の国立台湾大学、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、フランスのパリ第 3 大学、ドイツのゲッティンゲン大学、エジプトのカイロ大学の 8 大学との間で交流協定を盛り込んでいる。このうち東北大学が 2 人・月であるのを除けば、他はいずれも 3 人・月、または 6 人・月の交換である。協定大学の拡大に伴い交換人数・月数の見直しが早急に必要である。また外国人招へい研究者制度では、共同研究や特別講義、学術講演などのために海外の著名な研究者を招くものとしている。これ以外にも、本学では教員の国際学術交流を促進すべく、国際交流センターが窓口となって関連活動を支援している。

（注）「6 人・月」とは、1 人の場合は 6 カ月、2 人の場合は各 3 ヶ月の滞在。以下同様に、6 人の場合は各 1 カ月の滞在となる。

（ウ）本学教員の協定大学への派遣

2004 年度には北京大学に 1 名、ルーヴェン・カトリック大学に 2 名、2005 年度にも同大学にそれぞれ 1 名ずつ、2006 年度には復旦大学に 2 名、ゲッティンゲン大学、ルーヴェン・カトリック大学に 1 名ずつを

派遣した。

この結果、2006 年度までの 24 年間の合計では、協定大学への派遣研究者数は 108 名に達している。

表Ⅰ-4-2　交換派遣研究者数の内訳（過去 3 年度分）

年 協定大学	2004	2005	2006	計
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	2	1	1	4
北京大学（中国）	1	1		2
東北大学（中国）				0
復旦大学（中国）			2	2
ゲッティンゲン大学(ドイツ)			1	1
計	3	2	4	9

（エ）本学教職員の国際交流活動

協定大学への交換・派遣のほかに、「在外研究員等規程」による在外研究員制度がある。

在外学術研究員（1 年間）は、この 3 ヵ年を見ると 2004 年度 11 名、2005 年度、2006 年度はそれぞれ 13 名、また在外調査研究員（1 ヶ月以上 6 ヵ月以内）は、2004 年度、2005 年度、2006 年度とも 9 名の派遣である。

また、同規程による外国出張者になると、2004 年度 186 名、2005 年度 177 名、2006 年度には 190 名となっており、学部別 3 年間合計では、工学部 237 名、文学部 111 名、外国語教育研究機構 61 名、総合情報学部 55 名、に次いで商学部 22 名、社会学部 22 名、法務研究科 21 名、法学部 15 名、経済学部 8 名、そして新たに 2006 年度から会計研究科から 1 名の順となっており、研究者にあってもますますグローバル化が進んでいるといえる。ただ、学部によっては、在外研究員の応募者が皆無に近い年がある。これらに鑑み「在外研究員等規程」における制限条項を見直す時期に来ていると言えよう。

（オ）国際的行事

研究交流のもう一つの柱となる国際的行事であるが、今後積極的な振興策が必要となる。

2004―2006 年度、国際交流助成基金による国際シンポジウム及び国際学会開催並びに協定大学との共同研究に対する助成は次のとおりであった。（次頁の表参照）

○国際シンポジウム　2004 年度：4 件（文学部 3 件、法学研究所）、2005 年度：1 件（工学部）、
2006 年度：2 件（工学部）

○国際学会　2004 年度：0 件　2005 年度：0 件　2006 年度：0 件

○協定大学との共同研究　2005・2006 年度：1 件　2006・2007 年度：1 件　2007・2008 年度：1 件

国際シンポジウムの助成予算額は総額が年間 1,000 万円までで、一件につき総費用の 2 分の 1 を限度に 300 万円以内で助成される。国際学会は一件につき 20 万円を限度として助成される。国際シンポジウムへの助成総額は、2004 年度は 7,627,275 円、2005 年度は 833,568 円、2006 年度は計 2,113,800 円なので、年により執行額に差が生じている。国際シンポジウムの開催件数は 1999 年度以降、平均、年に 2～3 件となっているが、国際学会の助成申請は 1994 年度を最後としてまったくない。全体として、助成申請が少ない傾向にあるのは、開催総額のかなりの部分を外部の助成金に頼らなければならないという事情があるからであろう。助成の割合や助成額を増やすなどの措置が必要である。

こうした助成金は、1986 年、本学の創立 100 周年を記念して国際交流助成基金が設置され、助成事業として国際シンポジウム及び国際学会に対する助成金の交付が定められたことに基づいている。また 1993 年には同基金による協定大学との共同研究に対する助成が認められた。助成額などの内容はそれぞれ以下のとおりである。

a　国際シンポジウム：助成総額が年間 1,000 万円以内で、1 件に総費用の 2 分の 1 を限度に 300 万円以内を助成する。

b　国際学会：1 件につき 20 万円を限度として助成し、原則として、各年度 5 件以内とする。

c　協定大学との共同研究：1 件につき 100 万円を限度とし、各年度 5 件以内とする。研究期間は原則として 2 年。

表Ⅰ-4-3　国際シンポジウムへの助成

課　　題	主　催	開催日	助成額(円)
東アジア世界と儒教	文学部	2004. 9.16- 2004. 9.17	2,677,807
新しい学びの挑戦－産業主義時代の学校と仕事を超えて	文学部	2004. 9.10- 2004. 9.11	1,738,892
古代インドの都市像を探る	文学部	2004.11.20- 2004.11.21	1,177,308
今日的課題における日韓法政システムの多様性と共通性	法学研究所	2004. 9.10- 2004. 9.11	2,033,268
気液二相流の技術的課題と将来の研究の方向性	工学部	2005. 9.14- 2005. 9.16	833,568
第 5 回非定常触媒反応国際会議	工学部	2006.11.22- 2006.11.25	1,264,800
精密表面仕上げとバリ取り・エッジ仕上げ技術の課題と将来の方向性	工学部	2006.11. 7- 2006.11.10	849,000

協定大学共同研究への助成

課　　題	期　間	申請者	協定大学	助成額(円)
現代社会と法―日本と中国	2005.4.1～ 2007.3.31	法務研究科 久保宏之 教授	北京大学	576,854
法の継受とその現代的展開―日本法とドイツ法	2006.4.1～ 2008.3.31	法務研究科 今西康人 教授	ゲッティンゲン大学	執行中
日本と韓国の学校による交流学習のモデルの開発	2007.4.1～ 2009.3.31	総合情報学部 久保田賢一 教授	漢陽大学	執行中

（カ）点検･評価並びに今後の課題

交換受け入れ留学に関しては「3・3・3 構想」と「AP 構想」、それに続く「GK 構想」に基づき、世界各地の大学とも研究者交流並びに学生交換協定を締結することにより、現在 15 ヵ国・地域に所在する 34 大学と協定を締結し学生の交換をしており、2007 年度は学部生・院生合わせて 41 名が在籍している。他方、一般留学生は私費・国費、学部生・院生合わせて、2007 年度は 428 名在籍している。

交換受け入れ留学生に対するカリキュラムは、日本語（初級・中級・中上級）の他に、英語による日本事情科目を開設しており、学生から高く評価されている。2003 年度秋学期からはこれらの授業が DD プログラム授業として実施され、更なる充実が図られるようになった。

学部、大学院でのカリキュラムは特に外国人を意識したものはないが、招へい、交換受け入れ等の外国人研究者により、学部・院での授業、ゼミナール、特別講演会などが行われ国際化に配慮した工夫がなされている。

一方、本学教員の海外派遣は「在外研究員」制度により毎年 33 名が学術研究員（在職期間が原則として 4 年以上で、年齢が 59 歳以下の者。ただし、原則として 39 歳以下の者を優先）として 1 年もしくは調査研究員（在職期間が原則として 4 年以上で、年齢が 63 歳以下の者）として半年を上限として、世界各国の大学・研究機関に派遣され、共同研究や教授能力の向上の実を挙げている。これらの成果が本学の教育・研究に生かされていることは言うまでもない。

「交換派遣研究者」制度については、研究者交換のできる 8 大学への派遣枠はあるが、近年、交換派遣研究者の申請件数は少なく、2004 年度に 3 件、2005 年度に 2 件、2006 年度は 4 件に留まっている。今後の課題として、「交換派遣研究者」制度の活用を希望する教員に対して、学期中の授業や会議・委員会などの職務に関する柔軟な配慮とともに申請手続き面などのサポート体制を充実させる必要がある。さらに、制度的な問題であるが、「交換派遣研究者」の年齢制限や回数制限も見直される時期に来ている。

ウ　国内外の大学等との単位互換制度

（ア）国内大学との単位互換制度

ａ　関西４私大の単位互換制度

関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の 4 大学は、1966 年 4 月に大学院生の交流に関する申し合わせをした。以来、毎年 4 大学の大学院生が交流を続けてきたが、この申し合わせを発展させ、1998 年に関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定を締結した。

毎年 4 月初旬、各大学ではそれぞれの大学院の時間割表を交換しており、大学院生が研究上の必要により他大学での大学院の授業の履修を希望する時は、在籍大学院の研究科長又は指導教員の許可を得て申し出ること（ただし、研究科長又は指導教員は、研究科委員会の承認を得た上、学生の希望する他大学の大学院の授業科目担当教授に予め了解を求めることが必要）になっている。他大学院での授業を許可された者に対し、各大学は大学院学則の許す範囲内において、修得単位を認定している。

ｂ　大学コンソーシアム大阪の単位互換制度

2006 年度からは、大学コンソーシアム大阪に加盟する大阪府下の大学のうち、4 年制 30 大学間で、単位互換事業を開始した。これは、学生が受講できる講義の選択肢を拡大するための新しい制度で、単位互換に参加する大学の学生あるいは併設の短期大学の学生は、他の大学が提供する単位互換科目を履修することができ、その修得単位は在学する大学の単位として認定されることになった。

単位互換科目には、大阪市の都心部の会場で開講する「大阪学」を主たるテーマとする「センター科目」と、各大学のキャンパスで開講する「オンキャンパス科目」に大きく分類され、各大学から約 300 科目が提供されている。本学からも「センター科目」に 4 科目（うち 1 科目は関西経済同友会からの寄附講座）、「オンキャンパス科目」として 42 科目を提供し、延べ 66 名の他大学受講生を受け入れるとともに、本学学生も 15 名が「センター科目」及び「オンキャンパス科目」を履修した。

（イ）外国大学との単位互換制度

ａ　交換派遣留学と認定留学

本学では 1984 年より「交換派遣留学」と「認定留学」の二種類の留学制度を定めている。

「交換派遣留学」とは、本学と学生交換交流協定を結んでいる外国の大学（協定大学）に、選考を経て 1 年間留学する制度である。留学先の大学で修得した単位は、学部生は 60 単位、大学院生は 10 単位を限度として、所属学部または大学院の審査を経て認定される（なお、60 単位が上限として認められるのは、2001 年度以降入学生からで、2000 年度以前生は 30 単位が上限であった）。

交換派遣留学生の所属学部または大学院では、帰国後に当該学生との面談等を行い、学部教授会または研究科委員会において慎重に審査したうえで、授業科目の読み替えによる単位認定を行っている。その際、最も重視されるのは、授業時間数を含めた科目独自の内容である。

留学期間の 1 年間は本学の在学年数に算入されるので、学部生の場合は、留学期間 1 年間を含め、合計 4 年間で卒業することが可能である。また、奨学金を給付し経済的な援助も行っている。

「認定留学」とは、原則として協定大学以外の大学に、所属学部の教授会または大学院研究科委員会の許可を得て留学する制度である。学生は、留学希望の大学の入学許可証を取得し、留学の 3 カ月前までに必要書類を揃えて国際交流センターに提出し、書類審査を受ける。この制度の対象となるのは、専門の勉強をする（専門科目を複数科目履修する）ための留学であり、いわゆる「語学留学」は認めていない。留学期間は 1 セメスターまたは 1 年間であり、留学先で取得した単位は、交換派遣留学と同様、学部生は 60 単位、大学院生は 10 単位を限度として所属学部の教授会または大学院研究科委員会での審査によって認定され（成績証明書要提出）、留学期間は本学の在学年数に算入される。

ｂ　共同学位プログラム

2000 年 9 月、アメリカのウェブスター大学との間で共同学位プログラム（DD プログラム）協定を締結した。これはウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方

の学位を得ることができるプログラムである。

DD プログラムでは、本学と協定大学との間で、それぞれの教育プログラムが自校の教育目標の達成基準を満たすということを前提として学位が授与される。本学から派遣される学生には、ウェブスター大学で修得した単位（60 単位が限度）が本学の卒業所要単位として認定され、さらに、ウェブスター大学で卒業に必要な単位（最低 30 単位以上）を修得すれば、本学で修得した単位がウェブスター大学の卒業所要単位として認定され、128 単位以上の単位を修得することによって同大学から Bachelor of Arts（教養学士号）が授与される。

修業年限に関しては、原則として留学期間の 1 年間を本学の在学年数に算入する。ただし、留学初年度の秋・春学期においてウェブスター大学で選択した専攻の必修単位数の 2 分の 1 以上を修得している場合に限り、学部教授会の了承を得たうえで留学期間の延長が可能である。この場合には、2 年間を上限として本学の在学年数に算入することができる。

また、ウェブスター大学から派遣される学生は、本学の学部に 2 年間在籍して 64 単位以上修得し、かつウェブスター大学の学位を修得した時点で、本学から所属学部の学士号が授与される。日本語運用能力が高い学生は自己の専門により関係学部に所属し専門科目を履修するが、日本語運用能力が高くない学生は文学部に所属し、英語で授業を行う日本研究科目を履修することができる。

（ウ）点検・評価並びに今後の課題

国内大学との単位互換の方法は、相互的な単位互換協定に基づいたもの、及び共同の単位互換事業によるものであり、他の大学が提供する授業科目を履修することで、ほぼ自動的に単位が認定されるものである。学生は、この互恵的な制度の中で、自分の属する大学では開講されていない他大学の授業科目を明確な問題意識を持って履修することができ、学習の幅を広げることができる。それがこの方法の最大の長所である。

外国大学との単位互換の方法は、いずれも 60 単位を限度に本学の単位として認定するものであり、1 年間に修得できる単位数としては十分なものである。単位の認定は、学生の認定願に基づき、最も適切と思われる授業科目内容を詳しく検討したうえで、学部教授会または研究科委員会が責任を持って行っており、適切に運用されている。したがって、現状において特段の問題点は見あたらない。

エ　外国人教員の受け入れ体制の整備状況・外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

（ア）外国人教員の受け入れについて

本学の外国人教員は次表のとおりである。

表Ⅰ-4-4　学部・機構別外国人教員数　2007 年 5 月 1 日現在

学　部	教授	准教授	専任講師	特任外国語講師	兼任講師	客員教授	TA.SA.RA	合計
法学部							1	94
文学部	4	2						6
経済学部	1						2	3
商学部								0
社会学部							2	2
政策創造学部						1		1
総合情報学部	2				93			2
工学部								0
システム理工学部							1	1
環境都市工学部								0
化学生命工学部								0
外国語教育研究機構	5			12				17
法科大学院								0
合　計	12	2	0	12	93	1	6	126

※2007 年度より非常勤講師の所属は「大学」に統一されている。

（イ）研究者の受け入れ制度

本学には「交換研究者」、「外国人招へい研究者」及び「外国からの研究者」の制度がある。「交換研究者」は協定大学からの交換受け入れ研究者であり、「外国人招へい研究者」は協定大学以外の教育機関から共同研究や特別講義を学生に提供するために招く研究者である。「外国からの研究者」は一般に私費外国人研究者の受け入れをいい、研究領域内容を同じくする本学教員が受け入れ担当者となり受け入れるものである。「交換研究者」や「外国人招へい研究者」制度はあるが、1 年位の期間を単位とした受け入れ制度はない。そのような学外からの研究者を本学に滞在させる制度は本学の研究活動にとって重要であると思われる。特に、博士号取得直後の若い研究者 PD（ポスト・ドクトラル・フェロー）を国内外から受け入れる制度があれば、種々の新しい学問を身につけた研究意欲旺盛な彼等によって新しい活動場所としての本学の研究を大いに活発化させてくれるだろう。PD は彼等自身の所属が確定していない立場上、本学への滞在もかなりの自由度がある。外国の PD など若手研究者で日本での研究継続を希望する者が増えている今日、そのような制度の創設も望まれるのではなかろうか。

（ウ）交換研究者

本学と各協定大学との間で締結している交流協定に基づき、東北大学、北京大学、復旦大学、ルーヴェン・カトリック大学、パリⅢ大学、ゲッティンゲン大学及び台湾国立大学の 8 大学との間で研究者の交換を実施することができる。これにより、協定大学から交換受け入れ研究者として毎年研究者を迎え、本学受け入れ担当教員等との共同研究や教員・学生等を対象とする講演等が行われている。

「交換研究者制度」としては、現在、東北大学が 3 人・月でその他の 7 大学は 6 人・月という内容で研究者交流を協定に盛り込んでいる。しかし、担当授業等の関係で同一人が実質 2 ヶ月以上の期間にわたる研究に赴くことは大変困難であり、ここ数年希望者は、この協定枠に満ちていない。

協定大学からの研究者受け入れ状況の推移は、表Ⅰ-4-5 に示したとおりである。2004 年度は、復旦大学から 2 名（3 ヶ月と 5 ヶ月）、北京大学から 2 名（3 ヶ月と 6 ヶ月）、遼寧大学から 1 名（2 ヶ月）、東北大学から 1 名（3 ヶ月）を受け入れ、2005 年度は復旦大学から 1 名（5 ヶ月）、北京大学から 1 名（3 ヶ月）の受け入れがあった。

また、2006 年度は復旦大学から 1 名（5 ヶ月）、東北大学から 1 名（3 ヶ月）を受け入れた。この結果、2006 年度までの 24 年間の受け入れ研究者は、合計 137 名である。

表Ⅰ-4-5　交換受け入れ研究者数の推移

協定大学	2004 年度	2005 年度	2006 年度	計
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）				
復旦大学（中国）	2	1	1	4
北京大学（中国）	2	1		3
遼寧大学（中国）	1			1
東北大学（中国）	1		1	2
ゲッティンゲン大学（ドイツ）				0
パリ第３大学（フランス）				0
合　計	6	2	2	10

（エ）協定大学との共同研究

国際交流助成基金による協定大学間の共同研究に対する助成は、原則 2 年が 1 サイクルとなっており、研究者交換協定を締結している大学だけでなく、全協定大学を対象としている。

（オ）招へい研究者

「外国人招へい研究者規程」において、招へい研究者は招へい教授、招へい研究員、招へい講演者、特別講演者の 4 種類に分けて受け入れを定めている。大学院及び研究所から推挙された当該分野における優れた業績を有する研究者を、教授、研究員、講演者として招き、各種の共同研究や学部・大学院等における講義、講演等を行っている。

招へい研究員は、2004 年度には 8 カ国 8 名、2005 年度に 4 ヶ国 9 名を、2006 年度には 9 カ国 10 名を迎えた。招へい講演者は、2004 年度は 4 カ国 4 名、2005 年度は 3 カ国 4 名、2006 年度も 3 カ国 4 名であった。以上はいずれも活発な受け入れ状況を示しているが、招へい教授は 1997 年度以降、2006 年度まで実績がない。また、特別講演者（国際的に著名な学識経験者であり、かつ本学の学術研究及び教育水準の向上に寄与する者で、特に外国から招へいする者）についても、創立 100 周年記念講演以降実績がない。

（カ）外国人研究員

上記の「交換研究者規程」と「外国人招へい研究者規程」を補完するものとして「外国からの研究員に関する内規」がある。これは外国の大学もしくは教育研究機関の研究者で本学における研究を希望する者を対象としている。2004 年度には 7 カ国・地域から 10 名、2005 年度には 8 カ国 13 名、2006 年度には 3 カ国 4 名を受け入れた。

「外国人研究員に関する内規」は 1998 年度において「外国からの研究員に関する内規」と名称を変更し、海外で活躍する日本人も受け入れ対象とした。

なお、便宜供与の範囲は、図書館、情報処理センターの利用及びコピー代の免除である。また、「外国からの研究員に関する内規」により招へいされた研究者に対しても、宿舎の提供、海外旅行傷害保険への加入手続き等において、できるだけ協力を行っている。

（キ）その他の来訪

日本学術振興会、国際交流基金等の本学以外の機関が招へいした外国人研究者及び協定大学の関係者が、来日の機会に本学を来訪し、学長への表敬訪問や学内施設の見学及び関係者との研究交流・座談会等を行った。協定大学及びその他の海外の大学・諸機関から 2004 年度には 11 件、2005 年度には 21 件、2006 年度には 9 件の来訪があった。

（ク）外国人研究者の受け入れ体制

国外からの来訪研究者のための宿舎は、1999 年 4 月、千里山キャンパスに隣接する吹田市佐井寺地区にマンションを賃借することでかなり改善された。全 9 室、各 3LDK、64 ㎡の広さで、千里山キャンパスから歩いて 20 分ほどの距離にある。

外国人研究者のための研究室は、学部・研究所によって違いがあるが、定員未充足者の空き部屋を利用する場合が多く、専用の部屋が十分確保されていないという状況が続いていた。1999 年 9 月竣工の大学院棟・尚文館内に 4 室が設けられた。これは大学院への来訪者のみならず、学部への来訪者も使用可能なものであるので状況はかなり改善された。しかし、特に法学部、文学部、政策創造学部では研究室の不足が続いており、さらなる改善が必要である。

（ケ）点検・評価並びに今後の課題

外国人教員の採用状況は、各学部・機構の必要に応じて採用されてきたものである。今後の必要度の高まりにおいてその数が増えることは十分考えられる。

従来は語学系の教員としての採用にその必要性が高かったが、今後の課題として、学部生、大学院生の学習・研究ニーズに応えられる能力（語学科目のみならず、その国の言語で専門科目を教育・研究指導できる）を有する教員を増やす必要がある。RA（リサーチ・アシスタント）、TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）は 2006 年度に 6 名が採用されている。今後もこのような外国人補助教育者を活用して、更なる外国語による教育の推進を図る必要がある。

オ　海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ

【現状の説明】

（ア）派遣留学・認定留学・海外語学セミナー

本学においては、1984 年 4 月より、「派遣留学」と「認定留学」の 2 種類の留学制度を定めている。

「派遣留学」は、本学との間に学生交換協定を締結している外国大学へ、選考のうえ 1 年間派遣される留

学制度であり、「認定留学」は、原則として、協定大学以外の大学に、所属学部教授会または研究科委員会の許可を得て1学期間または1年間留学する制度である。派遣留学生に対しては、留学先の大学に納入する授業料は本学に納入する学費で充当され、認定留学生に対しては留学先大学の学費の一部または全額を本学の授業料の3分の2相当額を限度として本学が助成している。

「派遣留学」「認定留学」は共に、留学期間は在学年数に算入され、さらに留学先で修得した授業科目も学部学生60単位（2000年度以前生は30単位）、大学院生10単位を限度に本学の単位として認定される。

留学期間内に修得した授業科目の単位認定は、単位認定願により学部教授会または研究科委員会が行う。

a　協定に基づく学生交換交流プログラム

1987年度に、ジョージ・ワシントン大学（アメリカ合衆国）と学生交換協定を締結したのを最初に、1990年から学生交換を行う協定大学を漸次増やしていき、2007年6月現在、全協定大学37校のうち、34校（15カ国地域）と学生交換協定を締結している。

交換受け入れ留学生及び交換派遣留学生の過去3年度分の内訳は次表のとおりである。

表Ⅰ-4-6　交換受け入れ留学生の内訳（過去3年度分）

協定大学＼年	2004	2005	2006	計
東亜大学（韓国）			1	1
漢陽大学（韓国）	2	2	2	6
嶺南大学（韓国）			1	1
東北大学（中国）	1	1	1	3
復旦大学（中国）	1	1	1	3
遼寧大学（中国）	1	1	1	3
香港中文大学（中国）			2	2
国立台湾大学(台湾)	2	2	2	6
静宜大学（台湾）		2	3	5
タマサート大学（タイ）	2	1	2	5
バーミンガム大学（イギリス）	2			2
ロンドン大学SOAS（イギリス）		1	3	4
ゲッティンゲン大学（ドイツ）	1		2	3
チューリッヒ大学（スイス）		1	1	2
パリ第3大学（フランス）	2	2	1	5
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	5	5	6	16
ウェブスター大学（アメリカ）	5	4	15	24
ハワイ大学（アメリカ）	2	1	1	4
ブリッジウォーター州立大学（アメリカ）			2	2
モレロス州立自治大学（メキシコ）			1	1
アデレード大学（オーストラリア）	1			1
オーストラリア国立大学（オーストラリア）	1	1	1	3
	28	25	49	102

（注）2004年度及び2006年度ウェブスター大学から受け入れにはDDプログラム生各3名を含む。

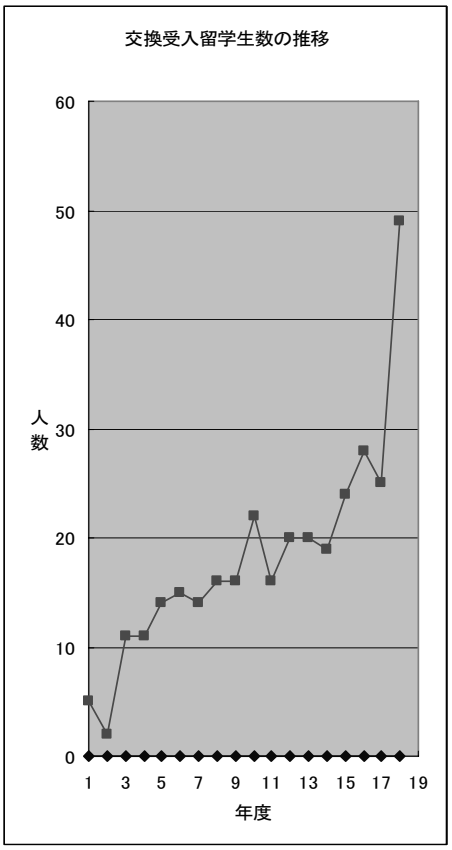

表Ⅰ-4-7　交換派遣留学生の内訳（3 年度分）

協定大学＼年	2004	2005	2006	計
東亜大学（韓国）			1	1
漢陽大学（韓国）	1	2	1	4
嶺南大学（韓国）			1	1
東北大学（中国）		1	1	2
復旦大学（中国）	1	1	1	3
遼寧大学（中国）		1	1	2
香港中文大学（中国）			1	1
国立台湾大学（台湾）	1	2		3
静宜大学（台湾）			1	1
タマサート大学（タイ）	1	1		2
バーミンガム大学（イギリス）		1		1
ロンドン大学 SOAS（イギリス）		2		2
ゲッティンゲン大学（ドイツ）	3	2	3	8
チューリッヒ大学（スイス）		1	1	2
パリ第 3 大学（フランス）	3	2	3	8
ルーヴェン・カトリック大学（ベルギー）	2	1	2	5
アリゾナ大学（アメリカ）	1	1	2	4
ウェブスター大学（アメリカ）	2	1	1	4
ハワイ大学（アメリカ）	2	1	2	5
モレロス州立自治大学（メキシコ）			1	1
アデレード大学（オーストラリア）	1	1	2	4
オーストラリア国立大学（オーストラリア）	1	2	1	4
	19	23	26	68

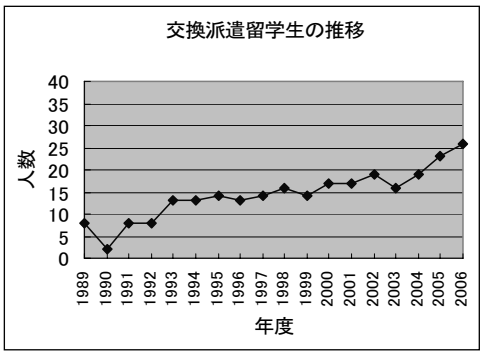

b　海外語学セミナー

海外語学セミナーとして、夏期に実施するマンチェスター大学英語セミナー、カルガリー大学英語セミナー、ゲッティンゲン大学ドイツ語セミナー、復旦大学中国語セミナー、漢陽大学朝鮮語セミナーに加え、2006 年度から英語セミナー応募者増加に対応し、アデレード大学英語セミナー、オークランド大学英語セミナーを実施した。また、マンチェスターセミナーにおいては 2006 年度よりホームステイ形式に加え、寮形式 10 名を実施している。これにより、春期に実施するアデレード大学英語セミナー、オークランド大学英語セミナー、西カトリック大学フランス語セミナーを合わせての計 10 セミナーを実施し、募集定員も 2004 年度の 150 名より 2006 年度には 265 名に大幅に増加した。研修期間はいずれも約 4～5 週間である。参加学生は、筆記試験あるいは書類による第一次選考、面接による第二次選考により、決定する。

セミナー修了者には、本学の外国語科目の自由科目「海外語学実習」2 単位が与えられる。2005 年度入学生からは、海外語学セミナーでの取得単位が「海外研修（各セミナー）」として卒業所要単位に算入されることになった。また、参加者は、セミナー修了後に、英語の場合は「TOEFL-ITP テスト」、ドイツ語の場合は「Start Deutsch」または「ドイツ語技能検定試験」、中国語の場合は『中国語検定（個別団体試験）』、朝鮮語の場合は「『ハングル』能力検定試験」または「韓国語能力試験」を受験し、それぞれの語学力を確認することになっている。

海外語学セミナー派遣学生数は、次表のとおりである。

表Ⅰ-4-8　海外語学セミナー派遣学生数

年 語学セミナー	2004	2005	2006	計
マンチェスター大学 夏期英語セミナー	20	20	30	70
カルガリー大学 夏期英語セミナー	20	30	29	79
アデレード大学 夏期英語セミナー	—	—	15	15
オークランド大学 夏期英語セミナー	—	—	25	25
ゲッティンゲン大学 夏期ドイツ語セミナー	20	10	18	48
復旦大学 夏期中国語セミナー	24	20	12	56
漢陽大学 夏期朝鮮語セミナー	—	12	16	28
アデレード大学 春期英語セミナー	15	27	22	64
オークランド大学 春期英語セミナー	20	20	30	70
西カトリック大学 春期フランス語セミナー	23	19	30	72
計	142	158	227	527

(a) マンチェスター大学夏期英語セミナー〔2003 年度（第 1 回）～2006 年度（第 4 回)〕

1991 年度から 12 年間にわたって実施してきたバーミンガム大学英語セミナーに替えて、2003 年度からマンチェスター大学で約 1 ヶ月の英語セミナーを開始した。毎年 20 名が参加している。各国から参加する学生も含め、レベルにより五つのグループ（一つのグループにつき最大 15 名）に分かれ、月曜日から金曜日までの毎日、午前中 3 時間の授業（文法、語法、読解、発音など)、午後 2 時間の授業（会話力と聴解力を伸ばすために実践的な英語）を受ける。さらに、湖水地方やウェールズ地方などへの見学旅行、2005 年度からはロンドンへの 2 泊 3 日の旅行も加わる。2006 年度からホームステイ 20 名に加えて、寮 10 名を増やし、合計 30 名で募集している。

(b) カルガリー大学英語セミナー〔1999 年度（第 1 回）～2006 年度（第 8 回)〕

1987 年度から 1998 年度までに 12 年間にわたり実施してきたハワイ大学英語セミナーに替えて、1999 年度からはカナダのカルガリー大学で約 1 ヶ月間の英語セミナーを開始した。2004 年度まで毎年 20 名の参加者で実施し、2005 年度より 30 名に増員した。学生は語学力によってレベル別クラスに分けられ、月曜日から金曜日まで午前 3 時間 ESL（English as a Second Language）Class 、午後 2 時間 Conversation Class の授業を受ける（ただし、水・金曜日は午前のみ)。さらに、課外活動として、カナダの歴史・文化を理解するためのプログラムも用意されている。全員がホームステイする。

(c) ゲッティンゲン大学夏期ドイツ語セミナー〔2000 年度（第 1 回）～2004 年度（第 5 回)〕

2000 年から実施、毎年 20 名が参加する。2004 年度までは外国語教育研究機構が行っていたが、2005 年度からは国際交流センターで実施している。現地でプレースメントテストでクラス分けが行われ、各クラス 10 名程度で、世界各国からの参加者と一緒に授業を受ける。その他、市内観光、茶話会、映画の上映、音楽の夕べ、午後のスポーツ等があり、日帰り旅行として、アイゼナハとワイマール等を訪れる。研修期間中は大学の寮（個室）で生活する。

(d) 復旦大学夏期中国語セミナー〔1994 年度（第 1 回）～2006 年度（第 12 回)〕

※2003 年度は、SARS の影響を懸念し中止

1994 年度から中国の上海にある復旦大学において夏期中国語セミナーを開催した。初修外国語セミナーとしては初めてのプログラムであった。定員は 30 名である。語学力別に 1 クラス約 10 名に分かれる。

月曜日から金曜日の午前3時間半の授業、それ以外にも太極拳や京劇など中国文化を紹介する講座を受ける。復旦大学が外国人向けに特別に編纂した教材を使い、会話に重点をおいた実践的な授業内容となっている。その他、1 泊 2 日の杭州旅行、5 日間の北京旅行も加わる。キャンパス内の宿舎（2 人部屋）に宿泊する。

(e) アデレード大学英語セミナー〔夏期：2006年度（第1回）　春期：1994年度（第1回）～2006年度（第13回）〕

参加者は 2 グループに分かれ、月曜日から金曜日は午前中 3 時間の授業を受ける。授業は「話す」「聞く」に重点が置かれている。午後は市内ツアーやグループワークを通じて、アデレードの文化や歴史に触れる。カンガルーアイランドへ（夏期は Flinders Ranges）の 2 泊 3 日の旅行も加わる。全員がホームステイをする。

(f) オークランド大学春期英語セミナー〔夏期：2006年度（第1回）　春期：2004年度（第1回）～2006年度（第3回）〕

大学の付属機関である English Language Academy（ELA）が授業を担当する。各国の学生とともに、語学力によってレベル別にクラスに分かれ、月曜日から金曜日まで午前3時間、午後2時間（ただし、アクティビティ等実施日を除く）の授業を受ける。さらに、1 泊 2 日のロトルアへの小旅行のほか、オークランド市内見学や先住民マオリ族の伝統的生活体験等も加わる。全員がホームステイをする。

(g) 西カトリック大学春期フランス語セミナー〔2004年度（第1回）～2006年度（第3回）〕

大学は頭文字をとって、通称 l'UCO と言われており、日本語では、「アンジェ・カトリック大学」と言われることもある。フランスでは数少ない私立の総合大学である。授業は、外国人のためのフランス語学センター（CIDEF）が担当する。さまざまな国の学生とともに、各人の語学レベルのクラスで、月曜日から金曜日までの5日間、一日4時間の授業を受ける。その他、週末には、ロワール城など近郊を訪れる。全員がホームステイする。最後に2泊3日のパリ市内見学旅行も加わる。

【点検・評価／長所と問題点】

派遣留学については、2007年6月現在、15カ国・地域に34学生協定大学がある。過去3年は平均して派遣学生数は 18 名程度である。すべての協定大学と実質的な学生交換を実施している点が評価できる。さらに派遣学生数を増やしていくことが今後の課題である。現在、2009年度まで協定大学を 50 大学にするとなれば、各校2名ずつの交流を行ったとして、年間100名の派遣と受け入れが可能となる。

認定留学については、2004年度4名、2005年度5名、2006年度1名である。認定留学生数が少数に留まっているが、以前は認定留学期間が 1 年であったものを今年度から留学規程を改正し半年間（1 セメスター）も認めることとしたので、今後増加することが期待できる。さらに、利用しやすい制度に改善していくべきである。

語学セミナーについては、ここ数年で科目を増やし、定員も拡充してきた。2007 年度は春・夏期合わせ 10 カ国 5 外国語セミナー、総定員数 265 名で実施する予定である。語学力の向上、異文化理解という点で、参加した学生たちの満足度は高い。なかには、四つの英語セミナーすべてに参加した学生をはじめ、複数のセミナーに参加する者や、セミナー参加後に、交換派遣に臨む者もいる。

2007年度の夏期英語セミナーは定員120名の募集に対して、129名の応募があった。他の語学セミナーは希望者全員が参加可能であったのに対し、英語セミナーは参加できなかった者がいた。英語セミナーの拡充を目指し、2007 年度春学期に北米での開設を目指し、候補大学と交渉を進めている。逆に、英語以外のセミナーは定員割れすることがあり、広報を強化する等、応募を増やす工夫が必要である。

派遣・受け入れ留学生の数が増えつつあるので、本学の国際化計画は順調であるといえる。

これから協定を結ぶ外国の大学が増えるだろうということを考えると、外国からの留学生の滞在期間を有意義に過ごすために、あらかじめ日本語や日本事情を勉強する必要がある。学部レベルで Japanese Studies, Oriental Studies, 特に Japanese Language Studies などの教育をしている外国の大学との協定が望ましい。

5　学生の受け入れ

本学では、大学・学部の理念に基づき入学者の受け入れ方針を設定し、一般入学試験を始め、以下に述べるような多様な入学試験を実施している。

これらの入学試験を実施する上で、①志願者の量的・質的な確保、②多様な受験生に対応する入学試験の実施及び入学者の確保、③学部教育理念に基づいた入学者受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）の一層の明確化と定員管理等が目標としてあげられる。

これらの目標を達成するために、入学試験制度の改革、学生募集・広報活動、入学者選抜実施体制やその方法の検証を経年的に行っている。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

本学では、「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」という基本理念のもとに各学部の教育理念（第Ⅱ編各学部「第１章　理念・目的・教育目標」参照）が設定されている。

入学者の受け入れ方針も、大学・学部の理念に基づいて設定されている。一般入学試験及び大学入試センター試験を利用する入学試験（以下「センター利用入学試験」という。）は、各学部での教育に必要な「総合的な基礎学力を持つ受験生を選抜する」ものである。アドミッション・オフィス方式による入学試験（以下「AO 入学試験」という。）は、「大学教育を受けるにふさわしい基礎学力があることを受験資格として、広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、これまでのさまざまな経験の中で培ってきた、1 人ひとりの経験、豊かな能力や熱意を多面的に評価する」ものである。

スポーツ・フロンティア入学試験（以下「SF 入学試験」という。）は、「優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に、学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成」を目的としている。また「社会に開かれた大学」として、「実社会での経験を持ち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人、あるいは生涯学習として高等教育の機会を求める人々」に対し、一般入学試験とは別に社会人入学試験を実施している。

さらに「国際化」を推進するために、デュアル・ディグリー（共同学位）入学試験（以下「DD 入学試験」という。)、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験を行っている。DD 入学試験は、「一定基準以上の英語能力」があることを受験資格として、「国際化時代にふさわしい知性と感性を身につける」ために「アメリカのミズーリ州にあるウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を取得することができるデュアル・ディグリー（共同学位）プログラムのための選考制度」である。

外国人学部留学生入学試験は、「外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了もしくは修了見込み」の外国人を対象として、一般入学試験とは別に行うものである。帰国生徒入学試験は、「留学経験などを通じて、さまざまな形で外国の言語・文化・歴史と出会い、豊かな異文化経験を有する生徒を積極的に受け入れる」ためのものである。

編・転入学試験は、「業務や資格取得の必要上あるいは生涯学習の観点から、大学でより高度な専門的知識を深め、より高度な教育を望む大学・短期大学の卒業者等の要請に応える」ためのものである。

そのほかに、「個性豊かで優秀な生徒を全国から受け入れる」ために、「高等学校長の推薦による」指定校制推薦入学制度がある。専門高校等からの推薦入学として、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部（2006 年度入試までは工学部）では工業高校を対象として指定校制推薦入学を実施している。商学部では、従来より実施してきた商業に関する学科等を対象とする指定校制推薦入学と公募制推薦入学に加えて 2007 年度入学試験においては、全国商業高等学校長協会を通じて個性豊かで優秀な生徒を推薦いただく特別推薦入学を実施することとなった。

【点検・評価】

多様な入学試験の受け入れ方針は、各学部の教育理念に基づき実施され、さまざまな個性ある学生の入学を可能にしている。また、これらの受け入れ方針は、『大学案内』『進学ガイド』「ホームページ」やそれぞれの入学試験要項にアドミッションポリシーや求める学生像、制度の趣旨などとして明記され、広く公表されている。今後、受け入れ方針について、より具体的でわかりやすい表現をするべく改善・充実を図っていく。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　学部

【現状の説明】

2007 年度の入学試験は、次の方法により実施した。

○一般入学試験

○大学入試センター試験を利用する入学試験

○推薦入学（指定校制、公募制、高大接続パイロット校、特別推薦）

○スポーツ・フロンティア入学試験

○アドミッション・オフィス方式による入学試験

○関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

○関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験（以下「一高チャレンジ入学試験」という。経済学部、商学部で実施）

○関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学試験（以下「一高特別推薦」という。文学部、政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部で実施）

○デュアル・ディグリー（共同学位）入学試験（法学部、文学部、経済学部、商学部で実施）

○社会人入学試験（法学部、文学部、経済学部、総合情報学部で実施）

○外国人学部留学生入学試験

○帰国生徒入学試験（文学部、総合情報学部で実施）

○編・転入学試験

○社会人編入学試験（文学部で実施）

センター利用入学試験については、センター利用入学試験を出願期間に応じて、前期、中期、後期の 3 期に分け、前期についてはセンター試験の得点のみで選考する入試、中期についてはセンター試験の得点と本学が実施する個別学力検査の得点との総合点により選考する入試、後期については、一般入学試験後期 B 日程（3 月）と併せてそれぞれ実施している。2006 年度には商学部がセンター前期を実施したことにより全学部で実施することとなった。商学部では、学部での学修と密接に関連する商業高校等の出身者をターゲットにし、数学に「簿記・会計」を課す方式を一つのバリエーションとして実施した。この方式を実施したことにより、前回の自己点検・評価報告書においては問題点としてあげていた「商業高校や工業高校など専門高校の受験生にとってはいまだ敷居が高いものとなっている」ことについて改善を図ることができたと言える。また、センター利用入学試験を全学部が実施したと言いながらも、全学部が実施するのは前期のみである。中期や後期については未だ実施していない学部がある。全学部が一斉に実施することが望ましいが、その時期が到来するのを待つのではなく、実施できる体制が整った学部から順次実施し、将来的には全学部が実施する方向を目指したためであり、そのため、2006 年度入試では、社会学部が、2005 年度入試から実施したセンター前期に加えてセンター中期とセンター後期を実施することとなり、商学部ではセンター前期を実施することとなった。

2007 年度入試では、新設学部である政策創造学部がセンター利用入学試験の前期と後期を実施し、工学部を再編して設置されたシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部についても工学部時代から実施してきたセンター利用入学試験の前期と中期を引き継いで実施することとなった。

また、2006 年度のセンター利用入学試験では、文学部が新たにセンター前期とセンター後期でそれぞれ 2 方式、商学部がセンター前期で 2 方式、総合情報学部がセンター前期で新たに 2 方式による選抜を、2007 年度には文学部が新たに 1 方式を実施した。センター利用入学試験では、実施学部のアドミッションポリシーに鑑みて、選抜方法を工夫することにより、多様な資質を持つ学生の獲得を目指している。

一方、一般入学試験については、関西の主要大学において受験機会の複数化を図る大学や、連日全学部入試を実施する大学が増えており、同系統学部の競合を避けるべく入試日程を調整することは極めて困難な状況となった。そういった状況を踏まえて、他大学との競合があったとしても受験生の受験機会を確保すべく、S_2 日程・E 日程を実施することとなった。

文科系学部が一般入試後期 B 日程で実施してきた 2 学部併願方式については、2007 年度に新設された政策創造学部を加えた 6 学部で実施し、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部についても 2007 年度に新設した一般入学試験 E 日程において新たに実施した。

一般入学試験での解答形式は、従来、数学と後期 B 日程を除いて、記述式とマークセンス方式を併用して実施してきた。これまでの入学試験の結果から見てマークセンス方式でも学力が評価できることや、国際的な英語能力熟達度の指標となっている TOEIC 等の試験でも全問マークセンス方式を採用していることなどから、一般入学試験とセンター利用入学試験の個別学力検査の英語については、2006 年度入試から全問マークセンス方式で実施した。同年に文学部が、英語と国語の出題範囲を漢文に限った 2 教科入試を漢英方式として実施し、その漢文についても全問マークセンス方式を採用した。2007 年度入試では、S 日程及び S_2 日程の国語（総合情報学部 S 日程を除く）と地理・歴史及び公民（「世界史」、「日本史」、「地理」及び「政治・経済」）についても全問マークセンス方式で実施した。

その他の多様な入学試験では、一高卒見者入学試験については、引き続き内申書を機軸とし、外部テストの成績を加味して選考することとなり、商学部が、関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者や、一定の学業成績とスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者を対象として実施してきた一高チャレンジ入学試験については、2006 年度入試から経済学部でも実施することとなった。また、文学部、政策創造学部（2007 年度入試）、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部（2006 年度入試までは工学部）では、関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者や一定の学業成績とスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者を対象とする推薦入学を一高特別推薦として実施した。

一般入学試験、センター利用入学試験及びその他の多様な入学試験における入学者選抜の主体は各学部である。ただし、多様な入学試験のうち、SF 入学試験の第一次選考については、学長のもとに設置された SF 入学試験選考委員会（各学部選出の委員等で構成）がこれを行い、AO 入学試験の第一次選考及び DD 入学試験の予備選考については、入試センターのもとに設置された AO 入学試験委員会及び DD 入学試験委員会（各学部選出の委員等で構成）がこれを行っている。

【長所】

募集人員が最も多く、入学試験の主軸をなしているといえる一般入学試験は、基本的には、3 教科型を主とした筆記試験であり、概ね A 日程を基本としたスタンダードな 3 教科で実施し、学部による出題傾向の違いがないため、高等学校や予備校関係者からは進路指導がしやすい大学であるとの声がある。一方、センター利用入学試験については、拡充・多様化を図り、国公立大学受験者層を含めた多様な受験生の獲得を図っている。

2007 年度入試では、学部新設・改編や S_2 日程・E 日程の実施、センター利用入試の拡充などにより、101,451 名の志願者を集め全国第 3 位となった。当然のことながら、受験機会が増えたため、志願者 1 人当たりの受験数も 2006 年度入試での 2.32 受験から、2007 年度入試では 2.58 受験と増加しており、本学への

志向性が高い受験生がより併願受験しやすい制度となったと言える。ここ数年、志願者数（延人数）は順調に増やしてきたが、志願者実人数についてはほぼ横ばいの状態であった。しかし、2007 年度入試では志願者実人数が 3,545 名増えており、新しい受験者層を取り込むことができたと言える。

AO 入試等の多様な入学試験については、一般入学試験やセンター利用入学試験とは異なり、一定の学力水準・資格を満たしていることを前提に、主として面接や論文によって入学者の選考が行われており、筆記試験ではとらえにくい受験生の多様な資質や能力、意欲（取組姿勢や熱意）や個性を積極的に評価している。

【問題点】

センター利用入学試験を拡充・多様化することにより、多様な受験生の確保を図っており、商学部では、商業高校等の出身者をターゲットにし、数学に「簿記・会計」を課す方式を一つのバリエーションとして実施したことにより、商業高校等を対象とした推薦入学（指定校制、公募制、特別推薦）とあわせると商業高校出身者に対する受験機会が確保されていると言える。一方、工業高校等の出身者を対象とした選抜は、工業高校を対象とした指定校制推薦入学のみで、商業高校出身者に比べて受験機会が少ない感は残る。

多様な入学試験は受験生の資質や能力、意欲や個性を多面的かつ積極的に評価できる反面、画一的な基準により点数化することが困難である。したがって、慎重に実施しないと個々の入学試験の理念から逸脱し、その理念に照らした制度の妥当性を失するおそれがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門高校、とりわけ、工業高校からの受験生に対しては、学部の教育理念と専門高校での学修内容が密接に関連・評価できるのであれば、受験生にとって受験し易い教科・科目を設定するなどの工夫が必要である。

多様な入学試験については、個々の入学試験の理念及びその理念に照らした制度の妥当性について繰り返し検証し続ける必要がある。

一高卒見者入学試験について、外部テストを利用するのは一つの方法であるが、さらに有効な選抜方法について検討を進める必要がある。

イ　大学院

大学院における学生募集方法、入学者選抜方法については、第 2 編の各研究科の自己点検・評価報告書に委ねることとする。

(3) 入学者選抜の仕組み

ア　入学者選抜試験実施体制の適切性及び基準の透明性

【現状の説明】

入学試験全般の企画立案・実施・点検については、入試センター所長の統括のもと、入試センターで実施している。入試センターには、入試センター主事会、入学試験出題主管者会議、入学試験実行委員会、AO 入学試験委員会、DD 入学試験委員会が置かれている。

入学試験問題の出題に関しては、一般入学試験では、入学試験出題主管者会議において全学的な見地から出題方針を検討・確認のうえ各教科において、出題主管者を中心に出題活動が進められる。2006 年度及び 2007 年度入学試験についても、例年のように、入試センター所長の依頼を受け各学部長・外国語教育研究機構長の責任のもとで該当学部・機構の専任教育職員の中から各教科 2 名から 4 名の出題主管者が選出された。また、各教科出題主管者のもとに構成される各教科出題者チームの要員（専任教育職員）は、同様の手続きにより全教科で 107 名が選出された。各教科において約 4 カ月にわたる出題活動期間中、入試センター所長所管のもとで計画的に各教科出題者チームによる出題者会議が開かれ、慎重に問題が作成された。年 3 回の専任事務職員による部内校正、年 3 ないし 4 回の出題者による教員校正が行われ、受験生にとって適切

な問題か、また設問が適当であるか、出題ミスはないか等の検討が行われた。

多様な入学試験の出題は、入試センターが全学的立場で取りまとめるものと各学部の責任のもとで行われるものとがある。AO 入学試験、DD 入学試験については、それぞれ AO 入学試験委員会、DD 入学試験委員会において、各学部からの報告をもとに選考基準等について検討する。

一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査における入学試験実施体制としては、入学試験の円滑な運営のために、入学試験実行委員会を設けている。また、試験当日は、入学試験本部の統括のもとに、各入学試験実施本部で受験生からの問い合わせや仮受験票の発行、問題訂正の周知、突発的な出来事への対応、不正行為の防止、保護者及び関係者に対する対応などを行っている。入学試験問題の搬出入時や解答用紙の授受に際しては、必ず入試センター所長・同副所長が立ち会い、確認を行っている。各入学試験実施本部でも同様に、実施本部責任者（学部長またはそれに準ずる専任教育職員）が立ち会い、確認を行っている。問題・解答用紙の輸送においては、学内では貴重品専用車両を、地方試験会場では完全ロック式コンテナや耐火金庫を使用し、梱包の厳封と責任者の割印を励行している。

2007 年度入学試験では、本学を含めて全国 21 都市 43 会場において一般入学試験が行われた。その実施実務については、入学試験関係者全員が適切に業務遂行できるように、実施実務に関する詳細なマニュアル冊子を全員に配付した。さらに地方入学試験に関しては、事務責任者を対象とした設営交渉に関する説明会、教員責任者を含めた全出張者を対象とした地方入試実施に関する説明会を開催し、問題等地方発送作業の際にも最終の説明を行い、計 3 回にわたって業務について説明し十分に周知徹底を図った。多様な入学試験における実施実務についても一般入学試験同様、厳正に行っている。さらに、2006 年度入学試験では、大学入試センター試験で初めてリスニングテストを実施することから、独立行政法人大学入試センター作成の監督要領に基づき、全受験者が公平な条件の下で受験できるように、説明会において、リスニングテストのシミュレーションも取り入れ万全を期した。

一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査の採点については、出題者の選出と同様の手続きで、出題者（＝採点者）に加え、採点委員を選出し、採点会場を関係者以外立入禁止の厳重管理のもとで採点が行われている。また、その際には、各教科の出題主管者及び入試センター副所長のもと入試センター職員によって厳正なる確認作業が行われている。2007 年度入学試験では、出題者 102 名及び採点委員 44 名の計 146 名で採点及び確認作業が行われた。

一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査の本学模範解答については、入学試験出題主管者会議のもとで、各教科別出題者会議において検討される。2006 年度及び 2007 年度入学試験では、一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査において、解答率や正答率、項目弁別力データなどをもとに、問題が適切かつミスがないかの検討を出題主管者が行うとともに、入学試験科目別のデータも解析し、次年度の入学試験に反映させるよう検討が行われた。さらに、問題作成時から、出題主管者及び各教科の出題者によって、採点ミスが起こりにくい設問形式となるよう工夫が試みられている。合否判定については、各学部教授会において査定が行われ、厳正に決定されている。また、一般入学試験では、各学部の合格者数・平均点・合格最低点等を公示するとともに、受験生本人（不合格者）には、受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点（受験した学部の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む）を通知している。

また、一般入学試験やセンター利用入学試験の個別学力検査については、選択科目間での有利不利をなくすことや、各試験教科の配点ウェイトを試験結果に反映することを目的として、中央値方式や標準得点方式による得点調整や傾斜配点方式により配点の変更を行っている。また、センター利用入学試験においても、傾斜配点方式により配点を変更するものもあり、高得点の科目を合否判定に使用するなど査定得点の算出が複雑化している。そのため、2006 年度入試までは、システム修正後にテストデータによる十分な検証を行った上で、実際の受験者の得点をサンプリングして、得点換算に誤りがないことを確認してきた。2007 年度は、入試処理用のシステムとは別にプログラムした得点換算チェックシステムを構築し、受験者の得点換算について全件チェックするシステムを構築し、より確実な検証システムを確立した。

【長所】

一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査に関しては、厳密かつ迅速な作業を行いながらも、ミスを防止する相互確認・複数回確認できる体制が確立している。また、正答率の確認等による多角的な検証システムが確立している。

また、第三者の外部機関への入学試験問題解答の作成依頼（「(4) ア　各年の入学試験を検証する仕組み」参照）は、試験問題の適切性と模範解答のチェックシステムとして大いに役立っている。

得点調整や得点換算について、入試処理用のシステムとは別にプログラムした得点換算チェックシステムにより、受験者の得点換算について全件チェックする体制が確立している。

【問題点】

問題作成時における、第三者の外部機関あるいは出題者以外の本学教員によるチェック体制はなく、今後の課題であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般入学試験及びセンター利用入学試験の個別学力検査の出題に関する見直しを行い、改善策について検討する予定である。また、問題作成時及び採点時における確認体制をより一層厳密にするべく改善策を検討する予定である。

問題作成時における、第三者の外部機関あるいは出題者以外の本学教員によるチェック体制の導入についても検討を進めている。

イ　入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステム

【現状の説明】

現在、入学試験全般についての点検・評価を行う自己点検・評価委員会と、システム等の改善について検討を行う入試センター主事会がある。また、AO 入学試験及び入学試験制度の広報活動等を行うことを目的として、重点地域に 9 名おいているアドミッション・コミュニケーターが、各高等学校からの意見を集約し、学長や学部長等を交えた懇談の場を通じて伝え、その内容を入学者選抜に反映すべく取り組んでいる。

【点検・評価】

アドミッション・コミュニケーターを活用することにより、各高等学校での本学入試制度等に対する評価や指摘を迅速かつ的確に把握し、入学者選抜に反映することができる。しかしながら、入学試験全般を、点検・評価する第三者の学外システムは導入していない。第三者による点検・評価システム導入に向けた改善策を今後検討していく予定である。

(4) 入学者選抜方法の検証

ア　各年の入学試験を検証する仕組み

【現状の説明】

一般入学試験における試験問題の検証については、複数名の出題主管者を中心とした各教科科目の出題者グループ内での内部チェック体制と、専任事務職員による問題の確認作業とを組み合わせた学内検証システムに加えて、入学試験当日の試験終了後に、入試センター所長の責任のもとで、第三者の外部機関に入学試験問題の解答の作成を依頼し、本学模範解答との照合を行うなど、入学試験問題検証システムを実施している。この検証システムは、解答過程で設問文が適切であるか、誤りや不備の有無の検証、受験生にとって誤解を生む要素がないか等を検証するシステムである。

入学試験問題については、一般入学試験及び編・転入学試験とともに問題集を年ごとに作成し、それぞれの受験生に公表している。出題の目的や、解答についての解説、採点基準、採点終了後の講評などの情報に

ついては、各科目の出題主管者によって作成される『入学試験の概要』において公開されている。『入学試験の概要』は全国の高等学校及び主要予備校に公表している。このシステムは今後も維持・改善に努める。

外部からの入学試験問題の検証を得る機会として、高等学校教員が主催する懇談会（例えば、大阪府立高等学校数学教育会「大学入学試験連絡協議会」）に積極的に参加し、意見交換を行っている。その場での指摘事項等は、出題主管者を通じて出題委員に共有化され、問題作成の適切化に役立てている。

また、受験生とその保護者及び出版社からの意見についても、入試センターで適切な対応を行っており、その内容については当該の出題主管者に報告される。

なお、積年の課題である入学試験問題検証システムの充実については、より慎重に検討する必要があることから、入試センター内で継続して検討している。

【長所】

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの検証結果は、出題主管者にフィードバックしており、次年度の試験問題に反映することにより、内容等の適切化に貢献している。

【問題点】

入学試験問題検証システムの充実が未だ図られておらず、検証結果を効率的にフィードバックし、出題委員間で検証結果の共有を図り、改善に向けて検討するシステムが確立されていない。

高等学校及び予備校からの入学試験問題に対する意見聴取を目的とした本学独自の懇談会は設置されていない。さらに、高等学校及び予備校からの意見などを取りまとめ、入学試験問題に関わる内容について出題主管者に恒常的にその情報を伝達するシステムは構築されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第三者（外部教育機関）による入学試験問題検証システムの充実について検討を進め、できる限り早期に実施する。

イ　入学者選抜方法の適切化について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組み

【現状の説明】

入学者選抜方法の適正化を図るためには、学外関係者の意見を聴取することも重要である。これに関しては、以下の方法によって実現を図っている。高等学校及び予備校への訪問を行って、選抜方法のみならず広く入学試験に関わる事項についての意見を聴取するとともに、予備校関係者などによる講演会を実施し、実施された入学試験についての学外関係者による評価をフィードバック情報として取り入れている。これらの情報は、入試センターを通じて出題者へと伝えられる。

準学外関係者からの意見聴取については、アドミッション・コミュニケーターを活用している。アドミッション・コミュニケーターとの懇談会は随時開催されており、きめ細かい高等学校の現場からの意見を聴取している。2005 年度・2006 年度とも入試センター主事とアドミッション・コミュニケーターとの懇談会を開催し、意見交換された内容を入試制度見直しの際に参考としている。

【長所】

アドミッション・コミュニケーターの意見を参考にしつつ、各学部が指定校の見直しを行っており、結果的に指定枠についての高等学校間及び学部間での不均衡が是正されるなど、高等学校側の現状に即した対応が行われてきた。

【問題点】

アドミッション・コミュニケーター以外の学外関係者を構成員として含む入学者選抜方法の適正化のための常設委員会は設置されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学外関係者が参加する常設委員会の設置は望ましい方法の一つではあるが、懇談会方式を効果的に利用することによってその代替的な機能を果たしうると考えられる。入試センター主事との懇談会は定期化しつつ

あるため、今後はより内容の充実を図るとともに、回数を増やすなどの措置を図っていく。

(5) 入学者選抜における学生募集

【現状の説明】

入学者選抜における学生募集活動は、入試センター入試広報課及びアドミッション・オフィスが主として担当している。

学生募集活動の第一として、入試担当者が全国各地で開催される入試説明会に出向き、受験生や保護者と直接会って、必要とされる情報を迅速に提供できるように努めている。高等学校からの依頼を受け、校内で開催される進学説明会に参加しているほか、学校ごとによる大学見学、訪問についても積極的に受け入れるように努めている。大学見学・訪問については、本学が開かれた大学として積極的に受け入れを行うため、また高等学校の進路指導担当者が容易に申込みを行えることを目的に、2006 年度よりホームページ上に申込みフォームを掲載した。

次表 は 2005 年、2006 年度の進学相談会・進学説明会の参加数、高等学校からの訪問及び大学見学の件数を示す。これらの進学相談会・説明会を全国の延べ 109 会場で行っている。高等学校や予備校を訪問して、受験生への周知を依頼し、また進学説明会で重点的な広報活動を行ってきた。

表Ⅰ-5-1　進学相談会・進学説明会参加状況及び高等学校等の本学見学・訪問件数一覧

2005 年度

項　目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各地方での進学相談会参加件数	0	5	33	13	21	18	8	1	3	0	0	0
高校・予備校への進学説明会参加件数	5	25	80	76	14	13	25	58	13	2	6	15
高等学校等の本学見学・訪問件数	4	14	10	19	7	4	18	6	9	0	2	5

2006 年度

項　目＼月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
各地方での進学相談会参加件数	3	6	34	17	15	25	7	1	4	0	0	0
高校・予備校への進学説明会参加件数	8	36	86	68	13	19	40	54	19	0	2	20
高等学校等の本学見学・訪問件数	3	16	16	30	6	7	27	9	10	0	1	4

近年、高等学校では、生徒の進学意欲を高め、進路選択への参考とするため、「総合的な学習の時間」を利用して生徒の志望する大学の進学説明会を実施する高等学校が増加している。2005 年度は予備校を含めて 332 校から、2006 年度は 365 校から要請があり、説明会を開催した。また、関西大学を高等学校単位で直接訪問して見学したいという希望も年々増加しており、2005 年度 98 件、2006 年度 129 件を受け入れた。これらの際には、高等学校側の大学見学の意図、目的に対応できるように努めており、大学概要説明、本学教員による模擬授業、本学学生によるキャンパス案内、本学学生への質問会なども実施している。

入学試験の情報提供に関する高等学校及び受験生との説明及び懇談の機会としては、「関西大学入試説明会」を 6 月と 11 月～12 月に開催している。6 月の説明会においては高等学校、予備校の進路指導担当者に向けた説明の時間帯と受験生に向けた説明の時間帯を設けた。特に進路指導担当者に向けた説明会においては、入学試験に関する説明のほか、本学の大学改革の状況やその方向性についての説明も行った。2005 年度は 12 会場、2006 年度は 16 会場で実施した。11 月に行った説明会では、主に受験生を対象とし、入試情報の最新の入試情報の提供を行った。2005 年度は 28 会場、2006 年度は 29 会場で実施した。これに加えて、12 月下旬と 2 月に受験生の進学行動にあわせた説明会を開催している。

オープンキャンパスは年間を通じて開催し、2005 年度は千里山キャンパスでは 5 回、高槻キャンパスで 1

回実施し、延べ 16,772 名の参加があった。2006 年度は千里山キャンパスで 6 回、高槻キャンパスで 2 回実施し、延べ 22,312 名の参加があった。オープンキャンパスでは、各学部・外国教育研究機構の模擬授業、体験コーナー、本学の学生や教員との面談、質疑応答など、冊子等では伝えにくい情報を提供し、関西大学で「何が学べるか」、「どのような学習サポートシステムが活用できるのか」などを体験し、関西大学入学後の学習環境が実感できるように努めている。

以上のように本学では、高等学校や予備校の進路指導担当者や受験生・高校生、保護者が自ら参加して、本学の入試制度や教育内容を理解できる各種のイベントを用意している。一方、職員が全国の高等学校、予備校を訪問し、主に進路指導担当者に最新の大学情報や入試情報の提供を行っている。2006 年度からは、こうした業務を効率的、効果的に行うことを目的として全国を 7 ブロック、近畿地区を 6 ブロックに分け、それぞれ入試センターの専任職員を配置することで、地区ごとに訪問計画を立案し、高等学校の進路状況を把握するように努めた。また、アドミッション・コミュニケーターを名古屋以西に配置し（2005 年度 13 名、2006 年度 9 名）、高等学校・予備校の訪問を中心とした入学試験広報業務をより地域に密着する形で展開した。

関西大学は広報冊子により情報伝達を大規模に実施している。発行冊子の種類と発行部数は下記に掲載の表Ⅰ-5-2 のとおりである。これらは、入学後の教育や学生生活に関する情報を主に提供する冊子と入学試験に関する情報を提供する冊子とに大別される。特に、入学試験制度の多様化に伴い入学試験に関する情報提供はきめ細かく行っている。これらの冊子は、オープンキャンパス、入学試験説明会、高等学校・予備校訪問等の進学相談会・説明会の際に配付されたり、高等学校・予備校等へ送付されたりしている。さらに、各学部では独自の広報冊子を作成し、より詳細な情報提供に努めている。

表Ⅰ-5-2　入試広報冊子の種類と発行部数　2006 年度

名　称	発行部数
進学ガイド	170,000
進学ガイド・受験編	160,000
インフォメーション（大学案内）	260,000
関西大学で何が学べるか	70,000
DD 入試リーフレット	20,000
AO 入試リーフレット	50,000
SF 入試リーフレット	50,000

また、インターネット上に関西大学入学試験情報総合サイト「Kan-Dai web」を設け、インターネットを活用して、迅速な情報伝達が促進できるようにするとともに、メールマガジンを発行し入試情報、キャンパスイベントの最新情報、キャリアサポート情報、各学部での学修・研究内容を取りまとめた学問情報などを掲載し、受験生をサポートする情報を満載している。さらに、高等学校の教員を対象として多様化する進路指導をサポートするためのサイトを設け、必要な情報を迅速に提供できるように努めている。

【長所】

多角的な側面から、受験生、高等学校教員、並びに保護者に対する迅速、かつ的確な情報伝達システムを構築している。学生募集活動の有効性を毎年度検証している。本学へ資料請求のあった受験生データについては、月末にデータを集計し、男女別、学年別、都道府県別、志望学部別データを前年同月と比較することで、本学志望者の受験動向をタイムリーに把握している。また、オープンキャンパス等のイベントでは、選択回答式の質問項目と自由記述式の質問項目からなるアンケートを作成し、その都度集計を行い、各イベントの点検、評価に努めている。

年度末には当該年度に本学へ資料請求があった受験生及びオープンキャンパス等のイベントの参加者データを当該年度の志願者データとマッチングし、志願者動向の分析、評価を行っている。

【問題点】

高等教育の大衆化と高等学校までの教育課程の多様化が進むなかで、大学進学希望者の目的やニーズの多様化も進行している。本学受験希望者についても、提供すべき情報の中身、時期が多様化する傾向があり、個々の受験生が求める情報を的確な時期に、的確な内容を届けることが求められるようになっている。従って、本学の学生募集においても、受験生データを分析、精査しこれまで以上に木目細やかな情報提供システムを構築することが必要であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けて方策】

受験生への情報提供は、これまでのような紙媒体を通じたものから、Web 等に代表される情報技術を通じたものに替わりつつある。本学においても、前述のように入試情報サイトを立ち上げ、受験生への情報提供を行っているが、今後さらなる IT 技術の進展にあわせた新システムを導入することで、受験生自らが求める情報を的確に引き出すことができると考えられる。

今後、本学への志願者、資料請求者データをさらに精密に分析し、紙媒体と情報機器による情報提供システムを機能的に活用することで、的確な情報提供が行えるようになると考える。また、オープンキャンパス等の行事においては、受験生や低学年、保護者といった対象別のプログラムの充実を図るなどして、ニーズに応えた情報提供に努めることが求められる。

6　教員組織

本学の教育職員は、専任教員と兼任教員によって構成されている。専任教員は教授、准教授、専任講師、助教、副手からなる。各教授会は厳格な人事制度の下で任用・昇任の人事を審議し、理事会がこれを任命している。また、兼任教員は客員教授、特別任用教授、特別任用准教授、特任外国語講師、非常勤講師からなり、各教授会で審議され任命される。

本大学は、学部学生を有する法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部と、学部学生を有さない外国語教育研究機構で構成される。それぞれの機関は、大学の理念「学の実化（学理と実際との調和)」をより具体化した「国際化」「情報化」「開かれた大学」の教育理念のもとに各学部の専門分野に相応しい教育目標を掲げ、それを達成するために、それぞれに専門性を備え、文部科学省令大学設置基準の定めに則って、その必要専任教員数を上回る教員を各学部・機構に適切に配置している。

本大学には、各学部に接続して、高度な学問を教育・研究指導する大学院すなわち法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学の 7 研究科が設置されている。また、学部学生をもたない「外国語教育研究機構」には、大学院外国語教育学研究科が設けられている。これらの研究科はすべて博士課程前期課程と博士課程後期課程からなる。さらに、高度な専門職業人養成大学院として法務研究科、会計研究科が設けられている。いずれの研究科にも大学院の教育・研究に相応しい教員が文部科学省令大学院設置基準で定める必要専任教員数を上回って配置されている。ちなみに、本学の大学院は、法務研究科、会計研究科を除いて、専任教員の任用・昇任の人事権を持たない。各学部で任用・昇任された専任の教員が兼担で大学院の教育・研究にあたっている。大学院での教育・研究指導に相応しいか否かの資格審査は、各研究科の研究指導資格基準に基づいて、各研究科で厳格に行われている。

以下、専任教員を中心に教員組織、教育研究支援職員、教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き、教育研究活動の評価、及び教育研究組織・機関との関係、について述べる。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工に認められている収容学生定員、在籍学生総数（2007 年 5 月現在)、その比率、設置基準上必要な教員数、各学部・機構に在籍する専任教員の数、及び専任教員 1 人当たりの学生数をまとめると、下表のとおりである。

表Ⅰ-5-1　専任教員 1 人当たりの学生数（学部）

	法	文	経済	商	社会	※政策創造	総合情報	※ｼｽﾃﾑ理工	※環境都市工	※化学生命工	工	外国語	合計
収容学生定員(A)	3,020	3,150	3,030	2,880	3,080	350	1,870	455	295	315	3,045	—	21,490
在籍学生総数(B)	3,969	4,132	3,577	3,413	3,722	513	2,410	545	401	415	4,112	—	27,209
比率(B/A)	1.31	1.31	1.18	1.19	1.21	1.47	1.28	1.20	1.36	1.32	1.35	—	1.27
設置基準上必要教員数	40	32	33	33	36	19	34	38	27	22	—	—	314
専任教員数(C)	41	129	43	38	49	18	50	83	51	56	—	37	595
教員 1 人当たりの学生数(B/C)	96.8	32.0	83.2	89.8	76.0	28.5	48.2	28.8				—	45.7

※政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部は、2007 年度新設学部のため、1 年次生のみの在籍者数により算出。

同様に、大学院博士課程前期課程及び博士課程後期課程に認められている収容学生定員、在籍学生数(2007 年 5 月現在)、その比率をまとめると、次表のとおりである。

表Ⅰ-5-2　専任教員1人当たりの学生数（大学院）

大学院研究科博士課程前期課程・専門職学位課程

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	法務	会計	合計
収容学生定員(A)	120	216	100	80	80	160	545	50	390	140	1,351
在籍学生総数(B)	47	238	38	66	66	89	611	88	351	142	1,736
比率(B/A)	0.39	1.10	0.38	0.83	0.83	0.56	1.12	1.76	0.90	1.01	1.28

大学院研究科博士課程後期課程

	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	合計
収容学生定員(A)	30	75	15	30	39	24	171	9	393
在籍学生総数(B)	23	142	17	8	48	31	37	42	348
比率(B/A)	0.77	1.89	1.13	0.27	1.23	1.29	0.22	4.67	0.89

【点検・評価】

法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部及び外国語教育研究機構の専任教員数は、文部科学省令大学設置基準に定める必要専任教員数のうち、学部の種類に対応して定められている専任教員数及び大学全体の収容定員に応じて定められている専任教員数をともに上回っている。したがって、設置基準を十分に満たし、基準上、問題はない。

また、法学・文学・経済学・商学・社会学・総合情報学・工学・外国語教育学の8研究科における博士課程前期課程と博士課程後期課程並びに法務研究科、会計研究科で教育研究指導にあたる専任の教員の数と資格は、研究科の種類に対応して文部科学省令大学設置基準に定める要件を満たしている。したがって、設置基準を十分に満たし、基準上、問題はない。

イ　年齢構成等

【現状の説明】

（ア）年齢構成

本学の専任教員については、その定年が「職員任免規則（就）」（1994 年 3 月制定）の第 4 章第 17 条第 1 項で 65 歳に定められている。ただし、教育研究上、余人をもって代え難いとされた場合、教授に限って、教授会の承認を得て、定年後 5 ヶ年までの延長が認められる（同規則・同条第 2 項）。この場合、定年延長の審査は、1 年ごとに行われる。

各学部の専任教員について、その年齢構成についてまとめた『データブック 2007』〔P173 ア 専任教育職員の年齢構成・平均年齢〕によれば、教授、准教授、専任講師、助教はそれぞれ 36～70 歳、31～65 歳、26～65 歳、26～35 歳と分布し、助教を除いて、各階層とも広く分布している。特に、問題視すべきものは見当たらない。

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

法、文、経済、商、社会、政策創造、総合情報、システム理工、環境都市工、化学生命工の 10 学部、外国語教育研究機構、法務研究科、会計研究科における専任教員数、兼担教員、兼任教員の人数はそれぞれ『データブック 2007』〔P168（イ）教員組織〕のとおりである。また、各学部、機構、研究科における専任担当科目数と兼任担当科目数、その比率はそれぞれ『データブック 2007』〔P48（ア）専任・兼任の比率〕のとおりである。設置基準によれば、教育上主要と認める授業科目については原則として専任の教授又は准教授に、主要授業科目以外の授業科目についてはなるべく専任の教授、准教授、講師又助教に担当させるものとされていることから、設置基準の条件を満たしている。

（ウ）女性教員の占める割合

本学における女性専任教員数と、その全専任教員数に占める割合を示すと、次表のようである。

同表からわかるように、外国語教育研究機構の 37.8%が最も多く、それに社会学部、法学部、文学部、社会学部と続く。専門職大学院においても女性専任教員の占める比率は学部と同じ状況になっている。それ

に対して、経済学部、商学部、総合情報学部、理工系 3 学部における女性専任教員の占める比率は 10%を下回っている。ただし、2005 年に女性教員が占める比率が 8.7%であったものが、10.7%へと上昇（実質 15 名の増員となっている）している。

表Ⅰ-5-3　女性教員の占める割合

	法	文	経済	商	社会	政策創造	総合情報	ｼｽﾃﾑ理工	環境都市工	化学生命工	外国語	法務	会計	合計
女性教員数	6	16	4	3	8	2	4	1	3	1	14	4	2	68
全専任教員数	41	129	43	38	50	18	50	83	51	56	37	26	13	635
比率(B/A)	14.6	12.4	9.3	7.9	16.0	11.1	8.0	1.2	5.9	1.8	37.8	15.4	15.4	10.7

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

民間企業出身者など社会人及び外国人研究者の受け入れは、学部、機構の学問分野やその特殊性によってかなり異なっている。特に、「国際化」は今後の大学発展の重要なファクターになる。全学の教員数から検討して少ない感はぬぐいきれない。また、社会人の雇用は、学部教育における「学の実化（学理と実際との調和）」をより一層進め、教育の実学を推進するために欠かせない。

【点検・評価】

2007 年度より任期つき助教の採用、さらに、特別任用教授、特別任用准教授の採用によって、人事の流動性が高まるものと思われる。

本学においては、主要な教育科目は、専任教員が各学部、機構とも十分に配置され、講義されており、現状では、特に問題はない。しかし、一層の教育の充実を図る上で、最新の科学技術、並びに特殊性の高い学問分野や少人数クラス開設のために専任教員に加えて、兼任教員の支援を仰ぎながら、より高いレベルの教育環境の構築に向けて努力しなければならない。

民間企業出身者など社会人の専任教員としての任用は、教育研究領域の専門性によって多少とも異なるが、学部教育における「学の実化（学理と実際との調和）」をより一層鮮明に推進し、多様な教育サービスを提供するためには、今後ともさらに積極的に推進する必要がある。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

本学では、専任教員の責任授業時間が「学校法人関西大学職員就業規則」（1994 年 3 月制定）に一週あたり教授で 8 時間、准教授と専任講師で 6 時間、助教は 6 時間と定められている。専任教員の 2007 年度の平均授業担任時間数（大学院での授業時間数を含む）は、『データブック 2007』〔P171（イ）専任教員の担当授業時間数〕のとおりである。責任授業時間が必ずしも守られているわけではないことが分かる。

次に、各学部における主要な専門科目への専任教員の専兼比率を調べると、『データブック 2007』〔P48（ア）専任・兼任の比率〕のようになる。同表から明らかなように、学部によって、あるいはデイタイムコースとフレックスコースによって専任教員の専兼比率は多少異なるが、主要な専門科目を専任教員が責任をもって教授する体制が整えられている。

【点検・評価】

主要学科目に関しては、ほとんど授業を専任教員が担当している。教育目標からも、各学部とも、特段の問題は見受けられない。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

本学では、外国語科目、さらに、学生の多くが履修する教養科目、専門教育科目、少人数教育が一層の教育効果を高める演習・実習・実験などの専門教育科目は複数の担当者によって、あるいは複数の担当者によ

るリレー講義によって教授されている。これらの教育科目では、授業に先だって、担任者が相互に教育目標の共通認識を深めた後、その教育内容を協働でシラバスに仕上げ、次学期の授業に臨んでいる。具体的には、多くの兼任教員が担当する外国語科目において、外国語科目担当者連絡会議が開催され、一定の教育の質の保証を目指して、「講義計画」、「シラバスの作成」、「成績評価法」などについての方針が定められている。このように、当然のこととして、担当者間に密接な連絡調整が行われている。

教育科目の担任者は、学部によって多少の差違はあるものの、学科、専攻、専修、学問分野などの単位で調整しながら決定され、最終的に教授会で承認される。

【点検・評価】

教員間の連絡調整の機能は、制度上も運用上も十分に果たされており、特に問題はない。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　教育補助者の状況

教育理念の一つに「情報化」を掲げている本学は、高度情報化社会の到来を予見し、専門学問分野に関わらず、すべての学生が十分な情報リテラシーを身につけて、氾濫する情報化社会のなかで情報を正しく処理できる能力を養うため、全学の学生が履修可能な科目「情報処理論」(実習を含む) を一般教育科目の中に設けた。当初から、この実習には、ティーチング・アシスタント (TA) による補助制度が取り入れられた。その後、総合情報学部が設立 (1994 年 4 月) され、TA とスチューデント・アシスタント (SA) の制度が正式に設けられた。本制度は、主として、情報処理関連科目の実習補助を目的に制定されており、全学に開講される当該実習科目すべてに対して、おおむね受講生 20 名あたりに 1 名の TA か SA が配置されている。実習補助者には、機器の操作・運用に熟練した本学の大学院生と上位年次の学部学生の中から選任されている。

理工系 3 学部では、講義科目のほかに演習、実習、実験科目を多く開講し、本学の教育理念「学の実化 (学理と実際との調和)」を実践している。これを実効あるものとするためには教育支援職員が必要で、多くの TA が雇用されている。ちなみに、2004 年度は 176 名であった。そのほか、文学部では心理学、司書関連科目、測量学実習に、経済学部では「経済学 (入門 2)」「経済学演習」「経済学特殊講義」、パソコンの自主利用に、TA ではないが「初級ミクロ経済学」「初級マクロ経済学」の補修クラスに非常勤講師、商学部ではデータ分析論、データ・マイニング論に、また経済学部と同様、パソコンの自主利用に、社会学部では心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ、コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱに、総合情報学部では多くのコンピュータ実習の教育補助員のほかに、コンピュータなどの情報処理機器の運用管理支援・補助に TA が雇用されている。なお、2005 年度からは、全学共通教育推進機構がファカルティ・デベロップメント (FD) の一環として TA を活用した教育のあり方を検討するため、TA を活用した授業を計画している教員を全学に公募し、運用を始めた。

さらに、2006 年 9 月より教務センター内に設置された各学舎の授業支援ステーションにおいて、授業支援 SA (2007 年 7 月現在 140 名) を配置して、「IT 機器・設備の利用案内・促進」、「資料の印刷業務」などを通して、教員に対する授業支援サービスが行われるようになってきている。

また、本学では、ICT を用いた教育支援システムとして、“CEAS” (2003 年度開設)、“インフォメーションシステム” (2004 年度開設) が運用されている。そこでは、e-learning 教育はもとより、教員からの授業に関する情報、質問、レポートの提出・添削など教員のみならず学生に対して授業支援システムが、IT によって構築され学内のみならず学外からもスムーズな利用が可能になっている。

以上のように、教務センターを中心とした活動によって教員への教育支援体制が整えられつつある。

一方、大学院における関西大学独自の教育支援職員は、いずれの研究科にも置かれていない。ただし、文

部科学省の高度化研究推進事業で TA やリサーチ・アシスタント（RA）などの研究支援職員が採用されている。たとえば、法学、文学、社会学、総合情報学、工学の研究科では、法学研究所、東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構と連携して、ハイテクリサーチセンター事業、学術フロンティアセンター事業、産学連携研究センターなどに多くの大学院生が参画している。特に、博士課程後期課程の学生は「関西大学リサーチ・アシスタントに関する取扱要領」に従って、RA として研究支援体制に加わっている。また、外国語教育学研究科では平成 17 年度の「大学・大学院における教員養成推進プログラム」、「英語指導力開発ワークショップ」に研究支援職員を置いている。

イ　教員と教育支援職員との連絡体制

以上のような TA、SA を活用した教育実践を行うには、教員と教育支援職員との間の緊密なコミュニケーションが大切である。このコミュニケーションをとるために、専任職員としての教育支援職員が教員との綿密な連絡を取る中で、教員を直接支援する授業支援 SA はアドバイザリースタッフによって取りまとめられ、円滑に授業支援が組織的に実施されている。

本学では、科学技術教育と視聴覚教育のために、教育支援に必要な専任事務職員が理工系 3 学部と視聴覚教室に雇用されており、専任教員と密接な連携を取りながら、講義並びに実験・実習の補助を始め、教育研究活動に対して効果的な支援を行っている。教育支援職員と常時連絡及び情報交換によって、組織的な教育が実施されている。

【点検・評価】

主として情報化に伴う教育補助員の雇用が、全学的に行われている。教育効果をさらに高めるためには、より充実した補助体制を制度的に確立する必要がある。

また、現在のところは、情報処理演習関連の科目を中心に教育補助員が配置されているが、必要が認められれば、それ以外の専門科目にもさらに多くの教育補助者が配置され、教育の質の保証を確保する必要がある。今後、必要に応じて一層弾力的に運営されることが必要である。ちなみに、教育補助員の充実は各学部、機構単独で図れるものではない。現在、全学的な取組として慎重な検討がなされている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続き

【現状の説明】

本学における専任教員の任用手続きは、全学的な規程「関西大学教育職員選考規程（就）」（1959 年 12 月制定）と、その内規「関西大学教育職員選考規程に関する取扱内規（就）」（1960 年 3 月制定）、及び各学部が別途定める要領等に則って行われる。以下、専任教員の募集と任用、昇格について説明する。

ア　募集と任用

本学における教員の募集は、現状では退職教員の後任を採用する場合に限られている。ただし、特段の理由がある場合には、退職教員が退職する 1 年前の採用が認められている。

［人事委員会］

募集の手続きは、学部長による人事委員会への諮問、当該学科等における諸会議の意向を踏まえた人事委員会での審議を経て、教授会で決定される。人事委員会は、各学部、機構によって多少異なるものの、学部長を中心にした執行部のメンバーのほかに、各学科、専攻、学問分野から選出された教員で構成される。

［募集］

教員の募集は、各学部、機構によって多少異なるが、公募または推薦のいずれかによってなされる。推薦による場合には、当該学科等の会議で複数の候補者を挙げ、人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績などに基づいて検討した後、最適な候補者に絞り込まれる。

［選考］

任用及び昇任に係わる教員人事は、事前に人事委員会で教員が選考された後、人事に係わる教授会で審議・決定される。人事に係わる教授会は、各学部、機構によって異なるが、①専任講師以上の全専任教員、②教授人事の場合は教授、准教授人事の場合は准教授以上、③助教、専任講師の人事の場合は専任講師以上、④教授のみ、のいずれかで構成される。

［選考基準］

「関西大学教育職員選考規程（就）」によれば、

教授は、次のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 博士の学位（外国において授与されたこれに相当する学位を含む。）を有し、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者

(2) 著書、論文、学会報告等により前号の学位を有する者に準ずる教育研究上の業績があると認められ、かつ、大学教育に関し経験又は識見を有する者

(3) 本学において満 7 年以上准教授の経歴がある者であって、著書、論文、学会報告等により教育研究上の業績が顕著であると認められる者又はこれに準ずる者

次に、准教授は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 前条の規定により教授となることのできる者

(2) 他の大学において准教授の経歴のある者

(3) 本学において満 3 年以上専任講師の経歴がある者又は満 5 年以上助教の経歴がある者であって教育研究上の業績があると認められる者又はこれに準ずる者

(4) 修士の学位を有する者であって研究所等研究に関する機関において担当する授業科目に関連のある業務に満 6 年以上従事した経歴があり、かつ、研究上の業績があると認められる者又はこれに準ずる者

専任講師は、次に掲げる者のうちから選考する。

(1) 前 2 条の規定により教授又は准教授となることのできる者

助教は、次のいずれかに該当する者のうちから選考する。

(1) 第 6 条及び第 7 条の規定により教授又は准教授となることのできる者

(2) 修士の学位を有する者又は専門職学位（外国において授与されたこれらに相当する学位を含む。）を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

［審査に必要な書類等］

人事に必要な書類等には、履歴書及び研究業績書のほか、各学部、機構が特に求めるものも含められる。

イ　昇格

専任教員の昇格人事も上記の任用人事の場合とほぼ同じである。「関西大学教育職員選考規程（就）」によれば、助教 5 年で准教授、専任講師 3 年で准教授、准教授 7 年で教授への昇格の資格が生じる。

ウ　法・文・経済・商・社会・総合情報・工・外国語教育の 8 研究科における D㊟、D 合、M㊟、M 合の資格審査

本学の大学院に設けられた 10 研究科のうち、外国語教育学研究科と法務研究科、会計研究科を除いた研究科は、すべて学部に接続された大学院である。さらに、法務研究科、会計研究科を除いた 8 研究科は、人事権を有さない。したがって、教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会で「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。その際、大学院での教育・研究指導における能力をも勘案しながら人事の審議が進められている。

上記の 8 研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第 33 条「大学院設置

基準（1974 年文部省令第 28 号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第 9 条 2 号の規定に該当する者である。ただし、実情に合わせて、准教授及び講師をもってこれに充てている。大学院博士課程の前期及び後期課程における教育・研究指導の資格いわゆる D㊕、D 合、M㊕、M 合の審査は、各研究科における専門性をもった教育・研究指導を実施するために、各研究科で別途定められた内規によって公平に行われている。

一方、法務研究科では、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」（2003 年 6 月制定）第 20 条で、また、会計研究科では、「関西大学大学院会計研究科学則」（2005 年 4 月制定）第 20 条で「本研究科の授業を担当する教員は、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）に規定する資格に該当する者とする」を担当教員と定めている。

教員の募集・任免・昇格に関する事項は、各学部教授会と同様、「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて厳正に行われている。

エ　その他の教育職員

本学の学部・大学院には、専任の教育職員の他、大学院法務研究科（法科大学院）特別顧問教授、特別任用教育職員、客員教授、特任外国語講師、非常勤講師が雇用されている。これらの人事はそれぞれ「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）特別顧問教授規程」（2004 年 1 月制定）、「関西大学特別任用教育職員規程」（2004 年 1 月制定）、「関西大学客員教授規程」（1987 年 1 月制定）、「関西大学特任外国語講師規程」（2002 年 10 月制定）、「関西大学非常勤講師雇用規程」（2001 年 7 月制定）に則って審議・決定され、その運用がなされている。

【点検・評価】

本学における専任教育職員の募集・任免・昇格に関する基準と手続きは、全学の規程「関西大学教育職員選考規程（就）」（1959 年 12 月制定）と、各学部が別途定める要領等に則って行われている。各学部、機構における人事委員会と人事に係わる教授会における人事の進め方が明確に規定化されており、人事における透明性が確保されている。また、特別任用教育職員などの採用も明文化された規程に基づいて行われており、情報開示に耐えうるシステムが確立されている。

本学では、新任教育職員の任用はいずれの学部、機構とも従来の推薦制を主とした方法から公募を積極的に活用した方法に変えられつつある。これによって、人事の透明性や公正さがさらに増し、人事におけるアカウンタビリティの向上が図られている。なお、任期付き教員の採用は、特別任用教育職員、一部の助教、外国語教育研究機構における特任外国語講師を除いて、現在、行われていない。研究教育環境の活性化を考える上で、今後、教員の流動化は避けて通れない課題である。

大学院で教育・研究指導にあたるに相応しい教育職員の審査いわゆる資格審査が、各学問分野の専門性を第一に、その研究業績に基づいて厳格になされている。特に、工学研究科では、2002 年度から、新しく大学院での教育・研究指導にあたる教員のみならず、すでに資格を有している教員に対しても資格の再審査を行うようになった。これは、5 年ごとに更新審査を行う制度で、日進月歩に進展する高度な科学技術教育を持続し、教育水準の維持を図るために導入されたものである。

以上のように、本学の学部・大学院で教育・研究を行う教員の教育研究上の能力や実績は、その任用、昇任、資格審査などを通して評価され、大学で教育研究を行うに相応しい人格、学歴、職歴及び教育研究上の業績を持ち合わせている。したがって、人事制度上の問題はない。

(4) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

本学における教育研究活動の評価は、教員自らの評価、教員間のピア評価、学生による評価、及び社会からの評価、によって行われている。

1) 教員自らの評価

これは、関西大学自己点検・評価委員会が発行する報告書の中で行われ、その内容は広く公表されている。また、受講生の成績に関する統計的なデータ分析を通しても、教育効果の点検が行われている。

2) 教員間のピア評価

これは、主として任用や昇任の人事審査で行われる。この場合、その多くは研究業績の審査でなされる。また、大学院の研究指導（D㊟、D 合、M㊟、M 合）の内容に含まれているほか、全学的な FD 活動への参加によって行われている。

3) 学生による評価

これは、全学的に行われている授業評価制度として行われており、アンケート調査の結果や自由記入欄の書き込みにより教員自身が評価内容を確認できるようなシステムが確立されている。

4) 社会的評価

教育活動の社会的評価は、2004 年 4 月に開始されたシラバスのインターネット上での公開である。この結果、より広範な対象に教育内容を提示し、社会的な評価を可能にした。

一方、研究活動の社会的評価は、学術情報データベースで行っている。さらに、理工系 3 学部では、先端科学技術推進機構の機関誌で年 2 回全教員の研究成果を公表しており、学部の研究活動のアクティビティが広く公表されている。

5) その他

上述のほかに、工学部では、2002 年度に主として研究活動の、2004 年度に教育の外部評価を実施した。これらの外部評価によって、教育・研究活動と運営の指針が得られ、学部改革の大きな原動力となっている。

【点検・評価】

大学における教育実践は、教員の主体性が最も発揮される分野であるが、一般には閉鎖性の強い領域である。しかし、各学部、機構は教育研究の自由を最大限尊重し、これを損なわない範囲で評価システムを導入し、さらに外部による評価も行ってきた。

教員の教育研究評価は、あくまでも教育研究の目標を一層効果的に達成するための活動である。けっして勤務評定になるのではなく、教員間の理解を深めながら、教育研究活動の評価が公平になされるのがよい。また、評価が後ろ向きの批判に終始するのではなく、前向きで改善につながるようなものでなければならない。

(5) 大学院と他の教育研究組織・機関等の関係

【現状の説明】

本学の専任教育職員は、専門職大学院（法務研究科、会計研究科）の専任教員に任用された教育職員を除いて、教員の人事権と予算権を有する各学部・機構ですべて任用・昇任され、その機関に所属している。したがって、博士課程の前期課程あるいは後期課程で教授する教員は、学部との兼担である。これは、大学院で教授する教員が学部と大学院のいずれの教育にも責任をもっていることである。このように本学では、学部と大学院の教育研究が緊密に連携されており、学部と大学院を一体とみなした教育システムが確立されて

いる。

本学には、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所、先端科学技術研究機構、人権問題研究室が設置されている。これら研究機関の研究員は、その多くが各学部で任用された教員であり、客員教授や特別任用教授を除いて、研究に専念する専任教員の任用が今日までなされていない。学部と大学院の教育に忙しい傍ら、これらの研究機関で研究することは一般に困難を極めるように考えられがちである。本学では、各研究機関の研究員がそれぞれ活発な研究活動を行っており、その研究成果が大学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」に基づいて学部と大学院の教育にフィードバックされている。また、研究機関での研究成果を受けて、文部科学省が進める「私立大学学術高度化推進事業」等に多く応募し、補助対象の研究として支援を受けている。

さらに、外部の研究機関との人的交流も各学部及び各研究所を通じて行われている。しかし、他組織・機関との間に各学部・各研究科との交流は締結されていない。

【点検・評価】

今日、大学の教員には、教育、研究、社会貢献のいずれに関してもバランスよく実践することが求められている。本学の専任教員は、学部、外国語教育研究機構、法務研究科、会計研究科のいずれかに所属し、学生を教育し、研究指導することによって、自らの教育力、研究力を高めている。また、研究活動の場を各種研究機関に求め、外部の競争的資金を獲得しながら研究能力を高めつつ、その成果を社会に還元している。私学の置かれている立場上、潤沢な人材に恵まれていないが、今日まで個々の教員が最大限の努力を図り、教育研究の成果をかなり挙げてきている。

なお、現状の専任教員の多忙さを考えると、今後、各教員の果たすべき役割を個人の指向性にあわせながら重みづけを行い、教育指向、研究指向、社会貢献指向などに多少特化させて、大学の教育力、研究力、社会貢献力を高め、アピールできる体制を構築する必要がある。

7　研究活動と研究環境

今日、所属する教員（研究者）が研究業績の充実に努め、その成果をもって社会に貢献することは、大学の重要な使命の一つである。加えて、外部資金の獲得状況の如何が、大学の社会的評価を左右する時代となった。本学では、このような時代の趨勢と大学に対する社会の要請を真摯に受け止めながら、研究活動の活性化を促進すべく、研究支援施策の改革を中心とした総合的な研究環境の整備に努めている。

【改革の成果】

改革の第一の方向性は、学長のリーダーシップによる戦略的展望から見通す政策的な研究分野と、将来性のある萌芽的な研究やすぐれた研究成果を期待できるものへの重点的な資源配分の促進である。すなわち、これまで行ってきた教育研究両面での基盤強化を背景に、高度な先進的教育研究能力を備えた研究組織を大学のトップランナーとして位置づけ、世界水準の教育研究拠点の形成を促進する。この戦略構想による大きな成果が、グローバルCOEプログラムに採択されるという形となって実を結んだ。今後、採択された拠点に対する全学的な支援体制の整備を行う中で、大学院における教育研究体制の改革が急ピッチで進められることとなる。すなわち、拠点の国際的な研究活動の支援、事業推進担当者への支援、若手研究者の育成を大幅に促進するための支援措置などが、次々と策定され、進められることとなる。

第二は、教学ガバナンス改革の一環として、研究推進委員会を設置したことがあげられる。委員会の構成メンバーは、大学院・研究推進を担当する副学長を委員長として、教授会組織をもつ学部等の執行部（副学部長等）及び附置研究所の長を代表する委員からなる。この委員会によって、研究推進に係る諸施策に関する十分な審議を前提とする全学的な合意形成が可能となり、迅速な意思決定が図られている。

第三に、これらを支援する事務組織の抜本的整備を行った。学長室の直轄組織として、新たに研究支援センターを設置し、これまで各学部等に分散していた研究支援事務の一元化を達成した。これによって、効果的かつ効率的な研究費の執行管理体制の強化充実はもとより、外部の競争的資金獲得のための実質的な支援機能の拡充など、学長のリーダーシップを短期間で具現化しうる組織体制が整備確立された。

以下の各論を俯瞰するものとして、本学における研究を促進するための主な制度・施策を次表にまとめている。

関西大学研究支援・助成制度（2006年度現在）

1　個人に支給・配布されるもの

制　度	制度の趣旨と概要
個人研究費	自己の専攻する学問分野に関する調査・研究を遂行することに対して支給するもの（旅費・消耗品費・図書費・備品費等を一元化）
研究用資料コピー代	学内における研究用資料コピー
学会開催補助費	本学で開催する学会の開催経費を補助するもの
研究成果出版補助金による図書出版補助	本学における研究成果の発表を助成促進し、わが国文化の向上及び学術の振興に寄与することを目的とするもの
著者出版負担金による図書出版補助	研究成果の発表において、欠損を免れ得ないような場合に、著者が刊行経費の一部を負担することにより、できるだけ図書の出版刊行を促進することを目的とするもの
記念論文集等刊行補助金による図書出版補助	還暦、古希、長期在職等の記念論文集に対し、教育職員1名につき1回に限り印刷経費の一部を補助するもの
外国出張補助	外国出張の際の日当・宿泊料、支度料、交通費を補助するもの

2　教員の研究時間を確保させるための制度等

制　度	制度の趣旨と概要
在外研究員研究	学術の研究、調査等のため外国に派遣するもの ●学術研究員（滞在期間 1 年。研究及び教授能力の向上を図るため、専攻する学問分野に関する研究に従事する者） ●調査研究員（滞在期間 1 カ月以上 6 カ月以内。専攻する学問分野に関する調査・研究に従事する者）
外国留学者	外国留学者として在外研究を希望する者に対する制度（原則 1 年）
交換（派遣）研究者	協定に基づいて本学から協定校に派遣するもの
国内研究員	一定の期間、研究及び教授能力の向上を図るため、国内において専攻する学問分野に関する研究に専念させるもの 期間は 1 年（特例 6 ヵ月）
研修員	授業及びその他通常の職務を免除し、前期若しくは後期の 6 カ月又は 1 年の間、専攻する学問分野に関する研究・調査に従事させるもの

3　課題審査によって交付する共同研究費等

制　度	制度の趣旨と概要
重点領域研究助成	本学の教学方針を踏まえて設定した重点領域研究に対して、一定期間重点的に推進し、関連領域の研究を発展促進させ、本学の研究教育水準の向上に資することを目的とする共同研究
学術研究助成基金による助成	奨励研究（50 歳以下の個人研究。研究期間 1 年） 共同研究（専任教育職員が研究代表者となって共同で行う研究。研究期間 2 年以内）
特別研究・教育促進費等	年度途中（予算確定後）に迅速に対応することが必要となった研究及び教育上の課題で、特に重要と認めたものに対する研究費等（研究促進費・教育促進費・国際シンポジウムの 3 区分。ただし、教育促進費には学部教育リフレッシュ予算を含む）
（学部教育リフレッシュ予算）	「教育促進費」を活用し、各学部・外国語教育研究機構等が教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らしてその個性を発揮することのできる環境をつくり出し、大学全体の活性化を図るもの
学部共同研究費 （2006 年度で廃止）	同一学部内の教員が同一研究課題について原則 4 名以上で編成する共同研究班に対して支給する研究費

4　国際交流助成基金補助費関係

制　度	制度の趣旨と概要
国際シンポジウム	本学又は本学の学部、院、研究所等が主催し、2 カ国以上の者が参加するものに対する補助
国際学会	学会が主体的に行い 2 カ国以上の者が参加するものに対する補助
協定大学間の共同研究助成	本学と協定大学間の共同研究に対する補助

5　競争的な研究環境の創出を企図した制度

制　度	制度の趣旨と概要
科学研究費 申請奨励研究費 （2006 年度一部改正）	科学研究費補助金への申請を奨励することにより、同補助金の採択を促進するために支給するもの 1 申請奨励研究費…新たに科研費に申請した研究課題及び関連分野の研究に着手するための事前準備に充てる経費 2 採択奨励研究費…新たに科研費に採択された研究組織の立ち上げ時に要する費用を補完する経費 3 再申請支援経費…科研費に申請し、不採択となった研究組織が、次回に再度申請を行う場合に、申請書類の完成度を高めるための経費
研究プロジェクトユニット	学外研究資金等により、学際的もしくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする時限的な研究組織の形成を支援するもの。ユニットの設置期間は最長 5 年。

6　研究所等における研究体制の充実を図り、研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進するための措置

制　度	制度の趣旨と概要
PD の雇用	国、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金を伴う研究開発事業等に採択された研究プロジェクトや、受託研究等による共同研究組織に研究支援者として参画させ、研究体制の充実を図り、当該研究所等が実施する研究プロジェクト及び共同研究を効率的に推進し、その成果をより一層高めるために雇用するもの
RA の雇用	国、地方公共団体、特殊法人等が実施する公的資金を伴う研究開発事業等に採択された研究プロジェクトや、受託研究等による共同研究組織に研究補助者として参画させ、研究支援体制の充実を図り、かつ、本学大学院博士後期課程に在籍する学生の研究遂行能力の育成に資するために雇用するもの
特別任用教育職員の任用	所属組織、職務及び期間を限定して任用する期限付の研究者等
科研費研究員の雇用	科学研究費補助金による研究計画を効率的に推進し、その成果を一層高めることを目的として、研究支援者として従事する者を雇用するもの
研究支援者の雇用	上記 PD または RA 雇用の要件を満たす研究組織において、専門的知識・技能を活用するために雇用するもの

(1) 研究体制の整備

ア　経常的な研究条件の整備

（ア）個人研究費、研究旅費の額の適切性

【現状の説明】

個人研究費は、研究者個人の研究活動を支援することにより、本学の学術研究の推進を図るための基礎となる研究資金であり、毎年度、専任教育職員全員、法科大学院及び会計専門職大学院の特任教育職員に対して交付している。これは、学会出張旅費、消耗品費等の経費から器具備品費まで使用できる機能的経費で、専任の教育職員には資格に関係なく一律 51 万円を、法科大学院（法務研究科）及び会計専門職大学院（会計研究科）の特任教育職員には 25 万円を支給している。表Ⅰ-7-1 は 2006 年度の個人研究費執行状況を示したものであるが、各所属（学部等）ともにほぼ 90%を超える予算執行率を示している。また、表Ⅰ-7-2 は使途別執行状況を示したものである。学問分野に応じて、その使途別執行状況は異なっているが、たとえば、工学部は学会出張旅費が個人研究用図書資料の 2 倍を超えて執行されるのに対して、文系学部はこれが逆転するという傾向がみられる。

いずれにしても、個人研究費の趣旨に従った使用がなされ、90%を超える執行率から見て、ほぼ妥当な研究費が計上されているものと考えられる。さらに、経常的な研究支援経費としては、このほかに個人研究用コピー費（予算上は 1 人 4,000 枚の専任教育職員数分を計上しているが、運用上は、利用限度を設けていない)、学会開催補助費（上限 50 万円）及び外国出張補助費（1 人上限 20 万円）がある。

表Ⅰ-7-1　個人研究費執行状況　　2006 年度（単位：千円）

所属	予算	決算	執行率（%）
法学部	21,420	21,005	98.1%
文学部	65,790	63,999	97.3%
経済学部	23,970	21,584	90.0%
商学部	19,890	19,440	97.7%
社会学部	26,010	25,041	96.3%
総合情報学部	26,520	23,475	88.5%
工学部	95,370	91,264	95.7%
外国語教育研究機構	18,870	18,217	96.5%
法務研究科	11,520	10,966	95.2%
会計研究科	7,320	4,903	67.0%
計	316,680	299,894	94.7%

表Ⅰ-7-2　使途別個人研究費執行状況　　2006 年度（単位：千円）

使途＼所属	法	文	経	商	社	総情	工	外機	法務	会計	計
学会出張旅費	3,927	14,476	5,444	5,465	7,477	7,575	40,580	2,105	2,074	1,401	90,524
消耗品費	1,538	7,245	2,850	2,251	3,001	4,198	10,150	2,859	1,039	678	35,809
消耗品ソフト費	119	866	899	263	628	804	1,598	418	166	122	5,883
消耗器具備品費	1,125	6,745	1,734	1,312	2,109	1,297	8,097	3,768	936	556	27,679
電算情報資料費	59	239	337	110	220	326	680	58	0	0	2,029
個研図書資料費	13,240	29,972	8,692	8,106	9,028	5,635	17,883	7,182	6,329	1,763	107,830
印刷費	87	209	111	24	185	318	628	49	4	8	1,623
郵券代	78	78	40	14	84	190	154	27	3	0	668
電話代	32	86	17	23	57	4	141	6	5	2	373
支払運搬費	13	3	4	4	30	13	58	1	1	0	127
設備修繕費	12	188	10	17	71	154	83	17	0	26	578
諸会費	530	2,691	1,196	1,529	1,672	2,458	8,704	922	375	347	20,424
報酬	2	0	250	87	193	0	1,045	0	34	0	1,611
器具備品費	243	1,201	0	235	286	503	1,463	805	0	0	4,736
計	21,005	63,999	21,584	19,440	25,041	23,475	91,264	18,217	10,966	4,903	299,894

表Ⅰ-7-3　外国出張者数と補助金支給状況

学部等	外国出張者数			補助金支給状況	
	合計	補助金			
		なし	支給	人数	金額
法	7	5	2	2	180.0
文	46	25	21	21	2,391.7
経	2	1	1	1	40.0
商	8	4	4	4	600.0
社	9	5	4	4	600.0
情	18	8	10	10	1,880.0
工	83	31	52	52	9,173.8
外	13	12	1	1	100.0
法科	3	3	0	0	0.0
会計	1	0	1	1	200.0
合計	190	94	96	96	15,165.5

(注1) 補助金の単位は千円
(注2) 補助金には、A・B・Cの3ランクがあり、Aランクは毎年1回、B・Cランクは2年に1回補助。
(注3) ランクの定義　A　国際学会、セミナー、シンポジウム等での研究発表、講演、議長又は司会者
B　国際学会、セミナー、シンポジウム等への一般参加
C　自己の研究に必要な調査、資料収集

また、これら直接的な研究費のほかにも、研究成果を公表するための助成制度として、次のものがある。

① 研究成果出版補助費…専任教育職員の研究成果の発表を促進するために、一定額の範囲内で出版経費を補助する。

② 著者出版負担金による出版助成…非営利的損益計算においてすら欠損を免れない場合に刊行経費の一部を著者が負担することを前提として、研究成果の発表を促進、助成する。

③ 論集（紀要）刊行補助費…各学部・学会等で刊行している論集や紀要の刊行経費の一部を補助する。

④ 記念論文集刊行補助費…教育職員のために刊行する古希・還暦等の記念論文集に対して、50 万円を限度に印刷経費の一部を補助する。

【長所】

個人研究費は、かつて研究手当、教育研究経費の学会出張旅費と個人研究用図書資料費として個別に支給され、予算管理されていたため、配分された予算が研究対象によっては不足したり、未執行となる場合もあった。その改善方策として、一時期における学会出張旅費と個人研究用図書資料費の相互流用方式を経て、現在の個人研究費に一本化し、併せて使途も拡大したという経緯がある。その結果、予算執行の自由度が格段に増すことで、研究者個々の研究領域・方法の独自性に見合った執行が可能となり、近年の執行率は各学部等ともほぼ同様に高い水準を保っている。したがって、現在本学では、個人研究費と研究旅費との不均衡等の問題は発生していない。一方、経費の執行に際しては、機関経理のもと、原則その都度払い方式を採用しているほか、出張申請をはじめとするすべての請求・支出手続きが学内の統一基準と方式によって行われるため、予算執行の適切性も十分に担保されている。

なお、外国出張者に対する補助は前表（表Ⅰ-7-3）のとおり、毎年活発な申請と、それに応じた補助が行われており、制度として十分機能していると言える。

また、研究の最終目標は研究成果を世に問い、社会に還元・寄与することにあるとの観点から、前述のとおり、研究成果の発表を助成し促進する制度を設けている。一般的に学術図書や学術論文は、その内容・価値とは裏腹に購入層が限定され、出版刊行にあたっては、その製造原価の回収さえ困難となることも多いことから、本助成制度により、研究成果が出版物として公表されることを促進しようとするものである。

【問題点】

個人研究費については、研究者にとって使いやすい研究費であるよう、そのニーズに対応してきているが、可能な限り個々の研究活動の実態を把握しつつ、常に改善していくよう努めねばならない。一方、アルバイ

トの雇用や外国出張旅費の拡充等、更なる使途拡大要望があるが、雇用管理上のリスクや税法上の制約、当該研究費に関するこれまでの経緯等を含めて検討していかなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

個人研究費については、2004 年度に導入した、共同研究による外部資金の獲得・導入促進を企図した時限的研究組織（研究プロジェクト・ユニット：後掲）への参加を目的とした使途の拡大を行った。これは、新たな研究組織が所期の外部資金を獲得するまでの間の助走経費として、現行 1 人上限 2 万円を持ち寄って「研究参加費」を形成し、運営経費に充てることを認めたものである。この研究参加費には、各自の個人研究費から「諸会費」として拠出することにしている。

また、2006 年度には、外国語論文の校閲代（報酬）と、論文の抜き刷りができない学会誌・論文集等の複本の購入（消耗品費）を使途範囲に認めた。

引き続き個人研究費に対する研究者からの今日的なニーズに応じた使途範囲の拡大を図るとともに、外部資金の申請・導入の実績等を勘案して、配分（交付）率に段階差を設けることなどを検討する。

（イ）教員個室等の教員研究室の整備状況

【現状の説明】

各学部ごとに教室棟に隣接して研究棟を建設し、そこに個人研究室、合同研究室及び資料室等を設置している。設置状況は『データブック 2007』〔P215（ア）研究室（個人・合（共）同研究室・資料室）の学部別保有数〕に掲げたとおりであり、文系学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科における個室率は基本的に充足されているが、工学部ではその率が 8 割にとどまっている。工学部では研究テーマごとに学生を交えた合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとっているため、原則として教授には個人研究室が与えられているが、その他の者はテーマごとの合同研究室、実験・実習室に個人研究室としての機能を持たせて利用しているのが現状である。

【点検・評価】

前述のとおり、理工系 3 学部では、研究テーマごとに合同研究を行い、実験・実習を重ねていくという自然科学分野特有の研究体制をとり、個人研究室並びに合同研究室や実験・実習室等を含めて研究活動の場が提供され、利用されている。しかし、現状では個室率は80%にとどまっている。同学部における個人研究室を増やす必要があるとの要求もあることから、近年増設に向けた検討が加えられ、2000 年度には実験棟等に個人研究室が 18 室増設され、2005 年度には工学部第 6 実験棟が竣工し、22 室の個人研究室が増設された。これらの取組に加え、今後、理工系 3 学部教員にさらに十分な研究スペースを確保するためには、実験・実習棟やハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センターなど既存の大型共同研究施設の利用のあり方を再検討するとともに、研究棟の建設などの方策が必要である。限られた財源と限られた空間の下であればこそ、研究分野の特殊性とプロジェクト研究の組織化、研究スタイルの多様化等、今日的なニーズを視野に入れ、機能性と効率性の高い研究環境の実現に取り組むことが緊要の課題である。

（ウ）教員の研究時間及び研修機会を確保させる方途の適切性

【現状の説明】

研究に専念することを前提とした研究制度として在外研究員等制度、交換（派遣）研究者制度、外国留学者制度、国内研究員制度、研修員制度がある。

在外研究員制度は、専任教育職員が外国に留学または出張する制度として在外研究員等規程を定め、在外研究員及び外国留学者に助成している。在外研究員には滞在期間が 1 年間の学術研究員と、1 ヶ月以上 6 ヶ月以内の調査研究員があり、学術研究員は主として 59 歳以下の専任教育職員を、調査研究員は 63 歳以下の専任教育職員を派遣するものとしている。在外研究員の人数は学術研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部各 2 名、文・工学部各 3 名、外国語教育研究機構・法務研究科各 1 名で計 18 名以内、調査研究員の場合、法・経済・商・社会・総合情報学部・法務研究科各 1 名、文・工学部各 3 名、外国語教育研究機構 2 名で計 14 名以内である。在外研究旅費は旅客運賃、日当・宿泊料及び支度金からなり、学術研究員は

374 万円以内、調査研究員は 259 万 8 千円以内である。外国留学者は全学で 1 年度 9 名以内とし、支度料が支給される。

交換（派遣）研究者制度は、国際交流を促進するために定められた交換研究者規程に基づく研究または調査に専念する制度で、交換（派遣）研究者には在外研究員等規程に準じた所要経費から協定校より給付される滞在費相当額を控除した額を支給する。派遣期間は協定及び覚書に基づいて作成される交換派遣計画に従い、最大 6 人月となっている。

国内研究員制度は、国内において学術の研究・調査に専念する制度として国内研究員規程を定め、国内研究員研究費を支給している。国内研究員は 59 歳以下の専任教育職員であって、研究期間は 1 年間として、毎年度全学で 3 名以内となっている。研究費は基本研究費 85 万円、旅費交通費 120 万円を限度に支給され、基本研究費は消耗品費等の経費から機器備品まで使用できる。

研修員制度は、本学に 3 年以上勤務する専任教育職員であって、学術の研究・調査に専念する制度として研修員規程を定め、研修員研修費を支給している。研修員の研修期間は前期もしくは後期の 6 ヶ月または 1 年間で、研修員数は 1 人が 6 ヶ月を 1 名、1 年間を 2 名として計算して毎年度 16 名以内としている。法・経済・商・社会・総合情報学部は前期・後期各 1 名の 2 名以内、文・工学部は前期・後期各 2 名以内で 3 名以内、外国語教育研究機構・法務研究科は、前期 1 名又は後期 1 名の各 1 名以内となっている。研修費は 6 ヶ月 24 万円、1 年 48 万円を限度に支給され、旅費交通費、消耗品費等の経費に使用できる。

表Ⅰ-7-4　在外研究員・国内研究員・研修員の状況（単位：人）

	2005	2006
在外研究員（学術）	12	12
在学研究員（調査）	9	9
国内研究員	2	1
研修員	10	8
合　計	33	30

【点検・評価】

教育職員は資格に準じて授業担当時間数が定められている。しかし、実際の授業担当時間は原則を大幅に上回っており、教学上の各種委員会委員の担当などでかなりの時間を費やしているのが実情である。このような状況にあって研究に専念することを前提とした種々の制度は、研究力の向上や研究成果の充実にとって貴重な存在となっている。特に、高度な研究成果を発信するための大型の研究プロジェクトに参画する場合には、既に導入している期限付の研究専念型の研究者や PD、RA、TA、SA 等の任用拡大と併せ、専任教育職員に対する授業担当時間数の免減なども視野に入れた制度充実が必要となろう。

（エ）共同研究費等の制度化の状況とその運用の適切性

【現状の説明】

a　学内研究費制度の充実と改善

本学における共同研究等の制度化への取組の第一として、学内研究費制度の充実と改善について説明する。制度としては、学術研究助成基金による助成制度、重点領域研究助成制度、特別研究・教育促進費制度、学部共同研究費制度がある。いずれも課題審査を前提とする学内公募型の助成制度であり、競争原理を導入した学内研究資金として、各々の設立趣旨と目的に応じた特徴を有している。

また、その他、目的を特定した助成制度として、国際交流助成基金による助成制度（国際シンポジウム開催補助、国際学会開催補助）がある。

①　学術研究助成基金による助成制度

本学創立 100 周年を記念して 1986 年に設立された 3 基金の一つで、専任教育職員等の学術研究の助成を目的とした公募型研究助成制度のさきがけとなった。研究種目には次の 2 種がある。

奨励研究…原則として 50 歳以下の専任教育職員が個人で行う研究で、研究期間は 1 年以内、助成額は 50

万円以下となっている。

共同研究…専任教育職員が研究代表者となり、同一の研究課題について共同して行う研究で、研究期間は2年以内、助成額は200万円以下となっている。

公募から厳正な課題審査、制度の改変、運用までを、一貫して学内の委員会で行っている。なお採択は、ここでの審査結果をもとに学長推薦により理事会で機関決定される。予算は、当該基金の運用果実によって毎年1,400万円を超える規模の研究費が配分されている。表Ⅰ-7-5に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-7-5　学術研究助成基金による助成　応募・採択の状況

		2005年度		2006年度	
		新規	継続	新規	継続
奨励研究	採択／応募	7件／10件		10件／10件	
	研究者数	7名		10名	
	研究費（千円）	3,500		4,970	
共同研究	採択／応募	5件／10件	5件	3件／4件	5件
	研究者数	16名	15名	10名	16名
	研究費（千円）	5,995	4,205	3,888	4,005

②　重点領域研究助成制度

この制度は、本学の教学方針を踏まえつつ、学術の動向に即して特に重要なものを取り上げ、高度な成果と独創的かつ先駆的な研究を推進することを目的として、1996 年に学長提案によって制定された。社会的要請と優先度の高い強い特定の研究領域を「重点領域」として定めて社会に提言し、これに沿った研究を公募し、一定期間集中的に研究を推進するものである。重点領域の設定は2年に1度、前述の学内の研究助成に係る委員会において策定された原案と大学執行部の基本方針との綿密なすり合わせによって行われる。応募者すなわち共同研究組織の代表者は、各々の研究領域に対して、研究領域 A「独創的な研究」、あるいは研究領域B「学長が設定する研究領域」の2区分のうちいずれかを選択して研究計画を申請する。2006年度の公募現在、研究期間は原則1年とし、助成額は1件につき600万円以下、予算総額は4,200万円となっている。本制度の特徴は、学術分野における要請の高さと、本学において重点的に支援を行う緊急性の高さの両面を視野に入れた「政策課題型」の公募を行うことにある。公募、申請課題の厳正な審査、採否決定については、①の学術研究助成基金による助成と同様に、学内の委員会による基本事項の審議と学長推薦、理事会での最終決定という手続きで行われる。表Ⅰ-7-6に、近年の応募と採択の状況を示す。

表Ⅰ-7-6　重点領域研究助成　応募・採択の状況

区　分		2005年度	2006年度
採択／応募	審査区分A	4件／8件	4件／5件
	審査区分B	4件／10件	4件／5件
	計	8件／18件	8件／10件
研究者数		40名	41名
研究費（千円）		41,816	41,971

③　特別研究・教育促進費等

年度予算確定後に迅速に対応することが必要となった研究及び教育上の課題に対して助成するものである。具体的には、重点領域研究以外の重要な研究上の課題、教育上急遽実施する必要の生じた課題、教育方法を実験的に実施する必要のある課題、国際シンポジウム等について、学長のリーダーシップのもとに迅速に対応するための助成制度である。実施期間は1年以内とし、助成額は1件につき300万円以下で、予算総額は3,000万円である。なお、2002年度から教育促進費を活用して、各学部、外国語教育研究機構、大学院及び図書館を対象として、教育方法や教育システムについて創意工夫を凝らして活性化することを目指して学部教育リフレッシュ予算枠を設定した。実施期間は当該年度とし、1件につき200万円以下である。いずれも

学長を座長とし、研究推進担当の副学長、各学部等の長で構成される審査委員会による合議審査にて採否が決定される。表Ⅰ-7-7 はその執行状況を示している。

表Ⅰ-7-7　特別研究・教育促進費等における執行状況

種　別	区　分	2005 年度	2006 年度
研究促進費	件　数		
	研究費（千円）		
教育促進費	件　数		1
	研究費（千円）		1,988
学部教育リフレッシュ予算	件　数	1	1
	研究費（千円）	1,029	1,354
国際シンポジウム	件　数	1	
	研究費（千円）	834	

④　学部共同研究費

同一学部等における専任教育職員が複数で行う学術的な共同研究に対して助成するもので、原則として 4 名以上で編成される研究班に交付される。研究期間は 1 年とし、研究費は 1 人当たり 30 万円。学部内の運営委員会の議を経て学長推薦、理事会決定という手続きで運用されている。予算総額は 2,700 万円。しかしながら、後述（【将来の改善・改革に向けた方策】④）のとおり 2006 年度をもって廃止となった。

⑤　国際交流助成基金による助成制度

本学創立 100 周年を記念して設立された基金の一つで、専任教育職員及び学生等の国際交流の促進を目的とした助成制度である。このうち専任教育職員の研究助成としては、学部等が実施する国際シンポジウム助成、国際学会助成、さらには協定校間の共同研究助成等がある。国際交流助成基金による助成規程に基づき、国際シンポジウムの開催については、全学的規模で実施するものは 1 件 1,000 万円を限度として、各学部等が実施するものは助成総額 1,000 万円とし、1 件につき総費用の 2 分の 1 を限度に 300 万円以内を助成する。国際学会の開催には 20 万円以内の助成金が各年度 5 件以内交付される。また、協定校間の共同研究は学外の基金をベースにした共同研究に対する助成であり、1 件につき 100 万円を限度として各年度 5 件以内となっている。なお、共同研究の期間は原則として 2 年としている。

b　私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究プロジェクトの組織化

第二に、文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業を活用した大型の共同研究プロジェクトの組織化と拠点形成への取組について説明する。

この事業は、私立大学等における研究基盤の整備と研究機能の高度化を図るため、国が重点的かつ総合的な支援を行う大型プロジェクトとして位置づけられ、時代の要請を反映しつつ順次整備拡充されてきた。

本学は、1996 年度の発足以来、毎年度、研究プロジェクト構想を申請し、表Ⅰ-7-8 に示すとおり、これまでに 27 件の先端研究分野の共同研究組織・拠点を構築してきた。プロジェクト数において、全私立大学中、常に第 3 位に位置しており、本学における重点的な取組の姿勢を如実に物語っている。これらの実績は、共同研究の組織化に対する学内研究者のモチベーションの高さと、法人の理解と財政的努力によってもたらされたものと評価している。すぐれた機能を有する研究施設、研究装置、設備等に対する国の半額補助とともに、最大 5 年間に亘り研究費及び研究スタッフ経費についても国庫の優先的補助を受け得る点で、この制度を活用するメリットは大きい。いわゆるデュアルサポートシステムとしての取組の最たるものと位置づけられる。しかしながら、国の半額補助を原則にするとはいえ、学校法人にも同額ないしそれ以上の拠出が負わされることから、まさしく大学総体としての、大型の共同研究の組織化への取組度合いを示す指標でもありえる。加えて、この事業が想定する 4 区分の事業形態の目的と期待される効果、共同研究組織のあり方、研究計画の妥当性や内外の自己評価体制の有無、支援体制などの観点から、有識者による委員会審査を経たもののみが選定されるという点では、多分に競争的であり、さらには 3 年目に課せられる進捗状況報告と最終年における成果報告においては、同じく国が選任した専門委員による評価とフィードバックが行われるな

ど、外部からの質的評価を伴うため、共同研究の組織化の促進と活性化を図れるという大きな利点と、共同研究組織の適切で効果的な運用が絶えず問われるという厳しさを併せ持った制度といえる。

表Ⅰ-7-8 に示すとおり、これまで本学は、最先端の研究開発プロジェクトであるハイテク・リサーチ・センター整備事業で 9 件のプロジェクトの選定を受け、2,952,049 千円の経費を投じている。優れた研究実績と将来の研究発展が期待される卓越した中核的研究拠点の形成支援の意味合いを持つ学術フロンティア推進事業では 13 件で 4,175,631 千円を、地域企業等との連携によって地域社会の活性化に結びつく研究成果を生み出す共同研究組織を補助対象とする社会連携研究推進事業（2004 年度までは産学連携研究推進事業）では 3 件の選定を受け 422,093 千円を、さらに、多様な人材を受け入れ、若手研究者や高度専門職業人などの人材養成や研究成果等の幅広い公開等を推進する研究組織を対象とするオープンリサーチ・センター整備事業では 2 件 972,115 千円の事業経費を投じており、合計 27 件のプロジェクトに対し、2007 年 5 月現在で計上可能な経費の総合計だけでも 8,521,888 千円を投入している。

表Ⅰ-7-8　私立大学学術研究高度化推進事業における選定実績と事業経費一覧　（単位：千円）

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
ハイテク・リサーチ・センター整備事業	1	1996-2000	ハイテク・リサーチ・センター	①高機能材料開発／②高度機能素子開発／③生命工学開発	1,247,591	277,986	1,525,577
	2	1999-2003	ハイテク・リサーチ・センター	先端フォト・エレクトロン素子開発	124,364	62,040	186,404
	3	2000-2004	ハイテク・リサーチ・センター	①生体類似・低環境負荷型材料開発／②マイクロ・ロボット用センサ・アクチュエータの開発とその評価	289,607	119,537	409,144
	4	2001-2005	ハイテク・リサーチ・センター	パルスプラズマ・イオンプレーティング複合法で作成する傾斜構造薄膜による工具・機械要素の表面改質の開発	92,992	69,134	162,126
	5	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	生命情報伝達系の機能分子と応答制御を基盤とするシステム開発	53,570	80,520	134,090
	6	2002-2006	ハイテク・リサーチ・センター	ナノ・メソ空間制御材料開発	67,700	62,062	129,762
	7	2005-2009	HRC グリーンケミストリー研究ユニット	持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト	119,436	51,266	170,702
	8	2005-2009	HRC テラビット級情報記憶研究ユニット	ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発	119,508	29,736	149,244
	9	2007-2011	高度環境化学技術研究ユニット	ナノ材料にもとづいた高度環境化学技術の開発プロジェクト	85,000	2007 年度から計上開始	85,000
	計　9　件				2,199,768	752,281	2,952,049
学術フロンティア推進事業	1	1997-2001	工業技術研究所	①高度環境共生都市システムの構築／②耐震・免震･制震と地震防災システムの構築／③高度防災情報通信システムの構築	768,844	86,388	855,232
	2	1999-2003	社会学研究科	学校教育における包括的ストレス･マネージメントに関する臨床心理学的実践研究	47,288	83,810	131,098
	3	2000-2004	法学研究所	国際金融革命と法	617,550	110,424	727,974
	4	2002-2006	ソシオネットワーク戦略研究センター	社会基盤としてのネットワーク戦略の総合的政策研究	393,299	210,200	603,499
	5	2002-2006	学術フロンティア・センター	知的情報通信による高度防災交通支援システムの構築	55,402	61,934	117,336
	6	2003-2007	学術フロンティア・センター	ナノ・サブマイクロ技術を用いた模擬／人工生体組織の創製と新診断・治療法の開発	87,900	56,646	144,546
	7	2003-2007	総合情報学研究科	合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築	258,896	67,821	326,917
	8	2004-2008	社会学研究科	心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（継続）	—	45,823	45,823
	9	2005-2009	アジア文化交流研究センター	東アジアにおける文化情報の発信と受容	402,709	71,610	474,319

区分		研究期間（年　度）	研究組織名	研究プロジェクト名	施設・装置設備関係費	研究費・研究ｽﾀｯﾌ経費	事業経費合　計
学術フロンティア推進事業	10	2005-2009	人間活動理論研究センター	革新的学習と教育システム開発の国際共同研究―人間活動理論の創成―	409,325	71,904	481,229
	11	2006-2010	生活支援工学研究ユニット	高度福祉社会のＱＯＬ改善に寄与する生活支援工学構築のための実践的研究	176,384	20,739	197,123
	12	2007-2011	知能システム技術と感性情報処理研究ユニット	安全・安心・快適な社会構築のための知能・感性・情報通信技術の応用	70,735	2007 年度から計上開始	70,735
	13	2007-2009	ソシオネットワーク戦略研究センター	社会基盤としてのネットワーク戦略の開発・実験・法試案と予算案の作成（継続）	―	2007 年度から計上開始	0
	計　13　件				3,288,332	887,299	4,175,631
産学連携研究推進事業	1	2003-2007	食品廃棄物再生技術開発ユニット	食品製造工程から生じる廃棄物の有価物質への転換再生技術	78,349	68,782	147,131
	2	2004-2008	キャパシタ型蓄電システム開発ユニット	将来型電気エネルギー社会を支える「キャパシタ型蓄電システム」の開発	78,373	46,730	125,103
社会連携研究推進事業	3	2005-2009	政策グリッドコンピューティング実験センター	グリッドコンピューティングを用いた政策立案支援システムの開拓と地域社会への導入支援	99,995	49,864	149,859
	計　3　件				256,717	165,376	422,093
オープンリサーチ・センター整備事業	1	2003-2007	知識ネットワーク基盤センター	知識ネットワーク社会創造のための、人的・情報環境の構築に関する研究 ①初等・中等教育を中心とする情報教育の高度化プロジェクト／②高度情報活用型学習環境と学習モデルの構築プロジェクト／③情報アーカイブの高度化・効率化と活用実験プロジェクト	254,593	66,328	320,921
	2	2005-2009	なにわ・大阪文化遺産学研究センター	なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究 ①祭礼遺産研究プロジェクト／②生活文化遺産研究プロジェクト／③学芸遺産研究プロジェクト／④歴史資料遺産研究プロジェクト	575,689	75,505	651,194
	計　2　件				830,282	141,833	972,115
合計　27　件					6,575,099	1,946,789	8,521,888

※研究費・スタッフ経費については、2006 年度決算時における各研究プロジェクトの実績額。事業経費は、補助対象外経費を除いた金額です。

なお、選定を受けた上記の各研究プロジェクトにおける自己点検・評価の報告は、研究組織ないしその母体となる研究所等の項で詳述されているが、大学院社会学研究科を母体とする「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（継続）」及び文学研究科を母体とする人間活動理論研究センターによる「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究-人間活動理論の創成-」の 2 プロジェクトについては、本章（2）研究活動の末尾に記事を置くこととする。

【長所】

①　学内研究費制度に関して

第一に、学術研究の促進と政策研究の促進の両立があげられる。学術研究助成基金による助成制度は、研究者の自由な発想に基づく学術研究の促進と独創的・先駆的な成果の公表を目的とする。一方、重点領域研究助成制度では、優れた独創性に加え、学術的・社会的要請の高い特定のテーマを睨みつつ本学が政策的に設定した特定領域を課題として、これに応じる研究とその組織化を重点的に支援し、高い成果を社会に発信することを狙いとしている。このように、制度によって明確に目的と位置づけを区分し、それぞれの使命を課し、その両立を図っている。

第二に、これら公募型の学内研究費における精緻かつ合理的で納得性と公平性の高い審査システムをあげたい。とりわけ前述の学術研究助成基金による助成制度と重点領域研究助成制度においては、評価システムの専門家（当該分野を専門領域とする研究者）を交えた学内の委員会において、万全を自負する適正かつ厳正な審査システムを確立している。①計画の妥当性を問う基礎評価では、「研究目的の明確さ」「特色と独創

性」「計画と方法の妥当性」「研究組織の合理性」「経費の合理性」「研究成果の期待度」を審査項目として、研究助成委員全員による評価が課せられる。さらに、②ピアレビュー形式による分野別評価では、「特定分野における内容の優秀性」「実現の可能性」「成果の社会貢献度」「他分野への波及効果」といった審査項目によって、専門分野に親しい3名の委員による評価を受けることになる。委員会内部だけでは徹底したピアレビューができないと判断された場合には、外部から審査協力委員を委嘱する。また、③政策研究型の重点領域研究助成では、これに加えて大学執行部による政策的な観点からの審査が加えられる。これらの合計点と所見によって採否案が練られ、学長推薦への手続きが行われている。

第三に、研究基盤の基礎固めからスタートし、研究プロジェクトの組織化までを目論む研究者にとって、ステップ・バイ・ステップ方式を踏みやすい制度構成となっている点がある。例えば、学術研究助成基金による助成の研究種目のうち若手研究者が単独で行う奨励研究は、萌芽的な研究を促進するとともに、着任間もない研究者にとって、次のステップへの研究の基礎を固めるという意味をもつ。着任時に採択されたこの単独研究は、小額ながらも使い勝手がよく、初期における自らの研究基盤の形成に役立つものとなるよう設計している。中期的には、これを基礎として同一研究分野の研究者との連携を深め、研究組織を形成し、科学研究費等の外部資金の獲得実績を積み、大型の外部資金によるプロジェクトリーダーに成長させることを企図するものである。

②　大型の共同研究組織の形成に関して

前述の高度化推進の各事業に選定を受けたプロジェクトをはじめ、各研究所等における大型の受託研究や学外との共同研究組織においては、研究スタッフとして PD、RA、研究支援者等の雇用を認めており、先端研究分野における若手研究者や高度専門職業人の育成を支援している。さらに、大学としての重点課題の達成等、ミッション性の高い研究組織においては、2004 年度から導入した任期付の特別任用教育職員を任用することを認め、特定の分野における高度な研究に専念させている。こうした制度の充実によって、研究組織を強化し、共同研究を効率的に推進するとともに、すぐれた研究手法と研究成果の次代への継承を図っている。さらに、2007 年に採択されたグローバル COE プログラムによる教育研究拠点の形成活動において、今後、国際的な舞台でリーダーシップを発揮しうる若手研究者の育成が、画期的に図られることが期待される。表Ⅰ-7-9 に近年の実績を示す。

表Ⅰ-7-9　研究専念型研究者・研究支援者・研究補助者等の任用状況（単位：人）

区　分	2005 年度	2006 年度
特任教育職員 （法務研究科・会計研究科以外）	3	2
Ｐ　Ｄ	17	25
Ｒ　Ａ	46	45
科研費研究員	11	8
研究支援者	0	0
合　計	77	80

【問題点】

第一に、重点領域研究助成制度に対する学内研究者の期待が大きいがゆえに、さまざまな要望がある。代表的なものには、外部の大型プロジェクトの基盤形成を支援するための経費としては、1,000 万円以上の研究費を複数年にわたって助成すべきであるとの声がある。これについては、大型の外部資金の獲得と格段の研究成果の社会還元に向けて、いかに有効な研究プロジェクトの組織化を促進するか、という政策的な観点からも、予算の拡大を含めた一層の制度改革を進めていく必要がある。

第二に、学内資金を得た研究者に対する研究成果の公表を徹底する方策を確立することがあげられる。さまざまな事情によって成果公表の期限が守られないケースも一部散見されるという状況を、ただ研究者の良識に委ねて待つということは、研究費の源泉の所在を考えれば、社会的にも決して許されることではない。

第三に、特別研究・教育促進費等による助成制度は、予算制度を構築する学校法人が、年度途中に発生した突発的な事態に対して、簡素な手続きで即座に対応しうる制度であり、予算制度のもつ硬直性に対処するものとして評価できる。

第四に、学部共同研究費については、同一学部内における共同研究班の組織化という使命を終えたと評価され、より学際的な研究や、外部資金の獲得にむけての新たな施策に移行することが課題となっていたため、後述（【将来の改善・改革に向けた方策】④）の抜本的改革を行った。

【将来の改善・改革に向けた方策】

①　学内研究助成のあり方を一元的に審議・検討する委員会組織の改革

2004 年 10 月に、核となる学内助成制度（学術研究助成基金による助成制度及び重点領域研究助成制度）に係る二つの委員会組織を統合一元化し、学内における研究助成のあり方の全般について、総合的な視野から審議・検討する学内組織「研究助成委員会」として再構築を行った。この委員会は、各学部等（教授会を構成する教員の所属）から選出された委員及び学長が推薦する専門委員若干名と、大学執行部として参画する委員（研究推進担当の副学長及び学長補佐各１名）によって構成される。今後、所管する研究助成制度における厳正な審査と制度運用だけではなく、研究助成における全学のニーズを調査分析しつつ、大学執行部の意向を反映させた制度設計・制度改革の任を負うものとして、研究支援体制の抜本的な強化充実（後述）と相まって、その機能と大きな役割が期待できる。

②　研究成果の適正な公表を促進するためのシステムの確立

2003 年度に、学内研究助成における研究成果の公表に係る規程を整備し、学術研究助成基金による助成、重点領域研究助成及び学部共同研究費における研究成果を適切に公表するためのシステムを確立した。学内資金を得た研究者は、研究期間終了後所定の期限内に研究報告と研究成果の公表を行う義務と責任を負うことはもとより、共同研究における研究者間の連携状況と各自の研究上の役割を反映した形での成果物を公表することや、万一期限が守られない場合には他の学内研究費の申請資格を失うことなど、厳格な取扱いを徹底した。この規程の所管は、当然ながら前述の研究助成委員会に帰する。

③　重点領域研究助成制度の戦略的な見直し

重点領域研究助成制度は、本学が社会に向けて発信する「政策課題型」の研究助成であるため、2 年に 1 度のスパンで設定される領域設定が大きな意味を持つ。前述したとおり、研究助成委員会における原案の策定と大学執行部（学長コーナー）の基本方針との綿密なすり合わせが前提となっており、従来、審査区分 A「独創的な研究」、審査区分 B「大学として緊急に取り組むべき課題」として募集していたものを、2005 年度の公募からは、より政策研究という色彩を前面に打ち出すべく、研究領域 A は従来どおり「独創的な研究」とし、研究領域Ｂとして「学長が設定する研究領域」の２種に再定義して公募し、学長のリーダーシップのもと、いかに大学としての重点領域を促進し、戦略的に支援するか、という点に的をしぼった改善を行った。この方針にしたがって、2005 年度～2006 年度に共通する重点領域の設定に当たっては、本学における優先事項とともに、科学技術基本計画における重点施策をはじめ、戦略的創造研究分野や革新性の高い研究分野など、社会の要請と国の中心政策の動向を睨みつつ、より戦略的に設定された。これら制度としての基本的な性格と仕組みが、外部の競争的研究資金の獲得への大きな原動力となっている。これまでの実績でも、2004 年度に採択された「法科大学院におけるリーガル・サービスの提供」を足がかりとして法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム（法科大学院等 GP）に、「教育における知の集積と活用」を基礎として e-Learning をテーマとする現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP）に、そして「大学教育における学校インターンシップの意義と課題」が特色ある大学教育支援プログラム（特色 GP）にそれぞれ採択された。また、本学が 2004 年度にノード校として拠点の選定を受けたスーパーSINET の超高速学術ネットワーク環境を駆使した研究を推進する新たな研究組織も構築されつつある。

今後この制度が、さらに大型の外部の競争的資金を獲得するという機能を発揮できるよう、研究期間の複数年度化と１件あたりの予算配分及び予算総額について検討を行う。

④　学部共同研究費の抜本的改革と新制度への移行

当該研究費の発祥は、当時の研究者の給与上昇分に見合うものとして各学部に割り当てられた研究費であったため、競争的な学内資金としての厳格な取扱いに改革することが懸案ではあるものの、学内的な議論が進展しなかった。しかしながら、外部の競争的研究資金を獲得し、いかにその成果を社会に還元するかということが重要な命題となった今日、学長のリーダーシップのもと、2003 年度に抜本的な制度改革を行い新制度への移行を断行した。すなわち本研究費については、一部の学部を除き、同一学部等内での共同研究の組織化という使命を終えたと判断し、外部の競争的研究資金（科学研究費補助金）の申請と獲得を支援し奨励するものとして、「科学研究費申請奨励研究費」制度を発足させた。発足当初、社会学部のみ新制度に移行せず現行制度を運用していたが、2006 年度の「科学研究費申請奨励研究費」の制度改正をもって、社会学部も移行したため、学部共同研究費制度は廃止された。これによって生まれた新しい制度は、後述のとおり、科学研究費補助金の申請数と採択数、採択金額の向上に、大きく貢献している。

⑤　私立大学学術研究高度化推進事業関係

先端分野における大型のプロジェクト研究を推進するための基盤整備と拠点形成を促進する上では、これまで教学と法人の良好かつ円滑な連携関係が、すぐれた全学調整機能を果たしてきたといえる。しかしながら研究施設に充てる校地や事業経費は無限ではない。今後、学長の強力なリーダーシップのもと、推進すべき研究分野に対する戦略的なプライオリティの明示と、今以上に精緻な学内選考の仕組みを確立することで、世界水準の競争的かつ大型の外部資金を獲得するための「学内外の研究力を結集させた拠点」の形成を図ってきた。前述のグローバル COE プログラムへの申請に際しても、ここで培われた優れた研究基盤が、構想の大きなベースとなった。さらに、2007 年度に開設した研究推進委員会において、事業構想の申請段階から、事前評価として構想内容の質的な審査を行うこととした。これによって、先端研究の組織的な進展の可能性が、全学的な視点で議論され評価される仕組みが完成したこととなる。これら大型の研究組織として基盤整備され、先端分野で頭角をあらわした各研究拠点間を連携・融合し、より大型で世界水準の研究成果を期待される外部資金へと飛翔するための総合的な企画と戦略は、大学院・研究推進担当の副学長が総括し、その事務支援は、2006 年度に設置した研究支援センターが担うという、研究支援体制が確立した。

イ　競争的な研究環境創出のための措置

（科学研究費補助金及び研究助成団体などへの研究助成金の申請とその採択の状況）

【現状の説明】

わが国の学術研究の基盤を形成する最も基幹的な研究経費とされている科学研究費補助金における本学の状況は、図Ⅰ-7-10 のグラフに示すとおり、申請、採択、交付金額ともに近年右肩上がりで上昇傾向にある。交付金額でみても、医学部等多額の交付が見込める大学を含むすべての 4 年制私立大学でも常に上位（2004 年度 12 位、2005 年度 9 位、2006 年度 12 位、速報では 2007 年度は 10 位）に位置しており、交付金額は、2004 年度以降、3 億円を突破している。各学部等の執行部における外部の研究資金獲得の促進と、学長のリーダーシップによるさまざまな制度的・組織的な支援体制の拡充という取組の効果が、これら増加傾向を示す数値として顕著に表れてきていると言える。

検索

図Ⅰ-7-10　本学における過去5年間の応募・内定状況の推移

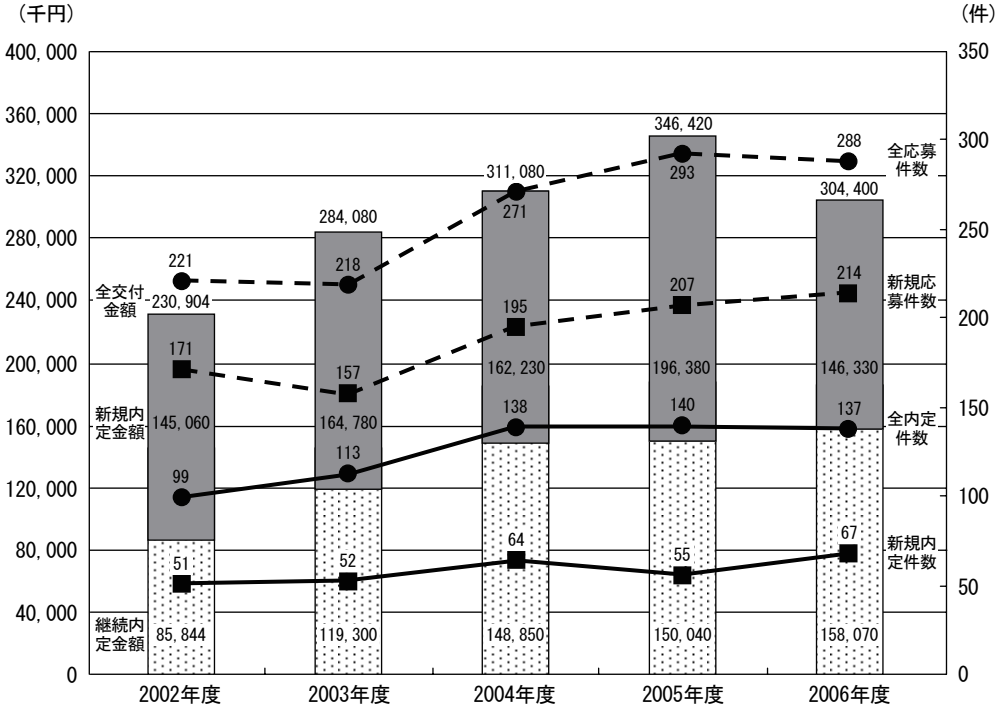

（注1）特別研究員を除く。内定金額は、間接経費を含んだ金額を示す。
（注2）転出者・転入者を再整理した実質的な件数と受け入れ金額を示す。

また、NEDO や科学技術振興財団をはじめとする特殊法人が募集する各種の研究事業や経済産業省所管のコンソーシアム事業等への申請の状況は、2004 年度 7 件、2005 年度 11 件、2006 年度 11 件といった状況であるが、採択数は毎年 1～2 件程度にとどまっている。こうした状況を打開するものとして、2003 年度から環境問題・省エネルギー分野で大きく注目を集めている外部との共同研究が、2005 年度から経済産業省がバックアップするナショナルプロジェクトとして立ち上がり、産業界を中心に、世界水準の大きな成果が期待されていることを特筆しておきたい。

なお、各種団体等が主催する研究助成事業については、これまで工学部中心に偏っていた申請が、近年社会科学系の学部や文理総合系の学部からのチャレンジも徐々に増加してきている。

さらに、2004 年度から、学長のリーダーシップにより、研究の発信拠点としての大学の任務をさらに積極的に推し進めることを目的として、「研究プロジェクトユニット」を創設した。これは、研究目標を共有する若干名の研究者によって大学の認可のもとに立ち上げ、最長 5 年という時限を切って成果を公表し、原則として外部資金による、競争的な研究環境のなかで研究成果を錬磨していくという特徴をもった時限的な研究組織である。本学の研究教育の進展を加速し、学外研究資金等により、学際的もしくは先端的な研究を推進し、又は社会の要請に応える新たな教育内容・教育方法を開発することをねらいとする「流動的」「時限的」な研究部門ともいえる。

ユニットリーダーを含む 4 名以上の学内専任教育職員をコアメンバーとして、学外共同研究者、調査研究補助員等を加えて構成する。設置申請の認可は学長コーナーが行い、毎年度、年次計画書と研究報告書を求め、期間内に外部資金等が得られない場合にはこれを廃止させる。創設当初から活発な設置認可の申請があり、外部資金調達の目処などを中心とした適否審査の結果、設立から 4 年目を迎える 2007 年 5 月現在、7 件の設置実績がある。既にこれらの中から、2004 年度の現代 GP（e-Learning）と 2005 年度私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）において、各 1 件の採択実績が生まれている。

表Ⅰ-7-11　研究プロジェクトユニット一覧

2004 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
CEAS 研究プロジェクトユニット	5	2004.10.29～2007. 3.31
国際ライフサイクルサイエンス研究プロジェクトユニット	11 (5)	2004.10.29～2008. 9.30
グローバルな視点に立った ICT 支援プロジェクトユニット	5	2004.12. 1～2009.12. 1

2005 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
エリア・ソーシャルキャピタル（ASC）研究プロジェクトユニット	6	2005. 4.18～2010. 3.31
エジプト文化・文化財研究プロジェクトユニット	8 (4)	2005. 5.31～2010. 3.31
ソシオン研究プロジェクトユニット	6 (2)	2005. 5.31～2008. 3.31
大阪ブランド戦略マネジメントプロジェクトユニット	12 (4)	2005. 7.15～2008. 3.31

2006 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
市場と政府の経済、法及び会計に関する研究プロジェクトユニット	9 (1)	2006. 4. 1～2011. 3.31
インタラクション高度化研究プロジェクトユニット	7 (1)	2006. 5. 1～2011. 3.31

2007 年度設置

ユニット名称	研究員数	設置期間
関西大学エイジング・ソサエティ研究プロジェクトユニット	5 (1)	2007. 4. 1～2012. 3.31

（注）研究員数欄の（　）内は学外共同研究者を内数で示す。

【長所】

本学では、2006 年度に設置した研究支援課において、科学研究費補助金及び研究助成団体などへの研究費の申請支援と採択後の諸手続き等の事務支援を担わせている。こうした研究助成・研究支援を専従的に行う事務部門の設置によって、科学研究費補助金等における制度改正や取扱い基準等の変更にいち早く対応し、学内における取扱いに反映させるとともに、研究者に最新の情報を提供することが可能となっている。また、申請書類の事前チェックや全学的なとりまとめによる正確で効率的な申請を行う上でのサポート機能も発揮している。

【問題点】

①　科学研究費補助金の申請数をさらに伸ばすための取組

さらに採択実績を上げるには、第一に、申請数、申請率を伸ばす必要がある。この意味では、2003 年度に導入した科学研究費申請奨励研究費が一定の成果を上げていることがうかがえる。しかしながら、学部等別に申請率を比べた場合、いくつかの学部ではまだまだ十分とはいえない。学長のリーダーシップによる各種の制度改革と支援体制の整備に呼応する形で、学部長等、教授会組織のリーダーの強力な働きかけによって、より一層の申請への取組を促進していく必要がある。

②　より質の高い申請を増やすための取組

採択率の向上を図るには、科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的資金制度における申請書類の訴求力を高める上で有効かつきめ細かなサポート体制を充実することも課題である。

③　大型の外部の競争的資金を獲得

大型の外部の競争的資金を獲得する上では、学内に多くの研究シーズを発掘し、可能性のあるものを選択してインキュベートし、これらを重層的な共同研究グループとして組織化するための仕組みと、専従的かつ組織的に支援していくためのシステムをさらに充実させていく必要がある。また、こうした一連の取組に対するなお一層の教員の意識改革を行い、外部の競争的資金獲得のための全学的なモチベーションを高めるための仕組みが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

①　既存制度のスクラップ・アンド・ビルドによる外部資金獲得を奨励する制度の創出

前述のとおり、2003 年度から学部共同研究費を抜本的に見直し、科学研究費補助金の申請数・採択数の向上を奨励するための研究費「科学研究費申請奨励研究費」への移行を果たした。導入年度及びその翌年度

の科学研究費補助金への応募数と採択数、交付金額はいずれも上昇し、所期の成果を上げていることがうかがえる。この制度の効用はそれだけではなく、新規の申請者の掘り起こしがなされているという点でも、大きな効果を発揮していると言える。当初の予定どおり 2006 年度に制度を見直し、実績に基づく応募率と採択率等に関する有効度を検証。2007 年度分の科研費申請から運用を開始した。懸案であった全学部・機構の参入を果たし、各経費を再定義することで、制度の趣旨を明確化できた。また、配分の額と方法を見直すなど、制度の抜本的な改正を行った。

②　学内研究費制度の目的の再定義と教員の意識改革

学内研究費を競争的環境の創出にシフトし、教員の意識改革を促進するため、重点領域研究助成制度については 2005 年度の募集から、学術研究助成基金による助成制度でも 2006 年度の募集から、「本研究の進展または成果によって、科学研究費補助金をはじめとする外部の競争的資金等に積極的に申請すること」を応募条件に加え、外部資金獲得を促進するための足がかりとなるものとして明確に位置づけた。2006 年度から、両制度によって培われた研究組織ないし研究成果による科研費への申請と採否結果の相関について、調査をはじめている。

③　申請技術の練磨の場としての学内研究費制度

重点領域研究助成制度及び学術研究助成基金の制度では、確固としたポリシーに基づき合理的に整備された課題評価・審査システムに基づき、厳正に採否が決定されていることは先に述べた。このシステムによってもたらされた精緻な審査結果をもって、2006 年度の募集からは、不採択者への審査結果のフィードバックを開始した。開示する項目は、単に得点に関するものだけでなく、具体的な着眼点や審査項目に基づくコメントが必須事項として付記される。これによって、競争的環境における申請技術を練磨する機会としての機能が付加された。

④　研究支援体制の確立

冒頭で述べたとおり、2006 年 8 月、学長室の管轄下に、研究支援センターを設置し、全学の研究支援事務をここに一元化した。このことにより、「全学で共通する事務処理の一元化・効率化」と、「外部資金の獲得を促進するための研究支援体制の強化」への取組が目にみえる形となって実現された。

⑤　外部の競争的資金を獲得した研究者に対するインセンティブの付与：外部資金受け入れ環境の整備

外部資金を獲得した教員に対して、研究スペース及び研究時間を優先的に保証することを検討する。具体的には、①外部資金で行う研究プロジェクトを展開するための共同研究施設の確保、②役職や委員の免除措置、③研究室の秘書機能や研究費の適正使用管理等を担う人的資源の供給など、研究に要する資源を実情に応じて効果的に提供するための措置（制度）を検討していくこととなる。

従来から、外部資金を獲得した場合であっても、研究スペース不足や研究時間の確保が難しいなど、外部資金を効果的に利用できないことが問題となっている。これらを解決し、外部資金の導入の効果をより良く享受できる環境を整備することは大きなインセンティブとなり、且つ研究力の向上に繋がると考えられる。なお、役職等免除に関しては、各組織の運営体制との関係上、慎重な検討が必要である。

(2) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の状況

本学専任教員の研究活動は、個人での研究、学内共同研究、学外各機関との共同研究、受託研究等、国内外を問わず多岐に渡っている。

その成果の公表は、具体的には、著書、論文（学会誌、学内紀要等）、学会発表等が挙げられる。なお、詳細については、第Ⅱ編各学部等の該当項目を参照願いたい。

イ　研究活動の公開

大学が社会に果たす役割は大きく、また、その重要性も広く認識されるところとなってきた。教員や大学機関の研究成果を広く情報発信することは、関西大学に対する社会的評価を高める上で、極めて重要な課題である。

グローバル化に特徴付けられる社会における情報化の進展により、「知」の創造と伝達の方法が大きく変わってきた。「伝達」については、インターネットの普及により、従来では考えられなかった広い範囲に即時的に情報を伝達することが可能となった。

大学における知の創造の産物である研究成果を、学外に「伝達」する方法も大きく変えることが可能であり、学外との研究協力も促進できる可能性がある。

本学では、2001 年 7 月末から「学術情報」をインターネット上で公開するため、「関西大学学術情報データベース」を導入・運用している。

【点検・評価】

『データブック 2007』〔P204（エ）受託研究・共同研究状況〕に示すように、工学部を中心に産官学連携による共同研究や受託研究を積極的に行っていることは評価できよう。また、先端科学技術推進機構の中に置かれていた「産学連携センター」が、2005 年 4 月の社会連携推進本部発足に伴い、「産学官連携・知財センター」として改組・拡充された。これに伴い、従来の工学部を中心とした産官学連携が他学部・機関に大きく拡がることが期待できる。

学術情報データベースによる研究成果の公開については、現在 90%以上の教員が公開しているが、諸般の事情により、公開していない場合がある。可能な限り 100%に近づけるよう努力しているところである。

＜私立大学学術研究高度化推進事業＞

社会学研究科・文学研究科を母体とする二つのプロジェクトにおける活動状況

※前述のとおり、現在、本学では 16 件の研究プロジェクトが稼動している。ここで、とりあげた二つのプロジェクト以外の活動については、研究所等推薦母体の頁を参照のこと。

① 心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（S-NET）

【現状の説明】

社会学研究科における文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア）研究プロジェクト「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究（S-NET)」は、継続選定を受けて、2004 年度より本学を拠点に医療や教育・行政などが相互に連携し、心理的問題の予防を図るために、社会に開かれた包括的支援ネットワークの構築を可能にする効果的な方法の研究・開発を目的として推進している。下記の四つのサブプロジェクトがそれぞれの研究成果をもとに連携を取りながら、効果的な支援ネットワークのあり方について、関西大学臨床心理相談室（現：心理臨床カウンセリングルーム）を拠点として研究を行っている。

「1. 子どもの抱える心理的問題に対する包括的支援ネットワーク」では、テレコミュニケーション・システムを活用した教員へのコンサルテーションや保護者へのカウンセリングを実施している。またストレス・マネジメント教育としてソーシャル・スキルの習得を重視したプログラムを検討・実践している。さらにカウンセリング機能を持つ家庭教師（メンタルアソシエーツ）の派遣システムを構築し、実績を上げている。メールや Web によるカウンセリング、Virtual Reality の応用といった情報技術の活用の見通しも踏まえながら、ハード・ソフト両面からより有用な支援ネットワークの構築を推進している。

「2. 地域における包括的支援ネットワーク」では、地域貢献の観点から、大学生による心理臨床的ボランティア活動（学校訪問による軽度発達障害児・情緒障害児への援助や、大学内のフリースペースで社会的活動に制限のある子どもに行う援助、キャンプ療法ボランティアの継続的な実施）を積極的に導入し、地域の教育現場とより密接な連携の構築を図っている。さらに地域の特性・個別の心理的な問題の性質を観察し、

地域において実践的な援助となりうる心理療法技法について検討している。

「3. 慢性疾患患者に対する包括的支援ネットワーク」では、慢性疾患患者の包括的支援プログラムの開発に向けて、患者の感情面や体験などに関する資料の収集を行い、その上で現在、在宅医療下の慢性疾患患者へのテレコミュニケーションを活用した相談介入を導入している。また慢性疾患患者並びに医療者がアクセスできるインターネット上のサイト構築に向け、患者や医療者のメンタルヘルスやモチベーションなどに関する資料を収集し、支援における有効性を検証している。

「4. 価値観教育に関する研究」では、価値観についての多様な捉え方をふまえ、教師の感じる価値観についての問題や児童生徒におけるテロについての価値観を討議や質問紙調査によって整理してきた。倫理観についても研究しており、これらについて包括的な質問紙の作成を進め、施行を予定している。

なお、本プロジェクトに参加している研究者は 10 名であり、その他に各サブプロジェクトにおいて必要な人材を研究補助者として選定し、研究の推進を図っている。また PD、RA や大学院生については、基本的に各研究者が指導を行ってきた大学院の修了者や大学院生を採用している。彼らはシンポジウムの開催や研究成果の蓄積など、研究における相互の連携を促進する業務にあたっており、今後彼ら自身が研究を行っていくためのキャリアや実績を積んでいる。

【長所】

本プロジェクトにおいて、地域のネットワークのデータベースを作成し、ネットワークを利用する上での個人の価値観・倫理観のあり方を調査研究し、最終的に情報メディアを活用した包括的支援ネットワークを構築していくことにより、現代社会に即した実践的な心理学的支援システムの開発に貢献できると考えられる。

【問題点】

テレコミュニケーション・システムを活用したコンサルテーションやカウンセリングにおいては日進月歩の情報通信技術をいかに効果的に取り入れていくか、また地域や医療などの支援システムの中で実践的に活動していく人材の教育・確保や、臨床場面における被検者（患者）にできるだけ負担をかけずにいかにデータを収集していくか、などといった点があげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

運営委員会や研究報告会の実施により、共同研究者間の連絡を密にして進捗状況をお互いに把握することで、プロジェクト研究の効果が最大限得られるよう配慮していく。

なお、テレコミュニケーション・システムに関する問題への対応としては、情報処理並びにネットワークに関し研究実績を有する専任教員を当初から本プロジェクトに参加させており、テレコミュニケーション・システムのセキュリティに関する専門的な見地からの助言を求め体制を構築するとともに、使用している通信機器の事業者と協議し、セキュリティに関する対策を講じながら施行している。

本プロジェクトの研究成果はこれまでにも各関連学会（日本心身医学会、日本小児心身医学会、日本心理臨床学会、日本人間性心理学会、日本呼吸管理学会など）において発表や論文投稿を行い公表している。その過程で第三者による査読や検討が行われ、研究成果に対する一定の評価を受けていると考えられる。

さらに学術フロンティアプロジェクトとして、開催したシンポジウムや研究成果に関する報告書を毎年刊行しており、本プロジェクトの成果を積極的に開示してきた。今後もこれらの活動を続けることによって広く社会の評価を受ける機会を得ていくことを目指している。

②　人間活動理論研究センター（CHAT）

2005 年度選定「私立大学学術研究高度化推進事業」（「学術フロンティア」）、研究プロジェクト「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究−人間活動理論の創成−」（プロジェクト番号：F050231）は、研究組織「人間活動理論研究センター（*Center for Human Activity Theory*: 以下、CHAT と略称する）」が主体となって、人間活動の新たな形態やパターンに関する先端的な理論的枠組みを構築し、学校やさまざまな教育の場における革新的な学習と教育システムの開発を推進しようとするものである。

【目的の適切性】

CHAT は、人間活動理論研究を共通テーマとする世界的リーディング・センターとの研究拠点間連携や国内外の世界トップレベルの研究者との国際共同研究を計画することにより、教育・学習・発達研究の分野における世界的水準の卓越した中核的研究拠点の形成をめざしている。本研究プロジェクトは、人間活動の新しいデザインとそれにもとづく教育・学習実践への具体的な介入・支援研究（＝アクションリサーチ）を実施することを通して、今日求められる教育改革に対する独自な社会的提言を生み出すものである。

本研究プロジェクトは、3 年目の現在までの研究進捗及び成果により、プロジェクト期間の前半における研究拠点形成の目標をほぼ達成し、今後、応用的展開の段階に入り、最終的な研究成果である「教育システム開発の社会的提言」に向け、プロジェクトの推進をより一層、発展的に加速させることになっている。

【現状の説明】

CHAT は、関西大学大学院の研究プロジェクトとして、関西大学学長、副学長（大学院・研究推進担当）及び大学執行部直轄の下、「関西大学人間活動理論研究センター運営内規」（2005 年 6 月 30 日制定）にしたがい、本研究プロジェクトの「2005 年度学術フロンティア構想調書」に沿った研究事業を推進している。参加研究者は、CHAT の職員として、センター長（Director)、センター研究員（Research Fellow)、センター研究顧問教授（Visiting Research Professor)、センター客員研究員（Visiting Research Fellow）の職名で、関西大学理事会から任命され、CHAT に所属の上、それぞれの分担された役割を遂行している。本研究プロジェクトの研究代表者、山住勝広・文学部教授をセンター長として、学内からは、比留間太白・文学部教授、山本冬彦・文学部教授、カイト由利子・外国語教育研究機構教授、川﨑友嗣・社会学部教授、Fred Einar Anderson・文学部教授、藤江康彦・文学部准教授が、センター研究員として参加している。また、国内外から 4 名のセンター研究顧問教授、10 名のセンター客員研究員が参加し、総勢 21 名の研究者による国際的な共同研究プロジェクトを展開している。運営面では、センター長を委員長とし、センター研究員により構成される「センター推進委員会」を開催し、人事、組織、予算、事業、施設・設備、運営に関する合議を経て、研究事業の推進にあたっている。

本研究プロジェクトは、「CHAT 共同研究プロジェクトの概念図」に示すように、「人間活動理論研究」を中心に、相互に関連する「学校教育システム研究開発」「コミュニケーション教育システム研究開発」「コミュニティ教育システム研究開発」の 4 テーマを参加研究者が役割分担し、人間活動の新しいデザインにもとづく教育・学習・発達への実践的な介入・支援研究を統合的・一体的に推進している。「人間活動理論研究」では、人間活動の新たな形態やパターンをデザインするために、「ハイブリッドな活動システム」「多重化する活動システムの相互作用・対話・協働」「学びのネットワーク」「つながりの創発（ノットワーキング＝結び目づくり)」などのコンセプトを発展させている。「学校教育システム研究開発」では「社会変化の担い手としての学校」「学び合う学校改革」、「コミュニケーション教育システム研究開発」では「協働思考」、「コミュニティ教育システム研究開発」では「新しいコミュニティ」のコンセプトをそれぞれ発展させ、学校やさまざまな教育の場における革新的な学習と教育システム開発への介入・支援研究を実施している。

世界的水準の研究拠点形成をめざす取組では、プロジェクト 3 年目の現在まで、①ヘルシンキ大学（フィンランド)、バース大学・オックスフォード大学（イギリス)、カリフォルニア大学サンディエゴ校（アメリカ）に設置されている、人間活動理論研究の世界的リーディング・センターとの先端研究拠点間連携による国際共同研究の組織化と推進、②2 回の国際シンポジウム「新しい学びの挑戦 *New Learning Challenges*」（NLC）と 2 回の「CHAT 国際ワークショップ」の開催、③レフェリー制国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory*（ISSN 1882-1065）の創刊、④英文学術論文の発表、英文図書の出版、国際会議での研究発表、⑤国外共同研究機関との連携にもとづくグローバルな視野を備えた若手研究人材の育成、などの成果を達成した。

図Ⅰ-7-12　CHAT 共同研究プロジェクトの概念図

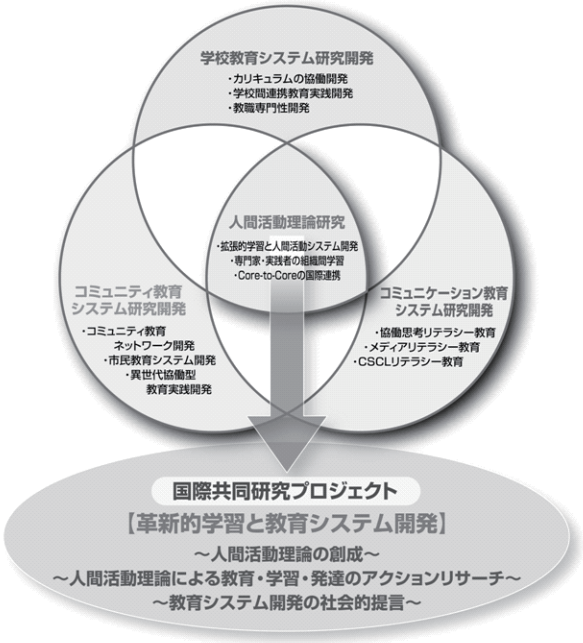

人間活動の新しいデザインにもとづく教育・学習・発達のアクションリサーチでは、学校改革、放課後教育活動、教職専門性開発、医療・社会福祉やケアの実践、新しいリテラシーやコミュニケーションの教育、コミュニティ教育など、学校やさまざまな教育の場における子ども・若者、仕事や組織における実践者・専門家の革新的学習と教育システム開発への実践的な介入・支援研究を推進し、現在まで、①さまざまな教育実践の現場と連携した具体的な介入・支援研究の組織化と推進、②CHAT Technical Reports（ISSN 1880-9537）No.1～6 の刊行、③14 回の「CHAT フォーラム」と 2 回の「活動理論と教育実践研究会」の開催、④和文学術論文の発表、和文図書の出版、全国学会での研究発表、などの成果を達成した。

本研究プロジェクトは、千里山キャンパス、以文館に、専用の卓越した研究施設、研究装置・設備を有している。研究施設には、センター長室、CHAT プロジェクト・インキュベーション・ラボ、共同研究室（4 室）、客員研究室（3 室）、スタッフ室、CHAT カンファレンスルーム、CHAT セミナールーム、システム管理室がある。また、研究装置「CHAT マルチメディアバーチャルカンファレンスシステム」（情報通信施設）、情報処理関係設備「CHAT コラボレーションシステム」が設置されている。CHAT は、これら研究施設、研究装置・設備をフルに活用することによって、最先端かつ高度な国際共同研究プロジェクトと教育・学習実践のアクションリサーチを実現してきている。

インターネットでの公開状況については、2005 年 10 月、CHAT の公式ホームページ（http://www.chat.kansai-u.ac.jp/）が日本語版及び英語版の両方で開設され、研究プロジェクトの概要、具体的研究内容の紹介、メンバー、施設・設備、シンポジウム・研究会等のイベント、国外共同研究機関との相互リンクなどの情報のほか、国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory* と Technical Reports シリーズの掲載論文、刊行図書の紹介など、最新の研究成果を積極的に公開している。国内外における CHAT に対する関心は、こうしたホームページでの公開を通し、増大してきている。

なお、以上のような現在までの本研究プロジェクトの進捗及び成果については、2007 年 9 月 21 日、文部科学省に提出された本研究プロジェクトの「研究進捗状況報告書」において詳述した。

【長所】

本研究プロジェクトの優れた点は、それが明確に世界的な研究拠点の形成をめざしていることである。そのため、プロジェクトの中心に、教育・学習・発達研究の分野におけるニュー・パラダイムとして、今日、国際的に最もインパクトの大きい潮流の一つである「人間活動理論の創成」を掲げ、それを共同研究課題として推進しながら、上述のような活動理論の世界的リーディング・センターとの先端研究拠点間連携を持続

的に構築している。その結果、CHAT は、教育・学習・発達の活動理論的研究を高度かつ国際的に推進する卓越した研究拠点として、国内外で認知されてきている。

プロジェクトの 2 年目に CHAT は、こうした世界的リーディング・センターとの国際共同研究の推進を基盤にして、人間活動理論の創成に挑戦する、レフェリー制国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory* を創刊した。その国際編集委員会には、教育・学習・発達の活動理論的研究において、各国の名実ともに世界トップレベルの研究者が国際編集委員・査読者として結集しており、CHAT の研究拠点としての卓越した可能性がここに示されることとなった。3 年目までに CHAT は、世界的水準の拠点形成に照準を合わせることによって、具体的な研究プロジェクトの推進を、国際共同研究の枠組みの中で急速かつダイナミックに発展させるものとなった。

国内では、国際シンポジウム「新しい学びの挑戦 *New Learning Challenges*」(NLC)、「CHAT フォーラム」、「活動理論と教育実践研究会」などを活発に開催し、研究成果の発表に積極的に取り組むとともに、CHAT Technical Reports シリーズの刊行による研究成果の持続的な公開に努めている。こうした研究拠点としての活発かつ持続的な取組を通じて、本研究プロジェクトは、日本における教育・学習・発達研究のニュー・パラダイムの創成に大きなインパクトを与えることができている。

【問題点】

世界的水準の研究拠点の形成をめざす上で必要不可欠な基盤については、3 年目までに構築することができた。世界的水準の研究拠点への道を急速かつダイナミックに切り拓くために、本研究プロジェクトでは、研究実施体制を決してスタティックに硬直化させるのではなく、つねに積極的な進取の対応策によって、プロジェクトの一層の発展を期してきている。それゆえ、3 年目の折り返し地点における問題点は、第一に、コアメンバーや参加研究者が、こうした基盤の上に立って、今後、世界的水準の研究拠点をめざす国際共同研究の枠組みを明確に意識化・共有化すること、そして第二に、個々の具体的研究をそうした拠点形成に有機的に結合していくこと、にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

方策の第一は、3 年目までに達成してきた国外の国際学会や国内の全国学会における共同研究発表にもとづき、レフェリー付学術雑誌での論文掲載に積極的に努力し、その件数を増加させていくことである。第二は、CHAT が持続的に構築してきている、国外の世界的リーディング・センターや世界トップレベルの研究者との研究協力ネットワークをフルに活用して、国際共同研究のさらなる組織化と推進を図ることである。レフェリー制国際学術雑誌 *Actio: An International Journal of Human Activity Theory* の発展、国際学会での共同研究の発表と英文のレフェリー付国際学術雑誌での論文掲載への積極的努力など、本研究プロジェクトの推進や成果をつねに世界的水準に照準を合わせるものとしていくことが課題である。第三に、「センター推進委員会」においては、世界的水準の拠点形成をめざす本研究プロジェクトの進捗に対し、メンバー間のピア・レヴューの合議を強化した上で、それを持続的に組織していくことである。第四は、人間活動理論研究を十分に活用しながら、教育現場での実践的な介入・支援研究を強化し発展させることである。第五に、2007 年度にプロジェクトの中間成果を単行本として出版し、最終年度までに理論編と実践編の二つの単行本を出版して、「教育システム開発の社会的提言」を広く社会的に発信していくことである。

(3) 研究所（室）

ア　東西学術研究所

1　研究所の目的・目標の適切性

東西学術研究所は、1951 年 4 月、東西両洋文化の学術研究、特に比較研究を行うことにより世界文化の融合に貢献することを目的として設立された、関西大学で最も長い歴史をもつ研究所である。当初の目的・

目標は今なお引き継がれ、その目標を達成すべく、世界情勢の変化や東西文化交流の発展とともに研究テーマも充実、拡充し、現在、日本、アジア、比較文化、言語・思想の 4 研究部門に 8 研究班が設けられるに至っている。

2005 年 4 月には、東西学術研究所のもとに、関西大学アジア文化交流研究センターが文部科学省学術フロンティア推進拠点に選定され、「東アジアにおける文化情報の発信と受容」をテーマにする 5 年間のプロジェクトを遂行するため、活発な活動が続けられている。このように、東西学術研究所の創設時の目的・目標は、現代における東西の文化交流の学術研究にとって、ますます重要なテーマとなってきている。

なお、関西大学アジア文化交流研究センターに関する自己点検・評価報告については、〈関西大学アジア文化交流研究センター〉を参照のこと。

２　研究活動状況

【現状の説明】

2005 年より、それまでの 5 研究班編成ではなく、あらたに 4 部門 8 研究班を立ち上げた（表Ⅰ-7-13　参照）。現在の活動は次の通りである。

第 1 研究部門（日本）には、大阪・長崎研究班（共同研究テーマ：江戸―明治期、長崎における日中交流）と明治期思想文化研究班（共同研究テーマ：明治期における思想・宗教・文化）があり、前者の特色は故大庭脩名誉教授が編纂した『長崎唐館図集成』の出版を通じて広がった現地長崎の研究者との交流を基に、長崎と大阪の双方向で、日中の交流ルートを解明することである。後者は、明治期の豊饒な文化のさまざまな特質を再認識し、その現代における意義を究明する。

第 2 研究部門（アジア）には、中央アジア文化研究班（共同研究テーマ：アジアにおける文化システムの展開と交流―中央アジア文化の生成と交流―）と環インド洋文化研究班（共同研究テーマ：アジアにおける文化システムの展開と交流―環インド洋文化の生成と発展）があり、前者の特色は、中央アジアを単なる文化の通過点あるいは、文化的に閉じた世界として捉えるのではなく、文化形成と交流の躍動的な舞台として、その文化的特性を明らかにしようとするとともに、時代的にも地域的にも特徴のある中央アジアの文化を歴史学や宗教学の視点から分析し、中央アジア文化のもつ創造力と柔軟な受容力及び巧みな発信力の特質を明らかにしようとするものである。後者は、インド洋を取り巻く広大な一帯を環インド洋圏としてとらえ、そこにおける多様な文化地域の特性を比較しつつ、この文化圏の特質を明らかにしようとするとともに、アラブ文化の影響を建築技術や建築意匠、美術史、イスラーム社会論、都市論、海上交通論など多様な視点で総合的に分析しようとすることが特色である。

第 3 研究部門（比較文化）には比較文化班（共同研究テーマ：システムとしての文化の比較研究―大航海時代を中心としたヨーロッパとアジアの邂逅―）と世界習俗研究班（共同研究テーマ：「通過儀礼」比較研究）があり、前者の特色は、アジアやアフリカに到達したヨーロッパ人との接触による変化を、広義のシステムとしての文化としてとらえ、その比較研究を歴史地理学、イギリス法政史、アフリカ社会経済史、文化地理学、地図学を専門とする研究者で研究班を構成して学際的に解明することである。後者の研究対象は、グローバル化した時代と呼応するように、多岐にわたり、文献研究のみならず、各地のフィールドワークを包括するものであり、日本、ヨーロッパ、東南アジア、南太平洋各地の儀礼や習俗の比較研究により、地域や宗教が異なっても、本質的に共通性をもっていることを明らかにしようとすることが特色である。

第 4 研究部門（言語・思想）には言語研究班（共同研究テーマ：近代東アジアにおける中国語の諸相）と文学と異文化接触研究班（共同研究テーマ：文学における異文化接触―衝突・融合・共生の諸形態）があり、前者の特色は、特に 17～19 世紀の中国語の研究は、これまで、中国における中国語であったが、本研究では、中国を取りまく東アジア、とりわけ、日本、朝鮮における中国語のあり方を探りながら、そこから「近代中国語」とは一体どういったものであったのかを明らかにし、さらに、それが「現代中国語」にどのようにつながってゆくのかを解明することである。後者は、スペイン、ラテン、ドイツ、イギリスの文学にみられる異文化接触、特にフランス文化との接触の実態を考察し、その形態・特質・意義を明らかにし、地理的、

時間的に広範囲に及ぶ各国の文学作品に見られる異文化接触による衝突・融合・共生の諸形態について研究する。

2006 年度で 2 年の研究期間を終了したのは、日本美術工芸研究班、日中交渉史研究班、思想・儀礼研究班、言語接触・語彙交流研究班の 4 研究班であった。日本美術工芸研究班は、「日本を中心とする東西の図画像」をテーマに、江戸時代の絵画と明清の絵画、近世上方の絵本（版本）の流れから見る絵本読本の成立、日本の仏像彫刻と朝鮮半島及び中国について研究を行った。日中交渉史研究班は、「中国文化の伝播と変容」をテーマに、中国沿岸地方の地域性、仏教文化の特殊性、伝播媒介としての海上交通の環境に加え、古代日本、琉球という受容する側の条件の違いも視野に入れて、各局面の歴史事例を調査しながら、日中文化交渉史研究の新たな方法論を提言した。思想・儀礼研究班は、「東アジアにおける儒教儀礼の研究」をテーマに、関西大学アジア文化交流研究センターと連携をとりつつ、東アジアにおける儒教儀礼を儒教内部のみならず、キリスト教信仰や道教・仏教の側からも照射した。さらに中国・西洋・日本・朝鮮などの儀礼を相互に比較することで、東アジア文化の複合的様相の解明に取り組むことができた。言語接触・語彙交流研究班は、「近代における中・日・欧の言語接触と語彙交流に関する研究」をテーマに、近代の「西学東漸」の潮流の中における東西（日本、中国、そして欧米）の言語文化接触に関わるさまざまな現象のうち、特に、言語に関する問題を中心に扱った。いずれの研究班も研究員はそれぞれ関連するテーマで、科研など競争的資金を獲得するなど、精力的に研究調査を行った。研究成果は、出版や国際シンポジウムといったような形で発表された。

表Ⅰ-7-13　研究班の構成（2005～2007 年度）

	研究班名	研究員数	2005 年度	2006 年度	2007 年度
研究所研究班	大阪・長崎研究班	4 名	①	②	③
	日本美術工芸研究班	3 名	①	②	
	日中交渉史研究班	5 名	①	②	
	思想・儀礼研究班	4 名	①	②	
	比較文化研究班	5 名	①	②	③
	世界習俗研究班	5 名	①	②	③
	言語接触・語彙交流研究班	4 名	①	②	
	文学と異文化接触研究班	4 名	①	②	③
	明治期思想文化研究班	5 名	—	—	①
	中央アジア文化研究班	4 名	—	—	①
	環インド洋文化研究班	4 名	—	—	①
	言語研究班	4 名	—	—	①
アジア文化交流研究センター （　）は PD・RA で内数		28 名 (6 名)	①	②	③

(注1) ○内の数字は研究年数を表す。

各研究班の研究期間は 1 期 2 年とし、構成研究員の交代が行われる。研究班は申請により、運営委員会において必要と認められた場合にのみ、一度だけ 2 年間の研究の延長を行うことができる。新しい研究テーマは各部門の幹事で構成される幹事会で決定され、学内公募により、テーマにふさわしい研究員を広い視野に立って求める努力がなされている。研究員の資質や任期、研究成果の発表などについても十分に配慮され、グローバルな視野に立った、質の高い共同研究を行うため、学外及び海外の学者も委嘱研究員として参画できる仕組みになっている。さらに優秀な院生や若い研究者も共同研究に積極的に参加できるよう、2003 年度から、準研究員制度を設けており、更なる展開として、2007 年 10 月から研究活動に関連する研究実績を有する研究者で、他大学等の機関に所属していない者を研究活動に参加し得るような体制を構築する。

研究活動は、「研究計画書」にしたがって行われ、各研究員は研究班ごとの研究会での成果発表や、研究所全体の例会において発表し、論文を毎年刊行される『紀要』に掲載している（表Ⅰ-7-14 参照）。

表Ⅰ-7-14　2005 年度　『紀要』発表一覧（第 38 輯　2005 年 4 月 1 日発行）

研究班	発表者	論　題
歴史研究班	藤田　高夫	日中文化交渉史研究の将来 ―日中学術交流史と比較中国学―
〃	松浦　　章	文政四年「清人漂着譚」―紀州漂着中国商船―
神秘主義研究班	吾妻　重二 井上　克人 丹治　昭義	『大乗起信論義記』研究（五）
〃	三村　尚彦	現象学における比較研究のための一視点 ―弁証法概念をめぐって―
歴史研究班	河村晃太郎	蘇東坡にとっての絵画と詩文
歴史研究班	西本　昌弘	真言五祖像の修復と嵯峨天皇 ―左大将公宛て　空海書状の検討を中心に―
文化交渉史研究班	朝治　啓三	ケムブリッジ大学図書館蔵イーリ小修道院領荘園裁判記録
〃	野間　晴雄	18 世紀後半英領インドにおける地図作製事業とレネル ―「帝国」と地図のポリティックス（1）―
異文化受容研究班	和田　葉子	魔女の手に渡った *Ancrene Wisse* London, British Library, MS. Cotton Vitellius F vii の所有者についての一考察
言語研究班	橋本　敬造	李之藻・傅汎際同譯『寰有詮』序説
神秘主義研究班	船山　　徹	真諦三蔵の著作の特徴 ―中印文化交渉の例として

2006 年度　『紀要』発表一覧（第 39 輯　2006 年 4 月 1 日発行）

研究班	発表者	論　題
日本美術工芸研究班	中谷　伸生	東アジアの本草学と博物学の美術史的一考察（上） ―大口金谷編「爾雅釈草図」（関西大学図書館蔵）について―
比較文化研究班	朝治　啓三	リターン号事件と一七世紀後半の国際関係
文学と異文化接触研究班	平田　　渡	ラモンの再評価をめざして
日中交渉史研究班	松浦　　章	清国輪船招商局汽船の日本航行
思想・儀礼研究班	二階堂善弘	漳州の寺廟について
比較文化研究班	チャン・アイン・トゥアン	19 世紀ベトナム紅河デルタ沿岸低地における干拓過程 ―タイビン省ティエンハイ県の事例から―
世界習俗研究班	溝井　裕一	「飲み込む龍」と通過儀礼 ―ヨーロッパの図像における「死と再生」の概念について―

本研究所主催の研究例会は、2005 年度 6 回、2006 年度 8 回、特別講演会は、2005 年度 2 回、2006 年度 1 回それぞれ開催し、学部生、院生、研究員以外にも、一般市民の参加もあり、研究活動の一端を披露することが出来た（表Ⅰ-7-15 参照）。

表Ⅰ-7-15　2005 年度　研究例会発表一覧

回	開催日	研究班	発表テーマ	発表者
1	10.21(金)	日本美術工芸	王守仁の文廟従祀問題 ～中国と朝鮮における陽明学観～	京都府立大学（委嘱研究員） 中　　純夫
			日本近世近代絵画と大阪画壇の再評価をめぐって	文学部教授　中谷 伸生
2	10.28(金)	大阪・長崎	王韜（1828-1897）における儒教と キリスト教の相克	文学部教授　陶 徳 民
			『閑斎日乗』の人物たち ―交遊録―	長崎大学（委嘱研究員） 若木 太一
3	12. 2(金)	言語接触・語彙交流	国際シンポジウム「19 世紀中国語の諸相 ―周縁資料（欧米、日本、琉球、朝鮮）からのアプローチ」	
			基調講演	
			近代ヨーロッパ人の中国語研究の 「官話」研究上での位置付けとその可能性	文学部教授　内田 慶市
			初期来華宣教師の言語政策について	ローマ大学（CSAC 研究員） Federico Masini

回	開催日	研究班	発表テーマ	発表者
3	12. 2(金)	言語接触・語彙交流	第1セクション「19世紀の官話とその資料」	
			言語の接触と文献の接触 ―清代琉球人編の官話教科書を中心として	京都大学（CSAC研究員） 木津 祐子
			幾つかの域外中国語教材の文法と 語彙から見る19世紀の官話の変化	張 美 蘭
			19世紀の諸官話における地域設定と 地域共通語の確立	千葉 謙悟
			第2セクション「言語接触のテクストについて」	
			『唐話便用』とその周辺	文学部准教授　奥村佳代子
			東西地理学の知識及び地理学用語の交流： アレニ著『職方外紀』の原書を中心に	Paolo De Troia
			清末商務印書館「英文部」と 英語教科書の編纂について	復旦大学（CSAC研究員） 鄒 振 環
	12. 3(土)		第3セクション「中・外の言語接触について」	
			フンボルト／アベル＝レミュザの 往復書簡について	CSAC・PD　小野　文
			鄭観応『易言』の韓国語訳について	高麗大学（CSAC研究員） 李 漢 燮
			第4セクション「語彙からのアプローチ」	
			明治期の社会主義用語の形成について	朱 京 偉
			日本の蘭学と近代漢語の形成	外国語教育研究機構教授 沈 国 威
			「電」のつくことば ―「電話」を中心に	愛知大学（委嘱研究員） 荒川 清秀
			全体討論及び閉会式	
			コメンテーター：竹越　孝、陳 力 衛	
4	12.16(金)	世界習俗	イフガオ族におけるフィエスタ ：農耕儀礼と儀礼的遊び、その変容	社会学部教授　熊野　建
		比較文化	比較文化研究班のねらい	文学部教授　野間 晴雄
			南アフリカの文書館訪問記	経済学部教授　北川 勝彦
			イギリスから見たリターン号事件、1673年	文学部教授　朝治 啓三
5	2006.1.20 (金)	文学と 異文化接触	西洋における異文化接触 ―フランスの及ぼした影響	
			ラモン・ゴメス・デ・ラ・セルナの再評価をめざして	外国語教育研究機構教授 平田　渡
			バルト・ドイツ詩人 J.レンツとフランス･アルザス	文学部教授　八亀 徳也
			中英語とフランス語の接触と共生 ―Ancrene Wisse の場合	外国語教育研究機構教授 和田 葉子
6	2006.1.23 (月)	日中交渉史	明代中期寧波雙嶼港的興衰與中日貿易方式的轉變	寧波大学　王慕民
			二人の入元僧―龍山徳見と雪村友梅―	CSAC・RA　河村晃太郎
			古代中国における「海」観念	CSAC・PD　杉村 伸二
			中国文化の伝播、変容と還流 ―中国沿海地方と文化交流史研究―	文学部教授　藤田 髙夫

2006年度　研究例会発表一覧

回	開催日	研究班	テーマ	発表者
1	6.16(金)	日本美術工芸	近世唐様彫刻の種々相	文学部教授　長谷 洋一
			大阪の文人画と江戸狩野 ―岡倉天心が評価したもの・しなかったもの―	文学部教授　中谷 伸生
2	6.23(金)	大阪・長崎	1903年勧業博覧会に来遊した 張謇と大阪の文士たち ―翰墨林書局版『癸卯東游日記』を手掛かりに―	文学部教授　陶 徳 民
			津田文庫蔵伊東家文書にみる幕末期の長崎貿易	大学院博士課程学生（準研究員） 吉川　潤
3	7.14(金)	日中交渉史	日中交渉史における時代区分の可能性	文学部教授　藤田 髙夫
			黄遵憲明治初期の漢学者たち ―『日本国志』の編纂をめぐって―	南開大学　劉 雨 珍

回	開催日	研究班	テーマ	発表者
4	11.10(金)	比較文化	インド洋におけるアフリカ人、 アジア人及びヨーロッパ人の出会い —その予備的考察—	経済学部教授　北川 勝彦
			アジア海域ネットワークと港市の生成・展開・衰退 —東西ユーラシア海という類型についての予察—	文学部教授　野間 晴雄
5	12.15(金)	世界習俗	聖ニコラウス祭と秋田のナマハゲ —ヨーロッパと日本の冬至祭—	文学部教授　浜本 隆志
6	2007.1.12 (金)	思想･儀礼	祠山張大帝考—伽藍神としての張大帝—	文学部教授　二階堂善弘
7	2007.1.26 (金)	文学と 異文化接触	ラモン・ゴメス・デ・ラ・セルナ（1888-1963） 『乳房抄』(1917) について	外国語教育研究機構教授 平田　渡
			独仏文化のはざまで —René Schickele の場合	文学部教授　八亀 徳也
			どの言語で書くべきか： 中世英国におけるフランス語･英語･標準語の状況について	外国語教育研究機構教授 和田 葉子
8	2007.2.10 (土)	言語接触・ 語彙交流	出家者を表す訳語とその展開 —僧･沙門を中心に—	大学院博士課程学生 宮嶋 純子
			「反撥（反発)」の形成と展開 —日中における動詞の自他対応について—	大学院博士課程学生 陳　贇
			唐話資料に見られる中国語に対する意識について	文学部准教授　奥村佳代子

研究活動の成果については、『研究叢刊』、『訳注シリーズ』、『資料集刊』などのシリーズとして、 出版部から刊行し、市販もされている（表Ⅰ-7-16 参照)。

表Ⅰ-7-16　2005 年度　研究成果発表一覧

シリーズ名	書　名	頁数	編・著・訳者
東西学術研究所研究叢刊 26	参天台五臺山記の研究	560	委嘱研究員 藤善眞澄
東西学術研究所訳注シリーズ 10	中論釈　明らかなことば　Ⅱ	340	名誉教授 丹治昭義

2006 年度　研究成果発表一覧

シリーズ名	書　名	頁数	編・著・訳者
東西学術研究所研究叢書 27	道教・民間信仰における元帥神の変容	256	文学部教授 二階堂善弘
東西学術研究所資料集刊 13-7	文政十年土佐漂着江南商船蔣元利資料 —江戸時代漂着唐船資料集七—	231	文学部教授 松浦　章
東西学術研究所資料集刊 20-2	*A Palaeographer's Review: the Insular System of Scripts in the Early Middle Ages*, vol. 2	150	在外委嘱研究員 David N. Dumville
東西学術研究所研究叢刊 28	江戸時代の唐話に関する基礎研究	369	文学部准教授 奥村佳代子
東西学術研究所訳注シリーズ 11	ラモン・ゴメス・デ・ラ・セルナ グレゲリーア抄	305	外国語教育研究機構教授 平田　渡

【問題点及び将来の改善・改革に向けて方策】

各研究班の研究成果を発表する研究例会が開催されているが、各班単独の研究会という形になり、班によっては出席者が少ないことが多い。教授会や各種委員会と重なり、例会への出席が難しいという理由で、現在は開催曜日が原則として金曜となっているが、2008 年度より、開催日を、大学へ出講することの多い水曜日に戻し、例会に出席し易くすることを検討している。また、出席者を増やすために、積極的に研究会を複数の班と合同で開催すること等についても運営委員会で確認された。来年度からは、年に一度、「研究報告集会」で、すべての班の研究員が参加する成果報告会を計画している。また、現在は、研究成果を研究員が各個人で論文や著書にして発表することが多く、班としてどのような共同研究をしたのかが、わかりにくい。そこで、2007 年度より、研究期間の終了時に班としてまとまった成果報告書を、冊子の形で発表する形態をとることが具体的に検討されている。

〈附設研究所とこれを設置する大学・大学院との関係〉

東西学術研究所で開催される研究例会や国際シンポジウム、海外から来日した招聘研究員の講演会等に、大学院生が出席することで彼らの研究に大きな刺激を与えている。準研究員は共同研究に加わっているだけでなく、シンポジウム等の大きなプロジェクトに準備段階から関わったり、例会で研究発表を行うなど、積極的に活動している。

３　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

本学大学院博士課程後期課程に在籍する優秀な大学院生を、東西学術研究所の共同研究に参加させるために、2003 年度からは準研究員というシステムを導入している。準研究員とは、大学院博士課程後期課程に在籍するが大学院生の中から、副学長（大学院・研究推進担当）が所定の手続きにより推薦した者で、東西学術研究所所長が研究活動に参加することを許可したもののことである。準研究員は、研究員の指導のもとに研究に従事し、研究班の研究活動に参加する。この制度をより充実させるべく、積極的な取組が行われ、現在このシステムはうまく機能している。

さらに 2007 年 10 月には、新たに大学院修了者で優れた研究を続けている者に対して非常勤研究員の制度を設けることが決定している。非常勤研究員とは、研究班の推薦を受けた研究実績を有する研究者で、他大学等の機関に所属したり、学籍を有しない者をいう。研究班により推薦された非常勤研究員の候補者は、本学指定の履歴書及び研究業績書を研究班の主幹を通じて所長に提出し、運営委員会においてその審査を行い、所長が許可する。その任期は 1 年である。非常勤研究員となることで、東西学術研究所のプロジェクトに参加できるだけでなく、科研のメンバーになる資格も獲得することができる。

４　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

また、外部資金の導入にも積極的であり、文部科学省の科学研究費は、2005、2006 年度には、あわせて延べ 32 名の研究員が獲得した。とりわけ、2005 年度の学術フロンティア推進事業に「東アジアにおける文化情報の発信と受容」（関西大学アジア文化交流センター）が採択されたことは特筆すべきであろう。この関西大学アジア文化交流センターについては、＜関西大学アジア文化交流センター（以下 CSAC)＞を参照のこと。

５　国際的な共同研究への参加状況

海外の研究者との交流を精力的に行い、研究者の受け入れや（表Ⅰ-7-17 参照)、研究機関同士の連携を進めるべく 2005 年 12 月に言語接触・語彙交流研究班は CSAC との共催により国際シンポジウム「19 世紀中国語の諸相」を、2007 年 1 月には国際シンポジウム「アジア・世界をつなぐ海の回廊」（表Ⅰ-7-18 参照)、同じく 2007 年 1 月に、日中交渉史研究班は、科学研究費を利用して国際シンポジウム「東アジアの国際関係と日中交渉」を開催するなど、活発な学術交流が行われた。特別講演会に各国から多数の研究者を招き、現在の研究の発展につながる意見の交換が行われた。

また、各研究員が海外の国際学会に出席、発表するなど、国内外にその成果を知らしめ、本研究所本来の研究目的にふさわしい研究活動を進めている。

上述の国際シンポジウム「アジア・世界をつなぐ海の回廊」の他、特別研究会も開催され、海外の学者との交流が活発に行われた（表Ⅰ-7-19 参照)。

表Ⅰ-7-17　2005（平成 17)・2006（平成 18）年度　招へい研究者

年度	招へい研究期間	氏　名	所属・資格	研究題目	受け入れ教員
2005	2005.10.6 ～2005.12.27	朱 京 偉	中国　北京外国語大学 日語系教授	明治期における新漢語・訳語の創出と中国語への移入に関する研究	沈 国 威
2006	2006.9.21 ～2006.11.30	Patrick Paul O’Neill	米国 ノース･キャロライナ大学 チャペル・ヒル校教授	636～735 年におけるアイルランドとアングロ･サクソン･イングランドの文化接触についての本を完成させる	和田葉子

表Ⅰ-7-18　東西学術研究所シンポジウム

メインテーマ『アジア・世界をつなぐ海の回廊―文化の出会い―』

開催日	セッション	テーマ	発表者	会　場
2007.1.19 (金)	基調講演	ヨーロッパ人にとってのアジア、 アジアにとってのヨーロッパ人 ―大航海時代を新しい視点から見る― 返還後の香港における伝統的な家庭料理の盛行 ―郷土会食料理と家庭料理―	生田　滋 張展鴻	以文館４階 セミナース ペース
2007.1.20 (土)	1	アジアと世界の出会い ―大航海時代を中心として―	野間晴雄 朝治啓三 北川勝彦 三好唯義 ラタン　ラル・ チャクラボルティ(代読) 三好唯義	児島惟謙館 1 階 第 1 会議室
	2	島社会と外界との文化邂逅 ―日本・台湾・フィリピン―	橋本征治 余光弘 シンティア　ネリ・ ザヤス 山田幸宏	児島惟謙館 2 階 第 2 会議室
	3	食文化を通してみたアジア・世界の出会い	浜本隆志 熊野　建 大島　薫 森　貴史	

表Ⅰ-7-19　特別研究会　2005 年度　特別講演会

開催日	テーマ	発表者	会　場
12.9(金)	五行説の生成、発展とその思惟的特長	中国　武漢大学哲学学院教授 中国周易学会副会長 蕭 漢 明 通訳： CSAC　RA　氷野　善寛	簡文館 1 階 東西学術研究所 会議室
2006.3.2 (木)	言不尽意 ―宋元儒学與圖表傳意	ドイツ Eelangen University 教授 Michael Lackner	簡文館 1 階 東西学術研究所 会議室

2006 年度　特別講演会

開催日	テーマ	発表者	会　場
10.23(月)	The Canterbury School of Theodore and Hadrian: the First English Univeristy?	米国 ノース・キャロライナ大学 チャペルヒル校教授 パトリック・ポール・オニール	児島惟謙館 2 階 第 2 会議室
10.24(火)	Ireland Today:from Fairies to the Fureys 「現代アイルランド事情：妖精からフューリーズまで」	米国 ノース・キャロライナ大学 チャペルヒル校教授 パトリック・ポール・オニール	以文館 4 階 セミナー室

6　社会貢献

社会への貢献としては、1961 年に設立された「泊園記念会」と共催で、毎年「泊園記念講座」が 3 日連続で開講されており、広く一般市民に研究成果を還元している。これは、近世大阪の漢学塾として有名であった藤澤家の家塾「泊園書院」の蔵書二万余冊が、関西大学へ寄贈されたことを記念し、かつ、泊園書院の学統を新しい形で継承・発展させていくことを目的とし開講している。この講座は、現今の研究成果を多数の市民の方々に披露したいと考え、大阪府立文化情報センターとの共催により、毎年多くの受講者を集めている。講演者については、学内のみならず学外からも広く関係分野の学者も招いている。年々、社会の現象として、他大学でもさまざまな公開講座が開催されていることに鑑みて、東西学術研究所の活動を広く知らしめるためにも、例えば関西大学東京センターで一般の人々も参加できる新たな講座を設けるなどの計画が

立てられつつある。

表Ⅰ-7-20　「泊園記念講座」の開催状況（会場はいずれも大阪府立文化情報センター）

2005 年度　総合テーマ「東と西　その九」

回	開催日	演　題	講　師	参加者数
1	11.14（月）	江戸時代の『唐話世界』	文学部助教授 奥村佳代子	71
2	11.15（火）	上代における漢籍の舶載と利用	奈良大学教授 東野 治之	61
3	11.16（水）	東西文明交流の担い手 ―ソグド人	文学部助教授 森部　豊	90

2006 年度　総合テーマ「東と西　その十」

回	開催日	演　題	講　師	参加者数
1	11.13（月）	チベット仏教と木版文化	文学部助教授 伏見 英俊	74
2	11.14（火）	中国の神さま ―道教・仏教・民間信仰の世界―	文学部教授 二階堂善弘	87
3	11.15（水）	朝鮮･李徳懋『蜻蛉国志』の日本観	大東文化大学教授 三浦 國雄	61

＜関西大学アジア文化交流研究センター（CSAC）＞

【現状の説明】

1　理念・目的等

関西大学アジア文化交流研究センター（以下「CSAC」という。）は、東西学術研究所のもとに、新たな研究組織として設立された。

CSAC は、2005 年 4 月に文部科学省学術フロンティア推進拠点に選定され、「東アジアにおける文化情報の発信と受容」をテーマとする 5 年間の共同研究プロジェクトを遂行することとなった。

CSAC の母体となる関西大学東西学術研究所は、1951 年の設立以来、東西文化交流研究及び中国を中心とするアジア文化研究に重点をおいて、卓越した研究業績を蓄積してきた。この豊かな資産を継承し、かつ将来にわたって発展させていくために、東西学術研究所のエッセンスを切り出したのが CSAC である。

CSAC の主要な研究目的は、東アジアにおける文化交流の諸相を、中国文化に軸足を置きながら掘り下げ、文化交流研究の新しいディシプリンを構築することである。関西大学の中国学研究者をコアとし、国内外の第一線で活動する共同研究者の協力を得ながら、アジア文化交流研究の国際的研究拠点としての地歩を築き上げることがその使命と考えている。

日本をはじめとする東アジアの諸文化の形成と発展にとって、中国文化のもつ比重はきわめて大きなものがある。同時に東アジアの諸文化には、中国文化に包摂されない自律性をもって展開してきた部分も多々あり、アジア文化交流の歴史は、きわめて柔らかでとらえがたく、視点によってさまざまな様態を見せ、それだけ魅力ある研究対象であるといえる。現在、この地域の相互交流は以前にもまして活発・緊密になっており、日本の現在と将来を論じるうえでも貴重な示唆を与えてくれるものと期待される。

CSAC には、言語文化研究班、思想・儀礼研究班、交流環境研究班の三つの研究班を設置している。

これらは別個に活動するのではなく、いわばプリズムの三つの面のように、一体となってアジア文化交流のさまざまな姿を解析していくことをめざしている。この研究プロジェクトのゴールは、決してすぐ手の届くところにあるわけではないが、学術フロンティア推進事業として挑むに値するものであると確信しつつ、所期の目的達成に尽力する所存である。

2　研究活動状況

CSAC の研究活動は、言語文化研究班、思想・儀礼研究班、交流環境研究班の三つの研究班の独自の研究活動を尊重しつつも総合的な研究活動を指向している。

言語文化研究班は、近代における「西学東漸」と言われる現象を、言語、文化・芸術、科学、印刷・出版といったさまざまな側面から取り上げながら、その伝播の方法、受容の形態を、東西の民族の思惟方法をも考え合わせて明らかにしている。具体的には、日本語・中国語・朝鮮語の語彙交流研究、さらに長崎唐通事の唐話研究、琉球の官話研究など、言語的アプローチがこの研究班の中心的研究課題としており、同時に、電子アーカイブを利用して、言語資料のコーパスや宣教師関係の文献リスト・所在目録を作成し、文化交流研究の基礎的資料群としてインターネット上で公開している。

思想・儀礼研究班は、東アジア世界において巨大な文化パラダイムとして存在しつづけた儒教を中心に、儀礼とその思想に関わる領域に重点をおいて研究を進めている。仏教儀礼や道教儀礼の研究に比して、儒教儀礼はなお未開拓部分が多い分野であるが、本研究班では礼学・礼制の分野に焦点をあてつつ、道教・仏教との交渉も視野に収めている。具体的研究活動として、中国・台湾・日本・韓国などで現在も行われている儒教儀礼や祭祀を現地調査してデータベース化すると当時に、電子アーカイブを活用した文献の博捜を通じて、東アジア諸地域にわたる総合的学芸としての儒教の性格と意義を、普遍性と地域性の視点から解明している。

交流環境研究班は、東アジア諸地域の文化交流の内容や形態を規定している歴史的条件を解明することに重点を置いている。たとえば、中国皇帝を中心とする外交的枠組みである冊封体制へのコミットは、地域と時代によって大きく異なり、それが諸地域の文化交流に与えた影響は決して小さくなく、その一方で、東シナ海・南シナ海を舞台とするアジア内交易は、政治の枠組みの外で営々と継続してきたという事実がある。微視的にみても、明王朝・清王朝さらに徳川幕府の政策変更が、日中文化交流の様態に影を落とし続けていることがわかる。本研究班は、こうした歴史的環境の差異が中国との文化交流や相互認識にどのように反映しているのかを究明することを第一の課題としている。同時に、文化交流の担い手や具体的媒介、受容される中国文化の地域性の解明も本研究班の視野に入れている。

研究成果としては、毎年、年2回発行のニューズレター『環流』、年1回刊行の『アジア文化交流研究』（紀要）がある。

2006年3月発行の第1号には、18編の論文が掲載され290ページであり、2007年3月発行の第2号は、巻頭に特集『長崎と日中文化交流』として、5編の論文、その他に個別研究が19編掲載し、総ページが438ページとなっている。

さらに第1回国際シンポジウムの成果が関西大学アジア文化交流研究叢刊第1輯として『19世紀中国語の諸相―周縁資料（欧米・日本・琉球・朝鮮）からのアプローチ―』（内田慶市・沈国威編、雄松堂出版、2007年3月、A5版全303頁）として刊行している。第2輯は『近代日中人物交流史研究の新しい地平』（陶徳民・藤田髙夫編、雄松堂出版）は現在校正中である。

2005年度以来の国際シンポジウム・研究集会・研究例会・講演会については下表のとおりである。

表Ⅰ-7-21　アジア文化交流研究センター国際シンポジウム等一覧

■2005年度

● 第1回国際シンポジウム
2005年12月2日（金）～12月3日（土）
全体テーマ「19世紀中国語の諸相―周縁資料（欧米、日本、琉球、朝鮮）からのアプローチ」
〔基調講演〕「西洋人と中国語・中国語研究」
講　演：近代ヨーロッパ人の中国語研究の「官話」研究上での位置付けとその可能性
内田慶市 CSAC研究員（文学部教授）
初期来華宣教師の言語政策について
Federico Masini CSAC研究員（イタリア・ローマ大学教授）
〔第1セッション〕「19世紀の官話とその資料」
講　演：言語の接触と文献の接触―清代琉球人編の官話教科書を中心として
木津祐子 CSAC研究員（京都大学大学院助教授）
幾つかの域外中国語教材の文法と語彙から見る19世紀の官話の変化
張　美蘭（中国・清華大学教授）

19 世紀の諸官話における地域設定と地域共通語の確立
千葉謙悟（早稲田大学客員研究助手）
〔第 2 セッション〕「言語接触のテクストについて」
講　演：『唐話便用』とその周辺
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）
東西地理学の知識及び地理学用語の交流：アレニ著『職方外紀』の原書を中心に
Paolo De Troia Assistant（イタリア・ローマ大学）
清末商務印書館「英文部」と英語教科書の編纂について
鄒　振環 CSAC 研究員（中国・復旦大学教授）
〔第 3 セッション〕「中・外の言語接触について」
講　演：フンボルト／アベル＝レミュザの往復書簡について
小野　文 CSAC・PD
鄭観応著『易言』の韓国語訳について
李　漢燮 CSAC 研究員（韓国・高麗大学教授）
〔第 4 セッション〕「語彙からのアプローチ」
講　演：明治期の社会主義用語の形成について
朱　京偉（中国・北京外国語大学教授）
日本の蘭学と近代新漢語の形成
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
「電」のつくことば―「電話」を中心に
荒川清秀（愛知大学教授）

● 第 1 回研究集会
2005 年 7 月 26 日(火)
〔第 1 セッション〕
朝鮮後期の一地方士族の家門の儀礼活動―書院儀礼を中心に―
丁　淳佑（韓国・韓国学中央研究院教授）
東アジア伝統哲学の苦境から展望へ
韓　亨祚（韓国・韓国学中央研究院教授）
〔第 2 セッション〕
韓国学中央研究院の沿革と新体制
丁　淳佑（韓国・韓国学中央研究院教授）
日本における東洋学の現状について
金　文京（京都大学教授）
中国古典資料の電子化について
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）

● 第 2 回研究集会
2005 年 12 月 17 日（土）
テーマ『朝貢貿易体制をめぐる諸問題』
中国から見た＜朝貢体制＞―理念と実態、そして近代における再定義―
茂木敏夫（東京女子大学教授）
Trade Policy in China under the Tribute System as Bounded Rationality
李　憲昶（韓国・高麗大学教授）
近世平戸藩における外国船の海難について
岩崎義則 CSAC 研究員（県立長崎シーボルト大学助教授）

● 第 3 回研究集会
2006 年 2 月 16 日（木）
テーマ『長崎と日中文化交流』
〔講　演〕長崎と中国文化
原田博二（長崎歴史文化研究所長）
〔研究発表〕
長崎唐船主から長崎華商へ
松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
江戸時代の「唐話世界」―唐通事の唐話と岡島冠山の「唐話」―
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）
長崎唐寺に祀られる福建系の神々
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
沈南蘋と大坂の長崎派―葛蛇玉筆「山高水長図」を中心にして―
中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）

● 言語文化研究班研究例会
第1回 2005年4月15日（金）
テーマ：今年度の研究活動について
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
第2回 2005年5月19日（木）
講　演：中国近現代觀念起源研究
金　観濤（香港・香港中文大学教授）
和数据庫方法
劉　青峰（香港・香港中文大学教授）
第3回 2005年6月10日（金）
講　演：現代韓国語における日本借用語
李　漢燮 CSAC 研究員（韓国・高麗大学教授）
漢文の受容と日本新漢語の産出
陳　力衛（目白大学教授）
近代ヨーロッパ人の中国語学研究文献リスト作成に向けて
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
唐話の資料とことば
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）
官話をめぐる諸問題―「教訓のことば」の系譜の中で
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学大学院助教授）
現代中国語における日本借用語の位置づけ
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
第4回 2005年7月15日（金）
講　演：近代日本語における“時”の獲得
松井利彦（神戸松蔭女子学院大学教授）
第5回 2005年11月18日（金）
講　演：再論 Pidgin English―周振鶴氏への回答
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
近代日文書中譯之濫觴―黄遵憲的《日本國志》“刑法志”
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
『唐譯便覧』について
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）
琉球編官話教材に与えた諸文献の影響について
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学大学院助教授）
第6回 2006年3月11日（土）
講　演：耶蘇会士與中国典籍的翻訳
Michael Lackner（ドイツ・エアランゲン大学教授）

● 思想・儀礼研究班研究例会
第1回 2005年4月22日（金）
テーマ：今年度の研究活動について
吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
中　純夫（京都府立大学教授）
三浦國雄 CSAC 研究員（大東文化大学教授）
橋本敬造 CSAC 研究員（社会学部教授）
大形　徹 CSAC 研究員（大阪府立大学教授）
第2回 2005年5月27日（金）
講　演：儒教祭祀の範圍について
吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
第3回 2005年6月24日（金）
講　演：仏教・道教と民間信仰の祭祀について
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
第4回 2005年10月21日（金）
講　演：王守仁の文廟従祀問題～中国と朝鮮における陽明学観～
中　純夫（京都府立大学教授）
第5回 2005年11月25日（金）
講　演：『法華霊験伝』と高麗仏教―『法華三昧懺助宣講義』（祇林寺仏腹蔵遺物）出現の意義によせて―
安田純也 CSAC・PD
第6回 2006年1月27日（金）
講　演：典禮問題の初期的展開：天學と西學について
橋本敬造 CSAC 研究員（社会学部教授）

●交流環境研究班研究例会
第1回 2005年5月27日（金）
テーマ：日中文化交流史研究の射程と課題
藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
第2回 2005年6月17日（金）
講　演：元禄元年長崎来航中国船について
松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
第3回 2005年10月28日（金）
講　演：王韜(1828-1897)における儒教とキリスト教の相克―祖先祭祀及び儒耶異同の問題をめぐって―
陶　徳民 CSAC 研究員（文学部教授）
第4回 2006年1月23日（月）
講　演：明代中期寧波雙嶼港的興衰與中日貿易方式的轉變
王　慕民（中国・寧波大学教授）
二人の入元僧―龍山徳見と雪村友梅―
河村晃太郎 CSAC・RA
古代中国における「海」観念
杉村伸二 CSAC・PD
中国文化の伝播、変容と還流―中国沿海地方と文化交流史研究―
藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
第5回 2006年2月17日（金）
講　演：長崎唐人屋敷の復元
高橋誠一 CSAC 研究員（文学部教授）
第6回 2006年3月18日（土）
講　演：九条道家の東福寺創建と円爾―京都における南宋文化の導入―
原田正俊（文学部助教授）

●開設記念第1回公開講演会
2005年4月21日（木）
講　演：儒教倫理與文明對話
杜　維明（アメリカ・ハーバード大学燕京研究所長・教授）

●第2回公開講演会
2005年6月24日（金）
講　演：“竹内魯迅”與 “中国魯迅”
張　夢陽（中国・中国社会科学院教授）

●第3回公開講演会（学術講演会）
2006年1月17日（火）
講　演：源氏物語と中国文化
陳　明姿（台湾・国立台湾大学教授）

■2006年度
●第2回国際シンポジウム
2006年6月24日（土）～2006年6月25日（日）
全体テーマ『近代日中関係人物史研究の新しい地平』
〔特別講演〕張謇と日本
章　開沅（中国・華中師範大学教授）
〔基調報告〕近代日中交流の架橋：日本・上海航路
松浦　章 CSAC センター長（文学部教授）
梁啓超研究について思うこと
狭間直樹（京都産業大学教授）
大正期の日中関係と「米国問題」―内藤湖南『支那論』を手掛かりに―
陶　徳民 CSAC 研究員（文学部教授）
〔パネル1〕「明治期の日中文化交流」
講　演：明治前期における日中間の民間往来について―岸田吟香を通して―
陳　捷（国文学研究資料館助教授）
陶大均及び甲午戦争以前に在日した日本語通訳たち
王　宝平（中国・浙江工商大学教授）
王韜と近代日本―研究史の回顧から考える―
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾・国立台湾大学教授）
「哲学」への着眼点とその周辺―王国維と桑木厳翼をめぐっての予備考察―
銭　鴎（同志社大学助教授）
〔パネル2〕「大正期の日本財界と中国」

講　演：渋沢栄一と近代中国―大正初期を中心に―
李　廷江（中央大学教授）
白岩龍平と中国
中村　義（東京学芸大学名誉教授）
日中関係の中の森恪―実業家から政治家へ―
藤井昇三（電気通信大学名誉教授）
大正時代の神戸華僑―呉錦堂・王敬祥・楊寿彭を中心として―
安井三吉（神戸大学名誉教授）

●国際シンポジウム「関西大学創立120周年記念事業記念行事　記念講演会」
2006年10月27日（金）～2006年10月28日（土）
全体テーマ『関西大学がはぐくんだ大阪学と中国学』
サブテーマ「中国学の展開と関西大学」
〔基調講演Ⅰ〕中国における国学（中国学）の発展―中国における中国文学研究の発展を中心として―
章　培恒（中国・復旦大学教授）
〔基調講演Ⅱ〕20世紀の日本における中国学の展開
斯波義信（東洋文庫理事長）
〔基調講演Ⅲ〕20世紀の欧米における中国学の展開
Joshua Fogel CSAC研究員（カナダ・ヨーク大学教授）
〔第1パネル〕「日中文化交流史研究の展開と関西大学の課題」
講　演：関西大学と私の中日文化交流史研究
王　暁秋（中国・北京大学教授）
杜佑及其名著《通典》
韓　昇 CSAC研究員（中国・復旦大学教授）
日中文化交流史研究と関西大学
松浦　章 CSACセンター長（文学部教授）
〔第2パネル〕「‘西学東漸’研究の展開と関西大学の課題」
講　演：晩清科舉士子対西学的認知水准―以光緒壬寅癸卯甲辰郷会試爲説
周　振鶴（中国・復旦大学教授）
東学西漸　反対側からの視点
Willy Vande Walle CSAC研究員（ベルギー・ルーヴェン・カトリック大学教授）
関西大学と「西学東漸」研究
内田慶市 CSAC研究員（文学部教授）
〔第3パネル〕「中国儀礼研究の展開と関西大学の課題」
講　演：祭祀の誕生―また中国の礼と王権について―
甘　懐真（台湾・国立台湾大学教授）
『朱子家礼』と中国礼学における問題
楊　志剛（中国・復旦大学教授）
日本の儒教と水戸徳川家―『家礼』を中心に―
吾妻重二 CSAC研究員（文学部教授）

●国際シンポジウム
2007年1月27日（土）～2007年1月28日（日）
全体テーマ『東アジアの国際関係と日中交渉』
主催：日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国文化の伝播、変容と還流」研究班
共催：アジア文化交流研究センター
〔基調講演〕Toward the understanding of a multi-polar world in East Asia: China-Japan relations during the Han-Tang periods
王　貞平（中国・南洋理工大学教授）
〔基調報告〕日中交渉史の現状と課題―時代区分と地域区分―
藤田高夫 CSAC研究員（文学部教授）
〔第1パネル〕「唐代の国際関係のなかの日中交渉」
講　演：周隋嬗替之際的知識官員
韓　昇 CSAC研究員（中国・復旦大学教授）
遣唐使たちの在唐住所について
石　暁軍（姫路獨協大学教授）
6～10世紀における東アジアの国際関係とソグド人
森部　豊（文学部助教授）
〔第2パネル〕「宋以降の日中交渉―日本史の立場から」
講　演：南北朝時代の公武政権と渡来僧
原田正俊（文学部教授）
中国の媽祖と日本の船玉神―海を渡った航海守護神
藤田明良（天理大学教授）

●第4回研究集会
2006年7月22日（土）
テーマ『海からみた文化交流の歴史―東アジア海文明を考える―』
合同開催：日本学術振興会アジア研究教育拠点事業「東アジア海文明の歴史と環境」
（学習院大学・慶北大学校[韓国]・復旦大学[中国]）
〔基調講演〕海から見た文化交流の歴史―「東アジア海文明」を考える―
鶴間和幸（学習院大学教授）
〔パネル報告〕1366年高麗国征東行中書省咨文に関する検討
張　東翼（韓国・慶北大学教授）
なぜ古代中国は海外へ拡大する原動力を欠いていたのか？
―東アジア海と地中海の役割を比較する―
葛　剣雄（中国・復旦大学教授）
文政十年土佐浦戸漂着江南沙船蒋元利船
松浦　章CSACセンター長（文学部教授）
1920年代の日本のモダン文化と台湾
大谷　渡（文学部教授）

●第5回研究集会
2006年12月1日（金）
テーマ：『東アジアにおける祭祀―道教、儒教、イスラームなど』
南西諸島の床の間―祭祀儀礼からのアプローチ―
森　隆男（文学部教授）
江戸時代の儒教葬祭儀礼―池田光政・徳川光圀と『家礼』―
吾妻重二CSAC研究員（文学部教授）
『天方典礼』にみえる中国イスラーム儀礼
佐藤　実（非常勤講師）
慶成祈安醮に使用される符について
浅野春二（國學院大學教授）
台湾道教の做功徳にみられる地域的差異―台南地域と高雄・屏東地域の比較を通して―
山田明広CSAC・RA
道教史における授度と奏職について
丸山　宏（筑波大学教授）
2006年12月2日（土）
テーマ：『道教経典の電子化及び道教儀礼の現状について』
パソコンを用いた道教関係文献検索について
二階堂善弘CSAC研究員（文学部教授）
道教儀礼DVDの上映及び解説
丸山　宏（筑波大学教授）、山田明広CSAC・RA

●第6回研究集会
2007年2月17日（土）
テーマ『アジア文化交流のなかの沖縄とベトナム』
合同開催：日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究（B））
「南海地域における琉球の歴史地理的実体と意味の総合的研究」
講　演：琉球の集落景観と石敢當―首里と壷屋―
高橋誠一CSAC研究員（文学部教授）
那覇久米村天尊廟の祭神について
二階堂善弘CSAC研究員（文学部教授）
久米村家譜にみる若き通事たち
木津祐子CSAC研究員（京都大学助教授）
ベトナム史における歴史的都市の消滅―ホイアンの事例―
Tran Anh Tuan（ベトナム・ベトナム国家大学ハノイ校講師）
ベトナム史における地籍システムの認識
Nguyen Duc Kha（ベトナム・ベトナム国家大学ハノイ校講師）
ハノイの都市化―歴史地理学的分析―
Nguyen Cao Huan（ベトナム・ベトナム国家大学ハノイ校教授）
明治期における尖閣諸島への日本人の進出と古賀辰四郎
平岡昭利（下関市立大学教授）
与論島における地域産業と伝統文化の継承・振興と交流
―交錯する琉球・奄美文化圏の開放システムからの考察―
野間晴雄（文学部教授）

● 言語文化研究班研究例会
第7回 2006年4月14日（金）
講　演：「呈稟文集」と八重山家譜に見る「官話」学習
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学大学院助教授）
『Notitia Linguae Sinicae』(1720)に見られる Premare(1666-1736)の言語観
西山美智江（関西大学非常勤講師）
第8回 2006年6月2日（金）
講　演：近代西洋人による中国語文法の研究―「量詞」を中心に
伊伏啓子（関西大学大学院生）
長崎県立歴史文化博物館所蔵資料「和漢俗語呈詩等雑字一、二漢文一」について
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）
第9回 2006年7月21日（金）
講　演：Henri Cordier, Bibliotheca Sinica について―データベース化に向けての予備的考察―
小野　文 CSAC・PD
19世紀以前の欧米人による中国語学関係文献データベースの構築
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
第10回 2006年9月29日（金）
講　演：Medhurst『英漢字典』と『英和対訳袖珍辞書』―日中語彙交流の視点から―
遠藤智夫（工学院大学講師）
初期中国語訳聖書の語彙的特徴―人称代名詞を中心に―
塩山正純（愛知大学助教授）
第11回 2006年11月17日（金）
講　演：近代中国語の曜日の言い方
内田慶市 CSAC 研究員（文学部教授）
長崎と琉球、官話課本テキストのそれぞれの特徴
木津祐子 CSAC 研究員（京都大学大学院助教授）
第12回 2007年2月10日（土）
講　演：出家者を表す訳語とその展開―僧・沙門を中心に―
宮嶋純子（関西大学大学院生）
「反撥（反発）」の形成と展開―日中における動詞の自他対応について―
陳　贇（関西大学大学院生）
唐話資料に見られる中国語に対する意識について
奥村佳代子 CSAC 研究員（文学部助教授）

● 思想・儀礼研究班研究例会
第7回 2006年4月28日（金）
講　演：『朱子家礼』の実践―『酬世錦囊』の場合―
三浦國雄 CSAC 研究員（大東文化大学教授）
第8回 2006年5月26日（金）
講　演：古代中国貴族階級の食儀礼について
桂　小蘭（関西大学非常勤講師）
第9回 2006年6月23日（金）
講　演：『儀禮』士喪禮の「復」をめぐって―「復」は蘇生をねがう儀式なのか
大形　徹 CSAC 研究員（大阪府立大学教授）
第10回 2006年10月13日（金）
講　演：海神・伽藍神としての招宝七郎大権修利
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）
第11回 2007年1月19日（金）
講　演：仁王会の系譜―朝鮮を中心として―
安田純也 CSAC・PD
第12回 2007年2月23日（金）
講　演：閑谷学校の釈菜について
宮本実奈（関西大学大学院生）

● 交流環境研究班研究例会
第7回 2006年6月10日（土）
講　演：1895年以前における台湾樟脳の海外販路
王　力（関西大学大学院生）
近代那覇における都市構造
岡本訓明 CSAC・RA
文化遺産としての「歌掛け」―徳之島の「田植え歌」を中心として―
三上絢子（國學院大學大学院生）
植民地時代台湾における青年団

―青年学校、勤業報国青年隊、青年特別錬成所との関連で（1941～45 年）―
宮崎聖子（福岡女子大学助教授）
一七三九年朝鮮漂流民が見た琉球
―天理大学付属天理図書館所蔵『増補耽羅志』の漂流関係記録をめぐって―
長森美信（天理大学専任講師）
日本統治時代台湾の日本人移民情況―花蓮県の吉野村を中心にして―
卞　鳳奎（台湾・台北市文献委員会編輯）
沖縄と日本各地の石造物についての一考察（ヒンプンを中心として）
赤嶺逸男（南島史学会会員）
ベィジル・ホールのナポレオン会見記
山下重一（國學院大學名誉教授）
〔学術講演〕琉球における集落景観と伝統的地理観
高橋誠一 CSAC 研究員（文学部教授）
第 8 回 2006 年 7 月 14 日（金）
講　演：日中交渉史における時代区分の可能性
藤田高夫 CSAC 研究員（文学部教授）
黄遵憲と明治初期の漢学者たち―『日本国志』の編纂をめぐって―
劉　雨珍（中国・南開大学教授）
第 9 回 2006 年 8 月 4 日（金）
講　演：清末瑠璃廠の碑帖商人と高句麗好太王碑原石拓本
徐　建新 CSAC 研究員（中国・中国社会科学院研究員）
中華民国の多難な船出と日本人顧問―寺尾亨、副島義一及び有賀長雄を中心に―
熊　達雲（山梨学院大学教授）
第 10 回 2006 年 10 月 28 日（土）
講　演：海外中国学研究一個正在発展的新方向
陳　君静（中国・寧波大学大学院教授）
唐宋時代における明州の都市構造と三江口
劉　恒武（中国・寧波大学大学院副教授）
第 11 回 2007 年 1 月 26 日（金）
講　演：中国における日本研究の回顧と展望
韓　昇 CSAC 研究員（中国・復旦大学教授）
第 12 回 2007 年 1 月 26 日（金）
バス巡検：沖縄本島・本部半島の歴史地理景観を訪ねて
高橋誠一 CSAC 研究員（文学部教授）
宮城弘樹（今帰仁村教育委員会社会教育課文化財専門員）
貝柄　徹（大手前大学助教授）
西岡尚也（琉球大学助教授）

● 第 4 回公開講演会
2006 年 6 月 23 日（金）
講　演：岩倉使節団とアジア
Martin Collcutt（アメリカ・プリンストン大学教授）

● 第 1 回国際学術フォーラム
2006 年 7 月 28 日（金）
全体テーマ『東アジアの文化と儀礼』
主催：日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究（A）「中国文化の伝播、変容と還流」研究班
共催：アジア文化交流研究センター
〔特別講演〕儒学の現代的意義―《儒藏》編纂の近況に触れて―
湯　一介（中国・北京大学名誉教授）
文化の自覚と文学研究の新しい契機
楽　黛雲（中国・北京大学名誉教授）
〔研究発表〕FROM PRE-MODERN CHINESE NATURAL STUDIES 格致学 TO MODERN SCIENCE 科学 IN CHINA
Benjamin A. Elman（アメリカ・プリンストン大学教授）
漢代の墓葬と儀礼
小南一郎（京都大学名誉教授）
東西国際秩序原理の衝突―清末民国初期の中国・シャム外交交渉における名分問題―
張　啓雄（台湾・台湾中央研究院教授）
『文公家礼』の祭礼説にみる朝鮮時代の宗族制度
山内弘一（上智大学教授）
日本の儀礼研究―近世の学問と礼―
片岡　龍（東北大学助教授）

● 学術講演会
2007 年 1 月 18 日（木）
主　催：関西大学文学部
共　催：アジア文化交流研究センター
講　演：翻訳の場　日本文学のフランス語訳の場合
セシル坂井（フランス・パリ第七大学教授）

■2007 年度
● 第 3 回国際シンポジウム
2007 年 7 月 20 日（金）～2007 年 7 月 21 日（土）
全体テーマ「東アジアの儀礼と宗教」
〔基調講演〕巡狩：一種示與驅除性的禮儀模擬
李　豊楙（台湾・台湾中央研究院研究員）
朝鮮時代の国家と儀礼―中国儀礼との比較を中心として―
鄭　在薫（韓国・韓国ソウル大学校）
儒教儀礼研究の現状と課題―『家礼』を中心に―
吾妻重二 CSAC 研究員（文学部教授）
〔第 1 セッション〕「儒教儀礼とその展開」
從「小學」論述看朱子禮學思想的轉變
葉　国良（台湾・国立台湾大学）
唐代の官僚喪葬儀礼と開元 25 年喪葬令
石見清裕（早稲田大学）
傳統中國的孔廟祭典及其宗教性
黄　進興 CSAC 研究員（台湾・台湾中央研究院研究員）
西學の展開と儒教の位置―明末清初における天學をめぐって―
橋本敬造 CSAC 研究員（社会学部教授）
〔第 2 セッション〕「漢民族とイスラーム・朝鮮の儀礼」
『儀礼』凶礼と魂・魄・鬼・神
大形　徹 CSAC 研究員（大阪府立大学教授）
中国イスラームの婚礼と葬礼について―劉智『天方典礼』と朱熹『家礼』―
佐藤　実 CSAC 非常勤研究員
新羅における講経儀礼の受容―百座講会を中心として―
安田純也 CSAC・PD
〔第 3 セッション〕「道教の神々とその観念」
台湾道教に見られる合符童子科儀の成立に関する一考察
山田明広 CSAC・RA
日本禅宗寺院に祀られる道教神
二階堂善弘 CSAC 研究員（文学部教授）

● 第 7 回研究集会
2007 年 7 月 28 日（土）
テーマ『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成　創出と共有』
講　演：基本漢語にみる借用と造語の諸相
野村雅昭（早稲田大学教授）
異文化接触によって起こる言語表現の模索・混乱と調整―《時》表現の消長を中心に
松井利彦（神戸松蔭女子大学教授）
新漢語の生成と転生の様相
田中章夫（台湾・東呉大学客員教授）
2007 年 7 月 29 日（日）
講　演：漢字文化圏における経済・経済学の翻訳
李　憲昶（韓国・高麗大学教授）
『清議報』に見える日本語の借用語
朱　京偉（中国・北京外国語大学教授）
『官話』（1916）の新語・部定語について
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
『近現代漢語語源データベース』の建議
黄　河清（中国・紹興テレビ局職員）
『外国史略』及びその著書
雛　振環 CSAC 研究員（中国・復旦大学教授）
朝鮮における漢訳西学書の伝来について―1880 年代後半に入った漢訳西学書を中心に―
李　漢燮 CSAC 研究員（韓国・高麗大学教授）
『航海金針』と『颶風新話』
八耳俊文（青山学院女子短期大学）

『西国立志編』における外国地名・人名の表記実態
黄　美静（韓国・高麗大学研究助教授）
井上哲次郎の欧州留学―『哲学字彙』第三版との関わりから―
真田治子（埼玉学園大学）
日本の流行語の台湾での受容について―戦後の漢字表記語を中心に―
王　敏東・陳　盈如（台湾・銘傳大学）
明治初期の日中対訳資料『北京紀事』について
陳　力衛（目白大学教授）

● 言語文化研究班研究例会
第13回 2007年4月20日（金）
講　演：訳語よりみる出家者概念の成立と展開
宮嶋純子（関西大学大学院生）
ハーバード大学で中国学
沈　国威 CSAC 研究員（外国語教育研究機構教授）
第14回 2007年5月11日（金）
講　演：基於支持4字節編碼漢字的近代漢語文献数据庫
蘭　飛・謝　術清（中国・中易中標電子信息技術有限公司）
第15回 2007年7月3日（火）（COE 採択記念行事）
テーマ：『東西文化融合の実験―コンメディア･デル･アルタと狂言、そしてシェークスピア―』
講　演：翻案狂言について
関根　勝（早稲田大学教授）
狂言の実際―右近左近を例に―
善竹忠重（狂言師）
実　演：関根　勝（早稲田大学教授）
ルーカ・モレッティ（イタリア・ローマ大学）
サルバトーレ・マッラ（イタリア・ローマ大学）
講　演：コメンディア・デッラルテ
井田邦明（ミラノスカラ座演出家）
実　演：井田邦明（ミラノスカラ座演出家）
アルセナーレ劇団
第16回 2007年7月12日（木）
講　演：「西学東漸」と現代学科の形成：歴史の次元
章　清（中国・復旦大学教授）
明代の銅活字について
辛　徳勇（中国・北京大学教授）

● 思想・儀礼研究班研究例会
第13回 2007年4月6日（金）
テーマ：日本・台湾における漢学研究の現状
討　論：葉　國良（台湾・台湾大学教授、「国家科学委員会日本漢学訪日団」団長）
楊　儒賓（台湾・清華大学教授、「同上」団員）
戴　浩一（台湾・中正大学教授、「同上」団員）
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾・台湾大学教授、「同上」団員）
朱　秋而（台湾・台湾大学副教授、「同上」団員）
廖　肇亨（台湾・中央研究院中国文哲研究所副研究員、「同上」団員）
何　醇麗（台湾・国家科学委員会人文處秘書、「同上」団員）
第14回 2007年4月27日（金）
講　演：経典解釈と哲学構築の関係―朱子の「四書」解釈を中心に―
黄　俊傑（台湾・台湾大学教授）
朱舜水の仏学批判について
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾・台湾大学教授）
第15回 2007年5月18日（金）
講　演：従《太一生水》試論《乾・彖》所記両種宇宙論
鄭　吉雄（台湾・台湾大学教授）

● 交流環境研究班研究例会
第13回 2007年4月6日（金）
テーマ：日本・台湾における漢学研究の現状
討　論：葉　國良（台湾・台湾大学教授、「国家科学委員会日本漢学訪日団」団長）
楊　儒賓（台湾・清華大学教授、「同上」団員）
戴　浩一（台湾・中正大学教授、「同上」団員）
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾・台湾大学教授、「同上」団員）

朱　秋而（台湾・台湾大学副教授、「同上」団員）
廖　肇亨（台湾・中央研究院中国文哲研究所副研究員、「同上」団員）
何　醇麗（台湾・国家科学委員会人文處秘書、「同上」団員）
第 14 回 2007 年 4 月 27 日（金）
講　演：経典解釈と哲学構築の関係―朱子の「四書」解釈を中心に―
黄　俊傑（台湾・台湾大学教授）
朱舜水の仏学批判について
徐　興慶 CSAC 研究員（台湾・台湾大学教授）
第 15 回 2007 年 6 月 8 日（金）
講　演：宋代「佛教婦女」の信仰と実践―研究方法論に関する検討―
黄　啓江 CSAC 研究員（アメリカ・ホバート・アンド・ウィリアムスミス大学教授）
「文化交渉学」の構築に向けて―近著『明治の漢学者と中国』の執筆体験から―
陶　徳民 CSAC 研究員（文学部教授）
第 16 回 2007 年 6 月 29 日（金）
講　演：東アジアにおける「一覧絵地図」の絵画性―日本と韓国の地図製作における絵画的表現―
黄　龍求（関西大学大学院生）
狩野永岳と清代の袁派―なぜ狩野永岳の評価は明治以降に逆転したのか―
中谷伸生 CSAC 研究員（文学部教授）
第 17 回 2007 年 7 月 12 日（木）
講　演：「西学東漸」と現代学科の形成：歴史の次元他
章　清（中国・復旦大学教授）
明代の銅活字について
辛　徳勇（中国・北京大学教授）

● 田村能里子講演会
2007 年 6 月 21 日（木）
主　催：関西大学大学院文学研究科
共　催：アジア文化交流研究センター
講　演：アジアの絵肌
田村能里子（文学研究科客員教授）

3　附設研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

学内の教育活動において CSAC が、果たした教育効果については、まず、CSAC 主催で行った国際シンポジウムや研究集会、研究例会において斯界の専門家を招いて行われた講演会、研究報告はこれらの分野を指向する学生・大学院生に対して貴重な知的刺激と研究のレベルアップに大いに貢献したといえる。

さらに招聘した専門家との直接の交流は、学生・大学院生に研究の機会や国際交流の重要性を喚起したことは明かである。さらに大学院生の一部には、各研究班の例会においても報告の機会を与え、従来の指導教授による指導の上に最も研究分野に近い専門からの直接的な助言や示唆は、彼らの論文作成への大きな力となったと言える。

一部の博士課程の大学院生の中には『アジア文化交流研究』に投稿し審査を経て掲載され、その意味でも CSAC の設置は、関西大学の教員各自の研究向上のみならず、学生・大学院生に対しても専門分野の大いなる刺激を与え、彼らの研究活動に大いに貢献できたと言える。

4　社会貢献

社会への貢献としては、CSAC の研究活動は全て公開制で一般の聴衆者にも公開していることがあげられよう。表Ⅰ-7-21 の活動事例が全て公開され、恒常的に参加される一般聴衆者もおり、専門的ではあるが、アジア理解とりわけ中国理解の一助となっているものと考えている。

顕著なものに学外の公共性の高い広報媒体で取り上げられたものに東方書店が毎月発行している中国関係の情報誌『東方』（第 318 号、2007 年 8 月）に言語文化研究班の内田慶市研究員と氷野義寛 RA 研究員の共同執筆になる「『近代漢語文献データベース』の構築」（2～6 ページ）が掲載された。ここでは言語文化研究班が中心になって作成した「近代漢語文献データベース」の運用を紹介している。同データベースは近代中国語の全体像を明らかにし、現代中国語の連携を企図したもので、中国語の専門家のみならず広く一般の人々が CSAC のウェブサイトを通じて利用できるものであり、CSAC の社会貢献として最も具体的な成果と考える。

【点検・評価】

CSAC は 2005 年 4 月に設立されたものであるが、その基礎となった東西学術研究所の研究成果を含め、日本学術振興会に 2007 年度のグローバル COE プログラムの人文科学分野に申請し、採択された。関西大学としては最初の COE の採択となった。その採択理由として研究活動面では「関西大学の東西学術研究所とアジア文化交流研究センターにおける長年の研究成果と蓄積を踏まえて、新たに、海外活動の拠点の開設、国際文化交流、学会の創設、アーカイブスの構築などが計画されており、着実であり実現可能性に希望がもてる」（拠点番号 D12、拠点リーダー陶徳民、「概要及び採択理由」による）との評価を得ている。

この事からも知られるように、CSAC 開設以来 2 年有余ではあるが、関連する分野の識者から注目されていると言えるであろう。

イ　経済・政治研究所

１　研究所の目的・目標の適切性

関西大学経済・政治研究所規程（以下「研究所規程」という。）第 2 条に「研究所は、経済、政治、社会に関する理論及び実態を研究調査し、もって学術文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的とする」と定められている。この目的に沿って、2001 年に研究所規程を改正し、本学の教育理念「学の実化」に沿った社会貢献を推進する方向に舵を切った。この結果、文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の選定を受けて、2002 年にソシオネットワーク戦略研究センターを、2005 年に政策グリッドコンピューティング実験センターを設置して、2007 年度年間予算約 1 億 3 千万円の大研究所に変身し、目標の適切性が証明された。

２　研究活動状況

【現状の説明】

（ア）概要

経済・政治研究所は、複数の学部教員からなる研究班（4 班 2 センター）で構成され、現代社会の動向を踏まえた学際的共同研究を行っている。1962 年度から企業経営者、スペシャリスト、企業・行政関係者を対象とする「産業セミナー」を 1 年に 3 回 6 講演開催し、2005 年度では第 167 回～第 169 回、2006 年度では第 170 回～第 172 回に至っている。2003 年度以降は同セミナーを大阪商工会議所との共催で行っている。

また、1980 年度から「開かれた大学」「生涯学習」の一環として、学生と社会人を対象とする「公開講座」を 1 年に 6～7 回開催しており、2005 年度は第 161 回～第 167 回、2006 年度は第 168～第 173 回に至っている。

研究班による研究成果は『研究双書』『調査と資料』の刊行物で公表されている。産業セミナーの講演記録は『産業セミナー年報』として公刊し、2006 年度からは『セミナー年報』に改題し、公開講座の内容も論文形式で掲載している。これらの刊行物リストや、公開事業の予定とその内容の情報は 1999 年度から研究所ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/Keiseiken/）でも公開している。

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）「ソシオネットワーク戦略研究センター」（以下「RCSS」という。）は、情報技術の政策研究を先導し、世界の最先端に立つことを目的として 2002 年に設立された。日本最高速の通信網「スーパーSINET（現在、SINET3）」と 2004 年に直結され、スーパーSINET 推進協議会 GRID 研究部会に参加し、The Review of Socionetwork Strategies の編集局も置かれている。研究組織は 3 班構成（経済ネットワーク戦略班、企業ネットワーク戦略班、社会基盤ネットワーク戦略班）であるものの本質的には一体として運営されている。その成果は、Advanced Studies in Socionetwork Strategies（Springer）、ソシオネットワーク戦略研究叢書（多賀出版）、RCSS ディスカッションペーパーに収められている。

文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（社会連携研究推進事業）「政策グリッドコンピューティング実験センター」（以下「PG ラボ」という。）は、社会福祉、介護福祉、地域経済活性化などの社会問題に

対して、情報技術を駆使した政策立案者を支援するためのメカニズムを提供するための研究開発を目的として2005年度に発足した。

PG ラボは経済・政治研究所を母体とした産学官連携の文理融合研究組織として、本学経済・総合情報・システム理工学部のほか、大阪大学、九州大学、東京工業大学、愛媛大学、青山学院大学、吹田市、バイオグリッドセンター関西、富士通、富士通研究所で構成されている。また、既に情報技術の政策研究を先導してきたRCSSと連携して研究を進めていることも特徴である。

（イ）組織と運営

研究所の組織と運営は研究所規程に定められている。所長をおき、協議機関である幹事会、審議決定機関である運営委員会、研究所委員会及び顧問を設置している。各組織の役割等は以下のとおりである。

a　所長

所長は、法・経済・商・社会・総合情報の5学部から推薦された所長候補者を、幹事会の議を経て運営委員会で選考し、研究所委員会の承認を得て選考される。2004 年度から、所長が研究員を兼任できるように規程改正された。

b　幹事会

幹事は、法・経済・商・社会・総合情報の5学部及び法務研究科又は会計研究科から1名ずつ選出される。幹事会は、研究所のビジョン等の戦略策定、調査や研究テーマの設定、研究班編成を検討する協議機関であり、運営委員会のメンバーとして運営に関わる。

c　運営委員会

運営委員会は、研究所規程第11条・第12条にその構成メンバーと、審議事項が定められており、研究所の審議決定機関である。

d　研究所委員会

研究所規程第13条・第14条に定められたとおり、人事等に関する研究所の最高決定機関である。運営委員会の要請で臨時に開催することはできるが、年に2回程度の開催と、所長選挙の際に開催される。

e　顧問

産業・行政界、地域社会との連携を促進し、第三者評価の導入という意義も考慮して、研究所規程第 15 条に顧問の選考と任期を規定し、2000年度から業界で著名な実務家（2005年度5名、2006年度4名）を顧問に委嘱している。顧問は所長の諮問に対して、意見を述べることができ、研究テーマの選定等に助言を与える。

（ウ）研究活動

表Ⅰ-7-22　研究組織と研究年数

		研究員数	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度
研究所研究班	ITと産業研究班	7名	③	④」	－	－
	関西活性化研究班	8名	②	③	④」	－
	企業と社会の制度転換研究班	5名				
	少子高齢化社会の総合政策研究班	5名				
	ビジネス・エシックス研究班	7名	①	②	③	④」
	サスティナブル社会と公共政策研究班	7名	－	①	②」	－
	現代産業社会と人間関係研究班	7名	－	－	①	②
	東アジア研究班	10名	－	－	－	①
	企業価値研究班	6名	－	－	－	①
ソシオネットワーク戦略研究センター（　）はPD・RAで外数		22名（6名）	③	④	⑤	⑥
政策グリッドコンピューティング実験センター（　）はPD・RAで外数		13名（4名）	－	①	②	③

（注1）○内の数字は研究年数を、④」はその年度での研究期間の終了を表す。
（注2）現代産業社会と人間関係研究班の研究員数は2007年度（2006年度は5名）。
（注3）ソシオネットワーク戦略研究センターの研究員数は、2007年度より25名に拡大した。

表Ⅰ-7-23　研究組織別の研究活動・発表

年度	研究活動内容	経済・政治研究所							ｿｼｵ ﾈｯﾄﾜｰｸ 戦略研究ｾﾝﾀｰ	政策ｸﾞﾘｯﾄﾞ ｺﾝﾋﾟｭｰﾃｨﾝｸﾞ 実験ｾﾝﾀｰ
		ITと産業研究班	関西活性化研究班	企業と社会の制度転換研究班	少子高齢化社会の総合政策研究班	ﾋﾞｼﾞﾈｽ・ｴｼｯｸｽ研究班	ｻｽﾃｨﾅﾌﾞﾙ社会と公共政策研究班	現代産業社会と人間関係研究班		
2005	個別調査	29回2名	16回4名	4回2名	10回2名	6回4名	11回5名		38回9名	11回6名
	綜合研究会・定例研究会								8回	6回
	研究会・ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ等	3回	6回	3回	8回	6回	10回		3回	1回
	報告者数	6名	5名	3名	11名	6名	15名		13名	2名
	「研究双書」冊数	1	－	－	－	1	－		叢書1	－
	論文数	7	－	－	－	8	－		8	－
	「調査と資料」冊数	－	－	－	－	－	－		ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ ﾍﾟｰﾊﾟｰ 10冊	ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ ﾍﾟｰﾊﾟｰ 1冊
	論文数								10	1
2006	個別調査		9回3名	4回2名	5回3名	2回2名	13回5名	2回2名	14回17名	18回7名
	綜合研究会・定例研究会								10回	5回
	研究会（公開ｾﾐﾅｰ）・ｼﾝﾎﾟｼﾞｳﾑ等		3（1）回	(1) 回	(5)回	6（2）回	4（1）回	9（1）回	3回	1回
	報告者数(公開ｾﾐﾅｰ)		6（2）名	(1) 名	(5) 名	4（2）名	5（1）名	9（1）名	9名	2名
	「研究双書」冊数		1	1	1	－	1	－	叢書2	－
	論文数		7	5	5	－	8	－	19	－
	「調査と資料」冊数		1	－	－	－	1	－	ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ ﾍﾟｰﾊﾟｰ 13冊	ﾃﾞｨｽｶｯｼｮﾝ ﾍﾟｰﾊﾟｰ 12冊
	論文数		1	－	－	－	1	－	13	12

（注）2006年度の研究会（公開セミナー）の（　）は外数

表Ⅰ-7-24　研究所全体の研究活動・発表、「研究所報」「産業セミナー年報」の発行

2005年度	総合研究会	2回　8報告
	「研究所報」発行	1冊（№32）
	「産業セミナー年報」発行	1冊（2005）
2006年度	顧問との懇談会	1回　8報告
	「研究所報」発行	
	「セミナー年報」発行	1冊（2006）

（注1）2006年度より総合研究会を中止し、顧問との懇談会として開催している。
（注2）2006年度より「産業セミナー年報」を「セミナー年報」に改題。

【ITと産業研究班】

本研究班では、IT の導入による技術的、組織的、社会的問題を、産学共同研究を通して明らかにし、理論構築に取り組んだ。また、企業との連携を通して、新しいソリューションの創造、実施を行い、真の実験科学的検証も行っている。情報技術の基礎研究から経営領域への応用・実践という幅広い研究範囲をカバーするため、工学系研究者が研究員として共同研究に参加した。

【関西活性化研究班】

社会と経済の相互関係を重視して把握するシステムを構築し、関西の現状の問題点と活性化のための提言を目的とした。二人以上の研究員が協力するかたちで研究テーマを複数設定し調査研究を進めた。研究員として関西経済同友会常任幹事萩尾千里氏が参加し、実務現場をふまえた研究の展開に貢献した。成果を経済・政治研究所研究双書第144冊『社会変動と関西活性化』にまとめて公刊した。

【企業と社会の制度転換研究班】

理論的側面を重視しがちな研究を、今井伸一氏（松下電器）を研究員として迎えることによって、実務面からのアプローチを加え、産学連携の形式を取った。積極的に各企業を訪問し企業と環境の問題を拡張し、大学と環境の問題に進化させている論文が注目される。ダイハツ、キヤノン、トヨタ、武田薬品等の環境部門等の専門部署の担当者を招き研究会を行った。

【少子高齢化社会の総合政策研究班】

2006 年度は最終年度にあたり、研究成果を取り纏め、『少子高齢化社会における世代間の自立・協力・公

正ー年金・保険・所得の諸相』(『研究双書』第 145 冊）を発刊した。また、有賀理（文部科学省)、吉田浩（東北大学)、井上智紀（ニッセイ基礎研究所)、丸山桂（成城大学)、駒村康平（東洋大学）の各氏を迎えて公開セミナーを開催した。

【ビジネス・エシックス研究班】

2005 年度は商品の品質・販売・アフターケア、公益通報者保護などに関する企業倫理の研究として、国内企業へのアンケート調査を行い、欧米や日本の協同組合に関しても実証的、歴史的研究を行った。他方、ヨーロッパ近代以後のさまざまな経済倫理思想や、イスラームなど異文化における経済倫理思想に関する理論的な研究を行い、視野の広い研究を目指した。アメリカや日本における関連分野の研究動向を知るために、「公開セミナー」や他の講座・セミナー等に積極的に外部の専門家を招いた。特に、イスラームの倫理観に関しては、多くの知見を共有し、イスラーム研究者に新しい研究方法を啓蒙できた。

【サステイナブル社会と公共政策研究班】

2005 年度は各研究員の研究報告、学外から講師を招聘しての研究会を定期的に開催し、共通の問題設定を行った。2006 年度の研究活動は以下のごとくである。

第 1 回研究会、2006 年 4 月 22 日（土)「都市・地域再生と地域産業政策・地域雇用政策のあり方」、鶴田廣巳。第 2 回研究会、2006 年 6 月 17 日（土)「ニューヨーク市のサステイナビリティと住宅政策」、横田茂、「地域雇用指標と請求者登録統計」、岩井浩。第 3 回研究会、2006 年 7 月 22 日（土)「リゾート開発の政策過程 ― 宮崎県を事例に ―」、石橋章市朗、「地域における主体の形成と公共政策 ― 長野県の事例を中心に ―」、橋本 理。第 4 回研究会、2006 年 10 月 14 日（土)『研究双書』刊行に向けての各人のプログレス・リポート。第 5 回研究会、2006 年 11 月 10 日（金）公開研究会、「大店法と都市計画法改正」、矢作弘氏（大阪市立大学大学院創造都市研究科教授)。2006 年 9 月 11 日（月）～15 日（金)、長野県下伊那郡の 4 村（下條村・阿智村・泰阜村・清内路村）調査と長野県庁ヒヤリング。

刊行物としては、以下の 2 冊がある。1)『サステイナブル社会と公共政策』(『研究双書』第 143 冊）2007 年 3 月、2）岩井浩・村上雅俊共著『日本の Working Poor の計測 ― 就業構造基本調査リサンプリラング・データの利用 ― 』『調査と資料』第 103 号、2007 年 2 月。

【現代産業社会と人間関係研究班】

現代社会における人間関係の様相について、質問紙調査・面接・文献研究の 3 方向から、多角的な検討を行った。

【私立大学学術研究高度化推進事業の研究活動】

【RCSS】

2005 年度は、企業ネットワーク戦略班が経営データマイニングプラットフォーム MUSASHI の開発に成功し、社会基盤ネットワーク戦略班は世界初のインターネット・サービス・プロバイダの統計解析を行った。この研究活動により、私立大学学術研究高度化推進委員会の中間審査にて評価「AA」を受けるに至った。2005 年 2 月に英文叢書の“Economic Analysis of Information System Investment in Banking Industry”（Springer）を刊行し、和文叢書として榎原博之、中庭明子、竹村敏彦、横見宗樹共著の『インターネット・サービス・プロバイダの実証研究』(多賀出版）を 2006 年 2 月に刊行した。

2006 年度は、2007 年 3 月にソシオネットワーク戦略研究叢書の第 4 巻、及び第 5 巻が刊行された。ソシオネットワーク戦略研究叢書第 4 巻は柴健次、宗岡徹、鵜飼康東共著の『公会計と政策情報システム』、ソシオネットワーク戦略研究叢書第 5 巻は村田忠彦、渡邊真治編の『ソシオネットワーク戦略とは何か』である。

2006 年 11 月に公募を開始した電子英文査読ジャーナル「The Review of Socionetwork Strategies」の原稿は、3 編が 9 名の査読委員に回送され、2 編が論文として採択された。この創刊号は 2007 年 3 月に刊行された。創刊記念シンポジウムがニューヨーク、東京、大阪の 3 地点を TV 会議方式で接続し、関西大学千里山キャンパスを主会場として 2007 年 3 月 30 日に開催された。

【PG ラボ】

PG ラボは、中核市規模の地方公共団体における政策立案を支援するためのシステム構築を最終目標として、共同研究機関である吹田市役所と意見交換を行いながら地方公共団体規模における政策立案に必要となる実態調査設計、コンピュータシミュレーションを指向した政策事前評価モデルの構築とその検証、シミュレーションを効率よく実施するためのグリッドコンピューティング環境の構築について、各分野の研究者と協調して研究を進めてきた。研究テーマとする政策は、①医療政策を中心とし、②年金制度政策、③政策支持行動分析、④女性就業支援政策、⑤環境改善政策を対象とした。①医療政策については、調査を実施し、モデル開発、シミュレーションシステム構築に取り組んでいる。②年金制度政策と③政策支持行動分析については、モデル開発を行い、シミュレーションを実施した。④女性就業支援政策と⑤環境改善政策については、グリッドコンピューティング環境への適用方法についての研究を進めた。

2005 年度は、中核市規模の地方公共団体の現状把握を行い、政策立案を支援するためのコンピュータシミュレーションに必要となるアンケート調査の準備を行った。準備等の結果、医療政策をテーマとする意識調査を実施する方針を決定した。一方、マルチエージェントシミュレーション（MAS）と呼ばれるシミュレーション技法の分散処理技術への拡張に向けた検討及びグリッド効率比較システムの環境構築を行い、中核市規模のシミュレーションを実現する基礎を確立した。なお、2 年目に実施予定であった国際会議での政策グリッドセッション開催を前倒しで 1 年目（2006 年 1 月）に実施した。

2006 年度は、エージェントの意思決定モデルを構築するための調査票を設計し、吹田市民対象及び吹田市内私立幼稚園の協力による園児家庭を対象としたアンケート調査を実施した。これにより、医療政策シミュレーションモデル構築のための基礎情報を得た。また、有識者の意見と対照させながら、我々が実施したアンケート調査とその基礎情報の有用性を確認した。一方、中核市規模を対象とする MAS ツールキットの実装を行い、100 万エージェント規模に耐えうるツールキットの実装技術を確立した。

（エ）図書の収集と保管、利用

研究所は 2003 年 2 月に研究所の場所を円神館から旧社会学部研究棟に移転し、さらに、2006 年 2 月に児島惟謙館に移転した。従前の収集方針を大幅に改正し、社会領域研究に必要度の高い蔵書を選定したうえで新書庫に配架した。2007 年 3 月末現在で、児島惟謙館に 18,086 冊の所蔵図書、所蔵雑誌 112 タイトルが保管されている。RCSS には 1,900 冊、PG ラボには 160 冊の図書が保管されている。

各研究班に個々の共同研究室が設けられ、研究班予算で購入した図書の大半は各共同研究室の書架に配架して研究班所属スタッフが共同活用している。

（オ）社会貢献

研究活動とその成果は、各研究班が回り持ちで担当する産業セミナーや公開講座において、広く社会に還元され、社会貢献に役立っている（表Ⅰ-7-25 参照）。なお、参加者からアンケートに回答いただき、セミナーと公開講座の充実に役立てている。

表Ⅰ-7-25　2005-2006 年度産業セミナー及び公開講座の状況

		開催日	テーマ	参加人数
産業セミナー	2005年度	6 月 3 日（金）	環境経営に有用な環境管理会計の構築を目指して	64
			松下電器の環境経営	
		9 月 20 日（火）	公益通報者保護法の概要、制定の背景・意義と企業の取組	68
			公益通報支援センターの相談事例と通報者の心理	
			公益通報者保護法と企業の対応	
		11 月 18 日（金）	銀行情報システムの効率性	38
			銀行情報システムの監査	

		開催日	テーマ	参加人数
産業セミナー	2006年度	9月14日（木）	全体テーマ「組織と人の活性化」 ①現代日本の企業環境変化と組織の活性化 ②組織の活性化とワーク・ライフ・バランスの可能性	81
		10月16日（月）	①地方財政改革とサスティナブル社会 ②地域再生とコミュニティビジネス	62
		11月29日（水）	①少子高齢化社会の保険商品戦略 ②少子高齢化と外国人労働	52
公開講座	2005年度	5月18日（水）	新しい働き方と活性化～ワーク・ライフ・バランスに着目して～	59
		6月15日（水）	データマイニングから企業開発・実践へ	78
		7月20日（水）	ヨーロッパの年金・日本の年金	88
		9月21日（水）	コンピュータと金融の未来	78
		10月19日（水）	企業における認証制度の現状、課題と展望 ～パスワードからバイオメトリックスへの転換～	69
		11月16日（水）	地球と人間と動物を考える経営とは？ ～イギリス・スーパーマーケット業界における社会的責任経営への取組	82
		12月21日（水）	ニューヨーク市の再生とコミュニティ	86
	2006年度	5月31日（水）	遺品や形見の持つ意味 - 対象喪失の心理	66
		6月21日（水）	人と人とのつながりを科学する	73
		7月19日（水）	中高年男性の不安の構造を探る	69
		10月18日（水）	コーポレート・ガバナンスと会計	51
		11月15日（水）	公共事業改革と地方財政	51
		12月20日（水）	社会的絆の光と影	78

【経済・政治研究所の長所】

最大の長所は、研究員が複数の学部・機構等に所属する教員からなっており、学際的な共同研究が定着していることである。（表Ⅰ-7-26 参照）。さらに、毎年の顧問との懇談会で当該研究班主幹の研究成果の報告を義務付け、研究班主幹のリーダーシップの養成をはかっている。また、全研究班に科学研究費補助金の申請を義務付け、2 年連続不採択の場合には、当該研究班を廃止しなければならない。共同研究活性化の処置として全学の模範というべき長所である。

表Ⅰ-7-26　経済・政治研究所における学部別研究員数（RCSS、PG ラボ含む）

学部／年度	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	法務研究科	合計
2005	3	2	8	11	8	5	2	1	39
2006	3	2	8	10	10	4	2	1	39

（注）人数は 2005 年度、2006 年度共に 4 月 1 日現在

各研究班の長所を以下に述べる。

企業と社会の制度転換研究班は、環境問題と情報との関わりの研究を重視した。京都議定書の 2005 年の発行後、2006 年 4 月以降、大規模に温室効果ガスを排出する企業に対して排出量を算出して国に報告することを義務づけ、報告されたデータを国が集計して公表する制度の導入などが行われている。

関西活性化研究班は、研究所独自の重点研究班として、他の研究班を上回る助成費を受けた。平成 15―16 年度文部科学省科学研究費基盤研究 B（社会学）「地域活性化モデルの開発と関西への適用」（研究代表者髙瀬武典）に採択されたため、継続が認められ、2006 年度で活動を終了した。しかし、構成研究員による共同研究が平成 19 年度の科学研究費基盤研究 B や関西大学重点領域研究において継続中であることが注目すべき長所である。

少子高齢化社会の総合政策研究班は、高齢期の支出の不確実性が貯蓄及び資産分布に与える影響、定年前後の高齢者の就業行動の特徴と資産及び所得移転との関係、私的年金・保険、健康保険・介護保険などがライフサイクル、資産及び貯蓄に与える影響などについて研究を進め、政策を評価・提言する上で必要となる基礎的な研究の進展を図ったことは貴重な貢献である。

ビジネス・エシックス研究班は、ビジネス・エシックスという学問領域を最近のアメリカ・イギリスの文献や新刊ジャーナルなどを比較検討することにより確定し、その名称で呼ばれていなかった時代の研究動向や個別企業や団体における実践活動との連続と不連続を解明し、欧米における倫理コードとキリスト教思想との関連、さらにはアラブ諸国の経済倫理観の基礎をなしているイスラームの思想を摘出、さらに日本においては在阪神中堅企業においてコンプライアンス体制がどのように組織化されつつあるかを調査する。班結成以後、陸続とコンプライアンス違反事件が明るみに出たことは本研究班の意義を証明している。

サステイナブル社会と公共政策研究班の長所は、わが国においてサステイナブル社会を実現するためにどのような政策が必要とされ、またその政策の実現のためにはどのようなガバナンスのシステムが必要となるかについて、ヨーロッパやアメリカなどの動向をも視野にいれながら、明らかにしようとすることである。

現代産業社会と人間関係研究班は、政府関係諸省庁の刊行物において、近年、いずれも人間関係に焦点をあてたものが多数みられ（例：農水省「農村におけるソーシャルキャピタル」)、当班の研究テーマが極めてタイムリーでかつ重要性が高いものであることを示唆している。

東アジア研究班は、「アジアにおける経済・政治・法・文化システムの展開と交流に関する総合的比較研究」を共通テーマに東西学術研究所と法学研究所との連立型研究を目的としていることが長所である。

企業価値研究班の特色は、第一に、法学・会計学・監査論と異なった学問体系からアプローチしていること、第二に、単なる理論的・抽象的研究でなく、判例・企業のケース・スタディによっての実践性の高いアプローチであることがあげられる。

【私立大学学術研究高度化推進事業の長所】

【RCSS】

第一の研究成果は、アンケートデータと公表データの併用により、IT 資産と企業価値の関係の計測を行い、世界初の銀行業パネルデータ分析により銀行業 IT 投資の経済価値の計測に成功したことである。しかも、その数値は 10 から 18 であり、1 よりもはるかに大きいことが判明した。第二の研究成果は、有価証券報告書をもとに、確率論的フロンティアモデルを用いて、銀行ソフトウェア資産の効率性の企業別推計に世界最初に成功し、その平均値は 0.8 から 0.9 と非金融業の効率性よりもはるかに高い事実が判明したことである。第三の研究成果は、郵便貯金事業の事業所別推計に成功し、郵便事業における IT 資産と経営組織の補完性を発見したことである。第四の研究成果は、インターネット・サービス・プロバイダの事業所別推計に世界で初めて成功し、経営効率性の 2 極化を発見したことである。第五の研究成果は、都道府県パネルデータの推計に成功し、地域別のデジタル・ディバイド現象を発見したことである。第六の研究成果は、大容量高速通信網による政策グリッドコンピューティングシミュレーションに世界で初めて成功し、労働市場参加率を高めるグリッド政策ツールを開発したことである。

RCSS ディスカッションペーパーは、公刊後にタイトルと要約が RCSS ウェブ・サイトに掲載される。2007 年 3 月までに 50 号が刊行された。

本事業に対して、私立大学学術研究高度化推進委員会の事後評価が行われ、2007 年 6 月 6 日付で最終評価審査結果「AA」の通知を受けた。

「ソシオネットワーク戦略研究センター運営内規」第 10 条に基づいて RCSS 外部評価委員会が設置されている。外部評価委員は、学外の有識者の中から RCSS 推進委員会の議を経て任命される。委員は、人事、組織、施設・設備、運営状況の詳細な資料を得て、厳正な評価を行う。現在、髙木教典（東京大学名誉教授・社会情報学)、矢島脩三（京都大学名誉教授・コンピュータ科学)、宮川公男（一橋大学名誉教授・政策科学)、貞廣彰（早稲田大学教授・経済政策）を委員に迎えて、研究体制の監査を仰いでいる。

【PG ラボ】

PG ラボは、経済学、政治学、心理学、地理学等の人文・社会系分野の研究者、情報工学を中心とする理工学系分野の研究者、地方公共団体で政策立案支援の実務経験を有する者で構成しており、文理融合研究及び社会連携の両面から適切な研究者を配置しつつ、政策立案支援システムの構築に向けた研究を推進してい

る。研究推進において、各研究者が従来個々に行ってきた研究内容に留まらず、共同研究としての成果を出す枠組みを作る必要がある。この点で、原則全員参加の研究会を実施し、研究交流を深めてきたことが成果として挙げられる。また、2007 年 7 月に外部評価委員、川上哲郎（住友電気工業株式会社相談役）、鬼木甫（大阪大学名誉教授）により、研究体制の監査を行ったことも長所の一つである。

【経済・政治研究所の問題点】

問題点は、研究員の大半が本学教員による兼任研究員であり、研究教育に加え学内行政を受け持つことが多く、負担が増加しつつあることである。兼任研究員のサバティカル・リーブはまったく実現しておらず、授業や委員会任務を軽減する措置さえとられていない。この問題点は研究所内部では解決できず、各学部が研究所の共同研究に参加しやすい環境実現に努力することが望まれる。

研究班の定例研究会や公開研究会などを運営するうえで、あるいは、共同研究を進めるために必要な準備作業や研究補助作業を行ううえで、他の研究班と共有とはいえ、研究室を維持できたことはきわめて有益なことであった。しかし、2006 年 2 月に研究所施設の統合が行われ、経済・政治研究所が児島惟謙館に移転したことは、経済・商・社会学部のほとんどの研究員の所属する学舎と距離的に遠くなり、全研究班の運営がやりにくくなったことは否めない。

【私立大学学術研究高度化推進事業の問題点】

RCSS は、専用面積 1,103 ㎡、サーバー6 台、端末機 40 台が設置され、世界最高速の通信網 SINET3 と直結している。また 2007 年 5 月より、関西大学東京センター内に RCSS 東京政策実験室を開設した。PG ラボは、専用面積 318 ㎡、60 台の PC クラスターを有し、高槻キャンパスに分室が設置されている。両センターとふたつの分室の間では、多次元 TV 会議システムを利用して活発な研究が行われている。研究員数を合計すれば 35 名となる。上記ふたつの研究センターの専用面積・予算・研究員数が、母体研究所の規模をはるかに上回り、母体研究所による管理・監督があまりにも煩雑になり、研究を阻害している。大型予算を獲得した研究センターの管理機能を単純化し、研究活動を阻害しないよう配慮する必要がある。

【経済・政治研究所の将来の改善・改革に向けた方策】

現代産業社会と人間関係研究班は、研究活動の強化のために、以下の科学研究費補助金を獲得した。科学研究費基盤研究（C：2006-2007）代表者：髙木修、メンバー数：5 名、研究課題：「人間関係の今日的様相とその意味：資源としての「社会的絆」を基幹概念として」、採択金額：総計 320 万円。

東アジア研究班は、国際シンポジウム開催のために中国から研究者を招聘する予定であり、また中国現地での調査活動、学会での報告を計画している。大阪府及び大阪商工会議所の国際交流事業担当者との交流とシンポジウムでの報告を計画している。また関西大学校友で経済人クラブに所属している中小企業経営者との交流を計画している。さらに、経済・政治研究所・東西学術研究所及び法学研究所の 3 研究所の連立型研究班として、共催の研究会、公開シンポジウムなどを開催し、研究所間の連携を進める。

関西活性化研究班は、解散したにもかかわらず、積極的な展開を図っている。班構成員 4 名（与謝野・大西・林・髙瀬）で申請した文部科学省科学研究費基盤研究 B（社会学）「社会階層と信頼 ― 一般的信頼、制度・組織への信頼と階層的不平等の関連構造の研究」（研究代表者：与謝野有紀）が平成 19 年度に採択された（平成 21 年度まで継続予定）。また、研究員 3 名が参加する「ダイナミック・メンテナンスの観点での社会システムデザイン」（研究代表者齊藤了文社会学部教授）が平成 19 年度関西大学重点領域研究に採択された。このような成果を受けて、研究所では新たな関西問題研究班の発足を予定している。

運営の手続きの改善案として、人事案件を別として、その他の事項については研究班主幹やセンター長の裁量事項とするなどの簡素化を図ることが必要である。特に高度化推進事業については、研究所組織の中にセンター組織が包括されるという構造上の問題から 2 重の手続きを経る必要が多いため、その簡素化を図る。

【私立大学学術研究高度化推進事業の将来の改善・改革に向けた方策】

【RCSS】

2006 年 9 月より、関西大学は、RCSS の改革のために特別な研究支援体制を敷いた。すなわち、専任事務

長補佐１名、専任職員１名、英会話、英語商業通信文、及び国際会議後方支援の専門技能を保有している研究支援スタッフ２名が配置された。

さらに、研究活動を改善する方策として、RCSS の関西大学専任教員及び PD 全員に外部資金への応募を義務付け、2006 年度に以下の外部資金に新規採択された。 科学研究費補助金（若手研究 B：2006-2007)、代表者：竹村敏彦（RCSS PD)、メンバー数：1 名、研究課題名：「情報インフラにおけるセキュリティ投資の経済分析」、採択金額：総計 190 万円。

また、2007 年度に以下の外部資金に新規採択された。科学研究費補助金（萌芽研究：2007-2009)、代表者：鵜飼康東（RCSS センター長)、メンバー数：4 名、研究課題名：「金融パニックシミュレーション実験―妥当なミクロ金融政策の構築―」、採択金額：240 万円。科学研究費補助金（基盤研究 B：2007-2010)、代表者：鵜飼康東（RCSS センター長)、メンバー数：4 名、研究課題名：「情報ユビキタス化による組織構造の実証研究」、採択金額：1190 万円。科学研究費補助金（若手研究 B：2007-2010)、代表者：矢田勝俊（RCSS 研究員)、メンバー数：1 名、研究課題名：「大規模会話データを用いた説得コミュニケーションプロセスの解明」、採択金額：350 万円。財団法人大川情報通信基金、代表者：竹村敏彦（RCSS PD)、研究課題名：「日本における情報セキュリティ対策の現状と経済分析」、採択金額：総計 100 万円。

【PG ラボ】

2006 年 9 月より、関西大学は、PG ラボの改革のために特別な研究支援体制を敷いた。すなわち、システム構築の専門技能を保有している研究支援スタッフ１名、資料整理担当の研究支援スタッフ１名が配置された。さらに、研究活動を改善する方策として、PG ラボの関西大学専任教員及び PD 全員に外部資金への応募を義務付け、蟻川浩 PD は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA)「未踏ソフトウェア創造事業」の一プロジェクトとして採択された。また、松原 RA は交通権学会から大学院生対象の研究費を獲得している。さらに、2007 年度に富士通（株）から共同研究費の拠出を受けて、共同研究を進めている。

【RCSS と PG ラボ共通の将来の改善・改革に向けた方策】

RCSS と PG ラボは、RCSS センター長の指揮のもとに、2008 年度及び 2009 年度に文部科学省グローバル COE（社会科学分野及び革新的な学術分野）プログラムに応募し、また、2010 年度に文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（新規事業・JR 東京駅駅舎直結研究施設建設）に応募する。2007 年 4 月に RCSS 副センター長（全学共通教育推進機構長兼任）と RCSS センター長補佐（法人理事兼任）を設置して、準備作業に着手した。また、広報活動として、2007 年度から 2009 年度にかけて、RCSS 東京政策実験室におけるソシオネットワーク戦略公開講座、及びソシオネットワーク戦略研究東京国際会議の毎年開催が決定している。さらに、上記のプログラムのいずれかに採択されれば、2011 年度に、RCSS センター長を拠点長として、文部科学省世界トップレベル国際研究拠点形成プログラム（政策科学と情報学の融合領域）に応募する。実施期間 10 年、拠点経費年間 20 億円、拠点長のみならず拠点専任事務長に高い英語能力が要求されるプログラムである。

３　経済・政治研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

本学学則第 66 条により 1958 年 4 月に大学の附置研究所として設置されたが、2001 年度にその後の社会変化に対応して具体的目標や研究活動のあり方を検討・見直しを行い、本学の理念である「学の実化」に即した社会貢献を行っている。

大学院博士課程後期課程に在学する学生（以下「大学院生」という。）の研究者としての自覚を促し、関西大学における学問研究の充実に資するため、大学院から委託された学生を研究所の準研究員として受け入れており、2005 年度には社会学研究科の大学院生１名が関西活性化研究班において研究活動に参加している。

RCSS 及び PG ラボでは、大学院生をリサーチ・アシスタント（RA）として採用する制度を始めているが、経済・政治研究所のその他の研究班活動では、まだ始まっていない。

各研究班に大学院生あるいは博士課程単位修得後退学者（以下 OD という）を RA ないし PD として雇用する制度は存在しない。しかし、研究会への参加や共同論文執筆などの形態で、大学院と関係を強化している。

関西大学における社会科学研究の中核としての自覚に基づき、RCSS と PG ラボにおいて PD と RA を 10 名雇用して、研究教育上の後継者の養成に寄与している。

【RCSS】

経済・政治研究所との関係については、RCSS には RCSS 推進委員会及びその下部組織としての RCSS 人事委員会が設置されている。関西大学専任教員がメンバーである。いずれの委員会も RCSS センター長が委員長を務める。なお、RCSS の母体である経済・政治研究所の所長及び事務長もメンバーとして上記の二つの委員会に所属している。予算及び決算に関しては、RCSS 推進委員会で決定され、関西大学予算委員会に RCSS センター長が出席する。ただし、RCSS 推進委員会において審議決定した事項のうち、経済・政治研究所に関連する重要事項は、経済・政治研究所運営委員会の議を経ることとなっている。問題点は、設立以来 6 年を経過し、予算規模においても研究者数においても一学部をはるかに凌駕する組織となった RCSS に対して経済・政治研究所が運営しきれなくなっていることである。

【PG ラボ】

本研究センターは、経済・政治研究所を母体として外部資金に採択された。人文・社会系の分野で申請を行い、経済学・政治学・社会学等の社会科学の観点から高度な情報技術を活用する研究を推進するために、1958 年以来の歴史を有する経済・政治研究所を母体とすることは適切である。しかし、本研究センターの予算・研究員規模が母体である附置研究所の規模と比較して大きいため、母体研究所による管理監督機能の点で、問題が出てきている。大学として、大型予算を獲得した研究センターの管理監督機能を整備する必要があると思われる。一方で、大型予算を獲得母体としての附置研究所の存続は必要であると考えられ、大学として、附置研究所の在り方を検討する必要があると思われる。たとえば、学部・機構から 1 年もしくは 2 年の年限で研究所に出向して、研究に専念し、研究期間終了後に、所属組織にもどれるような研究専念制度も作るべきである。

４　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

RCSS には、PD3 名及び RA3 名の予算枠が設けられている。PD は、公募を経て、3 名の審査員により提出論文が審査され、博士号取得状況、国際会議報告実績、査読付学術誌への掲載実績を吟味して採否が決定される。採用後もすべての PD は英語論文執筆や国際会議報告の実績を挙げている。RA は、最低 1 編の査読付論文を条件として公募され、提出論文が 3 名の審査員により審査され、採否が決定される。RA には国内学会の報告を義務付け、国際会議報告を奨励している。村上雅俊 RA は、2004 年 4 月の採用後に、WEHIA2005（10th Annual Workshop on Economic Heterogeneous Interacting Agents）、WEHIA2006（1st International Conference on Economic Sciences with Heterogeneous Interacting Agents）で報告を行い、2007 年 7 月に関西大学に博士論文（経済学）を提出した。

PG ラボでは、PD2 名（または 3 名）・RA2 名（または 1 名）の予算を有しており、学位取得者・大学院生と共同研究を実施する体制を整えている。また、2007 年度からは、特任研究員の立場で大学院生後期課程学生を参画させており、共同研究の陣容に工夫を加えている。また、大学院博士前期課程及び学部生にも積極的に研究活動に参画させ、国内外の学術講演会への参加・発表を経験させている。

５　学内外の研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

文部科学省科学研究費補助金、受託研究、学内の重点領域研究の採択実績は以下の通りである。

表Ⅰ-7-27　文部科学省科学研究費補助金の採択実績　2005 年度

研究班・センター	研究代表者	テーマ	研究種目	補助金総額
ソシオネットワーク戦略研究センター	柴　健次（商）	電子化による簿記・会計の表示志向が社会に及ぼす影響の研究	基盤研究 C	1,100 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター	上田　昌史（PD）	オープンソースソフトウェアの社会・経済分析	若手研究 B	1,300 千円
政策グリッドコンピューティング実験センター	松本　茂（経）	行政の環境規制の施行に関する分析	若手研究 B	1,100 千円

2006 年度

研究班・センター	研究代表者	テーマ	研究種目	補助金総額
現代産業社会と人間関係研究班	髙木　修（社）	人間関係の今日的様相とその意味：資源としての「社会的絆」を基幹概念として	基盤研究 C	1,100 千円
東アジア研究班	水野　一郎（商）	中国における社会関連会計の現状と動向についての研究	基盤研究 C	1,300 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター	柴　健次（商）	電子化による簿記・会計の表示志向が社会に及ぼす影響の研究	基盤研究 C	1,000 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター	竹村　敏彦（PD）	情報インフラにおけるセキュリティ投資の経済分析	若手研究 B	1,100 千円
政策グリッドコンピューティング実験センター	松本　茂（経）	行政の環境規制の施行に関する分析	若手研究 B	800 千円

表Ⅰ-7-28　2005-2006 年度の受託研究等

研究担当者	委託元	課　題	期　間	研究費
関西活性化研究班 髙瀬　武典・ 森田　雅也（社）	大阪府	「ワーク・ライフ・バランス」に関する調査研究業務	2006.10.2 ～ 2007.3.30	1,327 千円
関西活性化研究班 髙瀬　武典（社）	吹田商工会議所	吹田ブランド創出事業展開についての予備調査	2006.10.1 ～ 2007.3.15	250 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター 横見　宗樹（PD）	特定非営利活動法人白神ねっと	「平成 17 年度中小商業ビジネスモデル連携支援事業」 世界遺産地域ブランドの市場化調査分析事業と地域コミュニティサイトのコンセプト開発	2005.6.2 ～ 2006.2.28	900 千円
ソシオネットワーク戦略研究センター 柴　健次（商）	（共同研究） ㈱インターリスク	リスク事象のデータベース作成	2005.6.2 ～ 2006.3.31	900 千円
政策グリッドコンピューティング実験センター 田村　坦之（工）	㈱ルネッサンステクノロジー	次世代枚葉生産ライン制御方式の研究（2）（3）	2005.4.1 ～ 2007.3.31	1,200 千円

表Ⅰ-7-29　2005 年度の関西大学重点領域研究助成（2006 年度はなし）

研究領域 B	研究担当者	研究課題	研究経費
大学の地域社会への貢献	関西活性化研究班 大西　正曹（社）	産官学連携の関西大学モデル形成	3,500 千円
大学における教育と研究	ソシオネットワーク戦略研究センター 柴　健次（商）	関西大学の会計教育の高度化（会計大学院）を挺子にした国際会計教育・研究拠点形成	5,000 千円

6　国際的な共同研究への参加状況

【関西活性化研究班】

2005 年 7 月に Ibata Kathryn 氏（米国デポール大学経済政治学部助教授）を招いて講演・研究会を行った。また、2005 年度は研究員のうちの 2 名が長期在外研究に従事しており、国際的な視点からの研究を展開した。

【ビジネス・エシックス研究班】

イギリスと日本の協同組合を研究対象とする研究員は、イギリスにおける関連学会への参加、国際学会での発表等を行い、イスラーム研究のためにトルコに滞在した研究員も研究発表を当地で行っている。

2006 年 12 月に Istvan Hont 氏（ケンブリッジ大学歴史学部レクチャラーキングスカレッジ・フェロー）を招いて、法学研究所と共催の公開セミナーとして講演・研究会を行った。

【少子高齢化社会の総合政策研究班】

2004 年度に招へいした John P. Laitner（ミシガン大学教授）との共同研究を継続して行っている。

【現代産業社会と人間関係研究班】

アメリカ・ヴァージニア大学大石繁宏准教授との共同研究に向けて準備を進めている。

【RCSS】

第 6 回 RCSS 国際ワークショップが、“Information and Communication Economics”をテーマとして、2006 年 8 月 31 日に、関西大学東京センターで開催された。Gottinger 博士が、論文“High Speed Technology Competition”を報告した。微分ゲームを用いた寡占的競争下の技術戦略決定モデルの提案である。これに続き、第 4 回ソシオネットワーク戦略研究国際会議が、“The Fusion between Policy Science and Information and Communication Technology”をメインテーマとして、2006 年 9 月 1 日に東京都千代田区丸の内 2 丁目のコンファレンススクエア・エムプラスで開催された。

午前の専門家研究会発表は英語のみを用いて開催され、参加研究者の榎原、矢田、及び谷田が 4 年間の研究成果を披露した。すなわち、榎原博之の“Empirical Analysis of Internet Service Provider and Its Policy Implication”、矢田勝俊の“Data Mining for Management and MUSASHI”、谷田則幸の“A Study on Japanese Public Pension System Using Multi Agent Simulation”の 3 報告である。

午後の招待講演と討論会は日英同時通訳つきで行われ、日本学術振興会学術システム研究センター研究員 4 名、科学技術・学術審議会国際委員会委員、大学設置・学校法人審議会会長、中央省庁課長 2 名など、オピニオン・リーダーの参加を得た。基調講演は、“Scientific Impact by Grid Computing”, Ian Foster 教授（シカゴ大学)、“Did Internet Change World Economy? ”, John Zysman 教授（カリフォルニア大学バークレー校)、“Does Computer Help Democracy?”, 鵜飼康東（研究代表者）の 3 講演であった。

続いての討論会は、“New Computer Networks and Policy Studies”のテーマで行われた。共同司会者は篠﨑彰彦（参加研究者）と松岡聡教授（東京工業大学）であり、パネリストは Ian Foster 教授、John Zysman 教授、林敏彦 教授（放送大学）と鵜飼であった。

第 7 回 RCSS 国際ワークショップは、2006 年 9 月 16 日に、関西大学千里山キャンパス RCSS マルチメディア・ラボで開催され、英語による報告と討論が行われた。Kenji Kushida 氏（Graduate Researcher, BRIE, UC Berkeley）が招待されて、日本と韓国のブロードバンドに対する競争促進政策の違いについて、政治学的観点から報告した。戦略的姿勢緩和という政策パッケージについて、ゲーム理論の適用の可能性をめぐって白熱した議論が交わされた。

【PG ラボ】

2005 年度に国際ワークショップ（2005 年 11 月 12 日）を開催し、IIASA の Makowski 博士を招聘し、意思決定に関する議論を「Structured Modeling Support for Policy Making」と題して行った。また、第 1 回政策グリッドコンピューティング国際会議（2006 年 1 月 14 日）を関西大学にて開催した。

2006 年度に多目的進化的アルゴリズムに関する国際会議（2007 年 3 月 5～8 日）を開催し、124 件（30 カ国）の投稿論文に対して、65 編（24 カ国）の論文が採択され、96 名の参加を得た。

ウ　法学研究所

1　法学研究所の目的・目標の適切性

関西大学法学研究所（以下、「本研究所」という。）は、「立法・司法・行政に関する理論、政策及び実態を総合的に研究調査し、もって市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的」（関西大学学則 69 条）として、1987 年に設立された。最近の目まぐるしい社会環境の変化は、法の変動を生じさせるとともに、新しい複合法領域の形成を促す。このような状況において、「立法・司法・行政に関する学際的、国際的視野に立った共同研究の推進」（本研究所規程第 2 条）を目指して、法学研究者だけではなく、政治学者、行政学者、経済学者、社会学者、理工学者などから構成された研究員が共同研究を行う本研究所の目的は、時代の要請に応えている。

また、裁判員制度の実施などにより、市民の法に対する意識や関心も高まっている。この点についても、

「市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与する」との本研究所の目的は適切性を増している。

2　法学研究所の研究活動状況

ここでは、本研究所の「運営体制」、「研究体制」「研究成果の公表」「社会へ向けての研究成果の還元状況」の四つに焦点を合わせて、その状況を検討する。

【現状の説明】

(1) 運営体制

本研究所は、その運営について、所長と所長を補佐する幹事 4 人から構成される幹事会が執行する。公平性の観点から幹事 4 人は各研究班には所属せず、研究計画の策定、研究班の構成、及びシンポジウム・現代法セミナー等の開催を策定する。また、運営委員会は、幹事会構成員と各研究班主幹からなり、幹事会の策定したもの等を審議する。また、研究委員会は、研究員全員で構成され次期所長の選出、研究所規程の改正等の基本的事項を審議する。

本研究所には、研究テーマ毎に 4 研究班が置かれ、これら各研究班は、所長に提出した「研究計画書」に従って研究を行う。各研究班は、定例研究会を開催し、各班の研究は、本研究所で開催される総合研究会において、研究の進捗状況の報告がなされる。その報告書は『ノモス』に掲載されている。研究期間は 1 期 2 年間として、期間終了後に、各班は 1 年以内に『研究叢書』を公刊している。

なお、本研究所の運営に関しては、広く学外からの意見を反映させるために、1998 年度から学外有識者からなる顧問制度が採用されている。また、関西大学に附置されている東西学術研究所及び経済・政治研究所との間では、統一テーマの下で 3 研究所合同のシンポジウムを年 2 回開催するなどの調整と連携が行われている。

(2) 研究体制

本研究所では、研究テーマごとに研究班が組織されて、その研究班を中心とした共同研究を行うという研究体制がとられている。新たな研究班及び研究課題は、これを全学的に公募し、提出された研究計画書に基づいて、運営委員会において決定される。当初は 3 研究班体制（1 研究班当りの研究員は 6 名程度）であったが、1993 年度より 4 研究班体制に拡充された。研究期間は 1 期 2 年であるが、多くの場合、2 期 4 年で研究班の交代が行われる。

本研究所の研究員の資格に関する明文の定めはない。また、学外への委嘱研究員制度があり、積極的に利用されている。さらに、女性研究員、あるいは、外国人研究員も積極的に受け入れている（女性研究員 2005 年度 2 名、2006 年度 1 名、2007 年度 0 名、外国人研究員 2005 年度 1 名、2006 年度 1 名、2007 年度 2 名）。

本研究所の各研究班は、それぞれ研究課題を設定し、所長に提出した「研究計画書」に従って研究活動を行ってきた。本研究所が主催する全体的な研究会には、総合研究会がある。この研究会は年に 2 回開催され、各研究班の研究の中間報告あるいは総括報告が行われるとともに、班別及び研究所全体の自己点検・評価が行われる。

(3) 研究成果の公表

2005 年度と 2006 年度の研究所刊行物は以下のとおりである。

『研究叢書』第 32 冊（2005 年度）『大都市圏における選挙・政党・政策（続）―大阪都市圏を中心に―』
第 33 冊（2005 年度）『区分所有建物の法的課題』
第 34 冊（2005 年度）『アジアのマイノリティと法Ⅰ』
第 35 冊（2005 年度）『循環型社会の環境政策と法』

『ノモス』　第 16 号（2005 年度）「ポーランドにおける汚職と組織犯罪」、「大津事件考―供述調書等からみた犯行の動機」、「インドの地方選挙における欠格事由」、「フィンランド刑法における近時の発展」、「War, Politics, and the U. S. Constitution Today」、「地域金融機関と企業取引」他

第 17 号（2005 年度）「ヨーロッパ諸国における投票棄権者の増加―民主主義の将来とは？」、「EU 統合と市民」、「ヨーロッパにおける極右とポピュリズム」、「日本の都市政策の特徴、発展、課題について」、「地方分権改革下の都市計画―自主的管理型と積極的市場型―」他

第 18 号（2006 年度）「日本の総合交通体系における鉄道の役割と課題」、「鉄道事故の現状と安全確保のための制度」、「信楽列車事故の教訓と鉄道事故調査」、「1997 年改正以降の中国刑法の状態と傾向」、「グローバル化された法世界における世界主義」、「電子公証制度の現状と問題点」他

自己点検・評価報告　関西大学法学研究所（2003 年度～2004 年度）

第 19 号（2006 年度）「空の安全―技術、政策、そして法―」、「東アジア共同体構想と日印関係」、「スリランカの憲法問題」、「行政と NPO の協働に関する理論」、「妊娠中の女子少年に対する医療少年院における人工妊娠中絶」他

表Ⅰ-7-30　研究班の活動と成果（刊行物）

年　度	2005	2006
マイノリティ研究班研究会	5 回	7 回
環境政策研究班研究会	6 回	5 回
公証制度研究班研究会	6 回	7 回
政策形成研究班研究会	1 回	1 回
総合研究会	2 回	2 回
研究叢書	1 点	4 点
ノモス	16 名　199 頁	18 名　235 頁

(4) 社会へ向けての研究成果の還元状況

すでに見たように、本研究所は、市民の法生活の向上と法文化の発展に寄与することを目的としている。その達成のために、市民・学生を対象とする公開講座（年 2 回 2 講演）、及びビジネスマン・公務員・法曹・研究者を対象とする現代法セミナー（年 2 回 4 報告）を継続的に開催している。また、年に 4 回開催される特別研究会があり、そこでは本研究所の招へい研究者などの外国人研究者による報告も行われている。

本研究所が主催する通常のシンポジウムは、年に 1 ないし 2 回開催される。各回において、全体テーマが設定され、報告者・討論者それぞれ 2 ないし 3 名の報告・討論で構成されている。近年の開催状況は以下のとおりである。

表Ⅰ-7-31　各種行事の開催状況

年　度	2005	2006
シンポジウム	1 回　4 報告	2 回　4 報告
特別研究会	5 回　7 報告	7 回　7 報告
公開講座	2 回　2 報告	1 回　1 報告
現代法セミナー	2 回　4 報告	2 回　2 報告
経済・政治研究所 法学研究所公開セミナー	1 回　1 報告	―
科研プロジェクト共催 国際ワークショップ	―	1 回　7 報告
法学部・人権研共催 学術講演会	―	1 回　1 報告
3 研究所連立型研究班 合同研究会	―	1 回　1 報告
法学部 120 周年記念行事 法学部・法学研究所 共催コロキアム	―	1 回　3 報告

2005 年度においては、公開講座では 1 回に平均約 230 名、特別研究会では 20 名、シンポジウムでは 60 名、現代法セミナーでは 30 名、2006 年度においては、公開講座では 130 名、特別研究会では 20 名、シンポジウムでは 30 名、現代法セミナー50 名という参加状況であった。

また、本研究所のウェブサイトでは、本研究所の最新の行事案内を行い、全国紙（大阪本社版）等での案内、近畿圏法学部設置 17 大学法学部、近畿圏 6 弁護士会、大阪商工会議所、関西生産性本部企画組織への広報を行っている。

【長所】

本研究所は各研究班が設定した研究課題をそれぞれ遂行することをその中心的研究活動とし、研究所の運営はそのサポートを中心として行われてきた。このことによって多分野にわたる多くの研究成果を挙げることができたことは評価できる。研究員についても、学外の研究者を委嘱研究員として積極的に受け入れている。具体的には、2005 年度は 13 名、2006 年度では 12 名となっている。

出版物の刊行状況についても良好である。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーといった社会へ向けての研究成果の還元についても、積極的に行われている。

また、本研究所と他の人文・社会科学系研究所（東西学術研究所及び経済・政治研究所）との更なる活性化と競争的資金の獲得を目指して、「アジアにおける経済・政治・法・文化システムの展開と交流に関する総合的比較研究」を共同テーマに連携を進めている。2006 年 11 月には「経済・政治・社会・文化システムの展開と交流－アジアの視点から－」をテーマに法学研究所主導で合同研究会を行ったことは評価できる。

【問題点】

運営体制・研究体制については大きな問題はない。研究叢書の刊行状況も良好であるが、必ずしも一般的な形で（一般書店などで）流通しているとはいえない。また、所収の論文には、単著形式が多い。共同研究の長所を生かして、共著の形式で執筆された研究成果を増やすことも必要である。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーについては、参加者数をさらに増やす努力が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

3 研究所間で連携を進めている 3 研究所連立型研究班合同研究会における研究成果を書籍などの形で発表していく予定である。研究叢書についても、科学研究費補助金の研究成果公開促進費や学内の出版助成制度を利用して、一般的な書籍としての流通を促進する。シンポジウムや公開講座、現代法セミナーは、研究所ウェブサイトやメーリングリストなどによる広報を積極的に展開して参加者の 10 パーセント増を目指す。また、参加者の数のみでなく、より意識及び関心の高い層の参加を促すために、一般の勤労者が参加しやすいような開催時間や開催場所を設定する。

３　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

研究員の学部別構成を検討し、偏りがないかどうかを検討する。また、本研究所の主催行事への学部生・大学院生の参加状況を概観する。それらについて長所・問題点を指摘した後、問題の改善策を提示する。

【現状の説明】

研究班の構成員は、法学部や法科大学院のみではなく、政策創造学部や社会学部などの他学部、さらに学外から広く集められる傾向にある。

最近の研究班の構成は、以下のとおりである。

表Ⅰ-7-32　研究員の所属学部等　2005 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マイノリティ研究班	1 名	0 名	6 名	7 名
環境政策研究班	2 名	1 名（工）	2 名	5 名
公証制度研究班	1 名	3 名（法務）	3 名	7 名
政策形成研究班	3 名	1 名（総情）	2 名	6 名

研究員の所属学部等　2006 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
マイノリティ研究班	1 名	0 名	6 名	7 名
環境政策研究班	2 名	1 名（工）	2 名	5 名
公証制度研究班	1 名	3 名（法務）	2 名	6 名
政策形成研究班	3 名	1 名（総情）	2 名	6 名

研究員の所属学部等　2007 年度

研究班	法学部	他学部	学外	合計
公証制度研究班	1 名	3 名（法務）	2 名	6 名
政策形成研究班	1 名	3 名（政策・社）	2 名	6 名
アジア法文化研究班	2 名	1 名（政策）	3 名	6 名
安心と安全研究班	2 名	2 名（政策・環境）	0 名	4 名

また、シンポジウムを共催する形をとって、大学の学部との連携が図られている。2005 年度及び 2006 年度では、特別企画による行事として、法学部との共催の形で、「法学部・人権研共催学術講演会」・「法学部 120 周年記念行事コロキアム」が開催されている。

本研究所所蔵の資料・図書は、本学の院生・学生の利用に供されている。また、本研究所主催の公開講座・現代法セミナーには本学の学生・院生が、シンポジウム・特別研究会には主に院生が参加している。公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会を併せてみた 1 回ごとの院生及び学部生の平均参加人数は、2005-6 年度において 18 名である。

【長所】

研究員の所属学部については、バランスが取れた構成になっている。公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会への院生及び学部生の参加が一般的になっていることは評価できる。

【問題点】

研究員の所属学部に関して偏在性は見られないが、「新しい複合法領域の形成を促す」との本研究所の目的に鑑みれば、さらに多くの学部の教員が研究員に加わる必要がある。院生及び学部生の公開講座・現代法セミナー・シンポジウム・特別研究会への参加についても、さらに 20 パーセントを目標にして人数を増やす必要がある。

【将来の改善・改革に向けての方策】

できるだけ多様な学部から研究員を集められるように、インフォーマルな学部間の連絡会議を開催して、研究班募集時のテーマ設定の段階から多くの学部からの代表者が参加できるようにする。構成メンバーにおける特定学部への集中度を測る指標として、各学部が研究員数に占める割合の二乗和で 1 を割ったもの（逆数）を採用した場合、それが常に 2 を上回ることを目標とする。

シンポジウム及び研究会については、学部・大学院の講義との連関性をより一層強めることによって、学生・院生の参加を促すようにする。

４　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

本研究所における研究プロジェクトへの学生の参加について、そのための制度を説明し、運用状況を概観する。それらについて長所・問題点を指摘した後、問題の改善策を提示する。

【現状の説明】

制度化されたものとしては、従来から本学の博士後期課程在学中の院生の「研究者としての自覚を促し、関西大学における学問研究の充実に資するため」（『大学院博士課程後期課程学生を法学研究所の共同研究に参加させることに関する覚書』）、「研究所委託学生」として研究班に受け入れるという制度があったが、2002 年度から名称を「準研究員」とし、研究者養成という役割をより明確にしている。

【長所】

準研究員制度により、大学院生が外部を含めた多くの研究者と交流できること、研究所の設備を研究目的

で利用できるようになること、研究成果を発表する機会が与えられるようになっていることは評価できる。

【問題点】

準研究員制度による大学院生の本研究所への受け入れ実績がないことは問題である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

準研究員制度が活用されていないことの理由の一つとして、大学院生の研究テーマと本研究所の研究班における研究テーマとの不一致があげられる。研究者養成を配慮した研究テーマの設定を行うように努めるとともに、研究班の数を増やすことによって参加機会を増大させることも必要である。これらによって、早期に準研究員の受け入れを行う。

５　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

本研究所において、外部資金受け入れのためにどのような試みがなされているかを検討し、実際の資金獲得状況を検討する。その後、これについて今後の改善策を提示する。

【現状の説明】

本研究所の各研究班は、研究の遂行のために科学研究費補助金の申請を行うことを義務づけられている。2004-2006 年度マイノリティ研究班（研究代表者：孝忠延夫）による「アジアにおけるマイノリティの法的地位をめぐる諸問題－国民形成・国民統合・国民国家の将来像－」（基盤研究 B 海外学術調査）、2005-2007 年度公証制度研究班（研究代表者：久保宏之）による「公証制度の現代的課題の比較法的、理論的実証研究」（基盤研究 C 一般）、2007-2008 年度政策形成研究班（研究代表者：小西秀樹）「小泉政権下の政権下における価値の生成と変容」が採択されている。

また、さらなる法学研究所の発展を目指して、私立大学学術研究高度化推進事業・学術フロンティア推進事業に「マイノリティと法」をテーマに申請予定である。

【長所】

科学研究費補助金の申請を義務づけて、積極的に外部資金の導入を図っていることは評価できる。また、基盤研究Ｂなど大型のプロジェクトを含めて採択の実績も上がっている。

【問題点】

研究班ごとの外部資金獲得状況については一定の成果を上げているが、複数の研究班による研究費の共同申請はほとんど行われていない。これに関連して、より大型のプロジェクトのための外部資金の獲得が必要である。

【将来の改善・改革に向けての方策】

複数の研究班による大型プロジェクトの申請をより容易にするために、研究班の編成時点でそれぞれの間の関係を考慮した研究テーマの設定を行うことも必要である。また、近い将来における COE プログラムなどの大型プログラムへの共同申請をも視野に入れて、本研究所以外の人文・社会科学系研究所（東西学術研究所及び経済・政治研究所）との連携を今後より密接にする必要がある。

６　国際的な共同研究への参加状況

本研究所において、国際的な共同研究の実施のためにどのような試みがなされているかを検討し、実施状況を検討する。その後、現状についての改善策を提示する。

【現状の説明】

国際的な共同研究への参加を広い意味でとらえれば、特別研究会、現代法セミナー及びシンポジウム等において、海外の研究者を招き学術交流が行われ、2005 年度では 6 名、2006 年度では 17 名に及んでいる。また、「関西大学外国人招へい研究者規程」、または、本学と外国の協定大学との間で締結されている学術交流協定に基づいて、毎年、外国からの研究者を受け入れ、研究交流を行っている。2005 年度には中国から 1 名、2006 年度には韓国から 1 名、2007 年度には中国から 1 名を継続的に受け入れている。その一方で、国外の大学・研究所とともに中・長期的に共同研究プロジェクトを進めるなどの試みは活発ではなかった。

【長所】

学外や国際間の交流は、研究者の交流につながっている。シンポジウムや研究会の開催などでは、国外の大学・研究所との交流が盛んに進められてきた。本研究所は、関西における学術交流センターの役割も果たしている。

【問題点】

単発的なシンポジウムや研究会のレベルでは国際的な研究交流がさかんに行われているが、国外の大学・研究所とともに中・長期的に共同研究プロジェクトを進めることなどについては、今までのところそれほど大きな成果をあげていない。もっとも、研究班レベルでそれに向けての取組はなされてはいるが、具体化はしていない。

【将来の改善・改革に向けての方策】

シンポジウムや研究会をとおして、本研究所は国外の大学・研究所との関係をすでにもっている。今後はこれを活用して、中・長期的な共同研究プロジェクトへとつなげていくために、シンポジウムや研究会をその準備作業の一つとしても位置づけて、人選とテーマの設定を行う必要がある。

エ　先端科学技術推進機構

【現状の説明】

（ア）沿革と組織概要

関西大学に工学部が開設された 1958 年から 6 年後、1964 年に「工業技術に関する基礎理論、応用についての調査、研究を行い、わが国の工業技術の進歩、発展に寄与することを目的とする」として関西大学工業技術研究所が設立された。この研究所は、独自の研究施設・設備・装置を有しておらず、工学部教員を中心に共同研究を目的として再組織化した研究会・研究グループに、国内外を問わず企業も含め他の研究機関の研究者も参加できる、研究機構的性格をもって永らく活動が続けられた。

1996 年度に、本学が文部省（現：文部科学省）の私立大学学術研究高度化推進事業の補助対象事業である「ハイテク・リサーチ・センター整備事業」の拠点に選定されたことにより、同研究所にはハイテク・リサーチ・センター（HRC）が建設された。続いて 1997 年には、同じく補助対象事業である「学術フロンティア推進事業」の拠点にも本学が選定され、学術フロンティア・センター（FSC）が建設された。このような状況の変化に対応し、2002 年 4 月「先端科学技術を推進し、もって人類の福祉の向上と地球環境の保全に貢献することを目的とする」として、38 年間に渡り産学連携活動の窓口となった工業技術研究所を廃し、6 研究部門と 2 研究センター及び産学連携センターを擁した先端科学技術推進機構に生まれ変わった。研究センターでのプロジェクトは、いずれも研究期間 5 年の時限プロジェクトながら、独自の研究施設を有し、最先端の研究設備・機器が備えられている。

2003 年には「産学連携研究推進事業」の拠点にも選定され、産学連携研究センターが開設されると共に、12 月大阪医科大学と医工連携の学術交流協定を締結し、2004 年新しく医工薬連携研究センターを立ち上げて新たな医療機器や診断技術の開発を目指した。

このように本機構が、6 研究部門と 4 研究センターを有する研究機構に発展した事と、これまでの産学連携事業及び知的財産の創造・保護・活用は、大学の第三の使命たる社会貢献と受け止め、2005 年 4 月、副学長を本部長とする社会連携推進本部を立ち上げ、その中に産学官連携・知財センターを設置して先端科学技術推進機構から移譲した。さらに、2005 年 6 月には研究体制を今日的な重点研究領域により一層沿わすために研究部門の見直しを行い、従来の 6 研究部門を 4 研究部門に再編し現在に至っている。

（イ）研究部門の設置と研究員登録

先端科学技術推進機構には当初、新物質・機能素子、情報・通信、生命・人間、エネルギー・環境、システム創成、社会・都市の 6 研究部門が設けられ、全学教員が現時点での専門を基準として、各々が所属している学部・学科の枠に捉われず、何れかの研究部門に研究員登録し、研究課題に対応した専門家グループの

機動的形成を容易にすると共に、産業や社会的ニーズの変化に対応する柔軟性を持つ全学体制を作り上げてきた。2005 年 6 月からは部門の更なる緊密化を図ることと、今日の日本において先進的かつ重点を置いた研究が希求されている数領域を念頭に置き、次の 4 研究部門へ再編した。すなわち、新物質・機能素子・生産技術（N)、情報・通信・電子（I)、生命・人間・ロボティクス（B)、環境・エネルギー・社会（E）研究部門である。引き続き 2007 年 4 月には、これら 4 研究部門それぞれに部門長を置いた。これは部門内の調整や研究組織に対する支援や助言、外部との連携などをより一層効率的に推進することを狙ったためである。

（ウ）研究センターの活動

ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターの設立は、私立大学学術研究高度化推進事業が起点となっているが、これにより本学の時代に沿った科学技術研究の施設・装置が整い、研究活動が全体的に活性化されたといえる。運営に関して必要な事項は、それぞれの内規に定め、研究目的を安全に達成するために安全委員会要項、本学大学院博士課程後期課程に在籍する学生の研究能力の育成を目的としたリサーチ・アシスタント及びポスト・ドクトラル・フェローに関する取扱い要領も制定した。さらに各センターの活動は、研究活動と並んで、蓄積された先端的知識や技術を産学官の連携の下に産業に応用し、新産業の育成、指導などを行うことにより、社会への還元に連なるものである。

2006 年度終了及び 2007 年度活動中の、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター及び産学連携研究センターで行われている研究プロジェクト、チーム等は次のとおりである。

a　関西大学ハイテク・リサーチ・センター（HRC）

①　ナノ・メソ空間制御材料開発プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

②　生命情報伝達系の機能分子と応答制御を基盤とするシステム開発プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

③　ユビキタス社会を支えるテラビット級超高密度情報記憶システムのための革新的ナノテクノロジーの開発
　研究期間：2005-2009 年度

④　持続可能社会を先導する物質群の革新的開拓プロジェクト
　研究期間：2005-2009 年度

⑤　ナノ材料にもとづいた高度環境化学技術の開発プロジェクト
　研究期間：2007-2011 年度

b　関西大学学術フロンティア・センター（FSC）

①　知的情報通信技術による高度防災交通支援システムの構築プロジェクト
　研究期間：2002-2006 年度

②　ナノ・サブマイクロ技術を用いた模擬／人工生体組織の創製と新診断・治療法の開発プロジェクト
　研究期間：2003-2007 年度

③　高度福祉社会の QOL 改善に寄与する生活支援工学構築のための実践的研究プロジェクト
　研究期間：2006-2010 年度

④　安全・安心・快適な社会構築のための知能・感性・情報通信技術の応用プロジェクト
　研究期間：2007-2011 年度

c　産学連携研究センター

①　食品製造工程から生じる廃棄物の有価物質への転換再生技術のプロジェクト
　研究期間：2003-2007 年度

②　将来型電気エネルギー社会を支える「キャパシタ型蓄電システム」の開発
　研究期間：2004-2008 年度

d　医工薬連携研究センター

（エ）研究会・研究グループとその活動

研究部門には部門所属研究員を代表者として研究会が設立されており、国内外における他の研究機関の研究者を交えての 10 前後の研究会が活動している。1 研究会は原則として 5 年間で終了し、新しい研究会が募集される。その設置は運営委員会において審議され、それらの研究会メンバーが本格的な共同研究を実施したい場合は、研究グループを構成して「研究計画書」を添えて設置を機構長に申請し、同じく運営委員会においてこれを審議する。同委員会において、提出された「研究計画書」が妥当と判断されれば、機構長は年間 700 万円程度の研究費補助を法人に申請する。研究グループは研究期間 3 年の時限プロジェクト組織である。関西大学先端科学技術推進機構研究会等に関する取扱要領を、2002 年 3 月 7 日付けで制定した。

2007 年度活動中の研究会は、次に示す 12 研究会がある。

① テラビット級超高密度情報ストレージのナノテクノロジー開発研究会
② ブリッジマネジメント研究会
③ 工学による QOL 改善のための生活支援研究会
④ 健康・自立を延伸する機能システム研究会
⑤ 地球環境建築研究会
⑥ 自然エネルギー発電システム研究会
⑦ 知能システム技術と感性情報処理研究会
⑧ フィジオーム生体機能モデリング研究会
⑨ 高速ネットワークを用いた計算ナノテクノロジーの工学的応用研究会
⑩ DLC／物質・機能・成膜技術研究会
⑪ 都市環境の潜在リスク研究会
⑫ 健康科学研究会

これら研究会を母体として 3 年時限の研究グループを立ち上げ、研究活動を行うことができる。2006 年度終了した研究グループと 2007 年度活動中の 4 研究グループを以下に示す。

① 工学による QOL 改善のための生活支援研究グループ　研究期間：2004-2006 年度
② グリッドシュミレーション研究グループ　研究期間：2004-2006 年度
③ 健康・自立を延伸する機能システム研究グループ　研究期間：2004-2006 年度
④ 知能システム技術と感性情報処理研究グループ　研究期間：2006-2008 年度
⑤ 自然エネルギー発電システム研究グループ　研究期間：2006-2008 年度
⑥ 地球環境建築研究グループ　研究期間：2007-2009 年度
⑦ 生体制御分子探索と機能解析を基盤とする健康科学研究グループ　研究期間：2007-2009 年度
⑧ e-Business 研究グループ　研究期間：2007-2009 年度

（オ）先端科学技術シンポジウムの開催

HRC では、第 1 回関西大学先端科学技術シンポジウムを 1997 年 1 月に開催して以来、毎年 1 月にこれを開催してきた。FSC では第 1 回シンポジウムを 1999 年 3 月に開催し同様に継続した。このようにそれぞれ別個に開催してきた成果公表のシンポジウムを、2002 年度、第 7 回先端科学技術シンポジウム以後 HRC のプロジェクト研究のみならず FSC 他、研究センター及び研究部門の研究グループとの合同のシンポジウムとして開催し、学会講演と同様に概要集を発行するように改善した。その結果、学外の企業・研究所からの参加者数が顕著に増加し、2007 年 1 月 17、18 の両日に本学 100 周年記念会館で開催した「第 11 回関西大学先端科学技術シンポジウム」では、参加者延数 738 名に達した。プログラムは、ナノテクノロジーとベンチャー起業を焦点に特別講演 2 件をそれぞれの専門家に依頼した。研究センターと部門の研究成果は 19 のセッションに分かれ、本学研究者による 83 件の一般講演を行った。さらにセッション毎に招待講演を行い、

それぞれの分野における先端的研究の情報収集と官公庁及び企業等学外研究者との交流をはかった。また会場ロビーには研究成果のポスターパネル 96 件を展示し、若手研究者、大学院生によるパネル説明会の時間も設定した。

これとは別に、それぞれの研究センターのプロジェクトは年数回の講演会を催し、研究成果はそれぞれの専門分野における権威ある学会に発表・投稿を行い、その別刷りをもって別途アブストラクトと掲載学協会誌等を明示した表紙をつけて収録し毎年刊行している。2006 年度研究成果刊行物は以下の通りである。

○『平成 18 年度ハイテク・リサーチ・センター研究成果報告書』(300 部)

○『平成 18 年度学術フロンティア・センター研究成果報告書』(300 部)

○『平成 18 年度産学連携研究センター研究成果報告書』(300 部)

（カ）情報公開による社会貢献

a　先端科学技術推進機構の機関誌等の刊行

第 6 章の沿革にも記した通り、先端科学技術推進機構は 1964 年に開設されて以来、工業技術研究所の特色の一つとして企業の技術向上に協力し、受託・共同研究、委託試験等に積極的に応じてきたことが挙げられる。当時、国公立大学では産学連携が悪とされた世相の中、本学は地域社会への貢献を産学連携で打ち出したパイオニアであった。工業技術研究所は社会への情報公開・発信の立場から、機関誌『技苑』を年 4 回発行して、研究論文や技術報告、解説、総説論文を掲載してきた。しかし執筆者にとって学会投稿論文と労力に差が無いのに、実績評価の低い紀要の研究論文が評価主義の時代に研究員から敬遠され、輪番制で投稿を募らなければならない状態であった。そこで 2000 年度からは、そのうち 1 回を「産学連携特別号」として、研究シーズ・法人承継特許を掲載するように改め、2002 年度、先端科学技術推進機構への変遷と共に『技苑』は年 3 回の発行に改めた。また、これまで年 4 回発行の『工技研ニュース』は、『先端機構ニュース』として最新の研究成果等を「トピックス」のコラムに掲載するなど、機構の活動状況を紹介する内容は変わっておらず、そのうちの 2 回を使って、工学部教員が公表した研究成果を網羅して半年毎に掲載している。これは、著書や原著論文のみならず、国際並びに国内の学会発表・特許なども網羅し、著者、共同研究者、共同発表者をも含めた詳細な研究成果情報である。すなわち、本学の理工学系教員・研究員の成果を完全な形で示したデータベースとして大変有用で価値のあるものになっている。

さらに、企業等への情報公開の一つの取組として 1998 年から研究者データ集『関西大学工業技術研究所研究者総覧』を 2 年毎に発行していた。内容は過去の研究実績から現在行っている研究まで幅広く掲載していたが、2000 年をもって印刷物を廃し現在は Web 上で大学のホームページから閲覧できるシステム（http://www.kansai-u.ac.jp/ordist/）に切り替え、キーワード検索も可能になっている。

なお、2006 年度『技苑』第 123 号は、特集「各産業分野における技術開発の現状」と題して、4 研究部門それぞれから研究員各 1 名と各部門が推薦する外部研究機関・企業等の研究員各 1 名の合計 8 名から、研究開発の現状について報告した。第 124 号は特集「プロジェクト研究報告概要集」として最新の研究成果を解説記事にして刊行するなど、機関誌『技苑』が社会において利用されることを願って編集した。

b　先端科学技術推進機構主催・共催の公開講座・学術会議

わが国は、戦後の経済復興に大きく貢献した欧米の技術に依存したキャッチアップ型産業構造の転換を余儀なくされ、発明等の付加価値の高い知的財産権の創造とその活用によるフロンティア型社会への道を切り開く必要性が問われており、新産業創出の一環として大学発ベンチャーに大きな期待がかけられている。関西大学工業技術研究所では、学生ベンチャーを目指す学生及び学外者のため、1999 年は 8 回連続講座「ベンチャー論」の開催を始めた。そこで参加者に対して講座が役立ったか、どのようなテーマについて聴きたいかのアンケートを集計したところ、学部生、大学院生の関心は「起業に際して必要な実務的知識」、「経営方法」、「新技術・新製品を開発するまでのいきさつ」の順に高いことがわかった。

2004 年度は、発明の日記念講演会「大学で生まれる基本特許・企業で生まれる基本特許」をテーマに、青色発光素子の研究とデジタルカメラの手ぶれ補正システムの実用化の講演会を行い盛況であった。

関大 ORDIST セミナーは「コア技術の権利化と起業」をテーマに、大学発ベンチャーの経験者、司法書士による起業ノウハウ、特許情報検索の活用について講演、実習を行った。また知的財産セミナーは特許庁、近畿経済産業局との共同主催で、特許戦略で成功している企業担当者による研究成果の権利化、知的財産の管理と活用についてのセミナーを実施し、工学系学生のみならず法学、経済学系の学生の参加を得た。

【長所と問題点】

（ア）学内の共同研究に果たしている役割

2006 年度研究部門別研究員数は新物質・機能素子・生産技術研究部門が 57 名、情報・通信・電子研究部門が 38 名、生命・人間・ロボティクス研究部門が 29 名、環境・エネルギー・社会研究部門が 66 名、所属部門なし 2 名の計 192 名であり、所属は工学部 187 名、総合情報学部 5 名よりなる。現状は理工系 3 学部教員の占める割合が非常に多く、大学院工学研究科生 648 名を主たる研究協力者とした年間の研究成果の発表は、近年 2,098 件に昇り、内約 17%が国際会議である。学術雑誌に掲載された年間の論文数約 318 件と共に、研究員のアクティビティーの高さを示しており、本学の知財活動の礎となるものと自己評価している。しかし今後は、例えばグローバル COE のような横断的かつ総合的なプロジェクトをも念頭に置いた、他学部教員も参画できる学際的な研究テーマ、領域の選定を推進する必要があり、真に総合大学の利点を活かした研究活動の推進を目指すべきであると考えている。

教員の研究活動には、従来からの少人数による基本的なものから、最近よく行われている多くのメンバーによる組織だった総合的な研究まで種々の形態がある。また、研究手法も従来から行われている基本的な装置を使用したものから、いわゆる先端技術による高度な装置によるものまで広範囲にわたる。そこで、研究部門における研究会、研究グループの設置、ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターでの研究活動は、まさに、これらの広範な研究を包括する能力をもち、本学の科学技術研究の中核拠点として、重要な役割を担っているといえる。

各研究会においては、研究テーマに関わる進捗状況を調査する一方、トピックスについて国内外の研究者を招き、講演会が 1 研究会に付き年 2～3 回程度開催され、活発な討論が行われている。2006 年度には 5 回の講演会が開催され、講師はすべて学外研究機関から招かれた。従来から毎年その 5 割が外国の研究者による英語の講演で、こうした講演会の場は、関連部門の大学院生や若い研究者にとって最もよい実学的理解の場となるだけでなく、専門分野の外国語に慣れる機会としても貴重であり、学部卒業研究生や大学院生も先端科学技術推進機構主催の各種講演会に積極的に参加し、教育効果をあげている。

ハイテク・リサーチ・センターと学術フロンティア・センターでの研究活動は、予算規模も大きく、5 年間の時限プロジェクトで進められている。貴重な研究施設であるので、これに最もふさわしい質の高いプロジェクトを立ち上げていかなければならない。

また、プロジェクトをスクラップ・アンド・ビルドして、両センターの研究の継続的活性化に努める必要がある。そこで新しいプロジェクトへの交代にあたっては、多くの研究員にチャンスが与えられるように、ハイテク・リサーチ・センター及び学術フロンティア・センターともに、終了プロジェクトの主担者は連続して次のプロジェクトの主担者として参画しないことを申し合わせている。しかしその場合、既設の機械装置などは主担者が原則として研究室に移設し、定められた期間、引き続き使用できることになっているが、移設が困難な大型機械装置をどのように処理するかの問題が残る。なお、移設の費用については 2001 年度より法人が負担することになり研究費への圧迫は改善された。今後は、NEDO や JST に代表される重要な外部資金によるプロジェクトについても、これらのセンターの施設を利用することが具体化しつつある。つまり、研究に特化したこれらセンターの面積を有効利用として、利用の必要性と効果の高いプロジェクトに開かれていくことは当然であろう。

一方これらの研究・実験の遂行者は主として若手教員と大学院生であり研究成果の発表に多くの大学院生の参加が認められる。このことは大学院生の研究力の養成として、さらに成果をまとめて報告書、論文に仕上げる能力を身につけることができ、その教育効果は多大である。また新たな発明・発見が特許等知的財産

として承継される際、その発明者として大学院生も参画できるほうがこれからの研究スタイル、成果の公表姿勢として望ましいと考え実施している。しかし大学帰属の知的財産の管理方法には課題もあり、他大学の例も参考にして見直しを継続して進めている。

（イ）学外との研究交流に果たしている役割

ハイテク・リサーチ・センター及び学術フロンティア・センターでは、外部から客員研究員を1年の期間で招く制度があり、これを積極的に利用し、学外機関との共同研究が順調に進行している。また産学連携研究センターは、文部科学省の事業目的である「共同研究の推進」に基づき設置されていることから、企業等の研究者との交流が積極的になされている。医工薬連携研究センターでは、医学部を持たない本学が医科大学との学術交流協定に則り実施されている。このような共同研究を進めるに当たっての相手先は、従来は個々の教員のコネクションを中心とした、個人レベルの交流に依っている企業などが殆どであった。これはこれでもちろん今後も継承されていくべきアプローチであるが、今後は大学間や研究機関といった本機構対外部機関の連携をさらに深めて行く必要があると判断し、その方向でいくつかの計画を進めている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004 年 3 月、国立大学研究機関と企業研究部門それぞれの長を審査員に、先端科学技術推進機構独自で外部評価を受けた結果を受け、「選択と集中」の推進、提案力や綿密な体制に基づく研究の発揚を目指して、2005 年 6 月に 6 部門から前述の 4 部門への再編成を行った次第である。この部門再編によって、当機構の目的と役割に柔軟かつ迅速に対応できる研究体制の整備と、より効果的な研究資金の運用が可能となった。同時に、わが国の第2期科学技術基本計画における重点4分野、すなわち「ナノテクノロジー・材料」、「バイオテクノロジー」、「情報」及び「環境」の各分野への対応性が良くなり、各種大型プロジェクト研究や研究助成事業への応募、実施体制作りにも有利になった。また、2007 年 4 月からは、これら各 4 部門に部門長を置き、部門内の緊密化や部門間の調整、目的に応じた研究者編成の促進、さらに部門単位からの提案力強化などを今後狙っているところである。これと並行して機構長に加えて副機構長を置き、機構運営をより強化した。ただしこのような人的体制の変更がどれほど効果的であるかはまだ明確でない面があり、今後、必要に応じてさらに改変を行う可能性もある。

機構の置かれている学内では、2007 年 4 月から従来の工学部が理工系 3 学部に改編され、理工系大学院もそれに応じた方向で改編が進められている状況にある。機構研究員の大部分が理工系3学部の教員である以上、学部・大学院と機構との関係は常に重層的であるので、それぞれの位置づけが不明確であると研究及びそれに関連する運営が非効率になりかねない。そこで、特に研究の促進を軸にして将来を展望した場合、理工系大学院との何らかの連携を考えるのは不自然ではない。すなわち、研究の組織化や計画立案に戦略的な面を打ち出す場合、大学院及び学部との緊密な連携が効果的と考えられる。問題は、組織としてのあり方であり、これにはかなりの幅が考えられる。極端に言えば、本機構と大学院組織を一体化させることもあり得ないことではなく、逆に、全くの別組織として維持し、研究組織の自由度や臨機応変性・柔軟性を維持する考えにも理がある。現在はこのような幅広い選択肢の検討を始めたところであり、多くの議論を経て将来像が絞られることになるであろう。いずれにしても、今後の本機構の役割として、ボトムアップ的な個々の教員の能力を核として展開している研究交流と、いわばトップダウン的な戦略的研究組織のタイミングの良い構築と推進が共になされる場である必要がある。前者には十分な実績があり現在の教員の能力から鑑みて今後も有望であろう。一方、後者の研究組織構築力の強化については、主な将来検討の課題として検討されるべきと思われる。

オ　人権問題研究室

（ア）人権問題研究室の目的・目標の適切性

1974 年に前身となる「部落問題研究室」が設置され、その後 1985 年に、「人権問題研究室」として発展的に改組された。その目的は、「部落問題、人種・民族問題、障害者問題、女性問題等国内外の諸差別につ

いて研究調査し、基本的人権の確立に寄与すること」（関西大学人権問題研究室規程第 2 条）である。こうした目的のもとに、独立の研究室を設置して差別問題に取り組み、研究・調査・啓発活動を展開したのは、全国の私立大学の中でも本研究室が最も早い。

（イ）人権問題研究室の研究活動状況

a　研究組織

【現状の説明】

研究調査活動は、「研究室規程」に明記された部落問題、人種・民族問題、障害者問題、女性問題の 4 研究班編成で行われる。研究期間は 1 期 2 年間であるが、テーマによっては、同一テーマを継続することも多い。研究テーマは研究班で設定され、新しい研究テーマは研究員会で決定される。研究員は、全学で公募される専任教員及び学外からの委嘱研究員によって構成される。もちろん専任教員は、自分の専門領域に関係なく応募でき、何ら支障はない。文献研究、フィールドワークやアンケートによる調査研究、実践報告等、さまざまな共同研究及び個人研究によって、人権問題に関する研究を行っている。

学部別研究員数を別表に示した。

表Ⅰ-7-33　研究室における学部別研究員数　2007 年度

学部等	法	文	経済	商	社会	総情	システム	環境都市	外機	計	委嘱研究員	合計	研究班数
研究員数	2	8	1	1	3	1	1	1	4	22	8	30	4

【点検・評価】

研究体制は、研究班による研究テーマの設定、研究員会による研究テーマの決定、全学に向けての公募といった手続きで組織されている。学部を超えた共同研究という意味でも、オープンな研究室を作るという点でも、公募の体制を維持したい。学部の枠や個々の教員の専門を超えて共同研究できる利点は大きい。

また、学外の有識者を委嘱研究員として招くことで、現場感覚や生活感覚に根ざした議論が可能になっている。本研究室では共同研究や学際研究が中心となるので、このような基本的枠組みがぜひ必要であり、今後も維持したい。

しかし、差別問題はもちろんのこと、時代に即応したテーマや緊急性の高いテーマについても対応できる研究体制があるとよい（もちろん今までも対応してきたわけだが、多様化する人権問題に対応できる体制が望まれる）。

具体的には未定だが、期限付きの研究班やプロジェクトチームなどを置き、研究テーマの設定と研究体制をより柔軟にする方向を検討している。

また、人的体制の活性化のためには、若干の工夫も必要である。まず、同一の研究員が長期にわたって研究員を続ける傾向がある（もちろん研究の蓄積は重要だが）。第二に、研究員が文学部に特に多く、他方、1～0 名になる学部もあるという偏よりがある。これについては専門領域との関連度ということもあり、一概にいえないが、特に少ない学部についての配慮が必要である。第三に、委嘱研究員の割合が高いが、これを逆に言えば専任教員の関心が低いということでもある。

これらについては、研究員がすべて学部等の教育職と兼任している影響が大きい。多忙な中で余力を割いての研究活動となる。研究室専任の研究員など望むべくもないだろうが、若手新人の起用や文学部以外の教員の参加につながるよう、広報や募集方法を工夫したい。

b　研究内容

【現状の説明】

各研究班はそれぞれ研究テーマを設定し、研究計画書にしたがって研究を進める。研究室主催の定例の研究活動は、月 1 回の研究学習会が中心となる。研究員による発表はもちろん（教員同士といえども、お互いの専門については意外に知らない）、学外から有識者を招いて話を聞くなど、刺激的で活発な議論が行われている。研究班によっては、独自に会合（研究会）をもったり、合宿研究会を行っている場合もある。また、

人権問題委員会との合同による研究会も開催している。研究の成果は『人権問題研究室紀要』（年 2 号）を初め、『人権問題研究室室報』（年 2 号。これは広報誌も兼ねている）、『人権問題研究室公開講座』（年 4 回。これは社会貢献も含む）において発表される。

2005 年度 2006 年度における各研究班の研究テーマ数、研究学習会の実施状況については別表の通りである。

【点検・評価】

本研究室が扱うテーマは近年ますます多様化しており、さまざまな専門領域の成果を集約しなければ見えない問題も増えてきた。この点、定例の研究学習会が研究室員全体で開催されていることには大きな意義があり、今後も継続したい。

一方、これまでの 4 班編成ではカバーできない新たなテーマもでてきている（たとえば、「子どもの人権」「セクシュアル・マイノリティ」「報道と人権」など）。また、毎回の研究学習会は、当番の研究班がアレンジするため、班のテーマを超える話題について議論する機会が少なくなっている。

2007 年度から、研究学習会を 1～2 回増やすなどして、時代に即応したテーマや緊急性の高いテーマについて議論する予定である。

ただし、研究員はすべて学部等の教育職と兼任であり、多忙な中、一同が会する時間の確保すらむずかしいという現状がある（現在は便宜上、金曜日の 3 時限目に設定されている）。研究員の余力をみながら、できるところから無理なく充実を図るのがベターだろう。

さらに、これは他の機関とも共通する問題と思われるが、高槻キャンパスとの移動困難により一部の研究員に負担を強いることになっている。授業や時間割その他の負担に対する配慮が全学的見地から検討されることが望ましいと思われる。

c　研究方法

【現状の説明】

本研究室では 1985 年以降、部落問題、人種・民族問題、障害者問題、女性問題の 4 班体制で研究活動を行ってきた。2003 年度以降の各研究班における実績を別表にまとめてみた。

表Ⅰ-7-34　各研究班における活動実績

年　度		2003	2004	2005	2006
班編成	部落問題研究班	9 名 3 テーマ	8 名 3 テーマ	8 名 3 テーマ	8 名 3 テーマ
	人種･民族問題研究班	10 名 4 テーマ	11 名 5 テーマ	11 名 5 テーマ	13 名 5 テーマ
	障害者問題研究班	10 名 4 テーマ	11 名 4 テーマ	11 名 4 テーマ	11 名 4 テーマ
	女性問題研究班	4 名 2 テーマ	4 名 2 テーマ	4 名 2 テーマ	4 名 2 テーマ
活動と成果	研究学習会	7 回 9 報告	6 回　10 報告	6 回　6 報告	7 回　8 報告
	紀　　要（年 2 回）	16 名　503 頁	9 名　327 頁	9 名　414 頁	(1 回)3 名　80 頁
	公開講座（報告書）	4 名　118 頁	4 名　108 頁	4 名　148 頁	4 名　124 頁

【点検・評価】

研究テーマを深く掘り下げるという点でも、研究を効率的に進めるという意味でも、研究班体制によるメリットは大きく、この枠組みは今後も維持していきたい。

一方、多様化する人権問題（例えば「被差別部落における女性の就労」「在日朝鮮人と障害者問題」「女性障害者のかかえる問題」）に取り組むには、班の枠組みを超えた共同研究も必要である。

班の名称については、内容をより適切に表すように変更する予定である。また、期限付きの研究班やプロジェクトチームによる研究を置き、研究テーマの設定と研究体制をより柔軟にする方向も検討している（具体的には未定）。この点については、かつて「沖縄問題プロジェクト」を組んだことがある。

d　管理運営体制

【現状の説明】

人権問題研究室は 4 研究班からなり、各班に 1 名の幹事を置いている（人権問題研究室規定第 8 条）。運

営組織には、室長と幹事4名によって構成される幹事会と、研究員全員によって構成される研究員会がある。研究室の運営等については幹事会で話し合い、研究員会で審議する。

人権問題研究室が、2005 年度に執行した経費は 8,459 千円（決算額。以下同じ）である。2006 年度に執行した経費は7,040 千円である。これから見て取れるように、予算は、年々抑制される傾向にある。

施設・設備等については、事務室（53.58 ㎡）、合同研究室（53.58 ㎡）、室長室（24.79 ㎡）、図書資料室（53.58 ㎡）、資料保管室（集密書架）（26.77 ㎡）からなり、合せて 316 ㎡のスペースをもつ。図書資料の増加に伴い、書庫が狭隘化している。また、閲覧室が無いので確保する必要がある。

研究室が収集した図書資料などは、研究員、教職員、学生の利用に供されている。現在、蔵書数は2万冊、受け入れ雑誌数は175 タイトルである。また当研究室が保管する「森杉夫氏収集史料」は学外の研究者の利用にも供されている。また、1990 年 4 月以降に受け入れた図書はデータベース化され、オンライン検索が可能となっている。なお、1997 年 3 月に開設された研究室のホームページに対して国内外から多くの関心が寄せられている。「森杉夫氏収集資料」については、第一学舎改築に伴い、保管場所を天六学舎に一時保管しているが、近い将来、人権問題研究室に復帰されることが望ましい。

e　社会貢献

【現状の説明】

1995 年度から研究室主催の「公開講座」を年 4 回開催し、研究成果の地域社会への還元と、基本的人権についての啓発活動を行っている。また 2006 年度には、自治体（茨木市）と人権講座を共催した。それぞれの講演は『公開講座報告書』として小冊子にしてきたが、2007 年度以降廃止し、代わりに DVD に記録し、人権問題研究室図書室に保管、閲覧に供する予定である。

2005 年度と 2006 年度の実施状況は別表の通りである。

【点検・評価】

社会貢献は人権問題研究室としても重要な役割である。公開講座はニーズもあり（もちろん好評でもあるので)、今後も継続していきたいと考える。

ただ近年の動向として、講師もテーマも聴衆も限られてしまう傾向があり（特に自治体との共催の場合はそうである)、新しい方向性を模索する時期に来ているようにも思える。

公開講座は公開講座として存続しつつ、もう少しゆるやかな枠組みの中で、地域の人々とつながる可能性があるとよい。

また、各研究班の研究成果は『人権問題研究室紀要』(年 2 回）に発表している。研究室の活動状況は『人権問題研究室室報』(年 2 回）で公表されている。特に『室報』の発行は、研究室の広報と人権問題に対する啓発を兼ねており、重要な役割をもつと思われる。

研究成果の公表義務に関する規定化や申し合わせ事項は特に取り決められておらず、整備の必要がある。

（ウ）附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

【現状の説明】

研究員を全学から公募し、学部の枠や個々の教員の専門を超えて共同研究をしている。国内の研究交流としては、学外の有識者が委嘱研究員として加わることで、大学やアカデミズムの枠にとらわれない、現場感覚や生活感覚に根ざした議論が可能になっている。各学部や学内の各研究所との連携、あるいは他大学の人権問題研究室（研究所）との交流は、現在のところほとんどない。この点については、積極的に連携を図る必要がある。

【点検・評価】

学部を超えた共同研究という意味でも、オープンな研究室を作るという点でも、多様な専門領域から人権問題について研究できる利点は大きい。

一方、各学部や各研究所との連携、あるいは他大学の人権問題研究室（研究所）との交流は、現在のところほとんどないに等しい。過去に、法学研究所との共催で講演会を開催したことはあるが、共通するテーマ

の講演会やシンポジウムを、当該機関と共催するなど積極的に連携を図る必要がある。

（エ）学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性

【現状の説明】

定例の研究学習会は学生の参加が認められており、実際、（少数ではあるが）参加もある。また、人権問題研究室の有する図書資料や視聴覚資料は研究員のみならず、広く全学の学生の利用に供している（閲覧、貸出及び複写サービスも行っている）。また資料室で授業が行われることもある。

【点検・評価】

定例の研究学習会は、すべての学生に門戸を開いている。

しかし、研究学習会への参加、資料の利用、授業での利用いずれについても、まだまだ少ない。

学生に対する広報と周知がさらに必要である。現在、研究員が学生への参加を促しているところである。また、大学院生を「準研究員」として受け入れ、研究者養成の一翼を担う等の制度も検討課題にしたい。

（オ）研究助成を得て行われる研究プロジェクトの展開状況

【現状の説明】

人権問題研究室として研究助成を得ている研究プログラムはない。研究員の個人レベルでは、研究助成や外部資金を得たり、自治体からの要請を受けて、それぞれが研究活動を継続している。

【点検・評価】

研究助成こそないが、研究員の日頃の成果を持ち寄ることで、刺激的で活発な議論が可能である。

現在のところ、外部資金がないとできない研究はない。研究員の個人研究の集積、知恵を出し合い、できるところから実践していくという姿勢も人権問題においては大切である。

班を超えるテーマについては、期限付きの研究班やプロジェクトチームによる研究を目指している。その際、外部資金を得ることが望ましい。具体的には未定だが、2008 年度に申請を検討中である。

（カ）国際的な共同研究への参加状況

【現状の説明】

海外との研究交流については、テーマの性質上、人種・民族問題班が中心的・継続的に活動してきた。2005 年度には韓国におけるジェンダーの調査、2006 年度にはブラジルにおける人種問題の調査を実施し、研究者との交流を図っている。また委嘱研究員として複数の在日外国人（主として韓国、朝鮮人）が加わっており、国際交流の力となっている。

【点検・評価】

現在のところ、研究員の個人レベルではあるが、国際的な研究ネットワークが着実に形成されている。

研究室の「国際化」については、これまでも指摘されてきた。例えば海外の研究員の受け入れや国際シンポジウムの開催などが、検討課題となっている。

国際交流は今後、人権問題研究室が力を入れていきたい領域でもある。予算等の問題もあるが、2007 年度には、他の学部や研究所との協力も図りつつ国際シンポジウムを開催する予定である。

カ　なにわ・大阪文化遺産学研究センター

【現状の説明】

（ア）研究の目的・意義

なにわ・大阪文化遺産学研究センターは、「なにわ」「上方」と称された地域に歴史的に蓄積され、Living Heritage として継承されている文化遺産を通じて、新たな学問分野としての文化遺産学の構築を目指す機関として、平成 17 年 4 月より研究機関として立ち上がった。

本プロジェクトの意義は、①文化遺産を通じた「なにわ・大阪的生活様式」の解明と、文化遺産学の方法論的な確立・若手研究者及び高度専門職業人の養成、②遺産目録・遺産マップ・伝統技術など出版物・電子情報を通じた社会への研究成果の公開、③保存会・顕彰会・町づくり NPO 団体などと協力した、④文化遺産

を核とした地域活性化プランの提示、文化遺産を通じた国際交流の促進がある。

（イ）研究組織

本研究プロジェクトの研究代表者であるセンター長のもとに、プロジェクトの進捗を主に総括する総括プロジェクトリーダーを設置し、一定の役割分担を行っている。さらに、祭礼遺産研究、生活文化遺産研究、学芸遺産研究、歴史資料遺産研究の四つのプロジェクトをそれぞれのプロジェクトリーダーが統括することで、事業の進捗を図っている。各プロジェクトは、それぞれのリーダーの下に、研究員 25 名（学内 12 名・学外 13 名）、研究協力者 8 名（学内 1 名・学外 7 名）、PD2 名、RA7 名で構成されており、大学院生やインターンシップ生が研究補助を行っている。各研究調査活動の点検と促進は、例会活動を通じて行われている。

上記四つの研究プロジェクト相互の連携のために、リーダー会議（年間 4 回程度）があり、調査・研究の進捗状況や今後の課題について情報交換を行っている。また、研究員との意思疎通を図るために、学内研究員が加わる推進委員会（年間 6 回程度）があり、構想調書にもとづく事業の展開、PD・RA の募集など人事案件は、すべてここで決められる。また、事務局会議（年間 10 回程度）を開催し、研究サポートについて協議している。さらに、学内外研究員・研究協力者全員が参加する合同例会（年間 2 回）を実施し、調査・研究の方向性について議論する場を設けている。また、PD と RA の報告が中心となる月例会（年間 9 回程度）があり、各プロジェクトの研究進捗状況や出版物について協議している。

本プロジェクトでは、これらの会議を重層的に配置、運営することで円滑な事業の展開を図っている。

（ウ）研究活動

本プロジェクトでは、大阪府下の大小寺社とその周辺の地域社会をフィールドとし、主に「構想調書」に従って調査・研究活動を行っている。それぞれの研究の特質を最大限に発揮するため、祭礼遺産・生活文化遺産・学芸遺産・歴史資料遺産に分けて調査・研究をすすめている。

祭礼遺産研究プロジェクトでは、大阪の夏祭り調査と「大阪夏祭りカレンダー」の作成、生活文化遺産研究プロジェクトでは、藤井寺市道明寺天満宮調査や大阪の食文化・伝統技術の調査、学芸遺産研究プロジェクトでは、東京大学史料編纂所所蔵『竹垣直道御代官日記』の翻刻と本センター所蔵『長島侯独楽園賀詞帖』の研究、歴史資料遺産研究プロジェクトでは、関西大学博物館所蔵本山コレクション金石文拓本の調査・研究と藤井寺市道明寺天満宮宝物調査が主な成果として挙げられる。

各研究プロジェクトの調査・研究の成果は、年 2 回開催の研究例会のほか、研究プロジェクトの枠組みを越えて実施される文化遺産学フォーラム（計 3 回）、NOCHS レクチャーシリーズ（計 5 回）、地域連携企画（藤井寺市・八尾市）、ワークショップ（計 3 回）などに結実させるとともに、『なにわ・大阪文化遺産学叢書』（№1～№4）、『NOCHS Occasional paper』（№1～№5）、News Letter『難波潟』（№1～№6）などの出版物やホームページ、メール通信「NOCHS MAIL」（№1～№32）を通じて広く学内外に公開している。

2005 年度～2006 度の主な研究行事については以下のとおりである。

表Ⅰ-7-35　**（研究例会）**2005 年度

研究プロジェクト	回	開催日	論　題	報告者
祭礼遺産	1 回 2 回	9.10 06.1.21	「大阪の夏祭り調査報告」 「近世の民俗に対する知識人の関与－河南平石の祭礼を題材に－」	黒田　一充（研究員） 市川　秀之（研究員）
生活文化遺産	1 回 2 回	10.1 06.1.28	「なにわ・大阪の食文化序説」 「道明寺天満宮スキャニング調査報告」	酒井　亮介（研究員） 妻木　宣嗣（研究員） 宮元　正博（RA） 千葉　太朗（RA）
学芸遺産	1 回 2 回	10.5 06.1.28	「大阪天満宮御文庫のこと－連歌書を中心に－」 「鬼洞文庫一枚摺調査の経過報告と今後の展望」 「関西大学図書館蔵『上方芝居絵帖』『一養亭芳瀧筆画帖』について」	島津　忠夫（大阪大学名誉教授） 松本　望（RA） 北川　博子（研究員）

研究プロジェクト	回	開催日	論　題	報告者
歴史資料遺産	1回	11.26	「なにわ・大阪の歴史資料調査～歴史資料班の第一歩として～」	櫻木　潤（RA）
		06.2.27	「古代難波津論」	若井　敏明（関西大学非常勤講師）
			「平安時代の難波津」	西本　昌弘（研究員）

2006年度

研究プロジェクト	回	開催日	論　題	報告者
祭礼遺産	1回	7.1	「異形のはきもの」	藤井　裕之（研究員）
	2回	07.1.12	「大阪府下の神社合祀に関する新聞記事調査」	内田　吉哉（RA）
			「明治後期の大阪の神社」	和住　香織（関西大学大学院博士課程前期課程）
生活文化遺産	1回	7.29	「モノづくりの今」	森　孝男（研究員）
	2回	07.1.13	「出土金属製品の保存処理」	尼子　奈美枝（研究協力者）
			「関西大学なにわ・大阪文化遺産学研究センターでの金属器保存処理～保存科学について～」	川本　耕三（研究協力者）
			「無層理未固結堆積物の堆積環境復元－レーザー回析による粒度分析法とX線像から－」	木庭　元晴（研究協力者）
学芸遺産	1回	6.3	「大坂代官竹垣直道の名所見物－『代官竹垣直道日記』を読む」	内海　寧子（RA）
			「伊勢長島藩主増山雪斎の文人交流－『独楽園賀詞帖』に見る－」	有坂　道子（研究員）
	2回	12.4	「上方浮世草子作者「都の錦」－メディアとしての舌耕・書き本、そして出版－」	山本　卓（研究員）
			「港の歴史と文化　－江口・神崎・大物－」	鶴崎　裕雄（研究員）
歴史資料遺産	1回	7.7	「四天王寺の信仰と芸術」	南谷　恵敬（研究協力者）

表Ⅰ-7-36　**（文化遺産学フォーラム）**2005年度

開催日	回	テーマ	報告者
1.22	1回	なにわ・大阪の文化遺産 （於：関西大学博物館実習室）	髙橋　隆博（関西大学文学部教授・関西大学博物館長） 南坊城　充興（道明寺天満宮宮司） 前田　成雄（清文堂出版㈱会長・大阪書林御文庫講副講元） 酒井　亮介（㈳大阪市中央卸売市場本場市場協会資料室室長） 本中　眞（文化庁記念物課名勝部門主任調査官）
11.12	2回	大阪と沖縄の文化遺産 （於：関西大学 法文第一学舎第3会議室）	高良　倉吉（琉球大学法文学部教授） 髙橋　隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長）

2006年度

開催日	回	テーマ	報告者
11.25	3回	まちづくりと文化遺産 （於：りそな銀行大阪本社）	神野　直彦（東京大学大学院経済研究科教授） 川口　良仁（平野の町づくりを考える会会長・全興寺住職） 土居　年樹（天神橋筋商店連合会会長） 中村　英雄（徳島市・新町川を守る会代表） 角　知子（新世界アーツパーク事務局チーフ） 藤原　明（㈱りそな銀行地域サポート本部プランニングマネージャー）

表Ⅰ-7-37　**（地域連携企画）**2005年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.22	1回	河内国府遺跡里帰り展 （於：藤井寺市道明寺天満宮）	長谷　洋一（研究員） 米田　文孝（研究員）

2006年度

開催日	回	テーマ	報告者
10.14	2回	八尾安中新田植田家の文化遺産 （於：八尾市龍華コミュニティセンター）	李熙連伊（八尾市立歴史民俗資料館学芸員） 藪田　貫（なにわ・大阪文化遺産学研究センター総括プロジェクトリーダー） 岸本　邦雄（八尾市文化財課課長）

表Ⅰ-7-38　(NOCHS レクチャーシリーズ) 2005 年度

開催日	回	テーマ	報告者
9.24	1 回	なにわ・大阪の神社 （於：関西大学尚文館）	近江　晴子（大阪天満宮文化研究所研究員） 真野　修三（明治安田生命「関西を考える会」代表） 内田　吉哉（RA） 森下　正博（大阪府立食とみどりの総合技術センター野菜園芸グループリーダー）
06.1.14	2 回	なにわ伝統野菜 VS 京野菜－復興のなにわか伝統の京かー （於：関西大学図書館）	久保　功（野菜文化史研究センター所長）

2006 年度

開催日	回	テーマ	報告者
6.24	3 回	近世大坂の学芸 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室）	Andrew　Gerstle（ロンドン大学 SOAS 教授・国際日本文化研究センター研究員） 水田　紀久（元関西大学教授・木村蒹葭堂顕彰会代表）
07.1.19	4 回	中・近世の大坂の寺院と歴史資料遺産 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習・展示室）	大澤　研一（大阪歴史博物館学芸員） 冨坂　賢（独立行政法人国立博物館東京国立博物館主任研究員）

表Ⅰ-7-39　(ワークショップ) 2006 年度

開催日	回	テーマ	報告者
5.13	1 回	天王寺舞楽の魅力 （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習展示室）	解説：小野　功龍（研究協力者・天王寺楽所雅亮会理事長） 演奏：天王寺楽所雅亮会
11.18	2 回	お茶と茶釜－千里庵へのいざないー （於：なにわ・大阪文化遺産学研究センター1F　文化遺産実習・展示室／関西大学茶道部茶室）	講演：角谷　一圭（伝統工芸作家） 解説・指導：福原宗寿宗匠・関西大学茶道部 OB 会「洗心会」

表Ⅰ-7-40　(特別プロジェクト) 2006 年

開催日	テーマ	報告者
10.28	関西大学がはぐくんだ大阪学と中国学 パネルディスカッション「日本のなかの大阪文化遺産」 （於：関西大学 BIG ホール 100）	髙橋隆博（なにわ・大阪文化遺産学研究センター長） 森まゆみ（作家・地域雑誌編集者・センター外部評価委員）／小野功龍（研究協力者・天王寺楽所雅亮会理事長）／Andrew Gerstle（ロンドン大学 SOAS 教授・国際日本文化研究センター研究員）／笑福亭仁智（㈳上方落語協会理事）／コーディネーター：藪田貫（なにわ・大阪文化遺産学研究センター総括プロジェクトリーダー）
	特別公演「篝（かがり）の舞楽」 （於：関西大学尚文館前中庭）	解説：小野功龍／演奏：天王寺楽所雅亮会

表Ⅰ-7-41　(その他) 2006 年度

開催日	テーマ	報告者等
10.4	公開シンポジウム 近世大坂画壇の特質 （於：芦屋市立美術博物館）	橋爪　節也（大阪市立近代美術館建設準備室） 有坂　道子（研究員） 北川　博子（研究員） コーディネーター：明尾　圭造（研究員）
10.25	大阪ブランドサミット 「大阪の四季を彩る祭礼」 （於：大阪国際会議場 10Ｆ）	黒田　一充（研究員） ＊映像紹介（四天王寺聖霊会舞楽大法要・天神祭）／なにわの伝統野菜関連商品試食／「大阪の夏祭りカレンダー2006 年版」配布

(エ) 地域社会への還元

本センターで実施する研究行事は、参加する人たちが大阪の文化遺産について体験し、考え、理解を深める場となっている。このように、研究成果を地域社会に還元し、地域社会からの反応を知ることによって、さらなる研究の深化を図っている。

大阪には、自治体・大学・民間がつくった大阪の文化を紹介する機関がかなり存在し、貴重な資料も所蔵しているが、それらは「点」としての存在で世間に広く知られているとは言えず、資料の活用も十分ではない。これらを「面」として機能させるため、本センターが拠点となって、ネットワークづくりなどを呼びかけたい。

（オ）教育活動に果たす役割

文化遺産は、次世代に継承してこそ財産となり、新しい資産を生み出すものであるが、現在の子供たちにそれを教えるための適切な教材が乏しいのが現状である。このような現状をふまえ、本センターにおいて、子供たちが理解しやすいように、調査・研究の成果をまとめ、適切な学習教材を提供することによって、研究成果の学校教育への還元が図れるものと考えている。

また、本センターでは、初年度 PD を 1 名、RA を 6 名採用し、四つの研究プロジェクトと全体の活動をサポートすることとし、2 年目には全員継続して採用、3 年目には学位を取得した 1 名の RA を PD として採用するとともに、新たに 2 名の RA を採用した。学位の取得並びに博士課程後期課程の大学院生の研究活動を促進した結果、非常勤講師として大阪学を担当する者や、大阪府下の公民館・博物館から講師として招かれた者があり、若手研究者及び高度専門職業人の養成において成果があった。また、留学生への研究機会の提供という点では、2006 年にボン大学（ドイツ）学生を短期で受け入れたほか、2007 年 7 月～8 月にはルーベン・カトリック大学（ベルギー）、9 月にはケルン大学（ドイツ）の日本学科教授をそれぞれ受け入れた。

【点検・評価】

本センターでは、総括運営委員会として、学内研究員から構成される推進委員会を設けており、ほぼ毎月 1 回のペースで委員会を開催し、調査・研究状況について自己評価を行っている。研究費等の資源の配分については、推進委員会での自己評価の結果にもとづき予算を配分し、法人への予算申請を行っている。費用対効果についても、各研究プロジェクトの進捗状況に鑑みて、推進委員会においてその効果的活用方法が協議されている。

また、センターでは、3 名の有識者に外部評価委員を委嘱している。プロジェクト 2 年目の 2006 年 10 月 28 日には第 1 回外部評価委員会を開催し、センターの活動についての意見を求めた。

〈今後の方針と留意点〉

本研究プロジェクトの目的と全体の事業に留意して、今後の方針を以下に述べる。

第一に、若手研究者養成と高度専門職業人の養成という目的に関連しては、研究を支える PD と RA としての大学院生については、最大 3 年を任期に更新するという学内規定から、2008 年度は大幅な変更を予定している。2007 年度後期に募集をし、2008 年度以降の研究活動によって、新規に若手研究者養成と高度専門職業人の養成を始める。

第二に、研究成果等の公開については、これまで実績を積み重ねてきた地域連携を、さらに、北摂（大阪府北部）や泉州（大阪府南部）に拡大・継承して進めていく。それにより、大阪市内・河内（大阪府中部）と合わせて、大阪府下全域において文化遺産を通じた交流が促進される。

第三に、文化遺産とその活用の大阪的方法の特色を定めるには、他府県の事例との比較が不可欠である。このなかには、中国や韓国などの地域との比較も含まれるが、この重要性は、2007 年 7 月開催の国際シンポジウムを通じて学んだことである。シンポジウムの際には、中国上海・蘇州から当地での研究交流を望む声が寄せられており、東アジアの中での交流を強く意識した研究活動を進めたい。また、東アジアだけではなく、2008 年度には欧米の研究グループとの接点をも模索したい。

第四に、オープン・リサーチ・センター整備事業として展開する上で、市民や学生の参加はほぼ出来上がりつつあるが、義務教育の教育課程に本事業がどのようにかかわれるかも、これからの方針の一つである。「食育」として進められるなにわ伝統野菜の調査復活プロジェクト、あるいは遊び感覚も含めて見直しが進む伝統的生活様式を手がかりに検討を深める。

第五に、2007 年度に特別プロジェクトとしてスタートした「豊臣期大坂図屏風」の展開がある。オース

トリア州立博物館ヨアネウム並びに大阪城天守閣との間で結ばれた共同研究の締結にしたがい、2009 年度まで 3 ヵ年の事業を推進する。具体的には①屏風の情報分析②屏風情報から読み取る桃山～江戸初期大坂の生活文化③屏風をめぐる欧米との国際交流などについて、外部資金の獲得も視野にいれながら精力的に研究を推し進める。

(4) 倫理面からの研究条件の整備

本学では、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成 15 年 6 月 18 日法律第 97 号)」及びその関連法令並びに「吹田市遺伝子組換え施設に係る環境安全の確保に関する条例（平成 6 年 10 月 7 日吹田市条例第 29 号)」に基づき、本学の構成員が、遺伝子組換え生物等の第二種使用等を計画し、実施する際に遵守すべき安全確保に関する基準を示すことにより、遺伝子組換え生物使用の安全かつ適切な実施を目指すことを目的として「関西大学遺伝子組換え生物等の第二種使用等に関する管理規程」を定め、遺伝子組換え生物使用の安全確保のために「関西大学遺伝子組換え生物使用安全委員会」の設置に関する事項を定めている。

また、一部理工系学部においては、研究過程において動物実験がなされているものの、そこでは、施設が整備された関連する学外の研究機関においてのみ実施することが申し合わされている。また、その際に、生じる動物実験のあり方など倫理面に関しては、2007 年 1 月に制定された「関西大学研究倫理規準」において第 3 条(7)「ヒトを含む生物を対象とする研究を行う場合には、科学的かつ社会的に妥当な方法で進める」と明示し、生命の尊厳に配慮した研究への倫理が示されている。

8　施設・設備等

関西大学では、ハード・ソフトの両面において教育・研究を支障なく行うことができる環境整備及びその適切な管理・運用に努めており、特にハード面においては、最先端技術の検討・導入を積極的に行っている。大学の全体的・共通的なものの詳細は後述のとおりであるが、学部・大学院固有のものについてはそれぞれの項目に譲る。

(1) 大学における施設・設備等の整備

ア　施設の概要

関西大学は、千里山キャンパス（大阪府吹田市）、高槻キャンパス（大阪府高槻市）及び天六キャンパス（大阪府大阪市）の三つのキャンパスからなり、併設学校等を含めた敷地面積は、約 89 万㎡になる。

（ア）千里山キャンパスは、校地面積が 310,809 ㎡（大学設置基準上の必要面積の約 1.5 倍）、校舎面積が 178,983 ㎡（同約 1.7 倍）あり、1922（大正 11）年の千里山学舎建設以来、本学の教学理念に基づく学術振興の拠点としての整備を続け、現在では各学部の学舎棟をはじめ多彩な施設を擁する約 32 万㎡におよぶ教育・研究空間へと発展した。都心からの交通の便に恵まれながら、千里山の丘陵地に広がる豊かな緑にあふれた立地は、創造性と自由な精神を育む大学として絶好の教育環境を備えている。法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、システム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の九つの学部を中心に、総合図書館、研究施設、ホール、グラウンド、ジム、温水プール、レストランまで、学生生活を楽しむための施設が完備されている。学生が学習・研究に、課外活動に、自らの可能性をかけて取り組む活気にあふれたキャンパスから、「関大スピリット」ともいうべき自由闊達な気風が育ち、その数々の成果が世界に向けて発信されている。

（イ）高槻キャンパスは、校地面積が 453,417 ㎡（大学設置基準上の必要面積の約 23.9 倍）、校舎面積が 23,872 ㎡（同約 2.3 倍）あり、大阪と京都の中間に位置するなだらかな丘陵地にあり、総合情報学部を中心に各種施設を備えている。広々とした敷地には、教育・研究のための最新設備を整えた学舎棟をはじめ、セミナーハウスや運動施設などが完備されている。また、最先端技術を導入して、マルチメディア時代を先駆けるハイレベルな情報機能を備えている点も大きな特長の一つで、次世代を担う情報ジェネラリストを育てるのにふさわしいインテリジェント空間である。

（ウ）天六キャンパスは、大阪の都心部に位置し、約 1 万㎡の敷地に実践的な講座を多彩に展開するエクステンション・リードセンターが設置されるとともに、大学院総合情報学研究科のサテライトキャンパスとしての機能も有している。エクステンション・リードセンターでは、在学生に対する各種資格取得、就職活動のバックアップとともに、一般社会人の生涯教育やリカレント教育にも貢献している。都心部のターミナル近くという絶好のロケーションを最大限に活用して、より多くの人々に学習機会を提供する新しい学びの場としての充実した環境を備えている。

イ　省エネ対策と効果について

【現状の説明】

（ア）電気に関する省エネとしては、2000 年尚文館建設に伴いガスエンジン 1,200kW の高効率コージェネレーション設備を、2002 年第 3 学舎増築に伴い深夜電力利用氷蓄熱設備（溶液槽 77.2 ㎥　冷凍機 60 馬力）を、2006 年総合学生会館メディアパーク凜風館建設に伴いガスエンジン 1,630kW の高効率コージェネレーション設備及び 20kW の太陽光発電設備を設置したことにより、2000 年度に約 1,400 万円、2001 年度に約 2,800 万円、2002 年度に約 2,800 万円、2003 年度に約 2,400 万円、2004 年度に約 2,000 万円、2005 年度に約 1,040 万円、2006 年度に 2,830 万円の削減効果があった。

（イ）ガスに関する省エネとしては、1995 年より学舎の全体空調設備（ガス吸収式冷温水発生機）の運転・

管理に中央集中監視システムを導入した。これにより、温度・運転時間を細かく管理し、過剰な冷やしすぎや長時間運転を減少させたことにより、ガス使用量を削減することができた。ただし、2006 年 7 月に関西大学アイスアリーナを竣工したことに伴い、全体使用量としては14.5%の増加となっている。

（ウ）水道に関する省エネとしては、2004 年には千里山キャンパスの節水対策を実施し、直圧給水ポンプの圧力調整、空調用クーリングタワーの給水調節、ブロー水の管理、トイレ給水の節水対策、手洗器蛇口の節水対策、食堂用食器洗浄器の節水対策などにより、それらに係る上下水道や電力を省力化することで、2004 年度に 3,200 万円、2005 年度に 3,700 万円、2006 年度に 4,500 万円の削減効果があった。

また、2005 年には地下水活用システムを導入し、飲料水として地下水を利用することにより 2005 年度に 1,100 万円、2006 年度に 4,300 万円の削減効果があった。

【点検・評価】

（ア）電気に関しては、第 1 学舎 1 号館建設に伴い 10kW の太陽光発電設備が 2008 年 3 月に完成する予定で、これまでに導入してきたコージェネレーション設備の効果と合わせて年間約 2,670 万円の削減を予定している。

（イ）ガスに関しては、さらに省エネを目指して空調設備の中央集中監視システム未設置の建物について、年次計画でシステムの設置を進める。

（ウ）水道に関しては、節水対策及び地下水活用システムの導入効果により 2007 年度は年間約 8,500 万円の削減を予定している。

（エ）この他に、利用者（学生・教職員）のエネルギー節約に関連した啓蒙活動の推進、太陽光発電、風力発電の検討、省エネ建築物の推進なども検討し、更なるエコキャンパス化の推進を強化していく。また、2007 年度は全学をあげてクールビズ制度を導入したことにより、温室効果ガス（CO_2）の排出量を 2.5%削減し、コスト面では年間約 600 万円の削減を予定している。

ウ　建物の地震対策について

これまでの施設の整備・拡充においては、建物の新築や建替えを積極的に実施してきたが、既設建物の全面リニューアル、アクセス整備、アメニティ整備、空調設備（冷暖房）整備、高速情報ネットワーク整備なども並行して実施してきた。これらの整備工事においては財政の許す限り、耐震性能、防災性能、バリアフリー化など、総合的な観点からキャンパス内の環境改善と建物性能の向上を図ってきている。

なお、以下に述べるのは、純粋な意味での地震対策（＝耐震改修の状況と方針）であり、かつ、施設構造部材に重きをおいたもので、地震に伴う火災の予防、地震の予知を考慮した人命の安全確保、非構造部材等の落下・転倒の防止及び地震後の広域避難所としてのあり方や被災者の心のケア等、いわゆる防災という意味での地震対策は別途並行して検討している状況である。

【現状の説明】

既存建物のうち、1981 年に施行された建築基準法新耐震設計法（以下、新耐震基準という）により設計・施工されたものは、1995 年に発生した「1995 年兵庫県南部地震」（以下、阪神・淡路大震災という）で実証されたように、建物の耐震性能については概ね問題なしとされている。

阪神・淡路大震災では、誠之館 3 号館（旧館）階段の亀裂や、景風館屋根瓦のずれなど、幸いにも軽微な被害に止まったが、それらの建物はほとんど昭和 56 年の新基準前に設計・建築されたものであり、今後施設整備を進める上で耐震性能の維持・向上が重要かつ緊急の課題となっている。

また、1996 年 9 月 30 日文部省から「文教施設の耐震性の向上の推進について（通知）」の中でも文教施設の機能特性を考慮し、より安全性を高めるための改修を目標とした耐震診断及び耐震改修を実施するよう通知されている。

これまで本学では、新耐震基準に適合した建物の新築を推進するとともに、第 2 学舎、工学部の実験・実習場や以文館などの耐震性能が劣る建物の建替えを実施し、安全性の向上を図ってきた。その結果、新耐震

基準に適合した建物の延べ面積は216,638.71㎡（2005年時点では178,776.79㎡）となっている。

一方、新耐震基準前に設計・建築された建物も、依然として延べ面積が127,628.17㎡（2005年時点では147,840.64㎡）あり、これらの建物は「建築物の耐震改修促進に関する法律」（平成7年法律第123号）の趣旨に則り、耐震診断及び耐震改修を実施することが求められている。このことから、本学においても第1実験棟の曳屋免震改修をはじめとする耐震補強改修に取り組んでおり、既に10棟の改修を実施し、その建物の延べ面積は20,947.29㎡となっている。

この結果、本学における新耐震基準に適合した建物の延べ面積は241,117.25㎡（2005年時点では195,876.85㎡）となり、総延べ面積347,458.27㎡（（平成19年6月22日現在）（平成16年3月31日現在は326,617.43㎡））に対しての耐震化率は69.4%（2005年時点では60.0%）に達している。

本学は、阪神・淡路大震災後、下記の建物について耐震補強改修を実施した。

a	1995年	誠之館3号館（旧館）（一部補強）	
b	1999年	関西大学六甲山荘	741.80㎡
c	2000年	岩崎記念館	1,271.14㎡
d	2001年	工学部第1実験棟（免震化）	2,686.98㎡
e	2002年	誠之館5号館（一部補強）	
		第3学舎1号館（一部補強）	
f	2003年	第4学舎2号館（実験棟）	1,326.10㎡
		経済政治研究所	1,669.31㎡
g	2004年	第2学舎2号館	4,088.86㎡
		円神館	2,189.93㎡
		誠之館3号館（新館）	3,125.94㎡
h	2005年	ドミトリー月が丘	3,359.18㎡
i	2006年	六甲山荘（別館）	488.05㎡
		合　計	20,947.29㎡

また、万一被災した場合の備えとして、公共施設回復までの期間を乗り切るための非常用発電設備や地下水の活用設備など、災害時のライフラインの確保、火災の発生に備えた消火設備の整備なども早期に実現できるよう計画を進めている。

【点検・評価】

建物の耐震性を本格的に判断するには、新耐震基準前に設計・建築された建物が新耐震基準に適合するかどうかを評価するための耐震診断を実施する必要がある。

一般的に耐震診断は第1次診断から第3次診断までのランクがあり、順次精度を高める方法をとるが、実際に耐震補強改修を行うための設計を行う場合は、第3次診断まで実施し精度の高い計画を立案する必要がある。しかしながら、新耐震基準前の建物を全て第3次診断まで実施した場合は、膨大な経費を投じなければならない。このため、まず耐震補強して残す建物か、解体して建て替えるべき建物かを判断する必要がある。ただし、耐震補強改修を施す場合は、補強のための壁や筋交いなどが、窓や出入り口などの基本構造に影響を及ぼすことがあり、その建物の機能を大幅に損なう場合もあるため、検討の結果、耐震改修計画の策定後に止む無く建替えに変更せざるを得なくなることも想定される。

これまでに述べたとおり、これまで本学では財政の許す限り耐震化の推進に努めているが、まだ第3次耐震診断を実施できていない建物もあり、新耐震基準ができる前の建物で耐震補強が完了していない主な建物（小型の屋外倉庫、屋外トイレなどを除いた建物）の総延べ面積は93,889.96㎡（2005年時点では119,597.77㎡）と算定される。

また、1971年以前に設計・建築された建物については、前述の耐震補強改修後の機能や償却残存年、現行の文部科学省の耐震補強に関する補助基準の対象外となることなど考慮したうえ、できるかぎり建て替え

を実施することが賢明な選択といえる。

なお、ここでいう耐震補強改修とは、耐震診断の結果「大地震に対して倒壊または大破する危険性がある」と評価された建物を、小破または中破のレベルに止め、人命に損傷を与えるリスクを軽減し、なおかつ建物も地震後補修すれば再使用可能なレベルの耐震性を有する建物に改修することである。

エ　廃棄物対策について

【現状の説明】

ゴミ排出量の削減や資源化を進めるため、千里山キャンパス・高槻キャンパス共に学舎の内外に分別用ゴミ箱を配置して、ビン・缶・ペットボトル及びその他のゴミに分別して収集している。紙ゴミ発生の大きな原因となっているコピー紙は、両面印刷による紙の節約を図り、発生の抑制に努めているほか、日常の紙ゴミ、新聞・雑誌、大型ゴミ及び不燃物は、資源化が可能なものについてはリサイクルしている。

【長所と問題点】

分別収集を推進することにより、2006 年度は一般廃棄物排出量を対前年度比 10%削減することができた。

しかし、吹田市における 2003 年度事業系ゴミの 47%が紙類であることから、同市は、2004 年 4 月に現状で実施可能な減量方策と減量目標量を設定し、計画最終年度（2020 年度）には、現在よりさらに事業系で 7,000 t の減量が目標となっている「廃棄物（ごみ）減量計画実施計画」を策定した。同市の廃棄物減量計画を受けて、本学の廃棄物対策を進めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年度から実施した機密文書の溶解処分により、焼却ゴミの減量化に貢献することができた。これをさらに推進する方策として、これまでは日常の焼却ゴミとして処分していた落ち葉を肥料等の資源化ゴミとして分別回収する方策を検討し実施する予定である。

本学における実施エリア拡大を図るには、紙ゴミやその他の資源ゴミの保管場所の整理及び確保が必要であると同時に、ゴミの発生抑制と排出抑制を進めた排出量の削減と、分別収集の必要性について啓蒙を進めていくことが課題である。

ゴミの減量と資源化を更に推進していくには分別収集を徹底することである。ゴミの分別には、教職員や学生が地球環境を意識し行動を起こしていく事が重要である。また、メール等の利用によるペーパーレス化も進めていく必要があることから、大学全体に対する啓蒙活動をめざす必要がある。

このようなリサイクル活動について積極的な取組を進めていき、環境負荷の低減及び資源の有効活用を行う計画である。

オ　風致地区と緑化について

【現状の説明】

千里山キャンパスは 1933（昭和 8）年 4 月に風致地区に指定され、1970 年の都市計画法の改正に伴う見直しを経て今日に至っている。風致地区とは、各種の開発等によって著しく都市の自然が失われる社会情勢のなか、樹林地、丘陵地、水辺地等の良好な自然的景観を保持している地域や、良好な住環境を維持している地域などを指定し、地域内における土地の地質の変更、建築物の新築、増築、改築又は木竹の伐採等を規制して、緑に富んだ快適な都市環境を維持しようとするもので、吹田市内の指定地は、本学の千里山東地区（約 40,000ha）、阪急電車線路西側の千里山西地区（約 88,000ha）及び豊中市の服部緑地に接する服部地区（約 11,000ha）の 3 地区がある。

現在、千里山キャンパスには高木約 5,400 本、中木約 3,000 本、竹約 15,700 本、低木約 78,000 株、地被類約 3,200 ㎡、芝生約 16,300 ㎡が植栽されている。その中には吹田市に指定された保護樹木が多数あり、吹田市内の大木の約 11%が存在している。また、100 周年記念会館西側の植栽地は保護樹林にも指定されている。建築工事に伴いこれまで育ってきた樹木は移植し再生を図っており、四季を通じ季節感が味わえる花

木を多く植栽することにより、風致の精神を損なうことなく良好な環境を維持してきている。

【問題点】

1970 年の都市計画法の改正に伴う風致規制の見直しで、建物の絶対高が 15mに制限されたことが、その後建築計画において今日まで大きな問題点になっている。

建築物の目的等からどうしても高さが 15mを超える場合があり、その許可を得るために条文の但し書きの適用を 12 棟（2007 年度時点）で受けてきた。この適用条件として吹田市からは、建ぺい率 30%以下、緑化率 35%以上を確保するように誓約が課せられている。

現在、緑化率は基準内に納まっているが建ぺい率は限界に達しており、施設を新築する場合は、それに見合う既存施設を解体することにより建築計画を実施している。これにより建ぺい率の維持は可能となるが、一方で 15mの高さ制限のために延べ面積が減少するということが問題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004 年 5 月 18 日より条例改正で、許可権限が大阪府から吹田市に委譲された。吹田市は、建物と自然が調和する景観を守るという観点から、建物の絶対高にこだわる必要はないとの理解を示している。

本来は、風致地区の指定解除に向けて自治体と意見交換をしなければならないが、当面の対策としては、近隣からの景観を重視した植栽計画をして、建築計画条件の緩和に繋がるような植栽整備を展開することも一策であると考えている。また、従来から千里山キャンパス外周の門は開放しており、近隣住民の散策や憩いの場として利用されていることをもっとアピールしていかなければならない。

これからの植栽計画として地球温暖化問題に配慮したヒートアイランド対策、省エネルギー対策として屋上緑化・壁面緑化を検討・展開して、社会問題に直結した方策の取組をアピールすることも大切である。

カ　記念施設等

【現状の説明】

（ア）関西大学 100 周年記念会館

関西大学 100 周年記念会館は、1989 年 11 月、創立 100 周年記念事業の一つとして千里山キャンパスに建設された。3 階には、エントランスホール、事務室、レストラン（68 席）及びサロン（36 席）、2 階には、423 名収容と 288 名収容のホール 2 室があり、2 室を併せて 800 名収容のホールとして使用することもできる。他に、10 名から 58 名まで収容の大小合わせて八つの会議室があり、会議室の収容人員は合わせて 252 名となっている。1 階には、25m、7 コースの公認プールを設けており、本会館は、学術研究の場、それを社会に還元するための教育・文化的事業の場、国際交流事業の場、あるいは水泳を通じての健全な心身錬磨の場となっている。

本館は、1991 年に大阪市景観建築賞「大阪まちなみ賞」を受賞した。

使用は、大学主催の各種行事、学会、国際シンポジウムが主なものである。

過去 2 年間の利用状況（プール除く）は、2005 年度が利用件数 283 件、利用人数 44,968 名、2006 年度が同様にそれぞれ 250 件、48,040 名であった。

【点検・評価】

本館は、100 周年記念の名に相応しく造りが重厚で、式典等の行事開催会場として、また、さまざまな学会会場としてもよく利用され、関係者から好評を博している。

（イ）セミナーハウス

【現状の説明】

a　関西大学彦根荘

関西大学彦根荘は、1964 年 4 月本学健康保険組合保養所として、彦根市八坂町の琵琶湖東湖畔に開館した。その後の健康保険組合の解散に伴い、1973 年 4 月から管理・運営は法人に移管され、1996 年 4 月からは教育研究活動施設として位置づけ、学生・生徒の利用にも供されることとなった。

メインフロアの 2 階には、3 名収容の宿泊室 4 室、6 名収容のものが 2 室、その他 30 名収容の会議室、食堂・ロビー等がある。1 階にはラウンジ、サービスコーナー等がある。また、敷地内にはテニスコート 2 面、バーベキューテーブル等が設置されている。宿泊定員は 24 名となっていて、学生・生徒の正課授業、教職員、校友及びその家族の研修あるいは保養施設として利用されている。

過去 2 年間の利用者数は、2005 年度が正課授業による利用者数 671 名、その他合わせて計 1,166 名、2006 年度が同様にそれぞれ 726 名、1,264 名であった。

【点検・評価】

本荘は敷地面積も広く、また琵琶湖畔直近に建てられているため、非常にリラックスした気分にひたることができ、利用者から大いに喜ばれている。ただ、元来保養施設として建てられているため、収容定員が 24 名と少なく、3・4 年次生合同ゼミ等の場合は収容し切れない場合がある。

今後、施設の老朽化に伴う改修も含めた大規模な建物の見直しが待たれるところである。

ｂ　関西大学飛鳥文化研究所・植田記念館

【現状の説明】

1972 年 3 月、当時、本学文学部の助教授であった故　網干善教名誉教授並びに文学部史学科（現　史学・地理学専修）日本史学専攻の学生が、故末永雅雄本学名誉教授（1988 年文化勲章受章）の学統を受け継ぎ、明日香地方の発掘調査の成果の一つである高松塚古墳玄室内の極彩色壁画を発見した。当時の関西大学教育後援会会長であった植田正路氏は、黙々と発掘を続ける先生と学生の姿に感動を覚え、本学の教育と学術研究の発展にと、私財の一部を大学に寄付され、1975 年 3 月に奈良県高市郡明日香村稲渕に建設されたのがこの記念館の発祥である。

本館のほかに、利用者の急増により、1987 年 3 月に建設された新館は、1 号館から 8 号館で構成され、ホール、180 名収容の講堂、教室は 30 名収容のもの 1 室、45 名収容のもの 2 室の計 3 室がある。他に、図書室やラウンジがある。宿泊棟には、洋室 15 室、和室として 12 畳 2 室、24 畳 3 室の他、食堂等があり、宿泊定員は 120 名となっている。屋外に、テニスコート 1 面を設置している。

利用の実態は、学生の正課授業や教職員を含めた研究会、研修会が中心となっている。

過去 2 年間の利用状況は、2005 年度が正課授業による利用者数 3,578 名、その他合わせて計 4,798 名、2006 年度が同様にそれぞれ 3,694 名、4,769 名であった。

【点検・評価】

本施設は建設当初から種々の制約にもかかわらず、教育効果を高めるべくセミナーハウスとしての間取りがなされており、収容人員も十分で、かつ教室数も多い。また周囲には歴史的史跡が数多く散在し、ゼミや研修の場としては最高の環境の中にあるといえる。

ｃ　関西大学恭仁山荘

【現状の説明】

関西大学恭仁山荘（くにさんそう）は、京都府相楽郡加茂町にあり、東洋学の泰斗内藤湖南博士が晩年隠棲した「恭仁山荘」を本学が譲り受け、1989 年 6 月に修復、新装したものである。JR 関西本線「加茂」駅から車で約 10 分のところに位置する。

母屋に、8 畳敷の和室 3 室、10 畳敷の洋室 1 室、広間等がある。宿泊定員は 12 名である。

過去 2 年間の利用状況は、2005 年度が 63 名、2006 年度が 72 名であった。

【点検・評価】

本山荘は、教職員の研究・研修のための施設で、かつ 1 日の利用者は非常に限られている。また、場所も京都・加茂町と交通の便もあまりよくないため、開所当初から利用頻度は低い。

ｄ　関西大学 100 周年記念セミナーハウス・高岳館

【現状の説明】

関西大学 100 周年記念セミナーハウス・高岳館は、本学創立 100 周年記念事業の一環として、1992 年 3

月大阪府高槻市霊仙寺町の高槻キャンパス内に建設された。

1 階には、200 名収容の大教室 1 室、50 名収容の小教室 4 室、100 名収容の AV 資料室 1 室、事務室、食堂等があり、2・3 階は宿泊室として、8 名収容の和室 12 室、4 名収容の洋室 18 室、3 名収容の洋室 6 室、1 名収容の洋室 4 室、ラウンジ 2 室等がある。宿泊定員 190 名で、正課授業に、また課外活動の合宿施設として利用されている。

過去 2 年間の利用状況は、2005 年度が正課授業による利用者数 2,235 名、その他合わせて計 11,226 名、2006 年度が同様にそれぞれ 2,251 名、12,130 名であった。

【点検・評価】

本館は高槻キャンパス内に建てられており、交通も便利で収容人員も多く、近くには広いグラウンドやゴルフ練習場もあり、ゼミはもとより、正課体育の合宿や課外活動に至便な施設として好評を得ている。

2006 年度に施設の大規模な改修が行われた。利用人数が多いため今後も継続した施設・設備環境の維持が必要である。

ｅ　関西大学白馬栂池高原ロッジ

【現状の説明】

関西大学白馬栂池高原ロッジは、1997 年 6 月に長野県北安曇郡小谷村に、関西大学教育後援会創立 50 周年記念特別事業として建設され、大学に寄贈された。

メインフロアの 3 階には、ラウンジ、食堂、事務室、2 名収容の洋室 2 室、1・2 階には、8 名収容の和室併せて 6 室があり、宿泊定員は 52 名である。本ロッジは、栂池高原スキー場の麓に位置し、冬季には正課体育授業の一つとしてスキー合宿にも使用されている。

本ロッジは近畿圏から遠く離れた信州の栂池スキー場に近接し、冬季には学生、教職員、校友その他のスキー練習に、夏季には登山の基地としてよく利用されている。過去 2 年間の利用状況は、2005 年度が正課授業による利用者数 125 名、その他合わせて計 681 名、2006 年度が同様にそれぞれ 153 名、685 名であった。

【点検・評価】

本ロッジは近畿からのアクセスに時間がかかるために、利用者がここ数年減少ぎみであり、今後、季節を通じて利用価値を高める方策が必要である。

ｆ　関西大学六甲山荘

【現状の説明】

関西大学六甲山荘は、関西大学教育後援会から本学へ寄贈され、1999 年 11 月から開館した。神戸市灘区六甲山町北六甲にあり、六甲国立公園内の海抜 931mのほぼ山頂付近に位置している。

本山荘は大学からの交通の便も良く、標高も高いため夏涼しくリゾート施設も周辺に多く、ゼミ学生を始め教職員等にも好評である。メインフロアの 2 階には、食堂・談話室、30 名収容のセミナー室（和室）がある。3 階には、和室で 6 名収容のもの 1 室、4 名収容のもの 4 室、洋室で 2 名収容のもの 3 室がある。1 階には、31 名収容のセミナー室（洋室）、17 名収容の多目的教室、洋室で 1 名収容のもの 1 室、2 名収容のもの 2 室がある。

2007 年 11 月には、隣接する民間の保養施設を購入・改修し、渡り廊下で結ばれた「別館」を竣工させた。別館部分は 1 階に 5 名収容の和室が 1 室、4 名収容の和室が 1 室、2 階に 3 名収容の洋室が 4 室あり、宿泊定員は併せて 54 名となっている。また、50 名収容の研修室も新たに設けられた。別館部分の竣工に伴い、大学のゼミ授業の場にとどまらず、第一中学校・高等学校のクラス単位での利用も可能となった。

過去 2 年間の利用状況は、2005 年度が正課授業による利用者数 939 名、その他合わせて計 1,387 名、2006 年度が同様にそれぞれ 1,284 名、1,854 名であった。

【点検・評価】

「別館」が竣工し、全体的に利用者が増加している現状から、利用者のニーズに応じた施設・設備の維持が今後も必要となっている。

(2) キャンパスアメニティ等

ア　キャンパスアメニティの形成・支援のための体制の確立状況

【現状の説明】

（ア）キャンパスの緑化状況

2006 年 2 月に竣工した総合学生会館凜風館や 2007 年 4 月に竣工した第 1 学舎 5 号館、さらに課外活動施設の建設、グラウンドの整備などにより、千里山キャンパス内の環境は年々整備されている。また、高槻キャンパスにおいても、2006 年 7 月にアイスアリーナが竣工する等環境は大きく変化しているが、建物の建設等にあたっては、植林・植栽などの措置を講じ、学生の教育環境、とりわけ住環境に配慮している。また、2006 年 11 月に竣工した悠久の庭には、人工芝生とともに多くの樹木が植林され、学生や近隣住民の憩いの場として、千里山キャンパスの新名所となっている。

元来丘陵地である千里山キャンパスは緑の宝庫であるが、現在も学内には高木が約 4,900 本、中木が約 3,000 本、低木が約 9,300 株、竹については 15,700 本が栽培されており、大阪の都心部にキャンパスを置く大学としては、緑の多い環境を保っていると言えよう。

（イ）喫煙問題について

受動喫煙の防止対策に努めるべきとした健康増進法が、2003 年 5 月に施行されて以来、大学をはじめ病院や駅構内等において喫煙を規制する動きが活発化し、社会的に喫煙問題に対する動きが顕著に現れてきている。

本学では、学舎内での禁煙措置及び生協でのたばこ販売を取り止める措置等を行ってきたが、2004 年秋学期より「喫煙マナー」の向上を目指して、千里山キャンパス第 1 学舎、第 2 学舎、第 3 学舎及び第 4 学舎周辺の 6 箇所及び高槻キャンパスに喫煙場所を指定するとともに、スモーキングスタンドを設置した。この喫煙場所は、たばこのマークの入ったデザインが施された看板で指定されている。また、2007 年 4 月からは学生センター啓発キャンペーンの一環として、禁煙（喫煙マナー）キャンペーンを実施し、受動喫煙の防止のための分煙の徹底や健康増進のためニコチン依存度チェック等を実施している。

なお、2005 年度に実施した学生生活実態調査では、関大生の喫煙率が男性 20.8%、女性 6.5%という結果がでており、全国平均と比較すると、喫煙者率は大幅に低い結果だと言えるだろう。これは本学の学生が、たばこの喫煙にはリスクがともなっていることを自覚し、副流煙などの諸問題も概ね理解しているものと思われる。

（成人男性平均喫煙率：45.8%、成人女性平均喫煙率：13.8%－JT 全国喫煙者率調査「平成 17 年全国たばこ喫煙者率調査」より）

（ウ）掲示板などの設置状況

学生へのさまざまな情報提供の場として、従来方式の掲示板に加えて、各学舎を中心に電子掲示板が増設されていたが、2005 年 4 月からの Web 履修の導入とともに新たなインフォメーションシステムが構築され、学生はパソコンや携帯電話を介して、24 時間必要な情報を Web 上の掲示板等で閲覧することが可能となっている。

また、課外活動など学生主体の情報発信用掲示板を学内のメインストリートをはじめ各学舎や課外活動ゾーンに設置し、課外活動の活性化にも考慮している。また一方では、学生生活課やスポーツ振興課のホームページを活用し、大学からの情報をはじめ課外活動団体に関する情報等を社会に向けて発信している。

（エ）建物のデザインと景観について

千里山キャンパス内には「円神館」や「簡文館」、「新関西大学会館南棟」のような円形の建物、「100 周年記念会館」のような丘陵地の斜面と調和した建物など、個性豊かな建築物が多数散在している。

近隣の町並みにも配慮したデザイン・レイアウトを行っており、関西大学正門（秀麗橋を含む）は 2002 年 11 月吹田市都市景観賞（いいでしょこのまち作品部門）を受賞した。これは、個性と魅力ある作品（建

物）として市民から推薦されたものである。

第2学舎1号館前に、緑地地帯が整備され、景観に配慮した木目調のベンチやテーブルを設置し、昼休みを中心に学生や教職員の憩いの場になっている。

また、2006年11月に悠久の庭を竣工したことにより、尚文館前から凜風館前におけるキャンパスの中心地が大きな空間となり、広場周辺からの景観は非常に雄大である。なお、キャンパス内の各所には本学の歴史上の人物や伝統を今に伝える彫像が配置されており、学生・教職員に限らず、学内を散策する人たちの目を和ませている。

【点検・評価】

広大な敷地に豊かな緑と個性豊かな建物を擁する伝統ある千里山キャンパス、また静かな山間に築かれたモダンな高槻キャンパスともに、それぞれその立地条件を活かした環境整備が行われており、快適な研究・教育空間を創出しているといえる。また、大学全体の質を向上させていく取組の中で、キャンパス内の自然環境に配慮する姿勢、健康な身体作りへの意識、身体の不自由な人が安全で快適なキャンパスライフが送ることができるように、バリアフリーにも配慮したキャンパスづくりに努めている。

また、学舎や研究棟等、新しい建物が年々建設されているが、キャンパス内の緑は減少させることのないよう今後も配慮していきたい。

イ　「学生のための生活の場」の整備状況

【現状の説明】

（ア）バリアフリーの現状

本学では、従来より身体の不自由な人にも快適で優しいキャンパス作りに務めているが、特に1994年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」制定後は、新規及び既存の建築物とともにバリアフリー化対応が進んでいる。詳細は、「(3) 利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取組について)」を参照願いたい。

（イ）学生食堂の数・座席数について

学生食堂の店舗数及び総客席数は、千里山キャンパスで5店舗　約1,700席、また高槻キャンパスで1店舗850席となっている（各食堂の店舗面積数と客席数については、表Ⅰ-8-1を参照のこと)。

いずれのキャンパスも、食堂施設は関西大学生協が営業を行っている。

表Ⅰ-8-1　学生食堂の数・座席数

千里山キャンパス	店舗面積	客席数
凜風館2F　ディノア	1576.79㎡	961
凜風館3F　ベーカリーショップ	117.08㎡	104
レストラン法文坂	686.4㎡	296
食堂社会店	343㎡	178
新関大会館南棟・チルコロ	431㎡	169
計		1,708

高槻キャンパス	店舗面積	客席数
食堂店	1137.48㎡	850

（ウ）教室などのエアコン設置状況

各学舎内の教室のエアコン設置率はほぼ100%である。近年、学生の課外活動施設においても空調化が進められているが、一部にはエアコンが設置されていないところも存在する。今後学内の空調化は着実に進行していくであろう。

（エ）学生用談話室・自習室の設置状況

談話室及び自習室の数についての学舎ごとの統計は、表Ⅰ-8-2のとおりである。以文館、児島惟謙館を

除く各学舎に談話室が設けられているほか、読書などの目的に自習室が第一学舎を除くすべての学舎で用意されている。

表Ⅰ-8-2　学生談話室及び自習室設置状況

区分	学生談話室	自習室
第1学舎	1室（68席）	なし
第2学舎	1室（56席）	1室（53席） 4室（88席）※会計研究科専用
第3学舎	2室（46席）※1室は女性専用	2室（74席）※1室は読書室
第4学舎	1室（12席）※女性専用	2室（60席）※両方、読書室
尚文館	1室（8席）※大学院生用	3室(119席）※法務研究科専用
以文館	なし	1室（67席）※法務研究科専用
児島惟謙館	なし	2室（142席）※法務研究科専用
総合図書館	2室（48席）※グループ閲覧室	2エリア（316席）※一般閲覧室（車椅子用2席有）
高槻キャンパス	1室（72席）	1室（56席）

（オ）総合学生会館

学生が課外活動の場として使用している建物（誠之館）の老朽化と狭隘化が進んだため、それを補う施設として、創立120周年記念事業の一環で、2006年2月に総合学生会館「メディアパーク凜風館」が竣工した。この建物には快適な食生活を支える施設や購買コーナー、そして学生の課外活動の場として大小会議室、小ホール、和室が設けられている。また、学生の憩いの場として談話スペースを設けるとともに、インターネットへのアクセス環境を構築し、学生文化の「情報発信基地」としての機能も併せ持つ空間となっている。

（カ）文化・学術活動施設の整備・運用状況

＜千里山キャンパス＞

千里山キャンパスにおける文化・学術系課外活動団体の施設としては、誠之館2号館、3号館新館、旧館、別棟、茶室、6号館（有鄰館）が集中的に配置されている。2006年2月には、総合学生会館「メディアパーク凜風館」が竣工し、その中の一部の施設を文化・学術系の課外活動団体に開放している。2006年4月には、老朽化が著しかった旧特別講堂が、演劇系、音楽系などの課外活動団体だけではなく、大学の式典、講演会などにも幅広く利用されることを期待して、最新の音響・映像システムと調光・吊物設備を導入するなどして、本格的な改装を施し、KUシンフォニーホールとしてリニューアルオープンした。

＜高槻キャンパス＞

高槻キャンパスにおける文化・学術系の課外活動団体の施設としては、ステューデントハウス（S棟）が設置されている。ステューデントハウスは、学生の課外活動用スペースとして、共同談話室1室、ミーティングルーム2室・サークル用倉庫からなっている。

（キ）体育活動施設の整備・運用状況

＜千里山キャンパス＞

千里山キャンパスのスポーツゾーンは、凱風館を中心に、周囲に新凱風館、中央グランド、北グラウンド、中央体育館、東体育館、テニスコートが集中的に配され、機能的なスポーツ環境を形成している。2006年12月には、射撃部、アーチェリー部、柔道部、剣道部といった課外活動を中心に使用する事を目的とした誠之館8号館「養心館」が新設された。

千里山キャンパスの一大“スポーツゾーン”の中心は、新旧二つの凱風館。新凱風館は体育会の部室棟として、中心的な役割をはたしている。凱風館はボクシング練習場、武道場、重量挙部練習場をはじめ、ウエイトトレーニング施設と学生が怪我をした際の早期競技復帰をサポートするトレーナー室（アスレティックトレーニングルーム）が設置されている。

中央グランドには約7,000名の観客席を設置し、2002年4月に全天候型400m陸上トラックへのリニューアル（第4種陸上競技場）、2002年9月にはスポーツ専用人工芝をインフィールド全面に施設（7,631

（オ）なにわ・大阪文化遺産学研究センターの設置

2005 年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業の一つとして「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」が採択され、4 月に「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が博物館内に設置された。当研究センターは関西大学が立地し、なにわ・上方・大阪などとして歴史的に形成されてきた大阪の文化遺産を、府下の博物館・資料館・顕彰会・NPO などと積極的に連携して、21 世紀の大阪における文化遺産を核とした地域再生の途を提示することを主目的としている。

この目的達成のために、祭礼遺産研究班、生活文化遺産研究班、学芸遺産研究班、歴史資料遺産研究班の四つの研究プロジェクトを設け、それぞれの個性を生かして研究活動を積極的に推進している。さらに、各プロジェクトの枠組みを超えて相互に意見交換しながら、「文化遺産学」の方法を模索し続けている。なにわ・大阪文化遺産学研究センターの詳細については、別項（139 ページ）参照。

【点検・評価と将来の改善・改革に向けた方策】

関西大学博物館は、大学当局の理解・支援を受けながら、限られた物的・人的資源を創意工夫・活用し、その設立理念と目的を達成するべく努力している。これらのなかには、すでに高い社会的評価を得たり、教育効果を上げたりしている事業・成果もある。また、社会的に期待される大学博物館像が急激に変化している現状を鑑み、大学博物館が取り組むべき新たな事業の遂行に必要な知識・技術の習得と、担当職員の意識改革に取り組みつつあることは高く評価できるが、今後とも継続的に新しい時代に即応した研修の機会・内容を充実させることが望まれる。さらに、中・長期的な課題として、将来的に本館に関与する人材の養成も視野に入れておく必要があろう。

一方、早急に改善が望まれる問題点もある。主なものとしては、（ア）収蔵庫確保に関する問題、（イ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題、（ウ）第 3 展示室（仮称）の設置、（エ）展示ケースの免震化に関する問題、（オ）全学的な史資料の保全に関する問題などがあげられる。

（ア）収蔵庫確保に関する問題

既述したように、博物館の旧収蔵庫部分は図書館や書庫用の施設を転用して利用していたが、2005 年度に文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として、「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が採択されたことから、鉄筋コンクリート造 4 階の増築棟（延床面積 1,587.51 ㎡）が建築され、この建物の 3 階部分に特別収蔵庫と一般収蔵庫が設置された。その結果、懸案であった博物館の収蔵庫問題の改善が図られた。

しかし、収蔵庫の床面積が大幅に減少した結果、史資料を天六学舎に分散して保管せざるを得ないという憂慮すべき現状にある。今後の課題として、天六学舎に保管されている史資料の収蔵について、早急な解決が求められる。

（イ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題

従来、本館では資料の寄贈について館長職が個別的に運営委員会に諮問し、案件ごとに運営委員会が承認してきた経緯がある。近年、博物館・美術館などにおける指定管理者制度の積極的な導入も関係し、個人の収集家を中心に、コレクションの寄託・寄贈先を博物館・美術館から大学博物館に変更する事例が増加しつつある。このような社会的な状況変化に対応するため、コレクションの寄託・寄贈などの案件に関して、本学博物館の設立趣旨に適合した史資料の受け入れ可否を迅速かつ適正に審議・答申する評価委員会（仮称）の設置が必要である。あわせて、博物館による購入物件も含めて、寄託・寄贈品の史資料的な評価を行う評価専門委員会（仮称）の設置も必要であろう。

特に、評価専門委員会（仮称）においては、対象案件と利害関係を有さない外部の第三者（有識者）を構成員に委嘱し、評価の内容に客観性を担保することが必要である。また、評価専門委員会（仮称）は具体的な案件ごとに、最適な外部の有識者を加えた構成員で編成・運営される柔軟な形態であることが望ましい。なお、寄贈を推進する方策として、寄贈者の名前を展示解説に表示することにとどまらず、特に大きなコレクションの寄贈を受けた場合には、寄贈者の意向を確認した上で展示室の入口部分などに明示して目に見え

ウ　大学周辺の「環境」への配慮の状況

【現状の説明】

本学は現在、千里山キャンパス、高槻キャンパス及び天六キャンパスの3キャンパスを有している。そのうち天六キャンパスは、総合情報学研究科のサテライト教室及びエクステンション事業に利用し、大阪市内（都心）に位置している。他の2キャンパスは共に自然環境に恵まれた場所に立地し、特に千里山キャンパスは、その殆が風致地区に指定されており、自然環境を維持するために樹木などの植栽管理を行っている。四季折々花木が美しく、なかでも、桜は1,500本を優に超えており、花見の頃には周辺住民だけでなく遠方から多くの見学者が訪れるほどである。また、2006年2月には創立120周年記念事業の一環として総合学生会館「メディアパーク凜風館」が竣工し、屋上には創立120周年にちなんで120本の桜をはじめ、種々の草木を植栽している。この凜風館4階には「地球にやさしい建物」として太陽光パネルを外部フェンスに設置し、電力負荷の軽減を図っている。凜風館前には、「悠久の庭」と称して人工芝を敷設した広場とその周りの木にイルミネーションが設置され、新たな憩いの広場として、学生や地域の方々に親しまれている。

（ア）路上駐車（駐輪）について

千里山キャンパス周辺は住宅地であるため、交通の安全と環境への配慮から、学生並びに教職員の自動車通学・通勤は原則禁止としている。1997年度から入学試験合格者に対する入学手続き書類の中に「自動車・モーターバイク通学禁止に関する同意書」を本人から提出させ、規則の遵守を呼びかけているが、それにもかかわらず、キャンパス周辺に迷惑駐車（駐輪）をするケースがあり、近隣の住民から苦情が寄せられている。大学としては、学生の理解を深めるべくキャンペーンを実施するとともに、日常的には委託業者を中心としたキャンパス周辺への巡回指導を行うことにより、近隣の環境保持に努めている。

高槻キャンパス周辺も住宅地があるため、1994年の学部創設以来、学生の自動車通学は原則として禁止している。ただし、卒論・ゼミで早朝・深夜に作業がおよぶ4年次生に限り、事情に応じて自動車による通学を指導教員の許可を得て、一部許可している。その際も、地域住民に迷惑をかけることのないよう、大学としてその対策と指導を心掛けている。

（イ）常時使用者への対策について

千里山キャンパスでは、自動車通学・通勤と同様、二輪の使用も禁止している。しかし、同意書を提出しているにもかかわらず、自動車やバイクで登校し、近隣への迷惑駐輪が後を絶たないのが現実である。大学では、交通問題対策委員会及び交通問題対策実施部会を定期的に開催し、迷惑駐輪を繰り返す悪質な学生に対しては各学部に通告し、各学部長の指導の元に反省を促すとともに、二度と繰り返さぬよう説諭にあたっている。

（ウ）自転車駐輪（駐輪場設置：マナー指導）について

千里山キャンパスでは、自転車による通学は許可しているが、周辺の道路やキャンパス内に放置するケースが後を絶たなかった。近隣はもちろんのこと、学内での放置はキャンパスの景観を乱すだけでなく、歩行者にとって通行の妨げとなる。その対策として常時警備員を配置し、決められた場所に自転車を置く習慣を学生に身につけさせるための指導を行った結果、キャンパス内の放置自転車はほとんどなくなり、歩行への妨げも無く、美観を取り戻している。ただし、年々自転車による通学者が増加しており、駐輪場不足は近々の課題である。

高槻キャンパスは地理的条件により自転車通学の問題は基本的にないといえる。

（エ）周辺環境に配慮した騒音や照明問題への取組について

千里山キャンパス周辺は住宅が密集しており、特にグラウンド付近の住民から課外活動の騒音や照明についての苦情が寄せられることがある。夜間照明については20時までに制限し、騒音に配慮するよう学生に指導を行っている。高槻キャンパスでも、特に高岳館（セミナーハウス）付近に民家があり、夜間光や音が漏れないよう配慮している。

（オ）学園祭開催時の周辺対策について

前項に関連して、学園祭開催時にも騒音と照明の問題が生じることから、毎年、学園祭実行委員会の学生が事前に近隣の住宅を個別に回り、直接説明を行うことによって、周辺住民の学園祭への参加と理解を得るよう努めている。

【点検・評価】

本学は緑の多いキャンパスとして、外来者からも賞賛されている。キャンパス内の緑を守り、残していくために樹木の育成・維持には特に気を遣っており、自然環境との共存、勉学に気持ちよく打ち込める環境を作っていくための努力は欠かしていない。

キャンパス周辺では、自動車やバイクの違法駐車による地域住民からの苦情が絶えず、大学としても対策に追われているのが現状である。最近は学生生活課と学部との連携により、違法駐車常習の学生に対して学部から罰則を与えており、徐々に効果が現れている。

交通問題をはじめとして、音楽系団体や体育会の掛け声等の騒音、グラウンドの照明等による夜間の照度の問題等、地域住民に対して大学が迷惑を掛けていることはあるが、苦情があればその都度教職員が対応し、改善に向けての努力をしている。

地域の環境を守り、住民との共存・共生をはかることが大学として使命であり、教育・研究活動による社会貢献とともに欠かしてはならない要素の一つである。

(3) 利用上の配慮（身体障害者に対する施設面での取組について）

【現状の説明】

ア　身体障害者に限らず全ての人にとってバリアーのない施設は理想であるが、その要望もさまざまであり実現は容易ではない。しかし、少しでも本当のバリアフリーに近づけるために本学では次の 3 点を重点的に行っている。

a　「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」への対応

b　文部科学省「私立大学等防災機能等強化緊急特別推進事業」の一環

c　居室・トイレ・エレベータ等改修を進める中でバリアフリーを考慮した計画

1994 年に「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律」制定後の建物に関してはバリアフリー化対応といえ、次の各建物が該当する。

1994 年度　誠之館 6 号館（有鄰館）
1996 年度　新関西大学会館
1997 年度　工学部第 5 実験棟、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター、
　　高槻キャンパス D 棟／大学院棟、一中 3 号館
1998 年度　一高・一中秀麗館
2000 年度　尚文館、児島惟謙館
2001 年度　誠之館 7 号館（新凱風館）
2002 年度　第 3 学舎 3 号館・4 号館、総合情報学部 E 棟／教室棟
2003 年度　高槻キャンパスネットワーキング研究センター
2004 年度　第 2 学舎 4 号館
2005 年度　工学部第 6 実験棟
　　総合学生会館　メディアパーク　凜風館
　　以文館
　　簡文館

2006 年度　関西大学　アイスアリーナ
誠之館 8 号館（養心館）
月が丘住宅（QOL 改善提案モデル）
第 1 学舎 5 号館

文部科学省の補助金を受けて行った事業は以下のとおりである。

1999 年度　岩崎記念館昇降機設置、第 2 学舎 2 号館便所、第 3 学舎昇降機、第 1 体育館前駐車場及び敷地内の通路

2000 年度　第 4 学舎 2 号館車椅子用トイレ、第 1 学舎 2 号館 B202 教室扉形状変更、尚文館周辺庭園整備（車椅子使用者用屋外トイレ）

2001 年度　第 4 学舎バリアフリー化、第 4 学舎車椅子使用者用屋外トイレ

2002 年度　尚文館バリアフリー化、「視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示」、第 2 学舎 1 号館バリアフリー化、「視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示」

2003 年度　千里山キャンパス各所点字タイル設置工事、円神館バリアフリー化、第 1 学舎 2 号館バリアフリートイレ設置、工学部第 1 実験棟バリアフリートイレ設置、第 4 学舎 1 号館北側スロープ設置、誠之館 3 号館（新館）バリアフリー化、千里山北グラウンドバリアフリートイレ設置

2004 年度　関西大学キャンパス・バリアフリー化（関西大学会館玄関前スロープ設置及び玄関自動扉設置、第 1 学舎 2 号館 2 階トイレ設置、工学部第 5 実験棟 3 階研究室扉形状変更 A、工学部第 5 実験棟 3 階研究室扉形状変更 B）
関西大学キャンパス・バリアフリー化（追加募集）（第 2 学舎 3 号館玄関アプローチ改善及び自動扉設置、誠之館 4 号館地下 2 階バリアフリートイレ設置、第 3 学舎 1 号館 1 階バリアフリートイレ設置）

2005 年度　関西大学キャンパス・バリアフリー化（誠之館 4 号館玄関アプローチ改善及び自動扉設置、北斗寮）

上記 c についての具体的な基準は、次のとおりである。

(a) 教室を改修する場合は、出入口に引戸を設け、前後に車椅子対応の机を設置する。

(b) トイレを改修する場合は、車椅子使用者対応の多目的トイレを設置する。

(c) エレベータを改修する場合は、身体障害者対応のエレベータかごとし、昇降口は車椅子が回転可能なスペースを確保する。

イ　身体障害者に対する配慮のみならず、ユニバーサルデザインの観点からもさまざまな対応を行っている。

（ア）トイレには手摺、人感センサー照明、自動手洗水栓の設置を積極的に行っている。

（イ）建物の通路には手摺、出入口には自動扉の設置などを積極的に行っている。

（ウ）上下方向の移動を容易にするために、最寄駅からキャンパス中心方向へエスカレータの設置を計画している。

【点検・評価】

2005 年度に中期計画案を策定し、バリアフリー化率の策定、各建物バリアフリー化率に基づく改善状況の把握、改善計画の具体化の手順で行う予定である。

(4) 組織・管理体制

ア　施設・設備の維持管理体制（トータルビル管理について）

【現状の説明】

千里山、高槻及び天六キャンパスの建物・構築物等に付帯する各種設備の「運転・監視業務」及び「保守・点検業務」については、大学の管理のもと総合的に管理できるメンテナンス会社に一括委託している。

運転・監視業務については、関連法令に従って法定管理者を事務職員（一部メンテナンス会社に委託）から選任し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が日常運転・監視等を行っている。

保守業務については、関連法令に基づいた「年間計画表」及び「月間設備保守計画表」を作成し、法定管理者の管理・指示の下でメンテナンス会社が計画的に遂行している。また、中長期的展望にたった施設・設備の修繕計画を施設課において立案し、予算を確保した上で計画的に改修を行っている。

法人本部に属する財務・管財局施設課には、一級建築士、電気主任技術者、建築物環境衛生管理技術者、特別管理産業廃棄物管理責任者、危険物取扱者、エネルギー管理員等の有資格者が課員として配属されており、これらの専任職員が建築・設備・清掃等の各分野の委託業者を、専門的な技術・知識を基に的確な判断とマネジメントにより統括管理しながら、日常及び定期の維持・管理、法定点検、保守や清掃等を行っている。

【長所と問題点】

一括委託することにより、①各種設備のメンテナンス業務の一元管理、②休業日や夜間における緊急体制の強化、③管理コストの削減、④ライフコスト提言と省エネルギーを志向した維持管理等、を図ることができる。

大学は、委託業務内容を規定した「トータルビル管理業務委託仕様書」を策定し、それに基づく作業実施状況については、日報及び作業完了報告書によって、履行状況を確認する体制を整えている。

すべての委託業務は法人部署の管理・監督のもとに置かれ、綿密な打ち合わせを行うとともに、日常的な管理・連絡を徹底することで情報を共有化し、業務委託化（2000 年度から業務委託契約を開始）して 7 年が経過しているが順調な業務執行をしていると思われる。

しかし、夜間や休日における緊急連絡網の整備や委託業者における高い専門技術を必要とするトラブル対応については更なる改善が必要と考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在個別に契約をしている警備及び清掃業務を、将来的には設備、警備及び清掃の 3 業務を含めたトータルの業務委託を行うことにより一元化し、業務の効率化と経費削減を目指すこと、トータルビル管理業務のなかで挙げている「エネルギー管理や修繕計画などのコンサルティング業務」等のマネジメント機能を強化することなどが課題となる。

また、建物設備保守の実務から施設の現状を把握し、問題点、改善点を挙げ、それが改修工事や建設に活かされ、それを評価していくサイクルが必要であると考えられる。

イ　衛生・安全を確保するためのシステム

施設面での安全性の確保については、前述の「(1) ウ　建物の地震対策について」のとおりである。

衛生面での安全性の確保については、2000 年度より給水の安全性を向上させるため老朽化した給水設備を改修すると共に、高架水槽方式の給水設備を直圧給水方式に切り替えている。

防犯面の対策としては、カードキーによるセキュリティシステムの導入や、防犯カメラを設置している建物も数多くある。また、女子トイレへの防犯ベル設備や、夜間の構内通行にも防犯上必要な照度を確保できる外灯設備なども整備している。

以上のとおり安全・衛生面についても最大限の努力を行っているが、今後も一層の整備を図るように努め

る必要がある。

(5) 博物館

関西大学博物館は、わが国の大学博物館では全国有数の規模を誇る。開館 10 年を過ぎ、その設立理念と目的を達成するべく、多彩な教育研究活動や普及活動などを精力的に展開・推進している。

【現状の説明】

ア　理念と沿革

関西大学博物館は 1994 年に「博物館法」による博物館相当施設として開館され、ユネスコの中に組織された国際博物館会議（ICOM）に規定される理念と、日本国内法である「博物館法」第 2 条に規定される目的に準拠して運営されている。具体的には「関西大学博物館規程」第 2 条に「考古学、歴史学、民俗学、美学・美術史、産業技術・技術史、自然科学等の資料並びに図書等の収集、整理、保管、展示及び調査研究活動を行い、大学における教育及び研究の発展のために寄与することを目的とする」と理念・目的が明記され、これらを達成するために活動を行っている。

イ　施設

関西大学博物館は千里山キャンパス内の簡文館に設置されている。簡文館の建物は 1928 年に図書館として竣工したが、1955 年には後の文化勲章受賞者・村野藤吾の設計により開架閲覧室（円形建物）や書庫部分が増築された。1985 年に 100 周年記念事業の一環として総合図書館が新築され移転した後、旧図書館の建物は簡文館と命名され、博物館の展示室・事務室などに改装された。しかし、本来は図書館や書庫用の施設からの転用であるために、構造上の問題や老朽化の問題などがある。

改善策として、2002 年度には利用者の便宜を図るため、考古学等資料室時代からの懸案であった入館者用化粧室の改装工事や、障害者用エレベータ設置工事などを行った。また、2005 年度には文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として、「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が採択されたことを契機に、戦後に増築された書庫部分（6 階建）を解体し、新たに鉄筋コンクリート造 4 階の増築棟（延床面積 1,587.51 ㎡）が建築された。この建物の 3 階部分に特別収蔵庫、一般収蔵庫が設置され、懸案であった博物館収蔵庫問題の改善が図られた（表Ⅰ-8-3）。

なお、関西大学に現存する最古の建築物である簡文館は、大学の図書館施設として設計・建築された代表的なものの一つであることと、文化勲章を受章した建築家村野藤吾の主要な作品の一つであることなどから、2007（平成 19）年 3 月、国の登録有形文化財（建造物）に登録されている。

表Ⅰ-8-3　関西大学博物館施設の概要

名　称	各床面積（㎡）	合計面積（㎡）
展　示　室	第１展示室 262.00　第２展示室 353.36　受付他 67.00	682.36
収　蔵　庫	特別収蔵庫Ａ　101.00　　特別収蔵庫Ｂ　59.00 一般収蔵庫　59.00　　前室　25.00　　その他　190.35	434.35
実　習　室	86.00	86.00
図　書　室	43.00	43.00
館　長　室	29.00	29.00
事　務　室	事務室 85.00	85.00
そ　の　他	199.15	199.15
総　面　積		1558.86

ウ　博物館の運営管理

関西大学博物館の管理運営は「関西大学博物館規程」に従い、博物館運営委員会（構成は 2006 度の場合、館長、各学部選出委員 8 名、学識経験者 4 名に加え、学術情報事務局長と博物館事務長の計 15 名）によって行われている。また、自己点検・評価委員会も設けられており、2 年ごとに「自己点検・評価報告書」を作成している。博物館に関する事務は博物館事務室が行い、「博物館規程細則」により運営されている。

エ　博物館収蔵の史資料

関西大学博物館が収蔵する史資料の中心は、富民協会農業博物館から関西大学に移管された本山コレクションである。その後、考古学研究室による発掘調査で得られた資料や購入資料、寄贈資料などを加えた、多彩な史資料で構成されている（表Ⅰ-8-4）。旧本山コレクションと称される一括品は、神田孝平コレクションを前身としており、奈良県天理市渋谷の景行天皇陵古墳出土と伝承される石枕や、大阪府河内国府遺跡出土品一括をはじめとした、重要文化財 16 点を含む貴重な考古資料である。なお、これらの博物館収蔵の史資料は博物館運営委員会の承認を得て、博物館等の展示会に対する館外貸し出しも積極的に行っている（表Ⅰ-8-5）。

表Ⅰ-8-4　収蔵資料数　2007.3.31 現在

種別＼形態		実物	標本	模写	模型	図書	図表	写真	映像	音響	その他	合計
絵画				15								15
彫刻					4							4
工芸品		278			2				21			301
書籍・典籍・文書		2,138										2,138
考古資料		1,533			49		1	47				1,630
民俗文化財		212			7							219
産業史資料		11								1,488		1,499
自然科学資料			350									350
図書	辞書等					658						5,590
	図録					2,112						
	紀要					2,820						
合計		4,172	350	15	62	5,590	1	47	21	1,488	0	11,746

（注1）一括資料を一点として計上したものを含む。
（注2）未整理資料は除く。

表Ⅰ-8-5　関西大学博物館史資料等貸出状況（単位：件）

貸出先	大学	博物館	個人	その他	合計
2005 年度	3	6	0	1	10
2006 年度	2	4	0	2	8

オ　博物館の活動と社会貢献

（ア）収蔵史資料の展示

関西大学博物館は「関西大学博物館規程細則」第 2-4 条の規定に従い開館し、入館料無料で展示公開している。入館者は 1994 年 4 月の開館（1994 年度実績は 131 日開館・入館者 3,219 人）以来、着実に増加していたが、2004 年 3 月から 2006 年 3 月までは簡文館増築棟建設工事のため、博物館実習展の会期を除き、休館した。2006 年度においても、次項で述べる企画展の開催期間中のみ第 2 展示室を公開し、第 1 展示室は翌年度からのリニューアルを控え、閉鎖した（表Ⅰ-8-6・7）。

表Ⅰ-8-6　関西大学博物館開館日数及び入館者数

2005年度		2006年度	
開館日数	入場者数	開館日数	入場者数
5	153	83	7,479

表Ⅰ-8-7　関西大学博物館企画展・特別展

年度	企画展・特別展名	会期	開館日数	入場者数
2005	平成17年度博物館実習展	11月14日 ～11月18日	5	153
2006	関西大学創立120周年記念事業　なにわ・大阪文化遺産学研究センター棟竣工記念　特別展　インカへの道－アンデスの秘宝－	4月24日 ～5月21日	16	3,460
	関西大学創立120周年記念　簡文館特別展示 明日を古に学ぶ－博物館コレクション	10月15日 ～11月12日	11	1,266
	平成18年度博物館実習展	11月27日 ～12月1日	5	328

（イ）研究活動と公開講座

関西大学博物館は社会への情報公開・発信の立場から、『関西大学博物館紀要』を年 1 回、彙報として『阡陵』を年 2 回発行している（表Ⅰ-8-8）。紀要・阡陵とも考古学等資料室時代から継続的に刊行されており、考古学・美術史など、多分野におよぶ論考や資料紹介などが掲載されている。教職員のみならず、担当教員の指導のもと、次代を担う大学院生などにも積極的に発表の機会を与えている。調査研究能力と論文作成能力を涵養・促進するという観点から、その教育的効果は高い。いずれも研究機関や研究者に広く無償配布され、研究成果の速やかな公開と周知を図っている。

表Ⅰ-8-8　関西大学博物館の定期刊行物　2006年度現在

書　　名	号　数	執筆者数	ページ数	発行部数	発行年月日
阡　陵	第51号	4	16	1,600	2005年9月30日
	第52号	6	16	1,600	2006年3月31日
	第53号	6	16	1,600	2006年9月30日
	第54号	6	16	1,600	2007年3月31日
関西大学博物館紀要	第12号	5	176	800	2006年3月31日
	第13号	15	272	800	2007年3月31日

また、社会の成熟と価値観の多様化を反映し、成人期・高齢期の人びとが求める高度な学問的要求に、博物館・大学構成員が応える効果的手段の一つとして、公開講座を開催している（表Ⅰ-8-9・10）。この目的から、春季企画展にあわせた公開講座と、秋季には多分野に及ぶ博物館関係の研究者を講師とした考古学入門講座（2006 年度からは「ミュージアム講座」と改称）を開催している。特定の課題や話題をよんだ新発見の遺跡などについて、最新の調査・研究成果を専門分野の研究者や調査担当者を講師に迎えて実施する。とくに、考古学入門講座（ミュージアム講座）は有料にもかかわらず、熱心な受講生を多く数える。

表Ⅰ-8-9　第16回考古学入門講座（古墳時代研究の成果と課題－関西大学の考古学－）　2005年度

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	9.24(土)	古墳時代研究の成果と課題―私の終末期古墳―	関西大学名誉教授・関西大学飛鳥文化研究所所長 網　干　善　教	218	天六 ｷｬﾝﾊﾟｽ 309教室
2	10. 1(土)	邪馬台国と古墳	徳島文理大学教授・香芝市二上山博物館館長 石　野　博　信	201	
3	10. 8(土)	藤ノ木古墳と東アジア	奈良県立橿原考古学研究所指導研究員 泉　森　　皎	193	
4	10.15(土)	高句麗の壁画	奈良女子短期大学教授　来　村　多加史	194	

（注）9月～10月の土曜日に開催

表Ⅰ-8-10　第1回ミュージアム講座（なにわの文化遺産）　2006年度

回	開催日	演　題	講　師	参加者数	会　場
1	7.10(月)	行基と難波津	関西大学文学部教授　西　本　昌　弘	105	関西大学第一高等学校・第一中学校 親和館 親和ホール
2	7.11(火)	大阪城の歴史と謎・伝説	大阪城天守閣研究副主幹　北　川　　央	98	
3	7.12(水)	天神祭の歴史とみどころ	大阪天満宮文化研究所研究員　近　江　晴　子	91	

（ウ）博物館実習・考古学実習などの受け入れ

博物館では、博物館実習や考古学実習などを受け入れている（表Ⅰ-8-11・12）。この博物館実習の集大成として最も重要視され、受講生による自主的な諸作業の結果を問うものに博物館実習展がある。この実習展はその開催準備に費やされる時間数や規模などの観点から、本学博物館学課程の特色を示すものとして、学外的にも高く評価されている。また、博物館実習展はたびたびマスコミで紹介されることもあり、近隣住民を中心に一般の参観者も多い。さらに、実習展の必須要素の一つとして作成・配布を義務づけている実習展図録が、専門研究者の引用・参照文献として採用されるほど充実した内容に到達した事例もあり、その教育効果は多大であると認められる。その他、博物館展示室や収蔵品などが学部の導入授業や大学院の専門演習などに利用される機会も多く、多様な形態で大学教育に活用されている。

表Ⅰ-8-11　博物館実習履修生の受け入れ数

年　度	学　部	4年次	3年次	計	大学院	科目等履修生	学芸員コース	合計(名)
2005	文	9	57	66	8	6	1	96
	その他	7	8	15				
	合計	16	65	81				
2006	文	12	24	36	8	1	0	54
	その他	4	5	9				
	合計	16	29	45				

表Ⅰ-8-12　考古学実習履修生の受け入れ数

年　度	文学部	合　計
2005	17	17
2006	29	29

（エ）義務教育支援

2003 年度から、関西大学博物館と高大連携推進事務室とが連携して始めた「関西大学なんでも相談会」は、地域に開かれた社会教育施設として、小学校児童や中学校生徒の夏季学習や総合学習に対する義務教育への支援活動の一環として行われるものであり、本学博物館の展示・収蔵資料を有効的に活用するとともに、大学教職員（学芸員）の調査研究の成果を社会に還元することも目的としている。あわせて、将来的に博物館の学芸員職や研究職に就くことを希望する博物館実習受講生及び学芸員資格取得学生のインターンシップの役割も兼ねている。2005年度（8月6日・7日開催）は期間中約20件の、同じく2006年度（8月4日・5日開催）は約6件の相談者があり、大学博物館に対する期待度の高さが示された。

また、2006 年度から近隣校区の小学生に焦点を合わせて、曲玉づくりや大学構内における昆虫採集などの体験学習も開始した。これらには 363 名（ご父母含む）を超える参加者があり盛況を呈した。2007 年度以降も継続して実施する予定である。

このように、考古学・歴史学などの学習に意欲を示す児童・生徒への情報発信や導入教育の場として、博物館施設が活用される機会が増えつつある。必然的に、教員・学芸員が関与する場面が多くなっているが、今後はこの分野での積極的な対応策の検討も必要である。

（オ）なにわ・大阪文化遺産学研究センターの設置

2005 年度文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業のオープン・リサーチ・センター整備事業の一つとして「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」が採択され、4 月に「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が博物館内に設置された。当研究センターは関西大学が立地し、なにわ・上方・大阪などとして歴史的に形成されてきた大阪の文化遺産を、府下の博物館・資料館・顕彰会・NPO などと積極的に連携して、21 世紀の大阪における文化遺産を核とした地域再生の途を提示することを主目的としている。

この目的達成のために、祭礼遺産研究班、生活文化遺産研究班、学芸遺産研究班、歴史資料遺産研究班の四つの研究プロジェクトを設け、それぞれの個性を生かして研究活動を積極的に推進している。さらに、各プロジェクトの枠組みを超えて相互に意見交換しながら、「文化遺産学」の方法を模索し続けている。なにわ・大阪文化遺産学研究センターの詳細については、別項（139 ページ）参照。

【点検・評価と将来の改善・改革に向けた方策】

関西大学博物館は、大学当局の理解・支援を受けながら、限られた物的・人的資源を創意工夫・活用し、その設立理念と目的を達成するべく努力している。これらのなかには、すでに高い社会的評価を得たり、教育効果を上げたりしている事業・成果もある。また、社会的に期待される大学博物館像が急激に変化している現状を鑑み、大学博物館が取り組むべき新たな事業の遂行に必要な知識・技術の習得と、担当職員の意識改革に取り組みつつあることは高く評価できるが、今後とも継続的に新しい時代に即応した研修の機会・内容を充実させることが望まれる。さらに、中・長期的な課題として、将来的に本館に関与する人材の養成も視野に入れておく必要があろう。

一方、早急に改善が望まれる問題点もある。主なものとしては、（ア）収蔵庫確保に関する問題、（イ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題、（ウ）第 3 展示室（仮称）の設置、（エ）展示ケースの免震化に関する問題、（オ）全学的な史資料の保全に関する問題などがあげられる。

（ア）収蔵庫確保に関する問題

既述したように、博物館の旧収蔵庫部分は図書館や書庫用の施設を転用して利用していたが、2005 年度に文部科学省の私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）として、「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」が採択されたことから、鉄筋コンクリート造 4 階の増築棟（延床面積 1,587.51 ㎡）が建築され、この建物の 3 階部分に特別収蔵庫と一般収蔵庫が設置された。その結果、懸案であった博物館の収蔵庫問題の改善が図られた。

しかし、収蔵庫の床面積が大幅に減少した結果、史資料を天六学舎に分散して保管せざるを得ないという憂慮すべき現状にある。今後の課題として、天六学舎に保管されている史資料の収蔵について、早急な解決が求められる。

（イ）収蔵史資料の評価委員会設立に関する問題

従来、本館では資料の寄贈について館長職が個別的に運営委員会に諮問し、案件ごとに運営委員会が承認してきた経緯がある。近年、博物館・美術館などにおける指定管理者制度の積極的な導入も関係し、個人の収集家を中心に、コレクションの寄託・寄贈先を博物館・美術館から大学博物館に変更する事例が増加しつつある。このような社会的な状況変化に対応するため、コレクションの寄託・寄贈などの案件に関して、本学博物館の設立趣旨に適合した史資料の受け入れ可否を迅速かつ適正に審議・答申する評価委員会（仮称）の設置が必要である。あわせて、博物館による購入物件も含めて、寄託・寄贈品の史資料的な評価を行う評価専門委員会（仮称）の設置も必要であろう。

特に、評価専門委員会（仮称）においては、対象案件と利害関係を有さない外部の第三者（有識者）を構成員に委嘱し、評価の内容に客観性を担保することが必要である。また、評価専門委員会（仮称）は具体的な案件ごとに、最適な外部の有識者を加えた構成員で編成・運営される柔軟な形態であることが望ましい。なお、寄贈を推進する方策として、寄贈者の名前を展示解説に表示することにとどまらず、特に大きなコレクションの寄贈を受けた場合には、寄贈者の意向を確認した上で展示室の入口部分などに明示して目に見え

る形での顕彰を考えることや、具体的な税制上の優遇措置の範囲や支援体制について、関連部局内で検討を行っておくことなども必要であろう。

将来的には、従来の自己点検・評価とは別の視点から本館の運営の現実を測る手段として、各年度の事業や活動、中・長期目標の期間内における事業や活動の実績について検証し適正な評価を行う、外部有識者による外部評価委員会（仮称）の設置・導入についても検討が必要であろう。

（ウ）第 3 展示室（仮称）の設置について

本学において、全学的に開放された学芸員資格取得に必須である博物館実習を受講する学生・院生は、各年度 100 名前後で推移している。実習展の開催や東京実習、数度に及ぶ学外見学実習が課せられるなど、受講生の負担も大きいものの、学生・院生にとって充実度の高い科目の一つである。学外的な視点からも、博物館学課程を設置する全国の大学中、昭和 36 年度に課程が設置されたという伝統もさながら、専門分野を異にする総数 17 名の専任・非常勤講師が分担するカリキュラムの充実度は常に高く評価されている。

しかし、近畿地方を中心に 300 名余の博物館や美術館、教育委員会などの学芸員（高度専門職業人）を輩出してきた本学博物館学課程の特徴の一つであり学力を養成してきた本格的な実習展は、従来から関西大学博物館の全面的な協力を得て、その第 2 展示室を一時借用して実施しているという実態がある。その結果、例年 11 月の実習展の開催時期に合わせて、本館の専任学芸員が展示ケース内の収蔵品をすべて収蔵庫に片付け、約 1 月間の実習展の準備・展示期間の終了後、再び展示品をケース内に戻すという所作をくり返している。

この本館第 2 展示室を利用した実習展の開催により、その期間中には常設展示室として必要不可欠の機能を果たしている展示・公開の機能が半減することにとどまらず、何よりもかけがえのない展示品や高価な展示ケースに損傷を与えるという危険性が常に存在するという問題を生じている。さらに、業務とはいえ限られた員数で運営されている学芸員の負担も看過できないものがある。この問題を解消するためには、実習展が開催できる設備を備えた施設の確保が早急に必要である。

近年では、博物館学課程の充実が優秀な学生・院生の確保につながるという観点から、施設面の充実に力を注いでいる有力大学が急速に増えており、常磐大学のように博物館学課程のみならず学生の知の創造・活用の拠点として、戦略的に博物館学を教育・研究に役立てることを目的とした博物館を設置する大学もある。さらに、昨今の博物館法改正と連動した上級学芸員（仮称）資格の創設に対応できる教育内容の高度化の観点からも、博物館実習室の設置は必要不可欠である。本学博物館学課程においても、学外インターンシップの試行的導入をはじめた担当教員のさらなる創意工夫はもちろんのこと、今日的に必要な設備をもつ博物館実習室（仮称）の設置により、現在の優位性を発展的に維持しつつ、卒業生の人的ネットワークの支援を受けながら社会に信頼される学芸員資格教育の拡充を行う必要がある。

（エ）展示ケースの免震化に関する問題

1995 年 1 月の阪神大震災では、兵庫県立近代美術館や神戸市立博物館などが長期間に及んで閉館せざるを得ない状況に追い込まれ、出光美術館では展示ケースの倒壊により収蔵品が大破した。関西大学博物館でも展示ケース内の展示物が転落し、破損・損傷するなどの被害を受けた。それから 10 年、各地の博物館や美術館では大規模な災害発生に対する危機管理意識が向上し、対策がとられてきた。例えば、東海地震の影響が心配される岐阜県多治見市に 2002 年 10 月に開設された複合施設セラミックパーク MINO 内にある岐阜県現代陶芸美術館では、並進振子免震システムを採用して展示品を保護している。また、東京国立西洋美術館では、ロダンの「地獄の門」をはじめとした前庭にある彫刻 6 点の台座に免震装置の取り付け工事を施した。江戸東京博物館や九州国立博物館、国立新美術館などでは、建物自体に制震装置を導入している。

さて、関西大学博物館は建築後 50 年が経過している旧図書館を転用しており、閲覧室として設計された天井高のある構造や、著名建築家によるデザインを優先した形態などからも、耐震性は低いと想定できる。特に、展示室には旧図書館の閲覧室（第 1 展示室）と開架閲覧室（第 2 展示室）を利用しており、本来的に学術標本資料を展示する目的には不都合な面がある。とはいえ、建物自体の基礎部分を掘削して積層ゴム方

式をはじめとした免震構法を施工したり、建物自体の耐震性を高める制振壁で補強したりするには、費用面をはじめ検討すべき課題が山積しており、にわかには実施しがたいのも事実である。

しかし、河内国府遺跡出土品をはじめとした重要文化財を保管・展示しているという厳然たる事実も看過しがたい。そのため、現在は展示ケース３台に収まっている重要文化財だけでも、免震ケースに収納あるいは展示ケースを免震床上に配置するという対策を講じる必要がある。2004 年の中越地震の教訓から、免震装置も直下型の縦揺れにはあまり効果が期待できないという事実も視野に入れつつ、重要文化財の保管を負託されている数少ない大学として、展示ケース更新の機会を積極的に活用して、偏心ローラー支承方式やスライド支承方式などによる免震ケースや部分的な免震床の設置を検討することが必要である。懸案であった収蔵庫問題の解決をはじめ、効果的な保管条件の改善が図られていることは高く評価できるが、今後もさらに収蔵品に対して良好な環境を整えることができるよう、果断に取り組むことが望まれる。

（オ）全学的な史資料の保全に関する問題

関西大学博物館は、大学のシンボルともいえる伝統と風格のある歴史的建造物（旧図書館）を活用し、いち早く大学博物館を設置したことや、全国の大学博物館相当施設のなかでも有数の規模をもつことなど、学内外から高く評価されている。これはその実現に努力した大学当局の理解と関係教職員の努力の結果であるが、その実態として本山コレクションを中心とした考古学博物館であるという特徴がある。このような事情は必ずしも本学に特徴的なものではなく、各大学の資料館や博物館は、その歴史的な経緯や大学の性格が色濃く反映されていることも事実である。伝統ある各有力大学では全学的な総合博物館の実現にむけて将来構想委員会などが設立・検討されてきたが、主として財政的な問題からその歩みは遅々としていた。

しかし、1995 年に文部省学術審議会が「ユニバーシティー・ミュージアムの設置について－学術標本の収集、保存・活用体制の在り方について－」の中間報告、引き続き翌年１月に最終答申を提出したことに触発されて、同年 4 月に東京大学総合研究資料館が同研究博物館に転換し、翌 1997 年には従来の京都大学文学部博物館が自然史系も含めた総合博物館として再出発したように、有力大学は同答申の実現にむけて具体的に努力しつつある。このような現状を勘案した場合、本館はその設立時期では先行したものの、その内容を実体化させる各学部や研究所、教職員などが組織・個人単位で蓄積した「知の文化遺産＝人類の財産」を必ずしも有効活用しているとはいえない状態にある。

いうまでもなく大学博物館の第一義的な目的・使命は、その大学で行われてきた調査研究の過程で収集された標本や史資料などを系統的に保管して活用をはかるとともに、その研究成果を広く展示公開することにある。また、社会に開かれた大学の重要な窓口の一つとして、大学博物館は学生・研究者のみならず、老若男女を問わず一般市民が貴重な資料を直接目にして、調査研究の楽しさを実感する生涯学習の場としても重要な意義がある。

以上のような観点から、本学における研究活動の特色の一つである実践的な野外活動で獲得された諸資料の保全と有効活用をはじめ、関西大学博物館を名実ともに先進的・総合的な大学博物館とするため、その第一歩として急速に散逸しつつある学術史資料の保全に関する全学的な検討委員会を設立し、大学博物館の社会的使命の実現に着手することが重要である。これを通じて、学術遺産の保全と学術水準の維持・向上はもとより、生涯学習の実施・支援など社会に開かれた情報発信基地として、本館の価値をさらに高めることができよう。さらに、これらを実体化させるために本館を拠点に学芸員とともに調査研究を推進し、その成果を社会に発信する研究員組織の整備も望まれる。

(6) インフォメーションテクノロジーセンター

１　概要

インフォメーションテクノロジーセンター（以下、IT センター）は、関西大学における教育・研究及び

事務処理における情報システムの適正かつ効率的な利用に資することを目的として設置された全学共同利用施設である。IT センターには、教育・研究用、事務処理用、教務支援用のコンピュータシステム並びにキャンパス基盤ネットワークが設置されている。IT センターの主たる業務は、教育・研究及び事務処理上の計算処理、技術指導や相談並びにコンピュータの利用に関する教育・研究を支援することである。この一環として、利用者を対象に毎年講習会を開催している。

IT センターでは、学内の学術情報ネットワークの整備・管理・運用、学外の学術情報ネットワークとの接続、スペース・コラボレーション・システムの VSAT 局の運用などを行っている。また、2004 年 10 月 1 日からスーパーSINET のノード校（ネットワーク接続拠点）として運用を実施してきた。さらに、2007 年 6 月 8 日より SINET3 へと先進的なネットワーク環境の構築・運用を実施した。

２　IT センターの組織

(1) 設置委員会

本センターには、センターの目的である「教育・研究及び業務（学校法人の業務を含む。）に関する情報並びにデータをコンピュータシステムによって処理することにより、教育・研究の充実並びに事務能率の向上に資すること」を、適正に管理運営するために、全学的組織として「IT センター委員会」が設置されている。同委員会の構成は、センター所長、センター副所長、副学長（学部・教育推進担当）、各学部並びに外国語機構から選出された委員、学長推薦委員 4 名（学長補佐、図書館長、キャリアセンター所長、先端科学技術推進機構長）及び事務職員の委員の合計 29 名で構成されている。

同委員会の下に、IT センターの業務を効率的に処理するための運営委員会と、衛星通信システムを利用した遠隔授業などを行う私立大学ジョイント・サテライト事業の推進を目的としたジョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会を設置している。

また、これら委員会とは別に、所長の命により情報処理教育の技術援助、システム計画並びにソフトウェアの開発及び指導に従事する所員とによる、専門的見地からの検討の場として所員会議を設置している。

上記委員会活動を含めた本センター業務の自己点検及び評価を行うことを目的として、自己点検・評価委員会を設置している。

(2) 規程の制定

IT センターでは、業務の円滑かつ適正な運営を行うため、委員会を設けて諸規定を整備し、運用している。IT センターには以下のような規程が制定されている。

ア　関西大学 IT センター規程

本規程は、関西大学における教育・研究及び事務処理における情報システムの適正かつ効率的な利用に資することを目的に設置された全学共同利用施設である、IT センターを適正に運営するための必要な事項を定めている。

イ　関西大学 IT センタージョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会規程

ジョイント・サテライト事業及びマルチメディア教育研究事業の円滑な推進、高度情報化社会にふさわしい教育研究の実施支援を目的として、関西大学 IT センタージョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会を設置している。本委員会の目的としては、ジョイント・サテライト事業の推進、マルチメディア教育研究事業の実施支援、マルチメディア教材の開発支援、モバイル・コンピューティングの推進、その他目的達成に必要な業務を挙げている。

ウ　関西大学 IT センター情報ファイル管理規程

IT センターの電子計算システムに記録及び保存されたものを情報ファイルとして個人の人権並びに研究者及び利用者の権利を保護すると共に、電子計算機の利用による不当な行為を防止するため、情報ファイルの管理について必要な事項を定めている。

(3) 個人情報の取扱い並びに危機管理への対応

ア　関西大学個人情報保護規程

基本的人権とプライバシー保護の観点から、IT センターでは、2005 年 4 月の我が国の個人情報保護法の施行に伴い、本学の業務に従事するすべての者を対象とした各種法令及び関西大学個人情報保護規程を制定し、個人情報の取扱いを規定している。

また、関西大学情報ファイル管理規程と連絡経路を明示した危機管理マニュアルを策定している。

イ　情報セキュリティポリシー

本学の教職員、学生及び関係者が IT を利用して安全に情報を取扱うために、2006 年 4 月 1 日より情報セキュリティポリシーを制定している。

3　関西大学 IT 化の推進支援

(1) 利用者サービスの向上と学事業務の効率化

IT センターでは、在学生、受験生、教員などに対するサービスを向上させる目的で、積極的に学事業務の IT 化を推進している。教務事務の IT 化の一環として、これまでに開発してきた学事業務システムを中核に Web 技術を活用して、利用者が学内のみならず自宅からも利用できるサービスを提供している。これらの種々の学事システムに対して、利用者に応じた学事ポータルを構築し、大学の提供する多様な情報サービス（Web 履修登録、学内試験情報、Web 成績発表並びに MY 時間割を中心とした各種掲示情報など）へのアクセスを容易にした利便性の高いサービスを提供している。同時に、入試受験者に対しても、入試の合格発表サービスを提供し、きめ細かいシステム構築並びに運用を行うことで、合格発表時のアクセスの混雑を緩和している。これらのサービス提供により学事業務が大きく効率化されている。これらのサービスは、従来型のサービスの窓口によるサービスと併用することもでき、種々の学生の状況に配慮している。

ア　学事ポータル

イ　Web 履修登録並びに Web 成績発表

ウ　Web 入試合格者発表

(2) 先進的な IT 基盤の構築に向けて

IT センターは、従来、本学の旧情報処理センターが中心的に提供してきた計算サービスに加えて、情報ネットワークを中核とした先進的な IT 基盤の構築に向けて検討を進めている。本学のスーパー SINET への接続を契機として、学内の基幹ネットワークを高速化した。これに伴い、種々の学内のオンライン型の情報サービスの基盤として、①学内情報ネットワークの高速化、②ネットワーク機器の二重化などによる耐故障性の向上、③ネットワークへのアクセス環境の整備、また、④ネットワークセキュリティの確保のための防火壁（Fire Wall ：以下 FW）などの設置によるコンピュータウィルスやスパムメールへの対応を進めて、基盤ネットワークの整備を行っている。これらは今後も利用者の利便性を考慮して「ワンストップ・サービス」の実現も視野に入れている。また、利用者のモバイル端末の急増に対応して、⑤教室等への無線 LAN 環境の整備、⑥情報コンセントなどによるアクセス環境の整備を行い、ユビキタス時代のネットワーク環境の実現を進めている。

4　研究支援体制の整備

(1) 文部科学省サイバーキャンパス整備事業の推進

我が国の高等教育の国際的な通用性・共通性の向上と、国際競争力の強化を図るための改革方策として、国内外の大学等との交流・連携による教育研究の推進を支援することを目的に設置された文部科学省サイバーキャンパス整備事業に、関西大学から 2002 年度に 4 件、2003 年度に 1 件、2006 年度より新たに 1 件が採択され、所定年度期間中に実施された。

ア　2003 年度～2005 年度

●広帯域網を利用した中国語・日本語教育の実践

イ　2006年度～2008年度

●広帯域網を利用した中国語教育・日本語教育の実践

本事業は、本センターのジョイント・サテライト及びマルチメディア教育・研究推進委員会の支援を受けながら進められた。IT センターは、①授業のコンテンツ化にともなう支援体制の整備、②ISDN（総合デジタル通信網）とインターネットの相互交換機構の整備などを支援した。

(2) SINET3を用いた研究の支援

学内に国立情報学研究所よりサービスされている SINET3 のうち、2004 年から 1G ビットの回線を本学経済政治研究所政策グリッドコンピューティング実験センターへ接続している。さらに、2006 年から 1G ビットの回線を本学先端科学技術推進機構学術フロンティア・センター内の「スーパーコンピュータ等を連動する分散コンピューティング（GRID)」部門と「ナノテクノロジー」部門に接続している。

(3) 情報資源構築環境の整備

ア　ITセンターデジタルライブラリの構築並びに運用

（ア）関西大学放送講座「飛鳥の古墳シリーズ（全12巻)」

（イ）ワープロ、表計算ソフト、OHP作成ソフトなどの汎用ソフトウェアの利用法の解説ビデオ

（ウ）ITセンターによる講習会

などのさまざまなビデオコンテンツを学内から閲覧できるビデオ・オン・デマンド（VOD）形式で学内のパソコンより視聴できるサービスを実施している。

イ　アーカイブサービス

各種の学内活動をアーカイブ化し、関西大学ビジュアルガイドとしての役割を果たしている。

ウ　留学ガイダンス

留学を希望する学生のために、本学の留学プログラムの説明や、そのプログラムを利用して留学した学生による体験談を語ってもらう。

エ　FD（Faculty Development）フォーラム

FD に関する本学での実践報告や、学外講師による講演会、シンポジウム等を開催し、FD の啓蒙活動を行う。

5　施設・設備等

IT センターは、教育や研究、事務処理におけるコンピュータシステムの適正かつ効率的な利用を目的に設置された全学の共同利用施設である。この目的を達成するために、IT センターでは、教育研究用と事務処理用のコンピュータシステムを整備してきた。これらのシステムは、いずれも最先端のソフトを導入して学内の学習・研究活動や事務処理をサポートしている。また、利用に対するサービス体制もユーザ中心の視点に立って確立してきた。以下、コンピュータシステムにおける情報処理機器の配備状況とサービスの状況について述べる。

(1) 情報処理機器の配備状況

ア　ネットワーク関係

関西大学は、千里山キャンパス、高槻キャンパス及び天六キャンパスに分かれている。IT センターは、この三つのキャンパスを網羅する学術情報ネットワークを構築している。このネットワークの基幹は、ギガビットイーサネットと光ファイバーを中心とした高速ネットワークであり、KAISER（カイザー）と名付けられている。KAISER は、教育・研究用ネットワークと事務用ネットワークに分けられている。

教育・研究用ネットワークには、教育・研究用のパーソナルコンピュータ（以下、PC）及びワークステーション（以下、WS）など約8,400台の機器が接続されており、教育及び研究に利用されている。このネットワークは、テキスト情報だけでなく、音声、画像、ビデオなどのマルチメディアコンテンツを扱う

ことができる。このため、利用者がいつでも自由に学習できるビデオ・オン・デマンドや、高画質でのテレビ会議などのサービスを行っている。

インターネットとの接続は、学術系ネットワーク（SINET3）を介して接続されている。これによって、学内からの電子メールの利用、ホームページの閲覧、また、外部への学内コンテンツ発信が可能となっており、学生の学習や学生生活の情報化と学内からの情報発信を促進している。

学生が学内で自由に PC を接続できる環境として、情報コンセントと無線 LAN を整備している。情報コンセントは、IT センター4 階、第 2 学舎 4 号館 2 階リフレッシュコーナー、及び総合学生会館「メディアパーク凛風館」1 階学生ラウンジ・4 階ミーティングルーム等に、合計約 400 口設置されている。また、無線 LAN は、簡文館、尚文館芝生広場、円神館（IT センター）、メディアパーク凛風館、教務センター周辺、及び 2～4 学舎自習室・読書室、さらには高槻キャンパス E 棟 1 階コミュニティルームでアクセス可能となっている（表Ⅰ-8-13）。

表Ⅰ-8-13　アクセスポイント数及び情報コンセント数

キャンパス		アクセスポイント数	無線系教卓コンセント数	無線系情報コンセント数
千里山	第 1 学舎	1	66	0
	第 2 学舎	1	14	167
	第 3 学舎	1	12	0
	第 4 学舎	1	8	0
	その他	19		232
高槻キャンパス		1	0	0
天六キャンパス		0	0	0

事務用ネットワークは教育・研究用とは完全に分離されたネットワークとして構築されており、セキュリティ保護に対する配慮も充分になされている。

イ　IT センター内

IT センター内には、高速計算サーバを始め、ネットワーク運営のためのサーバ群を配備している。また、ユーザサービスやシステム管理のために下記の部屋を設けて合計約 300 台の PC を配備している。

（ア）オープン PC コーナー1、オープン PC コーナー2、オープン PC コーナー3

（イ）印刷コーナー

（ウ）デジタルメディア PC コーナー

（エ）サテライトステーション 1、サテライトステーション 2

（オ）サテライトステーション印刷コーナー

ウ　大学院関係（法科大学院、会計専門職大学院を含む）

大学院関係としては、下記の施設に約 580 台余の PC を配備している。

（ア）第 2 学舎院生研究室と岩崎記念館院生合同研究室

（イ）高槻キャンパス（D 棟）

（ウ）天六キャンパス（プロジェクトルーム）

（エ）尚文館

（オ）以文館

尚文館には、ビデオ編集システム、MPEG（Moving Picture Experts Group）エンコーダ、録音ブースなどのマルチメディアコンテンツ制作のための機器が充実しており、学生の自学自習、研究、教材制作などに活用されている。さらに、衛星通信や ISDN 回線を利用した遠隔授業システムを収容した尚文館マルチメディア AV 大教室などが整備され、他大学や全国の研究機関と双方向の遠隔授業やテレビ会議も可能である。

エ　各学部・研究機構のPC配備状況

各学部の機器は、(1) IT センターによって統一的に整備された各ステーション、(2)各学部によって独自に整備された演習室、(3)個人研究室に配備された研究用機器がある。このうち、(2)は各学部の特徴ある教育を生かすために配備したものである。以下、各学部のPC配備状況について述べる。

（ア）法学部

文学部と共用している第 1 ステーション（56 台）の他に、独自で演習室を 3 室、教材編集室、共同研究室などを設けており、合計 150 台余を配備している。また、個人研究室には 70 台余を配備している。

（イ）文学部

法学部と共用している第1ステーションの他に、独自で演習室を3室、教材編集室、共同研究室など、合計120台余を配備している。また、個人研究室には180台余を配備している。

（ウ）経済学部・商学部

経済学部・商学部には、第2ステーション（49台）の他に、MML教室、CAL教室、PCゼミ室、AV・PC教室、資料室などを設けて、合計 470 台余を配備している。また、個人研究室には、経済学部 90 台弱、商学部100台弱、合計190台弱を配備している。

（エ）社会学部

第 3 ステーション（75 台）の他に、独自で 8 教室、マルチメディア教室、資料室と準備室など、デスクトップとノート型PCなど、合計550台余を配備している。また、個人研究室には80台弱を配備している。

（オ）政策創造学部

情報処理教室を 4 室設けて、合計 179 台を配備している。また、個人研究室には 10 台を配備している。

（カ）システム理工学部・環境都市工学部・化学生命工学部

第4ステーション（65台）の他に、独自でOD教室、研究室・実験室などを設けて、合計約2,730台を配備している。また、個人研究室には280台弱を配備している。

（キ）総合情報学部

PC・WS 教室を 14 教室、FRD（合同研究室）、ゼミブース、ネットワークセンターなどを設けて合計750台余を配備している。また、個人研究室には100台弱を配備している。

（ク）外国語教育研究機構

CALL教室2室、MML教室、教材作成・資料室、音響映像資料室を設けて、合計190台余を配備している。また、個人研究室には60台弱を配備している。

（ケ）研究所・その他

① 国際交流センター、一般教養、経済・政治研究所、博物館、東西学術研究所、考古学資料室、保健管理センター、LL教室、法学研究所など合わせて、190台以上のPCが配備されている。

② キャリアセンターには、情報収集など就職活動のために30台余を配備している。

③ 図書館には、書誌情報の検索などのために150台以上を配備している。

④ エクステンションリードセンターには講習会や検定用に100台以上を配備している。

（コ）各部門や機構

事務用として750台余を配備している。

以上は関西大学の情報処理機器の配置状況で、さまざまな教育形態や利用のために合計約8,400台を配備している（表Ⅰ-8-14)。表Ⅰ-8-15に、ITセンター及び各ステーションの年間利用回数と利用時間を示す。

総合大学として、21 世紀の IT 化時代において、充実した情報教育のニーズを満たすためには、今後

とも質と量の向上に一層の努力が必要である。

表Ⅰ-8-14　各組織におけるPC及びWSの配備状況（数字は概数）

	ITセンター関連		演習室等	個人研究室	その他	各組織合計
ITセンター	オープンPCコーナー	55				288
	オープンPCコーナー	51				
	オープンPCコーナー	25				
	印刷コーナー	15				
	デジタルメディアPCコーナー	5				
	サテライトステーション	73				
	サテライトステーション	54				
	サテライト印刷コーナー	10				
大学院	尚文館（パソコン教室他）	200	9	11	189	409
法科大学院			88	3	62	153
会計専門職大学院				7	10	17
法学部	第1ステーション	56	80	70	20	226
文学部			76	181	34	301
経済学部	第2ステーション	49	407	87	10	661
商学部				99	9	
社会学部	第3ステーション	75	450	78	106	709
政策創造学部			189	10		199
理工系3学部 *1	第4ステーション	65	280	275	2,455	3,075
総合情報学部			750	100		850
外国語教育研究機構			191	55		246
各研究所					210	210
キャリアセンター					32	32
図書館					150	150
エクステンション リードセンター					107	107
各事務組織					750	750
合　計		733	2,530	976	4,144	8,383

*1　理工系3学部とは、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部であり、第4ステーションはその共同利用施設として運用されている。

表Ⅰ-8-15　パソコン利用統計

場　所	2005年度			2006年度		
	台数 (台)	年間利用回数 (回)	年間利用時間 (h:m:s)	台数 (台)	年間利用回数 (回)	年間利用時間 (h:m:s)
第1ステーション	56	15955	20787:43:03	56	15876	18518:23:55
第2ステーション	49	9521	10180:52:52	49	6360	8062:12:44
第3ステーション	75	17626	21173:55:25	75	19951	22954:34:32
第4ステーション	65	28087	25913:41:10	65	43288	36384:40:52
ITセンター	122	207309	177102:08:19	149	205615	177695:10:43
サテライトステーション	139	41127	30774:07:51	139	43824	31862:53:26
合　計	506	319625	285932:28:40	533	334914	295477:56:12

(2) ユーザサービス

ア　教育支援体制

（ア）学生のインターネット利用について

関西大学に在籍する学部学生と大学院学生には入学と同時に利用者IDが発行されており、ITセンター4階のオープンPCコーナーやデジタルメディアPCコーナーをはじめ、サテライトステーション、各学部学舎のステーションのパソコンを利用することができる。大学からのお知らせや講義インフォメーション、Web履修等で利用されているインフォメーションシステムでもこの利用者IDを使用している。

さらに、ITセンターのホームページ上で『電子メール・学外Web利用申請』の手続きをすれば、電子メールと学外のホームページ（Webページ）の閲覧ができるようになり、電子メールの保存にも利用

できるファイル領域を与えられる。ファイル領域は当初1人当たり100MBであったが、ファイルサーバの増強に伴い、2005年9月21日より500MBに拡張されている。毎年約8割（2万数千人）の学生が利用登録をしている。

本学では、各種ホームページを公開しており、ITセンターの利用ガイドの他、総合図書館の蔵書検索システム（KOALA）、学生就職支援システム（KIPS）などが利用できる。ITセンターの開室時間やパソコン空席情報、大学からのお知らせ（インフォメーションシステム）、就職支援システムなどの一部では、携帯電話からのアクセスにも対応している。

（イ）電子メールによるセンターNewsの配送

ITセンターからの広報（センターNews）は紙面やホームページ上だけでなく、電子メールでも受信登録者に対し配送を行っている。メール配送を受けられるのはITセンターのサーバ利用者に限定しているが、登録者は毎年3,000名を超している。従来の手段より利用者の目に留まることが多く、より迅速・確実に広報できるとみられる。

メール配送開始にともない、センターNewsは毎月1回定期発行して、センター利用者に関心を持たれるようにしている。緊急のお知らせ（ウィルス情報など）には号外を発行し、即時に周知することを可能としている。

（ウ）メールのウィルスチェックサービス

近年、メールに添付して伝播するウィルスが急増している。このようなメールは開かず削除することが賢明であるが、図らずも開封し感染することがある。ITセンターでは、学外へ送信するメール、学外から受信するメールが専用サーバを通過する際に、ウィルスが添付されているかどうかを検知して、存在すれば削除する機能を持つウィルスチェックシステムを導入している。

メール以外にもウィルスの感染経路があるため、OSやソフトウェアのアップデート、ウィルスワクチンソフトの導入など、利用者はウィルスに関する情報に注意するとともに感染しない予防措置が必要である。学内情勢や情報処理振興事業協会のホームページに緊急対策情報が掲示された場合、ITセンターではホームページにウィルスに関する情報を提供している。

（エ）スパムメールのチェックサービス

近年、一方的に送られてくる迷惑メール（スパムメール）が非常に多く、正常なメールの受信に支障をきたすような状況が多く見受けられる。そこで、学外からのメール受信において、スパムファイアウォールの運用を2005年9月21日から開始し、スパムメールの除去に努めている。

スパムの判定は、以下のようになっている。

a　大量メール発信によるメール爆弾のブロック

b　スパムメール送信者のブラックリスト参照

c　From詐称チェック

d　受信アドレスの存在確認

e　メールの件名、本文、ヘッダ内容から機械的にスパムメールチェック

a～dを検出されたメールは破棄し、eを検出されたメールは、題名（Subject）の先頭に［SPAM-Kandai］を付加して受信者に送られる。

（オ）Webメール（Active!mail）サービス

インターネット環境があれば学内、学外を問わず、どこからでもITセンターのメールが利用できるWebメールのシステムを提供している。学生は、自宅のみならず、クラブ・留学・帰省・就職活動など大学外での諸活動においても有効活用することができる。

（カ）利用相談

a　利用相談コーナー

ITセンター4階及びサテライトステーションに「利用相談コーナー」を設け、利用相談員2名

が常駐し、利用者からの次のような相談に応対している。

- センターに設置されているパソコンやプリンタなどの機器の利用に関する相談
- インターネットのWebページ閲覧や電子メールに関する相談
- 各種アプリケーションについての相談
- ソフトウェアの書籍やマニュアルの貸し出しサービス

b　ITセンターホームページ上の各種利用手引

毎年、IT センターの Web ページを更新し、利用者に分かりやすい構成に改善している。これらのページは、①IT センターの紹介、②学内ユーザ向け利用ガイドなどで構成している。携帯電話向けのページもあり、トピックスやセンターのサービス時間を手軽に参照できる。

VOD ライブラリにはパソコンソフトの入門ビデオ（Word、Excel、Access、Power Point）を登録しており、初めて利用する人や特定の操作だけ知りたい人にとって非常に効果的である。

また、ITセンターのWebページ上で、端末機室の利用手引や今月のTipsなどを公開している。

（キ）講習会

教育利用のための講習会としては、以下のものを開催している。

a　パソコン基本コース

初心者向けに、4～9 月に数回開催している。パソコンの操作から利用のモラル、電子メール、Web利用などの基本的な利用方法の講習を行っている。

b　パソコン活用インターネットコース

基本コースを受講した利用者向けに 4～9 月に数回開催している。ファイル操作などを含め、ホームページ閲覧方法の活用と印刷方法について講習を行っている。

c　パソコン活用メールコース

基本コースを受講した利用者向けに 4～9 月に数回開催している。電子メール（Active!mail）を利用する際に役立つ活用法やファイル操作などについて講習を行っている。

（ク）インフォメーションシステム

インフォメーションシステムは、学生向けに「休講情報」「時間割変更」「学生呼び出し情報」「お知らせ」「行事案内」など種々の情報を提供するシステムで、専用のターミナルや Web、携帯電話を通してアクセスできるものである。専用のターミナルの設置台数は表Ⅰ-8-16のとおりである。

また、教員向けに、Web版履修者名簿抽出システムのサービスも行っている。

表Ⅰ-8-16　インフォメーションシステムの台数

	千里山キャンパス	高槻キャンパス
ターミナル	70	6

イ　研究支援体制

（ア）学内ネットワークのセキュリティ強化

学外との間には FW や IDP（Intrusion Detection and Prevention）を設置し、学外からのさまざまな攻撃に対して防御している。それだけでは、学内ネットワークでの通信に対しては機能しないので、学内ネットワーク内での各種攻撃やウィルスの伝播を防止するため、学舎間にも FW や IDP を設置し、学内のセキュリティレベル向上を図っている。

（イ）暗号化通信によるセキュリティ強化

2005 年 9 月 21 日より、学外からのメールの送受信や学外からの研究用 login サーバへの telnet と ftp アクセスにおいて、暗号化を義務づける運用に変更し、セキュリティの強化を図った。

（ウ）講習会

研究利用のための講習会として、以下のものを開催している。

a　高度計算サーバ利用

高度計算サーバの概要やバッチジョブ実行依頼方法等の基本的な利用方法を教育職員・大学院生・ゼミ生を対象として6月に開催している。また、メーカーから講師を招き、C言語をベースとした自動並列、OpenMP、MPI等、並列化技法の講習会も開催している。

b　研究室ネットワーク接続

IT センターでは、インターネットの普及に対応して、年次計画により学内 LAN の整備を行い、各学部の研究室や個人研究室などへの情報コンセントの設置を完了した。研究室のパソコンや UNIX ワークステーションのネットワークへの接続が簡単に行うことができ、学内ネットワーク及びインターネットの利用が可能となっている。

研究室などでネットワークを利用する教育職員・大学院生・事務職員を対象として、ネットワークの運用方針及び情報コンセントに接続する場合に必要な機器、申請手続き、操作方法、セキュリティ対策などについて説明を行っている。

c　Windows サーバ管理

研究室などで Windows サーバを設置している管理者、これから Windows サーバの設置を検討している教育職員・大学院生を対象として講習を行っている。

UNIX に比べて簡単に WWW サーバなどのサーバを構築することができるが、セキュリティ対策・ウィルス対策などを怠ると、当該サーバだけでなく、ネットワークに接続している他のコンピュータに被害を及ぼすことになる。Windows サーバを構築、運用するにあたって重要となる設定箇所や注意する事項を、実機を使って講習を行っている。

d　UNIX サーバ管理

研究室などで UNIX サーバを管理する教育職員・大学院生を対象として講習を行っている。

学内の研究室などでは、情報コンセントにサーバマシンを接続することによって、学内外に向けてインターネットサービスを提供することが可能である。

IT センターでサービスしているインターネットサーバの役割と運用方針を紹介し、学内で自前のインターネットサービスを立ち上げるための設定方法や制限事項、またシステムセキュリティについて、Solaris や Linux などの UNIX における設定を例に講習を行っている。

e　尚文館マルチメディア施設利用説明会

尚文館 1 階にあるマルチメディア施設を利用する教員と大学院生を対象に、説明会を開催している。

ここには、①マルチメディア AV 大教室（AV 講義、遠隔講義など）、②マルチメディア編集室（ビデオ編集システム、録音ブースなど）、③マルチメディアスタジオ室（撮影システム）、④マルチメディア AV ブース（マルチメディアパソコンのオープン利用）があり、最先端のマルチメディア機器を利用した授業やマルチメディア教材の作成など、多彩な教育・研究活動を行うための施設を整えている。

講習では、各施設での実演をまじえてマルチメディア施設の紹介を行っている。

f　リッチメディア作成

ビデオとスライドを組み合わせたプレゼンテーションコンテンツであるリッチメディアの作成講習会を開催している。

リッチメディアは、授業や講演会などを講師の姿だけでなく、資料なども統合して扱うことができるので、記録用としても利用できる。現在では Microsoft Producer などの無料で簡単に利用できるソフトも出現しており、誰でも作成することができる。講習会では、受講者の要望に合わせ、ホームページ上に公開するためのビデオコンテンツの収録・編集方法などを、大がかりな装置を使わなくても簡単に高品質のコンテンツを作成できる方法を講習している。

ウ　サービス時間

センター内施設、サテライトステーション、尚文館 1 階マルチメディア施設のサービス時間とコンピュータシステムの運転時間を表Ⅰ-8-17～表Ⅰ-8-20 に挙げておく。

表Ⅰ-8-17　センター内施設の利用時間

階	室　名		月曜日～金曜日 *1	土曜日 *2
4F	オープン PC コーナー1 オープン PC コーナー2 オープン PC コーナー3 印刷コーナー 利用相談コーナー デジタルメディア PC コーナー 図書閲覧 *4		*3 9:00～21:20	9:00～17:50
3F	教員支援室 *5		9:00～17:50	
2F	受付	各種申請の受付 講習会の受付　等	9:00～12:30 13:30～21:20	9:00～12:30 13:30～17:50
	システム管理課	利用相談		休み
1F	事務用入出力室 *6 事務用端末機室 *6		9:00～17:00	9:00～17:00

*1　夏季・冬季休業中は 16 時 50 分で終了します。また、授業の行われていない期間は、17 時 50 分で終了します。
*2　夏季・冬季休業中、及び入学試験中は閉室します。
*3　月曜日の午前中、メンテナンスのため一部を閉室することがあります。
*4　利用の都度、利用相談コーナーで利用申し込みをしてください。
*5　利用の都度、2F 受付で利用申し込みをしてください。ただし、当該機器がメンテナンスの対象となっている場合には利用できません。
*6　一般利用者は入室できません。

表Ⅰ-8-18　サテライトステーションの利用時間

室　名	月曜日～土曜日 *1
受付	10:00～17:50
サテライトステーション 1	
サテライトステーション 2	
サテライトステーション印刷コーナー	

*1　授業の行われていない期間は閉室します。

表Ⅰ-8-19　尚文館 1 階マルチメディア施設の利用時間

室　名	月曜日～金曜日	土曜日
マルチメディア AV ブース *1	9:30～16:30	閉室
マルチメディア編集室 *1 *2	9:30～16:30	閉室
マルチメディア管理室 *1	9:30～16:30	閉室

*1　夏季・冬季休業中、及び入学試験中は閉室します。
*2　「マルチメディア編集室・貸出機材予約」の Web ページで予約が必要です。

表Ⅰ-8-20　コンピュータシステムの運転時間

区分	システム	月曜日	火曜日～土曜日	休日
教育・研究	アプリケーションサーバ 高速計算サーバ 研究用 login サーバ	24 時間無停止運転が基本 短時間で終了するメンテナンスを予告なく 月曜日の午前中に実施することがあります。		
	汎用計算サーバ	12:30～27:00	8:30～27:00	8:30～27:00

【長所】

IT センターは、学内ネットワークの管理・運用、インターネットとの接続、コンピュータ演習室の管理・運用、スペース・コラボレーション・システム VSAT 局の運用、SINET3 の接続拠点としての運用等、最新のネットワーク設備、情報環境が導入され、着実に安定した運用をしている。特に、FW や IDP の導入により大きなセキュリティ問題が発生していないこと、学舎間に FW や IDP を設置することによりネットワーク障害を最小限に抑えていること、さらに、情報セキュリティを確保するためにセキュリティポリシーを制定し、障害時の迅速な対応のために危機管理マニュアルを制定している点は大いに評価できる。

情報サービスを向上させるために学事業務の IT 化を進め、①学事ポータルの構築、②Web 履修登録並びに Web 成績発表、③Web 入試合格者発表等、在学生や受験生への便宜を図ると共に、学事業務の効率化を推進している。

IT センターを中心に各所にコンピュータ演習室を設け、在学生には総計 3,000 台以上の PC を使用できる環境が用意されている。また、使用方法等については常駐している利用相談員に聞くことができ、自主的学習環境の充実が図られている。さらに、「パソコン基本コース」から「高度計算サーバ利用」まで年間 30 回以上の講習会を開催している。講習会参加者のアンケート結果によると 80%以上の人が有益だと回答している。このように、IT センターは教育支援だけでなく、研究支援にも積極的に取り組んでいる。

【問題点と改善の方策】

● 全学的な IT 戦略

IT センターは、学内 IT 基盤の管理・運営に貢献しているが、全学的な IT 基盤を見据えた大学全体としての戦略にまで踏み込んだ議論がなされているとは言い難い。現在のところ、学部、大学院、機構や事務部門で独自に管理されている情報システムが存在し、非効率な構造となっている。それらを統括し、戦略的な IT 基盤を立案することが必要である。情報技術の進展は非常に速く、ゆっくり検討していては陳腐な提案となってしまう側面を持っている。そのため、迅速に効率的な IT 基盤の整備を図りつつ、学部、大学院、機構における教育研究を充実させるにはいかなる枠組みが望ましいのかを検討することが今後の課題として挙げられる。

● 全学 IT トータルシステムの構築

全学的な IT 戦略という観点が欠けていたこともあり、本学の IT 基盤は非効率な構造となっている。しかるに、大学全体の効率的な経営や、教育の質の向上、教育研究や学生に対する各種サービスの充実など、IT の活用は大学の強みの強化と生き残り（発展）戦略の中軸として、ますます重要な役割を担っている。これらを背景に、次世代を見据えた盤石な近未来志向の IT 基盤を構築するために、事務職員主導で、現在の情報システム（ホストコンピュータ系）を刷新したオープン系「全学 IT トータルシステム」の 2011 年完成を目指している。今後、IT センターが教学側からの取組に主体的に関わっていく必要がある。

● 人的管理体制の充実

年々拡大を続けている学内 IT 基盤の管理・運営を行うためには、人的管理体制の充実が不可欠である。今後展開される分野を視野に入れた人的増強と年齢バランスを配慮した適正な人的配置を強く要望する。特に、若手の情報技術者が不足していると思われる。

● セキュリティ対策

幸い IT センターでは大きなセキュリティ問題は発生していないが、ウィルスだけでなく、DoS（Denial of Service）攻撃、スパイウェアやボットネット等、高度化しており、セキュリティ対策も進化していかなくてはならない。最新のセキュリティ情報を常に把握し、積極的にセキュリティ対策を施すことはもちろんであるが、起こってしまった場合の体制も重要である。IT センターでは危機管理マニュアルを制定しているが、全学的視点での危機管理体制のさらなる充実が望まれる。

●障害対策

情報ネットワークが社会基盤の重要な部分を占めるようになった現在、情報ネットワークの停止は致命的である。2005～2006 年度の障害履歴を表Ⅰ-8-21 に示す。障害による停止はもちろんのこと、あらかじめ決まっている停電や機種交換による停止も問題である。特に、毎年夏季休業中に行われる電気設備の法令定期点検の際も今後は非常電源の整備等による対策が期待される。

表Ⅰ-8-21　障害履歴

停止期間					種別	障害範囲	障害内容
日	時間	～	日	時間			
2005 年度							
4/ 1	3:00			10:30	教育用メールサーバ	教育用メール	メール利用が停止
4/19	18:30			19:00	ネットワーク	工学部、岩崎記念会館、第 1－4 ステーション	ATM ネットワーク停止
5/ 6	8:30			11:00	ネットワーク	図書館	ネットワーク停止
5/26	22:00		5/27	11:30	メール中継サーバ	メール全般	学外メールの受信が停止(大量メールのため)
6/ 7	3:30			9:00	教育用メールサーバ	教育用メール	メール利用が停止
6/16	22:00		6/17	12:00	メール中継サーバ	メール全般	学外メールの受信が遅延(大量メールのため)
8/ 7	15:00		8/ 8	10:00	研究用メールサーバ	研究用メール	メール利用が停止
8/30	6:00			19:00	メール中継サーバ	メール全般	学外メールの受信が停止(大量メールのため)
9/16	3:00			15:00	メール中継サーバ	メール全般	学外メールの受信が停止(大量メールのため)
10/15	16:00			18:00	ネットワーク	工学部、岩崎記念会館、第 1－4 ステーション、サテライトステーション、第 2 学舎 1 号館	ATM ネットワーク停止
10/28	10:30			11:30	ネットワーク	全域	ネットワーク停止
12/ 8	11:30			12:10	ネットワーク	工学部、岩崎記念会館、第 1－4 ステーション、サテライトステーション、第 2 学舎 1 号館	ATM ネットワーク停止
3/17			3/20	10:00	ネットワーク	無線系ネットワーク	無線 LAN 及び無線系情報コンセント使用不能
2006 年度							
4/15	9:00			14:30	認証サーバ	全域	パスワード変更が停止
4/29	15:00			23:00	教育用メールサーバ	教育用メール	メール利用が停止
5/24	11:30			21:00	認証サーバ	全域	パスワード変更が停止
7/10	11:00			13:00	ネットワーク	第 1－4 ステーション	ATM ネットワーク停止
8/ 3	10:20			11:15	ネットワーク	全域	研究用サーバ
10/12	9:00			19:00	ネットワーク	工学部	ネットワーク停止
12/ 5	5:00			21:00	ネットワーク	岩崎記念会館、児島惟謙館	ATM ネットワーク停止
12/23	18:00		12/25	15:00	ネットワーク	工学部	遅延が発生
2/26	22:00		2/27	11:00	メール中継サーバ	メール全般	学外メールの送信が遅延(大量メールのため)
3/16	13:00			18:00	プロキシーサーバ	全域	学外ホームページ参照の遅延
3/22	5:00			12:00	ネットワーク	天六キャンパス間	ネットワーク停止

●セキュリティ意識の啓蒙

学内ネットワークにおける学舎間 FW や IDP の設置により、学内のネットワーク障害が広範囲に及ぶことが避けられているが、それでも設定ミスやウィルス感染などによるネットワーク障害がたびたび起こっている。多くの障害はユーザの注意により未然に防げるものであり、ユーザの意識が低いことが問題であると思われる。ユーザのセキュリティ意識や情報倫理意識向上のための啓蒙活動が重要であり、必須受講講習として、講習会の受講を義務化することも視野に入れ、検討が必要と思われる。

●講習会の充実

IT センターでは、「パソコン基本コース」から「高度計算サーバ利用」まで多くの講習会を開催し、参加者に満足のいくものを提供しているが、近年参加者が減少傾向にある。2005 年度及び 2006 年度の講習会と参加者数を表Ⅰ-8-22 に示す。初級者向きの講習会については、パソコンの使い方だけでなく、本学特有のシステムについて重点的に説明している。さらに、ユーザの意識の低い情報倫理や情報セキュリティに対する講習会を充実させる方向で検討している。しかし、なかなか参加者の増加は望めないのが現状である。今後、広報活動等、さらなる検討が必要である。

表Ⅰ-8-22　IT センター主催講習会と参加人数

講　習　名	2005 年度		2006 年度	
	回数	参加者数	回数	参加者数
パソコン基本コース	9	91	8	37
パソコン活用インターネットコース	7	49	6	31
パソコン活用メールコース	9	59	6	27
持込パソコン LAN 利用	2	4	1	5
高度計算サーバ利用	1	12	1	4
研究室ネットワーク利用	1	5	2	7
ネットワークセキュリティー	1	10	1	3
Windows サーバ管理	1	6	1	15
UNIX サーバ管理	1	9	1	11
尚文館 1 階マルチメディア施設利用	1	3	2	2
リッチメディア作成	1	2	1	3
遠隔授業システム利用	1	0	1	0
授業での教育用 Web サーバ利用	1	1	0	
合　　計	36	251	31	145

●ユビキタス環境の実現

関西大学の学生は、情報系学部でさえ持ち込み PC の利用が少ないようである。これは裏を返せば、学内に自由に使える PC が充実しており、PC を持ち込む必要が無いことが一番大きな理由であると考えられるが、無線 LAN 等による持ち込み PC の使用場所が限られており、使用するための設定が煩雑であることも理由として考えられる。今後、ユビキタス環境の充実に向けて改善が望まれる。

●リスクマネジメントの強化

近年、法人のコンプライアンスに対する厳格な履行が求められるようになり、その対応が急務となっている。今まで、ソフトの違法コピー問題やネットワークを通じた著作権侵害などに関して対応策を講じてきたが、情報・データの流出などの内部統制に係わる内容についても、さらに管理を強化する必要性に迫られている。そこで、次のリスクマネジメントに係わる事項について推進する。

① 入館コントロールやログ情報の収集などの一元管理に加えて、監視カメラの連動など高度なセキュリティシステムを模索し、実証実験を行う。

② 内部統制の強化を図るため、事務系 PC の Thin クライアント化に向けたプロトタイプを構築する。

●e ラーニングの推進

2004 年度からの関西大学現代 GP 取組「進化する e-Learning の展開」で、授業支援型 e ラーニングシステム CEAS が学内で大規模に利用されている（教員の約 3 分の 1、半数の学生 15,000 人、年間 700 科目）。CEAS 上に蓄積された授業コンテンツは、関西大学「教えと学びのショーケース」にオープンコースウェアとして掲載され、教育実践事例も同時に公開されている。さらに、入学前教育にも工学部及び文学部で 3 年間に亘り実施されてきた。また、高大接続プログラムでの CEAS の利用も 2006 年度から始まった。現代 GP 取組を継続的に実施する組織として 2007 年 4 月に関西大学「教えと学び連環室」が発足している。

しかしながら、本学ではコンテンツの充実という観点からは十分であるとは言えない。さらに、最近

では VOD（ビデオ・オン・デマンド）学習に加え、学生が自分のペースで学習するとともに、教員とコミュニケーションを図り、学生同士が互いに議論をしながら学習を進めていく協調学習（コラボレーティブ・ラーニング）などの能動的な教育も台頭してきている。本学においても早急に体制を整える必要があり、教務センター授業支援チームと連携して推進していかなければならない。

① e ラーニングの運用やコンテンツ作成支援体制の整備

② コンテンツの共有化・再利用化を図るためのラーニング・オブジェクト（素材）の蓄積に向けた整備

③ カリキュラム体系に基づいたコース設計を担うインストラクショナル・デザイナーの養成

9　図書館及び図書・電子媒体等

図書館は関西大学学則第 8 条の規定に基づいて附置された機関であり、その目的は第 65 条第 2 項に「図書館は、学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供することを目的とする」と規定されている。

具体的には千里山キャンパスに 1985 年 4 月建設された総合図書館と、1994 年総合情報学部設置に伴って高槻キャンパスに開設された高槻図書室とから構成されており、両者を包括する場合に総称として図書館という名称が用いられている。よって、この報告書においても三者を使い分けていくものとする。

基本方針は総合図書館が建設される際に全学のコンセンサスを得た「全学系（人文科学系、社会科学系、自然科学系）の研究図書館機能と学習図書館機能を総合兼備し、学術情報のセンター機能を果たす」という方向性がその後も堅持され、現在に至っている。

基本理念は 1998 年 12 月に「関西大学図書館がめざす方向－ビジョン 7 項目－」が策定され、爾来その具現化に向けて諸活動が展開されている。

「関西大学図書館がめざす方向（ビジョン 7 項目）」（1998 年 12 月策定）

1　学術情報を提供するためのメディアの多様化に対応しうる図書館をめざす。

2　関西大学図書館といえばすぐに思い浮かべられるような、本学図書館独自の事業を展開する。

3　インターネットなどを通じて積極的な広報活動を推進し、関西大学図書館の存在と特徴をアピールする。また、図書館ホームページでは、広報的な情報以外に、可能な限りの情報サービスを展開し、「図書館電子カウンター」の役割を持たせる。

4　いわゆる「図書館の公開」を推進し、蔵書のより有効な活用をめざす。

5　図書館が展開する諸事業を支えることができる人材の育成に努力を傾注する。

6　より有効な職員の活用が求められている本学の現状に対応するため、図書館のすべての業務を見直し、アウトソーシングの積極的活用を図る。

7　業者パッケージの導入を前提に、図書館システム全体のオープンシステム化を推進する。

(1) 図書、図書館の整備

1　図書館資料

図書館が扱う資料のうち、長い間情報伝達手段の中心となってきたものは、図書・逐次刊行物などの印刷資料であった。これらは現在も図書館の中核資料であるが、社会の進展や科学技術の発達によって、マイクロ資料、AV 資料、CD-ROM や DVD などの電子資料等、さまざまな形態の資料が出現した。さらに、オンラインデータベースや電子ジャーナルのようなネットワーク系電子資料は、最新の情報がいつでも、どこからでもアクセスでき、さらにデジタル化されているため情報の再利用・再加工が容易であるなど、従来の資料になかった特徴を有している。

図書館では魅力的な蔵書構成を実現するため、次の「図書収集方針」に基づいて図書館資料の収集を行っている。

「図書収集方針」（1982 年 4 月制定、1985 年 4 月改正）

学習図書館機能と研究図書館機能を兼備する本学図書館の所蔵する図書館資料は、充実した内容と適切な蔵書構成をもって利用者の需要を十分に満たすものでなければならない。

そのため、図書館資料の収集に際しては、学内外諸機関との連携を勘案し、本学の教育・研究にかかわる諸分野の図書館資料を充実するとともに、一方では特色あるコレクションづくりを目指すことによって理想的な蔵書と蔵書構成を実現し、もって利用者の需要に応えるよう努力する。

したがって、1　授業科目にかかわる学習用図書館資料、

2　学生の人間形成並びに自主学習にかかわる図書館資料、
3　各研究者の研究分野・研究テーマにかかわる図書館資料、
4　境界（学際）領域にかかわる図書館資料、
5　前各号に共通する基本的文献及び基本的文献のコレクション、
6　その他本学図書館の必要とする図書館資料、の収集に努める。

【現状の説明】

図書館資料の蔵書数は表Ⅰ-9-1、その分類は表Ⅰ-9-2 のとおりである。

ア　教育・研究支援のための図書の体系的整備

蔵書は、設置学部・研究科の教育及び研究分野を広く網羅することを目標として収集している。収書にあたっては、教育・研究を支援する高額な基本図書は図書委員会の議を経て収集されている。また教育職員からの希望図書または推薦図書、大学院学生・学部学生からの希望図書も収集されている。

ちなみに、シラバスに担当教育職員が記載している参考書は、入手可能なものは全て図書館（大部分を開架閲覧室）に備え付けている。また、各授業科目画面の「参考書」欄から学生が図書館の蔵書を容易に検索できるよう、蔵書検索システムを Web シラバスにリンクさせている。

表Ⅰ-9-1　図書資料の所蔵数　2007.3.31 現在

	図書の冊数　(冊)		定期刊行物の種類数		視聴覚資料の所蔵数(点数)	電子ジャーナルの種類(種類数)＊	備　考
	図書の冊数	開架図書の冊数(内数)	内国書	外国書			
総合図書館	1,963,843	225,453	14,950 (2,879)	10,441 (1,899)	112,411	10,234	
高槻図書室	64,255	64,255	231 (192)	239 (121)	243	—	
計	2,028,098	289,708	15,181 (3,071)	10,680 (2,020)	112,654	10,234	

(注1) 製本した雑誌等逐次刊行物は図書の冊数に加えている。
(注2) 視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュが大半を占め、カセットテープ、ビデオテープ、及び CD-ROM・DVD-ROM 等を含む。
(注3) 定期刊行物の種類数には電子ジャーナルの種類数は含んでいない。下段の（　）の数は継続して受け入れている種類数で、内数である。
＊　電子ジャーナルは総合図書館で集中管理している。その種類数は延べ数である。

表Ⅰ-9-2　NDC 分類区分による蔵書冊数及び雑誌種類数　2007.3.31 現在

種類 / ＮＤＣ分類		蔵書冊数	蔵書の内訳		雑誌種類数	雑誌の内訳	
			和書(冊)	洋書(冊)		和(種)	洋(種)
0類	総　記	214,224	144,248	69,976	5,596	4,650	946
1類	哲　学	118,524	65,065	53,459	1,079	458	621
2類	歴　史	174,871	127,899	46,972	1,208	833	375
3類	社会科学	586,444	298,305	288,139	7,589	3,679	3,910
4類	自然科学	130,754	56,407	74,347	2,304	661	1,643
5類	技術･工学･工業	171,169	92,598	78,571	3,508	1,637	1,871
6類	産　業	73,432	46,439	26,993	1,058	656	402
7類	芸　術	71,765	57,237	14,528	854	713	141
8類	言　語	59,225	30,839	28,386	544	249	295
9類	文　学	216,200	142,387	73,813	2,113	1,639	474
小　計		1,816,608	1,061,424	755,184	25,853	15,175	10,678
その他		211,490			8	6	2
合　　計		2,028,098			25,861	15,181	10,680

(注1) NDC：Nippon Decimal Classification（日本十進分類法）の略。「その他」とは、個人文庫等で NDC 分類を付与していない資料を示す。
(注2) 雑誌については、重複するタイトルをカウントしていない。

イ　文化・文明を支える貴重図書の収集

蔵書の中には教育・研究支援のみならず、文化・文明を支える大学の使命として収集した特色あるコレクションがある。大阪に立地する大学として収集に努めている「大阪文芸資料」、元本学教授でわが国における魯迅研究第一人者増田渉の旧蔵書「増田渉文庫」、東洋学確立者の 1 人でもある内藤湖南とその子息伯健旧蔵の「内藤文庫」、幕末の浪速私学であった泊園書院旧蔵の「泊園文庫」、中国文学及び漢籍書誌学を生涯の研究とした長澤規矩也旧蔵の「長澤文庫」、元本学図書館長で日本近世文学の泰斗中村幸彦の旧蔵書「中村幸彦文庫」など、種々のコレクションを有している。

本学は、これらユニークなコレクションについても、目録情報を遡及して作成し入力しており、蔵書検索システムにて公開している。

ウ　逐次刊行物

教育・研究を支える学術雑誌についても、表Ⅰ-9-2 に示す雑誌種類の NDC 分類区分に見るとおり、多岐にわたる学問分野に対して所蔵してきている。また、そのうち継続して受け入れている種類数は 5,091 タイトルである。過去 5 年間のタイトル数の推移をみると、2002 年度は 7,205 タイトルあったものが、2003 年度 7,141 タイトル、2004 年度 6,905 タイトル、2005 年度 5,814 タイトルと漸減してきている。

この理由の主たるものは、図書館図書費の削減と、外国雑誌、特に自然科学・工学技術分野における雑誌代の高騰が図書費総額を圧迫していることにある。

その第三の理由は、デジタル化とネットワーク化によって発展成長してきた電子ジャーナルを、学内の利用者ニーズに対応し導入してきたことである。本学の場合、これまで削減してきたタイトルを、電子ジャーナルの導入によって補完できたばかりでなく、過去最多受け入れタイトル数を大幅に超える種類の閲覧を可能にしている。

一方で、3 年に一度、雑誌等逐次刊行物の利用調査を行うことにしており、2005 年 4 月に全専任教育職員を対象にした「購入雑誌利用アンケート調査」を実施し、その結果、雑誌の効率利用に鑑みて 2006 年分より 267 タイトルの購入中止を決定し、あらたに 64 タイトルを購入した。今後とも費用対効果を見極めながら、アーカイブ保障が十全なものについては、電子ジャーナルへの転換を推進する。

エ　電子ジャーナルと文献・情報データベースの有効利用

多様化するメディアの中で、特に電子図書館機能の充実のために促進してきているのが、電子ジャーナルと文献・情報データベース（外部データベース）の有効利用である。そのためにデータベースポータル及び電子ジャーナルポータルを積極的に開拓し導入を図っている。

電子ジャーナルは、図書館ホームページを通じて、現在 10,234 タイトルの閲覧が可能である。今後とも、本学も幹事校を務めている「公私立大学図書館コンソーシアム（PULC)」等によって、さらにタイトルを増加させる予定である。

外部データベースについても、「公私立大学図書館コンソーシアム（PULC)」の幹事校として版元と利用条件や価格の交渉を行い、有利な条件の確保に努力している。費用対効果を検討し、さらに充実させていく。

【長所】

電子ジャーナルへの転換、文献・情報データベースの導入など電子化が推進できたのは、①図書館図書費の効率的・柔軟的な執行を可能にする図書費予算の枠組みを再編成させたこと、②コンソーシアムの形成に積極的に参画していること、③図書委員会の議論のもとに図書館に必要な予算申請の努力を怠らなかったこと、④ポータルサイトを充実させることにより利用者が使い易い環境を整備したことによる。また、冊子からの置き換えにより書庫の狭隘化対策として効果をあげている。

2006 年度の大学基準協会における認証評価においても、「図書・雑誌など資料の計画的な整備を行い、文献検索や電子ジャーナルなどの外部データベースを幅広く導入して、情報化に対応する電子図書館構築へ向

けて積極的に取り組んでいる」との評価を受けている。

【問題点】

書庫狭隘化のため、複本の除却、電子資料への置き換えなどに努め蔵書のスリム化を図ってきているものの、本学のみならず大学図書館にとって書庫の狭隘化は深刻な問題である。

また、視聴覚資料は現在外国語教育研究機構と図書館の双方が購入して保存し、学生の利用に供しているが、学生並びに教員から改善要望が出されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

図書館資料の項目のみならず他の項目にも共通する事項であるが、「図書館ビジョン 7 項目」が策定されて約 10 年が経過しており、内容が陳腐化している面も多々あるので、現在見直しに着手している状況にある。早晩、新ビジョンの原案を策定して提案する予定である。

図書館資料に関しては、利用者満足度の向上を目標に蔵書構成を検証しつつ、図書予算の有効執行を推進していかなければならない。電子資料は今後も多様な商品が提供されていくことが予想される。電子ブックも標準化されており、今後の検討課題となっている。電子ジャーナルについては、ビッグディールと呼ばれる大手出版社の全タイトル、あるいは特定分野の全タイトルを購読する契約を中心に進めてきた。これはタイトル毎の契約ではなくパッケージ契約であるため、予算の制約で中止せざるを得なかったタイトルの利用を可能にしたが、反面利用されないタイトルも含まれている。利用状況の検証を行い、費用対効果において有効な契約を検討することが必要である。データベースにおいても利用状況に応じて、契約及び契約内容の見直しをしなければならない。

視聴覚資料については、他大学では AV コーナーなどを設けて積極的な充実を進めている図書館も見受けられるが、本学では図書に付随する資料としての位置づけにおいて収集されてきた。むしろ積極的にその収集と利用を担ってきたのは、視聴覚教室である。文学部に設置されてから約 40 年間、外国語教育のための教材収集とその複製業務との関連において行われ、2000 年外国語教育研究機構が設置された際に移管され、現在に至っている。外国語教育研究機構には全世界対応型ビデオデッキやビデオ編集機など、最新の機器が完備されており、所蔵点数や内容から見ても図書館と比較にならない。これらの条件を全学的見地から勘案すれば、外国語教育研究機構に一元化されるのが最も望ましいと思われる。

2　図書館施設

表Ⅰ-9-3 に示すとおり、総合図書館の総床面積は 21,749.93 ㎡、高槻図書室の総床面積は 1,013.24 ㎡である。

【現状の説明】

ア　施設

総合図書館は地上 3 階、地下 2 階の鉄骨鉄筋コンクリート造りであり、1 階にはレファレンス関係の資料並びに雑誌が配架され、2 階には学習用図書資料が配架されている開架閲覧室、3 階には主に一般閲覧室とグループ閲覧室が配置され、地階は主に書庫となっている。

地階の中央部分は 2 層の積層書庫、地下 1 階の大部分は床もコンクリートスラブで重力に対する強度を保っており、地下 2 階は一般書架、電動集密書架、マイクロ資料自動出納庫を配している。書庫と 1 階メインカウンターの間には自動搬送装置が設置され、図書などの搬送を可能としている。この設備及びファクシミリによる図書請求票の書庫係への電送によって、利用者の待ち時間を短縮し、閲覧貸出業務が円滑に行われている。

地階には研究用図書を蔵する書庫に接し、教育職員及び大学院学生用の研究者閲覧室と研究個室がある。また、書庫内にはキャレルを配しており、ゼミ資料の収集や卒業研究の資料収集をする学部学生も、書庫の利用ガイダンスを受ければ入庫して図書資料を検索できる。

2 階の開架閲覧室には約 150,000 冊の学習用図書が備え付けられ、毎年約 1 万冊の図書をリフレッシュし

ている。学生の多くはこの2階の開架閲覧室と3階の一般閲覧室、グループ閲覧室を利用している。

3 階には図書館ホールがあり、図書館ガイダンスや講演会など図書館行事と研究発表等の利用に供している。また、貴重書庫においては、殺虫・防虫、防菌、防黴のために年4回環境調査を実施し、必要があれば、書庫全体の燻蒸を実施している。同書庫は、長時間の停電や長期エアコン停止事故に備えて、庫内の天井と壁にスプルース材、床にはコルクタイルを用いて木製で固めており、万一の諸設備稼働不能に遭っても木材による湿度の呼吸で、貴重資料の十全な保存に期している。

一方、高槻図書室は高槻キャンパスの図書・教室棟内にあり、開架閲覧室で小規模ながら主として総合情報学部と総合情報学研究科の学生、教育職員が利用している。自宅からオンラインサービスにより、高槻図書室所蔵図書の予約や、総合図書館所蔵図書を高槻図書室へ取り寄せておくことを可能にしている。

表Ⅰ-9-3　図書館の床面積

総合図書館			高槻図書室	
3F	一般閲覧室（2 室）、グループ閲覧室（7 室）、貴重書庫、図書館ホール	2,910.59 ㎡	開架閲覧室及び事務室	1,013.24 ㎡
2F	開架閲覧室（人文・社会系エリア、自然・工学系エリア、レファレンスエリア）AV パソコンエリア、グループ閲覧室（2 室）	3,585.58 ㎡		
1F	エントランスホール、展示室、レファレンス室（メインカウンター、レファレンスカウンター、参考図書コーナー、新聞・近着雑誌・地図コーナー、EU 資料センター、マイクロリーダーブース、OPAC・インターネット・CD-ROM 検索コーナー）、特別閲覧室、研究者カウンター、対面朗読室、事務室、会議室	5,018.48 ㎡		
B1	書庫、閲覧室（2 室）、研究個室(10 室)	4,490.24 ㎡		
B2	書庫、マイクロ資料自動出納庫、閲覧室（2 室）、研究個室(10 室)	5,745.04 ㎡		
（合　計）		21,749.93 ㎡	（合　計）	1,013.24 ㎡

イ　設備及びネットワーク環境

総合図書館は開設当初からバリアフリー化を図ってきた。ノンステップ・フラットフロアを基調としており、玄関前に身体障害者専用の駐車場を設け、点字ブロックを館内外に敷き、エレベータ、車椅子用閲覧机、身障者用トイレ、拡大読書器を配し、対面朗読室を有している。この対面朗読室では継続して受け入れている『点字毎日』を閲覧することができるほか、点字用パソコンを備え付けており、当該の利用者ばかりでなく、点訳、翻字訳のボランティアの学生とともに日々利用されている。

マイクロフィルム・マイクロフィッシュの利用については、総合図書館ではマイクロリーダー機8台とマイクロプリンター機8台で、高槻図書室では各1台で対応している。

総合図書館では、2000 年 9 月尚文館が竣工したのを機会に、大学院棟と回廊で結んだ新たな研究者専用通路を設け、そこにも入退館システムを備え付けている。正面玄関ではインフォメーションカウンターを、後者には研究者カウンターをそれぞれ設置して、入館者や外来の利用者に対する案内サービス、及び教育職員等研究者へのサービスを提供している。入退館システムは、入館ゲートシステムと図書管理の円滑化を図るための退館装置である BDS（Book Detection System）からなっており、高槻図書室にあっては、退館装置のみを備え付けている。

このシステムによって、関西四大学利用協定に基づく他大学の教育職員・大学院学生の利用券、特別利用券、優待利用券等も磁気カード化することにより利用者の便宜を図るとともに、入館者の管理を行っている。

総合図書館に比べて、主たる利用者が総合情報学部・総合情報学研究科に限られる高槻図書室では BDS は設置しているものの、磁気カードによる入館管理は行わず、光電管方式によって入館者数を計数している。

図書館で利用できる大半の学術情報（ネットワーク情報源である学外のデータベースや電子ジャーナル）については、一元的に図書館が定額方式によるライセンス契約を結び、学内 LAN のネットワークによって千

里山キャンパス・高槻キャンパス・天六キャンパスサテライトにつながっており、研究室や各学部のステーションからも利用可能である。

【長所】

以上のとおり図書館が整備するべき施設、設備及びネットワーク環境については、学術情報の中枢機能を担い、教育・研究活動に資することのできる十分な施設・設備・環境を保有しているものである。

【問題点】

総合図書館が開館して 22 年が経過した。開館当初は最先端の施設設備であったが、時の経過とともに施設設備の老朽化が激しくなっている。今後数十年と使用するためには、全面的なリニューアルが不可避な状況となっている。

特に、書庫狭隘化の問題が深刻であり、空調、図書自動搬送装置、マイクロサーバー、照明など枚挙にいとまがない状況下にあるといっても過言でない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの諸問題を個々に検討するのではなく、包括的かつ中長期的な視点から検討するため、図書館の施設設備に詳しい専門家と契約して、総合図書館のリニューアル計画の策定に着手したところである。書庫狭隘化など一刻の猶予のない状況下にあるので、近々計画案を策定して提案する予定である。

3　図書館サービス

図書館の主たるサービス対象は、本学に所属している学部学生、大学院学生、教育職員である。近年は、大学図書館の地域開放による地域住民や、相互利用による他大学所属の利用者や社会人にもサービス対象が広げられている。

提供するサービスは、閲覧、貸出、複写などの資料提供サービスはもちろんのこと、多様な学術情報を提供するための情報サービス、さらに、図書館間の相互協力によって、広範かつ高度な資料・情報の提供サービスが行われている。

【現状の説明】

ア　閲覧座席数

閲覧座席数については、図書館資料や学術情報利用機器、最適な学習・研究上の居住空間等との調和を配慮しながら確保に努めてきた。この問題に対しては、経年的に座席数を増やし、現在、学部・大学院学生の収容定員に対する閲覧座席数の割合を見てみると、表Ⅰ-9-4 のとおり図書館トータルとしては 10%を確保している。

しかしながら、2006 年大学基準協会の認証評価に際して、「千里山キャンパスの総合図書館のみ見れば、収容定員に対する閲覧室座席数の割合が低いので、閲覧座席増設計画の着実な実施を期待したい」との助言を受けた。

千里山キャンパスの 2,076 席には以文館、尚文館、資料室の座席数を含めた数字であり、総合図書館の純粋の座席数は 1,840 席である。1985 年 4 月開館当初の座席数は 1,628 席であったので、いままで 212 席増加したことになる。現在の学生収容定員の 10%を確保するにはとにかくトータルにおいては約 80 席を確保となるが、今後、心理学専門職大学院の設置等も視野に入れなければならず総合図書館だけですべてをまかなうことは不可能である。

表Ⅰ-9-4　学生（学部・大学院）閲覧座席数　（教員専用席を除く）　2007.4.1 現在

図書館の名称	学生閲覧室 座席数（A）	学生収容定員（B）	収容定員に対する座席数の割合　A/B*100(%)	その他の学習室の座席数	備　考
総合図書館	2,076	21,597	9.61	－	総合図書館には、別途、図書館ホールに100席、3Fグループ閲覧室に補助席が36席ある。
高槻図書室	296	2,064	14.34	－	
計	2,372	23,661	10.03	－	

＊「学生収容定員」は 2006 年度の定員を示す。その内訳は学部学生が 21,387 名で、大学院学生が 2,274 名である。

イ　利用者サービスの拡大

図書館での閲覧座席数の確保はもちろんのこと、学部の授業終了後も開館（千里山キャンパスでは第7限の21時10分終了に対して22時まで、高槻キャンパスは19時30分に対して20時まで開放）している。学生等利用者には図書館ホームページのオンラインサービスで、図書資料の予約、貸出期限の延長、購入希望図書の申し込み等について自宅からのリクエストにも応じている。

2000年度には日曜・祝日及びレファレンス業務を除く17時以降の閲覧サービス業務にアウトソーシングを導入した。翌年度からはそれ以外の時間帯にもアウトソーシングを拡大していった。この結果、開館時間中はどのコーナーの利用も縮小することなく、またどのエリアの図書資料の利用をも制限することなく、利用者サービスの拡大につなげることができた。換言すれば、専任職員とアウトソーサとの連携強化並びに協業において、利用者サービスの充実が図られている。

学部学生の図書貸出冊数については、2006年8月から12月までの間試行的に実施した後、規定改正を行って2007年4月から正式に貸出総数を5冊から10冊に拡大した。学部学生の利便性がいままで以上に向上したものと思われる。

入館者の推移においては、表Ⅰ-9-6のとおり減少傾向にある。この要因は2点が考えられる。

その第一点は電子図書館機能の充実によるものである。千里山キャンパスと高槻キャンパスにおける学内ネットワークのいずれからも、電子ジャーナル、外部データベースを利用した文献探索、授業文献利用、研究資料の収集が可能となっている。学部学生においては冊子型の二次資料による文献検索から、デジタル化のネットワーク情報源による文献検索に移行しつつあるためである。

第二点はオンラインサービスの拡大がもたらした結果である。図書資料の予約、貸出期限の延長、購入希望図書の申し込み、文献複写など相互利用の申し込みなどを、カウンターに直接行かなくても自宅からのインターネット、または学内のネットワークを通じてのリクエストが可能になったことの影響である。

表Ⅰ-9-5　年間の月別開館日数（単位：日）

館別	月別／年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
総合図書館	2004年度	29 (4)	30 (7)	28 (4)	29 (5)	14 (0)	23 (2)	29 (5)	26 (5)	25 (4)	25 (5)	16 (0)	19 (0)	293 (41)
	2005年度	29 (4)	30 (7)	28 (3)	29 (5)	18 (0)	26 (2)	29 (6)	26 (5)	26 (5)	25 (5)	16 (0)	19 (0)	301 (42)
	2006年度	29 (5)	30 (6)	28 (4)	29 (5)	19 (0)	26 (2)	30 (6)	25 (5)	26 (5)	25 (5)	16 (0)	21 (0)	304 (43)
高槻図書室	2004年度	25	23	24	24	12	18	24	23	20	19	16	21	249
	2005年度	25	23	25	23	8	19	24	23	18	19	16	21	244
	2006年度	24	24	24	23	17	21	24	23	19	19	16	21	255

（注1）（　）内は授業期間中の日曜・祝日開館日数で内数。高槻図書室は日曜・祝日は開室していない。
（注2）夏季一斉休業期間中の休館　8月11日～8月20日
（注3）冬季特別開館　12月26日～12月27日（総合図書館のみ）
（注4）冬季一斉休業期間中の休館　総合図書館：12月28日～1月5日、高槻図書室：12月26日～1月8日
（注5）入学試験等による休館　1月31日～2月8日・3月2日～3月4日
（注6）年度末休館　3月29日～3月31日

表Ⅰ-9-6　年間入館者数（単位：人）

	総合図書館						高槻図書室
資格／年度	学部学生	大学院学生	教職員	校友	その他	合　計	総入室者数
2004年度	882,156	76,247	22,600	34,779	18,373	1,034,155	67,995
2005年度	786,122	77,237	22,506	30,222	18,545	934,632	62,100
2006年度	721,874	79,804	20,420	26,646	26,590	875,334	68,429

【長所】

図書館のホームページを中軸にした電子カウンター機能を実現させてその拡充を図っており、インターネット上でWeb版利用者用蔵書検索システムを公開することによって、学内にとどまらず、いつでも、どこでも、だれでもが利用できる蔵書検索サービスを提供している。

さらに、アウトソーシングを導入することによって、授業の終了時間を考慮した開館時間を設定しており、総合図書館では授業期間中は22時まで、日曜・祝日も18時まで開館するなど積極的な利用サービスの拡大を図って、学習・研究支援の充実に努めており、本学図書館の基本理念の具現化と任務の達成につながっている。

【問題点】

大学基準協会の認証評価の助言どおり、千里山キャンパスにおいて学生収容定員の 10%の閲覧座席の確保が緊急の課題である。

学生のニーズに関しては、いままで把握するための仕組みが存在していなかったので、今後は仕組みを構築していく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

閲覧座席数の確保については、図書館施設の項目と同様に、総合図書館のリニューアル計画の策定の中の重要課題として、現在検討中である。この検討項目としては、学生の導線を含めた5箇所あるカウンターの整理統廃合、利用者満足度の向上対策などを含んでいる。計画案がまとまり次第提案する予定である。

学生ニーズ把握のための仕組みについては、図書館ホームページが8年ぶりに更新され、インフォメーションシステム上での調査が可能になったことから、2007 年秋に「図書館アンケート」を実施する運びになった。今後はこの種のアンケートを何年かおきに実施して、学生ニーズを的確に把握し、図書館施策の立案につなげていくことが必要である。

4　地域への開放

社会貢献は教育、研究とともに大学に課せられている使命であり、2005 年 1 月に公表された中央教育審議会答申「我が国の高等教育の将来像」においても、大学に期待される役割・機能として、社会貢献機能が掲げられている。図書館における社会貢献の具体策としては、施設の一般開放並びに資料の一般公開が考えられる。

【現状の説明】

ア　施設の一般開放

従来から総合図書館においては、学生、教職員、卒業生である校友の利用を主として考慮してきたが、2003年10月から学生の父母を対象に、同年11月から地域住民である大学前自治会（242戸）の住民を対象に施設開放を実施した。しかし、地域住民に関しては残念ながら実施以降利用者がいない状況が続いていた。

2005 年、本学が吹田市と連携協力に関する基本協定を締結したのを機に、地域住民の対象を大学前自治会から吹田市全域に拡大するとともに、一般開放に向けた利用者サービスを模索するため、1 年間のモニター制度を実施した。

112 名のモニター調査の結果、一般開放を実施しても学内利用者である学生・教職員に対し支障は生じないとの見通しが得られたため、2007年4月から総合図書館の一般開放を次のとおり実施した。

- 申込資格：吹田市在住の満 23 歳以上の住民で本学図書館において学習・調査・研究を行う必要のある者とする。
- 利用期間：4月1日から翌年の3月31日まで。ただし、7月と1月を除く。
- 定　　員：100名
- 登 録 料：年間　6,000円
- サービス範囲：図書館資料の閲覧・貸出など、本学校友に準ずるサービスを提供する。

募集の結果、102 名の応募があり、現在学内関係者とともに利用を行っているが、問題と思われる事象は現在のところ発生していない。

高槻図書室における一般開放については、同施設が独立した建物ではなく、なおかつ入館チェック等が十分でないというセキュリティ上の問題から、一般開放が難しい状況にある。

イ　資料の一般公開

総合図書館においては、年 2 回春と秋に特別展が開催され、図書館が所蔵している特色あるコレクションなどを一般市民にも公開している。また、秋季特別展においては、展示のテーマに関連のある記念講演会が開催されており、毎年多くの来聴者を得ている。特に 2006 年秋の特別展では、本学が創立 120 周年にあたっていたことから、例年以上に大規模な内容のものとなり、3 回に分割して実施された。

一方、貴重書をデジタル画像化して図書館のホームページ上で公開する「電子展示」が 2003 年度から積極的に推進されてきた。これらは通常貴重書庫に収蔵されていて、特別許可を得た者でなければ閲覧できない資料であり、それらが Web 上で公開された意義は非常に大きいものがある。

いままでの電子展示は次のとおりである。

- 2003 年度：長谷川貞信初代・二代・三代の「浮世絵」
- 2004 年度：『伊勢物語』（嵯峨本慶長刊版と延享刊版の 2 種）
- 2005 年度：「八代集の世界」、『北山切　新古今和歌集』（1350 年、貞和 6 年写）
- 2006 年度：「ちりめん本」

【長所】

総合図書館は蔵書が豊富であるうえに、交通の便がよく、開館日数が年間 300 日を越えていることから、大学図書館として一般社会から多くの評価を得ている。一般社会人にとっては大学図書館が生涯学習の重要拠点となっている。

また、電子展示にも積極的に取り組んでおり、その内容に対して多方面から評価を得ている。

【問題点】

施設の一般開放に関しては、当面実施状況を勘案して見直していく必要がある。

電子展示については、大学が推進している機関リポジトリとの整合性を今後どうするかが当面の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設の一般開放に関しては、2007 年にスタートしたばかりであるので、数年間の実績を検証したうえで今後の展開を検討していく必要がある。とりわけ申込資格については、吹田市だけでなく本学と連携協定を締結した自治体の住民に対して拡大していかなければならないが、一方的に定員を増加させていくわけにはいかない。何人ぐらいが限界であるかも含めよく見極めなければならない点が、今後の検討課題である。

電子展示に関しては、今後の機関リポジトリの推移を見極めなければならない。いずれかの時点では機関リポジトリに取り込まれる可能性があるものの、図書館の独自性を発揮する内容として看過できないものとなっている。

(2) 学術情報へのアクセス、情報インフラ

1　学術情報の整備

学術情報に関する主要なインフラストラクチャーは、2002 年度に従前からの「図書資料の管理を中心とする図書館」から「学術情報を提供するサービス主導型の図書館」へと転換し、より一層の情報公開を目的としたインターネットを中軸とする「オープンシステム化」に基づいた整備を行ってきた。

高度情報化社会の到来により、図書館をとりまく環境が急激に変化し、情報メディアのデジタル化と遠隔通信技術のネットワーク化によって発達し拡大してきたのが「ネットワーク情報源」であり、この利用についてのニーズが高まっている。

【現状の説明】

多様化するメディアの中で、特に電子図書館機能の充実のために促進を図ってきているのが、電子ジャーナルと文献・情報データベース（外部データベース）の有効利用である。そのためにネットワーク情報源を積極的に開拓し導入を図っている。

電子ジャーナルは、図書館ホームページを通じて現在約 10,000 タイトルの閲覧が可能である。今後とも、本学も幹事校を務めてきた「公私立大学図書館コンソーシアム（PULC)」を通じた契約により、さらにタイトルを増加させる予定である。

社会の高度情報化に伴い、本学のみならずいずれの図書館においても、従前の図書館のシステムではインターネット利用などに十分な対応ができない状況を呈してきた。これを打開するため、本学は図書館ビジョン 7 項目に基づいて、図書館システムのオープンシステム化を推進してきた。図書管理の機械化→業務の電算化→図書館サービス主導の情報化へと変革させて、大学の情報化と社会貢献の理念に従った展開を図っている。

本学図書館は、情報ネットワークを利用した集中方式を採用し、千里山キャンパスの各学部からほぼ等距離すなわち中央に総合図書館を配置し、高槻キャンパスにはネットワークで接続された高槻図書室を開室している。このような地理的位置づけとともに、「学術情報提供サービスの充実」と並んで重点目標として取り組んできたのが、「電子カウンター機能の拡充」である。現在、オンラインによる「予約申込」「相互利用申込」「購入希望申込」「利用状況照会」等のリクエストを、本学の学生や教育職員の自宅から可能にするシステムの提供を実現している。さらに、電子メールによる個人へのサービス及びオンライン・レファレンスの開始や他大学の図書館との相互協力の充実に向けて、環境整備を図っている。

このように本学図書館は、具体的には教育・研究支援をめざして、

(1) 学術情報を収集、整理、保存及び提供するという図書館の基本的な使命を継承し、

(2) 情報インフラストラクチャーを整備して変革するとともに、

(3) 図書館間の有機的な連携を図ることにも主眼を置いて、

運営を行っている。

ア　学術情報へのアクセス－情報システム化の経緯と取組

本学図書館における学術情報の提供並びに発信は、図書館のホームページを通じて行っている。インターネット上に存在する学術情報を収集し、それを解説して利用方法の案内を行うなど情報の組織化を図るとともに、それを「データベースポータル」としてホームページ上で提供している。

また、図書館ホームページでは、広報的な情報以外に、可能な限りの情報サービスを展開し、「図書館電子カウンター」の役割を持たせるとともに、学術情報を提供するためのメディアの多様化に対応しうる図書館をめざしている。

1996 年に開設した図書館ホームページは、1999 年 11 月サービス主導型のホームページに大幅改訂を行い、情報化に対応した図書館の新しい窓口「電子カウンター」としての位置付けを実践している。現在、このホームページを通じて、電子ジャーナルやインターネット上で展開されている外部データベースの提供をはじめ、所蔵の貴重書等古典籍のデジタル画像化を進め、「電子展示室」から全文を公開するなど、社会に情報を発信している。さらに、同ホームページは 2007 年 5 月に大幅にリニューアルし、より使いやすいものとなった。

「電子カウンター」は、オンラインサービスとして実際のカウンターと同様に機能するものである。蔵書検索システムを中心に、貸出の予約、総合図書館－高槻図書室間の蔵書の取り寄せ、また、図書の購入希望、他大学図書館所蔵資料の複写依頼、借用依頼等のリクエストサービスなどが可能になっている。

イ　図書館資料の電子化推進

本学図書館は、ビジョン 7 項目に示す「メディアの多様化に対応する図書館」の一環として、私立大学 5 大学の図書館によってコンソーシアムを形成し、2001 年度に巨大で高額な外部データベース Web of Science を導入した。順次中核的な文献・情報データベースとライセンス契約を結んで導入を推進し今日に至っている。

また、電子ジャーナルの導入についても本学図書館は先駆けた存在で、2003 年度までに 1,870 タイトルの閲覧を可能にしていた。前掲コンソーシアム PULC の形成によって主要出版社との契約が整い、2004 年度には 3,700 タイトル、2007 年現在では 10,234 タイトルの閲覧が可能になっている。

研究・教育支援に向けた情報インフラストラクチャーに関しては、基本的には、次の 3 項目の考え方に従って整備を図ってきている。

(1) 高度情報化社会における図書館利用者ニーズに対応すること

(2) そのためには、図書館利用者に情報へのアクセスが保障されていること

(3) 情報疎外を生まないためにも、情報リテラシー教育が必要であること

【長所】

学術研究の高度化、国際化、図書館利用者ニーズの多様化に対して、本学は図書館を中心として学術情報の処理、提供サービスの整備が適切に進められている。

【問題点】

本学図書館では、外部データベースや電子ジャーナルを積極的に導入し利用者に提供している。基本的には、電子媒体がある資料については紙媒体の資料を購入しないのが原則である。データベースを扱えない教員へのサービスをどうするか。あわせて、データベースとネットワーク利用に対する職員の知識と技術の維持向上についてである。情報通信技術の進展は留まることがなく、今後とも先進の知識と技能を修得させていく態勢が必要不可欠であり、その人員の確保と育成計画が各大学図書館において課題となっている。

第二は、図書館は主として外部情報を学内利用者に提供しているが、図書館の理念に沿った活動の成果として本学図書館自らが情報のコンテンツを作成して発信し、社会貢献を果たさなければならないという課題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学では、利用者向けに初級者向けから専門分野型までガイダンスを開催し、データベースの使い方の説明を行っている。教員からの要望を満たすため、2007 年 4 月からガイダンスの実施方法を一部変更した。今後はさらに利用者の要望を聞き、ガイダンスを充実していく予定である。

また、高度な専門知識をもった図書館職員の育成のため、積極的に学外の講習会に派遣している。

上記課題の第二については、貴重資料をデジタル化し、2002 年度より図書館ホームページの「電子展示室」で公開している。なお、情報の発信としての「機関リポジトリ」については、図書館としては、図書館で所蔵している貴重書コレクションの中からデジタルコンテンツ化していくのが望ましいと考えている。しかしながら、予算・著作権の問題もあるので、可能なものから実施していく方針である。

２　図書館資料の保存

大学図書館は「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供する」(「学則」第 65 条及び「図書館規程」第 2 条) 機関であり、現在の利用者のみならず後世の利用者に対してもその利用を保証する責務を負っており、「資料の保存」が大学図書館の重要な機能の一つとして位置づけられている。

図書館資料は、時間の経過とともに劣化していく。資料が劣化する要因は、資料の内的要因と外的要因とに分けられる。内的要因とは、酸性紙問題に代表されるような資料の物理的・化学的耐久性にかかわる要因であり、外的要因としては、劣悪な保存環境、災害、頻繁な利用などによる破損・汚損である。

大学図書館の使命を継承していくのに、「図書資料という文化的知的財産の保存」「資料の劣化防止」及び「新しいメディアへの置換」をしていくという重要な責務を負っている。本学図書館が講じてきている諸施策は、限りある資源のもとでより充実した図書館利用のサービスをめざしており、学術情報の有効活用へとつながる所作にもなっている。

【現状の説明】

図書館が大学の理念・目的をなす学則、図書館規程、図書館ビジョン７項目に基づいて、計画・実施している主な事項は次のとおりである。

ア　書庫の環境管理

紙資料の寿命を延ばすには、長期保存に最適な環境の整備と酸性紙の劣化の進行を遅らせる脱酸処理が一般的である。書庫の環境管理は、資料の劣化を防いだり、遅らせたりする予防対策である。書庫内の温度・湿度を一定に保ち、蛍光灯の紫外線を必要以上に資料にさらさない、帙や保存箱に収納する等の配慮をしている。

また、資料保存のために毎年、書庫及び閲覧室等の消毒はもちろんのこと、貴重書庫内に保存している資料について燻蒸を実施することで、紙魚などの殺虫・防虫と防黴等に努め学術資料の保全対策を講じている。特に、貴重書庫については、温度・湿度調査、害虫・カビ調査等の環境調査を年４回実施し、最大限の配慮をしている。

一方で、破損・汚損・虫損している原資料、特に古典籍など貴重書について、裏打ちや製本直し等によって修復に努めており、また、1995 年の阪神大震災による貴重書の落下破損に鑑みて、保護ケースを作成している。

イ　媒体（メディア）変換

媒体（メディア）変換は資料を他の媒体に変換して利用に供し、原資料を保存する方法である。マイクロ化やデジタル化したものを利用してもらうことにより現物を残すことができる。保存と利用を両立させるために、他の媒体に変換して原本の長期保存を図る代替措置の中で最も一般的なのはマイクロフィルム化である。マイクロフィルムは技術的に確立しており、保存媒体として信頼性が高い。本学図書館においても、資料保存と利用提供の改善を図るため、1986 年度から経年的に貴重書、近世文書、特別文庫等のマイクロフィルム化事業を推進している。

【長所】

本学図書館は、教育・研究を支援する目的に沿った基本図書を体系的に整備し、社会における大学の使命でもある文化・文明を支え担うため、古典籍等貴重なコレクションの保全を行うとともに、マイクロ化、デジタル化を推進して、理念の実現に向けてより踏み込んだ活動を成している。

【問題点】

第２書庫の設置や電子ジャーナルへの移行により、書庫のスペースには若干余裕ができたが、増え続ける図書館資料はいずれ書庫に収納しきれなくなる。

マイクロ化が必要な貴重書や近世文書は膨大な数にのぼり、相当な時間と労力と経費がかかる。優先順位をつけ効率よくマイクロ化を進めていくことが求められている。

マイクロフィルムは保管スペースを縮小し、長期保存にすぐれているが、利用の面からはデジタルデータの方がすぐれている。

今後増加していく電子媒体の保存も大きな問題である。CD-ROM や DVD といった電子媒体の寿命については不確定な要素が多い。再生できる機器を長期にわたり保存しておくことも困難である。電子媒体の長期保存については、本やマイクロフィルムとは別の観点から保存措置を講じていく必要がある。

さらに、資料の保存について専門知識をもった職員を養成していくことも検討課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

図書館は、すでに劣化してしまった資料の修復を検討するだけでなく、劣化を引き起こす要因とその対策について検討し、蔵書全体の劣化予防策を講じなければならない。

劣化がひどく原資料が利用しにくい場合は、ハードコピー・マイクロフィルム・デジタルデータ化などの方法で代替物をつくり、それを提供する方法が有効である。近年では、資料をデジタルデータ化する方向へと進んでいる。デジタルデータ化しておくと、検索も容易になり利用の面でさまざまな利点がある。

ポリエステルベースのマイクロフィルムは適切な環境条件下では期待寿命が 500 年といわれており、図書館資料の保存用の媒体として最適である。電子化はむしろ利用の利便性を高めるために行われることが多い。確かにデジタルデータ化すれば利用の利便性は高まるが、「保存」という観点からは不安が残る。CD-ROM や DVD の寿命、すなわち何年もつのか、データが読めなくなるまでの期間についての明確な数値はない。また、データを再生するための装置が技術の進展により変化し、20 年後 30 年後の機械で再生できるのかという技術上の問題もある。デジタル技術はまだ発展途上であるので、現在のところは、保存はマイクロフィルム、利用はデジタルというのが一般的である。

また、長期保存に適したマイクロフィルムにも劣化の問題が報告されている。本学図書館ではまだマイクロ資料の劣化については確認されていないが、フィルム同士がくっついたり、画像がぼやける等の劣化状況が他の図書館で報告されている。今後、マイクロ資料の劣化対策も検討していかなければならない。マイクロ資料の劣化について把握し、仮に劣化が確認されれば複製フィルムの作製等の対策を講じていく必要がある。

日本において酸性紙問題が認識されたのは 1980 年代のことである。図書館に保存されている図書が 50 年も経たずに茶色く変色し、ひどい場合は触れただけでぼろぼろになってしまうことが報告され問題になった。以後、出版物は中性紙の使用が進んでいるが、1980 年代以前の資料も保存していくためには、酸性紙対策が必要である。他大学図書館の動向も見ながら早急に対策を講じる必要がある。酸性紙を化学的処理で中和する「脱酸処理」や、資料を中性紙でくるんだり、中性紙の容器に入れて保存することにより劣化を緩和するといった対応策が必要である。

図書館資料の劣化を抑える書庫環境の改善や保存箱等の資料の管理環境の改善については、費用対効果の面からも検討していかなければならない。

貴重書・近世文書のマイクロフィルム化についても、1982 年から経年的に進めているが、デジタル化を優先すべきかの検討もする時期である。資料によってはデジタル化も積極的に取り入れていく必要がある。

さらに、職員養成については、資料保存に関する外部団体主催のセミナー・講習会に職員を参加させ、保存技術を習得させることが必要である。

3　図書館協力

個々の図書館の資料購入費には限度がある。また、個々の図書館が確保できる書庫スペースにも限界がある。そこで、所蔵していない資料を利用者から求められたとき、それをどのようにして提供するかということが問題となる。この問題を解決するための方法が、分担収集・分担保存・相互貸借等の図書館協力である。

大学図書館間の相互協力の目的は、図書館の利用をより効果的に広げることにあり、分担収集・分担保存、共同目録、複写や貸出を中心にして大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図って、利用者のニーズを満たしていくことである。

現在においては、図書館協力なくして、図書館活動は考えられない。利用者が必要とする資料を 1 館のみで所蔵するのは不可能であり、「資源の共有」という点からも図書館間の相互協力は欠かせない。

【現状の説明】

経緯からみると、1968 年の「大阪地区大学図書館における新聞の分担保存に関する協定」、1974 年の私立大学図書館協会「阪神地区相互利用に関する協定」及び 1978 年の同協定に基づく「分担保存実施要領」、

1981 年の「関西四大学図書館（関西大、関西学院大、同志社大、立命館大）相互利用協定」、1987 年の「国公私立大学図書館間文献複写に関する協定」及び同協定を継承する 2000 年の「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効において、本学は重要な役割を果たしてきた。

本学図書館における図書館間相互利用の実態については表Ⅰ-9-7 のとおりである。研究活動に図書館間相互利用サービスが重要な役割を果たしていることが分かる。教育・研究支援を目的とする図書館の理念が達成しているものであると考える。

また、本学では、図書館を中心に、NII の共同分担目録事業である総合目録データベースの構築に参画し図書館間相互利用に資するとともに、1999 年には文部省学術情報センター（現在は、NII）の「学術雑誌目次速報データベース」構築事業に参画し、本学で刊行の研究紀要類 30 誌の目次を逐次入力している。さらに、「NII 研究紀要ポータルサイト」などの情報発信事業をも支援している。

分担保存

新聞は最も保存スペースの確保が難しい。既に述べたように、「大阪地区大学図書館における新聞の分担保存に関する協定」（関西大学、大阪大学、大阪外国語大学、大阪府立大学、大阪市立大学、大阪経済大学が 1969 年協定）による永久保存以外は長期に保存せず、必要なものは縮刷版やマイクロフィルム版を備え付けて原紙を破棄している。

また、1978 年に発効した私立大学図書館協会阪神地区逐次刊行物分担保存の協定に関しては、地区間で、コア・ジャーナルを除きかつ閲覧利用が将来的にも望める学術雑誌について分担して保存しているものである。保管スペースの軽減もさることながら、各大学において資源の乏しい当時の状況のなかでは互恵の意味合いも大きかった。

表Ⅰ-9-7　過去 5 年間の図書館間相互利用件数（国内・国外）

		2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
提供	閲　覧	580	513	511	488	622
	貸　出	372	410	302	632	846
	複　写	3,715	3,494	2,491	4,319	4,760
依頼	閲　覧	402	442	318	234	227
	借　用	698	726	662	890	756
	複　写	4,019	4,459	4,039	4,284	3,542

【長所】

本来、分担保存と相互協力は不即不離の関係にあり、そのうち分担保存については一定の成果をおさめてきたが、それは今日でいう狭い協力関係に属するコンソーシアムであった。今後の図書館間協力に鑑みると、この分担保存について活性化させるというよりは、むしろその有効性について再考するべき時期にあると考える。なぜなら、相互協力の側面から言えば、その趨勢は、従前の「相互互恵」の考え方から、今日では「資源共有」というグローバルな理念に立つ方向へと大きくシフトしているからである。多くの大学図書館の協力によって、利用者の求める学術情報の入手を容易にしていくことこそが肝要であると思料する。

【問題点】

相互利用で複写依頼した資料を入手するまでに時間がかかる。海外に依頼した場合には、さらに経費もかさむ。

【将来の改善・改革に向けた方策】

利用者からみた相互利用には、①紹介状持参のうえ所蔵機関を訪問して利用、②文献複写、③現物貸借の三つがある。いずれもレファレンスカウンターで申し込むようになっている。費用は基本的に利用者負担であり、特に海外へ文献複写を依頼した場合には時間と経費がかかる。利用者の経費負担の軽減についても検討していかなければならない。

すでに述べたように現代の図書館においては、図書館間協力は不可欠である。しかしながら、最近他大学

所蔵の資料の利用が当然の権利であるかのような風潮が見受けられるのは遺憾なことである。「阪神地区相互利用に関する協定」第 2 条には次のように記されている。「相互利用は閲覧・複写・貸借・分担保存等につき各館の事情に応じて便宜を提供する。ただし、この利用は加盟間の好意と特典であって権利ではない。」

図書館利用ガイダンスにおいても他大学所蔵の資料の利用に際してのマナーについて強調しておく必要がある。

10　社会貢献

本学は、「開かれた大学」「国際化の推進」「情報化社会への対応」という 3 本柱の教育理念を有している。その中でも、「開かれた大学」は、関西大学が地域社会の一員としての開かれた姿勢を持ち、その人的・知的資源を地域社会に還元していくべきであるという考え方に基づいている。これを実現することは、地域社会での実学を通して、社会に貢献する人材を育成していくことになり、本学の学是「学の実化」にも通ずるものである。

本学ではこの理念を実現するために、2005 年 4 月、「産学官連携・知財センター」と「地域連携センター」を傘下に配した「社会連携推進本部」を学長直轄の全学的組織として設立した。今後はこの組織のもとで、地域社会との連携のあり方について検討を進め、「産学官連携」と「地域連携」を軸とした「開かれた大学」構想を積極的に進めていく。

(1) 地域社会との連携

【現状の説明】

本学では、大学における学問研究の成果を地域の住民及び社会一般に還元していくことを目的として、1997 年 4 月に開設したエクステンション・リードセンターにおいて、広く社会人を対象に各種の「公開講座」を実施している。また、若者を大学と高校が協力して育て上げていくことを目的として、2003 年 4 月に開設された高大連携推進事務室を中心に、「出張講義（Kan-Dai1 セミナー)」「公開講座（Kan-Dai3 セミナー)」「講義受け入れ（Kan-Dai15 セミナー、Kan-Dai ネックレス・セミナー)」及び「教員対象研修」などを開催している。これらの活動をさらに推進していくため、大阪府、神戸市、大阪市、京都市など 12 の自治体の教育委員会と「高大連携に関する包括協定」も締結している。さらに、吹田市と高槻市においては、クラブ活動を核とした地域社会との交流を目的として、1999 年度から「クラブ 1 日体験入部」も実施している。

本学では 1964 年の工業技術研究所の開設以来、研究活動を通じての社会貢献である産学官連携の推進に積極的に取り組んできた。近年はこの産学官連携だけでなく、教育活動を通じての社会貢献をも積極的に推進しようとしている。そのため、まずは大学キャンパスが位置する地方自治体あるいは本学と深いつながりのある自治体や機関との連携を深めていく姿勢を示した。2004 年 7 月には高槻市、2004 年 8 月には吹田市と「地域連携（連携協力）に関する包括協定」を締結した。同様に 2005 年 11 月八尾市、2006 年 2 月奈良県明日香村、2007 年 7 月には丹波市とも協定を締結した。2004 年 11 月にはりそな銀行とも「包括的連携協力に関する協定」を締結し、2007 年 2 月「産学連携に関する協定」を三井住友銀行、SMBC コンサルティングと結んでいる。これらの協定を通じて、自治体における生涯学習プログラムへの学生の参画、自治体の職員の講義への参画など、実学を通じて人材を育成する仕組みや地域の活性化に貢献する仕組みなど、さまざまな社会貢献活動を「連携」という枠組みの中で推進している。

さらに、これらの産学官連携活動や地域連携活動を企画・推進・支援するため、2005 年 4 月に「社会連携推進本部」を学長直轄の全学的組織として設立した。この中で、本学は大阪の大学として、「大学コンソーシアム大阪」や「梅田大学院コンソーシアム（準備会)」(2007 年 9 月 NPO 法人関西社会人大学院連合として法人化し運営)、「大阪ブランドコミッティ」(2007 年 3 月解散）に積極的に寄与している。2006 年度の地域社会との連携への取組状況は以下のとおりである。

ア　地域連携センター

2006 年 4 月、地域連携センターを立ち上げ、朝日新聞との共催で朝日・大学パートナーズシンポジウム「キトラ古墳壁画公開『明日香の原風景を求めて』」と「格差社会を考える-地域の力・行政の役割」を開催し、さらに地域連携センター開設記念シンポジウム「安全・安心のできる地域社会の構築に向けて」を開催した。いずれも高い関心を得て多くの聴講を得ることができた。さらには、明日香村村制 50 周年を契機に

して、地域連携の協定を結び、明日香村小学校との交流、飛鳥川環境保全への学生ボランティアの派遣など具体的な連携が進みつつある。

イ　大学コンソーシアム大阪への参画

大阪府内の 48 大学からなる大学コンソーシアム大阪は、2006 年度から大学間における単位互換制度の目玉として、大阪の歴史や文化、産業などの総合学科「大阪学」の構築に乗り出す。単位互換制度の導入は大学コンソーシアム大阪の大学間連携専門部会で検討され、各大学で最低 1 科目以上を単位互換科目にするなどを条件に、内容を検討している。この検討部会に本学の河田悌一学長をはじめ、副学長・学長補佐・教職員数名も参加しており、共通科目の実現に積極的に寄与している。

ウ　大阪ブランドコミッティへの参画

大阪ブランドコミッティは、新たな大阪のイメージ（Brand-New Osaka）を創出、定着させ、人、もの、資金、情報、企業を呼び込むことで「大阪の再生」を目指す。大阪ブランド戦略推進会議に、建築家の安藤忠雄氏、デザイナーのコシノヒロコ氏、歌舞伎役者の中村雁治郎氏の 3 名が議長に就任された。また、同組織のバックアップ組織である「組織委員会」は、委員長に財団法人大阪 21 世紀協会の熊谷信昭会長が就任され、太田房江・大阪府知事、野村明雄・大阪商工会議所会頭、及び本学の河田悌一学長などが委員を勤めた。同時に、「ブランド資源の発掘」や「ブランド力の調査・評価」を行う「コラボレーション・センター」にも関西大学の教職員が積極的にかかわり、大阪に根ざす大学として、大阪の復活に積極的に寄与し、一定の成果を報告書にまとめ 2007 年 3 月同組織の解散とともにその任務を終えた。

エ　梅田大学院コンソーシアム（準備会）〔関西経済連合会インテリジェント・アレー〕

関西経済連合会によって示された「関西経済再生シナリオ」の中で提案され都心部活性のため大学の集積を目指し 2003 年 8 月に「梅田大学院コンソーシアム（準備会）が発足し、関西生産性本部が「撰壇塾」を運営し、各大学と RENA が、「専門セミナー」を運営した。2005 年度から社会連携センターがその事務所管となり、企画運営を引継ぎ、心理系のセミナーを実施したところ実施定員を満たし成功させ、受講者の声もあり、後期の企画は、その応用編（実践編）を企画している。

なお、同事業は、今後 NPO 法人関西社会人大学院連合に引き継がれることとなるが、その理事（副理事長）として本学学長が参画する。

オ　教員の社会的活動

教員は、表Ⅰ-10-1 のとおり、国や地方公共団体、その他民間団体等の審議会、審査会、専門委員会、委員会等の委員として積極的に活動している。

表Ⅰ-10-1　教育職員の社会的活動　2006 年度

区　　分	法	文	経済	商	社会	総合情報	工	外国語	法務	会計	合計
国（附属研究所を含む。）	4	8	5	0	2	2	10	6	8	3	48
都道府県・市町村	12	20	5	6	13	7	27	6	7	6	109
その他（民間団体等）	5	18	5	9	10	19	31	3	3	5	108
合　　計	21	46	15	15	25	28	68	15	18	14	265

（注1）審議会、審査会、専門委員会、委員会等で 1 年以上任期のあるもの。
（注2）いずれも、大学に届け出のあったものの延べ人数。

カ　高大連携プログラム

高大連携プログラムは、高大連携推進事務室を中心に、現在では 12 の自治体の教育委員会との連携のも

とで、「出張講義」「公開セミナー」「講義受け入れ」及び「教員対象研修」というさまざまなプログラムを展開している。

（ア）Kan-Dai1 セミナー

Kan-Dai1 セミナーとは、高等学校からの依頼を受け、講師の派遣をし、約 50 分～90 分の講義を実施するプログラムである。この取組はあくまでも大学の講義を高校生に体験してもらうためのものであり、入試説明などの進学説明会とは主旨を異にする（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/1semi.html）。

2006 年度は、本学専任教員による模擬講義として、86 の高等学校において延べ 161 回の講義を開催した。また、本学大学院生による学部系統別説明会は、60 の高等学校において延べ 70 回開催した。

（イ）Kan-Dai3 セミナー

Kan-Dai3 セミナーは、「法学」、「心理学」、「考古学」、「異文化」などをテーマに、高校生を対象として実施する 3 日間程度の短期集中型の公開セミナーである。大学キャンパス内での講義や実験・実習、学外でのフィールドワークなど体験的な学びを通じて、大学の専門性に触れ、将来の目標設定に役立ててもらうことを目的としている。

2006 年度、心理学セミナーは「人のこころの仕組み～心理実験を体験しよう！」というテーマで、考古学ウィークエンドセミナーは「過去から未来を創造～遺跡調査を体験しよう！」というテーマで、それぞれ開講され、述べ 35 の高等学校から 74 名の高校生が受講した。

（ウ）Kan-Dai15 セミナー

Kan-Dai15 セミナーとは、本学の春学期（4 月～7 月）または秋学期（9 月～1 月）に、それぞれ約 15 回（毎週 1 回）の開講講義を、高校生に受講してもらう機会を提供するプログラムである。高校生の負担とならないように、土曜日または平日の 5 時限（16：20～17：50）、6 時限（18：00～19：30）の講義に限定して実施している（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/15semi.html）。

2006 年度は、春学期と秋学期をあわせて 28 の講座が開講され、延べ 13 の高等学校から 98 名の高校生が受講した。

（エ）Kan-Dai ネックレス・セミナー

Kan-Dai ネックレス・セミナーとは、テーマ性を重視した一つのセミナーを全 6 回の授業で構成し、それらを受講すれば、そのテーマの概要が高校生にも楽しく平易に理解できるようなプログラムになっており、2007 年度は、文系、理工系双方のニーズに対応するため、文学部及び理工系 3 学部のセミナーを実施している。高校生の負担とならないように、土曜日の 4 時限（14：40～16：10）、5 時限（16：20～17：50）、の講義に限定して実施している（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/15semi.html）。

（オ）教員研修プログラム

関西大学では、大学と教育現場との連携事業の一環として、大阪府内の国公私立の幼、小、中、高等学校教員を対象に、幼小中高などの学校現場と大学との新たな連携を模索することを目的とした「教員研修講座」を開催している（参考：http://www.kansai-u.ac.jp/koudai/teacher.html）。

2006 年度は、8 月 1 日、2 日に大阪市教育委員会主催で「大阪市職員のための夏季大学講座」（3 テーマ、168 名）、7 月 31 日に本学文学部主催（大阪府教育委員会後援）で「夏休み教員研修講座」（8 テーマ、298 名）、7 月 31 日、8 月 3 日に本学工学部主催（大阪府教育委員会後援）で「理科」リフレッシュ実験研修（2 テーマ、11 名）・8 月 1 日、2 日にキャリアセンター主催（大阪府教育委員会後援）で「キャリア教育入門・キャリアカウンセリング研修」（54 名）を実施した。

キ　公開講座

生涯学習に対する社会の認識が深まりつつある現在、本学が生涯学習に取り組む意義は大きい。本学では、これまで「開かれた大学」構想の一環として、大学における学問研究の成果を地域の住民や社会一般に還元していくという意味で、広く社会人を対象に、各種の公開講座を実施してきている。中でも「関西大学吹田

市民講座」は約 30 年間、「関西大学おおさか文化セミナー」は約 20 年間という長い期間にわたって続けられている。公開講座は、すべての学部をあげての取組となっており、研究所や博物館などからの提供講座もあるが、エクステンション・リードセンターが、大学全体の窓口の役割を果たしており、多くの講座を実施しており、「第Ⅰ編　第 3 章（6）正課外教育活動　イ　エクステンション・リードセンター」を、各研究所等の公開講座の詳細は、「第Ⅰ編　第 6 章（3）研究所（室）」を、博物館については「第 7 章（5）博物館」を参照願いたい。

公開講座の内容は、一般市民を対象とした教養講座的なものが多数を占めているが、また、自治体の要請を受けて最新の時事問題をテーマとする特別講座や、国際化時代を背景に世界各国の知性にふれる学術講演会、その他にも、各種講演会やシンポジウムの企画などもあり、その内容は実に多彩である。中には、実業界の専門家や社会的問題に関心の高い市民に対象を絞った講座もあり、総合大学の特徴を生かした講座の展開が工夫されている。開催地も近畿圏にとどまらず、全国各地で行われている。本学の公開講座は、現在、その種類・内容ともに充実しているといってよい。

ク　クラブ 1 日体験入部

本学のキャンパスが位置する吹田市と高槻市において、1999 年度からクラブを核とした地域社会との交流プログラムが積極的に進められている。本プログラムは、市内の小中学生をキャンパスに招いて、本学の学生と一緒にクラブ活動の楽しさを味わってもらうものである。また、最近の中学校のクラブ活動における指導者不足に貢献することを目的として、2002 年度からは吹田市の中学校へ本学の学生をコーチとして派遣するプログラムもスタートさせた。

2006 年度は、千里山キャンパスでは、アーチェリー、野球、弓道、バドミントン、ソフトボール、ソフトテニス、卓球、アメリカンフットボール、ハンドボール、フェンシング、ボクシング、チアリーダー、吹奏楽などのクラブが参加し、合計 702 名の小中学生が参加した。高槻キャンパスでは、バスケットボール部、吹奏楽が参加し、合計 45 名の小中学生が参加した。

ケ　大学の開放

大学の教育、研究成果、施設を社会に開放するという意味での「大学の開放」は、着実に進展しつつある。とりわけ、社会人入試による社会人の受け入れが学部と大学院において急速に進んだことは評価できる。

施設の面では、とりわけ図書館施設の地域開放は、大学基準協会の主要点検・評価項目にも挙げられ、本学が進める「社会連携推進」における懸案事項でもあった。これを受け、2006 年 11 月からの吹田市在住者を対象としたモニターによる結果に基づいて、2007 年 4 月より吹田市民を対象として開放している。

また、千里山キャンパスや高槻キャンパスでは、キャンパス内の一部を遊歩道として開放しており、一般市民が大学構内を散歩したり、学生食堂を利用したりする姿もよく見かけられる。学園祭のときには、模擬店やイベントなどを市民に開放しているし、大学主催のマラソン大会にも市民が多数参加している。もちろん、博物館は一般公開されている。

また、大学キャンパスの取組の一つとして、災害時における避難場所を地域住民に提供する活動も行っている。

コ　ボランティアセンターにおける社会貢献

【現状の説明】

2005 年 4 月、学生センター内にボランティアセンター事務室がオープンした。ボランティア活動には数えきれないほどの種類や内容があるが、本学のボランティアセンター事務室は、学生が主体的にボランティア活動を行うことができるように(1)ボランティアの考え方（2)ボランティア活動に取り組むにあたっての心構え、さらに(3)ボランティア活動の実際等についてのセミナーや講座を行うなど、学生を側面的に支援

することを主な目的として1年目の事業を行った。

『ただ情報を提供し、学生を学外に派遣するだけでは本学にボランティアセンターが開設された意味がない。「自らボランティア先をみつけて活動することができる学生」から、「大学に入学して、なにか始めたいけれど、どうしていいかわからないといった学生」まで幅広い学生を対象に、さまざまなスキルや、いわば人間力を身につけさせ、社会に貢献できる人材に育つように支援する』とのコンセプトから、まず、学生のボランティア意識を高めるため、2005 年 7 月には大阪ボランティア協会から講師を招いて「はじめてのボランティア」講座を開催し、引き続いて秋学期には、ボランティアリーダー養成のための講座（週 1 回・5 回連続）を開いた。

2年目である2006年には前年度の講座に加え、9～10月には、あらたにアサーション（自己表現）トレーニング講座（週1回・5回連続）及び11月にはファシリテーショントレーニング講座（週1回・3回連続）を実施したが、どちらも好評でアサーショントレーニング講座は2回目のプログラムを実施するほどであった。

また、1・2 年目に実施した講座を修了した学生が、ボランティアセンターの学生スタッフ（2007 年 5 月現在、18 名所属）として活躍している。定期的な活動として図書の落書き消しを行うほか、2005 年度には学内の福祉マップ（車椅子使用の方を想定したもの）を作成し、各学部事務室等に配置した。また、学園祭では2005年度にエイズキャンペーン、2006年度にecoキャンペーンと地道な活動に取り組んだ。

2007年5月現在、212名の学生がボランティアセンターに登録、ボランティアセンターが提供する情報を得、自分にあったボランティアに参加している。

【長所】

3 年目に入り、ボランティアセンター講座として、(1)はじめてのボランティア説明会（2)はじめてのボランティアシリーズ（説明会編・活動に向けて編）(3)ボランティアセンター学生スタッフ説明会（4)アサーショントレーニング講座（5)ファシリテーショントレーニング講座（6)手話講習会（初級・初級応用コース）(7)ボランティアセンター・テーマ別講座等を企画・実施している。

ボランティアセンターの存在する大学は、関西ではまだ多くはなく、本学は先駆けとも言える存在で、特に学生に対する教育（講座や講習会）内容が充実しており、学生をボランティアとして受け入れる団体に関しては、本学基準「関西大学ボランティアセンターにおけるボランティア団体の紹介に関する方針」に照らし慎重に判断されており、日常的に手間と時間を惜しむことなく丁寧なコーディネートが行われている。

他方、本学でもともと活躍していたボランティアサークルの代表者とのミーティングを定期的に開催し、これまで、個別に活動していたボランティアサークル学生の連帯のきっかけ作りを行うなど、ボランティアサークルへの支援も行っている。さらには、彼らボランティアサークルを「地域貢献を行う学生団体」として、ボランティアセンターHP 等においてひろく広報し、地域からのボランティア派遣要請にもこたえるよう丁寧なコーディネートが行われている。

学外との連携事業及び学内団体の主な派遣状況は次のとおりである。

① 財団法人「IAAF 世界陸上 2007 大阪大会」組織委員会との連携
② 大阪家庭裁判所学生ボランティアプログラムへのコーディネート
③ 奈良県明日香村との連携ボランティアプログラムへの派遣
④ 毎年7月に吹田市で行われている吹田まつりの中での「好いたおどり」の関西大学学生による運営
⑤ 大阪府及び大阪市教育委員会の学校ボランティア
⑥ その他地域における学校ボランティア活動等々への派遣または参加
⑦ 学外からの出演依頼に対するクラブ・サークル等の派遣

派遣例ア：奇術研究部や落語大学を病院やデイサービスセンター等へ派遣
派遣例イ：漢舞（ダンスサークル）を地域の祭りや小中学校へ派遣
派遣例ウ：陸上部を障害者体育大会へ派遣

派遣例エ：手話サークルを小学校等へ派遣

派遣例オ：人形劇サークルを地域子ども会等へ派遣　等々

また、ボランティアセンター機関誌「Volury（ボラリー）」を年 3 回発行し、ボランティアセンターのみならずボランティアセンター学生スタッフ及びボランティアサークルの活動について積極的に広報しており、学外関係諸機関・団体からの反響も大きい。

【問題点】

ボランティアセンター事務室業務が、学外よりも学内において浸透していない感がある。ボランティアセンター事務室の場所すら知らない学生、教職員も存在するようである。こういったことを解決するためにも、ボランティアセンター事務室として独立した部屋の確保が急務である。現在は、学生生活課に間借りしているような状況であり、他大学ボランティアセンターにおいては事務室だけでなく学生スタッフの部屋も確保されている。

ボランティアセンター事務室業務は、これまで学生センターが行ってきた学生対応からさらにまた一歩、学生に近づくことが必要とされる業務であり、学生と話し合い、ともに作り上げていくことができる環境が早急に整備されることが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学ボランティアセンター事務室は、大阪府内唯一の大学ボランティアセンターとして、学外諸機関・団体から期待されている。

今後、その期待にこたえるために、下記の方策を行っていきたい。

①　大阪府総務部危機管理室との連携

ア　危機管理室地域防災監による災害発生時における対応についての講演会等の開催

イ　地元地域をも含めた災害発生時の対応マニュアル等の作成

②　学生だけでなく教職員のボランティア活動への参加

ア　学生スタッフ及び一般学生に加えて教職員がボランティア活動に参加できる環境の整備

イ　教職員が参加できるボランティア活動の開拓

【点検・評価】

以上のようなさまざまなプログラムが挙げられるが、「社会との文化交流等を目的とした教育システム（学生の地域社会への参画）」としては、まだ単発的な段階にとどまっており、大学と社会との連携の将来像も含めた全学的な取組は、今後の大きな課題として残されている。

これらの課題を解決するために、現在、2005 年 4 月に設立した社会連携推進本部のもとに社会連携推進本部委員会を設け、産学官連携・知財活動の全学展開についての検討のみならず、学生を巻き込み実学を通しての人材育成をも達成できる地域社会との連携についても検討を進めている。その結果、社会連携推進本部の設立に伴い、地域社会（特に地方自治体）からの問い合わせが増えており、現在、同様の問い合わせ（ニーズ）と学内のシーズをマッチングするためのノウハウを蓄積している。今後は、地域社会との連携のあり方を、全学的な課題として推進し、サスティナブルな活動を行うことで本学の USR（大学の社会的責任）の一端を担うことができる。

(2) 企業等との連携

【現状の説明】

ア　産学官連携への取組

（ア）産学官連携・知財センターの活動

大学の技術を産業界や官公庁で活用するため、各種規制緩和や TLO 設立などによる産学官連携の動きが各

地で積極的に進められている。わが国が「科学技術創造立国」を目指す上で産学官の連携・協力は不可欠であり、大学の使命として、社会貢献の一形態として産学官連携の推進が一層求められている。「学の実化」をうたう本学では、こうした社会からの期待と要請に積極的に応え、先端科学技術推進機構に産学連携センターを設け、明確な規定を制定して産業界や官公庁との連携・協力を図ってきた。

センターには研究者が主体となる専門委員会として「知的財産管理委員会」と「リエゾン委員会」を設置し、前者が本学における知的財産戦略の策定・検討を行うもので、後者は若手研究者を中心に産学連携に関する広報活動戦略を検討し、機構の機関誌編集委員会及び運営委員会に意見を述べる役割を持つ。事務は社会連携センター事務室がこれを担当している。2002 年度に特許庁派遣知財管理アドバイザー並びに産学連携コーディネーターの支援を受ける体制が整えられて以来、地道な活動がようやく知的財産の創造を具現化するにいたってきた。文部科学省産学官連携コーディネーター事業に公募した結果、2007 年度採択され、本学のシーズを広く社会にアピールしていくことをもって、日本の科学技術の発展に寄与することを目的とした同コーディネーターが配置され、一層の連携活動の強化が図られた。さらに、産学官連携を強化すべく、それぞれの分野に精通したコーディネーター並びに社会連携推進を目的とした顧問を採用し、産学官連携事業を強化した。特に、2006 年度から東京都大田区との産学官連携に取り組み、さらには、2007 年度には、関西大学東京センターを会場として「技術交流セミナー」を月 1 回定期的に開催し、3 年の期限を設けて計画的に実施しており、地道にかつ着実な関東圏での産学官連携の礎を築いている。

（イ）各種展示会等への出展

産学連携への積極的な取組の一環として、地方自治体等公官庁、民間企業等が企画・主催する各種展示会に、先端科学技術推進機構研究員の成果のパネル展示、講演を実施している。2006 年度出展並びに講師を派遣した各種行事を以下に示す。

【主な展示会等への出展】(2006 年度)

○バリアフリー2006　　インテックス大阪

社会福祉法人大阪府社会福祉協議会、テレビ大阪、財団法人大阪府地域福祉推進財団

「福祉マップと車椅子等の生活支援機器」

○商売繁盛 at INTEX OSAKA　「ロボットの展示」　　インテックス大阪

三菱 UFJ フィナンシャル・グループ

○第 23 回吹田産業フェア　「産学官連携・知財センターの紹介」　　吹田市役所、メイシアター

吹田産業フェア推進協議会

○第 5 回産学官連携推進会議　　国立京都国際会館

内閣府、総務省、文部科学省、経済産業省、日本経済団体連合会、日本学術会議　厚生労働省他

1) 脳梗塞回復期の運動制御時の脳機能解明とリハビリテーションへの応用
2) 医療用ゼラチン繊維
3) 血液の粘性率測定用小型機器
4) 臓器保存液の開発
5) 色測定機器の医療への応用

○イノベーション・ジャパン 2006　　東京国際フォーラム

独立行政法人科学技術振興機構（JST）独立行政法人新エネルギー、産業技術総合開発機構（NEDO）、経済産業省、文部科学省

1) 磁性体ナノ構造の電解めっき形成とスピントロニクス応用
2) 光学機能フィルムのための光弾性測定装置

○2006 TOYRO ビジネスマッチングフェア　　マイドームおおさか

TOYRO 新事業創出推進協議会　　共催：池田銀行、自然総研

「知覚色情報を用いた色計測」、「QOL 改善のための生活支援機器の開発」

○八尾ビジネスマッチング博 2006（八尾市産業博）　マイドームおおさか
　八尾市産業博開催実行委員会
「工学部機械工学科制御工学研究室の研究成果について展示」
○産学連携共創フェア 2006　（株）堺新事業創造センター
　さかい新事業創造センター（S-CUBE）大阪府立大学・堺市
「金属系廃棄物、未利用資源を原料に用いる機能性材料の創製」
○知財ビジネスマッチングフェア 2006　インテックス大阪
　特許庁、近畿経済産業局、近畿知財戦略本部
「色測定装置及び光源装置」
○建設技術展 2006 近畿　インテックス大阪
　建設技術展近畿実行委員会、国土交通省近畿地方整備局他
「光ファイバーによる斜面防災モニタリングシステム」
○関東・関西 10 私大産学連携フォーラム　日本大学会館 2F 大講堂
　関西大学・関西学院大学・同志社大学・立命館大学・
　慶應義塾大学・中央大学・東京電機大学・明治大学・早稲田大学・日本大学（幹事校）
「ナノキトサン繊維の開発－キトサンによる合成繊維への抗菌性賦与」
○産学官連携推進大会 2007in 大阪　ヒルトンホテル大阪
　独立行政法人中小企業基盤整備機構
1）ルート検索可能な Web 版福祉マップ
2）ヒトの運動と力制御のメカニズムを応用した認証システム
3）昼光と人工照明の併用時の環境評価
○IT 産学マッチングカンファレンス OSAKA　大阪産業創造館
　ネオクラスター推進共同体、大学コンソーシアム大阪　関西経済界・大学間交流専門部会
1）高品位拡声通話システム
2）アクティブ消音システム
3）感性ロボットへの挑戦：人の主観に適応する感性情報処理モデルの研究
4）ペン習字（筆記練習）支援システム
5）無線 IC タグ－膨大な需要を支えられる新しい RFID 技術
6）高周波ものづくり－導体損失の高精度・広帯域モデル化法と高精度電磁界シミュレーション技術－

イ　具体的事業の展開

（ア）クリエイション・コア東大阪の活動

中小企業が集積する大阪東部地域。中小企業基盤整備機構がものづくり企業を支援するために設置したクリエイション・コア東大阪に「関西大学　産学連携オフィス　東大阪サテライト」を 2004 年度開設した。当所には、中小企業診断士・社会保険労務士の資格をもった産学連携コーディネーターを配し、大学が保有する技術の紹介などの情報発信と共に自治体や企業を訪問してそのニーズを探り、共同研究や受託研究への進展を積極的にサポートしている。開設当初「東大阪・小型風力発電開発プロジェクト」を立ち上げ、その成果を社会に公開すべく 2006 年に東大阪市役所前に小型風力発電装置が敷設された。また、2007 年度には、中小企業経営者の今日的課題である次世代経営者の育成を目的とし、りそな銀行との共催事業「関西大学経営者塾」を実施するなどしている。同オフィスにおいては、こうした大阪東部地域を中心とする地域密着型の事業を展開している。

（イ）八尾市との産学官連携

関西大学と八尾市との産学官連携協定に基づき設立した課題解決型の研究会「八尾バリテク研究会」の充

実を図り、第2弾「八尾ものづくり　イブニングセミナー」の定期的開催を企画した。第1期はDLC技術をテーマに6回の基礎講座を実施し、現在も引き続き実践編、展開編を実施している。

同市との連携においては、企業経営者・技術者との交流を重んじた産学連携を特色としている。特に、地場の優れた技術力を有する中小企業への高度化推進プログラムへの応募を本学と公が積極的に支援し、国の助成等が受けられるように働きかけている。

（ウ）商工会議所との連携

近隣地域の技術力向上への一例として、高槻商工会議所、吹田商工会議所等と連携し、「QOL（Quality of Life）改善のための高槻生活支援機器研究会」を設立し、福祉関連の調査・機器開発研究を行っている。

（エ）りそな銀行との包括協定

2004 年度、本学はりそな銀行と産学連携等による地域社会の発展を目指した包括連携協力に関する協定を締結し、起業支援ファンドの設立、企業の課題を汲み上げ企業ニーズに応える教育研究企画の実践を行っている。そうした連携事業として、前述した「関西大学経営者塾」を実施し、また、社会人を対象とした本学のセミナーをサポートするなど包括的な連携を図っている。

（オ）関西大学科学技術振興会の設置

先端科学技術推進機構の外郭支援団体、関西大学科学技術振興会とは、本学卒業生が活躍する企業を中心とした正会員及び先端科学技術推進機構研究員の特別会員からなり、総会や研究発表会を通じて相互に交流を深め、技術相談や委託研究の対応を円滑に進めている。会員数はおよそ100社で企業ニーズの発掘や情報交換など、先端科学技術推進機構と相互扶助の関係団体である。1965 年に発足した関西大学工業技術研究所賛助員会の名称を 2002 年に改め、2004 年度から、本会の理念を踏襲しながら、異業種分野の正会員が経営・技術上の問題あるいは製品の開発及び市場などについて情報交換を積極的に行うために研究会等を会員、企業、社会のニーズや本学の研究者から創生された技術シーズをテーマにして、月1回ペースで実施されている。この研究会等により、大学教員との交流を深めるとともに産学協同研究についてもより一層成果を高めることができたと思われる。

先端科学技術推進機構の研究部門との連携を強化し、研究員の積極的参画を促進して本会活動をより活性化し、研究員・学生によるベンチャー立ち上げにも支援・後援できる団体に発展させた。その一つとして、正会員及び特別会員等の優れた研究活動の成果並びに顕著な功績が認められた産学連携活動及び知的財産の創造と活用に対する表彰規程を設け、2006 年度は「学の実化賞」1件、「産学連携賞」5件、「技術開発賞」1件、「研究奨励賞」4件及び「北斗賞」1件をそれぞれ表彰した。

ウ　「受託研究」、「学外共同研究」、「委託研究」、「試験・分析」による外部資金の活用

2006 年 7 月より「受託研究」、「学外共同研究」、「委託研究」、「試験・分析」について、これまでその一部を先端科学技術推進機構が扱っていた経緯から、業務分掌の変更により全学部の案件を対象とすることとなった。

政府は、日本経済の構造的不振の打開策の一つとして、大学が潜在的に保有する知的財産を権利化し、それが企業に活用される知的創造サイクルの活性化を重視している。これを実行するためには社会貢献の理念に基づき、知的財産を活用し、管理体制を整備・構築することが必要となる。このため従来からの委託企業・機関に加え多くの企業と受託・共同研究が進展するよう積極的に取り組むとともに、特許の取得、技術移転を促進する体制の整備に取り組んできた。

【主な外部資金の活用件数】(2006 年度)

1）受託研究　　79 件（193,950,116 円）
2）学外共同研究　38 件（　5,235,700 円）
3）委託研究　　15 件（　4,583,000 円）
4）試験・分析　　6 件（　1,840,500 円）

【点検・評価】

上記のように年間多くの展示会、講習会、交流会が開催されている中で、共同研究等につながり、具体的な研究活動となるケースも増えている。しかし、出展等協力願える研究員が限られ、出展や講師への依頼がどうしても偏りがちである。1 人でも多くの研究員が社会貢献、産学連携に協力していただけるよう、これまでの実績による評価を行って「選択と集中」原理を活かしていく予定である。産学連携の取組に関しては、教員個々の温度差が大きく、社会連携活動の活性はあくまで研究者個々の意識に委ねられるところが大きく、社会連携活動に協力しても研究者としての評価に反映されない一面もあるので、今後大学の社会的責任を重んじることは、強いては、研究者の社会的認知度や研究業績につながるとの意識をもって、社会貢献及び社会連携事業に積極的に関わっていただければと期待する。

また、地方自治体を始め学外諸団体と連携交流を図って、本学の産学連携活動を積極的に推進している。

さらに、その活動内容は、出来るだけ具体的なものとし、単なる大学シーズの発表会をするスタイルを超え、参加者とともに議論を交わす場の創出を心がけている。積極的に企業現場へ出かけ、研究者と企業の方とが具体的な課題について互いに検討することにより、そのことが外部資金導入へのきっかけになっていると評価でき、本学独自の産学連携のスタイルといえる。

さらに科学技術振興会の活動は、若い研究者への支援と大学院生や学生への励まし、また社会人との交流の場として有益もので、大変貴重なものと評価している。

(3) 特許・技術移転

【現状の説明】

ア　知的財産活動の進展

社会連携センター事務室では、大学としての知的財産管理業務を担っている。特に研究成果を発明規程に基づき法人継承することを基本とした知的財産化、技術の移転などを行っている。しかし、研究者を特許出願などの事務手続きから解放し、研究シーズの知的財産化を推進するためには、同センターの専門人材の育成が望まれ、充実したサポート体制を整備することが急務である。そこで計画的な人員強化が必要であり、構成員の充実は、特許・技術移転を推進し知的財産活動を進展させるためには不可欠である。担当者の知的財産権についての業務能力を研鑽するため、関西の私立大学有志校が会い寄って情報交換及び相互研鑽などを通じ、大学の知的財産管理体制の強化発展を図ることを目的に、「関西私立大学知的財産管理体制強化推進連絡協議会」を関西学院大学、同志社大学及び甲南大学に呼びかけ 2003 年度発足し、メンバー校を増やしながら活動を続けるなど、具体的な体制強化を実践している。

【主な知的財産権に係る活動】

○知的財産セミナー「学生のための特許制度～特許法基礎から産業界における特許制度活用事例まで～」
学術フロンティア・センター
特許庁、近畿経済産業局　NPO 法人 KGC　産学官連携・知財センター

○関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会
関西私立大学知的財産管理体制強化連絡協議会
1)「共同研究・受託研究の契約交渉実務の事例報告について」　甲南大学　岡本キャンパス
2)「大学における営業秘密管理とトラブル等の対応策について」　大阪産業大学　梅田サテライト
3)「産学連携及び知的財産権等にかかわる問題点とその解決について」　龍谷大学　瀬田学舎

（ア）大阪 TLO との連携活動

2001 年度、大阪府内大学学長会、大阪府等による日本で最大規模の「大阪 TLO (Technology Licensing Organization 技術移転機関)」が設置された。これは、大阪府内にある大学などの研究成果の活用について、

特許を媒体とした技術移転だけでなく、技術に関する総合窓口やコンサルティング、国などの研究開発助成金を積極的に活用した産学官共同研究の斡旋・支援等を行う機関である。関西大学はその中核大学の一つとして、その運営に積極的に参画してきた。しかし、今日大学での産学連携活動が進み、大阪 TLO に期待される役割が限られるようになり、数年後には母体となる大阪府が運営を民間委託することを検討しており、大阪 TLO による技術移転、外部資金を活用した研究活動の活性化を図るためにどのように関わるか注視していく必要がある。

（イ）特許庁派遣事業受け入れの効果と特許の取得状況

大阪 TLO との連携に加え、特許庁「知的財産管理体制構築支援事業」の採択を受け、2002 年 7 月 1 日より 2005 年 3 月 31 日まで本学において知的財産管理アドバイザーを受け入れ、先端科学技術推進機構顧問に就任していただいた。活動は関西大学における知的財産管理体制の基礎を確立することで、先に述べたとおり産学連携センターを中心に、関西大学知的財産管理体制の組織整備を実施した。これにより関西大学は産学連携・知財管理の機能を集中化し、産業界から見て知財活用、共同研究等を申し入れる際の対外窓口を明確化することができた。また研究者の特許マインドの高揚を目的に、新聞記事のクリッピングサービス、「知的財産セミナー」の実施や、研究者を巡回訪問して対話を繰り返し、知的財産に関する認識の高揚と発明の発掘を行った。

その成果として、2006 年度の法人承継特許出願が 27 件、大阪 TLO を経由した特許出願 1 件の計 28 件の実績ができ、法人承継特許権 4 件、法人承継意匠権 1 件を取得した。そして、これらの特許をもとに産業界への技術移転事業に取り組み、2 件の特許実施許諾契約及び 1 件のオプション契約を締結した。

（ウ）知的財産管理業務に関するハンドブックの活用

2004 年度、特許庁派遣事業の最終年度は特許出願の目標を 50 件とし、産学連携コーディネーターと協力して、研究者からのヒアリング及び特許情報図書館を活用して先行技術調査を開始し発明者へのフィードバック等々特許情報調査の強化と、外国出願の促進を行った。また特許出願後速やかに技術移転を図るため、発明者と協力して秘密保持契約の締結に取り組んだ。2005 年以降は、特許出願 54 件、秘密保持契約 9 件、ライセンス契約 3 件、試料提供契約 2 件と国際特許出願 2 件を達成し、本学の特許人口は 50 名、に達した。これで関西大学における累積特許出願件数は 143 件となり、大学発ベンチャーは 5 社である。

しかし知的財産管理の重要性について、未だ一部の研究者及び担当者が認識しているにすぎない。研究者は大学の使命として、従来学術研究及び教育を担ってきた。しかしながら、大学の新たな使命である研究成果の社会への還元の必要性に対する認識が不十分である。このため、研究者の学術論文発表前の研究成果の権利化を推進する必要がある。2004 年度、知的財産管理業務の標準化を図るために「知的財産管理業務ハンドブック」を刊行した。初版は今後業務を進行しながら再点検を行い、より良いものに改定する。さらに研究者への特許出願を促進するための「発明ハンドブック」手引書を作成する予定である。

【点検・評価】

関西の私立大学有志校が連携して知財活動を広めようとした活動は、関東・関西 10 私大産学連携フォーラムの開催へと発展した（2006 年度 8 大学から 10 大学に参加校増）。一方、産学連携コーディネーターを雇用し、技術相談から実績を積み上げ、これが共同ないし受託研究に発展してきている。その成果が特許に結びつき実施料が大学に、さらには研究者に還流されるシステムが完成すれば、知的財産の創出・権利化・管理・活用そして新たな知財創出への支援となり、「知的創造サイクル」が出来上がることになる。その実績は今後に期待されるところであるが、大阪 TLO との連携強化によりシステム作りは出来たと評価している。

特許庁派遣、知的財産管理アドバイザーには知財管理業務を担当できる職員の育成に多大の貢献をいただくとともに、「知的財産管理業務ハンドブック」の刊行に助力いただいた。これにより、知的財産管理業務の標準化を図ることができた。この知的財産におけるノウハウは、他大学にはないものでありその継承には最善の配慮が必要である。

このようなシステムが出来上がったところで、優れた知的財産権の取得・活用に積極的に取り込み、企業

等への技術移転、ロイヤリティ収入、ベンチャー企業等の成果を上げた研究者を適正に評価しなければならない。そのためには、大学が透明性・公正性に十分に配慮した適正な評価システムを構築し、学内に周知を図るとともに、その方向で「知的財産」という大学の成果への意識改革に取り組んでいく。

(4) 産学連携と倫理規定

【現状の説明】

ア　発明規程の見直し

1999 年 1 月本学教職員の発明等に係る知的財産権の取扱いについて必要な事項を「発明規程」に定めた。この規程は、本学における学術研究の振興とその成果の社会的活用を図るためのもので、これにより、契約関係と研究成果の取扱いルールが明確になり、大学としての研究成果の社会への還元・活用が一層進展することになった。しかし、発明に対する社会的な認識の変化に対応し、また知的財産化への迅速な対応を実践するため、本規程の改正を行うべく社会連携推進本部として答申をまとめ、2007 年学内手続きに入った。なお、今回の答申また改正に留まらず、発明に対する社会情勢を勘案しつつ、今後も時代に即した体制作りを行う。

イ　関西大学社会連携推進本部　産学官連携・知財センターの活動

大学が培ってきた個性と総合力を活かし、企業や行政機関と連携し、地域の産業、教育、文化の充実と発展に力を尽くすべく、2005 年 4 月学長直轄の社会連携推進本部を設立した。その結果、従来先端科学技術推進機構の中に置かれていた「産学連携センター」が改組・拡充されて「産学官連携・知財センター」を開設し「知識を行動に、社会から見える大学であり続ける」をコンセプトに活動している。

2005 年度当センターでは、従来からの産学連携活動を継承するとともに、産学連携、利益相反ポリシーや知的財産ポリシーを明確に掲げ、そのもとに新組織発足に伴う各種制度の検討・見直しによる、産学官連携及び知的財産活動の戦略的展開を図っている。

【主な産学官連携活動】(2006 年度)

○関西大学連続セミナー「ものづくりの基盤技術－ニーズに答える材料開発－」

クリエイション・コア東大阪

後援：関西大学　科学技術振興会

1) 鉛フリー銅合金の開発」－RoHS（特定有害物質規制）指令に対応して－

ア）消失模型による鋳造プロセス

イ）硫化物を分散させた鉛フリー青銅の開発

2) テーラーメイド材料開発」－金属粉末射出成形の高精度化を目指して－

ア）材料設計の基礎

3) 材料の表面改質技術の開発－より優れたパフォーマンスの実現に向けて－

ア）ステンレス鋼の表面改質

イ）プラズマ窒化、拡散浸炭処理

ウ）耐食性評価

○関西大学と大阪府東部地域中小企業との意見交換会　クリエイション・コア東大阪

1) 関西大学における材料分野の研究①

ア）鉛フリー青銅・黄銅、イ）溶射・複合溶射、ウ）プラズマ窒化処理・拡散浸透処理

エ）耐食性評価、オ）球状金属粉末

2) 関西大学における材料分野の研究②

ア）制御器の自動構成、イ）磁気浮上応用システム、ウ）ロボットのセンサ制御・高速高精度制御、エ）電磁界シミュレーション法、オ）ホログラフィ

3）関西大学における材料分野の研究③

ア）ウェットバイオマス廃棄物の資源化、イ）アルミドロスなど金属系廃棄物による機能性材料の創製、ウ）ホタテ貝殻からのカルシウム塩結晶化抑制物質の精製、エ）電気二重層キャパシタの高性能化、オ）環境化学物質の高感度定量分析、

4）関西大学における材料分野の研究④

ア）生産現場に密着した高精度・高能率な加工技術（エレクトロニクス・オプティクス製品のマイクロ加工、研磨加工技術、低環境負荷型加工技術、精密金型の高精度・高濃度加工）

○八尾ものづくりイブニングセミナー　展開編　　八尾市文化会館（プリズムホール）

共催　八尾市産業振興課、関西大学　科学技術振興会

1）「DLC コーティング」フォローアップフォーラム（第 1 回）

ア）プロセスプラズマの基礎

イ）「DLC／物質・機能・成膜・技術研究会」の活動について

2）「DLC コーティング」フォローアップフォーラム（第 2 回）

ア）「DLC／物質・機能・成膜・技術研究会」の活動について

イ）「DLC 膜コーティング高分子絶縁物の電気特性」

○八尾バリテク研究会　第 2 期

共催　八尾市中小企業サポートセンター

1）バリ対策をめぐる意見交換　（有）藤原電子工業を中心に　　大正コミュニティーセンター

2）バリ対策をめぐる意見交換　大幸精機を中心に　　八尾パーキングプラザ内コミュニテホー

3）バリ対策をめぐる意見交換　（株）ミナミダを中心に　　株式会社ミナミダ

4）各チームからの進捗報告及び全体討議　　八尾市文化会館（プリズムホール）

5）金属成形品のバリ取り表面仕上げ加工について　　八尾市文化会館（プリズムホール）

6）研修会（新東ブレーター・名古屋工業大訪問）

○高槻市　平成 18 年度「大学交流センター事業」

1）大学発実践 IT ベンチャー・セミナー　　高槻商工会議所

ベンチャー企業「関西総合情報研究所」のあれこれ―産学官連携から生まれた研究成果―

高槻市立総合市民交流センター

2）関西私立大学　産学連携技術セミナー2006

神戸商工会議所、関西大学、関西学院大学、甲南大学、龍谷大学

ア）『色合い』を数値計測　　神戸商工会議所

○はりま産学交流会　11 月例会（関西大学・研究発表会）　　姫路商工会議所他

はりま産学交流会

1）リスクマネージメントー技術における安全と第 3 者検査の思想ー

●不凍タンパク質含有大根葉エキスー産学官連携の事例ー

2）ものづくりを支える要素技術（1）

●寿命診断技術ーダイヤモンド切削工具の寿命

3）ものづくりを支える要素技術（2）

●絶縁技術ー電力ケーブル内に発生する電機トリー・水トリー

4）ものづくりを支える要素技術（3）

●混合技術ー機械的せん断方法による乳化メカニズム

5）資源の有効活用の新たな展開（1）

●バイオマスの炭化・ガス化

6）資源の有効活用の新たな展開（2）

●ホタテ貝由来カルシウム塩結晶化抑制物質

7）資源の有効活用の新たな展開（3）

●次世代石油代替燃焼 DME（ジメチルエーテル）の低 NOx 燃焼

○第 22 回産学連携マッチング交流会　学術フロンティア・センター

（流体工学とバイオメカニクス（生物力学／生物工学／生体力学））

社団法人　京都工業会

1）ア）噴霧法による模擬／人工赤血球用高分子ゲル微粒子の作製

イ）血管内の血流を測る局所血流測定システム

○産学官連携推進大会 2007in 北大阪　ヒルトンホテル大阪

独立行政法人中小企業基盤整備機構近畿支部他

1）ルート検索可能な Web 版福祉マップ

2）昼光と人工照明の併用時の環境評価

3）ヒトとの運動と力制御のメカニズムを応用した認証システム

○第 3 回　豊中ものづくりフォーラム　豊中商工会議所

豊中市　豊中商工会議所

1）時代が求める機械加工技術のポイント―バリ取り・エッジ仕上げ技術を中心に―

○関西大学　大学技術セミナー　大田区産業プラザ（Pio）

財団法人大田区産業振興協会

1）新時代のバリ取り・エッジ仕上げ技術

○関西創業サポートセンター「公開講座（技術講演会）」　関西創業サポートセンター研修室

関西創業サポートセンター

1）「食品廃棄物から新エネルギーを生み出す～未利用資源のバイオマス化」

○課題解決型イブニングセミナー（先端建設技術実用化研究会）　学術フロンティア・センター

関西大学　科学技術振興会

1）橋梁など鋼板プレストレス工法

2）骨材品質によるコンクリートの性能評価法

3）土木用繊維（ジオテキスタイル）による斜面の補強土工法

4）管理会計手法を用いたアセットマネージメント

5）鶴田浩章助教授と提案課題について質疑応答後、次年度の研究課題について検討

6）西形達明助教授と提案課題について質疑応答後、次年度の研究課題について検討

7）坂野昌弘教授と提案課題について質疑応答後、次年度の研究課題について検討

○第 4 回　新都市社会技術セミナー　建設交流館　グリーンホール

新都市社会技術融合創造研究会他

1）鋼橋の疲労亀裂進展シミュレーション手法の開発とその維持管理への応用に関する研究

○関西大学科学技術振興会　研究会　学術フロンティア・センター

5）会場のみ　タイ国　チュラロンコーン大学石油化学工学科　講堂

関西大学科学技術振興会

1）マーケティング経営“地廃地環”

2）ナノキトサン繊維の開発

3）微細、微小、超精密加工技術

4）機能性 DLC 膜を有する低摩耗性人工関節の開発

5）MIM プロセスの現状と課題、MIM プロセスの課題、タピオカ澱粉の産生とその特性、MIM プロセスのバインダーとしての澱粉
6）橋梁など鋼板プレストレス工法の開発、高速道路における鋼床版の疲労損傷と要因分析
7）経済産業省「中小企業ものづくり基盤技術の高度化に関する法律」に基づく特定研究開発計画の認定企業 3 社（①大阪冶金興業株式会社②株式会社棚澤八光社③株式会社ライトニックス）の紹介
8）技術紹介「スギノマシンの商品・技術開発について」
9）第 11 回先端科学技術シンポジウム　100 周年記念会館
ア）1 分子ナノバイオサイエンスーノイズを利用する生物機械ー
イ）医療技術産業戦略コンソーシアムによる医療機器研究開発の推進
ウ）産学官連携シンポジウム「関西大学ものづくり基盤技術を考えるシンポジウム」
10）町工場・技術紹介所
ア）ルート検索可能な Web 版福祉マップの展開
イ）最近の産学連携の取組

【点検・評価】

近年発明届が増加傾向にある中、その承継の可否を審査する発明委員会での審議の遅延化が生じることがあった。そこで関西大学の知的財産活動をより活性化し、質的向上をも図るために、発明委員会の運営、審査方法を含めた体制の再構築に関する提案を行い、審査の迅速化をはかる方向で見直し案を作成した。また出願特許の審査請求基準の確立や職務発明の明確化、学生の取扱いや補償金制度の見直しについて早急に検討するべく資料調査を添付した。2007 年発明規程に課題改善内容を盛り込んだ改正案を提示し、学内手続きに入った。

なお、今後の課題として、異議申立制度の整備、企業との共同出願の場合への対応についても思慮しなければならない。このような社会情勢の変化を見据えつつ発明規程を見直し、加えて研究倫理についても啓蒙を継続し産学官連携及び知的財産活動の戦略的展開を図る。

11　学生生活

(1) 学生への経済的支援

ア　奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性

学生に対する経済的支援策として、本学は奨学金制度をはじめとして種々の施策を行い、学生へのサービス水準の向上を図っている。

経済的支援を主とする奨学金を列挙すると、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、大学独自の奨学金制度として関西大学奨学金、関西大学入学時貸与奨学金及びフレックスコース給付奨学金があり、その他に地方自治体や民間の財団の奨学金事業もある。また、関西大学短期貸付金制度や外国人留学生に対する奨学金制度など多彩なメニューがある。

（ア）学生への経済的支援

a　日本学生支援機構奨学金（第一種・第二種）の採用状況

日本学生支援機構奨学金は、経済的理由により修学に困難であり、かつ優れた学生に対し、学資金の貸与その他必要な援助を行うことを目的としており、本学においても他大学同様、学生への経済的支援の最重点事業と位置付けている。

【現状の説明】

2006 年度の日本学生支援機構奨学金の採用者数は、学部では、第一種が 359 名、第二種が 877 名であった。全奨学生数は 7,255 名で大学全体（26,099 名）の 27.8%となっている。

大学院では、第一種 236 名、第二種 153 名であった。（うち、法務研究科（法科大学院）では、第一種 32 名、第二種 54 名）全奨学生数は 774 名で大学院在籍者（1,975 名）の 39.2%となっている。

【長所】

日本学生支援機構奨学金は一度採用されると、年に 1 回のインターネットを通じた簡易な継続手続きによって、最短修業年限の間は奨学金貸与継続が可能であり、また毎月奨学金が振り込まれるという点において学生の利便性は高い。

大学院生も、簡易な継続手続きによる最短修業年限までの奨学金貸与、毎月の奨学金の振込による利便性は学部生と同様であるが、大学院第一種奨学金はこれに加えて、在学中に特に優れた業績を挙げた者への返還免除の制度がある。

【問題点】

奨学金出願者の提出書類について、収入の種類によって出願者が本学へ提出する書類が異なるため、学生へ配付する募集要項は複雑にならざるを得ず、公平性を重視するうえで所得認定の事務作業も非常に複雑になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、日本学生支援機構との懇談等の機会を利用して、推薦枠内示数の増加を求めていく必要がある。

出願者から寄せられる質問事項や願書記入において誤りが多い点などを分析して、募集要項の改善及び事務の簡素化を図る必要がある。

b　関西大学奨学金（在学・入学時）の採用状況

関西大学奨学金及び関西大学入学時貸与奨学金は、日本学生支援機構奨学金と同様の目的で運用する本学独自の貸与奨学金制度であり、毎学期（2007 年度からは毎年）出願する点が異なる。

また、2007 年度入学生からは、規程改正により定期採用の対象者を大学院生を除く学部生のみとし、貸与額は、文系学部 19 万円、総合情報学部 26 万円、工学部 29 万円を各学部における 1 学期分の授業料、教育充実費及び実験実習料の合計相当額に増額したうえで、募集時期を 4 月及び 9 月の年 2 回から 9 月のみの年 1 回へと変更した。

【現状の説明】

2006 年度の奨学生採用者数は、学部では、在学時が 792 名、入学時が 364 名、大学院における採用者数は、在学時が 54 名、入学時が 10 名となっている。

【長所】

日本学生支援機構の貸与奨学金が、毎月振り込みであるのに対し、関西大学奨学金は、貸与額総額を採用後 1 回の振り込みとしていることから、学資金を用意することが困難な場合には、有効な奨学金であると言える。

【問題点】

本学独自の貸与奨学金制度であることから、返還滞納者へいかに対応し、回収率を維持するかが従来からの悩ましい問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

奨学生及び連帯保証人の連絡先が不明となった者を含め、返還滞納となった場合の対応について、総務課法務室との連携や法的手続きの着手時期及び方法といった一連のスキームを構築する必要がある。

ｃ　関西大学フレックスコース給付奨学金の採用状況

関西大学フレックスコース給付奨学金は、昼夜開講制の導入に伴う学費改定によって勤労学生の修学条件が大幅に変更されることにより、関西大学の基本理念の一つである「開かれた大学」の一環として、人物・学業ともに優れ、かつ、経済的理由によって修学が困難である勤労学生の修学を支援するために、2003 年度に新設された。

【現状の説明】

奨学生の採用者数は、2006 年度 43 名、2007 年度 28 名である。フレックスコースは、学部単位で経年的に廃止され、2007 年度からは全学部において廃止された。このため、同奨学金制度も現在在学する上位年次生のみが対象となり、年々縮小することとなる。

【長所】

勤労学生にとって、学費負担の支援となる効果的な給付奨学金制度である。

【問題点】

フレックスコース廃止に伴い、この奨学金制度も学年進行により縮小し、廃止に至る。

今後も勤労学生をはじめとする一定の就労を要する者が入学することが考えられるが、現時点ではこれらの学生を対象とする給付奨学金制度はない。

この点において、本学の経済支援を目的とする給付奨学金制度は、一部後退すると言わざるを得ない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

これらの学生に対する経済的支援は、日本学生支援機構及び関西大学奨学金並びに次項に掲載する地方自治体・財団・冠奨学金などの給付奨学金でカバーすることとなる。

ｄ　地方自治体・財団・冠奨学金の採用状況

多くの地方自治体や民間の財団が実施している奨学事業に対しては、書類審査を経て、その合格者全員を面接して、慎重審議のうえ推薦者を決定している。冠奨学金とは、本学に基金をお寄せいただいた赤井奨学基金、柳楽奨学基金、久井奨学基金、野田奨学基金及び教育振興植田基金（2007 年度以降）による奨学金をいい、現在、年額 24 万円を給付している。

【現状の説明】

2006 年度の給付奨学生の採用者数は、学部では 51 名、大学院では 11 名となっている。

【長所】

地方自治体・財団の奨学生は、伸び悩んでいるが、本学の基金による冠奨学金については、2006 年度に野田奨学基金及び教育振興植田基金において寄付金による基金の積み増しが行われ、基金の運用から生じる果実の年度配分額が増額することが期待できる。

【問題点】

学生センターとしては、できるだけ多くの学生がこれらの奨学生に採用されるように懸命の努力を続けているが、地方自治体は予算の逼迫から、民間の財団は低金利に由来する財産運用果実の減少から、それらの採用計画が減退している状況である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

地方自治体・財団等奨学金を拡充するため、各種団体に対し奨学生枠の増に係る活動を展開する必要があると思われる。

e　日本学生支援機構奨学金（緊急・応急）・関西大学奨学金（応急）・関西大学第 5 種（家計急変者）給付奨学金の採用状況

日本学生支援機構奨学金及び関西大学奨学金には、家計支持者の死亡や災害による被災などで家計が急変したときに対応するための緊急・応急奨学金制度がある。最近は、家計支持者の勤務先の倒産やリストラなどの理由でこの緊急・応急制度を出願するケースが多い。

また、2007 年度からは、天災により家計が急変した学生への修学援助奨学金制度として、関西大学第 5 種給付奨学金を新設した。

以下、日本学生支援機構緊急貸与奨学金（第一種）を日学緊急、日本学生支援機構応急貸与奨学金（第二種）を日学応急、関西大学奨学金（応急）を関奨応急、関西大学第 5 種（家計急変者）給付奨学金を第 5 種給付奨学金という。

【現状の説明】

2006 年度の奨学生採用者数は、学部では、日学緊急で 12 名、日学応急で 4 名、関奨応急で 4 名、大学院では、日学緊急で 1 名、日学応急で 1 名、法科大学院生の日学緊急で 1 名、会計専門職大学院生の日学応急で 1 名となっている。

また、第 5 種給付奨学金の 2007 年度採用者数は、2006 年 7 月 22 日の鹿児島県における大雨災害による家屋の半壊による家計急変者 1 名のほか、新潟県中越沖地震など災害救助法又は天災融資法が適用された地域に居住する世帯の在学生に対して継続して出願募集を行っている。

【長所】

日学緊急、日学応急及び関奨応急は、学生から奨学金出願の申出があった後、最短約 1 ヶ月で採用できる。定期募集が、出願から採用までに約 4 ヶ月かかることを考慮すれば、家計急変者に対して非常に利便性が高いといえる。

また、第 5 種給付奨学金は、給付事由が発生した日から 1 年を超えない期間内に出願できる制度であることから、災害後の混乱期を経過しても余裕をもって出願できる点で利便性が高いといえる。

【問題点】

日学緊急、日学応急及び関奨応急は、家庭によって生活水準が異なるため、家計の困窮度・緊急性の判定が非常に困難である。また家計の困窮度・緊急性が非常に高いと判断できる場合であっても、学業成績の基準を満たしていない場合には、当該学生を奨学生として採用できないという現状がある。

また、第 5 種給付奨学金は、給付事由を地震、台風等の災害による家計急変に限定しており、圧倒的に多いと考えられる家計支持者の勤務先の倒産やリストラなどによる家計急変は給付事由とはならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

日学緊急、日学応急では、家計の困窮度・緊急性が非常に高いが、学業成績の基準を満たしていないことにより奨学生として採用できない学生に対して、関奨応急で選考基準を緩和するなどして対応する必要がある。

また、第 5 種給付奨学金は、災害以外の家計急変に係る判定基準及び選考方法を策定のうえ、基金の拡充を図り給付事由を拡大することも考えられる。

f　関西大学短期貸付金の採用状況

関西大学短期貸付金制度は、例えば下宿している学生が病気やけがに対する医療費や帰郷費用が急に必要になったりしたときに、無保証かつ無利子で5万円までを貸し付ける制度である。学生証と印鑑を持参して窓口に来れば、事情により直ちに現金を貸し付け、割賦により返済する仕組みである。

【現状の説明】

2006年度の短期貸付金の貸与者数は、学部では56名、大学院では1名となっている。

【長所】

学生の善意を期待した制度であり、概ね順調に運用されていると思われる。

【問題点】

完済せずに、卒業、退学または除籍となり、連絡不能となるケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この貸付制度は、急な資金需要に応えることが第一義的目的であるため、貸付時に連帯保証人を立てることや住民票など住所変更時に追跡調査できる資料を入手することは困難である。このため、貸付金の返還計画期日に納入しない学生は、その時点で連絡を取り来課させ、現在の状況と今後の返還計画をヒアリングするなど現実的かつ地道な運用を行う必要がある。

g　外国人留学生に対する奨学金の状況

2007年5月1日現在、関西大学には473名の留学生が在籍している。その内訳は、学部・大学院私費留学生407名、大学院生を含む国費留学生11名、協定大学からの交換受け入れ留学生41名、大学院外国人研究生14名である。473名という数は、全学生総数の約1.6%に相当している。

【現状の説明】

本学では、国際交流に要する資金は「国際交流助成基金」の運用果実から支弁されている。

このうち、留学生用の独自の奨学金として、「第3種奨学金」を設けている。20名を対象とし、月額3万円を1年間に限り支給している。本学の留学生であることが条件となっているので、在留資格が「留学」でなくてもよい。

この奨学金は、成績が良好で推薦順位上位に位置づけられて外部の奨学団体に推薦されながらも、外部奨学金を受給することが出来なかった学生を救済することを目的にしている。本学の推薦による外部奨学金については、2005年度は120名で、奨学金申請登録を行った者の37.9%が受給されたが、2006年度は127名で40.8%であった。

また、授業料減免は、留学生に対する一種の「奨学金」とも解することができる。本学では、授業料減免事業（30%の減免）を奨学金事業と同等の重要な事業と位置づけ、1987年度からこれを実施している。この授業料減免援助について、2006年度は、341名に対して、授業料の30%の減免を行い、これに対して、国から減免援助に要した必要経費の34.0%の補助を受けた。以前はその大部分を国からの「政府開発援助外国人留学生修学援助費補助金」で賄うことができたが、国からの支給率の激減に伴って、大学の負担が増加している。

【長所】

第3種奨学金は、外部奨学金受給率が高くない昨今、存在意義が非常に大きくなっている。

なお、可能な限り多くの留学生に機会を与えようとの趣旨から、従来5万円・1年間を10名採用していたが、2002年度から、月額3万円・1年間を20名採用することになった。

【問題点】

授業料減免事業は、私費留学生にとっては非常に有用な事業である。しかし、現行の枠組みのままで本事業を継続するとなると、留学生の増加に比例して莫大な経費が必要となり、近い将来、授業料減免制度自体を維持できなくなることは必至である。

【点検・評価】

ア　経済支援目的の奨学金等について

経済的支援を目的とする奨学金は、日本学生支援機構奨学金及び関西大学奨学金の二つの貸与奨学金がメインであり、外国人留学生を除く学生対象の給付奨学金制度は、次項の育英型給付奨学金制度に軸足を移しつつある。

日本学生支援機構奨学金及び関西大学奨学金における出願者の採用状況は、上述のとおりであるが、2006年度実績では、学部の出願者計2,092名に対し、学業成績や家計状況などの条件を満たす適格者が1,999名、このうち最終的に採用となった者が1,741名、不採用となった者が258名である。大学院は、出願者計506名に対し、適格者が467名、このうち最終的に採用となった者が347名、不採用となった者が120名である。これら不採用者は、学内給付奨学金も含め、大学から何ら経済的支援を受けていない可能性が高く、国民金融公庫などの公的金融機関や自己のアルバイト収入などで学資金を捻出しているものと考えられる。

限られた財源の中で、奨学金出願者全員を採用することはできないが、私立大学といえども、高等教育の機会均等に寄与するために、継続して最大限の努力を行うべきであり、その意味からも中期行動計画に掲げる「奨学金制度の整備・充実」を具体的な検討を経て、企画立案する必要がある。

イ　奨学金その他学生への育英的支援を図るための措置の有効性、適切性

学生に対する経済的支援策としての奨学金制度のほか、本学では学業成績優秀など建学の理念・目標を経済的に担保するための育英型奨学金制度を展開している。その主なものは、学業人物ともに優秀で、修学に熱意のある者を対象とした関西大学学部給付奨学金、関西大学大学院給付奨学金、大学院における、高度の研究能力と豊かな学識を有する研究者養成を目的とした関西大学大学院特別給付奨学金である。

なお、2007年度入学生からは、これらの奨学金制度を学部・大学院給付奨学金制度として、「第1種（学部入学試験成績優秀特別）給付奨学金」（以下「第1種給付奨学金」という。）、「第2種（大学院入学試験成績優秀特別）給付奨学金」（以下「第2種給付奨学金」という。）、「第3種（学部成績優秀者）給付奨学金」（以下「第3種給付奨学金」という。）、「第4種（大学院成績優秀者）給付奨学金」（以下「第4種給付奨学金」という。）及び第5種給付奨学金に再編統合し、第1種給付奨学金及び第2種給付奨学金は、それぞれ学部・大学院入学試験成績が特別優秀であった者、第3種給付奨学金及び第4種給付奨学金は、それぞれ学部・大学院において学業成績が特別優秀であって、経済的理由により修学困難な者を対象として運用している。

このほか、関西大学スポーツ振興給付奨学金や専門職大学院生対象の給付奨学金などの制度がある。

（ア）学生への育英的支援

a　関西大学学部給付奨学金の採用状況

関西大学学部給付奨学金は、学業人物ともに優秀で、修学に熱意のある者に対し、奨学金を給付することにより、有為な人材を育成することを目的として2001年度から始まった奨学金である。

入学試験における成績優秀者を対象として、新入生には授業料、教育充実費及び実験実習料の初学期分を給付し、さらに2年次生以上は、入学後の学業成績優秀者に1学期の授業料の半額を給付するもので、給付期間はいずれも1年間である。

2007年度入学生からは、この奨学金制度を再編した、第1種給付奨学金・第3種給付奨学金制度が適用されるため、2006年度以前入学生の学年進行とともに縮小することとなる。

【現状の説明】

給付奨学生の採用者数は、全年次で2006年度765名、2007年度565名となっている。

b　関西大学第1種給付奨学金・第3種給付奨学金の採用状況

第1種給付奨学金及び第3種給付奨学金は、有為な人材の育成を目的に、第1種給付奨学金は、入学試験の成績が特に優秀な学部学生に対し、原則、最短修業年限の間継続して年額の授業料相当額を給付、第3種

給付奨学金は、学部学生のうち 1 年次生は入学試験成績が特に優秀な者に対し、2 年次生以上は学業成績が特に優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対し、1 年間に限り年額の授業料の半額相当を給付する奨学金制度である。

【現状の説明】

運用初年度となる 2007 年度の給付奨学生の採用者数は、第 1 種給付奨学金が 11 名、第 3 種給付奨学金が 253 名となっている。

【長所】

この奨学金制度は、特に入学試験成績優秀者を確保するうえで有効であり、初年度の 2007 年度は一定の成果をあげたといえよう。

【問題点】

第 1 種給付奨学金については、卒業まで学業に専念することができること、学業面において他の学生の規範たる行動を継続できることが重要であり、単に奨学金を給付するだけではなく、継続して奨学生のキャンパスライフを見守る必要がある。

また、第 3 種給付奨学金は、「学業成績が特に優秀で、かつ、経済的理由により修学が困難な者」を対象としているため、成績と家計状況の兼ね合いなど、納得性を得られる選考基準を整備する必要がある。

さらに、すべての学生に新制度が適用される完成年度までは、新旧両制度を運用することとなるが、制度の変更内容は、現時点では学生及び教職員に適性に認識されていないケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度は本制度導入 2 年目となる。第 1 種給付奨学生については、初めての学業成績による継続審査を行うこととなり、各学部の特性を活かしながら公平性を保証していく。第 3 種給付奨学金は、2 年次生の奨学生を採用する具体的な手続き方法を確立し、今後、奨学金案内用の冊子記載方法の改善や周知方法を工夫するなど、運用上の更なる工夫が必要である。

c　関西大学スポーツ振興給付奨学金の採用状況

学生のスポーツ競技力の向上と学業の両立を促し、本学のスポーツ活動の振興を図ることを目的として、2003 年度に新設された。大学院、大学、高等学校及び中学校において、スポーツ活動の面で卓越した成果をあげ、人物としても優れた者を対象としている。

なお、2007 年度からは、同制度の名称を「スポーツ振興奨学・奨励金」に改正し、団体競技に対する支給を可能とした。

ただし、給付額については、大学院・学部学生 50 万円、高校生 30 万円、中学生 20 万円であったものをそれぞれ上限 30 万円、20 万円、10 万円に減額し、団体は 100 万円を上限とした。

【現状の説明】

奨学生採用者数は、2006 年度 26 名、2007 年度 52 名（団体 1 件を含む）となっている。

【長所】

スポーツに強い関西大学のスローガンのもと、具体的成果を挙げるべくスポーツ活動に取り組む者及び団体を奨励するものであり、モチベーション維持に、また活動費用の一助として、一定の効果を発揮している。

【問題点】

この奨学金は、スポーツ振興基金の運用から生じる果実をもって充てるものであるため、予算に限りもあり、結果的に世界大会などへの出場や全国大会での優勝など応募資格が極めて限定される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この奨学金制度とは別に、スポーツフロンティア入試合格者に対する奨学金制度を導入するなどスポーツに強い関西大学を確立するための環境整備が必要である。

（イ）大学院学生への育英的支援

a　関西大学大学院給付奨学金・特別給付奨学金の採用状況

関西大学大学院給付奨学金は、本学学部又は大学院博士課程前期課程を卒業又は修了した者で、学業人物ともに優秀で、学問研究に熱意のある者に対し、学費（授業料、教育充実費、実験実習料の合計）の半額相当額を給付する。関西大学大学院特別給付奨学金は、本学大学院博士課程前期課程を修了した者で、高度の研究能力と豊かな学識を有する研究者を養成することを目的として、学費（授業料、教育充実費、実験実習料の合計）と 100 万円の合計額を給付する。

2007 年度入学生からは、この奨学金制度を再編した、第 2 種給付奨学金・第 4 種給付奨学金制度が適用されるため、2006 年度以前入学生の学年進行とともに縮小することとなる。

【現状の説明】

奨学生の採用者数は、2006 年度 398 名、2007 年度 207 名となっている。

b　教育助成基金給付奨学金の採用状況

学校法人関西大学が研究及び教育の振興を図るため、創立 100 周年を記念して設置した基金事業の一つである。教育助成基金による給付奨学金の給付額及び給付期間は、博士課程前期課程が年額 24 万円で 2 年間継続、博士課程後期課程が年額 36 万円で 3 年間継続である。

2007 年度入学生からは、規程改正により、従来の助成対象である「研究能力が優れ、学業成績が優秀である」ことに加え、「経済的理由により修学が困難な」大学院生とした。また、いずれの課程も給付額を授業料年額の半額相当額とし、給付期間は 1 年間とした。

この結果、次項に記載する第 4 種給付奨学金と助成対象、給付額及び給付期間が同様となった。

【現状の説明】

奨学生の採用者数は、2006 年度 56 名、2007 年度 47 名となっている。

【長所】

新入生は、入学試験成績優秀者を対象としているため、優秀な学生の確保という観点から一定の効果を発揮している。

【問題点】

従来、博士課程前期課程が 2 年間、博士課程後期課程が 3 年間、継続して採用する制度であったため、上位年次の一般学生が奨学生となる機会がなかった。しかし、給付期間を 1 年間としたことから、今後は奨学生となる機会が増えたことは、改善点といえよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2007 年度から第 4 種給付奨学金との合同運用を行っている。

基金の運用果実という制約もあり、採用人数は、各研究科、各課程で 1 名ずつとしたが、このことにより、今後、基金の運用果実の配分額が少しずつ残余することが想定される。このため、採用人数に係る新たなルールを策定する必要があると思われる。

c　関西大学第 2 種給付奨学金・第 4 種給付奨学金の採用状況

2007 年度入学生からは、新たに第 2 種給付奨学金及び第 4 種給付奨学金制度を設けた。

これらの奨学金制度は、高度の研究能力及び豊かな学識を有する研究者の養成を目的として、第 2 種給付奨学金は、大学院入学試験の成績が特に優秀な者に対し、原則として最短修業年限の間継続して授業料相当額を給付し、第 4 種給付奨学金は、学業成績が優秀であり、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対し、授業料半額相当額を 1 年間給付する。

【現状の説明】

2007 年度奨学生の採用者数は、第 2 種給付奨学金 36 名、第 4 種給付奨学金 185 名となっている。

【長所】

これらの奨学金制度は、学部学生対象の第 1 種給付奨学金及び第 3 種給付奨学金と同様、特に入学試験成

績優秀者を確保するうえで有効であり、初年度の 2007 年度は一定の成果をあげたといえよう。

【問題点】

すべての学生に新制度が適用される完成年度までは、新旧両制度を運用することとなるが、制度の変更内容は、現時点では学生及び教職員に適性に認識されていないケースがある。

特に、第 4 種給付奨学金は、学部 3 年次の成績優秀者を対象とした「早期採用」枠を設けるなど複雑な運用ルールを採用していることが影響している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

効果的な奨学金制度の運用方法を推進する結果、ともすれば学生はもちろん、教職員にも制度を正しく理解してもらうことが難しくなるという側面がある。このため、周知方法及びタイミングなど、運用上の更なる工夫が必要である。

ｄ　関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金の採用状況

関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金は、同研究科に在学する学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、豊かな学識を有する法曹を養成することを目的として、同研究科の設置初年度である 2004 年度から運用を開始した。給付額は、学費（授業料と教育充実費の合計）の全額又は半額である。この他、同研究科では教育ローン制度があり、大手金融機関と提携し、関西大学が連帯保証をすることにより、担保や保証人なしで学費相当額を融資する制度で低利率融資となっている。

【現状の説明】

奨学生の採用者数は、2006 年度 40 名、2007 年度 36 名となっている。

【長所】

学費全額又は半額を、法学未修者コースは、最長 3 年、法学既修者コースは、最長 2 年給付する制度であるため、大学院学生対象の第 2 種給付奨学金及び第 4 種給付奨学金と同様、特に入学試験成績優秀者を確保するうえで有効であるといえる。

【問題点】

奨学生が必ずしも司法試験に合格するとは限らないのは自明の理であるが、この奨学金制度の目的が「法曹養成」である以上、奨学生ではない学生とのバランスを勘案して、奨学生には何らかの成果を求める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

奨学金受給者と司法試験合格者との関連を検証し、例えば奨学金の交付方法について、最初は「貸与」で交付し、司法試験に合格すれば返還免除を行い、合格しなければ一定期間を経て返還を求めるなど運用方法を見直すことも考えられる。

ｅ　会計研究科（専門職大学院）給付奨学金の採用状況

関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金は、同研究科に在学する学生のうち、学業人物ともに優秀な者に対し、奨学金を給付することにより、高度な会計専門職業人を養成することを目的として、同研究科の設置初年度である 2006 年度から運用を開始した。給付額は、1 学期分の授業料及び教育充実費の合計額又は合計額の 2 分の 1 相当額である。

【現状の説明】

奨学生採用者数は、2006 年度 16 名、2007 年度 32 名となっている。

【長所】

毎学期審査選考が行われるため、初学期で奨学生とならなかった者にも採用の機会がある。

【問題点】

「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金」と同様、この奨学金制度の目的が「専門職業人養成」である以上、奨学生ではない学生とのバランスを勘案して、奨学生には何らかの成果を求める必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）給付奨学金」と同様、奨学金受給者と公認会計士試験合格者との関連を検証し、奨学金の交付方法などの運用方法を見直すことも考えられる。

【点検・評価】

育英目的の奨学金等について

育英的支援を目的とする奨学金には、入試成績、学業成績、スポーツ活動の優秀者を対象とするものや、専門職大学院における高度職業人の養成を目的とするものなどがある。

奨学金により、特定分野に秀でた者のモチベーションを維持することが期待されるが、すべからく過去または現時点での成績等をもって奨学生を採用するシステムであるため、奨学金交付後の学生の活躍は必ずしも保証されるものではない。

今後の学生生活において、資格取得や学術活動などの明確な目標を持ち、そのための努力や活動を支援するための奨学金制度を構築することが望まれる。

そのためには、学内の各部門で実施されるさまざまな教育事業に奨学金制度を組み込むなど学内連携の方策も検討する必要がある。

ウ　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性

（ア）各種奨学金の案内文書の状況

【現状の説明】

本学では、各種奨学金の周知は、掲示板、学生センターウエブサイト、インフォメーションシステムへの掲示のほか、奨学金制度を一覧化し、各奨学金の募集・出願・採用・交付のスケジュールを記載したパンフレットを作成して、学生生活課窓口にて自由に入手できるようにしている。

また、各種奨学金出願に係る詳細な情報は、別途、奨学金案内の冊子を希望者に配付する方法によって周知している。

なお、入学試験合格者には入学金（入学登録金）納入後に全員を対象として奨学金の案内（出願書類）を送付し、経済的な計画について事前の検討をしやすくしている。

【長所】

奨学金毎に詳細な募集要項を作成し、学生自らが出願資格があるのかどうか混同しないように工夫している。

【問題点】

奨学金に関する事項は、金銭の貸借や授受が伴うものであるので、公平かつ公正な取扱いが求められることはいうまでもない。このため、奨学金関係の手続きは煩雑であり、説明文書は学生にとっては複雑なものとなってしまう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

所得関係の書類については保護者が用意することが多いと思われるので、従来からの改良点として、提出すべき書類についてチェックリストをつけて、わかり易くなるように工夫を行ったが、一目瞭然となるまでには、もうひと工夫を要すると思われる。

（イ）ホームページによる案内の状況

【現状の説明】

従来からの、掲示板への掲示のほか、近年のインターネットの広範な普及により、各種奨学金の比較的複雑な情報を学生センターウエブサイト及び学内教職員及び学生のネットワークである「インフォメーションシステム」に掲載している。

【長所】

携帯端末等を所持している学生増加に伴い、学生センターウエブサイトやインフォメーションシステム上

に必要な情報をアップするだけで、全学生に即時、簡易に情報を提供できる点において有効である。

【問題点】

インフォメーションシステムの個人宛メール配信機能により、より確実な情報提供が可能になったが、メールアドレスの登録は学生本人の任意処理であるため、全学生には浸透していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

奨学生本採用説明会等で、インフォメーションシステムにおけるメールアドレスの登録を学生に指導するなど、学生へ広く周知していく必要がある。

【点検・評価】

情報提供の状況について

学生への情報提供は、①掲示板への掲示、②学生センターウエブサイト、③インフォメーションシステムの三つのツールをミックスすることにより、従来より多くの情報量を提供できるようになっている。

特にインフォメーションシステムにおいては、学生本人のメールアドレス登録により本人が意識せずとも情報を手元に届けることができるようになった。

今後は、双方向性機能の拡充により、提供した情報に対して学生側からの回答や第一次手続きが可能となるよう、全学トータルシステムの構築を念頭においたシステム開発を行うことを検討している。

エ　奨学金委員会の開催状況

学生への経済的支援となる日本学生支援機構奨学金や本学独自の奨学金に係る奨学金委員会は、現在「奨学金委員会」「日本学生支援機構関西大学委員部」「日本学生支援機構関西大学大学院委員部」及び日本学生支援機構大学院第一種奨学金返還免除候補者選考に係る「学内選考委員会」がある。

また、学生への育英的支援となる本学独自の奨学金に係る奨学金委員会は、現在「学部・大学院給付奨学金委員会」「学部給付奨学金委員会」「学部給付奨学金小委員会」「大学院給付奨学金委員会」「教育助成基金助成委員会」「大学院法務研究科給付奨学金委員会」「大学院会計研究科給付奨学金委員会」「大学院給付奨学金小委員会」がある。

【現状の説明】

各委員会は、次年度の運用方針や事務手続きなどの変更点の確認了承、奨学生の選考採用などを主な議題として定期的に行っている。

【長所】

各奨学金規程等においては、奨学金委員会を組織し、学生センター関係者以外に各学部や各研究科からの委員が出席する委員会によって最終決定を行うことと定めている。

奨学金は、役務等の対価とはならない支出であるため、奨学生選考などのプロセスにおいては、恣意性を排除し、公平性を担保することが強く求められる。このため、学生を擁する教学部門すべてから委員を選出し、複数回に亘り委員会を開催しており、内部統制機能は十分発揮されている。

【問題点】

奨学金制度の多様化（新・旧制度の平行運用を含む。）に伴い、奨学金委員会も複数存在し、構成員がばらつくことなどから、奨学金制度全般事項に係る審議機会の創出や委員会運営自体の困難さが課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

すべての奨学金制度についてトータル的に審議する体制の確立を提案し、各奨学金委員会を統合、再編する必要がある。

【点検・評価】

奨学金委員会の開催状況について

本学の奨学金制度は、留学生対象奨学金を除き、学生センターが一元的に管理する方法をとっていること

から、学生を擁する各部門から委員が選出され、慎重審議することは評価できると思われる。

ただし、**【問題点】**、**【将来の改善・改革に向けた方策】**にも記載のとおり、大学全体の奨学金制度の方向性や限られた財源の中で最も有効な奨学金制度のあり方などを審議する機会とはなり得ていない。委員会構成の再編成を検討し、将来的には各部門からの奨学金制度の変更や見直しなどの提案が行われるなど、更なる委員会の活性化が望まれる。

(2) 生活相談等

ア　学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮

【現状の説明】

学校法人関西大学及び設置学校における全学的な健康管理と健康相談、診療業務などを一元的に推進するため、保健管理センターが設けられている。保健管理センターには、所長、診療所長、医師及び職員がおかれ、学生・生徒（園児を含む）並びに職員の健康保持、増進及び環境衛生等に関わる業務の総合的運営にあたっている。

センター内には、診療または応急処置を行うため、第一診療所（千里山キャンパス）と保健室（高槻キャンパス・一高一中）が設けられている。

また、精神の健康保持、増進を目的として心理相談室を設け、心理相談などの業務を行っている。

（ア）健康診断

学校保健法に基づき、学生の定期健康診断を実施している。2005 年度の受診率は学部男女で 77.6%（男子 72.3%、女子 86.8%）、2006 年度は 77.9%（男子 73.9%、女子 84.7%）であった。

定期健康診断を受診できなかった学生に対しては、健康診断委託業者や近隣の医療機関で受診できるシステムを導入して未受診者のフォローをしている。また、課外活動の体育系クラブ新入生を対象に、心電図検査を実施し、体育会員のスポーツ活動への適正及び健康状態にも留意している。さらに、放射線・遺伝子工学に携わる者を対象に、申し出によって、血液検査を行っている。

健康診断及び各種検査の結果、有所見者については再検査を行い、要治療者には専門医による指導を行っている。

（イ）診療業務

保健管理センター内に保険診療ができる診療所が設置されている。疾病もしくは負傷に対する診察または応急処置を行っている。特に診療については、初期治療の対応を中心として行い、症状によっては患者を学外の専門病院に紹介している。そのため、地域医療機関とは常に連携をとり、業務にあたっている。

開所時間については、第 2 部学生の授業終了時刻が 21 時 10 分であったため、月曜日から金曜日の 9 時 30 分から 20 時 30 分まで開所していた。しかし、第 2 部学部の廃止等より夜間受診者の減少を踏まえて、2007 年度は夜間診療を月・水・金の 3 日としている。

（ウ）その他の業務

救急対応は、学内における突発の事故・疾病に対して行っている。また、学生に対する健康相談、健康診断証明書発行等の業務も行っている。

さらに、環境衛生については、千里山キャンパスの施設内及び高槻キャンパス全体を対象に、ネズミ、ハエ、ゴキブリ、蚊、蟻、ムカデ、ハチ等の駆除を専門業者に依頼し、衛生面の維持・管理を行っている。

【点検・評価】

（ア）学生定期健康診断について

学校保健法に基づき毎年実施している学生定期健康診断は、2001 年度から外部検診業者に全面委託したが、受診率に変化は無かった。しかし、表Ⅰ-11-1 のとおり、2005 年度から 2 年次生及び 3 年次生の受診率

が大幅に低下している。

表Ⅰ-11-1　学部学生（第１部・デイタイム・フレックス）定期健康診断受診率（単位：%）

学年／年度	1年		2年		3年		4年(残留生除く)	
	男	女	男	女	男	女	男	女
2003年度	98.7	99.4	95.5	97.8	82.3	91.4	83.4	90.5
2004年度	98.3	98.8	87.8	95.2	82.4	92.2	86.8	94.1
2005年度	97.3	98.8	63.7	77.5	60.7	85.2	80.5	91.8
2006年度	97.9	98.6	61.4	69.8	65.7	82.8	81.0	90.8
2007年度	89.6	93.1	32.7	41.5	48.0	50.7	77.3	91.8

定期健康診断の実施日程に変更はなく、前年度の実態を勘案して受診時間帯を多少変更はしているが、日数的には増減のない中での受診率が減少した要因を分析した結果、2004 年度に実施された Web による成績発表及び履修システムが 2005 年度に定着したことによる状況変化が考えられる。従来は成績発表時に定期健康診断の日程表を学生に配布していたが、Web による成績発表及び履修システムの導入により、定期健康診断の案内は、インフォメーションシステムのみに頼らざるを得ない環境になった。インフォメーションシステムは、学生が大学に来ないでパソコンから行事等の情報が見られ、利便性が高い部分はあるものの、すべての部署が「お知らせ」へ行事等の情報を入力するため、必要な情報を見逃しやすく、その必要性が理解されにくいという欠点をがある。

定期健康診断は、単位修得に直接関係がないことから、定期健康診断について意識的に情報を探そうとする学生が少ないため、従来どおり定期健康診断の案内を配布している１年次生と就職活動で健康診断証明書を必要とする４年次生以外は、登校の必要がなければ積極的に受診する意識が低いことが伺われる。

受診率低下の打開策として、従来、3 月下旬から実施していた定期健康診断を 2007 年度には授業開始後の４月９日からに移行し、５月９日まで期間を延長して実施したが、さらに受診率が低下した。

定期健康診断は学校保健法で受診を義務づけられているため、今後は、従前にも増して、健康診断の重要性を広報するとともに、学内関係部署、とくに教務センターとの連携をとりながら実施しなければならない。また、次期学生向けポータルサイトやインフォメーションシステムを含め、大学として学生への行事周知方法の在り方を検討すべきであろう。

一方、日常生活における健康についての啓発活動も、より充実していく必要があると考えている。

（イ）定期健康診断未検者検診について

2003 年度から定期健康診断委託業者と契約を締結して、標記システムを開始したが、2006 年度は高槻キャンパスの最寄の駅前の医療機関と、2007 年度は千里山キャンパスの近隣の医療機関と契約し、学生への便宜の拡大を図った。この制度を利用した学生は、2006 年度は 350 名を超えた。

（ウ）課外活動健康診断について

課外活動団体の求めに応じて、団体の活動内容を考慮した健康診断を実施し、試合出場のための証明書も発行している。

また、スポーツ・フロンティア入試制度により競技レベルの高い学生が入学するようになり、ハードな練習や試合から危険度が増している現状を踏まえて学生の心身の健康について、よりきめ細やかな対応が可能な体制を構築していかなければならない。

（エ）診療業務について

保健管理センター内の第一診療所では、内科を診療科目として、主に初期治療を中心に業務を行っている。2006 年度からは、ニコチン依存症の治療に保険が適用できる施設として禁煙治療を行うとともに禁煙に関する啓発行事も実施している。

医療スタッフの人数が限定される中、学生の活動に併せてより手厚い支援を行うためには、開所時間の効率化を検討しなければならない状況である。

高槻キャンパス保健室においては、保健室の役割としての応急処置や健康相談といった業務には、現在、医師 1 名（週 2 回）、看護師 2 名（常時）を配置しているが、スペースの限界のため、プライバシーが充分に守られていないという指摘がある。業務遂行のための環境改善については、高槻キャンパス全体の構想の中で検討する必要がある。

（オ）健康管理について

病気の治療から管理、予防に医療体制が移行するなか、学生・教職員の健康に関する啓発が重要になる。

今後は、健康に関する意識を喚起するための啓発行事等をセンターの最重要課題として計画的に実施する予定である。

（カ）環境衛生について

学生寮や食堂・調理室については定期的に防鼠・防虫のための消毒を実施しているが、学舎や課外活動施設の増加に伴い、それぞれの環境に適した対策を講じなければならない。特に、高槻キャンパスにおけるスズメバチやムカデ等屋外の害虫については、根絶は困難であり、リスク管理の面から全学的に対応を検討する必要がある。

イ　ハラスメント防止のための措置の適切性

【現状の説明】

本学では人権問題研究室を設けて部落問題、人種・民族問題、障がい者問題、女性問題等国内外の諸差別について研究調査し基本的人権の確立と尊重のために努力を重ねてきた。また人権問題委員会では学長のもとに人権問題について具体的な施策を行ってきた。このような活動のほかに、重大な人権侵害である「ハラスメント」についても、その防止に向けて種々の取組を行ってきた。

（ア）セクシュアル・ハラスメント

1999 年に「セクシュアル・ハラスメント防止に関するガイドライン」と「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」を定め、キャンパス内におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に努めてきた。同規程では、関西大学におけるセクシュアル・ハラスメント防止のために、常設の機関として防止委員会及び相談員の設置を規定し、事案によっては調停員及び調査委員会の設置を規定している。

防止委員会は、21 名の委員で構成されており（2007 年 4 月現在）、主として本学におけるセクシュアル・ハラスメントの防止、啓発、研修、相談及び救済など、基本的施策の立案等の任を担っている。定例的な開催日は特に定めていないが、必要に応じて、年に数回程度開催されている。今後も防止に向けた継続的な取組が必要であると考えられる。

セクシュアル・ハラスメントの相談窓口として相談員を配置し、各学部・外国語教育研究機構及び大学院法務研究科・会計研究科の教育職員と、保健管理センター・高槻キャンパス及び総務課の事務職員に委嘱している。さらに学外の専門相談員を招き、日時を決めて相談を行っている。相談員はできる限り両性から構成されるように配慮するとともに、相談場所についても目立ちにくい部屋を確保する等、気軽に相談に来ることができるような体制を考慮している。当然のことながら、プライバシー面は特段の配慮を行い、相談員には厳しい守秘義務を課している。相談員の氏名、電話番号、メールアドレスは、ホームページ上に開示し、相談を必要とする者の利便を図っている。

なお、相談員及び防止委員会委員の知見と対応能力の向上のために、年に数回の研修会を実施している。

（イ）その他のハラスメント

近年は、セクシュアル・ハラスメントだけではなく、パワー・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、サイバー・ハラスメント等のハラスメント行為が増大する傾向にあり、これらが複合した事例も報告されている。

【点検・評価】

以上のような状況を踏まえ、本学ではハラスメント全般の防止に対処するために、「関西大学セクシュア

ル・ハラスメント防止に関する規程」を全面的に見直して、さまざまなハラスメント行為に対応するための規程の制定や相談員・委員構成の変更、関連部署との強力な連携体制の構築等、新たな体制への移行を含め具体的な検討を進めている。

ウ　生活相談担当部署の活動

【現状の説明】

（ア）学生寮（下宿）案内に関する学生相談の状況

a　学生相談の状況

学生寮の概要説明及び入寮の案内は入学試験関係資料、ホームページに内容を掲出して情報を伝えている。入寮希望者及び父母からの問い合わせ、寮見学依頼など年間に数十件の相談があり、学生生活課及び寮事務室で対応している。特に入寮希望者が募集人数を上回っている現状から、入寮選考に関する相談が増加している。

なお、下宿に関する相談は関西大学生活協同組合の住宅事業部が行っている。

b　学生寮・下宿相談コーナーの開設について

例年、推薦入学面接実施日に関西大学生活協同組合が面接のため来学した受験生を対象とした「下宿相談コーナー」を設置し、物件に関する相談を中心に下宿生活全般、契約に関するトラブルの説明を行っている。受験生からは、下宿に関しての相場・周辺の環境に関する質問が多い。

（イ）アルバイト紹介に関する学生相談の状況

学生センターでは「経済援助の一環」という位置づけのもと、独自でアルバイト紹介を行っていたが、2004 年 4 月から（株）ナジック・アイ・サポートにより運営されているアルバイト求人情報照会システムにアルバイト業務を委託している。このシステムは、従来学生生活課が掲示板等で紹介していたアルバイト求人情報をインターネット経由でパソコンや携帯電話で閲覧できるようにしたものである。

2006 年度の本学学生登録者数は 4,794 名、アクセス件数は 966,006 件となっている。システム稼動以来、全学生数に対する登録者の割合が順調に伸びてきている。今後はさらに登録者数を増やすべく、学生への周知を徹底していきたい。

このシステムでは良質なアルバイトを厳選して紹介してもらっていることもあり、トラブルは非常に少ない。万一、トラブルが発生した際には、（株）ナジック・アイ・サポート及び大学が随時、相談・対応を行い、解決に向けた施策を講じている。

（ウ）学生教育研究災害傷害保険に関する学生相談の状況

本学では、学生教育研究災害傷害保険に 1986 年度から保険料を全額大学負担で、在籍している全学生を対象に加入している。これにより学生が正課授業、学校行事、休憩、課外活動などの教育研究活動中の事故で身体に傷害を被った場合に備えている。

2006 年度の学生教育研究災害傷害保険に関わる事故件数は、学部生 393 件、大学院生 2 件で合わせて 395 件となっている。事故内容では課外活動中の事故が圧倒的に多く、371 件で全体の 94.4%を占めている。次いで正課体育中の事故、また工学部では、実験実習中での事故が多いのが目立つ。保険の事務は多岐にわたっているが、適正に執行されている。なお、今後は通学途上の事故についても保障される「特約」への加入についての検討が必要である。

【点検・評価】

自宅外通学者にとって学生生活の基本である「住」の問題は極めて重要である。今後も状況に応じた個別の相談を継続するとともに、積極的に啓蒙活動を全体的に行っていく。

また、アルバイト紹介等、学生教育研究災害傷害保険に関する相談についても、有効に機能しているので、今後も継続して適性に行っていく。

エ　生活相談等を行う専門のカウンセラーやアドバイザー等の配置状況

【現状の説明】

（ア）心理相談室の利用状況

心身の問題への対応や精神的な健康保持のためには面接相談が重要であり、心理相談室では、個別の心理相談や心理検査、交流分析の理論を導入したグループ相談など、さまざまな要望に応えるべく多彩な相談活動を行っている。心理相談室のスタッフは、教員、非常勤相談員及びピア・カウンセラーの合計 23 名で構成され、教員及び非常勤相談員（精神科医師 2 名を除く）は全員、ピア・カウンセラーは 11 名中 7 名が臨床心理士の資格を有している。

2006 年度のスタッフの勤務日数及び 2005・2006 年度の開室時間は、次の表のとおりである。

表Ⅰ-11-2　心理相談室スタッフの勤務日数

教　員	週 2 回半日	3 名	－	－	－	－	合計	3 名
非常勤相談員	週 3 回	2 名	週 1 回	1 名	週 1 回半日	6 名		9 名
ピア・カウンセラー	週 3 回	1 名	週 2 回	9 名	週 1 回	1 名		11 名

表Ⅰ-11-3　心理相談室開室時間

キャンパス	2005 年度開室時間	2006 年度開室時間
千里山	月・水・金・土　9:00～16:00 火・木　9:00～18:00	月・水・金・土　9:00～16:00 火・木　9:00～18:00
高槻	月　10:00～17:00 火　10:00～16:00 木　13:00～16:00	月　10:00～17:00 火・水　10:00～16:00 木　13:00～16:00
高校・中学	月・木　13:00～17:00 火　9:00～16:00	月・木　13:00～17:00 火　14:00～17:00
幼稚園	1 回／月　半日	

相談受付対象者は本学学生（大学院生を含む）、生徒（園児を含む）、教職員、校友（卒業生）とその家族である。学内では各学部の学生相談主事や学生センター、保健管理センターと情報交換などの連携を行っている。

表Ⅰ-11-4　2005・2006 年度心理相談室利用状況

区分	2005 年度			2006 年度		
	男子	女子	合計	男子	女子	合計
実来談者数	126	152	278	131	138	269
延面談回数	799	794	1,593	791	718	1,509

相談内容は、対人関係、情緒問題、自己の性格に関するものが多く、対人関係スキルの向上や自己の性格の理解についてはグループ相談が成果を上げている。

（イ）学生相談主事会の開催状況と主たる議題

「学生相談主事規程」に基づき、各学部に学部学生相談室及び学生センターに大学学生相談室を設置し、種々の学生の問題についての相談に対応している。かつ自主的な解決の為の助言指導も行っている。

学生相談主事会議は、各学部から選出された学部学生相談主事及び学生センターから選出された大学学生相談主事によってメンバーを構成し、定期的に開催している。2006 年度の学生相談主事会議は、1 回の開催となっているが、各相談室での現状報告や相談内容の傾向等に関し、意見交換を行い、意識の共通化を図っている。しかしながら、相談件数が増えていることや相談内容が多様化していることなどから、今後は開催頻度を増やしてトラブル等の発生を未然に防ぐことも必要であると考える。

（ウ）不登校の学生への対応

学部学生のうち未履修者や成績不良者などに対しては、機会があるごとに本人あるいは父母に連絡をとり、

状況の改善に努めているが、不登校生の状況把握（相談）に関しては教務センターでは特に対策を講じてはいない。なお、出席状況を確認する講義においては、指導教員からの連絡を受け、対応することもあるようだが、全学部生の状況把握には限界があり、特に本人や父母からの申し出がない限り、大学側での把握は困難であることが判明している。

【点検・評価】

心理相談について、大学入試制度の多様化や 2001 年の精神保健福祉法改正等により、外来治療が中心となり、地域の中で精神的な問題を有しながら通学する学生が増加している。そのため、最近は重篤な問題を抱えた学生の来談が多く、従来のスタッフ構成では対応が困難な場合があったため、2005 年度から精神科医師 2 名（週 1 回半日勤務）を相談員に任用し、相談体制を充実させた。

相談内容を分類別に見ると、年度によって順位に変動はあるものの、対人関係・情緒問題・自己の性格が上位を占めており、健康問題・勉学上の問題・就職・将来の問題等が続いている。

学生相談主事会議については、多種多様な学生の入学が進む中で新たな重症事例の学生が増加していることなどから、今後は開催を増やしてトラブルなどの発生を未然に防止することも必要であると考える。

また、不登校学生への対策として、不登校学生数の現状把握が急務であり、やはり出席状況の把握など全学的な新しい取組を検討しなければならないだろう。対応方法や対策方法については、その後の問題であると考える。

オ　学生生活実態調査に関する事項

本学では、1955 年から組織的に「学生生活実態調査」を実施している。その間、絶えず工夫・改良を加えて今日に至っており、現在では学生センター副所長と学生生活課職員がチームを組んで総力を挙げて調査に取り組んでいる。調査内容は、入学動機、正課教育、課外活動、学生生活への満足度、経済生活、不安や悩み、将来の進路などに関する実態を調査し、データの累積と経年比較を行っている。1988 年からは調査内容を 3 種類に増やし、従来からの基礎的比較調査だけではなく、ほぼ 3 年ごとに実施される日本私立大学連盟の実態調査とも歩調を合わせ、同調査から数項目の調査を抜粋し本学、全国私立大学に学ぶ学生の平均と本学の調査結果を比較する試みも続けている。また、いま一つは、その都度テーマを絞って時宜に適った調査を行い、教学の参考に供する試みである。この特別調査は、過去に 7 回実施（各テーマは、1989 年度「食生活」、1993 年度「100 考察一関大生の意識」、1996 年度「関西大学女子学生の意識調査」、1997 年度「既存調査からみた学生生活の変化」、2000 年度「100 考察一関大生の意識」、2001 年度「関大生の課外生活」、2005 年度「関大生の日常生活」）し、いずれからもキャンパス作りの参考になる興味深い結果が得られている。特に満足度調査に関しては、1999 年度の調査が、授業内容から職員の対応に至る 12 項目にわたってアンケートを実施している。

2007 年度は日本私立大学連盟の実態調査に歩調を合わせ、全国の私立大学の学生の平均と本学の調査結果を比較する年にあたる。効果的な経年比較が可能になるように、日本私立大学連盟が設定した質問項目を選択するとともに、本学独自の質問項目で、「学生サービス」に関することなど、時代に合わせた質問内容を新たに設定して調査を実施する予定である。

調査方法は、2005 年度から従来の調査票による紙ベースのものからウェブ調査に変更し、集計作業の効率化を図っている。

【点検・評価】

学生生活実態調査については、本学ではほぼ半世紀にわたって、学生の実態を把握すべく組織的に調査を行っており、その制度はすでに確立されたものといえる。また、その結果については、学生センターはもとより教学、法人において随時参考に供されるのみならず、その都度他大学へも資料の提供（交換）をすることによって、問題点の改善や学生のニーズへの対応に役立てている。今後は、これまでに蓄積した調査結果の経年比較及び全国比較を行い、本学の教学内容や大学経営の改善を迅速に行うための重要な参考資料とし

て、分析結果をなお一層有効に活用することが望まれる。

(3) 就職指導

【現状の説明】

ア　キャリア形成・就職支援体制の強化

本学では、2004 年度から従来の就職部を「キャリアセンター」と改称した。これは、就職活動を行う 3・4 年次生のみならず、入学したばかりの 1 年次生の段階から、学生 1 人ひとりのキャリアデザイン（将来設計）の支援や進路指導を行うことによって、さらに充実した学生サービスを提供することを企図したものであった。さらには、2006 年 4 月からはキャリアセンター高槻キャンパス分室を開設、同年 8 月からはキャリアセンター工学部分室を開設し、これまで高槻キャンパス事務室及び工学部事務室の一部の業務として対応されてきたものを、キャリアセンターの傘下組織として再構成した。これにより全学的見地で学生のキャリア形成と就職支援を展開することが可能となった。

また、本学の首都圏における企業や官庁との接触・情報収集の場として、2007 年 2 月に JR 東京駅・日本橋口にあるサピアタワー内に「関西大学東京センター」がダイヤ八重洲ロビルから移設された。新たな東京センターにおいても、本学学生が就職活動の際に就職情報の検索のためのパソコン利用や各種証明書の発行、就職関連雑誌の閲覧、休憩スペースとしての利用などが出来る。同様に大阪・淀屋橋の好立地にある「関西大学中之島センター」においても就職情報検索のためのパソコン利用のサービスが行われている。

イ　2006 年度文部科学省・現代 GP の採択

本学では、「フリーター」や「ニート」といった若年者問題の一因は、職業意識が希薄で社会的場面を体験する機会が乏しい若者に対し、これまで大学が十分な働きかけを行ってこなかったことにあると認識している。社会に向けて人材を送り出す大学側の大きな役割は、学生の意識改革と職業観の醸成をはかった上で、社会的場面を経験する機会を提供し、school to work の移行をスムーズにする点にあると理解している。

本学をはじめ多くの大学でインターンシップに取り組まれているが、いかに特徴的なインターンシップを実施しても、一部の学生のみを対象とし、また、それがインターンシップに行くだけという取組に終わっていては学生のキャリアデザイン（将来設計）に及ぼす教育効果は十分ではない。インターンシップをキャリア形成の中核として組み込み、事前・事後指導を充実させて、すべての学生の人間力を養成する大学全体のシステムを構築することは、社会を構成する人材の育成をミッションとする大学が果たすべき USR（University Social Responsibility　大学の社会的責任）であると捉えている。

特に本学では、「学の実化」の教育理念のもと、品格と活力ある社会人の育成こそが、わが国の発展における最重要課題であると認識している。つまり、単に机上の学問に留まらず、学生が全人的成長を果たすことを企図したキャリア形成という一連の教育システムの展開をはかることが緊要であるとの認識に立っている。そこで大学における教育活動を軸として「大学の前に・大学とともに・大学の後に」と銘打った 3 フェーズで関西大学独自のコンセプトでキャリア教育を展開する取組を構築し実践している。

このような本学のキャリア形成・就職活動支援の取組「総合大学における標準型キャリア教育の展開―学生 1 人ひとりの勤労観・職業観を育む関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP)」（図Ⅰ-11-5 参照）は、大学としての教育理念に基づく教育活動であり、他大学に対して模範的な内容であるとのことから 2006 年度文部科学省の現代的教育ニーズ取組支援プログラム（いわゆる現代 GP）の採択を受けている。

各フェーズの取組は次のような状況である。

図Ⅰ-11-5　関西大学キャリア教育プログラム（K-CEP）の概念図

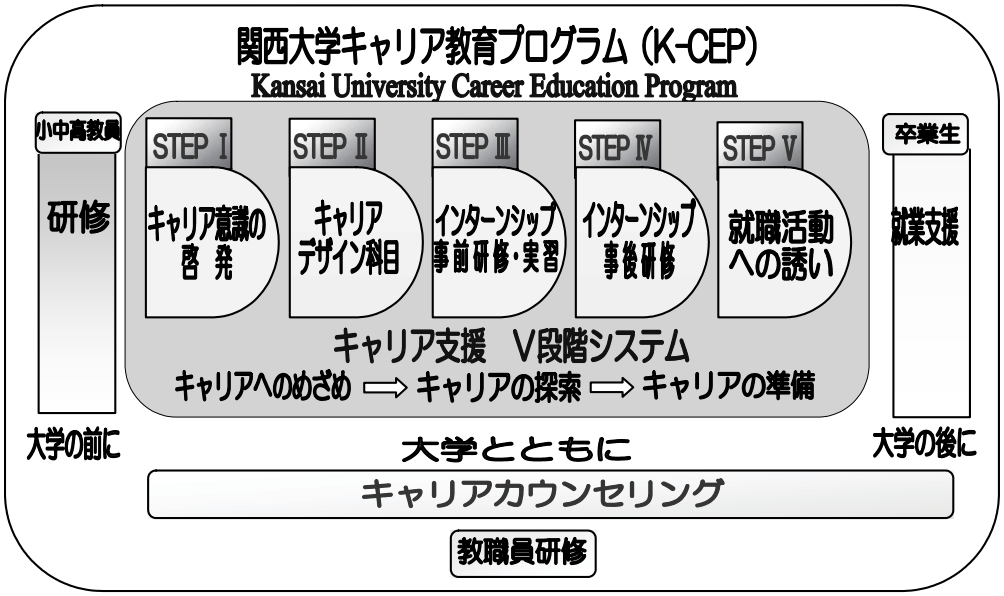

(1) 大学とともに　～キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP PROCEDURE）

中でも本学学生を対象とした「大学とともに」においては、正課教育カリキュラムとキャリアセンターが実施する正課外教育プログラムとを有機的に融合させた「キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP PROCEDURE)」を構築し、学生１人ひとりのキャリアデザインを促進して自律型社会人の育成を目指す全学的な取組を展開することを目指している。

STEP Ⅰ では「キャリア意識の啓発」として、全新入生に対してキャリアデザインブックを配布するとともに、経済学部・商学部・政策創造学部における導入科目でキャリアガイダンスを実施しているのをはじめ、1・2 年次生を対象とした正課外教育プログラムとしてキャリアプランニングセミナー（上位年次生の参加も可）を開催してキャリア意識の啓発を促している。

因みに 2006 年度のキャリアプランニングセミナーは、次のような内容で実施し、延べ 4,876 名の参加者を得ている。

Ⅰ　ベーシックシリーズ

①「職業興味・適性を知ろう」②「自分の性格を知ろう」③「職業の世界を知ろう」

④「キャリアプランを立てよう」

Ⅱ　適性検査による自己分析シリーズ

①「職業興味を知り適性を探索する」②「性格や価値観を知りライフキャリアを考える」

③「能力適性を知る」

Ⅲ　コミュニケーションスキルシリーズ

Ⅳ　仕事研究シリーズ

STEPⅡの「キャリア教育」では、学生の勤労観・職業観を体系立てて涵養するために 2004 年度秋学期から正課教育科目の「キャリア教育科目」として「キャリアデザインⅠ・Ⅱ・Ⅲ」の３科目を１年次秋学期から順次開講している。この科目はインターファカルティ教育科目いわゆる学部横断型開設科目として開講している。

キャリアデザインⅠは「働くこと」を主なテーマとして①働き方を考える、②社会を考える、③生き方を考える、Ⅱは「仕事の世界」を主なテーマとして①職業を知る、②業界を知る、③企業を知る、Ⅲは「私の仕事」を主なテーマとして①自分を知る、②自分を表現する、③自分の将来を考えるといった内容で展開している。

STEPⅢの「インターンシップ事前研修・実習」は STEPⅣとともに本学のキャリア形成支援システムの

コアプログラムとして位置づけ、就業体験のためにしっかりとした事前教育を行ったうえで、実地に学ぶことを目的としている。（全学的な取組を開始して2006年度で満10周年を迎えた。）

このプログラムでは、単なる職業ミスマッチを回避するためだけではなく、しっかりとした職業観を涵養するための重要なステップとして位置づけるとともに、「業界を知る、企業を知る、学生と社会人との違いを知る」ための気付きのプログラムとして位置付けている。

2006年度の実績は、ビジネス・インターンシップには308の企業・団体等に563名の学生を派遣し、学校インターンシップへの88校・145名を合わせて、合計396の受け入れ団体に708名の学生を派遣した。この中には、プログラムとしての多様化をはかるために開始した約半年間の長期派遣プログラムへの実習生13名をはじめ、国際インターンシップとしてアメリカ・ミズーリ州で2名、ハワイ州で4名の学生が現地企業で実習した。

STEPⅣでは「事後研修」として、インターンシップ実習の成果を検証し、その後の就職活動にスムーズに繋がることを期している。本学では学生をインターンシップに派遣するだけでは、大学として教育効果があるとは考えていない。就業体験で得た成果をどのように自分自身のものにするのかといった振り返りのメカニズムによる効果を重要視している。

2006年度は、「事後研修Ⅰ」として、派遣学生、受け入れ企業等担当者、キャリアセンター主事（キャリアセンターを運営する委員会組織である主事会で各学部から選出された教員による委員）が参加し、体験報告をもとにプレゼンテーション形式とパネルディスカッション形式で行う。「事後研修Ⅱ」ではキャリアデザイン担当主事が、学生の実習成果をもとにその後の職業選択にどう導くかということを企図したフォローアップ研修を行った。

STEPⅤでは「就職活動への誘い」として、就職活動の支援プログラムを多彩に展開し、学生1人ひとりのキャリアデザインの具体化と実現を支援している。本段階においては毎年延べ1,000社を超える企業・団体を招いて企業研究会や合同企業研究会として、また、官界の協力により学内で多彩な説明会を開催している。

(2) 大学のまえに　～小中高等学校教員向けキャリア教育研修

次代を担う社会人を養成するという命題においては、現在では大学の中でのシステム構築だけでは不十分ではないかという認識に立っている。そのため大学を中心に高校・中学・小学校といった他の教育機関をも巻き込んで将来の社会人育成という使命を全うすべきであるとの考えから2005年度より大阪府教育委員会と連携して、これら教員対象の「キャリア教育研修」を夏休みに実施している。この研修では、キャリア教育の必要性やその観点、学校運営におけるキャリアカウンセリングを用いた生徒・児童の指導法などの内容を傾聴トレーニングやアサーショントレーニングを盛り込んだ内容で提供している。キャリア教育に関する認識を有した教員を少しでも増やして、その視点を家庭教育にも広げてもらうことを期したものである。

2005年度は24名、2006年度は31名の参加者を得ている。小中高等学校教員の理解を広めていくという課題においては、開催時期の複数化やプログラム内容を段階的に高度化していく検討が必要であろう。

(3) 大学の後に　～卒業生就業支援の展開

いかに、大学においてキャリア形成支援の仕組みを充実させても、本学のように学生数の多い大学では、どうしてもこれらを利用してくれない学生の存在や、就職後不幸にして何らかの諸事情により離職・転職をしなければならない者も出てくることは否めない。

本学ではこれまでも卒業者に対するケアを行ってきたが、2005年11月からこの対応をよりシステマチックにして、キャリアセンター内に「卒業生就業支援室」を設置するとともに、株式会社パソナのグループ企業である株式会社関西雇用創出機構と業務を提携し、産学連携で卒業生の就業支援を行う仕組みを構築した。

しかしながら、この仕組みは、決して離職・転職を勧奨することを意図していない。現在の新卒採用状

況が好転していても既卒者の好条件への転職は決して容易ではないことを説明し、登録の際は、本学にて直接本人と面談の上、手続きを行うことを原則としている。これは、本人が転職・離職に思い当たった原因や背景について担当者に説明することによって現状を自己認識して仕事への意欲を復活させることに重きを置いているためである。勿論、必要な状況の場合には、新たな職業紹介・マッチング作業に入ることにしている。

さらに、本人の希望に基づいて提携先の株式会社関西雇用創出機構での本学卒業生専用のサービスの提供を行っている。

ここでは、

① 専門カウンセラーによるキャリアカウンセリング

② 求人情報の提供・企業の紹介

③ 就業マッチング

④ 就職に必要な知識習得のための講座や訓練の受講（一部有料）

⑤ その他、就業上の悩み相談、現職の問題点に対するアドバイス

等を本学卒業生は無料で受けられるサービスを提供している。2005 年度の登録者は 1,032 名で、2006 年度は 900 名であった。

なお、本事業を開始して直面している問題は、キャリア相談の域を超えるケースが非常に増加していることである。統合失調症・発達障害（アスペルガー）・パニック障害・うつ病など心療内科に通院し安定剤等を服用している卒業生の相談が増えてきている。本人が自己認識できている場合は大きな問題はないが、本人がその認識を持てていない場合、どの時点でどこへリファーすべきかが課題となっており、学内の他の学生相談機関との連携が緊要である。

ウ　キャリアカウンセリング

上述した一連の STEP を下支えしているのがキャリアデザインルーム（進路支援室）を中心としたキャリアカウンセリングの機能である。勿論キャリアセンターの各事務室では随時学生の相談に対応しているが、専門のカウンセリング技術を有したキャリアデザインアドバイザーを組織的に配置して学生対応を展開している本学のような大学はまだ多くない。現在ではキャリアデザイン担当主事をはじめ 7 名のキャリアデザインアドバイザーが学生の個別相談に対応しているが、内 2 名は教職専門の相談・指導を担当し、さらに 1 名は高槻キャンパス分室での相談対応を行っている。

なお、同ルームの利用者は図Ⅰ-11-6 に示す通り 2001 年度の開室以来継続して増加傾向にある。

さて、2006 年度のキャリアデザインルームの利用状況（のべ人数）は、

① 個別相談及びセミナー参加者　2,688 名（教職 1,854 名、キャリア一般相談 834 名）

※高槻キャンパス分室での相談対応 466 名（教職 178 名、キャリア一般相談 288 名）

② 情報提供利用者 2,161 名（資料閲覧 408 名、ビデオ・書籍貸出し 1,136 名、その他 617 名）

の合計 4,849 名（高槻キャンパスでの相談を加えると 5,315 名）の利用があり、前年度の 3,790 名（高槻キャンパスでの相談を加えると 3,917 名）を大きく上回る状況となっている。

キャリア一般相談 834 名のうち個別相談を目的とした来談者の実人数は 374 名で、その利用を男女別で見ると、男性 37%、女性 63%で相変わらず女性の利用者が多い傾向が続いている。また、学部別の状況を見ると図Ⅰ-11-7 に示す通り女性の構成比率の高い文学部と社会学部の相談者が多く、法学部と経済学部がそれに続いている傾向に大きな変化はない。

図Ⅰ-11-6　キャリアデザインルームの経年的利用状況

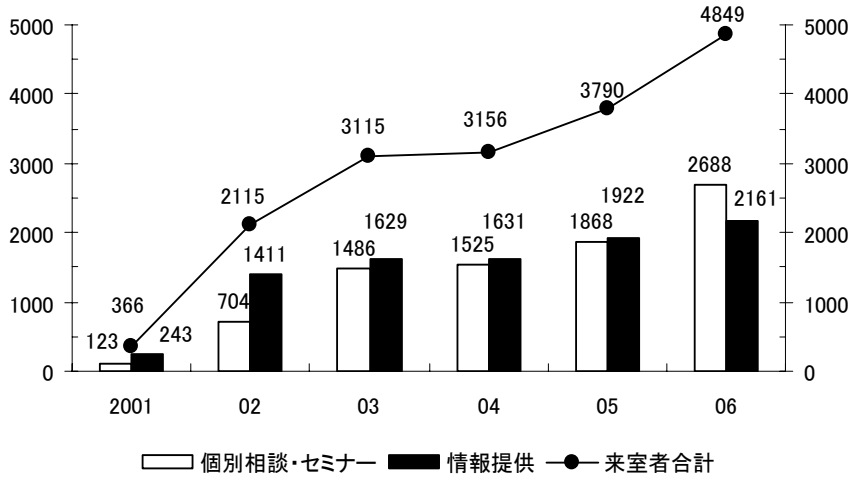

図Ⅰ-11-7　キャリア相談の学部別内訳

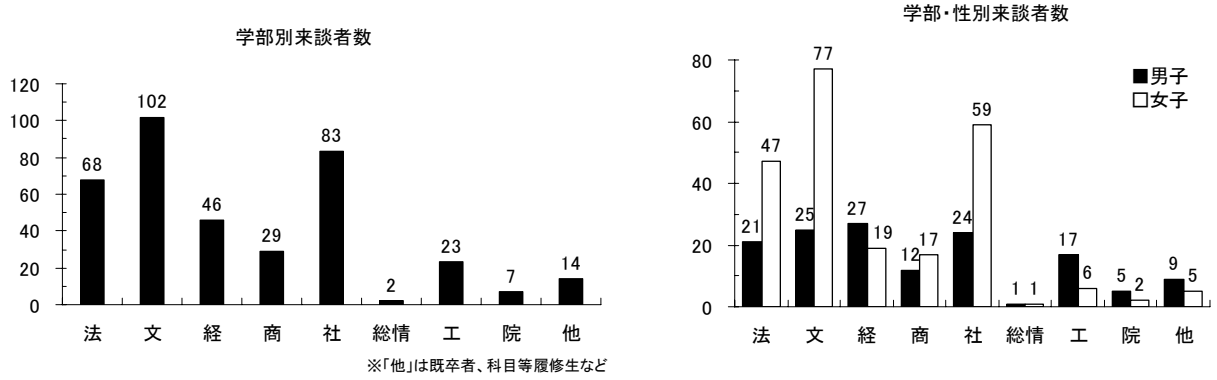

学年別の状況を見ると図Ⅰ-11-8 に示す通り、就職活動が間近に迫る 3 年次生が圧倒的に多く、4 年次生、2 年次生、1 年次生と続き、男女比率も相変わらずそれをトレースしている。

図Ⅰ-11-8　キャリア相談の学年別内訳

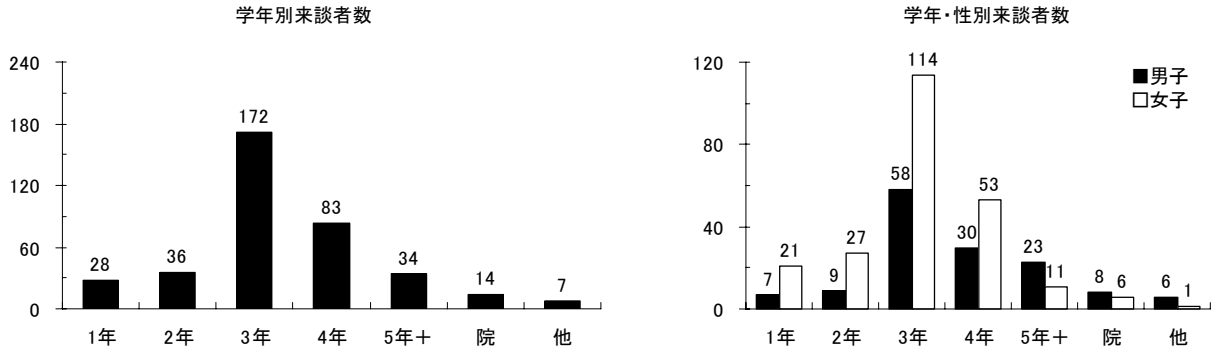

このようにキャリアデザインルームの利用者増加の傾向は、ガイダンスや説明会、キャリアセンター各事務室での一般的な相談ではなく、個別の対応を希望する学生が多いことを反映しているといえる。個人情報の秘匿にも敏感で、むしろ隣で第三者の耳がある場所よりも、自分の背景を説明して自分にだけ答えてくれる個人対応を望む学生気質に変化してきているといえる。また、同ルームでの相談内容には特にキャリア形成や就職活動に関する相談に留まらず、大学生活の不適応や心理的ストレスを抱えた者の相談が増えている傾向にある。これら悩める若者たちは相談ができる学内の場所を渡り鳥のように回遊している。個人情報の保護については慎重を期さなければならないが、これらの者を統合的にケアする仕組み作りをしなければな

らない時代に差し掛かっているといえる。

エ　社会動向に対応した就職支援活動の展開

本学では、上述の通り「キャリア支援Ｖ段階システム（V-STEP PROCEDURE)」の STEPＶにおいて、あくまでもキャリア形成の延長線上としてさまざまな就職活動支援プログラムを展開している。2006 年度採用活動においても、企業側の「倫理憲章」と大学側の「申し合わせ」を双方が遵守し、行動することを期待されている。とはいうものの、ここ数年の雇用環境の劇的な好転に伴い、企業の採用活動が活発化していることから、同憲章は現実的には形骸化していることは否めず、倫理憲章に協賛しない多くの企業や大量採用に切り替えた企業が、最終学年に到達しない時期から水面下で精力的に採用活動を進めている状況が窺える。本学としてもこれらの状況を踏まえたうえで適切な対応ができるように指導プログラムを展開しているところである。

まず基本的な行事としての「就職・進路ガイダンス」は就職活動当該年次生対象に合計４回実施している。第 1 回目は 4 月上旬に当該年度 1 年間の大まかな流れを説明するとともに、本学の就職情報支援システム「KIPS（Kansai University Internet Placement System)」の利用方法、大手民間就職情報サイトの登録方法、企業側の採用の着眼点についての説明を実施している。第２回目は７月上旬に就職活動の準備としての夏休みの有効な過ごし方について、第 3 回目は 9 月下旬から 10 月上旬に進路希望登録（求職登録）と秋以降の行事予定について、第４回目は 12 月中旬に翌年の学内行事予定と就職活動の直前指導を行っている。

これらの就職・進路ガイダンスの他にも 6～7 月にかけて「就職活動スタート講座」を①就職活動の進め方、②情報源の活用法、③社会の仕組みを知る、④ビジネスマナーとコミュニケーション、といった内容で実施している。さらに 10～11 月には「就職活動パワーアップ講座」として、就職活動における①自己分析、②企業・業界研究、③筆記試験対策、④面接対策など取り組むべき課題について、わかりやすく、実用的な解説とアドバイスを行うためにワークシートを積極的に用いる指導内容としている。

キャリア形成の一環としての就職活動支援という観点から、ゼミ単位での就職ガイダンスも実施しており、経年的にそのニーズが高まっている。キャリア意識の啓発においては、各学部の導入科目においての講義やキャリア教育の開講を主としているが、実際の就職活動に差し掛かる時期においてはこのような少人数での対応が、大教室で開催する大人数のガイダンスよりも就職活動に関する質問や疑問を解消する有効な機会となっている。

なお、2006 年度の主な就職支援行事は次のようなものであった。

４月

- 第１回就職ガイダンス（流れを説明）
- 第１回インターンシップ説明会
- 国際インターンシップ説明会
- キャリアプランニングセミナー

５月

- 就職模擬試験　● 仕事研究セミナー
- 自己分析講座　● 公務員試験説明会
- 自分にベストな会社の見つけ方セミナー
- 第２回インターンシップ説明会

６月

- TOEIC　IP テスト　● 就職模擬試験

７月

- 第２回就職ガイダンス
- ビジネスマナー講座

●教員採用試験対策講座募集説明会

9月

●第3回就職ガイダンス

●教員採用試験対策講座スタート

10月～11月

●業界研究会

●テーマ別ガイダンス　●公務員試験説明会

●就職模擬試験　●TOEIC　IPテスト

12月

●就職模擬試験　●第4回ガイダンス

2月

●企業研究会・合同研究会（5・6・9月にも継続実施）

4月

●公務員試験説明会

【点検・評価】

本学のキャリア形成と就職活動支援の取組が2006年度現代GPとして採択された選定理由として次の通りの評価を得ている。

「本取組は、就職支援において高い実績を有しており、その総体がキャリア支援Ⅴ段階システムです。そこに、卒業後も就業支援を継続的に実施するプログラムや、小中高等学校教員・大学職員を対象とする研修プログラム等を付加したものが母体となるK-CEPで、文字通り総合的です。

また、「教養教育を中心とした正課教育カリキュラムとキャリアセンターの正課外教育プログラムを融合」とは興味深い着眼点で、教養教育改革とキャリア教育の研究・開発を絡めながら推進しようとする方向性は優れています。それが単なる科目配置の変更に終わらず、教員間の意識改革につながるような実績を見せてくれるのならば、いよいよ成果が期待できます。大いに議論を展開し、本取組のように「人間形成を教育目標の一つに掲げる教養教育（改革）」と「社会に役立つ人材を育成する」キャリア教育との切り分け、教授法等、大いなる成果が導き出されることを期待します。」

国として、これまでの本学のキャリア形成支援及び就職活動支援が他大学の範となる仕組みであることを評価したことは事実である。しかしながら、付け加えて以下のようなコメントも差し出されている。「ただし、総合的な取組を支えるのは、貴学が認める通り教職員の教育力に他なりません。今後は、それをどのようにして高めるか、また教育力をどのような指標をもって補足するか、この難しい課題にぜひ挑戦してもらいたいと思います。」

ここに指摘されている内容はまさしく今後の本学の教育全体における大きな課題を示唆しているものといえる。いわゆる各教員が保有する専門知識を単に学生に切り売り伝授するだけではなく、大学卒業（大学院修了）の後に本人が自律して将来を導き出せる人間を育成することを視野に入れた教育を成さなければならないという指摘であると理解できる。現代GPとして申請した内容は単にキャリアセンターが学生の就職支援のために行っている活動だけをクローズアップしたものでは決してない。大学総体としていかに有為な社会人を育成するかという社会的使命を大学は担っているのだという考えに立脚したコンセプトでの内容である。

それは、インターンシップをはじめとして本学が取り組んでいるキャリア形成支援の取組は、単に就職活動の準備だけに終わっていては、国や社会から現在期待されている大学教育の役割と機能を無視することに繋がる。教養教育をはじめ大学教育の中身とあり方を問い直すときに、次代を担うどのような社会人に学生を育成するかという視点とともに開発したキャリア形成の取組が教養教育や専門教育と相俟って相乗効果をもたらす改革を実現できるかが求められていると考えられる。よって本学を構成する全ての教職員が各々の

職務においてこのコンセプトを意識して取り組まなければならない。

教育力を高めるという意味では、大学キャンパスにおける教育指導が学生の知的好奇心を高揚するために積極的なファカルティ・ディベロップメントの取組を果たしていくことが求められるが、同時にその教育指導の連鎖が学生自身の将来設計を描くに当たり指針をもたらす内容であるべきことも求められているとも解釈できる。本来、各学部・大学院においてはどのような社会人を輩出すべきかとする確固たる GRADUATE POLICY があるべきであり、その政策に沿った教育が展開されていることが理想である。それによって当然各教科の到達点が見えると同時に、各教科間の有機的な連鎖が構築されていく。そうした環境の中で個々の学生の資質を活かした教育指導がなされるべきであると考えられる。このように教職員がキャリア形成支援の視点を持った教育活動の展開をさらにはかるためには、「教職員対象キャリア教育研修」への積極的な参加をはじめとして種々のキャリア形成支援の取組にさらに関心を持つことが求められるところである。

(4) 課外活動

ア　学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援

本学では、研究並びに課外教育プログラムの充実はもちろんのこと、関西あるいは日本の学生文化の発信地としての地位を目指すべく、課外活動の活性化とシステムの充実に向けて、大学をあげて指導と支援を行っている。

【現状の説明】

（ア）施設面での支援

戦後の 1949 年、新しい学制が発足して以来、新制大学における正課教育と課外教育は 2 本の柱として、青年後期の人間形成に固有の機能を果たしつつ、今日に至っている。千里山キャンパスの場合、緑豊かで起伏に富んだ広大なキャンパスに恵まれ、キャンパス北東部を中心に「課外活動ゾーン」を成している。また、1994 年に開設された高槻キャンパスにも、グラウンド・テニスコート・ゴルフ練習場・体育館・アイスアリーナが整備されており、正課体育はもとより、関西大学の課外活動を支える一大拠点となっている。

千里山キャンパスには、課外教育施設として、誠之館 2 号館から 8 号館、中央体育館、東体育館、千里山中央グラウンド、千里山北グラウンド、北広場などが設置されている。

文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会、応援団［リーダー部・吹奏楽部・バトンチアリーダー部］）も、主として誠之館及び KU シンフォニーホール（旧特別講堂）を利用して活動を行っている。2003 年度からは、凱風館にアスレチックトレーニングルームを設置し、負傷した選手のリハビリなどのケアもできる体制をとっている。また、後述のスポーツ・フロンティア入学試験の導入に伴い、特に地方出身の学生への便宜を図るため、新たに千里凱風寮を建設した。

文化系各クラブと体育会系各クラブの窓口は、各々学生生活課とスポーツ振興課である。学生諸団体に対しては、印刷機の使用や物品の貸出し等の日常的な活動支援を行うとともに、管理・運営を全面的に支援している。

（イ）制度面での支援

a　課外活動と入学試験制度

スポーツクラブの振興策として、国・公・私立大学を問わず多くの大学でスポーツ推薦入学制度を採用している。これは欧米においても同様である。大学において勉学とスポーツの両立を図ることを主旨として実施されるものであるが、広く社会から評価されるアマチュアスポーツの魅力と現役・OB・OG を含め愛校心を高揚し、帰属意識を高めるための制度の一つといっても過言ではない。現代の学生は趣味やレジャーも多様化したとはいえ、多くの学生は在学する大学で連帯感を共有するための何かを求めていると思われる。また、学生スポーツにおいて OB・OG からも母校の活躍を期待する声が多く寄せられている。

本学では、1991 年度から社会学部で、また 1997 年度からは工学部で、「スポーツ能力に優れた者の推薦入学制度」が採用された。競技種目も限られ、人数的には少ない制度として出発したが、それぞれの競技で実績をあげ、在学生はもとより、多くの卒業生から反響を呼んでいた。

かつての学園紛争以降、全学的なスポーツ関係入学試験制度は久しく途絶えていたが、課外活動の活発化、また多様な学生を迎え入れ学園全体を活性化する取組の一環として、2003 年度より 5 学部で「スポーツ・フロンティア（SF）入学試験」が導入された。2002 年 9 月に実施した試験（書類選考・面接）では、各競技において全国レベルで活躍する 96 人の学生が合格し、そのうち 94 名が入学した。また、2004 年度入学試験では、新たに 2 学部がスポーツ・フロンティア入学試験を導入することになった。これによりスポーツ関係入学試験制度が全学規模で復活することとなり、2007 年度入学試験では 151 名がこの試験制度により合格した。諸施設の充実と相俟って、関大スポーツの復権が期待されるところである。

一方、各学部のアドミッション・オフィス（AO）入学試験制を利用して、文化会や学術研究会系各クラブで活躍することのできる学生への入学対応も進んでいる。

ｂ　顧問・監督・コーチ（3 者懇談会）

本学では、正課授業は言うまでもなく、学生が自主的に参加・運営する課外活動を重要視している。そのため、従来より、個々のクラブ・サークル活動に直接助言ができるように、専任教員が「顧問」となり、教員と学生が胸襟を開いて語り合えるような制度が確立している。また技術面の指導者として「監督」及び「コーチ」は、学長が委嘱し、それぞれ日常的に学生の助言・指導に当たっている。

ただし、近年、顧問と課外活動団体との人間的なつながりが次第に希薄になりつつあるため、さらなる活性化を目指した施策が必要となっている。このような状況を解消するための方策として、1999 年 4 月から体育会の監督やコーチの任期制を採用している。また、2001 年度までは、体育会については、顧問会議や監督・コーチ懇談会を年に一度開催して、相互のコミュニケーションを図っていた。2002 年度からは、課外活動、とりわけ体育会各部の活動の活性化並びにチーム強化を目指して、監督・コーチの会を定期的に開くこととした。さらに、2003 年度からは、「スポーツ・サミット」を開催し、法人・教学・体育会各部・体育 OB 会相互の親睦を図り、より強固な学生の支援体制を目指している。2006、2007 年度のサミットにおいては、早稲田大学より奥島孝康先生の講演があり、造詣を深めることができた。

一方、文化会及び学術研究会に所属するクラブについても、次年度の予算も含め、情報交換を兼ねて、年に 1 度の顧問会議が開催されている。

ｃ　各種講習会

凱風館のリニューアルによりトレーニングジムを設置したが、選手 1 人ひとりが自らのコンディションを管理できるようトレーナーを常駐させ、学生の指導にあたっている。また、専属トレーナー1 人ではまかないきれない部分について、選手のプレーに対する意識を高める意味も込めて、学生トレーナーの養成を図るべく、2002 年度からトレーニング講習会を開催し、現在に至っている。さらに、これとは別に、一般学生対象にもトレーニング講習会を実施し、スポーツ活動に対する意識の向上を図っている。

ｄ　各種委員会（課外体育委員会・体育施設運営協議会・保健体育主事会）

学生の課外活動を支援するプログラムや施設充実を企画・立案する各種委員会を定期的に開催している。

ｅ　新入生対象オリエンテーション

スポーツ・フロンティア入学試験による入学生（2007 年度は 151 名）に対して、本学体育会の現状や学内施設・支援体制の紹介を兼ねて、入学直前にオリエンテーションを開催している。これは、一日も早く関西大学の生活に慣れてもらうとともに、競技と勉学の両立を目指す大学生としての基本姿勢を学生に理解してもらうためである。また、一般学生に対しては、本学学生としての自覚や帰属意識を高めるために、4 月のオリエンテーション期間にスポーツ観戦（2007 年は千里山キャンパスの中央グラウンドでサッカーの試合）を開催している。

（ウ）経済的支援

a　振興費・助成費援助

課外活動支援の一つの柱として、大学は振興費・助成費の制度を設けている。これは、体育会、文化会、学術研究会、単独パート（放送研究会、応援団［リーダー部・吹奏楽部・バトンチアリーダー部］）に毎年配分・支出しているものである。振興費については、活動の現状に見合った配分へと移行するため、2002年度に基準の見直し作業に入り、体育会各クラブについては部員数（規模）や勝敗（実績）に重きをおいた基準、また文化・学研については 2004 年度から過去 4 年間の平均部員数（規模）及び有料施設の使用状況等を基準とする取り決めが顧問会議において行われた。助成費については、各クラブが試合で遠征する場合など、その実費の一部を補助する制度である。

b　監督・コーチへの手当て・備品への援助

学長から委嘱された監督・コーチに対しては一定の手当てが支払われている。また、クラブで必要な備品については、従来振興費に反映される形をとっていたが十分とは言えず、今後現状に見合った支出ができるよう検討中である。

（エ）人的支援

制度面での支援でも触れたとおり、体育会、文化会、学術研究会、単独パートには顧問教授がおり、体育会のクラブには監督・コーチが配置されている。クラブの規模によっては、二人コーチ制を導入し、きめ細かい指導ができるよう配慮している。また、トレーニングルーム（パワージム）に専属のトレーナーを置き選手のコンディショニングに役立ている。2003 年度には、アスレチックトレーナーズルームを凱風館 2 階に設置し、アスレチックトレーナーが常駐して、選手のリハビリをサポートしている。

（オ）広報活動

課外活動の状況を広く公開し、本学学生としての帰属意識を高めるためには、日常的な広報活動が不可欠である。正門付近や凱風館入り口などに、リアルタイムで試合の日程や戦況報告の掲示をしたり、事前事後に関大通信を利用して記事を載せるなどペーパーメディアでの広報活動を行っている。また Web 上では、各クラブのホームページやスポーツ振興課（体育会の情報）、及び学生生活課（文化会・学術研究会の情報）のホームページでも課外活動の広報を積極的に展開している。

（カ）課外活動プログラムなど

課外活動に対する学生の意識を高める目的で学生センターでは各種プログラムを実施している。2005 年度課外教育スポーツ活動では、バドミントン、テニス、リズムシェイプアップ及びアイススケート講習会など、毎年 3 種目程度のプログラムを開講している。また、手話講習会（2005 年ボランティアセンターに移管）、人権問題フィールドワーク、KU Wednesday、KU シネマ（映画上映会）を定期的に開催している。

（キ）総合関関戦

関西大学では、関西学院大学との間で両校のスポーツ技術の向上と、日本の学生スポーツの振興を目的として、「総合関関戦」を毎年開催している。過去 30 回行われ、戦績は本学の 15 勝 14 敗（第 30 回関関戦は“はしか”の流行のため、中止となった）となっている。競技での対戦だけでなく、前夜祭などの催しも通じて両校が交流を深める場となっており、開催にあたっては、大学としても学生センター（スポーツ振興課）が全面的な支援体制をとっている。

（ク）学園祭開催状況

例年 11 月上旬に学園祭を開催しているが、2005 年 3 月に第 2 部の学友会が解散したため、第 2 部独自の学園祭「千夜祭」は消滅した。2006 年度からは、学園祭実行委員会が中心となり企画・運営を行っている。また、学生センターでは学生生活課が窓口となって支援を行っている。

【点検・評価】

課外活動の活性化を目指す取組として、スポーツにおけるハード・ソフト両面の充実がここ数年間に着々と進展している現状は、まさに目を見張るものがある。その一方で、文化会・学術研究会に所属する各部が

利用している誠之館 3 号館は、2004 年度に新館の改修を終えたが、旧館、別棟は老巧化が激しく、学生たちの活動にも支障をきたしている。この点については、創立 120 周年事業の一環として、「総合学生会館」（凜風館）と、誠之館 4 号館（KU シンフォニーホール）の改修工事で環境改善を図った。

「文化会本部」は文化会の代表組織として、各部との連携をとりながら文化会活動を活発にすべく、日常の業務に励んでいる。学術研究会の代表組織は「学術研究会運営委員会」であり、正式に本部として認められていないのが現状であるが、本部再建に向けた試みが進行中である。

学生サービスの窓口であった「学生部」は、2005 年 4 月から名称を「学生センター」に変更し、既存の学生生活課・スポーツ振興課の他にボランティアセンターを新たに立ち上げ、学生・教職員に対しボランティアに関する情報を提供するなど、学生サービスの更なる充実を図っている。

イ　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度

【現状の説明】

（ア）体育会所属部員数と主な戦績

第 1 部体育会に所属する学生数は、2004 年度 1,645 名、2005 年度 1,746 名、2006 年度 1,802 名、2007 年度 1,977 名で、人数的には増加傾向にある。戦績については各クラブによって異なるが、2007 年度は、アイススケート部で国際大会優勝者を輩出し、また、水上競技部、空手道部、レスリング部なども世界大会に出場した。また、馬術部、拳法部が全国大会を制し、「強い関西大学」の一躍を担うこととなった。

（イ）文化会・学研・単独パートの活動状況・部員数について

第 1 部文化会に所属する学生数は、2004 年度 1,125 名で、2005 年度 1,098 名、2006 年度 1,191 名と人数的にはほぼ横ばい状態が続いている。なお、第 2 部文化会には、2006 年度 193 名が所属している。特筆すべき活動としては、速記部が全日本優勝を果たし 39 連覇を成し遂げたことである。

一方、学術研究会に所属する学生数は、2004 年度 728 名、2005 年度 707 名、2006 年度 740 名で、文化会と同様にほぼ横ばい状態が続いている。なお、第 2 部学術研究会には 2006 年度 42 名が所属している。

【点検・評価】

本学では、学生文化の発信基地を目指し、スポーツ・フロンティア入学試験や AO 入学試験の実施により、さまざまな分野で才能ある学生の発掘に努めている。スポーツの分野では、グラウンドの新設、養心館の新設など、施設・設備の充実が着実に進んでいる反面、文化会活動においては施設の老朽化が激しく、環境改善に向けた取組を検討している。

第 1 部学友会が学園紛争以降その機能を停止しているが、本来その傘下にあった体育会と文化会はそれぞれの本部が各クラブの取りまとめ役を担っている。また、学術研究会も、2001 年に運営委員会を立ち上げ、本部再結成への準備に入っている。一方、第 2 部は 2005 年度に学友会が解散したため、2007 年度の移行期間を最後として、第 2 部体育会が完全に消滅する。課外活動は基本的に学生の自治活動ではあるが、学園全体の活性化に向けた取組の中で、大学としてもハード面とソフト面の双方から、各クラブの充実と発展を支援していく必要があるだろう。

ウ　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況

【現状の説明】

（ア）第 1 部・第 2 部学友会について

第 1 部では、いわゆる大学紛争時代の 1969 年、全学の学友会組織が崩壊して以来、今日まで学友会の再建はなされておらず、学生規程に基づく学部学生の自治団体としては、現在、経済学部学生自治会があるのみである。

一方、第 2 部においても昼夜開講制導入に伴い、2006 年 3 月 20 日をもって学友会が解散した。

（イ）統一学園祭実行委員会との交渉について

全学の統一学園祭を企画実施する場合、学生自治組織のない学部では、学生の意思を結集する方法として、あらかじめ選ばれた学生有志による学園祭準備委員会が、その都度、当該学部において学生の署名活動を行い、正当な署名活動による過半数の署名簿を学部学生主任の手を介して学部長に届け出て、それを受けて教授会が学園祭のための実行委員会の発足を認めることになる。学部によっては教授会が休講措置を認めた講義時限に臨時学生大会を開き、その結果を踏まえて正式に学部学園祭実行委員会が結成される。各学部の実行委員会が発足すると、今度はその名簿を学生センター所長に届け出て、全学統一学園祭実行委員会（クラブ・サークルの代表委員も含む）が組織される（毎年 9 月下旬頃）。これに呼応して学生センター所長は 10 学部の学生主任と学生センター教職員からなる学生主任会議を開き、上記委員会を正式に全学統一学園祭実行委員会と認知して、各学部教授会に休講措置の審議を依頼し、その結果、全学の統一学園祭が開催される運びとなる。一方、統一学園祭実行委員会のもと、模擬店・備品・講演・研究発表・ステージ・後夜祭などの各局が組織され、各実行委員が学生センターと打合わせを行いながら実施計画を調整し、学園祭を実行に移している。

なお、第 2 部学園祭「千夜祭」は、昼夜開講制の導入による学友会解散とともに 2005 年度を最後に幕を閉じた。

2005 年度・2006 年度の学園祭日程及びテーマは次のとおり。

2005 年度…〔第 1 部〕11 月 1 日(火)～11 月 4 日(金)　「KANRIZE」

〔第 2 部〕11 月 1 日(火)～11 月 3 日(木)　「LATINIZATION」

2006 年度…11 月 9 日(木)～11 月 12 日(日)「120（ひとつのわ)」

（ウ）要望書に基づく懇談会の開催

体育会、文化会・学術研究会等の本部に対しては、予算申請時（9 月中旬頃）に次年度の要望書を提出させ意見聴取を行っている。

（エ）リーダースキャンプ・フレッシュマンキャンプ・妙見参りなど

a　文化会・学術研究会リーダースキャンプ

文化会及び学術研究会は、それぞれ文化会本部と学研運営委員会が中心となって、例年 2 月に本学セミナーハウス高岳館でリーダースキャンプを行っている。参加団体は、文化会が 23 団体、準加盟 2 団体、また、学術研究会は 22 団体、準加盟 1 団体で、いずれも各部部長、渉内担当者約 50 人が出席して、現在抱えている問題点や解決方法について検討すると同時に、今後の活動方針について協議している。ともに、学生センター所長、同副所長及び学生生活課職員が出席して、必要に応じて学生との質疑応答を行っている。2005 年度及び 2006 年度の日程は次のとおり。

2005 年度…文化会 2 月 20 日(金)～21 日(土)、学術研究会 2 月 21 日(土)～22 日(日)

2006 年度…文化会 2 月 17 日(土)～18 日(日)、学術研究会 2 月 18 日(日)～19 日(月)

b　体育会リーダースキャンプ・フレッシュマンキャンプ

第 1 部体育会本部が中心となり、各クラブの幹部（主将・主務）によるリーダースキャンプが毎年 12 月に、三重県赤目で行われていたが、2004 年度からは高岳館で開催されている。このキャンプは、関西大学体育会の現状を把握し、幹部としてのリーダーシップや意識改革及び体育会各部の連帯感を深めることを主な目的としている。また参加者全員が班別討論会に出席して、意見の交換を行うとともに、講演会ではゲストを招いて運動技能の向上に資する話を聞いている。学生センターからは、学生センター所長、同副所長（課外担当）及び職員が同行し、班別討論会にも参加して、各クラブの現状把握に努めている。また、同じく第 1 部体育会本部が、毎年 6 月にフレッシュマンキャンプを実施している。これは、新入生に対して、体育会員としての自覚や新入生の心得を高めるとともに、体育会の楽しさ、辛さなどを話し合い、また新入生どうしの親睦を深めることを目的とするもので、毎年奈良県吉野で行われている。これにも、学生センター所長、同副所長（課外担当）及び職員が同行し、班別討論会を中心に、学生との意見交換を行っている。さ

らに、体育会の発展とその年の会員の安全を祈願し、各部の目標の再確認と体育会各部相互の親睦を図ることを目的として、毎年１月に妙見参り（新春研修会）が能勢妙見山にて実施されている。これにも、学生センター副所長（課外担当）並びに学生センター職員が同行し、大いに成果を上げているところである。

（オ）窓口対応について

上記のような特別な催しの他にも、日常的な課外活動の支援を目的として、学生センターが窓口対応に当たっている。2001 年度までは、その一切の任務を学生部学生課が行っていたが、2002 年度から組織の再編に伴い、文化会・学研は学生センター学生生活課が、また体育会は学生センタースポーツ振興課がそれぞれ担当することとなり、よりきめ細かな窓口対応が可能になった。

【点検・評価】

本学では、各学部に学生主任と学生相談主事を配し、学部単位で学生の正課教育を中心に助言及び支援を行っているほか、学部横断的には学生センターが課外活動支援の任にあたっており、正課と課外の役割分担が正常かつ効率的に機能していると言えよう。

また、本来、各クラブを傘下におき、これを取りまとめる任にあるはずの学友会が第１部には実質上存在していないにもかかわらず、さまざまな自治活動が円滑に運営されている背景には、体育会本部、文化会本部、学研運営委員会の努力が一方にあり、これら諸団体と日常的に対応する学生センターとの間で長い年月をかけて培われた信頼関係が他方にあるのだと言っても過言ではないだろう。つまり、伝統と相互の信頼関係に裏づけられた慣習と、直接活動に関わってきた人たちの知恵の集積が、今日の本学における学生自治活動を支えているのである。学生の正課及び課外活動は独立して存在しているのではなく、車の両輪にも喩えられるべきものである。そのために各学部の執行部と学生センターが情報の密なる交換を行い、よりきめ細かなサポート体制を築いていくことが今後の大きな課題である。

12　管理運営

本学は、大学の教育理念「学の実化（学理と実際との調和）」に基づいた教育・研究活動を実践するために、これまでそれに必要な教学の運営体制と教学の運営を財政的に支援する法人体制を制度的に整え、大学運営を諸規程に則って円滑に行ってきた。

ところで、2005 年 4 月に「私立学校法」が改正された。本学はこれを受けて、理事会を学校法人関西大学の最高意志決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者とし、その権限と責任を明確にした。2005 年 1 月からは「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」のもとに、学園建設や学部・大学院の改革などの教学事項が教学と法人の合同会議で審議・決定されるようになった。審議機関として、理事長のもとに「基本構想推進会議」が、理事会のもとに「関西大学戦略会議（諮問機関）」が設置されている。また、理事長の諮問機関として「経営審議会」が設けられ、学外の有識者に大学の経営方針が披露され、委員各位の意見を求めている。以上、法人と教学が一体となって大学の経営と教育研究を推し進める体制が整えられた。2006 年 10 月より、学部教育と大学院教育が一貫性を持って運営されるよう、学部長・機構長が研究科長を兼務することにした。

ただし、学長を教学の最高責任者とし、各学部教授会での審議・決定、学部長会議での学部間の合意形成といった従来の教学意志決定システムは、従来のままである。現在、教学側における意志決定プロセスのあり方が検討の遡上に挙げられ、教学と法人がより一層緊密に一体的かつ効率的に大学を運営する体制が整えられる方向にある。

学長や学部長の選任や意志決定など教学に係わる管理運営に関して、諸機関間の役割分担・機能分担に関する基本的な考え方、また、大学・学部等及び大学院が明文化された諸規程に則って、以下のように適切に管理・運営されている。以下では、教授会、大学協議会などの管理・運営について述べる。

(1) 教授会と大学協議会

【現状の説明】

ア　教授会と各学部等の運営

法・文・経済・商・社会・政策創造・総合情報・システム理工・環境都市工・化学生命工の 10 学部、外国語教育研究機構及び専門職大学院法務研究科・会計研究科における最高意思決定機関は教授会で、人事（教員の任用・昇任など）に係わる事項などが審議される。10 学部、外国語教育研究機構及び法務研究科・会計研究科は、学則第 61 条第 4 項に基づいて、教授会の規程をそれぞれ定め、それに則って運営されている。各教授会は、専任の教育職員で構成され、各学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科の教育と研究に係わる重要な事項を審議している。各学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科の教授会規程によれば、審議事項は基本的には次のとおりである。

① 学部長（外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長）の選出
② 副学部長（外国語教育研究機構副機構長、法務研究科副研究科長、会計研究科副研究科長）の承認
③ 学部等から評議員の候補者の選出
④ 学長となる者の承認
⑤ 学部等からの大学協議会協議員の選出
⑥ 教員の任用及び昇任、その他の人事に関する事項
⑦ 全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
⑧ 学則に関する事項
⑨ 教育課程に関する事項
⑩ 学科目担任に関する事項
⑪ 入学試験に関する事項

⑫　委託生、聴講生及び科目等履修生に関する事項
⑬　学生の試験、学籍、卒業、賞罰及び補導に関する事項
⑭　称号の授与に関する事項
⑮　自己点検・評価に関する事項
⑯　その他教育及び研究に関する事項

以上のように、本学における教授会は、各学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科の教員人事、学生の入退学、教育課程に係わる事項を主とした学部等の管理運営に関する事項のほか、学則に関する事項に代表される全学的な事項も審議し、極めて広範な権限を有している。

教授会は学部長（機構長、研究科長）によって招集され、その議長に学部長があたる。定例の教授会は、休業期間を除き、原則、月に 2 回（第 2、第 4 水曜日。）開催される。これは、原則、月 2 回（第 1 と第 3 の水曜日）開催される学部長会議を受けて行われるものである。また、必要に応じて、臨時の教授会が開催される。教授会は、在外研究員、国内研究員、研修員、休職中の者、療養休務者及び育児休業者を除く教授会構成員のうち、人事に係わる重要事項のように別途定めがある場合を除き、過半数あるいは 2 分の 1（社会学部及び総合情報学部は 3 分の 2）以上の出席をもって成立し、原則として出席者の過半数の同意をもって議決される。なお、人事に関する議案の場合には、通常の議案以上の定足数や議決要件を必要とする。

各学部を運営する執行部は、学部を代表して業務を統括する学部長、学部長を補佐する副学部長、学部の教学事項に係わる教学主任、大学・学部の入学試験事項に係わる入学試験主任（入試センター主事会（全学の委員会）の学部代表である入試センター主事を兼ねる）、学部学生の事項に係わる学生主任及び学生相談主事で構成される。また、外国語教育研究機構では、学部学生が所属していない関係上、機構長、副機構長、機構主任で執行部が構成されている。さらに、法務研究科の執行部は、研究科長、副研究科長、教学主任、入試主任、学生相談主事によって組織されており、会計研究科の執行部は、研究科長、副研究科長、教学主任、入試主任によって組織されている。学部長（機構長、研究科長）は、執行部及び各学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科に設置される各種委員会並びに全学にわたる問題を扱う各種委員会と連携・協力を図りながら、教授会に提出する議案などについて慎重に検討し、教授会の決定後はそれに従って学部等を運営する。また、学部長等は、各学部等における重要な教学上の問題については、教授会での決定前に学長と事前協議を行い、学長との連携を十分に図りながら、教授会決定後の運営が円滑に行えるように努力している。

各学部・外国語教育研究機構・法務研究科・会計研究科には、執行部をサポートする事務体制が整えられている。教務センター第 1 、第 2 、第 3 、第 4 学舎オフィスに配置されたグループ長を中心として（学部等の規模によって異なるが、多い学部では数名）、学部教授会をはじめ、各種委員会の運営をサポートしたり、大学執行部や法人部局との折衝を円滑に進めたりして、学部長と二人三脚で学部の運営にあたっている。

イ　教授会と全学的な審議機関等との連携

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議する代表的機関として、大学協議会と学部長・研究科長会議が設けられている。

（ア）大学協議会

大学協議会は、学長の教務統轄を補佐することを目的に、1958 年 6 月に制定された審議機関である。現在の構成は、学長、副学長（3 名）、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長、全学共通教育推進機構長のほか、各学部等から選出の教授各 2 名からなる。大学協議会は、学長が主宰し、教務統轄上必要と認めた事項について協議し、「関西大学大学協議会規程」（1958 年 6 月制定）に基づいて運営される。「関西大学大学協議会規程」によれば、大学協議会は、学長が必要と認めたとき、または協議員 3 名以上の要求があったときに学長が招集し、その議長に学長があたるとされる。大学協議会は、協議員の

3 分の 2 以上の出席をもって成立し、全協議員の過半数の同意をもって議決される。

大学協議会は、これまで、主として名誉教授の称号の授与に係わる事項や、教育職員の懲戒処分に係わる事項を審議するために開催されてきた。また、全学共通教育推進機構に係わる教学上の重要事項も大学協議会に付議されてきた。名誉教授の称号の授与には、該当する教育職員が所属する教授会で前もって審議・了承されておく必要がある。その後、大学協議会に諮られ、理事会の承認を得なければならない。また、教育職員の懲戒処分に関しては、該当する教育職員が所属する学部等の教授会及び大学協議会の議を経て、理事会に意見具申がなされる。

このように、教育職員の身分に係わる重要事項や、全学の共通教育に係わる教学上の重要事項に関しては、当該学部等の教授会や全学共通教育推進機構での審議だけでなく、場合によっては大学協議会または後述の学部長会議において全学的な見地に立って協議される。すなわち、教授会と大学協議会は、全学的な重要事項の審議に関して、密接な連携を図りながら、かつ役割分担を明確にして運営されている。

（イ）学部長・研究科長会議

本学には、全学的な教学事項を協議する機関として、学部長・研究科長会議が設けられている。ただし、学部長・研究科長会議は、教授会の上位に位置づけられた審議機関ではない。しかし、単なる連絡会議でなく、教学に係わる全学的な事項を協議する重要な機関である。本会議で協議事項に意見の一致をみた場合には、その意向を尊重する旨の「申し合わせ」に基づいて実施に移される。学部長・研究科長会議は、大学協議会が年に数回程度開催されているのに対し、休業期間を除いて、原則、月 2 回（教授会が開催されない第 1 と第 3 の水曜日）、定期的に開催されている。したがって、教学に係わる全学的な事項を検討する機関は、実質的な意味で大学協議会というよりも学部長・研究科長会議である。

学部長・研究科長会議は、副学長（学部・教育推進担当）が議長となり、学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、全学共通教育推進機構長、法務研究科長、会計研究科長で構成されている。なお、学長補佐はオブザーバーとして参加している。ただし、学部長・研究科長会議は、前述のように、「申し合わせ」に基づいて運営されており、明文化された規程は存在しない。

本学では、学部長・研究科長会議が、今日、大学全体の意思決定に関わって、極めて重要な役割を担っている。特に、学長の教学に係わる方針や提案について、共通の理解と協力関係を形成する上で重要な会議である。学部等の教授会単独では解決できない全学的な事項等の連絡・調整・企画・協議に大学執行部、各学部長、外国語教育研究機構長、全学共通教育推進機構長、法務研究科長、会計研究科長が一堂に会している。このように、本会議を通して、学長と学部等機関あるいは各学部等間の密接な連携と協力が図られ、教授会と学部長・研究科長会議の役割がうまく分担され、円滑な大学運営のために十分な機能を発揮している。

なお、本会議を統括する事務組織は、学事局長（兼大学本部長）を長とする学長課である。同課の職員は、学部長・研究科長会議が開かれる前週末に会議に上程する案件を副学長（学部・教育推進担当）とともに検討し、学部長・研究科長会議が開催される週の月曜日に、大学執行部と案件を上程する諸機関の長（事務長の同席）との打合せを行い、学部長・研究科長会議が効率よく運営できるように心がけている。

（ウ）その他の機関

大学の予算編成に係わる事業の計画を審議するために、大学予算委員会（1968 年 12 月制定）が設けられ、学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長、全学共通教育推進機構長、入試センター所長、学生センター所長、キャリアセンター所長、図書館長、博物館長、インフォメーション・テクノロジーセンター所長、国際交流センター所長、研究所長、保健管理センター所長、学長室長、学事局長、大学本部付局長（高槻キャンパスグループ担当）、入試事務局長、学生サービス事務局長、学術情報事務局長が構成員となって、全学的な調整と合意の形成が図られている。本委員会の議長には学長が、副議長には副学長（総務・学生担当）があたっている。

さらには、全学的な見地から全学共通教育の構想・推進を図り、もって本学の教育の向上に資することを目的に、全学共通教育推進機構が設置されている。本機構には、機構委員会のほかに、教養教育に関するこ

と、外国語教育に関すること、インターファカルティ教育に関すること、ファカルティ・ディベロップメントに関すること、授業評価に関すること、免許・資格に関すること、及びその他全学共通教育の推進に関することを主な業務とする六つの部門委員会が設けられている。機構委員会は、機構長及び副機構長のほかに、各学部等の副学部長、外国語教育研究機構副機構長、その他で構成されている。また、各部門委員会は、各学部及び外国語教育研究機構から選出された専任教育職員各1名、その他で構成されており、各機関の主体性に配慮するとともに、各機関との連携・協力を図って運営されている。

大学全体の教育水準の向上を図るため、関西大学自己点検・評価委員会が 1994 年に設けられ、現在、第7期（2006～2007年度）の活動を進めている。これは、全学的視点に立って大学の自己点検・評価を行う委員会である。また、各学部、大学院、図書館など各教育研究単位の組織にも個々に自己点検・評価委員会が設けられ、当該組織の活性化を促す効果的な自己点検・評価が期待されている。

【点検・評価】

本学には、教学に係わる全学的な事項を審議・協議するために、大学協議会と学部長・研究科長会議が設けられている。前者は、学長の教務統括を補佐することを目的に設立された最高審議機関で、その開催回数は年数回である。また、後者は、全学的な教学事項を協議する機関ではあるが、各教授会の上位に位置づけられるような審議機関ではない。開催回数は年十数回で、かなり頻繁に開催され、大学運営には欠かせない重要な会議になっている。両者の職掌事項は異なり、役割分担も明確で、教学事項を円滑に解決する制度としてうまく機能している。また、時間の関係上、大学協議会及び学部長・研究科長会議で十分に審議や協議できない事項は他の諸機関で実質的に審議がなされ、その結果は学部長・研究科長会議等に審議事項あるいは報告事項として上程され、大学運営がうまく機能するように制度化されている。

各学部等には、教授会や各種委員会が設けられ、学部独自の問題や他機関と関連する事項が議論され、改革・改善に向けての方策がとれる体制が整えられている。各学部と大学執行部、あるいは各学部間の諸課題は学部長・研究科長会議を通して議論され、大学総体として協働できる体制が整えられている。

このように、役割分担が大学レベルでも、学部レベルでも明確なさまざまな機関が大学に設けられ、教学の運営がスムーズに展開されている。

本学には、上述のさまざまな機関が独自にあるいは共同で立案・実施した諸施策を定期的に自己点検する仕組みが構築されている。すなわち、関西大学自己点検・評価委員会が設けられ、大学全体の教育研究、それを支える施設・設備、学生の学園生活などを支援する機関などの水準向上のため、自ら組織を点検し改善する制度を備えている。本活動は、すでに 10 年以上の実績を有している。各機関が企画・計画（Plan）した事業が実行（Do）に移された後、2 年ごとに点検（Check）がなされ、その報告結果に基づいて各機関の改革・改善（Action）が実施される、いわゆるPDCAのサイクルが確立されている。

(2) 学長の権限と選任手続き

【現状の説明】

ア　学長の選任手続き

本学では、学長が教学を統轄する長である。学長は、「学校法人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程」の第2条「理事会が教授会の意見を聴いて、任免する」の定めに基づいて選任される。その任期は3年で、再任は妨げられないが、引き続き9年を超えることはできない（「学長選挙規程」第2条の2)。学長の被選挙権を有する者は、本学の専任の教授である。ただし、「職員任免規則」第17条第2項によって定年を延長されている者及び満65歳を超えて学長の職にある者を除く（「学長選挙規程」第2条)。

学長の選任の手続きは、次のとおりである。すなわち、理事長は、後任学長の推薦方について、学長を通して各学部等の教授会あてに諮問する。これを受けて、各学部等の教授会は「学長選挙規程」(1984 年制

定）に基づいた手続きを経て、後任学長として推薦すべき教授を決定し答申する。このようなプロセスによって学長を選任する制度は、1962 年に規程化されて以来、今日まで継続されている。現行のシステムでは、10 学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長及び会計研究科長によって構成される学長選挙管理委員会のもとに、まず、各学部、外国語教育研究機構、法務研究科の教育職員各 10 名、会計研究科の教育職員 5 名及び大学事務職員 10 名の計 135 名で構成される学長候補者選考委員会において 3 名の学長候補者を選出し、これを在籍学生による除斥投票にかける。除斥投票の結果、学生の 3 分の 1 以上によって除斥された学長候補者は失格する。この失格者が 2 名以上となったときには、選挙管理委員長は学長候補者選考委員会に対して学長候補者の補充選考を求めなければならない。以上の手続きを経て学長候補者が確定した後、選挙管理委員会は選挙会（選挙会の有権者は専任の全教育職員。有権者総数の 4 分の 3 以上の出席をもって成立）を招集し、推薦する後任学長が投票によって決定される。この場合、投票総数の過半数を得た者が当選人とされる。もし過半数が得られなかった場合には、得票数の多い者 2 名について第 2 次選挙を行い、得票数の多い者をもって当選人とする。

イ　学長権限の内容とその行使の適切性

学則第 59 条によれば、「本大学に学長及び学部長を置く」と規定されている。ただし、学長の権限については、どこにも触れられていない。学長の権限が、「学校法人関西大学職員の任免及び職務権限に関する規程」で抽象的に表現されている。すなわち、その第 11 条で「学長は、大学の教務を統轄する」と、さらに第 12 条で「学長、校長及び園長は、各所管の教務を掌理する」とされる。これらの条文から類推して、学長の権限が及ぶ範囲は大学で、しかも教務に限られている。このことから、学長は教学上の最高管理者に位置づけられる。学長は、また、法人の理事及び評議員で、理事会及び評議員会の重要なメンバーでもある。この立場からすれば、学長は本学の経営の責任の一端を担っている。学長が大学の教学上の最高管理者であることを顧慮すれば、学長は教学の意見を理事会及び評議員会において反映させねばならないという立場にあり、極めて重い責任を負っている。

学長の権限を具体的に示す条文として、「大学協議会規程」がある。前述のように、大学協議会は学長の諮問機関である。本規程によれば、学長が必要と認めたとき、学長はこれを招集し、議案を付議し、その議長にあって議事を進め、議決することになっている。このことから、学長の権限は極めて大きいように考えられる。ただし、大学協議員 3 名以上の要求があったときにも学長は大学協議会を招集しなければならず、議事は協議員全員の過半数の同意をもって議決することになっているので、決して学長の独走を許すことにはなっていない。

さらに、全学的な教学に係わる事項について実質的に協議する機関である学部長・研究科長会議は、意思決定機関ではなく、連絡・調整・企画・協議を行うことによって、学長と学部等機関の連携及び各学部等間の連携を図っており、学長がその権限を行使するにあたっては、リーダーシップを基本としつつも相手を可能な限り説得し、理解を求めることが必要とされている。このような観点から学長の権限行使の実態を見れば、適切である。

ウ　学長と全学的審議機関等との間の連携協力関係

前述のように、本学には、全学的な教学に係わる事項について実質的に協議する機関として、学部長・研究科長会議が設けられている。ただし、これは意思決定機関ではない。しかし、大学全体の意思決定に関連して重要な役割を果たしており、特に学長の教学上の方針や提案について、共通の理解と協力関係を形成する上で重要である。また、学部等の教授会単独では決定できない全学的な事項等に関して、大学執行部と各学部長等が集い、連絡・調整・企画・協議を行うことによって、学長と学部等機関の連携・調整や、各学部等間の連携・調整が図られている。さらに、各学部等の重要な教学上の問題について、学部長等は学長と事前協議を行い、教授会決定後のプロセスが円滑に運ぶように、学長との連携・協力を図っている。また、学

生センター所長、キャリアセンター所長、入試センター所長あるいは国際交流センター所長等が彼らの所管に属する重要事項に関連して学部長・研究科長会議に提案する場合にも学長と事前協議を行い、学長と各機関との適切な連携や調整を図っている。

【点検・評価】

本学における学長選任の手続きでの特徴は、在籍学生（大学院生を含む）による除斥投票制度を設けている点に現れている。しかし、本制度が実施されてから今日に至るまで、除斥投票によって失格した学長候補者は 1 人もいない。2003 年に行われた学長選挙までは、学生の除斥投票は郵送によってなされていたが、事務業務の煩雑さ、多額の費用を要することなどが問題として提示され、その改善策が種々検討されてきた。そして、2004 年 10 月には「学長選挙規程」が改正され、郵送による除斥投票制度が学内に設けられる投票所での除斥投票制度に改められた。また、学生による除斥投票制度の有効性もしばしば議論され、廃止をも含めた検討の余地のあることが指摘されてきた。しかし、本制度は、大学の重要な構成員である学生が学長選挙に参画できる民主的な制度であるだけに極めて慎重な議論が必要であるとされ、従前のまま続けられている。なお、現行制度には、①選挙会には不在者投票の制度が設けられていないこと、②学長選挙は立候補制でないため、学長候補者の所信表明が公式に行われないこと、などの検討すべき点が指摘されている。今後、これらの点を含めた学長選挙制度のあり方について検討が必要である。

学長の権限の内容とその行使の適切性については前述したとおりで、学長の独断専行を許すことなく、リーダーシップが十分に発揮できる制度が保証されている。

(3) 学長補佐体制の構成と活動の適切性

【現状の説明】

2001 年 3 月までは、学長を頂点とする教学の執行体制（本学では「大学執行部」あるいは「学長コーナー」と称している）は任期 3 年の学長と、同一任期の教学部長 1 名、2 名の教学部長代理によって構成されていた。教学部長と教学部長代理は学長のもとで、学長が統轄する教学面の管理運営を補佐していた。ところが、近年、多くの解決すべき課題が山積するようになった。それらを円滑に解決し、新たな課題にも果敢にチャレンジし、合わせて学外諸機関との連携・協力を一層促進するための機動力ある執行部体制への組織改革が必要になった。このような状況を受けて、2001 年 4 月に学長と、3 名の副学長、2 名の学長補佐で構成される新たな執行体制が構築された。2003 年 10 月にスタートした執行部からは、さらに 1 名の学長補佐が増員され、一層の充実が図られた。

副学長（3 名）は、「副学長規程」第 3 条によれば、学長が専任の教授のうちから大学協議会の議を経て理事会に推薦し、理事会が任命するとされている。その職務は、「副学長規程」第 2 条によれば、次のとおりである。

① 副学長（総務・学生担当）
　教学の総務、学生生活及び渉外に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

② 副学長（学部・教育推進担当）
　学部長会議及び学部教育の推進に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

③ 副学長（大学院・研究推進担当）
　大学院の運営及び本学の研究活動の推進に関する職務につき、学長を補佐し、学長から委任された職務を代行する。

学長補佐（3 名）の規定は、現在までのところ、設けられていない。それゆえ、その職務内容は明文化さ

れていない。これは、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮できるように、迅速かつ実行力をもって学長を補佐するスタッフとして期待されており、

①　教学改善に係わる企画立案等並びに高大連携企画等の担当

②　人権問題並びに研究助成等の担当

③　広報並びに社会連携等の担当

に役割が分担されている。また、外部諸機関等（教育関連機関や経済諸団体等）との連携・協力は、各学長補佐が職掌する事項に対応して臨機応変に行っている。学長補佐は、学部長・研究科長会議の正式メンバーではないが、オブザーバーとして出席するほか、法人の会議、たとえば、予算会議、基本構想推進会議等にもオブザーバーとして出席しており、法人と教学両者の大学運営に係わる議論に加わる機会が与えられている。学長補佐はこれら以外にもさまざまな会議に出席し、企画調整に携わることも多い。

副学長と学長補佐の職務は、上述のように分担されている。彼らは、その職務の範囲内でそれぞれがその職務遂行の権限を学長より委譲され、責任を持って遂行している。

大学全体の基本方針や基本戦略、即時に対応しなければならない事項などを検討する大学執行部の会議いわゆる学長コーナー・ミーティングが、原則、月曜の午前に定例的に開催され、執行部構成員の意識の共有と実施計画を立案している。従来、このミーティングは、その性格上、必ずしも定期的に開かれるものではなく、2003 年 9 月までの執行部では必要に応じて開催されていた。しかし、職務遂行状態等に関する情報交換等を通じた意思疎通の点での問題点が指摘され、定期的な会合の開催が望ましいとの反省点があったため、2003 年 10 月にスタートした執行部から現在のように定期的に開催されている。

【点検・評価】

大学院部長及び同部長代理制度を廃止（2003 年 9 月 30 日付）し、2003 年 10 月 1 日から新たに大学院を担当する副学長が置かれた。これに伴って、それまで副学長が担っていた職務及び学長の職務代行のあり方が再検討され、副学長の職務が、①総務・学生担当、②学部・教育推進担当、③大学院・研究推進担当に再編された。これは、学長の業務の輻輳を緩和するため、副学長による学長の業務代行の範囲が拡げられたこと、対外的な関係において、総務・学生担当の副学長が可能な範囲で学長の職務を代行できる体制になったことである。また、2003 年 9 月までは、副学長の 1 人が全学共通教育推進機構長を兼務していたが、これを機に全学共通教育推進機構長を独立した長とし、学長の信任職として任命されることになった。これらの改正は、大学全体の運営機関と業務執行にあたる各機関との役割分担及びその連携を勘案して行われたものである。

2003 年 10 月には、学長補佐が 1 名増員された。にもかかわらず、教学と法人のいずれも検討事項が多くなり、その結果、多くの会議への出席を余儀なくされた。そのため、学長のリーダーシップが遺憾なく発揮でき、新しい施策を立案するだけの時間的余裕を失った。本来、学長補佐は次の改革に必要な計画づくりを行う強力なブレーンであると考えるが、日常の業務に翻弄され、設立当初の目的を十分に達成していない。2006 年 9 月に改編される事務組織において、従来の学長秘書課を拡大・充実させた学長室が設けられた。そこには教学上の重要事項を企画・立案する事務部門が設けられ、学長補佐との協力体制が整えられた。これによって、当初の目的がより一層果たされるものとなっている。

(4) 大学の意思決定プロセスについて

【現状の説明】

ア　大学運営に係わる意思決定システムの諸機関

本学は、長い歴史の中で受け継がれてきた「学の実化（学理と実際との調和）」を大学の教育理念とし、「平成 15 年度予算編成の概要」の中で「学校法人は、この学是を基本的な教育理念として展開している大

学をはじめ、各設置学校の教育方針や研究活動を尊重するとともに、法人と各設置学校がそれぞれの分野におけるお互いの責任を果たし、相まって教育研究の充実と発展を図ることを経営方針の基本」（「平成 15 年度予算編成の概要」）としている。この方針は、いわゆる教学尊重を前提とした教学と経営の役割分担を明確に表現したものである。この方針に則した形で学内諸手続きに関する諸規程が整備され、大学の諸機関が、教育研究組織として有機的に機能し、学校法人の諸機関との連携も円滑に相互の意思疎通を図れるように努力されてきた。

本学における意思決定は、従来、法人側の諸機関と教学側の諸機関に分けられて行われてきた。法人側が係わる審議等の機関として、理事会と評議員会が設けられていた。さらに、理事長の諮問機関として、中期計画検討会と学園建設委員会、理事長の補佐機関として、予算会議が設けられていた。一方、教学に係わる審議等の機関には、大学協議会、学部長会議、学部等の教授会、研究科長会議、第 2 部協議会、全学共通教育推進機構委員会、自己点検・評価委員会、学長の諮問機関である将来構想計画委員会があり、その他に学部・大学院以外の教学に係わる審議等の各種機関が存在した。

上述の意思決定システムは 2004 年 12 月まで継承されてきたが、2005 年 4 月の「私立学校法」の改正を受けて、理事会を学校法人関西大学の最高意思決定機関と位置づけ、かつ理事長を最高執行責任者とすることで権限の明確化を図った。その結果、2005 年 1 月には「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が立ち上げられ、新たな考えによる経営と教学が一体となった意思決定システムが導入された。

具体的には、

① 理事長の諮問機関で、中長期の基本構想・法人の重要事項の検討を行う「基本構想推進会議」

② 理事会の諮問機関で、基本構想に基づく中長期の学園総合事業を策定する「関西大学戦略会議」

③ 理事長の諮問機関で、学外有識者の意見を経営に反映させる「経営審議会」

である。また、「関西大学戦略会議」の下には、中長期的な総合事業構想の実現に向けた具体的な施策を立案する「経営専門委員会」と「教学専門委員会」が置かれた。これによって、教学側のこれまでのシステムたとえば「学部長会議」「教授会」などの諸機能を改めて検討する必要に迫られているが、成案を得るに至っていない。いずれにしても学校法人総体の効率的かつ迅速な施策実行システムとして、本学の基本方針を教学と法人が一体となって推進する体制が望まれる。なお、理事長の諮問機関である中期計画検討会と学園建設委員会、学長の諮問機関である将来構想計画委員会は、2005 年 1 月の「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」によって廃止された。

イ　法人の経営意思決定システム

理事会は、その運営方針を各期初めての理事会で協議・確認し、今期（15 期、2004 年 10 月～2008 年 9 月）は毎月の第 2・第 4 木曜日を定例の開催日として運営されている。ちなみに、2005、2006 年度はそれぞれ 18 回開催されている。理事会における審議・報告事項としては、「事務専決に関する理事会内規」に基づき決定されている。また、「監事」については、その都度出席が求められ、財産の状況または理事の業務執行状況について必要に応じて意見を述べる機会が与えられている。

審議事項としては、

① 理事会の運営に関する事項

② 評議員会付議事項及び承認事項

③ 設置学校の学則・校則・園則の改正に関する事項

④ 組織の改廃に関する事項

⑤ 教育職員の任免

⑥ 学長、校長及び園長の任免

⑦ 学部長、局長等の任免

⑧ 事業計画とそれに基づく予算編成

⑨　決算及び事業報告
⑩　学費の改定
⑪　就業規則、給与規則、経理規則等、法人事務の運営上基本となる規則の改廃に関する事項
⑫　その他「事務専決に関する理事会内規」を越える事項
等が挙げられる。その具体的内容については、毎年、決算とともに発行される「事業報告書」に詳細に報告されている。

評議員会は、「寄附行為」の定めるところにより、議決機関として毎年 3 月、5 月及び 10 月に定例の評議員会が招集され、評議員のうちから評議員会において選任された議長・副議長のもとに、「寄附行為」並びに「評議員委員会規程」（1957 年制定）、「評議員会議事規則」（1957 年制定）の定めるところにより、全評議員 102 名から理事・監事 18 名を除いた 84 名で総務・人事・財政・学事・給与厚生の五つの委員会が構成され、各委員会で委員長・副委員長を選任している。定例の評議員会には、正副委員長懇談会、総務・財政連合委員会、人事・給与厚生連合委員会がその前に開催される等、各評議員の意見収集のための工夫がなされ、重厚な運営方法を採用している。

議決事項としては、
(1) 予算、決算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び重要な資産（土地、建物（附属設備を除く。）及び積立金をいう。以下同じ。）の処分
(2) 事業計画
(3) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
(4) 寄附行為の変更
(5) 合併
(6) この法人の目的たる事業の成功の不能による解散
などが挙げられ、

承認事項としては、
(1) 寄附金品の募集に関する事項
(2) その他この法人の業務に関する重要事項で理事長において必要と認める事項
となっている。

ウ　教学の意思決定システム

（ア）学長提案に係わる事項の意思決定プロセス

教学の意思決定プロセスの第一歩は、今後進むべき大学全体の教学に関する基本方針や基本戦略の策定、さらにはその基本方針等に基づく具体的な提案が、学長のリーダーシップのもとに、主として学長、副学長（3 名）、学長補佐（3 名）、さらには大学本部長（現在、学事局長を兼務）を加えた、いわゆる「学長コーナー」で企画・立案されることから始まる。学長提案は、いずれにしても教学上の最高責任者としての学長の決断によって提案される。

a　学部長・研究科長会議での審議

前述の学長提案は、時には骨子として、時には詳細な案として、10 学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長、全学共通教育推進機構長及び学生センター所長等からなる学部長・研究科長会議で諮られる。10 学部長、外国語教育研究機構長及び法務研究科長、会計研究科長等は、学長提案を学部長・研究科長会議で協議した後、各学部、外国語教育研究機構及び大学院（以下、各学部等と省略する）の教授会（大学院の場合は研究科委員会）の審議にかけるため、各学部等に持ち帰る。各学部等の長は、その執行部と協議した後、これを各学部等の教授会の審議にかける。各学部等の教授会において、学長提案が了承されれば、各学部長等はその旨を学部長・研究科長会議で報告し、学長提案が全学一致で承認されたことになる。一方、教授会で学長提案への質問、問題点の指摘・修正などの要求事項が生じた場合には、それら

が学部長・研究科長会議で検討され、時には学長提案に修正が加えられる。また、審議事項によっては、了承した学部等だけでその提案が執行され、否決された学部等は執行しないことも認められる。上述のプロセスを経て承認された学長提案は、その後、一定の事務手続き等を経て執行される。これが、本学における学長のリーダーシップのもとでの現在の意思決定プロセスである。

なお、全学の共通教育に係わる教学上の重要事項については、当該学部等の教授会や全学共通教育推進機構で審議するだけでなく、場合によっては大学協議会や学部長・研究科長会議においても全学的な見地からの協議というプロセスがとられる。

ｂ　大学協議会での審議

学長の教務統轄を補佐するために設けられている大学協議会は、前述のように、主として名誉教授の授与に関する事項や教育職員の懲戒処分に関する事項を審議する際に開催されてきた。さらに、2004 年 3 月には「関西大学名誉博士規程」が制定され、名誉博士の称号の授与に関する事項も審議されるようになった。

本学の教育職員に名誉教授の称号を授与する場合には、まず当該教育職員が所属する教授会での審議を経て、当該学部長から学長に推薦される必要がある。その後、学長が大学協議会に諮った後、理事会の承認を得る。また、名誉博士の称号を授与する場合には、学長が名誉博士授与の被推薦者を大学協議会に諮った後、理事会の承認を得る。

教育職員の懲戒処分については、当該学部の教授会及び大学協議会の議を経て、学長が理事会に意見具申を行うシステムになっている。

（イ）学部等機関からの提案に係わる意思決定プロセス

各学部等における教育課程の改編等の学則に係わる事項や入学試験制度の変更といった重要事項等が教授会で審議され了承される場合には、次のような意思決定プロセスを経なければならない。

ａ　学部教授会での審議

当該学部の委員会あるいは学部執行部でまとめられた案件は、まず当該学部の教授会で審議される。この場合、当該学部長等は、学部等の教授会で審議・決定する前に、学長との事前協議を行い、学長の了解を得ておく必要がある。さらに、その改編等が他学部に影響を及ぼすと思われる場合には、当該他学部に対しても事前の説明や協議を行う必要がある。

ｂ　学部長・研究科長会議での審議

提案が教授会で了承された後、全学部等の承認を得るために学部長・研究科長会議にかけられる。その結果、他学部等の教授会で承認が得られれば、その後、当該学部長等は提案を執行することができる。

このような意思決定プロセスは、各学部等の長からの提案案件の審議だけでなく、他の機関、たとえば、学生助育のさまざまな業務を統轄する学生センター所長、学生のキャリアアップに係わるさまざまな業務を統轄するキャリアセンター所長、学部学生の募集に係わるさまざまな業務を統轄する入学試験センター所長、図書館の運営を統轄する図書館長、博物館の業務を統轄する博物館長、インフォメーション・テクノロジーセンター所長、国際交流センター所長、各研究所長及び人権問題研究室長などからの重要事項に係わる提案の場合にもあてはまる。この場合、各機関における委員会で協議が煮詰まった段階で行われる学長との事前協議と学長の了解を前提として、各機関の長は学部長・研究科長会議において各学部等の長に対して提案の説明を行い、各学部等の長は各学部等の教授会で審議にかける。学部等の教授会で承認が得られれば、各機関の長は提案を執行することができる。

ｃ　理事会での審議

上述のようなプロセスを経て教学側で決定された事項のうち、学則の改正や組織の改廃に関する事項等については、理事会で審議され決定される。

【点検・評価】

近年の大学を取り巻く状況には大変厳しいものがある。それをもたらした環境として、少子化に伴う受験者数の減少や受験競争の低下に伴う入学生の質の低下、高齢化に伴う生涯教育への志向や社会人再教育の必

要性の増大、技術革新の進展、高度情報化社会の到来、グローバル化に伴う社会・経済構造の変化、価値観の多様化、さらには国立大学の独立行政法人化や司法制度改革・公認会計士制度改革などの影響が考えられ、枚挙に暇がない。今日の大学には、これら社会状況の急変にうまく応えることが要求されている。しかもその対応にはスピードが要求され、そのためには学長の強いリーダーシップとそれを可能にする意思決定システムの確立が欠かせなくなってきた。歴史を有する大学ではこれまで学部自治を最重要視し、それを基本に大学の運営がなされてきたという伝統があるが、近年の大学を取り巻く厳しい状況を目の当たりにして、このような伝統のマイナス面が指摘されるようになってきている。

本学においても、2001 年に設けられた副学長と学長補佐による学長サポート体制は、学長が統括する教学面の運営管理を補佐するとともに各人の役割分担を明確にし、学内外の諸機関との連携協力をより一層促進するために設置されたものである。さらに、2003 年 10 月 1 日より、大学院部長と同部長代理の職を廃止し、新たに大学院を担当する副学長を置き、現行の副学長が担っている職務及び学長の職務代行のあり方の再検討が行われたのも、大学全体の運営機関と業務執行にあたる各機関との役割分担及びその連携を図ったものである。これは、本学の教学における新しい意思決定システムを志向した改革として、評価される。

大学運営に関する意思決定システムを、法人と教学に分けて自己点検・評価してきた。本学は、従来、教学の尊重を前提とした教学と経営の役割分担を基本に、教学と法人がそれぞれ独自に運営されてきた。2005 年 4 月に改正された「私立学校法」を受けて、法人の意思決定システムに新たな考えが導入された。すなわち、「基本構想推進会議」と「関西大学戦略会議」である。前者には、学長、副学長、教育職員から選出された学内理事、オブザーバーである学長補佐が加わり、常務理事の議長の下に、法人が立案する中長期基本構想に教学も加わって教学事項や法人事項を検討し、その結果を理事長に報告するようになった。また、後者には、学長、副学長、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長、全学共通教育推進機構長、オブザーバーとしての学長補佐、教育職員から選出された学内理事が加わり、理事長の議長の下に、理事会から諮問された教学事項や法人事項を審議し、その結果を理事会に報告するようになった。

このように、法人側の意思決定システムは改革されたものの、教学側の意思決定システムは従前のままで、両者の間に十分な整合性が図られるまでには至っていない。したがって、この度の改革は、今日の大学を取り巻く厳しい状況を考えた場合、必ずしも十分であるとはいえず、さらなる改革の必要性がある。そのためにも、教学に係わる大学全体の基本方針や基本戦略の策定を審議・決定する機関の明確化や、従来から各学部等の教授会で審議してきた全学に及ぶ事項の審議のあり方などを再検討し、学長がリーダーシップを発揮して、スピード感をもって大学行政にあたれるような制度改革が求められている。

(5) 教学組織と学校法人理事会との関係

【現状の説明】

理事会の任期は、1 期 4 年である。新たな理事会の発足時には、法人の業務を運営する基本方針が確認されている。その方針は、「本理事会が法人の設置する学校を運営する基本は教育・研究の充実・発展に置き、憲法・教育基本法の所期する目的を達成することにある。これを具現化するものの第一は、学問の自由を尊重することであり、教育・研究に携わる教職員の自治にかなう所作に全幅の信頼を置くこととしその第二は、教育・研究の充実発展に資する財政基盤の確立を図ること」である。この方針は、1950 年代から一貫して堅持されており、教学の尊重を前提とした教学と経営の役割分担を表現するものである。

理事会の構成員に、教学から学長と 3 名の専任の教授が加わっている。学長は役職上の理事で、3 名の教授は学内理事である。これらの理事は、全学の経営はもとより、とりわけ教学に係わる諸問題について、他の理事に対し、教学上の諸施策の理解を深めるように努めている。

理事会と教学との関係は、前述のように、教学と経営の役割分担を基本としていることから、学長が教学

の統括責任者として、その責務を果している。2004 年 12 月までは、理事長、常務理事及び学長の 3 者が定期的な懇談の場で重要な事項について意見交換し、事前の理解のもとで理事会に提案されていたので、教学事項に関する案件が理事会で否決されるということは皆無に近かった。また、2005 年 1 月からは法人の経営意志決定システムが改編され、教学と法人が定期的に教学事項を協議する機関「基本構想推進会議」が設けられたので、従前より法人と教学の一体化した組織運営が図られるようになった。

また、理事会の議案については、局長会議（各部署の局長、次長クラス及び理事長、専務理事、常務理事で構成）で調整が行われる。この段階で問題があれば、それぞれの機関においてその取扱いが再検討されることになっている。

【点検・評価】

本学における理事会と教学組織との連携・協力関係は、上記のとおり、スムーズに行われており、機能分担及び権限の委譲に関してもさしたる問題はない。経営と教学の一体化運営の試みはいま始まったばかりで、今後とも制度として定着するまでにはさまざまな改善を必要とする。現在のような変化の激しい、かつ迅速な決定と強力なリーダーシップが求められている環境にうまく適応するには、制度の改善に一層の努力が必要である。

(6)「大学協議会」の権限と適切性

【現状の説明】

本学における教学の最高審議機関は大学協議会である。これに関する規程は、「大学協議会規程」として 1958 年 6 月 1 日に制定されている。この目的は、学長の教務統括を補佐することにある。協議会の構成員は、学長をはじめ、副学長（3 名）、各学部長、外国語教育研究機構長、法務研究科長、会計研究科長、全学共通教育推進機構長並びに各学部、外国語教育研究機構、法務研究科、会計研究科から選出された各 2 名（会計研究科のみ 1 名）の合計 43 名である。この協議会で協議される事項は、学長が教務統括上必要と認めた事項（規程第 4 条第 1 号）とされる。これまでの協議事項は、つぎのとおりである。

(1) 学長が、教務統括上必要と認めた事項

(2) 学則上研究科長会議、学部教授会、外国語教育研究機構教授会、法務研究科教授会及び会計研究科教授会の審議事項と定めたものであっても、学長が教務統括上特に必要と認めた事項

協議事項の議決に関して、協議会は協議員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、議事は協議員全員の過半数以上の同意でもって議決される。

過去 2 年間の開催回数は、2005 年度には 4 回、2006 年度には 5 回である。

【点検・評価】

大学協議会での協議事項の審議は、その過程で紆余曲折はあるものの、構成員の賛同が得られるまで十分につくされており、教学としての最終的結論を得ており、理事会で否決されることはかつてなかった。以上のようなことから、大学協議会は学長の教務統括を補佐する機関として適切に機能しているものと判断される。

なお、本協議会の事務は、学長課が担当している。議長である学長との事前の議案調整や、提案趣旨説明などの打合せはその都度綿密に行われ、資料や議事録の作成等の事務機能も十分に果たされている。

(7) 大学院の管理運営体制

【現状の説明】

ア　大学院及び各研究科の管理運営組織

（ア）大学院の管理運営組織と適切性

本学では、大学院を運営するため、各学部に設けられる教授会とは別に、各研究科に研究科委員会が設けられている。法務研究科及び会計研究科を除く各研究科委員会は、当該研究科の演習科目等担当の教員で構成される。各研究科委員会の長である研究科長は、各研究科委員会及び学部長・研究科長会議の議を経て、学長の推薦により、理事長が任命する。各研究科長は、各研究科委員会を招集し、その議長となる。

法務研究科及び会計研究科には、教授会が組織されている。

a　過去の組織と運営

2001 年 4 月には「大学の運営と教育研究に関する機能分担の明確化及び連携協力の強化」という理念のもとに副学長制が導入され、大学院との連携体制を担うことになった。各学部の執行部体制も拡充されるとともに、大学院においても大学院部長を補佐する大学院部長代理が新たに設けられた。その後、大学院では、関西大学大学院自己点検・評価委員会「報告書」(2000 年度）での提案を受けて、大学院運営組織が再検討された。

各研究科間の連絡調整等に関する事項、修士及び博士の学位の授与、授業科目の開設・変更等の事項などが、大学院部長、同部長代理、各研究科長及び各研究科委員会から選出された委員各 2 名で組織される大学院委員会で審議・承認されてきた。大学院部長は、各研究科より推薦された候補者（各 1 名、計 7 名）の中から、大学院部長を除く大学院委員会委員の投票によって選出され、学長の推薦により、理事長が任命してきた。その大学院部長は、大学院委員会を招集し、議長にあたった。

b　2003 年 4 月から 2003 年 9 月

1）研究科長の責任の明確化と研究科長を補佐する研究科長代理を設置し、研究科委員会の権限の強化とその構成員の拡充（演習または講義担当資格を有する専任教員によって構成）が図られた。

2）大学院委員会が廃止され、大学院部長、大学院部長代理、各研究科長からなる研究科長会議が設置され、各研究科間の連絡調整を図るとともに、大学院の全学的な問題について審議する意思決定の迅速化が図られた。

3）大学院の審査、学位の授与の権限が研究科委員会に付与され、大学院の学位授与制度が改編された。

このような大学運営組織の改編において、大学院を担当する副学長の新設と相まって、迅速かつ権限ある大学院組織、意思決定の組織への一定の改善がなされた。

c　2003 年 10 月以降

2003 年 10 月には大学院部長及び大学院部長代理の職が廃止され、学長自らが大学院の管理・運営の責任者となり、大学院での教育研究の基本方針や基本戦略の策定と提示及び各研究科の連携・調整を担うように位置づけられた。また、大学院・研究担当の副学長が学長の職務を代行し、研究科長会議の議事運営等、大学院の管理運営の任にあたっていた。

その後、学部長が研究科長を兼務することとなり、2006 年 10 月からは、学部長会議と研究科長会議が一体化された。

（イ）各研究科の運営

本学では、大学院を運営するための機関として、学部教授会とは別に、各研究科に研究科委員会が設けられている。各研究科委員会は、当該研究科の演習または講義担当資格を有する専任の教育職員によって構成されている。各研究科長は、各研究科委員会及び学部長・研究科長会議の議を経て、学長の推薦により理事長が任命する。各研究科長は、各研究科委員会を招集し、その議長となる。

各研究科委員会は、各研究科の教育及び研究に関する重要な事項を審議する。具体的な審議事項は、各研

究科の規程によれば、次のとおりである。

① 学位論文の審査及び学位の授与又は取消しに関する事項
② 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
③ 教授、准教授及び講師・助教の授業科目担任に関する事項
④ 学生の入学、休学、留学、退学、復学、復籍及び再入学並びに課程修了の認定等、学事に関する事項
⑤ 試験に関する事項
⑥ 学生の補導に関する事項
⑦ 学生の賞罰に関する事項
⑧ その他の重要な事項

以上のように、本学における各研究科委員会は、各研究科の授業科目担任、学生の入退学、教育課程に関する事項を中心とした各研究科の管理運営に関する事項だけではなく、学則に係わる事項に代表されるような全学に及ぶ事項をも審議する広範な権限を有している。

イ　大学院の審議機関と学部教授会との間の相互関係

大学院における各研究科の構成員は各学部の専任の教育職員の中から選ばれ、学部の教育を兼担している。工学研究科を除いて、各研究科委員会と各学部の教授会との相互の協議機関は存在しない。本学では、これまで大学院と学部は互いの独自性を尊重し合い、それぞれ別個に独立して運営されてきた。ただし、両者の長をはじめ、構成員が重なっており、一定の実質的な連携は図られてきた。

本学における大学院の運営を担う研究科長会議では、次の事項が審議される。

① 各研究科間の連絡調整に関する事項
② 大学院学則及び規程の改廃に関する事項
③ 研究科の増設又は変更に関する事項
④ 大学院の教務上必要な施設に関する事項
⑤ 学長からの諮問事項
⑥ その他大学院の教務上必要とする事項

また、研究科長会議では、次の承認事項も扱う。

① 修士及び博士の学位の授与又は取消しに関する事項
② 課程、専攻及び授業科目の増設又は変更に関する事項
③ 学生の賞罰に関する事項
④ その他

ウ　大学院の審議機関の長

本学では、大学院における教学を運営するために、研究科長会議が組織されている。研究科長会議の長は、学長である。学長は研究科長会議を招集し、その議長となる。ただし、学長の信任職である大学院・研究推進担当の副学長が学長の職務を代行し、研究科長会議の議事運営等、大学院の管理運営の任にあたっている。

【点検・評価】

本学に設置されている各学部と各大学院は、今日まで基本的に別組織として運営されてきた。すなわち、10 学部と外国語教育研究機構の学部長（機構長）、及び 10 研究科の研究科長は、それぞれの機関で個別に選出され、各組織の運営にあたってきた。これは、それぞれの自治を認めながら、お互いに切磋琢磨し、本学の教育と研究に寄与しようとするものである。本学は、今日まで多くの有為な人材を社会に送り出し、社会的に一定の評価を得てきた。

ところで、社会や経済における国際的なグローバル化が一層進展した今日、わが国の高等教育機関にも世界的な研究教育拠点になりうる高度で先端的な大学の出現が求められるようになってきた。各大学は競って

組織や教育研究システムの改革・改善に全力で取り組んでいる。ここ 2、3 年の間に、大学間に徐々にではあるが、開きが感じられるようになってきた。教育の質の保証、研究力の向上などと組織との間には大いに相関がある。優れた教育と研究を進めるためにも組織の見直しとその対応が迅速に行われるような環境が求められている。

本学においては、工学部と工学研究科が他の学内機関に先駆けて 2000 年に両組織の一体化運営のあり方について検討した。その結果、学部と大学院における教育研究の連続性を高め、学びと研究の質の向上を目指して、双方を一体とみた運営が今後の両機関の発展に欠かせないとの判断が下された。

2000 年 10 月から工学部長が工学研究科長を兼務し、学部と大学院の一体的運営が行われるようになった。この成果を受けて、大学執行部は他の学部、研究科でも同様の運営がなされることを強く求め、学部長会議と研究科長会議で各学部、各研究科に対して一体運営の是非を問うた。

そして、2006 年 10 月に学部（機構）と大学院の各研究科を一体的に運用し、学部教育と大学院教育が一貫性をもって運用されるよう、学部長・外国語教育研究機構長が、研究科長を兼任することになった。

13　財政

本学は経営と教学が一体となって、法人全体の中長期的戦略構想を策定する全学体制を構築している。この体制において経営理念・基本方針に基づく中長期的な行動計画を策定するとともに、本学の財政状況を勘案した財政計画を立案している。このうちの単年度計画については、予算制度に基づき単年度予算を編成している。編成された予算は機関審議を経て各部署に配分され、それぞれの事業計画に基づき執行されていく。この執行は予算編成担当部署による予算統制により適切な執行を確保している。また、内部監査や外部監査による監査も適宜実施し、その結果を各部署にフィードバックし改善に努めている。そして、予算の執行結果である実績を検証して次年度予算の編成に役立てるとともに、さまざまな財務分析を行うことによって経営判断を支援している。

このような状況下で教育研究の充実と発展を図るため、本学の経営理念に基づく基本方針において、財政基盤の安定を経営の根幹ととらえ、「財政基盤の確立」を掲げている。

具体的方針としては、量的な面においても質的な面においても適正な学生の確保に努めることや、多様な入試制度の展開による志願者の確保などがあげられる。これ以外に補助金の確保はもとより、寄付金の獲得、資産運用収入や事業収入の拡大に努めている。人件費については学生生徒園児数に対応する教育職員数を維持している。また、教育研究事業の新規展開は原則としてスクラップアンドビルドにより行うこととし、このうち研究事業は外部資金等を確保して行うことを目指している。そして、過年度の借入金を順次返済しつつ、施設設備に係る将来計画に呼応した積み立てを行うとともに、奨学基金などの基金の積み立ても行っている。加えて、現有資産の有効活用を図りながら取替更新用の減価償却引当特定資産も積み立て、財政の健全化に力を注いでいる。これらを踏まえ、各設置学校は財政的自立を図ることを常々念頭において諸事業を実施している。

(1) 教育研究と財政

ア　教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤

【現状の説明】

財政の運営にあたっては収入の安定的確保、諸経費の抑制及び施設設備投資の計画的実施に留意し、消費収支の均衡と正味財産の持続的充実を目指している。財政状況を過去5年間の消費収支計算書及び貸借対照表とそれらから導き出される財務比率に基づいて分析すると次のとおりである。

学生生徒等納付金は帰属収入の約 74%を占める最大かつ最重要の収入財源であり、臨時的定員の恒常化などによる入学者の定着や学費の改定を織り込んで安定的に確保している。

手数料（6.8%）のうち最も大きな収入は入学検定料である。少子化が一層進行する状況下にあって、大学入試センター試験を導入するなど、きめ細かな学生募集戦略を推進して、2007 年度学部入試では、初めて 10 万人を超える志願者を集めることができ、これも大きな収入財源の一つとなっている。

寄付金（2.0%）は他の多くの大学と同様に財政規模に比べて極めて少額である。恒常的には主として在学生を対象とした教育研究振興資金寄付金があるが、最近の経済・社会状況から減少傾向にある。また、2002 年度から 5 ヵ年計画で、30 億円を目標とした創立 120 周年記念事業寄付金の募集を開始し、2007 年 9 月現在でその目標額を大きく超え、152%の申込みがあった。

補助金（10.2%）は学生生徒等納付金に次ぐ第二の収入財源となっている。国庫補助金は政策的に補助の重点を経常費から高度化推進特別補助や施設設備整備費などの特別補助並びに COE や GP など特色ある教育・研究を行う大学への交付へとシフトさせており、競争的資金の供給を明確にしている。本学もこの流れに対応して申請を積極的に推進し、「特色ある大学教育支援プログラム」や「大学・大学院における教員養成推進プログラム」、「グローバル COE」などに採択されている。

資産運用収入（2.5%）においては、第 2 号基本金や第 3 号基本金の計画的な組入れ、減価償却資産の取

替更新資金や退職給与引当特定資産等の計画的積み立てにより、最近の低金利という金融情勢はあるものの過去5カ年平均で、約10億円の運用収入を計上している。

基本金組入額（19.0%）は増加傾向を示し、2002年度の約70億円（約17%）から2006年度の約83億円（19.3%）に増加している。その増加要因に、学舎建築に伴う第1号基本金への組み入れ額、奨学基金の積立増などによる第3号基本金の充実などがある。

一方、支出面では、人件費は消費支出の約 56%を占める最大の経費であり、定期昇給等によりその絶対額は増加している。しかし、これを上回る帰属収入の伸びにより人件費比率（人件費÷帰属収入）は 1999年度以降50%を下回って推移している。

教育研究経費は消費支出の約38%を占め、人件費と合わせて消費支出の大部分を占めている。

教育研究経費比率（教育研究経費÷帰属収入）も30%前後で安定的に推移している。

2006 年度末の資産総額は約 1,800 億円あり、そのうち固定資産は約 86%を占めている。ただし、固定資産のうちには、各種引当資産が含まれていて、資産総額に占める有形固定資産の割合では約47%である。

負債総額は 221 億 6 千万円であり、総負債比率（総負債÷総資産）は約 14%と低い。換言すれば資金の調達源泉の多くは自己資金によって賄われている。

2006年度末における翌年度繰越消費収支差額は63億1千万円の消費支出超過となっている。

【点検・評価】

財政基盤の充実度を財政運営の施策とその結果としての過去5カ年の財政状況から点検してみると次のとおりである。

学生生徒等納付金は学生数と納付単価の乗算によって算出されるが、学部において 1997 年度から「漸増一括明示方式」による学費改定方式を導入したことや各年度予算人員以上の定着数を確保することに努めた結果、帰属収入の約75%前後で安定的に確保してきたことは財政基盤充実の基礎となっている。

学内外の厳しい環境の下でこれらを可能ならしめたのはその出発点となる多数の志願者の獲得である。早くから入学試験制度の改革に着手して一時は 10 万人に近い志願者を集めるほどになったが、バブル崩壊後の長期不況、少子化による受験人口の減少等により次第に志願者が減少してきた。この危機的状況にあって、入試センターを中心に全学を挙げて入学試験戦略を練り直し、AO 入試、SF 入試並びに大学入試センター試験など多種多様な入学試験制度を導入して、全国で多くの大学が入学定員割れを生じている現状において、2007 年度入学試験において初めて 10 万人を超える志願者を集めるに至ったことは大いに評価してよいであろう。

寄付金が少ないことは、日本ではキリスト教圏に見られる寄付風土が根付いていないことが根本にあるとしても、創立120周年記念事業寄付金が当初の目標額である30億円を大きく上回る45億円を超える申込金を獲得したことは、大きく評価できるものである。今後も、教育研究振興資金寄付金や創立120周年記念事業寄付金の募集期間終了に伴う新たな寄付金事業の確立などの更なる寄付金の獲得に向けての活動が重要である。短期的な費用対効果だけでなく、中長期的な観点に立って大学と社会との連携についても考えることが必要である。

国庫助成政策は設置基準の大綱化以降着実に競争的環境を強化してきている。経常費補助は設置学校の増加を考えれば減額に等しく、学術研究・教育の高度化に関する施設設備資金補助並びに COE や GP など特色ある教育・研究を行う大学への交付などに重点的に配分されている。さらに経常費補助金にあっても一律的な一般補助から選別的要素を持つ特別補助へとシフトしている。

このような状況に対応して人件費の適正化に取り組み、教育研究経常費への予算配分重点化、競争的補助金の積極的申請等を推進していることは、補助金の獲得のみでなく、教育・研究力の向上とともに経費の節減、効果的・効率的な経費の執行をもたらすものである。

資産運用収入も毎年約 10 億円程度を計上しているが、これは前述のように各種引当資産の増加によるものであり、基本金組入額における第2号及び第3号基本金や減価償却引当特定資産の計画的な積み立てによ

るものが主なものである。

しかしながら人件費比率については、人件費の帰属収入に占める割合は、1999 年度から 50%を下回っているが、専門職大学院や新学部等の開設、また高槻新キャンパス構想の実現による教育職員の増員が予想されるため、今後は上昇に転じる可能性がある。基本金組入れについて第 1 号（施設設備）だけでなく、第 2 号及び第 3 号（資金）が計画的に伸びてきたことは、ハードの充実のみならず奨学金などの充実によるソフト面の整備も拡充してきたことをうかがい知ることができる。

2006 年度末において資産総額は 5 年前に比べて 255 億円増加し、負債総額は反対に 10 億 72 百万円減少していることから、基本的な財産の拡充と自己資金の充実が進んでいることが示され、現状においては、本学の経営理念における基本方針である財政基盤の安定化が図られつつあるものと考えられる。

イ　中・長期的な財政計画と総合将来計画

【現状の説明】

（ア）中長期戦略構想策定体制の発足

私立大学を取り巻く環境は、「競争と評価」が求められる極めて厳しい時代となっている。このような環境のなかでは、各大学がそれぞれの建学の理念、これまで培ってきた伝統をふまえて、戦略をもって主体的・機動的に将来構想を構築し、教育・研究機関として社会全体にどのような貢献をしていくかについての明確なビジョンを打ち出し、その独自の存在意義を社会に強く訴えていかなければならない。なかでも、スピード感あふれる教育改革を展開しなければ社会から淘汰されてしまうとの現状認識のもと、学校法人関西大学は、2005 年 1 月、新たな時代を切り拓いていくための中長期戦略構想策定体制を構築し、推進することとした。そしてこの体制において、中長期的な総合将来計画を策定していくとともに、それを踏まえた財政計画を立てることとした。

（イ）新体制の概要

この体制は、私立学校法が 1949 年に制定されて以来の大幅改正を受け、理事会と理事長の権限・責任を明確にするとともに、経営と教学が一体となり、理事会・教員組織・事務組織の三者が十分な意思疎通を図り、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識との乖離を埋められるように、法人全体の中長期構想を日常的に審議し策定する全学体制を構築したものである。次の概念図に示すように、「基本構想推進会議」、「関西大学戦略会議」及び「経営審議会」の各組織が設置された。

① 「基本構想推進会議」は、学校法人の業務における最高執行責任者である理事長の諮問機関として、学園の基本構想を策定し、理事長に答申する。理事長は、基本構想推進会議の答申を受けて、理事会へ基本構想を上程する。理事会がそれを受けて審議のうえ、「基本構想に基づく中長期的な総合事業構想の計画」について、関西大学戦略会議に諮問する。主な構成員として、学内理事、副学長などの経営と教学が一体となって検討できる体制を整えている。

② 「関西大学戦略会議」は、学校法人の業務における最高決定機関である理事会の諮問機関として、高邁な理念に基づき、戦略をもって主体的・機動的に将来構想を構築するため、設置されている。関西大学戦略会議は、理事会の諮問に応じて、学園の中長期的な総合事業構想について審議し、理事会に答申することを任務とする。

なお、関西大学戦略会議の検討部会として、「経営専門委員会」及び「教学専門委員会」を設置し、これらは中長期的な総合事業構想の実現に向けた具体的な施策について策定する組織である。構成は、学園における設置学校の長、大学からは副学長、各学部長等の構成員が参加し、理事長が指名する学内理事など、学校法人関西大学総体として詳細かつ十分な検討を可能にさせる体制作りを行っている。

③ 「経営審議会」は、理事長の諮問機関として設置され、外部の有識者の参画を広く求め、経営にその知見を活かすことにより、法人の運営に対する学外の意見を積極的に反映させることを目的とする。外部の有識者は、各界を代表する方々により構成されており、現在 7 名が理事長により委嘱されてい

る。

この体制が実現したことにより、意思決定プロセスの迅速性、透明性が確保され、社会に対する説明責任を果たすことが可能となった。

そして、学校法人関西大学は、2005 年 5 月に「関西大学の経営理念・基本方針」を改めて策定し、中長期構想を戦略的に策定する意思決定体制において、その基本方針に基づく行動計画を順次推進していくため、基本構想推進会議及び関西大学戦略会議で鋭意検討している。

（ウ）中長期的な財政計画と総合将来計画

前述した中長期戦略構想策定体制における「基本構想推進会議」において、法人及び各設置学校がそれぞれの立場で検討した充実計画を総合的に調整し、学園全体の計画案として理事長に答申している。

具体的には、各部門から要求される中長期的な事業計画（人事、財務、教育研究、施設設備等）を受けて、消費収支の状況を勘案しながら、これらの事業遂行に必要な財源をいかに調達し、どのような中長期的な財政計画を立案していけばよいのかなどの検討を行っている。当然、学費改定を行うなどの財政的な見地から検討を行う際にも、財政試算資料が一つの資料として活用されていることはいうまでもない。

資金需要に対しては、効果的・効率的な執行を求めて経費の節減に努めるとともに、教育研究上の将来構想、施設設備の需要予測、全学的な優先度等を検討して実施時期を調整している。

教学からの事業計画については、学長が各学部等の教育研究機関からの改善・充実計画を受け、財政的裏づけの必要なものについては「基本構想推進会議」において提案検討に付されている。

現在、関西大学の経営理念・基本方針に定められた総合将来計画である行動計画については、短期 1 年、中期 4 年、長期 8 年のスパンに区分し、中長期戦略構想策定体制の中で、策定されている。

なお、2007 年 4 月、本学の 10 年後のあるべき姿としての長期的なビジョンを策定するため、関西大学戦略会議のもとに「長期ビジョン検討委員会」を立ち上げ、2007 年度中に関西大学戦略会議へ答申する予定である。

（エ）教学の意思決定機関との関係

新体制における会議体である「基本構想推進会議」と「関西大学戦略会議」は、前述のとおり、経営と教学が一体となり、理事会・教員組織・事務組織の三者が構成員として参加している。そこには、十分な意思疎通を図り、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識との乖離を埋められるようにしている。

したがって、教学における意思決定機関である「大学協議会」、「学部長・研究科長会議」、「教授会」の枠組み、権限は従来どおりであり、そこで審議した事項を踏まえ、または、「基本構想推進会議」、「関西大学戦略会議」と同時並行で審議しながら、理事会へ付議していくことになる。

図Ⅰ-13-1　中長期戦略構想策定体制　概念図

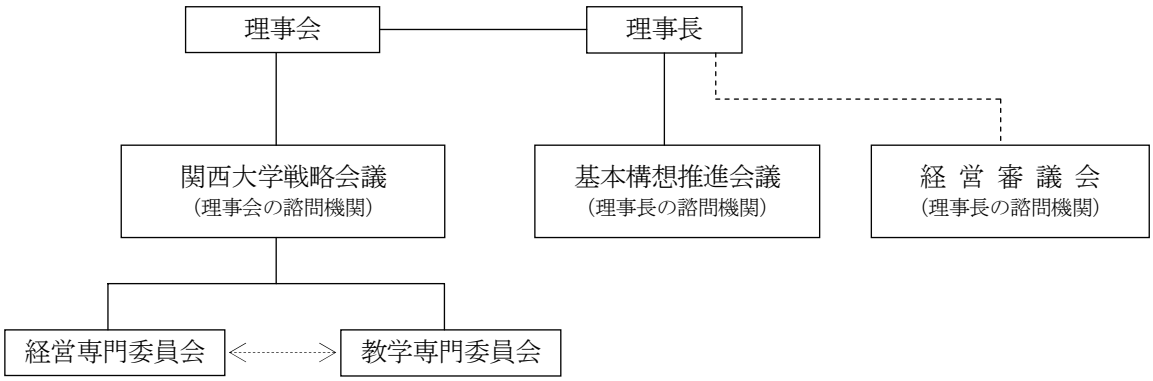

【点検・評価】

この中長期戦略構想策定体制が実現したことにより、意思決定プロセスの透明性が確保され、社会に対す

る説明責任を果たすことが可能となった。加えて、従来までの課題であった「経営と教学が一体となり、高い理念に裏付けられ、かつ着実な財政的展望に裏付けられた中長期的な将来構想を計画・審議・立案する」ことへ歩み出したということができる。このようにこの体制の構成員には、学園全体の立場から将来計画等を検討していくため、全学的な立場での意見が求められる。

そして法人、教学との総合的な将来計画の策定・実行・改善、自己点検・評価委員会による点検・評価のサイクル（PDCA）が維持されることにより、中長期的な財政計画に基づいた教育研究計画の立案・実行が図られる予定である。

さらに、「長期ビジョン検討委員会」が立ち上げられたことを受け、本学の将来像・未来像が策定されれば、長期的な行動計画の策定を踏まえ、中期、さらには短期計画へと順次引き継がれていくことになり、本学園全体構想が、計画的に実行され、改善・改革へのサイクルが一層効率的に動き出すことになる。

このように本学の将来ビジョンを学内外に積極的に明示し、発信力があってこそ、本学の教育理念に共感して入学してくれる学生を確保することができ、財政基盤の確立が図られ、未来に向けて、本学の使命である「『知』の世紀をリードし、新しい『公共』を創造する力漲る 21 世紀型総合学園」を達成し、「強い関西大学」が実現される。

(2) 外部資金等

【現状の説明】

学生生徒等納付金は帰属収入の約 74%を占める最大の財源であるが、昨今の社会的・経済的状況から安定的に確保し続けることは、きわめて難しくなっているものと認識し、早くから財源の多様化に努めてきた。研究資金の調達においても、社会・経済のグローバル化、科学・技術の高度化が学術研究の高度化・大規模化をもたらし、特に工学系分野における研究内容の高度化・大型化に対応すべく、外部資金等の導入を懸命に推進しているところである。

本学における科学研究費補助金の採択と交付金額の状況については、「第Ⅰ編　第 7 章」でも述べたとおり、ともに近年右肩上がりで上昇傾向にある。交付金額でみた場合、全 4 年制私立大学では常に上位（2004 年度 12 位、2005 年度 9 位、2006 年度 12 位、速報では 2007 年度は 10 位）に位置している。国公私立を含めた全 4 年制大学でも、2004 年度 72 位、2005 年度 69 位、2006 年度 75 位、速報で 2007 年度 63 位という状況である。また、交付金額は、2004 年度以降、毎年 3 億円を突破している。申請件数と採択件数、交付金額ともに工学部が約半数を占め、文学部、総合情報学部がこれに続いている。特に近年文学部の伸びが、全体の数値に大きく貢献している。次表に、近年の申請と採択状況を所属別に示す。

表Ⅰ-13-2　所属別の科学研究費補助金の応募・採択状況（単位：千円）

2004 年度

区分 / 所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	7	2	28.6%	7,200	8	2	25.0%	7,200
文	41	15	36.6%	31,030	52	25	48.1%	56,500
経済	11	6	54.5%	8,100	14	9	64.3%	16,550
商	11	6	54.5%	10,800	18	13	72.2%	20,200
社会	9	1	11.1%	1,800	16	8	50.0%	11,200
総情	13	5	38.5%	11,500	19	11	57.9%	20,300
工	91	23	25.3%	82,400	130	62	47.7%	168,530
外機	9	4	44.4%	5,400	11	6	54.5%	6,600
法科	3	2	66.7%	4,000	3	2	66.7%	4,000
計	195	64	32.8%	162,230	271	138	50.9%	311,080

2005 年度

区分 / 所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	7	2	28.6%	5,000	9	4	44.4%	10,700
文	42	16	38.1%	44,500	61	35	57.4%	82,830
経済	8	3	37.5%	4,200	15	10	66.7%	13,960
商	9	3	33.3%	5,800	18	12	66.7%	21,600
社会	8	2	25.0%	3,200	10	4	40.0%	5,500
総情	19	4	21.1%	10,000	25	9	36.0%	19,400
工	103	23	22.3%	121,780	137	57	41.6%	184,630
外機	5	1	20.0%	600	10	6	60.0%	4,700
法科	2	0		0	4	2	50.0%	1,800
PD 等	2	1	50.0%	1,300	2	1	50.0%	1,300
計	205	55	26.8%	196,380	291	140	48.1%	346,420

2006 年度

区分 / 所属	新規				合計（新規＋継続）			
	応募件数	内定件数	採択率	交付金額	応募件数	内定件数	採択率	交付金額
法	4	1	25.0%	800	7	3	42.9%	7,800
文	45	20	44.4%	50,980	69	44	63.8%	103,270
経済	8	4	50.0%	2,800	13	8	61.5%	7,800
商	8	4	50.0%	5,200	12	8	66.7%	12,100
社会	13	4	30.8%	6,900	15	6	40.0%	9,600
総情	14	4	28.6%	5,000	20	10	50.0%	19,700
工	101	20	19.8%	60,930	127	45	35.4%	127,710
外機	7	5	71.4%	6,300	10	7	70.0%	8,000
法科	3	1	33.3%	1,800	3	1	33.3%	1,800
会計	2	1	50.0%	1,700	3	2	66.7%	2,700
PD 等	9	3	33.3%	3,920	9	3	33.3%	3,920
計	214	67	31.3%	146,330	288	137	47.6%	304,400

さらに、学部等別の外部資金の受け入れ状況は、前記の科学研究費補助金として受け入れたもの以外について、大学全体でみると次表のとおりである。年々、件数、金額ともに増加傾向にあることがうかがえる。

表Ⅰ-13-3　外部資金の受け入れ状況（全体集計）　（単位：千円）

年度 / 名称	2004 年度（平成 16 年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	23	11.3%	131,660	48.3%
民間助成団体からの研究助成金	15	7.4%	15,659	5.8%
奨学寄附金	64	31.4%	45,067	16.5%
受託研究	66	32.3%	58,272	21.4%
学外共同研究	36	17.6%	21,918	8.0%
合　計	204	100.0%	272,576	100.0%

年度 / 名称	2005 年度（平成 17 年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	28	13.7%	169,175	52.0%
民間助成団体からの研究助成金	15	7.4%	21,184	6.5%
奨学寄附金	56	27.5%	37,705	11.6%
受託研究	58	28.4%	48,033	14.7%
学外共同研究	47	23.0%	49,448	15.2%
合　計	204	100.0%	325,545	100.0%

年　度 名　称	2006 年度（平成 18 年度）			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	32	14.9%	128,734	41.4%
民間助成団体からの研究助成金	19	8.9%	21,940	7.0%
奨学寄附金	56	26.0%	45,297	14.6%
受託研究	56	26.0%	63,118	20.3%
学外共同研究	52	24.2%	51,858	16.7%
合　計	215	100.0%	310,947	100.0%

年　度 名　称	3 ヵ年間合計			
	件数	構成比（件数）	研究費	構成比（研究費）
政府もしくは政府系関連法人からの研究助成金	83	13.3%	429,569	47.2%
民間助成団体からの研究助成金	49	7.9%	58,783	6.5%
奨学寄附金	176	28.2%	128,069	14.1%
受託研究	180	28.9%	169,423	18.6%
学外共同研究	135	21.7%	123,224	13.6%
合　計	623	100.0%	909,068	100.0%

【点検・評価】

2006 年に開設された研究支援センターのもとに、全学の研究支援に関する事務を統合一元化した。ここでは、従来からの学内研究費の制度運用と予算執行管理に加え、「外部資金の積極的な獲得を促進するための支援」という明確なミッションが、学長のリーダーシップを大した形で機能している。

次に、外部資金の状況を具体的にみてみよう。科学研究費獲得の基礎となる申請状況では、新規の申請率（全専任教員数に占める申請者数）が 3 割に満たない学部等がいくつかみられる。外部資金の獲得を促進する諸制度の改革に呼応した形で、より強力できめの細かい申請支援・促進を働きかける必要がある。その端的な例として、2003 年度に既存の学内助成制度の一部を廃止して、科学研究費の応募に必要とされる費用を支給する助成制度（科学研究費申請奨励研究費）を創設したことで、一定の成果があがっている。今後この種の奨励研究費を他の外部資金にも適用して、引き続きその導入促進を図りたい。具体策については、「第 7 章　研究活動と研究環境（1）イ　競争的な研究環境創出のための措置」で詳述のとおりである。

また、企業等からの受託研究費の大半は先端科学技術推進機構が占めているが、日本経済の再生を担う産学連携施策の推進に対して、同機構内に産学連携センターを設置し、支援体制を整備する等の機敏な対応が奏功したものと考えられる。2005 年度に創設された社会連携推進本部によって、知的創造サイクルの確立と社会貢献が一層促進されている。

(3) 予算編成、予算の配分と執行

【現状の説明】

ア　予算編成方針と予算編成

予算の編成作業は、6 月から開始し、9 月の予算編成方針（①基本方針②事業方針③財政方針）の決定と発表、その間、予算申請を求め、10 月のヒアリングと 11 月の予算折衝を経て、12 月の予算原案の作成となる。1 月から開催される大学予算委員会（法人の設置する大学の予算編成に関する事業計画の審議を行う学長を委員長とする機関）及び予算会議（年度事業方針、年度予算編成方針、年度予算案等を審議する理事長の補佐機関）の審議を経て、理事会で慎重に審議を行い、3 月開催の定例評議員会で最終的に決定する。なお、この評議員会で予算案と併せて「事業計画（案）」が議決・承認される。

予算編成の具体的なスケジュールは、概ね次のとおりである。

6・7 月：①財務・管財局長は、各学部・各機関の責任者から予算編成方針に含めるべき事項の提出を受け、それを検討し、事務局案として取りまとめて理事長に提案する。

②理事長は、予算編成方針案を予算会議に諮り、意見を聴き、9 月に大学予算委員会の議を経て再度予算会議に諮り、決定する。

8・9 月：①財務課長は、予算申請関係書類を予算実行単位の部署に配付するとともに、予算申請事務説明会を開催し、予算編成の基本的な考え方を説明する。

②予算編成方針の通知に先立ち、予算申請の準備段階での指針となるよう、財務担当理事である専務理事が事務管理職者に対して「予算の申請枠（シーリング）について」の文書を通知する。

③予算編成方針案が理事会で審議され、承認される。各学部・各機関に予算編成方針を通知する。

④各学部・各機関は、予算申請を行う。

10 月：　①10 月定例評議員会で「予算編成方針」を報告する。

②当年度の当初予算の補正が、定例評議員会で審議・議決される。

③予算担当課（財務課・管財課・施設課・人事課、以下同じ。）は、予算申請内容の確認と調整のため、予算申請部署に対しヒアリングを実施する。

11 月：　①理事長、専務理事、常務理事、財務・管財局長、総務局長等と予算実行単位責任者（各学部・各機関の長、以下同じ）とで、予算折衝を行う。なお、収入予算案は、各部署から提出された資料をもとに財務・管財局で取りまとめて作成する。

12 月：　①予算担当課で取りまとめた予算案と財政問題検討会（常務理事を座長とした検討会）及び基本構想推進会議（理事長の諮問機関）で協議した中長期財政予測資料なども参考にしながら、財務・管財局で統合した予算原案を作成するとともに、予算原案の説明資料となる事業計画案を作成する。

1 月：　①大学予算委員会及び予算会議で予算案及び事業計画案を審議し、承認される。

②理事会で予算案及び事業計画案が慎重に審議され、承認される。

3 月：　①評議員会各委員会の正副委員長による懇談会（正副委員長懇談会）で、評議員会の議事及び予算案等について懇談する。

②評議員会の事前審査（総務、財政、人事、学事、給与厚生各委員会）で予算案が審議され、承認される。

③定例評議員会で予算案が審議され、議決される。

同日付で、議決された予算を各学部・各機関に通知する。

イ　予算の配分と執行

予算の立案及び予算の実行を分担する活動単位は、経理規則細則により、法人部局、大学、高等学校、中学校、幼稚園の五つの予算単位に区分されている。それぞれの予算単位には、予算単位責任者（常務理事、学長、高等学校長、中学校長、幼稚園長）が置かれ、その下に予算実行単位責任者が置かれている。

各部署は、予算編成方針に基づいて、予算編成システム（予算申請から予算配賦まで行う予算申請システム）で予算申請資料（予算執行計画を含む。）を作成し、各予算実行単位責任者を通じて予算申請を行うことになる。予算申請を受けた予算担当課は、申請内容を精査し、その結果を持って予算申請部署に赴き、申請内容についてヒアリングを行う。そして、その結果と予算実行単位ごと、事業単位ごとに前年度の実績や効果・効率性などを総合的に勘案して予算配分に係る事務局案を策定する。その事務局案を経理統括者（専務理事）の下で検討・吟味した上で、各予算実行単位責任者と予算折衝を行う。その結果を全体的に調整し、最終的な予算配分案（予算原案）が作成される。その後の手続きについては、前述アのとおりである。

決定された予算は、予算単位責任者に通知され、それぞれの部署は、認められた事業計画に基づき、教育研究活動をはじめとした諸活動に有効かつ効率的に執行していくことになる。その際、予算担当課は、経理規則等の規定に則して、予算が適正に執行されているか、税務上問題はないか、また、財務システムで作成する予算管理表に基づき執行額が予算をオーバーしていないかなど、常に予算執行管理に万全の注意を払う

とともに、毎月、あるいは、随時に、全学的な執行状況（予算額、執行科目など）の点検を行い、相互牽制作用も働かせながら、各部署からの支払依頼や収納依頼に対して適切に対応するようにしている。予算を超える新たな事業計画が年度途中に生じ、要望があった場合は、その要望内容等を文書にまとめて提出することを求め、それを検討した結果、実施することが適当であると決定すれば、決裁手続きを経て、現予算の範囲内で流用可能であれば流用し、流用可能でなければ予備費を使用し、それも可能でなければ、補正予算として計上することになる。年度末においては、予算と実績の差異分析を行い、差異が多い部署については、その理由と今後の対応などについて報告を求め、検証を行い、次年度以降の予算編成に役立てる。

【長所と問題点】

業務が複雑・多様化する中にあって、各部署からの申請が効果的かつ効率的に行えるように①事業内に実施計画区分を新たに設定し、②予算申請区分を経常・臨時・制度・収入見合の 4 区分の経費に分類して、予算編成にメリハリがつくよう工夫を凝らし、具体的には、実施計画区分ごとに計画内容及びその効果を記載して予算申請するようにしている。全体のシーリング枠については、諸事業の実施状況や中期財政試算などを勘案して、ゼロシーリングか、あるいはマイナスシーリングとし、経常的経費については各部署にシーリング枠を数値で提示している。経常的経費はこのシーリング枠内で、臨時的経費は経常的経費も含め、全体のシーリング枠の範囲内で申請するようにした。そして、経常的経費はこのシーリングの範囲内の申請であれば原則として認めるものとし、期中の執行管理において予算統制を厳密に図るようにした。そのため、予算折衝の重点を臨時的経費の申請におき、その内容を充分精査して折衝を行うようにしている。

また、法人部門に比べて、教学部門は、組織も大きく、数多くの予算実行単位に細分化されているため、学長の手元で予算申請内容を短期間で精査、調整して予算申請することが難しい状況にあり、学部、研究所など同種の組織ごとにまとめて調整できるような申請方法の検討が課題となっていたが、2005 年 4 月の研究所事務室の開設、2006 年 8 月の研究支援センターの開設、同年 9 月の教務センターの開設など業務の一元化により、整合性をもって申請される環境が整ってきている。

予算の執行状況に関しては、補正予算の編成、予備費の使用、予算の流用などにより、硬直的な予算執行に陥らないよう十分留意している。理事会に対しては、毎月、財務・管財局から前月末時点の資金収支レベルでの月次報告を行うとともに、適宜、有価証券の購入状況や保有有価証券の運用状況（3 ヵ月ごと）などについても報告し、収支状況や資産の現況についての理解を得ている。

経営判断支援資料としては、資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表のみならず、事業別予算書（教育研究経費、管理経費、設備関係支出）、キャッシュフロー計算書などを作成するとともに、財政状況の分析やローリング方式による将来の財政予測なども行っている。現行の財務システムは全学 IT トータルシステムの開発計画において再構築を検討しており、新システムにおいてはこれらの資料が、より迅速、かつタイムリーに作成できるよう、現行の作成資料の見直し、整理を行う必要がある。また、期中においてもリアルタイムに各種の経営判断支援資料が作成でき、理事会、基本構想推進会議などにこれらの資料が効果的に提供できるように、さらに改善を加えていかなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2004 年 10 月に発足した第 15 期理事会で「中長期戦略構想策定体制」が構築され、2006 年度からより具体的な中長期計画が策定されることになった。現在はこの中長期計画に基づいて各年度の予算編成を行っている。各学部・各機関は、それぞれで検討・決定している中長期計画を、学長をはじめとした所管の長に要望することにより、学長等の手元でそれらの要望を検討のうえ、理事長に検討依頼する。理事長は将来の計画とすることが適当であるかどうかについて基本構想推進会議に諮問し、その答申を得て理事会から戦略会議などに諮問し、所定の手続きを経て、議決・承認されれば、これを予算編成方針に反映させて予算申請を願うことになる。

特に、2010 年度に開設を予定している高槻新キャンパスについては、学舎の建築などに多額の資金需要が見込まれること、また、2008 年 4 月の学校法人福武学園北陽高等学校との合併に伴う諸費用が必要とな

ることから、これまで以上に財政基盤の確立に重点を置いた財政運営が求められる。

また、2005 年 3 月に「学校法人会計基準の一部を改正する省令」が施行され、①基本金の取崩し要件の緩和、②貸借対照表における注記事項の充実についての 2 点が改正された。2005 年度決算からこの改正に対応している。今後も公的機関としての学校法人が社会に対する説明責任を果たすよう、さらに充実した財務情報の公開が求められる。

(4) 財務監査

【現状の説明】

監事は寄附行為第 15 条に規定されている職務（学校法人の業務を監査すること。学校法人の財産の状況を監査すること。学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出することなど 6 項目）を行っている。

監事は監査法人から「監査計画概要書」の報告を受けて外部監査の概要を掌握し、内部監査室からも「監査報告書」の報告を受け、内部監査の概要を掌握している。三者がそれぞれ協力して役割を分担することで効率的かつ効果的な監査を行っている。具体的には、当年度取得した建物や設備等に関する現地監査及び現預金、有価証券などの実査や、資産の状況に関する帳簿監査を毎期行い、適宜、理事会などの審議事項に関する資産の保全状況に関する監査などを行ったりしている。また、監査法人及び内部監査室から監査結果を聴取し、意見交換を行うなどして今後の監査に役立てるようにしている。

外部監査としての監査法人による監査は、私立学校振興助成法に基づき、経理上遺漏のないように万全を期している。毎年の監査計画は、監査法人が監事に対し提示した「監査計画概要書」に基づき、概ね 9 月の現場視察（現地監査）に始まり、翌年 4 月の決算、5 月の部門別計算が確定するまで延 100 日間程度にわたって監査を実施している。具体的には①内部統制の評価及び取引記録、②確認、③実査、④計算書類項目、⑤固定資産の現場視察、⑥当該年度の重点監査事項などである。その監査結果を「監査実施報告書」として理事長、専務理事、常務理事、内部監査室長同席の場で監事に報告している。また、理事長には監査の過程で気付いた事項を①過年度報告事項の当期の状況、②当年度指摘事項等に区分し記載した「監査覚書」を提出し、学校法人の会計処理の改善に役立てている。

内部監査制度は、1971 年度に発足（経理規則に規定）しており、1997 年度には、内部監査を効果的に実施し、監査水準の向上を図るため、内部監査規程が制定され、内部監査室が設置された。内部監査室は、理事長が決定した内部統制組織として、業務が適正に執行されているかどうかを監査するとともに、必要があれば、監事と監査法人の監査に協力することになっている。また、内部監査の対象を、①業務監査、②会計監査、③資産保全監査、④システム監査とし、監査計画によりその業務範囲を明らかにし、監査担当者を定め実地監査を行い、監査結果は監査報告書にまとめ理事長に報告するとともに、監事と今後の監査方針などについても相互の意見交換を行うなど効果的な監査が行われるように取り組んでいる。さらに、科学研究費補助金の適正な使用を確保するため、無作為抽出による内部監査を実施している。

なお、上記の「監事と監査法人」、「監事と内部監査室」、「監査法人と内部監査室」は、それぞれ定期的、あるいは、必要に応じて打合せ、確認等を行っている。

【長所と問題点】

監事、監査法人、内部監査室がそれぞれの役割に基づいて策定した監査計画書により監査を実施し、その結果を監事からは理事会及び評議員会（理事会、評議員会には監査報告書を提示し、報告する。）に、監査法人からは監事（理事会、評議員会には監査報告書を提示し、報告する。）に、内部監査室からは理事長にそれぞれ監査結果の報告を行っている。特に、財務監査については、監査法人監査と監事監査により私立学校振興助成法が求める精度の高い監査を実施している。今後も、さらに監事、監査法人、内部監査室が相互

に連携・協力して、効率的かつ効果的な監査を行い、円滑な法人運営に寄与していかなければならない。

なお、監事監査については、私立学校法の一部改正に伴い、2004 年度決算から「理事の業務執行状況」が「学校法人の業務」に改正され、監事のもう一つの役割である業務監査の対象範囲が拡大した。これに伴い、監事による業務監査対象の明確化や監査方法なども検討し、「監事規程」の制定なども視野に入れて対処していかなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

監事による業務監査対象の明確化、監査方法及び「監事規程」の制定について、検討を進めている。そのことを踏まえて監事、監査法人、内部監査室それぞれが、その目的や役割の認識について共有化を図り、これまで以上に効果的な監査が行えるよう三者が密接に連携していかなければならない。

そのためには、年度当初に、監査対象範囲と監査役割を明らかにし、さらに効率的・効果的な監査を追及していくための情報収集体制を整えるなどして、監査の精度を高め、大学のアカンタビリテイ（説明責任）が果たせる監査体制を構築していく必要がある。

(5) 私立大学財政の財務比率

【現状の説明】

4 年制私立大学の 4 割近くが定員割れするなか、民事再生法の適用を受ける大学も出現するなど大学倒産も現実的な問題となってきている。教育研究が複雑・多様化する中で、大学として個性を発揮するためには、限りある財源をどのような事業にどの程度配分するか、費用対効果なども考慮に入れて検討していかなければならない。とりわけ、財政基盤の確立が何にもまして重要視されるところである。

昨今、私立大学の財政状況に関連する記事を新聞や週刊誌などで目にする機会が増えている。マスコミが独自に調査した資料に基づき、財務分析を行い、特定の財務比率などにより、各大学の財務の安全性などをランク付けして評価しているケースもある。また、知名度アップや経営基盤の安定を示す等のために財務格付けを公表する大学も徐々に増えてきている。

本学の財務比率は、次表に示すとおりである。

表Ⅰ-13-4　消費収支計算書関係比率（法人全体のもの）　※私立大学のみ　（財）大学基準協会様式

	比　率	算式（＊100）	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	備考
1	人件費比率	人件費 / 帰属収入	% 47.2	% 47.6	% 45.7	% 44.4	% 44.9	
2	人件費依存率	人件費 / 学生生徒等納付金	63.0	64.4	61.1	61.4	61.2	
3	教育研究経費比率	教育研究経費 / 帰属収入	29.9	33.1	33.0	32.3	35.1	
4	管理経費比率	管理経費 / 帰属収入	4.0	4.2	4.2	4.3	4.6	
5	借入金等利息比率	借入金等利息 / 帰属収入	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	
6	消費支出比率	消費支出 / 帰属収入	81.8	85.7	83.4	81.6	86.0	
7	消費収支比率	消費支出 / 消費収入	98.5	104.0	100.2	110.3	106.6	
8	学生生徒等納付金比率	学生生徒等納付金 / 帰属収入	74.8	73.9	74.7	72.3	73.4	
9	寄付金比率	寄付金 / 帰属収入	1.4	2.3	2.3	2.6	2.5	

	比　率	算式（＊100）	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	備考
10	補助金比率	補助金／帰属収入	9.2	10.6	9.6	12.0	9.6	
11	基本金組入率	基本金組入額／帰属収入	17.0	17.7	16.7	26.0	19.3	
12	減価償却費比率	減価償却費／消費支出	13.3	13.2	13.6	13.5	13.2	

表Ⅰ-13-5　貸借対照表関係比率（私立大学のみ）　（財）大学基準協会様式

	比　率	算式（＊100）	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	備考
1	固定資産構成比率	固定資産／総資産	% 82.2	% 82.4	% 81.9	% 85.9	% 85.7	
2	流動資産構成比率	流動資産／総資産	17.8	17.6	18.1	14.1	14.3	
3	固定負債構成比率	固定負債／総資金	10.0	9.5	8.5	7.6	7.2	
4	流動負債構成比率	流動負債／総資金	5.0	4.9	4.8	4.7	5.1	
5	自己資金構成比率	自己資金／総資金	85.0	85.6	86.7	87.7	87.7	
6	消費収支差額構成比率	消費収支差額／総資金	0.4	-0.4	-0.5	-2.3	-3.5	
7	固定比率	固定資産／自己資金	96.7	96.3	94.4	97.9	97.7	
8	固定長期適合率	固定資産／自己資金＋固定負債	86.5	86.6	86.0	90.1	90.3	
9	流動比率	流動資産／流動負債	355.6	359.2	377.5	301.3	282.0	
10	総負債比率	総負債／総資産	15.0	14.4	13.3	12.3	12.3	
11	負債比率	総負債／自己資金	17.7	16.9	15.3	14.0	14.0	
12	前受金保有率	現金預金／前受金	391.6	364.0	420.4	348.0	353.1	
13	退職給与引当預金率	退職給与引当特定預金(資産)／退職給与引当金	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	
14	基本金比率	基本金／基本金要組入額	94.1	95.2	95.9	96.5	96.5	
15	減価償却比率	減価償却累計額／減価償却資産取得価格（図書を除く）	42.6	44.2	46.5	46.9	47.8	

ここ５年間の消費収支計算書や貸借対照表における財務比率の推移は、日本私立学校振興・共済事業団が調査した財務比率（規模別）と比べて、概ね良好な状況にあると言える。特に、ストック面における比率は、現在のところ、上位ランクに位置づけられる。そのためか、前述したマスコミなどの評価も上位にランクされており、今後とも、これを維持・向上させ、常に、財務の健全化と財政基盤の強化につなげていく必要がある。

本学では、毎年、同規模大学との財政状況比較を行うとともに日本私立学校振興・共済事業団による資料などにより、各種の比較調査資料を作成し、本学の位置の確認と今後の目指すべき方向性を検討する材料としている。また、そのほか、中長期の財政予測資料の作成とそれに基づく財務分析資料など各種の資料を作成し、経営判断支援資料として活用している。

ストック面からは、負債を減少させること、基金の拡充に努めること、フロー面からは、帰属収入の安定

的確保を図り、支出の抑制を行うことなどが基本となる。2010 年度開設に向けた高槻新キャンパス構想、全学 IT トータルシステムの構築などこれから予測される資金需要に対して、そのための財源確保をどのように行うか、これまで以上に慎重な財政運営が求められる。

【長所と問題点】

2006 年度決算と、それまでにおけるここ 5 年度間の財務比率、特に、貸借対照表関係比率については、流動負債構成比率及び消費収支差額構成比率を除く全ての項目において経年的に改善してきており、全般的に全国平均（2005 年度）に比べても、良好な比率を示している。しかし、大学全入時代を迎え、今後、本学が、どのような財政状況（財務比率）を目指すべきか、また、目指さなければならないかは、「中長期戦略構想策定体制」の下で検討される事業計画を基本に作成される中長期財政予測などが重要な役割を果たすことになる。特に、先に述べた高槻新キャンパス構想等の実施により財政上どのような影響が出てくるのか、資金計画の策定などについて充分な検討が必要である。

消費収支関連比率についても、概ね、良好な比率を示している。しかし、2001 年度から 2 年間続いた累積消費収入超過は、2003 年度から累積消費支出超過に転じており、その原因の究明と対策を十分検討する必要がある。学生生徒等納付金をはじめとした帰属収入の安定的な確保はもちろんのこと、支出面においては、これまで以上に効率的・効果的な予算の執行に努め、教育研究の充実・向上を図る方策を考えていかなければならない。学生生徒等納付金以外の補助金や寄付金、受託研究費など外部資金の確保に積極的に取り組んでいかなければならない。特に研究費については 2007 年度の「グローバル COE」の採択を始めとする競争的資金や外部資金の積極的な確保に努めているが、今後はさらにこれを推し進め、内部資金による研究費の取扱いについては、今後、見直す必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

財務比率の改善のためには、負債の減少と学生生徒等納付金の安定的な確保が何よりも重要である。また、それ以外の収入の確保についても積極的に取り組んでいかなければならない。特に、本学は、同規模大学に比べて、寄付金収入が少ないため、寄付金比率は比較的低い状態にあったが、2002 年 9 月から 2007 年 8 月までは、創立 120 周年記念事業の募金活動を実施したために、若干、その比率は増加しているが、創立 120 周年記念事業募金終了後は、既存の教育研究振興資金を本学の募金活動の柱として推進していくこととし、規制緩和された現物寄付への対策も含めて、引き続き寄付確保のためのシステムを構築していかなければならない。

14　事務組織

(1) 事務組織と教学組織との関係

【現状の説明】

関西大学の教育・研究組織と学校法人関西大学と設置学校を含む事務組織の全体図を示すと『データブック 2007』〔P14 1 教育・研究組織（2007 年度)、P338 ア 事務職員組織概念図（2007 年度)〕となる。

現在、大学には 10 学部（法学部、文学部、経済学部、商学部、社会学部、政策創造学部、総合情報学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部）と大学院（10 研究科：専門職大学院含む）の教育研究組織があり、その教務事務を統括する事務組織として教務センターを置いている。また、本学学生への効果的な外国語教育を行うことを目的に設置され、既存学部と同等の教育研究組織である外国語教育研究機構やファカルティ・ディベロップメント（FD)、授業評価等を含む全学に共通する教育及び教育改善の取組を企画・立案する教学組織として全学共通教育推進機構があり、これらについても教務センターの組織が対応している。さらに図書館、博物館などの学術組織や学生センター、キャリアセンター、国際交流センターなどの学生の支援組織としての教学組織やその他の教学組織にも、それに対応して事務組織が設置されている。加えて、産学官連携事業、知的財産の創造・保護・活用、地域連携活動等の推進を通じ、一層の社会連携を図ることを目的とした社会連携センターにも、それに対応する事務組織が設置されている。

法人業務を行う法人本部には、総合企画室、総務局、財務・管財局、高中幼事務局の四つの局を置き、間接的に大学の教学を支えている。

【長所】

各教学組織の長は教員であるが、基本的には、各教学組織を運営する諸機関の事務はそれぞれの事務組織が担っており、また、教学部門の懸案事項等を検討する各種委員会等にも原則として事務組織の長やそれに代わる者が参加しており、事務組織の側の意見を述べることができるようになっている。教学に関する全学的な協議機関である学部長・研究科長会議（月 2 回開催）にも大学本部長、学長室長等の事務職員が会議事務局担当者として出席している。このように、本学の事務組織と教学組織との連携協力関係は、確立していると言える。

また、2006 年から学部・大学院の教務事務を一元的に取扱う部署として教務センターを開設したが、この教務センターの開設により、学部間のサービスの提供が標準化され、かつ、学部や研究科個別の観点ではなく、大学全体としての視点に立った発想での取組が可能となった。

【問題点】

事務組織のうち、大学本部に属する事務組織は、教育・研究の支援を中心に事務が行われており、比較的、教学組織とは、良好な関係を構築できているといえるであろう。むしろ、事務組織のうちの法人本部に属する組織が、経営という視点からの業務を中心に行っていることから、教育・研究と経営との摩擦が生じることがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上述の問題点に対しては、2005 年より、法人及び教学のトップ層で構成する会議体（基本構想推進会議、戦略会議）を設置し、定期的に諸課題について協議している。そこには、大学本部長、総合企画室長、財務・管財局長等も構成員として参画し、法人、教学組織、事務組織の三者は、協調しながら意思決定を行っていくことができている。

また、2008 年 10 月から改正した寄附行為により、新たなガバナンス体制が発足する。次期理事会では、教学組織からは、学部長・研究科長の内 10 名（各学部・研究科長は、計 12 名)、副学長 1 名を理事とし、事務組織からは、本部長及び局室長の内 5 名を理事とし、それぞれ経営に参画させ、学園の経営及び教学方針等について、理事会等の場で協議し、意思の統一を図ることとしている。

(2) 事務組織の役割

【現状の説明】

教学にかかわる事務組織として、大学事務局学長秘書課・学事課を再編し 2006 年 8 月より学長室学長課が教学に関わる事項に関し企画・立案・補佐機能を担っている。

各学部教授会、研究科委員会など運営事務については、教務センター内に学部・大学院・機構事務グループを設けて遂行している。

また、法人部門では、法人運営に関わる部門（総合企画室、総務局、財務・管財局、高中幼事務局）を設置し、法人の財政基盤の安定と管理運営に力を注いでいる。

なお、専門業務への事務組織の関与状況は次のとおりである。

ア　国際交流センター事務室

国際交流に関わる業務を遂行するための事務組織として、国際交流センター事務室が設置されている。現在、センター事務室では、12 名の職員が執務しており、国際化が進展する中で、教員の在外研究派遣、協定大学との研究者及び学生の交換、海外の著名な研究者の招へい、学生の海外語学セミナー実施、多くの外国人（私費・国費）留学生の受け入れ等を行い、本学の教育及び研究において国際化の進展に寄与している。

当センターの運営に係わる基本事項は、各学部・外国語教育研究機構・大学院から選出された委員（国際交流センター次長及び事務長を含む）で構成する国際交流主事会、国際交流助成基金助成委員会（国際交流センター次長及び国際交流センター事務長を含む）等が決定するが、その原案作成、事業の実施及び実施に係わる渉外・出納事務等において事務室の果たす役割は大きい。

当センターが行うその他の事業としては、本学創立 100 周年を機に設立された国際交流助成基金による助成事業、さらには、外国人留学生の支援業務として、留学生対象の各種奨学金の募集・選考、入国管理局への資格外活動許可申請などを行っている。また、外国人留学生に異文化理解を深めてもらうために見学旅行の実施や、日本人学生や地域との交流のために日本語スピーチコンテストの開催や小中学校への訪問を設定するなど、外国からの留学生、外国留学をめざしている日本人学生の身近な相談・交流窓口としての役割も担っている。

以上のとおり、国際交流センター事務室は、国際交流関係の事務分掌を担い、2004 年 12 月に構築した新ビジョン、「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」の実現に大きく寄与しているといえる。

イ　入試課、大学院入試課、アドミッション・オフィス、入試広報課及び高大連携事務室

入学試験に関する大綱を企画・立案するために必要な調査、研究を行うとともに、実施計画を策定しこれを遂行するための全学的組織として入試センターが設けられている。これは 2005 年 4 月に、「入学試験部」を、対外的サービスを行う部門として今日的に相応しく、馴染みやすい呼称である「入試センター」に名称変更したもので、同時に入試施策の意思決定をより迅速に行うため、新たに「入試事務局」を設けている。

入試センターの業務は、①学生募集、②入試広報、③入学試験実施に係る各学部間調整、④入学試験問題に関すること、⑤高大連携に係る企画、広報などである。また、入学試験に関わる全学レベルの組織として、入試センターの下に入試センター主事会（各学部等選出の主事で構成）、入学試験出題主管者会議、入学試験実行委員会（各学部副学部長等で構成）、AO 入試委員会（各学部等選出の委員で構成）、DD 入試委員会が設けられており、それぞれ入学試験制度に関わる事項や実際の業務に関わる事項の検討が行われている。また、スポーツ・フロンティア入学試験に関しては、担当副学長を委員長とした SF 入試選考委員会（各学部副学部長等で構成）が設けられている。あわせて、高校と大学との連携事業に関することについては、高大連携運営委員会が設けられ、関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係る協議会も設けられている。

事務組織としての入試課、大学院入試課、アドミッション・オフィス、入試広報課及び高大連携事務室は、

上記委員会等で決定された基本方針を受けて、円滑な入学試験の実施、具体的な学生募集や入試広報業務等の遂行及び高大連携事業の推進にあたっている。

また、入学試験に係る高等学校・予備校などからの大学に対する要望・意見等については、これを積極的に入学試験制度の改革や制度整備に資するよう、入試センター職員による情報収集を行うとともに、西日本を中心に配置するアドミッション・コミュニケーター（本学と高等学校とのパイプ役として日常的に高等学校を訪問し、入学試験全般についての広報活動を行う非常勤嘱託）からの高等学校の情報など、多様な情報の収集・活用に努めるなど、事務組織（入試センター職員）の果たす役割は非常に大きいと言える。

ウ　キャリアセンター事務室、卒業生就業支援室

学生が、将来の自分像を描くこと、自分は何になりたいのか、何を目指したいのか、何のために働くのか、仕事にどのように取り組むのか、といったことを考えることは、重要な行為である。そのため、下位年次の段階から、働く意義や職業観を涵養して、将来を見据えた自分のあり方、つまりはキャリアデザイン（将来設計）を考えさせる機会を提供することが必要になっている。以前からも 3・4 年次生を対象とした就職指導・斡旋型の取組に加えて、下位年次生を対象に将来設計を見据えた各種プログラムを展開していたが、2004 年 4 月より就職部をキャリアセンターに名称変更して、学生が各自の目標を自己実現するための計画・行動を促すさまざまな支援プログラムを大学としてさらに積極的に展開している。

同センターは、学長の信任職であるキャリアセンター所長（以下「所長」という）をはじめ、各学部、外国語教育研究機構選出のキャリアセンター主事と所長の指名によるキャリアデザイン担当主事及び学生サービス事務局長、キャリアセンター次長、同事務長からなる「キャリアセンター主事会」とキャリアセンター事務室で構成されている。キャリアセンター運営にかかる審議決定は同主事会によってなされるが、その原案作成及びその実行については、同事務室が所長と協議のうえ任に当たっている。

なお、工学部（理工系学部）では、特性として、その採用選考において未だ学校推薦制度が一部利用されていることや学生 1 人ひとりの専門性にあった就職を支援するために、各学科にキャリア担当教員をおくとともに第 4 学舎にキャリアセンター工学部分室を置き、種々の就職支援を行っている。また、総合情報学部での就職支援としては、高槻キャンパスにおいて機動的にキャリア形成支援・就職支援を展開するために、同キャンパス事務室に就職担当をおき、キャリアセンターと連携して業務を遂行している。

2005 年 11 月より、卒業生就業支援室を設置し、本学在学生だけではなく、卒業生への就業支援を実施している。卒業生への就業支援は、実際には随時相談を行っていたが、株式会社パソナのグループ企業である株式会社関西雇用創出機構と業務提携し、支援体制の強化を図っている。

キャリアセンターでは、大学として「学の実化」の教育理念のもと、活力ある社会人の育成が、わが国の発展における最重要課題であるとの認識から、学生が全人的成長を果たすための入学から卒業まで種々の支援を展開している。その内容は、国が提唱する「若者自立・挑戦プラン」の構想を大学において文字通り具現化するものであり、同事務室はその中心的な役割を担っており、その機能は今後もますます重要になると考えられる。

【長所】

事務組織は、教学に種々関わっているが、代表的なものとしてはカリキュラムの立案を行う教員のサポート等がある。これは最終的には教授会が決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成等については学務委員会、教務委員会等、学部において名称は異なるが、教授会の下部組織である委員会で原案を検討・作成している。その際に、各事務組織の役割としては、原案作成段階で関与するとともに、事務担当者が委員会にも参画しており、さらに、関係法令等との齟齬がないかの確認を行っている。このことは、全学に共通する教育等を分掌とする、全学共通教育推進機構、外国語教育研究機構においても同様のことが言える。

また、大学執行部から、大学全体の教学方針や教学事項に関する諸案件を提起する場合には、事前に検討を行う中で、大学本部傘下の各課、事務室がそれぞれ担当する分野に応じて原案作成に深く関与していくこ

とになる。

同じく大学での予算に関する立案や実行の責任者は大学教員となっているが、現実の予算案作成過程において事務組織は大きな役割を果たしている。例えば、各学部における予算案は（学部により若干異なっているが）、実質的に事務組織の長である各学部グループ長とその指揮監督下にある事務職員が中心となり原案をまとめ、教員である学部執行部との協議を経て作成されている。入試センターや学生センター等においてもほぼ同様の手順で予算案が取りまとめられ、各運営委員会等での協議を経て予算単位責任者である学長（実質的事務は学長課が担当）を通じ、法人担当部局（財務・管財局）へ提出されることになっている。

予算折衝は、通常、予算実行単位責任者である教員と事務組織の長及び事務担当者が当たることになっている。法人側は、専務理事をはじめとして、法人部局の長及び事務担当者が出席することになっている。ここでも、事務組織の長や事務担当者の果たす役割は大きく、教員である教学組織の長と協力しながら予算折衝に臨んでいる。

以上のように、事務組織が大学組織運営に参画することにより、速やかで円滑な流れが形成されていると言えよう。

意思決定、伝達システムに関して、大学における最高意思決定機関は理事会である。しかし、教員人事などの一部例外を除き、教学事項の意思決定に至る過程で、上記各種会議及び各種委員会等へは事務組織の側からもほとんどの場合メンバーが参加しており、意見を述べることができるようになっている。この中長期戦略構想策定体制の立ち上げにより、法人と教学の一体化という意味で、事務組織の果たす役割は今まで以上に大きくなったと言える。

全学的な協議機関としての学部長・研究科長会議（この会議の性格は、「教授会、研究科委員会の上位機関という性格ではないが、単なる連絡機関にとどまらず、全学的な問題について協議する機関であり、意見が一致した場合には、その意向を尊重する」との確認がなされている。）は、原則として、月 2 回開催されており、そこでの協議、決定事項については、翌日直ちに、「大学事務連絡会」で学長室長から、法人を含む全学の事務組織に周知・徹底が図られることになっている。また、学部長・研究科長会議の協議事項で各学部、機構、研究科での審議を必要とする事項については、同連絡会終了後により綿密な打ち合わせをすることとしている。さらに、原則として隔週開催の「局長会議」や月 1 回開催される「管理職会議」を通じても重要な教学事項の周知徹底が図られている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

事務組織としては、今後、教学に係る幅広い情報を収集し、提言等を行うことにより、一層教学組織と深く関わりを持ち、委員会等でもこれまで以上に発言を求められるような、より専門性を高めた組織の構築が求められている。

また学部長・研究科長会議における審議・決定事項の事務組織の側への伝達は速やかに行われるが、教学組織の側へは、教授会が原則として隔週に開催されることになっているため、若干時間を要することになる。そして中長期戦略構想策定体制における「学部長・研究科長会議」、「教授会」等の機能を明確にしていくことがこれからの課題である。

しかし教学組織を考える場合、いわゆる学部―教授会を考えなければならない。教授会においても大学経営をある程度意識しながら適時適切な意思決定をしなければならないが、必ずしもそうならない場合もある。それを側面からサポートするのが教務センター学部・大学院・機構事務グループ事務チームであるため、学長室、総合企画室との連携を密にする必要がある。

(3) 大学院の事務組織

【現状の説明】

現在、本学には 10 研究科（法学、文学、経済学、商学、社会学、総合情報学、工学、外国語教育学、法務、会計）の教育研究組織がある。千里山キャンパスにある法学、文学、経済学、商学、社会学、工学、外国語教育学の 7 研究科を運営する事務は教務センター学部・大学院・機構事務グループ、法務研究科及び会計研究科を運営する事務は教務センター専門職大学院グループが担っており、高槻キャンパスにある総合情報学研究科を運営する事務は教務センター高槻キャンパスグループ総合情報学部事務チームの所管となっている。

各研究科の充実と将来発展に関わる企画・立案については、最終的には研究科委員会が決定し、その責任を負うことになるが、原案の作成については、研究科委員会の下に作業部会等が設けられ、検討・作成される。その際に、事務室（グループ）の役割としては、研究科担当者が作業部会等に参画し、資料収集・整理分析などにより情報を提供し、原案作成段階から企画・立案に関わり、また関係法令等との齟齬がないかなどのチェック機能を果たしている。

大学院全体の充実と将来発展に関わる企画・立案については、大学院の総括責任者である副学長（大学院・研究推進担当）の下に検討委員会等が設けられ、原案が検討・作成される。学長課がその事務を担い、資料収集・分析をはじめ、企画・立案に関わり、重要な役割を果たしている。

大学院に関わる予算（案）編成や実行の責任者は大学教員となっているが、現実の予算案作成過程において事務組織は大きな役割を果たしている。予算案は、実質的に事務組織の長である教務センター学部・大学院・機構事務グループ長とその指揮監督下にある事務職員が中心となり原案をまとめ、予算実行単位責任者である副学長（大学院・研究推進担当）を通じ、法人担当部局（財務・管財局）へ提出され、予算実行単位責任者である教員と事務組織の長及び事務担当者が予算折衝に当たる。法人側は、専務理事をはじめとして、法人部局の長及び事務担当者が出席する。ここでも、事務組織の長や事務担当者の果たす役割は大きく、教員である教学組織の長と協力しながら予算折衝に臨んでいる。

大学院運営を経営面から見た場合、これまでに進められてきた改革の中で重要な懸案事項となっていた「学部・大学院の組織的一体化」については、2006 年 10 月 1 日より学部長と研究科長が兼務となり、系統的管理運営を行うこととなった。

【点検・評価】

2006 年 8 月に充実した学生サービス及び教育・研究支援体制を構築することを目指した「教務センター」を開設した。カリキュラム編成や授業時間割編成等を始めとした教務関連業務について、教務事務グループを設置して業務を一元化することで対学生サービス及び対教員サービスの向上並びに教務事務の充実を図ることが可能となっている。教務関連部署の業務を再編することで教務事務に精通した事務職員を集中し、教務事務に関するスキルを向上させ、知識やパワーを集結させて、多様化・高度化が求められるサービスを実現している。

(4) 事務組織の機能強化のための取組

ア　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性

【現状の説明】

本学の事務組織は、法人本部と大学本部と内部監査室の三つに大別され、各本部の傘下に、局室と課・事務室をおいている。法人本部には、四つの局と 15 の課・事務室をおき、大学本部には、五つの局と 25 の課・事務室・グループをおいている。2006 年度には、学生・教員へのサービスの強化向上と大学部門の事

務の効率化を図るために、学部事務室、研究所関係、図書館関係の事務を再編した。そのため事務組織の数は、53 から 39 に減少している。

特に学部事務室の教務部門をまとめ、教務センターを設置したが、新たな体制として、従来の部署制を発展させ、繁忙期等に対応できるよう所属職員の流動性を高めるため、グループ制を採用した。そして各グループ内では、業務内容に応じたチーム制を採用し、学部のニーズ等に的確かつタイムリーに対応できるようにした。なお、このグループ制、チーム制は、本学の事務組織としては、初めての体制である。

なお、本学の事務組織は、各組織の業務の遂行状況等を見ながら、毎年検討し、改編を行っている。

次の課題としては、組織に配置する業務を遂行する人員の能力開発がある。事務職員に求められる職務能力も、年々、質の高さが求められており、そのため、本学では、事務職員への研修制度を整備し、毎年、研修方針・研修計画を定めている。2007 年度の研修の概要としては、「大学職員意識啓発研修」、「業務領域別研修」、「共通能力向上研修」、「自己開発研修」、「自主勉強会」、「総合研修」、「階層別研修」があり、例年、多くの事務職員が受講している。

【長所】

教務センターを設置し、教務事務を一元化したことにより、次のような効果が見られる。①サービスの標準化が図られ、学部・研究科による取扱いのばらつきやサービスの相違がなくなった。②学生への教育支援サービスの専用スペースを設け、教務補助を行う SA の活用を含め、十分な数の事務スタッフを配置することによって、学生の目線に立ったより充実したサービスを提供することができた。③人員の再配分により、従来十分な対応ができていない学生への教育支援やサポート体制の構築が可能となった。④全学の学生が教務センターを利用することから、修学上の諸制度に共通する問題点の発見やニーズの掘り起こしが可能となり、問題点の改善や新たな制度設計に向けた迅速な取組が可能となった。また、グループ制の導入により、繁忙期等に対応できるよう人員の配置を柔軟に行うことができ、業務の遂行がスムーズに行えるようになった。

研修制度については、業務をこなしながらの参加と他の課員の支援なしには参加できないものであり、概ね参加状況はいいと言える。

【問題点】

教務センターに関しては、次のような課題が残る。

① 教務事務・授業支援の両グループと学部・大学院・機構事務のグループとの連携を密にすること。センター全体で業務を遂行するという理念と現実の業務遂行のあり方とのギャップがまだ職員に一部根付いていないところがある。事務室時代からの独自な業務方法を脱却し、教務センターとしての標準化を図らなければならないが、これについても従来の方法から脱却できていないところが一部にはある。

② 他部署との連携があげられる。特に入試、学生生活、国際交流等といった教務に関連する部署とは、緊密な連携が必要であるが、学部事務室という簡便なルートがなくなったことによる不安が生じている。

能力開発による研修の受講については、受講する本人の意識と受講を促す管理職の意識が重要であるが、研修の受講に対して管理職の意識にバラツキがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大きく組織改編を行った教務センターと研究支援センターに関しては、それぞれに、教員と事務職員とを構成員とする教学委員会と研究推進委員会を 2007 年 4 月より発足させ、意思決定に関する機能を持たせることとした。教学委員会では、学部及び研究科間に共通する教育施策の検討・協議と教学事項の連絡調整を行うこととなっており、また教員及び事務職員による委員会機能を持たせることにより、業務の調整・効率化を図っていくこととする。

事務組織の専門性の向上には、所属する職員の資質の向上が必要であるが、それはひとえに本人の意識に

よるものであるが、常に専門性を高めていくよう、管理職が業務の割り振り等を通じ、積極的に派遣・受講させるよう諸会議等を通じ指導していく。

イ　教学上のアドミニストレーター養成への配慮の状況

【現状の説明】

大学の機能が複雑化、高度化していることへの対応として事務職員の能力の向上が必須であるが、事務職員が単に定型的な事務を着実に遂行するだけでなく、より専門的な能力を保有するアドミニストレーターとしての役割が高まっている。そのために事務職員には、アドミニストレーター研修への参加を促進し、今後の大学経営に対応できるよう職員の養成に努めている。

本学の事務職員研修の一環として 2003 年よりアドミニストレーター研修に事務職員を派遣している。2007 年度は、日本私立大学連盟主催及び大学コンソーシアム京都主催の研修があり、それぞれに事務職員を派遣した。2007 年度までにアドミニストレーター関連の研修には 12 人が参加した。

これら養成研修への参加は、本人の担当業務を行いながら、かつ所属部署の協力のもと行っている。なお、研修への経費は大学が負担している。

【長所】

担当業務を行いながらの研修参加であり、本人の担当業務の計画性、効率性を高めていくことに効果がある。また部署内での課員同士の協力関係が築ける。

【問題点】

業務のやりくりにより研修に参加するが、業務の遂行状況によっては、どうしても限界がある場合には、過度の超過勤務、休日出勤が発生し、本人の健康と業務の達成状況への影響が懸念される。

【将来の改善・改革に向けた方策】

管理職の意識によることも大きく、管理職には、課員に研修を受講させるよう促すとともに課員との意思疎通を十分計り、研修の受講と業務の割り振りを行っていくようにする。

(5) 事務組織と学校法人理事会との関係

ア　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性

【現状の説明】

第 15 期理事会の構成は、理事長 1 名、学長 1 名、専務理事 1 名、常務理事 1 名、理事 11 名の合計 15 名で構成されている。事務組織からは、学内理事として 2 名の事務職員が参加するとともに、本部長及び各部署の局室長が陪席している。これら学内理事は、他の理事に対し、事務組織から上程される諸施策について、理解を深めてもらうべく努めている。

理事会議案については、局長会議（理事長、専務理事、常務理事、本部長及び各部署の局室長、次長で構成）において議案調整が行われる。調整の結果、問題等があれば、それぞれの機関においてその取扱いが再検討されることになっている。

なお、理事会・教員組織・事務組織の三者が十分な意思疎通を図り、理事会の経営方針と教職員個々人の経営意識との乖離を埋めるため、第 15 期理事会より、法人の中長期構想を日常的に審議し策定する全学組織として「基本構想推進会議」（理事長の諮問機関：学園の基本構想を策定し理事長に答申）、「関西大学戦略会議」（理事会の諮問機関：学園の中長期的な総合事業構想を計画・審議し、理事会へ答申）を創設した。それぞれの機関には、理事会・教員組織・事務組織を代表する者が参加している。

【長所】

第 15 期理事会では、事務職員から理事として 2 名が参加しているため、事務組織の考えを経営に反映さ

せることができている。また、理事会に本部長及び各部署の局室長が陪席していることにより、理事会に対しては意思決定を行う上で必要とされる情報の提供が可能となり、事務組織に対しては理事会における意思決定の速やかな周知と執行に繋がっている。

次に、「基本構想推進会議」及び「関西大学戦略会議」の設置により、それぞれの機関に、理事会・教員組織・事務組織を代表する者が参加しているため、理事会と事務組織、教員組織との円滑な意思疎通が図れるようになった。これらの会議において本学の重要事項について事務職員の意見・考えを述べ、理事会に反映できることは大きな利点と言える。

【問題点】

事務職員から理事会に参加している学内理事 2 名の人数枠は確保されたものではなく、変動することもある。そのため、人数が減少した場合、事務組織からの意見・提言等が弱まる傾向がないとはいえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年 10 月から発足する第 16 期理事会は、私立学校法の改正を受けた新たな寄附行為の下でスタートすることとなる。改正後の寄附行為における主な改正点は、①理事会を最終の意思決定機関と位置づける、②常任理事会を設置する、③評議員会を諮問機関と位置づける、である。このうち、①の理事会の構成については、定員を 15 名から 36 名に増やし、職務上の理事を設けることとしている。このうちの事務職員の人数は、本部長、局室長のうちから 5 名となり、人数枠を確保することができることとなった。構成比は、現行理事会と同じ割合（0.14）で変更はないが、事務組織から理事を選出する人数枠が確保できたことは大きい。

このことにより、事務組織と理事会の意思疎通が良好になるとともに、効率性の向上とスピード感ある経営の実現が期待される。

15　自己点検・評価

大学における教育・研究は、当然のこととして社会的責任を負っている。それは、教育活動による人材育成や大学の最大の資産である研究活動、管理運営等、多岐に渡っているが、こうした社会的責任を果たすにあたり、本学及び各学部等の教育理念・目標の達成を目的とすると同時に、自己点検・評価を不断に進め、その結果を社会に公表することにより点検・評価を受けていく必要がある。

本学では、大学全体の教育研究水準の向上を図るため、1994 年より関西大学自己点検・評価委員会を設置し、本学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告することとなっている。大学の構成員や各機関はこの報告を基に、その改善を相互協力により行わなければならない。

これまでの自己点検・評価活動により大学改革を進めてきたように、今後もその意義を理解し、自己点検・評価の仕組みも併せて改善・改革していくことを目標に活動していかなければならないと考えている。

(1) 自己点検・評価と改善・改革システム

【現状の説明】

ア　自己点検・評価委員会の発足

1991 年の大学設置基準の改定に伴う大綱化によって、大学としての個性を持った活動の実施 とともに、自己点検・評価活動がより強く求められるようになった。本学においても、従来、大学としてのさまざまな活動において、それらを管轄する委員会などで独自に活動についての検討・反省などといった議論の中で行われていた自己点検・評価活動を全学的な活動として組織化することが教学充実委員会で議論され、その答申に従い、1993 年 7 月に自己点検・評価委員会規程が制定され、1993 年 10 月に自己点検・評価委員会準備委員会が発足した。本格的な委員会発足への準備期間を経て 1994 年 4 月に自己点検・評価委員会が全学の自己点検・評価活動を担う組織として設立された。

この委員会は 2 年を 1 期として活動し、委員会活動終了時に報告書を作成する職務を担うものである。また、活動においての点検・評価項目は委員会において定められている。

さらに、本大学では、全学の自己点検・評価活動の充実を目指して、各学部、大学院、図書館等の各部局においても自己点検・評価委員会が順次設置されてきた。これらの組織の充実によって全学的な視点とは別に各部局固有の問題についても詳細に検討がなされてきた。これら全学的な活動また各部局での活動は、全学的な活動を記した関西大学自己点検・評価委員会の報告書（関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書）をはじめとしてそれぞれの部局の各委員会において独自に報告書としてまとめられている。

これらの報告書はそれぞれの規程に従い、所属の長に提出されるとともに、学内教職員のほか、他大学、教育機関、研究所、官公庁、地方自治体、マスコミ、企業等の自己点検・評価活動が関連する機関へ送付される。また、全学の委員会報告書は 2000 年 5 月に開設した関西大学自己点検・評価委員会ホームページにおいて、自己点検・評価委員会の刊行物（データブック・研究総覧）とともに広く社会に開示 している。

イ　自己点検・評価委員会の構成

前述のように、1994 年 4 月に正式に活動を始めた全学自己点検・評価委員会の構成委員は、全学の各部局より選出された委員によって構成されている。しかしながら、本委員会は、全学的な視野に立って活動する委員会であり、学内の各組織に置かれている自己点検・評価委員会を統括するような関係にはないとの位置づけが第 1 期から第 5 期の委員会ではなされていた。したがって、本委員会の構成委員は選出母体の利益代表や役職上の職務に関係なく、あくまで全学的な観点から自己点検・評価を行うことになっていた。そのため、資料収集（ヒヤリングなどを含む）、評価、報告書の原稿作成等については、所属（選出）母体の組織を越えて広範囲にわたって行われてきた。

このような自己点検・評価活動がなされる中で、2002 年の「学校教育法」の改定によって第三者評価を受けることが義務化されたのをうけ、第 5 期の委員会において、全学の自己点検・評価委員会と各学部・機構等におかれた自己点検・評価委員会及び大学院自己点検・評価委員会の活動のあり方が見直された。第三者評価では、それぞれの学部や研究科ごとに理念・教育内容・教員組織・学生生活への配慮・管理運営などの点検・評価が求められている。ところが本学の従来の自己点検・評価体制の下では、全学の自己点検・評価委員会は全学的観点からの自己点検・評価は行うが、各学部・機構・大学院の行う自己点検・評価の領域には立ち入らないことが確認されていた。しかしながらこの体制では個別の部局の点検・評価についても全学的な視点に立った点検が求められる第三者評価には対応できない問題が生じてきた。そのため各組織が自己点検・評価を行って報告書を作成し、それらを取り纏めて「関西大学自己点検・評価報告書」に集大成させる仕組みに変更する必要があった。

このような状況において、すでに自己点検・評価委員会のある組織においては、それぞれの委員会が第三者評価のための自己点検・評価活動も行うことができるように規程を改め、自己点検・評価委員会を設置していない組織には新たに委員会を発足させた。特に大学院についてはこれまで研究科毎に自己点検・評価を行う体制にはなっておらず、大学院全体として活動を行う大学院自己点検・評価委員会があるのみであった。そこで各研究科に自己点検・評価委員会を設置し、全学的な自己点検・評価活動と各研究科での活動が直結したものとなるように組織を再編した。

さらに、大学全体の教育研究組織についての自己点検・評価は職務上の委員である学長補佐がこれを担当し、財政については法人部局が担当することとなった。このようにして大学の自己点検・評価は各機関がそれぞれの点検・評価に責任を持って行うこととなり、全学の自己点検・評価委員会はそれぞれの自己点検・評価委員会との連絡や意見調整を行うという性格を持つ組織として活動することになった。

上記の経緯のもと、2007 年 5 月現在、第 7 期自己点検・評価委員会では、全学の各部局から選出された委員（28 名）、役職上の委員（10 名）、学長により指名された専任の教育職員の委員（2 名）によって構成されている。各部局から選出された委員は、全学的な活動を行う本委員会と各組織における委員会の有機的連携を図るために、各組織における自己点検・評価を担当する委員会の委員のうちから選出される。一方、役職上の委員（教学側－学長補佐、学長室長、学事局長、入試事務局長、学生サービス事務局長、法人側－総合企画室長、総務局長、財務・管財局長）は、職務の執行に携わりながら自己点検・評価を行うという執行と評価の両面を担うこととなる。このように、関西大学では、全学的な活動に加えて各部局においても自己点検・評価活動を充実しつつ全学的な活動と連携を取りつつも独自にそれぞれ活動が進められている。

また、第 7 期の委員会においては、自己点検・評価体制のあり方について抜本的に検討する部会が設置され、従来の第三者型の委員会から執行に関わっている者を中心とした委員会のあり方への体制改編や、法人・教学融合型委員会への体制改編なども含めて、自己点検・評価体制に関する基本的なあり方についての議論が進められているところである。この動きは、大学の意思決定のあり方の見直しが進められているのを受けたものである。大学の意思決定と執行体制は自己点検・評価体制のあり方と大いに関わっており、大学をあげての自己点検・評価体制をどのように構築するかという観点を念頭においたうえで、大学としての意思決定と執行体制のあり方の見直しを進めることが必要とされている。

ウ　資料の収集

（ア）データブック

「データブック」は、本学の教育研究活動の全容を客観的なデータで示した自己点検・評価の基礎資料集であり、毎年刊行する資料である。これまで、「データブック」には、本学の建学理念の展開から、正課教育・課外活動・研究活動はもとより、国際交流や社会的関係を含め、施設・設備や管理運営、財政に至る基礎的データを掲載してきた。

データブックの主な原資料は「学事統計」や「事業報告書」であったが、資料としての重複や原稿作成上

の非効率性が指摘されてきており、そのため 2003 年度より「学事統計」を廃止し、必要な項目は「データブック」に吸収し、これも財団法人大学基準協会の項目に準拠する項目や様式に改め、第三者評価に対応できる資料集となるように改編した。

（イ）研究活動調査

教員の研究活動及びその成果を公開する目的で、これまで関西大学では『研究総覧』を刊行してきた。その後、2001 年度からは冊子としての『研究総覧』を発行せずに、すでに構築されている「関西大学学術情報データベース」（Web 上で稼動）を充実させることで、この機能を代替させることにした。これによって教員の研究活動とその成果を一層広く迅速に公開することができ、また教員が何度も同様の調査に回答しなくてはならない煩雑さを軽減させることも目的とした。運用に際しては、学長から全専任教員に対してデータ内容の更新・登録に関する依頼を行い、研究業績などの最新情報を収載・公開することで、データベースの有用性と価値を高めることに全学的に取り組んでいる。

一方で、このデータベースは、科学技術振興機構（JST）が実施している「学術研究活動に関する調査」に電子情報で情報提供できるシステムに準拠しているが、現状のシステムでは、記入項目が非常に多く、これらを完全に埋めるにはたいへんな労力を必要とする。そこで、最低限業績の一覧表が閲覧できる程度の業績情報（業績の種類、タイトル、出版社・掲載雑誌名、単共著の別、発表年など）を登録してもらいたいことを各教員に伝えて 登録及びその公開率の向上を目指している。

また、2006 年度からは全学的な IT 化推進プロジェクトを立ち上げており、本データベースについては図書館や博物館などの全学的資産の公開という流れのなかで、その効果的なあり方について見直しを進めている。

エ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム

上記のように取りまとめられた関西大学自己点検・評価報告書は、規程に従い学長に提出されることになっている。第 1 期の自己点検・評価委員会より『自己点検・評価報告書』の提出を受けた学長は、指摘されている本学の教育研究における問題点や改善点を検討し、教職員の共通の現状認識に基づいた 21 世紀の本学における教学の新しい施策を講じるため、1996 年 10 月、学長の諮問機関として「将来構想計画委員会」を設置し、これらの問題を議論するための仕組みを構築した。そして、「将来構想計画委員会」は、その任務を遂行すべく、学長により整理・統合された点検・評価事項に関する諮問を受け、その改善に向けての議論を行って学長に答申することにより、点検・評価項目の改善に向けた施策を提示してきた。

その後、2005 年 1 月には、「学校法人関西大学における中長期戦略構想策定体制」が立ち上げられ、関西大学戦略会議（理事会の諮問機関）の下に教学専門委員会が設置された。この委員会は、従来の「将来構想計画委員会」よりも強力な権限を有し、また実質的な教育・研究活動に近い立場にある組織として点検・評価事項に関する問題点が検討できるように改善されたものであったことから、その設置に伴って、将来構想計画委員会は廃止された。

こうした体制の下で、今後は、報告書で指摘された問題点のうち、教学事項の中長期的な総合事業構想の実現に向けた施策については、学長（役職上の理事）が、理事会・戦略会議を経て、教学専門委員会において検討を要請することになっていたが、その後、2004 年の私立学校法の改正を受けて、本学の経営管理体制の抜本的な改革が検討されており、その改革案で示されているような、学部長らが理事となって理事会に参画するいわゆる法人（経営）と教学の融合的な経営管理体制が採用された場合には、自己点検・評価体制及び組織もこれに応じた改編を迫られることになる。

【点検・評価】

ア　自己点検・評価活動の社会への公表

前述のとおり、関西大学では、教員の研究活動及びその成果に関するデータの公開を学術情報データベー

スによって行っているが、その公開基準等については従来十分な議論を行うことなく、各教員の判断にゆだねられた対応のもとに運営されていた。この結果として、学術情報データベースはシステムとして存在するものの、大学を代表する学術情報データベースとしての機能を十分に果たしているとはいえない状況にある。

このようななか、学長より、第6期の自己点検・評価委員会へ「関西大学における個人研究業績の公開の在り方について」と題する諮問がなされた。これを受けて、自己点検・評価委員会では、学術情報データベース構築時の学内状況の理解、他大学の事例調査等、関連する情報の収集のもとに、(1)問題の所在、(2)問題の性質、(3)問題の解決手段等に関しての議論を集中的に行い、その議論の結果を学長に答申した。この答申にもとづき「大学として教育研究成果の情報を発信することは、もはや大学の社会的責務として認識されている時代であり、学術情報データベースにより本学の全教員が情報発信するために、データベースの基本方針を定め、本学の構成員がその重要性を共通に認識し、積極的に研究業績を公開していくことを提案する」旨の関西大学学術情報データベースの登録・公開に関する基本方針が、学長より 2006 年 2 月に示された。

関西大学学術情報データベースは、それを受けて、2007 年度より研究推進委員会が学術情報データベースを所管することとなったが、まだ規程の策定については実現をみていない。また、関西大学学術情報データベースの「公開ポリシー」を TOP ページに掲げ、学術情報データベースの理念・位置付けを学外に広く開示 することや、現行のデータベースの入力システムを煩雑なものから簡便なものへと改善することなどの策をとることが必要であり、 実質的に学術情報データベースが機能するための策を取ること が求められている。

イ　自己点検・評価事項に関する改善・改革システム

第6期自己点検・評価委員会では、自己点検・評価活動及びその成果である報告書がより実効性のある改善策に結びつくようにするため、従来の点検・評価項目に本学独自の点検・評価項目を加えるなどを試みるとともに、学校法人全体の経営管理体制についての改革の動きを踏まえて、自己点検・評価組織のあり方についても部会を設けて検討を重ねた。そこで得られた方向性は、法人（経営）と教学の融合型の組織が概ね妥当ということである。もっとも、一口で「融合型の組織」といっても、他大学の動向を調査してみれば、実際の組織体制はきわめて多様である。ましてそうした組織体制の下での具体的な運用のあり方は、各種資料のみからでは容易に知り得ない。

そこで、将来的な自己点検・評価体制及び組織のあり方を探るため、大学執行部と自己点検・評価委員会の共催により、「大学評価（認証評価）フォーラム」を 2007 年 10 月に開催した。「融合型」の自己点検評価組織を設けて先行する大学関係者をパネリストに迎え、全国の国公私立大学や認証評価機関から多数の参加を得て活発な議論がなされ、関西大学が向かうべき方向性について、貴重な示唆を得る機会となった。

(2) 自己点検・評価に対する学外者による検証

本学は、1993 年の自己点検・評価委員会の発足以来、報告書等の刊行物の公表等により、社会的評価を受けてきたが、全学的な事項については 1952 年に加盟した大学基準協会による相互評価（1998 年 4 月 1 日付)、及び認証評価機関（大学基準協会・2004 年 8 月 31 日付）による大学評価以外には、これまで正式に学外者からの評価システムを導入していない。

これに対し、理工系学部では、自己点検・評価委員会の職掌事項に外部評価に関することを入れ、学外の専門的研究者による外部評価を 2002 年度（研究）と 2004 年度（教育）に受けている。また、JABEE（日本技術者教育認定機構）により、2002 年には工学部先端マテリアル（当時は材料）工学科、2005 年には工学部化学工学科と都市環境工学科が同プログラムに認定されている。これらの取組によって、教育方針や教育

内容等を外部に向けて説明・アピールする意識が醸成され、さらなる改善に向けた構成員の改革意欲の高揚につながっているように思われる。

なお、上記（1）イで述べたような方向での自己点検・評価体制の改編が行われた場合には、点検・評価の対象となるべき執行と点検・評価組織がきわめて近い関係になり、機動的な点検・評価が期待される反面、点検・評価の客観性や公正さが確保されないおそれがある。したがって、そうした客観性を担保する仕組みとして、外部評価委員会の設置が不可欠になると考えられる。

（3）文部科学省・大学基準協会からの指摘に対する対応状況

ア　文部科学省への設置認可申請時等における留意事項への対応

学部・研究科の新設や学科等の改組に伴う設置認可時に文部科学省から付される留意事項に対しては、「履行状況報告書」により報告してきた。近年、本学においては、大学院会計研究科（2005 年 12 月認可）を設置したが、設置認可時に付された留意事項に対し、学年進行に合わせた「履行状況報告書」において、遺漏なく誠実に対応してきた。

大学院会計研究科設置認可時には、『設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的、さらに理論と実務を架橋して高度専門職業人の養成に特化した教育を実施するという専門職大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること』が指摘されていた。これに対して 2006 年 4 月に開設した後、2007 年 5 月現在で収容定員 140 名に対して 142 名を受け入れるとともに、研究科の設置の趣旨・目的及び理念を実現できるように設置計画を履行している状況にある。

イ　大学基準協会による相互評価に対する対応

本学は、学校教育法による機関別認証評価（四年制大学）を受けるべく、2006 年度に、財団法人大学基準協会の大学評価を受けたが、その際、同協会から、教育内容・方法や学生の受け入れに関する項目を中心に、17 件の助言を受けている。これら助言に対応するため、大学執行部としては、助言を受けた各学部等に対して、助言に対する改善方策とその実施時期、及び検証時期を照会したうえで取りまとめ、具体的な改革に着手している。

一方、教育内容・方法に関する上記の助言の多くが、FD 活動と密接に関連し、その成果の有無が改善策の実現に直結すると思料されたことから、第 6 期自己点検・評価委員会としては、従来の点検・評価項目に、FD に係る本学独自の点検・評価項目を加えて、FD 活動の活発化を図った。自己点検・評価報告書が、より実効性のある改善策につながることが期待される。

16　情報公開・説明責任

(1) 財政公開

【現状の説明】

本学は、1969 年度から教職員・学生・父母・校友など大学関係者に、大学の財政の状況について理解を得るため財政公開を行っている。その実施媒体は、教職員や学生向けの学内報『関西大学通信』である。

当初は、まだ、「学校法人会計基準」が制定されておらず、公開の内容は、収支予算総括表と収支決算総括表であった。その後、1971 年に「学校法人会計基準」が制定され、私立大学等経常費補助金の交付を受ける私立大学はその基準に基づいて会計処理を行い、文部省（現在 文部科学省）が求める予算書・決算書（計算書類）等を作成することになった。

「学校法人会計基準」制定当初は、『関西大学通信』の紙面の一部に収支計算書を掲載していたが、1993 年度からは、より内容を詳しく説明することとし、さらに大学関係者に財政の現況を十分に理解していただけるよう、『関西大学通信』の別冊号として、事業内容や予算・決算の内容を公開することになった。その後、簡潔明瞭に記載することにより多くの関係者の理解を得ることを目指し、2002 年度予算から別冊形式を改め『関西大学通信』にとじ込む方式とした。

予算は、毎年 5 月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、予想貸借対照表を、決算は、毎年 7 月頃に資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表（以上、小科目まで公開する。）と監査報告書を掲載している。その内容は、予算については予算編成の概要、事業の概要、収支予算の概要などを、また、決算については決算の概要、当年度に実施した諸事業の概要、収支決算の概要などを表、グラフ、写真等もまじえながら、簡潔にかつ分かりやすく取りまとめている。また、卒業生で組織する校友会の機関紙『関大』や在学生の保護者で組織する教育後援会の会報『葦』でも予算・決算の主な収支の状況について解説を加えて公開している。2002 年度からは、ホームページ上でも「2002 年度予算」（資金収支計算書、消費収支計算書）と「2001 年度決算」（資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表）」の状況（それぞれ大科目レベル）を公開し、IT 化時代に相応しい財務情報ホームページの充実に努めている。

なお、私立学校法の一部改正に伴い、2005 年 4 月から財務情報の公開が義務付けられ、決算は 2004 年度分からその対象となった。公開内容は「財産目録」「貸借対照表」「収支計算書」「事業報告書」及び「監事の監査報告書」であり、このうち新たに作成することが義務付けられたのは「事業報告書」と「監事の監査報告書」である。また、従来は財産目録等を事務所に備え付けることになっていたものが、事務所に備え付けて閲覧に供することが義務付けられ、これに対応するため、新たに「学校法人関西大学財務書類閲覧規程」を制定して開示対象書類原本を作成し、財務課に備え付けた。これらの「事業計画書」や「事業報告書」は、計算書類だけではその財政内容が理解しづらいこともあり、その理解を得やすくするために新たに作成することが義務付けられたものである。

本学は、これに対応して、2005 年からこれまでの財務情報ホームページの内容を刷新し、2005 年度（予算）の「事業計画書」「収支予算書」「予想貸借対照表」を、2004 年度（決算）の「事業報告書」「収支計算書」「貸借対照表」「財産目録」「監事の監査報告書」を、過年度の予算・決算データと合わせて、各種財務指標なども掲載し、ステークホルダーに理解が得られやすくするように改善を行った。

また、2006 年度からは、財政資料の開示に留まらず、情報開示への取組状況などを詳しく解説し、学生 1 人当たりの収支、キャッシュフロー計算書、学校法人会計に関する Q＆A を盛り込むなど、さらに本学の財政状況への理解を深めてもらうための工夫を行った。

本学の財政公開状況については、次表に示すとおりである。

表Ⅰ-16-1 財政公開状況について　（財）大学基準協会様式

		自己点検・評価報告書	学内広報誌	大学機関紙	財務状況に関する報告書	学内LAN	ホームページ(Web等)	その他（　）	開示請求があれば対応する
		HP上でも公開(関連刊行物含む)	HP上でも公開 関西大学通信			右記のHP上で公開→			財務課にて対応
教職員	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		
在学生	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		
卒業生	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		
父母等	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		
社会・一般(不特定多数)	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		
その他(法人との間で法律上の権利義務関係を有する者)	資金	○	○				○		
	消費	○	○				○		
	貸借	○	○				○		

【長所と問題点】

本学は、これまでも学生・教職員など学内関係者に『関西大学通信』を配布するだけではなく、マスコミなど外部からの求めにも可能な限り対応してきた。また、公開媒体も、2002 年度からホームページを活用するなど財務情報の公開に前向きに取り組んでいる。従来から学校法人会計が企業会計に比べて大変分かりづらいとの指摘があるため、予算・決算の概要、事業の概要、収支の概要（基本三表の小科目まで掲載）に加えて、各科目の解説やグラフなどを挿入するなど、ステークホルダーに少しでも理解されやすいように工夫を凝らしている。なお、2003 年度予算から『関西大学通信』やホームページに、収支予算書のみならず予想貸借対照表も掲載し、公開している。

私立学校法の一部改正に伴い、国の税金を財源とした補助金の交付を受けている学校法人に対し、財務情報の公開が義務付けられたが、大手大学には法律で求められるもの以上に積極的に公開することが求められている。ステークホルダーに理解を得るためには、設置学校別収支の公開などの資料を盛り込むなど、さらに工夫を凝らす必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

昨今、アカウンタビリテイの観点から、企業と同様に国の税金を財源とした補助金の交付を受けている学校法人の財政についても、マスコミによく取り上げられるようになった。このたびの「学校法人会計基準の一部改正」は貸借対照表の注記事項の充実を求めるなど公的機関としての学校法人が社会に対する説明責任を果たすよう、さらに積極的に財務情報を公開することを求めるものである。

先に述べたように、本学は、2002 年度からは、『関西大学通信』などによる紙ベースによる財政公開だけではなく、ホームページにおいても財政公開を行っている。このホームページについては、教職員、学生、父母、校友など大学関係者だけでなく、寄付者や企業などをも対象にしていることを考え、トップページからすぐさま財務情報ホームページに移動でき、予算・決算・過年度情報・各種統計資料などの見出しを一画面に収めて、知りたい情報がすぐさま得られるように工夫を凝らしている。また、難解な学校法人会計をできるだけ平易に説明し、視覚に訴えるような表、グラフなどを極力取り入れ、さらに理解を得やすい内容にするべく、設置学校別収支などの掲載を視野にいれたさまざまな工夫を凝らして改善に取り組んでいる。また、公開の内容についても、他大学や民間企業などの公開状況をも参考にしながら、内容の充実を図っている。

(2) 自己点検・評価結果の公表

「第Ⅰ編　第 15 章　自己点検・評価」において記述しているとおり、全学的な活動また各部局での活動は、全学的な活動を記した関西大学自己点検・評価委員会の報告書（関西大学『学の実化』自己点検・評価報告書）をはじめとして、それぞれの部局の各委員会において独自に報告書としてまとめている。これらの報告書は、他大学、教育機関、研究所、官公庁、地方自治体、マスコミ、企業等の自己点検・評価活動が関連する機関へ送付されるとともに、全学の委員会報告書は 2000 年 5 月に開設した関西大学自己点検・評価委員会ホームページにおいて、自己点検・評価委員会の刊行物（データブック）とともに広く社会に開示している。

今後は、自己点検・評価活動の意義を一層高めるために、その評価結果の公表に留まらず、学内外からの評価をフィードバック出来るシステムの構築を急がなければならない。

(3) 在学生・受験生に対する情報公開・説明責任

ア　在学生

在学生に対する情報公開や説明責任に関する事項として、最も多いのは成績評価についてである。本学の場合、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）の評語により、成績発表を行っているが、発表後に疑義申出期間を設け、成績に疑問のある学生は事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することになっている。

また、2005 年 4 月の個人情報保護法全面施行に伴い、本学においても「関西大学個人情報保護規程」を制定し、個人情報保護委員会、個人情報保護管理者を置き、ホームページにおいて「個人情報保護方針」を掲出している。在学生は、この規程に基づき、個人情報の開示や訂正を求めることができる。ただし、本人からの開示請求があっても、第三者に関する情報が含まれている場合や、個人の指導、診断、評価、選考等に関するものである場合、開示することが業務の正常な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある場合は、開示しないこととしている。

イ　受験生

2006 年度からは、一層の個人情報の保護及び個人成績の守秘を図るため、出身高校や在籍予備校に入試結果を通知することを承諾する場合、志願票の所定欄にマークしてもらうこととし、以下のとおり取扱っている。

〈一般入学試験での取扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知） ※合格者への得点通知は行わない。	受験した入学試験の合格最低点と本人の総得点を通知する（受験した学部の志願者数・受験者数・合格者数の通知を含む）。また、学科等志望順位がある場合は、第一志望学科等の合格最低点を通知し、合格基準点抵触による不合格者（法学部のみ）に対してはそのことを通知する。
出身高等学校などへの通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、受験した学部の各教科（科目）ごとの得点と総得点、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

〈大学入試センター試験を利用する入学試験での取扱い〉

受験生本人への通知 （不合格者のみに対して全員へ通知）	受験した学部・学科・専攻（コース）の志願者数・受験者数・合格者数を通知する。
出身高等学校などへの通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、「受験生の氏名、合・否」を通知する。
予備校への通知	受験生本人の承諾を得た場合のみ、合格者の氏名のみを通知する。

第Ⅱ編　学部・機構・大学院

法学部	法学研究科
文学部	文学研究科
経済学部	経済学研究科
商学部	商学研究科
社会学部	社会学研究科
政策創造学部	
総合情報学部	総合情報学研究科
理工系 3 学部	工学研究科
外国語教育研究機構	外国語教育学研究科
	法務研究科
	会計研究科

法　学　部

第Ⅱ編　法学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 289
(1) 理念・目的等 〈289〉
(2) 理念・目的等の検証 〈291〉
(3) 健全性、モラル等 〈292〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 293
(1) 到達目標（達成度） 〈293〉
(2) 教育課程等 〈293〉
(3) 教育方法等 〈306〉
(4) 学位授与の認定 〈313〉

3　国際交流 …… 313
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流） 〈313〉

4　学生の受け入れ …… 315
(1) 入学者受け入れ方針等 〈315〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法 〈316〉
(3) 入学者選抜の仕組みと検証 〈322〉
(4) 科目等履修生・聴講生 〈323〉
(5) 定員管理 〈324〉
(6) 編・転入学、退学者 〈325〉

5　教員組織 …… 325
(1) 到達目標（達成度） 〈325〉
(2) 教員組織 〈326〉
(3) 教育研究支援職員 〈328〉
(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き 〈329〉
(5) 教育研究活動の評価 〈330〉

6　研究活動と研究環境 …… 331
(1) 研究活動 〈331〉
(2) 研究環境 〈332〉

7　施設・設備等 …… 333
(1) 学舎と研究棟 〈334〉
(2) 情報処理機器等の整備 〈334〉

8　管理運営 …… 335
(1) 学部運営に関する意思決定体制 〈335〉
(2) 学部長の権限と選任手続き 〈336〉

9　自己点検・評価 …… 338

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

関西大学の前身である関西法律学校は、1886 年 11 月 4 日、関西で初めての本格的な法学教育機関として大阪の地に創設された。この学校の創設を企てたのは当時大阪で勤務していた司法官や、自由民権運動に携わった経験をもつ者たちであった。彼らは、自らの人権を自ら護っていくことができる近代的な市民が生まれるためには法に関する知識の普及が不可欠であり、法学教育によって法に関する知識を修得した人材を養成し、世に送り出していくことが急務であると考え、法律学校を創設した。このような関西法律学校創設の理念は、名誉校員としてこの学校の創立に関わった当時の大阪控訴院長児島惟謙が大津事件（1891 年）の際に大審院長として示した思想と行動に結びつけられ、戦後直後の岩崎卯一学長によって語られた「正義を権力より護れ」という理念とも呼応しつつ、関西大学建学の精神として脈々と受け継がれてきた。

関西法律学校の後継者として直接にその歴史を継承している法学部は、上記建学の精神を引き継ぎ、人権の確立と尊重、及びそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とし、法律学科ではリーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）の育成を、政治学科では内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を、教育目標として掲げている。

この法学部の教育理念・目標は、大学の旧来の学是である「学の実化」のもとに、「情報化・開かれた大学・国際化」という全学的教学目標と緊密な関係を保ちながら、法学部のカリキュラムのなかに具体化している。

【現状の説明】

法律学科では、社会に生じる矛盾や争いの本質を「法」という面からとらえ、法律の条文そのものと、現実の問題に法をどう適用するかについての研究を通じて、問題解決を行う能力を養うことを目的・教育目標としている。

政治学科では、国内外の政治・行政・政策の分析・研究を通じて、人間を満足させることができる社会運営の仕組みを追究する学問である政治学を中心に、法学、哲学、社会学、語学などの幅広い知識を吸収するとともに、変動する現代社会を解読する力を養うことを目的・教育目標としている。

法学部では、現在、法律学科に 4 コース（公務、ビジネス、法曹、国際）、政治学科に 2 コース（総合、公共政策）を設けており、それぞれの教育課程の特徴及び卒業後に想定される進路は、表Ⅱ-法-1、表Ⅱ-法-2 のようにまとめることができる。

表Ⅱ-法-1　法律学科教育課程の特徴と想定される進路（4 コース）

コース	教育課程の特徴	想定される進路
公　務 コース	国や地方公共団体の公務について、現代の法治国家にふさわしい公正かつ効率的なあり方や内容を学び、法令や政策の立案・実施・評価に関する総合的能力を培うことを目的とするコース。公務員志望者など公務に関心のある学生を対象とする。	公務員など
法　曹 コース	憲法・民法・刑法をはじめとする実定法に関する専門的知識を基本から体系的・系統的に学ぶことを目的とするコース。法科大学院に進学し、裁判官・検察官・弁護士などの法律専門職に就きたいと強く希望する学生を対象とする。	裁判官、検察官、 弁護士など
ビジネス コース	現在及び将来の法律問題及び法現象に対処する能力、とりわけ産業社会に生起する多様な法的諸問題を処理できる力量を培うことを目的とするコース。ジャーナリズムを含む一般企業において活躍したいと考える学生を対象とする。	民間企業、 ジャーナリズムなど
国　際 コース	国際的な法的諸問題に対応できる専門知識を修得することを目的とするコース。語学能力をも高め、外交官や国際機関の職員あるいは国際ビジネスマンとして海外において活躍したいと考える学生を対象とする。	外交官、国連職員 など

表Ⅱ-法-2　政治学科教育課程の特徴と想定される進路（2 コース）

コース	教育課程の特徴	想定される進路
総　合 コース	政治と行政に関する一般理論、政治思想や政治史、また現実政治の分析手法について広く学ぶことを目的とするコース。一般企業、教育・福祉またはジャーナリズムといった諸分野に進む学生を対象とする。	民間企業、 ジャーナリズムなど
公共政策 コース	政治と行政の理論と実際を学び、政策の立案・実施・評価に関する総合的能力を身につけることに重点を置いたコース。国または地方の公務員あるいは行政に関連した分野に進む学生を対象とする。	公務員など

また、学部の教育理念・目標、カリキュラムについての情報は、法学部のホームページを通じて広く一般に公開しているのみでなく、上記『ACCESS』、新入生ガイダンス用の冊子『Commune Prudens への招待』、受験生を対象とした『法学部 Information』のいずれにおいても明確に記載している。このように学部の教育理念・目標、教育課程を広く公開することによって、法学部では、学生と教員の双方が教育・学習の目的に関して明確な共通認識を持つことを目指している。

【長所】

上述のとおり、「コース制」をとることにより、専門教育科目については、将来の目標に応じた系統的な学習を行うことができるようにしている。

具体的には、法律学科「公務コース」では、国や地方公共団体の公務員を志望する場合や、「公務」に関心を抱くものを対象としたコースで、現代の法治国家にふさわしい公正で的確な法務のあり方とその内容について法律学の立場から学び、法令や政策を立案、実施、評価することのできる能力を総合的に養うことを目標としている。法律学科「法曹コース」では、卒業後ロースクール（法科大学院）に進学し、裁判官、検察官、弁護士などの法律専門職に就くことを目指すコースで、憲法、民法、刑法をはじめとする実定法に関する専門知識を、基礎から体系的、系統的に学んでいる。法律学科「ビジネスコース」では、民間企業でビジネスマンとして活躍したい場合や、ジャーナリストを志望する場合など、幅広い分野での活躍を目指すことに対応するコースで、現代の産業社会で発生しているさまざまな法的諸問題を処理するとともに、将来起こる可能性のある法律問題、法現象にも対応できる能力を養うことを目標としている。法律学科「国際コース」では、外交官や国際機関の職員、あるいは民間企業のビジネスマンとして、国際的に活躍できる能力を養うコースで、グローバルな法的知識を養うとともに、外国語能力を高め、国際的な法的諸問題に対応できる高度な専門知識の修得を目指している。

また、政治学科「総合コース」では、一般企業、教育・福祉方面、国際機関、またはマスコミを目指すためのコースとして、政治と行政に関する一般理論や、政治思想、政治史、また現実の政治を分析する手法など、政治に関わる領域を幅広く学んでいる。政治学科「公共政策コース」では、国家・地方公務員など行政のエキスパートを目指す人や、行政に関連する分野に進みたいと考える人のためのコースです。政治と行政の理論と実際について学び、政策の立案、実施、評価に関する総合的能力を身につけることを目標としている。

【問題点】

法学部教育をめぐる状況の大きな変化、すなわち、一方において、法科大学院の設置や 2007 年度からの政策創造学部の新設といった外的状況の変化、他方において、2007 年度からの学部入学定員の削減、デイタイムコースとフレックスコースの統合といった内的状況の変化を考慮に入れて、法学部教育の更なる充実に向けて、法学部教育の理念や目的を再検討し、その教育体制を「抜本的に見直す」ことが不可欠の課題となってきた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

関西法律学校の創立から 120 年を経た今日、社会は、関西法律学校の創立を促した近代国家形成期に比類すべき大きな変化を経験しようとしている。すなわち、現代社会においては、社会生活の複雑化・高度化・国際化が進み、社会生活のなかで法的思考や法的処理が要求される局面が著しく拡大し、行政的な事前規制

が緩和される一方、司法的な事後救済に大きな期待が寄せられ、また、市民の司法への積極的参加も強く求められている。このような「法化社会」のなかで、合理的な意思決定を主体的に行い、十全な自己実現を遂げるためには、これまで以上に法律学・政治学両分野の緊密な連携が不可欠となってきた。

このことから、法学部では、先に示した人材を育成するため、2008 年度から法律学科と政治学科を統合し、法学政治学科として新たに設置することで両分野の連携を充実させ、学部の総力を挙げた、より有効な教育効果によって、現代の法化社会を生きる専門的力量の涵養を目指す新しい教育課程を実施することとしている。

具体的には、2008 年度から学科統合のうえ、新しいカリキュラムを展開することとしている。このカリキュラム改編の特徴としては、法学部の学部教育を受けたすべての学生が、法律学・政治学全般にわたる知識を身につけ、その基盤の上にそれぞれの将来の目標に応じた能力を磨くことで、多角的な視野と専門的な分析・問題解決能力を修得することができるよう設定されていることが挙げられる。まず、下位年次において「基幹科目」と位置づけた法学・政治学の基礎的な科目の履修を義務付けて、全体を俯瞰させることによって可能な選択肢を提示し、そこから専門化と進路の方向を選ばせる方式をとる。卒業後の進路は、学生の希望、特色に応じて多岐にわたることが予想されるが、代表的な進路に応じた「履修モデル」を提示することにより、学生を効果的な履修へと誘導することとしている。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

法学部では、上述した教育理念・目標が今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するしくみとして、「法学部自己点検・評価委員会」を設置している。これまで、2 年に一度刊行されてきた『法学部自己点検・評価報告書』において、授業科目別の受験率・合格率等のデータに基づく客観的評価が行われていることに加え、教員による教育活動に関する主体的な報告や評価も、アンケート調査への回答を掲載するというかたちで公表してきた。

なお、2005 年度以降は、『法学部自己点検・評価報告書』と『大学自己点検・評価報告書』が、その内容において重複することから、『大学自己点検・評価報告書』にて検証結果を公表している。

指摘する改善点（カリキュラム改革など）に関しては、教授会や執行部会議での議論だけでなく、学部内の既存の教学体制委員会以外に、専門的な小委員会として「カリキュラム等検討委員会」を設置し、鋭意検討を重ね、結果、2008 年度からの「学科統合」及び「カリキュラム改編」として形あるものとなっている。

また、こうした点検・評価作業を学部内関係者に留めることなく、毎年多くの学部生が参加しているビジネス・インターンシップの報告会や、企業を対象とする就職懇談会を通して、社会の側から法学部の教育内容や成果に対する評価を得たり、本学・地方をあわせて毎年約 500 組の学部生保護者が出席する教育懇談会を通じ、家庭の目を通して法学部の教育のあり方に対する評価を得る機会も作ってきた。これらの機会に寄せられた質問に対して教職員が適切に答え、また指摘に対して必要な措置を学部として検討することで、学部教育が社会的なアカウンタビリティを持つように努めている。

【長所】

「法学部自己点検・評価委員会」が検証し指摘した事項は、2008 年度からの「学科統合」及び「カリキュラム改編」の検討の際にも、重要事項として、これの改善内容が十分反映された結果となっているなど、これまでの「自己点検・評価結果」の蓄積を生かしている。

【問題点】

法学部では、先に示した教育理念が、社会的な要請に対応し、さらに充実した成果を挙げるよう検討を重ねた結果、2008 年度からの大幅な改革へと繋がった。これらの観点から見た場合、現時点において、大き

な問題点は解消したと言えよう。

なお、検証を実際に行う学部自己点検・評価委員会と大学自己点検・評価委員会との評価項目の重複等により、「学部自己点検・評価報告書」の作成を見直したが、今後の方向性をあらためて検討する必要は残っている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度から学科を統合することで両分野の連携を充実させ、学部の総力を挙げた、より有効な教育効果によって、現代の法化社会を生きる専門的力量の涵養を目指す新しい教育課程を実施することとしているが、教育課程実施直後から、当初、予定していた教育効果どおりであるかの検証を開始し、完成年度段階では、細部の修正を終えた状態とするなど迅速な対応により、より良いものにする必要がある。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

人権の確立と尊重、及びそれを目的とする法と正義の実現を教育理念とする法学部では、教職員や学生の職業倫理、社会倫理や社会的正義の側面に、研究・教育内容と同等の重要性があると認識している。

人権問題の一環として、新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレットの配布を行うとともに、新任教員については、着任時にガイダンスを行って注意を喚起している。セクシュアル・ハラスメント相談員を務める教員はもとより、それ以外の教員・職員も全学的研修会に参加するなど、人権の侵害を未然に防ぐ環境を作るだけでなく、万が一そうした事態が発生した場合の対応についての認識を高めている。

また、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が生じた場合には、こうした問題を隠蔽することなく、学部として誠実に対処していくよう、教職員の間での理解・対応を進めている。

なお、学生のインターネット利用（電子メール・学外 Web 利用）に関しては、申請の際、「Internet 利用に関する誓約書」への同意を要件とすることにより、人権を侵害することなく適切な利用がなされるよう配慮している。

【長所】

法学部が取扱う学問の延長線上に「倫理」、「モラル」が存在しており、特別な措置を講じなくとも、問題が生じることは少ない。

ただし、大学としての健全性を保ちモラルをさらに向上させるため、法学部では教員、職員、学生を一体とした啓発活動の必要性が共通の理解となっており、毎年 4 月に、オリエンテーション行事の一環として、人権に関連したテーマで新入生歓迎学術講演を開催している。また、5 月に開催される教育懇談会の教員と学生父母の懇談において、理解を得るための説明を行っている。

【問題点】

近年、入学者のそれまでの教育環境等が大きく影響していると考えられるが、大学全体としてのモラルの低下が著しい。このことは、学部単独で解決できる領域でないが、具体的な対策を講じる必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部が取り組むべきことは、人権や倫理に反する行為が現実に生じないよう、日々の教育活動や学生生活における実践を通した地道な方法で、学部環境を整備していくことであり、あらゆる問題について、いずれも未然に防ぐということに重点を置き、具体的な所作を講じるとともに、法学部が掲げる教育理念・教育目標に即した人材の育成が急務である。

2　学士課程の教育内容・方法等

(1) 到達目標（達成度）

法学部は、全学の「学の実化」という教育理念を基本としつつ、人権の確立と尊重を目指し、法律学科はリーガルマインド（法規範を判断基準として諸問題を総合的に分析し一定の結論を導き出す思考方法）の育成を、政治学科は、さまざまな利害対立の調整及び秩序の形成・維持する営みとしての政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を、それぞれの教育目標として掲げている。

(2) 教育課程等

ア　法学部の教育課程

【現状の説明】

（ア）学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関連

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきことがうたわれ、大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。法学部においては、その理念・目的並びに学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に記されている目標を達成するために、大学に対する学生や社会のニーズ、教育環境をとりまく社会経済状況等を考慮しながら、教育課程を設定している。幅広い知識と専門能力の展開という目標を達成するために、外国語科目、教養科目や自由科目の充実をはかるとともに、コース制導入によって体系的かつ効率的な専門能力の習得を目指している。

（イ）学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性

上記の教育目標を実現するために、本学部では、学科内に履修コースを設け体系的な教育課程を編成している。

法律学科では履修コースごとに、他の科目に先立って履修すべき選択必修科目第 1 群（コース先修科目）、当該履修コースにとって基礎的な選択必修科目第 2 群（コース基本科目）、履修コース内容に関連する応用的な選択必修科目第 3 群（コース関連科目）、そして選択必修科目第 4 群（基礎法科目）と選択必修科目第 5 群（外国法政科目）という科目群を設定している。

また政治学科では選択必修科目第 1 群（基礎）、選択必修科目第 2 群（理論）及び選択必修科目第 5 群（外国法政）という共通科目群に加えて、総合コースで「歴史」と「分析」の選択必修科目群が、公共政策コースでは「制度」と「政策」の選択必修科目群を設定しており、それらを年次配当した履修形態を取っている。

表Ⅱ-法-3　法律学科の履修コース別科目群所要単位（所要単位数／総開講単位数）

	公務コース	ビジネスコース	法曹コース	国際コース
選択必修科目第１群（コース先修科目）	6／10	6／10	10／12	6／8
選択必修科目第２群（コース基本科目）	24／40	24／42	28／44	22／38
選択必修科目第３群（コース関連科目）	26／52	16／30	18／34	16／38
選択必修科目第４群（基礎法科目）	4／34	4／20	6／26	4／12
選択必修科目第５群（外国法政科目）	4／16	4／16	4／16	10／18
小　　計	64 単位	54 単位	66 単位	58 単位
選択科目第６群	任意	任意	任意	任意
選択演習科目第７群	任意	任意	任意	任意
小　　計	18 単位	28 単位	16 単位	24 単位

表Ⅱ-法-4　政治学科の履修コース別科目群所要単位（所要単位数／総開講単位数）

	総合コース	公共政策コース
選択必修科目第１群（基礎）	4／10	4／10
選択必修科目第２群（理論）	24／42	24／44
選択必修科目第３群（歴史）	12／20	
選択必修科目第４群（分析）	6／36	
選択必修科目第３群（制度）		8／32
選択必修科目第４群（政策）		12／32
選択必修科目第５群（外国法政）	4／12	4／12
小　　計	50 単位	52 単位
選択科目第６群	任意	任意
選択演習科目第７群	任意	任意
小　　計	32 単位	30 単位

法学部の卒業者には、法律学科、政治学科ともに学士（法学）の学位が与えられる。後の図に示すように教養・外国語・保健体育科目は１・２年次を中心に配置しており、専門教育科目は１年次にも配置しているが、中心となるのは２年次以降である。

図Ⅱ－法－5　法学部カリキュラム概念図

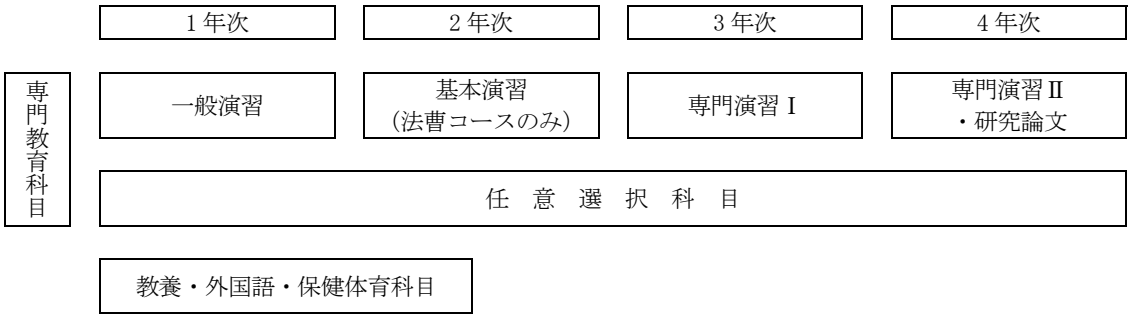

（ウ）教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ

大学教育としての基礎教育は、法学部が独自に行うというよりは、全学的な教養教育の一環として行っている。他方、専門分野を学ぶ上での基礎教育は、後述する専門教育科目の一部として設けており、専任教員が担当している。倫理性を培う教育の中でも特に法学部学生にとって重要なものとして、法や政治の公的性格の理解と、基本的な人権感覚の育成が挙げられる。この点に関しては、およそ全ての専門科目が何らかの形で関連性を有すると言える。また、個別の講義としては、教養科目の中に「部落解放論」が開設されており、法学部専任教員が責任を持って担当しているほか、専門教育においても「憲法」や「特殊講義（差別問

題と法)」を専任教員が担当している。

専門教育における基礎教育は、1年次の少人数クラスによる「一般演習」と、1・2年次開講の各分野の入門科目の講義を通して行っている。「一般演習」では、法律学・政治学の学習を進める上で必要となる基礎的知識を身につけるとともに、レポート作成や発表・討議などを通して、文献を読む力や論理的な思考・表現を行う能力を身につけることを目的としている。「一般演習」は必修科目ではないが、入学時のオリエンテーションや履修ガイダンスなどで強く履修誘導を行うことにより、1年次生のほぼ80%がこれを履修している。入門科目は、細分化された専門教育科目を履修する前にまず各専門分野全体を大づかみに理解させることを目的としており、「法学入門」「日本の近代司法」「法思想史」「憲法」「刑法」「民法」「国際法」「政治学入門」「政治思想史」「日本政治史」を開設している。これらの科目は、高等学校における日本史、世界史、政治経済、倫理との関係が深いことから、大学の基礎教育、さらにはより高度な専門科目への移行を円滑にする役割を担っている。なお、法律学科法曹コースでは、これらに加えて2年次に「基本演習」を設けている。この「基本演習」では、法科大学院に進学し、裁判官・検察官・弁護士などの法律専門職に就きたいと強く志望する法曹コースの学生を対象に、憲法・民法・刑法などの基本法律科目についてのやや高度な導入教育を、演習形式で行っている。

（エ）基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況

教養科目については、全学共通教育推進機構やその下部組織である教養教育部門委員会が実施・運営の責任を担っている。教養教育部門委員会には、学部執行部から委員を選出しており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向は、委員を通じて伝達され、審議している。また基礎教育の実施・運営の責任は、法学部が担っており、執行部を中心に議題設定、各種調査を行い、全体的な方向性を示す立場にある。具体的な教育内容については、各パートの教学体制委員を中心に検討しており、その結果は教学体制委員会に集約され、さらなる検討・調整を行い、さらに教授会において審議・決定している。また諸状況の変化に鑑み、教育内容の制度的に大きな変更がもとめられるときには、執行部のもとに「カリキュラム検討委員会」を設置することがある。基礎教育、教養教育のあり方をめぐっても検討を行い、新カリキュラムを提案する。

（オ）グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ

グローバル化に対応するための教育として情報処理教育、コミュニケーション能力を涵養する教育としてコミュニケーションクラスによる外国語教育をあげることができる。情報処理教育の科目には、教養科目の「情報処理論」（自然・技術分野）の講義を設けている。また、専門科目では法律・政治共通科目として1・2 年次配当の「情報処理演習Ⅰ」、2・3 年次配当の「情報処理演習Ⅱ」がある。また、政治関連科目で2・3 年次配当の「情報政策論Ⅰ」「情報政策論Ⅱ」も情報処理教育に関連している。外国語教育については、英語の場合、1 年次配当の「英語Ⅰ」では、26 クラスの半数以上にあたる 14 クラスがコミュニケーションクラス、また 2 年次配当の「英語Ⅲ」では、22 クラスのうち 3 クラスがコミュニケーションクラスである。英語以外ではドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語及び朝鮮語にコミュニケーションクラスを設けている。

（カ）起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ

法学部では起業家的能力を涵養するための科目を教育課程においているわけではない。とはいえ法学・政治学の知識全般、たとえば民法や商法、政治学におけるリーダーシップや決定などに関する知識をもつことが、起業家的能力を高めるものと考える。

（キ）学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況

保健管理センター及び当センターに設置された第一診療所・心理相談室が実施する健康診断、疾病管理、健康相談、診療、心理相談などは、学生の心身にわたる健康の保持・増進のために、全学的に行われている取組である。また、学生センターに設置された大学学生相談室では、大学学生相談主事が学生の諸々の相談

業務に当たっている。またトレーニング施設やプールなどの運動施設も一般の学生に開放されており、必要に応じて利用することができる。

【長所】

法学部及び法律学科、政治学科の教育課程は、法学部の理念・目的を追求するためのプログラムとして適合性をもち、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条との関係においても妥当性を有する点で評価される。また教育課程の策定及び運用においては、全学及び法学部との分業と協業の仕組みが確立されており、また責任所在についても明確化されている。教育課程の内容をみても、教養科目並びに基礎科目の編成は、各分野に必要十分な科目が配置されており、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するのに適したものになっている。また専門科目への接続についても十分な配慮がなされている。

【問題点】

グローバル化、コミュニケーション能力、起業家的能力の向上をはかるといった新しいニーズに対して組織的に対応するための体制が十分に整っているとは言い難い。法学部には教学体制委員会があるが、この委員会は日常的な課題を処理することが主な役割であり、現状では中長期的な課題を調査、研究するような部門がない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学的にも中長期的な戦略を立案する部門が設置されているが、法学部においてはそうした部門はない。先に指摘した問題点を解決するためにも、教育課程に関して中長期的な課題を調査・研究し、提言するような部門の設置が望まれる。

イ　履修科目の区分

【現状の説明】

（ア）「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第 52 条との適合性

法学部においては学部・学科の理念・目的を追求し、かつ学校教育法第 52 条において定められた「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ために、学問の体系に依拠しつつ、次にみるような履修コースを設定している。

リーガルマインドの育成を教育目標とする法律学科では、履修コース（公務、ビジネス、法曹及び国際コース）ごとに必要とされる専門教育科目単位数を、コース先修、コース基本、コース関連、基礎法、外国法政などの科目群から指定することにより、学科及び各履修コースの教育目標に対応した専門教育科目を段階的・系統的に学ぶことができるよう配慮している。

内外の政治、行政、政策を多角的に分析・研究し、グローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を教育目標とする政治学科でも、履修コース（総合及び公共政策コース）ごとに必要とされる専門教育科目単位数を、基礎、理論、歴史、分析、制度、政策、外国法政などの科目群から指定することにより、学科及び各履修コースの教育目標に対応した専門教育科目を段階的・系統的に学ぶことができるよう配慮している。

各学科・履修コースの教育目標を達成するため、履修コースごとに専門科目の重点が異なっているが、基本的なカリキュラム体系は共通している。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけている。講義に加えて、少人数でより深い内容の指導を行う「専門演習Ⅰ・Ⅱ」と「研究論文」は、2 年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。第一希望を優先しながらも、ゼミ希望学生が最大限いずれかのゼミに受け入れられるように調整を行うため、選択の機会を 2 回設けている。進路によっては複数のテーマについてより専門的な学習を希望する学生もいるであろう、との想定に基づき、2004 年度からは従来の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」という 2 年連続型のゼミに加え、1 年完結型のゼミも開設することになった。また、専門科目を学習していく上で情報の処理能力は不可欠であるため、1 年次で「情報処理演習Ⅰ」、2 年次で「情報処理演習

Ⅱ」を設けている。

2 年次以降の専門教育科目は、各学科のコースごとに設定された科目群の中で年次配置しており、それ以外の選択科目については、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けることで、専門領域を体系的に学べるような配慮を行っている。

（イ）一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性

教養科目は 1・2 年次に配当されており、「人間・文化」分野 48 単位（12 科目 24 テーマ）、「社会・経済」分野 24 単位（6 科目 12 テーマ）、「自然・技術」分野 34 単位（9 科目 17 テーマ）を開設している。各分野から 2 テーマ、4 単位以上、合計で 26 単位以上を取得しなくてはならない。また、2005 年度から開設されたインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」については、2 テーマ 4 単位までを教養科目の卒業所要単位に含めることができることとしている。

（ウ）外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性

外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語 4 単位を含み、ドイツ語またはフランス語 4 単位以上を含めて 3 カ国語の範囲内で合計 16 単位以上を修得することが卒業要件である。16 単位を超えて修得した単位については、8 単位を限度として専門教育科目の卒業所要単位とすることができる。たとえば英語の場合、コミュニケーションクラス、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」など多様なクラスやコースを用意している。また、必修の 8 単位をこえて学習したい学生に対しては、アドバンスト・コミュニケーション、アドバンスト・ライティング、プラクティカル・イングリッシュ・セミナー、アドバンスト・メディア・イングリッシュ、エアリア・スタディズといった科目を設置して、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業を展開している。

なお、外国語科目ではないが、外国書の解読を通して専門的な内容を習得する専門科目として、「外国書研究」を配置しており、少人数クラスで行っている。英語文献に基づくクラスが大多数を占めるものの、フランス語、ドイツ語、中国語のクラスも設置しており、一歩進んだ研究を行っていくための足がかりを提供している。特に、「外国書研究Ⅲ・Ⅳ」では高度なレベルの講義を展開しており、外国語を通した専門教育の訓練を行っていることが、法学部のカリキュラムにおける特色である。

（エ）カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性

2004 年度から保健体育科目が必修科目でなくなったため、卒業所要単位に占める比率は 0%となった。専門教育科目は全て選択科目であるが、法律学科の各コースは先修、基本、関連などの科目群として、また政治学科も基礎、理論などの科目群として、それぞれ履修すべき専門教育科目を指定しているので、全くの任意で履修できる選択科目は法律学科で 16～28 単位（12.9%～22.6%）、政治学科で 30～32 単位（24.2%～25.8%）となっている。

（オ）教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性

開設授業科目における教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目の量的配分は以下のとおりとなっている。

専門教育科目以外の科目数は法律学科・政治学科に共通である。教養科目：73 科目、外国語科目：96 科目、保健体育科目：7 科目であり、これらは法律学科、政治学科の開設科目総数の各々44.6%、45.0%を占めている。すなわちそれぞれの学科の専門教育科目は 55.4%、55.0%を占めており、専門教育科目がそれ以外の科目の約 1.5 倍というバランスになっている。専門教育科目については、必修科目はなく、選択科目に加え、免許・資格等に関係する自由科目を 52 科目開設している。

表Ⅱ-法-6　法学部開設授業科目に占める量的配分（春／秋学期合計）　2007 年度

区　分		デイタイム	
		法律学科	政治学科
教養科目		73	73
外国語科目		96	96
保健体育科目		7	7
専門教育科目以外の割合（%）		44.6	45.0
専門教育科目	必修科目	—	—
	選択必修科目	—	—
	選択科目	167	163
	自由科目	52	52
	専門教育科目の割合（%）	55.4	55.0
合　計		395	391

卒業所要単位における教養科目、外国語科目、保健体育科目、専門教育科目の量的配分は以下のとおりとなっている。

卒業所要単位は 124 単位で、卒業に必要な教養科目、外国語科目、専門教育科目の要件は法律学科、政治学科の各履修コースとも共通している。教養・外国語科目の卒業要件は前述のとおりであり、教養科目は「人間・文化」「社会・経済」「自然・技術」の各分野からそれぞれ 4 単位以上を含めて 26 単位以上を修得することが必要である。外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語を 4 単位以上、ドイツ語またはフランス語 4 単位以上を含めて、3 ヶ国語の範囲内で合計 16 単位を修得することが基本要件となっている。16 単位をこえて修得した外国語科目は、8 単位を限度に専門教育科目の卒業所要単位 82 単位の中へ算入することもできる。保健体育科目は選択で、6 単位まで教養科目として卒業所要単位に含めることができる。

専門教育科目については、82 単位以上修得することが卒業要件である。必修科目はないが、科目群の表で示したように、履修コースごとに各科目群で履修が指定されている科目が異なっている。なお、免許・資格等に関係する自由科目の単位は、卒業所要単位に含めることができない。卒業所要単位 124 単位のうち、教養科目（保健体育科目を含む）・外国語科目が 42 単位（33.9%）、専門教育科目が 82 単位（66.1%）と、ほぼ 1 対 2 の割合となっている。

【長所】

専門科目、教養科目、外国語科目はそれぞれ学部・学科の理念・目的の実現のために適切に設計されており、量的なバランスについても十分に配慮しているので、特に大きな問題はないように思われる。また必修科目はなく、すべて選択科目となっているので、学生の自主性に基づく科目選択が可能になっている。

法学部では、科目選択の自由度を維持するとともに、そうした自由度の中で体系的学習が損なわれないように、カリキュラムの構成に工夫を凝らしてきた。具体的には、学科、コースのそれぞれの教育目標に合わせて効果的な学習ができるよう、学科・コース毎に、専門教育科目を段階的・系統的に配置する形でカリキュラムを構成している。履修コースごとに核となる科目に加えて、選択科目の履修が法律学科の場合には 16～28 単位、政治学科の場合には 30～32 単位認められているため、コースの教育目標から欠くことのできない専門科目を深く学ぶとともに、その枠をこえて幅広い視野を身につけることも可能となり、学生の自主性を喚起しつつ、バランスの取れた科目履修へと誘導するカリキュラム構成となっている。

法学・政治学に関する導入教育として、少人数の「一般演習」が開設されている。履修にあたっては複数の開設クラスの中から各自の関心のあるテーマを選択する形でクラス分けを行っており、法律学科・政治学科の垣根なく入門の授業が受けられる。「一般演習」の中でも、小クラスのものは、25 名以下で十分に目の行き届く形で授業を行っており、発表や討論の初歩的訓練を行うものもある。また入門科目の諸講義も、専門的な内容に入る前の準備段階としての目的を果たしていると考えられる。

情報処理教育が充実している点も、本学部の長所である。1 年次から始まる「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」は、

専門教育において必要となってくるデータ処理能力の基礎的能力をつける上で重要な役割を果たしている。さらに 3・4 年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」でのゼミ発表は、プレゼンテーション能力の涵養に貢献している点も長所として挙げられよう。

1 年次においては、多くの教養科目や外国語科目の中から必要と思われる授業を選択することができ、また「一般演習」、「情報処理演習Ⅰ」といった法学・政治学の導入教育が実施されており、さらには専門教育のうち基礎的な科目も学習できるような授業科目編成としている。学生は、これらの授業を通じて自分の適正や進路について検討したうえで、2 年次以降に選択するコースを決定することになる。目標を達成するために必要な科目が体系的かつ効率的に配置されている各コースの中で、みずからの興味関心に応じて学生たちは科目を選択することができ、さらに 3，4 年次ではゼミナールや卒業論文の作成を通じて、より実践的な能力を身につけることができる。このように、コース制の導入によって、キャリアデザインを考慮した学習体系を選択することができる点が評価される。

【問題点】

入学後またはコースの選択後に学問的な興味・関心や進路志望が変化した学生にとっては、学問的な体系性や効果的な学習に配慮した授業科目編成が、かえって選択の幅を狭めることになるという問題が、学部内で共通の理解となりつつある。また少人数教育に対するニーズが高まっているにもかかわらず、学生数が多い授業科目も少なくなく、教員の負担にもなっている。さらにゼミナール形式の授業については、2 年次においてはごく一部の学生しか履修することができない点も問題であり、法曹コース以外の学生にも同様の学習機会を与える必要があると考える。

「専門演習Ⅰ・Ⅱ」について、1 年完結型のゼミを開設したが、開講ゼミ数が少なかった為に、結果的に学生の選択肢を狭めてしまったきらいがある上に、開設当初の狙いに反して、4 年次生における履修希望者が少なく、複数のテーマを学習するという機能を十分に果たしているのかどうか、疑義が呈されている。今後の再検討が必要となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教養科目の編成に大きな問題はないが、社会情勢や学生の関心に科目内容が対応しているかどうかは、全学共通教育推進機構を中心として随時検討されるべき課題といえる。学生の卒業後の活躍分野や学問的な国際交流の進展を考えると、引き続き外国語教育に力を入れていく必要がある。また教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現など一層の工夫を求め、外国語教育研究機構と連携しながら検討していく必要があると考えられる。科目選択の自由度の高さを維持しつつ、さらに効果的な学習を計るためには、入学時点の新入生ガイダンスや履修届提出時における科目履修上の注意や説明を拡充し、適切な履修ガイダンスの実施を検討する必要がある。

改革を重ねているカリキュラムの運用にあたっては、継続的に点検・評価を行い、さらに教育効果が高められるよう配慮するとともに、近年、多様化してきている学生の興味、関心や能力を学部の理念・目的といかに適合させていくかを検討し、詳細部分については適切に改革していく姿勢が求められる。

なお、上記の諸問題のいくつかは、現在法学部で進められているカリキュラム改革を通じて解決に向かいつつある。まずコース制を廃止するが、その代わりに先修条件を設定することによって学習体系を維持しつつも、新しく芽生えた学問的関心に対応できるように柔軟な科目選択を可能にする。また 2 年次に法曹コースの学生にのみ開講してきた実定法の演習科目を基礎法、政治学にも広げ、全法学部生が受講できるようにする。しかしながら、少人数教育を実現するにあたっては、現在の専任教員数では限界があることは明らかである。また教員の授業負担を軽減するためにも、専任教員数の増加が求められる。

ウ　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

（ア）各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、法学部の授業科目に該当するのは次の 3 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

② 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

③ 演習は、原則として毎週 1 時間 15 週または毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

法学部の演習については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定を適用している。

2002 年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来、通年で実施していた 4 単位の講義科目は、原則として半期 2 単位としている。

【長所】

2002 年度には、全学的にセメスター制が導入されたことにともない、通年 4 単位の専門科目は、そのほとんどが半期 2 単位科目に 2 分割され、半期ごとに成績評価を行うこととなった。そのため、学生の学習効果を確認する機会が倍増した点も重要な改善点と言えよう。

【問題点】

現在のところ、特段の問題はないように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

完全セメスター制の導入についても幅広く議論することが望まれる。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、履修した単位の認定に関しては、授業科目内容及び授業時間数等を審査のうえ、以下のとおり法学部の設置科目に読み替えて教授会で行っている。

a　教養科目

本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認め、同等の内容で単位数が異なる場合は、認定しない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の教養科目に読み替えて認定することがある。

b　外国語科目

同等の内容で同一単位数の科目は、第 1 外国語、第 2 外国語に読み替えて各 8 単位を限度に認定する。同等の内容で単位数が異なる場合は、合算して認定することがある。本学部で開設していない外国語科目は認定しない。

c　保健体育科目

同等の内容で同一単位数の科目は、実技、講義にそれぞれ読み替えて認定する。同等の内容で単位数が異なる場合は、認定しない。実技については、修得した 1 単位の場合は、基礎体育学を修得（合格）したものとみなして認定する。

d　専門教育科目

28 単位の範囲内で読み替えて認定する。本学部と同等の内容と同一の単位数の科目は認め、同等の内容

で単位数が異なる場合は、認定しない。ただし、内容が類似すると認められる他の修得科目とあわせて、本学部の専門教育科目に読み代えて認定することがある。

また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修についても、上記の方法によって教授会において認定を行っている。

現在、海外の 22 大学と学術交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 21 大学と学生交換協定を結び、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。

学生の留学には、この 21 大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を就学年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定を行っている。2001 年度より導入されたデュアル・ディグリー（DD）プログラムは、ウェブスター大学に 1 年間留学し、所定の単位と条件を満たすことによって、本学とウェブスター大学双方の学士号が取得できる画期的なプログラムである。所属する専攻によって、ウェブスター大学のどの学位を取得するかが決まり、学位によって取得の条件や単位の認定は異なるが、基本的には、本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、4 年間で二つの大学の学位を取得できる。また、長期の留学ではないが、短期集中のセミナーとして、「海外語学セミナー」と「大学洋上セミナー」も設けている。

（イ）大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性

法学部においては、これまで官公庁や企業におけるインターンシップなどについては単位認定をしてこなかったが、2005 年度入学生から専門教育科目（自由科目）として単位認定を行っている。

また、指定校制推薦入学の合格者に対して、入学までの間の導入教育として、課題図書のレポート執筆を行っているが、単位認定は行っていない。

（ウ）卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合

卒業所要総単位は 124 単位であるが、そのすべてを法学部の開講科目で修得することができる。

【長所】

法学部においては、学生の海外留学を推奨する観点から、派遣留学にとどまらず協定校以外の外国の大学で認定された単位についても、慎重に審査を行い、教授会において審議をした上で積極的に読み替えを行っている。

【問題点】

インターンシップ等については、企業と学校の 2 種類があるが、そのいずれもが法学部専門教育に直接的に関連することが少ないことから、単位認定を行っても卒業所要単位として位置づけていない。今後、どう関連付けを行うかが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学外での諸活動にたいする単位認定については、多くの問題があるので、今後時間をかけて検討していく必要がある。また、国内の他大学における単位認定についてはあまり知られていないため、学生に対して広報活動を行う必要があると思われる。

オ　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

（ア）全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合

『データブック 2007』〔P48（4）開設授業科目の各種比率〕にみられるとおり、教養科目や外国語科目では兼任担当科目数の方が多く、2007 年度の専任割合は教養科目が 37.6%、外国語科目が 9.6%という低い数値となっている。

（イ）兼任教員等の教育課程への関与の状況

専門教育科目（自由科目を除く）については、法律学科、政治学科ともに専任担当科目数の方が多く、2007 年度の割合は法律学科で 70.4%、政治学科で 69.4%となっている。

設置基準は、専任教員の数を超えない範囲で兼任教員を置くと定めているが、同時に主要学科目の大部分が専任教員で担当されている場合、学科充実のために学科目、授業科目を多くする際はこの限りではないとしている。法学部の主要学科目に相当する科目については、上記のように十分に専任教員が配置されている。兼任教員は、教養科目、外国語科目、特殊講義科目、少人数クラスである外国書研究に配置されており、学科目の充実や授業科目の増加に寄与している。

【長所】

法学部の専門教育科目に関しては、自由科目を除外して考えると、いずれの学科においても専兼比率が約 2 対 1 以上であり、専任教員によって十分な責任が担われていると考えられる。

【問題点】

ロースクールや政策創造学部設置後、教員数が減少しており、前回の調査よりも開設授業科目における専・兼比率等が低下する傾向にある。専門教育以外の科目、特に外国語科目で極端に専任教員の担当が少ない点は、全学的に検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員 1 人当たりの在籍学生数が、96.8 人と、他学部と比べても多く、一部の科目に大人数の受講生が集中するなどの負担増も常態化し、適切な教育サービスの提供にとっても深刻な事態が生じる懸念がある。科目毎の教員の配分や、教員数の増員などが必要となろう。

カ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

（ア）学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況

前述のように、「一般演習」と各入門科目を設け、高校から大学教育への移行期の基礎教育科目として位置づけている。入門科目はやや平易な内容において他の専門教育科目との橋渡しの役割を果たす。他方、「一般演習」は担当教員の工夫により、専門教育にとって基礎的な能力だけでなく、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮した指導も行っている。

【長所】

法学部では大教室での授業がきわめて多い中で、少人数のクラス制を敷いている「一般演習」は勉学面のみならず、人間関係においても大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。また、1 年次から入門科目として専門教育を受けることは、2 年次からのコースを学生が選択する上での判断材料ともなっている。

【問題点】

高校への出張講義など正課外の高・大連携については、高大連携事務室主導による全学的プログラムが推進されている。画一的な企画運営ではなく、実際に接続を担当する学部専任教員の意見をも十分に汲み取りつつ、学部教育の特性を生かしたきめ細かいプログラムの構想が必要であろう。

一般に学生の基礎学力の低下が指摘されており、また本学においても入試方法の多様化によって学力にばらつきが見受けられるようになってきた。入学前指導は行ってはいるが、その内容や体制について検討する必要があるように思われる。

「一般演習」については、担当教員間でのばらつきが生じている。一般論としては専門教育とみるならば、教員の裁量によって授業が行われるべきであるが、基礎教育または導入教育とみるのであれば、少なくともシラバスやテキストレベルでは共通性が求められるように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

導入教育の一環として、これまで法学部では「一般演習」を開講してきたが、2008 年入学生より、「導入演習」へと名称を変更し、専門能力を高めるための基礎となる読解力と文章作成能力を重視したプログラムを実施する予定にしている。全入学生に履修を求め（単位修得は卒業要件ではない）、授業では共通シラバス、共通テキストを使用する。

キ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程を設定している。法学部においても、これらの課程を履修することが可能である。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。法学部では、社会の中学校教諭 1 種普通免許状及び地理歴史、公民の高等学校教諭 1 種普通免許状の取得が可能である。中学校の免許取得者は 2005 年度で延べ 10 名、2006 年度で延べ 7 名、高等学校の免許取得者が 2005 年度で延べ 27 名、2006 年度で延べ 24 名となっている。全学的には、2006 年度に実施された全国の公立学校教員採用候補者選考試験において、本学の在学生及び出身者延べ 291 名が受験し、2 次合格者数は延べ 64 名であった。2005 年度にはそれぞれ 415 名、87 名となっている。

次に、その他の課程についてみると、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が 2005 年度 6 名、2006 年度 8 名、司書教諭資格の取得者は 2005 年度 0 名、2006 年度 3 名であった。また、博物館学課程で学芸員資格を取得した者は 2005 年度、2006 年度ともに 1 名、社会教育課程で社会教育主事任用資格を取得した者は 2005 年度 0 名、2006 年度 1 名であった。

【長所】

法学部では司法試験、公務員試験の受験者が多いため、教職やその他の資格を得る課程を履修するものは比較的少ないが、教職課程の免許取得者にとっては、卒業に係る専門教育科目の単位を修得することにより、おのずと「教科に関する科目」を主とした科目に連動していることから、比較的、免許が取得しやすい状況にある。

【問題点】

特段大きな問題は生じていないように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学部の学生の間でも上記のような教諭資格等の取得に対するニーズは一定程度あるものの、一般にはそれ以上に法曹や公務員を志望する傾向が強い。法学部としてもこれらのニーズに応えるための体制を強化すべく、新カリキュラムの中で構築している。

ク　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

（ア）インターンシップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。ビジネス・インターンシップに関しては、現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募などで行うものも増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

キャリアセンターが把握している範囲でインターンシップの実績をみると、全学で実際にインターンシップを経験した実習生は 2005 年度は 355 団体に対して 724 名、2006 年度は 396 団体で 708 名の実習生がインターンシップを経験した。

法学部での実習生は、2005 年度は 70 名、2006 年度は 74 名であった。

学校インターンシップに関しては、学生にとって一応は経験ずみの実習フィールドであること、現状では、実習内容の理解において、大学と学校との間にやや懸隔が見られるとの判断から、法学部ではまだ単位認定をするまでには至っていない。

表Ⅱ-法-7　法学部ビジネス・インターンシップ実習生

	実習生内訳		
	計	男子	女子
2005 年度	70	26	27
		4	13
2006 年度	74	18	39
		8	9

（注）上段：法律学科、下段：政治学科

（イ）ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性

現在のところ、法学部ではボランティア活動を単位認定するには至っていない。

【長所】

最近では、採用直結型のビジネス・インターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会であろう。

本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問題であるが、インターンシップの制度自体は定着を迎え、うまく機能していると思われる。

【問題点】

現在のビジネス・インターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても積極的に情報提供を行うなど、1 人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう、側面から支援する必要があると思われる。法学部ではインターンシップに対していかなる単位認定も行っていなかったが、2005 年度入学生から専門教育科目（自由科目）として単位認定を行うこととなった。学校インターンシップの単位化、学部教育と密接に関わる「行政インターンシップ」の導入について、継続して検討を行っていく必要がある。

なお、ビジネス・インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすよう継続して努力することが求められるが、インターンシップ・プログラム修了後に直面することになる進路選択の問題に対しても、学部としてゼミ担当教員などを通して、可能な限り学生の支援を行うことが望ましいと考えている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

インターンシップについては自由科目として単位認定を行うこととなり、ボランティア活動に対して将来的にはそれと同等の扱いが求められるようになるのかもしれない。しかしながら、学部として単位認定を行う以上、ガイドラインを策定するだけでなく、大学や学部が何らかのかたちでより積極的に関与するための方策を検討する必要があるというのが文科省の方針であり、法学部としても何らかの対応を求められるようになると思われる。

ケ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮

法学部では社会人入学試験、及び外国人留学生入学試験を実施し、社会人と留学生の受け入れを行っている。社会人学生、外国人留学生数は『データブック 2007』〔P151（カ）学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数〕のとおりである。

留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読）」「日本語Ⅱ（作文）」「日本語Ⅲ（講読）」「日本語Ⅳ（作文）」を計 8 単位設けるとともに、日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、1 年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会）」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術）」を計 4 単位設けている。また、年度の初めに学部独自に外国人留学生懇談会を開催し、留学生が疑問や要望を提示する窓口として機能している他、外国人学部留学生学習相談担当の教員を配備して、ゼミに属さない学生の相談にあたっている。大学全体としての取組であるが、交換留学生・私費留学生も入寮できる学生寮として、「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、共同生活の中で、留学生にとっても日本人学生にとっても、国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【長所】

法学部でも毎年社会人や外国人留学生などを積極的に受け入れ、多彩な学生層となりつつある。

【問題点】

社会人や外国人留学生が大学生活に適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うことが重要である。

また社会人や外国人留学生などが、教育課程においても、制度的に他の学生たちと交流できるような機会が不足しているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人や外国人留学生は、他の学生たちがもっていないような経験や技術をもっている。現在のゲストスピーカー制度のもとでは、彼らに講演を依頼することはできないので、学生の交流の機会をうみだすためにも同制度の運用の改善が求められる。

コ　生涯学習への対応

【現状の説明】

（ア）生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性

本学では関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）、関西大学文化セミナー、関西大学サタデー・カレッジといった公開講座を実施しており、法学部の教員も積極的に関与している。また、社会人入学生・編転入学生・科目等履修生・聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。科目等履修生と聴講生は、教授会で承認された場合に受け入れが可能となる。

【長所】

入学試験合格者向けの学習案内として法学部が毎年編集・刊行している『ACCESS―法学部学習案内―』には、専任教員によって執筆された法学・政治学に関連するエッセイを掲載しているが、法学部ホームページ＜法律学・政治学入門コラム Commune Prudens＞においては、これを広く一般に公開している。

【問題点】

法学部においては、社会人入学生・編転入学生・科目等履修生・聴講生の受け入れ以外の生涯教育については、十分議論していないように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

生涯学習に対する社会の動向などを見ながら、法学部においても必要に応じて議論を深めることも必要であろう。

(3) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定するための方法の適切性

法学部専門教育科目の構成は演習科目と講義科目とに大分別できる。演習科目は学習の積み重ねを重視して「期末レポート＋平常時の報告ないしレポート」によって教育の効果を測定している。

講義科目においては「期末試験」もしくは「期末試験に代わる論文（レポート）」によって教育の効果を測定しており、特に「期末試験」が多数を占めている。しかしながら、講義科目であっても、多くの科目が期末試験や論文（レポート）に加えて、平常時に課される小試験やレポートの内容の確認を行い、法学部の特徴である大教室での講義においても、十分な教育効果が得られるよう配慮している。

（イ）教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況

教育効果の測定方法等の大枠については、パートから選出される教学体制委員により議論され、ついで教授会での審議・決定を通じて教員間で理解を共有する仕組みとなっている。また教員個人においても、他の教員のシラバスを参照したり、意見交換をすすめたりすることによって、教育効果等の測定方法については合意が形成される傾向にある。また同一科目で担当者が異なる場合には、担当者間で教育効果の測定方法について調整が行われる。

（ウ）教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況

教育効果を測定するシステム全体ついては、法学部執行部や教学体制委員の間で必要に応じて議論され検証されているものの、制度的な枠組みが構築されるには至っていない。

（エ）卒業生の進路状況

『データブック 2007』〔P297（ウ）就職先上位会社一覧表、P299（エ）就職・進学状況〕が示しているように、法学部の卒業生の多くは民間企業に就職しており、分野は主に製造業、教育・マスコミ産業、商業、金融・保険・不動産業となっている。2006 年度は全体の 59%を占めており、民間企業の本学卒業生に対する評価は一般に高いと言える。官公庁への就職は約 7.6%、大学院進学も約 6.2%となっている。「その他」の比率が 27.1%と非常に高いが、この中には旧司法試験、公務員試験の受験予定者なども含まれており、法学部卒業生の特徴を示している。

【長所】

2002 年度からのセメスター制度の導入により、春学期・秋学期にそれぞれ教育効果の測定を行うことが可能になっており、通年制時に比べて教育内容のまとまりごとに効果の測定を行うことができ、法学部では全体としてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進めていると言える。また多人数が受講するクラスでは複数クラスを設けており、課題やレポートの提出などについては担当教員間で調節を行っている。

法学部の教育効果測定は、各種資格試験を受験する学生が少なくないことから、これまで試験を重視してきた。しかしながら、近年プロセス志向の教育が重視される傾向が強まっていることに鑑み、出席状況、小テスト、レポートを取り入れる担当教員が増加している。この点についても評価してよいのではないだろうか。

【問題点】

教育効果等の測定方法の選択については、授業科目の特性、履修者の進路や学習状況等を考慮する必要があるので、原則として教員の裁量によって決められるべきである。とはいえ、司法試験や公務員試験などとの関係から、法学部では論述試験が主流であるものの、教育効果の測定方法として十分であるかについては検討されてきたとは言い難い。

また教育効果等の測定を厳密にすればするほど、その分時間や手間がかかることになる。確かに e-Learning のシステムや「授業支援室」の設置によって少しは軽減されつつあるが、履修者数が大きな問題

である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果の測定方法については、授業科目の特性などの違いや教員の教育観などとも関係することから画一化することは容認されないが、教育効果の測定方法やそのためのガイドラインを学部として整備していくことも必要であろう。まずは法学部内の分野レベルで議論を進める必要がある。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用の適切性

法学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を 44 単位（各学期 22 単位）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための自由科目は履修制限単位外として年間 30 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに「海外語学実習」、「教育実習（一）」、「教育実習（二）」、「イングリッシュ・メディア・ラボⅡa・Ⅱb」は学生の実践的能力を高める目的で設置しているものであり、30 単位とは別枠で履修できることとしている。

ただし、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、年間 44 単位の枠をはずしているが、1 人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

（イ）成績評価法、成績評価基準の適切性

成績評価については、平常点、レポート、小テスト、期末レポート、期末試験のうちの一つもしくはそれらを組み合わせている。組み合わせ、配点、採点基準などは授業担当者の裁量であるが、シラバス、授業中、試験終了後などに採点基準が担当者より示されることもある。

成績評価は 100 点満点で行われるが、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに学生に開示している。

（ウ）厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況

開示後、一定期間をクレーム期間として、成績に疑問のある学生はその期間内に教務センターを通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。また教員の講義またはホームページなどを通じて、学生に対して採点基準や講評を行う者もおり、評価基準の妥当性や透明性を確保しようとする動きが広がっている。また、従前、学部として作成してきた『法学部自己点検・評価報告書』においては各科目の合格率を掲載していた。これは成績評価の厳格性を一定程度担保するための効果をもつものであろう。

（エ）各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性

3 年次の「専門演習Ⅰ」及び 4 年次の「専門演習Ⅱ」（及び研究論文）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するが、その基礎となる知識や情報技術などはどうしても必要である。そのため法学部では「専門演習Ⅰ」を履修するには、2 年次までに 56 単位以上を修得していることを条件として課している。なお、「専門演習Ⅱ」と組み合わされた「研究論文」は、いわゆる卒業論文に相当するものであり、論文作成に関わる指導を通じて、卒業時に至るまでの学生の質を確保しうるとともに、学部での最終的な教育効果を検証できる。

（オ）学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況

保護者とは毎年 5 月に「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地域では夏に開催している）、学年ごとに法学部の教育方針、各種制度、ロースクールを含め卒業後の進路についての説明を行った後、成績表に基づいた個人面談を行い、個々のケースについて相談を受けている。同時並行の形で、ゼミ担当教員との面談も行っている。このように教育懇談会の場を活用して、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮をしている。

2003 年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足し、現在この制度によって各

学年に 30 名程度の学生が給付奨学金を得ている（1 年次は入学試験成績の上位者）。卒業時においても成績優秀者を学部での卒業証書授与式において表彰する制度（校友会の後援）を 2002 年度から設けている。

法学部の外郭団体である法学会においては、学生懸賞論文を毎年募集しており、厳格な審査を行った上で、優秀な作品については学内に氏名を公表し、表彰を行い、また『法学会誌』に掲載するなどして、学生の勤勉意欲を高めるための工夫を行っている。

【長所】

採点基準の明確化及び教育効果の検証さらには学習意欲の向上の確保など、全体としては厳格な成績評価の仕組みを確保しようとする動きが高まっている点は評価できる。

【問題点】

近年奨学金制度の拡充に伴い、成績評価によって奨学金の可否等が決定されるようになっていることから、一層の厳格さが求められるようになっている。しかし、成績評価については、教員間でその方法が大きく異なる傾向がある。たとえば、絶対評価であるのか、それとも相対評価であるのか、または得点分布を考慮した絶対評価であるのか、必ずしも一致していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績評価や得点分布については、まずは教員間で情報公開できるようにし、相互に確認しあうような体制が必要であるように思われる。

また法学部における成績評価について、一定の方針を設定し、学生に対して公開していくことで、成績評価に対する信頼性を向上させる必要がある。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）学生に対する履修指導の適切性

新入生に対する履修指導は、入学式後の履修ガイダンス時に単位制や授業科目の選択、資格の取得などについて説明を行う。新入生に配布する法学部のガイダンス用冊子『Commune Prudens への招待』や『ACCESS ―法学部学習案内―』には、履修に関する詳しい説明の他、教員や学舎の紹介を掲載している。ガイダンスにおいては、卒業までの流れの説明に加え、1 年次の履修で特に注意すべき点を、『HAND BOOK（大学要覧）』、『法学部講義要項・講義計画』などを用いながら説明する。司法試験、公務員試験を希望する学生には、エクステンション・リードセンターの講座の紹介も行う。10 月にはコース選択の説明会を行う。ゼミの履修にあたっては、別途冊子を作成し、詳細な演習計画などを作成し、2 年次秋に配布している。

法曹コースにおいては選択希望者数によって学力試験（3 月）を実施しコース選択許可者を決定している。教員資格などの資格の取得を希望する学生に対しては履修計画を早めに立てるよう注意を促し、留学を希望する学生にも特別にガイダンスを行っている。

学生の履修状況や単位取得状況については保護者にたいして通知したり、教育懇談会において個人面談により説明したりするなどして、履修指導のプロセスに保護者が参画する機会を設けている。

（イ）オフィスアワーの制度化の状況

オフィスアワーは制度化されていないものの、教員は法学部のホームページや講義を通じて学生には研究室の電話番号や電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにするなどして、学生が適宜相談を受けられる状態にしている。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談にのり、助言をしたりしている。また学内のインフォメーションシステムや e-Learning のシステムをつかって、学生と教員とが相互にコミュニケーションをとることも可能である。

（ウ）留年生に対する教育上の配慮措置の適切性

『データブック 2007』〔P42（3）進級状況〕が示しているように、卒業判定合格率は、2005 年度 77.5%、2006 年度 77.6%であり、毎年約 300～400 名程度が留年している。留年生に対する指導は基本的にゼミの担

当教員が行うが、この他に教務センターなどにおいても随時指導を行っている。

（エ）社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育指導上の配慮

法学部では社会人入学試験、及び外国人留学生入学試験を実施し、社会人と留学生の受け入れを行っている。社会人学生、外国人留学生数は『データブック 2007』〔P151（カ）学部の社会人学生・留学生・帰国生徒数〕のとおりである。

留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読）」「日本語Ⅱ（作文）」「日本語Ⅲ（講読）」「日本語Ⅳ（作文）」が計 8 単位設けるとともに、日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、1 年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会）」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術）」が計 4 単位設けている。また、年度の初めに学部独自に外国人留学生懇談会を開催し、留学生が疑問や要望を提示する窓口として機能している他、外国人学部留学生学習相談担当の教員を配備して、ゼミに属さない学生の相談にあたっている。大学全体としての取組であるが、交換留学生・私費留学生も入寮できる学生寮として、「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、共同生活の中で、留学生にとっても日本人学生にとっても、国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

（オ）科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性

科目等履修生及び聴講生については、聴講生の受講理由は自己研修が主であり、社会人のリカレント学習と生涯学習が目的であると思われる。基本的には入学試験を受けた学生と同等の履修指導を行っているが、履修登録にあたっては入試センターや教務センターなどで情報提供や説明を行うなど、履修目的に応じた指導を個別に行っている。

【長所】

これまで法学部における履修指導は、特に新入生に対して丁寧に行ってきたが、その後は学生の主体性に任せるところもあり、学生もそれを好む傾向があった。しかし、近年は履修指導に対する学生の要望も強まっており、制度としてのオフィスアワーはないものの、教員や教務センターへのアクセサビリティを確保するための手段は格段に向上する傾向にあるといってよい。

【問題点】

個々の教員が学生との対応において工夫している点は、『法学部自己点検・評価報告書』の中で紹介されてきており、そうした工夫を教員間で共有することも必要である。またキャリアデザインに対する関心の高まりから、履修指導においては研究能力の向上という観点からだけでなく、学生の進路に対する希望を加味した指導が必要になっている。細分化する学生のキャリア形成に対応するための制度的枠組みの構築が求められているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年入学生よりカリキュラムが変更される予定であり、従来以上に学生の選択の幅が確保される。それだけ学生には履修科目の選択能力が求められることになる。いわゆる「楽勝科目」を渡り歩くのではなく、受講生たちが、将来の進路などを考慮した履修モデルの作成やより高度な助言が得られるような仕組みについて検討する必要がある。

エ　教育改善への組織的な取組

【現状の説明】

学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性

法学部では 1 年次の「一般演習」、3・4 年次の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」においては少人数のゼミナール形式の授業を行い、単なる知識の習得にとどまらず、法学・政治学上の課題発見、問題解決などプロセス重視の教育を行い、研究のために必要なスキルを身につける工夫を行っている。3 年次の「専門演習Ⅰ」、4 年次の「専門演習Ⅱ（研究論文）」では大多数の教員が合宿を行い、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする工夫をしている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。また法曹コ

ースの2年次の学生については「基本演習」において将来の進路をみすえた授業形態を採用し、法律上の諸問題を教員と学生で討論を行ったり小論文を作成したりすることで、より効果的に法的思考法を養っている。

学部として1年に5回程度、学術講演会として外部の研究者あるいは学識経験者を招き、学生に外部の世界に目を開かせるための企画を行っている。さらに 2002 年度からはゲストスピーカーの活用については 1 教員1回の制限がついており、実際にこの制度を利用した科目は2005年度で4科目4人、2006年度で3科目3人であった。この制度は科目に関連して社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨で導入され、学際的・実践的な教育を可能にしている。

講義系の科目においては、単にレジュメの配布や板書だけにとどまらず、プレゼンテーションソフトを使用しながら、図表や映像などの視覚的情報を学生に提示することで学習効果が高まるように工夫する教員が増加している。これは、法学部のある学舎においても高機能の教材提示装置を常設する教室が増えているだけでなく、教員側が積極的に教材作成をすすめてきた結果でもある。

また授業支援室の整備によって、レジュメの配布や課題・出席表の回収など講義に付随する業務が効率化される傾向にある。併せて、e-Learning システムが整備されており、インターネット上での課題の提出、予習・復習のための資料配布や小テスト、担当教員への質問を行うことができる。さらに担当教員によっては模擬法廷を用いた体験学習も組み込まれており、法律学の教育効果を高める一助としている。

（ア）シラバスの作成と活用状況

シラバスである『法学部講義要綱・授業計画』は、法学部における開講科目のすべてについて ①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目を記載している。これによって学生は履修科目を選択することができ、また、あらかじめ受講計画を立てることができる。2004 年度からは、シラバスのインターネット上公開を行っており、2005年以降は冊子による情報提供を廃止した。

（イ）学生による授業評価の活用状況

全学共通教育推進機構授業評価部門委員会が企画する「学生による授業評価」には法学部教員の全てが協力しているわけではない。2005年度春学期は対象384クラスのうち338クラスで実施（88.0%）、秋学期の科目では対象379クラスのうち333クラスで実施（87.9%）した。

2006年度春学期は対象407クラスのうち368クラスで実施（90.4%）、秋学期の科目では対象412クラスのうち368クラスで実施（89.3%）した。調査ではマークシートのほかに授業に関する意見を自由記述方式で記入させており、自由記述分は直接担当教員が受け取り、参考にすることができるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。そうした評価の活用方法については、現在のところ個々の教員の判断に任されている。

（ウ）FD活動に対する組織的取組状況の適切性

FD 活動については、全学レベルの委員を学部から選出しているが、学部内の活動については執行部や教学体制委員会がその役割を果たすことになっているものと考えられる。

2005 年度、2006 年度ともに、学部レベルでの FD 活動の一環として、法学部教員を対象とする「公開授業」を実施している。具体的には、「公開授業」に設定された授業に他の法学部教員が出席し、授業終了後に講評会を開催し教授法の研究開発の一助としている。また、全学共通教育推進機構における FD 活動にも協力している。

学生によるアンケートなど、FD 活動に反映できるデータは組織として集計することができるが、自由記述部分は担当者に戻されるため、その内容をどのように授業に反映するかの判断は担当者に任され、組織としての対応は取られていない。

（エ）FDの継続的実施を図る方途の適切性

執行部及びFD委員を中心に「公開授業」を継続的に行っている。

（オ）学生満足度調査の導入状況

前述した授業評価アンケートを通じて、学生の満足度を調査する仕組みがある。

（カ）教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性

学生による授業評価の結果は、過去の調査結果と併せて情報が提供される。授業担当者は評価結果の差違を分析することによって、次年度以降の授業の改善に役立てることができる。したがって評価結果の分析とフィードバックによって教育改善を行うことができるようなシステムとなっているといえる。また、法学部の授業担当者の評価結果を集計したデータもあるので、学部全体の授業評価動向も経年的に分析することができる。なお昨年はカリキュラム検討委員会が設置され、教育改善のための討議が同委員会や教授会においても活発に行ってきた。このような検討委員会を設置し各評価データを分析する作業も、教育改善に資するものになっている。

【長所】

教育を改善するための教員の活動は、さまざまなレベルで観察される。シラバスは充実しており外部にも公表している。また授業評価についても一定の水準で実施しており、受講生に対してコメントする教員もいる。

【問題点】

しかしながら、シラバスからの展開に重点を置いた授業を行う教員もおり、最終的にシラバスの持つ意義にはばらつきがある。また、学生による授業評価アンケートについては、現段階で次のような問題点が指摘されている：①アンケートの為に講義時間を犠牲にすることは「授業の改善」に反するのではないか、②学生側からすれば、同一時期に同一のアンケート用紙に複数記入しなければならず、結果としておざなりの回答・記述に陥りがちである、③匿名、及び②の条件故に、真剣に回答しているとは言い難いコメントが自由記述欄に記載されることがあり、教員側の「授業の改善」意欲を削ぎかねない、④アンケートの集計結果を2 週間後に返却するとあるが、既に大半の講義がほぼ終了した段階での返却であり、当該「授業の改善」へとフィードバックするとは思えない、⑤学生と教員との対話によって「授業の改善」をはかるには、アンケート結果に対する教員側のコメント集を後日閲覧する形態では遅すぎるし、閲覧手段が限られていて、学生側の学習効果も薄い。これらの指摘のうちには、匿名の問題など、全学共通教育推進機構委員会にフィードバックされ改善が見られたものもあるが、実施時期や方法について、引き続き改善が図られなければならない。

学生による授業評価内容については、教員のみで解決できる課題、教員と学生との協業によって達成される課題、教員と学生、さらには事務サイドが加わって初めて解決される課題もある。しかしながら、現在のところは、教員のみが学生に対して説明責任を背負う形になっている。たとえば予習・復習を意欲的に行ったかについては、学生の努力によるところも大きいし、教室の大きさや設備については大学としての根本的な問題でもある。

ところで、教育を改善しようとする個別的な教員の活動を組織化して、より大きな成果を上げようとする動きについては、たとえば、導入教育についての企画から教材作成を行うための委員会が 2007 年に設置されたように、まだ始まったばかりであるといえよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生による授業評価に関しては、全学共通教育推進機構委員会主導の授業評価であったとしても、学部での議論を経て、その意義を再確認したうえでの実施でなければ、実効性あるものとはなりにくいだろう。授業評価の結果をどう生かすかについての判断が、教員個人に委ねられること自体は、やむをえないところであるとしても、改めて教学体制委員会等の会議などで授業評価の意義について議論することが必要である。

ゲストスピーカー制度は、ゲストに支払われる謝金額が少なく、そのことが積極的な活用を阻んでいるものと思われる。

全学の FD 活動については法学部からの委員が選出されているが、学部レベルの FD 活動については、まず

は執行部及び教学体制委員会が担うべきであると考える。また、FD 活動に求められる質や量も増大していることから、今後は専門の小委員会を設置するといった新しい措置が必要であろう。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性

法学部における講義は、ほぼ全学生が履修する基本法の講義から、特定の専門領域に限られる特殊な内容の講義まで、講義の内容によってクラス規模に違いがある。一方、1 年次の「一般演習」は小クラスで 25 名以下、3・4 年次の専門演習（いわゆるゼミ）は定員を 20 名（最大で 24 名）としている。

（イ）マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性

マルチメディアの活用については、すでに述べたように、学内において IT インフラの整備が進んでおり、また教員がプレゼンテーションソフトを用いたり、動画や写真、図表などを用いながら視覚に訴えたりする教材も作られている。さらにインターネットを使って予習・復習を進める e-Learning システムも積極的に活用している。

【長所】

受講者数に応じた授業形態及び授業方法を取り入れており、マルチメディアの導入などによって、大講義のウィークポイントとされていた事項についても改善が図られようとしている点が評価できる。またゲストスピーカーや学術講演会などを開催するなど、新しい授業形態の開発も続けている点も評価できよう。

【問題点】

少人数教育に対する学生のニーズがある一方で、演習形式の授業を回避する風潮も生まれている。たとえば 1 年生配当の「一般演習」は、必修科目ではなく履修強制もないために近年履修率が低下する傾向にあることは事実である。

本学には、インフォメーションシステムと e-Learning のシステムの二つのシステムが運用されているため、学生たちは両方の異なるシステムを利用しなければならず、不便を強いている。また学生たちは、日常生活においてはパソコンよりも携帯電話を使う傾向があり、IT 機器の利用能力は必ずしも高くないことも大きな問題である。これに関連して、夜間、日曜祝日、長期休暇中の学内の IT サービスの供給は十分ではない。

IT の導入が授業形態や授業方法に強く関連することで、コンテンツ作成や成績管理など教員への負担が増加する傾向にある。

ゲストスピーカーの活用については、ゲストに支払われる謝金額が少なく、そのことが積極的な活用を阻んでいるものと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

まず履修指導等を通じてゼミナールの意義や履修する必要性を訴えるなどして、演習形式の授業に出席する学生が減らないようにする必要がある。

e-Learning のシステムが複数、併用されている状況については改善が必要であり、早期に統合すべきである。これに関連して、受講生数が多い講義については、たとえ IT 技術が進歩したからといって、レポートを読んだり、成績を管理する手間が軽減されたりすることはないので、受講生数を適正な水準にまで引き下げる努力が必要である。

ゲストスピーカーの活用については、まず、上述の「問題点」に指摘した事項の改善を行う必要がある。

(4) 学位授与の認定

ア　3年卒業の特例

【現状の説明】

早期卒業制度については、どのような条件でこれを認めるべきか等について、全学的な議論が行われているところである。法学部では、2005 年度から大学院法学研究科と連携して、成績が優秀で、かつ、大学院への進学を希望する学生について、4 年次に博士課程前期課程の一定の科目の履修を許可することにより、大学院入学後最短1年で前期課程を修了しうる途を開いた。これは、実質的な早期卒業制度の導入であるといえよう。

【長所】

特筆する点はない。

【問題点】

特筆する点はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

3 年卒業の特例措置については、学部生のニーズや現在の法学研究科や法務研究科との教育一環システムの運用状況をみながら、必要に応じて検討することも考えるべきであろう。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

法学部では、異文化理解の進展、国際性の涵養というような一般的効果に加え、法学部における教育研究内容と外国大学における教育研究内容との間に緊密な関連性が保たれ、一方の教育研究が他方の教育研究にもたらす相乗的な効果を重視して、国際交流に取り組んできた。

法学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが、全学での枠が 20 名前後であることから法学部からの交換派遣留学生の実績は少数にとどまっている。2005 年度は 1 名（2004 年 9 月から 2005 年 8 月）、2006 年度は 1 名（2005 年 9 月から 2006 年 8 月）であった。

アメリカのウェブスター大学との協定にもとづく DD プログラムによって法学部から留学している学生は、2002 年度の 2 名のみでそれ以降はいない。

なお、私費留学生としては、2006 年度に韓国 2 名（男子 1 名、女子 1 名）、中国 8 名（男子 6 名、女子 2 名）がいる。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招聘研究員制度がある。招聘期間は最長で 3 ヶ月。招聘された研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。

具体的には、2006 年度に招聘研究者 1 名をベルゲン大学（ベルギー）から受け入れ、外国人招聘講演者としてポワチエ大学（フランス）及びフンボルト大学（ドイツ）から招き、学術講演会を開催した。また、2006 年度の国外への学会活動等への参加状況としては、法学部教員が延 16 名シンポジウム等に参加し、研究発表、報告を行っている。

法学部の国際交流のうち、「関西大学の全学の国際交流」に包含されるものの多くについては、上述した

とおりであるが、学部個別のものとしては、2006 年度在外研究員（学術）は 2 名、在外研究員（調査）は 1 名、外国出張者は 7 名である。

また、漢陽大學校法科大學と 1997 年以来、シンポジウムを行っており、これまでの状況は以下のとおりとなっている。

表Ⅱ-法-8

	開催年	開催月日	開催校	シンポジウムテーマ
1	1997	4 月 21、22 日	関西大学	韓国及び日本における法改正の動向
2	1998	9 月 2、3 日	漢陽大學校	韓国・日本の懸案的法律問題
3	1999	10 月 1、2 日	関西大学	韓国・日本における法律学・政治学の現代的諸問題
4	2000	8 月 29、30 日	漢陽大學校	21 世紀法学の当面課題
5	2001	10 月 15、16 日	関西大学	高度情報通信技術がもたらす制度改革
6	2002	10 月 25、26 日	漢陽大學校	東アジアにおける法の発展
7	2004	10 月 18、19 日	関西大学	今日的課題における日韓法政システムの多様性と共通性
8	2005	7 月 25、26 日	漢陽大學校	グローバル化と各国の最近の法的動向 （関西大、コンスタンツ大、漢陽大共同シンポジウム）
9	2006	10 月 20、21 日	漢陽大學校	法学の世界化と地域化
10	2007	9 月 6、7 日	漢陽大學校	現代社会における法システムの再構築 ―ロースクールの展望と未来―

【長所】

法学部学生及び教員の国際交流は、基本的には推進され、体制作りも進んでいると評価できる。

【問題点】

ア　学生の留学について

学生の派遣留学は、入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を関西大学の魅力の一つとしてあげているが、やはり実績が少ない。派遣留学の実績が少ない原因として、協定校から求められている語学能力に学生が達しないということがある。留学を動機として、語学を確実に身につけられるよう語学教育を強化する必要がある。また、入学時点で、留学の意義について、より一層、周知する方法が必要である。

イ　教員の在外研究について

教員が 2 年制の専門演習を担当することから、在外研究に出向く 2 年前から学部内における募集を行い、応募者について、教授会で推薦し、前年度に決定するという手続きをとっている。過去においては、該当者なしの年度があった。これは、本人や家族に発生した不可避な事情などがその原因となっている場合がある。在外研究の制度が有効に利用されるべきであることはいうまでもない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ア　学生について

入学時点で、法学部学生としての留学の意義を説明する機会を設けるべきであり、かつ、現在は、「一般演習」などで留学希望の学生がいた場合、担任者が個別に指導・助言を行っているが、留学のための準備を具体的に学生に指導する体制作りが必要である。

学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密接にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が検討されるべきである。また、外国人留学生などの受け入れにあたり、その留学生が大学生活に適応しやすいよう、教育上の配慮を行うことが重要である。

イ　教員について

在外研究の制度は、超過授業時間担当あるいは各種委員会委員への就任により減殺された研究時間の回復という役割も果たしている。在外研究期間中は担当科目の手当てとして非常勤講師の依頼が必要であるなどの措置がとられなければならないが、在外研究の制度は、研究に専念できるという貴重な制度であるので、利用しうる方向で、学部として長期的な視点・計画が必要であろう。在外研究を利用することによる他教員

への負担の問題の指摘があり、検討課題である。

4　学生の受け入れ

法学部では、学部の教育理念「人権の確立と尊重」に基づいて、「リーガルマインドの育成」と「グローバルな視野と幅広い知性の育成」をその教育目標に掲げている。それ故に、学生の受け入れにあたっても、この二つの教育目標を効果的に実現できるよう、一般入学試験のほか、多様な選抜方法により、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させることに主眼を置いている。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

次項(2)で述べる種々の募集・選抜方法によって、どの程度、学生を入学させるかについて、法学部では次のような目安を設定している。すなわち、センター利用入試を含む一般入試で定員の 70%程度、指定校制推薦入学が 15%程度、残りの 15%程度をアドミッション・オフィス（AO）入試、関西大学第一高等学校卒業見込入試、スポーツ入試、外国人学部留学生入試、デュアル・ディグリー（DD）入試で受け入れることにしている。統計データによると、2007 年度は一般入試による入学者が 70.3%、指定校制推薦による入学者が 18.9%、その他の入試による入学者が 10.8%となっている。法学部では 2007 年度からフレックスコースの募集を停止したため、以上の数値が選抜方法から見た法学部入学者の構成割合である。なお、一般入試では 2003 年度まで法律学科、政治学科の合否判定を同一の基準で別個に行ってきたが、2004 年度から学科志望制を導入し、受け入れにあたって学科間のバランスを図っている。

ところで、法律学科と政治学科を擁する法学部では、上述した二つの教育目標を達成するために、各種選抜方法においても、そうした専門的な高等教育に応え得る基礎的な学力の有無を重視している。具体的には、次のような方針を採っている。

ア　基礎学力の重視

- 一般入試（A 日程、S 日程、S_2日程）、センター利用試験（後期）は、いずれも外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、もう 1 科目は地歴、公民または数学を配する 3 教科で行っている。
- センター利用試験（前期）は、外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、地歴、公民、数学、理科から 2 科目を選ばせ 4 教科で行っている。一高卒業見込者入学試験は、数学、英語、国語、地歴・公民、理科の 5 科目の外部試験と国語、地歴、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報の 10 教科の内申点によって行っている。

イ　外国語の重視：英語及びその他の外国語

- 一般入試（後期 B 日程）では、英語を必須受験科目とし、もう 1 科目は国語または数学を配している。
- センター試験（中期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。
- 外国人学部留学生入学試験では、日本語と英語を試験科目に課している。
- デュアル・ディグリー（DD）入試では、受験資格として TOEIC など英語検定試験の成績を重視するとともに、面接では英語も使用している。
- 英語以外の外国語、すなわちフランス語、ドイツ語でも受験できるのは、編・転試験である。これは、とくにフランス語やドイツ語が法学や政治学の専門的な研究を深めていく際に必要となるためである。

ウ　論文の重視

- スポーツ入試では書類選考において小論文を、社会人入試でも小論文を課している。AO 入試でも、論文試験を課し、論理的思考能力を重視している。

エ　面接・書類選考の重視

- 面接や書類選考を重視しているのは、指定校推薦入試、AO 入試、スポーツ入試である。DD 入試でも、面接を重視している。これは、多様な学生を受け入れるためのもので、基礎学力とともに幅広い知性や総合的な能力を的確に判断することを目的としている。

【長所】

基礎学力を問う一般入試による入学者の割合が 70%を超えており、法学部での専門教育に対応し得る学生の確保は相当程度、達成されているものと考えられる。また、勉学意欲や外国語能力、論理的思考能力など多様な資質を問う、AO 入試などの選抜方法もバランスよく組み込まれている。さらに、2004 年度から学科志望制を採用し、懸案であった政治学科の入学者は学科定員を充足するようになっている。

【問題点】

2007 年度の A 日程一般入試における合格最低点は、法律学科 273／450 に対し、政治学科 268／450 と接近し、学科志望制の導入によって学力面での学科間の格差は表面的には解消されているが、政治学科を第一志望とした志願者の合格最低点からみれば、入学試験制度による対応には限界があり、教育体制の抜本的見直しは否めない。また、DD 入試については 2001 年度から実施されてきたが、これまでの入学者状況等に鑑み、2008 年度からは募集を停止した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度からの学科統合により、必然的に入学試験制度を見直す必要があるが、基本的な受け入れ方針は、これまでの「法学部の教育目標を達成するために、各種選抜方法においても、そうした専門的な高等教育に応え得る基礎的な学力の有無を重視する」ことに変更はない。

なお、具体的な選抜方法の変更点については、次項(2)で述べる。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

法学部の場合、一般入試（センター利用入試を含む）のほかに、推薦入学制度として指定校制推薦、AO 入試を実施しているほか、法学部スポーツ入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、外国人留学生入試、DD 入試、編・転入試を行っている。統計データによると、2007 年度の入学者 875 名のうち、センター利用入試を含む一般入試による入学者は 615 名、その他の各種入試による入学者は 260 名である。

ア　一般入学試験

法学部では、筆記試験による学力考査のみに基づく一般入試を、2 月初旬に A・S・S_2 日程、3 月初旬に後期 B 日程の計 4 回実施している。ただし、試験科目と配点は日程毎に異なる。2007 年度は、A・S・S_2 日程では、英語 200 点、国語 150 点、地歴、公民または数学 100 点の標準的な 3 科目方式、後期 B 日程では、英語 200 点、国語または数学 150 点の 2 科目傾斜配点方式を採っている。

また、2004 年度からセンター利用試験を導入し、2 月にセンター前期試験、センター中期試験（2005 年度開始）、3 月初旬にセンター後期試験を実施している。センター前期試験とセンター後期試験では、個別学力検査等は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する。センター後期試験では、ベスト 3 科目傾斜配点方式をとる。センター中期では、英語の個別学力検査を行っている。

一般入試については 2003 年度まで法律学科、政治学科の合否判定を同一の基準で行ってきたが、2004 年

度から学科志望制を採用した。具体的には、合否判定は第一志望を優先させる形で各学科への合格をまず決め、第一希望の学科に入りきれなかった者を第二志望の学科に割り振るという方式（「まわし合格」）をとることになった。これによって法律学科、政治学科間のバランスを図っている。

イ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、指定校において、法学部での勉学を強く希望し、かつ学校長が成績・人物ともに優秀として推薦する一定の成績基準を満たした学生について面接による選考を行うものである。指定校の選定は、基本的に法学部への一般入試合格者・一般入試入学者実績を基準として決定している。指定校については、前述の基準により新たに選定したり、応募実績に応じて指定校に警告し、場合によっては指定を取り消すなどして毎年見直している。2007 年度は指定校 136 校（指定取り消し校 1 校、新規指定校 35 校）、約 238 名の募集に対して、応募者は、165 名（法律学科 130 名、政治学科 35 名）であり、応募率は 69.3%である。その全員が入学しており、法学部入学者 875 名に占める割合は、18.9%である。

合格者には、入学までの間の導入的指導として、学部が課題図書を数冊指定したうちから 2 冊を選択させたうえで読書レポートの執筆・提出を義務づけている。1 冊目のレポートには専任教員が論評を加えて返送している。

出願資格を有するのは次の①、②のうち、いずれかの要件を満たし、学校長の推薦を受けた者である。

①　内申成績の評定平均値 4.0 以上

もしくは

②　評定平均値が 3.6 以上であり、かつ

ａ．国語、地理・歴史及び公民、数学、理科、外国語の 5 教科のうち 1 教科の評定平均値が 4.3 以上

ｂ．実用英語検定 2 級以上もしくはこれと同等以上の外国語能力検定の資格を取得していること

のいずれかの条件を満たしていること。

これらの条件を満たした出願者に対して、専任教員が 2 名 1 組で面接を行い、2 名がそれぞれに下した評価を総合して合否判定を行っている。

なお、従来、出願資格として認めていた「②－ｃ第 3 学年 1 学期までの全科目の全体評定平均値 3.6 以上であり、かつ裁判官、検察官、弁護士、公務員を強く志望していると認められること」は、この条件で出願した学生が現実には対応するカリキュラムである「法曹コース」を殆ど選択していないという問題があり、削除した。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

AO 入学試験は、受験生の思考力、意見表明能力を評価し、法学部における学習のための適性及び素質を判定することを旨として、従来型のペーパーテストによっては判定できない能力を評価の対象とする選抜方法である。具体的には、まず、事前に「自由エッセイ」を提出させ、その評価によって一次選考を行う。次に、一次選考で選抜された受験者には試験日に「課題エッセイ」を作成させた上で面接試験を行い、両エッセイの内容をテーマとするインタビューを通じて、思考力、意見表明能力を判定する。

2007 年度より、募集人員は 30 名から 20 名に変更した。

2007 年度は、志願者 138 名（法律学科 120 名、政治学科 18 名）、合格者 23 名（法律学科 21 名、政治学科 2 名）、入学者 22 名（法律学科 20 名、政治学科 2 名）である。

エ　法学部スポーツ入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象にした選抜方法であるが、法学部では、他学部で実施されているスポーツ・フロンティア（SF）入試に準拠して、法学部独自のスポーツ入学試験を導入している。

出願資格として以下の基準を満たすことを条件としている。

1　法学部での勉学に励み、かつ入学後本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、学業とスポーツ活動の両立を通じて他の学生の模範となる者であることが望ましい、とする。
2　全体の評定平均値 3.6 以上とする。
3　スポーツ活動の実績については、原則として、次のいずれかに該当する者とする。
- 全国大会で 8 位以内の成績をおさめた者、または同様の成績をおさめてチームの正選手として出場した者
- 都道府県大会で優勝もしくは準優勝した者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者

その選考方法は、まず事前に「小論文」（本人自筆 2000 字程度）を提出させ、その評価により、第一次選考を行い、その後、第一次選考合格者を対象に、面接に基づく第二次選考を行っている。こうした二段階の選考により、思考力、意見表明能力、学業とスポーツ活動に情熱を注ぎ続けることのできる強い意志、さらには法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有しているかが判定されることになる。

なお、法学部では、入学後の学業成績不良者に対し試合出場の停止を勧告する旨、入試要項において明記することにより、スポーツ活動によって学業が疎かにならぬよう注意を喚起している。

2007 年度は、志願者 27 名（法律学科 25 名、政治学科 2 名）、合格者 13 名（法律学科 13 名、政治学科 0 名）、入学者 13 名（法律学科 13 名、政治学科 0 名）である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校の関西大学第一高等学校卒業見込者については、2004 年度より全学部で、外部テストによる 5 教科学力考査と高等学校調査書に基づいて選考が行われているところであるが、法学部では、筆記試験成績を基本としたうえで、内申書の評価を斟酌するという方針で選考を行っている。

2007 年度は、志願者 60 名（法律学科 52 名、政治学科 8 名）、合格者 60 名（法律学科 52 名、政治学科 8 名）、入学者 53 名（法律学科 46 名、政治学科 7 名）である。

カ　社会人入学試験

出願資格は、該当年度 4 月 1 日現在で満 23 歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者である。筆記試験（英語と小論文）が試験科目となっているが、英語筆記試験に関しては、英語能力が他に証明できる場合には免除している。

2007 年度は、志願者 12 名（法律学科 11 名、政治学科 1 名）、合格者 5 名（法律学科 4 名、政治学科 1 名）、入学者 3 名（法律学科 3 名、政治学科 0 名）である。

キ　外国人学部留学生入学試験

国際化の理念を実現するため、多様な文化的背景を有する学生の受け入れを目的として実施している。筆記試験科目は、日本語（150 点）、英語（100 点）である。

2007 年度は、志願者 7 名（法律学科 7 名、政治学科 0 名）、合格者 4 名（法律学科 4 名、政治学科 0 名）、入学者 2 名（法律学科 2 名、政治学科 0 名）である。

ク　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

米国ウェブスター大学において修得した単位と関西大学で修得した単位を相互に認定することにより、最短 4 年間で両大学の学位（学士）を取得できる国際プログラムに特化された入学試験である。法学部においては、(1)法学部で学習する基礎能力（法学、政治学関連の問題意識、国際感覚に加えて、説得力ある議論を展開する能力）、(2)英語能力（入学後 1 年間の英語研修を経て留学できる能力を判定）、(3)学習意欲（受験動機、自己分析、向上心等の項目を通じて DD プログラムへの参画意欲を面接により具体的に確認する）

をもって選考の基準としている。

2007 年度は、志願者 3 名（法律学科 2 名、政治学科 1 名）、合格者 2 名（法律学科 1 名、政治学科 1 名）、入学者 2 名（法律学科 1 名、政治学科 1 名）である。

ケ　編・転入学試験

本学または他大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他大学の 2 年次を修了した者あるいは修了予定の者を対象として、さらなる勉学の機会を提供し、併せて勉学意欲及び目標の明確な学生を選抜することを目的とするものである。

募集定員は若干名で、外国語（英語・ドイツ語・フランス語のうち 1 科目選択）筆記試験及び論文試験（法学・政治学の分野から出題されるテーマ各 1 題）によって選考する。

2007 年度の編入試は、志願者 3 名、合格者 0 名、転入試は、志願者 10 名、合格者 2 名、入学者 2 名であった。

【長所】

法学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては次の点をあげることができる。

ア　全学的な入試制度及び法学部独自の方針により、法学部の教育を受けるにふさわしい基礎学力を有した学生の受け入れが可能となっている。また、多様な入試制度により、入学希望者の法学部での勉学意欲・適性を多面的に評価し、社会人、留学生等、さまざまな学習歴・能力をもつ学生を受け入れ、教育研究の活性化を図っている。

イ　学生の募集方法、入学者選抜方法が、定期的に見直されている。2007 年度は、一般入学試験では、センター中期試験の導入、フレックスコースの募集停止、AO 入学試験での募集定員の見直し、指定校制推薦での指定校の見直し等を行った。

ウ　一般入試では、入学試験の公正性・公平性という面で十分な配慮がなされている。特に 3 回の一般入試を日程毎に異なる科目・配点によって実施することで、受験機会の単純な複数化にとどめず、入学者の多様性を確保する方策とされている点はポジティヴに評価されるべきである。また、合格最低点も公表している。

エ　指定校制推薦入学では、概ね、まじめで意欲的な学生を確保できていると言ってよい。面接担当者が全体として好印象を抱いているのみならず、入学後の成績を追跡調査しても、推薦入学者の成績が一般入学試験による入学者の成績を上回るとの指摘もある。

オ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験では、思考力、意見表明能力の判定に目的を特化したことによって、自由エッセイの評価においても、面接試験においても、この種の試験にありがちな主観的印象に基づく人物評価に堕することを回避し得ていると評価できる。論理的思考の正確さや表現力は、表明された内容の感銘力を離れて、比較的客観的に判定することが可能であると言えよう。また、いずれの段階においても複数の教員が評価にあたりその総合評価とすることによって、更に評価の客観性が担保されている。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入試では、いわゆる受験勉強に疲弊していない、スポイルされていない学生を確保することができ、学生の側も、同一キャンパスへの通学が保障されるので、学校生活になじみ易く、スムーズに大学における勉学を開始できるという利点を有している。

入学後の成績追跡調査も一般入試による入学者、あるいは全体の平均に比して有意の差を示しておらず、高校における進路指導の適切さを伺わせる結果となっている。

キ　編・転入学試験では、低い合格率からも、厳正な選抜が行われていることが推認でき、一応、所期の目的どおりの機能を果たしているものと評価できる。

【問題点】

ア　一般入学試験では、2 月実施の S 日程と 3 月実施の B 日程を比較した場合、定着率に大きな差が生じて

いる点が問題である。B 日程は導入されてから未だ日が浅いこともあって（法学部においては 2005 年度までで6回）定着率の点も含めてなお修正を要すると思われる。

また、特に A・S・S_2 日程の試験成績上位者の定着率は、例年芳しくなく、今後、改善の方策が探られなければならない。

イ　指定校制推薦入学の問題点としては、発足当初からいわゆる上位校からの推薦辞退が一定数見受けられ、指定校見直し後も減少していないことを挙げることができる。また、出願資格になっている評定平均値は高校間、さらには各高校におけるコースによってバラツキが見受けられ、評定値だけで被推薦者の学力を判断し得るのか問題がないわけではない。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入試による入学者についても入学後の学業成績を追跡調査しているが、当初は、この入試によって入学した学生に積極的・意欲的な印象を与える者が多いことが複数の教員から指摘され、一定の手ごたえが感じられたが、近年では、入学者の基礎学力の不足などの問題点が指摘されている。

また、事前に提出を求める「自由エッセイ」については、志願者本人の手によるものであるかどうか疑わしものが度々散見されることが、エッセイの評価及び面接にあたった担当者から指摘されており、AO 入試方法の見直しは必須といえる。

エ　関西大学第一高等学校卒業見込者入試においては、例年、せいぜい 1～2 名の不合格者を出すに止まっており、この点で、「殆ど不合格者の出ない試験」に選抜試験としての意味があるのか、あるいは、高校側の評価を追認しているに過ぎず、学部側の主体的な選考としての側面をいま少し重視すべきではないか、との批判が提起されてきた。

オ　外国人学部留学生入学試験では、志願者がとぎれたことはないが、そもそも少数であり、かつその国籍に偏りが見られる。

カ　デュアル・ディグリー（DD）入試においては、2007 年度は入学者 2 名に過ぎなかった。法学部志望者の間ではそもそも需要が極めて小さいことに加えて、相手方大学に対応関係・互換性のある科目がそれ程多くなく、単位の相互認定上、困難を来す点が問題である。後者の点は、志願者数を抑制する要因ともなっていると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ア　2008 年度からの入学者選抜の概要

1　募集人数

法学政治学科　650 名

2　入試の種類

一般入学試験で約 580 人、大学入試センター試験を利用する入学試験で 70 名、合計 650 名。

なお、推薦入学で約 230 名、アドミッション・オフィス（AO）入試で約 20 名、スポーツ入試で約 10 名、社会人入試で約 10 名、留学生入試で若干名、第一高等学校からの接続入試で約 60 名は、上記の合計人数に含まれる。

3　アドミッションポリシー

明確な目的を持って法律学や政治学を学ぶことを希望し、柔軟な思考力と独創性、そして勉学への強い意欲を有する者を求める。

①　一般入学試験

一般入学試験では、高校卒業程度の総合的な学力を確認する学力重視型の筆記試験を主とする。

具体的には、本学独自の一般入学試験と、大学入試センター試験を利用する入学試験を行う。

②　推薦入学

出願資格は次のとおりとする。

a　本学部での勉学を特に希望する、高等学校もしくは中等教育学校の全日制課程普通科、国際科、

英語科及び理数科を卒業見込みの者

b　本学部が指定する学校長の責任ある推薦を受けた者

c　第3学年1学期末（2学期制の場合は前期末）までの全体の評定平均値が4.0以上の者もしくは、第3学年1学期末（2学期制の場合は前期末）までの全体の評定平均値が3.6以上で、かつ国語、地理歴史及び公民、数学、理科、外国語の5教科のうち、1教科の評定平均値が4.3以上であるか、もしくは実用英語技能検定2級以上もしくはこれと同等以上の外国語能力検定の資格を取得している者

選考方法は次のとおりとする。

学校長の責任ある推薦を尊重し、書類選考（推薦書・調査書・志望理由書）及び面接のうえ、被推薦要件を満たしていると判断される者に対して入学を許可する。

③　アドミッション・オフィス（AO）入試

求める学生像を次のとおりとする。

a　法学部での勉学を強く希望し入学を志す者。たとえば、弁護士などの法律家、公務員、ジャーナリスト、法学・政治学研究者などを目指して、法律学・政治学を学ぶことに強い意欲を有する者。

b　言葉を大切にする姿勢、文章を論理的に構成する素養を持つ者。

c　日頃からさまざまなことに問題関心を抱き、それについて十分に考え、自分の意見を形成するとともに、自分の意見を他人に説得力をもって説明することができる者。

出願資格として次の各種語学検定の一つに合格していること。

- 日本語文章能力検定―3級以上
- 実用英語技能検定―準2級以上
- ドイツ語技能検定―3級以上
- 実用フランス語技能検定―3級以上
- ロシア語能力検定―3級以上
- スペイン語技能検定―4級以上
- 中国語検定―3級以上
- ハングル能力検定―3級以上

④　スポーツ入試

出願資格は次のとおりとする。

a　本学部での勉学に励み、かつ入学後本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、学業とスポーツ活動の両立を通じて他の学生の模範となる者。

b　高等学校もしくは中等教育学校卒業見込みで、高等学校もしくは中等教育学校における全体の評定平均値が3.6以上の者。

c　次に掲げる基準のいずれかに該当する者

- 全国大会で8位以内の成績をおさめた者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者。
- 都道府県大会で優勝もしくは準優勝した者、または同様の成績をおさめたチームの正選手として出場した者。

試験は次のとおりとする。

第一次選考は書類選考とし、志願者の競技成績に基づいて評価し選考する。

第一次選考合格者に対する第二次選考は、面接（約30分）及び小論文（90分）を実施し、受験生の思考力、意見表明能力を評価し、法学部で学ぶにあたっての適性・素質を判定する。

また、あわせて、入学後も学業とスポーツ活動に情熱を注ぎ続けることのできる強い意志を有しているかについても判定する。

⑤　外国人留学生入試

出願資格は次のとおりとする。

外国人であって、外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者、もしくは修了見込みの者、または本学部教授会においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者。

なお、「本学部教授会においてこれと同等以上の資格を有すると認定された者」には、「入学時 18 歳以上で、外国における通常 12 年の学校教育課程のうち 3 分の 2 以上を外国で就学し、かつ外国の高等学校を卒業した者、または卒業見込みの者」を含む。

試験は次のとおりとする。

試験科目は「英語」及び「日本語」の筆記試験を行う。

⑥　社会人入試

出願資格は次のとおりとする。

a　入学年度の 4 月 1 日現在で、満 23 歳以上の者

b　高等学校を卒業した者もしくは卒業見込みの者、または大学入学に関して高等学校を卒業したと同等の学力があると認められる者。（高等学校卒業程度認定試験合格見込みの者を含む）

試験は次のとおりとする。

試験科目は「英語」及び「小論文」の筆記試験を行う。

⑦　関大大学第一高等学校からの接続入試

出願資格は以下のとおりとする。

a　関西大学第一高等学校卒業見込みの者

試験は次のとおりとする。

内申書による得点と予備校等が主催する大学受験に向けた全国統一総合学力記述模擬試験等の外部テストの得点を総合的に評価して合否判定を行う。個別学力検査等は課さない。

イ　制度導入にあたっての留意点

一般入試では、一般入試成績上位合格者の入学率を高める一つの手段として、成績上位合格者に対して学部給付奨学金を受給できる旨の通知を合格通知とともに送付している。しかしながら、受給資格有りと査定された者が実際に受給する率、すなわち定着率は高くない。この制度については、奨学金担当部局との連携が重要であることから、今後、さらに奨学金制度の検討を重ねる必要がある。

(3) 入学者選抜の仕組みと検証

【現状の説明】

入学者選抜の仕組みに関しては、全学的な体制で行っている入学試験に法学部として貢献するものと、法学部独自で出題・採点を行っているものの 2 通りがある。

入試の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われるが、学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねていることから、全学の入試方針を的確に学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関して、一般入試の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないように素点に統計処理を行ったうえで判定に用いている。同様の統計処理は、一高卒業見込者入試における外部試験得点と内申書得点にも施され、両得点の配分に不公平が出ないように配慮している。

法学部が独自に問題作成を行っているのは、スポーツ入試第一次選考課題、AO 入試第一次選考課題、第

二次選考課題、編・転入試、社会人入試である。いずれの出題についても、教授会において複数の出題・採点委員が選出され、出題・採点委員は、過去に出題された問題の出題範囲や難易度を考慮に入れつつ、必要に応じて執行部とも調整を行いながら出題・採点作業にあたっている。面接を行っているのは、スポーツ入試第二次選考、指定校推薦入学、AO 入試第二次選考、DD 入試予備選考、編・転入試で、学部教員が必ず 2～3 名のチームを組んで行うことで、評価者の主観による揺れを最小限に止める仕組みを採っている。面接の評価はすべて既定の面接票に記入する形式を採用しており、4 段階でランク付けして記載された評価を総合的に判断し、判定に当たっての公正性を確保している。

いずれの入学試験も最終合否判定は法学部教授会で行われ、すべての得点データやそのほかの判定資料を明らかにしたうえで審議し決定する。

【長所】

筆記試験だけでなく、論文・面接など、多様な選抜方法をとることにより、各制度のねらいは達成しており、基礎的な学力の有無を重視しつつ、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ勉学意欲を有する学生を入学させることに繋がっている。

【問題点】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に充分な配慮が施されているが、近年、多様な入試形態が次々と導入されるに伴い、教員の負担が増加しているという現実がある。予備校への入試問題の外注がそうした弊害を回避するための方策の一つであり、実際に導入している大学もあるが、疑問がないわけではない。また、入試業務にかかる負担の見直しの一つとして、入試監督についても教員のみが担当するのではなく、各学部に共通する試験形態に関しては、実施体制を見直すことにより軽減するなどの工夫が必要であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

事務組織の改編に伴い、各種入試業務の進め方が変更されつつあり、今後、実施体制の細部の見直しはあるものの、安定した後は、問題点の解消に繋がると考えられる。

(4) 科目等履修生・聴講生

【現状の説明】

入試を経ない聴講生及び科目等履修生の受け入れについては、本学の規程に基づいて、教授会での審議で妥当と認められた者に対して許可している。2007 年度実績を見ると、聴講生の受講理由は自己研修が主で、社会人のリカレント学習と生涯学習が目的であると思われる。科目等履修生も資格取得及び自己研修が主な目的であり、リカレント学習と生涯学習の双方が目的とされているように思われる。

表Ⅱ-法-9　法学部聴講生　2007 年度

区分	性別		年齢						学歴			職業			受講目的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
人数	2	0	0	0	1	0	0	1	0	2	0	0	0	2	0	2	0	0

表Ⅱ-法-10　法学部科目等履修生　2007 年度

区分	性別		年齢						学歴			職業			受講目的			
	男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
人数	2	0	0	2	0	0	0	0	0	1	1	0	0	2	1	0	0	1

【長所】

法学部における科目等履修生・聴講生の利用状況は、資格修得の機会だけでなく、生涯教育の場をも提供しており、利用者の数は少ないが、必要な人が必要な目的のために活用するというこの制度の意義が生かされている。

【問題点】

現時点において、特に大きな問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本制度は、全学的な運営で行われており、その目的から鑑みて、当面、現状どおりで進めることになろう。

(5) 定員管理

【現状の説明】

2007 年度の法学部の収容定員 2,600 人に対し、在籍学生総数（2 年次生以上はデイタイムコース生のみ）は 3,493 人であり、収容定員に対する在籍学生総数の割合は 1.34 という高い数値を示している。学科別にみると、法律学科 1.35、政治学科 1.24 であり、法律学科が数値を押し上げている。

2007 年度から募集を停止したフレックスコースにおける収容定員に対する在学生総数（2 年次生以上）も同様の傾向を看て取ることができる。法律学科 1.23 に対して、政治学科 1.20 である。

【長所】

少子高齢化による大学受験人口の減少に伴い、私大経営が厳しい状況下にあって、法学部単体でも、学生収容定員を上回る数の学生を入学させており、法学部が関西大学の安定した財政基盤の確立に貢献している点はある。また、2004 年度入試からの学科志望制の採用により、第二志望まで含めた形での合否判定が導入され、それまでの政治学科における定員割れを回避している。

【問題点】

上述の「長所」とは裏腹に、他学部と比較しても定員超過が甚だしい現状は、当然のことながら、教育にも大きな陰を落としている。法学部では受講生が 100 名を超える講義は珍しくなく、必修の専門科目に至っては 600 名を超える受講生を抱えている。このことは、教員の負担加重の問題を除いても、施設・設備等のキャパシティという物的な条件面で大きな問題を抱えていることに加え、法学部の教育目標の実現が極めて困難な状況に陥っていることを物語っている。量だけでなく質の向上にも配慮を示すべく、一刻も早く、学生収容定員の適正化を図るべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

定員管理の第一としては、一般入学試験の合格者査定における定着率が大きく左右することから、過去のデータ分析を十分行うことで対処してきたが、毎年の恒例行事のごとく行われる入学試験制度の変更により、その分析すら危うい状況にある。また、昨今の志願者状況についても、著しく変化しており、結果として、定員を下回る入学者数となる危険性も含まれている。これらのことから、各種入学試験は別として、各学部レベルにおける査定の結果に一喜一憂するのではなく、大学としてあらゆる情報を把握し分析のうえ、全学的な調整をも踏まえ、各学部にその内容を提供することにより査定できるシステムの構築を行う必要がある。

(6) 編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転学科

他大学及び本学の他学部から法学部に転部するためには、一般の編・転入試を受験し、合格する必要がある。編・転入学（転学科を含む）の募集は全体で若干名としており、2007 年度は既述のように転入学で 2 名（政治学科から法律学科への転学科 1 名。他大学からの転入学 1 名）が入学した。また、在学生は、デイタイムコースとフレックスコースが存在することから、法学部内でデイタイムコースからフレックスコースへ移る「転コース」は願い出により、逆にフレックスコースからデイタイムコースに移る転コースは「『転コース』要項」に基づいて、成績及び出願書類によって許可している（2007 年度は、デイタイムコースからフレックスコース 1 名、フレックスコースからデイタイムコース 2 名の許可者)。

なお、こうした進路上の相談には、教務センターや学生相談主事が随時応じている。

イ　退学者

近年における法学部の退学者及び除籍者は、『データブック 2007』〔P164 ウ 退学・除籍の状況〕が示すとおりである。2006 年度は、退学者が 71 名、除籍者が 23 名で、例年、入学者の 10%程度が該当している。退学理由の具体的なものとしては、他大学への入学をあげることができる。退学者・除籍者には再入学・復籍の道も用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

また、成績発表ごとに、父母あて「履修届（単位修得状況付)」を送付することで、単位修得数の少ない成績不良の学生についても、注意喚起に繋げている。

【長所】

特に記すべき事項はない。

【問題点】

法学部における編・転入学者の数は、2007 年度は、若干名の募集に対して入学者 2 名という状況であり、問題はない。編・転入及び転部・転学科に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合には教員が相談に乗るという対応を採っており、この点についても特に問題はないと考えられる。

退学者・除籍者に関しては、経済情勢など外的な要因に左右される側面もあるが、この点については、学内奨学金制度の充実によってある程度解消される方向にあると考えられ、残る課題は、成績不良により自ら退学に追い込まれる学生の学部における相談体制等のあり方を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点として指摘した「相談体制」については、「学籍事項」のみならず、さまざまな事項に対する「体制」として確立されなければならない。現状においては、まずもって、学生相談室が存在しないなど、物理的な措置を第一に行う必要があり、その上に立って、学部学生相談主事を含めた法学部教員のオフィスアワー制度を確立するとともに、学生への周知徹底がなされなければならない。

5　教員組織

(1) 到達目標（達成度）

法学部は、人権を尊重し、社会正義の実現に貢献する人材を育成するために法律学科と政治学科を置き、それぞれに専門性をもつ教員を配置し、全体として適切な教員組織を整備している。法学部の教員は専任教

員と兼任教員によって構成されており、専任教員は法学部生に対する教育、育成だけでなく、それぞれの専門分野での研究成果によって社会に寄与することを目標としている。

(2) 教員組織

【現状の説明】

（ア）学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における学生数と教員組織の適切性

法学部の教育理念は人権の確立と尊重であり、法律学科はリーガルマインドの育成を、政治学科は内外の政治、行政、政策を多角的に研究し、グローバルな視野と幅広い知識を持った人材の育成を、それぞれの教育目標としている。それを実践するための専任教員を配しているが、現在、41 名の専任教員が在籍し、うち 29 名が教授、9 名が准教授、3 名が専任講師となっている。教授の割合は約 71%と高く、本学における責任時間数は、教授 8 時間、准教授・専任講師 6 時間であるが、法学部専任教員の 2007 年度における平均授業担任時間数は、教授 17.3 時間、准教授 9.5 時間、専任講師 6.0 時間となっており、学部における責任時間数を超える担任時間については、教授 9.3 時間、准教授 3.5 時間、専任講師 0 時間と、准教授以上の教員 1 人当たりの負担は大きくなっている。

また、2007 年度の法学部専任教員 1 人当たりの学生数は 96.8 人となっており、これも他学部と比較して高い。

（イ）主要な科目への専任教員の配置状況

法学部の専門教育科目における専任教員及び兼任教員の授業担当科目数、専任教員の割合を示したものが『データブック 2007』〔P48（4）開設授業科目の各種比率〕である。春学期において、専門教育科目における専任教員の割合は、法律学科 60.1%、政治学科 59.4%である。秋学期においては、専任・兼任教員の割合は法律学科 60.4%、政治学科 59.0%である。

専任教員が担当すべき主要科目の専任教員担当率は、次のとおりである。法律学科で、「憲法」90.0%、「行政法」40.0%、「民法」47.5%、「商法」93.1%、「刑法」62.5%、「刑事訴訟法」100%、「民事訴訟法」100%、「国際法」52.9%、政治学科で、「政治学原論」0%、「日本政治史」100%、「西洋政治史」100%、「政治機構論」100%、「政治過程論」0%、「国際政治学」100%、「行政学」100%、「外交史」0%となっている。

3・4 年次配当の「専門演習Ⅰ・Ⅱ」は、原則として専任教員が担当している。しかし、在籍ゼミ生が残る状態で担当専任教員が他大学に転出した場合などは、兼任教員として継続して指導を行っている。1 年次配当の「一般演習」も専任教員が担当している。

（ウ）教員組織における専任、兼任の比率の適切性

法学部における専任教員と兼任教員の比率については、2007 年度の専門教育科目についていえば、兼任教員が専任教員の約 1.3 倍にあたる。設置基準は、専任教員の数を超えない範囲で兼任教員を置くと定めているが、同時に主要学科目の大部分を専任教員で担当している場合や学科充実のための学科目、授業科目を多くする場合はこの限りではないとしている。法学部法律学科の主要学科目に相当する科目については、上記のように十分な専任教員を配置している。このように設置基準の条件を満たした上で、特殊講義科目、少人数クラスである外国書研究を開設するために兼任教員を配置している。

（エ）教員組織の年齢構成の適切性

法学部専任教員の 2007 年度現在の年齢構成についてまとめたものが『データブック 2007』〔P173（2）教育職員の構成（2007 年度）〕である。なお、勤続年数については、教授の場合、31～35 年が最も多く 24.0%を占める。准教授の場合、1～5 年が 88.9%と最も多く、専任講師の場合はすべて 1～5 年である。

（オ）教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性

法学部においては、学生の多くが履修する基礎的科目は複数担当者により講義を開講しているため、従来から担当者による連絡調整が行われてきた。複数教員が同一授業を担当するリレー講義については、教育目標に関する共通理解が持たれている。教員の担当科目の決定については、専門分野ごとに構成されるパート会議において第一段階の調整、執行部会議で第二段階の調整を行い、最終的には教授会において最終的な調整を行っている。

（カ）教員組織における社会人の受け入れ状況

現在、法学部では、過去に大学以外の研究機関に所属していた専任教員が 3 名在籍している。また、特殊性のある研究分野などで、兼任教員として実務家などの社会人に講義の担当を依頼している。

（キ）教員組織における外国人研究者の受け入れ状況

現在、法学部では専任教員での外国人研究者の受け入れは行っていない。外国法などの専任教員がいない分野で、兼任教員として外国人研究者に講義の担当を依頼している。

また、定期的に招聘研究員、招聘講演者として外国人研究者を受け入れ、講演会やシンポジウムなどを開催している。

（ク）教員組織における女性教員の占める割合

現在、法学部では 41 名の専任教員のうち、6 名が女性教員となっており、その割合は 14.6%である。

（ケ）任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況

本学の専任教員については 65 歳が定年と定められている。しかし、教授については定年後 5 年間に限り、教授会の承認を得て年度ごとに定年延長を行うことができる。したがって、教授は 70 歳まで専任教員として勤務することができる。

勤続年数 1～5 年の専任教員が全体の 43.9%に達しているが、これは、定年退職者、あるいは法科大学院、政策創造学部設立にともなう全国的、学内的な教員流動化に対し、法学部が着実に新規任用人事を行ってきたことによる。教授レベルでの勤続年数に大きな二つの山が存在していることは、研究・教育キャリア中途での他大学・他機関からの流動性を示している。

【長所】

法学部の入学定員に基づく設置基準上の専任教員数は 39 名であるが、41 名の専任教員が在籍しており、問題はない。また、その半数以上が教授であるという基準は満たしている。専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 96.8 人と多くなっているが、基礎的科目については複数の担当者により講義を開講し、また、少人数クラスの演習科目（一般演習、基本演習、専門演習）を充実させることによって、行き届いた教育が行われるよう配慮している。

主要科目（それに相当する科目）に関しては、現在のところほぼ専任教員で担当しており、兼任教員は、専任教員が専門としない研究分野での特殊講義科目、少人数クラスである外国書研究を中心に担当するなど、設置基準、法学部教育目標に照らして特に問題はみられない。

【問題点】

近年ようやく女性教員数が増加したとはいえ、専任教員の男女構成比は 86%が男性教員と大きく傾いており、法学・政治学関係の研究者母体の男女比が均衡していない点を考慮しても、改善の必要がある。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後の新規任用人事に際しては、将来の法学部のあり方、教育内容などを視野に入れ、適切な教員構成となるよう配慮しつつ行うものとすること、年齢構成、ジェンダー、エスニック・オリジンにも配慮することが望ましいことが教授会で確認されている。

上記のように、勤続年数 1～5 年の専任教員が約半数に上ることは、教員の適切な流動化の促進を示しており、「開かれた大学」のあるべき方向性として今後も継続していかなければならないであろう。

また、2008 年度から予定されているカリキュラム改革に向けた教育課程編成を実現するため、教員間での連絡調整についても、パート会議、教学体制委員会、教授会という回路を通じて頻繁に行われており、その成果が期待される。

(3) 教育研究支援職員

【現状の説明】

（ア）実験・実習を行う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性

本学においては、総合情報学部設立時（1994 年度）にティーチング・アシスタント（TA）、スチューデント・アシスタント（SA）制度が導入されている。法学部においては 2004 年度から前期、後期ともに 1 名の情報処理関連科目の実習補助員が採用され、教員の補助を行っている。

また、2002 年度からはゲスト・スピーカー制度も導入され、授業の内容面で教員を支援する体制が整えられつつある。

さらに、2004 年度後期にはインフォメーションシステムを利用した「授業支援システム」が試験的に導入され、2005 年度から本格稼動しており、学生と教員、教育研究支援職員間の相互連絡を、Web サイトを通して行うことが可能となっている。

（イ）教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性

2006 年度から教務センター、研究支援センターが稼動し、事務職員が、教員の授業・調査をはじめとする教育研究活動に対して有効・適切な支援を行っている。

2006 年度から全学的にスチューデント・アシスタント（SA）が講義運営の補助に携わることとなった。担当教員の要請に応じて、講義開始前、終了後の資料配布や回収、資料の印刷等を行っており、ここでも、上記のインフォメーションシステムが活用されている。

（ウ）ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性

上記のとおり、2004 年度から導入された情報処理関連科目の実習補助員として、春学期・秋学期各 4 名（1 クラス 1 名）が配置され、情報処理技術導入のサポートを行っている。

【長所】

法学部においては、大教室・大人数での講義が多く、上記の TA・SA の導入によって拡充されつつある教育研究支援体制は、学生の質や関心の多様化に対応でき、学部教育の効果を上げるものである。

また、インフォメーションシステムによる授業支援では、学生が求める講義・学生生活情報を的確かつ迅速に発信することができるようにしている。

【問題点】

近年、学生の基礎学力、社会意識の低下が取り上げられており、本学部においても例外ではないと考える。その中で、学生の学習意欲の向上や、法的素養を有し社会に貢献できる人材を育成するためには、教育支援職員が充足しているとは言い難い。

また、2006 年度から稼動した教務センターによる、教育研究支援職員の人員配置が完備されているとは言えず、少なからず教育・研究両面において支障をきたす状況が生じていることは否めない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対する教育効果をさらに高めるため、より充実した補助体制が必要であり、教育研究支援体制の拡充については、法学部だけでなく全学的にも引き続き検討が行われている。

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

（ア）募集・任免・昇格に関する手続きの内容とその運用の適切性

法学部における募集・任免・昇格に関する手続きの内容は以下のとおりである。

① 法学部における教員の募集（以下「任用」）は、学部長による法学部人事委員会に対する諮問によって開始される。人事委員会の委員長は学部長が務め、委員は前学部長のほか、法学部の各専門領域（パート）から適切に選ばれている。

② 任用にあたっては、審査対象者の研究業績を審査するため、人事委員会のもとに審査委員会が設けられる。審査委員会は、審査対象者の専門領域に関係する3名の専任教員によって構成される（主査1名、副査 2 名）。審査委員会は、審査対象者の研究業績についてその内容を客観的に審査し、人事委員会に対して、その結果を報告する。

③ 人事委員会は、審査委員会の報告に基づいて当該人事につき任用の可否を審議し、その結果を学部長に答申する。

④ 人事委員会による答申が任用を可とした場合、学部長が審査委員会の報告を付して、その旨を人事教授会に報告する。

⑤ 人事教授会は、当該人事について審議し、任用の可否を決定する。

なお、人事教授会は、教授人事には教授のみ、准教授人事には准教授以上の者のみ、専任講師の人事には専任講師以上の者をもって構成される。専任教員（教授）の定年延長を審議する人事教授会は、すべての専任教員によって構成される。また、すべての人事案件は教授会の議を経たのち、理事会において最終決定される。

また、昇任人事における基準は、専任講師から准教授昇任においては3年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があること、准教授から教授への昇任においては7年以上の在任で相当な教育・研究上の業績があることが目安となっている。

上記のとおり慎重かつ公正な審議を経て決定される法学部の募集・任免・昇任に関する手続きは適性に行われている。

（イ）教員選考基準と手続きの明確化

法学部における教員の募集・任免・昇格に関する基準、手続きは、人事委員会と教授会において明確に定められ、透明性を確保し、専任教員の地位の保障にも十分配慮している。

（ウ）教員選考手続きにおける公募制の導入状況とその運用の適切性

法学部専任教員の任用は推薦人事が中心となっているが、人事教授会・人事委員会の了承があれば公募人事も行う。2002 年度には公募による任用人事が行われ、法学研究科後期課程をもつ大学及び各種研究機関への公募書類送付やホームページを用いた採用情報の提供を行った。その結果、複数の応募者があり、人事委員会及び人事教授会での選考の結果、1 人が採用されており、適切な運用が行われた。

【長所】

法学部専任教員の中で本学大学院を最終学歴とする者は専任教員の 24.4%を占めているが、他の国公立大学大学院（多い順に京都大学、東京大学、大阪大学）や私立大学大学院など、多様な大学に出身校が分散している。

専任教員の出身大学が分散し、構成員の職と年齢層がバランスよく分布している現状は、法学部の人事が公正かつ適切に行われてきたことを反映したものといえる。

【問題点】

特筆する点はない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「新司法試験」導入に伴う各大学の法科大学院設置に伴い、法学系教員の不足が唱えられており、いずれの大学においても、法科大学院への教員移籍の影響が大きい。

今後、教員募集を行っていくにあたり、まず、その根底にある「学部教育の充実」を前面に打ち出し、そのための方策として、法学研究科の役割を今以上に明確にする必要があろう。また、法科大学院（法務研究科）出身者の募集についても、その方法について確立する必要があり、大学院教育のあり方とともに、その後の進路のあり方の一つとして早急に検討を進めなければならない。

(5) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

法学部における教育研究活動の評価は、教員自身による自己評価、教員間のピア評価、学生による評価、社会的評価の 4 種類に分けることができる。教員による自己評価は、これまで、2 年に一度刊行される『法学部自己点検・評価報告書』において公表されてきており、教員間のピア評価は、任用・昇任時の業績審査の内容に含まれるなど、教員人事との関連性が深い。学生による評価は、全学的に行われている「授業評価アンケート調査」の結果や自由記述欄への書き込みにより、教員自身が評価内容を確認できるシステムとなっている。また、2004 年度から開始されたシラバスのインターネットによる公開は、より広範な対象に法学部の教育内容を提示することとなり、社会的評価を受けることを可能としており、有効性が高いといえる。

上記のとおり、教員選考においては審査対象者の専門領域に関係する 3 名の専任教員によって構成される審査委員会が、審査対象者の研究業績について内容を客観的に審査し、人事委員会に対してその結果を報告する。人事委員会は、その報告に基づいて当該人事について任用可否の審議結果を学部長に答申しており、教員選考においては教育研究能力・実績が適切に配慮されている。

【長所】

教育活動に関する評価については、大学が実施する「授業評価アンケート調査」により、フィードバックがなされ、迅速な改善が可能である。また、シラバスの公開により、いわゆる「まんねり」化の防止に繋がっている。

【問題点】

上述の「教員の自己評価」については、これまで、2 年に一度刊行される『法学部自己点検・評価報告書』において公表されてきたが、現在は、大学自己点検・評価報告書との関係から、独自の報告書作成を行っておらず、公表する場が存在しなくなった。

研究活動については、その業績を自らの責任において、大学の学術情報データベースに掲載することになっていることから、これが更新されていない場合があり、学部単位としての把握が十分でない状況である。

また、教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の検討を進めているが、現時点においては、確立されているとは言えず、また、自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法についても、学部独自の報告書を作成していないことにより、その弊害を受けた状況になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本事項の方策を考える場合、研究者としての義務という領域を超えた「管理」となってはならず、一方で、目に見える形としての「研究成果」を示す必要があることから、慎重に検討を進め、全教員の同意のもと、教育研究活動の評価が適正に行われるよう、上述の「自己評価」、「教員間のピア評価」、「学生による評価」、「社会的評価」の各評価を基本として具体的な案の作成を行う必要がある。

6　研究活動と研究環境

本学の創設以来、教育研究理念として継承されてきた「学の実化」をまさしく体現するために、法律学・政治学の側面における現実社会に生起する諸問題に対して本質的解決を目標とした研究活動が行われている。こうした研究活動の成果は、一方では法律学並びに政治学を学ぶ学生に、たとえばリーガルマインドの養成や政治学に対する基礎的知識の涵養と課題解決への指針を提示しつつ、他方では審議会委員などの立場で公共団体へ参画することにより、あるいは講演などの形で啓蒙活動等を行うことにより、社会への還元に役立っている。また、2004 年度からは、大学院法務研究科（法科大学院）の専任教員も、以下で述べる関西大学法学会の構成メンバーとして、研究成果を発表している。そして、こうした研究活動の質と量の両面において、従来以上の向上を果たすことが、近年、研究職に従事する者に課せられた責務となっていることは言うまでもない。こうした課題に応えるべく、以下において、研究活動とその環境に関する現状と評価を明らかにしておく。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　論文等研究成果の発表状況

（ア）法学論集

法学部、政策創造学部及び大学院法務研究科（法科大学院）専任教員、大学院・学部学生及び卒業生などを会員とする学術団体である「関西大学法学会」は、その主要な活動の一つとして、年 6 回『関西大学法学論集』を発行している。同論集の編集は、専任教員 5 名程度によって構成される法学論集編集委員会によって行われており、執筆を希望する専任教員は、編集委員会に年間の執筆予定をあらかじめ提出し、論文を投稿する。ただし、専任教員の予定外の投稿についても、掲載ページ数に余裕がある場合には、編集委員会において調整した上で、掲載している。なお、法学部、政策創造学部及び法科大学院の非常勤講師、助手、あるいは大学院博士課程後期課程の学生には、法学会主催の研究会またはそれと同等以上の水準を有する公開の研究会において報告する義務を課し、その評価にもとづいて掲載の許可・不許可が決められている。

『関西大学法学論集』の 2005 年度及び 2006 年度の掲載・執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-法-11

年度（巻）	号	掲載論文数		法学部専任教員執筆論文数	
2005 年度（第 55 巻）	1	8	49	6	38
	2	6		5	
	3	11		7	
	4・5	16		14	
	6	8		6	
2006 年度（第 56 巻）	1	8	40	5	28
	2・3	11		7	
	4	9		6	
	5・6	12		10	

（イ）欧文紀要

法学部は、欧文紀要である *Kansai University Review of Law and Politics* を年 1 回発行している。編集には、学部専任教員 3 名によって構成される欧文紀要編集委員会があたっており、学部専任教員及び学部招聘研究者の欧文論文が掲載されている。

Kansai University Review of Law and Politics の 2005 年度及び 2006 年度の掲載・執筆状況は以下のとおりである。

表Ⅱ-法-12

年度（号）	掲載論文数	法学部専任教員執筆論文数
2005 年度（第 26 号）	5	1
2006 年度（第 27 号）	6	2

（ウ）その他を含む研究業績

法学部専任教員によるその他の論文・著書をも含めた研究業績の発表について、本学の学術情報データベースによって集約すれば、以下のようになる。

表Ⅱ-法-13　法学部研究成果状況

区分	合計	その他	解説	学会発表	研究報告	口頭発表	講演	雑誌連載	書評	著書	調査報告	判例研究	判例批評	翻訳	論文
2005	62	16	2	4	0	0	4	0	1	10	0	3	4	1	16
2006	32	3	2	0	0	0	2	0	2	5	0	0	1	0	17

イ　国内外の学会での活動状況

国際会議、国内外学会への参加、本学における学会開催等の状況は、2006 年度に申請・報告があった範囲内で、国外での学会参加が 16 件、国内での学会参加が 39 件、本学における学会・シンポジウム開催は 0 件であった。

ウ　研究助成

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況は『データブック 2007』〔P195（3）研究費（2006 年度)〕に示しているとおりである。

【長所】

研究成果の発表及び研究助成受給状況からみて、法学部専任教員の研究活動は活発に行われているということができる。また、その研究成果が、多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていることは、専任教員のうち相当数が学会賞などの受賞経験を有していること、また、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されているものが多数にのぼることにも表れている。

【問題点】

「第 5 章　教員組織」の項でも述べたとおり、研究活動については、その業績を自らの責任において、大学の学術情報データベースに掲載することになっていることから、これが更新されていない場合、正確な把握ができない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員個々の研究活動が結果として示されるだけでなく、これが社会への還元に具体的にどう繋がっているか等をも示す方策を考える必要があるが、先に述べたとおり、本事項の方策を考えるにあたり、研究者としての義務という領域を超えた「管理」となってはならないことから、慎重に検討を進める必要がある。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

個人研究費、研究旅費の運用については、研究支援課にて全学の一元管理をしており、詳細は、別途、説

明している。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

学部に設置されている教育・研究支援委員会が、研究個室の専任教員への割り当て、共同研究室や特別研究室の使途等について調整・決定している。現在、法学部では、全専任教員が研究個室を有しており、個室率は 100%である。合同研究室が 2 室あり、専門分野各パートの研究会ほか、上記「関西大学法学会」の活動や、会議のために有効に用いている。

ウ　教員の研究時間及び研修機会を確保させる方途の適切性

在外研究員（学術・調査）、国内研究員、研修員については、法学部では、2 年制専門演習を担当する関係から、原則として 2 年前から応募者を募り、教授会で推薦し、前年に決定するという手続きをとっている。応募人数を超える応募者が競合し、学部執行部での調整を必要とする年度もあるが、2005 年度は、在外研究員（調査）2 名、研修員 2 名で、2006 年度は、在外研究員（学術）2 名、在外研究員（調査）1 名、研修員 1 名という状況であり、概ね、有効に活用されていると言える。

エ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学外では、科学研究費補助金の法学部としての申請及び採択件数が、他学部と比較しても少ないと言わざるを得ない状況である。また、学内研究費制度についても、『データブック 2007』〔P199 イ 学内の研究費補助〕のとおり助成を受けていない。

【長所】

個人研究費・研究旅費、個人研究室、在外及び国内の研究員・研修員制度、学内外の共同研究費など、研究力の向上や研究成果の充実をはかるための研究環境は、全体としてよく整備されている。

研究員・研修員制度については、受け入れ機関の事情や、専門分野によっては研究・研修期間中に授業科目を代わって担当する非常勤講師を見つけにくいといった事情、また、本人や家族に突発した不可避的な事情のために、やむを得ず利用されない年度もある。しかし、この制度は、授業時間数の超過や教学上の各種委員会委員の担当などにより減殺された研究時間を、専任教員に研究・調査専念義務を課すことにより回復させようとする貴重な制度であるので、学部全体としての長期的な計画のもと、可能な限り有効・適切に利用していく必要があろう。

【問題点】

前述の「共同研究」にかかる補助費や研究費助成金の申請・採択率が非常に低いが、これは、教員個々の研究に対する問題ではなく、研究環境の根本的問題としての教育環境の劣化が大きく影響しているといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

上記の問題点に対処していくことが、さらなる研究が可能な環境を整えることに繋がる。具体的には、現在、施設・設備の改善（1 号館の建替え他）等ハード面の措置、法学部教育理念を実践するための教育課程の改革（学科統合、カリキュラム改革）等ソフト面の措置の両方を進めているが、これが完了することで教員の研究活動の基盤ができる。

7　施設・設備等

本学部では、人権の確立と尊重を教育理念として、リーガルマインドの育成、及びグローバルな視野と幅広い知識をもった人材の育成を教育目標として掲げている。本学部は、そうした教育指導上の効果が十分発

揮される施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

(1) 学舎と研究棟

【現状の説明】

法学部は、文学部及び政策創造学部と共用で千里山キャンパス第1学舎を使用している。

ア　学舎

第1学舎1号館は、1955年に竣工し、まだ耐用年数に達していないものの、かなり老朽化していたため、現在全面的に建替え中である。2008年4月竣工で、講演会や学部行事に使用できる約1,000名収容の大教室を含め、中規模教室が7室、実験実習・語学系教室の設置も予定しており、関連施設として、食堂・喫茶、教務センター第1学舎オフィス、学部長室及び会議室等を予定している。

2号館には、収容人員401名から495名の大教室が5室配置している。すべての教室に、ビデオ・教材提示装置を設置しており、プレゼンテーションソフト等を使用した講義が可能である。なお、各教室には、車椅子設置場所を設けている。2号館の教室利用率は、常に80%を超えている。

3号館には、収容人員62名の小教室が10室、LL教室及びAV教室を各2室設けている。3号館には、エレベーターを設置し、隣接する2号館にも車椅子等による移動を可能としている。

4号館は、1992年に竣工した建物であり、情報関連設備・施設を完備している。収容人員36名の教室が43室、45～46名の教室が7室、54名の教室が2室及び61名の教室が11室あり、主として、語学教育やゼミに使用している。

特筆すべきは、収容人員22名の特別ゼミ教室が11室あり、法学部学生のディベートの場として提供している。他に法学部専用のスペースとして、法情報演習室A（29名）、法情報演習室B（8名）、法情報演習室C（50名）、教材開発室（20名）及び法廷教室（35名）を配置している。

5号館は、2007年度に竣工した第1学舎では最新の建物で、延床面積9,452㎡の6階建、大教室1室を含む合計17教室を設置しており、情報処理教室も4室設置している。この建物は、政策創造学部が主として使用することを前提として、関連施設として政策創造学部長室、会議室、多目的室等を備えている。

法学部専用のスペースである4号館の特別ゼミ教室は、授業には使用せず、各ゼミ単位での占用使用を認めているが、その他の時間は、学生の申出による自由使用としている。

なお、情報処理教室の使用状況は、前述のとおりであるが、情報処理教室は、授業としての演習（週3日程度）とオープン利用の双方で使用している。

イ　研究棟

法学部の研究室は、法文研究室1号棟・2号棟・3号棟にある。1号棟は、4階部分9室を個人研究室と法学会に、2号棟は、4・5階部分15室を個人研究室と合同研究室に、6階部分を資料室に使用している。3号棟は、4・5階部分23室を個人研究室と合同研究室に使用している。

資料室は、566㎡の広さがあり、図書資料・情報資料の収集・管理を行っている。利用者は、主として、教員と大学院生である。所蔵図書は27,009冊で、うち2,157冊が洋図書である。加えて1,010種の雑誌を継続的に収集、保有しており、うち47種が洋雑誌となっている。また、資料室内にコンピュータとコピー機を設置し、教員及び大学院生の利用に供している。

(2) 情報処理機器等の整備

法学部においては、情報処理関連科目として、「法学情報処理論」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」等3科目が開

設されており、そのために必要なパソコンを情報演習室に 90 台設置している。
なお、第 1 学舎のビデオ装置設置教室数は 81 室で、設置率は 67.5%である。

【長所】

法学部の教育研究に必要な施設・設備は、充実しており、各種の授業・演習の実施及び教員の研究遂行が効果的に行える状況にある、といいうる。また、情報処理機器等の整備も、3 年に 1 回更新しており、着実に進んでいる。

【問題点】

第 1 学舎の法学部使用率は、特定の時間帯及び教室について高くなり、逼迫状態が生じている。また、第 1 学舎を文学部及び政策創造学部と共用しているため、この問題は、法学部独自に解決が困難な状況にある。

次に、第 1 学舎には、耐用年数に達するまでかなりの時間的余裕があるとはいえ、かなり老朽化した部分が残されており、照明設備及び音響設備の不備やバリアフリーの対応の遅れもみられる。AV 機器及び情報処理機器は、現在の需要を満たしているといいうるが、より一層の充実を目指して設備の刷新が必要になるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設・設備の改善は、2008 年 3 月竣工の新 1 号館及び 2008 年 9 月竣工の総合研究室棟をもって完了となるが、法学部としての教育・研究環境の整備という点では、現行の資料室を拡充した「法政研究センター」の設置を主として、今後も、さらに充実していくことが必要な状況にあり、これらの実現化に向けて努力を続けなければならない。

8　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

法学部長のもとに執行部を組織し、その指揮のもとに最高意思決定機関としての教授会を置いている。学部には 11 の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議を行い、また、日常的な学部業務を担当している。

ア　教授会

法学部教授会の構成は、権限及び運営について必要な事項は、「関西大学法学部教授会規程」に定めている。教授会は専任の教授、准教授、専任講師及び助手をもって構成する。

教授会の審議事項は、学部長の選出、教員の任用及び昇任等の人事案件、教育課程、入学試験等多岐にわたる。特に規定のある場合を除き教授会の議決は全会一致を慣例としており、合意にいたるまで十分に議論を重ねている。

イ　執行部

教授会の運営は、学部長、副学部長 2 名（内、副学部長 1 名は法学研究科を担当する）、教学主任 2 名、入試主任、学生相談主事、学生主任からなる執行部（8 名）があたっている。執行部は執行部会を開催し、教授会事項、学部運営に関わる事項について審議を行っている。

ウ　各種委員会

法学部には、人事委員会、教学体制委員会、学部自己点検・評価委員会、オリエンテーション委員会、

ACCESS 委員会、情報処理委員会、人権問題委員会、学生生活委員会、図書選定委員会、教育・研究支援委員会、欧文紀要編集委員会を設置しており、各委員会は執行部との連携をとりながら運営している。

11 の委員会のうち、学部長から付議された事項について専門的に協議する機関は、主に人事委員会と教学体制委員会である。

活動の概要は次のとおりである。

（ア）人事委員会：教員の任用、昇任、定年延長、その他人事に関する事項を審議する。

（イ）教学体制委員会：カリキュラム、入学試験、その他教学に関する事項を審議する。

他の機関も専門的に協議するが、学部長から付議される事項が人事案件と教育課程といった学部運営にとって根幹にかかわる内容であるため、この 2 機関を取り上げた。

両機関とも法律学科と政治学科を専門分野ごとにわけた「パート」（基礎法学、公法、国際法、刑事法、民法、商法、民事訴訟法、労働法、政治学）の運営単位から委員を選出している。

人事委員会の構成員は、規定にはないが、代理出席は認めていない。一方の教学体制委員会の構成員は、資格に制限はなく、代理出席を認めている。

【長所】

教授会で審議される案件の多くは、人事案件を除き、執行部会で事前に話し合われ、提案主旨を明確にし、問題となる点などの分析、論点を整理し、審議に耐える内容までに詰められる。

教育課程や入試制度に関わることで、改正や変更などを行う場合、教授会までに教学体制委員会で審議する。教学体制委員会で審議する前には、執行部会で方針を定めるなどの所作を行う。

このように、構成員の意思が尊重され、民主的な運営がなされている。

【問題点】

意思の尊重が重視され、民主的な運営をすることは、裏腹の問題として、関係者にとり多くの労力がさかれ、また多くの時間が費やさねばならないことをしばしば意味する。

昨今のスピードが求められる意思決定は、教育研究の場にも押し寄せ、現状の意思決定システムや方法の見直しを迫られている状況にあることを認識せざるを得ない。

とりわけ学部構成員が全員出席する教授会での議事進行、審議方法については、常に改革が求められる課題である。最近、比較的既在職期間の短い構成員が増えたため、議案説明には、経緯等にも触れる必要が生じており、実質的な改善に向けての課題がさらに増えた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教授会及び各種委員会で審議されなければならない案件の多くは、前述したように、執行部会において、かなり内容を整備して提議する。また、議案の説明を補う資料も数多く作成し、準備を整えている。

それに関わる労力・コスト（特に時間）をできるだけ少なくするためにも、各種委員会の付議案件の見直しや、運営組織の基本的な再構築を検討すべき時期にきているといえる。

また、資料やデータの分析を行い、政策決定に関わる提言を行うことができる作業部会のような組織を設けるなどの必要があろう。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

法学部長は、教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦、教学主任、入試主任、学生主任、学生相談主事の任命権限を有するが、教授会構成員は教授会開催を要求する権利（前述）を有し、また学部長の提案に教授会の議決をもって賛否を表明する機会を有しており、学部長の権限には十分な牽制が加わっている。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等

に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

法学部長の選任は「学部長の任命及び任期に関する規程」（1962 年 3 月 14 日制定）に従い、学長が教授会の選挙を経て理事会に推薦し、理事会がこれを任命する。任期は 2 年であるが、再任は妨げない。教授会における法学部長の選任手続きは、「法学部長選挙規程」（1994 年 7 年 13 日制定）が以下のとおり定めている。

（ア）法学部長の被選挙権を有する者は法学部所属の専任教授であり、選挙日において次に該当する者を除く。

a　在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者で、学部長任期開始日において研究・研修・留学期間が満了しない者

b　休職を命ぜられている者で、学部長任期開始日において休職期間が満了しない者

c　療養休務を命ぜられている者

（イ）法学部長の選挙権を有する者は、法学部所属の専任教授、准教授、専任講師及び助手であり、選挙日において次に該当する者を除く。

a　在外研究員、国内研究員、研修員又は外国留学者

b　療養休務又は休職を命ぜられている者

（ウ）第一次投票は 2 名連記、無記名投票により行い、その得票者を学部長候補者とする。第二次投票は学部長候補者の中から単記、無記名投票により行い、投票総数の過半数を得た者を学部長当選者とする。第二次投票において過半数の得票者がなかった場合は、第二次投票における得票者の得票を上位から順次加算して、投票総数の過半数に達するまでの得票者について第三次投票を行う。第三次投票によっても過半数の得票者が得られない場合は、同様に順次投票を繰り返すことにより当選者を決定する。第二次以降の投票において、2 名の候補者がおのおの投票総数の半数を得た場合は、抽選により当選者を決定する。

（エ）法学部長選挙の実施・管理の事務を行うため、学部長、副学部長及び教務センターグループ長で構成される選挙管理委員会を設ける。選挙管理委員会は、投票及び開票の管理、立会人の指名、投票結果の報告等、法学部長選挙に関する一切の事務を執行する。

【長所】

法学部では、規程・規則・内規として学部長の選出手続きと権限を定めているだけでなく、役職者の公正な権限行使を保障する仕組みも組み込んでいる。「法学部長選挙規程」による法学部長の選任手続きについても、適切であり、妥当といえる。

【問題点】

教育研究以外に学部内外の各種委員会活動など、行政に関わる業務負担が年々増える傾向にあり、法科大学院及び政策創造学部の開設以降、さらに拍車をかけている。もはや、これ以上の業務を処理することは限界に近づいている状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部・大学行政にかかる負担の見直しや、大学院の授業担当時間数も視野に入れた検討を緊急に行う必要があり、執行部、教授会において、学科統合後の検証や関係機関（法科大学院、政策創造学部）との連携をさらに推進し、必要に応じて、教学の問題として提起していく必要がある。

9　自己点検・評価

法学部では、1994 年以来、独自の自己点検・評価委員会を置いて、学部事項について点検・評価活動を行っている。

【現状の説明】

ア　委員会の構成

関西大学法学部自己点検・評価委員会（以下、「学部委員会」という。）は、1994 年 1 月 28 日に制定された学部委員会規程に従って、副学部長（規程制定当時は「学部長代理」）、教授会において選任された専任教育職員 7 名、グループ長（制定当時は「事務長」）によって構成し（学部委員会規程第 3 条）、任期は 2 年である（同第 6 条）。委員の再任は禁じていたが、初任委員のみで学部委員会を構成することが困難となった 2003 年度からは、再任禁止規定を削除している。学部委員会には委員長及び副委員長を置かねばならないが（同第 6 条）、委員長には副学部長を、副委員長には関西大学自己点検・評価委員会（以下、「全学委員会」という。）委員を充てることを慣例としている。

イ　点検・評価項目、報告書

学部委員会は、学部委員会規程第 9 条第 1 項に基づき、1996 年度から、隔年に、自己点検・評価の結果について報告書である『関西大学法学部自己点検・評価報告書』（以下、「学部報告書」という。）を作成し、法学部長に提出してきた。そして、同条第 2 項に基づき、この報告書は、学部長が意見を付し、教授会の議を経たのち印刷・公表され、2004 年度までに 5 号を数えた。

4 号までの点検・評価項目は、学部独自に設定し、常時見直し、再編を行ってきたものであるが、学部報告書 2004 年度（第 5 号）では、『関西大学『学の実化』Vol.5　No.3 自己点検・評価報告書 2001（平成 13）年度 2002（平成 14）年度』（2004 年 3 月 1 日発行）（以下、「全学報告書」という。）所収の「法学部」部分（183～243 ページ）における自己点検・評価項目をほぼ全面的に踏襲した。その理由は、全学的に総合的・統一的な報告書を編集することが全学委員会によって決定されたこと、且つ、その決定の時点では、学部報告書 5 号の編集は学部委員会規程により義務づけられており、且つ予算措置も執られていたことにある。

全学委員会は、2002 年 11 月の学校教育法改正によって 2004 年 4 月より第三者評価が義務づけられたことを受け、各学部、機関独自に報告書をとりまとめるという従来の方針を変更し、財団法人大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させたパイロット版として、学内諸機関すべてを網羅した総合的・統一的な自己点検・評価報告書『学の実化』を編集することを決定し、学内諸機関に協力を要請した。具体的には、学内諸機関（各学部・機構等における自己点検・評価委員会）が、全学委員会と連携しつつ、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠した報告書原稿を作成し、最終的に、全学委員会がこれをバインダー方式でとりまとめ全学報告書とすることになったのである。

全学委員会からの要請を受け、法学部では、学部委員会が、大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準拠させた項目（基本的に全学部・機構に共通）に基づいて全学報告書用の法学部原稿を作成した。これに、全学報告書には含まれていない授業科目合格率一覧表等を加えて学部報告書 2004 年度（第 5 号）を作成し所定の手続きを経て、印刷・公表した。

しかし、この方式を今後も継続する以上、学部報告書と全学報告書とは内容的にほぼ重複することになるため、とりあえず、学部委員会規程第 9 条 1 項を改正し、2005 年度より、学部報告書を隔年に刊行する必要をなくした。

【長所】

自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは上記のように整備・見直しを重ねて、より効率的に機能する方向に漸次改善され、且つ十分な成果を上げている。学部における教育・研究水準を向上させるた

めに、組織・活動についての点検・評価は不断に行われている。また、作成された自己点検・評価報告書はさまざまな形で広く社会に公表されており、客観性・妥当性を確保している。

これまでに作成された学部報告書は、全国の国公私立大学法学部をはじめ、日本弁護士連合会、大阪弁護士会、大阪高等裁判所、大阪地方裁判所、大阪高等検察庁、法務省大臣官房司法法制部、文部科学省高等教育局などに送付している。また、全学報告書は、これを基に作成され大学基準協会による相互評価に際して提出された点検評価報告書の形でWeb上でも公開している。報告書が指摘する問題点については、教学体制委員会、教授会などで審議の対象とし、改善を図るべく検討を進めている。

【問題点】

全学報告書の学部部分の内容と学部報告書の内容は重複しているが、学部報告書にしかない内容も維持していることから、今後この内容の取扱いについて、早急に結論を出す必要がある。また、学部固有の外部評価制度は未だ導入していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部報告書と全学報告書との現在の関係に鑑みれば、将来的には学部報告書を廃止していくべきであると考えられる。既述のように、学部報告書の隔年刊行制度は廃止したが、学部報告書中の全学報告書にはない情報（授業科目合格率一覧表）の扱いは未だ決定していない。全学報告書に組み込むべきか、別途独自刊行物として公表すべきかの検討・判断を、できるだけすみやかに行う。

法　学　研　究　科

第Ⅱ編　法学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 343

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 344
(1) 教育課程等　〈344〉
(2) 教育方法等　〈348〉
(3) 学位授与・課程修了の認定　〈349〉

3　国際交流 …… 351
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈351〉

4　学生の受け入れ …… 352
(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈352〉
(2) 門戸開放　〈354〉
(3) 科目等履修生等　〈354〉
(4) 定員管理　〈354〉

5　教員組織 …… 355
(1) 教員組織　〈355〉
(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈357〉
(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈357〉

6　研究活動と研究環境 …… 358

7　施設・設備等 …… 358

8　管理運営 …… 359
(1) 法学研究科の教学上の管理運営組織の内容　〈359〉
(2) 法学研究科委員会と法学部教授会との間の相互関係　〈359〉
(3) 法学研究科長の選任手続きについて　〈359〉

9　自己点検・評価 …… 360

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

法学研究科は、関西大学の学是である、学理と実際との調和をめざす「学の実化」を、大学院教育において現代的に展開することを追求し、情報化・国際化の流れに対応する「社会に開かれた知の拠点」としての大学院の一翼を担うことを目指している。また、もちろん本研究科は、学校教育法の「大学院は、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする」(65 条) との規定を踏まえ、法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した教育研究の推進と優秀な人材を育成することも理念・目標としている。

本研究科は、こうした理念を発展させ、近年の大学院教育をめぐる情勢の変化や、新たな社会的要請にこたえるため、2003 年度から組織の抜本的な改革の検討に着手し、2005 年度から新組織による大学院教育を実施することになった。まず博士課程の前期・後期課程とも、従来の 2 専攻を廃止して、法学・政治学専攻に統合し、そして前期課程には、新たに法政研究、企業法務及び公共政策の 3 コースを設置した。

前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。

企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専門職コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は行政書士、国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。いずれのコースも、より実務に即した専門教育を行い、原則として前期課程で修了する。

以上のような、理念・目的・教育目標は大学院 Information、ホームページ及び説明会を通じて、関係者のみならず広く社会一般に周知をはかっている。

【長所と問題点】

法政研究コースに関しては、法学・政治学の最近の研究動向に対応して研究者養成機能をさらに強化するため、開設科目の見直しや履修制限の緩和など、柔軟かつ発展的な履修を可能とする措置を講じた。研究者養成は、政治学部門及び基礎法部門については、従来通り、本研究科の博士課程前期課程を経て後期課程に進むのが主要な養成ルートであるが、実定法科目については、法科大学院を経て本研究科の後期課程に進むルートと、本研究科の前期課程から後期課程に進むルートの複線型の養成が行われることとなる。これに合わせて、2006 年度入試より博士課程後期課程の入学者選考のあり方にも変更が加えられた。

専門職コースを再編し、高度専門職業人を養成する機能の拡充・強化を行った。法学研究科は博士課程前期課程修了者の進路の把握にもとづき、企業法務コースと公共政策コースの 2 コースを設置し、それぞれのコースに応じた新カリキュラムを編成し、従来の指導教授制も部分的に修正し各コースの目的に応じた教育研究体制を整えた。また、こうした専門職コースの再編には、社会人のリカレント教育の推進も含まれており、社会人の修学を容易にすることを主たる目的として、長期（3 年）在学制度を導入した。

新たに法務研究科（法科大学院）の設置により、実定法科目の研究者養成機能が法学研究科から法務研究科にある程度移行するという意見があるが、研究者養成に関して両研究科の機能分担が明確に定められたわけではない。また専門職コースに関しても、進路別の再編成が不徹底に終わり、専攻の編成やコースの細分化に不十分な点が見られる。社会人の受け入れ体制についても、夜間開講の授業科目が少ない等充分な整備がなされなかった。

しかし、総じて、法学研究科の教育課程や組織体制は、本学の学是である「学の実化」を大学院教育において現代的に展開し、学校教育法 65 条所定の大学院の設置目的を実現することに十分に貢献しうるものであると自負している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

実定法科目の研究者養成については、今後、法科大学院を経て本研究科の後期課程に進むルートが益々重要になって来ると考えられるが。これに合わせて、法科大学院修了後新司法試験に合格した者について博士課程後期課程の入学者選考のあり方が見直されなくてはならない。

高度職業人の要請を目指す専門職コースに関しては、博士課程前期課程の新たなカリキュラムの検証を行う必要がある。その結果、さらにカリキュラムを再編し、税理士等の資格取得を目指す者のために特別の教育プログラムを提供することや、税務コースという新しいコースを設けること等も考えられる。また、公務員養成機能を強化するために、公共政策コースを法学・政治学専攻から独立させ、公共政策専攻（仮称）を設けることも検討したい。

法科大学院との役割分化の要請には、上述のように、本研究科の博士前期課程を、公法専攻と私法専攻の2専攻制から、現在の1専攻3コース制へ改変したことにより（2004年4月より実施）、対処し得たと考えている。なお法科大学院との重複・競合部分があるかどうかに関しては、今後、法科大学院修了者の進路動向（法曹に限定されないことが予想される）を調査し、その結果を踏まえて、現在の1専攻3コース制の見直しを行いたい。

社会人の受け入れ体制の整備のために、社会人を受け入れている本研究科博士前期課程の企業法務コース及び公共政策コースの基本科目及び関連科目について、入学生のニーズに合わせて、隔年ごとにその半数づつ、月曜から金曜の6限及び7限、または土曜日に開講する可能性を検討する。現在社会人は、博士前期課程の企業法務コースと公共政策コースに限定して受け入れているが、博士前期課程の法政研究コース及び博士後期課程への社会人の進学のニーズがあるかどうかを調査検証し、その結果に応じて、社会人の受け入れの可否を判断したい。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するに適切な教育内容・方法を備えている。かっては研究者養成が大きな柱となっていたが、2005 年度のカリキュラム改革により、法曹を除く各種の法学系高度専門職業人養成という目標が具体的な形で設定された。

(1) 教育課程等

ア　法学研究科の教育課程

【現状の説明】

2004 年度からの法科大学院の設置にともない、2005 年度から新制度が行われている。そこでは従来の公法学・私法学の2専攻を法学・政治学の1専攻に統合し、前期課程を法政研究・企業法務・公共政策の3コースに分割した。

法政研究コース（研究者養成コース）は、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とし、原則として後期課程への進学を予定する。本コースは、大学院設置基準第4条第1項の「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的としている。

企業法務コースは、司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、公共政策コースは、行政書士、国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、ジャーナリスト志望者なども対象とする。後二者のコースはいずれも、大学院設

置基準第3条1項の「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的」とする、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースであり、より実務に即した専門教育を行い、原則として前期課程で修了する（企業法務コースと公共政策コースを、「専門職コース」と呼称する）。

博士課程後期課程についても専攻は統合したがコース分けは行わず、全体を従来通り研究者養成コースと位置づけている。なお、2004 年度以前入学者については、公法学、私法学の各専攻について、研究者養成コース（A コース）と職業人養成コース（B コース：専門職コース）があった。

「第5章　教員組織」に詳述のとおり、学部教育担当の教員が大学院教育を担当することが原則とされており、大学院教育は学部教育を基礎として、それを発展させ高度化するものである。各担当者は、学部で実施した授業内容を学生が理解していることを前提にして、大学院の授業を組み立てることができる。

研究者養成コースは5年間一貫教育であるが、後期課程への進学のためには進学試験を経ることが必要である。学生は、指導教員の下で、毎学年演習を受講することが必要であり、かつ、この演習は原則として当該教員を指導者とする学生のみが受講できるというシステムになっており、同一教員のもとでの一貫した少人数教育が行われている。

なお、専門職コースの学生は、2 年間の教育を終了すると卒業していくのが原則であるが、後期課程に進学することを望む学生もいる。後者については、語学試験にも合格すれば後期課程への進学が認められている。

前期課程に入学した学生の全員が自動的に後期課程に進学できるわけではない。進学の際の重要な評価資料は修士論文であり、その完成のために2年を超える期間を要する者もいる。そのため、前期課程入学から博士の学位の授与まで5年を超える年数がかかる場合がある。後期課程進学を予定しない者の修士論文については「リサーチ・ペーパー」として別段の作成指導方法を採っているが、後期課程進学予定者については、研究者としての基礎能力養成という観点から指導が行われるために生じる問題でもある（2007 年度より従来の修士論文を修士論文Aとし、リーサーチ・ペーパーを修士論文Bとする名称変更を行った）。

2005 年度から、一定の要件の下で学部 4 年生（本学に 3 年以上在学した者）が大学院の授業を履修することを許可し、大学院博士前期課程進学後履修科目について単位認定（12 単位が限度）を行うことができる学部と大学院との一貫教育システムが導入された（大学院学則 73 条の 3）。これは、優秀な学部生に法学研究科の設置科目の履修を許可して、早期からより高度の学問的経験を積ませ、博士前期課程を1年で修了できる（学部と合わせて5年間で修士の学位が取得できる）ようにするための制度である。

【点検・評価】

従来、研究者養成コースでは、外国語の専門的な文献の講読が必要とされていたのに対し、専門職コースの学生は、卒業後日本で実務活動を行うことが想定されており、外国語の文献の講読を必ずしも必要としないので、双方のコースの学生が同一授業に混在することは適当でない場合があった。新コース制の設置によりこの問題の解決は緒についたが、なお試行錯誤による解決策のさらなる具体化が必要である。

学部教育との連携については、法学部出身者の場合、特に問題はないが、ただ、法学部以外の出身者も若干はおり、その者と法学部出身者とが混在する場合には教育上の配慮が必要となる。原則として法学部出身者にあわせて授業を行いつつ、法学部出身者以外の者が授業についていくことができるように参考書等を指示して、自習を推奨・促進する等の個別対応がなされている。また、法学研究科の教育は、どの授業も少人数教育であり、教員との対話の中で学生は学部で身に付けた能力を高度化することができる。

研究者養成コースにおける一貫教育（博士前期課程と後期課程との連続性）は、正常に機能している。ただ、今後、実定法の研究者については、法科大学院を修了し新司法試験に合格後、博士後期課程に進む経路が考えられる。これらの法科大学院出身者について、博士後期課程での教育との一貫性を、どのように確保するかが大きな課題となる。特に、比較法・外国法の教育に、かなりの困難が予想されるので、十分な対策の検討が必要である。

修士論文が 2 年で作成できず、5 年以内で博士号を取得できない者がいる上記の現状は好ましいものでは

ない。今後は5年以内で博士号を修得できるように、教育プロセスを改善すべく法学研究科執行部において検討している。

前記の学部4年次生に大学院の科目の履修を許可するシステムには、応募者が少なく、制度の十分な利用がなされているとはいえない（2006年度は、応募者7名であり、2007年度は2名である）。この制度の利用を促進する方法を充分検討しなければならない。

イ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学大学院は、大学院学則第 74 条により交流研究生の制度を設けている。この制度を基礎にして、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の大学院と単位互換を積極的に進める方針がとられており（「単位互換コンソーシアム」とも呼ばれている）、毎年少人数ながら、単位互換がなされている。本研究科では2005年度他大学院への送り出しが 4 名、他大学院からの受け入れが 1 名、2006 年度は送り出しが 2 名、受け入れは0名となっている。

【点検・評価】

単位互換の実例が少ないのは、大学間の距離が離れていることもあって、やむを得ない。他大学院への送り出しの方が多い理由は、設置科目の内容や異同等によるものと推測されるが、実際の所は不明である。四大学単位互換制度の改善策としては、本学不開講科目が他大学にあれば、これをピックアップして PR、推奨する等の広報活動を積極化することが考えられる。

ウ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生は、一般学生と同等に扱われているが、会社に勤務しながら受講する者については、他の受講者の意向を聞きながら、可能な場合には、授業時間帯を変更する等の措置が各教員の裁量でとられることがある。外国人留学生への配慮は、指導教授の裁量にゆだねられている。留学生の中には、日本語に慣れていない者もおり、その者については英語での指導が多くなる。一般の授業においても、日本人学生に刺激を与える意味も兼ねて、英語で授業を行うことがある。

【点検・評価】

社会人については、交通の便のよい大阪駅周辺にサテライト教室を設けて授業を行うことも考えられる。また、今後インターネットのブロードバンド化が進めば、インターネットを通じての対面授業も可能となり、社会人学生の負担も軽減される。こうした配慮の余地があるとはいえ、コストの問題等を考慮すると、現状の授業形式と比較して一長一短がある。前記のように、社会人の勤務時間に合わせて、授業の開講時間帯の工夫をするのが、最良の策であるが、教員の負担が重い現状に鑑み十分な検討が必要である。

エ　研究指導等

【現状の説明】

カリキュラムの趣旨・内容は、募集要項並びにホームページ等に記載されて公開されている。全容は、「大学院学則別表（第13条関係）1　法学研究科」に記載のとおりである。要点を述べれば、次のようになる。

原則として法学研究科を構成する各教員について、半期 2 単位講義が 2 科目（年間通算で 4 単位）、1 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目、2 年次用の通年 4 単位の演習が 1 科目置かれている。後期課程及び前期課程法政研究コースについては専修科目制がとられていて、入学願書提出の時点で指導教員（専修科目担当者）を選ぶことになっているが、前期課程の企業法務、公共政策の 2 コースについては専修科目は置かれず、2 年次の修士論文の執筆に際して指導教員を選ぶことになっており、学生は多様な科目群から個別のニーズ

に応じて柔軟に履修計画を立てることができる。

各講義科目は、基本科目、関連科目、展開科目の三つの科目群に区分され、各コースの目標に従ってそれぞれの科目群に異なる科目が配置されている。法政研究コースにおいては全担当教員に対応した基本科目が置かれ、企業法務コースでは、主として民事法系の諸科目が基本科目に、公共政策コースでは、主として政治学・行政系、公法系の諸科目が基本科目に置かれている。関連科目は、それぞれ他コースで基本科目とされているいくつかの科目に外国法、外国文献、専門外国語等の科目を加えたものから構成される科目群である。更に展開科目として、各コースとも現代的諸問題に対応することを旨とした特論科目群が置かれている。法政研究コースにおいては全ての基本科目に演習が設置されているが、企業法務、公共政策の 2 コースにおいては企業法務演習、公共政策演習が選択者の数に応じてそれぞれ一定数ずつ設置されている。

履修方法は、下記のとおりである。

（ア）博士課程前期課程は、法政研究コース（研究者養成コース）、企業法務コース及び公共政策コース（専門職業人養成コース）に分かれる。

a　法政研究コースにおいては、専修科目 12 単位（講義 4 単位、演習 8 単位）、専修科目以外の基本科目 4 単位以上、関連科目 4 単位以上及び展開科目 4 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。

b　企業法務コース及び公共政策コースにおいては、当該コースの基本科目 12 単位以上、関連科目 8 単位以上、展開科目 4 単位以上及び演習科目 4 単位を含めて 36 単位以上を修得しなければならない。

c　他コース配当の講義科目を履修することも認められる。その場合、8 単位を限度として所定の単位数に含めることができる。

（イ）博士課程後期課程においては、専修科目（講義 4 単位、演習 12 単位）を含めて 16 単位以上を修得しなければならない。

（ウ）指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の研究科又は他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

【点検・評価】

設置科目はその総数についても分野の広がりについても充分なものがある。また、2004 年度以前入学者については 2 専攻で専修科目・選択科目の 2 科目群制であったことと比較すると、コース及び科目群の細分化によって各科目がそれぞれのコースにおいて有する重要性の違いがより詳細に示されることになった点において履修指導という観点からも改善があったと評価できる。細分化によって一見、科目選択の自由度は大きく下がったようにも見えるが、他コース配当科目の履修が認められており、展開科目群の新設によって選択肢が広がったことによってほぼ相殺されていると考えられる。

カリキュラム自体は、完成度が高く良くできており、「関大モデル」として他大学に輸出されていると聞く。問題があるとすれば、運用面であり、カリキュラムの内容の周知徹底を図るべく、入学者ガイダンスに際して、かなりの時間を割いて詳細な説明を行っている。また、企業法務コースに関してではあるが、進路別に履修モデルを作成し、「2007 年度入学者のための履修モデル集・Part1（企業法務コース）」にまとめて院生に配布した。この履修モデル集の続編として、公共政策コースのものが作成される予定である。

オ　論文指導・個別的研究指導の適切性

【現状の説明】

各教員の研究指導は、演習の授業時間に行われることを基本としつつ、授業時間外においても活発に行われている。研究指導の一環として、不定期ではあるが、一部の研究領域において、大学院生も参加する共同研究会が開催されている（例えば、基礎法の領域において年 2 ないし 3 回）。また、法学研究科の院生に加えて法科大学院の教員も参加する研究会を定期的に開催している分野もある。

【点検・評価】

研究指導は、各教員の大幅な自由裁量にゆだねられており、その検証のための特別な措置は講ぜられていないが、修士論文の審査は3名の教員によってなされるので、客観性が担保されていると考えられる。

また、一部の研究領域において実施されている大学院生参加の共同研究会は、大学院生が相互に刺激を与え合うのに有益であり、法学研究科全体に普及することが望ましい。なお、研究指導の適切さの検証は、授業評価や公開授業等のFD活動を通じて行われる面も大きい（この点は後述）。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

教育効果の測定方法としては、学生に対するアンケート調査、修士論文の執筆状況、就職状況及び各種資格試験の合格状況から測定することができよう。アンケート調査は 2004 年度秋学期から実施している。修士論文は、提出期限内に書き上げて提出する者が多いが、若干の者が資格試験の受験を優先させて、執筆を1 年遅らせることがある。研究者として他大学に採用された者は、最近 12 年間に 8 名いる。2007 年度も 1 名採用された。本学に採用された者は、比較的多い。特に 2003 年度は、法科大学院の設立等の影響で、一度に3名採用されている。本研究科出身者が本学に採用された後他大学に移籍したケースは、最近5年間で3回を数える。法学研究科に在籍中に司法試験に合格した者の数は、最近6年間で、4名である。

イ　成績評価

授業科目を履修した者に対しては、学期末に試験を行うのが本則であるが、少人数の授業では、学生に頻繁に研究報告をさせており、これをもって学期末試験に代えることができ（大学院学則第20条）、そうしている場合もある。成績は、各授業科目ごとに決定し、点数をもって表示し、60 点以上を合格とする。なお、学生には素点は開示されず、点数に対応する評語でもって開示されている。その対応関係は、100点～80点が「優」、79点～70点が「良」、69点～60点が「可」である（大学院学則第21条）。

ウ　教育・研究指導の改善

研究科長並びに副学部長による学生相談の機会（オフィス・アワー）が設定されており、学生からの要望は、第一に、ここで受け止められるようになっている。2007 度のオフィス・アワーは、研究科長については火曜日の16時半から17時半、副学部長（研究科担当）は金曜日の18時から19時であり、教務センター授業支援グループ尚文館ステーションが受付窓口となっている。

学生から重要な問題が提起されれば、法学研究科長が法学研究科委員会に報告し、善後策を検討し、必要であれば、問題ごとに調査委員会を設置し、解決にあたることになっている。この調査委員会は、第一次的には法学研究科の教員によって構成されるが、問題の性質によっては別の構成もありうる。なお、教育・研究指導は、教員相互間の会話の主要な話題の一つであり、そこでの意見交換が相互の啓発になっている。

授業内容を紹介する「授業科目概要（シラバス）」を各教員がカリキュラムの趣旨にそって作成している。従来は、一つの授業についての分量は200字ないし300字であったが、2004年度より、Webシラバスを導入し、講義概要、講義計画、成績評価の方法等、詳細なものになった。

エ　FD活動

FD 活動への組織的な取組としては、2004 年度より法学研究科でも、個々の授業について学生による授業評価が行われている。

【点検・評価】

研究者養成の実績は、法科大学院設立に伴う全国的な人事異動の流れの中においてではあるが、近年では決して悪いとは言えない。本研究科の教育システムが円滑に機能していることの証左としてよいであろう。法曹養成に関して実績があまり芳しくないのは、旧司法試験合格者について言えば、大学院での研究と司法試験のための勉強との間に強い相互補完関係があるとはいえず、旧司法試験の合格を目指す学生の多くは、大学院に入学することなく受験勉強に励む者が多いからである。大学院が旧司法試験の受験予備校でない以上、この点はやむを得ない。もっとも、この問題は、法科大学院の修了者を対象とする新司法試験の実施により、解消される。

成績評価の仕方並びに分布の公表の要否などは、今後、大学院全体で検討するのが適当であろう。法学研究科執行部においても検討している。

教育・研究指導については個々の教員の力量に左右される点が多く、今後とも各教員が自己研鑽につとめるべきであり、また、研究科執行部はそれを促す方向で努力すべきであるのは当然であるが、現時点では、上記のように満足すべき成果をあげていると評価できるので、現状以上の努力を傾注して組織的に取り組むべき課題は見当たらない。

少人数の授業であるため、実際の授業参加者の要望に応じて授業内容が変わることはあるとしても、授業内容をより詳しく記したシラバスが必要であった。学生からのより詳細なシラバスの要望にも合理性がある。上記の Web シラバスの提示はこうした要請に応えるものである。シラバスの内容の改善のためには、各研究科の特殊事情に応じた修正の余地を残した全学共通の様式を策定することが最も有効である。

FD 活動については、2004 年度より授業評価アンケートが行われているが、大学院である以上、少人数授業が原則であるので、個々の授業について学部で行われているような授業評価アンケートを充分な匿名性を確保して公正に実施することは困難と思われる。少なくとも自由記述欄については担当教員がその記載者を特定できないように、回収を事務サイドで行う必要がある。また、授業評価アンケートの分析も、研究科ごとだけではなく、大学院全体として集約・分析し、教育環境改善のための検討に活用すべきである。他に、FD 活動としては、公開授業の実施や、オフィスアワーを教員全体について設定することが考えられる。後者については、トラブルの回避等のためにも、ガラス張り等のブースを設けたオフィスアワー専用でなくても学生との面談に用いることができるスペースの設置が望ましい。

(3) 学位授与・課程修了の認定

ア　学位授与の状況

【現状の説明】

修士の学位の授与要件は、①修士課程又は博士課程前期課程に 2 年以上在学すること（ただし、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りる。）、②研究科所定の単位を修得すること、③かつ、必要な研究指導を受けた後、修士論文の審査及び最終試験に合格すること（大学院学則 24 条・26 条）である。

博士の学位の授与要件は、①博士課程に 5 年以上在学すること（ただし、優れた研究業績をあげた者に限り、大学院に 3 年以上在学すれば足りる。この場合、修士課程を修了した者にあっては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。）、②研究科所定の単位を修得すること、③必要な研究指導を受けた後、博士論文の審査及び最終試験に合格することである（大学院学則 25 条・28 条）。

学位授与の実績は、修士が、34（2003 年度）、31（2004 年度）、30（2005 年度）、29（2006 年度）であり、博士は、2003 年度が 1（論文）、2004 年度が 1（論文）、2005 年度が 3（課程 2、論文 1）、2006 年度が 1（論文）である。

【点検・評価】

学位授与の要件は上記のとおり明確な基準が設定されており適正である。問題は、課程博士号取得者がいまだ少ないことである。2001 年に初めて 2 名に課程博士号が授与された。しかし、これは法律学・政治学分野では伝統的に課程博士を授与してこなかったからに過ぎない。課程博士を授与するという慣習が分野全体に定着したのはごく最近のことである。

課程博士号取得者を増加させるには、博士後期課程入学後の早い時期に、3 年間で博士論文を作成することを目標として研究計画書（1 万字程度）の提出を義務づけること等が考えられる。

イ　学位審査

【現状の説明】

修士の学位は、博士課程前期課程を修了した者に対し、法学研究科委員会及び研究科長会議の議を経て、大学が授与する（大学院学則第 26 条、関西大学学位規程 3 条）。博士課程前期課程の修了のためには、修士論文の審査及び最終試験に合格することが必要である。修士論文は、博士課程前期課程に 1 年以上在学し、所定の授業科目のうち、20 単位以上を修得した者が、あらかじめ論文計画を提出し、かつ、外国語の学力に関する認定に合格した後でのみ提出することができる。ただし、研究科委員会が認めたときは、外国語の学力に関する認定を免除することができる（同第 9 条）。外国語の学力認定を免除された場合に提出される修士論文を、慣例上、リサーチペーパーと呼んでいる（2007 年度より、従来の修士論文を修士論文 A，リサーチペーパーを修士論文 B に名称変更することが決まっている）。2007 年 3 月期については、29 本の修士論文のうちリサーチペーパーは 10 本である。

スケジュールは、3 月期修了の場合は、下記のとおりである。

1 年次終了	単位認定
2 年次	
10 月	論文計画提出
11 月上旬	審査委員の決定
1 月中旬	論文提出（学位規程 10 条 2 項）
2 月上旬	授業科目の成績評価書提出
2 月下旬	修士論文審査

審査委員は、指導教員を主査とし、当該論文に関連ある授業科目担任の教員 2 名以上を加えるものとする。修士論文は、広い視野に立った精深な学識と専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を示すに足るものをもって合格とし（学位規程 14 条）、審査委員は、審査の結果を研究科委員会に報告する（同 11 条）。修士の学位に関する最終試験は、論文提出者の研究成果を確認する目的をもって、修士論文審査委員が修士論文を中心として口頭試問の方法によって行う（同 12 条）。筆頭諮問を併せ行うこともできるが実例を見ない。

博士の学位には、課程修了による学位（学位規程 19 条以下）と論文提出による学位（同 30 条以下）とがある。

課程修了による学位は、①本大学院の博士課程の修了を要件とし（大学院学則第 28 条、学位規程 5 条）、②博士課程の修了は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続きを経て提出された博士論文の審査に合格することを要件とする（学位規程 19 条、21 条 1 項・2 項、3 項、22 条、24 条）。

論文提出による学位は、学位規程所定の要件を満たし、所定の手続きを経て学長に提出された学位請求論文が、学力確認等所定の手続きを経て審査に合格したときに授与される（学位規程 30 条 1 項～4 項、31 条、32 条）。

論文審査に付随して、いわゆる公聴会を行うこともできないわけではないが、法学研究科では行われていない。

ウ　標準修業年限未満での修了

大学院学則24条1項ただし書き及び25条1項ただし書きにより、優れた業績を上げた者について短縮が認められているが、実績はない。

【点検・評価】

学位審査の手続きは、厳格性及び公平性を充分確保できるように構成されており、適正であると認められる。また、運用も規程の趣旨に沿って行われている。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

国外への情報発信（研究発表）の機会は制度としては特に設けられておらず、その実績もない。国内に関しては、院生の研究成果を発表する場として、院生協議会の編集にかかる雑誌「法学ジャーナル」があり、その刊行を補助している。また、院生は、関西大学法学会発行の「関西大学法学論集」上にも一定の条件の下で論文を発表することを許されている。

国際的な研究交流の点では、不定期ながら、外国人の招聘研究者、招聘講演者による講義、講演の機会はほぼ毎年設けている。近年では、Maxeiner 準教授（Rutgers 大学　2003 年）及び湯教授（台湾国立政治大学　2003 年）を招聘研究員（1 ヶ月以上の長期）として、Becci 教授（Genova 大学　2004 年）を招聘講演者（単発講演に限る）として招いた。2005 年、2006 年は、例はないが、法学研究科と構成員の点で密接な関係にある法学研究所及び法学部では、招聘研究員として、孫副所長（中国社会科学院日本研究所、2005 年）、Stenvoll 研究員（ベルゲン大学、2006 年）、林助教授（漢陽大学校法科大学、2006 年）が、招聘講演者として、アルアン教授（ポワチエ大学、2006 年）が招かれた。また、直接の受け入れ機関は法科大学院所属教員であるが、大学院枠で招聘された法学研究者として Plywazcewski 教授（Bialystok 大学　2004 年）、Neumann 教授（Frankfurt am Main 大学　2005 年）、Brammmsen 講師（バイロイト大学、2006 年）を挙げることができる。

大学院生の留学及び在外研究については、協定大学への留学（「派遣留学」）及びその他研究科委員会の認定した大学への留学（「認定留学」）が制度として認められている（留学の資格や期間等については、「関西大学大学院学生留学規程」に定められている）。法学研究科では、近年、派遣留学及び認定留学とも、あまり実績がない。

外国人留学生の受け入れに関しては、博士前期課程及び後期課程で外国人留学生のための特別の試験を実施している。ほぼ毎年、外国人の志願者があり、入学実績もある。

【点検・評価】

外国人研究者の招聘に関して、法学研究科としての受け入れ実績は少ないが、それは大学院全体として受け入れるという方式になっているため、招聘案を建てても大学院全体での検討を待たなければならないからである。ファカルティーメンバーを共通にする法学部、法学研究所、法務研究科での招聘実績はかなりある。例年、どこかで最低1名、場合によっては2名以上受け入れている。

国内に関しては院生に論文発表の機会は充分に与えられていると評価できる。国外への発信に関しては、分野の特徴として伝統的に海外発信はそれほど行われていないので、この点は特に問題視するにあたらない。外国人研究者との交流も、大学院棟の院生研究室が置かれているのと同じ階に、招聘研究者研究室が設置されており、招聘研究者はここにほぼ常駐するので、講演会や授業等の機会以外にも接触する機会があり、こ

れを有効に活用している院生も見られる。

外国人留学生の受け入れを拡大するため、本学大学院の指定する協定校（2007 年度は、韓国、中国、台湾の 12 校）を卒業した者又はその見込み者等を対象に、外国留学生特別入学試験の導入が、なお他研究科での実績を見る必要があるとの条件付だが、法学研究科委員会において前向きに検討されている。留学生の受け入れの拡大が、本研究科院生の協定校等への派遣の拡大に繋がることが期待される。

4　学生の受け入れ

法学研究科は、近年の大学院に関わる社会情勢・社会的要請の変化に対応するため、2005 年、博士課程の前期・後期課程とも、従来の 2 専攻を 1 専攻に統合し、前期課程に新たに 3 コースを設けた（詳しくは、「第 1 章　理念・目的・教育目標」及び「第 2 章　修士課程・博士課程の教育内容・方法等」の項参照）。このような改革に対応して入学試験制度もそれぞれのコースの目標につき希望と適性を有する学生を受け入れられるよう変更した。博士課程後期課程は、従来通り一元的に研究者養成コースと位置づけられているが、2006 年度入試より、法科大学院修了者に対して新たな入試方法が導入された。

【現状の説明】

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

博士課程前期課程では、法学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有する者を入学させることを学生受け入れの基本方針とし、博士後期課程は、将来の研究者としての潜在能力を有する者を入学させることを基本方針とする。

また、上記各コース、課程の理念・目的・教育目標実現のために現状で入手可能な教員組織、施設・設備等を勘案した上で、収容定員を定めている。この収容定員を前提に、下記の各方式による入学試験を実施している。また、社会人や留学生、科目等履修生を円滑に受け入れて社会に広く門戸を開くためにも、適切な時期を選んで入学試験を実施している。

前期課程の学生募集方法は、①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験の四種類、後期課程の選抜方法は、①一般入学試験及び②外国人留学生入学試験の 2 種類である。

入学定員は、従来、公法学専攻が 30 名、私法学専攻が 30 名で、合計 60 名であったが、2005 年度からの専攻の統合に伴って、法学・政治学専攻の一専攻で 60 名となった。コース別の定員はない。収容定員は 120 名である。

（ア）学内進学試験

この方式は、本学法学部の卒業予定者を受験対象者としており、それらの中で一定の成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。実施時期（2007 年度入試）は、7 月と 10 月であった。

法政研究コースにおいては、研究者養成コースとしての性格に鑑みて、学部成績基準に関して、他の 2 コースの要件に専門演習 I 履修済みであるという要件及び外国語諸科目の成績基準を追加している。

2007 年度入試では、志願者は 7 月が 3 名、10 月が 0 名（入試の全志願者は 64 名）であり、入学者は 2 名（全入学者は 25 名）であった（2006 年度の学内進学試験は、志願者が 14 名、入学者が 6 名）。

（イ）一般入学試験

この試験は、4 年制大学を卒業したか卒業見込みの者あるいはこれと同等の学力を有すると認められる者（外国において通常の課程による 16 年の学校教育を終了したか終了見込みの者、文部科学大臣の指定した

者等）であれば、卒業学校を問わず受験することができる。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。実施時期（2007 年度入試）は 10 月と 2 月とであった。

法政研究コースの筆記試験科目は、外国語 1 科目並びに専修科目 1 科目及び選択科目 1 科目である。専修科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。選択科目は専修科目毎に限定された選択肢から選択しなければならない。外国語科目の試験は、学外の各国語検定試験において一定の資格を取得していれば免除される。

企業法務・公共政策の 2 コースの筆記試験科目は、選択科目 2 科目である。それぞれのコースの性格に応じて用意された選択科目群から 2 科目選択しなければならない。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人であって、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者が受験資格を有する試験である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く。受験資格以外の点では、形式・要件としては一般入学試験と共通である。実施時期（2007 度入試）は 10 月であった。

（エ）社会人入学試験

この試験は、社会人のニーズを勘案して、企業法務及び公共政策の 2 コース志望者のみを対象として実施されている。試験は、書類審査（研究計画書及び勤務実績報告書等）と、志望理由や研究計画を中心とする口頭試問による。実施時期は 11 月であったが、2005 年度入試より 11 月、3 月（2007 年度入試では 10 月、2 月）の年二回に実施回数を増やした。

（オ）入学試験状況

2007 年度の前期課程入学試験全体の状況は、志願者総数 64 名、受験者 59 名、合格者 32 名、入学者 25 名であった。学内進学試験では、志願者 3 名、受験者 3 名、合格者 3 名、入学者 2 名、一般入学試験では、志願者 40 名（内 2 月試験 19 名）、受験者 36 名（内 2 月試験 16 名）、合格者 16 名（内 2 月試験 7 名）、入学者 12 名（内 2 月試験 3 名）、外国人留学生入学試験では志願者 1 名、受験者 1 名、合格者 0 名、入学者 0 名、社会人入学試験では、志願者 20 名（内 2 月試験 12 名）、受験者 19 名（内 2 月試験 11 名）、合格者 13 名（内 2 月試験 8 名）、入学者 11 名（内 2 月試験 6 名）であった。

イ　博士課程後期課程

法学研究科博士課程後期課程（1 専攻のみ：法学・政治学専攻）では、入学定員を 10 名、収容定員を 30 名と定め、一般入学試験及び外国人留学生入学試験を実施している。研究者養成課程という位置づけに鑑みて社会人入学試験は実施していない。

（ア）一般入学試験

修士または外国の修士相当の学位を有する者、及びそれらの学位取得見込み者を対象とする。法科大学院制度の発足にあわせて、2006 年度入試より、法務博士（専門職）の学位を有すること（又は取得見込みであること）を受験資格に加えた。

選考は、出身大学院（博士前期課程、法務研究科）の成績、修士論文の審査結果に加えて外国語科目 2 科目の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行うことを原則とするが、法務博士取得者（取得見込み者）については、法律専門科目（入学後専修科目とする科目）1 科目の筆記試験及び研究計画書をもって修士論文審査に代えることができるし、外国語の筆記試験も 1 科目でよい。

（イ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とする試験で、受験資格は、①外国において修士の学位に相当する学位を得たか、得る見込みであること、または、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得たか、得る見込みであること、である。選考は、一般入学試験とは異なり、最終出身学校の成績、外国語 1 科目、専修科目 1 科目

の筆記試験及び口頭試問の結果の総合評価によって行う。実施時期（2007 年度入試）は 10 月であった。

（ウ）入学試験状況

2007 年度の後期課程入学試験の状況は、志願者 9 名、受験者 9 名、合格者 5 名、入学者 4 名であった。

(2) 門戸開放

既述のように、本研究科においては前期課程入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用されている。2007 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 63%、入学者の 48%ちょうどが一般入学試験方式によるものである。また、2007 年度入試前期課程志願者 64 名のうち本学出身者は 24 名、入学者 25 名のうち本学出身者は 12 名であり、後期課程では、志願者 9 名のうち本学出身者は 6 名、入学者 4 名のうち本学出身者は 4 名である。

(3) 科目等履修生等

本研究科においても、上記の大学院生の他に、種々の目的をもって勉学を希望する学生のニーズに応えるために、聴講生、研修生、他大学との交流研究生、科目等履修生の制度が用意されている（大学院学則第 67 条以下）。その学生数は、2007 年 5 月現在において、聴講生 2 名、研修生 0 名、四大学単位互換履修生（他大学からの受け入れ学生）0 名、科目等履修生 1 名である。

(4) 定員管理

本研究科の収容定員は博士課程前期課程 120 名、後期課程 30 名である。2007 年 5 月現在前期課程の在籍者は 45 名、後期課程では 13 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 0.38、後期課程では 0.43 である。

【点検・評価】

本研究科では、法科大学院制度の発足とも連動して 2005 年度より、コース制、カリキュラム等につき大規模な改革を実施した。入試制度もこれに対応する形で変更した。特に、博士課程前期課程における各コースの特性に応じた入試科目や社会人入試の設定変更が行われたこと自体は適切であったと評価できる。

コース制及びカリキュラム本体の変更に呼応して行われた入学試験体制の変更が、そうした教育内容の改革に適切に対応したものか、新体制の試験科目、合否判定等がその改革の理念にてらして望まれる人材を受け入れるに適したものとなったかついては、2005 年度に新制度による最初の入学者の修学状況によって判断できる。2005 年度に新しいコース制のもとで迎え入れた博士前期課程の入学者 35 名のうち、2 年後の 2007 年 3 月に修士論文を提出し、課程を修了した者（修士の学位授与者）は 26 名である。2 年間での修了率は 74.3%（4 人に 3 人は 2 年間で修了）であり、この数値からすると、2 年間での課程の修了に必要な学力を持った院生を受け入れるのに適した入試体制が取られたと評価できる。

入学試験における門戸開放の程度は、前期課程の場合、2007 年度入試を見れば、一般入試の比率が高く、他大学出身者の方が、志願者、入学者とも本学出身者より多いので、十分であると評価できる。これに対し、後期課程は、2007 年度入試の入学者が全員本学出身者であり、門戸開放が十分ではない。これは、法科大学院出身者の本学後期課程への進学者が少ないことが影響しているとも考えられるが、本格的な検討は今後の展開を見てから行いたい。科目等履修生の受け入れ人員にも、本研究科の規模からすれば、特に問題があ

第Ⅱ編　文学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 363
(1) 理念・目的等 〈363〉
(2) 理念・目的等の検証 〈370〉
(3) 健全性、モラル等 〈372〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 373
(1) 到達目標（達成度） 〈373〉
(2) 教育課程等 〈373〉
(3) 教育方法等 〈395〉

3　国際交流 …… 402
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流） 〈402〉

4　学生の受け入れ …… 403
(1) 入学者受け入れ方針等 〈403〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等 〈404〉
(3) 入学者選抜の仕組み等 〈409〉
(4) 入学者選抜方法の検証 〈409〉
(5) 科目等履修生・聴講生等 〈410〉
(6) 定員管理 〈410〉
(7) 編・転入学、退学者 〈412〉

5　教員組織 …… 413
(1) 教員組織 〈413〉
(2) 教育研究支援職員 〈415〉
(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き 〈416〉

6　研究活動と研究環境 …… 417
(1) 到達目標（達成度） 〈417〉
(2) 研究活動 〈418〉
(3) 研究環境 〈421〉

7　施設・設備等 …… 423
(1) 到達目標（達成度） 〈423〉
(2) 施設・設備等の整備 〈423〉
(3) 情報処理機器、先端的な設備・装置 〈424〉
(4) 利用上の配慮 〈425〉
(5) 組織・管理体制 〈426〉

8　管理運営 …… 427
(1) 学部運営に関する意思決定体制 〈427〉
(2) 学部長の権限と選任手続き 〈428〉

9　自己点検・評価 …… 429

イ　理念・目的との関係

法学研究科は、学部を基礎とする研究科であり、学部で法律学あるいは政治学を学んだ者にさらに高度な学術研究の機会を提供することによりその社会的使命を果たしてきた。そのため、学部に所属し専門科目を担当する教員は、その専攻領域に関わらず大学院を担当する資格を有することを原則とする。また、実例は少ないが、授業科目の特性を考慮して、大学に所属していない者に非常勤講師ないし客員教授を依頼することもある。

ウ　学生数との関係

学生収容定員は博士課程前期課程が 120 名、博士課程後期課程が 30 名で合計 150 名、在籍者数は博士課程前期課程が 45 名、博士課程後期課程が 13 名で合計 58 名である。2007 年度の教員 1 名あたりの学生数は 1.5 名である。現実の授業も、平均すれば 1 クラスあたり 3 名程度である。受講生 1 名のクラスもいくつかある。

【点検・評価】

ア　概況

本学法学部では、大学院博士課程卒業者に予定されている職位が専任講師であり、その職務期間は 3 年間、次が准教授で 7 年である。最も順調に進んだ場合でも、教授になるのは 37 歳であることとの関係で、年齢構成は高くなっているが、それだけ経験に富んだ教員が大学院担当教員となっているのであるから、年齢構成は妥当と思われる。なお、本学の教育職員の定年は 65 歳であるが（職員任免規則 17 条 1 項 1 号)、授業上必要ある者については、定年を 5 ヵ年までは延長することができる（同条 2 項）とされているので、66 歳以上の教員もいる。法律学が長期にわたる研究の蓄積及び人間と社会に対する深い理解の上に豊かに実るものであることを考慮すると、この点も全く問題ないと思われる。また、2003 年度からは助教授（現在は准教授）も大学院の授業を担当できることとしたため、40 歳以下の教員も増え年齢層の偏りは改善されつつある。

イ　理念・目的との関係

法学研究科は、「法学に関する理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に敏感に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成すること」を目的とし、この目的を達成するのにふさわしい陣容を備えている。社会が急激に変化している現在、法学研究科の理念・目的をより一層具体化し、あるいは新しいものにする必要がある。理念・目的が新しくなれば、それにあわせてカリキュラムを構成する必要があり、教員組織もそれにあわせて変更することになろう。実際、法学研究科の専攻制の改組、カリキュラムの改革、科目の統廃合と新設、及び新しい科目担任者の配置が 2005 年度から実行に移された。上述のように、2005 年度から実行されているカリキュラムの改革は、概ね妥当なものであったと考えられる。

ウ　学生数との関係

法学研究科における教育は、前述のように少人数教育に徹している。

エ　教員 1 人当たりの授業負担

学校法人関西大学職員就業規則によれば、教授の最低授業担任責任時間数は 8 時間であり、大学院の教員を兼ねる教員は、4 時間以上を学部で担任しなければならない（9 条 1 項)。したがって、最低授業負担は、学部で 4 時間、大学院で 4 時間となる（ただし、大学院における授業担任時間は、1 時間を 1 時間 30 分として取扱うものとされている（9 条 2 項)。これは責任時間数の充足と給与計算上のみなし規程であり、本

点検・評価では考慮していない)。しかし、現実には、法学部所属の教授の場合、学部で平均8.14時間の授業を負担した上で、大学院で、平均4.04時間の授業を担当している。准教授の場合、学部で平均6.22時間、大学院で平均4.50時間である。政策創造学部の教授には、法学研究科で平均3.75時間の授業を担当して頂いている。上記の准教授による授業担当の導入により負担が若干ではあるが分散される傾向にある。また2005 年度に実施されたカリキュラム改革、科目の統廃合と新設等により、全体として教員の授業負担が、これも若干ではあるが軽減されている。なお、大学院に関しても、教育支援職員の一層の充実が望まれる。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

法学研究科は学部を基礎とする大学院であり、大学院独自の教員の募集・任免・昇格は行われていない。

学部（法学部と政策創造学部）の教員のうちで大学院を担当する教員の資格については、大学院設置基準第9条2号に依拠している。すなわち、次の一に該当し、かつ、その担当する専門分野に関し、きわめて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者が大学院教員を兼ねることができる。

イ　博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者

ロ　研究上の業績がイの者に準ずると認められる者

ハ　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

なお、博士の学位を有するのは、2005年5月1日現在で12名（30.0%）である。

業績数などの要件は特に定められていないが、学部において教授に昇進することが認められた者は、大学院での授業担当能力を有するものとされている。2003 年度からは助教授（現在は准教授）も所定の手続きを経て、大学院の授業を担当する措置がとられた。新規に授業担当者となった者は、最初に前期課程1年に配当される授業科目の担当者となり、それ以降、年次を追って、上位年次配当の授業科目の担当者となりうる。後期課程の授業担当者となるのは、3年目からである。

大学院兼務教員となるための審査は、研究業績目録と履歴書の1週間にわたる閲覧とそれに続く法学研究科委員会での承認という手続きを践んで行われる。この手続きは、准教授が大学院の授業を担当する場合も同じである。

【点検・評価】

博士の学位を有する者の割合が多いとはいえないが、これは法学・政治学の分野における博士号が伝統的にきわめて重みのあるものであり、最近までその伝統が残っていたことに由来する。博士の学位を有しない者も、その取得に必要な研究業績と同等以上の研究業績の積み重ねがあることは、いうまでもない。明確な手続きにしたがって法学研究科委員会における審査が行われ、授業担当が決定されるという現在の運用は適切なものである。

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

多くの教員が、学内の研究所である東西学術研究所、法学研究所及び経済・政治研究所においても研究活動を行っており、外部の教育研究機関との人的交流も学部及び各研究所を通じて行われているが、他組織・機関との間に研究科独自の制度的交流関係はない。しかし、法学研究科の教員のそれぞれの研究活動は大学院における教員の授業、研究指導に適切に反映されている。

6　研究活動と研究環境

法学研究科に属する専任教員は、全員法学部及び政策創造学部の教員が兼ねている。したがって、この項目に関しては、基本的に学部と共通するので、「第Ⅰ編　第 7 章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　法学部　第 6 章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　政策創造学部　第 6 章　研究活動と研究環境」の記述に委ねる。ただ、法学研究科独自の研究支援体制の整備も今後の重要課題である（研究支援職員の充実等）。

7　施設・設備等

本研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等の整備状況については、現在のところ大きな問題はなく、緊急性を有する具体的な目標は設定されていない。大学院学生用実習室等の整備、本研究科の専門と関係させた先端的な設備・装置等の整備についても同様である。しかし、本研究科が実務者養成のニーズを念頭に置いて 2005 年度に新設した企業法務コース・公共政策コースを今後より一層充実させるためには、施設・設備の拡充についても一定の具体案が必要となろう。

【現状の説明】

本研究科の用いる施設・設備等は、全体として、他の各研究科（文学・経済学・商学・社会学・工学・外国語教育学、会計研究科）との共用となっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、学部の施設、各教員の研究室等をも使用しており、現在の法学研究科大学院学生の在籍数との対比において十分なものとなっている。その他、マルチメディア・パソコン教室、多目的室なども適宜利用することが可能である。

特に大学院生研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後収容可能）が 1 室、小規模の共同研究室（9 名程度収容可能）が 1 室及びフリーアドレス式の研究スペース（60 席）があり、法学研究科大学院学生をほぼ収容している（2007 年 7 月 1 日現在、大学院生数は 58 名であり、その内訳は、前期課程 45 名、後期課程 13 名である）。

現在のところ、法学研究科専用の特殊な施設・設備等は設置されていないが、学部に設置されている法廷教室を利用することが可能である。また、本研究科には実験系の専攻は設置されておらず、法学研究科専用の大学院学生用実習室等は設置されていない（尚文館には実習室がある）。加えて、 法学研究科専用の先端的な設備・装置等は特に設置されていないが、各研究科共用となっているマルチメディア教室等の先端情報関連教室を使用することが可能である。

【長所と問題点】

上記のように、講義室・演習室の数については、現在のところ、とりたてて問題とする点はない。他方、院生研究室については、法学研究科大学院学生の研究室として、中規模の院生研究室 1 室が設置されているとはいえ、大学院学生が強く希望する小規模の研究室は 1 室のみにとどまり、引き続き不十分なままとなっている。

その他の点では、さしあたり、学生・教員等から利用上の問題点が指摘されることもない。ただし、現在の在籍学生数、講義数等を前提としても余裕があるとはいえないので、さらなるカリキュラム改革や定員充足率の向上を目指した諸施策がとられる場合には、一定の改善を要することになろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

法学研究科大学院学生の研究の便宜をはかるため、各専門領域ごとに小部屋の院生研究室を増設することが望ましい。さしあたり、博士課程後期の院生研究室を早急に増設することが望まれる。こうした観点から法学研究科執行部が当該問題の解決のために検討・要請を行っているが、現在のところ建物のキャパシティ

ーという限界もあって、実現に至っておらず、引き続き検討・要請を行っている。

8　管理運営

【現状の説明】

(1) 法学研究科の教学上の管理運営組織の内容

法学研究科には、次の四つの管理運営組織がある。

①　法学研究科委員会

本研究科の最高意思決定機関は、関西大学大学院学則（以下「大学院学則」という）34 条 4 項により設置された本委員会である。本委員会のメンバーは、大学院学則 38 条により、「演習又は講義担当の専任教育職員をもって組織」され、2005 年 5 月現在で 40 名である。ここで、専任教育職員とは、法学部及び政策創造学部に所属する専任教育職員を意味し、法学研究科の演習又は講義を担当する限り、准教授も含まれる。

②　研究科長（学部長兼務）及び副学部長（研究科担当）

法学研究科の執行部として、研究科長と副学部長が置かれている。研究科長は、研究科委員会において決定すべき事項について議案を作成し、研究科委員会を招集し、その議長となり（大学院学則 39 条 3 項）、研究科委員会の意思決定が円滑に行われるようにしている。副学部長は、科長とともに研究科執行部を構成し、研究科長に事故あるときは、その任務を代行する（同条 4 項）。

③　法学研究科基本問題検討委員会

法学研究科長のもとに「法学研究科基本問題委員会」がある（法学研究科委員会の決定により設置されている委員会である）。本委員会のメンバーは、研究科長（基礎法）、副学部長（政治機構論）の他、各分野間の意見調整をもはかるため、憲法、民法、商法、民事訴訟法、刑法の専攻者各 1 名、合計 7 名から構成されており、法学研究科の重要問題について、必要に応じて、研究科委員会の審議にかける原案の検討を行っている。

④　法学研究科自己点検・評価委員会

このほかに、2003 年度から自己点検・評価活動をしている「法学研究科自己点検・評価委員会」があり、「大学院法学研究科自己点検・評価委員会規程」により規律されている。現在のメンバーは、商法、民法、労働法、政治過程論の各専攻者及び副学部長と事務職員（研究科担当）の合計 6 名から構成されている（必要に応じて、研究科長がオブザーバーとして参加する）。

(2) 法学研究科委員会と法学部教授会との間の相互関係

法学研究科委員会と法学部教授会は、これまで双方とも独立性を相互に尊重してきた。上記両機関の相互の協議機関は存在しないが、双方のメンバーが重なっていることから一定の実質的な連携を維持している。

(3) 法学研究科長の選任手続きについて

大学全体の改革として 2006 年 10 月より、研究科長と学部長の兼務体制がとられることとなり、法学研究科長は、法学部長をもって充てられることとなった（大学院学則 39 条 2 項、「大学院研究科長の選出及び任

期に関する規程」2 条 1 項)。法学研究科長の任期は 2 年である。再任も妨げられないが、過去 20 年間においてその実例はない。

【長所と問題点】

上記の四つの管理運営機関は、全般的に見て、関連規定及びその設立趣旨にそった活動を行っている。ただし、「法学研究科委員会」では、各メンバーが要職についており多忙であることから、必ずしも、常時、高い出席率を確保しているとはいえない、という問題点が指摘されている。

上記のように、法学研究科委員会と法学部教授会の協議のための組織は存在しないが、事実上一定の実質的な連携を維持してきており、ルーティン業務を遂行していく上ではとくに問題はなく、双方の関係は従来、概ね適切なものであったといえる。

2006 年 10 月から、学部長と研究科長とを 1 人の者が兼任することになった。これにともない、学部教授会と研究科委員会も接続して開催されることになった。この改革によって学部と研究科の連携が強化され、研究科委員会への出席率の問題もある程度改善された。ただ、学部長と研究科長とが、兼務になった結果、学部と研究科の運営責任が 1 人の者に集中することになり、従来に増して過重労働状態が生じている。

【将来の改善・改革に向けての方策】

研究科長の過重労働状態を解消し、研究科の運営をさらに円滑かつ適切に行えるようにするためには、研究科長の業務の補佐体制の充実が必要である。たとえば、副学部長に加えて、新たに研究科担当の教学主任を置く等の措置をとることが強く望まれる。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

法学研究科においては 2004 年 4 月より法学研究科自己点検・評価委員会規程に基づいて自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、本研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置され、副学部長、法学研究科の専任教員から選出された委員 4 名と法学研究科担当事務職員 1 名の計 6 名の委員によって構成されることになっている。ただし、研究科長もオブザーバーとして委員に加わることができる。

職掌事項は、(1) 自己点検・評価項目の設定及び変更、(2) 資料の収集及び整理並びに分析、(3) 自己点検・評価、(4) 報告書（第三者評価のためのものを含む。）の作成、(5) その他自己点検・評価及び第三者評価に必要な事項、(6) 将来ビジョンの検討である。

【点検・評価】

従来は、大学院自己点検・評価委員会として全研究科を一体として点検・評価する体制が採られていたが、2004 年 4 月より各研究科毎の自己点検・評価委員会に細分した新たな制度が発足した。このことによって、制度上は法学研究科独自の事情を勘案したよりきめの細かい点検・評価が可能となる体制が整ったとは言える。しかし現時点では、本報告書作成の作業分担以外には、独自の活動実績はまだない。

上述のきめの細かさ以外に、研究科毎の委員会となった利点としては、委員相互が学部内で直接顔を合わせる機会が多いことから相互連絡が緊密、容易、迅速、確実になり、いわば機動力を獲得したという点を挙げることができる。今後は、これを生かして、従来の法学部及び大学院全体の自己点検・評価活動のノウハウに加えて、独自の活動を開発する必要がある。独自の活動としては、法学研究科の将来ビジョンの検討等が考えられる。

文　学　部

第Ⅱ編　文学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 363
(1) 理念・目的等 〈363〉
(2) 理念・目的等の検証 〈370〉
(3) 健全性、モラル等 〈372〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 373
(1) 到達目標（達成度） 〈373〉
(2) 教育課程等 〈373〉
(3) 教育方法等 〈395〉

3　国際交流 …… 402
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流） 〈402〉

4　学生の受け入れ …… 403
(1) 入学者受け入れ方針等 〈403〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等 〈404〉
(3) 入学者選抜の仕組み等 〈409〉
(4) 入学者選抜方法の検証 〈409〉
(5) 科目等履修生・聴講生等 〈410〉
(6) 定員管理 〈410〉
(7) 編・転入学、退学者 〈412〉

5　教員組織 …… 413
(1) 教員組織 〈413〉
(2) 教育研究支援職員 〈415〉
(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き 〈416〉

6　研究活動と研究環境 …… 417
(1) 到達目標（達成度） 〈417〉
(2) 研究活動 〈418〉
(3) 研究環境 〈421〉

7　施設・設備等 …… 423
(1) 到達目標（達成度） 〈423〉
(2) 施設・設備等の整備 〈423〉
(3) 情報処理機器、先端的な設備・装置 〈424〉
(4) 利用上の配慮 〈425〉
(5) 組織・管理体制 〈426〉

8　管理運営 …… 427
(1) 学部運営に関する意思決定体制 〈427〉
(2) 学部長の権限と選任手続き 〈428〉

9　自己点検・評価 …… 429

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

文学部は 2004 年度に、多彩なディシプリンと活発なプロジェクトからなる新しい人文学の拠点の創造を目指して大規模な組織改革を行い、それまでの 8 学科制を廃し、総合人文学科 1 学科のもとに 10 専修を置く形に改めた。その後、時代の要請や学生のニーズに応えるために毎年新しい専修や数多くのテーマ・プロジェクトを立ち上げ、現在では 18 専修の構成になっている。

また、入学生が、各専修の学びを経験した上で 2 年次に所属専修を自由に選ぶ 1 学科多専修制のシステムをさらに発展させ、2006 年度より、専門科目の多くを選択科目にして、学生が他専修の科目を自由に履修できるカリキュラムの自己設計制度を導入した。文学部は、このように、自由で多彩な学びを保証するシステムを構築することによって、幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、総合的知見と柔軟な思考力に高度な倫理観を合わせ持つ、知識基盤社会を生きるにふさわしい 21 世紀型市民の育成を目指している。

さらに、文学部はその学びと研究の場を、大学の外にも大きく広げてきた。小中高の学校現場、教育・文化・福祉に関する行政や福祉団体、NPO をはじめとする諸団体や企業とも連携の輪を大きく広げて研究教育の実質を鍛え上げ、教育・研究に多くの成果をあげている。地域社会を中心とした社会のあらゆるパートとの間に「知縁」のネットワークを張り巡らせ、国を越え世代を越えてさまざまな人々が集まり、すべての人々が互いに刺激を与え合って自由に自己変革を行い、より良い未来を選び取ることができるような真に創造的な空間を作り出すこと、それこそが新しい人文学の拠点を築くことであると考えている。これはまた、本学の伝統的な教育理念である「学の実化」を、まさに現在において実践しようとするものである。

【現状の説明】

ア　歴史

文学部の前身は 1924 年に福島学舎で開設された専門部文学科である。その後、旧制大学法文学部の時代を経て、1948 年 4 月、新制大学への転換とともに文学部が法文学部から分離して開設された。当時は英文学科、国文学科、哲学科の 3 学科構成であったが、1949 年に独逸文学科、仏蘭西文学科、史学科、新聞学科の 4 学科を増設し、51 年には東洋文学科を新設して 8 学科を擁して、本学部の体制はほぼ確立した。

その後、1967 年、新聞学科が新設の社会学部に発展的に吸収されるとともに、本学部内に教育学科（教育学専修・心理学専修）を設置した。また史学科の中に地理学専修を加え、東洋文学科を中国文学科と改称し、78 年には史学科を史学・地理学科と改称した。79 年には哲学科が哲学、倫理学・宗教学、美学・美術史の 3 専修（1999 年から哲学・倫理学、比較宗教学、美学・美術史の 3 専修）に分かれた。さらに、外国語の研究と外国語運用能力の強化をめざして、98 年、文学系 5 学科（英文学、国文学、フランス文学、ドイツ文学、中国文学）の名称を、英語英文学科、国語国文学科、フランス語フランス文学科、ドイツ語ドイツ文学科、中国語中国文学科に変更した。

文学部はこのように時代の要請に応じて学科を設置・整備してきたが、2000 年度に至ってインターディパートメントのコースと副専攻を設置した。これは時代の変化や価値の多様化に対応すべく、学科の枠組みを越えた総合的・学際的な学習を可能にするための措置である。インターディパートメントには「ヒューマンサイエンス」と「図書館・人文情報」の 2 コースを、副専攻には「ヨーロッパ文化論」と「日本・アジア文化論」を置いた。また 2002 年度には「図書館・人文情報」コースを「人文情報コース」に改編した。

2004 年度、多彩なディシプリン教育をよりスムーズに進めるために、それまでの 8 学科を統合し、「総合人文学科」の 1 学科とした。さらに 2005 年度から、2 年完結型のテーマ・プロジェクトを開設している。これは従来、本学部において十分とりあげられなかった新しいテーマによる短期の教育プログラムである。

イ　現状

文学部は理念と伝統を生かしつつ、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応し学生個々人の興味・関心・志向を育むことを目的とする新たな研究教育システム・カリキュラムを構成している。現在の専修及びテーマ・プロジェクトの状況は次のとおりである。

(1) 英語英文学専修、英米文化専修、国語国文学専修、哲学倫理学専修、比較宗教学専修、芸術学美術史専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、歴史学専修、地理学・地域環境学専修、中国語中国学専修、教育学専修、初等教育学専修、心理学専修、インターディパートメント、身体運動文化専修、映像文化専修、文化共生学専修の、18 の専修を擁する。

(2) 学部一括入学・2 年次専修分属方式を採用している。これにより、1 年次には各専修の提供する「学びの扉」その他の入門的科目を自由に選択し、2 年次にみずからの興味と関心にもとづいて希望の専修に進むことになる。

(3) テーマ・プロジェクトは所属する専修で学びながら、専修を越えて設置される新しいテーマについて卒業論文を書くもので、2005 年発足以来、毎年 4～5 テーマずつ、計 9 テーマを開設した。現在、文芸創作講座、シルクロード学―アジアにおける民族と文化の交流―、ハリウッド映画とナショナル・シネマ、文化と共生などのテーマを開設している。このような方向をさらに継続させるため、2008 年度も 4 プロジェクト（継続分のプロジェクトを含む）を立ち上げることになっている。

ウ　専修及びテーマ・プロジェクトの理念等

現在の文学部 18 専修は、大きく次の四つのアプローチに分けることができる。これは多彩なディシプリンの中にも一定の学習の道筋があることを示すものとして、学生や受験生にもパンフレット等で周知している。

a) 言語学的・文学的なアプローチ：　英語英文学専修、国語国文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国学専修

b) 思想的・心理学的なアプローチ：　哲学倫理学専修、比較宗教学専修、芸術学美術史専修、教育学専修、初等教育学専修、心理学専修

c) 歴史学的・地理学的なアプローチ：　歴史学専修、地理学・地域環境学専修

d) 学際的なアプローチ：　英米文化専修、インターディパートメント、身体運動文化専修、映像文化専修、文化共生学専修

各専修及びテーマ・プロジェクトの理念、教育目標は次のとおりである。

（ア）専修

〈英語英文学専修〉

この専修では英語及び英米文学の研究を通じて、英語という言語の特徴や、英語圏の人間、社会、伝統、文化を理解することを目的としている。実用的な英語運用能力の向上に力を注ぐとともに、学生が異文化理解を通じて国際的な視野に立った豊かな知性と感性を磨くことで、国際社会に即した人材になるよう育成している。英米の文学作品を研究する英文学研究及び米文学研究、音声学・文法論・語用論・意味論などを研究する英語学研究の 3 分野があり、英語運用能力に関しては、LL をはじめ、ネイティブ・スピーカーの教員が担当する少人数のコミュニケーション、アドバンスト・ライティングなどのクラスを設け、その向上に取り組んでいる。

〈英米文化専修〉

英米文化専修では、アメリカ、イギリスを中心とする英語圏の文化を幅広い視野から総合的、学際的に研究することを目的としている。言語や文学資料を文化的な側面から捉える「言語文化研究」、絵画、写真、映画、ミュージカル、音楽、建築、テーマパーク、インターネット、広告、マスメディアといった多様な文化表象を扱う「表象文化研究」、日本やヨーロッパといった他の文化圏との「比較文化研究」といった分野

があり、そうした多面的な教育を通じて真に国際的な人材を育成することが教育目標である。また、単なる知識の暗記や修得ではなく、学生自らが積極的に参加していくディスカッションやプレゼンテーションといった発信型プロセスを重視した教育を特徴としている。実用的英語運用能力の向上にも力を入れており、TOEIC や TOEFL といった客観的指標を用いたレベルに応じた適切な指導、ネイティブ・スピーカーの専任教員比率がきわめて高いという特徴を活かした英語中心の授業、交換派遣留学制度を利用して留学する学生が多いという国際的な環境といったさまざまな利点をあげることができる。

〈国語国文学専修〉

わたくしたちが普段物事を考え、あるいはなにかの行動をするとき、「日本語」という言語は欠かせないものである。その「日本語」ということばを深く考察するとともに、古代から現代にいたる「日本語」で表現された文学作品を読むことを通じて、芸術や文学の本質を追求し、人間や社会のあり方を探求する。この専修は、国語学と国文学の二つのカリキュラムコースに分かれる。国語学コースでは、音韻・語彙・文法など国語（日本語）を多角的に分析し、国文学コースでは、古代から現代におよぶ文学作品を総合的に研究する。言語研究や文学研究のみならず、さらに広く、日本の文化、日本人の感性や日本という国の姿そのものについても、考えを深めることを大きな目標としている。また、大阪の伝統芸能である文学の鑑賞会に参加するなど、大阪の文化を知るための催しを実施している。

〈哲学倫理学専修〉

古代ギリシアから現代に至るヨーロッパ世界の思想とその根底にある基本的考え方を学びながら、世界と人間について根本的に考える力を養成する。自己と他者、時間と空間、存在とは何かといった伝統的な哲学的問題だけでなく、生命倫理学や環境倫理学など、現代と密接にかかわる問題も重点的に取り上げている。単に哲学に関する基礎知識を得るだけでなく、同時に、テクストを批判的に読解する力、問題を論理的に深く考え抜く力、考えた内容を明確に表現する技術の育成を重視した教育を行い、現代社会に通用する思考力と表現力を養うことを目指している。

〈比較宗教学専修〉

「人間にとって宗教とは何なのか」という問いを、「世界の諸宗教」「宗教のフィールドワーク」「現代社会と宗教」という三つの柱を軸に展開し、国際化時代にふさわしい宗教理解のできる人材育成をめざす。より具体的には、国際交流の場において相手の宗教や文化を偏見なく理解できること、また、自国の宗教や文化について正確に認識して説明できることが教育の目標となる。

〈芸術学美術史専修〉

芸術学美術史専修は、「芸術とは何か？」「美とは何か？」という問いかけを理論的・実証的に追及することで、「人間にとっての芸術創造とは何か」という課題に答えようとするものである。具体的には、日本や中国、そして西洋の建築、彫刻、絵画、工芸・デザインなどの美術作品、演劇、映画、写真、音楽など多岐にわたる芸術作品を対象とし、その鑑賞方法を学ぶことを主眼としている。とくに日本と西洋の美術史学や演劇論の研究に特色があり、大阪の地の利を活かして、寺社仏閣・美術館・劇場などでの実地教育を実施しながら、知的で豊かな人間の育成を目指している。

〈フランス語フランス文学専修〉

柔軟な思考と新鮮な発想が求められる現代という時代に対応すべく、今日の西欧文明を築きあげてきた中核的存在とも言えるフランスの精神や発想法などを、言語、文学、文化の軸を通して学ぶ。フランスの今・昔の文化的事象や文学を学ぶカリキュラム、ことばを通じてフランスを学ぶカリキュラム、フランス語の運用能力をつけるカリキュラムを通して、自由で豊かな感性を磨き、世界を創造的に捉える能力を養い、多種多様な分野で活躍する人材を育成することを目的とする。

〈ドイツ語ドイツ文学専修〉

ドイツ語の実用的な運用能力を修得するとともに、ドイツ語圏の言語、文学、文化について専門的な知識を獲得し、そのことを通じてさらにヨーロッパ全体の社会、文化についての理解を深めることが教育目標で

ある。言語の分野では中世ドイツ語、現代の言語理論など、文学の分野では小説、詩、ドラマ、文芸理論など、文化の分野では比較文化論、異文化コミュニケーション、ドイツ現代事情など、多彩な研究を行う。このような専門的研究を通じて、豊かな個性と自立的な精神が養われ、そのことにより平和的な社会と文化的国際交流のために活躍できる人材が育成される。

〈歴史学専修〉

これまで人類がたどってきた歴史的事実やその背景を学ぶとともに、人間のあるべき未来を考える。日本、アジア、ヨーロッパに加え、古代オリエントやイスラム世界、スラヴ世界までを含めた幅広い領域に実証的研究を施すことで、多様な学問的関心や問題意識に応え、世界のグローバル化に対応しうる知性と指針を持つ人材を育てることが目的である。日本史、東洋史、西洋史の三つのカリキュラムコースをもち、コースの垣根を越えて広く学ぶこともできる。学ぶ形態はさまざまで、教室内での文献中心の授業のみならず、博物館やセミナーハウスなどを使った研究活動や国内外のフィールドワークも実施している。

〈地理学・地域環境学専修〉

地理学は、自然界とそれを基礎に世界の諸地域で繰り広げられる人類の諸活動を広く認識し、その認識に基づいて社会に貢献することをめざす総合的な学問分野である。本専修は、2007 年度から史学分野から独立した。専修名に新たに追加された地域環境学は、比較的限られた地域の人文・自然環境を包括的に解き明かし地域社会の展開のための提案を可能にしうる学問分野であり、これまで以上に当専修のカリキュラムを魅力的なものとしている。地域を研究をするには、これまで積み上げられた分析技術や研究手法を取得することが不可欠で、この面のカリキュラムも充実している。

通常の授業に加え、年 2〜3 回、教員や大学院生が野外で案内するエクスカーションや、フィールドワークを主とする実習旅行を実施するなど、地域の人や自然との新鮮な出会いを提供する。

〈中国語中国学専修〉

漢字という共通の文字を用いながら日本とは異質な文化をもつ中国文化にトータルにアプローチする。すなわち中国語の学習を基礎にすえつつ、文学、思想、言語の 3 分野を専門的に学習し、さらに中国と日本・アジア、ヨーロッパとの文化交流をも視野に収めることで、漢字文化のもつ長い歴史と広範な影響力を探究していく。中国のさまざまな文化事象を広く理解し、それを中国語でコミュニケートできる人材の育成が本専修の目的である。なお、中国の文化事象をトータルに探究するという本専修の教育方針をより明確化するため、2006 年度から専修名を「中国語中国文学専修」から「中国語中国学専修」と改めた。

〈教育学専修〉

教育という現象を広く人間形成の問題としてとらえ、現代社会における人間のあり方とその形成に関わる諸問題を科学的に探求し、それを通して新しい時代を切り開き得る資質を持った人材の育成をめざす。学校教育、教育政策、生涯学習、人権教育、国際教育など、教育におけるさまざまな問題への理解を深め、教育の営みを多角的・総合的に研究・教育することを目的としている。

〈初等教育学専修〉

子どもの健やかな発達と確かな学力の形成を支援する、次世代育成の専門家としての誇りと責任をもち、すぐれた実践力を身につけ、人文学の知を背景とした高い教養をそなえた、子ども、保護者、社会から信頼される小学校教員の養成を目的として 2007 年 4 月に設置された。1 年次より導入される学校現場での体験的学習や実習への参加を通して、教師の仕事の複雑性や子どもの発達・学習の多様性について理解することをめざす。また、学校教育の今日的課題に取り組む演習科目への参加を通して、学校教育や子どもの心理に関する諸理論を習得するとともに、実践的研究能力、協同的課題解決能力を獲得することをめざす。卒業と同時に小学校教諭一種免許状を取得することができる。

〈心理学専修〉

1967 年に開設された文学部教育学科心理学専修の伝統を引き継いで、家庭や学校・地域社会等で生じるさまざまな心理学的諸問題を視野に入ながら複雑・多様化した社会の中で生きる人間の理解と人間形成を目

指している。その方法論は、手堅い実験的手法を中心とし、調査や面接・観察等も用いて総合的に問題解決を目指す。2 年次からの系統的なカリキュラムを通して、発達心理学、教育心理学、認知心理学、臨床心理学、福祉心理学等、心理学のあらゆる領域について学ぶことを目的とする。芸術学関係、映像文化関係、身体運動文化関係等の他専修とのつながりの中で、各自の関心をより拡げていくことも推奨する。

〈インターディパートメント〉

インターディパートメントとは、相互（インター）に専門分野（ディパートメント）が交差していることを意味し、ヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの三つのカリキュラムコースをもつ。ヒューマンサイエンスコースは社会福祉学、ボランティア論、ソーシャルワーク論等の研究者が指導する実践的なカリキュラムである。人文情報コースは、いわゆる情報について、コンピュータの面だけでなく、「社会にとって有益な情報の記録・管理」といった幅広い観点から学ぶ。エリアスタディーズコースは、外国語・外国文学系専修と歴史学専修・地理学・地域環境学専修の共同により、ヨーロッパ文化論と日本・アジア文化論の地域研究領域をもつ学際的なカリキュラムである。このように、従来の学問領域を越えたテーマについて学び、専門性・国際性・社会性を兼ね備えた実践力を習得することを目標に置いている。

〈身体運動文化専修〉

生涯にわたる活力ある生活を「ライフスタイル」（生き方）、「ライフスキル」（生きる力）、「ライフクオリティ」（生きがい）の三つの面から開発・設計することを目標としている。そのため、スポーツと身体の問題を通じて 21 世紀型の人間関係行動学を学ぶ。具体的には「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、21 世紀社会に求められる「人間生活」の創出に貢献できる幅広い学際的総合型の人間育成をめざしている。

〈映像文化専修〉

映画を中心とするグローバルな映像文化の歴史的展開や文化的背景を総合的に学習する。アメリカ、ヨーロッパ、東アジアという三つの文化圏の映像文化を地域にとらわれずに幅広く学ぶと同時に、映像文化を取り巻く社会的制度や実践的活動への理解をも深めることで、現代社会に氾濫する映像を専門的かつ複眼的な視点から読み解くことのできる能力の滋養を目指している。

〈文化共生学専修〉

西ヨーロッパと日本（アジア）の文化とその文化的・歴史的背景を中心に、異文化理解や比較文化といった視点にもとづいて総合的に学習する。多様な文化のあり方を理解して受容し、それぞれの文化に共存共生の方法を考察し、それを実践する能力をつちかうことを目指している。

（イ）テーマ・プロジェクト

テーマ・プロジェクトは、個別テーマによる短期教育プログラムであり、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応すべく 2005 年度に新たに設けられた。授業は文学部専任教員が主体となって行う。3 年次のプロジェクト演習及び講義、4 年次の卒業演習及び卒業論文が基幹科目である。

［東アジア映像文化論］

映画を中心とした東アジアの現代映像文化について、映画美学や映像文化の史的展開、文化的背景等多角的な切り口から分析し、複合的理解を深めることを目標とする。同時に、東アジア以外の映像作品における東アジアイメージ構築の過程についても着目し、ポスト植民地主義時代の世界映画史における東アジア映像文化の位相を明らかにしていく。

［アジアの民俗宗教学］

東アジアの漢民族の宗教の複雑な「層」を理解し、その相互関連・影響関係について学習する。また、儒教を中心とした上層の宗教の儀礼面に着目するとともに、現代の諸習俗との密接な関連を研究する。文献資料以外にも映像資料も活用し、東アジアの民衆の宗教文化についての理解を深めることを目的とする。

［文芸創作講座］

小説や詩作活動を介して、想像力や創造力を涵養するのを目的としている。卒業論文の代わりに、研究ではなく、創作活動から生まれた作品を提出してもらうことで、本来的な文学活動を実施する。単なる文章ではなく、表現や描写を旨とした作品創造は学生の感性を喚起して、いわゆる文学研究とは別の文芸創作の醍醐味が味わえるはずである。

［シルクロード学―アジアにおける民族と文化の交流―］

前近代のユーラシア大陸の歴史、特に東トルキスタンのオアシス都市で見られた東西文明の融合や、唐代以前の中国で見られた遊牧系文明と農耕系文明の融合など、異文明間の衝突・共存・融合の姿を学んでいく。それによって、グローバル化する現代社会の理解に通じる視点を養っていくことを目的とする。

［文化遺産学］

先人たちの残した有形無形の文化財を文化遺産と名づけ、今後の豊かな社会の創造のためにそれを多様に活用できるように文化資源としての文化遺産の研究をする。これは自然、環境、開発、景観、観光、地域社会等さまざまな側面を巻き込む研究であり、そうした総合科学で過去と未来の架け橋をつくることを目的とする。

［ハリウッド映画とナショナル・シネマ］

ハリウッド映画を含むアメリカ映画の歴史的展開と、それがヨーロッパやアジアの国や地域の映画に与えた影響を分析的に学ぶことによって、現在のわれわれを取り巻く映像文化のあり様に対する理解を深めることを目的とする。

［文化と共生］

本テーマ・プロジェクトは、2007 年度の新 3 年次生に、文化共生学専修の授業を開放するために設置された（文化共生学専修のコンセプトや授業内容については、前頁の〈文化共生学専修〉の記述を参照のこと）。文化共生学専修のスタッフ 4 名全員で担当しており、履修希望者 23 名全員の学生を受け入れている。本テーマ・プロジェクトは、文化共生学専修におけるのと同様に、異文化理解と多文化共生の道を開拓することを目的とする。

エ　理念その他の周知について

文学部の理念や目的・目標に関する情報は、学部ホームページで一般に公開しており、毎年刊行の本学部紹介パンフレットでも説明している。

2004 年度における 1 学科多専修制への移行に際しては『文学部新入生のためのガイドブック』（全 12 ページ）を Q&A 方式で作成し、新入生全員に配布した。また、テーマ・プロジェクトに関しては、2004 年 11 月、30 ページからなるガイドブックを刊行し、教職員及び選択にかかわる 2 年次生全員に配布した。学校インターンシップについては 2005 年度は 31 ページの詳細なガイドブックを作成し、プレ・ステューデント・プログラムについても、スクーリングの日程等を含む高校生にわかりやすい詳細な冊子を発行している。

受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せるようにしている。また、機会があるごとに受験雑誌の別冊として詳細なリーフレットを作成し配布している。

このように関連情報を積極的に開示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のいずれもが本学部における教育・学習の目的に関して共通の認識を持つことができるようにしている。

【長所】

文学部では開設当初から学科制をとっていたが、各学科間の独立性が高く、学科を越えた学生や教員の交流が不十分であった。また、学科制においては学生定員と必要教員数が大学設置基準で厳格に定められてきたため、教育・研究両面での硬直化がみられた。すなわち時代の要請に応えて学際的・総合的な新しい人文学の研究動向を組み入れ、社会や学生のニーズに的確かつ柔軟に対応する体制になっていたとはいえない。

2004 年度から始まった 1 学科多専修と 2 年次専修分属方式、2005 年度から始めたテーマ・プロジェクト

は、従来の専門領域の枠組みを越え、活発で柔軟な学びを提供する場となった。この 2 点の改革は文学部にとって大きな改革であり、新しい成果を生みつつある。組織改革によって必要な人事を必要な専修に配置することができ、さらに 2 年次専修分属方式の採用によって、専修間に競争原理がはたらくようになった。1 年次に魅力ある授業を提供できる専修に、より多くの学生が集まるからである。

また、テーマ・プロジェクトの開設は、時代の変化に応じた授業を提供することを主眼とするもので、学生にとって魅力ある新しい学際的カリキュラムになっている。常時数テーマのプロジェクトが開設されており、複数の専修出身者が一つのゼミで多様な視点から議論するという活発なゼミ運営が実現している。テーマ・プロジェクトが発展して専修になったものもある。またテーマ・プロジェクトのもとに複数の専修の教員が加わり、新しい専修が立ちあげられた例もある。

以上のようにこれらの改革は文学部の活性化という点で大きな成果をあげつつあるといえよう。もちろん、専門的な学習・研究を行うことも重要である。2 年次の専修分属以後、多専修をまたがる総合的な学びを経験しながら、それぞれの専修において専門的な教育を受け、最終年度には卒業論文を作成することになっている。3 年次にテーマ・プロジェクトを選択した学生にも卒業論文の作成を義務づけている。卒論の作成は、みずから文献を読み、調査し、情報を整理して、広い視野から論点をまとめあげるという主体性が求められる行為であり、学生の研究意欲をかきたてる目標として文学部の一つの特色となっている。

さらに文学部では、開かれた教育の理念の実践として学校インターンシップ、連携講座、プレ・ステューデント・プログラムなどを積極的に展開している。現在、社会や文化・産業の中での大学の位置づけ、地域の教育力との連携、高校との連続性等が重要なキーワードとなっている。これらの取組はそれらを反映したものとなっている。

【問題点】

1）専修数の増大と学部としての長期的視野

文学部総合人文学科は、現在 18 専修を擁している。また 2008 年度にもテーマ・プロジェクトの新設を予定している。こうした改革を支える文学部としての明確な理念の下で、専修の統廃合の視点も入れて常に長期的な展望を練り続ける必要がある。

2）教員の意識改革

まず 1 年次生に導入教育を行い、2 年次以降、多専修にまたがる総合的な学びを経験させながら、専門教育を進めていくという意識、学校インターンシップや各種連携講座・高校との連携等の重要さについての意識は、個々の教員についてみる時かなりの温度差があるといわざるを得ない。文学部の改革を進めていく上で、教員共通の意識として高めていく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）専修数の増大と学部としての長期的視野

現在は、専修の増加は一応落ちついている。今後は、共通の目的や内容を持つ専修間の調整や新たな専修の設置について学部としての理念を継承しつつどのような方向で新たな改革を行っていくのか、時間をかけた慎重な検討が必要となろう。この件に関しては、2006 年に設置された文学部総合計画会議で検討が行われた。

2）教員の意識改革

多専修制や学校インターンシップ、社会連携、高大連携等、文学部の諸改革に関して、個々の教員が改革に参加することにより一層の意識改革がなされると思われる。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

文学部の理念・目的・教育目標については、常時さまざまな場で検証が進められている。

ア　文学部自己点検・評価委員会における検証

1991 年の大学設置基準の大綱化とともに、自己点検・評価活動を開始した。大学及び学部の理念や目的、教育目標が今日の社会的要請に対応しているか、充実した成果を挙げているかを検証する組織として、文学部自己点検・評価委員会を設置している。

イ　文学部総合計画会議における検証

1996 年度に設置された文学部将来構想委員会では、「これからの文学部はどうあるべきか」について、短期及び中・長期の諸問題を検討してきた。2006 年度からは新たに設置された文学部総合計画会議で、文学部の将来構想と計画を審議しており、あわせて文学部の理念の検証の機関として重要な役割を果たすことになる。

ウ　新入生アンケートによる検証

文学部では従来から新入生の入学時にアンケート調査を行ってきた。1999 年度の入学生からはマークセンスによる組織的なアンケート調査を実施し、実施後 1 ヶ月以内にはその詳細な分析を終え、教授会報告がなされている。質問項目は、「入学の満足度」「今後の学生生活への希望」「文学部のイメージ」「大学選択の際の重視した点」「大学生活で取り組みたいこと」「2 年次以降の分属希望専修（2004 年度入学生から）」「卒業後の希望する進路」などをあげている。

2007 年度入学生については、ここ 3 年間のデータと 7 年前の 2000 年度のデータとの比較がなされ、2004 年度の大きな組織改革を含む 7 年間の文学部改革に伴う学生の意識の変化が検証された。

エ　オフィスアワーとカリキュラムの運営それ自体による検証

文学部では、2000 年よりオフィスアワーを制度化して実施している。専任教員全員が曜日と時限を決めて個人研究室で必ず待機しており、学生たちは、すべての授業についての質問や学習指導、また要望などを、授業の進行に合わせてタイムリーに持ってくるため、授業評価や FD 活動の面において顕著な効果をあげている。また、2006 年度より、専門教育科目のうち、演習科目を除くほとんどすべての科目を必修科目から選択科目に変更し、学生が科目を自由に選択しカリキュラムを自己設計できる制度を導入した。この改革により、各専修には、①常に複数のカリキュラムモデルを設計し、履修相談会において学生に対してカリキュラムの意義や各科目の位置づけの説明を行う、②担当者はカリキュラム全体における担当科目の位置づけを考えて授業を運営する、③授業を行った後、学生からの反応を把握してカリキュラム全体についての評価を行い、カリキュラムモデルを練り直す、というフィードバックの必要が出てくるので、この制度もまた、オフィスアワーの制度と相まって、学部全体の授業評価・FD 活動の面に顕著な効果をもたらすことが期待される。この改革を行ってまだ初年度であるので、その成果について明確に述べることはできないが、年度経過を追ってこの制度をよく検証し意義のあるものにしてゆきたい。

オ　入試関連業務、高校担当制における検証

文学部では、本学の入試センターが主催する各種の入試説明会に執行部を中心とするメンバーが積極的に参加し、極力高校生や高校の教員、父母たちの意見を聞き取り、その後の施策の策定に反映させている。時には入試センターからの依頼がなくてもそこに参加して、できるだけ多くの層の意見を聴取するようつとめているところである。

また、文学部が独自に設けている高校担当制度（教員が各自の居住地の近辺の高校を中心に一つあるいは複数「担当」し、日常的なコンタクトをとる制度）のもとでの学校訪問時に、高校で文学部がどのように映っているかを常に検証し、教育理念や目的の検討に役だてている。

カ　社会連携における検証

文学部は近年、社会連携に力を入れてきた。近隣の地方自治体、関西一円の教育委員会、一般企業、NPOなど、さまざまな団体と協力して授業や講演会の運営にあたっている。また、マスコミのみならず、地方自治体や民間のシンクタンクなど、さまざまな団体から取材を受け、近隣の高等学校、時には外国の高校から多数の来訪者もあり、文学部には来訪者が途絶えることがない。また、社会のさまざまなパートから講師を招き、学生向けの講演会も開催している。文学部は、このようなすべての機会を通じて、社会のさまざまなパートとの情報交換を進め、社会に人材を送り込む大学として、企業や行政など現場における動向の把握に努めている。その結果、全国に法科大学院設立の動きが広まったときには、文学部内に法科大学院進学コースを設置し、団塊世代の大量退職による教員減を見越して教員志望の学生を増やすために学校インターンシップを実施し、初等教育学専修を立ち上げ、また、高齢化社会の到来に対応して、カレッジリンク型シニア住宅に教育プログラムを提供する試みを行うなど、常々、社会の動きを見据えた多くの企画を実施することができた。現在も社会連携の輪をますます広げ、大学の理念である「学の実化」の実現に努力を続けている。

【長所】

文学部の理念・目的・教育目標を検証するために、教員組織による定期的な検証を実施してその結果を公表するとともに、必要な改革を推進するシステムが確立している。その際、学生に対するアンケートや高校現場の情報など多様なデータが活用されている点は評価できる。また、オフィスアワーを制度として設けて、授業や日常的な学生生活に関する学生の不安・不満・要望に耳を傾けて対応し、また、オフィスアワーの制度にカリキュラムの自己設計制度を組み合わせることによって、学生の授業に対する要望や不満を吸い上げ、それを各授業やカリキュラムの改善に結びつける基本的なシステムを確立しているところも十分に評価できる。社会連携を進め、社会の動向を把握して、それを学部教育に活かしている点も評価することができる。

【問題点】

常に学生に対する説明と実行、そして学生からの情報をフィードバックシステムの中に取り入れたカリキュラム自己設計制度は優れた可能性を持っているが、これを活用するためには、教員それぞれが、かかる制度の意義を十分認識している必要があろう。今年度発足したばかりの制度なので、教員の認識を深める方策が必要である。

また、社会連携についても、得られた情報を、文学部執行部や企画の担当者のみならず、できるだけ多くの教員に提供する方策を考える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対しては、新入生オリエンテーションや履修説明会など、オフィスアワーの制度やカリキュラムの主旨を説明する機会を定期的に設けて制度についての理解を促し、検討すべき問題を学生から収集しやすくするとともに、オフィスアワーで得られた情報や授業を運営する中で得られた情報をもとに、文学部総合計画会議や専修代表者会議で問題点を検証してカリキュラムの点検と評価を行い、必要に応じて随時カリキュラムモデルの改定を行うという、PDCA（計画・実施・点検・処置）のサイクルを確立する必要がある。このサイクルの中に、社会連携で得られた情報を共有し吟味こと機会も含めるのが、文学部の進むべき方向を検証するために効果的な方法であろう。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、高度な倫理観を合わせ持つ市民の育成を目指している文学部には、大学人としての健全性とモラルが求められるのは当然である。飲酒運転などの反社会的行為や、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が時として生じることもあるが、そうした問題を覆い隠すことなく、学部として誠意をもって対処することに教職員の間で理解・対応を進めている。

本学では、人権問題への取組の一環として、1999 年に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を設置するとともに、教職員をはじめ新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレットの配布やガイダンスを行い、教員の相談員を配置している。また、2005 年 4 月、本学の個人情報保護委員会ではパンフレット『個人情報保護のために』を作成するなど、「個人情報保護に関する法律」の周知に取り組んでいる。文学部でもこれらと並行しつつ健全性、モラルの保持につとめている。

文学部には人権問題検討委員会があり、人権問題やセクシュアル・ハラスメントに関する問題が発生した時に協議・検討を行っている。また、文学部は他学部と連携をとりつつ、人権問題について率先して取り組み、1985 年 6 月に設置された人権問題研究室には現在、多くの文学部教員が関わっている。

また近年、学術論文の作成に当たって、データの改ざんなど研究者の倫理観が問われる問題が発生している。真理の探究を目的とする学術研究にあって、研究者は自由な研究活動の中で社会倫理を逸脱しないように自らを強く律することが求められることは言うまでもない。関西大学では 2007 年 1 月に関西大学研究倫理規準を制定して、この点について教員に対しあらためて自覚を促したところである。

なお、全学的取組により学生は「インターネット利用に関する誓約書」の提出を求められるが、文学部はこの点についても徹底を図っている。

【長所】

人と文化を研究対象とする文学部では、人権意識やセクシュアル・ハラスメント等について常に強い関心を持ってきた。とくにセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて規定やガイドラインを制定し、刊行物の配布を通して教職員や学生に対して積極的に啓発が行われてきた。

【問題点】

1)「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」が、身近な問題として教職員や学生に具体的に認識されているかどうかの検証が行われていない。
2) アカデミック・ハラスメントについての認識が不十分である。
3) 学生に対して、飲酒に伴うトラブルの防止など、モラル向上の必要性を再確認させる機会が求められているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1) アンケート調査などを通して、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントについて実情を把握するとともに、より緻密な対策を施していくべきである。とくにアカデミック・ハラスメントについては、教職員による相談員の配置などの対応策を講じることが求められよう。
2) 学生のモラルを高めるために、刊行物の配布のほか、講演会などを開催することも必要であろう。

2　学士課程の教育内容・方法等

(1) 到達目標（達成度）

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とうたわれている。また大学設置基準第 19 条には「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定されている。

文学部はこれらをうけ、全学の「学の実化」という基本方針に沿って、豊かな知の探求すなわち「総合的な人文学的知性の育成」を学士課程の理念としてかかげるとともに、1)言語学的・文学的、2)思想的・心理学的、3)歴史学的・地理学的、4)学際的という具体的な専門アプローチをもつ 18 専修を置き、さらに新たな学問動向に柔軟に対応するためのテーマ・プロジェクトを開設している。そして、いずれの場合も卒業論文の作成を目に見える到達目標として課している。

(2) 教育課程等

ア　文学部の教育課程（履修の区分を含む）

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

文学部では、全専修とも卒業所要単位は 124 単位で、内訳は次のとおりである。

a　教養科目及び保健体育科目　28 単位以上

b　外国語科目　16 単位以上

c　専門教育科目　60 単位以上

a　教養科目及び保健体育科目

教養科目は「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の 3 分野に分かれ、幅広く深い教養を習得し、広い視野に基づく総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設置されている。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目が置かれ、卒業所要単位に含ませている。

b　外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つが開設されており、英語を含む 2 ヵ国語が必修である。このうち一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語とし、それぞれ 8 単位の修得が必要である。

c　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し、各ディシプリンにおいて特化した学修目標を達成するためのものであり、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分けられる。

d　インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として 2003 年度、全学を対象に開設されたものであり、文学部は次の 4 コースを採用している。

1) 生涯スポーツ・身体運動文化コース

2) キャリア教育

3) テーマスタディ

4) 大学コンソーシアム大阪プログラム

これらのインターファカルティ教育科目は、各コース及び科目により、修得単位を教養科目に算入する場合と専門教育科目に算入する場合とがある。詳しくは全学の該当部を参照されたい。

（イ）カリキュラムの体系（専門教育科目）

教養科目及び保健体育科目、及び外国語科目は 1・2 年次を中心に配置されている。一方、専門教育科目は、学生が専修に分属した 2 年次以降に主に配置されているが、1 年次にも開設されている。ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

〈1 年次〉

1 年次には「共通専門教育科目」として、以下の 4 種類の専門教育科目が設けられている。これらはいずれも文学部の各専修が提供する科目であり、2 年次における専修分属に先立ち、各専修ではどのようなことが学べるのかを紹介するとともに、2 年次以降の専門教育のための基礎的な知識やスキルを教授する導入教育の意味も有している。

1）学びの扉（入門講義）

各専修における学習を紹介するための入門講義である。専修選択のためのガイダンスとともに、各専修の学びのエッセンスを講義する。

2）知へのパスポート（入門演習）

専修が開設する入門演習である。各専修の研究テーマやアプローチ方法を深く知るための、少人数のゼミナール科目であり、2 年次に進級する専修の専門学習のための基礎教育ともなる。

3）知のナヴィゲーター（フレッシュマンセミナー）

文学部の学生として必要な基礎技能を教授する。文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、みずからの意見を整理・発表し、また他者と議論するなどのスキルを育成する。

4）外国語演習

外国語系専修への進級を希望する学生のほか、上述した全学共通の必修外国語科目を越えてさらに外国語運用能力を向上させたい学生のために開設されている。

なお、2 年次に専修に分属する際には、1 年次において次の二つの条件を満たしていることが必要である。

- 「学びの扉」を 1 科目 2 単位以上修得していること
- 「知へのパスポートⅠa」、「知へのパスポートⅠb」、「知へのパスポートⅡa」、「知へのパスポートⅡb」、「知のナヴィゲーター」各 1 単位の中から、1 科目 1 単位以上を修得していること

〈2 年次以降〉

学生は 2 年次において 18 の専修のいずれかに所属する。各専修はそれぞれの理念と目標を達成するために、入門的・基礎的内容をふまえつつ、より高度な専門的内容を学習できるカリキュラムを用意し、4 年次の卒業論文作成につなげている。一方で、学生が各人の興味関心にしたがって自由にカリキュラムを設計し、自由に履修できるようにするため、必修科目の大幅低減を実施した。

このほか、3 年次以降にテーマ・プロジェクト（後述）を選択することができ、さらに 2 年次以降に副専攻（LSA プログラム〈法科大学院進学プログラム〉）を選択する道も開かれている。いずれの場合も卒業論文が 4 年間の学習の最終的な目標として課されている。これらの進路を整理すれば次のようになる。

1）専修に所属し、その専修の必修科目を履修し、また卒業論文を作成する。
2）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、3 年次にテーマ・プロジェクトを選択し、その講義と演習を履修する。卒業論文はテーマ・プロジェクトのもとで作成する。
3）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、2 年次以降に副専攻（LSA プログラム）を選択し、その科目群を履修する。卒業論文は所属の専修において作成する。

このうち、第一の進路が従来からある最もオーソドックスなものである。2006 年度における 3 年次生の 5%がテーマ・プロジェクトを選択し、同年度の 2 年次生の 0.4%が副専攻を選択している。

2 年次以降のカリキュラムは、全体として次のような体系性をもっている。まず専門教育科目は、大別して、

1)「概論」・「概説」・「研究」などの講義系科目

2)「講読」・「作品研究」などの講読系科目

3)「演習」・「実験」・「実習」などの演習系科目

の 3 種類がある。(1)の講義系科目は最新の研究成果にもとづいて、当該テーマ全体を俯瞰して重要な知識と論点について伝授し、(2)の講読系科目は資料や作品を正確に読み解く能力の修得に重点を置き、(3)の演習系科目は個別テーマのもとに学生自身が主体的に調査研究や発表を行うことを主眼に置いている。これらの科目群内では学習レベルが順次高くなるよう科目を配置してあり、また演習系科目は、いずれも少人数クラスによって運営され、教員がきめ細かく指導することによって各自の専門的学芸を磨くことができるよう配慮している。演習科目の延長上には 4 年次の卒業演習が置かれ、卒業論文の作成へとスムーズに移行できるシステムになっている。以上の科目は学習の必要度に応じて、当該専修における必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。なお、各専修の必修科目を各学年で概ね 1 ないし 2 科目に絞ったため、学生の自由意志による自由設計が可能となった。

一方、テーマ・プロジェクトは、3 年次に講義と演習各 2 科目を置き、4 年次に卒業演習を置いている。これは、各テーマ・プロジェクトでは所属する専修とは別に独自のテーマで卒業論文を書くこととしているからである。

このほか、2 年次以降に選択できる副専攻プログラムがある。現在、LSA プログラムすなわち法科大学院進学プログラムが開設されている。これは 2004 年度にスタートした本学の法科大学院（法務研究科）への進学希望者のために設けたもので、法学部における関連授業のうち、必修科目 4 単位及び選択必修科目 20 単位を履修するものである。

〈共通専門教育科目など〉

以上の各専修、テーマ・プロジェクト配当の専門教育科目以外に、全学年を通じて履修できる専門関連科目として次のものがある。

1）選択科目と自由科目

専門教育科目としては、必修科目のほかに選択科目と自由科目があり、1 年次から 4 年次まで配当されている。いずれも学生がみずからの関心と必要に応じて自由に選択できる科目である。自分の所属する専修以外の専門科目の多くは自由に履修できる選択科目であり、各種の資格関連科目等は自由科目となっている。文学部の場合、選択科目は合計 467 科目が、自由科目は合計 92 科目が開設されている。これらの修得単位は、自由科目内のインターンシップ関連科目など少数を除いて所属専修の専門教育科目に算入される。

選択科目として特色あるものとしては、総合講座「日本学」がある。これは学外の専門家や職業人を中心とする複数の講師がさまざまな関連テーマのもとにリレー方式の講義を展開するもので、年間 2 テーマが半期完結型で設定されている。2007 年度は「現代日本映画のフロンティア」と「文化遺産学－身近な伝統文化に見る知恵－」がテーマである。

2）情報処理関係科目

本学の教学基本方針の一つに「情報化」の促進がある。文学部は情報関係の授業を重視し、自由科目として情報処理関係科目を各年次に開設している。選択科目としては「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」、「情報社会と倫理」、「通信ネットワーク論」、「アルゴリズムとプログラミング」があり、自由科目としては「情報サービス概説」、「情報サービス演習」、「情報検索演習」などがある。このように実習科目と講義科目が組み合わさることで、コンピュータによるデータ検索と処理等のスキルが身につくようになっている。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」は情報の処理や管理に特化したカリキュラムコースであり、また専修によっては当該専門分野に関連する情報処理関係科目が開設されている。詳しくは

後の当該専修の専門科目の項で述べる。

なお、エクステンション・リードセンターには「情報処理講座」が設けられおり、スキルを補習し向上させるための利用を学生に勧めている。

3）連携講座

大学での学びの正統性を確認させるために、その道の「プロ」に、関連する講義や演習を担当してもらい、より高い動機づけでの内発的学びを目標としたもの。正統性の確認が学びを「ほんもの」にするという理念から設置した、寄付講義を含む社会・産業との連携講座である。2007 年度は「ジャーナリズム論」「政策形成とメディアの役割」「吹田学」「教職の実際」を開設している。

以上のカリキュラム体系を整理すれば、図Ⅱ-文-1 のようになる。

図Ⅱ-文-1　カリキュラム概念図　2007 年度

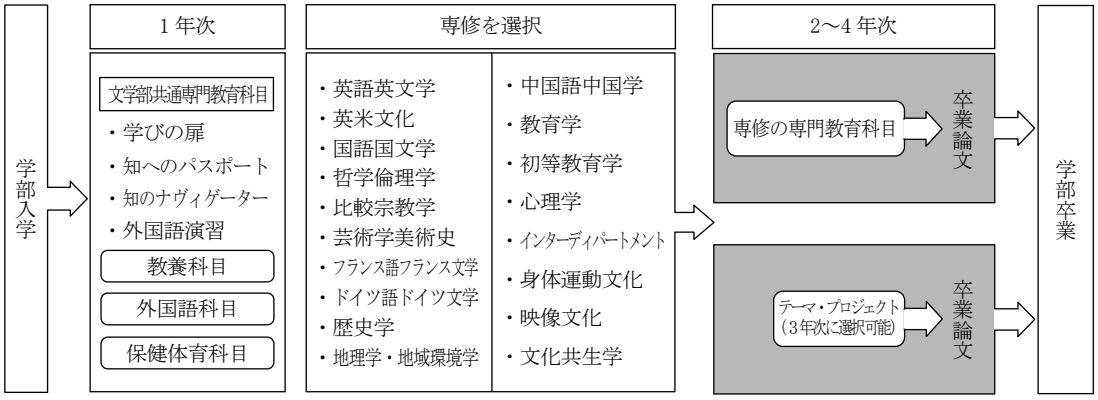

※一般入学試験合格者のうち、「初等教育学専修」で入学した者は、1 年次から初等教育学専修に分属します。

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

大学の基礎教育には、まず全学的な教養科目及び保健体育科目があり（後述）、さらに文学部の専門教育課程における基礎教育がある。前述したように、文学部では 1 年次に共通専門教育科目として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」（フレッシュマンセミナー）、「外国語演習」を開設し、専修進級のための基礎知識と学習スキルを培うようつとめている。

倫理性を培う教育としては、教養科目の中に「倫理学」や「部落解放論」が開設されているほか、文学部共通専門教育科目の選択科目として「倫理学概論」、「情報社会と倫理」、「部落史研究」などを開講し、倫理的な生活態度や弱者配慮の思考を涵養すべく教育を行っている。

（エ）教養科目及び保健体育科目

教養科目及び保健体育科目は、全学共通教育として全学的な教育方針、教育体制のもとに設置されている。文学部の卒業所要単位としては、教養科目の人間・文化、社会・経済及び自然・技術の各分野からそれぞれ 4 単位を含めて、教養科目及び保健体育科目の中から合計 28 単位以上を修得し、さらに 12 単位までを卒業所要単位に算入することができる。その場合、保健体育科目は 6 単位までを卒業所要単位に含ませることができる。ただし身体運動文化専修では保健体育科目 5 単位が必修なので、教養科目は 24 単位以上を修得し、さらに 12 単位までを卒業所要単位に算定するとしている。

このように、文学部の教養科目及び保健体育科目は総合的な視野から物事を観察、思考、判断し、豊かな人間性が涵養できるよう配慮している。

（オ）外国語科目

外国語科目は、第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 8 単位、合計 16 単位が必修となっている。この必修の 16 単位を充足した上で、さらに、第 1 選択外国語及び第 2 選択外国語で 8 単位を超えて修得した単位、第 3 選択外国語として修得した単位、及び海外研修（各セミナー）で修得した単位は、合計 12 単位ま

で卒業単位に算入することができる。したがって外国語科目は最大限 28 単位まで卒業所要単位として履修することができる。

また 2005 年度から外国語検定科目の単位認定制度が新たに設けられた。これは本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者またはその試験に合格した者に対して、外国語検定科目（「検定認定 1」、「検定認定 2」、「検定認定 3」）の単位認定を行うものである。2007 年度春学期は文学部で 139 名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという現状に配慮して、2005 年度から新たに上級外国語（英語各科目）クラスが設置された。これは高い外国語能力を持つ学生（原則として英語の外国語検定で単位認定された者またはこれと同等以上の英語運用能力を持つ者）で、この科目の受講を希望するものを対象として、英語の各科目でそれぞれ特別クラスを編成し、ハイレベルの授業を行うものである。2007 年度文学部での上級外国語の履修者は、5 クラス 100 名である。

以上の全学共通科目としての外国語科目のほかに、文学部には専門科目として多くの外国語科目が設置されている。これらの科目は個別に履修することも可能であるが、より体系的に高い外国語運用能力を身に着けるため、外国語アドバンストプログラムを設けている。「英語コース」「フランス語コース」「ドイツ語コース」「中国語コース」の 4 コースがあり、実践的な外国語科目を配している。このプログラムを修了すると、その旨が成績証明書に明記される。

また、英語、フランス語、ドイツ語、中国語についてはそれぞれ「外国語演習」を文学部独自に設け、文学部共通専門科目としている。

（カ）各専修及びテーマ・プロジェクトの専門教育科目

各専修及びテーマ・プロジェクトの 2 年次以降のコア・カリキュラムは以下のとおりである。

a　言語学的・文化的アプローチ

〈英語英文学専修〉

英語英文学専修は、英文学、米文学、英語学の三分野を中心としたカリキュラムを組むとともに、LL をはじめ、ネイティヴ・スピーカーの教員の担当するコミュニケーションやライティングのクラスなど、英語運用能力の向上をはかるためのカリキュラムを備えている。

まず、1 年次においてはネイティブ・スピーカーによる英語コミュニケーションクラス「外国語演習」Ⅰを必修とし、「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅰを選択必修科目として置き、英語運用能力の強化を目指している。

2 年次には「英語英文学基礎演習」（英文学，米文学，英語学）が、英文学、米文学、英語学の 3 分野の資料読解力向上のための選択必修科目として置かれている。また、「書く」能力を強化するための「アドバンスト・ライティング」、コミュニケーション能力を強化するための「イングリッシュ・メディア・ラボ」Ⅱが、それぞれ必修・選択必修科目として置かれている。

3 年次においては「英文学研究」（一）及び（二）、「米文学研究」（一）及び（二）、「英語学研究」（一）及び（二）を開設している。これらは 2 年次配当の上記 3 分野の科目を継続・発展させたものであり、4 年次の卒業演習、卒業論文作成を視野にいれたプレゼミ的性質の授業である。英語運用能力の更なる強化をめざすネイティヴ・スピーカーによる授業としては、「イングリッシュ・ワークショップ」と「特別修得外国語（英語）」Ⅰ及びⅡが開設されている。

4 年次には卒業論文作成のための「卒業演習」がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かい指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、英文学、米文学、英語学のいずれかから選択することになっている。このように、英語という言語を学習しながら英米のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するというのが当専修の方針である。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目よび自由科目の必要単位数は 44 単位である。

〈国語国文学専修〉

国語国文学専修は、国語学と国文学の二つのコースに分かれている。国語学を専攻した学生は、2 年次より国語学コースのカリキュラムに沿って履修し、また国文学コースの学生は 3 年次より各時代に設定された演習を履修することになる。「国語学概論」と「国文学史概説」が、基礎的な知識を修得するための専門科目としておかれ、2 年次以降のさらに専門性の高い科目へと継承されていく。「国文学基礎講読」は古典から近現代の文学にいたる多種のクラスがもうけられており、国語学コース・国文学コースとも必修科目となっているが、基本的には、2 年次以降の必修科目は、両コースで異なる。

〔国文学コース〕

2・3 年次配当として「上代国文学研究」「中古国文学研究」「中世国文学研究」「近世国文学研究」「近代国文学研究」「現代国文学研究」の専門科目が置かれ、さらに「国文学講義」（一）～（四）が設置されている。また 2 年次には、「国語学・国文学基礎講読」及び「国語学基礎演習」「国文学基礎演習」が必修科目に置かれている。3 年次配当科目には、「国文学特殊講義」（2 クラス）が選択科目として置かれている。2 年次配当科目として、選択自由科目の「コンピューター国文学」（国文学・国語学両コース共通）がある。演習科目では、まず 3 年次配当の「国文学演習」（一）（二）のうち異なる時代を履修したうえで、4 年には、卒業論文のテーマに念頭をおいて「国文学演習」（三）をとることになる。いずれも必修で、それぞれ時代別に組み分けされている。

〔国語学コース〕

2 年次配当の専門科目として、「日本語文法研究」「音声発声の科学」「マスコミ言語論」の各科目があり、さらに「国語学演習」（一）が置かれている。3 年次配当の科目には、「現代日本語研究」「日本語表現論」「古代日本語史研究」があり、さらに「国語学演習」（二）が置かれている。4 年次には「国語学演習」（三）をとることになる。

〈フランス語フランス文学専修〉

フランス語フランス文学専修は、フランス語圏の文学・言語・文化の 3 分野を幅広く学習することのできる自由度の高いカリキュラム体系をそなえている。

2 年次においては、「専修フランス語」（一）と必修科目として「フランス学基礎演習」を設置し、前者ではフランス語の基礎的な運用能力の向上を図り、後者ではフランスに関連する基礎的かつ総合的なトピックを演習形式で学習する。講義科目としては、「フランス学基礎研究（今）」、「フランス学基礎研究（昔）」、「フランス学基礎研究（ことば）」を設置し、学生各自の関心に応じて、自由に組み合わせて修得することとしている。

3 年次においては、原則として専修の教員全員が開講する「フランス学専門演習」を必修とし、卒業論文の作成を視野に入れて、少人数のゼミ形式によるきめ細かな指導を行っている。講義科目「フランス学専門研究（今）」、「フランス学専門研究（昔）」、「フランス学専門研究（ことば）」は、2 年次の時と同様、学生各自の関心に応じて、自由に組み合わせて修得できるようにしている。

4 年次は、卒業論文作成のための「卒業演習」が必修で、基本的に全教員がこれを担当し、学生の指導にあたっている。また、講義科目として「フランス学総合研究」（一）～（三）を設置している。

他にも、選択科目として、フランス語の運用力を各自のグレードにあわせて発達させることのできる科目も多数用意しているほか、「フランス文学史」、「フランス語学概論」など専門性の高い授業も提供している。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位である。

〈ドイツ語ドイツ文学専修〉

ドイツ語ドイツ文学専修においては、(1) ドイツ語の実用的な運用能力の修得、(2) ドイツ語圏の言語、文学、文化についての専門的な知識の獲得を 2 本の柱としてカリキュラムが組み立てられている。

2 年次においては、原則としてネイティブの教員が担当する「ドイツ語インテンシブ」（一）、（二）、「ドイツ語会話」Ⅰ、「ドイツ語特別演習」が設定されており、ドイツ語の運用能力を高め、ドイツ語の資格試

験に向けて学習する授業が組まれている。「ドイツ語学概論」、「ドイツ文学概論」、「ドイツ文化概論」という講義科目ではそれぞれの専門分野での体系的な教育が行われている。また必修の「ドイツ学基礎演習」（一）、（二）では学生の主体的な研究発表による入門的な演習が行われている。このうち「ドイツ学基礎演習」（二）は現代ヨーロッパ学に重点を置き、多国籍的な広い観点から研究を進めるように努力している。

3 年次では、「ドイツ語インテンシブ」（三）でより高度なドイツ語運用能力の修得がなされ、さらに「ドイツ語会話」Ⅱ、「特別修得外国語（ドイツ語）」Ⅰ及びⅡで高いレベルのドイツ語教育が行われている。また「ドイツ学専門演習」（一）、（二）では語学、文学、文化の高度な専門研究が行われ、同時に専任教員全員が担当する「論文基礎演習」では 4 年次の「卒業演習」とあわせて 2 年間にわたり一貫したゼミ指導を行うようにしている。

4 年次では、「卒業演習」において、3 年次の「論文基礎演習」を引き継ぎながら、卒業論文の指導が行われる。4 年次配当の「ドイツ学特殊講義」は、専任の教員がリレー方式でそれぞれの専門分野に関する講義を行い、特色ある授業を展開している。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 20 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 40 単位である。

〈中国語中国学専修〉

2006 年度に専修名を「中国語中国文学専修」から「中国語中国学専修」に改称し、2007 年度にはカリキュラム全般を見直した（下記参照）。

中国語中国学専修は、現代中国語の修得を学生全員に課すとともに、中国の文学、思想、言語の 3 分野を、古代から現代まで網羅する授業を行い、この 3 分野にまたがるカリキュラム体系をそなえている。

まず、1 年次においては「外国語演習（中国語）」Ⅰ及びⅡを必修としている。これは、中国の諸文化を学ぶ際、まずもって中国語の運用能力が不可欠と考えるからである。クラスは未修者と既修者とで分けて授業を行っている。

2 年次には「専修中国語」（一）及び（二）において中国語能力を高めるとともに、「中国学作品研究Ⅰ」「中国古典文講読」及び「中国現代文講読」において、古典文すなわち漢文及び現代文の双方を読解する。講義科目としては、文学、思想、言語の 3 分野に分けた「中国学講義」を置き、このうち 2 分野を選択必修としている。また、演習形式で中国学関連資料の読解方法を学ぶ「中国学基礎演習」を置き、必修としている。

3 年次においては「中国学作品研究」Ⅱを開設し必修としている。古代から現代に至る漢語作品を幅広くとり上げ、資料・作品を正確に読み、鑑賞し、理解する力を一層向上できるようにしている。これと並んでコアとなっているのが演習科目「中国学演習」である。「中国学演習」もまた文学、思想、言語の 3 分野に分かれ、原則として専修の教員全員が担当し、それぞれの専門領域にもとづいて授業を行っている。この演習科目は 2 科目を選択必修とし、卒業論文の作成を視野に入れている。このほか、選択科目として「中国語コミュニケーション」（一）（二）・「実践中国語」「実践中国語」（一）（二）を置き、中国語運用能力を多面的に高めるべく指導している。

4 年次には卒業論文作成のための卒業演習がある。教員全員がこれを担当し、少人数によるきめの細かな指導を行っている。卒論のテーマは当専修の教育方針に従い、文学、思想、言語のいずれかからなっている。

2007 年度より新しく「コンピュータ中国学」を置き、コンピュータを活用して中国学研究を進めるためのスキルを伝授する。2 年次にはⅠを、3 年次にはⅡを選択して履修する。

このように、中国語及び漢語読解能力を基礎として中国のさまざまな文化事象を広く学び、その上で特定のテーマを選択し卒業論文として集約するという方針である。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 28 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 32～52 単位である。

b　思想的・心理学的アプローチ

〈哲学倫理学専修〉

専修分属後の 2 年次においては、「哲学倫理学基礎演習」を必修科目としている。2 年次の目標は、この演習を通して哲学倫理学の基礎的な学習法を学ぶと共に、「哲学概論」「倫理学概論」「西洋古代・中世哲学」「西洋近代哲学」などの概論科目を履修して、幅広い基礎知識を獲得することにある。3 年次では、必修科目である「専門演習」を中心に、「哲学演習」「倫理学演習」などの演習科目を中心に履修する。「専門演習」は、いわば“プレ卒論演習”といった性格を持ち、自分自身の研究内容を発表し、仲間たちから質疑応答を受けることによって、卒業論文で扱いたいテーマを見出し、次年度の卒業論文執筆のための準備を行う。また、引き続き、2，3 年次対象の各種「概論」を始めとする選択科目の修得により、専門的知識を一層深めていく（このほか、哲学倫理学専修にかかわりの深い選択科目として、「哲学特殊講義」「倫理学特殊講義」がある。）4 年次では、「卒業演習」を必修科目として卒業論文作成にあたり、少人数によるきめ細かい指導を行っている。哲学倫理学専修の卒業所要単位数は、必修科目（卒業論文を含む）10 単位、選択必修科目 6 単位以上、選択・自由科目 44 単位以上となっている。

〈比較宗教学専修〉

2 年次では、「比較宗教学基礎演習」において比較宗教学の基礎知識、学習法を学ぶことが目標となる。それと同時に、「宗教学概論」「日本思想論」「仏教学概論」「宗教文化論」などの概論によって、幅の広い知識の獲得をめざす。

3 年次では、「専門演習」が必修科目として課されているのに加え、学生は、「宗教学演習」「宗教学実習」「比較思想演習」などの選択科目を通じてさらに深く宗教学の問いを深めることが可能である。また、開講時間にしばりがあるために受講者は少なめだが、「キリスト教研究」「イスラーム思想研究」などの選択科目では集中的に知識を獲得することが可能である。

4 年次では、必修科目の「卒業演習」を通じて卒業論文の作成にあたる。

卒業論文を含む必修科目及び必修選択科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44～64 単位である。

〈芸術学美術史専修〉

専修に分属した 2 年次では、「美学・美術史基礎演習」を必修科目としている。2 年次の目標は、(1) この「美学・美術史基礎演習」で芸術学美術史を学ぶうえでの基礎知識と学習方法を修得することであり、それと同時に (2) さまざまに用意された概論によって関連諸分野の広い知識を獲得することである。芸術学美術史及び関連分野の概論として、「美学・芸術学概論」、「日本及東洋美術史」、「西洋美術史」、「芸術学各論」などがある。以上は、原則として専任教員が担当している。

また 2、3 年次を対象とする自由選択科目として、「映像文化論」、「現代芸術論」、「演劇学・文藝学」、「音楽論」などを用意している。

3 年次では、「専門演習」を必修科目としている。また、あわせて「美学・芸術学演習」、「西洋美術史演習」、「日本及東洋美術史演習」から二つを選択しなくてはならない。これはいわば“プレ卒論演習”に相当し、研究内容の発表と受講生同士の活発な質疑応答を通じて、卒業論文で扱いたいテーマを検討し、卒業論文を執筆するための準備作業とするものである。くわえて引き続き 2・3 年次を対象とする各種の「概論」や自由選択科目の修得により、各分野の知識を獲得することが求められる。

4 年次では「卒業演習」を必修科目として卒業論文作成にあたり、少人数によるきめ細かい指導を行っている。卒業のために必要とされる、必修科目及び選択必修科目の単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の単位数は 44 単位である。

〈教育学専修〉

教育学専修では、子どもたちの学びや教育実践や学校現場に直接関わる分野、教育の今日的課題に応える分野、そして教育政策や行政に関わる分野と、学生の幅広い関心に応えるカリキュラムが組まれている。2

年次では必修科目として「教育学概論」「教育方法学」が、そして選択科目として「教育社会学」「学習・発達論」「国際教育論」「コミュニティ教育論」「教育史」等が開講され、教育学の各領域について広く学ぶ。3年次では、選択科目として「教育行政論」「学校教育論」「カリキュラム研究」「生涯学習論」「教育実践研究法」「教育法」等が開講され、教育学の各領域について広く学ぶ。加えて指導教員のもとで、専門的指導を受ける必修科目「教育学演習」（一）において、ゼミ活動が開始する。4 年次では 3 年次の「教育学演習」（一）との合同演習である「教育学演習」（二）に加え、卒業論文執筆のための「卒業演習」が開講される。

「教育学演習」（一）（二）は、教室内での学びにとどまらず、ゼミ合宿やフィールドワークなど、学外での教育活動を積極的に行っていることが特徴的である。さらに今年度からは、「教育学演習」（一）（二）の一環として、ゼミの枠を超え、学生と教員が一同に会する「インターゼミ合宿」が実施される運びとなっている。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 18 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 42 単位である。

〈初等教育学専修〉

初等教育学専修は、これからの小学校教員に求められる高い実践力、責任感、コミュニケーション能力とともに、総合人文学の知をバックグラウンドとした高い教養を身につけることのできるカリキュラム体系をそなえている。小学校教諭一種免許状を取得するために必要な「教職に関する科目」、「教科に関する科目」及び「教科または教職に関する科目」が、専門教育科目として配当されており、卒業と同時に免許状を取得することができる。また、広く 9 年間の義務教育を見通すことのできる教師になるために、文学部における中学校教諭一種免許状（国語、社会、英語）の取得を履修モデルに組み込んでいる。なお、定員は 50 名であるが、うち約 30 名が 1 年次より分属し、約 20 名が 2 年次からの分属となる。

1 年次は、「学校参加とフィールドワークⅠ・Ⅱ」によって、学校現場における体験的学習や実習を行うとともに、「学びのデザインと創造Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、IT 教育、英語活動、特別支援教育などについての事例研究によって、学校教育の今日的課題に取り組む。また、「教職の実際」、「教育原理」、「教育政策論」、「学習・発達論」といった教師になるために必要となる基礎的な知見を学び、教師を目指す者としての自己探究を深める教職科目も用意されている。

2 年次は、「カリキュラム研究」、「教育方法学」や各「教科教育法」及び各「教科教育の内容」、「道徳教育の研究（初等）」、「特別活動論（初等）」といった、教育課程や学習指導の基礎となり、教師の仕事の中心となる授業実践に必要な知識や技能を身につけ、教師としての資質をより高める教職科目が用意されている。また、「基礎演習」において、学校教育や教師の仕事、子どもの発達の理解や支援のありかたなどに関して課題をもち追究するための研究スキルの基盤の形成をめざす。

3 年次は、「学校のデザインと創造」、「コミュニティ教育のデザインと創造」において、学校教育の社会的、文化的、制度的基盤や学校と家庭、地域社会との連携などについて実践的に学ぶ。また、「教育相談論」、「生徒・進路指導論」、「総合演習」といった、児童の全人格的な発達に寄り添い、支援していくための基盤となる教職科目も用意されている。そして、「小学校教育実習(一)・(二)」において、計 5 週間にわたる学校現場での教師としての実習を行うことによって、実践力をより確かなものにしていく。あわせて、専任教員の専門性に応じたゼミに分属し「専門演習」に参加し、きめ細やかな指導のもと教育実践研究の課題を探究することを通して、教師に求められる実践研究のリテラシーの獲得をめざすとともに卒業論文の作成の準備を進める。

4 年次は、「卒業演習」及び「卒業論文」において、専任教員の指導のもと卒業論文を完成させる。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位以上である。ただし、小学校教諭一種免許状取得にあたっては、これら以外に教育職員免許法に定められた所定の単位取得が必要となる。

〈心理学専修〉

心理学専修のカリキュラムは、3 種類の中から個々人の志向にあわせて選択する。一つは、卒業時に認定

心理士の資格取得が可能となるスタンダード・コース、二つ目は、文学部の特性（1 学科多専修制）の特質を生かし、最小限の心理学的知識・技法を身につけ、残りは自分の関心にあわせて他の専修の専門科目を自由に履修していくベーシック・コース、三つ目は、さらに大学院進学や心理専門職の受験を目指す人のためのアドバンスト・コースである。いずれのコースも、途中で軌道修正し、他に移行することが可能である。2 年次では、「心理学概論」「心理学一般実験」「心理学実験法」（一）を中心として心理学の基礎を学ぶ。3 年次では、「心理学実験法」（二）、「心理統計法」「心理学特殊講義」のほか、指導教員のもとで「心理学演習」が始まり、それぞれの学生は、認知・発達・福祉・臨床等の領域から一つを深める。4 年次では「心理学特殊実験」「卒業演習」を受講し、卒業論文を作成する。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位である。

c　歴史学的・地理学的アプローチ

〈歴史学専修〉

歴史学専修は、「日本史」、「東洋史」、「西洋史」のコースからなる多彩なカリキュラムをそなえている。2 年次からこれらのコースに分属し、それぞれの専門研究・教育の充実が図られるとともに、各コースにまたがる必修選択科目の履修を通して、幅広い視野を培うことができるよう体系的カリキュラムを整備している。

〔日本史コース〕

日本史のコースは、2 年次に「日本史基礎演習」「日本史基礎史料講読」（それぞれ 3 クラス編成）を置いている。「日本史基礎演習」は、日本史の各時代・分野における調査研究上の基礎的能力の会得をねらいとし、「日本史基礎史料講読」ではさまざまな分野・時代の文献史料の基本的な扱い方や分析方法を学ぶ。3 年次からは、「日本史演習」の七つのクラスのいずれかに所属し、卒業論文の作成をめざして演習を行う。七つのクラスは、古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学などに分かれている。この年次には、「日本史史料講読」（いずれも 2 クラス編成）を置いている。「日本史史料講読」では文献史料の操作・解読・分析などについて学び、その力を養う。4 年次では古代から近現代までの時代別と、考古学、民俗学など七つある卒業演習のクラスのいずれかに所属し卒業論文を作成する。なお選択科目として「日本史概説」（1・2 年次）、「考古学概説」（2・3 年次）、「日本史特殊講義」（一）と「日本史特殊講義」（二）（いずれも 3 年次）、「考古学研究」（3 年次）、「民俗学研究」（3 年次）を置いている。「考古学研究」、「民俗学研究」、「日本史特殊講義」（一）、「日本史特殊講義」（二）は、考古学と民俗学及び古代から近現代までの時代別・分野別に、特定の専門研究の成果を講じている。

〔東洋史コース〕

東洋史コースは、2 年次に「東洋史基礎演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）、「東洋史基礎史料講読」（2 クラス編成）で東洋史の研究に必要な基礎的知識とスキルを幅広く学ぶ。3 年次には「東洋史演習」（東アジア史クラスと西アジア史クラス）で専門研究の具体的方法を修得し、「東洋史史料講読」（2 クラス編成）において史料読解のスキルアップを行う。4 年次では、中国古代史・中国中世史・中国近現代史・西アジア史の 4 クラスに分かれ、専門の研究を行う。なお選択科目として「東洋史概説」（1・2 年次）、「東洋史特殊講義」（一）、「東洋史特殊講義」（二）、「中国近・現代史」、「西アジア史」などが用意されている。

〔西洋史コース〕

西洋史のコースは、2 年次で「西洋史基礎演習」（2 クラス編成）、「西洋史基礎史料講読」（2 クラス編成）で幅広く研究する。3 年次では、「西洋史演習」、「西洋史史料講読」があり、「西洋史演習」では古代史・中世史クラスと近世史・近代史クラスの 2 クラス編成によって、専門性を考えて研究する。4 年次では、卒業演習において古代史・中世史・近代史・現代史の 4 クラス編成により、専門の研究を行う。なお、選択科目として「西洋史概説」（1・2 年次）、「西洋史史料研究」（2 年次）、「西洋史特殊講義」（一）、「西洋史特殊講義」（二）、「イギリス文化史」、「ドイツ文化史」、「フランス文化史」（3 年次）などが用意されている。

〈地理学・地域環境学専修〉

2006 年度までは、地理学〔地理学及び地理学〈GIS・測量〉コース〕は史学・地理学専修の 4 カリキュラムコースの一つに属していた。2007 年度から地理学は独立して、地理学・地域環境学専修となった。2004 年度入学生～2006 入学生に適用されてきた旧カリキュラムは、2007 年度から新カリキュラムに変更された。ここでは旧カリキュラムとの関連も示しながら、主に新カリキュラムについて述べる。2007 年度入学生には新カリキュラムが適用された。2006 年度以前の入学生に対しては旧カリキュラムが適用されているが、所属名称については新専修名が適用された。

旧カリキュラムでは 3 回生配当の専門科目名称は専ら地理学の分野を表し春秋各季で ab に分けていたが、新カリキュラムでは最近使用されるキーワードを冠した授業名称に変更した。当然、内容も更新している。組織変更と新カリキュラムへの変更に合わせて、測量士補資格認定コースの更新のために、2006 年度に国土地理院へ新カリキュラムと新規の授業の仮のシラバスを提出し仮の許可を得ている。2007 年度入学生が 3 回生になる 2009 年度に新規の授業はスタートするが、シラバスが確定した段階で改めて国土地理院に提出する必要がある。

新カリキュラムでは前述のように地理学と地域環境学の二つのコースからなる。いずれのコースも 60 単位以上を取得しなければならず、各年次に対する配当科目は次のようである。

両コース必修科目

2 年次配当科目：「地理学・地域環境学基礎演習」、「地理学・地域環境学調査研究法 a，b」

3 年次配当科目：「地理学・地域環境学実習」、「地理学・地域環境学演習」

4 年次配当科目：「卒業演習」、「卒業論文」

地域環境学コースの必修科目、地理学コースの選択科目

1・2 年次配当科目：「人文地理学概説 a，b」、「自然地理学概説 a，b」

2 年次配当科目：「地理情報システム a，b」、「測量学Ⅰ，Ⅱ」
「基礎測量学実習」、「応用測量学実習」

3 年次配当科目：「環境地理学」、「地域生態論」

地域環境学コースの選択必修Ｂ科目（12 単位必修）、地理学コースの選択科目

2 年次配当科目：「地域学 a，b」

2・3 年次配当科目：「地誌学 a，b」、「文化人類学 a，b」

3 年次配当科目：「地理学・地域環境学文献購読」、「観光地理学」、「ツーリズム論」
「歴史地理学」、「地域文化論」、「村落地理学」、「オープンリソース論」
「都市地理学」、「地域マネージメント研究」、「経済地理学」
「地域環境システム論」

卒業論文を含めての必修科目数は、地理学コースでは 14 単位、地域環境学コースでは 37 単位、選択必修科目については、地理学コースでは 6 単位以上、地域環境学コースでは 18 単位以上となっている。両コースの間の大きな違いの多くは測量士補資格の学科認定基準のためであるが、地域環境学コースは測量学・地理情報システムの準エキスパートを養成する場となっている。本コースを卒業して申請すれば、測量士補の資格を得ることができる。この資格があれば、土地家屋調査士の実技試験が免除される。

両コース 3 年次の「地理学実習」では 1 泊 2 日の地理学巡検と 3 泊 4 日の実習調査が実施される。後者の実習調査については、報告書の作成を課している。これは複写・製本して教育・研究機関に送付している。4 年次には卒業演習のクラスできめ細かな指導を受け、卒業論文を作成する。

d　学際的アプローチ

〈英米文化専修〉

英米文化専修の専門教育科目は、実用的英語運用能力を高めるための英語実習科目と英米文化研究関係の

専門科目に大別される。

英語実習科目は英語英文学専修との共同運営であり、1 年次から 3 年次までレベルに応じた技能別クラスが用意されている。1 年次向けにはネイティブ・スピーカー教員による「外国語演習Ⅰ（英語コミュニケーション）」とリスニング力強化のための「アドバンスト・ライティング」と LL クラスである「イングリッシュ・メディア・ラボⅡ」が、3 年次向けにはさらに高度な英語コミュニケーション能力を身に付けるための「イングリッシュ・ワークショップ」と英語でディスカッションを行う「特別修得外国語（英語）Ⅰ・Ⅱ」がそれぞれ開講されている。

英米文化研究関係の専門科目は、少人数ゼミ形式の演習科目と専門テーマ別の講義科目にさらに分かれ、学生はそれらの科目を自分の関心に沿って組み合わせながら自分の専門領域を次第に絞っていくことができるようなカリキュラム構成となっている。必修科目は、2 年次向けの「英米文化基礎演習」、3 年次向けの「英米文化専門演習」、4 年次向けの「卒業演習」という演習科目であり、そうした一連の演習授業を通して、学生は指導教員の助言に従いながら研究を続け、その成果を卒業論文という形にまとめることになる。また、こうした必修科目とは別に、「英米文化研究Ⅰa」から「英米文化研究Ⅵb」まで計 12 科目の自由選択講義授業が提供されており、毎年多様な専門テーマに沿った講義をそれぞれの関心に応じて自由に受講できるようになっている。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位である。

〈インターディパートメント〉

インターディパートメントは、2000 年度、学際領域の教育・研究を目的として新たに設置され、2004 年度に専修として独立した。その中にヒューマンサイエンスコース、人文情報コース、エリアスタディーズコースの 3 コースを設けている。

〔ヒューマンサイエンスコース〕

ヒューマンサイエンスコースは、人文科学と社会科学との総合的視点を基盤にして、人間のあり方や人と人とのかかわりについて学ぶことを目的としている。

2 年次では「ソーシャルワーク論」、「ヒューマンサイエンス基礎論」、「ヒューマンサイエンス実践論」などの授業を通して、生活上での具体的な問題やその解決方法に関しての理解を深める。3 年次では「人間共生論」、「人間福祉論」などの科目を配し、人間のあり方や人間の福祉に関する実践的な事例に基づいて、ともに考える授業を展開している。4 年次においては、卒業論文作成のための指導を中心に演習を行っている。生活の場で生起しているさまざまな問題に対して、学生が主体的な学びを深めるように支援し、その内容を卒業論文としてまとめるよう指導している。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位である。

〔人文情報コース〕

人文情報コースにおいては、「人とコンピュータ」をテーマに人文学と情報科学との融合領域について学習しながら、情報処理の資格取得をめざし、社会に役立つ人材の育成を行う。

2 年次においては「情報処理」Ⅱ、「情報発信演習」、「通信ネットワーク論」、「情報利用論演習」を履修し、情報技術とその利用について学ぶ。3 年次においては、「アルゴリズムとプログラミング」、「画像処理演習」、「電子図書館演習」、「文書管理論」において、さらに高度な情報技術とその応用力を身につける。4 年次においては、主に各自が選んだテーマを主体的に研究し、それを卒業論文としてまとめる指導を行う。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は必修科目 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位としており、必修科目を少なくして、学生が自らの意思により科目を選べるように配慮している。

〔エリアスタディーズコース〕

エリアスタディーズにおいては、比較文化に焦点をあわせた授業展開を行う。日本と他の地域でもよい

し、諸地域間の文化現象・事象の比較考察でもよい。中心は、ヨーロッパ・アジアである。ヨーロッパも、忘れられがちな地中海沿岸地域も含み、アジアも南シナ海沿岸諸地域も守備範囲としている。

2 年次には「東西言語文化論講義」、「エリアスタディーズ共通基礎演習」の講義を配置している。前者は西欧と日本の文化を比較検討することで“異文化理解”を広め、後者は“地域研究”のあり方を主に講じる。3 年次になると一層専門的な「比較地域研究」が各コースごと前後期に配され、学術面の深みに学生たちをいざない、みずからの研究テーマと並行しつつ考察力を培っていく。さらに 3 年次からは卒論を前提とした研究発表があり、年度末に 20～30 枚の小論文の提出が課せられる。それを発展させるかたちで、4 年次に卒論執筆へと指導していく。学問は積み重ねが大切であり、エリアスタディーズコースはそれを実践していく発信型のコースである。もちろん、そのためには受容知識も大切であることは自明である。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 16 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 44 単位である。必修科目の単位数がそれほど多くないのは、他専修との学際的関係を重視しているがためで、自由選択科目を大いに利用することができる。

〈身体運動文化専修〉

身体運動文化専修では、「現代的スポーツ文化・伝承的身体運動文化・生活的健康福祉文化」を実践的かつ総合科学的に追究し、関西大学 7 学部の特色ある専門教育と有機的に連携する学際的総合科学「総合型身体運動文化人間学」としての方向性を目指すカリキュラム体系をそなえている。

まず、1 年次ではスポーツ・フロンティア入学試験による入学生のうち、「生涯スポーツ・身体運動文化コース」を希望する学生を対象として「生涯スポーツ・身体運動文化コース」の登録履修を行い、「保健体育科目」においても担当する教員（チューター）の指導のもとインターファカルティ入門クラスを学ぶ。

2 年次には身体運動文化専修に所属し、2・3 年次配当の「関西大学スポーツ文化論」「伝承的身体運動文化論」「からだの環境情報論」「レジャー・レクリエーション概論」「コーチングの科学」「スポーツ心理学」「スポーツ生理学」「健康・福祉・安全問題の科学」などの基礎科目群から 8 単位以上、その他 2～4 年次配当の応用体育「ホスピタリティ・トレーニング」や「レクリエーション・ヒュウマニクス」など、スポーツ研究・フィールドワーク「スポーツ戦術の研究」「チームマネジメントの研究」などの補完科目とあわせ 16 単位以上を修得する必要がある。また 2・3 年次配当の実践研究科目として「大学代表スポーツ実践研究」「地域社会の身体運動文化実践研究」など、課題研究科目として「地域社会のスポーツ文化課題研究」「伝承的身体運動文化課題研究」などから 10 単位以上を修得する。4 年次では必修科目として卒業演習、卒業論文がある。

必修科目及び選択必修科目の必要単位数は 40 単位、選択科目及び自由科目の必要単位数は 20～39 単位である。

〈映像文化専修〉

映像文化専修は、アメリカ、ヨーロッパ、東アジアの映像文化を無理なく学んでいけるようなカリキュラムを備えている。

2 年次配当の必修科目「映像文化論基礎研究」では、どの地域の映画にも共通する、映画技法の基本的なリテラシーを身につけることを目的としている。その他の自由選択の講義科目として、異なる地域の映像文化を比較研究する「比較映像文化論」、映像文化の歴史的展開を学習する「映像文化史」がある。また、「映像文化論基礎演習」において、専修の学生の主体的な研究発表を中心に、研究の基本的なやり方を指導している。

3 年次配当科目の「映像文化論専門研究」では、テーマや地域を限定して、より深く映像文化を学習する。また、「映像メディア制作論」では、短編映画の製作を行いながら、映像技術や、映画製作の制度的な側面への理解を深めることを目指している。また、3 年次から 3 クラス編成で「映像文化論演習」（ゼミ）も始まり、学生が 1 人ずつテーマを定め、本格的な研究を進めていくことになる。

4 年次には、学習の総まとめとして、「卒業演習」で各自のテーマをさらに追究して、卒業論文を作成することが中心となる。

〈文化共生学専修〉

2006 年度に新設置されて、2007 年度には 46 名の 2 年次生が分属した文化共生学専修の教育内容は、言語文化、思想、図像、モノ、パフォーマンス、フィールドワークといった多様な切り口を起点としながら、以下の四つのコンセプトに集約される。

① 異文化共生論（共生のパラダイム、サブカルチャー論、旅行論など）
② 比較文化論、文化表象論（モードと身体、風俗論、色彩論、マナー論など）
③ ジェンダー論（ヨーロッパの女神信仰と母権制、魔女狩り、女性文化論など）
④ マイノリティ論（ユダヤ人、ロマ、バスク人、EU の外国人労働者問題など）

これらの四つのコンセプトを方法として縦軸に、西ヨーロッパと日本を学問領域として横軸に設定することで、文化共生学専修の方法と領域を統合する学問フィールドのモデルを形成している。このモデルをもとにして、マクロの視点を獲得するために、一方では方法論や概論などの一般論的な視点について理解を深める教育を実施し、他方では、個別の文化事象に対しても鋭敏に切り込むアプローチを想定したミクロの視点からの専門教育を行っている。もちろん、本専修の方針として、異文化事象の根源的な要素の一つである外国語の習得に重きを置いていることも明記しておく。

そして、こうした教育によって、文化摩擦や文化紛争の回避を目指して、異文化の理解と受容につとめつつも、複数の文化圏に属する人びとの創造的共生を模索したり、多文化共生の実現をはかる学生を育成及び輩出したりするのが、文化共生学専修の教育目的である。

2 年次の必修科目「文化共生学基礎演習」と 3 年次の必修科目「文化共生学専門演習」は、年次を経るにつれてより専門性の高い研究発表を行う授業であって、最終年度の 4 年次には総決算としての必修科目「卒業演習」が設定されている。

「文化共生学基礎研究」、「異文化接触論」、「風俗文化史」（前 3 科目は 2 年次及び 3 年次配当）、「文化共生学専門研究」、「ジェンダー文化論」（前 3 科目は 3 年次配当）、「文化共生学特殊講義」（4 年次配当）は自由選択科目である。これらの科目は、それぞれがグローバルな視点による概論や個別のテーマを深く掘り下げた文化全般に関する講義科目である。

自身の研究についてのプレゼンテーションやディスカッションを行う必修科目と、多種多様な文化をめぐって行われる講義である自由選択科目とによって、グローバル時代にふさわしい「多文化共生」に関する思考力を効率的に養成することが勘案されている。

e　テーマ・プロジェクト

テーマ・プロジェクトのコア科目は 3 年次における演習と講義、及び 4 年次における卒業演習であり、これは 6 テーマ・プロジェクトすべてに共通している。各テーマ・プロジェクトは 2 年で完結するが、1、2 年程度の延長も可能であり、個々の授業のテーマも年度ごとに変わりうる。

〈アジア映像文化論〉

映像リテラシーの修得と同時に、東アジア中国語圏を中心とする映像文化の史的展開・文化的背景の理解を高め、複合的な見地から批判的に映像を分析する力を養う。

授業科目は、まず 3 年次の「プロジェクト講義」では、東アジアの映像史のみならず、ヨーロッパやアメリカ、及び日本の映像作品に見える東アジア像について講じる。「プロジェクト演習」では、前半は映像リテラシーの修得を目指し、後半はゼミ形式で受講生各自の研究テーマに沿った発表を行う。4 年次の卒業演習では、各自の研究をさらに深めていき、卒業論文完成を目指す。

〈アジアの民俗宗教学〉

文字資料だけでは伝わりにくい面を持つ、アジアの民衆に根ざした宗教文化を総合的に研究する。儒教や仏教といった、これまである程度研究がなされている分野以外に、特に道教と民間信仰に注意して、漢民族

の思考・行動様式をさぐる。

授業科目は、まず3年次において、「プロジェクト演習」「プロジェクト講義」を置き、道教や民間信仰の実態、及び、儒教における祭祀、さらに民間信仰のバイブルともいわれる『封神演義』を取り上げ、宗教文化の多様性を学ぶ。4 年次においては、卒業演習を通じて、習俗・祭祀・思想面を総合的に把握し研究していく。

当テーマプロジェクトは、2005年度から2007年度の3年間、2期にわたって行われた。初年度は18名、2年目は13名の学生が参加し、それぞれ特色のあるテーマを選んでレポートや卒論に生かしていた。

〈文化遺産学〉

伝承されてきた有形無形の文化財を文化遺産と位置づけ、歴史的価値だけでなく社会の中で活用できる価値を発見することに主たる目的を置いている。具体的には比較的身近な文化遺産を対象に、フィールドワークを中心に研究を進める。講義では文化遺産の現状と直面している課題を取り上げ、研究をする上での視点について考える場を提供している。これまで学生が取り組んだテーマは、身近な地域に残る食文化や民俗芸能、建築物が創出する景観などを暮らしの視点で研究したものが多い。テーマは多様であるが、学生たちはゼミの発表で刺激を受けるとともに、仲間のフィールドワークにも参加するなど積極的に活動している。

〈文芸創作講座〉

文芸創作に必要な散文と韻文の両方から講義や演習が始まる。両者とも実作指導が本位の授業で、小説の表現や描写を学ぶ。韻文は実際に詩作をして合評会をしてすすめられる。小説表現のほうも同じで、とにかく書くことが主たる教育内容になり、それを合評するのが、全体としての教育方法となる。したがって、受講者の積極性がものをいうわけで、講師は彼らを牽引する役目になる。卒業論文の代わりに卒業作品を提出してもらい、2年間の成果を検討する。

〈シルクロード学―アジアにおける民族と文化の交流―〉

シルクロード（ユーラシア全域）の歴史的展開と、そこで見られたさまざまな文明の接触・対立・共存・融合の姿を歴史事実を通してまなび、グローバル化する現代社会の理解に通じる視点を養っていくことを目的とする。

授業科目は、3 年次の「プロジェクト講義」では、6 人の講師陣によるリレー形式の講義で、陸海のシルクロード及び日本・中国・中央アジア・西アジアにおける東西南北交渉の実態と、研究の最先端の成果を講じる。同じく3年次の「プロジェクト演習」では、ゼミ形式で、東西交渉、中央アジア、北アジア世界と中国との関係に関する基本的文献を読み、シルクロードに関する諸問題を明らかにしていく。4 年次の卒業演習では、各自のテーマを設定し、関連史料を集めて分析し、卒業論文に仕上げていくための個別指導を行う。

〈ハリウッド映画とナショナル・シネマ〉

このプロジェクトでは、アメリカ映画の誕生からハリウッド映画の誕生、ハリウッドのスタジオ・システムの確立、そしてその変容を学ぶと同時に、それらの映画がヨーロッパやアジアの国や地域の映画に与えた影響を分析的に学んでいく。それによって現在の私たちを取り巻く映像文化がいかに異なる文化とのせめぎあいによって形成されていくものであるかを理解する。

3 年次の「プロジェクト講義」では前期にハリウッド映画史を含むアメリカ映画史を、後期にはアメリカ映画がヨーロッパやアジアの国や地域の映画に与えた影響を講じる。また3年次の「プロジェクト演習」ではゼミ形式で、前期にアメリカ映画、後期にアメリカ以外の映画に関して各自テーマを設定し発表を行う。4年次の卒業演習では、各自卒論に向けて発表と討論を行うとともに、教員が個別指導を行う。

〈文化と共生〉

3 年次配当のプロジェクト講義及びプロジェクト演習という、それぞれ 2 科目ずつの必修科目と卒業演習によって、多文化共生の視点とその実践を企図する能力の習得を目指す。プロジェクト講義では、「ジェンダーからみた魔女狩り」（ジェンダー論）と「〈顔〉の比較文化論」（風俗文化論）、プロジェクト演習では、「驚異のコレクションと庭園の思想」（モノの文化論）と「色彩とコミュニケーション」（色彩論）を履修す

る。4 年次配当の卒業演習は、いわば卒業論文執筆のための演習科目として設置されており、文化共生学専修スタッフ 4 人が卒業論文の指導を行う。

〈地域実践心理学〉

いわゆる「心の問題」と総称される臨床心理学的な諸問題に、利用者（ユーザー）の立場から取り組む新しい領域。とくに子育てや教育、ボランティアなど、「大学生」「地域」「子ども」の三者にかかわる問題をとりあげる。

授業科目は、3 年次において「プロジェクト演習」「プロジェクト講義」が置かれ、前者は臨床心理学の基礎技法、後者は福祉心理学や発達心理学の基礎知識について学ぶ。4 年次においては卒業演習があり、少人数によるきめの細かい個別指導を行う。

ｆ　副専攻

文学部には副専攻として、法科大学院進学のための LSA プログラムが設置されている。このプログラムは、LSAP 講義と LSAP 演習の合計 4 単位を必修科目として、また指定された法学部の専門科目から 20 単位を選択必修として履修するものである。なお、LSA プログラムに登録した者がこのプログラム修了所要単位を充足できなかった場合には、修得した単位は選択科目の単位として計算される。

（キ）必修選択の量的配分

前に述べたように、文学部の卒業所要単位数は、教養科目及び保健体育科目 28 単位以上、外国語科目 16 単位以上、専門教育科目 60 単位以上、合計 124 単位である。専修ごとの単位数の配分は『データブック 2007』〔P23（ア）学部の卒業所要単位〕のとおりである。

このように、教養科目及び保健体育科目、そして外国語科目の単位数は共通しているが、専門教育科目の単位数は各専修・カリキュラムコースの教育方針によって違いがあり、必修科目及び選択必修科目は各専修において 16～55 単位の幅で、選択科目及び自由科目は 5～44 単位の幅でそれぞれ設定されている。ほとんどの専修において必修専門科目を 16～20 程度に精選したため、必修科目及び選択必修科目の比率は、比較的低く設定されており、必修及び選択科目の量的配分は、おおむね妥当な比率と考えられる。

（ク）開設授業科目における専・兼比率等

文学部では、各専修の専門教育科目における基幹科目は専任教員が極力担当するようつとめている。とりわけ卒業演習はもちろんのこと、演習系科目は原則として専任教員が担当している。また、テーマ・プロジェクトの講義及び演習はすべて専任教員が担当している。

2007 年度春学期の場合、専・兼比率（全科目における専任担当科目の比率）は教養科目で 51.0%、外国語科目で 35.5%であるが、専門教育科目では、どの専修においても同比率が少しは高くなる。専修によって若干の違いはあるものの、49.9～57.7%となっている。〔『データブック 2007』P48（ア）専任・兼任の比率 参照〕

（ケ）基礎教育・教養教育の実施・運営のための責任体制

教養科目及び保健体育科目、教養外国語科目については、全学共通教育推進機構の「教養教育部門委員会」、「外国語教育部門委員会」が責任主体となって科目の実施、運営、改善に取り組んでいる。これらの委員会には各学部・機構等から選出された委員が選出されており、学部の意向は委員を通じて伝達され、審議される仕組みになっている。

文学部における基礎教育は専修分属前における 1 年次生の教育が中心であり、これについては実施主体である各専修の教室会議において授業内容及び運営方法を検討したうえで、さらに専修代表者会議及び教授会において審議、決定するという体制をとっている。

（コ）授業形態と単位の関係

前述したように、授業科目の単位数は、本学の学則第 14 条に定める基準にもとづいている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めている。文学部にはこの 5 種類の授業が存在しており、学則に準じた形で単位を計算している。

【長所】

文学部のカリキュラムは、総合人文学の理念・目的に適合した内容を有している。すなわち、知識の広がりと深さを両立して身につけることができるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しており、学校教育法第52条に定められた目的に合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。教養科目及び保健体育科目、外国語科目、専門教育科目の必要単位数、専門教育科目における必修・選択の配分比率もおおむね適切であると考えられ、学士（文学）の学位を与えるのに適したものといえよう。

カリキュラム上の長所としては次の点をあげることができる。

1）導入教育の充実。1 年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行うものである。

2）学士課程としてのカリキュラムの体系性。1 年次の共通専門教育科目の基礎の上に立って、2 年次における各専修での専門的学習を位置づけている。また授業科目は講義系科目、講読系科目、演習系科目を、各専修・プロジェクトの理念・目的に基づいてバランスを考慮しつつ配置している。特に基礎的な教養、外国語の修得を基礎としてそれぞれのディシプリンを深く極め、4 年次に卒業論文を作成するという方針は、専修及びテーマ・プロジェクトいずれにも共通する特色である。

3）学生自身の興味関心を重視。ディシプリン専修においても、学生自らが、自らモティベーションをもって、履修科目を自発的に選択できるように、各専修の必修科目を大幅に絞った。これにより、学生の選択の幅が大幅にアップし、体系的な学びにおいても、内発的に授業に取り組むことによって、受講する学生それぞれが会得するものが大きくなる

4）ディシプリンの多様性。文学部には 18 の専修がある（2007 年度入学生）が、その他に従来のディシプリンの枠組みを越えた新たなテーマ・プロジェクトを開設し、文学部の教育体系の中に取り入れた。これは、所属専修の専門科目を履修しながら、学生自身の興味と関心に沿ったテーマのもとで卒業論文を作成するものであり、文学部における教育研究を一層多彩で活性あるものにしている。また、テーマ・プロジェクトの授業テーマも年度ごとに変えることができるものとしていることも、そうした特色を強めるものとなっている。学外のプロによる講義や実演を組み込んだ共通選択科目の連携講座や総合講座「日本学」も、特色ある授業として好評を博している。

5）情報関連の科目及びカリキュラムコースの設置。情報関連科目は 1 年次から順次これを配置しており、本学部がめざす「総合的な人文学的知性」の育成のための基礎的スキルをかなりの程度提供できていると考える。このほか、インターディパートメントの「人文情報コース」では情報処理に特化した授業プランを設置しており、カリキュラム上の長所となっている。

6）外国語関連科目の改善。文学部は学部としての性格上、外国語の必要度が高い。外国語に関しては、外国語教育研究機構による全学的方針にのっとると同時に、1 年次から専門教育科目として外国語演習を開設し、上位年次生のために外国語アドバンストプログラムを開くなどの改善につとめてきた。全学の外国語科目とあわせ、国際化の進展に対応するための外国語能力の育成をめざしている。

このように、文学部では総合人文学科としての共通性と専修及びテーマ・プロジェクトの多様性がバランスを保つようカリキュラムを組んでいるため、基礎的スキル・知識をふまえて専門的研究に向かうというプロセスがかなり良好なかたちで実現されていると考える。

【問題点】

1）外国語教育について。既に述べたように、文学部において外国語教育は、甚だ重要である。従来から、文学部として重視してきたが、現在のグローバル化世界に対応すべくさらなる強化が必要といえよう。具

体的には TOEIC などの各種検定試験に対応してさらに明確な到達目標を設定することも検討されてしかるべきであるし、アドバンストコースの外国語の個々の科目間の体系性、系統性についてさらに緊密な関連性を持たせることなどを工夫する余地がある。

2）各専修における専門科目の必修単位数が大幅に削減されたため、履修においては、学生自身の自由選択が大幅に可能となった。一方、それぞれのディシプリン型の専修において、一定の体系的な学びを保証するためには、十分な目配りが必要となってきた。

3）大胆な組織改革によって、現在（2007 年 5 月）18 専修の多彩な専修が展開している。従来の 8 学科 2 教室体制からは隔世の感がある。学生の興味・関心や希望の方向性も実感・概観できるようになったことは、組織改革の大きな成果であろう。

学術が進展し社会のニーズが急速に変化していく中で、今後も新専修や、新テーマ・プロジェクトを絶えず検討していくことも必要であろう。その設置にあたっては、長期的なビジョンに立った上での学問的、教育的な体系性、必然性が十分に検討されなくてはなるまい。不易と流行といわれるように、守るべきものと変わるべきものの検討・見直しも必要となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）学生の外国語能力の差に対応するために、外国語科目の英語では上級クラスを設置するようになり、他の外国語においても未修者と既修習とでクラス分けを行っている場合があるが、能力別の教育はより一層推進する必要があろう。

2）2006 年度に五つの新専修、すなわち英米文化専修、芸術学美術史専修、映像文化専修、文化共生学専修、心理学専修が発足した。また 2007 年度にもさらに、比較宗教学専修、地理学・地域環境学専修及び初等教育学専修を立ち上げた。

一方 2006 年度には新テーマ・プロジェクトとして「シルクロード学」、「東アジア映像文化論」、「健康福祉文化と生活設計」を開設し 2007 年度には「文藝創作講座」、「ハリウッド映画とナショナルシネマ」、「文化と共生」がスタートした。これらは一層多彩なディシプリンとプロジェクトを提供するものであり、学部の教育研究を一層活性化するものと期待される。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

（ア）1 年次の導入教育

文学部では導入教育の充実に取り組んでいる。教育課程の項で述べたように、1 年次に「共通専門教育科目」として「学びの扉」（入門講義）、「知へのパスポート」（入門演習）、「知のナヴィゲーター」（フレッシュマンセミナー）を開設している。これらは専修に分属する前に、専門教育への移行に必要な基礎知識とスキルの伝授を行い、高校教育から大学教育へ円滑に移行するための役割を果たしている。

このほか、カリキュラムに組み込まれているわけではないが、高・大の接続のために文学部が実施している措置についてここで述べておくことにする。

（イ）「Kan-Dai 1 セミナー」、「Kan-Dai 15 セミナー」、「Kan-Dai 3 セミナー」、「ネックレスセミナー」

本学では「Kan-Dai 1 セミナー」、「Kan-Dai 15 セミナー」、「Kan-Dai 3 セミナー」を開催し、高校生に大学の授業を受講してもらい、大学の専門的な学びについての理解増進に役立て、高校教育と大学教育の接続に取り組んでいるが、文学部はこれに積極的にかかわっている。

「Kan-Dai 1 セミナー」は高等学校からの依頼を受け、講師を派遣して約 50～90 分の講義を実施するもので、2006 年度は延べ 68 名の文学部教員が担当した。「Kan-Dai 15 セミナー」は春学期または秋学期約 15 回の講義を、毎週 1 回大学生と一緒に受講してもらうもので、2006 年度春学期は「学びの扉」をはじめとする 8 科目において実施され、受講生は 15 名であった。秋学期は 11 科目において実施が始まっており、受講生は 54 名である。

「Kan-Dai 3 セミナー」は、大学のキャンパスもしくはセミナーハウスを用いて講義もしくは実習を 3 度体験してもらうもので、2006 年度は文学部教員により「関西大学考古学ウィークエンドセミナー」が実施された。

「kan-dai ネックレスセミナー」は、高等学校単位での参加となるもので、テーマ性を重視した全 6 回の授業で構成されるものである。2007 年度からの新たな試みであるが、文学部では「異文化へのいざない」を総合テーマに春学期「くらしと異文化」、秋学期「笑いと異文化」を提供している。

（ウ）プレ・ステューデント・プログラム

文学部では、指定校推薦制度、帰国生徒入試、AO 入試、SF 入試、一高卒見者入試といった各種の入試で早期に文学部入学が内定した高校生を対象に、一般の入試での入学者より一足先にそれぞれの学問分野の基礎を身につけるためのプレ・ステューデント・プログラムを実施している。他大学の理系学部などで実施されている「想定される学力不足を補うため」のプログラムと異なり、高校での学習に支障をきたさない範囲で、大学入学後の自分を見すえて学びの姿勢を早めに形成してもらうことを企図している。そのため、12 月から 3 月の時期に入学予定者に対して、進学予定の 2006 年度は初等教育学専修を除く 17 の専修がそれぞれ 1 回から数回にわたって入門的な授業の開催をしたり、課題の提出を通じての導入的な指導をしたりして入学前のスクーリングまたは一部の専修において e-Learning による指導を行っている。

（エ）学校担当者制度

2004 年度から学校担当者制度を発足させた。これは文学部のみの制度である。専任の教員が特定の高校を受け持って情報交換を行い、高大連携を積極的に推進しようとするものである。2007 年度は 71 名の教員が京阪神地区を中心とした 89 の高校を担当し、それぞれの高校を訪問し連携を強めた。

（オ）「ひらめき☆ときめきサイエンス」の開催

2007 年度は、関屋俊彦教授と山住勝広教授の企画が日本学術振興会の上記事業に採択され、「うたって笑って～狂言入門～」「子どもたちの学びの場を創る～あたらしい教育研究への招待～」を開催した。関屋先生については、中学生を中心に約 100 名の参加者があった。山住先生ついては、高校生 13 名の参加があり、両行事とも生徒達の活発な参加により非常に盛り上がった会となった。

【長所】

従来の大学入試による入学制度に対しての見直しと、これまで大学と高校との連携が不十分であったという反省から、現在、高等教育において高大連携を強化することが求められている。文学部は本学の中でも先駆けて高大連携に取り組んできた。偏差値のみで大学での進路を選択するのではなく、大学での教育内容を十分理解し、また学生の適性と希望に適した進路を選択のためにも、また優秀な入学生を確保するためにも高大連携に取り組むことが必要である。プレ・ステューデント・プログラムもそれぞれの専修の特色を生かし、入学生に大学での教育・研究に早期に興味をもたせるために、大いに役立っている。学校担当者制度も文学部が積極的に高大連携を推進していることの表れである。

【問題点】

プレ・ステューデント・プログラムは入試時期との関連で、早期の入試での入学者を対象とすることはできるが、一般入試による入学者は対象外となっている。現在の入試制度においては、受験科目が限定されるため、新入生は大学での専門分野の勉学にとって基礎的な学力が不足している場合がある。たとえば外国語外国文学系の専修に入ってくる学生が受験では日本史を選択したために、世界史の知識が著しく不足しているというケースも多い。このため入学後にきめの細かい履修指導を強化するなどの方策を検討することも必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高大連携はさらに強化する必要があるが、プレ・ステューデント・プログラムは専修のホームページなどでの情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行うなど、効率的に運用する努力がなされるべきである。またこうした方法により、遠隔地の入学生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができよう。

また、高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Dai1 セミナーによる出張授業など、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。事務的な連絡などのサポート体制をさらに強化するとともに、効率的、合理的な運営に努力することが必要であろう。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、教員その他の免許や資格を取得するための課程を設けている。中学及び高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」及び「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。文学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を得ることが可能であり、とりわけ司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格に関してはもっぱら文学部教員がその授業を担っている。

このほか文学部では「認定心理士」と「測量士補」の資格も取得することができる。「認定心理士」の資格は、教育学専修心理学コースの学生が所定の科目の単位を取得した場合、卒業時に社団法人日本心理学会に申請することで得られる。「測量士補」（国土地理院）の資格は、地理学・地域環境学専修の地域環境学コース卒業後、申請することで得ることができる。地理学コースであっても所定の単位を取得しておれば、審査の上、取得することが可能である。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。文学部では国語、社会、英語、ドイツ語、フランス語、中国語の 6 種類の中学校教諭一種普通免許状、及び国語、地理歴史、公民、英語、フランス語、ドイツ語、中国語の 7 種類の高等学校教諭一種普通免許状を取得できる。2006 年度、中学校の免許取得者は延べ 137 名、高等学校の免許取得者が延べ 228 名で、それぞれ全学における免許取得者の 59.1%、45.0%を占めている。

その他の資格についてみると、司書の資格の取得者は 102 名である。司書教諭の資格取得者はそれぞれ 29 名である。社会教育主事任用資格の取得者はそれぞれ 3 名、学芸員資格を取得した者は、55 名であった。

このほか、法人所管のエクステンション・リードセンターにおいて各種資格関連の授業を開設しており、学生は必要に応じてそれらを受講することができるようになっている。

【点検・評価】

教職課程の履修者及び教員免許の取得に関しては、特に問題はないと思われる。また他学部において教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置づけとなっているものが多いのに対し、文学部では多くの科目が卒業単位に加算できることもあり、教職課程の免許取得者の増加に貢献している。

また、本学の新キャンパス構想には小学校を付設することが含まれており、それに伴って、2007 年より小学校教員養成課程を設置にした。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

本学では 2003 年度に文学部が率先して「学校インターンシップ・プログラム」を開始した。このプログラムは、大学生がこれまで慣れ親しんだ「学校」という場に赴き、年少の子どもや学校の教職員とのふれあいを通して自分はいったいどのような存在であり、どのように人と接するべきか、といったアイデンティティ・社会性を形成するための一翼を担う重要な教育的制度である。2003 年度には大阪府、神戸市、大阪市の三つの教育委員会と連携協定を締結し、38 高校にのべ 96 名の学生を派遣し、単独の大学が行うインターンシップ事業としては全国一の規模となった。2004 年度には派遣先を小中学校にも拡大し、さらに近隣の七つの市教委（豊中市、箕面市、吹田市、茨木市、高槻市、長岡京市、東大阪市）と新たに連携協定を締結した。

2006 年度には、運営主体を文学部から高大連携推進事務室に移して、さらに充実発展している。

2006 年度の派遣先は全学で 88 校（小学校 31 校、中学校 15 校、高校 37 校、幼稚園 3 校、その他 2 校）、派遣学生はのべ 145 名であり、このうち文学部の学生は 73 名で約半数を占めている。

このプログラムの実施に当たっては、学生向けインターンシップ説明会、派遣先の学校への説明会、面接選考、内定者オリエンテーション、事前講座、事後報告会などを開き、プログラムの円滑な実施への努力を行っている。

なお、本制度は、2005 年度からこれを大学全体の高大連携運営委員会の運営に委ね、全学的な取組となり、文部科学省から「特色ある大学教育支援プログラム」（特色 GP）に採択された。

ボランティアについては、学生センター内にボランティアセンターを設置して、活発に活動している。今回の中越地震に対しても希望者を募り、早速に派遣された。

【長所】

学校インターンシップ・プログラムは、「学理と実際との調和」を学生自身が考えることのできる重要な機会を提供している。2006 年度の事後報告会の時点でのアンケート調査によれば、インターンシップ学生と受け入れ学校教員の 38%が「たいへん満足」、50%が「満足」と答えており、このプログラムは参加した学生と受け入れ学校の双方に高く評価されているといえよう。また期間中にインターンシップ学生が成長したかどうかを問う質問に対して、受け入れ学校の教員の 15%が「大変成長」、82%が「概ね成長」と答えており、「あまり成長の跡が見られなかった」という答えは 2%であった。

こうしたインターンシップの意義を重視して、学校担当者制度（イ―(エ)の項参照）で担当している高校には文学部教員が出向き、インターンシップ学生の円滑な受け入れについて話し合いの機会を持っている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

アンケートの中にきわめて少数であるが不満を表明する学生もいた。その不満の内容は、派遣先の学校での主な仕事が図書館の蔵書データの作成補助で、生徒との交流を期待していたのに、それができなかったというようなものである。この問題の解決のためには、受け入れ学校や派遣学生の意見を十分に聞いて、相互の食い違いが生じないよう、さらに努力することが必要である。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学

本学では、海外の協定校との間で派遣留学生の単位互換を行っている。本学から協定校に派遣された留学生に関しては、当該学生が協定校で受講し合格した科目について単位認定を行っている。文学部では、関連専修の学務委員を中心として専修の教室会議で単位認定の素案を作り、教授会に諮って承認を得ている。この単位認定の手順は、以下に述べる認定留学、編・転入学の場合も同じである。

2006 年度にこの制度により単位認定を受けた文学部の学生は 17 名であった。

（イ）認定留学

2005 年度に外国留学から帰国し、外国で修得した科目の単位認定を受けた文学部の学生は 5 名であった。

（ウ）編・転入学

他大学及び本学の他学部からの編・転入学生に関しては、教養科目及び外国語科目を中心に単位認定を行っている。2007 年度、文学部は 21 名を受け入れている。

（エ）DD プログラムによる学位取得

DD プログラムを前提とした文学部への入学者数は 2006 年度 3 名、2007 年度 2 名である。

（オ）海外語学セミナー

文学部では 2005 年度から 2 セミナー4 単位を限度として卒業所要単位に算入することとした。

【点検・評価】

単位互換・単位認定は専修代表委員会、専修の教室会議、教授会を通して運営されており、適切な手順といえる。また、海外語学セミナーの修了者にはこれまで自由科目として単位を認定してきたが、2005 年度入学者から 2 セミナー4 単位を限度として卒業所要単位に算入することができるようになった点は、学生の外国語学習意欲を高めるのに役立っているといえる。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）社会人学生と帰国生徒

社会人入試により文学部に入学する学生は毎年数名程度で、現在、1 年次から 4 年次まで合計 12 名の社会人学生がこの受け入れ制度により文学部に在籍している。

社会人学生に対する教育上の配慮は特に行っておらず、原則的に他の一般学生と同等に扱っている。ただし、フレックスコースが設置されているので、職業をもつ社会人は夜間や土曜日にその科目を受講し、単位を修得することが可能である。

帰国生徒入学試験によって文学部に入学する学生は毎年 10 数名ある。現在 1 年次から 4 年次までこの制度により入学し、文学部に在籍している学生は合計 60 名である。

帰国生徒は一般学生に較べて高い外国語能力をもっている場合が多い。これを考慮し、外国語検定試験で所定のスコアを取得し、また合格している者に対しては外国語検定科目の単位認定を行い、卒業所要単位に算入している。また英語能力の高い者は、特別クラスである上級外国語を受講することができる。

（イ）外国人留学生

留学生入試によって文学部に入学する外国人留学生は毎年数名で、この制度により文学部で在籍している学生は 1 年次から 4 年次まで合計して 21 名（中国 9 名、韓国 6 名、アメリカ 4 名、チェコ 1 名、ブルガリア 1 名）であり、このほかに DD プログラムにより英語英文学専修に在籍している留学生が 4 名（いずれもアメリカ合衆国）いる。

外国人留学生に対しては、日本での学業生活に対応できるよう、次の科目を開設している。

- 外国語科目として、日本語Ⅰ～Ⅳを置き、計 8 単位を修得する。また、これ以外に英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうちから、日常使用言語を除く 1 ヵ国語を履修する。このうち英語については上級外国語（英語各科目）を履修してもよい。
- 外国人留学生のための選択科目として「日本事情」が開設されている。日本の文化と社会、日本の経済と技術などのテーマがあり、企業その他への学外授業（見学会）も実施している。これは全学共通である。

【点検・評価】

社会人学生に対しては一般学生と同等の配慮を加えており、これといって特別視はしていない。これは長所ともいえるが、一方では必修単位数の軽減や、4 年を越える就学コースの設置などの配慮が必要とも考えられる。今後生涯教育がますます重視されることが予想されるので、社会人入学者が学びやすい教育環境を整備していくことが求められよう。

帰国生徒について、外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

国際化が一層進んでいく中で、外国人留学生に対して適切な対応をすることが求められるようになっている。文学部の学生規模と比較すると、外国人留学生の数は現在のところ少ないといわなければならない。外国人留学生にとっても魅力ある教育プログラムを提供することが求められるであろう。協定校からの受け入れの外国人留学生や DD プログラムの留学生の授業は日本人学生の教育と原則的に別個に行われており、相互の交流が少ないことも問題である。

社会人学生や帰国生徒に対しては個々の教員がケースに応じて、授業についてくることができるよう指導している。ただし、制度として具体化していないという問題点がある。どのような対応が必要であり可能なのか、今後検討する余地を残している。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

生涯学習への対応としては、社会人入学制度による社会人の受け入れに加えて、科目等履修生及び聴講生の制度が全学的に設けられている。文学部では、科目等履修生のために、学士学位や教員免許のほかに、司書、司書教諭、社会教育主事、学芸員の資格取得のための課程を担っている。2007 年度の文学部における科目等履修生は 37 名、聴講生は 22 名である。〔『データブック 2007』P161（イ）聴講生・科目等履修生等の状況〕

数多くの公開講座を開催しているが、文学部の教員が多く講師をつとめ、学外の社会人等の学習意欲に応えている。

文学部独自のものとしては、カレッジリンク型シニア住宅（アンクラージュ御影）との連携が特筆される。

2006 年に発表した、文学部とシニアハウスとの連携は社会的にも大きく注目されている。2008 年度からの本格実施を前に、2007 年度はプレコースを文学部内において実施している。

【点検・評価】

現在のところ特に大きな問題は見当たらない。

ク　正課外教育

【現状の説明】

正課外教育としては、本学の外国語教育研究機構が「英語集中コミュニケーション講座」を年 3 回開催するほか、英語オンライン教材「アルク・ネットアカデミー」を導入しており、文学部学生もこれらの機会を利用して学力向上をはかることができるようになっている。

このほか、正課外活動として外国語弁論大会、各種コンクール、スポーツ大会への参加を挙げることができ、多くの文学部学生がこれにかかわっている。

【点検・評価】

外国語弁論大会、各種コンクール、スポーツ大会などで活躍する学生は文学部表彰制度で表彰されている。2006 年度の実績は 55 名である。

(3) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育効果の測定

成績評価の方法には、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」、「筆記試験のみ」、「論文（レポート）のみ」の 3 通りがあり、文学部の専門教育科目全 875 科目における測定方法の内訳は次のとおりである。

- 定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する　726 科目　83.0%
- 筆記試験のみ　118 科目　13.5%
- 論文（レポート）のみ　31 科目　3.5%

このように、「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」場合が

多くの割合を占めているのは、試験１回の成績のみで判定するのではなく、平常時の小試験やレポートを通して、学習意欲や理解度を確認しながらの総合的な評価に重点を置いているからである。これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。

『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）は、記載の項目などの書式を一定にしている。また、教員間の記述の精粗が極端にならないよう、全教員にサンプルを示して、シラバスが均質化するように工夫している。

また、在学期間を通しての教育効果を測定するために、文学部では卒業論文（20,000 字程度）の作成を必修としている。査定に関しては、卒業演習担当教員のほかに 1～2 名の教員が加わり、それら複数教員によってほぼ１ヵ月かけて査読を行い、テーマに関する視点と知識、資料の収集や分析の能力、データ解析能力、文章力、構成力、説得力などを検証する。そして査読教員全員による口頭試問を経て評価をくだすというシステムをとっている。

教育効果の測定方法の大枠に関しては、1 年次の「知のナヴィゲーター」担当者の連絡会議、「テーマ・プロジェクト」担当者会議、各専修の教室会議等で随時話し合いの機会をもち、教育方針等の共有をはかっている。また、複数の教員がリレー方式で担当する科目に関しては、授業開始前や授業期間中、及び授業終了後などにミーティングを行い、担当者全員の合意のもとに最終的評価を行っている。

なお、教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みに関しては、現在のところ十分な導入はなされていない。卒業論文やリレー方式の授業などを除けば、おおむね個々の教員が独自に判断しているという状況にある。ただし、学生による授業評価アンケートと５段階評価は公開ではないものの各担当教員に示され、教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。また、教養科目・保健体育科目、外国語科目、専門教育科目（必修・選択）ごとの平均点や優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されてはいるが、そのデータをもとにして学部で議論する制度は現在のところない。

（イ）卒業生の進路

文学部は「総合的な人文学的知性の養成」を重視しており、その教育成果として、必ずしも出身専修における専門にとらわれずにさまざまな分野の職種に就き、活躍している。

文学部の場合、多くは民間企業に就職しており、製造業、金融・証券、商業、運輸・旅行、マスコミが主な分野となっている。中学校・高等学校教員は近年採用数が増加の傾向にあり、今後とも積極的に支持推進していくべき職種である。

大学院進学は、2005 年に 54 人、2006 年に 66 人であり、いずれも卒業生のうち 7%となっている。

【長所】

教育効果の測定に関して、全体として出席を含めた平常の成績を重視しているのは、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、各科目における教育効果の測定方法・基準はすべて『文学部講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教育効果の測定方法に関して学生と教員が共通の認識を持てるようになっている。このほか、学業の最終的な教育効果を測る指標として卒業論文を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

卒業後の進路に関しては、培われた柔軟な人文学的知性を基礎にして学生が多種多彩な分野に就職し、活躍しているのは文学部の特色の一つというべきである。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われる。卒業論文やリレー式講義以外の教育効果の測定は、授業担当の個々の教員の判断に任されており、よってその妥当性を組織的に検証するためには、学部や専修において定期的な研修会を開催するとともに、学生の授業評価のデータ公開を進める必要があろう。そして、それらにもとづき、より客観的な評価方法を検討すべきである。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

文学部では 2008 年度より、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を 26 単位（1 年で 50 単位）に変更する予定である。教職・学芸員などの資格取得のための自由科目もこの範囲内で履修しなければならない。ただし、ビジネス・インターンシップ 2 単位、学校インターンシップ 2 単位、書道（一）・書道（二）各 2 単位、教育実習（一）2 単位、教育実習（二）3 単位は、学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、26 単位とは別枠で履修することができる。

なお、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、不足する教養、外国語、保健体育科目の修得単位については履修制限を設けず、多くの単位を履修できるようにしている。

成績評価は、すべての科目について 100 点満点で素点を出し、100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格としている。そしてそれを学期ごとに学生に発表し、発表後 3 日間を疑義申出期間としているので、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教師は、出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することとしている。学生の成績は毎年 5 月に行われる「文学部教育懇談会」の案内とともに、保護者にも通知している。

また、2 年次の専修分属の際、専修分属希望者が最大受け入れ数を超過した場合には、各専修がそれぞれに設定した基準によって選考を行い、成績上位の者から進学者を選ぶようにしている。

定期試験はその実施が厳格に行われるような措置をとっている。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、試験科目の履修者の人数に応じて試験監督者数を割り当てており、最大 4 人まで試験監督がつくことがある。学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに、不正行為の防止に極力つとめている。また、答案用紙の回収漏れがないようにするため、回収後事務職員と試験本部にて再度枚数をチェックするという体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた定期試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど、厳正な態度で臨んでいる。

各年次における学生の質を検証・確保するための仕組みは、今のところ、学期末に行う各科目の成績判定がその役割を果たしているといえるが、ほかに再試験制度をとっていないことも挙げることができる。すなわち、病気その他のやむをえない事情が発生した場合を除き、改めて試験を受けることはできないため、学生は計画的に履修をする態度を身につけている。卒業時に関しては、前述したように、卒業論文を必修として課していること、その成績評価についても時間をかけて複数教員が査読し、口頭試問を通じて成績を判定するという手続きにより、学業のレベルを維持、確保するようにしている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、各学年及び卒業者の成績優秀者に対する特別表彰制度を設けている。前者の場合には教授会で、後者の場合には卒業証書授与式において表彰している。また、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が 2001 年度から全学的に発足したが、2007 年度入学生から従来の学部給付奨学金を第 1 種（学部入学試験成績優秀者特別）給付奨学金・第 3 種（学部成績優秀者）給付奨学金に再編された。現在この制度による給付奨学生（1 年次）は第 1 種給付奨学金で 2 人、第 3 種給付奨学金では 38 人である。また、旧制度となる学部給付奨学生は 2 年次 38 人、3 年次 8 人、4 年次 24 人である。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っているといえる。履修科目登録の上限設定、成績評価方法、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策など、いずれもしかるべき工夫を加えている。

なお、春学期・秋学期それぞれの履修単位制限を 26 単位に変更する予定であるが、これは資格関連科目を中に含めているためであって、制限単位数として特に問題はないといえる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

成績評価は、多くの場合、個々の教員の判断にもとづいている。これをどのように厳正かつ客観的な評価に近づけていくかは課題として残っており、GPA の導入を含め、現在検討中である。

また、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付はいずれも新設の制度でもあり、学生に対して十分に周知されているとはいいがたく、学生の学習意欲の向上に十分な効果をあげているところまでは至っていない。ただ単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるよう工夫したい。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

文学部は2年次専修分属の制度を採用しているので、学生は1年間の準備期間を経てみずからの専門を決めることができる。このように2年次に多様な専門分野の中から、個性に応じて十分吟味したうえでみずからの学問分野を選択できるというのは学生にとって非常に良い制度であるが、他方、自分の目指す学問分野をどのように学修すればよいかを指導する必要が生ずる。そのため文学部では、Q&A 方式の『文学部新入生のためのガイドブック 2007』を新入生全員に配布するとともに、専修ごとにオリエンテーションや履修モデルの提示等を積極的に行っている。今後これらの履修指導方法の改善により、さらに学生の学習効果を高めることを目指している。

（イ）オフィスアワー

文学部ではオフィスアワー制度を設けている。これは授業や進路その他のさまざまな相談事に教員が対応するためのものであり、各教員が1週間のうち1コマ分の時間をこれにあてている。

（ウ）留年生に対する配慮

4年終了時に留年する学生は休学者を含め140人前後いる。卒業合格率は2005年度は87.7%、2006年度は 87.5%である。休学に至る理由は、留学や海外ボランティアなど学生本人の自覚的な選択である場合のほか、勉学の問題、家庭の経済状態などさまざまである。留年生に対する指導は基本的に演習担当教員が行うほかに、専修内でも協議、対応を心がけており、7、8 年目の学生に対しては成績発表時に事務室が事情聴取をして指導するようにしている。特に相談を希望する学生には、演習担当教員、学生相談主事などが随時相談に応じている。それらが、奏功したのであろうか。2004 年度以前の卒業率（約 8 割）からはかなり改善している。

【長所】

履修指導は、組織改革後、とりわけ新入生に対して丁寧に行っており、適切であるといえる。『文学部新入生のためのガイドブック 2007』は科目履修のためのわかりやすい手引きである。これらにより、カリキュラムの多様化に伴う履修上の悩みもほとんど解決できていると考える。また専修分属説明会や専修説明会あるいは専修紹介冊子など、細やかな指導が実施されている。

またオフィスアワーは学生と教師が学修や学生生活、進路等について親しく話し合いを行う貴重な場を提供している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

オフィスアワーは、学生側からすれば他の受講科目と時間的に重なることもあり、全体として十分に利用されているとはいいがたい面もある。今後はもっと柔軟に対応できるように考え検討していきたい。活用を学生に勧めると共に、教員側もこれに応えていく必要がある。

エ　教育改善への取組

【現状の説明】

文学部では教育の改善や活性化をはかるために組織的取組を行っている。

まず、全学共通教育推進機構の FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」にもとづくアンケートを実施していることが挙げられるが（後述）、そのほか文学部独自の取組として、3 年次生を対象に学習と

生活の実態を調査すべく、文学部自己点検・評価委員会が 1996 年度、1998 年度、2000 年度、2002 年度に学生アンケートを実施し、『文学部学生の学習と生活』と題する報告書をまとめている。これらの情報は各教員の創意工夫や各専修における教室会議の中に活かされている。学部としては専修代表者会議、テーマ・プロジェクト担当者会議をはじめとする各種委員会において、指導方法やカリキュラムの問題に関して話し合いを行い、教育の改善と活性化をはかっている。

活性化の方途の一つとして、本学にはゲストスピーカー制度があり、文学部でもこれを採用している。これは各教員が年に 1 回、授業内でゲストスピーカーを招くことができる制限であり、2006 年度には 22 科目においてこの制度が利用された。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に講義をしてもらうというというところにあり、社会連携を標榜し実践的な教育を理念とする文学部にとってもふさわしい制度といえる。また、学部としては、外部の研究者や学識経験者を招いて随時、講演会を開いている。2006 年度には研究者向けに 2 回、新入生歓迎講演会を 1 回、学生向けの学術講演会を 5 回行った。

このほか、3 年次の演習や 4 年次の卒業演習では多くの教員が合宿を行い、集中的な学習や学生・教員間のコミュニケーションを密にする工夫を行っている。合宿の際にはクラス懇談会補助費（一定額）を用いることができ、また、オリエンテーションその他を円滑に行うための教育行事補助費もある。

シラバスとしては『文学部講義要綱・授業計画』を作成し、文学部における開講科目のすべてについて掲載している。内容は、(1)授業科目名、(2)授業形態（春学期、秋学期の別）、(3)単位数、(4)担任者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考の各項目に分けて詳細に記載している。また、2004 年度より Web 上でシラバスを容易に見ることができるようになった。いずれにしても、これによって学生は履修科目を選択する際の詳しい判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。

FD に関しては、全学共通教育推進機構が毎年 FD フォーラムを開催しており、年 2 回発行の報告書を通じて全学に周知されている。

また全学共通教育推進機構の FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」に文学部は積極的に協力している。2006 年度の場合、春学期の授業では対象 576 クラスのうち 536 クラスで実施され（93.1%）、通年クラスないし秋学期の授業では対象 598 クラスのうち 525 クラスで実施（87.8%）されている。調査では 5 段階評価のほかに授業に関する意見を自由に記述できる用紙もあり、後者は回収後直接担当教師に渡される。また 5 段階の評価結果は担当教員に集計結果がフィードバックされる。学生の授業評価に対する教員のコメントは学生が閲覧できるようになっており、授業評価に対する学生と教員の意見交換会も開かれている。

文学部としての FD の取組としては、2004 年度「知のナヴィゲーター」という科目の新設は FD の視点から見て、かなり先進的な取組であった。その担当教員による連絡会議は、単なる事務的な連絡に終始せず、文学部に於ける FD 活動の最先端の協議検討機関ともなっている。その貴重な検討成果は『知のナヴィゲーター』と題して、くろしお出版より公刊され、文学部の全教員はもちろん、全学部・一般にも公表公開された。

また、文学部では、FD のため、2007 年度は TA を活用した授業が 30 科目実施され、授業改善に寄与している。

さらに、文学部で 2000 年よりオフィスアワーを制度化して実施している。FD 活動の面において効果をあげている。

また、2006 年度より、専門教育科目のうち、演習科目を除くほとんどすべての科目を必修科目から選択科目に変更し、学生が科目を自由に選択しカリキュラムを自己設計できる制度を導入した。この改革により、各専修には、①常に複数のカリキュラムモデルを設計し、履修相談会において学生に対してカリキュラムの意義や各科目の位置づけの説明を行う、②担当者はカリキュラム全体における担当科目の位置づけを考えて授業を運営する、③授業を行った後、学生からの反応を把握してカリキュラム全体についての評価を行い、カリキュラムモデルを練り直す、というサイクルを続ける必要が出てくるので、この制度もまた、オフィス

アワーの制度と相まって、学部全体の授業評価・FD 活動の面に顕著な効果をもたらすことが期待される。

学生満足度の調査に関しては、2007 年度 4 月、文学部新入生を対象にアンケートを実施している。それによれば、入学に際しての満足度は「大変よかった」「まあ良かった」が計 90%を示している。このほか、「入学後やりたいこと」「卒業後の進路」などの項目につき 2000 年度のアンケートと比較し、また専修分属希望についても質問を行い、集計・分析した。

【長所】

シラバスはかなり充実しており、学生が履修を検討する際に必要かつ十分な内容を持っている。内容も全科目で書式の統一をしているため、見やすいものとなっている。また学生による授業評価に対して教員も協力的である。教育の改善及び活性化に関しても適切な措置をとりつつあると考える。

FD についても、カリキュラムの自己設計制度に加えてオフィスアワーも設けて、FD 活動そのものをカリキュラムの運営に統合するようなシステムを構築している点は高く評価することができる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

現在、学生による授業評価がどのように活かされるかは基本的に教員個人の判断にゆだねられている。学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員の声もあるが、学生の意見を聴取することは必要であり、今後はそのような学生の意見を活かすために、学生と教員の意見交換会などにより多くの学生や教員が参加できるようにするなどの工夫が必要である。

学生の授業評価に対する教員側のコメントは印刷されて学生が閲覧できるようになっているが、これをより多くの学生が閲覧できるようにするために Web に掲載するなどの必要があるだろう。

FD について、カリキュラム設計における P・D・C・A のサイクルを十分に機能させるためには、教員各自に自己点検と FD についての十分な理解が前提となる。従って、この P・D・C・A のサイクルの以外にも、教員の FD 活動を刺激し支援する機会を設ける必要がある。そのためには随時、FD に関する講演会やシンポジウムを開催したり、公開の研究授業などを行うのが効果的であろう。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

文学部の専門教育科目の授業形態及び授業方法は以下のとおりである。

a　1 年次の共通専門科目

「(1)教育課程等 ア 文学部の教育課程」において述べたように、1 年次には「学びの扉」、「知へのパスポート」、「知のナヴィゲーター」の 3 専門教育科目を置いている。「学びの扉」は入門講義、「知へのパスポート」は入門演習、「知のナヴィゲーター」は文献・資料の読解方法、レポート作成のしかた、みずからの意見を整理・発表し、また他者と議論するなどのスキルを育成する。

b　2 年次以降

- 講義系科目（概論、概説、研究など）：科目内容の背景・理論・現状・課題などの基礎的・全体的な知識を得る事を目的とし、比較的多人数による授業を行う。
- 講読系科目（講読・作品研究など）：原典の講読により、語学力を高めるとともに、原典に基づいて研究する態度を養うことを目的とする。
- 演習系科目（演習・実験・実習）：講義系科目の理論・現状・課題などに基づき、実際に演習・実験・実習することにより、科目内容の理解を深めることを目的とする。

この中には正規の教員以外に実習補助者を用いている科目もある。実験・実習費を徴収している地理・地域環境学専修の地域環境学コースや心理学専修、司書及び司書教諭課程の IT を使う演習科目や実験・実習科目では、大学院生その他を TA として参加させている。ほかにも、英語英文学専修の LL 関係科目でも補助者を配置している。2005 年度より講義系科目でも大学院生の TA を参加させることができる制度ができた。

また、1年次の「学びの扉」など、複数教員で分担して授業を行うのを特色とする科目もある。

（イ）マルチメディアを活用した教育

小講義室を除き、多くの教室には VTR、DVD などの放映と教材提示装置がセットされており、これらの設備を多角的に組み合わせて教材をテレビ画面に提示することができるようになっている。これらの教室の一部には教卓にインターネットのコンセントが付設されており、授業中に Web サイトを教室のテレビに表示することができる。また、数は少ないが、一部の大教室にはパソコンやインターネット画面を放映できるプロジェクターが設置されている。また、移動式のプロジェクターも一部用意されている。2008 年度完成予定の第1学舎1号館においては、さらにマルチメディア化・IT 化が推進されることとなる。

2004 年度の現代 GP の採択により、それまで工学部を中心に試行的に使われてきた CEAS（Web-Based Coordinated Education Activation System）が全学的に利用できるようになり、これと併行して、2005 年度から関西大学のシラバスと連動した「授業支援システム」が利用可能になった。これらはいずれも教材提示・学生との連絡・課題作成・成績管理などが可能となり、多くの教員が授業に利用している。確実に定着しつつあるといえよう。

【長所】

文学部における授業形態と授業方法は現段階でおおむね適切な配慮を行っているといえる。また、少人数クラスが多いこと、各種の形態の授業をバランスよく配置していることも評価できる。マルチメディアを活用した教育も現在、整備が進行中である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

新しい授業方法として CEAS、授業支援システムとして e-Learning システムが導入されたが、これらのシステムはまだ始まったばかりであり、教員がこれらのシステムに慣れ、実際の授業に活用できるようになるためには研修の促進などのさらなる方策が必要と考えられる。また、演習科目によっては多数の受講者が集中するケースがあり、クラス編成、時間割編成に一層の配慮を加えなければならない。さらに、多人数の実習・実験科目では 1 人の教員で 1 クラスをカバーできない状況も生じているため、TA 制度を今後充実させていくこと必要があるといえる。

カ　4年卒業の特例

【現状の説明】

本学では 4 年未満での卒業を認めていないが、2004 年度より大学院に進学する場合に限って 3 年終了時での飛び級制度を実施しており、2007 年4月には5名がこの制度により大学院に進学した。

なお、2007 年度入学生から早期卒業制度が導入され、文学部では「スペシャリスト・プログラム」により「学部3年＋大学院（修士課程）2年間」の5年一貫コースがスタートした。

【点検・評価】

学修進度の速い能力のある学生が形式的な制度にとらわれずに大学院に進学できるこの制度は、本人の可能性を高め、才能を開花することを助けるので、今後もこの制度を続ける必要がある。

ただしこの場合、本学では3年次卒業を認めていないので、もし中退すれば学歴上は学部中途退学者扱いになってしまう。大学設置基準では 3 年次卒業も認めているので、本学でも学則変更により、3 年次卒業を制度化する必要があろう。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

本学の教育理念「学の実化」を支える方針の一つとして「国際化」の促進がある。この方針にのっとり、本学は「3・3・3 構想」、「AP 構想」を順調に実現するとともに、「国際交流の新たな展開―Globalizing Kandai」という新たなビジョンを提唱し、2009 年度終了時までに海外の協定大学を 50 校まで拡大して学生の国際交流を推進しようとしている。デュアル・ディグリー（DD）プログラムもこうした国際交流推進の一環であり、さまざまな方策を通して世界に通用する人材の育成を進めている。文学部における国際交流推進も、こうした全学の基本方針にもとづくものである。

国際交流センターが主催する海外語学研修は八つのセミナーが実施されており、文学部の学生はこれに積極的に参加している。2007 年度の語学セミナーは、夏期がマンチェスター大学（英語）、カルガリー大学（英語）、アデレード大学（英語）、オークランド大学（英語）、ゲッティンゲン大学（ドイツ語）、復旦大学（中国語）、漢陽大学（朝鮮語）、春期がアデレード大学（英語）、オークランド大学（英語）、西カトリック大学（フランス語）で開催される。この研修を修了すると、2004 年度までの入学者には自由科目として 1 セミナーにつき 2 単位が認定され、2005 年度からの入学者には卒業所要単位として、文学部では 2 セミナー4 単位まで算入される。2006 年度の文学部学生の参加状況は、マンチェスター大学が 6 名、カルガリー大学が 12 名、ゲッティンゲン大学が 9 名、復旦大学 8 名、漢陽大学 4 名、アデレード大学が 13 名、オークランド大学が 11 名、西カトリック大学が 25 名であった。

2007 年度からは文学部が主体となって、北京外国語大学での海外語学セミナーも実施する運びとなった。

なお、法人所管のエクステンション・リードセンターには英語講座として TOEIC コース、TOEFL コースがあるので、英語力に関しては一層の上達の機会が与えられている。

文学部の受験生向けガイドブックでは海外における研究教育交流について紹介している。すなわち、(1)海外協定大学への派遣留学、(2)認定留学、(3)海外語学セミナーであり、これらの交流について新入生にもガイダンスや授業で推奨している。

文学部からの交換派遣留学生の実績は、2004 年度は 8 名、2005 年度は 15 名、2006 年度は 17 名である。文学部からの実績は着実に増加している。また、協定関係のない大学にみずから留学する場合、文学部教授会の審査を経て認定留学として認めている。

このほか、私費留学生の数は、把握しているだけでも 2006 年度に 12 名、2007 年 15 名いる。大学を休学する私費留学生の場合、留学する旨を届けない学生もおり、単なる休学なのかどうか不明なケースもあるが、学部の性格上、私費留学生の数は比較的に多いと考えられる。

海外語学セミナーについていえば、文学部からの参加者は 2006 年度は合計 88 名、増加の傾向が見てとれる。

DD プログラムにおける文学部入学者は、2006 年度が 3 名、2007 年度は 2 名である。

また招聘研究者や協定大学からの交換研究者には滞在期間中に学生を対象とした講演会を開いてもらっており、学生たちの国際交流に一役かっている。

【長所】

近年、本学は海外協定大学を拡充し、また海外語学セミナーの開催地を増やしてきた。文学部教員はこれを積極的に推進し、また学生を送り出している。留学生の数も増加傾向にあり、全学における国際交流体制の整備と歩調をあわせるかたちで、文学部の国際化及び国際交流も着実に進展していると考える。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいるものの、文学部の教育研究における国際交

流の現状を見ると、まだまだ語学セミナーのための留学が多いのが現状だろう。また外国人留学生の受け入れ数もかなり増加してきたが、教育上の国際交流をより発展させるためには、大学全体の留学制度や国際交流体制の進展にまつところが多い。

4　学生の受け入れ

文学部では学部として掲げた理念のもとに、高等教育に必要な基礎学力を備えていることに加えて文学部で学ぶことに強い意欲を持っている学生を受け入れるために、一般入学試験のほかに多様な選抜方法を取り入れている。また新入生が入学後の1年間でさまざまな体験を通して、本当に取り組みたいことを多彩な専修から選ぶことができるように、学部一括募集を実施している（初等教育学専修の募集枠30名分を除く）。これらにより、学生にとって充実した4年間が保障されることになろう。

一般入試に関しては全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは文学部独自の選抜方法、方針等を中心に説明する。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

次項にあげる募集・選抜方法によってどの程度の数の学生を入学させるかについて、目安を設定している。センター利用入試を含む一般入試で50～60%、指定校制推薦入学で20～30%、残りの10%～20%をAO・一高・留学生・DD 入試等で受け入れるというものである。2007 度入試の実績を見ると、一般入学試験による入学者が55.3%、指定校制推薦入学による入学者が25.5%、その他の入試による入学者が19.2%という数字を示している。

また、文学部は総合的な人文学的知性の育成をめざしている。その上でさまざまな学問領域の専修を持っているが、その学業遂行に対応しうるような基本的な科目を課している。具体的には次のようになる。

ア　3教科型：英語、国語、及び社会その他

- 一般入試（A 日程、S 日程、S_2日程、後期 B 日程）は、いずれも外国語（英語）と国語を受験必須科目とし、もう1科目は地歴・公民などの科目を配している。これは基礎学力を重視する型である。

イ　漢英方式：外国語、国語

- 一般入試（D 日程）は、外国語（英語）と国語（漢文）の合計点で合否を判定するもので、漢文の読解力を重視する方式である。国語国文学専修、歴史学専修、中国語中国学専修等のカリキュラムに対応したものとなっている。

ウ　外国語の重視：英語及びその他の外国語

- センター利用入試（中期、後期センターplusE 方式）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。また、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、デュアル・ディグリー（DD）入試では、いずれも英語を受験必須科目としている。
- 英語以外の外国語、すなわちフランス語、ドイツ語、中国語でも受験できるのは、社会人入学試験、編・転入試、及び社会人編入学試験である。これは、本学部にフランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、中国語中国学専修という外国語系専修があるためで、受験科目がそれに対応したものとなっている。

エ　4教科型：外国語、国語、地歴・公民、数学・理科から1科目

●センター利用入試（前期4教科型）では4教科4科目の合計点で合否を判定するものである。

オ　5教科型：外国語、国語、地歴・公民、数学、理科

●センター利用入試（前期5教科型）では5教科6科目の合計点で合否を判定するものである。

カ　面接・書類選考の重視

●面接や書類選考を重視しているのは、指定校制推薦入学とAO入試である。

このように入試科目においては、基礎学力のほか英語などの外国語及び国語を重視することが特色となっている。また、これ以外の科目としては、多くの場合、地歴・公民を配置している。これらはいずれも人文学の探究や国際化が進む社会状況の中で重要な科目であり、また先述した 18 の専修いずれのカリキュラムにおいても必要とされる基礎知識であるからである。このほか、指定校制推薦入学と AO 入試では面接や書類選考を重視している。これは単なる知識量では判定できない多様な能力を持った学生を受け入れるためのもので、幅広く柔軟な知性を涵養する文学部の方針に対応している。

【長所】

文学部では独自に、センター利用入試を含む一般入試で 50～60%、指定校制推薦入学で 20～30%、AO・一高・留学生・DD 入試等で残りの 10%～20%を受け入れるという一定の方針を設定している。実績もそれに沿ったものになっている。これにより知識を問う一般入試と、偏差値にあらわれない学習意欲や帰属意識、外国語の能力など多様な能力を問う指定校制推薦入学その他の入試が、調和している。このような方法は、文化を多様な方法で学ぶことを目指す文学部の意義、さらに多様な能力を持つ学生を受け入れることで文学部を活性化することができるという点から、今後とも継続すべきだろう。

また、多様な学問の分野をもつ文学部にとって、学習の基礎となるのが外国語特に英語、及び国語である。入学試験科目は、基本的にそのような文学部の学習カリキュラムに対応している。

【問題点】

文学部だけの問題ではないが、センター利用入試は1人の受験生が1回の受験で多数の学部・学科に合格することができ、結果として学部や学科の教育目標や理念と合致しない学生を迎える可能性がある。受験生から見ると受験の機会が増えたことになるが、入学を志望しない1人の受験生が、合格者の枠を占めてしまう事態も起こる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

センター利用入試による募集人員は、2007 年度の場合 110 名である。このうち個別学力検査を実施して選抜する枠は 30 名と比較的少ない。教育目標や理念と合致する学生を迎えるためには、個別学力検査を実施する枠をさらに拡大することも検討すべきであろう。

センター利用入試については、今後とも多様な視点で随時検討を加える必要がある。その際、中長期的な見通しのもとに検討することが求められよう。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

文学部の場合、2007 年度の全入学者（履修届提出者）1,099 名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は 608 名、その他の多様な入学試験による入学者は 491 名であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生がかなりの割合を占めている。

また 2006 年度より昼夜開講制を廃止している。

ア　一般入学試験

2007 年度の一般入学試験として文学部は A 日程、S 日程、S_2 日程、D 日程、後期 B 日程、センター利用入試を行った。その日程、教科、配点は次のとおりである。

- A 日程（3 教科型）　2007 年 2 月 8 日
  英語（200 点）　国語（漢文を除く　150 点）
  地歴、公民または数学の中から 1 科目選択（100 点）　450 点満点
- S 日程（3 教科型）　2007 年 2 月 4 日
  教科及び配点は A 日程と同じ
- S_2 日程（3 教科型）　2007 年 2 月 3 日
  教科及び配点は A 日程と同じ
- D 日程（漢英方式）　2007 年 2 月 5 日
  英語（200 点）　国語（漢文　200 点）　400 点満点
- 後期 B 日程（3 教科型）　2007 年 3 月 3 日
  教科及び配点は A 日程と同じ
- センター利用入試

前期（特定言語重視型）
　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　600 点満点：外国語と国語。外国語の科目は傾斜配点により 400 点に換算する

前期（ベスト 3 科目 傾斜配点方式）
　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　800 点満点：ベスト 3 科目のうち、最も高得点の科目を傾斜配点により 400 点に換算する

前期（4 教科 4 科目）
　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　600 点満点

前期（5 教科 6 科目）
　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　800 点満点

中期（個別学力試験（英語）＋3 科目）　2007 年 2 月 8 日
　個別学力試験として英語を課すとともに、大学入試センター試験の国語〈古典（古文、漢文）〉、地理歴史及び公民のうちの 1 科目、数学及び理科のうちの 1 科目をあわせた総合点で判定する
　500 点満点：英語 200 点、大学入試センター試験の 3 科目はそれぞれ 100 点

後期（ベスト 3 科目 傾斜配点方式）
　個別学力試験は課さず、大学入試センター試験の当該科目の総合点のみで合否を判定する
　800 点満点：ベスト 3 科目のうち、最も高得点の科目を傾斜配点により 400 点に換算する

後期（Bplus センター方式）　2007 年 3 月 3 日
　個別学力試験として英語、国語、地歴公民または数学を課すとともに、大学入試センター試験の英語、国語、地歴公民、数学、理科の 5 教科 5 科目をあわせた総合点で判定する
　1000 点満点

後期（センターplusE 方式）　2007 年 3 月 4 日
　個別学力試験として英語を課すとともに、大学入試センター試験の国語、地理歴史及び公民のうちの 1 科目、数学及び理科のうちの 1 科目をあわせた総合点で判定する
　600 点満点

また、一般入学試験の選抜方法については、2004 年度に 1 学科多専修制へ移行したことにより、学部一括募集制を採用している。これは入学時にすべての学生を総合人文学科という 1 学科の学生として受け入れるという方式である。したがって新入生はすべて文学部・総合人文学科に属し、2 年次にはじめて各専修に分属することになる（初等教育学専修の 30 名分を除く）。

なお、本学では一般入学試験、センター利用入試、及び後述の AO 入学試験の成績優秀者に対する「関西大学学部給付奨学金」制度を設け、入学初学期の授業料と教育充実費の合計金額を給付している。2007 年度文学部入学者で、授業料の全額相当額を 4 年間給付される第 1 種給付奨学金の対象になった者は 2 名、授業料の半額相当額を 1 年間給付される第 3 種給付奨学生の対象になった者は 29 名である。

イ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、文学部での勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀として推薦する生徒を受け入れることによって学生の質を維持向上させるというねらいがある。指定校の選定は、基本的には文学部への入学実績及び合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集を複数名にする措置をとり、あわせて、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に注意または警告し、問題点が多い場合は指定を取り消すなどの点検を常に行っている。

応募資格は「一般推薦」と「国際推薦」の二つに分かれ、評定平均値を次のように定めている。

- 一般推薦（全日制課程）
  1）全体の評定平均値が 4.0 以上の者
  2）全体の評定平均値が 3.6 以上の者で、英語もしくは国語の評定平均値が 4.3 以上の者
- 国際推薦（全日制課程の国際教養科またはそれに準ずる学科・コースで、入学後に国語国文学専修、フランス語フランス文学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、歴史学専修、地理学・地域環境学専修、中国語中国学専修に進むことを希望している者）
  1）内申成績の評定平均値 4.0 以上の者。
  2）ａ．全体の評定平均値が 3.6 以上の者で、英語もしくは国語の評定平均値が 4.3 以上の者
  ｂ．全体の評定平均値が 3.8 以上の者で、国語国文学専修を希望する場合は国語、フランス語フランス文学専修を希望する場合はフランス語、ドイツ語ドイツ文学専修を希望する場合はドイツ語、歴史学専修及び地理学・地域環境学専修を希望する場合は地理歴史、中国語中国学専修を希望する場合は中国語の評定平均値が 4.0 以上の者。

指定校制推薦入学希望者に対しては、以上の書類選考のほか、面接を実施している。現在、11 月の日曜日に全員を集め、総合ガイダンスを行うとともに、各専修によるプレ・スチューデントプログラムにおいて説明会及び相談会を実施し、入学の意思確認を行ったうえで入学を許可している。

2007 年度は指定校 294 校、348 名の募集に対し、応募が 280 名あり、応募率は 80.5%である。その全員が入学しており、文学部全入学者 1,099 名に占める割合は 25.5%である。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。「専修枠」と「総合枠」という二つの募集枠を設けている。

選考は 2 段階で行っている。「専修枠」においては、第一次選考では志望理由書等をもとに文学部で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定がなされる。第二次選考は文学部のみで行うもので、受験者の希望する専修ごとに 2 名の面接員が 30 分程度の面接を行い、各面接員の評価を総合して序列化したデータをもとに、教授会で最終合格者を決定する。「総合枠」においては、第一次選考は、「課題レポート」をもとに行い、第二次選考では、「グループ・ディスカッション」を課している。

2007 年度は志願者 465 名、合格者 108 名、入学者 98 名（全体の 8.9%）である。この入学者の数は全学

における AO 入学試験入学者の 45.3%を占めている。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度である。これについては文学部独自の選抜方法はとっていない。文学部の場合、2007 年度は志願者 51 名、合格者 33 名、入学者 33 名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、高い帰属意識をもつ学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

文学部の場合、内申書による得点（300 点）と外部テストの得点（300 点）を総合的に評価して合否判定を行う。なお個別の学力試験等は課さない。

2007 年度は志願者 49 名、合格者 49 名、入学者 49 名である。

カ　社会人入学試験

向学意欲あふれる社会人を対象とする入試制度で、社会学部・理工系学部を除く学部で実施されている。文学部の場合、英語と小論文による筆記試験と面接によって選考を行う。ただし、希望する者は、英語に替えてフランス語、ドイツ語、中国語のいずれかで受験することもできる。

2007 年度は志願者 7 名、合格者 4 名、入学者 4 名である。

キ　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入試制度で、全学部で実施されている。文学部では、英語、日本語及び面接によって選考を行っている。

2007 年度は志願者 10 名、合格者 6 名、入学者 6 名である。

ク　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象とする入試制度で、文学部、総合情報学部の 2 学部で実施している。文学部では、日本語作文、英語、面接ののち、その結果と出願書類をあわせて考査し、選抜を行っている。

2007 年度は志願者 73 名、合格者 31 名、入学者 19 名である。

ケ　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

アメリカのウェブスター大学に留学し、本学とウェブスター大学双方の学位を取得することができる。そのプログラムのための特別入試である。文学部では小論文（日本語及び英語）と面接によって選考を行っている。2007 年度は志願者 7 名、合格者 3 名、入学者 2 名である。

コ　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施されており、文学部では 3 年次の編・転入学のみを行っている。文学部では出願専修に関する専門試験、英語その他の外国語、面接によって選考している。2007 年度、志願者 81 名、合格者 40 名、入学者は 27 名である。

サ　社会人編・転入学試験

社会人編・転入学試験は文学部のみで実施している。文学部では筆記試験は英語その他の外国語もしくは小論文の筆記試験、及び面接によって選考している。2007 年度は志願者 25 名（うちフレックスコースは 4 名）、合格者 15 名（うちフレックスコースは 4 名）、入学者 11 名（うちフレックスコースは 4 名）である。

【長所】

文学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては次の点をあげることができる。

1) 文学部独自の方針により、一般受験生だけでなく、多様な学習歴や能力をもつ学生の受け入れが可能である。

2) 学部一括募集制を採用しているので、判定作業が比較的容易である。

3) 指定校推薦方式による入学者の割合が 25.4%と一般入学試験に次いで大きく、まじめで意欲的な学生を確保できる。また入学後の学生の成績を追跡し、必要に応じて指定校の取り消しを含む処置を実施している点も評価したい。

4) AO 入学試験による入学者の割合が 8.9%と比較的高く、単なる知識量にとどまらない広い視野、柔軟な思考力、個性的な創造力、優れた語学力などを持つ学生が入学している。これは文学部のめざす幅広い人文学的知性の育成に対応しているといえる。

5) 入試の成績優秀者については「関西大学学部給付奨学金」制度が設けられている。これは全学の制度であるが、文学部に対しても入学希望者のモチベーションを上げるなどのメリットがある。

【問題点】

1) 全学的な入試制度及び文学部独自の方針により入試方式を多様化し、多種多様な学習歴・能力をもつ学生を受け入れる体制が整えられたが、制度が複雑化し、受験生にメリットが十分理解されないことも考えられる。

2) 社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、デュアル・ディグリー（DD）入学試験については、受験者数が少ない。

3) 面接や書類選考で合否を判定する指定校制推薦入学と AO 入試では、この方法で入学した学生は現在のところ入学後の成績はおおむね良好であるが、基礎学力の不足のため学習カリキュラムに対応できない学生もいる。

4) 「関西大学学部給付奨学金」の採用者の定着率（入学率）は、第 1 種給付奨学金対象者については 5 名中 2 名の 40%、第 3 種給付奨学金対象者については 376 名中 29 名の 8%で、期待より低くなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1) 従来の多様な入学方式を維持しつつ、広報活動を強化して受験生にそれぞれの方式のメリットを理解してもらう。またオープンキャンパスなどの際に訪れる高校生に対し、十分な時間をかけて進路相談に乗るべきであろう。

2) 入試方法によっては受験者数が少ないが、広報活動のより一層の充実や奨学金制度の拡充など、積極的な受験生の確保が必要である。とくに留学生入学者の増加のために、奨学金上の措置を講ずることが必要であろう。

3) 指定校制推薦入学と AO 入試については、「調査書」の内容をより厳密に作成するよう高等学校側に協力を求める。入学者の成績の追跡調査を行い、必要であれば、募集割り当てを複数名にするほか、逆に指定を取り消すなどの点検・改善を積極的に行う。

4) 給付奨学金採用者の定着率が低いのは、文学部のみならず全学的な問題でもある。とくに第 3 種給付奨学金については採用者を少なくして給付額を増やすなどの方策が考えられる。

5) 留学生が本国で受けた教育について、教授会で審査の上、単位として認定しているが、現在は専修の判断に任されている。今後は学部として単位認定のためのルールをつくり、適切な対応をすることが望まれる。

(3) 入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のために、次のような仕組みを持っている。

入試の実施体制は、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従っている。また、文学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準であるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、社会・理科については問題の難易度による不公平が生じないように素点に対して統計処理を行って均質化をはかっている。

文学部が独自に試験問題を作成しているのは、社会人入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、AO 入学試験、SF 入学試験、社会人入学試験、外国人学部留学生入学試験、帰国生徒入学試験、DD 入学試験、編・転入学試験、社会人編入学試験であり、このうち SF 入学試験、社会人入学試験、DD 入学試験、社会人編入学試験にはさらに小論文を課している。これらの出題や面接には、本学部教員が必ず 2 名以上のチームを組んで行っている。また面接の評価はすべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を 4～5 段階でランク付けするとともに、その理由を記載するよう定めている。試験方式によっては、面接における評価ランクをさらに得点化することで判定の公正性を確保している。

このほか、AO 入試のように、全学の入試センターを通じて不合格者の問い合わせに応じている場合もある。

さらに、いずれの入学試験の場合も最終合否入学試験の判定は教授会で行われ、すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定される。

【長所】

1) 学部の意向を反映させながら方針が決定されており、入学試験の実施体制にとくに問題は無い。
2) 選抜基準の透明性も確保されている。

【問題点】

特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

特にない。

(4) 入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入試問題については、毎年、正答率などを検証して、翌年の入試問題の作成に反映させている。また入学者選抜方法について、文学部のカリキュラムや在籍している学生の状況などを総合的に勘案しながら検証を加えている。2006 年度の入試から D 日程と「センター＋E 方式」の二つの新方式を導入した。D 日程は外国語と漢文を受験科目とし、国語国文学専修や歴史学専修、中国語中国学専修のカリキュラムに対応させたものである。「センター＋E 方式」は、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課したもので、外国語の能力を重要視した結果である。

また 1999 年度に設置されたアドミッション・コミュニケーターが高校をまわり、入試制度に対する現場の意見等を報告している。

【長所】

入試問題の作成に当たっては毎年、多くの努力が払われており、特に担当教員は 1 年間多くのエネルギー

を費やすことになる。また新方式の導入に関しては、カリキュラムの学習において必要な能力を求めることに目的があり、今後成果があらわれると思われる。このように学生の選抜は安易な方法をとることなく、丁寧に行われているといえる。アドミッション・コミュニケーターを通じて高校現場の意見を反映させるシステムが存在することも評価できる。

【問題点】

入試問題の作成に当たる担当教員の負担が極めて大きく、教員の研究や教育に支障が生じているところもある。この点については教員全体が認識し、心身両面で負担を軽減するための方法を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試問題の作成に当たっては、より効率的な方法を検討する必要がある。一方、負担の軽減について入試委員会で検討を行い、その過程と結果を教員全体に報告することも必要であろう。

(5) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

入学試験を行わない科目等履修生及び聴講生の受け入れについては、本学の規定にもとづき、教授会で審議したうえで、妥当と認められるものを許可している。受講目的については、科目履修生は資格取得、聴講生は自己研修が多い。また年齢は 20 代から 60 代以上まで幅が広いが、聴講生の場合はとくに 60 代以上が目立っている。〔『データブック 2007』P161（イ）聴講生・科目等履修生等の状況 参照〕

【長所】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供している。とくに聴講生については 3 年前に比べて 60 代以上が倍増しており、今後とも増加するものと思われる。大学の新しい役割といえよう。

【問題点】

科目等履修生や聴講生の増加は、一般学生の学習意欲を刺激するものになると思われ、さらに増加することが望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

科目等履修生や聴講生の増加にむけて、さらに積極的に広報活動を展開する。そのための一環として、キャンパス外での公開講座などに教員を派遣する仕組みを充実させ、あわせてそのような教員の活動を評価するより明確なシステムが必要である。

(6) 定員管理

【現状の説明】

現在、文学部（総合人文学科）の入学定員は 900 名である。文学部では、定員に代えて、専修ごとの「最大受け入れ数」を独自に設定している。これは主に、2 年次における専修分属において各専修が最大で何名の学生を受け入れ可能かを示したものであり、2006 年度の場合は次のようである。

表Ⅱ-文-2　2006 年度最大受け入れ数

英語英文学専修	150 名	地理学・地域環境学専修	45 名
英米文化専修	75 名	中国語中国学専修	75 名
国語国文学専修	150 名	教育学専修	75 名
哲学倫理学専修	45 名	心理学専修	105 名
比較宗教学専修	45 名	インターディパートメント	105 名
芸術学美術史専修	60 名	身体運動文化専修	75 名
フランス語フランス文学専修	75 名	映像文化専修	45 名
ドイツ語ドイツ文学専修	60 名	文化共生学専修	60 名
歴史学専修	150 名		

専修分属において、希望者が最大受け入れ数を越えた場合には、成績上位者の者から進級者を選ぶことにしている。そのため年度末に、それぞれの最大受け入れ数内に収まるように調整を加え、教授会で審議のうえ決定している。その際の選考の基準は各専修がそれぞれ独自に設定している。2006 年度における 2 年次生の専修分属最終決定者数は次のとおりである。

表Ⅱ-文-3　2006 年度最終決定者数　文学部合計 964 名

英語英文学専修	113 名	地理学・地域環境学専修	20 名
英米文化専修	75 名	中国語中国学専修	33 名
国語国文学専修	102 名	教育学専修	36 名
哲学倫理学専修	25 名	心理学専修	96 名
比較宗教学専修	6 名	インターディパートメント	102 名
芸術学美術史専修	28 名	身体運動文化専修	75 名
フランス語フランス文学専修	38 名	映像文化専修	42 名
ドイツ語ドイツ文学専修	17 名	文化共生学専修	46 名
歴史学専修	110 名		

このように、すべての専修が最大受け入れ数の範囲内で学生を受け入れた。2007 年度における各専修の最大受け入れ数は、職員数や設備に加えて、2006 年度の進級実績、及び 2007 年度新入生のアンケート調査等を参考に次のように定めた。

表Ⅱ-文-4　2007 年度最大受け入れ数

英語英文学専修	150 名	地理学・地域環境学専修	45 名
英米文化専修	60 名	中国語中国学専修	75 名
国語国文学専修	150 名	教育学専修	75 名
哲学倫理学専修	45 名	初等教育学専修	35 名
比較宗教学専修	45 名	心理学専修	105 名
芸術学美術史専修	60 名	インターディパートメント	105 名
フランス語フランス文学専修	75 名	身体運動文化専修	90 名
ドイツ語ドイツ文学専修	60 名	映像文化専修	45 名
歴史学専修	150 名	文化共生学専修	60 名

また、文学部の収容定員はデイタイムコースが 2,990 名、フレックスコースが 160 名で、合計 3,150 名である。これに対し、2007 年 5 月における在籍学生数は文学部全体で 4,132 名である。その在籍学生比率は 1.31 である。

過去 5 年間の募集定員と入学者数の比率を、第 1 部（デイタイムコース）と第 2 部（フレックスコース）を合計して示せば次のとおりである。なお 2006 年度より昼夜開講制を廃止している。

表Ⅱ-文-5　募集定員と入学者数の関係

	募集定員	入学者数	募集定員に対する割合
2003 年度	764	847	1.11
2004 年度	750	930	1.24
2005 年度	750	942	1.26
2006 年度	750	986	1.31
2007 年度	900	1,099	1.22
（合計）	3,914	4,804	（平均）1.23

【長所】

1 学科多専修制への移行にともない、各学科の定員に替えて各専修の最大受け入れ数を設定したのは、各専修の教員数や設備・アンケート調査の結果などを考慮したためで、きわめて合理的な措置である。また、最大受け入れ数を越えないように調整を加えること、その調整を各専修の方針にもとづいて行うとしたことも、妥当な方策である。

【問題点】

1）学生が 1 年次の学習を経てそれぞれの希望する専修に進級する制度は、専修間に学生数の確保をめぐって競争意識を生むことになる。専修の魅力を PR することは必要としても、それが過度になると、「幅広く、より深く、文化を学ぶ」文学部のコンセプトを揺るがす事態を招く可能性がある。

2）2 年次の分属後に変更を希望する学生が出てくることもあるが、これに対しても柔軟な対応をする必要があろう。

3）在籍学生比率が 1.31 と高い。ただし、これは各科目とも厳密に成績を評価し、安易に単位を与えないために結果として留年者が出ること、留学のために休学する学生がかなりあることに主な理由がある。

4）募集定員に対する入学者の割合は、過去 5 年間の平均 1.23 と少し高くなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1）初年次の「専門」の教育で特定の学問のみが面白いといった教育を排他的に行うのではなく、専門の学問が実際には他の学問と結びついているという視点からの教育をすべきであろう。これは文学部全体の隆盛を考慮するという点で、教員全員が常に留意すべきである。その上で、各専修の魅力を解説した冊子を配布するなどの情報提供をすることが望まれよう。また、最大受け入れ数と実際にその専修に決定した学生数との間に、乖離がある専修がみられる。この状態が続くようであれば、PR の方法も含め文学部全体で検討することも必要になろう。

2）3 年次に専修の所属を変更する制度も設けられているが、たとえばテーマ・プロジェクト教育は学際的なテーマによる研究を可能にするもので、専修を変更することなく学生の希望をかなえることができる。このような観点から、学生に対してよりきめ細やかな情報を提供すべきであろう。

3）在籍学生比率が高い点については、学生の質を確保するために厳密な成績評価を行い、単純に卒業率を上げることを優先すべきではない。しかし 3 年次の段階で、個々の学生についてチェックを行い、必要に応じて指導・助言するシステムの検討も必要と思われる。

4）受験者の動向を適切に見きわめ、募集定員に対する入学者数の適正化にむけて努力する。

（7）編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専修

本学の他学部から文学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・転入学の募集は全体で若干名としており、2007 年度は 2 名が入学した。また、文学部内の他の専修に移る転専修は、「文学部学生 3 年次転専修出願要領」にもとづき、出願書類と面接によって決定している。2007 年度の文学部に関する転部・転専修の状況は以下のとおりである。

1）他学部から本学部へ：2 名（法学部から 1 名、工学部から 1 名）

2）本学部から他学部へ：0 名

3）転専修：2 名（心理学専修から芸術学・美術史専修へ 1 名、中国語中国学専修から国語国文学専修へ 1 名）

また、転部や転専修は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により所属専

修教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における文学部の退学者及び除籍者は、2002 年度は 90 名、2003 年度は 52 名、2004 年度は 59 名、2005 年度は 60 名、2006 年度は 51 名と減少傾向にある。退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特に大きな変化は見られない。なお退学申請の際、専修に属する教員の対応は特に定められていない。また単位取得の少ない学生や欠席しがちな学生を呼び出して指導を行うなどの、退学を未然に防ぐ方策についても個々の教員の判断にゆだねられている。

【長所】

文学部における編・転入学者の数は、2007 年度、若干名の募集に対して入学者 27 名という状況であり、特に問題はない。編・転入及び転科・転部に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合に教員が相談にのるという対応をとっている。

退学者の数は近年 50 名程度と極めて少なく、問題はない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

【問題点】

特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

退学者に関しては、教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制の強化を検討していくことが望まれる。

5　教員組織

文学部では、多彩なディシプリンと活発なプロジェクトからなる新しい人文学の拠点を目ざし、総合的かつ多様な領域をカバーするために 18 の専修組織を置き、それぞれに専門性をもつ教員を配置している。以下、専任教員を中心に教員組織について説明する。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2007 年度現在、文学部総合人文学科には 129 名の専任教員が所属しており、全員が教授会の構成員である。内訳は教授 99 名、准教授 26 名、専任講師 4 名で、助手（助教）は配置していない。教員は、組織としては 18 の専修のいずれかに所属し、それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。

本学部専任教員 1 人当たりの学生数は 32.0 名である。教員 1 人当たりの学生数が他学部に比して少ないのは、本学部の場合、従来全学の共通教育科目を多く担当してきたからであり、また総合人文学科として教授研究対象の領域が広範かつ多岐にわたるという特色をもつため、多彩なカリキュラムで授業を行う必要があるからである。また、卒業論文を必修とするため、卒業演習を課して卒業論文作成にむけたきめ細かな指導を必要とする。学生各人のテーマに合わせた的確な指導ができるように配慮している。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員の定年は 65 歳である。ただし、学部が特に必要とした教員は、定年後 5 年間に限り教授

会の承認を得て1年ごとに定年延長を行うことができる。したがって、定年延長手続きが5回行われた場合は 70 歳の教員が存在することになる。文学部教員の年齢構成は 60 歳以下の教員の比率が全体の 74.4%を占めている。5歳きざみで見ると、最も構成比が高いのが61歳から65歳の17.8%であり、最も構成比率が低いのは 26 歳から 30 歳までで 1.6%である。また、31 歳から 35 歳までは 2.3%、36 歳から 40 歳までは 10.9%と、若い年齢の教員は比較的少ない。また、平均年齢は53歳となっている。

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

文学部の開設科目における専任教員の占める割合は、デイタイムコースで 53%、フレックスコースで 30%である。専任担当比率があまり高くないのは、多様な科目の設置により、当該分野の専門家に非常勤講師を依頼しているという事情がある。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全 129 名のうち 16 名が女性教員であり、全体の 12.4%を占めている。この16名のうち、教授が7名、准教授が5名、専任講師が4名である。

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

社会人（民間企業）からの受け入れは、これまであまり実績がないが、2007 年度では本学の客員教授制度のもとで 1 名を任用している。また、2002 年度からはゲストスピーカー制度を試行的に実施している。これは専任教員だけでカバーできない内容について、専任の担当授業の時間帯に学外者を招いて講義してもらう制度であり、2006年度には22名を招いた。

また、本学部では専任教員として6名の外国人教員を配置している。内訳は英語英文学専修が1名、英米文化専修が3名、ドイツ語ドイツ文学専修が1名、中国語中国学専修が1名である。このほか、国際交流関連規程にもとづいて、海外の協定校及び研究機関から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を必ず実施してもらっている。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

本学部における主要な授業科目は 1 年次に入門講義としての「学びの扉」、入門演習としての「知へのパスポート」、基礎的なスタディ・スキルを養う「知のナヴィゲーター」がある。また 2 年次以上の学生は各専修に分属して専門的な授業を受けることになり、主要科目として概論系科目、講読系科目、実験・実習系科目、演習科目を置いている。以上の主要な授業科目（必修科目及び選択必修科目）における専任教員担当比率は、デイタイムコースで 77.9%、フレックスコースで 47.9%となっている。また、卒業論文作成のための卒業演習はすべて専任教員が担当している。

このほか、2005 年に開設した六つのテーマ・プロジェクトの授業として 3 年次の講義と演習がある。テーマ・プロジェクトはいずれも特定のテーマのもとに実施される新たなプログラムであるため、その全9クラスすべてを専任教員が担当し、指導にあたっている。

エ　教員間の連絡調整

カリキュラムや教授方法に関する教員間の連絡調整は、教授会、専修代表者委員会、テーマ・プロジェクト運営委員会、また各専修の教室会議などの機会を通じてたえず行っている。このうちテーマ・プロジェクト運営委員会は 2005 年度に新たに発足した当該プロジェクトを軌道に乗せ、成果をあげるための会議として機能している。また、関連する科目群ごとに教員が随時検討を行い、また専修における教室会議において連絡と調整を常時行っていることはいうまでもない。

【長所】

本学部では、総合人文学科としての多岐にわたる領域をカバーするために、全129名の専任教員すべてが専門教育科目を担当している。その結果、専任教員1人当たりの学生数が比較的少なく、密度の濃い少人数専門教育が可能となっている。卒業論文に関しては、きめ細かいゼミナール形式で、丁寧な指導を行ってい

る。こうしたことから、現状の学生数と教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類や性格に照らしておおむね適切であると考える。

教員の年齢構成は、5 歳刻みの年齢構成表の統計から見て、全体として比較的バランスがとれていると判断できる。

外国人専任教員の任用は、外国語外国文学系専修をもつ本学部の性格を反映して他学部よりも比率が高い。交換研究者・招へい研究者による講演の機会も多いので、学生にとっては外国人研究者の研究に触れる機会はかなり多いといってよい。

主要な授業科目を専任の教員が担当していることは、学生の指導の面においても重要である。また、1 年次の入門科目とテーマ・プロジェクトの講義、演習科目のほとんどを専任教員が担っていること、卒業演習のすべてを専任教員が担当していることも評価できよう。

【問題点】

教員の年齢構成についてはおおむね問題はないと判断される。また、社会人の任用は試行的に始められたばかりで、やや問題を残している。女性教員の比率は他学部に比べると高いものの、全体の 12.4%という数字は決して満足できるものではない。ただし、前回調査時の 10.8%からすれば年々着実に改善してるといえる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部では年齢を限定した任用を行っていない。したがって、40 歳以下の教員の割合がやや低いのは研究・教育の業績や将来性をできるだけ客観的に判断してきた結果というべきである。また、男女雇用機会均等法及び男女共同参画社会基本法にもとづく新規採用を行っているので、今後女性教員の増加が期待される。

教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れに関しては、今後、本学の客員教授制度、及びゲストスピーカー制度をより積極的に活用する予定である。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

教育補助者は、主に情報処理・心理学・司書関連科目、測量学実習において採用してきたが、2006 年度からはあらたに授業支援ステーションを設置し、多数の教育補助者を配した。このステーションの設置により、情報処理や実習系以外の一般的な授業にも組織的な支援態勢が構築された。2006 年度、文学部全体では、情報処理関連科目等の実習補助者 19 名（春学期）・18 名（秋学期）採用した。授業支援 SA は第 1 学舎で 26 名となった。

授業を円滑に進めるために、教員・職員と教育支援職員との間には常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向上を図っている。

【点検・評価】

すでに文学部の授業において、教育補助者は授業の進行上欠くことのできない役割を果たしている。また、授業支援 SA のサポートも重要である。今後、こうした多様な授業・教務補助の必要性は増加の傾向にあると予想されるので、より良い TA、SA を採用するための適正資格の基準や選考方法といった制度の一層の整備が必要である。全学における TA・SA 制度の整備をふまえて、文学部でも今後、本格的な採用に結びつける予定である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

専任教員の任用手続きは以下のような方式で行っている。

ア　募集と任免

文学部では、総合人文学科 1 学科多専修の新体制への移行にともない、人事全般について適正かつ公平な運営を行うため、2004 年度に「文学部人事計画会議」を設置した。2006 年度からは「文学部総合計画会議」と改変して、そのもとで学部全体の人事計画を進めている。この会議は学部長・副学部長、及び教授会選出の 9 名の委員、計 11 名で構成されている。委員の任期は 2 年であり、ここで策定した議案を教授会に諮っている。また新任教員の募集は原則として公募としている。

イ　手続き

次年度の新規採用人事の配分案は、まず専修もしくは複数の教員グループより人事計画書・要望書を提出してもらい、人事計画会議が次のような手順を経て審議したうえで、どこに新任ポストを配分するかを次の順序で策定する。

(1) 年度末の退職予定者のポストの確認
(2) 人事計画書・要望書の検討
(3) 人事要望母体の代表者からのヒアリング
(4) 配分案作成
　それぞれの人事計画書・要望書にもとづき、さらに各専修に関する基礎資料・データを収集し、文学部全体の方向性を見定めつつ配分案を作成する。
(5) 人事提案について優先順位をつけ、総合評価表を作成する
(6) さらに、個々の人事提案に関するコメントを作成する
(7) 配分案と資料を教員全員に公開し、意見を聴取する
(8) 各教員の意見を反映させた最終的な配分案を改めて作成する

総合計画会議は、以上の手続きを経て最終的に作成した配分案を人事議案として教授会に諮る。そして、新任ポストの配置が教授会によって決定された後、新任教員を公募し、インターネット「JREC-IN 研究者人材データベース」等で公募要領を外部に周知する。

その後、選考委員会を組織して具体的な選考手続きに入る。選考委員会は、要望母体から 2 名、要望母体以外から 2 名、及び執行部もしくは総合計画会議から 1 名の、文学部教員 5 名で構成されている。選考委員会は審議を経て優先順位をつけ、上位数名の応募者の面接と模擬授業を経て採用希望者を誰にするかを総合的に判断し、議案を教授会に提出する。教授会ではそれを審議することで採用者を決定する、という手順である。

ウ　昇任人事

文学部における教授・助教授への昇任は、2003 年度に改正された「関西大学教育職員選考規程」に基づいて行っている。すなわち各専修が発議し、専修代表者会議での審議、承認を経て教授会に提案、同意を得るものとしている。昇任に関しては基本的に専任講師 3 年で准教授昇任、准教授 7 年で教授昇任としているが、その審議に際しては教員の研究教育業績を重視している。

【長所】

2003 年度まで、新任人事は学科・教室の退職者の後任を採用するという、いわゆる後任補充人事方式が原則であったが、1 学科多専修制への移行にともなってそれをやめ、文学部全体を考慮した人事を実施することとした。文学部人事計画会議（現、総合計画会議）を設置し、文学部内で緊急に配置が必要なポストを

決めて教員を任用するようにしたのである。従来の後任補充人事方式では学科の教員数が固定しており、その意味で学科組織は安定していたといえるが、新しいディシプリンや多様な学問の展開という面には十分に対応できていなかった。2004 年度から実施（2006 年度に一部改変）している新方式は、そのような欠点を是正し、文学部全体の将来を見すえて必要な人材を必要なポストに配置できるという点で、きわめてすぐれたものといえよう。

また、募集と任用に関しても、総合計画会議での配分案策定、資料の提示と公開、教授会での審議、面接と模擬授業等を経て決定しており、手続きの上の明確さ公正さを確保している。新任人事が原則としてすべて公募であることも長所としてあげることができる。

【問題点】

教授・准教授への昇任はもっぱら研究業績によって判断している。新任人事の場合は面接や模擬授業によって教員の教育的資質を判断できるが、昇任人事では教育上の業績や努力は、制度上あまり考慮されていない。

また、専任教員の出身大学・大学院は文学部人事計画会議（現、総合計画会議）が発足し、機能することによって分散する傾向にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な学生の指導・教育のために、新任人事だけではなく、今後は昇任人事についても、研究業績のみならず、教育上の業績や、多様な評価のあり方を検討する必要があろう。これは文学部のみならず、全学的に取り組むべき問題でもある。また、各専修・プロジェクトからの人事的な要望を客観的かつ長期的展望をもって検討、判断することが一層重要となってきた。さらに、人事案件の審議について情報開示につとめることも引き続き配慮しなければならない。

6　研究活動と研究環境

(1) 到達目標（達成度）

社会そして学生の多様なニーズに柔軟に対応すべく、文学部では 2004 年度以来、1 学科に改編するなどの改革が実施されてきた。既存の専門領域が分割・統合される過程にあって、多彩な専門領域の提供など学生の資質や希望に徐々に対応できるようになった。国内外の社会状況の変化もあって教育内容も変化せざるを得ず、教材作成や授業形式の工夫に多くの時間が割かれるようになった。

所属教員は急激な組織改変と多種多様な校務の中にあって現在的な要求に応えながら、それぞれの専門領域において堅実な研究活動を行っている。長年にわたって蓄積されてきた世界の知的資産を検証・解明する、あるいは現代の社会動向に対応して課題を提示し人類の選択可能な道を探求するという、人文学に深くかかわっている。この点において、理念・目的を達成するものとなっている。研究環境の構成要素として重要な個人研究室・個人研究費・研修機会なども整備されている。特筆すべき研究分野での研究費も得られ、成果が出つつある。

以下、研究活動及び研究環境を示す。

(2) 研究活動

ア　研究成果の発表状況

【現状の説明】

（ア）論文等研究成果の発表状況

文学部には専任教員で組織する「関西大学文学会」があり、専修持ち回りの専任教員3名による「文学論集編集委員会」の責任で、年 4 回、『関西大学文学論集』を発行している。執筆を希望する専任教員はあらかじめ掲載申込書を提出し、文学論集編集委員会が掲載号を決める。2005 年度及び 2006 年度の掲載状況は以下のとおりである。

2005 年度　『文学論集』第 55 巻第 1 号～第 4 号　　掲載論文数　計 28

2006 年度　『文学論集』第 56 巻第 1 号～第 4 号　　掲載論文数　計 26

文学部は前述のように、2004 年度、従来の 8 学科を廃して総合人文学科 1 学科のもと 10 専修が展開する新体制に移行した。旧 8 学科はこれまで毎年 1～2 冊、研究誌を刊行し研究成果を発表してきた。2004 年度にはインターディパートメントと身体運動文化専修が立ち上がった。うち、後者は 2005 年度末に研究誌『身体運動文化フォーラム』を創刊している。2006 年度には英米文化、芸術学美術史、心理学、映像文化、文化共生学の 5 専修が、さらに 2007 年度には比較宗教学、地理学・地域環境学、初等教育学の 3 専修が新設された。2007 年度現在、専修数は 18 となっている。2006 年度新設の心理学専修は『文学部心理学論集』を同年度に発行している。

表Ⅱ-文-6　各専修の学会・研究誌

専修	学会名	研究誌	掲載論文数	
			2005 年度	2006 年度
旧専攻				
英語英文学	関西大学英文学会	『英文学論集』	5	4
国語国文学	関西大学国文学会	『国文学』（毎年 2 冊）	6	28
哲学倫理学専修 1)	関西大学哲学会 1)	『関西大学 哲学』1)	15 1)	発行なし 1)
ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学	関西大学ﾌﾗﾝｽ語ﾌﾗﾝｽ文学会	『仏語仏文学』	6	4
ﾄﾞｲﾂ語ﾄﾞｲﾂ文学	関西大学独逸文学会	『独逸文学』	11	9
歴史学 2)	関西大学史学・地理学会 2)	『史泉』2)	11 2)	9 2)
中国語中国学	関西大学中国文学会	『関西大学中国文学会紀要』	19	18
教育学	関西大学教育学会	『教育科学セミナリー』	12	3
2004 年度新設				
ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ	関西大学ｲﾝﾀｰﾃﾞｨﾊﾟｰﾄﾒﾝﾄ研究会	『インターディパートメント論集』	－	－
身体運動文化	関西大学身体運動文化学会	『身体運動文化フォーラム』	11	4
2006 年度新設				
英米文化	関西大学英米文化学会	『Kansai University Journal of Cross-Cultural Studies』	－	－
芸術学美術史 1)	関西大学哲学会 1)	『関西大学 哲学』1)	1)	1)
心理学	関西大学文学部心理学会	『関西大学文学部心理学論集』	－	9
映像文化	関西大学映像文化学会	『映像文化研究』	－	－
文化共生学	関西大学文化共生学会	『文化と共生』	－	－
2007 年度新設				
比較宗教学 1)	関西大学哲学会 1)	『関西大学 哲学』1)	1)	1)
地理学・地域環境学 2)	関西大学史学・地理学会 2)	『史泉』2)	2)	2)
初等教育学	関西大学初等教育学会	『関西大学初等教育学会誌』（仮称）	－	－
		各年度合計	85	88

（注1）哲学専修は哲学倫理学、比較宗教学、芸術学美術史の 3 専修に分かれたが、学会・研究誌に変更はない。
（注2）史学・地理学専修は歴史学、地理学・地域環境学の 2 専修に分かれたが、学会・研究誌に変更はない。
なお、2004 年度以降に新設された専修の構成員の多くは独立前に所属していた学会の研究誌に執筆してきた。

『関西大学文学論集』及び上記専修の研究誌に過去2年間に発表された論文総数227本にのぼっている。このほかさらに、専修または教室にからむ不定期学術雑誌や研究書、文学部教員が主力の東西学術研究所や博物館の紀要、自主ゼミや学習会の研究誌もある。

こうした研究成果は、大学院はもちろんのこと、学部の講義や演習の中に生かされ、学生の教育研究レベルを高めるのに役だっている。

なお、文学部専任教員による最近5カ年の論文・著書を含めた研究業績について本学の学術情報データベースを使って集約すれば次のようになる。これを見れば文学部の教員が全体として研究成果をあげていることがわかる。ただし、例えば2006年度の学会発表数が18と極めて少ないなど、データベースに掲載されているものが全てではないことがわかる。

表Ⅱ-文-7　最近5カ年の研究業績数

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2002年	47	127	34	132	340
2003年	45	162	31	150	388
2004年	48	143	36	158	385
2005年	41	143	44	156	384
2006年	25	80	18	116	239

（注）この集計は年度別ではなく年次別であり、研究支援センターのスタッフによって集計された。

（イ）教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

ここでは、日頃の教育研究の成果の学会での報告とは異なり、外部発信を社会貢献の観点から示す。データブック2006及び2007に掲載されている「X社会貢献」に示されたものを簡潔に示す。

教育職員の社会的活動は2005年度については、国、都道府県・市町村、その他（民間団体等）別で見ると、国レベルでは全学でそれぞれ82名が係わっているがうち20名が文学部の教員である。全体では170名がかかわるが文学部は工学部の次に多く34名で20%に及ぶ。2006年度については、全学265名のうち46名で17%になっている。

公開講座等の状況には、関西大学吹田市民講座（2005，2006年度）、関西大学おおさか文化セミナー（2005，2006年度）、関西大学公開講座（高槻市）（2005年度）、泊園記念講座（2005，2006年度）、人権問題研究室公開講座（2005，2006年度）、博物館公開またはミュージアム講座（2005，2006年度）、飛鳥史学文学講座（2005，2006年度）、関西大学サタデーカレッジ（2005年度）、地域連携活動（2006年度）で多くの文学部教員が講演している。

高大連携活動のうち、2005年度では高等学校で延べ160回開催された出張講義のうち、文学部は最も多く50回に達している。2006年度では、161回中68回で42%に達している。両年度に開催された公開講座についても文学部教員は役割を果たしている。

教員対象研修プログラムについても文学部教員の関わりは大きい。以上の外部発信に対する適切性の評価は難しいが、文学部の教員の多くが、日頃の教育研究の研鑽を踏まえてこの種の社会貢献に係わっている。

（ウ）国内外の学会での活動状況

文学部教員の国際会議、国内外学会への参加状況、文学部教員が責任者となった本学での学会・国際シンポジウム開催状況は下記のとおりである。全体として、近年における国際交流の活発化により、国際会議・学会への参加は増加しているといえる。このほか、国際学会や国内の全国的学会において、多くの教員が会長や理事、評議員などの役職にあり、各分野の研究レベルの向上に貢献している。

表Ⅱ-文-8　学会等の参加・開催状況

	2005 年度	2006 年度
外国における国際学会への参加回数	3	20
国内学会への参加回数	147	137
本学における学会の開催（開催責任者：文学部教員）	15	12
本学における国際シンポジウムの開催（開催責任者：文学部教員）	2	0

（注）2005，2006 年度のデータはそれぞれデータブック 2006，2007 による。

（エ）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況及び文学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

1）研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況について、2005 年度は、全学で内定件数 145 のうち文学部は 36、2006 年度は、全学で内定件数 142 のうち文学部 45 で、工学部に次ぐ。

2）文学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

本学は 2005 年 4 月、文部科学省の助成を受け、文学部関連の私立大学学術研究高度化推進事業が 3 件採択され、新たな研究センターを発足させた。学術フロンティア推進事業としての「人間活動理論研究センター」及び「アジア文化交流研究センター」、オープン・リサーチ・センター整備事業としての「なにわ・大阪文化遺産学研究センター」がそれであるが、いずれも文学部教員が研究代表者となっており、研究メンバーも大多数が文学部教員で占められている。このことも文学部の研究活動の活発さを示すものとして特筆されよう。それぞれのプロジェクトは現在進行中であり、その詳細はデータブック 2006 及び 2007 に掲載されている。

【長所】

文学部の『文学論集』及び各専修の有する学会及び研究誌において研究発表の機会が十分に確保されているため、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。教員はここに多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会で活発な研究活動を行い、学術の向上に貢献している。また、科学研究費や私立大学学術研究高度化推進事業の採択状況から見ても、文学部教員の研究が外部からの評価にたえうるレベルの研究に従事していることがわかる。外部発信については学内の制度上の情報しか把握されていないが、社会貢献の部分での文学部教員の果たしている役割は大きい。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

2004 及び 2006 の各年度に発足した専修のうちの幾つかでは研究誌が未だ発行されていない。本学の学術情報データベースには遺漏が見られるのであるが、研究業績数には教員によってかなりのばらつきがある。この問題は個々の教員の自覚に待つところが多いが、学生の教育のみならず、みずからも旺盛な研究活動を展開すべく努力することが求められる。

イ　研究における国際連携

【現状の説明】

学部単位の海外研究拠点はないが、関西大学としては 2007 年 5 月現在、37 の協定大学を持っており、研究者の交流や学術情報・資料の交換などの活発な国際交流を展開している。『データブック 2006』及び『データブック 2007』の「4 研究交流」に掲載されている。

教員交流については、協定大学からの交換研究者の受け入れ 1 件（2006 年度）、外国人招へい研究者の受け入れ各 1 件（2005，2006 年度）、東西学術研究所（文学部教員担当）各 1 件（2005，2006 年度）、協定大学への派遣研究者 1 件（2005 年度）及び 2 件（2006 年度）、外国人招へい講演者による講演各 1 件（2005，2006 年度）、外国人招へい研究者による受け入れ機関での講演で各 1 件（2005，2006 年度）、東西学術研究所（文学部教員担当）1 件、各学部・研究所の招へいによる講演は受け入れ機関としての文学部は無いが文学部教員がかかわるものが 2005 年度について 13 件のほとんどであった。学内で実施された文部科学省学術

フロンティア推進事業にかかわる国際シンポジウム2件が開催されたが文学部教員が主導的役割を果たしている。

【長所】

東西学術研究所の国際連携にかかわる業績には著しいものがある。この主要人材は文学部教員である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

中国との交流を中心としており、今後より広い展開が期待される。他方、この特色をより展開する道も考え得る。

ウ　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

（ア）附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

東西学術研究所にかかわる主要構成員は文学部教員であり、過去そして現在のプロジェクトのすべてに渡って果たす役割は大きい。人権問題研究室についても文学部教員が主要な役割を果たしてきた。

（イ）大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

関西大学博物館には社会教育施設と共同研究施設という側面を持つので、文学部にかかわる学内共同利用施設として位置づけることも可能であろう。これを運営する博物館長以下の運営メンバーは文学部教員である。

【長所】

東西学術研究所と人権問題研究室は文学部に近接しており、両施設にかかわる文学部教員の研究と社会貢献の機会は大きい。

【問題点、将来の改善・改革に向けた方策】

両施設に係わらない文学部教員も多く、他の学内の研究関連機関などでの人材活用が期待される。

(3) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費の額の適切性

2006 年度文学部専任教員の研究費は、在外研究旅費・研究出張旅費・国内研究員研究費・研修員研修費・個人研究費を合わせた支給総額が 79,849,977 円であり、教員 1 人当たり 618,992 円である。個人研究費に限定すると、支給総額 63,999,410 円、教員 1 人当たり 496,116 円となる。研究旅費については、国外留学と学会等出張の場合に分ける。国外留学・長期には学術研究（在外研究）及び外国留学が、短期には調査研究があり、それぞれ全学的に支給額が決められている。2006 年度の場合、文学部の国外留学・長期の支給者は2名、短期の支給者は1名であった。また、学会等出張旅費としては、同じく全学の規定により研修員研修費、国内研究員研究費、外国出張に対する補助金、個人研究費、研修出張費をあてることができることになっている。2006 年度の場合、学会等出張旅費・国外の支給件数は 30 件、国内の支給件数は 137 件であった。

イ　教員個室等の教員研究室の整備状況

教員の個人研究室などの 2007 年 4 月 1 日現在の整備状況については、データブック 2007 のファイル 108 に示した。文学部の専任教員 129 名に対して個人研究室（個室）は 128 室で、個室率 99%となる。文学部教員がかかわる複数の研究センターが別途存在しており、事実上、個人研究室を持たない教員はいない。

合同研究室は 10 室あり、18 専修が入っている。他に複写作業をする文学部コピー・資料室などがある。

ウ　教員の研究時間を確保させる方途の適切性

教員の研究時間を確保させる方途はあまり多くないが、しいて言えば次の 2 点をあげることができよう。

1）文学部執行部メンバーへの一定の配慮。学部執行部メンバーについては、その業務の過重をいくらかでも軽減するため、学部長については本学就業規則により、授業担当時間数を 4 時間（2 コマ）としている。また、執行部任期終了後は在外研究員その他の研修機会を優先的にわりあてるよう、学部として配慮している。

2）下記の各種研修機会が設けられていること。次に述べるように、本学では在外研究員などの研修機会が与えられている。各学部に一定の枠が与えられているので、その範囲内で文学部教員もこの制度を利用することができる。

エ　研究活動に必要な研修機会確保のための方策

研究活動に必要な研修機会としては、1 年間の在外研究員（学術研究員）、1 ヵ月以上 6 ヵ月の在外研究員（調査研究員）、1 年間の国内研究員、6 ヵ月ないし 1 年間の研修員、海外の協定校への交換派遣研究者などが全学の制度として定められている。2005 年度及び 2006 年度の文学部教員の実績は次のとおりである。

表Ⅱ-文-9　在外研究員等の実績

	学術研究員	調査研究員	国内研究員	研修員	交換派遣研究者
2005 年度	2	3	2	3	1
2006 年度	2	1	1	3	2

オ　共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性

学内共同研究費の種類は『データブック 2007』〔P199 イ 学内の研究費補助〕に示されているとおりである。文学部は全学の規定にもとづいて当該研究費を利用している。2005 年度（『データブック 2006』、165-166 ページ）の採用件数は奨励研究 2 件、共同研究（2004, 2005）1 件、計 1,917,077 円、2006 年度（『データブック 2007』、199-200 ページ）の採用件数は重点研究 1 件、奨励研究 3 件、特別研究・教育促進費 1 件、計 6,448,000 円である。

【長所】

研究環境は研究費・旅費、個人研究室についてはほぼ整備されており、教員はその環境を活用し、研究に従事している。在外研究員などの研修制度も教員の研究時間を確保する一助となっている。

【問題点】

全体的には学内業務や各種行事などの負担がここ数年急激に増大し、またそれが教員に過重負担を強いるという事態をもたらしており、研究時間の確保という面で大きな問題を残している。かつて在外研究員の機会を得た教員が国内研修員の資格を得ることができないなど、制度に自由度が低い部分がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学部将来構想委員会の答申を受け 2006 年 10 月から人事計画会議、人事委員会、学務委員会、将来構想委員会及び情報処理教育委員会の職掌を新設の「文学部総合計画会議」及び「文学部専修代表者会議」の二つの会議に統合した。ただ、これだけで教員の過重負担解消に十分結びつかないことはいうまでもなく、今後、サバティカル制度の導入や研修制度の自由度の拡大など、長期的な計画を全学的に策定していく必要があると思われる。

7　施設・設備等

(1) 到達目標（達成度）

総合的で豊かな人文学的知性を有する人材を育成するために、施設・設備の整備をはかっている。さらに、教育研究に関する施設・設備についても十分配慮しており、教育と研究の両面から見て、到達目標を達成している。

以下、具体的に説明する。

(2) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

文学部は、千里山キャンパスの中では高台にある第1学舎を法学部、政策創造学部と共用している。この第1学舎には1号館から5号館までの5棟がある。5号館は2007年4月の政策創造学部の設置に伴って建設された。教員の個人研究室、各専修の合同研究室も第1学舎内にある。博物館の簡文館においては、博物館実習や考古学関係の実習・講義を行っている。

ア　学舎

2006年度末より第1学舎1号館の立て替えが始まった。2008年3月新1号館が竣工する。そのため、2007年5月時点の学舎について正確な情報をまとめることができない。前述のように2007年4月から5号館が稼働しており、1号館立て替え工事の現状況を一部補填していると言える。

第1学舎の建築面積は1号館（2008年3月竣工後）～5号館、及び簡文館をあわせて966.86㎡、その延床面積は37,823.05㎡（3学部学生1人当たり4.39㎡）である。講義室・演習室等の内訳は、大教室24室、中教室23室、小教室63室となる。

本学部の教室の使用状況（2007年5月現在）については、小教室の使用率が41%と最も高く、ついで中教室（収容人員50～99人）の使用率34.2%と高い。これは本学部では18の専修がそれぞれ多くの講義科目を開設しており、演習系科目及び講読系科目が多いことによる。

実習室・実験室などの整備状況については、2008年3月竣工予定の1号館での使用法が確定していないので、旧1号館での使用状況をここでは述べる。なお、工事期間中の実習・実験のための仮の環境は用意されている。

心理学専修（旧教育学専修から2006年度に分離）の1実験室、地理学・地域環境学専修（史学・地理学専修から2007年度に分離）の2実習室・1資料室・1実験室・年代測定室、歴史学専修日本史コース（史学・地理学専修から2007年度に分離）の古文書室がある。前述のように、博物館の簡文館においては、博物館実習や考古学関係の実習が行われている。なお、人数の少ない演習については、教員の個人研究室が使用される場合がある。

イ　研究棟

教員の個人研究室は、講義棟とは分離した研究棟内にある。1号棟（4階、1959年建設）、2号棟（6階、1967年建設、1974年増築）、3号棟（5階、1991年建設）の3研究棟に分かれ、専修ごとにおおむねまとまっている。前章の「イ　教員個室等の教員研究室の整備状況」を参照いただきたい。

個人研究室の平均床面積は18.9㎡であり、やや狭隘である。内部には机、椅子、ソファー、洋服ロッカー、書架、エアコン、電話、LANが標準装備されている。学生のゼミ等を個人研究室で行う場合にも利用される。文学部各教員は、1週間に1コマ分はオフィスアワーを設けており、その際の相談場所も個人研究室

となっている。

専修に対応した合同研究室がある。旧専修から分離独立した専修は以前と同様の合同研究室を使用している。いずれの合同研究室も定時職員を配置しており、事務処理のためのパソコン等の機器が配備されている。国語国文学専修は1号棟に、哲学倫理学専修・比較宗教学専修・芸術学美術史専修・、フランス語フランス文学専修、映像文化専修、文化共生学専修、ドイツ語ドイツ文学専修、歴史学専修、地理学・地域環境学専修、中国語中国学専修、教育学専修、初等教育学専修、心理学専修、身体運動文化専修、は2号棟に、英語英文学専修・英米文化専修とインターディパートメントは3号棟に配置されている。

専修または旧専修単位の会議や教員間の連絡は通常、この合同研究室で行われる。また学部生、大学院生の指導や教員が自主的に主宰するゼミや研究会も、一部が合同研究室で実施されている。

このほか、専修または旧専修が事務局となっている教員、現役学生、卒業生を主体とした学会の事務（学術雑誌の刊行、研究会の開催、専修単位の同窓会など）も合同研究室で行っており、それに関連した寄贈・交換雑誌や基本参考図書なども配架されている。

なお、第1学舎に隣接して、2007年8月から「総合研究等（仮称)」を建設中であり、2008年8月に竣工する。

【長所】

5号館が新学部の設置に合わせて2007年4月より稼働している。さらに2006年度末から老朽化していた1号館の解体と建設が始まっており、2008年3月には竣工の予定である。このように、建物の更新が進んでおり、各種設備、バリアフリー化など教育環境は飛躍的に改善される方向にある。教室の高稼働率の問題も改善される方向にある。

教育研究拠点として、2006年3月には、以文館「学術フロンティア・センター」、簡文館「オープン・リサーチ・センター」が竣工した。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

長所で述べたように、前回の報告書で列記された問題点は改善される方向にある。

新規の1号館の設計については、学部内に委員会が設置され、専修を中心に要望が出され、それは報告書にまとめられた。

2005年の自己点検報告書では、1号館について、次の要望があったが、(1)，(2)，(5)については、概ね実現する方向にある。新1号館では旧のものと比べて大きく教育環境は改善される方向にある。

(1) 大講義・全学的行事を行うことのできる大教室の数的・量的充実
(2) マルチメディア教育を含む多様な授業形態に対応する中小教室の確保
(3) 専任教員の研究室の充実と数の確保
(4) 学生サービスの充実が可能となる事務室、学生自習室、読書室等の整備
(5) すべての施設、設備のインテリジェンス化（空調、ネットワーク、マルチメディア、バリアフリー等)。

(3) 情報処理機器、先端的な設備・装置

【現状の説明】

3学部共用の部屋を除いて文学部について、AV機器とコンピュータの設備状況を示す。2007年5月現在、繰り返し述べたように1号館は工事中のため、旧1号館解体前の状況を示す。

まず、ビデオ関連装置は一般教室33教室のほか、3号館のAV-A、AV-B教室、LL-A、LL-B教室、4号館の文・情報演習室A、文・情報演習室C、第1ステーションに新旧入り交じって配備されている。

教卓部分でコントロール可能なパソコンセットが、3号館のLL-A、LL-B教室に56台、4号館の文学部情報処理演習室Aで29台、文学部情報処理演習室Cで52台、さらに文学部情報処理演習室B・教材開発室で

は13台とともにレーザーのA3対応カラープリンターが2台設置されている。4号館にはITセンターの第1ステーションがあり、法学部と政策創造学部共用で55台設置されている。2006年9月には文学部情報処理演習室Cが、2007年9月には同Aと同B・教材開発室が更新された。

ビデオ装置などのAV設備があるのは、1号館心理第2実験室、4号館の地理学実習室、心理学実験室、法文研究室2号棟の美学・美術史資料室である。また、モニターと連動した教材提示装置は17教室に配備されている。

一方、研究棟にはLAN環境が整備されており、教員の個人研究室並びに各専修の合同研究室でインターネット接続が可能となっている。合同研究室にはコンピュータが各1台配置されており、3～4年ごとに順次機種を更新されている。

先端的な設備・装置は、学部の性格上、極めて限られる。教育研究の上でこの種のものが必要なのは、実験系の分野で、心理学、地理学、考古学、美術史、インターディパートメントの人文情報などであろう。語学系では音声学が含まれる。

新しいところでは、2006年度末～2007年度初めには簡文館「オープン・リサーチ・センター」には、種々の高額機器が導入されている。

【長所】

前回の報告書では1号館の老朽化が問題とされたが、前述のように現在工事中であり、大きく改善される。

視聴覚関係機器やコンピュータ等の情報機器の整備についてはこれまで進めてきた。教育研究に情報処理機器は日進月歩であり、数年で時代遅れとなる。情報処理演習室はほぼ3年ごとに更新されており、利用する教員も学生も更新時であっても時代遅れの印象を全く受けない。

2004年度のWebインフォメーションシステムの導入後、学生のWeb履修、教員のWebシラバスの登録・更新など、着実に事務及び教育のIT化、ネット化は進んでおり、関係者の努力で導入前に危惧されたトラブルも聞いていない。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

前述のように、AV機器、情報処理機器の教室への配備は徐々に実施されているが、まだ十分とはいえない状況にある。授業で既存または自作の映像・画像・音声資料を利用する需要は急速に増えている。この対策として、教室での据え置き型の設備はその設置が高額になる上、時代遅れになりやすいので、移動型で対処すべきと考えている。教室での簡易スクリーンとLAN環境の整備、授業支援ステーションでのノートパソコン及びプロジェクターを拡充する方向である。すでに2006年度から授業支援ステーションが設置され、授業前にステーションスタッフがプロジェクターなどを持参する等、さらに設置する授業支援は現実のものとなっている。

学生個人がノートパソコンを持ち込んでLAN環境を利用できるスペースは本学部にはない。無線LANの環境も第1学舎にはない。さらに有料無料にかかわらず、無線で印刷可能な環境も整備されていない。それゆえノートパソコンを持参して、学内で勉強または研究する風景はほぼ皆無である。多くの学生は携帯電話で完結するような情報処理を実施している。学生が情報機器を自分のツールとして高度の情報を駆使するためには、キャンパス内での豊かなLAN環境と印刷環境を整備する方向が求められる。

(4) 利用上の配慮

【現状の説明】

ここでは障害者への配慮の状況をのべる。文学部ではこれまで、車いすでの移動を余儀なくされる者、聴力または視力に高度の障害を持つ者、に該当する学生が入学している。入学を許可した時点で、種々の対策を実施してきた。スロープやエレベータの設置による移動のバリアフリー化、車いすで利用可能なトイレの

整備、休憩室の設置、健常学生からのノートテーカーボランティア募集とその確保、視力障害の学生のための点字タイプライターと印刷のための機器設置などである。

【長所】

事務員、教員、学生ともに、障害者に対して積極的に配慮してきたし、設備のバリアフリー化を実施してきた。障害をもった学生が履修する授業について、事務から教員に連絡をし、対応の方法について個別に話し合ってきた。障害ゆえの不利益が生じないように授業以外についてもできるだけバックアップしてきた。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

聴力または視力障害を持った学生と健常学生に対しての授業は、担当教員の工夫に任されている。しかしながら、障害を持った学生が授業をどの程度理解しているかはかなり不確かである。そして健常学生の思いも重要な問題である。それゆえ、この種の授業技術に関して、教員に情報を提供する必要がある。

学生だけでなく、事務員や教員についても何らかの障害を持つものがおり、今後より増える可能性もある。仮眠室などを用意するなどの対策を取ることも求められるであろう。

(5) 組織・管理体制

【現状の説明】

情報処理演習室などの機器・ソフトウェア環境の更新の日程やその構成は従来、学部事務室・執行部と人文情報担当教員を中心に、文学部情報処理教育委員会が担当してきた。その構成メンバーは各専修の代表者であった。2006 年 10 月から委員会は解散し、「専修代表者会議」で方針を決定している。

情報処理演習室などの学生・教員の利用については、4 号館事務室の 4 名の定時事務職員が対応している。いずれにも技術者は配置されていない。技術的問題が発生した場合には、4 号館事務室・法文政外事務チームが、情報機器を設置した外部業者に委託・発注している。

一般教室に関わる情報機器については、第 1 学舎授業支援ステーションが対応している。ここには正規職員 3 名のほかに、SA が配置されている。機器の簡単な利用法や教室への機器の運搬・設置などに対応している。

【長所】

情報処理演習室などの情報教育に特化した施設・設備の安定的利用は現体制で実現していると考えられる。2003 年度からのソフトウェアの不法コピーを排除する体制にも問題がない。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

情報処理演習室では安定運用と経済性のためか、更新時より後の新規ソフトウェアの導入にフリーウェアであっても 2006 年度頃からか慎重である。しかしながら、アプリケーションソフトとそれに関連したプラグインなどの追加または更新は教育上、不可欠のものである。少なくともフリーウェアの導入には柔軟に対応すべきである。全面更新の間の管理運営費用として、追加的な更新作業などについても考慮する必要がある。

先端的な設備・装置は文学部であっても導入されてきた。そして前述のように、最近では簡文館「オープン・リサーチ・センター」にも導入された。プロジェクト中にはもちろん維持管理はなされるが、その後の維持費・修理費は現在のところ想定されていない。教育研究を持続させるためにも、既存設備・装置についての持続的維持体制が求められるところである。

8　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　教授会・研究科委員会

最高意思決定機関としての教授会は、文学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の3分の1以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の2分の1以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意にもとづいてなされ、その構成員は教授、准教授及び専任講師である。2007年5月1日現在の構成員数は、教授99名、准教授26名、専任講師4名の計129名である。

教授会は原則として毎月2回、すなわち第2・第4水曜日に開催されている。

教授会における審議事項は、学部長の選出に関する事項、構成員の人事に関する事項、教育課程に関する事項、学科目担任に関する事項、学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項、学生の試験に関する事項、委託生及び聴講生、科目等履修生に関する事項、学則に関する事項、その他重要な事項の9項目である。

教授会の運営には、文学部長、副学部長2名、教学主任2名、入試主任1名、学生主任1名、学生相談主事1名から構成される8名体制の執行部があたっている。副学部長以下は学部長の信任職である。学部運営に関して、執行部メンバーのそれぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、研究推進委員会、全学共通教育推進機構委員会、学部担当、大学院担当
教学主任	教学事項、教学委員会
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会

イ　各種委員会

このほか、教授会の議事運営を円滑に行うために学部長の常設諮問機関として各種委員会を設置している。現在、文学部内には文学部総合計画会議、文学部専修代表者会議、入学試験委員会、自己点検・評価委員会、人権問題検討委員会の5委員会と全学共通教育に関する連絡会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。文学部はさらに、大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

文学部における5委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要は以下のとおりである。

（ア）文学部総合計画会議（11名）

教授会での選挙によって選出される委員9名に、文学部長・副学部長を加えた11名で構成され、任期は2年である。各専修及びグループから提出される人事要望を、各専修の利害を超えた文学部全体の立場から協議・検討し、翌年度の人事配分案を作成し、執行部並びに人事委員会・教授会に提案することを任務とする。

（イ）文学部専修代表者会議（26名）

執行部全員及び18専修から各1名の26名で構成され任期は1年である。文学部の採用、昇格人事をはじめ、人事全般に関する事項を審議、及び学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議し、次年度の授業時間割編成作業を行うことを任務とする。

（ウ）入学試験委員会（26 名）

執行部全員及び 18 専修から各 1 名で、委員の任期は 1 年。文学部で実施する入学試験業務（一般入学試験、一高卒見者入学試験、推薦入学、編・転入学試験、AO 入学試験、外国人学部留学生入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験等）を統括する。

（エ）文学部自己点検・評価委員会（21 名）

副学部長、18 専修から各 1 名、全学自己点検・評価委員、教務センター所属事務職員で構成され、任期は 2 年である。活動の詳細は第 8 章を見られたい。

（オ）人権問題検討委員会（27 名）

執行部全員、18 専修から各 1 名、全学の人権問題委員 1 名の構成で、任期は 1 年。人権問題、セクシャル・ハラスメントに関する問題が発生した時に協議・検討する。

【長所】

教授会は毎月 2 回、文学部教授会規程にもとづき、民主的手続きによって適切に運営されている。また、教授会の機能を補佐する学部長の常設諮問機関として各種委員会を設け、それぞれの規定・規則・内規をもとに、テーマ・問題に即した議論を行い、文学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

教授会及び学部長の活動、及びその連携協力関係は適切であるといえる。また、従来、教授会の機能を補う各種委員会については、一部の教員に役職が集中し、また教員は多くの会議への参加を余儀なくされているという問題があり、全体として、過重負担に対する何らかの解決が大きな課題になっていたので、この問題を解消するために、文学部長の諮問により、2005 年 4 月に文学部将来構想委員会が新たな意思決定システムのあり方をまとめた答申を提示し、教授会の審議を経て、2006 年 10 月から、各種委員会を整理統合して、文学部総合計画会議と文学部専修代表者会議を二大委員会とする現在の委員会システムが発足した。発足後 1 年が経過したが、現在のところなんら問題なく、円滑に審議が行われている。新しい委員会システムは発足して間もないので、その評価については、しばらくの間、慎重にその推移を見守ったのち行われるべきであろう。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教学を統括する文学部長は「学部長の任命及び任期に関する規程第 2 条」の定めにより、文学部教授会の選挙を経て学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長をはじめとする学部執行部を選任する権限を有する。

文学部長はまた「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、及び②所属教育職員の国内出張に関すること、③所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

このほか、文学部長は毎週月曜日に執行部のメンバー全員を集めたミーティングを開き、教授会その他文学部の運営について周到な打合せを行っている。また文学部各種委員会は文学部長をはじめとする執行部のメンバーが議長をつとめ、学部運営をリードしている。

文学部長は文学部長選挙に関する内規に従って選任される。文学部長の被選挙権を有するのは文学部に所属する専任教員であり（定年延長者を除く）、選挙権を有するのは文学部の教授、准教授、専任講師である。選挙会は選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを文学部長当選者としている。開票結果は教授会においてただちに発表され、教授会

は、当選者に次期文学部長就任の受諾を確認して、次期文学部長を決定する。この時の選挙管理は文学部長及び副学部長によって構成された選挙世話人が行っている。

就任を受諾した次期文学部長は、2 名の副学部長、2 名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行っている。文学部長の任期は 2 年であるが、再任は妨げない。

【長所と問題点】

明確に定められた規定・内規にもとづいて、学部長の権限と選任手続きが適切に行使されていると考えられ、特に大きな問題は認められない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

従来、学部と大学院が一体化していなかったため、文学部と文学研究科のメンバーが重なるにもかかわらず別個の組織として運営され、意思決定その他でさまざまな齟齬を来してきたが、学長からの提案を受けて、文学部も 2006 年 10 月から学部と大学院の一体化を行った。学部長が大学院研究科長を兼務し、執行部に大学院担当の副学部長と教学主任を置き、文学部教授会に文学研究科委員会を合体させて運用している。これによって緊密な執行部体制が確立し、学部と大学院における教育の連携、学部と大学院を視野に入れた人事計画の作成、将来構想の総合的作成などが可能となり、事務体制も合理化することができた。ただし、現在、大学全体のガバナンスの再編成について大学協議会で議論がまとまりつつあり、2008 年 10 月から学部長が理事を兼ねる新システムが導入される予定になっているので、その場合、現在のシステムのままで問題はないのかどうか、新システムに関する議論の推移を慎重に見守る必要がある。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

文学部では、1994 年 1 月制定の「文学部自己点検・評価委員会規定」により同年 4 月に文学部自己点検・評価委員会を置き、「本学部の教育水準の向上を図る」ことを目的として、「教育研究に関する教育状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況」について自己点検・評価を行ってきた。現在、委員会は 18 専修において選出された専任教育職員各 1 名と副学部長及び教務センター所属事務職員で構成され、委員長と副委員長を置いている。

委員会発足 3 年後の 1997 年 3 月に『関西大学文学部自己点検・評価報告書 ’94 ’95』を刊行し、「教育・研究理念・目標」、「正課教育活動」、「課外教育活動」、「教育支援活動」、「研究活動」、「国際交流」、「社会的関係」、「運営」の 8 項目について自己点検・評価の結果を公表した。これ以後 2001 年 3 月まで 2 年ごとに計 4 冊の報告書を刊行している。また 1999 年 3 月、2000 年 11 月、2003 年 3 月の 3 度にわたり、「正課教育活動」に関して文学部教員アンケートを実施し、回答集『文学部教員の声』を作成し公表した。

アンケート回答集は、1997 年度の委員会が「正課教育活動」、「社会的関係」を自己点検・評価の重点項目としたことから、文学部教員全員の協力のもとに調査を実施し作成された。2001 年 3 月刊の自己点検・評価報告書では、インターディパートメントの「コース制」「副専攻制」の発足や「オフィスアワー」の導入（いずれも 2000 年 4 月）などの文学部の新しい動きや、「セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」の制定（1999 年 11 月）、「全学共通教育推進機構」の発足、「外国語教育研究機構」の発足（いずれも 2000 年 4 月）など、本学全体の改革動向にも目を向けた自己点検・評価を行い、2003 年 3 月の報告書は改革期にある文学部全体を考える上での基礎データの意味をも備えたものとなった。

2004 年 3 月には、本学の全組織を網羅した自己点検・評価報告書が、第三者評価を受けるための「パイロット版」として刊行された。文学部も全学統一方針のもとに大学基準協会の「主要点検・評価項目」に準

拠して 2001 年度と 2002 年度について報告を作成し、この「パイロット版」の報告書に収めた。

このように文学部自己点検・評価委員会は設置以来、教育・研究の水準を向上させるために、重要な役割を果たしてきた。今後ますますその重要性が高まることは想像に難くない。2007 年 5 月現在、文学部自己点検・評価委員会は、重要な役割を意識しつつ全学の自己点検・評価委員会の 1 組織として、第三者評価を受けるための報告書の作成に取り組んでいる。

【長所】

文学部自己点検・評価委員会は、1994 年の発足以来 13 年間、文学部の教育水準の向上を図るために活動を続けてきた。各年度の委員会は既刊の報告書をふまえて、自己点検・評価の項目と内容を検討し、常に新しい動きに目を向け、見直しと反省の上に立って自己点検・評価の充実を図ってきており、将来を見すえた文学部の改革とその方向付けに寄与している。必要に応じて実施している学生アンケートは、文学部における教育活動の現状に対する学生側の評価や、学生個々の学習態度及び生活状況を把握するためのものであり、多様な活用がなされている。

また自己点検・評価結果に対する学外者の検証として、大学基準協会の認証評価を受けている。その結果を受けて、将来の発展をめざして改善・改革が執行部を中心に行われているところである。

なお全組織を網羅した自己点検・評価報告書が、『関西大学「学の実化」』として刊行され、学内外に情報が提供されていることは、将来の発展に向けた改善・改革を進める上できわめて有効である。

【問題点】

自己点検・評価報告書が、学内はもちろん学外においても十分に活用されているとはいえない状況にある。これからの大学は社会との関係をなお一層深めていく必要があり、評価に当たっては関西大学と関連する多様な機関の関係者の意見を反映させることも必要であろう。

なお文学部の体制の変更に伴い、学生の受け入れ方、学生の専修選択方法、カリキュラムなど、従来の姿とは大きく変わってきている。専修の数も、今後変動していくと思われる。次々と行われる改革は、社会と時代の要請に応ずるべく本学文学部のより良い姿を求めての機敏な取組であり、今後の文学部教育の充実に向けての大切な営みである。しかし自己点検・評価の上からみると、改革についての点検・評価には一定の期間が必要なのであって、短期間でその成果を検証するのは困難であることも留意すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学部自己点検・評価委員会では、過去 13 年間の活動実績の上に立って、改革期の動向を重視しつつ第三者評価を受けるための報告書の作成に取り組んでおり、この報告書の評価をもふまえて中長期的な視点での本学部改革の点検・評価の充実を図っていこうとしている。教員及び学生に対するアンケートも今後引き続き行っていく予定である。

今後は、報告書の作成の過程で、卒業生や、卒業生を受け入れる企業・行政など多様な機関の関係者からも意見を聴取して、報告書の結果に反映させるシステムの検討も求められよう。

文　学　研　究　科

第Ⅱ編　文学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 433

（1）理念・目的・教育目標　〈433〉

（2）理念・目的等の検証　〈434〉

2　前期課程・後期課程の教育内容・方法等 …… 434

（1）教育課程等　〈435〉

（2）教育方法等　〈439〉

（3）学位授与・課程修了の認定　〈440〉

3　国際交流 …… 441

（1）国際交流（国内外における教育研究交流）　〈441〉

4　学生の受け入れ …… 442

（1）学生募集方法、入学者選抜方法　〈442〉

（2）門戸開放　〈444〉

（3）定員管理　〈444〉

5　教員組織 …… 445

6　研究活動と研究環境 …… 447

7　施設・設備等 …… 448

8　管理運営 …… 449

9　自己点検・評価 …… 449

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、人文学研究の理論及び応用を教授研究し、人文科学分野の研究者等の養成、高度専門職業人の養成を通して、学術の創造と文化・社会の進展に寄与することを目的に、新制度の大学院設置基準に基づき、1950 年度に英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻の修士課程、1953 年度に国文学専攻と哲学専攻の博士課程が設置されて発足した。その後、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の各専攻の修士課程・博士課程が設置され、多様な研究分野を展開している。

前期課程においては 2001 年度には英文学専攻では米文学研究、史学専攻では東アジア史研究と西アジア史研究、地理学専攻では地理教育研究、教育学専攻では教育学研究Ⅰと教育学研究Ⅱ、教育心理学研究と教育臨床心理学研究が新設された。前期課程は大学院設置基準第 3 条に従い、研究の独創性と指導力を兼ね備えた広い視野をもつ国際的な高度専門職業人、中等教育の教員及び研究者の育成を目的としている。さらに、人文科学分野の急速な進展・拡大・融合に伴って、現職教員や企業社員の再教育及び定年退職者や主婦などの生涯教育を担うことを目的とする。また、2005 年度には前期課程の大きな改革が行われ、108 名定員による総合人文学 1 専攻となり、従来の各専攻は専修として改編された。

その後 2006 年度には英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修の三つの専修が新たに設立され、より学生のニーズに対応しうる学問領域が整備された。また、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に再編して、より合理的な教授研究が行われる体制を構築した。さらに 2007 年度より文化共生学専修が設立され、すべてで 14 専修となった。

後期課程では、2007 年度に前期課程と同じく、既存の 9 専攻に基づき、総合人文学 1 専攻 9 専修へと再編が行われた。なお後期課程は大学院設置基準第 4 条に従い、大学、各種研究機関において基礎研究に従事し、自主的に研究開発を推進することのできる大学、研究所等の研究者を養成するという研究者養成の機関として位置づけるとともに、中等教育機関の教員、官公庁や企業における研究開発のリーダーとして活躍できる高度専門職業人の養成をも目的としている。

2007 年度に、これまでの教育研究の実績をふまえ、文部科学省のグローバル COE（人文科学分野）に応募し、文学研究科総合人文学専攻中国文学専修を核として、「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」の申請を行った結果、採択された。これを受けて新たに「文化交渉学専攻・東アジア文化交渉学専修」（前期課程・後期課程）を 2008 年度に設立する予定である。これにより、総合人文学専攻と連携しつつも、世界トップクラスの研究教育拠点を目指すこととなろう。

さらに同じく 2007 年度には、文学研究科総合人文学専攻が主体となり、文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに応募し、「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。これを受けて、2008 年度から前期課程・後期課程におけるカリキュラムの改革に着手する予定である。

以上のように設置されている本研究科の特徴は、人文科学分野の多くの領域をもつ専攻・専修内容の豊かさと充実にあり、課程博士の授与数も毎年増加の傾向を示している。これらの内容は広報用の案内パンフレット『関西大学大学院 Information』及びホームページ http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/で一般公開されている。

【長所と問題点】

2005 年の前期課程の改革によって、従来の研究者養成の大学院という性格を引き継ぎながらも、それのみならず、初等中等教育機関や企業などが求める、幅の広い知見をもつ高度専門職業人の養成を行うという明確な目標が設定され、パンフレット『関西大学大学院 Information』においてもそのことが明確にうたわ

れている。また、従来の多専攻制を総合人文学1専攻制に変えたことで、変貌する社会に対応できるように各専門領域の学際的な協力体制が実質化されたことにより、入学者も増加傾向に転じて、定員未充足の問題もかなり改善された。

また、後期課程の課程博士授与数については、増加傾向にあるとはいえ、さらに努力が必要であると考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は、当初の理念を掲げながら、1950年、1953年、2001年の改革によって充実を計ってきたが、社会や学生の情勢に応じた新たな魅力ある大学院をつくり上げるため、2005年度に前期課程の大幅な改革を断行し、学部と大学院博士前期課程との5年あるいは6年一貫教育を進めつつある。学部3年で大学院に入学する飛び級制度も導入したが、それも一貫教育の充実に向けた有効な改革である。これについては、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国語中国学専修（中国文学専修）において、「スペシャリストコース」を2007年度より導入し、学部3年・修士2年の5年一貫制の特別コースを作り、多様なニーズに応えることとした。また、新時代の要請及び国際化に応えるために、専修を多様化して分野横断型の学際的な学問領域を増やす方向で改革を進めている。また、現職教員のリカレント教育を実施するコースとして「現職教員1年制」のコースを2006年度より導入した。これらにより、これまで以上に社会のニーズに対応できる体制を確立しつつある。さらに、後期課程は、研究者養成をめざすものとして、従来の方針を堅持しながら、さらなる充実・発展を目指すため組織改革をも視野に入れて検討を進めている。

なお、2007年度より、2002年度から2006年度にかけての過去5年間の学生受け入れ数や課程博士授与数などを踏まえて、前期課程・後期課程の専攻定員数及び演習科目数・講義科目数の見直し作業に入り、定員数を含む現状の偏りを是正する措置を行っている。これは2008年度以降も継続して行われる。

(2) 理念・目的等の検証

本研究科は、「学の実化」の教育理念のもと、研究者及び高度職業人育成の目的に応じた体制が整えられていると考えられる。しかし、研究者養成への比重がやや高いように感じられる。また文学部の改革と軌を一にする形で、徐々に1専攻多専修への移行が図られてきたが、グローバルCOEの採択を受けて、文化交渉学専攻を立ち上げることになった。この2専攻は若干その性格を異にするものである。今後は両専攻の理念・目的面での連携がもっと図られるべきであろう。

2　前期課程・後期課程の教育内容・方法等

文学研究科は、人文科学に関する理論的・実証的研究を教授し、変貌しつつある社会の発展に寄与する優秀な人材を育成するため、高い水準の研究及び教育を実現することを目的とし、それを達成するための適切な教育内容・方法を備えている。近年、官公庁、小、中、高の学校、企業などでは、学部卒業生よりも大学院（博士前期課程及び後期課程）修了者を求める傾向が強くなってきた。とりわけ文学部から数多く輩出している中等教育教員の養成に関しては、前期課程修了者の進出が拡大しつつある。こうした時代の流れにこたえるため、文学研究科は、研究・教育に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野をもつ優れた研究者の養成とともに、高度専門職業人の養成に力を入れつつある。このように、前期課程の学生に対しては、研究者及び高度専門職業人の養成を、後期課程の学生に対しては、研究者養成を目標にして、社会の要請に適った人材の育成を目指す教育を実施している。

(1) 教育課程等

【現状の説明】

ア　教育課程の特徴

文学研究科は学校教育法第 65 条[大学院の目的]、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく研究者養成及び専門職養成のために、前期課程では、学部教育の成果を踏まえつつ、広い視野に立って清新な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な人材を育成する目的で、総合人文学専攻に英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の九つの専修を置いている。また 2006 年度からは、さらに英米文化専修、芸術学美術史専修、心理学専修を新設し、史学専修を日本史学専修と西洋史学・アジア史学専修に分割して、計 13 専修を設置した。さらに 2007 年度からは、文化共生学専修を設置して計 14 専修に、さらに 2008 年度からは身体文化専修を設置する予定である。

後期課程では、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、高度に専門的な職業人に不可欠な研究能力と豊かな学識をもつ人材の育成のため、英文学専攻、国文学専攻、哲学専攻、史学専攻、ドイツ文学専攻、フランス文学専攻、中国文学専攻、地理学専攻、教育学専攻の 9 専攻を設置し、多様な学問分野を包含する高度な専門教育を実施している。2007 年度からは、後期課程においても総合人文学専攻 1 専攻への統合を行い、英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の計 9 専修を設置し、さらなる教育研究の充実を図っている。

（ア）英文学専修・専攻

前期課程の英文学専修では、英文学研究Ⅰ（中世、近世)、英文学研究Ⅱ（近代及び現代)、米文学、英語学の 4 分野の専修を設け、各分野の幅の広い知識を獲得し、研究の方法論の理解を主とし、修士論文の指導では、文学では文学史を視野に入れつつ、詩、劇、小説などの作品論を中心に批評理論の研究を、英語学では諸分野の研究を包括的に行い、修士論文の作成を指導している。後期課程の英文学専攻では、研究の深化、充実により、学術的成果を上げるようにカリキュラムを組んでいる。課程博士論文の指導では、作品の読みと理解の上に立って、また言語理論に基づき、研究テーマを独自に発見し、発展させ、集大成としての課程博士論文の作成に向けて指導を行っている。以上、充実したカリキュラムに従って、適切な研究指導がなされている。

なお、ニーズの多様化に合わせ、2006 年度からは前期課程において英米文化専修を設置している。

（イ）国文学専修・専攻

80 年の歴史をもつ国文学科を母体にした国文学専修・専攻は、一貫して、学問的実証性に基礎をおいた研究・教育を志し、国文学研究の正道を歩むことを目指してきた。また、つねに学会をリードする立場の教員スタッフを擁し、厳密かつ的確な学生指導を図ってきた。学生の論文も、国文学会発行の学術雑誌関大『国文学』をはじめ、学会誌あるいは主要誌への投稿・掲載を活発に行っている。カリキュラムは、国文学については、上代から中古・中世・近世、さらに近現代と、日本文学の全時代にわたっており、同時に、韻文・散文・芸能と、ジャンルも多岐に及んでいる。国語学も、古典語・近現代語両分野に対応した研究指導を行っている。国文学専修・専攻は、こうした充実した内容を適切に指導している。

（ウ）哲学専修・専攻

哲学専修・専攻は哲学・哲学史研究、哲学・倫理学研究、比較宗教学研究、美学・美術史研究の四つに細分化することによって、高度な専門的研究を実現し、大学院生の多様な研究に対応しうるカリキュラムを設けている。すなわち、前期課程から後期課程まで各年度に演習科目を置き、資料収集、文献読解、そして学位論文作成の指導を行い、それと平行して専門研究に不可欠な「古典語研究(1)」から今日的な課題に対応した「人間環境学研究 A・B」に至るまで、前期課程で 30 科目、後期課程で 14 科目におよぶ講義科目を配置し、研究の専門性と同時に学際性を持ちうる教育課程を敷き、適切な研究指導が行われている。

なお、ニーズの多様化に対応するため、2006 年度からは前期課程において芸術学美術史専修を設置している

（エ）史学専修・専攻

史学専修・専攻では次に述べる多様で充実した研究指導を行っている。すなわち、日本古代中世史研究・日本近世近代史研究では、文献史学を中心に日本の政治史・仏教史・社会史・女性史などを、考古学研究では旧石器時代から歴史時代に及ぶ考古学的事象を、民俗学研究では信仰・祭礼など生活文化全般を、東アジア史研究では中国史及び日中交渉史を含む東西交渉史を、西アジア史研究でエジプト史やイスラム史など西アジアを中心とする歴史を、西洋史研究では史学思想史を含めた欧米の歴史をそれぞれ研究できる指導体制をとっている。西アジア史研究は前期課程にのみ設置されているが、後期課程では東洋史研究と西洋史研究に関連分野が含まれているので、引き続き研究を深めることができる。史学専修・専攻では、こうした多岐にわたる充実したカリキュラムのもと、適切な研究指導がなされている。

なお、研究の多様化に対応するため、2006 年度からは前期課程において、日本史学専修と、西洋史学・アジア史学専修への改組を行った。

（オ）ドイツ文学専修・専攻

ドイツ文学専修・専攻にはドイツ文学研究、ドイツ文化研究、ドイツ語学研究の三つの分野がある。ドイツ文学研究は、啓蒙主義から現代まで幅広い時代のドイツ文学作品を扱い、文献学的な研究方法を学び、ロマン主義、表現主義等の個別の作家について新しい観点から掘り下げた研究を行う。ドイツ文化研究は、重要な領域の一つであるドイツ文化について広く歴史的、社会学的な観点から研究を進め、ドイツ文化の特徴について社会学的な研究方法や個別文献の精読により究明する。ドイツ語学研究では初期新高ドイツ語、中高ドイツ語、古高ドイツ語を対象とした通時的言語研究及び、現代ドイツ語についての共時的言語研究のための文献講読や方法論を学び、ドイツ語に関する総合的な理解を目指している。これらの三つの分野にわたる充実したカリキュラムによって、適切な研究指導が行われている。

（カ）フランス文学専修・専攻

フランス文学専修・専攻には、充実したカリキュラムのもとに次の学問領域がある。フランス文学研究(1)は、中世からルネッサンスを経て 18 世紀末の大革命までの作家の韻文、散文、戯曲などの作品を研究対象とし、フランス文学研究(2)は、近代のロマン主義成立以降、19 世紀と二つの世界大戦を迎えた激動の時代 20 世紀の散文、詩、演劇、文学批評、文学思潮を含める研究分野を扱う。フランス語学研究は、フランス語の成立過程を重視し、フランス語を歴史的変化の面から捉える通時的研究と、現代フランス語の統語論・意味論・語用論的研究、及び広義の社会言語学的研究を扱う。演習・講義はいずれも厳密かつ実証的なテキスト研究を重視し、実例を示して教授している。研究指導では個別指導を重視し、当初より自己の研究テーマを決め、修士論文や学会発表論文、課程博士論文作成の指導を行っており、カリキュラム内容も適切である。

（キ）中国文学専修・専攻

中国文学専修・専攻のカリキュラムは、中国哲学、中国文学、中国言語の三分野で編成され、古典から現代までを対象とする充実した学科目を用意している。修士論文の指導は、担当教授により個別に行うが、毎年、前期課程、後期課程に在学する学生と教員全体が参加して、論文の中間発表会を開き、批評や意見交換を行っている。同時に、博士論文作成に当たっては、できる限り学会発表や学会誌への投稿などにより、外部の評価に耐えうる内容となるよう適切な指導がなされている。

（ク）地理学専修・専攻

各専修・専攻では、人文地理学及び自然地理学にわたる充実したカリキュラムを設置し、1 年次の初めより、修士論文または博士論文作成に向けて効果的な指導を行っている。また専修・専攻全体でも、教員全員と原則として所属大学院生全員が出席して、個々の大学院生について年 1 回程度の研究発表会を実施している。到達目標を明確にするために、課程博士論文提出の基準を大学院生全員に示している。課程博士論文提

出に向けて、単位修得後退学した者も含めて各人年１回の発表会を催している。課程博士論文の前提条件として、学術論文３編（うち１編は全国誌レベル）が盛り込まれており、学会誌投稿を喚起するとともに研究計画の指針としている。学会での発表会を奨励するとともに、別途、学会などが実施する研究会やエクスカーションについても積極的に参加するよう指導している。総合科学的色彩が濃い地理学の性格上、研究内容が複数の教員の専門分野に跨ることが多く、複数教員による指導体制を確立し、適切な指導を行っている。

（ケ）教育学専修・専攻

教育学専修・専攻は、教育学コースと心理学コースによって編成されている。教育学コースは社会人、特に現職教員を対象とした昼夜開講制を導入している。専修免許状及び臨床心理士など免許、資格取得に対応したカリキュラムの編成に配慮している。また、教育学コースでは、隔週に大学院生全員と教員全員が参加する合同ゼミを設定し、論文作成のための発表、共同討議などを通じて、問題意識の共有と深化を図り、個別の論文指導の充実を目指している。心理学コースでは、実験室でパソコンとプロジェクタを利用し、プレゼンテーションを中心とした発表形式の授業を行うなど、専攻全体として適切な研究指導がなされている。

以上、文学研究科の各専修・専攻では、充実したカリキュラムに従って適切な指導がなされているといってよい。

イ　教育課程の内容

（ア）現代社会の急速な進展とニーズの多様化によって、研究者及び高度の専門職に就く人材の養成が急務になり、文学研究科ではこれに対応するため、研究の独創性と指導力を兼ね備えた研究者及び高度専門職業人の育成に努力している。このことはパンフレット『関西大学大学院 Information』に記されている。本研究科の前期課程２年では、広い視野をもつ研究能力または高度の専門性を要求される職業等の養成に力を入れ、１年次の「演習(1)」、２年次の「演習(2)」の必修科目を軸に多様な講義科目が配置され、計 32 単位の修得を課すとともに、修士論文の作成を課し、修士号の取得をめざす体制が確立している。学生は、学内進学試験及び一般試験によって進学した本学学生、一般入試による他大学出身の学生、外国人留学生試験及び一般試験による外国人留学生、社会人入試による社会人学生、そして外国人研究生らであるが、彼らは前期課程入学時に希望の専修を選んで入学し、1 年次には当該の専修・専攻が配置した指導教授（演習担当）の指導を受けることになる。2 年次からは学生が希望する指導教員を自由に選択して修士論文の作成へと向かう。指導教授が必要と認めたときには、演習以外の講義科目については、前期課程では他研究科及び他大学院の講義科目の履修も可能となっている。

（イ）後期課程では「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」の必修科目を軸に先端的な講義課目が配置され、計 16 単位の修得を課すとともに、課程博士論文の提出を求め、博士号の取得をめざす体制が確立している。もちろん、研究者をめざす学生には、前期課程と後期課程の連続性が求められるが、本研究科では前期課程の指導教員に後期課程も引き続いて指導を受けられる制度になっている。すなわち、後期課程の１年次から３年次までの３年間、学生が希望する専門分野に最も関係の深い指導教員の授業「演習(1)」、「演習(2)」、「演習(3)」を選択するとともに、専門性の高い講義科目を受講して、独創的な課程博士論文作成の指導を受けることのできる体制が確立している。後期課程ではやはり指導教授の指導のもと、他専攻、他研究科、そして他大学院の講義科目も履修可能となっている。また、後期課程２年次以降に、研究テーマの大きな変更等の事情が生じたときには、指導教授の変更も可能となっている。

（ウ）本大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、単位互換制度を設けている。また、2005 年度から実施に踏み切った飛び級進学制度によって、大学院と学部教育との連携が一貫教育という方針のもとに進められている。

（エ）社会人学生について文学研究科では、中、高の現職教員を中心に広く企業人や主婦、そして定年退職

者を受け入れており、社会の要請でもある現役の社会人に対する教育や主婦層などに対する生涯教育に対応する体制を確立している。とりわけ、社会人学生については、状況に応じて午後6時以降開講の授業も配置している。また、2001 年度から英文学専修・専攻、教育学専修・専攻では昼夜開講制を採用し、なかでも地理学専修・専攻では、夜間（午後6時～9時）の時間帯や土曜日における授業時間割を実施している。さらに、近年、増加しつつある外国人留学生に対しても、少人数教育の体制のため、丁寧な指導が可能となっている。

また前期課程においては、現職教員1年制を設置し、現職教員が1年間で修士号を取得できるように体制を整えている。

また、文学研究科の各専修・各専攻には、学会組織（「関西大学哲学会」等）が確立しており、大学院生の研究活動にとって重要な機会を与えている。

なお、研究科長と研究科長代理によるオフィス・アワーが設けられており、大学院生は研究活動に関わるさまざまな問題について、指導教授以外の教員にも公的に相談できる体制がとられている。

【長所】

1）各専修（前期課程）及び各専攻（後期課程）とも、基礎的かつ専門的な教育を少人数による演習・講義によって実施しており、指導教員と学生とが親密に研究を行うことによって、専門的知識、独創的な着想、プレゼンテーション能力などが、毎回の授業によって高い水準に引き上げられている。また、授業中に行われるミニテストやレポート提出などによって、丁寧な指導がなされ、一定の効果を上げている。さらに、教員との人間的な関係から、人格が陶冶されるという利点も生まれている。

2）学部の卒業論文を踏まえて、前期課程では指導教員のもとでより専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と修士論文作成に向けての指導を行い、研究者あるいは高度専門職業人養成の指導を行っている。

3）前期課程の修士論文を踏まえて、後期課程では指導教員のもとでより一層専門的な授業を通して研究・教育に対する研鑽と課程博士論文作成に向けて少人数による密な体制で研究者養成の指導を行っている。

4）学生が国際学会をはじめ、国内の各種の学会発表に参加することによって、国際的な学問的水準を直接体験する機会をもつ。学内外の学会発表等に際しては、参加費用の補助制度があり、大学院生協議会が編集・発行する『千里山文学論集』に論文掲載の資格をもつ。

【問題点】

1）最近の社会情勢の急速な変化の影響を受けて、大学院は教育内容を積極的に変革しつつあり、従来の研究者養成のみを柱にした教育体制をさらに大きく変える改革を実施しつつある。

2）変貌する社会に対応するため、学際的な学問領域を扱う専修・専攻の設置が求められた。このため、グローバル COE の採択を受けて、文化交渉学専攻を設置し、より学際的な研究教育を推進する予定である。

3）前期課程1年次では当該の専修が配置した指導教授（演習担当）の指導を受けることになっているが、学生の専門領域にとって適切な指導教員については、地理学専修などを除いて、2 年次からしか指導につけない専修がほとんどである。これについては、入学時の1年次から希望の指導教員を選択できる制度の確立が望まれる。

4）大学院と学部教育との連携については、一層の努力による改善の必要があり、学部と前期課程の連動による「スペシャリストプログラム」の導入が行われたが、まだ十分に機能しているとはいいがたい。

5）現職の社会人を受け入れるためには、午後6時以降開講の夜間の授業を充実させる必要がある。また開講の場所についても、サテライトオフィスの展開を検討すべきであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

前期課程 1 年次の指導教員の選択については、2006 年度よりすべての専修において学生が入学時に指導教員を自由に選択できるよう改革がなされた。

社会人学生に対しては、前期課程において3年制コースを導入するとともに、現職教員のための1年制などの各制度が導入されているが、より柔軟な年限の設定、また修士号の取得に関する条件の緩和などの措置

を図るべきであろう。留学生に対しては、9 月入学制度の実施、また日本語・諸外国語による論文指導の強化を行う必要がある。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

文学研究科の大学院生の修了後の進路は、大学教員（非常勤講師を含む）、中、高の教員、美術館・博物館の学芸員、国家公務員、地方公務員、一般企業等多様であるが、これまで一定の成果を上げている。

イ　教育改善

文学研究科では、入学時に新入生ガイダンスを実施し、オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西四大学大学院学生交流制度、教材複写・製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、大学院事務室の業務、関西大学情報処理システムに関する説明を研究科長並びに指導教授より行っている。なお、これらの事項において問題が生じた場合に備えて、研究科長及び科長代理によるオフィスアワーを設置し、学生の相談に応じている。

ウ　授業アンケート

2004 年度秋学期より、講義科目を対象として、大学院生による授業評価アンケートを実施し、さまざまな学生の要求などを聞いて、授業の充実を図っている。加えて、2002 年度から各教員の教育に関する取組を取り纏め、授業支援グループの各学舎ステーションにおいて、関西大学に帰属する教員の教育活動として公開している。

エ　シラバス

文学研究科では講義、演習、実験のシラバスが冊子の形で入学生に配布され、学生の授業科目選択の指針となっている。また 2004 年度より冊子体であったシラバスが、ウェブ上での公開シラバスとなり大学のホームページで各専修・専攻の概要と授業科目概要とともに社会に開示され、入学生だけではなく、受験生にも公表されている。

オ　修士論文

文学研究科においては、修士論文を重視し、1998 年度 61 本、1999 年度 59 本、2000 年度 80 本、2001 年度 106 本、2002 年度 84 本、2003 年度 84 本、2004 年度 61 本、2005 年度 75 本、2006 年度 82 本の修士論文が認定されるなど、教育効果として著しい成果を上げている。

カ　修了生の進路

前期課程の進路状況は、2003 年度修了生 61 名のうち、進学 14 名、就職 15 名、不明 19 名、未定 13 名であり、2004 年度修了生 61 名（アンケート提出者 42 名）のうち、進学 14 名、就職 14 名、小・中・高校への現職復帰 3 名、その他 3 名、未定 8 名である。2005 年度修了生 75 名（アンケート提出者 42 名）のうち、進学 12 名、就職 19 名、不明 1 名、未定 10 名である。2006 年度修了生 82 名（アンケート提出者 75 名）のうち、進学 22 名、就職 30 名、未定 23 名である。

また、2003 年度の後期課程修了者の進路は、単位修得認定者 29 名であり、そのうち就職者は 3 名が報告されている。2005 年度単位修得認定者 21 名（アンケート提出者 0 名）である。2006 年度単位修得認定者

27 名（アンケート提出者 14 名）のうち、就職者 7 名である。

就職は未定であっても、更に研究の継続を希望する者が多い。

キ　成績評価

授業科目の成績は、評語（優、良、可）をもって学生に発表され、その評価基準は 100 点満点の素点をもって決められている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。評価方法はシラバスで周知され、筆記試験やレポート作成、平常点による評価などがある。

【長所と問題点】

文学研究科では、入学時のガイダンス、オリエンテーションに始まり、シラバスの開示、ウェブ・システムによる履修、適正な授業評価など、懇切丁寧な制度が採り入れられ、またそれらがうまく機能している。こうした授業科目の一層の充実はいうまでもないが、さらに、学生のニーズに対応するため、授業アンケートを実施しているが、授業は少人数で行われているので、匿名といっても、アンケートの書き手が特定され易いという問題が残る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

文学研究科内部において、他専修・他専攻の人文学共通の授業科目を履修できる共通科目を設置するとともに、他研究科との共通科目の設置にも配慮している。

さらに、2008 年度より、文部科学省グローバル COE の採択を受けて、文化交渉学専攻を設置し、より学際的なニーズに合った教育研究を行う予定である。また「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」により、副専攻制度を導入する予定で、カリキュラムの改革に着手している。

(3) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

前期課程では、修士論文に関して、演習及び講義の授業において指導教授から詳細適切な指導を行い、独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習の授業を行っている。学位審査に当たっては、指導教授を主査、他に 2 名の関連分野の教員を副査として配置し、厳正な口頭試問を行い、各専修による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、3 月と 9 月の年 2 回に修士の学位授与を行っている。

後期課程では、社会に貢献する独創的な学位論文の作成に向けて指導力のある教員によって演習及び講義の授業を行っている。学位審査に当たっては、指導教員の主査 1 名と関連分野の他専攻、あるいは研究内容によっては、他大学の教員最低 1 名を含む副査計 2 名の審査委員計 3 名によって厳正な口頭試問を行い、各専攻による審査結果を研究科委員会に報告し、厳正な審査を行って、3 月と 9 月の年 2 回に課程博士の学位授与を行っている。

前期課程及び後期課程の過去 5 年間の学位授与者数に言及すると、修士の学位取得者は、過去 5 年間の平均が毎年 70 名で、入学定員 108 名に迫る勢いではあるが、今後一層の努力が必要である。後期課程の学位授与者数については、文学研究科は関西大学のすべての研究科の中で最も多い博士の学位を出している。過去 5 年間の博士論文授与数は、課程博士 47 名、論文博士 51 名で、両方合わせて計 98 名となり、毎年約 20 名の博士を輩出している。これは過去 5 年間の関西大学全体の授与数 200 名の約 50%に当たる大きな数値である。

【点検・評価】

1) 前期課程の修士号授与数は、大きな問題はないとはいえ、まだ入学定員 108 名には達していないので、今後、定員充足に努力して、毎年 108 名の修士論文が出るように改善していく。

2) 2006 年度より 1 年制の前期課程として、現職教員のリカレント教育を実施したが、入学希望者が少な

い状態であるので、何らかの対策を考えたい。

3）後期課程の学位授与者数が入学定員のほぼ半数に達しており、関西大学のすべての研究科の中で最も多くの課程博士及び論文博士を輩出しているとはいえ、課程博士については未だ入学者の半数である。今後は入学者の大半が課程博士号を取得できる体制を整えていく。

4）博士論文申請資格については、2006 年度より、レフリー付き外部学会での口頭発表 1 回及びレフリー付き外部学会誌への投稿論文掲載 1 本を基準にする方向を決定した。これにより積極的な課程博士の取得が期待できる。

5）後期課程の学位授与数を増やすためには、指導教員による課程博士論文についての合理的な指導計画が必要である。「学位授与に至るフローチャート」の設置を提案し、早期に実施する方向で議論を進めている。

6）大学院学則第 24 条及び第 25 条に、優れた業績を上げた者については標準修行年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。2006 年度より前期課程に現職教員のリカレントコース 1 年制を導入したが、後期課程の学生にもこの制度が適用できる研究指導を充実させていく。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の中、文学研究科が母体となっているプロジェクト「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、文学研究科を中心とする二つのプロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」及び「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」が採用され、また 2007 年度には文部科学省のグローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択され、さらに文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。それぞれのプロジェクトに関連して海外から多くの外国人研究者を招聘し、本学教員や大学院生との交流がなされている。

加えて、院生の学会発表にも参加費用の補助を行うなど細かく配慮しており、他大学の院生や研究者との交流の場を広げる方策をつくっている。さらに、院生協議会編『千里山文学論集』の発刊によって研究成果の公表にも力を入れている。

【点検・評価】

文学研究科として、さまざまな国際的な活動に教員が参加し、成果をあげている。プロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」と「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」においては、これまでも数度の国際シンポジウムが開かれ、文学研究科の教員や大学院生が積極的に参加し業績をあげている。

4　学生の受け入れ

文学研究科前期課程では、時代の要請に応えるべく、研究・教育に対する独創性と指導力を兼ね備えた広い視野にもとづく現実問題解決能力をもつ国際化に対応した高度専門職業人・研究者の養成を目標としている。

後期課程では、大学、各種研究機関において主として基礎研究に従事する研究者の養成のみならず、中等教育、美術館・博物館、官庁等における研究開発のリーダーとして社会の発展に貢献しうる人材育成を目的としている。また、各種の学校の質的変化及び人文科学分野の急速な進展に伴って必要とされる再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、入学試験を位置づけている。

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標を実現するために、教員組織、施設、設備を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標の実現にふさわしい学力をもつ優れた学生を迎えるために、また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように、以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施しているが、文学研究科が 2007 年度入学試験として実施した試験の種類を次に示す。こうした入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、過去の試験問題を大学院事務室において開示している。

ア　前期課程

（ア）収容定員

文学研究科前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を総合人文学専攻 216 名と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

本学の学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は口頭試問のみで、5～6 月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文作成の学部 1 年間、修士論文作成の前期課程 2 年間を連続的な計画をもって一貫した研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりをもった研究・教育が行える利点がある。2007 年度入学試験でみれば、前期課程の入学者の約 29%が学内進学方式によるものである。

（ウ）一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、10 月と 2 月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2007 年度入学試験でみれば、前期課程の入学者の約 41%がこの方式によるものである。

（エ）飛び級入学試験

本学の学部 3 年次修了時点で、3 年間の学部成績が優秀で一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、5～6 月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文を作成することなく 3 年次生から前期課程に進学するため、早くから修士論文の準備に取り掛かることができ、優秀な資質を早く伸ばすことができるという利点をもつ。2007 年度入学試験でみれば、5 名がこの方式で入学している。

（オ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して 11 月に筆記試験と口頭試問を行っている。①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者、ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くである。2007 年度入学試験では 8 名がこの方式で入学している。

（カ）社会人入学試験

社会人に対して 10 月と 2 月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験制度で、試験は口頭試問のみである。

（キ）科目等履修生など

大学院では、春・秋学期に 4 年制大学を卒業した者、またそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に 1 学期に履修できる授業科目を 3 科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を採用しており、2006 年度の科目等履修生は 14 名である。

また、自己の研究テーマについて本学の研究科で研究指導を希望する外国人を対象として、4 月と 9 月の 2 回、7 科目以内として、外国人研究生の受け入れ制度が採用されている。これらの外国人研究生は、このあと外国人留学生試験を受けることになる。

（ク）入学試験状況

2007 年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-1 に示す。

表Ⅱ-文研-1　2007 年度　博士課程前期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
学内進学	52	52	42	31
一般	76（54）	70	49	44（26）
飛び級	5	5	5	5
外国人留学生	9（ 9）	9	8	8（ 8）
社会人	24（16）	24	19	19（11）
計	166（79）	160	123	107（45）

（注）（　）内は他大学または本学他学部で内数。

この表を見ると、他大学、本学の他学部の学生が文学研究科を目指して受験していることがわかるが、今後とも他大学の優秀な学生を確保できる魅力ある体制整備が望まれる。

イ　後期課程

（ア）収容定員

文学研究科後期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 75 名としている。かつては各専攻ごとの定員があったが、現在は 1 専攻の定員となっている。

（イ）一般入学試験

2 月に一般入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。2007 年度入学試験でみれば、後期課程の入学者の約 52%が一般入学試験方式によるものである。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生に対して 10 月と 2 月に外国人留学生入学試験を行っている。試験内容は筆記試験と口頭試問である。

（エ）社会人入学試験

社会人に対して 10 月と 2 月に実施している。とりわけ文学研究科においては、再教育や生涯教育を視野に入れた入学試験である。試験は口頭試問のみである。

（オ）入学試験状況

2007 年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-文研-2 に示す。

表Ⅱ-文研-2　2007 年度　博士課程後期課程入学試験状況

入試区分	志願者	受験者	合格者	入学者
一般	19	18	13	13
外国人留学生	2	2	1	0
社会人	15	14	12	12
計	36	34	26	25

(2) 門戸開放

文学研究科においては、前期課程及び後期課程ともに有効かつ計画的に、入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人に受験機会が開かれている。これらの入試情報は本学ホームページなどで積極的に広報している。

(3) 定員管理

収容定員は、文学研究科全体で、前期課程 216 名、後期課程 75 名と定めている。2006 年 5 月現在の前期課程在籍者は 238 名、後期課程は 142 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 1.10、後期課程は 1.90 である。

なお、2007 年度文部科学省のグローバル COE「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択されたことにより、新たに立ち上がる文化交渉学専攻に定員を割り当てることになった。2008 年度からは、前期課程では総合人文学専攻 96 名、文化交渉学専攻 12 名、合計 108 名となり、後期課程は総合人文学専攻 19 名、文化交渉学 6 名、合計 25 名となる。

【長所と問題点】

1) 2005 年度の文学研究科の改革などによって、前期課程の志願者数は増加傾向にある、しかし、定員充足に向けて一層の努力と改革が必要である。今後、質の高い入学者を確保するために、魅力ある授業や卒業後の進路開拓などの問題解決が求められる。加えて、社会人及び留学生について積極的な広報活動とそれに対応した体制整備の確立が必要である。2006 年度の前期課程入学試験状況の表を見ると、他大学、本学の他学部の学生が文学研究科を目指して受験していることがわかるが、今後とも他大学からも優秀な学生を確保できる魅力ある体制整備が望まれる。

2) また、後期課程については、これまでのところ定員は充足されているとはいえ、それぞれの専攻に対する入学者数は、1.3 倍を越える過剰となっている場合と、定員未充足の場合とが混在している。今後、各専攻の定員数の見直しが必要である。ただし、1.3 倍を越えている場合でも、研究業績の多い教員によって、少人数の学生に対する指導がなされており、内容は高い水準にあるといってよい。

3) なお、文学研究科においては、中・高校の現職教員も受験してくるため、今後は現職教員に対する特別の制度を整備する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1) 前期課程における飛び級入学試験の導入、社会人及び留学生入学試験の充実、社会や学生のニーズに対応する魅力ある新科目の設置など、文学研究科は改革によって、ここ数年、入学者数を増やしている。また、各種の奨学金制度の充実も図っている。

2）後期課程の定員充足については、各専修ごとのバランスの是正につとめていく。
3）現職教員の受験も多いため、2005 年度に検討が進められ、2006 年度より文学研究科前期課程に、現職教員のリカレントコース（1 年制）を設置した。これによって、社会の要請でもある小、中、高校の現職教員の再教育に本格的に着手できることになる。

5　教員組織

文学研究科では、人文学分野の研究者養成、高度専門職業人養成を目的として前期課程の 1 専攻 13 専修と後期課程の 1 専攻 9 専修において、文学部に所属する教員を基盤にしつつ、高度の専門的指導力をもった教員を配置し、院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人数教育として行える体制を整えている。また、社会の要請に基づき「学の実化」を具現化するため、多様な研究領域の非常勤講師を任用して教育にあたっている。

【現状の説明】

文学研究科において授業及び研究指導を担当する教員は、関西大学大学院学則第 33 条により、大学院設置基準 9 条 2 号に規定する資格に該当する本学の教授であるが、実情に合わせて准教授及び講師をもってこれに充てている。

ただ、文学研究科は、文学部を基礎とする研究科であるので、実際上その教員は、文学部の教授をもってあてられている。したがって、教員の任用については文学部にゆだねられ、その所属も文学部である。教員の募集・任免・昇格に関する基準は全て、関西大学教育職員選考規程に基づくものとなっている。

大学院では専門性をもつ教育・研究指導を実施するために、研究科委員会において各教員の新規の資格審査を運営委員会及び研究科委員会に諮ることで業績審査を行い、教育水準の維持を図っている。資格審査は、授業及び研究指導を担当する教員を対象に、大学院設置基準 9 条 1 号、2 号に規定されている D ㊇、D 合、M ㊇、M 合の資格を 2000 年 5 月制定の「文学研究科教員資格判定基準（内規）」に従って公平に行っている。

任用は以下の「要件」、「判定基準」、「専任教員の審査」によって決定している。

〔要件〕

(1) 専攻分野に関する博士の学位を有すること。
(2) 専攻分野に関する単著を有すること。
(3) 専攻分野に関する編著書を有すること。
(4) 専攻分野に関する学術論文を継続的に発表していること。
(5) 近年の主たる学術研究業績が専攻分野（担当科目）に焦点化されていること。
(6) 大学教授（准教授・助教授）として長年の教育・研究経験（大学院・学部・短期大学での科目担当経験）を有すること。
(7) 学術研究に関連した活動に長年の経験や顕著な業績を有すること。
(8) 専攻分野に関連した高度の知識や特殊な技術・技能を有すること。
(9) 特殊な経歴・精深な見識や傑出した能力などから、教育や学術研究活動の拡大・深化に独特な貢献が期待できる卓越した人物であること。

〔判定基準〕

(1) D ㊇は、上記(1)、(2)のいずれかを含め、5 要件以上を満たしていること。
(2) D 合は、上記の 4 要件以上を満たしていること。
(3) M ㊇は、上記の 4 要件以上を満たしていること。
(4) M 合は、上記の 3 要件以上を満たしていること。

〔専任教員の審査〕は、以上の〔要件〕、〔判定基準〕に基づき次のように行っている。

(1) 専任教員で前期課程の科目を担当する場合はM合、後期課程で科目を担当する場合はD合以上とする。

(2) 専任教員で研究指導教授（M、D の演習担当教員）となるには前期課程では M㊀、後期課程では D㊀の資格が必要である。ただし、准教授であっても上記の条件を満たしておれば可とする。

(3) 文学研究科における授業科目の担任者の決定には各専修において上記の〔要件〕、〔判定基準〕により、各専攻の委員が勘案し、文学研究科運営委員会に諮り、文学研究科委員会において審議する。

(4) 新規担当者の審査段階は① M合基準、② M㊀基準、③ D合基準、④ D㊀基準の四段階とする。ただし、各専修は被推薦者が上記の「要件」、「判定基準」に準拠しているかを勘案し、どの段階からでも文学研究科運営委員会及び文学研究科委員会の審議に諮ることができる。しかし、審査のたびに履歴書・業績一覧表が必要である。なお、非常勤講師の任用についても、上記の内規により審査している（M合・D合のみ）。

文学研究科の教員組織は、質的向上が図られており、また、教員 1 人当たりの学生定員数は、2004 年度、2005 年度とも 2.1 名となり、おおむね適切な人数と考えられ、高度な研究と教育にとって適正な組織になっていると考えられる。

【長所】

本研究科では、資格基準が明確に示された有資格教員が、大学院担当教員として配置され、研究指導・講義が行われていることがわかる。しかも、担当教員は、教授を中心としながらも、准教授、業績によっては講師も授業担当となって、社会や学生のニーズに応える多様な学問領域を教授研究可能にしている。

また、前期課程では文部科学省の通達に基づき、一指導教授が指導することのできる学生数を 1 学年 10 名（2 学年 20 名）として上限を定め、その範囲内で研究指導を行っている。現状では教員 1 人当たりの学生数は、約 3 名で、基準の 1 学年 6 名を満たす適切な配置となっている。

また、教員は学内の研究所である東西学術研究所や人権問題研究室などの研究員としても研究活動を行っており、東西学術研究所においては、大学院生（後期課程）を準研究員として受け入れることを可能としている。

【問題点】

前期課程及び後期課程ともに受講生の極端に少ない授業がある。今後はこうした授業については教授方法を適正に考えた後、合併などの処置を考える必要がある。

また、急速に変貌する社会の要請に応えるため、社会で実務経験のある者や芸術家などを積極的に非常勤講師に迎える体制が必要である。

後期課程の演習担当教員は全て、博士号を有するか、あるいは専門分野に関する単著の出版を行っていることが条件となっている。後期課程担当教員の資格については問題がないといってよいが、後期課程担当でない教員は D㊀の有資格者となるよう今後とも努力が必要である。また、D 合についても必要条件を満たすよう努力が必要である。

また、男女共同参画社会の実現に向けて、教員の適正な男女比構成に配慮する必要があるが、本研究科では女性教員の比率がまだまだ低い。加えて、外国人教員の数も拡充を目指しているものの、まだ十分でない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

受講生の極端に少ない授業を統合するため、2006 年度から前期課程の演習(1)と(2)のクラスを合併、後期課程の演習(1)と(2)のクラスを合併する改革が行われた。より合理的な授業運営を考えている。ただし、前期課程の演習(1)のクラスに 4 名以上の履修学生がいる場合には、演習(2)は 2 クラス開講できるものとして、研究指導が充実するように配慮がなされている。また、後期課程の演習(3)は、課程博士論文執筆の最終年にあたるため、演習(1)や(2)との合併は避け、課程博士論文の指導が徹底するように配慮し、後期課程単位取得者が、課程博士を取得できる体制を固めつつある。

さらに、社会の要請に応えるため、前期課程では英文学専修、2006 年度設置の芸術学美術史専修の客員

教授を計２名任用するなど、多様な人材を非常勤講師に迎え、一層発展する方向で進めている。

後期課程担当教員における D㊀の有資格者は 6 割を越えているが、今後とも一層の充実を目標にしている。

加えて、後期課程の学生をリサーチアシスタント（RA)、ポストドクトラルフェロー（PD）として雇用するため、内外の資金の活用を考えているが、2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に応募し、文学研究科の専任教員を中心とする三つのプロジェクト（①「東アジアにおける文化情報の発信と受容」（東西学術研究所が母体)、②「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」（大学院が母体)、③「なにわ・大阪文化遺産の総合人文学的研究」（関西大学博物館が母体）が選定され、PD 6 名（文学研究科修了者は２名）・RA 9 名（文学研究科院生９名）の雇用がなされた。引き続き、グローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」においても、助教・PD・RA の採用を行う予定である。

男女共同参画社会の実現に向けての教員の適正な男女比構成については、教員採用が学部教授会を通じて行われるにしても、学部との連携によって、2004 年度から導入された原則として公募制による採用人事によって、全体的に採用人数の少ない女性教員と外国人教員の採用については改善がなされつつある。

なお、文学研究科では、一般の専任教員については独自に募集及び採用は行っていない。そのため、この項目については文学部自己点検・評価報告書の記述に委ねることとする。

６　研究活動と研究環境

社会情勢として人文学分野では研究活動は大学院が担っている。前期課程は 1 専攻 13 専修制、後期課程は１専攻９専修制をとって、大学院の充実に基づいて学問的なレベルを高めることはもとより、中等・高等教育及び産業界等との連携による「学の実化」を実現するため、幅の広い多様な研究分野を網羅し、国際的に通用する人材の育成及び国際的な学術研究を行うという高い理想を掲げ、研究活動を行っている。

【現状の説明】

文学研究科では前期課程が総合人文学専攻（英文学専修、英米文化専修、国文学専修、哲学専修、芸術学美術史専修、日本史学専修、西洋史学・アジア史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修、文化共生学専修の 13 専修)、後期課程が総合人文学専攻（英文学専修、国文学専修、哲学専修、史学専修、ドイツ文学専修、フランス文学専修、中国文学専修、地理学専修、教育学専修の９専修）によって構成され、文学研究科の授業を担当するすべての本学教員は文学部に所属している。さらに、各専攻における教員は大学院担当教員として、D㊀、D 合、M㊀、M 合の資格を有するものである。それゆえ、文学研究科の授業担当教員の研究活動としては、文学部・文学研究科総体としてその活動を点検評価しなければならないものと考える。

本学教員の研究活動の改善・改革については、文学部・文学研究科を母体にして、専門性を一層高める努力を持続しながら、国際的な水準の研究活動を行うために、外部資金の導入に積極的に取り組んでおり、2005 年度には文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業の中、文学研究科を母体とする「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」、また、関西大学東西学術研究所を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「東アジアにおける文化情報の発信と受容」、さらに、関西大学博物館を母体とし、文学研究科担当教員を中心とする「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」のプロジェクト資金を獲得し、本学教員、本学大学院生、他大学教員、海外の研究者と学術交流を深めながら、研究活動を行っている。とりわけ「革新的学習と教育システム開発の国際共同研究」は、文学研究科を基盤とするプロジェクトで、注目すべき成果を上げつつある。

また 2007 年度には文部科学省のグローバル COE に「東アジア文化交渉学の教育拠点形成―周縁アプローチによる新たな東アジア文化像の創出―」が採択され、さらに文部科学省の大学院教育改革支援プログラムに「関西大学 EU-日本学教育研究プログラム」が採択された。これらにより、文学研究科の研究教育活動が日本でも有数のレベルにあることが裏付けられたといってよい。

これに伴い、文学研究科は文化交渉学専攻の設置による 2 専攻化を行い、さらには「EU-日本学」関連の副専攻科目を新たに設置する予定である。

なお、研究成果等、その他の研究活動・研究環境については、文学部自己点検・評価報告書の記述に委ねることとする。

【点検・評価】

本学教員においては国際的な研究活動に参加している者も多く、また、各種の学会賞等を受賞している者、学会の委員・幹事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者、各種の講演会等に招待されている者も多く、教員の研究活動は活発である。大学院担当教員に対する資格審査を定期的に点検するのみならず、文学研究科の研究環境として、活発な外部資金の導入を目指した施策が必要である。

7　施設・設備等

本研究科の教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備・運用することは、重要な課題であるととらえ、多様な学問領域に応じた整備を行っている。

【現状の説明】

本研究科の施設・設備には、大学院各研究科共通の施設として、大学院学舎尚文館（7 階建：この一部に学生用の研究室がある）が建てられている。また、全学の共通施設として図書館・博物館（主に史学専攻・史学専修が利用）・教材開発室（第 1 学舎 1 号館：主に教育学専攻・教育学専修が利用）があり、図書館の書庫内には院生が利用できる研究個室が用意されているなど、現状では大きな問題はないといってよい。なお、2006 年度からは児島惟謙館に東西学術研究所が移転、以文館にアジア交流文化研究センターが、博物館になにわ・大阪文化遺産学研究センターが設けられ、それぞれ研究に資することとなっている。

【長所と問題点】

上記の既存の施設・設備と併せて、新たに設けられた本研究科の設備は充実しつつあり、大きな問題はないが、社会や学生のニーズに対応しながら、今後とも関係する施設・設備がさらに必要である。

上記の施設・設備の充実など、今のところ大きな問題はないが、本研究科においては学生数が相当に多い。その人数にもかかわらず、大学院学舎尚文館に配分されている研究スペースが相対的に少ない。各研究科の配分比率を見直し、改善する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2005 年度に文部科学省によって選定された私立大学学術研究高度化推進事業のプロジェクト「東アジアにおける文化情報の発信と受容」及び「なにわ・大阪文化遺産学の総合人文学的研究」に付随して、以文館にアジア交流文化研究センターが、博物館になにわ・大阪文化遺産学研究センターが設けられた。また大学院学舎尚文館の設備を学生に適正に配置配分するよう、改善が行われた。

8　管理運営

本研究科では、先に示した理念・目的を実現するために、以下に述べるように規則に則って管理運営を行っている。

【現状の説明】

本研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』（以下「学則」という）に定められている。その第 33 条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科における 2007 年度の担当教員は 16 名の准教授を除いて他は全て教授（70 名）である。これらの担当教員全員によって研究科委員会が構成され、研究科委員会の審議事項は『学則』第 40 条によって規定されている。重要な案件はすべて本委員会で審議・決定している。その運営業務遂行のため、本委員会の中から、『学則』第 39 条によって、文学研究科構成メンバーによる選挙で研究科長が選出され、研究科長によって運営委員会で諮られた内容を研究科委員会において審議している。運営委員会は研究科長と研究科長代理、そして各専修において選ばれた 13 名の委員によって構成される。2002 年度からは制度改革によって研究科長代理が設置された。2006 年度からは、学部長が研究科長を兼ねることとなったため、副学部長のうち 1 名が共に大学院を担当することとなっている。さらに、2004 年度からは、委員長、副委員長を擁する文学研究科自己点検・評価委員会が設置された。これらの役職・委員の設置により、多様な問題に対処している。

【長所と問題点】

研究科委員会は『学則』に従って適切に運営されている。学部長が研究科長を兼ねることとなったため、意思疎通などの問題はなくなったが、逆に学部長に加重な負担が加わるために、副学部長が大学院業務を担当することになった。とはいえ、改善の余地はまだ存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部長と研究科長の一体化が行われ、かつ副学部長が大学院業務を担当することになったため、学部と大学院の間の組織的な齟齬は徐々に解決されつつある。しかし、大学院においては運営委員会という独自の組織が存在し、事項の多くが諮られる。これは文学部と文学研究科の形態が異なっていたために生じた現象である。これらも含め、組織上のより一体化に向けた一層の改革が望まれる。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

大学院の自己点検・評価委員会については、以前は大学院自己点検・評価委員会としての活動を行っていたが、2004 年 4 月より文学研究科自己点検・評価委員会規程に基づき自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、研究科の教育水準の向上を図ることを目的に設置され、文学研究科の各専攻から選出された委員と文学研究科長代理、文学研究科担当事務職員の 11 名の委員によって構成されている。職掌事項は、文学研究科の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成、第三者評価に関する事項、並びに外部評価に関する事項である。報告書は隔年に作成され研究科長に報告されるとともに公表され、学内に留まらず、社会からの評価を受けることとなっている。

【点検・評価】

文学研究科自己点検・評価委員会は、研究科内部の関心の高い問題をめぐって、全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、第三者評価に対応する活動を行っている。

現状の文学研究科の自己点検・評価活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っている FD フォーラムへ文学研究科の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に文学

研究科の成果を次なる施策に反映することができるように、現在、文学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。

なお、将来は関西大学の自己点検システムの体制自体、大きく変更される予定であり、それに伴って文学研究科の自己点検委員会のあり方も変わる予定となっている。

経　済　学　部

第Ⅱ編　経済学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 453
(1) 理念・目的等　〈453〉
(2) 理念・目的等の検証　〈454〉
(3) 健全性、モラル等　〈455〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 455
(1) 到達目標（達成度）　〈455〉
(2) 教育課程等　〈456〉
(3) 教育方法等　〈461〉
(4) 学位授与の認定　〈466〉

3　国際交流 …… 467
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈467〉

4　学生の受け入れ …… 468
(1) 入学者受け入れ方針等　〈468〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈469〉
(3) 入学者選抜の仕組み　〈472〉
(4) 入学者選抜方法の検証　〈473〉
(5) 入学者選抜における高・大の連携　〈473〉
(6) 社会人及び外国人留学生の受け入れ　〈473〉
(7) 科目等履修生・聴講生　〈474〉
(8) 定員管理　〈474〉
(9) 編・転入学、退学者　〈474〉

5　教員組織 …… 475
(1) 教員組織　〈475〉
(2) 教育研究支援職員　〈477〉
(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈478〉

6　研究活動と研究環境 …… 479
(1) 到達目標（達成度）　〈479〉
(2) 研究活動　〈479〉
(3) 研究環境　〈482〉

7　施設・設備等 …… 483
(1) 学舎と研究棟　〈483〉
(2) 情報処理機器等の整備　〈484〉

8　管理運営 …… 484
(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈484〉
(2) 学部長の権限と選任手続き　〈486〉

9　自己点検・評価 …… 487
(1) 自己点検・評価、その改善・改革システムの連結と学外者による検証　〈487〉
(2) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応　〈488〉

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

近代日本を支え、その指導者となる意欲と熱意を持った若者たちを対象に法律と経済を講義するために関西に初めて設立された法律学校の創立者の精神は、「正義を権力より護れ」との理念に表れている。この法律学校で行われた最初の講義は経済学であった。1904 年には、大阪で実業の世界を目指す学生に勉学の機会を提供するために経済学科が設置され、今日に至る。

経済学部の教育理念は、関西大学の建学の精神と教育の理念・目的をそれぞれの時代に即して解釈し、それに具体的な内容を盛り込むことで設定されてきた。それは、関西大学の「学理と実際の調和」＝「学の実化」という教学の理念が、学問としての経済学の特性あるいはそれを講じる経済学部の教育理念にふさわしいものであったからであり、関西大学学則第 1 条「本大学は、教育基本法（昭和 22 年法律第 25 号）に基づき人格の完成をめざし、平和的な国家社会の形成者として必要な法学、文学、経済学、商学、政策学、情報学、工学、理学等に関し、広く知識を授けるとともに深くその専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を展開させることを目的とする」を常に考慮してきたからである。

すなわち、「経済学は、人間の経済活動及びその社会的関係を理論的、実証的、歴史的分析によって解明し、その成果にもとづいて問題を解決する方法策定に寄与することを目指す」学問であり、「経済学教育は、専門分野としての経済学を教えることにより、それを修得した学生が専門的、総合的視野から内外の社会、市民生活、企業での諸問題を理解し、分析し、解決する力量を身につけることを目指す」と理解されてきたからである。(『経済学教育に関する基準』大学基準協会)

近年、関西大学では、「国際化」「情報化」「開かれた大学」という教育理念が掲げられ、経済学部では、この理念を独自に具現化する試みを行ってきた。経済学部の広報誌には、「知と技の工房」（Intelligence Workshop of the Globe）としての経済学部において、「情報化社会（Information-Oriented Society）に対応する能力を養い、国際化（Internationalization）する世界の動きに対応する知識と経験を提供する」と表現されている。このような教育理念に基づいて、学部教育の目的は、経済学の基本的原理を学ぶことで国際化と情報化の進展する現代にあって国際社会と地域社会に生じる多様な問題を総合的に理解し、その解決に向けて積極的に貢献することのできる人材を育成することにおかれている。

経済学部では、上記の理念と目的に基づき、以下のような教育目標を設定している。

第一は、出身地域の経済と社会の活力を維持し、発展させることのできる人材の養成である。経済学部では、地方入学試験や指定校制推薦入学制度において、日本各地から学生を受け入れているが、指定校の重点は近畿圏及びそれ以西の諸地方に移行している。それは、経済学部の立地している経済圏の特性を一部反映したものである。

第二は、商都大阪を基盤にして、国際的に活躍できる人材（とくにアジア諸国・諸民族との間に平和と友好を築きあげることができる人材）の養成である。経済学部では、商都大阪を基盤とする大学であるという地理的条件を意識したうえで、国際的に活躍できる人材の育成を目標としている。

第三は、人権の意識を優先させることのできるモラルの高い人材の養成である。関西大学の創立者の崇高な理想を人権教育の精神として受け止めるとともに、学部教育の中でも人権問題に対する学生の意識向上に取り組んできた。卒業後、公務や民間企業あるいは非政府機関（NGO）での活動にたずさわるとき、人権尊重の意識を優先させることのできるモラルの高い人材は、社会への貢献度も顕著である。

第四は、今日の情報化社会において、問題を的確にとらえ、自らの考えを明確に表明できる能力をもった人材の育成である。コンピュータ技術を利用したコミュニケーション手段は実に多様化している。経済学部では、現在、常識となりつつある情報処理の基礎的なリテラシーとツールを学生たちに身につけさせること

はもとより、それらのツールを駆使して自己を主張できる人材の養成をめざしているだけでなく、これらの情報関連機器の利用に伴うモラルを高める教育にも取り組んでいる。

【点検・評価】

経済学部は、関西大学の建学の精神と教育の理念・目的を踏まえ、また、国際化及び情報化といった今日の大学を取り巻く環境に対応して、教育理念を設定した。経済学部では、その理念と目的にそって経済学を体系的に学習できるような科目群と社会の要請に応える応用・実践科目群の設置に取り組んできた。

経済学部の教育理念・目的等の学生及び教職員への認知は、十分とは言えないまでも広まってきた。受験生には、学部案内やホームページなどにおいて広報活動を展開しており、新入生には、入学後の各種説明会、講演会及び導入科目などの機会をとらえて理解を深めさせてきた。

経済学部を構成している教職員及び学生の間で教育の理念や目的への理解をさらに深め、広めるために、少人数の「経済学ワークショップⅠ」の中で、各クラスの学生たちに大学及び学部の歴史や教育の目的と理念を学ぶ時間を必須とする取組も行っている。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

経済学部は、上記のような教育理念及び教育目標が今日の社会的要請に対応しており、かつ充実した成果をあげているかどうかを検証する機関として「経済学部自己点検・評価委員会」を設置している。同委員会は、2 年に 1 度、経済学部に関する詳細な評価報告書を作成してきた。『経済学部自己点検・評価報告書』において指摘されたさまざまな問題点は、学部執行部会議や教授会でも議論され、問題意識が共有される。また、カリキュラム等を検討する「学務委員会」においても、その都度学部の教育理念・目的等に照らして科目が編成されてきた。

こうした点検・評価作業は、学部内の関係者に留められるのではなく、学部での学習内容が実務に応用できたかどうかは、学生たちによるインターンシップの体験報告会や企業を対象とする就職懇談会を通して検証される。それに加えて、経済学部では、教職員が経済学部自治会やゼミナール協議会などの学生の諸団体とも定期的な懇談の機会をもつだけではなく、学部独自に教育内容を検討するために学生から直接に意見を聞くファカルティ・デベロップメント・フォーラム（FD）の機会が設定されている。

さらに、社会の側から経済学部教育の内容や成果に対する評価を得るにあたって、経済学部は 2001 年 4 月 25 日～5 月 31 日に世代別の卒業生 3,000 人を対象にアンケート調査（有効回答数は 24.1%）を実施した。（『関西大学経済学部自己点検・評価 4』2002 年 3 月 31 日）また、経済学部創設 100 周年には卒業生と現役学生との間で「経済学部の現状と課題を考える」座談会（2004 年 5 月 29 日）を開催し（『関西大学経済学部創設 100 周年記念誌』2005 年 3 月）、さらには、毎年 5 月及び 8 月には、学部教育懇談会を通じて、家庭の眼で経済学部教育のあり方に対する評価を得る機会も設けてきた。これらの機会に寄せられた質問や意見に対して教職員は適切に答え、また、指摘された点については必要な措置を検討することで、学部教育が社会的に明確な説明責任を負えるように努めている。

【点検・評価】

経済学部では、学部教育の理念・目的・目標を検証する役割を学務委員会、研究体制・FD 委員会などの各機関が有効に果たしている。また、経済学部は、全学に先駆けて学部独自に教育にかかわる諸問題を点検するために学生と教職員とのインターフェースの意見交換を行う機会（FD フォーラム）を設けた。これは、教育の理念と目的への理解を深める機会になるだけでなく、教育内容やカリキュラム等の改善に対する教職員の動機付けを高める成果をあげている。

経済学部は、学部学生の入学前教育の変化と卒業後の進路や社会状況の変化を十分に意識して、理念・目

的・目標をカリキュラム編成に一層具現化することとし、2007 年度以降、現行の昼夜開講制を維持したまま夜間主廃止にともなう新カリキュラムとして「専修制」を設置したところである。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

経済学部は、教育職員や学生の職業倫理と社会倫理の向上について、教育と研究と同等に重要であると認めている。すでに人権問題委員会委員、セクシャル・ハラスメント相談員及び同防止委員が配置されており、人権問題への取組の一環として、教育職員は新入生や在学生に対して、セクシャル・ハラスメント等に関するパンフレットの配布やガイダンスによって理解を深める努力を行ってきた。また、毎年 4 月には新入生を対象に人権問題に関する講演会を開催し、経済学特殊講義の一つに人権に関する講義を常設している。大学の立地している地域社会に対する迷惑行為を防止し、学生のモラルを高めるために交通問題対策委員会委員が配置されている。インターネットの利用に関しては、「ネットワーク利用に関する規定」に基づいて、モラルの維持・向上を図っている。

【点検・評価】

経済学部は、これまでも学生生活の実情を調査し、実態の把握に取り組んできたが、近年、経済学部では、女子学生の増加にもとづく異性間人間関係のもつれの問題、入学直後の学生や在学生の精神的なストレス、及び卒業後にむけたキャリアデザインの悩みなど、健全なモラルの形成に配慮した多様な対応が問題として一層真剣に認識されるようになった。そのような現状認識に立ち、問題に対処してきた経済学部の人権問題委員、セクシャル・ハラスメント相談員及び同防止委員、キャリアセンター主事などの教育職員の存在を一層学生に周知させる必要がある。それには、既存の制度を生かしながら、導入教育（「経済学ワークショップ」）では個々の教育職員が、基礎教育（「経済学（入門 2)」）でコーディネートにあたる教育職員が、学生に対して進路・生活指導とその応対の仕方について高いモラルの必要性を指導するばかりでなく、上位年次のゼミナールなどでも、たとえば、キャリアセンター職員、国際交流センター職員、教育実習経験者、専門職大学院（法律・会計）在学生など、学生たちに身近な人々を招いて、各人が自らの道を切り開いていく上でどのようにしてモラルを高めてきたか、また、高められてきたかを少人数クラスの中で学ぶ機会を数多く設けることが必要である。

2　学士課程の教育内容・方法等

(1) 到達目標（達成度）

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことがうたわれ、大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。

経済学部は、これらをうけて、「学の実化」という本学の教育理念を基本としつつ、関西法律学校設立以来の伝統を踏まえて、①出身地域の経済・社会の活力の維持・発展を支える人材の養成、②商都大阪を基盤にして国際的に活躍できる人材の養成、③絶えず人権擁護の意識を優先させることのできる人材の養成、④情報化社会の中で自己主張ができる人材の養成を教育目的とし、情報処理のリテラシーを重視するとともに 1 年次から 4 年次にいたるまで少人数教育を実施している。そして地球的視野に立って経済の仕組みを究明

し、地球に生きる市民として経済学を活用できる学識を持った人材を育成するために学生の幅広い関心とニーズに対応できるカリキュラムを用意し、以下に示すような体系的な教育課程を編成している。

(2) 教育課程等

ア　経済学部の教育課程

【現状の説明】

経済学部のカリキュラムは、2007 年度から実施のカリキュラム改正により、四つの専修からなる専修制を採用している。本専修制のもとで、学部学生は、2 年次から経済戦略、社会経済、ビジネス会計、インターファカルティの各専修のなかから一つを選択し、分属することになる。

経済戦略専修では、経済学のツールを身につけ、少子・高齢化を迎えた日本経済とグローバル化の進展する国際経済について、財政・金融・雇用・環境・情報といったさまざまな視点からアプローチする。

社会経済専修では、体系的な講義履修とゼミナール（演習）活動を通じて、実社会で生じるさまざまな課題を柔軟かつ適切に解決する能力と、それを支える高度なコミュニケーション能力の涵養に努める。

ビジネス会計専修では、現代の企業社会を生き抜くために必要な知識を学びつつ、公認会計士になることを希望する者にはアカウンティングスクールへの道を開くことも可能とする。

そしてインターファカルティ専修では、同専修科目に加えて、海外語学研修や地域経済関連科目等を通して、より幅広い視野から社会、経済を捉え、国内にとどまらず国際社会で貢献できる人材の育成をめざす。

専修制の導入にあわせて 1 年次の導入教育の改革も行い、基礎的な数学を用いることができるよう、「経済学（経済ツール入門）」、そして日本経済の現状を解説する「経済学（日本経済入門）」を新たに設置するほか、秋学期にはパソコンを活用した分析とプレゼンテーションを学ぶ経済学ワークショップⅡを開設した。さらに 2 年次には、3 年次からの本格的な専門科目の学習への準備段階として、さまざまな分野の経済学の他、英語、情報処理など多様な内容の基礎演習Ⅰ(春)、Ⅱ(秋)から一つずつ選択して履修できるようにしている。

なお、経済学部では従来から 4 単位の専門科目を半期集中で実施してきたが、2008 年度からは半期 2 単位ずつのセメスター方式に移行している。

【長所】

(1) 経済学部のカリキュラムは本学の建学の精神である「学の実化」を実践するものであり、学部教育の理念・目的を実現するために、学生のニーズに対応して専門性をもった系統的な学習と幅広い学際的な学習とを選択できるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しており、「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」という学校教育法第 52 条に定められた大学の目的に合致している。教育課程の編成についても、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」求めた大学設置基準第 19 条に合致している。

(2) 経済学の対象領域は広く、多様な分野があるが、専修制を採用することにより 4 年間でそれぞれの学生が何を学び、何を身につけるかについての目標設定を従来よりも明確にすることができる。

(3) 経済学部の基礎教育科目である必修科目のうち、「初級マクロ経済学」「初級ミクロ経済学」など複数の専任教員が担当する共通科目では、補習担当者も含めて打ち合わせ会議を開いて合意形成を行い、内容の共通性と統一性を確保している。

(4) 共通科目の「経済学ワークショップⅠ」は、最大限 25 名とする少人数クラス制の基礎演習科目であり、レポート作成や発表などを通して文献を読む力やプレゼンテーションの能力を身につけることを目的とす

る。1年次の「経済学ワークショップⅡ」、2年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」もいずれも、少人数クラスを設置し、専門演習へと至る学生のさまざまなツールの活用力と学習意欲を高める効果が期待できる。

(5) 情報処理教育では、従来から行っている1年次の「情報リテラシー入門」に加えて、経済学ワークショップⅡでもパソコンを活用したネット検索やレポート作成に生かすことができている。2 年次の「経済情報処理論」「経済情報処理演習」は、「計量経済学」などの専門教育科目や「経済学演習」の履修の中でその効果を発揮している。また、情報処理教育の中で、ネットワーク利用に際してのモラルを高め個人情報保護の重要性を自覚させる、いわゆるネチケット教育を行うことによって、豊かな人間性を涵養し高い倫理観をもった人材を育成するよう配慮している。

【問題点】

専修への分属は基本的に、学生の希望を優先して決定することになっている。演習（ゼミナール）を専修に合わせて設定しているが、学生の選択のバランスを担保することができるかが課題となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修選択にあたっては、十分な情報提供と指導に努める。上記の問題点を見極めた上で、適切な対応策を講じたい。

イ　履修科目の区分

【現状の説明】

各専修共通で卒業所要単位は124単位であり、概略は以下の通りである。

1）教養科目及び保健体育科目　24単位以上

2）外国語科目　16単位以上

3）専門教育科目　84単位以上

専門教育科目については、学習内容に合致した体系的な履修が可能になるように、専修によってそれぞれ選択必修科目が設けられている。

a　教養科目及び保健体育科目

教養科目は、「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の 3 分野からなり、幅広く深い教養を培い、豊かな人間性を涵養するために設置している。また、学生の心身の健康を保持し増進するために保健体育科目を置き、所定の単位数を卒業所要単位に含めている。教養科目及び保健体育科目は基本的に全学の方針にのっとっている。

b　外国語科目

外国語科目は、幅広い国際化に対応するために、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つを開設しており、英語を含む2ヵ国語を必修としている。

c　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し学習目標を達成するためのものであり、共通科目（必修ではないが履修義務がある）、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分かれる。

【長所】

従来のような卒業単位を満たすべく履修選択をするのではなく、1 年次終了時点で専修を選択することで、3 年次から始まる演習での専門的な学習に向けて、それぞれの学生が何を学習するかを明確にし、それに対応した専門科目の履修を行うインセンティブが高まるものと期待できる。

【問題点】

2 年次に専修に分属するということは、2 年次の開始時から経済学演習を視野に入れた履修を行うことと裏返しであり、学問領域に関する選択の時期が従来よりも早まることを意味する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専修制分属の意味づけや履修に向けての注意喚起の指導が不可欠である。履修の決定にあたっては、十分

な情報提供と指導に努める。

ウ　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めている。

経済学部の授業科目は、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」の 3 種であり、前 2 種についてはそれぞれ学則に準じて単位を計算しているが、「経済学演習」については「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。「卒業論文」は「経済学演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」の修得を条件として単位を計算している。

【点検・評価】

授業形態と単位の関係は、原則に沿った対応がなされており、特に問題はない。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている。

また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できる。

2007 年 5 月現在海外の 37 大学と国際交流協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行うとともに、交換派遣留学制度を設けて留学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの交流協定校への派遣留学と、それ以外に学生自身が選択した大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を修業年限として認め、60 単位を超えない範囲で修得単位を認定している。経済学部からの交換派遣留学生は、2002 年度と 2003 年度は各 1 名であり、2004 年度は 3 名であった。また、交流協定校以外の大学に留学する場合、教授会の審査を経て認定留学として認めている。経済学部からの認定留学生は、2006 年度は 1 名であった。

2001 年度に導入された DD（dual degree）プログラムは、ウェブスター大学に 1 年間留学し、所定の単位と条件を満たすことによって、本学とウェブスター大学双方の学士号が取得できるプログラムである。本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、4 年間で二つの大学の学位を取得できる。経済学部では 2005 年度入学の 1 名が最初のケースである。他方、ウェブスター大学の学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

また、長期留学以外にも、短期集中のセミナーとして、交流協定校での「海外語学セミナー」と「大学洋上セミナーひょうご」が設けられている。前者は「海外研修（各セミナー)」外国語科目として、2 セミナー4 単位を限度として卒業所要単位とすることができる。「海外語学セミナー」への経済学部からの参加者は、2006 年度が 19 名である。

さらに、2005 年度からは、入学前に実用英語技能検定や TOEFL、TOEIC などの語学検定試験に合格（スコア取得）した者には、「検定認定」外国語科目として、合格した級や取得したスコアに応じて、英語は 6 単位、英語以外の外国語は 4 単位まで卒業所要単位として認定している。

【点検・評価】

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。特に海外の大学での学習に基づく単位互換制度は、活用されているケースも多く、有効に活用されている。

オ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

近年、経済学部進学者は、必ずしも全員が高校までの数学を一定水準まで修得しているわけではないという状況を踏まえ、1 年次の「経済学（経済ツール入門）」では、高校まで数学の復習及び全体の底上げを目的として基礎的な数学を指導する。「経済学（日本経済入門）」では、高校時代の公民から、現実の経済を学ぶ橋渡しとして、広く日本経済の現状や生活との関わりを平易に解説する。以上の二つの入門科目は、1 年次生を 4 クラスに分けて実施し、経済学という学問分野の全体を概観させ、2 年次以降の専門教育科目の履修やゼミナール選択に必要な予備知識を提供することをねらいとしている。

「経済学ワークショップⅠ」及び「経済学ワークショップⅡ」は、少人数クラスに分かれ各クラス担任によって運営される基礎演習科目であり、レポート作成や発表などを通して、文献を読む力やプレゼンテーションの能力を身につけることを目的としている。また、プレゼンテーションやレポート作成のツールを学ぶ「経済学ワークショップⅡ」は、共通メニューを用意して進めている。

【長所】

これらの科目では、経済学の各専門領域にふれることで問題関心と学習意欲をもたせるとともに、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方などにいたるまで、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。特に、「経済学ワークショップⅠ」は少人数クラス制であるため、これらのクラスの中ではじめての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。これらは複数の専任教員が担当する科目なので、担当者の打合会や教授会での議論などを通して意思疎通と合意形成を図っており、さらに FD 活動などを通して共通性を確保する努力をしている。

2007 年度より新たに追加した「経済学（経済ツール入門）」「経済学（日本経済入門）」は、1 学年 4 クラス設置することで 200 名以下のクラスを設置し、大規模講義の弊害をなくすよう努めている。高校時代の学習の復習、大学での学習への橋渡しという意味で有効に機能するものと期待している。

【問題点】

高校教育と大学教育の接続としての位置づけを持つ科目では、高校での学習の復習としての側面を持つが、各学生の高校時代の履修状況によって習熟度が異なっていることが多い。とりわけ、「経済学（経済学ツール入門）」では、この点にどのように対応するかが課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

クラス編成や評価に関して、できる限り習熟度の差を考慮した対応が取れるよう検討したい。

カ　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として、教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。経済学部でもこれらの課程を履修することが可能である。履修者数が最も多いのは教職課程であり、経済学部では、社会の中学校教諭一種普通免許状及び地理歴史・公民の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。

2006 年度の実績をみると、中学校の社会免許取得者は 19 名であり、高等学校の免許取得者が地理歴史 26 名、公民 21 名である。その他の課程では、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が 5 名、司書教諭資

格を取得した者が 1 名、学芸員資格を取得した者が 5 名であった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部のカリキュラムでは、その学習から直接結びつく国家資格は多くないが、対応が可能な分野はないか、検討していく。専修制の実施にともない、主としてビジネス・会計専修からは会計専門職大学院への進学が一定数生まれるものと予想されるが、その準備段階として、簿記をはじめとする試験科目の修得に励むことができるよう、バックアップ体制を整える必要があり、今後検討を進める。

キ　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

本学では、キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して「ビジネスインターンシップ」を実施している。2006 年度の経済学部からのインターンシップ申込者は 88 名である。それとは別に、企業などが直接に公募する場合も増えており、経済学部で 2006 年度に実際にインターンシップを経験した実習者は、大学から派遣するインターンシップのほかに学外公募インターンシップ実習者を含めて、52 名であった。また、企業でのインターンシップとは別に、教職志望者が学校現場で教育補助などを行う「学校インターンシップ」も実施しており、経済学部の 2006 年度の実習者は 18 名であった。

経済学部では、インターンシップの事前講座を受講して実習を体験し、さらに実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了した者に対して、自由科目「インターンシップ（ビジネス)」「インターンシップ（学校)」(各 2 単位）として単位認定を行っている。

【長所】

インターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学のインターンシップ制度は定着し、うまく機能していると思われる。

【問題点】

学生数が多いためもあって、大学派遣インターンシップに関しては申込者数が派遣枠を上回っており、希望者全員が実習を経験できる状況にはない。また大学派遣のビジネスインターンシップは夏休み期間中に実施しているが、学校インターンシップなどで授業を休んだ場合のケアは制度化されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても、企業からのインターンシップの公募情報を収集して積極的に情報提供を行うなど、1 人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう側面から支援する必要がある。また、インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすためにも、十分なガイダンスを行う必要がある。さらに教学上のケアとして、インターンシッププログラム修了後の進路選択の問題などに関しても、演習担当教員などを通して学生の支援を強化していきたい。

現状では、ボランティアを学習の一環として単位認定する仕組みは持っていないが、今後導入の必要性、導入するとすればどのような形態を取るかなど、検討していく必要がある。

ク　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

現在、外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ（講読)」「日本語Ⅱ（作文)」「日本語Ⅲ（講読)」「日本語Ⅳ（作文)」計 8 単位を設けており、さらに日本についての理解を深め、合わせて留学生の日本語能力を向上させるために、1 年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」計 4 単位を設けている。ウェブスター大学との DD 協定に基づいて英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目は、ウェブスター大学の学生以外の

留学生も受講できるようにしている。

また、入学した留学生に対して履修ガイダンスを行うとともに、外国人留学生学習指導担当の専任教員を配置し、オフィスアワーを設けて、留学生が直面する問題についての指導を行っている。さらに、経済学部独自の外国人留学生懇談会を年2回開催し、学部に在籍する留学生全員を招待して、留学生学習指導担当教員だけでなく学部執行部の教員及び学部事務室の事務職員と懇談し、さらには留学生同士で親睦を深めることのできる機会を提供している。

社会人については、従来、夜間の二部、フレックス（夜間主）を設置していたために、社会人については夜間の講義での対応が可能であった。しかし、2007 年度入学生よりフレックスが廃止され昼間主学生のみの対応へと移行しつつある。

【長所】

留学してから日が浅い学生はいろいろな悩みを抱えがちであるが、年2回開催される外国人留学生懇談会が、悩みの解決の糸口になることも多い。また新入生に対する履修ガイダンスも、科目履修に関する相談だけでなく、生活相談の窓口ともなっており、留学生が教員や事務職員及び留学生間の親睦と信頼を深めることに役立っている。

【問題点】

フレックス生が在籍中は、卒業を保証する夜間のカリキュラムの展開を継続することは当然であるが、今後、職を持つ社会人の履修環境をどのように整えるかが課題になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人の受け入れ体制について、夜間の講義時間のあり方も含めて検討する。

ケ　生涯学習への対応

【現状の説明】

大学全体として、関西大学吹田市民講座、経済・政治研究所の産業セミナーと公開講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）などの公開講座を実施しており、経済学部の教員も積極的に関与している。また、社会人の科目等履修生・聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。科目等履修生と聴講生は、教授会で承認された場合に受け入れが可能となる。経済学部では、自己研修を目的とする社会人を、2004 年度に科目等履修生として 1 名、2005 年度に聴講生として 1 名、2006 年度にも 3 名受け入れている。

また経済学部主催の学術講演会は広く一般にも公開しており、参加者も確保できている。

【長所】

本学はアクセスの便利な立地条件に恵まれており、各種の公開講座への参加者も多い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

生涯学習への対応は、現時点では学部独自の取組としてではなく、大学全体での取組として行われているが、今後さらに多くの参加者が生まれるよう充実させていく必要がある。

(3) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

成績という観点から教育効果を測定する方法には、(1)「定期試験を行わず、出席・レポート・臨時試験など（平常成績）で総合評価する」、(2)「筆記試験」、(3)「論文（レポート）」の 3 通りがある。

筆記試験を行う講義型科目でも、平常時に小試験やレポートを課す場合も多い。これは、教育の効果を確

かめるうえでより有効であるといえよう。このような試験を含む成績評価の方法については、シラバスに明記して学生に周知している。

【長所】

講義形態や内容に応じて試験と平常成績を併用しており、教育効果も確保できている。

【問題点】

教育効果の測定に関して、経済学部では講義・演習など科目の性質によりそれぞれにふさわしい方法を取り入れている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業論文を重視している。

ただし、教育効果の測定方法が全体として有効に機能しているかどうかを検証する仕組みの制度化については、まだ十分とはいえない。個別科目ごとの成績分布や成績別の人数などを学生に開示することは教員の個人的判断に任されており、前年度の成績分布をシラバスに明記したり、学生に配布する『経済学会報』（関西大学経済学会発行）で開示したりする教員が増えてはいるが、まだ制度化されてはいない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学部では、個別科目ごとの成績分布について、すでに一度 2001 年度の自己点検・評価報告書で開示したことがある。また、教員間で問題を共有して検討するために、希望する教員に対して個別科目ごとの成績分布を事務室において開示する仕組みを取ってきた。学生及び教員全員に公開することは制度化されていないが、蓄積されたデータは公開可能であり、教育効果の測定方法の点検・評価に有効に活用するためにはどのような形で仕組みを制度化したらいいのかをこれから検討したい。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

経済学部では、学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修単位制限を設け、1 年次及び 4 年次は年間 44 単位（各学期 23 単位を上限）、2・3 年次は年間 42 単位（各学期 22 単位を上限）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための「自由科目」は、履修制限単位外として年間 30 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに、「インターンシップ（ビジネス）」（2 単位）、「インターンシップ（学校）」（2 単位）「教育実習（一）」（2 単位）、「教育実習（二）」（3 単位）、「イングリッシュ・メディアラボⅡa」「イングリッシュ・メディアラボⅡb」（各 1 単位）は、学生の実践的能力を高める目的で設置されていることから、30 単位とは別枠で履修できることになっている。

ただし、編転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるため、年間の履修制限単位を 48 単位に緩和しており、1 人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるよう相談を行っている。

（イ）成績評価の方法と基準

成績評価は 100 点満点で行われるが、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに開示している。開示後 1 ヶ月をクレーム期間として、成績評価に疑問のある学生は期間内に事務室へ問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績評価の根拠を説明しなければならない。学生の成績評価は年 2 回、4 月と 10 月に保護者に送付しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を向上させるよう配慮している。毎年 5 月には「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地域では夏と秋に開催している）、保護者に対して経済学部の教育方針や成績表の見方などを説明するとともに、個人面談を行い、相談を受け付けている。

定期試験に際しては厳格な対応を行っている。試験監督には担当教員のほかに必ず応援教員または職員がつくようにしており、学生 60 人に 1 人の割合で監督者を確保している。試験監督は全学の「監督マニュアル」をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行い、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないか確認するなど、不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一不正行為が発覚した場合は、当該科目を含めて当該学期の全受験科目を無効にするという厳正な態度で

臨んでおり、このことは受験心得にも明記している。

（ウ）学生の質を検証するための方策

2 年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、3・4 年次の「経済学演習」は、学生が自ら選択したテーマに従って学習・研究を展開し、報告し、論文を作成する能力を実践的に訓練するが、そのためには、基礎となる知識・技術が不可欠である。したがって、経済学部では、「経済学演習Ⅰ」履修の条件として、2 年次前期までで 40 単位以上の修得を課している。また、「経済学演習Ⅱ・Ⅲ」は「経済学演習Ⅰ」の修得を条件としている。

成績表には卒業見込みに関するコメントを掲載し、修得単位の少ない学生の努力を促す工夫をしている。毎年 5 月には、2 年次と 3 年次の成績不振者を集めて、学生相談主事が全体的な指導を行っており、6 月には個別の指導も行っている。また、「経済学演習」と「卒業論文」の担当教員には指導担当学生の成績が配布され、教員は、学生の修得単位数に応じて助言や指導を行っている。

さらに、各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える「学部給付奨学生」制度が 2001 年度から設けられ、また卒業時の成績優秀者を表彰する制度（校友会の後援）も 2002 年度から設けられている。

【長所】

成績を厳格に評価する仕組みはかなり整っており、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方策も工夫されている。

【問題点】

成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付制度はいずれも新設の制度であり、学生に十分認知されているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学習意欲の一層の向上のために、表彰制度や奨学金の給付制度の学生への周知を徹底することが必要である。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修ガイダンスは、入学直後に開催する「新入生指導行事」の一環として実施している。これによって、新入生は経済学部のカリキュラムの概要を理解し、履修すべき科目について知識を得ることとなる。近年は、教員資格などの資格取得を目指す学生も多く、別途、希望者を対象とした教職課程ガイダンスを実施している。また、希望者には、個別に履修相談に応じる体勢をとっている。

上記以外に、1 年次生に対しては、「経済学ワークショップⅠ」において履修指導を含めた日常的な学生生活指導を実施しているほか、2 年次からの専修分属に関する情報提供及び留意点の指導を行っている。上位年次生に関しては、履修受付時に個別に質問に応じるとともに Web 上にその回答を載せている。学生の大半は「経済学演習」を履修しており、ゼミ担当の専任教員が日常的に履修指導を実施している。

経済学演習の選択に当たっては、全教員が自分のゼミナールについて説明する履修ガイダンスを行っている。この履修ガイダンスは、学生の自主的組織である経済学部ゼミナール協議会が主催し、学部教員が協力する形式で実施している。

また、外国人留学生に対しては、留学生学習指導担当の専任教員がオフィスアワーを設けて履修指導を行っており、さらに学部執行部主催の懇談会を開催して履修指導並びに学生生活相談に応じている。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは外国人留学生に対しては制度化されている。各科目の履修者に対しては、各教員が授業時間中及び授業時間後に個別に質問や相談に応じている。また学生が学部事務室に申し出れば、随時担当教員との面談が可能である。近年は、電子メールによる質問や相談が増えており、大半の教員はこれに対応している。とりわけ「経済学ワークショップⅠ」や「経済学演習」の担当クラスの学生からの質問や相談に関

しては、担当教員は授業時間以外にも電子メールを活用して対応している。

（ウ）留年生に対する配慮

留年生に対する指導は、基本的に「経済学演習」担当教員が実施している。近年では、大学を休学して語学留学をするケースや、就職活動を継続するために自発的に留年を選択するケースもあり、とくに勉学面での指導を要しない事例もある。

しかしながら、勉学意欲を喪失して留年する学生もおり、修学の継続に特段の努力を要する場合もある。こうした事例には演習に所属していない学生が多く、その場合には、学生相談主事や学生主任を中心として学部執行部が個別に指導する体制を取っている。

また、留年生を作り出さないために、成績不振者に対しては、毎年5月に学生相談主事による特別の履修指導を実施している。

【長所】

経済学部では、総体的にはきめ細かい履修指導を実施している。オフィスアワーを個人的に設けて対応している教員も少なくなく、また学生間の携帯電話と電子メールの普及によって、担当教員は全体としては学生の相談に柔軟に対応できている。

【問題点】

教員が電子メールに対応する時間を十分に確保できない場合もあり、また、オフィスアワーが制度化されていないために、日常的な履修指導や相談への対応が不十分な側面もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

適切な履修指導によって学生の学習意欲を引き出すためにも、授業時間外での教員と学生とのコミュニケーションの場を日常的に用意することが望ましいのは確かである。オフィスアワーの制度化については、2007年度のカリキュラム改編に関する検討と合わせて十分に検討したい。

2007年度からの専修制を基本とするカリキュラム改正によって、学生は1年次終了時に2年次からの学習の方向性を選択する必要が生じており、そのために必要な情報提供と履修指導を行う予定である。

エ　教育改善への組織的な取組

【現状の説明】

（ア）学修の活性化と教員の指導方法の改善を促進するための措置

経済学部では、前記「経済学部の教育課程」で説明したように、学部の教育理念を実現するために、1年次での導入教育を体系的に強化した。このように、学生が早くから経済学に興味を持って多様な学習を行うことができるように、基礎的科目と演習系科目の充実を目指すカリキュラムを実行している。

学生の学習意欲を高めるために、講義科目においても、教材提示装置を利用して資料や書籍などを投影したり、ビデオなどの映像資料を利用したりする授業が増えている。さらに、1科目につき1回という制限はあるが、社会で実際に活躍している人の話を学生に聞かせるという趣旨でゲストスピーカー制度を導入し、講義の幅を広げるために利用している。これは、経済社会の実態を重視する経済学部の教育方針にも適合した制度である。

また Web を利用した授業支援システムが 2004 年度秋学期から全学的に導入され、出席確認や授業の予習・復習の支援、レポート課題の提示、小テストの実施、さらには学生による授業評価など、さまざまな活用が試みられている。経済学部でも、このシステムを利用する教員が増えている。

「経済学演習」指導に際しては、専門分野の学習効果を高めるために、多くのゼミが合宿研修を実施しており、集中的な学習や、学生相互間及び学生と教員間の緊密なコミュニケーションを実現するために、各担当教員がさまざまな工夫をしている。こうした教育の成果である卒業論文は、大学での学習の集大成であり、総合的な教育効果を計る目安ともなるものである。

また1年に5～6回程度、学部主催の学術講演会を開催し、学外の研究者や学識経験者による講演によっ

て学生に学問的刺激を与えている。

（イ）シラバス

シラバスは、2004 年度より Web 上での入力によって同一書式で作成され、冊子体の『経済学部講義要項』に記載されるとともに、学生が Web 上で容易に見ることができるようになった。シラバスでは経済学部の授業科目が詳細に説明されている。各科目の記載項目は、①講義概要、②講義計画、③成績評価、④教科書、⑤参考書、⑥その他、であり、教員間で記述の内容や量に大きな違いはない。これによって学生は履修科目を適切に選択し、講義計画に合わせて予習することができる。

（ウ）学生による授業評価

2001 年度から全学共通教育推進機構が「学生による授業評価」アンケートを実施しており、経済学部もこれに積極的に協力している。2007 年度の場合、春学期の授業では対象 332 クラスのうち 311 クラスで実施され、実施率は 93.7%であった。全学の実施率は 91.7%であった。

このアンケートでは、マークシートによる授業評価と同時に、自由記述方式が採用されており、後者は調査実施教員が直接に入手し、今後の授業の参考にしている。授業評価の結果は学部ごとに集計されて公開されると同時に、調査実施学科目の担当教員に対して集計結果がフィードバックされ、その結果は個々の教員によって活用されている。また、授業評価の結果に対する教員のコメントが冊子体の『「学生による授業評価」アンケートに対する教員のコメント集』として各学部事務室や図書館において学生に公開されている。

また『関西大学経済学部自己点検・評価報告 4』（2002 年 3 月）では、経済学部卒業生 3,000 人（有効回答数 722 人）に対して行われたアンケート調査の結果を掲載している。

（エ）FD 活動への組織的取組

大学全体としては全学共通教育推進機構が毎年 FD フォーラムを開催しており、報告書を年 2 回発行して全学に周知している。これとは別に、経済学部でも独自に 2004 年度から FD フォーラムを開催し、学生の声を直接聞く場を設定している。

経済学部 FD フォーラムは、2006 年度にも実施しており、カリキュラムの検討や、すべての学生が履修する科目の運営等に活用している。

【長所】

経済学部では、充実したシラバスを作成して学生に提供しているので、学生は適切な履修選択が可能である。また学生による授業評価も実施されており、担当教員の授業改善に資している。

また経済学の FD フォーラムでの検討事項はカリキュラム、授業運営の改善にも役立っている。2007 年度の全学 FD フォーラムでも模擬的に実施するなど、全学的な動きの中では先進的な取組と評価されている。

【問題点】

「学生による授業評価」の活用方法は基本的に教員個人の判断に委ねられているため、学生コメントへの対応等に濃淡が生じることは避けられない。

また、アンケート実施時期は講義の終盤に当たるため、特に履修人数の多い科目では、必ずしも講義全体を通じた評価や感想を受け取ることができていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学共通教育推進機構が実施する「学生による授業評価」と、経済学部がこれまで独自に実施してきた授業評価と FD 活動の成果とを結合させて、経済学部における授業評価をより良いものにしていかなければならない。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

少人数教育は経済学部の教育理念を実現する上で重要な柱の一つである。現在、1 年次の「経済学ワーク

ショップⅠ」「経済学ワークショップⅡ」、2008 年度から開講の 2 年次の「基礎演習Ⅰ・Ⅱ」、3 年次以降の「経済学演習」では、少人数できめ細かい教育指導が実践されている。「経済学ワークショップⅡ」には、TA を配置することで習得状況のばらつきに対応している。また「情報リテラシー入門」では、1 クラスあたり 4 名の TA を配置し、学生の情報リテラシースキルの習得に貢献している。特に「経済学ワークショップⅠ」では、担当教員がクラス担任の役割を担い、入学間もない学生が学習や生活に関して抱く不安の解消にも一役買っている。「経済学演習」も定員を従来の 20 名から 15 名に減らし、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるように、移動式の机のあるゼミ教室を利用している。ゼミ合宿に対する出張費が制度化されており、年数回の合宿などを行って密度の濃い学習や議論を行っているゼミもある。

入学生の学力の多様化に伴う措置として、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」では「補習クラス」を設定し、補習担当者が学生からの質問に答えている。

教養科目や専門教育科目の講義科目は履修生も多く、大規模クラスで行っているが、500 人を超えた場合は複数のクラスに分割している。また外国語科目は 1 クラス 40 人を超えないようにしている。多人数のクラス編成をなくすことは困難であるが、クラスの規模をできるだけ小さくするよう努力している。
経済学部のほとんどの教室には、教材提示装置、大型スクリーン、TV モニターなどが備えられており、大規模クラスであっても教育効果はかなり改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

板書や教材提示の代わりに、プレゼンテーション用アプリケーションである PowerPoint を用いる講義が増えている。また、VTR や DVD による映像情報の提示は従来から行われているが、最近ではパソコンの MPEG 提示やインターネットを用いた情報の提示なども行われている。経済学部が講義教室として用いる第 2 学舎の中規模以上の教室のほとんどに、このようなマルチメディアを利用するのに必要な AV 機器や情報コンセントが装備されている。また個人的に Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり質問への返答を公開したりする教員も増えている。現在では授業支援システムが整備され、ほとんどの教員が Web 上で情報発信できる環境が整えられている。

【長所】

「経済学ワークショップⅠ・Ⅱ」、「経済学演習」などの科目で少人数教育を実践し、クラス担任制によるきめ細かな学習支援を行っている。

【問題点】

教員数に対する学生数の多さによる構造的問題は存在する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多人数クラスにおける TA の活用や、「補習クラス」の活性化などの工夫が、今後の検討課題である。

(4) 学位授与の認定

ア　3 年卒業の特例

【現状の説明】

早期卒業制度は、まだ導入されていない。大学院進学と関連した 5 年一貫教育制度（学士課程 4 年＋研究科 1 年在籍制度）については、現在学部教授会及び研究科委員会において導入に向けて検討が行われているところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

3 年卒業制度については、今後も引き続き検討が行われる予定である。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

本学は教学の三つの理念の一つに「国際化」を掲げ、国際交流の拡大と活性化を基本方針としている。経済学部でも、「商都大阪を基盤にして、アジアをはじめ国際的に活躍できる人材の養成」を教育目標に掲げ、留学生の派遣・受け入れ、海外からの講師による講演会の開催などを積極的にすすめている。

学生向けのプログラムとしては、(1)協定大学への派遣留学、(2)認定留学、(3)海外語学セミナーがある。(1)協定大学への派遣留学は、現在37ある協定大学のうち、学生交換協定を結んでいる海外の大学に1年間留学する制度であり、経済学部からの交換派遣留学生は、2006 年度は 1 名であった。学生がこの大学でどうしても学びたいと思っている大学と本学とが交流協定を結んでいない場合でも、(2)認定留学の制度によって留学することができる。この制度では、教授会の審査を経て留学が認められ、留学先で取得した単位も、一定程度本学の卒業単位に加えることができる。経済学部からの認定留学生は、2006 年度は 1 名であった。(3)海外語学セミナーは、マンチェスター大学（英)、カルガリー大学（加)、アデレード大学（濠)、オークランド大学（NZ)、ゲッティンゲン大学（独)、復旦大学（中)、漢陽大学（韓)、西カトリック大学（仏）の各大学で、1ヶ月ほど語学研修を行う制度である。ほとんどの大学では夏期休業中の 1 ヶ月にセミナーが開かれるが、アデレード大学とオークランド大学は春期と夏期の年2回行っており、西カトリック大学は春期のみの募集になっている。経済学部からの参加者は、2006年度が19名である。

経済学部から海外への留学生、セミナー参加者の数に比して、海外からの受け入れ留学生数はさほど多くない。その多くが、アジアからの留学生であり、欧米の大学へ行く学生が多いのと比べると、アンバランスな形になっている。

2001 年度からアメリカのウェブスター大学との協定にもとづき、DD プログラムを経済学部でも採用しているが、経済学部では 2005 年度入学の 1 名が最初のケースである。他方、ウェブスター大学の学生に対して英語で行われる「日本研究プログラム」の授業科目のうち、「日本の経済」を経済学部が提供している。

教職員向けのプログラムであるが、本学部からは、毎年、学術研究員（1 年）2 名、調査研究員（6 ヶ月）1名を毎年海外に派遣している。海外からは、2006年度には1名を外国人招聘研究者として受け入れたほか、科学研究費補助金等で招聘した研究者によるセミナー等を積極的に開催している。協定大学からの交換研究者や招聘研究者には、滞在期間中に学生を対象とした講演会を依頼しており、2006 年度にはファトウ・ソウ氏（シェイク・アンタ・ディオプ大学)、ピーター・マサイアス氏（ケンブリッジ大学）から、学部生向けの講演を行っていただいた。2007 年度春学期には、「国際理解」連続講演会と銘打ち、全四回にわたるレクチャーシリーズを行った。詳細は以下の通りである。

日　時：4月19日（木）第2時限
場　所：第2学舎1号館 A501教室
講　師：アラン・クロシェ氏
　　パリ第3大学（新ソルボンヌ大学）教授
テーマ：「EUにおける経済政策と経営戦略」

日　時：5月14日（月）第5時限
場　所：第2学舎1号館 A501教室
講　師：フォーブス・マンロー氏
　　グラスゴー大学名誉教授
テーマ：「19世紀日本におけるスコットランド人」

日　時：5 月 17 日（木）第 4 時限
場　所：第 2 学舎 3 号館 E101 教室
講　師：デイビッド・シプラー氏
　　ピューリッツア賞受賞作家
テーマ：「アメリカの下層社会―ワーキング・プア―」

日　時：6 月 15 日（金）第 3 時限
場　所：第 2 学舎 4 号館 BIG ホール 100
講　師：ボールドウィン・ヌグバネ氏
　　駐日南アフリカ特命全権大使
テーマ：「南アフリカの開発政策」

【点検・評価】

近年、本学は海外協定大学を増加させ、海外語学セミナーの開催地を増やしてきた。経済学部の教員もこれを積極的に推進し、学生を送り出している。留学生の数も増加傾向にあり、経済学部の国際化及び国際交流も着実に進展している。

留学を目指して語学力を確実に身に付けられるよう実践的な外国語教育を強化するために、今後も学部と外国語教育研究機構との連携を図り、学部の教育方針を外国語科目のコミュニケーションクラスの内容に反映させるよう努力したい。また学生に対しては、入学後のできるだけ早い時期に留学のガイダンスを行い、具体的な準備を始めるよう指導することを検討したい。

外国人研究者によるセミナー及び学生向け講義は、経済学部では比較的盛んに行われていると思われる。今後も、さらに拡大する方向で努力したい。

4　学生の受け入れ

「第 1 章　理念・目的・教育目標」で述べた通り、経済学部の教育目的は、地球的視野に立って経済学の仕組みを究明し、地球に生きる市民として経済学を活用できる学識をもった人材の育成をはかることにある。経済学部では、このような教育に必要な基礎知識を備え、かつこれに意欲を持った学生を受け入れるために多様な入学者選抜方法を取り入れている。これは、多様な入学者選抜方法を取ることが本学部の教育目的に適うからである。

入学者選抜方法のうち一般入学試験に関しては、全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは一般入学試験以外の選抜方法、方針等を中心に説明する。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

経済学部の入学者受け入れ方針は、多様な選抜方法を採用することにより、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲をもつ学生を多角的に受け入れることである。これは、「国際化」・「情報化」及び「開かれた大学」という経済学部並びに本学の理念にもとづくものである。経済学部では、こうした教育目標を達成するために、多様な入試科目のパターンを設定している。具体的には次の通りである。

（ア）3 教科型：英語（必須）、国語（必須）、及び社会その他

- 一般入試（A 日程、S 日程、後期 B 日程）、センター利用入試（中期）ではいずれも外国語（英語）と国語とを必須受験科目とし、もう 1 科目は社会などの科目を課している。なお、センター利用入試（中

期）では、センター試験以外に外国語（英語）を個別学力検査科目として課している。

（イ）2 教科型：英語、国語

- 一般入試（S_2 日程）では、外国語（英語）と国語の 2 教科を課している。

（ウ）3（2）教科・3 科目型：外国語（必須）、国語及び社会その他から 2 科目

- センター利用入試（前期、後期）では、センター試験の外国語を必須受験科目とし、他は国語及び社会その他から 2 科目の計 3 科目を課している。

（エ）外国語の重視：英語及びその他の外国語

- 外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、デュアル・ディグリー（DD）入試では、いずれも英語を必須受験科目としている。（DD 入試では英語での面接を実施している）
- 編・転入試では、英語、フランス語あるいはドイツ語の中から 1 科目を受験生に選択させ、それを必須受験科目としている。

（オ）面接及び書類選考の重視

- AO 入試では、面接と書類選考をともに重視している。これは、単なる知識量では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるためである。

【点検・評価】

入学者の受け入れは、入試区分別入学者構成比からして経済学部の方針にもとづいた適切なものである。また、望ましい入試制度のあり方については入試制度検討委員会において随時検討している。

多様な入試区分によって学生を受け入れていることに対応して、「第 2 章　学士課程の教育内容・方法等」に示したように、特に 1 年次のカリキュラムに入門的・基礎的科目を適切に配置し、いかなる入試区分で入学した学生も上位年次での専門科目の履修がスムーズに進行するように細かく配慮している。

さらに、指定校制推薦入試及び高大接続パイロット校推薦入試による入学予定者、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、関西大学第一高校経済学部チャレンジ入試及び AO 入試の合格者に対しては、入学予定者に課題を与え、それを添削して本人に返却する課題添削形式の入学前指導を行っている。SF 入試による入学者に対しては、1 年次の 1 年間、初級ミクロ経済学と初級マクロ経済学に関し、チューター形式の指導を行い、2 年次以降は学部学生相談主事による定期的な学習指導を実施している。このように、入学者の受け入れ方針と経済学部の教育目標が整合性を保つように配慮されている。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

経済学部の場合、2007 年度の全入学者（履修届提出者）729 名のうち、センター利用入試を含む一般入学試験による入学者は 360 名、その他の多様な入学試験による入学者は 369 名であった。多様な入学試験を通じて入学してくる学生は 51%を占めている。

（ア）一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験であり、A 日程・S 日程・S_2 日程・後期 B 日程・センター利用入試（前期）・センター利用入試（中期）及びセンター利用入試（後期）の七つの日程に区分される。

各日程の試験科目及び配点は下記の通りである。　（　）内は配点

a　A 日程・S 日程・後期 B 日程

英語（200 点）、国語（150 点）、地歴・公民または数学（100 点）の計 3 科目　計 450 点満点

b　S_2 日程

英語（200 点）、国語（150 点）の計 2 科目　計 350 点満点

ｃ　センター利用入試（前期・後期）

センター試験の外国語（英語・ドイツ語・フランス語・中国語・韓国語から 1 科目 200 点）及びセンター試験の国語・地歴・公民・数学・理科（各 200 点）から 2 科目（400 点）の計 3 科目　計 600 点満点

ｄ　センター利用入試（中期）

本学個別試験の英語（300 点）、センター試験の国語（200 点）、センター試験の地歴・公民・数学・理科から 1 科目（100 点）の計 3 科目　計 600 点満点

（イ）指定校制推薦入学

本学経済学部での勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで本学部の活性化を図ることを狙いとして導入している入学制度である。指定校の選定は、他の入試区分の経済学部への合格者数と入学者数の実績を基準として入試制度検討委員会で検討の上、教授会で決定している。

1999 年度からは、過去の推薦実績のみならず、入学後の学習成績等も総合的に判断し、高校によっては募集を 2 名枠にするなどの措置をとっている。2007 年度の結果は、250 名の募集目標に対し、指定校 247 校、応募が 251 名で充足率は 100.4%と、ほぼ目標通りである。その全員が入学しており、経済学部全入学者 729 名に占める割合は 34.4%である。

応募資格は、高校 3 年の 1 学期までの評定平均値の平均が 4.0 以上で学校長の推薦がある者である。なお推薦入学者については、入学後、推薦校との連絡を密にしながら、当該入学者の学業成績の向上並びに学生生活の充実に努めている。

（ウ）高大接続パイロット校推薦入試

入学以前から関西大学に対する志向が高く、本学に進学して学ぶモチヴェーションがとりわけ高いという意味で、学生の中心となりうる学生の育成をめざし 2007 年度に新たに導入された入試制度である。本学が指定する高大接続パイロット校の中から①当該高等学校校長の特別推薦を受け、②本学が定める成績基準を満たし、③本学が提供する特別プログラムを修了することを条件に入学を許可する。経済学部は初年度、本学が対象とした九つの高校すべてに対して指定を行い、16 名の指定人数を設けている。

2007 年度の結果は、志願者 13 名、合格者 13 名、入学者 13 名である。

（エ）アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる入学試験として、2002 年度から導入している。募集定員は約 20 名である。2007 年度の出願資格は高校 3 年の 1 学期までの評定平均値の平均が 3.5 以上である。

選考は 2 段階で行っている。第一次選考では自由エッセイ及び志望理由書により経済学部で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で合格者を決定している。第二次選考は経済学部のみで行うもので、試験当日、受験生に記述させる課題エッセイ及び面接により評価点を出した上で、教授会において最終的に合否を決定する。

2007 年度の結果は、志願者 40 名、合格者 22 名、入学者 19 名である。

（オ）スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績及び能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度で、経済学部では 2004 年度から導入している。募集定員は約 10 名である。これについては経済学部独自の選抜方法は採っていない。経済学部の場合、2007 年度の結果は、志願者 20 名、合格者 18 名、入学者 17 名である。

（カ）関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために全学部で実施している。2004 年度入学試験からは、3 回の外部テストの平均点（700 点満点）及び内申点（500 点満点に換算）の合計 1200 点満点で合否判定を行っている。なお、2003 年度に高等学校の教科として「情報」が新設されたのに対応し、2006 年度入試から内申点の計算に含めることにした。

2007 年度の結果は、募集定員 40 名に対し、志願者 42 名、合格者 35 名、入学者 35 名である。

（キ）関西大学第一高校経済学部チャレンジ入試

関西大学第一高校の生徒に対し、能力や個性を多角的に評価できるような入学試験制度として、2006 年度から導入された。募集人員はデイタイムコース・フレックスコースあわせて約 20 名で、出願資格は一定の学力条件、スポーツ・文化活動などの一定の成績条件を満たす者である。

2007 年度の結果は、募集定員 20 名に対し、志願者 11 名、合格者 11 名、入学者 11 名である。

（ク）社会人入学試験

学習意欲が高く、目的意識も高い社会人に勉学の機会を提供し、かつそれによって学部の活性化を図るねらいで導入している入試制度である。出願資格は入学年度 4 月 1 日現在で満 23 歳以上、かつ高校卒業かそれに相当する学力があると認められる者で、募集定員は約 20 名である。試験科目は小論文（100 点）及び面接である。

2007 年度の結果は、募集定員 10 名に対し、志願者 11 名、合格者 7 名、入学者 6 名である。

（ケ）外国人学部留学生入学試験

学部・大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れている。出願資格は、外国人であって外国において通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者もしくは修了見込みの者、または学部教授会においてこれと同等以上の学力を有すると認定された者で、募集は若干名である。なお、試験は日本語（150 点）、英語（100 点）に面接での評価を加味して合否判定を行っている。

2007 年度の結果は、志願者 28 名、合格者 16 名、入学者 14 名である。

（コ）デュアル・ディグリー（DD）入学試験

4 年間で本学と留学先大学の両方の学位を取得できるように制度化された入試である。米国ウェブスター大学との間でデュアル・ディグリー協定が締結されたことを受け、2001 年度より導入している。募集定員は約 10 名で、出願資格は設定基準以上の英語能力を有していることである。選考は外国語教育研究機構の教員 1 名と経済学部の教員 2 名による、英語及び日本語での面接によって行われる。

2007 年度の結果は、志願者 6 名、合格者 3 名、入学者 3 名である。

（サ）編・転入学試験

本学他学部または他大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他大学の 2 年次を修了した者あるいは修了見込みの者に対して勉学の機会を提供することをねらいとして実施している入試制度である。編転入学年次は 3 年次である。

募集定員は若干名で、外国語（英語・ドイツ語・フランス語から 1 科目選択；200 点）と経済学（200 点）及び一般教養（200 点）の試験を実施し、これにより合否判定を行っている。なお、一般教養の試験は、学内受験者及び 4 年制大学卒業〔見込〕者には課さないことになっていたが、2008 年度入試からは学外受験者についても課さないことになり、廃止される。

2007 年度の結果は、志願者 27 名、合格者 10 名、入学者 5 名である。

【長所】

(1) 上述のように、一般受験生だけでなく多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが、制度上のみならず実態上も実現されていること。

(2) 指定校制推薦入学（高大接続パイロット校推薦入試を含む）による入学者の割合が一般入学試験に次いで大きいこと。これは、高校との信頼関係があって初めて成立する入学制度であるため、真面目で意欲的な学生が入学しており、実際、毎年の調査結果を見ると、入学者の入学後の成績は他の制度による入学者より優れている。また、各高校からの入学実績に応じて推薦枠を複数名にしたり、逆に指定を取り消したりするなどの点検・改善をたえず行っていることが、当該制度を活性化させる効果をもたらしている。

(3) 社会人入学試験による入学者については、学習意欲が極めて高く、他の一般学生にも強い刺激を与え、授業の活性化につながっていること。

(4) 経済学部は、留学生の受け入れ比率が商学部についで高いこと。これは「国際化」という学部の理念に

も合致している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 2008 年度入試から全学的に個別各部入試（旧 A 程に相当）と全学部入試（旧 S 日程及び S_2 日程に相当）の出願締切日が別となることが決定した。このため、個別学部入試と全学部入試における募集人数を明確にする必要が生じた。また、センター中期日程入試が従来、1 日のみであったのが、2 日間実施されることになった。そこで、これを機会にすべての入試日程の定員について見直した結果、学部個別日程 3 教科型を 420 名、全学部日程 3 教科型を 100 名、同 2 教科型を 50 名、センター中期（新）を 10 名、センター中期を 10 名、後期日程を 30 名、センター前期を 20 名、センター後期を 20 名とすることに決定した。合計定員の 660 名は変更がないが、できるだけ早く学生を確保するため、学部個別日程 3 教科型（2 月 4 日実施）のところに後期日程の定員を 20 名振り替えている。

(2) アドミッション・オフィス（AO）入学試験は、受験生の能力や個性を多角的に評価できる入学試験として、2002 年度から導入されてきた。しかし、現行の出願方法はやや簡素にすぎる面があり、第一次選考（書類選考）において、こうした個々の受験生の能力や個性をより的確につかむような改善が必要ではないかという意見が出されていた。そこで、2008 年度からは第一次選考における自由エッセイについて、追加資料として、「将来設計書」及び任意の提出資料として「活動内容解説書」（第三者の確認署名付き）を加えることにした。

(3) 多様な国から学業及び人格の優れた学生を確保することを目的に、2008 年度より新たに日本語学校からの推薦入学制度を設けることとした。二つの日本語学校から各 1 名、合計 2 名の留学生の推薦を受ける予定である。

(3) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

全学的な体制で行っているものへの貢献方法、及び経済学部が独自に行っていることについて以下に書く。

（ア）入学試験の実施体制

入学試験はスケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われるが、経済学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に全学の入試センター主事を兼ねている。したがって、全学の入学試験方針を誤解なく本学部に伝えるとともに、本学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制が確立されている。

（イ）入学者選抜基準の透明性及び入学者選抜とその結果の公正性

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平がないよう調整した上で合否判定を行っている。例えば、A 日程と S 日程の両日程ともに受験した受験者の得点をもとに日程による同一科目の平均点の差を算出し、これにもとづいて得点調整を実施している。

面接を実施しているのは、AO 入学試験、DD 入学試験、社会人入学試験、帰国生徒入学試験、外国人学部留学生入学試験及び SF 入学試験であるが、評価に偏りが生じないよう十分な事前打ち合わせを行い、経済学部教員が必ず 2 名のチームを組んで行っている。

面接の評価はすべて所定の面接票に記入する形式をとっており、評価を 4 段階（入学試験によっては 5 段階）でランク付けするとともに、その理由を記載するように定めている。

いずれの入学試験の場合も、入学試験の最終合否は得点データのほか必要な資料にもとづいて教授会の審議を経て決定されている。

なお、一般入試の受験者については、不合格者に対してのみ、入試の総得点と合格最低点とを本人に通知している。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、入学者選抜基準の透明性、選抜方法の公正性、説明責任の遂行など、いずれの点においても経済学部は制度的にも実際的にも十分に対応しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

(4) 入学者選抜方法の検証

【現状の説明】

入学試験問題については、AO 入学試験と SF 入学試験とを除き、入試実施後すべて公表している。このうち一般入学試験の問題については、作成時に同一科目の出題委員の間で十分に検討を行い、問題の適切性や難易度などを事前にチェックしている。また、毎年度の入試終了後、各設問別の正答率などを詳細に分析した「入試問題の概要」を発行し、各関係先に配布している。

経済学部が独自に問題作成を行っているのは、AO 入学試験の課題エッセイ、社会人入学試験の小論文、帰国生徒入学試験の日本語作文、編・転入学試験の外国語・経済学及び一般教養、そして SF 入学試験の小論文課題である。出題者は教授会で審議の上、決定される。なお、出題者は過年度の出題をチェックの上、問題を作成している。また、教授会での合否査定の際には、必要に応じて問題または課題の趣旨説明を出題者に求められる。

【点検・評価】

入試問題の検証とそれに関連する説明責任の遂行について、いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題点として指摘すべき事項はない。

(5) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

経済学部では毎年、学部紹介のガイドブックを作成している。内容はカリキュラム、教員紹介、就職情報や入学試験情報などである。また 3 月に実施されるフレッシュキャンパスや、7 月下旬の 2 日間と 8 月下旬に行われるサマーキャンパス、及び 9 月下旬に行われるオータムキャンパスでは経済学部教員と職員がカリキュラムの説明を行ったり、受験生の相談に応じたりするほか、ミニ講義などを行っている。その他、入試センターの企画である高校での模擬講義や各地方での広報活動にも経済学部として参加し、本学部教育について広く広報活動を行っている。

【点検・評価】

いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題として指摘すべき事項はない。

(6) 社会人及び外国人留学生の受け入れ

【現状の説明】

経済学部における社会人学生の在籍者総数は 2007 年 5 月現在で 18 名である。同様にして、外国人留学生の在籍者総数は 66 名である。

なお、外国人学部留学生の出願資格については、入試要項で厳密に規定し、これにもとづいて出願時に精査している。

【点検・評価】

いずれも経済学部は適切に実施しており、特に問題として指摘すべき事項はない。

(7) 科目等履修生・聴講生

【現状の説明】

入学試験を行わない学生の受け入れについては、関西大学科目等履修生取扱規程及び関西大学聴講生取扱規程に基づき、経済学部教授会での審議で妥当と認められる者を科目等履修生あるいは聴講生として受け入れている。ここ2年間の実績を見ると、2006年度が科目等履修生11名、聴講生3名、2007年度が科目等履修生7名、聴講生4名である。受講理由は資格取得及び自己研修に大別され、年齢層も幅広い。

【点検・評価】

これらの制度による学生の受け入れが資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供していることにもなっていることがわかる。必要な人が必要なときに利用しており、この制度の意義が生かされているといえる。特に問題点は見当たらない。

(8) 定員管理

【現状の説明】

経済学部の2007年度、収容定員に対する在籍学生総数の比率は1.18である。

【点検・評価】

全体としては、経済学部の工夫及び努力により、現状においては特に教育に支障をきたすような事態には至っていないが、今後も、組織改組、定員変更の可能性も含めて定員管理の適切性の向上に努めることが重要である。

(9) 編・転入学、退学者

【現状の説明】

（ア）退学者

2006年度の経済学部の退学者は52名である。学生の退学は経済学部教授会での審議事項となっており、退学理由については本学部ですべて把握している。なお、退学者には再入学の道も用意されており、その情報は退学者本人に伝達されている。

退学に関する相談については、各演習・経済学ワークショップ担当教員あるいは学部学生相談主事が対応を行っている。

（イ）編・転入学、転部

本学の他学部から経済学部に転部する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。編・入学の募集は全体で若干名としている。2007 年度の経済学部に関する転部の状況は、本学他学部から本学部への志願者が1名（合格者0名）、本学部から本学他学部への志願者が0名となっている。

なお、転部は本人の判断が最大限尊重されるが、希望する学生には、本人の申し出により各担当教員が相談に応じている。

【点検・評価】

学部相談主事を兼務する事務長を軸に退学者の状況をより的確に把握し、助言・指導を高める必要がある。

5　教員組織

経済学部は「第1章　理念・目的・教育目標」の項で示した教育理念を実現するためにそれぞれに専門性を持つ教員を配置している。以下、専任教員を中心に、非常勤講師に関するデータを加味しながら教員組織の点検・評価を行うことにする。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2006年5月現在、経済学部の専任教員数は43名（定員数は49名）であり、全員が教授会の構成員である。『データブック 2007』〔P168（イ）教員組織〕に示すように、専任教員1人当たりの学生数は、83.2人である。教員数は、設置基準上必要専任教員数34名は大きくクリアしているものの、転出など想定外の退職者が現れ、教員定員を迅速に充足しえていないことも数値を押し上げる要因になっている。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員については、65歳が定年と定められているが、学部が特に必要とした教員は、定年後5年間に限り教授会の承認を得て1年ごとに定年延長を行うことができる。すなわち、ある教員について定年延長の手続きが5回行われた場合には、70歳の教員が存在することになる。経済学部教員の年齢構成は、『データブック 2007』〔P173 ア 専任教育職員の年齢構成・平均年齢〕のとおりである。経済学部の教員の年齢構成は60歳以下の教員の比率が全体の79.0%であるのに対し、50歳以下の比率が58.1%となっている。5歳刻みでみたときに最も構成比が高いのが36歳から40歳の20.9%であり、次いで46歳から50歳、61歳から65歳、56歳から60歳の11.6%となっている。一方、最も低いのは66歳～70歳の4.7%となっている。また、経済学部教員の平均年齢は、教授55歳、准教授37歳、専任講師35歳である。

（イ）専任教員・兼任教員の比率

『データブック 2007』〔P168（イ）教員組織〕に示したように、経済学部では専任教員数43名に対し、兼担教員数は144名、兼任教員数は385名であり、人数比では7.5%、25.2%、67.3%となっている。このことから、外部から多くの力（人数）を借りていることがわかる。兼担教員、兼任教員が少し多いように見えるが、経済学部では外国語や保健体育科目等の専任教員は持たないことに起因している。『データブック 2007』〔P48（ア）専任・兼任の比率〕に示すように、科目数ベースの専任教員（兼担教員を含む）・兼任教員の比率では、かなり高い専任比率を示している。また、専任比率は専任教員1人当たりの学生数が同程度の社会科学系学部（法・商・社会学部）とほぼ同水準にあることがわかる。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全43名のうち4名が女性教員であり、全体の9.3%を占めている。この4名のうち、教授が1名、准教授が2名、専任講師1名となっている。

経済学部での専任教員の採用に関しては、男女を問わず、研究・教育の業績及び経歴により定められたルールに基づき、厳格に任用人事を行うことにつとめてきた。その結果、4名の女性教員を擁することになった。

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

直前の職が大学以外の民間企業、政府関係機関出身の専任教員が2名在職している。非常勤講師としての受け入れも大学以外から27名となっている。また、2002年度からはゲストスピーカー制度を試行的に実施している。これは専任教員だけでカバーできない内容について、専任の担当授業の時間帯に学外者を招いて講義してもらう制度であり、2002年度、2003年度には各4名、2005年度には5名の教員を招いた。

本学部では過去に専任教員として2名の外国人教員を採用し、現在の在職者は1名である。このほか、国際交流関連規程にもとづいて、海外の協定校及び研究機関から交換研究者・招へい研究者を受け入れ、学生向けの講演を必ず実施している。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

次に、主要専門教育科目に関しての専任教員の配置状況を見てみる。『データブック 2007』〔P48（ア）専任・兼任の比率〕には、専門教育科目における専任教員（兼担教員を含む）及び兼任教員の授業担当科目数と専任教員の割合が示されている。デイタイムコース（第 1 部）においては専門教育科目（自由科目を除く）における専任教員の割合（専兼比率）は必修科目で 68.9%、選択必修科目で 67.5%、選択科目で 51.8%である。一方、フレックスコース（第 2 部）もほぼ同じ率である。なお、経済学部では、「経済学演習」、「経済学ワークショップ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」などの共通科目に関しては基本的には専任教員を100%配置している。

エ　教員間の連絡調整

経済学部においては、従来から主要科目において密接な教員間の連絡調整を行ってきた。具体的には、経済学部の選択必修科目として旧来設置されていた経済原論に対応して設置された原論担当者会議（現、経済学・経済理論担当者会議）が存在してきた。当初の原論担当者会議においては、各教員の科目担当の配置やおおよその講義範囲の確認のみに留まっていたが、2003 年度から施行された新カリキュラムにおいては、教科書の統一化などをはかることにより、分割クラスにおける授業内容をおおむね統一している。新カリキュラムにおいては、「経済学ワークショップ」、「経済学（入門1)」、「経済学（入門2)」などの科目においても、事前の調整会議を通じて授業内容の統一が図られている。また、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に関しては補習担当者を含めた連絡調整が実施されている。

【長所】

導入教育プログラムとして設置された1年次の「経済学ワークショップ」や専門教育の柱としての2年次以降の「経済学演習（ゼミナール)」などにおいては、密度の濃い少人数教育を実施している。旧カリキュラムでは、卒業論文は制度化されてはいなかったが、多くのゼミナールにおいては卒業論文を課し、きめ細かいゼミナール形式で授業を行いながら専門知識を向上させるという、丁寧な指導を行ってきた。こうしたことから、現状の学生数と教員組織は、本学部の理念・目的・教育目標並びに教育課程の種類や性格に照らしておおむね適切であると考える。

教員の年齢構成は、若干の偏りはあるものの、全体として比較的バランスがとれていると判断できる。

デイタイム・コースの過半数の授業科目を専任の教員が担当していることは、学生の指導の面においても重要である。また、1 年次の「経済学（入門 1)」、「経済学（入門 2)」、「経済学ワークショップ」、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」及び 2 年次以降の「経済学演習（ゼミナール)」のすべてを専任教員が担当していることも評価できる。

【問題点】

教員の年齢構成において、30 歳～70 歳を 5 歳ごとに分けると 8 クラス出来ることになるが、それぞれのクラスが 12.5%ずつであることが理想的である。実際には、66 歳～70 歳（16.3%)、46 歳～50 歳（18.6%)、36 歳～40 歳（20.9%）など、偏りが見られる部分があり、可能な限りにおいて改善することが

望ましい。新任人事においては、「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」により、「原則として各年齢に 1 名、7 年に 1 度 2 名が存在するような人員構成をもって最適モデルとし、これに基づき補充人事の年次計画を立案するものとする」としている。しかしながら、近年は主として公募人事を行っているため、最適な状態に近づけることが困難な状況にある。また、大学審議会や中央教育審議会が指摘するように、女性教員、実務家教員、外国人教員など多様な人材を教員として採用することに関して検討する必要があろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「経済学部教員の年齢構成からみた補充人事についての申し合わせ」を再検討し、年齢構成比率の低い層に該当する教員を採用することができるよう、さらに、女性教員、実務家教員、外国人教員などの採用に関しても、公募人事と推薦人事をあわせて、採用計画について検討する必要があろう。

経済学部人事委員会は、「経済学部補充人事について（答申）」（2005 年 5 月 18 日付）において、「女性、社会人（実務経験者）、外国人（日本語で講義可能なもの）の積極的な応募を期待しています」という文章を公募要項の末尾に記入することが望ましいとしたが、誤解を招く恐れがあるため、実行にいたらなかった。こうした積極的な応募の呼びかけを含め、今後、検討する必要がある。本学部の公募人事では、応募資格に「博士号（Ph.D.を含む）または査読付き論文を有するもの」としているが、官庁・民間の研究者・実務家の応募が見込める科目については、「博士号（Ph.D.を含む）またはそれに準ずる業績を有するもの」として応募しやすいよう工夫をしている。このような工夫を今後も重ねていく必要がある。

さらに、教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れに関しては、今後、本学の客員教授制度、及びゲストスピーカー制度をより積極的に活用することによっても促進可能である。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学では、情報処理関連科目の実習補助者については、機器の操作・運用に熟達した本学の大学院生と上位年次の学部学生から選任されている。総合情報学部設立時（1994 年度）に TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）制度が採用された。経済学部では、春学期に 1 年次のすべての学生に履修を義務づけている「情報リテラシー入門」、2 年次配当の「経済情報処理演習」に TA を配置している。

また、2003 年度からの新カリキュラムにおいては、「初級ミクロ経済学」、「初級マクロ経済学」に補習クラスが設置され、補習クラスでは講義の理解を一層高めるために、復習のための質問、練習問題などを通じて特別の指導が非常勤講師により行われている。2006 年度春学期には、「初級ミクロ経済学」（3 クラス）、「初級マクロ経済学」（1 クラス）、秋学期には「初級ミクロ経済学」（1 クラス）、「初級マクロ経済学」（3 クラス）に 1 名ずつ配置されている。現行制度のもとではこの補習クラスの担当者として TA を配置することはできないため、非常勤講師を活用しているのが現状である。教員と補習クラス担当者は、密接な連絡体制をとっており、効率よく補習クラスが運営されている。

【点検・評価】

経済学部の授業において TA を重点的に配置しているのは、現在のところ、パソコンを主として使用する授業である。こうした授業は受講者数も多く（情報リテラシー入門は一クラス当たり 80 名で 14 クラス）、TA は授業の進行上欠くことのできない役割を果たしている。

一方、TA・SA の採用は多いとはいえない。また、講義科目においては、2005 年度より試行的に三つの講義科目に対し、TA が 1 名ずつ配置されるにとどまっている。

今後、こうした教務補助の必要性は、とくに多人数クラスなどでは、増加の傾向にあると予想されるので、

より良い TA、SA を採用するための適正資格の基準や選考方法といった制度の整備が必要である。今年度から実施されている TA 制度を基にして、出来るだけ多くの講義でのシステム的な TA 配置を進める必要があろう。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

経済学部において教育研究活動に対する評価は、任用時、昇任時の各時点で行われている業績審査と学生による授業評価制度によって確保されていると考えられる。

（ア）募集と任免

専任教員の募集の実施については以下のような方式で決定している。

(1) 経済学部における専任教員の募集は、学部長による人事委員会への諮問より開始される。人事委員会の構成は「経済学部申し合わせ事項」に基づいて各分野から選ばれている。

(2) 学部長は、人事委員会に対して、専門分野、職階、採用方法等に関する諮問を行う。

(3) 学部長は人事委員会の答申をもとに教授会の審議を経て、採用方法を決定する。近年は、公募による採用が中心になっている。

公募に際しての広報としては、次のような方法で実施している。

(1) 経済学部を設置する大学及び民間・官庁の各種研究機関への公募書類送付

(2) JREC-IN 研究者人材データベースへの登録

(3) 本学部ホームページを通じてのインターネット上への情報提供

特に、(2)や(3)での広報により、海外からの応募者を含めて多数の応募者を確保することに成功している。教員の選考基準については、公募人事、推薦人事ともに書類審査と面接を行うこととなっており、特に次のような特徴を持っている。

(1) 書類審査においては、履歴書、研究業績書、主要研究業績等の提出を求めている。とりわけ研究業績の審査を重視している。教員の研究活動はすべて直接、間接に教育活動に寄与するものと考えられる。さまざまな研究課題に取り組んだ成果を授業にフィードバックすることが期待されているからである。

(2) 教員選考基準における教育に対する評価方法として、提出書類の「担当予定科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を参考にし、学部長面接を行っている。

任用に関しては、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告した後、十分な審議を経て、投票により可否を決定するが、最終的には理事会において決定される。なお、教授会の決定が理事会で覆されたことはない。人事教授会については「第 8 章　管理運営」で説明されている通りである。

（イ）昇任人事

昇任人事で審査対象となる教員は、准教授人事に関しては専任講師 3 年、教授人事に関しては准教授 7 年を経たものとされている。任用と同様に、教授会で選出された審査委員が教授会において審査結果を報告した後、十分な審議を経て、投票により可否を決定した後、理事会において最終的に決定される。

専任教員の出身大学別の人数は、関西大学 6 名、次いで京都大学、神戸大学などが 4 名となっている。出身大学院で見ると、トップは関西大学の 9 名であるが、京都大学、神戸大学などが 4 名で続いている。本学大学院を最終学歴とする専任教員は 2 割に過ぎず、残りはさまざまな大学院に分散していることがわかる。大学院を持つ私立大学の多くで自学出身者の比率が高くなる傾向があるのに対して、本経済学部では比率はかなり低いと言える。しかもその比率は年々減少傾向が続いている。

【点検・評価】

教員の募集に関しては、研究業績が重視されており、その審査においては、近年では学位ないし査読付き

論文を有するものとするなど、優秀な教員を確保する努力が行われており、手続きの透明性も保証されている。

昇任に関しても、基準、手続きは明確であり、透明性を確保している。また、教員の出身大学の多様性からしても、本経済学部の人事が公正かつ透明に行われてきたことを示している。

また、教育研究活動の評価に関しては、学生による授業評価システムにおけるアンケート調査や自由記入欄の書き込みにより教員自身が確認できるようなシステムが確立されている。

よって、現状では特に大きな問題点はない。しかし、あえて指摘するならば、教員選考基準における教育能力に関する評価システムの必要性は認識しているが、現時点では十分に確立しておらず、今後、実効性のある方式に向けて検討を開始することが望ましい。

将来の改善・改革に向けた方策の一つとして、教員の公募に際し、募集要項において口頭報告を求める可能性があること、提出書類の「担当予定科目のシラバス(案)」、「本学部の教育にあたっての抱負」を審査委員会の参考資料とすることを明記している。教員の教育能力に関する評価は研究業績の評価とともに教育の質を確保する上で重要な問題であるが、難しい問題である。しかし、それについて議論ができる環境を整備することからはじめることが必要であろう。

6　研究活動と研究環境

(1) 到達目標（達成度）

本学部は、経済学科の 1 学科で構成されているが、教育のための組織と研究のための組織とは区別されておらず、常設の独自の研究組織は設けられていない。いわば教育研究組織となっている。そのなかで専任教員は、「学の実化」という本学の教育理念のもとに、各自の専門とする立場から、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進を目指して研究活動を展開している。なお、専任教員の数は 2002 年度が 45 名、2003 年度と 2004 年度が各 46 名、2005 年度が 43 名、そして 2006 年度が 45 名である。

(2) 研究活動

ア　研究活動

【現状の説明】

本学部には、専任教員や学生などの任意加入の外郭団体「関西大学経済学会」があり、専任教員によって構成される評議員会のもとに学術雑誌『関西大学経済論集』を、年に 4 号発行している。掲載にあたっては、執筆希望者があらかじめ計画を提出し、評議員のなかから互選された学会委員、わけても編集担当の委員が中心となって調整を行い、載録号を決めている。そのほかに、同学会では会員の研究成果の迅速な発表を目的としてワーキングペーパーを随時発行している。これらによる研究成果の発表状況は、下表のとおりである。ちなみに、同学会では学内外の研究者を囲んでの不定期の研究会とは別に、毎年度春学期授業期間終了直後に研究大会を開催し、3 名の専任教員による研究報告並びに討論を行っている。

表Ⅱ-経-1　「関西大学経済学会」を通じての研究成果の発表状況

			2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
『関西大学経済論集』		掲載論稿数 （うち論文数）	26（17）	21（12）	34（25）	29（18）	25（15）
		執筆者のべ人数 （うち専任教員数）	33（20）	27（16）	44（26）	36（21）	33（22）
ワーキングペーパー	欧文	発行回数	1	2	2	3	3
	和文	発行回数	2	2	1	1	1

また、本学部では単独で、専任教員がその研究論文を海外に向けて発表するための欧文の学術雑誌 *Kansai University Review of Economics* を年に 1 回発行している。掲載に関しては、「関西大学経済学部欧文紀要刊行委員会要項」に基づいて設置した委員会が希望者を募り、「関西大学経済学部欧文紀要投稿基準」に照らして公明正大に承認を与えている。2002 年度から 2006 年度までの執筆者数は、それぞれ、4 名、3 名、3 名、4 名、6 名であった。

さらに、本学の「研究成果出版補助金規程」に基づく出版助成を利用して図書を刊行することもできる。上記の 5 年間におけるその刊行の件数は、それぞれ、1 件、1 件、3 件、0 件、1 件であった。

これら以外の著書や論文なども含めた本学部専任教員の過去 5 年間における研究業績を 2007 年度の中間段階集計の「関西大学学術情報データベース」によって集約するならば、次のようになる。

表Ⅱ-経-2　過去 5 年間の研究業績数

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2002	8	55	3	19	85
2003	11	39	7	14	71
2004	3	47	6	13	69
2005	8	33	16	23	80
2006	3	30	8	14	55

ここには、外国人研究者との共同研究の成果も含まれている。

2002 年度以降の 5 年間における本学部専任教員の国内学会・国際学会、国際会議への参加の状況は、下表のとおりである。ただし、国内外の学会等への参加はそのすべてが届けられているわけではなく、ここには把握しえたかぎりの数を掲げるにすぎない。

表Ⅱ-経-3　国内外学会等への参加者数

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
国内学会への参加者数	59	71	80	75	86
国際学会への参加者数	6	3	7		16
国際会議への参加者数	0	0	1	5	

なお、本学部の専任教員のなかには、国内の全国的な学会の理事や幹事などの役職を務めることで各分野の研究レベルの向上に貢献している者も少なくない。

経常的な個人研究費を補う学内の研究助成としては、2003 年度までは学部共同研究費も利用可能であったが、それが「科学研究費申請奨励研究費」に移行したため、2004 年度以降は学術研究助成基金による助成と重点領域研究助成に限られている。2002 年度以降の 5 年間にこれらの助成を受けた本学部専任教員の数は、次のとおりである。

表Ⅱ-経-4　学内研究助成費の受給者数（括弧内は代表者数）

	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
学術研究助成基金助成費　奨励研究	1	0	0	0	0
学術研究助成基金助成費　共同研究	0	0	0	0	0
重点領域研究助成費	3（1）	0	0	0	0
学部共同研究費	6（2）	7（2）	―	―	―

表に見られるように、学部共同研究費を別とすれば 2003 年度以降における学内研究助成費の受給者は皆無である。これには、科学研究費補助金の申請と採択の件数の増加が対応している。それぞれの件数は、2002 年度が 3 件と 3 件、2003 年度が 6 件と 4 件、2004 年度が 14 件と 9 件、2005 年度が 15 件と 10 件、2006 年度が 14 件と 9 件であった。ただし、その他の学外研究費の受給件数は、少なくとも 2005 年度作成の大学基礎データ表 32 と『データブック 2007』によれば、2002 年度以降はゼロであった。したがって、この 5 年間に本学部専任教員が受給した研究費は学内研究助成費と科学研究費補助金だけであり、そのうちの前者の割合が逓減する半面、後者の割合のほうは増加傾向にあるということになる。

イ　研究における国際連携

【現状の説明】

国際的な共同研究への参加状況は、ここ数年、活発化しつつある。前掲の *Kansai University Review of Economics* の 2005 年度と 2006 年度の執筆者のうち、それぞれ 1 名は外国人共同研究者であった。また、「研究成果出版補助金規程」に基づく出版助成により 2006 年度に刊行された図書は、外国人研究者との共著である。さらに、2005 年度の協定大学への派遣研究者と「外国からの研究員に関する内規」に基づく受け入れ研究者は各 1 名、2006 年度に受け入れた外国人招へい研究者は 1 名であった。

ウ　教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

本学部専任教員は、本学の附置研究所等での共同研究に参加してもいる。東西学術研究所においては、「比較文化研究班」の構成員として 2005 年度から 1 名が共同研究に従事している。経済・政治研究所では、たとえば 2004 年度に活動を始めた「ビジネス・エシックス研究班」に 3 名（うち 1 名は主幹）、2004～6 年度に活動した「少子高齢化社会の総合政策研究班」には 2 名（うち 1 名は主幹）、2005～6 年度の「サステイナブル社会と公共政策研究班」には 1 名、2007 年度活動開始の「東アジア研究班」には 1 名が、それぞれ加わっている。同研究所の文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（「フロンティア推進事業」）「ソシオネットワーク戦略研究センター」には、現在でも 1 名が参加している。2006 年度までは、同事業（「社会連携研究推進事業」）「政策グリッドコンピューティング実験センター」にも 1 名が関与していた。さらに、法学研究所で 2004 年度までの 5 年間にわたって展開された文部科学省私立大学学術フロンティア推進事業の「金融研究班」と「国際課税研究班」と「国際資本移動・電子商取引研究班」には、各 1 名が加わっていた。最後に、人権問題研究室の「人種・民族問題研究班」のメンバーとして 1 名が共同研究に携わっている。

なお、本学部専任教員のなかには経済・政治研究所の所長や幹事の役職を務めることにより、共同研究の進展に寄与している者もいる。

【点検・評価】

総じて本学部の専任教員は、各自の使命感、並びに本学部・本大学の理念に基づいて誠実に研究活動を行い、その成果を着実に発表することで、学術の向上・発展、人類全体の福祉の増進に貢献してきた。それが証拠に、多くの学術賞受賞経験者が在職している。また、国内外の学会等での活動も活発であり、とりわけ国内についていえば主要学会の理事などの重責を担っている者も相当な数に上る。さらに、国際的な共同研究の事例も、少しずつではあるが増えてきている。これらのことは、前述のデータベースに見られるとおり

である。なお、学内外からさまざまな助成を受けた者や本学の附置研究所等での共同研究に参加した者も、当然ながら適切に研究費を使用して立派な成果をあげ、世に問うている。

しかしながら、経済学研究の場合はその対象が歴史的にたえず変化することもあって、これで十分といえるような水準は存在しない。そこで、研究活動を今後も引き続き展開させていく必要がある。

(3) 研究環境

ア　経常的な研究条件の整備

【現状の説明】

本学部専任教員用の個人研究費の予算総額とその配分及び執行率、研究室の整備状況、研究時間の確保のための方途、研修機会の確保のための方策などについては、第Ⅰ編第7章に説明したとおりである。ただし、研究室の利用に関しては商学部と共同して定めた「経済学部・商学部研究棟管理運営規程」に基づいている。また、在外研究員制度の運用に関しては「在外学術研究員選考基準」を、さらに研修員制度の運用に関しては「研修員選考についての申し合わせ」を、それぞれ独自に設けている。本学部専任教員1人ひとりにとっての定年退職までの期間におけるこれら二つの制度の利用の機会は、若干の例外はあるものの在外学術研究と在外調査研究が各1回、研修が2回である。交換（派遣）研究員制度の利用者数は最近では、上述のとおり、2005年度の1名である。

なお、本学部専任教員にとって利用可能な学内の共同研究費等の制度とその運用、研究成果公表支援の措置、並びに科学研究費補助金の申請と採択の状況については、本章前節も参照されたい。

【点検・評価】

研究成果の発信・受信のための条件は、たとえば『関西大学経済論集』、*Kansai University Review of Economics*、ワーキングペーパーなどの発行回数、掲載論稿数、投稿者数などをふまえて言えば、十分整備されているといえる。とくに欧文紀要の存在は、国際的な研究交流の活発化に対応し拍車をかけるものとして、高く評価することができる。さらに、本学の出版助成を利用しての図書刊行の件数をも視野に収めるなら、研究成果公表支援の措置は適切であるといってよい。

科学研究費補助金の申請とその採択の状況は、本学部の場合、最近はいたって良好である。とりわけ2004 年度は、専任教員数に対する採択件数の割合と採択率が、本学の全学部・機構のなかで、それぞれ 2 番目と 1 番目の高さであった。この点で本学部は、2003 年度に発足した「科学研究費申請奨励研究費」制度の有効性の証明に大きく貢献しているといえる。

そのせいか学内の研究助成費の受給件数のほうはゼロであったが、しかし競争的研究資金で構成される学内公募型の共同研究費等の助成制度それ自体は、当然ながら本学部の専任教員にも開かれている。なお、2003 年度における学部共同研究費の廃止に対して何らかの評価を下すのは時期尚早である。その影響については、今後たとえば研究体制・FD委員会などによる検討を待つ必要があろう。

本学部専任教員用の個人研究費予算の平均執行率は、2004 年度が 92.2%、2005 年度が 91.3%、2006 年度が 94.1%であった。このことに鑑みるなら、予算総額はほぼ適切であるといってよい。だがしかし、その予算の配分及び執行の方式や使途に関しては、近年における経済学の学問内容の高度化、研究領域の細分化と複雑化、学術交流のあり方の多様化等々の特殊事情のみならず、外国出張補助費をはじめとする本学の研究支援・助成制度との関連においても、総合的かつまた木目細やかに再検討していく必要がある。

研究室の整備状況についても、同様のことがいえる。本学部の場合、教員個室率は 100%であり、この点では積極的に評価することができる。だがその広さについては、長期的観点から改善が必要であろう。

しかし、研究活動のさらなる展開のためには、十分な研究時間をいかにして確保するかが最重要課題となる。これまで本学部の専任教員は、社会の要請を受けて研究ばかりでなく教育にも力を注いできた。それ以

外にも、たとえば入試業務や大学・学部の運営のための会議などに多くの時間を費やしている。だが、大学基準協会の指摘を待つまでもなく「高い教育水準は、十分な研究の蓄積のもとに成り立つものである」(『経済学教育に関する基準』11 ページ)。しかもその研究には、上述のような特殊事情が纏わりついている。そこで、少しでも多くの時間を研究に振り向け、その成果の積み重ねに基づいて教育を行うことにより、一段と高いレベルで社会の要請に応えていくのでなければならない。こうした趣旨から、本学部自己点検・評価委員会では 2005 年 3 月 23 日付の「諮問事項に対する検討結果（メモ)」に、たとえば教員 1 人当たり学生数の削減などといった提言を盛り込んだのである。そしてそれを踏まえて、2006 年度には本学部と経済学研究科との間に共通科目を設置し、また 2007 年度には「昼間主（デイタイムコース)」と「夜間主（フレックスコース)」の区別を廃止した昼夜開講制に移行する運びとなった。今後はさらに、教員の定員の早期充足により 1 人当たりの担当授業時間数を減少させたり、関係部署とも協議を重ねて入試業務や会議等を効率化させたりすることで、一層十分な研究時間を確保する可能性を探っていく。

同様の趣旨で、研修機会の確保のための方策も一層充実させていくべきである。現行の在外研究員制度と研修員制度の運用の公正性は、前述の基準や申し合わせ等によって保障されている。けれども、研究活動の不断の展開のために、それらの制度の拡充とりわけ利用機会の増大に向けて、環境を改善していく。

最後に、リサーチ・アシスタント等の研究補助スタッフの充実を図ることも必要である。外部資金の獲得等によるスタッフの充実は可能であるが、人員配置の面からの研究環境の整備は今後も考えていくべきである。

7　施設・設備等

経済学部では「第 1 章　理念・目的・教育目標」の項で示した教育理念に即し、教育上の効果が十分発揮されるように施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えている。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

経済学部は、第 2 学舎を、商学部、フレックスコース 5 学部及び第 2 部 5 学部と共用している。この第 2 学舎には講義室・演習室等がある 1 号館から 4 号館と、教員の個人研究室、資料室を配置した第 2 学舎内の独立した経商研究棟がある。

ア　学舎

経済学部では、専任教員及び非常勤講師による教育活動が第 2 学舎を中心に展開されており、第 2 学舎の 1 号館～4 号館の建築延べ面積は 21,875.94 ㎡で、商学部と共用している。

講義室・演習室等の整備状況は、『データブック 2007』〔P215 3 教育研究施設・設備〕で示されているとおりである。講義用小教室（収容定員 99 名以下）は 1・3 号館に 28 室あり、主に語学教育に利用している。収容定員 100 名を超える中・大教室は全号館に 12 室あり、その内、300 名を越える大教室は 1 号館に 2 室、3 号館に 3 室、そして 4 号館の BIG ホール（1,002 名収容）の計 6 室を配置している。またこれ以外に 1 号館（ゼミ棟）及び 2 号館には 21 室の演習室、1 号館には情報関連教室 9 室と視聴覚教室（LL 教室）2 室が配置されている。

各教室の使用状況は、教授会開催のため水曜日に比較的空き教室が目立つことのほかに、①月曜日の中及び大教室、火曜日の小及び大教室、木曜日及び土曜日の小教室の使用率が高い。これは語学の授業が配置されているためである。②2 号館 B 棟と 3 号館 D 棟の使用率が低い。③大教室も月曜日、火曜日、木曜日では

100%の教室が多い。これは商学部との合併授業が設定されているためである。

自習室は1号館（ゼミ棟）に1室あり、収容定員は合計55名で、経済学部・商学部の学生数から考えて少ない。ただ、第2学舎に隣接した総合図書館に自習室が多数用意されていることや、学生の自習室利用が高くなる7月及び1月の試験期間においては、1号館（ゼミ棟）の演習室9室を自習用に開放して、対応している。

第2学舎全体の施設管理は予算申請を含めて第2学舎オフィスが一括して担当している。ただし、建物の建築や教室等の大改修を伴うものは両学部合同の委員会を設置して、教学上の要請などをまとめて法人に要望する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算申請して整備を図っている。

イ　研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部・一部の政策創造学部・大学院会計研究科の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室がある。個人研究室は経済学部教員の定員48名に対して51室を確保している。経商資料室は、両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設として、45,000 冊の資料を揃え、資料提供や複写サービスを提供している。

(2) 情報処理機器等の整備

AV 機器、コンピュータその他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備となっている。第 2 学舎では講義室・演習室のすべてに、ビデオ及び DVD が整備されている。教材提示装置は、13 室に整備されている。

また、実習室は 11 室あり、情報処理関係の実習室が 9 室で 330 台のパソコンを整備し、視聴覚教室（LL 教室）が 2 室で 96 台の LL 装置がある。情報処理関係の実習室を授業で使用する科目が年々増加している。

なお、経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン 5 台を配置している。

【点検・評価】

経済学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施及び教員の研究遂行が効果的に行われるようになっている。また、コンピュータ等の情報機器についても整備が進んでいる。

ビデオ装置は語学教育に必要不可欠な設備であるが、必要なビデオ装置（移動式）を全教室に配備している。また、第2学舎において最も古い建物である2号館について、建て替えが予定されており、経済学部・商学部の学生の授業環境の向上が見込まれる。

8　管理運営

【現状の説明】

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　教授会

経済学部は、教育研究体制の充実と活性化を図るため、教学面での学部・大学院の連携だけではなく、より一層の効率的な管理運営体制の改善についての検討を行ってきた。

経済学部は、経済学部長を置き、学部長を議長とする教授会を最高意思決定機関として教学上の運営を行

っている。教授会は、1992 年 4 月 1 日に施行された「関西大学経済学部教授会規程」に従って運営されている。

教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催されている。休業期間を除き原則として月 2 回開かれ、2006 年度の開催数は 21 回であった。

教授会の構成員は資格にかかわらず全ての専任教員であり、その審議事項は、「関西大学経済学部教授会規程」に定められている諸項目である。

議決は、通常、有効投票数の過半数の同意に基づいて行われる。なお、その運用の詳細は「関西大学経済学部申し合わせ事項」中の「一般的事項（人事、その他重要事項を除く）の採決における投票」として明文化されている。

特に、人事に関する議事運営については「人事に関する経済学部教授会の議事運営についての申し合わせ」に基づいて人事教授会を設置して審議を行う。人事教授会は、構成メンバーの 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、その決議は有効投票数の 3 分の 2 以上の同意のもとに行われている。

なお、教授会のもとに置かれる人事委員会が、教授・准教授・専任講師の任用及び昇任に関する人事案件の検討を行っている。人事委員会は学部長が指名する専任教員によって構成されており、その運営は「経済学部人事委員会内規」に基づいて行われている。

イ　執行部

教授会の運営にあたっては、学部長の下に、副学部長（2006 年度から「学部長代理」を改称）、教学主任、入試主任、学生主任、さらに学生相談主事の、合計 8 名からなる執行部を組織し、共同でその任に当たっている。学部運営に関するそれぞれの職掌分野はおおむね以下の通りである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、教学事項、全学共通教育推進機構委員会、 関西大学第一高等学校との接続協議会
教学主任	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会

執行部は打合せ会議を開催し、教授会事項、学部運営に関わる諸事項について議論を行っている。

学部執行部体制は全学共通であり、2000 年度までは学部長、学部長代理、学生主任（2 名）、学生相談主事（2 名）の 6 名で構成されていた。2001 年度より学部長、学部長代理、教学主任（2 名）、入試主任（入試センター主事兼務、1 名）、学生主任（1 名）、学生相談主事（1 名）の 7 名に改編された。学部長及び学部長代理の任務が多岐にわたる状況に鑑み、2 名の教学主任を設置することによって学部長代理の任務を整理し、学部長代理が学部長を補佐する本来の職務を遂行できるように配慮したものである。なお、教学主任の職務については学部の裁量によるとされ、全学共通の規程は設けられていない。また、学部の特性を生かした入学試験が円滑に実施されることを目的として、学部と入学試験部が適切に連携する必要から、学部に入試主任を設置して入試センター主事を兼務とすることとなった。学生主任は、従来より経済学部の自治会及びゼミナール協議会などの学生の組織的活動に対応してきたが、最近では学生の通学に伴って生じる交通問題対策委員、さらには、セクシュアル・ハラスメント防止委員をも兼務することが慣例となっている。学生相談主事は、これまで学生の奨学金問題や個人的相談に対応してきたが、最近ではセクシュアル・ハラスメント相談員を兼務している。

当面、顕在化する問題は見られないが、第 2 章でふれたように、2006 年度より高度化する教育内容に対応するため、学部長は研究科長を兼務することになった。学部長代理及び研究科長代理は副学部長と改称し、

2 名によって学部長を補佐することになった。したがって 2006 年度より執行部は、学部長、副学部長（2 名）、教学主任（2 名）、入試主任（入試センター主事兼務、1 名）、学生主任（1 名）、学生相談主事（1 名）の 8 名で構成されることになった。

ウ　経済学部各種委員会

現在経済学部には、合計七つの委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議を行っている。そのうち、経済学部自己点検・評価委員会以外の次の六つは、教授会の下に設置されている。学務委員会、人事委員会、研究体制・FD 委員会、入学制度検討委員会、欧文紀要刊行委員会、経済学部インフォメーション委員会がそれである。この他に、商学部と学舎を共用していることから、経商情報処理施設等管理運営委員会と経商研究棟管理運営委員会が設置されている。

さらに、経済学部は大学協議会をはじめとする 20 以上にわたる全学的な各種委員会に委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

(2) 学部長の権限と選任手続き

ア　学部長の選任手続きの適切性、妥当性

経済学部長は「経済学部長選挙に関する申し合わせ」に従って選任される。経済学部長の被選挙権を有する者は、経済学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有する者は、経済学部に所属するすべての専任教員である。選挙会は、選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、選挙は単記・無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得た者を経済学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期経済学部長就任の受諾を確認して、次期経済学部長を決定している。就任を受諾した次期経済学部長は、2 名の副学部長、2 名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事を教授会に推薦し、承認を得た後に、上記学部管理運営を行っている。経済学部長の任期は 2 年であるが、再任は妨げないものとされている。

イ　学部長権限の内容とその行使の適切性

学部の教学を統括する経済学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦をはじめとする学部執行部の任免権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に関する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇、その他の服務に関すること（以上、第 6 条第 1 項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

【点検・評価】

上に述べたように、経済学部における管理は、規程等に則り、教授会、執行部や委員会の構成、学部長の任免等、いずれの面に置いても、大学の理念・目的に沿い、大学の現状に即した形で行われている。また、その運用は、いずれも明文化された規定に従って、それぞれの役割・機能分担を踏まえて、公正かつ妥当な方法で行われている。

経済学部では、常に、より開かれた現実に即した学部運営を目指してきた。以前は、人事案件の内容により人事教授会の構成員を対応する職階以上の者に限ってきたが、2005 年 10 月 26 日開催の教授会においてこの枠組みを広げ、常にすべての構成員が教授会に参加する形に改革を行ったところである。

9　自己点検・評価

(1) 自己点検・評価、その改善・改革システムの連結と学外者による検証

【現状の説明】

経済学部自己点検・評価委員会は1993年10月1日に発足した。関西大学経済学部自己点検・評価委員会規定は1994年1月28日に制定され、1993年10月1日から施行された。同委員会は役職上の委員2名（副学部長と教務センター所属の事務職員）と教授会で選出された専任教育職員7名の委員で構成され、うち1名は関西大学自己点検・評価委員会委員兼任である。委員会の職掌事項は(1)自己点検・評価項目の設定及び変更、(2)資料の収集並びに整理、(3)自己点検・評価及び報告書の作成、(4)その他自己点検・評価に必要な事項、(5)第三者評価に関する事項、(6)本学部の将来構想の検討、の6項目である。

経済学部自己点検・評価報告書を過去4回提出した。最初の3回は職掌事項(2)に対応するアンケート調査報告書である。第1回調査は1995年度から導入された新カリキュラムの評価をも兼ねて同年11月に1年次生を対象にして行われた。その調査報告書『関西大学経済学部自己点検・評価 1』の終りで、カリキュラム改革はそれ自体が目的でなく、その後になすべき事が沢山残されているはずで、教育にはそれなりの創意・工夫が必要であることをこのアンケートが示している、と指摘した。この指摘に対応して、たとえば、授業評価アンケートを個別に行う教員が漸増し、さらに、2001年度から全学で授業評価アンケートを実施する制度が確立した。

第2回アンケート調査は調査項目を大幅に増やした上で1997年に4年次生を対象に実施された。対象者は旧カリキュラムで教育を受けた演習（ゼミ）履修生である。そこで出された要望、たとえば、全教室へのクーラー設置要望は2000年度以降完全に満たされた。また、情報処理教育の充実要望は、次項(2)で述べる条件とあいまって、2000年度より実現された。

第3回アンケート調査は1999年11月に実施された。これは1995年度に導入されたカリキュラム及び前年度より導入されたセメスター制（専門科目の半期集中型講義形式）に関する意識調査をも兼ねたもので、通年制とセメスター制の両制度を経験した3年次生と4年次生が対象であった。カリキュラムに関しては、1年次の「基礎経済英語」（2単位、履修義務科目）が果たしている教育効果はあまり高くないこと、学問的関心に基づくゼミ履修が7割を超えるもののゼミ離れの様相も見られること、関連他学部科目の開設増加を希望する学生が半数を超えていることなど、また、セメスター制に関しては、肯定的意見が否定的意見より多いものの、語学や保健体育へ拡充することに対しては、肯定的意見より否定的意見の方が多いことなどが明らかにされた。この調査結果（『関西大学経済学部自己点検・評価 3』に掲載）はカリキュラム改正（2003年度入学生より適用）に反映された。（第2章(1)ア参照）

教育に関する在学生からの基礎データ収集に一区切りがついたことから、外部評価を受けることを前提に、大学基準協会の定める点検評価項目に準拠し、経済学部の教育研究のすべてにわたる『関西大学経済学部自己点検・評価報告 4』を2002年3月に提出した。この報告書の主要な特徴を挙げるとすれば、第一は経済学部のすべての側面にわたる包括的報告書ということである。たとえば、カリキュラムに関しては単に「カリキュラム」の項だけでなく、理念、入試、授業評価、就職等の項目との関連でも検討されている。第二は数量データを最大限に利用して学部状況を客観的に分析し、問題点と方向性を示したことである。第三は学部固有の問題と全学問題との関連を明確にしながら、検討が行われていることである。たとえば、入試、教育支援、就職、施設・設備などは全学との関連が強く、その中で学部が全学と協力して改善すべき点と学部独自に努力しうる点が区分されていることである。第四は経済学部教授会の了解の下で各科目の成績評価を掲載したことである。第五は経済学部卒業生3,000人（有効回答数722人）に対してアンケート調査を行い、分析結果と自由記述を掲載していることである。

この報告書で指摘された問題点については、すでに各項目の【現状の説明】の中で述べられたように、昼

夜開講制へ移行する際に行われたカリキュラム改正や入学試験のあり方などを含めて、教育研究に関する日常的活動の中で現実的に改善するために不断の努力が払われてきた。2007 年 4 月からは新たに 4 専修制がスタートした。

関西大学自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価項目及びフォーマットを整理し、各組織ごとに提出していた報告書を『関西大学自己点検・評価報告書』にまとめて 2004 年 3 月に学長に提出した。当然ながら、本学部の自己点検・評価報告もそれに収録されている。経済学部はそこで指摘されている問題点に対応するためにも、前述のように、2004 年 11 月に関西大学経済学部自己点検・評価委員会規程の一部を改正して職掌事項の中に「本学部の将来構想の検討」を追加した。それに基づき、経済学部長から経済学部の今後のあり方に関する諮問があり、経済学部自己点検・評価委員会は「諮問に対する検討結果（メモ）」（2005 年 3 月 23 日付）として答申した。

【点検・評価】

経済学部自己点検・評価委員会は規定に則って恒常的かつ客観的に自己点検・評価を行ってきた。同委員会は長期的視点に基づき、在学生や卒業生の意見を収集しながら継続的活動を展開し、客観的数値データを軸に自己点検・評価を行って 2 年に 1 度、報告書を提出し、学部長は教授会の議を経てそれを公表してきた。

同委員会が実施したアンケート調査は経済学部の教育改革に資する基礎データを提供し、それに基づく報告書は、本学部の教育研究活動の改革を可及的速やかに具体化する上で有効な役割を果たしたと言えよう。

在学生に対しては、本学部自己点検・評価委員会がアンケート調査を行うだけでなく、学部として 2004 年度より毎年秋に経済学部 FD フォーラムを開催して直接意見を聞く機会を設けるようになった。2001 年には卒業生に対してアンケート調査を行い、その結果は本学部のホームページに載せて公開性を保持した。経済学部は 2004 年に創設 100 周年を迎え、記念行事を行うとともに『関西大学経済学部創設 100 周年記念誌』を上梓した。「経済学部の現状と課題を考える」と題して卒業生と在学生合わせて 10 名による座談会が開催され、同誌に収録されている。これは経済学部自己点検・評価委員会の仕事でないとしても、在学生、卒業生の意見を教育研究に反映させるというこれまでの基本方針に立脚するものである。

本委員会の職掌事項の中に「本学部の将来構想の検討」が追加されたことにより学部長と本委員会とのフィードバック・メカニズムが制度化され、将来の発展に向けた改革をより迅速・有効に具体化できる方途が開かれた。たとえば、上記答申「諮問に対する検討結果（メモ）」は教授会に配布されただけでなく、2005 年度第 8 回教授会で懇談事項「カリキュラム改革について」として取り上げられた。このように、自己点検・評価活動と改善・改革システムの連動性は確保されていると言えよう。

これまでに出された本学部の自己点検・評価の結果（報告書）は数値データなど客観データを重視した透明性の高いものとし、第 3 者が本学部を適切に評価可能となるように配慮してきた。同時に、これらの報告書は他大学経済学部をはじめとする多くの外部組織に送付し、各種の意見を吸収できるよう努めてきた。とりわけ、経済学部は外部評価を受けることを前提に公表した『関西大学経済学部自己点検・評価報告 4』は、関西大学全体として外部評価を受けるとの方針に従って経済学部単独の外部評価を延期したものの、自己点検・評価の客観性・妥当性を確保する上で一つの基本事例になっていると言えよう。

(2) 大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応

【現状の説明】

経済学部は大学基準協会より「関西大学に対する助言・勧告」（1998 年 3 月 17 日付）の中で、「経済学部において国際化、情報化に対応したカリキュラム編成の工夫が不足」との指摘を受けた。

情報化対応に関しては在学生からの要望ともあいまって、1 年次生のうち約 240 名しか履修可能でなかった「情報処理基礎演習」（2 単位）を 2000 年度入学者より「基礎経済情報処理（情報リテラシー入門）」（2

単位）に変更し、1 年次生全員の履修義務科目とした（この科目は 2003 年度より「情報リテラシー入門」に名称変更された)。その結果、この履修義務科目の上に 1995 年に新設された選択科目「経済情報処理論」（2 単位)、「経済情報処理演習」(2 単位）が繋がり、情報化に対応するカリキュラムに改善された。

国際化対応に関しては「外国経済論Ⅰ」(4 単位)、「外国経済論Ⅱ」(4 単位)、「経済学特殊講義Ⅶ」(2 単位)、「経済学特殊講義Ⅷ」(2 単位）を廃止して、2001 年度入学生より「アジア・太平洋経済論Ⅰ」(2 単位)、「アジア・太平洋経済論Ⅱ」(2 単位)、「EU 経済論Ⅰ」(2 単位)、「EU 経済論Ⅱ」(2 単位)、「アメリカ経済論Ⅰ」(2 単位)、「アメリカ経済論Ⅱ」(2 単位）を新設し、科目内容を明確化するとともに国際経済の変化に弾力的に対応できるように改善した。

【点検・評価】

大学基準協会からの「助言・勧告」(2006 年 11 月）に対し、経済学部は可及的速やかに対応するとともに、自己点検・評価を基礎にして 2007 年 4 月からは 4 専修制を導入した。特に、指摘する問題点はない。

経 済 学 研 究 科

第Ⅱ編　経済学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 493

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 494

(1) 教育課程等　〈494〉

(2) 教育方法等　〈501〉

(3) 学位授与・課程修了の認定　〈502〉

3　国際交流 …… 503

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈503〉

4　学生の受け入れ …… 504

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈504〉

(2) 門戸開放　〈506〉

(3)「飛び級入学」制度　〈506〉

(4) 社会人の受け入れ　〈506〉

(5) 科目等履修生等　〈507〉

(6) 定員管理　〈507〉

5　教員組織 …… 508

(1) 教員組織　〈508〉

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈509〉

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈511〉

6　研究活動と研究環境 …… 511

7　施設・設備等 …… 511

8　管理運営 …… 512

9　自己点検・評価 …… 513

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

新制大学院制度が発足するのは 1950 年度である。この年、法学研究科、文学研究科とともに経済学研究科（修士課程）が誕生した。その後、1953 年度に博士課程（金融経済・経済史専攻）が設置され、1963 年度には、名称が金融経済・経済史専攻から経済学専攻に変更された。それ以降は大きな制度上の変更はなかったが、1997 年度には博士課程前期課程に「コース制」を導入し、さらに 2005 年度には「コース制」を充実させるなど改革を続けている。

経済学研究科における理念の一つは、「国際的視野の育成」である。この理念に基づいて、経済学の高度な専門知識を生かして、国際的に活躍できる人材を養成することが、本研究科の目的の一つである。

もう一つの理念は、「地域に立脚した人材の育成」である。それぞれの学生が、国際的な視野を持ちながら、ある地域に立脚して地域の発展に貢献しうる人材となることが期待される。ここにおける地域とは国内だけでなく、外国における地域をも意味している。

本研究科は、上記の理念・目的に即して、可能な限り多くの開設科目を設置している。同時に、学生の自主性を尊重し、多様な学生のそれぞれの研究テーマに適した系統的履修が可能となるように、専門分野を分類し、科目を配列しているが、さらに科目の種類、分類、配列を、より適正なものにするための改善を続けている。経済学の研究・教育の水準を絶えず向上させることによって、国際的視野を持ちつつ地域に立脚し、豊かな専門的知識と高度な研究能力を備えた人材を育成することが本研究科の教育目標である。

また、本研究科は進学相談会（6 月開催）、大学院インフォメーション、大学院要覧、講義要項及び入学試験要項等の刊行物、ホームページ等で、本研究科の理念・目的・教育目標について、学生、受験生を始め、社会に広く広報活動を行うとともに、教職員間での周知徹底を図っている。

（ア）博士課程前期課程

博士課程前期課程には、研究者養成を目的とする「アカデミックコース」と、高度専門職業人の養成や社会人の再教育、生涯教育を目的とする「プロジェクトコース」とが設けられている。

アカデミックコースの場合には、博士課程後期課程への進学が前提となっている。したがって、本コースの学生は大学院 5 年間の前半期と位置づけられており、最終目標は後述の博士課程後期課程と同様である。

プロジェクトコースの場合には、博士課程前期修了と同時に社会での就業が想定されている。したがって、本コースにおいては、各種資格試験に合格できる、高度に専門性を要する職業に必要な能力を身につけた人材、あるいは深い教養を身につけた人材の養成を目標としている。

（イ）博士課程後期課程

本課程は研究者養成が第一義的目標である。学生は経済学の研究者となって、日本と世界の人々の平和と幸福に寄与することが期待されている。より具体的には、本課程の修了と同時に、研究者として自立できる能力を身につけた人材の養成を目標としている。

【長所と問題点】

本研究科の理念は、『学校教育法』第 65 条に定められた目的に合致しているだけでなく、経世済民の学としての経済学に期待されることに応えるものである。さらに、「学の実化」という本学の教育理念を具体化するものとして評価される。

また本学では、その将来構想における新しい教学理念の一つとして「グローバル化とネットワーク化」を提示しており、本研究科の理念はこれに沿い、具体化するものである。

本研究科の教育目標は、『大学院設置基準』第 3 条及び第 4 条に合致するものであり、特に問題とすべき点は見あたらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科は近年、大きな改革を行っている。すなわち、1997 年度に研究者養成を目的とする従来のコー

ス（本科コース）に加えて、高度な専門職業人を養成するコース（専修コース）を設置し、2005 年度にはこれらを、「アカデミックコース」、「プロジェクトコース」として再編・充実させた。また、2006 年度より「経済学部・経済学研究科　5 年一貫教育プログラム入学試験」を新たに実施している。これらの改革は社会の要請に一層適切に応えようとするものであり、『大学院設置基準』第 3 条第 1 項に準拠するものである。

近年は多様な目的を持ち、教育水準の異なった学生が主としてプロジェクトコースに入学してきている。こうした傾向は今後さらに強くなると予想される。したがって、多様な社会の教育要請に応え、「アカデミックコース」、「プロジェクトコース」の両コースにおけるそれぞれの教育目標達成のために、前期課程におけるカリキュラム編成に一層の工夫を凝らすことが必要となっている。その実現のためには、経済学部との連携・協力が必要であり、本研究科の将来像及び改革の具体案について、経済学部教授会においても懇談を実施している。こうした実践は、『大学院設置基準』第 7 条に合致するものである。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

本研究科は国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を教育・研究指導の目的としてきた。そのなかで、2005 年度に前期課程において従来の「専修コース」と「本科コース」に代えて「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」を設定するとともに、このコース制の拡充に対応した抜本的なカリキュラム改革を実行した。この改革によりプロジェクトコースには「エコノミスト系」「パブリックポリシー系」「地域・国際系」「歴史・社会系」及び「企業・ファイナンス系」の五つの系が設けられた。これは時代に即したカリキュラム体系を用意することにより、高度専門職業人を目指す学生や、生涯学習など、多様な目的を持って入学した学生のニーズに積極的に応えようとするものである。これに対し、アカデミックコースは研究者養成を目的とした前期課程・後期課程一貫の指導体制である。

また、2006 年度からの導入を予定している学部からの「5 年一貫教育プログラム」は、学部学生にとって大学院進学のインセンティブを与えることを意図している。

(1) 教育課程等

ア　経済学研究科の教育課程

【現状の説明】

経済学研究科は、『学校教育法』第 65 条、『大学院設置基準』第 3 条及び第 4 条に基づいて、経済学専攻の博士課程を置いている。これは『関西大学大学院学則』第 7 条に規定されている。

本研究科は、1950 年の発足以来、その目的を主として研究者の養成においていたが、国際的な視野を持ち、地域に立脚して活躍できる人材の育成を目標としてきた。1997 年度には博士課程前期課程において、主に研究者養成を目的とする「本科コース」と、主に高度な専門職業人の養成を目的とする「専修コース」と、二つのコースを設定した。この改革は、高度専門職業人を目指す学生数の増加など、一定の成果を上げた。

2005 年度にはさらに、本科コースと専修コースに代えて「アカデミックコース」と「プロジェクトコース」を設定するとともに、前期課程において大幅なカリキュラム改訂を行った。

博士課程前期課程の学生は入学試験の時点でアカデミックコースとプロジェクトコースのいずれか一つのコースを選択する。いずれのコースにおいても、修了所要単位 32 単位以上の修得のほか修士論文審査に合格することが修了の要件である。

開設されている科目は、選択科目と基礎科目とに分けられる。選択科目は五つの系に区分される。すなわち、エコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、及び企業・ファイナンス系が

ある。さらに、選択科目として上記の系の他に「共通科目」が加えられる。

基礎科目は 2002 年度に新たに導入された科目群である。これは、主にプロジェクトコースの学生を対象としたものである。

プロジェクトコースの学生は、指導教員（演習担当者）の担当する講義、演習及び論文指導の計 12 単位、並びに、基礎科目 4 単位以上、及び自分の所属する系の科目 8 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は 8 単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。

アカデミックコースの学生は、指導教員の担当する講義、演習及び論文指導の計 12 単位以上を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。ただし、基礎科目は 8 単位を超えて修了所要単位に算入することはできない。なお、インターンシップを修了所要単位に算入することはできない。

前期課程における授業科目は表Ⅱ-経研-1 のとおりである。

表Ⅱ-経研-1　授業科目一覧（博士課程前期課程）

系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）	系	科目名（各科目Ⅰは春学期、Ⅱは秋学期）
エコノミスト系	ミクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	歴史・社会系	経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	マクロ経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		近代経済学史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済変動論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		社会思想史研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	経済統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理統計学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済体制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	数理経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		現代資本主義論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	計量経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義	企業・ファイナンス系	工業経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	情報処理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		産業組織論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	労働経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		中小企業論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	金融工学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営管理論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	ゲーム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経営労務論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
パブリックポリシー系	経済政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		知的所有権研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	財政学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		海外中小企業事情研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税政策研究Ⅰ・Ⅱ　講義		大阪中小企業研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	社会保障論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業金融研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際税制論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		企業統治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	租税論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		ファイナンス論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公共政策論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		金融システム論研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	都市経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	基礎科目	ミクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	地方自治論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		マクロ経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	公会計論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済数学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	行政法研究Ⅰ・Ⅱ　講義		統計学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
地域・国際系	経済地理学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		政治経済学基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	地域経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学説史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済史基礎研究Ⅰ・Ⅱ　講義
	国際金融論研究Ⅰ・Ⅱ　講義	共通科目	経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　演習
	経済発展論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		経済学研究演習Ⅰ・Ⅱ　論文指導
	人口学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(英語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	開発経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾌﾗﾝｽ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	農業経済学研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ﾄﾞｲﾂ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	環境経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(中国語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アジア経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		外国文献研究(ｽﾍﾟｲﾝ語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	アメリカ経済論研究Ⅰ・Ⅱ 講義		外国文献研究(朝鮮語)Ⅰ・Ⅱ　講義
	ＥＵ経済論研究Ⅰ・Ⅱ　講義		専門研究(各テーマ)
歴史・社会系	日本経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		インターンシップ
	西洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義	（注）専門研究(各ﾃｰﾏ)・ｲﾝﾀｰﾝｼｯﾌﾟは両学期とも開講	
	東洋経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		
	外国経済史研究Ⅰ・Ⅱ　講義		

後期課程の入学者は主に前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）の修了者であり、他には他大学院の前期課程修了者及び留学生である。本課程修了のためには、指導教員の担当する「講義」「演習」「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」各 4 単位を含めて 20 単位以上を修得しなければならない。

学部教育との関連性については、従来、本研究科においては経済学部との教育課程の一貫性が重視されてきている。また、『関西大学大学院学則』第 33 条の改正を受けて、2005 年度より本研究科の担当教員も助教授層まで拡大されたので、近い将来には学部と研究科の教員はほとんど同じメンバーとなることが期待される。

さらに、本学経済学部の学生が本研究科を目指す場合は、早い段階で学内進学試験を実施して、大学院入学後の研究計画が立て易いようにしている。それに加えて、本研究科としては学部との一層のタイ・アップを図るなかで、2006 年度に学部と大学院前期課程とを連結した「5 年一貫教育プログラム」を実現している。

前期課程・後期課程における教育内容及び両者の関係についていえば、前期課程及び後期課程においては、共に開設科目として選択科目がおかれている。選択科目については、学生は、これらの科目のうちから指導教員の担当する講義、演習各 4 単位を必ず修得しなければならない。加えて、前期課程においては論文指導 4 単位、後期課程においては論文指導Ⅰ及び論文指導Ⅱ各 4 単位を修得しなければならない。

もう一つ、前・後期課程を通じて選択科目の中に「共通科目」という科目群が置かれている。共通科目は、どのコースあるいはどの系に属する学生にも履修可能な科目群である。ここでは、外国文献を研究する科目の他、前期課程に「専門研究（各テーマ）」、後期課程に「特殊研究（各テーマ）」という科目も開設されている。この科目によって時事的に緊急のテーマや、あるいは学会での重要なテーマなどを取り上げ、年度によって弾力的に開講できる仕組みにしている。

2005 年度から前期課程においては新カリキュラムが実施に移されたが、以上の点では従来と変更はない。したがって、学生は前・後期課程を通じて一貫した指導が受けられる体制が保障されている。

他方、後期課程への進学を前提としないプロジェクトコースの学生については、さらに別個の教育上の配慮がなされている。一つは、2002 年度に新たに導入された選択必修科目（現行の基礎科目）である。この科目群は、学部レベルの知識のリカレント教育的な意味を持っている。もう一つは、自分の所属する系の科目を多く選択するように条件を設定したことである。この条件は、学生が 2 年間という短い就学期間で自分の専門を系統的に研究するためのガイドラインの役割をはたすものである。

入学から学位授与までの教育システム・プロセスについては、本研究科の場合は、前・後期課程共に、入学志望者は入学試験の段階で指導教員を選び、それに対応して受験科目を選択するという仕組みになっている。この点で、学位授与に至るプロセスにおいて指導教員の占めるウェイトは非常に大きい。

前期課程の場合は、学生は、まず入学時に一般的なガイダンスを受ける。次に、履修科目登録をするに際しては、どの科目を何年次に履修すべきかに関して、指導教員から指導を受ける。そこにおいて前期課程の研究計画も具体的に決定されると言ってよい。2 年次には、指導教員による「論文指導」という科目を履修しなければならない。これによって修士論文作成の指導がなされる。

後期課程においては、課程修了に必要な 20 単位以上のうち 16 単位は指導教員の担当による科目を履修しなければならない。この点で、後期課程は教員と学生との間でほぼ 1 対 1 の研究活動をすることになる。後期課程の 2 年次に「論文指導Ⅰ」、その次の年次に「論文指導Ⅱ」を各 4 単位、指導教員の担当科目として履修しなければならない。

【長所と問題点】

1997 年度に前期課程において上記の二つのコースを設定することにより、『大学院設置基準』第 3 条第 1 項に則するものとなっている。また 2005 年度のカリキュラム改革は、近年の高度専門職業人を目指す学生や生涯学習を求めて入学する学生の増加に対応して、肌理の細かい教育の徹底化を目指すものである。この改革によって学生の履修指導をし易くし、加えて定員充足率を高めることによって本研究科の活性化を図るものである。また、このカリキュラムでは前期課程においては後期課程よりもかなり多くの科目が幅広く開

設されている。この点も 2005 年度におけるカリキュラム改革の特徴であり、学生の学習目的の多様性に対応する措置として評価できる。

1997 年度の制度改革は定員充足率の上昇に大きな効果をもたらしたが、他方、当初は予想されなかったような多様な学生の増加によって、教育課程の見直しも必要とされた。その対応策の一つとして、2002 年度に選択必修科目（現行の基礎科目）が設置された。

後期課程においては、修了要件から分かるように、前期課程に比して指導教員の責任は一段と大きくなる。前期課程における本科コース（現行のアカデミックコース）出身の場合は、前・後期課程を通じて一貫して同一の指導教員の指導を受けられるシステムであり、その点では、研究者養成の目的に則した制度である。

学部教育との一貫性の重視は、本研究科の長所の一つである。「5 年一貫教育プログラム」による入学生は 2006 年度 2 名、2007 年度 1 名であり、その実現は学部の学生にも大きな刺激を与え、大学院進学のインセンティブを与えている。

前期課程・後期課程における教育内容及び両者の関係については、前期課程には後期課程とほぼ同じ名称の科目が開設されており、前期課程を修了した学生が同じテーマで研究を継続しようとする場合、より高いレベルの研究を続けられるような教育内容が後期課程において保証されていると言える。

前期課程・後期課程のそれぞれの教育課程における指導教員の占めるウェイトとしては、現行の制度は適切なものと判断される。ただし、個別的な問題としては、特定のテーマに関連して特定の教授に学生数が偏っているという現状がある。例えば、「財政学研究」「租税政策研究」「経済発展論研究」などの科目では当該担当教授の教育上の負担は非常に大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の場合は、近年の学生数の増加にもかかわらず、前期課程の定員充足率はなお改善の余地がある。

そのことを考慮するならば、より一層の教育課程の充実に向けて努力する必要があり、2005 年度のカリキュラム改革の効果を見守る必要がある。とくに当面の措置としては、多様な学生のニーズに応えるべく新設された科目において海外からの招聘教授や実務経験者を客員教授あるいは非常勤講師として迎え入れることが考えられる。

特定の教授に学生数が偏るという問題については、現行制度は、学生が入学試験の際に特定の教授を選ぶ仕組みであり、テーマとの関係を考えれば特に問題はない。他方で、研究科内の申し合わせとして、1 教授が指導する学生数は 1 学年につき 5 名以内を目安としている。このため、前期課程において特定科目の教授に志望者が集中した場合に、その科目に関しては入学試験の合格率は下がる。志望を他の科目に変えさせるなどの措置はできない。この制度により、志願者総数が多くても必ずしも定員充足率の上昇にならない。これはカリキュラム改革だけでは解決できない問題であり、今後は入学試験制度との関連で解決を図るべきであると考えている。

イ　単位互換と単位認定

【現状の説明】

関西大学大学院は同志社大学、関西学院大学、立命館大学のそれぞれの大学院と単位互換制度を設けているが、2005 年度に他大学への送り出しが 2 名あった。なお、2006 年度は 0 名であった。

他方で、関西大学大学院では、2005 年度に新しい制度として、工学研究科を除く全研究科の間での単位互換の制度を発足させた。この制度は、全研究科の「大学院共通科目」を設定し、そこに各研究科から提供された科目については全研究科の学生が選択履修できるようにしたものである。2007 年度については、経済学研究科が提供している科目は 7 科目である。

【点検・評価】

他大学大学院との単位互換制度は、研究・教育の上で他大学と相互に補完関係を築くことができる点で有意義なものである。しかるに現状は、主に地理的な理由によると思われるが、期待される程には実績を上げ

ていない。この点については、地理的な問題を解消するための工夫が必要である。そのためには、本学大学院全体として関連大学院と協議が必要であるが、情報機器利用の可能性などを検討する必要がある。

これに対して、同一大学内での研究科間の単位互換は、資格取得等、多様な目的をもった学生の要請に応えるものとして評価できる。

ウ　社会人学生、外国人学生への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生の場合、勉学に支障となる大きな問題の一つは受講の時間帯である。それに対する配慮として、2002 年度より時間割の時間帯を夜間及び土曜日に拡大している。もう一つの問題は、社会人学生の全てというわけではないが、アカデミックコースの学生との間に学力差が見られることである。これを補うための方策として、やはり 2002 年度に選択必修科目（現行の基礎科目）が開設された。この科目群は、本研究科のどの専門分野にとっても基礎となるような講義科目を配列したものである。

外国人留学生に関しては、『関西大学大学院外国人留学生取扱規程』と『関西大学大学院外国人研究生規程』との二つの制度が用意されている。これらのうち、外国人留学生については、当該留学生の事情によって「当該研究科委員会が特に指定した授業科目を履修又は聴講させることがある」（同規程、第 10 条）。ただし、本研究科においては、このような事例はない。

【点検・評価】

社会人学生を対象とする教育上の配慮としては、夜間及び土曜日を活用することにより現行の制度で十分に対応できていると思われる。他方、留学生に関しては、これまでの実績として人数がそれ程多くはないこともあり、経済的な問題や進路などに関しても指導教員が個別に配慮してきた。しかし今後は、特に留学生の増加に対応した方策を検討する必要がある。たとえば、2005 年度に設定された「大学院共通科目」の中には「外国語運用実習（日本語表現法クリニック）」という科目があるが、この科目を必要に応じて本研究科の外国人留学生に履修させるのも一つの方法である。

エ　生涯学習

【現状の説明】

1997 年度に高度専門職業人の養成を目的とする学生を受け入れる制度が敷かれて以来、本研究科としては入試制度の改正、カリキュラムの部分的改正などを中心とした指導体制の見直しも行ってきた。これら一連の改革を通じて、生涯学習を目的とする学生を受け入れる体制も整ってきたと言える。実際、近年は本研究科においても生涯学習という目的から入学する学生の例が見られるようになった。

【点検・評価】

2005 年度のカリキュラム改革は、多様な開設科目を設定することによって生涯学習を目指した学生の受け入れをも意識した内容となっている。また、大学院共通科目の開設はこの多様化をさらに進めるものといえる。

オ　研究指導等

【現状の説明】

学生は、まず「当該年度に履修しようとする科目については、指導教員の承認を得たうえ」（『大学院規則』第 10 条）、履修登録することになっている。この規則により、学生は指導教員の担当科目以外の科目履修についても指導教員のアドバイスを受けることになる。したがって、前期課程の学生は入学時から 2 年間、アカデミックコースに入学した場合は後期課程も含めた 5 年間、同一教授より一貫した指導を受けることが原則である。

ここにおける指導教員とは、本研究科においては「学生の選択する演習及び論文指導を担当する教授」

（『大学院学則』第 17 条第 3 項）である。そして、各学生は「指導教員の担当する演習及び論文指導を含む所定の授業科目を履修し、その単位を修得しなければならない」（『大学院学則』第 16 条第 2 項）。なお、後期課程においては、「論文指導」は「論文指導Ⅰ」及び「論文指導Ⅱ」の 2 科目となり、それぞれ 2 年次と 3 年次に配当されている。

以上のように、前期課程及び後期課程における指導教員の役割は大きい。指導教員は学生の研究計画を把握した上で、年度の途中においても学生の研究の進展状況を点検しながら、最終的に学位論文の作成に至るまでの指導をしていくことになる。

さらに、前期課程のみについて言えば、修了所要単位（32 単位）のうち、指導教員による担当科目の単位数は 12 単位であり、残りの 20 単位（以上）は他の教員が担当する科目を履修することになる。経済学の分野においては、分析手法及び分析対象の両面で研究分野が細分化しており、関連科目のはたす役割も大きい。特に高度専門職を目指す学生にとっては、幅広く関連科目を履修することも重要視される。

本研究科のカリキュラムは、三つの特徴を持っていると言える。

一つは、学生が自己の専門分野を系統的に研究するためのガイドラインを設定していることである。すなわち、本研究科の開設科目は、前期課程において五つの系に、後期課程においては三つの分野に分類されているという特徴である。

もう一つは、共通科目のうちに「専門研究（各テーマ）」（前期課程の場合）あるいは「特殊研究（各テーマ）」（後期課程の場合）という名称の科目を開設していることである。たとえば、近年の急激な学問の進展に伴って、新しい分析手法や分析対象の科目が必要になった場合、それに最適な専任教員を確保するには時間を要する。そうした場合に、主に客員教授や非常勤講師の担当による「専門研究」という科目を活用することによって、学生にとって特に必要な科目を開講することができる。

三つ目に、前期課程における基礎科目の設置である。これは、学部レベルの基礎知識の補充という意味を持っており、主にプロジェクトコースの学生に対する配慮である。特に社会人などの場合、大学卒業からの長い勉学のブランクがある学生にとってはリカレント教育としての意味を持っている。これはまた、より高い専門知識を習得するための橋渡しの役割を持っている。

このようなカリキュラムの下で、指導教員は、学生の研究テーマに照らして、具体的にどの科目をどの年次に選択するかを指導している。

本研究科における講義・演習の実態は、基本的に個別指導と言ってよい。前期課程においては、学生は指導教員の担当する講義、演習及び論文指導各 4 単位（合計 12 単位）を履修しなければならない。これは前期課程修了所要単位 32 単位の 37.5%に相当する。

例外は、財政学関連の担当者の場合である。これは、税理士志望の学生が多いことによる。こうした担当者の場合は、正規の時間帯だけでは十分な指導が不可能になりがちであり、オフィス・アワーを設けて対応している。なお、研究科として各教員にオフィス・アワーを義務づけているわけではないが、自発的に設定している教員も少なくない。

後期課程の場合は、事実上は、学生は 4 単位を除いて他は全て指導教員による担当科目を履修することになる。自動的に個別的研究指導の体制にならざるをえない。後期課程を通じて、学生に研究者として自立しうる力量を身につけさせることが指導教員の責務である。

本研究科の学生にとって学問的刺激を与える場としては、関西大学大学院生全体の恒例の行事として、毎年 12 月に開催される大学院生合同学術大会がある。そこにおいては、各研究科の学生によって研究発表が行われる。さらに、本研究科の学生が執筆する専門雑誌としては、経済学研究科の学生自治団体である経済学研究科院生協議会の刊行する『千里山経済学』があり、年 2 回刊行される。そこに論文が掲載されるに当たっては、指導教員による承認が必要であり、指導教員がレフェリーの役割を果たしている。

以上は、学生が主体となって運営している研究活動であるが、他方で経済学部には主として経済学部の教員と学生とによる研究組織として経済学会がある。大学院の学生は、この経済学会にも加入することができ

る。経済学会による定期刊行物として『関西大学経済論集』（年 4 回発行）がある。大学院学生は、指導教員等との共同執筆の形で、あるいは教員による査読を経た上で単独論文を掲載することもできる。また、経済学会は年に数回の研究会を開催しているが、そこに参加することもできる。

その他、学内の研究所などにおいて教員による共同研究が組織されたような場合にはリサーチアシスタントとして参加する制度も用意されている。また、指導教員の多くは積極的に学生を専門分野の学会に加入することを勧め、そこで研究発表することを奨励している。

本研究科の場合は、学生は入学試験の時点で指導教員を選択する仕組みになっているが、一方で、入学後において、もし学生が何らかの理由で指導教員の変更を望む場合には、関係教員及び研究科委員会の承認を経て、指導教員の変更が認められる。これまでにも 2〜3 の事例があり、それらの場合は、学生によるテーマの変更、あるいは教員の在外研究などが理由となっている。

【長所と問題点】

学位論文作成の過程において、指導教員は制度上で大きな責任を負っているのみならず、事実上、担当時間数を超えて日常的に学生の指導に当たっている。この点は長所であるが、指導教員の負担が過大となりがちであることは否めない。なお、前期課程ではほとんどの学生が関連科目を幅広く履修していることは評価されてよい。

カリキュラムについては、科目の系別あるいは分野別配列、共通科目及び基礎科目の設定は、プロジェクトコースの学生のニーズに柔軟に対応できる制度として評価される。

研究指導のあり方としては、後期課程においては、指導教員と学生との間の一対一の対応による研究活動になる。その点は長所であるが、短所ともなりうる。最大の短所は、比較すべき対象がいないために、研究上の進歩の度合いを学生が自分で判断しにくい点であろう。

学生に対する学問上の刺激としては 2 種類が考えられる。一つは、研究の成果を発表する機会を保証することによる刺激であり、もう一つは日常の研究活動そのものを通じた刺激である。研究発表の機会という点に関しては、口頭形式にせよ論文形式にせよ、学生が自分の研究を発表する機会は十分に保証されている。他方、日常の研究活動に関しては、指導教員による個人的な努力は別として、他に効果的な刺激策は見られない。また、1 人の指導教員の下に志望学生が毎年のように入学してくるのであれば、同門の学生同士による共同研究が可能であるが、本研究科においてこの形式を取りうる専門領域は極めて限られている。

指導教員の選択と変更については、本来なら、学生は入学試験要項などの資料によって自分の研究テーマと指導教員との関連は事前に知っているはずであるから、入学後の指導教員の変更は例外と見なされる。しかし、自分のテーマに関連する教授は研究科内に 1 名だけとは限らない上、テーマそのものの変更もありうるので、制度として指導教員の変更を可能にしておくことは望ましい。したがって、運用には注意を払う必要があるが、現在の制度は適切である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来において、学生数が増加した場合には、従来のきめの細かい指導にも限界が生じるであろう。そうした問題を回避するためには、学生の志望が特定の教授に偏らない方策も検討する必要がある。

カリキュラムとの関係では、基礎科目の講義内容の問題がある。この科目群には固定した担当者が予定されているわけではない。したがって、年度によって担当者が変わりうるが、それによって講義内容や講義レベルが大きく異ならないよう、担当予定者の間で調整しておかなければならない。

研究科の学生数が少ないため学生が独りよがりになることを避けるための一つの方法としては、他の大学院との単位互換制度がある。例えば、ある教員の専門分野と同じ専門の教員は近隣の大学院にも存在するはずである。それらの教員間で開講科目の内容を調整するならば、学生にとっての便利さが増すはずである。他方、制度的な保証とは別に、指導教員の助言により、関連の学会に加入し、学会や研究会で研究発表することも有効な方策である。

学問的刺激の誘発という点で他に可能性のある方策としては、教員による学内の共同研究へテーマに応じ

て学生を積極的に参加させることがある。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育・研究指導の改善

すでに記したように、1997 年度の制度改革以降、本科コース（現行のアカデミックコース）の学生数には大きな変化はないが、専修コース（現行のプロジェクトコース）の学生が増加している。こうした情勢の変化に対応して、研究科全体としてどのような研究指導方法がよいか、研究科内において検討されてきた。その過程から実現された改善策の一つが 2002 年度における選択必修科目（現行の基礎科目）の設置である。そして 2005 年度から実施の新カリキュラムである。

現行の制度においては、学生は受験段階において特定の 1 教授を指導教員として選ぶことになっている。研究者志望の学生にとっては確かにその方が指導を受けやすい。しかし、高度専門職を目指す学生にとっては、もう少し弾力的な指導教員の選び方があってもよい。たとえば、学生のテーマに関連する複数の教授によるグループ指導が可能なシステムが考えられる。この発想に基づいて、新カリキュラムにおいてはプロジェクトコースを五つの系による区分とした。この制度によって、学生は指導教員の他に同一系内の他の教員からも講義及び演習を通じて指導を受けられる仕組みになっている。

本研究科においては、従来は「講義要項」によって学生に講義及び演習の内容を周知してきたが、2004 年度より全科目においてシラバスが作成され、Web 上に公開されている。また、2004 年度より、全ての講義科目について学生による定期的な授業評価が実施されている。

なお、FD については、経済学部の研究体制・FD 委員会において経済学研究科の FD を検討中である。

イ　教育効果の測定

本研究科全体として制度化されたものとしては、前・後期課程の論文審査に際して、最終審査（口頭試問）の段階においてプレゼンテーションが行われていることである。そこでは 3 名の審査委員に加えて他の教員も参加して発言できる仕組みになっている。また、学生の参加も認められている。

ウ　成績評価法

成績の評価法については「関西大学大学院学則」第 20 条、第 21 条及び「大学院規則」第 17 条、第 18 条に定められており、全研究科共通のものである。それに従って、授業科目の成績は評語（優、良、可）によって学生に発表される。100～80 点が優、79～70 点が良、69～60 点が可、と表示される。これらの評価は、学期末試験によって決定されるのが原則であるが、その他に授業時の報告や討論、あるいはレポート提出、などによっても評価される。

【点検・評価】

近年における学生の研究目的は多様である。学生の多様なニーズに対応できるカリキュラムが設定されたこと、また同一系内の教員による協力体制ができたことは評価できる。

シラバス作成は担当者全員に義務付けられており、制度として確立したといえる。

学生による授業評価に関しては、大学院の場合、学部とは異なり、1 講義あたりの受講者数が少ない点を考慮し、できるだけ匿名性を保証するため、授業評価の結果は事務室が管理している。これによって、教員による指導方法の改善のための出発点が確保されたと言える。

教育効果の測定については、大学院における教育の成果が最終的には学生の学位論文に集約されるものとすれば、全教員が学生のプレゼンテーションに出席できることは、教育効果を測る上で効率的かつ有効な方

法であろう。

また、成績評価は現在のところ、各担当教員による絶対評価が行われている。相対評価法も考えられるが、少人数の講義がほとんどのため、現実には相対評価はとりにくい。

(3) 学位授与・課程修了の認定

ア　学位授与

【現状の説明】

本研究科においては、1990 年代後半に至って前期課程を中心に学生数が増加したこともあって、2000 年代になってからは、それ以前に比べて修士の学位取得者が増加したことは確かである。

他方、1960 年代以降の長期的なデータで見る限り、後期課程への進学者は年平均で約 2 名である。そうした事情から課程博士の学位取得者は数年に 1 名というのが実状であったが、2005 年度と 2006 年度に各 1 名の課程博士を得ている。

学位の授与に関する手続きは『関西大学学位規程』に定められている。まず、修士の学位論文に関する手順は次のようになっている。

①計画書の提出　②論文の提出　③論文の審査　④最終試験（口頭試問）

より具体的に記せば、学生は指導教員の指導に基づき、定められた期限までに修士論文計画書を提出する。その後、外国語の学力に関する認定に合格（研究科委員会による免除の規定あり）した後に、修士論文を研究科に提出する。研究科は、指導教員を主査とする計 3 名の審査委員を決定する。審査委員は論文の審査を行う。その後に最終試験として、原則として口頭による試問が行われる。審査の結果は、研究科委員会の議を経て、研究科長会議の承認を得るものとされる。以上のプロセスを経て、合格者に対する学位授与が行われる。なお、修士論文に代替できる特定の課題研究の制度は今のところ設けていない。

課程博士の学位論文に関しても審査の手続きはほぼ同じである。異なっている点は、学位授与の後に論文を印刷公表しなければならないことである。なお、論文提出による学位の場合は、学位を申請する際の提出書類は次のようになる。すなわち、学位申請書、博士論文、論文要旨、履歴書、研究業績一覧表、及び審査手数料である。これ以外の手続きは課程博士の場合とほぼ同じである。

従来、本研究科においては、特に論文博士の学位論文審査に際しては、研究科委員会が必要と認めた場合に本研究科以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。専門分野が益々細分化されつつある現状においては、1 研究科内で 3 名の専門研究者を審査員として確保することが難しい専門領域も存在する。そうした場合は、研究科内の審査員に加えて外部の専門研究者に「専門委員」として審査を依頼し、審査結果を文書で提出してもらう制度を採っている。

前期課程については、近年は、生涯学習を目的として職を持ちながら進学する社会人学生も増えつつある。このような状況を考慮して、本研究科においても 2006 年度入学生から従来の修士論文による修了だけではなく、それに代わる制度として、特定の課題研究をもって修士論文に代えることが制度化された。

【長所と問題点】

後期課程の学生定員が少ないという事情はあるが、博士の学位取得者の人数が少ない。それに加えて、これまでの学生のほとんどは、予定された 3 年間の在籍期間に課程博士の学位を申請するに至っていない。他方で、近年における大学院学生の急増に伴って就職状況は大変厳しい。このような状況下にあっては、在籍中に学位を取得する意識で研究に取り組む姿勢が従来に増して必要である。

本研究科においては、最終試験（口頭試問）の際に当該学生によるプレゼンテーションを行っている。その際には審査委員以外の教員も出席して質問することができる。また学生も聴講できる。その点で、透明性及び客観性は十分に保証されている。この制度は、修士論文の場合だけでなく、課程博士の論文の場合も同

様である。

また、論文博士の学位論文審査においては、必要に応じて本大学以外の研究者に「専門委員」として審査を依頼している。この点でも、審査の透明性及び客観性の程度は非常に高い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生を指導する研究指導体制に特に問題点があるとは思えないが、学位に対する考え方が変化してきていることも確かである。本研究科においても、教員及び学生の双方において予定の在学期間中に学位申請をするという強い意識を持つことが必要であろう。

その一方で、研究科として学生に対して学位論文提出のためのガイドラインを示す必要がある。経済学研究科は現在、副部長を中心に課程博士論文の基準と体裁及び保存の仕方について立案作業をしており、2007年 12 月の研究科委員会に提案されることになっている。課程博士論文の基準が明確になれば、学生にとっても分かり易く、研究の刺激ともなるだろう。

修士論文に代替できる特定の課題研究を導入するに際しては、プロジェクトコースの学生の場合でも、資格取得のためには修士論文が不可欠の場合がある点を考慮しておく必要がある。

外部の研究者に審査を依頼する最大の理由は、審査の客観性と透明性を確保することにある。その点で、本研究科の制度は優れているものと評価される。

イ　標準修業年限未満の課程修了の認定

【現状の説明】

『関西大学大学院学則』第 24 条及び第 25 条には、すぐれた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定がなされている。しかし、これまで本研究科においては、この規定を適用された例はない。

【点検・評価】

現行の規程は、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。しかし、せっかくの規程を生かすためには制度の具体化が必要である。本研究科では、学部と修士課程とを通じて 5 年間で学士と修士の学位を修得できる制度を 2006 年度から導入している。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

国内外への教員の派遣、あるいは国内外からの研究者の招へいなどは経済学部主導で行われている。したがって、国内外の研究者との交流は、本研究科が独自に行っているものはない。

ただし、経済学部、あるいは既述の「経済学会」が主催する研究会や講演会は少なくない。そこには本研究科の教員だけでなく大学院学生も参加できる。近年は、主に「経済学会」が主催して、海外を含む外部から招へいされた研究者による研究発表会が頻繁に開催されている。

大学院学生による国際交流ではこれまで、指導教員との共同研究、協定校への交換留学、あるいは、学生独自の企画によって国外で研究活動を行うケースがみられた。ただし、会話能力の制約もあり、協定校との交流は必ずしも十分とはいえない。一方、2006 年度には協定校の大学院生の受け入れも行っている。

【点検・評価】

本研究科の委員の全員が経済学部の教員による兼担であることを考えればとくに問題はないが、協定校との交流については一層の推進が望まれる。

4　学生の受け入れ

本研究科は、一般入学試験は既に 9 月と 2 月の 2 回実施しているが、2005 年度の入学試験から学内進学試験を 1 回から 2 回、2006 年度から社会人入学試験も 2 回実施している。これは多様な目的を持って、本研究科を志願する者のニーズに応えるものであり、時代に即した学生受け入れを行っているといえよう。2006 年度から学部 4 年・修士 1 年の 5 年一貫教育プログラムによる入学試験を実施しており、早晩導入されるであろう早期卒業にも対応できる学生の受け入れにも取り組んでおり、本研究科の理念・目的を達成する上で問題のない学生の受け入れを行っている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

本研究科では博士課程前期課程及び博士課程後期課程において学生募集を行っている。

博士課程前期課程は「プロジェクトコース」と「アカデミックコース」とに分けられているが、コース別の定員はない。入学定員は 50 名である。入学者受け入れの基本方針は、経済学部卒業程度の専門基礎学力を有し、合わせて研究意欲を有するとみなされるものを入学させることである。そのために採用している学生募集方法は 4 種類あり、それらは①学内進学試験、②一般入学試験、③外国人留学生入学試験、④社会人入学試験である。

博士課程後期課程は、研究者養成を目的とするもので、将来の研究者としての潜在能力を有するものを入学させることを基本方針とし、入学定員は 5 名である。選抜方法は①一般入学試験と②外国人留学生入学試験との 2 種類ある。

（ア）学内進学試験

この方式は、博士課程前期課程で実施し、本学経済学部の卒業予定者を受験対象者としている。それらの中で一定の学業成績基準を満たしているものに受験資格を与え、口頭試問によって選抜するものである。なお、学業成績基準はプロジェクトコースの場合とアカデミックコースの場合とで異なる。実施時期は 2004 年度までは 5 月の 1 回のみであったが、2005 年度からは 5 月と 11 月の 2 回実施している。

（イ）一般入学試験

一般入学試験は博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程においては、本学卒業生（予定者を含む）だけでなく他大学出身者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、プロジェクトコースの場合は専門科目及び基礎科目 1 科目を選択し、アカデミックコースの場合はプロジェクトコースの試験科目に加え、外国語 1 科目（英語）である。

なお、専門科目については、受験者は志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。これについては次の(ウ)による試験の場合も同じである。実施時期は 2008 年度の募集は、9 月と 2 月である。また、3 月募集は 2004 年度まで専修コース（2005 年度からプロジェクトコースと改称）のみの募集であったが、2005 年度からプロジェクトコース及びアカデミックコースの 2 コースで募集している。

博士課程後期課程においては、博士課程前期課程を修了したものを対象とする。本研究科の博士課程前期課程において本科コース（2005 年度からアカデミックコースと改称）に所属したものについては、修士論文と口頭試問によって選抜する。それ以外の受験者については、口頭試問の他に専門科目 1 科目及び外国語（英語）の試験が課せられる。なお、専門科目については志望する演習担当者の出題する科目を選択しなければならない。実施時期は 2008 年度の募集で 2 月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人留学生入学試験は博士課程前期課程及び博士課程後期課程で実施している。

博士課程前期課程及び後期課程ともに本試験は、外国人留学生を対象としている。選抜方法は筆記試験と

口頭試問とによって行われる。筆記試験科目は、専門科目と外国語（博士課程前期課程はアカデミックコースのみ）である。受験資格として日本語能力試験 1 級または日本留学試験 219 点以上という基準がある。実施時期は 2008 年度の募集で 9 月と 2 月である。

（エ）社会人入学試験

社会人入学試験は博士課程前期課程において実施しており、プロジェクトコースのみ募集している。試験は、主として志望理由を中心とする口頭試問による。2006 年度から入学試験を 2 回（11 月と 2 月）実施している。

表Ⅱ-経研-2　博士課程前期課程入学試験状況

	2003 年度			2004 年度			2005 年度			2006 年度			2007 年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	20	6	4	29	11	11	21	11	8	13	4	4	8	5	5
学内進学入学試験	5	5	4	11	10	9	13	12	6	8	8	6	6	6	5
社会人入学試験	5	3	3	4	2	2	7	3	2	4	3	3	6	3	3
留学生入学試験	4	3	3	6	4	4	7	4	4	8	8	6	5	4	3
５年一貫プログラム													2	2	2
計	34	17	14	50	27	26	48	30	20	33	23	19	27	20	18

表Ⅱ-経研-3　博士課程前期課程入学試験状況　2006 年度

	志願者	受験者	合格者	入学者
プロジェクトコース	29	27	21	18
アカデミックコース	4	3	2	1
計	33	30	23	19

表Ⅱ-経研-4　博士課程後期課程入学試験状況

	2002 年度			2003 年度			2004 年度			2005 年度			2006 年度		
	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者	志願者	合格者	入学者
一般入学試験	3	2	1	6	5	4	1	1	1	1	0	0	1	1	1
留学生入学試験	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0
計	3	2	1	6	5	4	1	1	1	2	1	1	1	1	1

【点検・評価】

本研究科は 1997 年度から博士課程前期課程において、「本科コース」と「専修コース」の 2 コース制を導入し、2005 年度からは「本科コース」を「アカデミックコース」に、「専修コース」を「プロジェクトコース」に改称し、多様な学生募集方法をとってきている。外国人留学生や社会人など、学歴・経歴の異なる受験生にも研究の機会が開かれており、募集方法は適切であると見なされる。その結果、下の表に見られるように、特に「プロジェクトコース（2004 年度まで専修コース）」における入学者の比率が高い。

2005 年度から学内進学試験を 2 回実施し、2006 年度からは社会人入学試験も 2 回実施しており、入学試験の種別・時期については受験生に配慮し、受験機会を拡大しているので、問題はない。

博士課程後期課程の大学院学生は研究者志望と見なして間違いないが、全国的なデータで見ても博士課程前期課程から博士課程後期課程へ進学する際に所属研究科を変更する大学院学生はきわめて少ない。また本研究科が博士課程前期課程において高度専門職業人養成を目的としているプロジェクトコースに重点を置いていること及びプロジェクトコース修了生が博士課程後期課程の入学試験を受験できることを考慮すれば、博士課程後期課程に関しては、学生募集方法及び入学者選抜方法ともに現行の制度で十分であろう。

(2) 門戸開放

【現状の説明】

既述のように、本研究科においては博士課程前期課程の入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用されている。その結果、国内他大学出身の受験生が増加している。また外国人留学生、社会人にも受験機会が開かれている。具体的な数値は表Ⅱ-経研-2 のとおりである。

【点検・評価】

入学試験における門戸開放は、制度としては現状で十分であろう。2004 年度からシラバスをインターネットで公開していることは、本研究科の内容を広く周知させるという点で評価できる。

(3)「飛び級入学」制度

【現状の説明】

本研究科においては、飛び級制度による入学試験は実施していない。しかしながら、2006 年度から学部 4 年次に博士課程前期課程の科目を履修し、本研究科入学後、学部 4 年次に修得した単位を認定し、博士課程前期課程を 1 年で修了できる 5 年一貫教育プログラムによる入学試験を実施している。

【長所と問題点】

飛び級入学試験の場合、大学院入学時に在籍する学部を退学する必要があり、学士の資格が得られないという欠点がある。本研究科が実施する 5 年一貫教育プログラムは、学部 4 年在学時に本研究科の科目を履修することで学士の資格を得られるという点で飛び級入学試験よりメリットが大きいと考えられる。しかしながら、大学院入学前の既修得単位の認定は 10 単位を上限としており、本研究科の修了所要単位が 32 単位であることを考慮すると、博士課程前期課程 1 年次に履修科目が多くなるというデメリットもある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年度から実施している 5 年一貫教育プログラムについては、前述のとおり博士課程前期課程 1 年次に多くの科目を履修しなければならないという欠点を持つ。学部を 3 年で卒業できる早期卒業制度が導入されれば、本研究科の 5 年一貫教育プログラムを発展的に解消する予定であり、早期の導入が期待される。

(4) 社会人の受け入れ

【現状の説明】

社会人に関しては、すでに記したように前期課程において社会人入学試験制度によって受け入れを実施しており、税理士試験の税法科目の試験免除を目的とした者や定年退職者などが受験している。

【長所と問題点】

本研究科においては、社会人学生の場合は、税理士などの資格を目的にする者と、生涯学習を目的とする者が多く、入学後の学力に大きな差が見られる場合があるので、指導教授は個別的なきめの細かい指導が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人学生の場合は、年齢や職業、あるいは大学卒業後の経過年数などに大きなバラツキがある。従って、学力に応じて個別的な指導が必要になることはやむをえない。今のところ、人数が少ないので問題はないが、特定の教員に過重な負担とならないよう、将来的には複数指導制などの工夫をする必要があるだろう。

(5) 科目等履修生等

【現状の説明】

本研究科においては、上記の大学院学生の他にも種々の目的によって勉学を希望する学生を受け入れている。具体的には、2007 年 5 月現在において本研究科において学んでいる各種の学生数は、聴講生 1 名、研修生 0 名、交流研究生 0 名、科目等履修生 1 名、外国人研究生 5 名（うち 2006 年 9 月受け入れ 2 名）である。

聴講生 1 名は自己研修、科目等履修生 1 名は研究継続が目的である。

【点検・評価】

現状の数値に特に問題があるとは思われない。強いて指摘するなら、交流研究生がもっとあってもよいと思われる。ただし、研究生の交流には地理的な問題も付随するので、それ程人数が増加することは望めない。また、研究生については、修士論文作成等研究の補完が本来の目的であることを考慮すれば、人数が少ないことについても特に問題はない。

科目等履修生及び聴講生に関しては、自己研修や研究継続など勉学の目的がそれぞれ異なる。本研究科として志願者に勉学の機会が開かれていることを周知することは重要であり、2004 年度からシラバスの内容及び本研究科の時間割をホームページで公開している点は評価できる。

(6) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の収容定員は博士課程前期課程 100 名、博士課程後期課程 15 名である。それに対して 2007 年度における在籍者数は博士課程前期課程、博士課程後期課程それぞれ 38 名、17 名である。

【長所と問題点】

ここで特に問題となるのは博士課程前期課程における収容定員充足率の低さである。在籍者数が少ないということは、学生に対する教育効果の面ではプラスであり、奨学金等の経済的バックアップの面でも不利益にはならない。しかし反面で、大学院学生同士で切磋琢磨するなどの研究上の刺激に乏しい点は否定できない。

本研究科の場合は、博士課程前期課程のプロジェクトコースにおいて、特に税理士志望の大学院学生が多いことが特徴であったが、ここ数年における大学院在籍者数の減少は税理士試験制度の変更による影響が大であることは間違いない。具体的に記せば、従来の制度は通称「ダブル・マスター」と呼ばれるものであった。これは、会計関係の科目と税法関係の科目との両方で修士の称号を取得すれば、税理士試験において税法科目 3 科目及び会計科目 2 科目が免除される制度である。しかし、制度改正の結果、試験が免除される科目は、税法科目 2 科目、会計科目 1 科目に減少した。

過去の長期的なデータを見るならば、本研究科における研究者志望の大学院学生数には大きな変化はない。従って、定員管理の点からいえば、主として高度専門職業人を目的として入学する大学院学生あるいは定年退職者等、生涯学習を目的として入学する大学院学生を充足させることが課題になる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上のような在籍者減少傾向に対しては早急に対応策を取る必要がある。第一に考えられることは、進路の確保である。これについては 1 研究科だけの努力には限界があり、大学全体として取り組むべき課題であろう。近年、他研究科を含む大学院学生が難関である巨大企業や大企業等へ就職している。この結果を見ると、大学院学生を企業が採用する環境ができつつある。本研究科としても 2005 年度からカリキュラムを改正し、進路を確保する取組を行っている。

第二は、カリキュラムの改革である。大学院学生が自分の希望する専門的な知識を系統的に履修できるよ

うな科目を開設し、本研究科の特徴をわかりやすくする工夫も必要である。プロジェクトコースは、所属する系の科目を重点的に修得するカリキュラムに改正しており、従前の専修コースより高度専門職業人養成に特化したカリキュラムになっている。カリキュラム改正による定員充足率への効果については、今後、その推移を見守る必要がある。

第三に、社会人等の勉学にも配慮した講義時間帯の拡張も必要である。すでに 2003 年度から講義時間帯を夜間と土曜日へ拡大することにし、実施しているが、社会人学生がより容易に本研究科で学べるようさらに拡張することが求められる。

最後に、生涯学習を目的とする者の受け入れを拡大することであろう。近年、本研究科に定年退職者等、生涯学習を目的とする者が入学している。わが国が少子高齢化社会を迎えることを考慮すれば、その需要はあろう。プロジェクトコースを高度専門職業人養成という役割を持ちつつ、定年退職者や子育てを終えた主婦など生涯学習を目的とする者をも対象とするコースへシフトすることが検討されるべきだろう。

5　教員組織

経済学研究科は、国際的な視野を持ち地域に立脚して活躍できる人材の育成を理念として掲げ、専門的研究者の養成のためのアカデミックコースと高度専門職業人の養成のためのプロジェクトコースを設置しているが、当研究科は改善の余地があるとはいえ、このような教育研究の理念と目標を実現していくのに十分な教員組織を確保しており、一層の教育活動の充実のため、今後も引き続き十分な体制を整えていく。

(1) 教員組織

【現状の説明】

経済学研究科の意思決定組織として、学部の教授会に相当する経済学研究科委員会がおかれている。当委員会の構成メンバーは、大学院の専門科目の講義等を担当するすべての専任教員である。ただし、大学院担当であっても、「外国文献研究」のみを担当する専任教員（2007 年度は該当者なし）は研究科委員会の構成メンバーにはならない。

2007 年度についてみると、研究科委員会の構成メンバーは教授 30 名、准教授 4 名となっており、全員が経済学部と兼担である。年齢構成及び平均年齢を前期課程担当者（後期課程担当者はすべて前期課程をも担当する）と後期課程担当者に分けて 4 月 1 日現在で示せば次表のようになっている。

表Ⅱ-経研-5　担当教員の年齢構成　2007 年 4 月 1 日

年齢／課程	39 歳以下	40 歳代	50 歳代	60 歳代	合計	平均年齢
前期課程	4	10	9	9	32	53.0 歳
後期課程	0	10	9	9	28	55.0 歳

5 月 1 日現在において、本研究科の在籍者数及び専任教員 1 人当たり学生数（アカデミックコース及び 2004 年度以前の大学院学生には指導教員の所属の系に分類）は、次のようになっている。

表Ⅱ-経研-6　学生数と専任教員数の比率　2007 年 5 月

		専任教員数	プロジェクトコース 専修コース(2004 以前入学生)	アカデミックコース 本科コース(2004 以前入学生)	計	教員 1 人当たりの学生数
博士課程前期課程	エコノミスト系	9	6	1	7	0.8
	パブリックポリシー系	3	12		12	4.0
	地域・国際系	4	7		7	1.8
	歴史・社会系	9	9		9	1.0
	企業・ファイナンス系	3	4		4	1.3
	合計	28	38	1	39	1.4
博士課程後期課程		27	17		17	0.6

以上、専任教員について述べたが、それ以外に、2007 年度に前期課程で 9 名、後期課程で 1 名の非常勤講師が科目担当者になっている。規程上可能な客員教授の招へいは、2007 年度で 2 名、2005 年度で 1 名招へいしている。また、本研究科においては研究支援職員の制度は敷かれていないが、経商資料室の職員は研究に必要な文献の収集・管理・利用に携わり、経済学部と商学部の教員及び院生の研究を支援している。

【長所と問題点】

当研究科は基本的には教育研究の目標を達成するのに適切した、十分な業績と指導力のある多くの教員を、プロジェクトコースの五つの系とアカデミックコースの諸科目に適切に配置している。その結果、教員 1 人当たりの学生数が比較的少なく、密度の濃い教育研究の指導が可能になっている。とりわけ、専門分野で長年教育・研究に携わってきたベテランの教員の識見を尊重するとともに、准教授以下のいわゆる「若い感性」を講義等に反映させることも重視して、教員の配置を工夫している。具体的には、2005 年度から制度上は、准教授 2 年以上の教員は前期課程を担当できるようになった。担当の是非は本人の意思に委ねられており、2005 年度では准教授現員 10 名中 1 名が大学院担当であったが、2007 年度は准教授現員 13 名中 4 名が担当しており、今後さらに多くの准教授が担当することが期待できる。

また、本研究科が「国際的視野の育成」「地域に立脚した人材の育成」を理念・目的として、プロジェクトコースの中にパブリックポリシー系、地域・国際系、企業・ファイナンス系などを設置している以上、非常勤講師・客員教授を含めて、外国人や実務経験者の起用にもより積極的な取組が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

経済学研究科は研究科の理念・目的及び時代の要請に合ったカリキュラムの在り方を鋭意検討してきたが、2005 年度から従来の本科コースと専修コースをアカデミックコースとプロジェクトコースに改め、プロジェクトコースにはエコノミスト系、パブリックポリシー系、地域・国際系、歴史・社会系、企業・ファイナンス系という五つの系を設けるなど、カリキュラムの革新を実行に移している。初年度の 2005 年のデータでは、専任教員数の少ないパブリックポリシー系や地域・国際系に相対的に多くの学生が属している。留学生のほとんどは予想されることであるが、地域・国際系に属している。現状では、新しいカリキュラムと教育研究のための人的体制との間にギャップが存在していることは否定できない。このギャップを埋めるために、現在、十分な業績と指導力のある准教授・専任講師の積極的起用及び、実務経験者や外国人を客員教授・非常勤講師として招くことに取り組んでいる。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

本研究科の専任教員はすべて経済学部と兼担であり、専任教員の募集・任免・昇格は学部教授会の決定を経て行われる。それゆえ、人事に関する研究科固有の事項は、講義科目担当者の資格基準の設定とそれに基づく担当者の決定に限られる。

本研究科では、専任教員による科目担当の資格基準として、博士課程前期課程と同後期課程に分けてそれぞれ次のように内規で定めている。

ア　前期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書1冊以上を著したもの。

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められたもの。

(3) 研究が優れているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2)の「研究上の業績が(1)に準ずる」という文言の解釈及び実施方法については、1991 年 6 月 12 日開催の研究科委員会において、次のとおり了承されている。すなわち、学術著書（学界で定評のある教科書を含む）1 冊以上、もしくは、質量ともにそれに相当する学術論文を有するものとし、かつ、研究書の訳業についても研究上の然るべき業績とみなす。

イ　後期課程

(1) 博士の学位を有し、かつ学術著書2冊以上を著した教授職のもの。

(2) 研究上の業績が(1)に準ずると認められた教授職のもの。

(3) 最新の研究に優れた業績をあげているため、科目担当が特に求められるもの。

なお、(2)の「研究上の業績が(1)に準ずる」とは、「質量とも学術著書 2 冊以上に相当する学術論文を有するもの」とする。

非常勤講師による科目担当の資格基準としては、前期課程・後期課程それぞれについて、上記(1)から(3)のいずれかの条件を満たし、かつ70歳を超えないこととされている。

以上が2004年度までの新たな担当者の決定に際しての基準であったが、大学院学則第31条の改正にともなって、本研究科では2005年度以後の新たな担当者の決定は次のような運用基準に従って行われた。

ア　前期課程

(1) 講義を担当するのは、准教授昇任1年を経過しているもの。

※ただし担当については、強制とせず、本人の意向を尊重する。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で前期課程の講義科目を1年以上担当しているもの。

イ　後期課程

(1) 講義を担当するのは、教授で前期課程の演習・論文指導を1年以上担当しているもの。

(2) 演習・論文指導を担当するのは、教授で後期課程の講義科目を1年以上担当しているもの。

なお、資格審査は後期課程の講義を新たに担当する場合のみである。

【長所と問題点】

上記の 2004 年度までの担当者資格基準とそれに基づく担当者の決定は、恣意的な判断を排して研究科の理念・目的にかなった適切な担当者を公平に選任することにつながっており、一定の合理性をもっていたが、2005 年度以後は大学院の教員組織と学部の教員組織との一体化をめざして、①教授は原則的に大学院の演習・論文指導を担当する、②若手教員を積極的に起用することが望ましい、とする新しい基準に従って、新たな担当者が決定されるようになった。しかし、この新たな基準も後期課程の講義及び演習担当者を「教授職」に限定し准教授以下を排除しており、この点が妥当であるか否かが今後の問題となろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

アカデミックコースとプロジェクトコースからなる前期課程の新カリキュラムを効果的に運用して研究教育の実をあげていくためには、大学院の教員組織と学部の教員組織との一体化をより一層推し進め、能力と意欲のある教員が大学院の研究教育に参画できるようにする必要がある。最近の改革によって、准教授は前期課程のカリキュラムを担当できるようになったが、担当するか否かは本人の自主性に委ねられているため、准教授のうちで実際に担当するものは限られている。若手の准教授が大学院の担当に消極的な理由は、講義負担の増加を危惧するためである。学部教授会及びその他の会議を通じて、准教授以下の教員の大学院の研究教育への理解を深めていくことが重要である。中期的には、講義負担の面でも学部と大学院の一体化を推

し進め、学部と大学院の合わせた負担コマ数を、教授、准教授、講師について設定していく必要があろう。

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

教員が経済・政治研究所をはじめとした学内の研究所の研究員として、研究活動を行うとともに、後期課程の学生は、自己の研究テーマに関連する、経済・政治研究所等の研究班に準研究員として参加し、調査研究及び成果の公表に加わることができる。

6　研究活動と研究環境

本章の内容については、経済学部として学部・研究科をまとめて記載ずみのため、経済学部の自己点検・評価報告書の記述に委ねることとする。

7　施設・設備等

本研究科の教育・研究施設である尚文館（大学院棟）は、本研究科のほか7研究科（法学、文学、商学、社会学、外国語教育学、法務、会計）の共用施設であるが、マルチメディア機器等の設備も充実し、大学院学生用の研究用スペースも十分にあり、本研究科の教育研究活動において問題となるところはない。本研究科の理念・目的を達成する上で十分な施設・設備が整備されており、適切な運用を行っている。

【現状の説明】

本研究科の設備・施設は、尚文館（大学院棟）にあり、大学院全体のうちの8研究科と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設及び各教員の研究室も使用している。講義等で尚文館内のマルチメディアパソコン教室や多目的室、その他の教室でも各種マルチメディア機器を利用でき、実際に本研究科の教員が講義で利用している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後の収容能力）が 1 室と小規模の共同研究室（収容能力は 5～6 名）が 1 室あり、7 階に各研究科共用のフリースペースも用意されている。大学院学生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請をしていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。また、ワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できる。なお、各研究科共用として、大学院生用実習室が設置されている。

【長所】

本研究科の講義等授業及び大学院学生の研究用施設・設備としては十分である。全ての教室でマルチメディア機器を利用できる環境にあることは評価できる。また、大学院学生が自由にパソコン等を利用できることは、大学院学生が研究活動を行う上でよい環境にある。

尚文館の施設・設備については他大学と比べても充実しているといえよう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状、施設・設備について問題はないが、あえて課題をあげるとすれば、講義等授業におけるマルチメディア機器の需要は今後さらに増えることが予想されることから、常にそのニーズに応え、必要な機器を整備

するとともに、専任及び非常勤の教員へ、利用できる施設・機器及びその利用方法についてさらなる周知が必要である。

8　管理運営

【現状の説明】

経済学研究科の管理運営に関する規定は『関西大学大学院学則』（以下、『学則』と記す）に定められている。その第 33 条は、担当教員の資格に関するものである。これに基づいて、本研究科における 2007 年度の担当教員数は、教授 29 名、准教授 4 名である。これら諸教員によって研究科委員会が構成されているが、すべて経済学部教員との兼担である。研究科委員会の審議事項は『学則』第 40 条に規定されているが、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査など、教学上の重要事項はすべて審議対象になっている。

従来、『学則』第 33 条は、大学院における授業及び研究指導を担当する教員を原則として教授に限定していたが、2004 年度に条文改正され、それを受けて経済学研究科では 2005 年度より授業担当教員は准教授まで拡大された。これは、近年における主として高度専門職業人を目指す学生の増加に対応して大学院における教員の充実を目指したものである。現在、経済学研究科委員会の構成員は経済学部全教員の約 76%を占める。各種委員の選任などにおいては、学部委員との兼ね合いを考慮して、特定の教員に負担が過重にならないような配慮がなされている。

本研究科では、これまで担当者の准教授への拡充や、学部・研究科 5 年一貫教育プログラムの導入など、学部教授会において研究科の運営にかかわる事項を協議する機会を増やし、学部との連携・協力を進めるための組織的条件を整えてきた。これをうけて、2006 年 10 月より研究科長は学部長が兼任し、副学部長の 1 人が研究科担当として研究科長の職務を補佐することとなった。

【長所と問題点】

本研究科の管理運営は、『学則』等の明文化された諸規則に則したものであり、その点では適切である。また、長年の懸案であった研究科長と学部長との兼任制の導入により、研究科と学部の執行部体制の統合が達成され、研究科と学部との連携・協力を進める体制が制度的に整ってきた。

しかし、本研究科の将来を考える立場からは若干の問題点を指摘することができる。その一つがカリキュラムと人事との関連の問題である。近年、経済学関連の諸分野においても学問の進歩・発展には著しいものがある。そうした情勢に応じて、本研究科においては数年毎にカリキュラム等の見直しを行ってきており、2005 年度にはカリキュラム改正が行われた。そこにおいては新しい科目もいくつか設置されているが、それら当該科目の専任教員を即座に大学院担当として補充できるわけではない。教員採用の人事権は学部にあるからである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、関西大学全体として研究・教育の両面で大学院と学部との連携・一体化が計られつつある。その一つは、2006 年 10 月以降の研究科長と学部長との兼任制の導入である。しかし、研究科長及び学部長としての職務が共に繁忙化しているという近年の事情を考慮に入れると、人事の取扱い、カリキュラム編成、学部と大学院の教育の一貫性などの観点から、両組織の実質的一体化をこれまで以上に進める必要がある。たとえば、学部と大学院との総担当時間数を考慮して教員の担当時間数を決めていくことも必要であろう。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

関西大学大学院自己点検・評価委員会は 1994 年度に設置された。本委員会は、『関西大学大学院自己点検・評価委員会規程』に基づいて、各研究科から選出される各 2 名の委員によって構成されていた。委員会は、大学院における自己点検・評価を行い、その結果を『関西大学大学院自己点検・評価報告書』（隔年発行）として公表してきた。

2004 年 4 月には、関西大学大学院自己点検・評価委員会を廃止し、新たに大学院各研究科に自己点検・評価委員会が設置され、本研究科にも関西大学大学院経済学研究科自己点検・評価委員会が設置された。本委員会は、副学部長（大学院担当）を含む 5 名の委員によって構成されている。そのうち 1 名は、2004 年 4 月の関西大学自己点検・評価委員会規程の改正により、関西大学自己点検・評価委員会の委員を兼任することとなった。

『大学院設置基準』第 1 条の 2・第 3 項は、「…点検及び評価について、当該大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めなければならない。」と規定している。この規定に従って、大学基準協会に準拠する報告様式に基づいた本研究科の自己点検・評価報告書を 2003 年度に作成した。本報告書は、『関西大学自己点検・評価報告書』（2001－2002 年度版）の一部を構成している。また、同様に、2005 年度には本研究科の自己点検・評価報告書が作成されている。

【点検・評価】

これまでは、任期（2 年）毎に主要テーマを設定して、大学院の点検・評価を行ってきた。第三者評価を前提にした、点検・評価を 2005 年度に実施した。

本研究科にとっては、大学基準協会に準拠した報告様式に基づく、報告書の作成は 2003 年度が最初であった。その経験を踏まえて、2004 年度の規程改正により、本研究科の自己点検・評価委員会が設置され、委員が 2 名から 5 名に増員され、事務職員 1 名が委員として加わることとなり、委員会の活動体制が強化されたことは評価される。

商　学　部

第Ⅱ編　商学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 517

(1) 理念・目的・教育目標　〈517〉

(2) 理念・目的等の検証　〈518〉

(3) 健全性、モラル等　〈519〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 520

(1) 教育課程等　〈521〉

(2) 教育方法等　〈536〉

3　国際交流（国内外における教育研究交流） …… 541

(1) 共同学位プログラム（DD プログラム）　〈541〉

(2) 派遣留学・認定留学・海外語学セミナー　〈541〉

(3) 留学生の受け入れ状況　〈542〉

(4) 国際教育・研究交流諸制度　〈543〉

4　学生の受け入れ …… 544

(1) 入学者受け入れ方針　〈544〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈546〉

(3) 入学者選抜の仕組みとその検証　〈550〉

(4) 入学者選抜における高・大の連携　〈552〉

(5) 科目等履修生・聴講生等　〈552〉

(6) 定員管理　〈552〉

(7) 編・転入学、退学者　〈552〉

5　教員組織 …… 553

(1) 教員組織　〈553〉

(2) 教育研究支援職員　〈555〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈556〉

6　研究活動と研究環境 …… 557

(1) 研究活動　〈558〉

(2) 研究環境　〈560〉

7　施設・設備等 …… 561

(1) 学舎と研究棟　〈561〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈563〉

8　管理運営 …… 563

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈563〉

(2) 学部長・研究科長の権限と選任手続き　〈566〉

9　自己点検・評価 …… 567

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的・教育目標

【現状の説明】

ア　理念、教育目標

商学部は 1906 年に関西法律学校専門部商業科として設立されて以来、100 年の歴史を有する。この間 1922 年の大学令による関西大学商学部設置を経て、1948 年新制大学商学部となり、現在に至っている。商学部の理念は、江戸期日本における商品流通の中心であり、近代日本において多くの産業勃興の中心となり、今なお東アジアへの玄関である商都大阪に花開いた実践的精神に根ざしている。実務の世界における現実的要請に真摯に向き合って「学の実化」を計ること、言い換えれば理論と実践の統合のもと、その成果を社会に向けて発信することにある。

そこで、1998 年に、これを達成するための教育目標として、学生が幅広い基礎知識・教養を有しつつ、個別専門分野において知的な創造性をもち、自らを律するための「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」に育つことを目的として掲げた。それを具体的に展開するため次の三つの課題を提起した。第一に、社会に開かれた大学、社会に接点をもつ大学、地域に開かれた大学という「開かれた大学」に対応していく。第二に、情報化社会への対応、即ち情報技術（Information Technology）を駆使した教育を行い、情報技術の修得、多くの情報を選別し分析・解読能力の養成を図る。第三は、グローバリゼーションに対応した研究教育、多くの異なった国々の学生の受け入れと異文化に触れる機会の利用を促進する国際化の推進である。

イ　具体的展開

上述した商学部の理念・教育目標を達成するために次のように具体的な展開を図っている。

第一に、「学の実化」への対応として、1990 年度より教育分野を流通、経営、ファイナンス、国際ビジネス、会計の 5 コースに分けて学問上の専門性と産業・経営との結びつき、学生の興味・関心や将来の進路などと関連づけながら専門教育を推進してきている。このコース制は、2008 年度より、学生の学問的関心の多様化にフレキシブルに対応するべく 5 専修制に改編されることになっている。

第二に、国際化の推進の為に国際ビジネスコースを設けると同時に、各コースに国際会計のように国際的専門科目を配置し、更に外国書講読を通して専門科目の理解を深める機会を提供し、外国語習得は第一外国語のみならず、第三外国語まで選択できるようにしている。また商学部で学ぶ留学生の学部学生に占める比率は、全学の中でも高く、多くの学部学生に対し異文化に触れる機会を提供している。

第三に、情報化社会への対応として、情報技術を活用した講義である情報処理基礎・応用演習、データ・マイニング論、データ分析論などが経商ステーションの CAL、PC 教室などを使用して行われ、HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）を通じた実践的な情報処理技法の修得などが試みられている。

第四に、「開かれた大学」のために各コースに実業界、官界などで活躍中の実務家を非常勤講師に招いて、「物流の変革」、「デリバティブ入門」、「国際取引と知財法」、「ブランド・マネジメント」、「証券取引法監査・税法実務」など実社会のリアルな体験にもとづく特殊講義を開講している。

第五に、2008 年度からのカリキュラム変更に合わせて、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という学部の教育目標を具体化するため、「ビジネス・エシックス」などを科目として設置、またビジネス・リーダーの養成に特化した科目群を配置することとした。

ウ　理念・目的・教育目標の広報

商学部の理念や教育目標、カリキュラムの特徴や教員組織について、各種の大学・学部紹介の冊子やホームページを通じて受験生や広く社会に開示して、その周知を図っている。また推薦入学の指定校を個別に教

員が訪問し、オープンキャンパス・入試イベントを積極的に活用するなど広報活動に力を入れている。

【長所】

東京に次ぐわが国第二の都市である大阪には製造業や商業・サービス業などを中心とするさまざまな企業、行政、教育その他多数の事業体がさまざまな経済活動を展開している。このような大阪に立地することによって関西大学商学部は、他の地域に比べて情報も得やすく、発信もし易い。工場見学、インターンシップ、市場調査の実施、実務家非常勤講師の依頼が容易で、知識と実践の統一が図られ、それが高い就職率としても結実している。

【問題点】

商都大阪を背景にした教育は、実務家講師による非常勤講師科目の設置や各種講演会の開催などを通じて行われているとはいえ、まだ産官学の連携や交流は十分ではなく、大阪という都市の持つポテンシャルを十分に生かし切れているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商都大阪に立地する商学系の学部として従来掲げてきた「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という理念、目的や教育目標が、大阪で発展してきた商業やビジネスの歴史やそれがかかえる政策課題、さらに商学部の受験生の期待やニーズ、卒業生の進路、さらに 2005 年より開設された会計専門職大学院（アカウンティングスクール）との連携などとの関連で、21 世紀にふさわしいものかどうかについてのさらなる検証が必要となろう。さらに商学部の教育や研究で扱っている領域の地理的な広がりから言えば、いまや大阪という地域を越えてアジアや世界を視野に入れた国際性も要求されるのではないかと思料される。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

学部の理念として常に念頭に置かれてきたのは、本学の教育理念の中心に位置づけられる「学の実化」を具体化することにあったと言ってよい。現実から遊離した理論をもてあそぶことなく、かといって安易な実用主義に陥ることなく、理論と実践を統合した研究・教育をめざしてきた。すなわち、経済・産業一般における基礎知識や企業経営に関する理論的・実用的な専門知識を教授すること、そしてそれを通じて変化と発展の著しい産業界において十分活躍できる資質を陶冶・育成することが商学部の教育目標とされてきている。このような理念・目的等が時代や社会の変化に十分対応するかたちで展開されていたかどうかを検証する仕組みとしては、自己点検・評価委員会や学部 FD 委員会、また教授会などでの調査や議論、またそれを補完するものとして学生による授業評価アンケート、推薦指定高校に対するヒアリング、AO 入試のコミュニケーター、父母組織である教育後援会や大学卒業生の組織である校友会との意見交換、予備校やマスコミなどでの各種調査などがあげられる。商学部ではこれらを適宜活用しながら検証を進めてきた。

【長所】

商学部の自己点検・評価委員会は、スタッフ組織として学部の中でも大きな位置づけが与えられており、この間学部の直面する問題をテーマとしたプロジェクト別に、理念、教育目標、演習のあり方、教員採用方法、人事制度等について具体的提案を行うなかで、理念・目的等についての検証を図った。2004 年 3 月にとりまとめられた「商学部教員採用人事のあり方に関する提言」はその後、学部の人事制度の見直しにもつながった。

商学部には学部ないし大学の卒業生や父母など学外の関係者との定期的な会合や面談の機会が少なくなく、そうした機会を通じて直接間接に教育に関する学外の意見なり要望を反映し、学部の理念・目標について検証することが可能である。

【問題点】

学部の理念・目標をもっぱら検証する組織である自己点検・評価委員会や学部 FD 委員会などは学部執行部と連携を取りながら各種問題について随時議論することになっているが、そうした検証活動がこれらの委員会や学部執行部の範囲内にとどまり、教員全体の意識改革につながらず、学部をあげた取組にも必ずしもなっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2008 年度入学生及び 2010 年度編転入学生より、新カリキュラムの導入を含む新たな展開を打ち出すことが予定されている。その柱は、①5 専修制の導入と基礎教育の充実を柱とする学部カリキュラム改革、②ビジネス・リーダー養成特別プログラム科目（BLSP）や関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC）を利用した学部教育プランの展開、の二つである。これら一連の改革が実施される中で、商学部の理念・目的等についても、会計専門職大学院（アカウンティングスクール）の設置という事態をふまえて検証と議論が求められよう。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

学生の一定の教育上の質確保は、授業などに見られる教育力によって確保されるものであるという位置づけから、商学部として以下のことを実施している。

第一に、学生による授業評価は、全科目中 90%を超す高い実施率で行われているが、経年的にややマンネリ化の傾向も見られ、回答率も全受講者数の約 3 割に止まっている。

第二に、期末試験内容の教授会での回覧による相互牽制システムにより、学問が目先の実益に焦点をあわせたものや、安易に流れることのない手立てを図っている。

第三に、関大前駅から学舎までの環境が整備されていないことなども一因して身体の不自由な学生の入学が少ないこともあり、人権教育への切迫感が乏しい。

第四に、セクシュアル・ハラスメントについては、セクハラ委員会にパンフレット配布・ガイダンスなどの啓発や学生からの申し立てに対応し事故発生の予防に努めている。また学内電子メールや学内 Web 利用に関しては、「インターネット利用に関する誓約書」への同意も必要としている。

【長所】

商学部で健全性やモラルを向上させていくための積極的な取組として以下のものが評価できる。

第一に、留学生と教員のコミュニケーションの場として留学生懇談会を毎年開催している。

第二に、父母と教員による教育後援会による個別指導で学生の実態を相互に認識して、1 人ひとりの学生の現在在るべき姿や将来について懇談している。

第三に、成績優秀者や資格取得者の公表・表彰制度によって学生の勉学へのモチベーションを高めている。

【問題点】

健全性、モラルの向上はもっぱら教員個人の良識に依存しており、学部全体としては新入生向けのオリエンテーションの中で人権啓発をテーマとする講演会を実施しているが、さらに学部全体としてシステム的な体系化の必要性が必ずしも浸透していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

この課題は綱領などに頼るよりも、教育、研究そのもののなかで倫理、社会的正義が意識されるべきであろう。その意味では定期的な人権啓発への取組を学部主催の行事だけでなく、基礎演習、演習、専門演習等の正課教育の中でも各教員の責任で積極的に進める必要がある。また非常勤講師などについてもこの点についての協力を依頼しながら具体化していくことが求められる。これによって構成員、組織のモラルを向上す

ることも可能になると考えられる。

２　学士課程の教育内容・方法等

学校教育法第 52 条では大学の目的として、「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」ことがうたわれ、また大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことが規定されている。

本学の「学の実化」というスローガンを基本としつつ、商都大阪の期待と要請に応えるかたちで約 100 年前に創設された商学部は、そうした歴史と伝統をふまえながら、近年は IT 革命とグローバル化の 21 世紀にふさわしいチャレンジ精神に富んだ「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」を学部の理念ないし教育目標に設定し、またそれを具体的に展開する柱として「国際化」、「情報化」、「開かれた大学」をかかげながら改革を進めてきた。

なかでも注目されるのは、コース制を中心にしながら 1 人ひとりの可能性を引き出し、創造的で個性的な人間を育てるべく実践的、先進的な教育、研究活動を充実させてきたことである。それは理論と実践を核とする専門教育科目を配当した「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「経営」「会計」という五つのコースに具体化されており、3 年次になると学生は自分の希望する、あるいは自分の将来像を思い描くことのできるコースをこの 5 コースの中から選択し、自主的・自発的に意欲をもって学習することを奨励する教育課程である。具体的には、①流通コースでは、商品やサービスの生産・流通・消費について企業活動の遂行に必要な知識と理論を学ぶ。②ファイナンスコースでは、国際化・情報化の進展によってますます多様化・複雑化する金融取引について学ぶ。③国際ビジネスコースでは、グローバリゼーションの中で変動しつつある世界経済と企業行動について学ぶ。④経営コースでは、現代の経済活動の主役である企業の経営活動の実際を多面的な角度から学ぶ。⑤会計コースでは、企業の経営者や投資家・債権者の行動を左右する会計情報の作成と利用について学ぶ、となっている。

そして 2002 年度から第 1 部では、さらにそれを徹底すべくセメスター制の導入、少人数教育によるゼミナール制度の充実、総合選択方式の導入の 3 本柱からなるカリキュラム改革が進められた。一方、第 2 部では専門教育科目に流通・ファイナンス・国際ビジネス・経営・会計の五つの「関係科目群」を配置して系統的な学習を進めてきた。そして 2003 年度からは昼夜開講制が実施されることにより、デイタイムコースとフレックスコースとの相互乗り入れが積極的に進められると同時に、カリキュラム体系を弾力化した。

さらに商学部内外をとりまく状況の変化に対応すべく、2008 年度入学生及び 2010 年度編転入学生より、「流通」「ファイナンス」「国際ビジネス」「マネジメント」「会計」からなる 5 専修制の導入を軸とする新カリキュラムの導入を含む新たな展開を打ち出すことが予定されている。その特徴は、第一に、「品格ある柔軟なビジネスリーダーの育成」という教育目標にふさわしい科目を新設したこと、第二に、1 年次から目標を定め、段階を追って学習するという、学生にわかりやすいカリキュラムになっていること、第三に、1、2 年次において商学の各分野を満遍なく学習することを求める一方で、上位年次においては、少人数制のゼミナールを核とした専門的な学習に特化できるようなカリキュラムであること、第四に、将来のキャリアに直結した実践的な科目群を多数用意したこと、などである。

とりわけ「簿記」や「ビジネス英語」といった科目がとくに重視・強化されている。国際社会の言語である英語とビジネスの世界における言語である会計に強いビジネスリーダーの育成が目指される。さらにビジネス・リーダー養成特別プログラム科目（BLSP）や関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC）を利用した学部教育プランの展開もそれに一役買うことになる。これらは「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という商学部の教育目標を正課教育における一連の少人数演習・講義科目と課外教育における

ニュービジネス（起業・社内ベンチャー）の創出に向けた「実践的な学びの場」の提供により集中的に実践していこうという試みに他ならない。

(1) 教育課程等

ア　商学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

商学部では、卒業所要単位として現在 132 単位が必要であり、まずその概略を示しておく。内訳は次のようである。

1）教養科目　18 単位以上
2）保健体育科目　選択科目（6 単位まで卒業所要単位に算入）
3）外国語科目　16 単位以上
4）専門教育科目　92 単位以上
5）インターファカルティ教育科目

なお、デイタイムコースでは、1)と 2)で 24 単位以上、フレックスコースでは、1)と 2)と 3)で 36 単位以上修得しなければならない。

a　教養科目

教養科目は、人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野に分かれ、文化事象に関する幅広い知識を修得し、広い視野にもとづく総合的判断力を培うために設置されている。

b　保健体育科目

学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目として基礎体育学Ⅰ、基礎体育学Ⅱほか 5 科目などを置き、選択科目であるが修得すれば所定の単位数を卒業所要単位に含ませている。

c　外国語科目

外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の各々Ⅰab、Ⅱab、Ⅲab、Ⅳab、Ⅴab、Ⅵab、上級外国語英語Ⅰab、Ⅱab、Ⅲab、Ⅳab、検定認定 1、2、3（各検定試験）及び海外研修（各セミナー）がある。また留学生対象科目として日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳがある。

d　専門教育科目

商学部の専門教育科目は、学部共通入門科目としての必修科目の他に、各コースないし分野の基礎科目である選択科目第 1 類と各コースないし各分野に配属されている選択科目第 2 類、そして選択科目第 3 類、プログラム科目及び自由科目に分かれている。

e　インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として開設されたものであり、商学部ではテーマスタディ、大学コンソーシアム大阪プログラム及びキャリア教育の三つを採用している。

このような枠組みからなる現行のカリキュラムについては 2008 年度入学生より、コース制の専修制への移行をふまえながら、専門教育科目を中心に一部見直しを行う予定である。

（イ）カリキュラムの体系性

a　専門教育科目

【現状の説明】

商学部デイタイムコースの専門教育科目（92 単位）は、必修科目（「基礎演習」「経済入門」「現代経営」「簿記演習」）8 単位、選択科目第 1 類（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）6 単位以上、各コースに配属されている選択科目第 2 類 70 単位以上、選択科目第 3 類 8 単位以上である共通科目（「ビジネス特殊研究（各テーマ）」）、外書分野の「実用英語Ⅰ～Ⅳ」、情報処理分野の「情報処理基礎演習」・「情報処理応用演習」、法律分野の科目群、及びプログラム科目である会計特別プログラム、アカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム、自由科目からなる。

一方、フレックスコースの専門教育科目（88 単位）は、必修科目（「基礎演習」）2 単位、選択科目第 1 類（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）8 単位、選択科目第 2 類 28 単位からなり、これらの合計が 46 単位以上となっている。他には選択科目第 3 類、プログラム科目、自由科目及び一部他学部開講の専門教育科目が 42 単位まで卒業所要単位として算入できるようになっている。

デイタイムコースにおいてもフレックスコースにおいても、教養科目、保健体育科目及び外国語科目は 1・2 年次を中心に配置している。一方、専門教育科目は、入門ないし基礎科目は 1 年次にも開設しているが、主に 2 年次以降に配置している。

ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べると、デイタイムコースでは 1 年次の科目は学部共通の基礎的科目、コース共通の基礎的科目が必修科目として配置されているのみである。2 年次の演習及びビジネス特殊研究（各テーマ）をふまえて、3 年次以降の演習選択方式では特定のコースの「専門演習」、「卒業研究」、「研究論文」を履修し、より専門的な学識を得る。他方、「専門演習」を履修しない総合選択方式を選択した学生はコースに所属しながらも、特定の副専攻に関する科目や自由科目を幅広く履修するようになっている。副専攻とは、商学部専門教育科目のほかに、「情報」「都市経営と NPO」「ベンチャー」「グローバリゼーション」という四つのテーマにもとづいて、他学部や他コース科目を含む副専攻科目群から、学部の枠を超えた学際的な商学教育に関連する科目を幅広く履修する制度である。

フレックスコースの学生については「総合演習Ⅰ」（3 年次配当）と「総合演習Ⅱ」（4 年次配当）を基本的に同じ担任者の下で履修することになる。

【長所】

商学部のカリキュラムは、その理念・目的に適合するように設計され、また、知識の広がりや深さを身につけることができるように配慮されている。それゆえ「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用能力を発展させる」という学校教育法第 52 条に定められた規定に合致する。

(1) デイタイムコースでは 2002 年に実施されたカリキュラム改革の結果、大学での勉学の動機づけを早期に行えるよう、1 年次基礎演習を春学期 2 単位とし、基礎的な勉学技術や専門領域の基礎概念を集中的に学べるようにした。また、1 年次秋学期には選択必修科目を設置し、基礎的専門科目の修得を促した。さらに 2 年次生に対する学習指導の空白化を緩和するため、秋学期に「演習」を新設した。これによって 1 年次から 4 年次にかけて基礎的なものから専門的なものまで系統的に演習科目が連続することとなった。とりわけ演習選択方式と総合選択方式を分け、それぞれスペシャリストコース、ゼネラリストコースとして明確化したことは大きな前進である。以前から演習は選択科目となっており、演習非履修パターンであっても追加的な科目履修によって卒業が可能であったが、総合選択方式の導入と「副専攻」の設置を通じてこの三つのコースが名実共に並立することとなった。その結果、実践的でより高度かつ幅広い専門教育が可能となった。

(2) 情報化社会への対応という面では、パソコンを使用した情報処理基礎演習（2005 年度 422 人、2006 年度 252 人）、情報処理応用演習（2005 年度 261 人、2006 年度 478 人）、データ・マイニング論（2005 年度 61 人、2006 年度不開講）、データ分析論（2005 年度 18 人、2006 年度 7 人、）といった科目で相当数の学生に対する情報化教育を進めると同時に、全学的に取り組まれている授業支援型 e-Learning システムである CEAS（“Web-Based Coordinated Education Activation System”）の一環として携帯電話による出席確認などの試みが商学部でも開始されている。またゼミ単位で HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）が 2007 年度 2 件採択され、40 台規模のパソコン端末が設置されている専用のプロジェクトルームなど 3 室を使用して、より進化した実践的な統計解析や情報処理技法の修得が学外のさまざまな組織との共同研究を通じて行われている。

(3) 国際化に対応すべく専門教育科目の中に独自に実用英語や専門英書（「英語で学ぶ流通」「英語で学ぶフ

ァイナンス」など）を配置し、この面での学生の要望に応える点で一定の貢献を行っている。

(4) 「開かれた大学」のためには実務家による特殊講義を数多く開講している。具体的には、①流通コース：「消費の変化と流通戦略」「生活者と流通業」「物流の変革」②ファイナンスコース：「デリバティブ入門」「生命保険と年金」③国際ビジネスコース：「国際取引と知財法」「「国際商取引と金融」④経営コース：「マーケティング Com」「ブランド・マネジメント」⑤会計コース：「証券取引法監査・税法実務」「商法監査」「国際業務」である。加えて2004年度より毎年「寄附講座」が、日本物流団体連合会、野村證券、日本ショッピングセンター協会の協力を得て産学連携の企画として実施され、学生の好評を博している。

一方、ゼミを中心にした地域連携の取組として、神戸市、吹田市、尼崎市等の商店街の活性化の事業に参画している。さらにトヨタ自動車、キヤノン、武田薬品等の工場見学と意見交換会、市場調査特にブランド調査の実施、データ・マイニングによる統計調査スキルの習得等も行っている。

また、学生の各種資格取得へのモチベーションをより一層高めるため、2004 年度に学外資格等単位認定制度をスタートさせた。この制度は、商学部が定める検定試験や資格を取得した場合、商学部の専門教育科目の単位として認定するものである。単位認定対象資格には日商簿記3級、日商簿記2級、日商簿記1 級、税理士試験科目合格、公認会計士試験合格がある。なお、新入生が入学以前に取得した資格についても、入学後の申請により認定するのが大きな特徴である。

2006年度には316人がこの制度によって単位認定を受けた。入学時申請52名で単位認定申請科目数91科目に対し、入学後申請264名で単位認定申請科目数285科目になっている。

(5) 会計専門職大学院への進学促進と進学事前準備を目的とする会計特別プログラム（ASP）がデイタイムコース時間帯に、公認会計士になるために必要な実務知識や理論、高度な専門知識を身につけることを目的とした少人数の演習形式のアカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（APP）がフレックスコース時間帯にそれぞれ開設されており、学生からも高い評価を受けている。またアカウンティングスクールへの進学促進策ないし動機付けとして、デイタイムコースの各特殊講義に各コースと会計の係わり合いの講義（五つ）を設け、又会計学特殊講義（簿記と会計・財務会計・管理会計論・監査論演習）に公認会計士ステップ用演習科目を設けている。

(6) フレックスコースでは、必修科目、選択必修の科目がデイタイムコースに比べて相対的に少ないが、昼夜開講制の導入によって、デイタイムコース時間帯における商学部配当科目であっても必修科目や選択科目第Ⅰ類科目など一部の専門科目を除き自身の関心に沿って主体的かつ自由に履修することが可能となった。その結果、学生が自己の学問的関心や教職などの資格取得要求に応じて最大限自由に学習計画を設定できるようになり、専門教育と職業教育の融合を通じてキャリア・プランニングの支援が図られることになった。このように、一連の改革は、学校教育法第52条・大学設置基準第19条の基準により適応する形で進められている。

このように教育課程の編成は大学設置基準第19条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」よう配慮がなされている。

【問題点】

2002 年度のセメスター制への移行にともなって 4 単位科目を 2 単位科目に再編した際に、経済社会や産業の変化、企業経営をめぐる新しい課題、学生の今日的な関心やニーズに対応しながら「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という商学部の教育目標に照らし合わせて、科目名称を大幅に変更した。そうしたなかで「E コマース論」、「サプライ・チェーン・マネジメント」、「ベンチャー論」、「ニュービジネス」といった新設科目も設置された。しかし、それらの科目群を編成する軸として5コース制そのものには手が付けられてこなかった。「流通」「ファイナンス」の両コースは産業論、「経営」「会計」の両コースは企業論、「国際ビジネス」コースはやや経済学・地域論というように、基本的に 15 年近く前の学問研究の体系、専任教員の専攻分野や人数を前提にしながら編成されたものである。新しい科目群と現行の5コース制とが整

合性を持っているかどうかを中心に、今日求められている教育課題との関連についての議論や検証は十分にはなされてこなかった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後の課題としては、基礎的なものから専門的なものまで系統的に関連づけながら、どうスペシャリストの養成を図るのか、英語や外国語による講義や演習の実施などコミュニケーション面での専門教育の「国際化」などが必要となろう。そしてこれらの学部の教育体系の改革は会計専門職大学院の設置をはじめとする一連の大学院の改革とも密接に関連づけられなければならない。

2008 年度より実施が予定されている新カリキュラムのもとでは、卒業所要単位やその内訳、履修制限単位といった大枠は従来通りであるが、従来 3 分類とやや粗さのあった専門教育科目のあり方を見直して系統的な履修を誘導しやすくするとともに新しい科目群を新設した。すなわち、専門科目を第 1 類（入門科目）としては 1 年次に配当される「基礎演習」「流通入門」「経済入門」「国際ビジネス英語入門」「経営入門」「簿記入門演習」の 6 科目、計 12 単位を必修とする。第 2 類（共通科目）は、1 年次、2 年次配当の商学基礎分野（18 科目より 10 単位以上を修得）、会計・情報・統計分野（10 科目より 4 単位以上を修得）、1 年次、2 年次、3 年次配当のビジネス英語分野（7 科目より 4 単位以上を修得）、2 年次、3 年次配当の法律分野（10 科目より 4 単位以上を修得）である。

そして専門科目第 3 類（応用科目）には 5 専修に 102 科目を開講し、所属専修からの 20 単位以上を含めて、30 単位以上の修得を必要とした。なお専門科目第 4 類（演習科目）は従来通りである。

一方、今回新たに専門科目第 5 類（実践科目）として、会計特別プログラム（ASP）科目、アカウンティング・プロフェッショナルズ・プログラム（APP）科目、ビジネス・リーダー養成特別プログラム（BLSP）科目、教員免許科目、生涯スポーツ・身体運動文化科目、他大学設置科目の六つの科目群を設ける。また専門科目第 6 類（産学連携科目）としてビジネス研究や寄附講座を開講し、最大 6 単位まで卒業単位として認められる。

b　教養科目及び保健体育課目

【現状の説明】

教養科目の人間・文化、社会・経済、自然・技術の各分野からそれぞれ 4 単位以上を含めて、合計 20 単位以上を修得しなければならない。なお、インターファカルティ教育科目のうちテーマスタディ「各テーマ」、大学コンソーシアム大阪プログラム「各授業科目」を修得した場合、合計 4 単位まで教養科目の卒業所要単位に算入することができる。

保健体育科目としては、「基礎体育学Ⅰ」（1 単位）、「基礎体育学Ⅱ」（1 単位）、「スポーツ研究実習」（1 単位）、「スポーツ研究理論」（2 単位）、「応用体育学Ⅰ」（1 単位）、「応用体育学Ⅱ」（1 単位）、「スポーツ研究フィールドワーク」（1 単位）を置いている。これらのうち合計 6 単位まで卒業所要単位に算入することができる。

【長所】

教養科目の授業科目にはそれぞれテーマが設定されていることから、学生にとって授業内容が理解しやすいだけでなく、タイムリーで時宜にかなった学習、特定分野について突っ込んだ学習も可能である。また教養科目の内容や授業方法の改善などについては、学部としては全学共通教育推進機構内の教養教育部門委員会に委員を派遣して調整が図られている。

【問題点】

現実的には教養科目や保健体育科目の運営は主として担当教員の自己責任に依存する部分が大きく、学部の意向を十分に反映できているとは必ずしも言えない。この点を是正するために学部と全学共通教育推進機構との間での調整が行われているが、具体的な講義や試験の内容などに踏み込んだものになっていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教養科目や保健体育科目の内容や授業方法を改善するためには、商学部の理念や教育目標に沿った教養科

目の内容や履修形態について現状とりわけ学生のニーズや期待の把握とそれをふまえた対応が不可欠である。具体的には歴史、文学、法学、数学などの科目でも商学や経営学などに関連する事例やエピソードを随時取り入れることが必要で、それを実現するための取組として、これらの科目担当者との間での調整会議をシラバスの策定時期などに関して定期的に持っている。現在、教養科目については全学共通科目として検討中である。

c　外国語科目

【現状の説明】

デイタイムコースでは、外国語科目として、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語についてⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳa、Ⅳb、Ⅴa、Ⅴb、Ⅵa、Ⅵb が設置されている。この他に上級外国語（英語Ⅰ～Ⅳab)、海外研修（各セミナー)、外国語検定試験により単位認定を行う科目（検定認定 1～3（各検定試験)）がある。外国語の履修（16 単位）は、英語を含む 2 ヶ国語を必修とし、一つを第 1 選択外国語 8～12 単位、他を第 2 選択外国語として 4 単位～8 単位を含む計 16 単位以上を修得しなければならない。また英語については、上級外国語（英語各科目）を含む。なお修得方法によっては第 3 選択外国語も履修できる。

修得方法としては第 1 選択外国語 8 単位と第 2 選択外国語 8 単位のケース、第 1 選択外国語 12 単位と第 2 選択外国語 4 単位のケース、及び第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位、第 3 選択外国語 4 単位のケースの 3 通りがある。

外国人留学生については日本語Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳの計 8 単位のほか、選択した外国語のⅠa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb、Ⅲa・Ⅲb、Ⅳa・Ⅳb の計 8 単位を修得しなければならない。また、検定認定 1、2、3（各検定試験）を修得した場合は、英語については 6 単位まで、英語以外の外国語については 4 単位まで卒業所要単位に含めることができる。海外研修（各セミナー）を修得した場合も、2 セミナー4 単位まで含めることができる。

フレックスコースでも、外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語のうちから 1 ヶ国語を選択し、そのⅠa、Ⅰb、Ⅱa、Ⅱb、Ⅲa、Ⅲb、Ⅳa、Ⅳb の計 8 単位を修得しなければならない。また、2 ヶ国語を選択し、一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語とすることもできる。また、検定認定 1、2、3（各検定試験）を修得した場合は、英語については 6 単位まで、英語以外の外国語については 4 単位まで卒業所要単位に含めることができる。海外研修（各セミナー）を修得した場合も、2 セミナー4 単位まで含めることができる。

また、専門教育科目においても、それぞれのコースにおいて専門英書や外書領域においては「実用英語Ⅰ～Ⅳ」までの科目が配置されている。

【長所】

外国語の修得方法が、英語と第 2 外国語とが一律にセットになっている以前の方法から、両者を一定のパターンに合わせて自在に組み合わせる方法に変更された。これは外国語修得に対する学生のニーズにきめ細かく応えるものであり、学生の評価も高い。

2005 年度より外国語検定試験への受験を進めるために TOEFL や TOEIC など本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得した者、またはその試験に合格した者には検定認定の単位が認定され、その単位を当該外国語の卒業所要単位に含めることができるようになった。また試験の優れた英語能力を有して英語圏への留学を志す者に対する「英語Ⅴa・b」のプラクティカル・イングリッシュ・セミナー、検定認定の単位を認定された者に対する上級外国語、アメリカのウェブスター大学とのデュアル・ディグリー（DD）入学生向けのクラスを設けるなど外国語の学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

【問題点】

外国語科目担当教員は本学部の専任教員ではないことから、外国語教育の中に商学マインドやビジネス実務への応用をどう活かしていくかについてはまだ取組がなされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在問われているのは、専門教育とりわけビジネス教育にふさわしい「使える」外国語、コミュニケーション手段としての外国語のあり方をめぐる議論とその具体化である。そのために外国語科目の内容や授業方法の改善などについても教養科目と同様に担当教員への個別的な働きかけと同時に、たとえば、「コミュニケーションクラス」の大幅な拡充など全学共通教育推進機構や外国語教育研究機構との間で学部のそのような意向との調整をより進めていくようにしている。同時に学部の専任教員のうち関連する領域の教員を中心に英語で講義を行うなど、問題意識をもって専門教育との連携を考えていくことも必要である。この点を改善するために 2008 年度より実施が予定されている新カリキュラムでは、専門科目第 2 類（共通科目）のなかにビジネス英語分野を設け、1 年次、2 年次、3 年次配当の 7 科目より 4 単位以上を修得することになった。

d　インターファカルティ教育科目

【現状の説明】

全学共通の授業科目として設置されているインターファカルティ教育科目のうち商学部では「テーマスタディ（各テーマ)」、「大学コンソーシアム大阪プログラム（各授業科目)」、「キャリア教育」の三つが設置されている。「テーマスタディ（各テーマ)」は、今日の社会の中で学問的に重要な課題や現代社会が直面している基本的な問題などをテーマに取り上げ、多面的な理解と総合的な洞察力、そして適切に判断し対処する能力の養成を目標としている。テーマとしては色彩論、ジェンダー論、魔術、風景などユニークなものが多い。「大学コンソーシアム大阪プログラム」とあわせて合計 4 単位まで卒業所要単位に算入できる。「大学コンソーシアム大阪プログラム（各授業科目)」は、大阪府下に設置されている国公私立の 4 年制度大学が加盟し、大学の知的財産を地域社会や産業界等に活用することを目的として結成された団体で、2006 年度から加盟大学間で単位互換制度が設けられている。この科目を修得した場合、テーマスタディの科目とあわせて 4 単位まで教養の科目が卒業所要単位に参入できる。「キャリア教育」は「キャリアデザインⅠ（働くこと)」「キャリアデザインⅡ（仕事の世界)」「キャリアデザインⅢ（私の仕事)」の三つの授業科目から構成されるが、将来をデザインする能力、情報を収集する能力、意思決定を行う能力など「生きる力」を身につけることがその目的である。これについては専門教育科目自由科目の単位に算入できる。

【長所】

「テーマスタディ」はその学際的内容、共同的・開拓的内容、カレントトピックス性によって学生の知的好奇心を開拓することができる。「大学コンソーシアム大阪プログラム」では大学の枠を超えて広くまた専門的な角度からさまざまな知識や教養を身につけることが可能である。一方、「キャリア教育」は文章表現やプレゼンテーション、グループ討論といった課題を交えながら自己と社会や両者の関わりに対する理解を深めて自らの将来について考える機会を提供できるようになっている。

【問題点】

「キャリア教育」は現時点ではまだその成果が具体的なかたちで目に見えるように現れておらず、「テーマスタディ」は 2005 年度、「大学コンソーシアム大阪プログラム」は 2006 年度からそれぞれ実施されたものであり、これらについて点検・評価する基準や指標がまだ確立されていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

将来の改善に向けてまずインターファカルティ教育科目によって学生の多面的かつ総合的な能力をつけたり自身の将来の進路を考える機会が創造できているかどうかの検証が必要であり、大学全体の動きとの連携が求められる。

（ウ）基礎教育・倫理を培う教育

【現状の説明】

必修科目の 8 単位（「基礎演習」「経済入門」「現代経営」「簿記演習」)、選択科目の第 1 類 6 単位以上

（「流通入門」「現代経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」）が、専門教育科目の基礎科目として位置づけられている。かつて基礎演習は 4 単位の通年科目であったが、2002 年の新カリキュラム改正でこれを 1 年次の春学期向けの 2 単位の科目と、2 年次秋学期から始まる「演習」とに分割された。そして両者とも「専門演習」「卒業研究」「研究論文」の前段階として位置づけられ、基礎的な能力の育成に対応している。

一方、倫理性を養う科目群としては、専門教育科目（自由科目）の「倫理学概論」「人権教育論」や「インターファカルティ教育科目」の「テーマスタディ（ジェンダー論）」などが配置されている。

【点検・評価】

専門科目のうちの基礎教育としての基幹科目や「演習」などの位置づけやその内容は妥当と言える。倫理性を養う科目も配置されている。

しかし、プレゼンテーションやディベートなどの自己表現能力が重要視されている現在、科目の配置だけでなく、それを涵養する教育方法においても検討すべき課題がある。

今後は、プレゼンテーションやディベート等を涵養する指導法のガイドラインを作成し、活用する方策を検討しなければならない。

（エ）科目の配分

【現状の説明】

デイタイムコースでは、教養科目、外国語科目、保健体育科目は、それぞれ 57 科目、96 科目、7 科目となっている。これらの科目の中には、幅広い科目設定の中で一部修得しても、卒業所要単位に含められないものもある。

商学部の場合、教養科目、外国語科目、保健体育科目の比率を見ると、合わせて全体の 34.7%弱になる。それに対して、専門教育科目の比率は、64.6%となっている。以前ほどではないが、これは専門教育科目の比重が商学部のカリキュラムの中で、大きなウェイトを占めていることを示している。

フレックスコースでは、教養科目 56 科目、外国語科目 92 科目、保健体育科目 7 科目が開設され、これらで開設科目総数の 36.7%を占めている。従って、専門教育科目は、63.3%となっている。

次に卒業所要単位における教養科目、外国語科目、保健体育科目を見ると、デイタイムコースの場合、卒業所要単位数は、132 単位となっている。教養科目と保健体育科目をあわせて 24 単位以上、外国語科目は 16 単位の合計 40 単位を修得する必要がある。

表Ⅱ-商-1　教養・外国語・保健体育・専門の量的配分（科目数）　2006 年度

昼・夜	教養科目	外国語科目	保健体育科目	専門教育科目				合計
				必修科目	選択必修科目	選択科目	自由科目	
デイタイム	57	96	7	4	5	210	74	453
フレックス	56	92	7	1	—	185	74	415

（注）留学生科目のうち、日本語Ⅰ～Ⅳは外国語、日本事情Ⅰ・Ⅱは教養科目としてカウント。

専門教育科目は、92 単位以上を修得することが卒業要件となる。その内訳は、必修科目 2 単位、選択科目第 1 類から 12 単位以上（6 単位を超過した場合、第 2 類の各コースに算入）、選択科目第 2 類から計 70 単位以上、選択科目第 3 類から 8 単位以上となっている。選択科目第 2 類では演習選択方式の場合は選択科目第 2 類のうち所属するコースから 24 単位以上、さらに所属外コースから各 8 単位以上を含む 32 単位以上、他方、総合選択方式の場合は副専攻 14 単位以上、所属コース 24 単位、所属外コース 32 単位以上、自由専攻では所属コース 24 単位、所属外コース 32 単位以上を修得しなければならない。

以上のように、デイタイムコースでは、卒業所要単位 132 単位のうち、教養科目・外国語科目・保健体育科目を 40 単位（30.3%）、専門教育科目を 92 単位（69.7%）修得しなければならない。

フレックスコースでは、卒業所要単位 124 単位を修得する必要がある。内訳は教養科目 20 単位以上、外

国語科目 8 単位以上、保健体育科目（選択科目）を含めて 36 単位以上を修得することが必要である。

専門教育科目は、88 単位以上を修得することが卒業要件となる。その内訳は、必修科目 2 単位、選択科目の第 1 類から 8 単位以上、選択科目第 2 類からは 28 単位以上、これらの合計単位が 46 単位以上になるよう修得しなければならない。選択科目第 3 類、プログラム科目、自由科目、他学部開講専門科目は合計 42 単位までが卒業所要単位と認められ、科目を履修できる自由度が増した。

その結果、フレックスコースでは、卒業所要単位 124 単位の内訳は、教養科目・外国語科目・保健体育科目が 36 単位（29.0%）、専門教育科目が 88 単位（71.0%）となっている。

【点検・評価】

デイタイムコースについて、卒業所要単位に占める専門教育科目の比率は 70%弱、開設科目に占める専門教育科目の比率も約 65%である。このことから、他学部に比べれば、教養科目・外国語科目・保健体育科目の割合が低いことを示している。しかし、商学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」の下、経営のスペシャリストを養成するためには専門教育の拡充は優先事項であり、それに照らし合わせるなら、適切な科目の配分と言える。

2003 年度から昼夜開講制が導入されたことで、デイタイムコースとフレックスコースの相互乗り入れが可能となり、幅広く専門教育科目を履修することができるようになった。また、フレックスコースプログラム科目である APP の単位が卒業所要単位に算入されるなど、専門教育科目の拡充を図っている。

しかしながら、フレックスコースは、卒業所要単位に占める専門教育科目の比率が 7 割を超えるのに対して、専門教育科目の開講数の比率に関しては、55%と低くなっている。先の教育理念から言えば、専門教育科目の開設数は、デイタイムコースに比べて相対的に少ないと言わざるをえない。

昼夜開講制のもとでのフレックスコースの存在意義と現状、さらに将来見通しをふまえながら、専門教育科目の開設数や開設科目を再検討することが求められている。

（オ）必修選択の量的配分

【現状の説明】

デイタイムコースの卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分を見ると、教養科目、外国語科目、保健体育科目は必修科目として位置づけていないため、専門教育科目 8 単位のみが必修科目となっている。必修科目の卒業所要単位に占める比率は、6.1%となっている。必修科目としては 8 単位であるが、選択科目第 1 類のうち必修科目をのぞく 5 科目（10 単位）の中から、3 科目 6 単位以上を選択する必要のある選択必修の科目が存在する。それを必修科目として数えるなら、合計単位は、14 単位となり、10.6%となる。

フレックスコースの必修科目は、専門教育科目のみの計 2 単位である。卒業所要単位に占める比率は、1.6%となっている。なお選択必修科目は設定されていない。

表Ⅱ-商-2　履修科目の区分（必修選択の量的配分）　2006 年度

コース	区分	教養科目	外国語科目	保健体育科目	教養科目合計	専門教育科目	合計	割合(%)
デイタイム	卒業必要単位数	18～24	16	0～6	40	92	132	100
	必修科目単位数					8	8	6.1
	選択必修科目単位数					6	6	4.5
	選択科目単位数	18～24	16	0～6	40	78	118	89.4
フレックス	卒業必要単位数	20～28	8～16	0～6	36	88	124	100
	必修科目単位数					2	2	1.6
	選択必修科目単位数						0	0
	選択科目単位数	20～28	8～16	0～6	36	86	122	98.4

【長所と問題点】

商学部では他学部に比べて必修科目の占める比率はきわめて低く、科目選択の自由度が高い点が特徴であ

る。学生が自らの関心に応じて自由に科目を選択できることが可能となっている。必修科目や選択必修科目が少なすぎるように見えるが、各コースの基本的な理解を促進する科目が配置されており、商学部の基本的な理解を深めるという必修科目の役割は達成されているといえる。

さらに従来、演習は3年次開講であったため、履修指導を行うには時期が遅く、適切な指導は困難であったが、2002年度入学生より、2年次演習を開講することで、2年次の段階から履修指導が行えるような体制になった。

しかし、自由に選択できる科目が少なくないために、学生が安易な科目選択に流れることによって体系的な学習が損なわれる可能性があることも依然として否定できない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

さらに適切な科目選択を進め、系統的な学修を促進するためには、履修モデルをより具体的かつ明示的に示しながら、履修指導を徹底することが必要である。そのためには学部全体としての科目履修上の指導と同時に、演習担当の指導教員によるさらに適切な履修指導も有効である。この点は 2008 年より実施の新カリキュラムによってより細かい履修が可能になったが、履修モデルの明示など適切な履修指導はなお必要であることに変わりはない。

（カ）開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2006年度春学期にデイタイムコースで開設された授業科目のうち教養科目の専任担当科目数は15.0科目であり、兼任担当科目数は33.0科目である。したがって担当科目における専・兼比率は31.3%となっている。外国語科目では同10.6科目、36.4科目、専・兼比率は22.6%となっている。他方、インターファカルティ科目の専任担当科目数は6.5であり、兼任担当科目数は0.5である。したがって担当科目における専・兼比率は 92.9%ときわめて高い。専門教育科目のうち必修科目は同 3.1 科目、0.9 科目、専・兼比率は77.5%となっている。また自由科目では専兼比率は 37.6%となっている。その結果、専門教育科目全体では専・兼比率は65.4%である。

次に、フレックスコースで開設された授業科目のうち教養科目の専任担当科目は 10.0 科目であり、兼任担当科目は18.0科目である。したがって担当科目における専・兼比率は35.7%となっている。外国語科目では同3.2科目、59.8科目、専・兼比率は5.1%となっている。専門教育科目のうち必修科目は同1.0科目、0科目、100.0%である。選択科目における専任担当科目は13科目であり、専・兼比率は37.1%である。また自由科目では専・兼比率は 50.0%となっている。その結果、専門教育科目全体では専・兼比率は 37.5%となっている。

【点検・評価】

本学部の開設授業科目のうち専任教員が担当する割合はそれほど高くないが、本学部の専任教員のほとんどが専門教育科目担当であること、さらに本学部がここ数年間で一部カリキュラムを改正し、社会の変化や学生のニーズに対応して新しい科目を増加させてきたことを考慮すればそれなりの水準であると思われる。

しかし、専任教員の過半が学部だけでなく大学院も含めた授業を担当し、その負担割合は個人によって格差がある。さらに会計専門職大学院との兼担コマ数も含めた授業負担を考えると、現在の開設授業科目における専・兼比率が適正なものかどうかは検証の余地がある。

今後、専任教員の学部、大学院、さらに会計専門職大学院も含めた責任コマ数の実態を調査・検討する中で、必要な人員を補充・確保して開設授業科目における専任教員の比率を高めることが必要となる。

（キ）授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学部の授業形態は、1授業時間を90分として、月曜日から土曜日まで1日に7授業時間（午前9時から午後9時10分まで）をもって授業時間割を編成している。すなわち1週42時限の授業時間体制である。

授業科目の単位数は関西大学学則第14条で規定されており、講義は原則として毎週1時間15週の授業を

もって 1 単位とされる。外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とされる。演習は原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とされる。そして本学部では多くの大学と同様、2 時間を連続で 1 授業時間（90 分）として授業時間を設定している。セメスター制の導入によって、本学部では演習を除いた基礎科目、専門科目が 2 単位となっている。

【点検・評価】

授業形態と単位計算方法は大学設置基準に基づいており、概ね妥当なものと判断される。また 2002 年度から新しい試みとして専門教育科目の中で授業上必要があれば 1 科目 1 人という限定ながらゲスト・スピーカー制度を導入した。この制度の趣旨は、当該科目に関連して実社会で活躍している人に話をしてもらうことにある。これによってより魅力のある授業も可能になった。2005 年度は 3 科目、2006 年度は 6 科目で実施されている。

また、2002 年度にセメスター制が導入されて新しい授業形態の試みとしてリレー講義形式での分担授業が教養科目などだけでなく、専門教育科目でも増大している。これは学生にとって非常に魅力的なものではあるが、その運用についての議論が十分ではなく、やや実施上の困難もあると考えられる。

そうした新しい授業形態と単位計算方法が所期の目標を達成できているかどうか、教員と学生双方の立場から不断に点検・評価することが大切である。セメスター制の導入後 3 年を経過するなかで、そうした点検・評価をする条件整いつつあることもあって、現在見直しの作業が進められている。

（ク）実施・運営体制

【現状の説明】

商学部では、商学部教学委員会において学部全体のカリキュラムのあり方が議論される。また、各コースにおいても、各コース独自の教育目標を達成するために、コース会議にてカリキュラムについての議論がなされ、授業科目の編成が行われている。

教養科目などについては、全学共通教育推進機構並びにその下部組織である教養教育部門委員会へ各学部から委員が選出されており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向が伝達される。これらの議論に基づき、教養科目、外国語科目、保健体育科目並びに教職関係科目については、全学的な調整の下に授業科目が編成されている。それに対して、専門教育科目は、前述の教学委員会において編成される。

【点検・評価】

現状では、専門教育科目に関しては、商学部教学委員会の調整の下、各コースの理念に従って開設・開講されている。また、教養科目・外国語科目・保健体育科目に関しては、全学共通教育推進機構に学部から専任教員を委員として派遣するなかで調整がはかられている。

専門教育科目についてはともかく、教養科目・外国語科目・保健体育科目に関しては全学的な方向性についての議論が近年活発になされてきているが、学部の教育課程に関する方針との調整が十全になされない場合がある。

現在、教養科目を改編し、全学共通科目として基礎教育をいかに効果的・効率的に進めていくかということについて全学的な議論がなされているが、そうした動きをふまえながら学部の基礎教育から展開教育、専門教育へという系統的な履修モデルを再構築することが求められている。

（ケ）グローバル化への対応

【現状の説明】

本学部は、教育理念を具体化する際の一つの柱であるグローバル化を実現するために、5 コース制の中に国際ビジネスコースが設けられている。国際ビジネスコースの専門科目群には、国外各地域の経済事情を学べる科目が設置されている。また、グローバル化に対応する語学能力の育成として、「国際ビジネス英語入門」という学部共通基礎科目の他に、各コースに「英語で学ぶ流通」「英語で学ぶファイナンス」などの選択科目 2 類科目や総合選択方式の学生向けの「専門英書」、さらに選択科目 3 類として「実用英語」等の科目を配置している。この「国際ビジネス入門」は英語で行われる少人数クラス授業で、国際ビジネスコース

を選択する際の必修科目となっている。また、2002 年度から実施された副専攻の一つに、「グローバリゼーション」が設けられ、それに対応する科目群が学部内外に設置されている。

外国語教育については、英語の場合、1 年次配当の「英語Ⅰa・b」では、28 クラスの半数以上の 14 クラスがコミュニケーションクラス、また、2 年次配当の「英語Ⅲa・b」では、23 クラスの 6 クラスが LL またはコミュニケーションクラスである。英語以外では、ドイツ語、フランス語、スペイン語、中国語、朝鮮語にコミュニケーションクラスが設けられている。

【長所】

外国語検定試験の受験を奨励するために本学が指定する外国語検定試験で所定のスコアを取得したり、合格した者には検定認定の単位が認定され、それを卒業所要単位に含めることができる。この検定認定の単位を認定された者に対する上級外国語の他、英語圏への留学を志す者に対するプラクティカル・イングリッシュ・セミナーなど学力に応じたきめ細かい外国語教育を行っている。

【問題点】

国際化を学部理念の柱にしながらカリキュラム面などでの対応がなされてきたが、今日のグローバル化の要請からすれば、学部の教育課程全体とりわけ専門教育科目をどうグローバル化に対応させるかという点では依然として不十分なままである。英語での授業がなされている科目は皆無であり、比較的割合として多い中国人留学生へのカリキュラム対応やデュアル・ディグリー（DD）入学生に対する学部としての特別プログラムも十分ではない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学部の専門教育科目を中心としたカリキュラム編成や講義内容の面でのグローバルスタンダードの確立、非常勤講師への外国人の積極的登用など教育課程全体のグローバル化に向けた改善・改革を進めることが必要である。

そのための第一歩として、2008 年より実施予定の新カリキュラムでは専門科目第 2 類（共通科目）のなかに、1 年次、2 年次、3 年次配当のビジネス英語分野科目として「初級ビジネス英語 A」、「初級ビジネス英語 B」、「中級ビジネス英語 A」、「中級ビジネス英語 B」、「上級ビジネス英語Ⅰ」、「上級ビジネス英語Ⅱ」、及び「英語で学ぶ現代ビジネス」の 7 科目を設置し、4 単位以上を修得することになる。これらビジネス英語各科目は 25 名定員と少人数制をとり、TOEFL や TOEIC などの資格をめざす学生を対象にしながら英語コミュニケーション力の飛躍的向上をはかることが可能となる。このように検定認定制度の制度をもっと大胆に活用して学生の資格取得に向けた意欲を高めることが求められている。なお DD 入試は廃止し、それに替わる新しい取組を模索中である。

（コ）起業家能力の涵養

【現状の説明】

商学部の教育理念である「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」には、当然起業家能力の涵養を含んでいる。具体的には、副専攻の一つに「ベンチャー」を設けている。また、専門教育科目でいえば、「ベンチャー論」「ニュービジネス」「E コマース論」「イノベーション・マネジメント」など、起業家能力の育成を支援する科目が設けられている。また、ビジネスの現場で活躍されている社会人を講師とする「ビジネス特殊研究」は、実務の視点からビジネスの実践的な知識を享受することで、起業家能力の育成を支援している。

【点検・評価】

商学部では、企業の立ち上げ、運営に関わる基本的な知識や理論を修得し、将来の起業に役立つよう起業家能力の涵養を教育目標の一つとしており、それに対応するカリキュラム編成が行われている。

しかしながら、副専攻「ベンチャー」について言うと、もっぱら関連する科目群を自主的かつ主体的に学修していくことが求められ、演習選択方式のように指導教員を中心に 2 年間のきめ細かい系統的な指導がなされるわけではない。

副専攻の存在意義をふまえながら、何らかのかたちで起業家能力の涵養を専任教員の指導の元で系統的に行っていけるような仕組みや、起業家能力を磨いたり、研究成果を発表するための学内コンペを学生の自治組織である商学部ゼミナール協議会と連携して実施すること、学生起業を具体的に進めるための外部資金や人材ネットワーク面のサポート体制、産学の連携体制の構築などのバックアップも必要となる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

こうした問題点を改善していく試みの一つが、関西大学ビジネスプラン・コンペティション（KUBIC＝Kansai University BIz Plan Competition）である。これは、2006 年に商学部の創設 100 周年記念事業の一環としてスタートしたものであり、課外教育におけるニュービジネス（起業・社内ベンチャー）の創出に向けて創造性・専門性・総合力・国際性を兼ね備えた次世代のビジネス・リーダーを発掘・育成するとともに、ビジネスプランを具体的に作成したり、KUBIC の企画運営はすべて学生が主体となって行うなど、教室の枠を超えた実践的な学びの場を提供することを意図している。また複数の協賛企業、経済産業省近畿経済産業局や吹田市などの後援を受けていることにもみられるように産官学の連携イベントとして注目される。なおこの KUBIC は 2007 年度以降も商学部の継続事業として位置づけられ、2007 年 6 月には KUBIC2007 が実施された。

さらに 2008 年より実施予定の新カリキュラムのなかで、ビジネス・リーダー養成特別プログラム科目（BLSP）が設置され、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という商学部の教育目標を正課教育の演習・講義科目を通じてより集中的に実践していくことが決定された。このプログラムは、大きく 2 段階に分かれる。まず 2 年次（秋学期）に、このプログラムの入門的な内容の科目を 2 科目（「ビジネスモデル入門」「プレゼンテーション入門」）開講し、選抜された 40～50 名程度の学生に提供する。そして、この 2 科目を受講した学生の中から、3 年次以降にプログラムに参加する学生をさらに 15 名程度を選抜し、3 年次以降に配当された実践的なプログラム科目 6 科目（「実践 データ分析」「実践 経営者と CSR マネジメント」「実践 テクノロジーマネジメント」「実践 フィールドワーク」「実践 海外研修」「実践 ケーススタディ」）を提供する。これによって従来未整備であった KUBIC（PEP）や AO 入試（起業モデルの作成）を経験した学生達に対する「受け皿」が用意されることになる。

（サ）健康の保持・増進

【現状の説明】

健康の保持・増進のための人的な対応として、保健管理センター及び当センターに設置された第一診療所・心理相談室が実施する健康診断、疫病管理、健康相談、診察、心理相談などが、学生の心身にわたる健康の保持・増進のために全学的に行われている。また、学生センターに設置された大学学生相談室では、大学学生相談主事が学生の諸々の相談業務に当たっている。商学部においても、学部学生相談主事や学生相談主任が学生の相談業務に対応している。また 1 年次の演習から 4 年次の卒業研究までのゼミ・クラス単位などでも担当教員などを通じて日常的な相談などに応じている。

【点検・評価】

健康の保持・増進を行うための施設管理に関して言えば、商学部が教育を行う第 2 学舎では、学生の健康を保持・増進するよう、他と同様に学舎内全面禁煙を行っている。

現時点で問題があるとすれば、学部学生相談主事や学生主任が学生の相談業務にあたっているが、たとえばいわゆる「五月病」のように、健康に関する問題に対応する際、保健管理センターや心理相談室等との連携やアフターフォロー、保護者との対応が制度として確立していないことである。

学部学生相談主事など学生相談の担当者は、保健管理センター等との連携をこれまで以上に緊密に保つことで、適切かつ柔軟な対応を行うことが重要である。また基礎演習や専門演習などの少人数クラス授業での対応や進路指導面での配慮、これと関連して保護者との連携も不可欠である。

イ　カリキュラムにおける高・大連携

【現状の説明】

学生が後期中等教育から高等教育に円滑に移行するために必要な導入教育に本学部は従来から取り組んできている。第一に、1 年次春学期に大学で学ぶための基礎的な学習スキルを身につけることを目的としたクラス指導制の必修科目として「基礎演習」(30 名規模 25 クラス）を配置し、すべてのクラスを専任教員が担当している。この「基礎演習」については担当者会議を前年度 12 月頃に開催し、翌年の授業の運営方法について情報交換を行ってきている。第二に、商学部で学ぶための基礎的な知識を身につけることを目的として基礎的入門科目「経済入門」「現代経営」「簿記演習」(いずれも春学期・必修科目)、「流通入門」「現在経済」「国際ビジネス英語入門」「現代社会と企業」「会計学概論」(いずれも秋学期・選択必修科目）を 1 年次に配置している。第三に、「簿記演習」「情報処理演習」、実用英語、外国語科目においてクラス別指導を行っている。第四に、各種入試合格者（SF、AO、DD)、推薦入学合格者及び関西大学第一高等学校卒業見込者入試合格者に対して入学前の教育指導を実施している。

【長所】

カリキュラム上に導入教育を位置づけ、クラス指導を可能にする科目と基礎的な知識を身につける入門科目を含めて配置し、それを専任教員が担当していることは評価されよう。また、クラス別指導を行う科目を設置し、きめの細かい教育指導がなされていることも評価される。さらに、入学前指導を行っている点も評価できる。

高・大連携プログラムについては、この間大学全体の取組の一環として、高等学校への出張型講義として、①パーソナル・リスクマネジメント、②新製品開発とマーケティング、③会計戦略、④都市と流通という 4 メニューが用意され、2005 年度、10 回、2006 年度 5 回開催された。1 日体験入学などのプログラムにも取り組んでいる。さらに商学部独自のものとして、春学期には大阪市立の商業高校との連携（ミニ講義、OB・OG との懇談)、秋学期には天王寺商業高校との連携（学部案内、ゼミ見学、OB・OG との懇談）がそれぞれなされている。

【問題点】

問題点としては、第一に「基礎演習」のクラス規模が 2005 年度まで約 40 名と多かった。これまでも可能な限りクラス数を増やす努力を行ってきたが、より丁寧な指導のためにはより少人数のクラス編成が求められる。ただし、教員数や専門基礎科目等への教員配置等の必要性のために、すべての教員が基礎演習を担当することは不可能である。第二に「基礎演習」の授業内容と形態は各担当教員に委ねられているために、例えばグループ学習中心のクラスもあればレクチャー中心のクラスもあり、パソコン実習を行うクラスもあれば行わないクラスがある等、各クラスを比較すると内容と形態の両面においてばらつきが大きい。第三に、高校までの学び方（既存知識記憶型学習）から大学にふさわしい学び方（知識創造型学習）へと転換させる指導が十分ではなく、学習上の悩みを抱える学生が少なくないことがあげられる。

高・大連携プログラムでは全学的な取組に比べて商学部独自の取組がまだまだ不十分である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

第一と第二の問題については、現在教学委員会において「基礎演習」のクラス数を 20 から 25 へと増やし、クラス規模を縮小させることに決め、2006 年度より 25 クラス開講し、1 クラスの規模も概ね 30 人前後となっている。さらには、授業の形態と最低限授業で行うことを定めたガイドラインを定めて担当教員はこれに従ってシラバスを作成することや、このガイドラインによって非常勤教員も「基礎演習」が担当可能となり、非常勤教員の手も借りながらクラス規模を縮小させることが方策として考えられるが、今後の課題である。

第三の問題については大学での学び方を学ぶ「大学入門」といった科目を配置することが方策として考えられる。ただし、これについては 2008 年度より実施が決まった教養科目改革のなかで新設されている科目群のなかで充足されると考えられる。

さらに 2008 年度より実施予定の新カリキュラムのなかで、「流通入門」「経済入門」「経営入門」に関して

は教養科目についての全学的基準に倣い 1 クラスを 300 名以下とするため、3 クラスを秋学期に開講することとなっている。残りの「国際ビジネス英語入門」は 1 クラス 70 名以下の規模を想定して、秋学期に 12 クラス開講し、「簿記入門演習」は講義と問題演習を十分に行うために週 2 回の授業とし、1 クラス 100 名以下の規模となるように春学期に 8 クラス開講することが決められた。これらの 6 科目、計 12 単位が必修となる。

商学部独自の高・大連携プログラムの推進については、どのような形態や内容の取組が必要かつ可能かを見極めながら具体的な検討を進めているところである。

ウ　各種資格課程

【現状の説明】

商学部学生については、教育職員免許法による所定科目の単位取得者には、中学校教諭（社会科）、高等学校教諭（地歴科、公民科、商業科）の 1 種免許状が与えられる。また図書館学課程の関係科目単位取得者は司書及び司書教諭の資格が取得でき、博物館学課程の関係科目単位取得者には、博物館における専門職員である学芸員の資格が与えられる。社会教育課程の関係科目単位取得者が卒業後、都道府県、市町村教育委員会に就職し、社会教育主事補として 1 年以上経過した場合、社会教育主事として任用される資格を得る。

免許取得者の実績は、2005 年度では、中学校社会 9 名、高等学校地歴 9 名、公民 13 名、商業 5 名、司書 4 名、司書教諭 1 名、学芸員 2 名、2006 年度では、中学校社会 8 名、高等学校地歴 10 名、公民 15 名、商業 15 名、司書 7 名、学芸員 1 名となっている。一方、資格取得者では、2005 年度が、公認会計士第 2 次試験 1 名、税理士試験科目合格 2 名、日商簿記検定 1 級 6 名、TOEFL(CBT) 220 点 2 名、TOEIC 915 点 1 名、2006 年度が、公認会計士第 2 次試験 2 名、日商簿記検定 1 級 10 名、税理士試験科目合格各 4 名、国税専門官 3 名、地方公務員上級 2 名、TOEIC 800 点 1 名、TOEFL(CBT) 217 点、263 点各 1 名である。

【点検・評価】

商学部の専門科目や推薦入学制度に関連した日商簿記検定試験や税理士、会計士試験、さらに英検や TOIEC など各種外国語試験などによって得られる資格については、そうした資格取得を積極的に促進するために 2004 年度から学外資格等単位認定制度がスタートした。2005 年度は 290 名、2006 年度は 316 名がそれぞれ顕彰され、着実に成果があがっている。

エ　インターンシップ

【現状の説明】

2006 年度には全国の総合大学に先駆けてビジネスインターンシップ導入後満十年を迎えた。2006 年度は高大連携の一環として公募した学校インターンシップ 6 名、国際インターンシップ 1 名、キャリア募集インターンシップ 28 名、学外公募のインターンシップ 9 名であった。いずれも女子学生が積極的にインターンシップに申込み、参加しているところに特徴がある。

インターンシップ実習生派遣に当たっては、関西大学として実習に必要な最低限の知識やマナーを理解できるような事前講座を用意し、実習の終了後には実習報告書と業務日誌の提出、さらにレポートの提出や実習報告会・受け入れ先との懇談会への出席等の事後講座を義務付けている。商学部の事前講座は、キャリアセンター主事を中心として 1 回 1 時間程度実施している。このインターンシップ・プログラム修了者に対しては、専門教育科目の自由科目「インターンシップ（ビジネス)」として単位を認定している。

【点検・評価】

インターンシップを学部として積極的に推進する意義は理解されている。とりわけインターンシップについて単位認定を行っていることは評価されよう。

しかし、現状ではインターンシップを単位として認定する他は学部として具体的な取組を行うに至っていない。またインターンシップ実習生の数もそれほど多くない。

したがって、インターンシップを学部として積極的に推進するためには、学部独自のインターンシップ・プログラムの開発やカリキュラムにおける位置づけを明確にすることなどによって学生の意識を高めることも必要であろう。

オ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学では学則 22 条の 2 で定められた協定大学（外国の大学を含む）の授業科目の履修及び単位認定は 60 単位を超えない範囲で認められている。DD（デュアル・ディグリー）プログラムや派遣留学、認定留学でもこの制度は活用されている。

また学生が入学する前に所属していた大学や短大、専門学校等において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）も 60 単位を超えない範囲で認めている。2005 年度の単位認定の実績を見ると、DD プログラムは 2 名（認定単位数は 60 単位、44 単位）、2006 年度も同じく 2 名（認定単位数は 60 単位、44 単位）、海外語学セミナーは 18 名（2 単位）、大学洋上セミナーは 0 名（0 単位）、編・転入学者 7 名（17～60 単位）、学外資格等単位認定 290 名である。

さらに、本学部では学外資格等単位認定制度を 2004 年度より設け、日商簿記検定試験や税理士、公認会計士試験、さらに英検や TOEIC 等各種外国語試験等に対するモチベーションを高め、学部教育の選択肢を拡大するために各種資格を得ることによる単位認定を実施している。

【点検・評価】

基礎的な単位認定制度は整備され運用されており、また日商簿記検定試験や税理士、公認会計士試験の結果による会計学関係専門教育科目をはじめとして従来の枠組みを越えて幅広く単位互換と単位認定を行う方向にある。したがって、学外資格等単位認定制度のさらなる活用促進策を検討する必要がある。

カ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

商学部では、2007 年度より社会人入学試験については募集を停止しているが、第 2 部学生及びフレックス学生が現在在籍し、彼らに対する教育上の配慮は特に行っておらず、原則的に他の一般学生と同等に扱っている。ただし、夜間時限帯にしか通学できない職業をもつ社会人に対しては、やはり、夜の時間帯で 4 年間で卒業でき、なおかつ資格を取得できるようなカリキュラムを編成している。

外国人学部留学生は本学部が全学部中最も在籍者が多く、2005 年度、2006 年度の入学者はそれぞれ 26 名、28 名となっている。外国人留学生への教育上の配慮としては、「日本語」「日本事情」科目を配置しているほか、学部の教職員との留学生懇談会等を毎年実施し、教育指導の円滑化を図っている。なお本学部では 2 名の教員が留学生担当として配置され、オフィスアワーを設けて留学生の相談に対応している。

【点検・評価】

社会人については人数が少ないこともあるが、学生の就学ニーズに合わせた何らかの教育的配慮は必要であろう。留学生についてもよりきめの細かい教育指導が留学生担当だけでなく、各授業科目担当者の個々の学習指導というかたちで求められる。

キ　生涯学習への対応

【現状の説明】

商学部では、生涯学習への対応としては経済・政治研究所の公開講座（2005 年度 3 名、2006 年度 1 名）や産業セミナー（2005 年度 1 名、2006 年度 2 名）、エクステンションリードセンターの公開講座として大阪文化セミナー（2005 年度 3 名）、吹田市民講座（2005 年度 3 名、2006 年度 3 名）、サタデー・カレッジ（2005 年度 2 名、2006 年度 2 名）に積極的に講師派遣をする一方で、社会人学生、編・転入学生、科目等

履修生、聴講生等を受け入れてきている。2005 年度と 2006 年度の実績では社会人入試による学生（4 名、8 名）、編・転入学生（デイタイム 4 名・フレックス 3 名、デイタイム 4 人・フレックス 3 人）、科目等履修生（2005 年度春学期デイタイム・第 1 部　4 名、秋学期デイタイム・フレックス　1 名・2005 年度春学期フレックス・第 2 部 2 名、2006 年度春学期デイタイム・フレックス 2 名、秋学期デイタイム・フレックス 2 名）、聴講生（2005 年度春学期デイタイム・第 1 部　4 名、フレックス・第 2 部 1 名、秋学期デイタイム・フレックス　2 名・2006 年度春学期デイタイム・フレックス 5 名、秋学期デイタイム・フレックス 1 名）などとなっている。なお社会人入試による入学者は 2007 年度から募集停止したため入学者はゼロである。

【点検・評価】

近年、生涯学習に対する社会の潜在的なニーズはますます多くなっており、またその学習の形態も多様である。こうしたニーズに応え、またニーズそのものを発掘していくために、教員個々人の努力に任せないで、学部全体としてより本格的かつ組織的にこれに取り組むことが求められよう。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

商学部の専門科目の評価は、基本的には定期試験によって評価され、さらにそれらを補完する手段としてレポートや小テスト、出席状況等の平常評価が各教員の工夫によって行われている。2002 年度からセメスター制度の導入により、春学期・秋学期それぞれの期末に評価を行うことになり、学生には、通年制時に比べて、間延びせず集中的な学習を促進し、教員に関しても、教育の内容の理解度を確認できる機会が増えることで授業内容の改善に生かされている。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

本学部においては他の多くの大学と同様、教育効果の測定は伝統的に各教員に任されており、評価方法や測定の適切性について論評することは難しい。ただ新しい試みとして 2003 年度から 1 年次生の必修科目でクラス編成（9 クラス）を実施している「簿記演習」（2008 年度より「簿記入門演習」に変更予定）では、統一テキスト、統一試験によって成績評価方法とその基準について担当教員間で事前に相談し、試験結果についても教育効果を測定する共通の資料として活用されている。また 1 年次必修の「現代経営」（2008 年度より「経営入門」に変更予定）においては経営学コースの教員全員がオムニバス形式で担当し、各教員がそれぞれ成績評価に加わり、丁寧な教育効果の測定が試みられている。

（ウ）卒業生の進路状況

本学部の卒業生は、学部の性格上その多くが民間企業に就職している。製造業、商業、金融業等を中心に就職し、本学部で享受した教育を実務の世界で生かしている。また、本学大学院商学研究科への進学者数は、2005 年度 16 名、2006 年度 8 名、2007 年度 14 名（同年度よりで会計学専攻は募集停止）で、2006 年 4 月開校の会計専門職大学院（アカウンティングスクール）への進学者数は 2006 年度 22 名（うち 7 名が飛び級）、2007 年度 18 名（うち 7 名が飛び級）で、会計学の専門的かつ実務的な能力を深めている。

フレックスコースの卒業生に関しては、勤労学生だけでなく、とりわけ本学部には社会人学生が多いため、卒業時に改めて就職するということは少ない。それゆえ、進路状況の数だけで教育効果を推測することは難しい。

【点検・評価】

商学部における成績評価は、従来、主として筆記試験を中心に、優、良、可、不可という 4 段階でなされてきた。このような評価方法や評価基準は教育上の効果を測定する指標として妥当性を持つとしても、その

客観性や妥当性については学部全体でさらに議論していく必要がある。たとえば、成績判定で優の範囲が20 点もある点を是正するために、一部の大学で見られるような秀（90 点以上）を導入したり、科目ごとの平均点や合否割合を学生に公表したりすること等の見直しについても検討作業を開始していくことが望まれよう。また、非常勤講師とも協力しながら、学部全体の教育効果測定のシステムづくりに向けた議論や合意形成も不可欠である。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

商学部においては学生が履修登録をした授業科目の教育効果を高めるために各年次で履修科目登録の上限を設定しており、1・2 年次は春・秋学期とも 23 単位以内で年間 42 単位、3 年次は各学期とも 24 単位以内で年間 46 単位、4 年次は各学期とも 26 単位以内で年間 50 単位となっている。3 年次編・転入学の場合は、3 年次生で各学期とも 27 単位以内で年間 52 単位となっており、4 年次生は各学期とも 26 単位以内で年間 50 単位までとなっている。

定期試験による成績判定は 100 点満点で評価され、80 点以上が優、70 点以上 80 点未満が良、60 点以上 70 点未満が可、60 点未満が不可と判定される。学生に対しては優、良、可、不可で公表され、素点は提示されていない。成績に疑義のある学生は、成績発表から 2 日以内に問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は、答案・レポート、平常点から、成績の根拠を説明することが求められている。

定期試験はその実施が厳格に行われるような措置をとっている。実施は「監督マニュアル」をもとに行われ、最大 5 名の試験監督が配置される。学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに、2007 年度の定期試験からは途中退室の時間帯を制限し、不正行為の防止に極力つとめている。また、答案用紙の回収漏れがないようにするため、回収後ただちに事務職員が再度枚数をチェックするという体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

学生の質を検証・確保するための方策としては、商学部では学年の進級制を採ってはいないが、所属するコース（2008 年度より専修に変更予定）の専門科目と一定の単位取得（60 単位）が 3 年次の「専門演習」を履修する条件としている。

また本学部は再試験制度を 2001 年度に廃止したが、卒業できなかった不合格者（在学年数不足者、休学者を除く）は第 1 部では 2002 年度 159 名（同 16.5%）、2003 年度 155 名（同 16.9%）、2004 年度 150 名（同 16.8%）、2005 年度 144 名（同 15.9%）、2006 年度 143 名（同 16.7%）、第 2 部では 2002 年度 16 名（同 18.4%）、2003 年度 22 名（同 23.9%）、2004 年度 34 名（同 35.8%）、2005 年度 41 名（同 37.3%）、2006 年度 29 名（同 27.9%）とほぼ安定的に推移している。

学生の学習意欲を刺激する方策としては、成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が 2003 年度に設けられた。現在（2007 年度）この制度によって給付奨学金を得ている学生は、計 113 名存在する（2007 年度より制度が変更され、1 年次生と 2 年次生以上では給付体系が異なる）。また、学部での卒業証書授与式などにおいて、成績優秀者、資格取得者を表彰する制度を設けている。

【長所】

本学部では科目毎の優、良、可、不可の比率は教授会において閲覧に付され、一定のチェックがなされていることは評価できよう。

毎年成績不良者については呼び出しの上、学生主任が教育指導をする一方で、成績優秀者には表彰する制度を導入し、学生の勉学への意欲を高める効果を発揮させている。

再試験制度の廃止は、学生にも厳格な成績評価であることを認識させるものとなっており、重要な一歩を踏み出したと評価できる。

【問題点】

成績評価法・基準についての学部内でのあるべき姿に関する共通認識や申し合わせのようなものはなく、また科目毎の成績評価法・基準を学部として学生などに公表する仕組みもない。成績評価が最終的には各教員に任されていることから、厳格で一律的な成績評価システムの導入は困難であるとはいえ、合意を形成する作業を通じてそれらを共通化・一般化する努力が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

再試験制度の廃止を有効なものにすることを含め、成績評価の仕組みを厳格にする点では、成績評価方法・基準とその結果（成績評価）の学生へ評価基準の客観性、妥当性を確保することがまず必要である。再試験制度の廃止と厳格な成績評価によって今後とも成績不良による残留者が増加するならば、その詳細な実態調査とともに、より一層学生に大学での勉学の重要性を啓蒙するなど教育指導体制の強化に努めたい。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

学生に対する履修指導は、入学時のガイダンスで説明をしている。履修届提出時の説明に加えて、教務センターでは日常的に学生の相談に対応して恒常的な指導体制を採っている。成績不良者に対しては、学生指導を毎年５月中旬に実施している。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは現時点では実施していない。また、残留生に対する特別な教育指導も現時点では実施しておらず、通常は「基礎演習」「演習」「専門演習」「卒業研究」等の担当教員が適宜相談に応じてきたというのが現状である。

（ウ）留年生における配慮

商学部の留年率は、第１部において、2004 年度 16.8%、2005 年度 15.9%、2006 年度 16.7%と、他学部に比べて留年生が特に多いわけではないが、留年生を極力出さないように、入学時のオリエンテーションや毎年５月中旬に実施している成績不良者に対する学生指導などの措置を講じている。

また、商学部の専任教員２名が学部留学生指導担当者として留学生が抱える固有の相談・指導に当たるとともに、学習上の相談には「基礎演習」「演習」「専門演習」「卒業研究」の指導教員と連携して行うことになっている。

【長所と問題点】

履修指導は必ずしも十分でなく質量ともに高める必要があるが、現在の教員・職員の体制では限界がある。また留年生に対する特別の配慮は行っていない。

オフィスアワーについては、本学部では大学の研究室で研究する教員も多く、これまで特別の時間を設定していなくても必要に応じて学生の相談に対応していた側面がある。ただ、これでは学生が研究室を訪問することに抵抗を感じ、相談に来る学生が極めて限られているのが現状である。しかも、現状では学生が授業時間外に教員と直接コンタクトをとる方法は研究室訪問に限られている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

履修指導については、本学部の現在の教職員の人員配置・財政基盤を前提とせざるを得ないのであれば、学生（上級生）が学生（下級生）の学習支援を行うチューター制度、ピアサポート制度を設けることが検討されるべきであろう。

オフィスアワーについては現在、制度化のための準備をしており、その実現が望まれる。オフィスアワーの他にも教員のメールアドレスの公開等、学生が授業時間外に教員と直接コンタクトをとる方法を学部として学生に明示する必要がある。

エ　教育改善への取組

【現状の説明】

本学部では教育の改善や活性化をはかるという FD 活動の一環として一連の組織的な取組を行っている。まず、全学共通教育推進機構 FD 部門委員会が企画する「学生による授業評価」アンケートに本学部教員は積極的に協力している。2006 年度の場合、春学期の授業では対象 309 クラスのうち 294 クラスで実施され（95.1%）、通年クラスないし秋学期の授業では対象 317 クラスのうち 299 クラスで実施（94.3%）されている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、担当教員にはその科目についての集計結果がフィードバックされる。

活性化の方途の一つとして、2002 年度からゲスト・スピーカー制度を導入したことは前述した通りである。また、学部としては、外部の研究者や学識経験者を招いて、随時講演会を行っている。2006 年度には新入生歓迎講演会を 1 回、学生向けの学術講演会を 1 回行った。このほか、3 年次の専門演習や 4 年次の卒業演習では大多数の教員が演習ごとに合宿を行い、集中的な学習や学生・教員間のコミュニケーションを密にする工夫を行っている。こうした合宿費用への補助も制度化されている。

シラバスは 2004 年度より Web 上のインフォメーションシステムで閲覧できるようになり、本学部における開講科目のすべてについて掲載している（従来の冊子体でのシラバス配布は 2005 年度で終了した）。各科目ごとに、(1)授業科目名、(2)学期、(3)単位数、(4)担任者名、(5)講義概要、(6)講義計画、(7)成績評価の方法、(8)教科書、(9)参考書、(10)備考の各項目に分けて記載している。これによって学生は履修科目を選択する際の詳しい判断材料を手にすることができ、綿密な授業計画を立てることができるようになっている。

学生の授業カリキュラムに対する理解を促進する観点から、本学部の専任教員を中心に構成されている商学会では『リサーチ・ガイド商学』を発行し、学生に配布している。ただし、現状では商学会の学生会員にのみ配布される商学会独自のサービスであるため、学部と商学会の協力により学部生全員に提供される方向へと充実させていくことも一つの方策である。

なお、2005 年 5 月に学部内に FD 委員会が設置され、FD の継続的実施のための基盤が整備された。現在は教育の改善と活性化のための方策を専門的に検討している。

【長所と問題点】

シラバスは全科目で同一の書式をとっているため、見やすいものとなっている。「学生による授業評価」アンケートに対して教員も協力的である。FD の継続的実施のために FD 委員会が学部内に設置されたことは評価できる。

しかしながら、シラバスに教員間で精粗が見られ、すべての科目のシラバスで学生が履修を検討する際に必要かつ十分な内容が盛り込まれているとは言えない。一方で、シラバスをよく参考にしながら履修手続きを行っている学生がほとんどであるとは言い難く、シラバスを見ずに風評と科目名と曜限で履修を決める学生も少なくない。

また、「学生による授業評価」アンケートの結果をどのように授業改善に活かすかは基本的に担当教員の判断に委ねられており、具体的にどのように授業が改善されたかを把握することは難しい。2003 年度からアンケート結果についての学生に対するフィードバックとして、「アンケートに対するコメント」の提出・公開制度が全学共通教育推進機構授業評価部門委員会によって実施されているが、このコメントを提出した専任教員は本学部では 2006 年度春学期 2 名、秋学期 3 名ときわめて少数である。「学生による授業評価」アンケートが、授業改善に活かされるのかわからないとする学生の声も見逃せない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

すべての科目についてシラバスを必要かつ十分な内容にするために、学生が科目選択においていかなる情報をどのように活用しているのかをヒアリングしたり、アンケート調査したりする一方で、その結果について教員間で議論を進め、学生にとって有益でわかりやすいシラバスを作成するよう学部全体で取り組むこと

が求められる。

学生による授業評価アンケートを材料として、授業のあり方・進め方について教室で学生と対話する機会を設けたり、教員と学生とが参加する授業改善シンポジウムを開催したりするといった、授業に関する学生の声を学部として授業改善に活かす取組が FD 委員会で検討されている。卒業生に対する在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みや本格的な学生満足度調査の導入についても早急に検討する必要があろう。

オ　授業形態と授業方法との関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

科目種類別の受講者数の規模を見ると、以下の諸点が読みとれる。専門科目のうち必修科目「基礎演習」25 クラスは 30 人規模のクラスであるが、別の必修科目には 101～500 人規模のクラスが存在している。一方、専門科目の多くは選択科目であるが、受講生が 100 人までの規模の科目数の比率は 3 割強、200 人までの規模の科目数の比率は 6 割で、それ以外はいわゆる大人数教室での講義の形となっている。受講生 500 人以上の科目数の比率は約 1 割となっている。200 人以下の規模の科目数がせめて全体の 8 割程度となることが望ましい。しかし、この種の分布は基本的に学生数と教員数との比率に依存して決定されるのであり、最適教員数については今後さらに検討されていく必要があるものと思われる。商学部では、少人数規模の演習形態の「基礎演習」（必修科目）、「演習」「専門演習」「卒業研究」（選択科目）を教育上の特長の一つにしている。「演習」「専門演習」「卒業研究」の受講者数は原則 15 名（担当教員の判断で最大 17 名まで増員可）となっており、少人数教育の名に恥じない水準となっている。一方、履修を希望しながら 2 度の機会が与えられている選考に通らず、結果的に「演習」「専門演習」「卒業研究」を履修できない学生も一定数いる。

（イ）マルチメディアを活用した教育

マルチメディアを活用した教育の取組としてまず挙げなければならないことは、本学で 2005 年度から本格的に運用が開始された Web を利用する授業支援システム（現代 GP に採択された CEAS や REAS など）の利用が本学部においても始められたことである。

【長所と問題点】

商学部も大規模私立大学の一学部でありながら、必修科目や演習科目については概ね少人数教育が実施されていると言える。

しかし、選択科目のなかには多人数授業も少なからず存在し、教育効果の観点から問題がないとは言えない。本学の学舎や教室の数ないし規模は概ね妥当な状況にあると考えられることから、多人数教室の問題は基本的には学生定員と教員数との比率に規定される性質のものであり、今後ともこの点の改善が望まれる。同時に、教育現場に IT を活用しながら問題の解消に当たることも積極的に検討していく必要がある。

授業支援システムやマルチメディア・コンテンツの活用については、これらの情報機器に不慣れな教員も少なくなく、科目種類別、担当教員別でばらつきがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生 1 人当たり専任教員数の比率を直ちに改善することは困難であることを考慮すれば、教育現場への IT 活用をさらに積極化させることも重要と考える。その場合には、教員自身が IT を利用した教育手法を身につけるとともに、これを支援する能力開発スキームと TA（ティーチング・アシスタント）・SA（スチューデント・アシスタント）制度の充実が望まれる。

各種のマルチメディア・コンテンツもそのための開発環境も充実しつつあるので、従来のように語学関連科目のみならず、専門教育科目を含めて広く新しいメディアが積極的に活用されることが望まれる。そのためには、多くの教員が情報機器の操作に習熟し、マルチメディア・コンテンツを容易かつ積極的に利用・開発し得る環境を整備することも不可欠である。ただこれらの情報機器に不慣れな教員も少なくなく、その活用方法を研究・習得するための研修を用意する必要もある。同時に、情報機器の操作やコンテンツの開発支

援を行う TA・SA 制度と、従来から進められてきたマルチメディア・コンテンツを授業で活用しやすい教室環境の整備・メンテナンスがより一層必要である。

既述のとおり多人数の受講生を抱える専門科目も少なくない。教室の利用可能性にも制約されるが、そのような科目についてはむしろ積極的に遠隔授業の仕組みを活用することが望まれる。また、学術交流協定のある外国大学等と今後は教育面での提携強化を図りつつ、遠隔の合同授業を実践していく等の仕組みを構築することも望まれる。そのためには、教員が語学能力を高め、その維持を図る研修等の機会をさらに多く与えられるとともに、その能力を活用しつつ国境を越えた遠隔授業等が実施されるための環境整備が必要となる。また、国内にも提携大学を持つことで、同様の試みを行うなり、また個々の教員ベースで相互に遠隔授業を行うなりして、学生の討論の機会を増やすことを試みること等に対しては、教員のその種の作業を補完するために TA・SA 等で支援していく仕組みの整備が不可欠である。

このうち SA による多人数授業に対する出欠確認、教材作成・配布、IT 機器の準備など授業支援体制については、2006 年度秋学期より事務機構の再編に伴って授業支援センターが新設されるなかで抜本的に強化された。

3　国際交流（国内外における教育研究交流）

商学部では、国際交流センター及び国際交流主事会といった全学的な組織と連携しながら、国際交流の促進に努めている。全学的な基本方針等に関しては全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは商学部の状況を中心に説明する。

(1) 共同学位プログラム（DD プログラム）

【現状の説明】

2000 年 9 月、協定大学である米国のウェブスター大学との間で共同学位プログラム（DD プログラム）協定を締結した。これは、ウェブスター大学に留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に双方の学位を得ることができるプログラムである。2001 年度入学試験より、このプログラムに基づいた DD 入学試験が導入された。DD プログラムによって留学生として派遣された商学部生の数は、2002 年度 1 名、2003 年度 1 名、2004 年度 2 名、2005 年度 1 名、2006 年度 2 名となっている。2006 年 3 月には 2 名、2007 年 3 月には 3 名が、この DD プログラムにより共同学位を修得した。

【点検・評価】

学生交換の一種でもある DD プログラムは、最短 4 年間で二つの大学の学位を取得できる画期的なプログラムであり、参加者はもちろん学内外から高い評価を得ている。今後、他大学との DD プログラムの開発を進めるとともに、さらに DD プログラムを充実させて派遣学生のメリットを追求することが期待される。

(2) 派遣留学・認定留学・海外語学セミナー

【現状の説明】

海外の大学との学生交流の状況とそのカリキュラム上の位置づけについて説明する。

ア　派遣留学・認定留学

商学部においても、全学的な枠組みのもと、1984 年 4 月より、「派遣留学」と「認定留学」の 2 種類の留学制度を定めている。

「派遣留学」は、本学との間に学生交換協定を締結している外国大学へ、選考のうえ派遣される留学制度であり、「認定留学」は、原則として、協定大学以外の大学に、商学部教授会の許可を得て留学する制度である。派遣留学生に対しては、留学先の大学に納入する授業料は本学に納入する学費で充当され、認定留学生に対しては留学先大学の学費の一部または全額を本学の授業料の3分の2相当額を限度として本学が助成している。

「派遣留学」「認定留学」は共に、留学期間 1 年間は在学年数に算入され、さらに留学先で修得した授業科目も60単位（2000年度以前生は30単位）を限度に本学の単位として認定される。

なお、留学期間内に修得した授業科目の単位認定は、単位認定願により商学部教授会が行う。

派遣留学生は、2005年度1名、2006年度1名、2007年度1名であり、他方、認定留学生は、2005年度0名、2006年度1名、2007年度0名である。

イ　海外語学セミナー

海外語学セミナーには、夏期に実施するマンチェスター大学英語セミナー、カルガリー大学英語セミナー、アデレード大学英語セミナー、オークランド大学英語セミナー、ゲッティンゲン大学ドイツ語セミナー、復旦大学中国語セミナー、漢陽大学朝鮮語セミナー（2005 年度開設）、春期に実施するアデレード大学英語セミナー、オークランド大学英語セミナー、西カトリック大学フランス語セミナーの計 10 セミナーがある。研修期間はいずれも約1ヶ月であり、国際交流センターが実施している。参加学生は、筆記試験あるいは書類による第一次選考、面接による第二次選考により決定する。

セミナー修了者には、本学の外国語科目の自由科目「海外語学実習」2単位が与えられる。2005年度入学生からは、海外語学セミナーでの取得単位が「海外研修（各セミナー）」として卒業所要単位に算入されることになった。また、参加者は、セミナー修了後に、英語の場合は「TOEFL-ITP テスト」、ドイツ語の場合は「Start Deutsch」または「ドイツ語技能検定試験」、中国語の場合は「中国語コミュニケーション能力検定（個別団体試験）」、朝鮮語の場合は「ハングル能力検定試験」を受験し、それぞれの語学力を確認することになっている。

海外語学セミナーに派遣された商学部生数は、2004年度14名、2005年度15名、2006年度21名となっている。

【点検・評価】

派遣留学、認定留学及び語学セミナーのいずれをとってみても、こうした制度を利用する学生数は、商学部の在籍者数に比べて多いとは言えない。国際化の観点から派遣学生数を可能な限り増やしていくことが今後の課題である。

(3) 留学生の受け入れ状況

【現状の説明】

商学部における外国人留学生（私費及び国費外国人留学生の合計）の在籍者数は、2005 年度 101 名（男45名、女56名）、2006年度102名（男48名、女54名）、2007年度103名（男48名、女55名）となっており、安定した数値を示している。また、全学の外国人留学生に占める商学部の外国人留学生の比率は、2005年度32.6%、2006年度34.0%、2007年度34.6%となっており、全学で常に一番高い比率を示している。

2007年度に在籍する留学生の出身国（在籍者数）は、中国（77名）、韓国（15名）、台湾（5名）、ベトナム（1名）、タイ（1名）、フィリピン（1名）、カナダ（1名）、サウジアラビア（1名）、ロシア（1名）の9カ国（103名）となっている。したがって、留学生の出身国比率は、中国74.8%、韓国14.6%、台湾4.9%、

その他が5.8%となる。

留学生を対象に新入生オリエンテーション及び歓迎会、日本事情見学会（1 泊 2 日）、卒業歓送会を、国際交流センターを中心に行っている。

【点検・評価】

今後の課題は、多様な国々からの留学生受け入れに関する基本施策を策定し、実施することである。

(4) 国際教育・研究交流諸制度

【現状の説明】

学術交流の重要な領域として海外の研究者との交流がある。本学ではこれを支援するものとして、本学専任教員が海外の研究機関で研究活動を展開できる「在外研究員」のほかに、「交換研究者」及び「外国人招へい研究者」の各制度を設けている。交換研究者制度では、現在 22 協定大学のうち、中国の遼寧大学、復旦大学、東北大学、北京大学、台湾の国立台湾大学、ベルギーのルーヴェン・カトリック大学、フランスのパリ第3大学、ドイツのゲッティンゲン大学、アメリカのアリゾナ大学の9大学との間で交流協定を盛り込んでいる。このうち東北大学が3人・月であるのを除けば、他はいずれも6人・月の交換である。また、外国人招へい研究者制度では、共同研究や特別講義、学術講演などのために海外の著名な研究者を招くものとしている。これ以外にも本学では教員の国際学術交流を促進すべく、国際交流センターが窓口となって関連活動を支援している。

（注）「6 人・月」とは、1 人の場合は 6 カ月、2 人の場合は各 3 ヶ月の滞在。以下同様に、6 人の場合は各 1 カ月の滞在となる。

ア　教員の協定大学への派遣

協定大学へ交換研究者を派遣する「交換研究者」の制度と、本学専任教員が海外の研究機関で研究活動を展開できる「在外研究員」の制度がある。

（ア）交換研究者

2006 年度と 2007 年度には各 1 名を、いずれも復旦大学に派遣した。なお、2004 年度と 2005 年度の派遣者数は共にゼロである。

（イ）在外研究員制度

協定大学への交換・派遣のほかに、「在外研究員等規程」による在外研究員制度がある。

在外学術研究員（1 年間）は 2004 年度 2 名、2005 年度 2 名、2006 年度 2 名であり、また在外調査研究員（1 ヶ月以上 6 ヶ月以内）は 2004 年度 1 名、2005 年度 0 名、2006 年度 1 名である。

また、同規程による外国出張者は 2004 年度 7 名、2005 年度 7 名、2006 年度 8 名となっている。

イ　外国人教員・研究者の受け入れ

本学には「交換研究者」、「外国人招へい研究者」及び「外国からの研究者」の制度がある。「交換研究者」は協定大学との交換受け入れ研究者であり、「外国人招へい研究者」は協定大学以外の教育機関から共同研究や特別講義を学生に提供するために招く研究者である。「外国からの研究者」は一般に私費外国人研究者の受け入れを言い、研究領域内容を同じくする本学教員が外国人研究者の要望により受け入れるものである。

（ア）交換研究者

本学と各協定大学との間で締結している交流協定に基づき、東北大学、北京大学、復旦大学、遼寧大学、ルーヴェン・カトリック大学、パリ第3大学、ゲッティンゲン大学及び台湾国立大学の8大学との間で研究者の交換を実施することができる。これにより、協定大学から交換受け入れ研究者として毎年研究者を迎え、

本学受け入れ担当教員等との共同研究や教員・学生等を対象とする講演等が行われている。

2004 年度には 0 名、2005 年度には 2 名（6 ヶ月、1 年）、2006 年度には 2 名（各 3 ヶ月）の研究者を受け入れている。

（イ）招へい研究者

「外国人招へい研究者規程」において、招へい研究者は招へい教授、招へい研究員、招へい講演者、特別講演者の 4 種類に分けて受け入れを定めている。大学院及び研究所から推挙された当該分野における優れた業績を有する研究者を、教授、研究員、講演者として招き、各種の共同研究や学部・大学院等における講義、講演等を行っている。因みに、大学院商学研究科の推挙による招へい研究者は、2004 年度には 0 名であったが、2005 年度と 2006 年度に各 1 名となった。

（ウ）外国からの研究者

2004 年度以降、商学部が受け入れた私費外国人研究者はいない。

【点検・評価】

外国人教員・研究者の受け入れ制度としては「交換研究者」や「外国人招へい研究者」があるものの、受け入れ期間は最長で 1 人 6 ヶ月であり、1 年位の期間を単位とした受け入れ制度はない。そのような学外からの研究者を本学に滞在させる制度は本学部の研究活動にとって重要であると思われる。全学的な取組として、そのような制度の創設も検討しなければならない。それと同時に商学部として独自の協定校の開拓や学生及び教員の交換など国際教育・研究交流に向けた取組を追及することが求められよう。

4　学生の受け入れ

商学部では、学部としての理念に基づき、一般入学試験に加えて、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ学習意欲のある学生を受け入れるための多様な選抜方法を取り入れている。異なる学習歴や特色をもつ学生の関心・能力を育むことが「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という商学部の教育目的にもかなうと考えるからである。また、より多様で優れた学生を確保するために、2006 年度よりセンター利用入学試験を、2007 年度より全国商業高等学校長協会特別推薦入学及び高大接続パイロット校からの推薦入学を各々導入している。

一般入学試験に関しては全学の記載において詳細に述べてあるので、ここでは商学部独自の選抜方法、方針等を中心に説明する。

(1) 入学者受け入れ方針

【現状の説明】

次項(2)で述べる募集・選抜方法によってどの程度の数の学生を入学させるかについて、商学部では次のような方針を立てている。それは、一般入学試験及びセンター利用入学試験で約 50%、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学で約 30%、残りの約 20%を公募制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験等の入学制度で受け入れるという方針である。これに対し、2007 年度の入学者数は、一般入学試験及びセンター利用入学試験で 46.6%、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学で 30.7%、その他入学制度で 22.8%となっている。

また、商学部は「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という教育目的のもとに「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の推進」の三つを教育目標として掲げており、入学試験もまたその目標に合致するよう、基本的な科目を設定している。具体的には、次のようである。

ア　3教科型：英語・国語・社会（地歴公民）または数学

一般入学試験（A 日程、S 日程、後期 B 日程）は、いずれも英語と国語の 2 科目を必須受験科目とし、もう 1 科目は社会（地歴公民）または数学を選択科目として配置している。

このように、入学試験科目においては特に、英語と国語を重要視していることが特色となっている。また、他の科目としては、社会または数学を配置している。

イ　大学入試センター試験の利用

大学入試センター試験を利用する入学試験は、センター前期〈3 教科型 A〉とセンター前期〈3 教科型 B〉からなる。センター前期〈3 教科型 A〉は、外国語（英語）と国語を必須受験科目とし、もう 1 科目は社会などの科目を課している。他方、センター前期〈3 教科型 B〉は、国語（近代以降の文章）と数学（簿記・会計）を必須受験科目とし、もう 1 科目は外国語（英語）などの科目を課している。

このように、入学試験科目においては特に、国語に加えて、英語または簿記・会計を重要視していることが特色となっている。

ウ　面接・書類選考の重視

面接や書類選考を重視しているのは、一般入学試験及びセンター利用入学試験を除くその他の入学制度である。これは単なる知識量ではその能力を判定することの困難な多様な学生を評価して受け入れることを狙いとしており、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成という商学部の教育目的にかなう方針といえる。具体的には次のようである。

（ア）英語の重視

商学部独自の制度である指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全国商業高等学校長協会特別推薦入学では、実用英語技能検定 2 級以上、または全国商業高等学校協会英語検定 1 級の検定試験に合格していることを出願資格の必須条件として課している。また、外国人学部留学生入学試験、DD 入学試験では、いずれも英語を受験必須科目としている。

（イ）商業に関する科目（簿記、珠算・電卓、情報処理）の重視

商学部独自の指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全国商業高等学校長協会特別推薦入学では、日本商工会議所簿記検定 2 級以上等の簿記に関する検定試験、全国商業高等学校協会珠算・電卓実務検定 1 級、経済産業省基本情報技術者試験等の情報処理に関する検定試験のうち少なくともいずれか一つに合格していることを、出願資格の必須条件として課している。

【点検・評価】

一般入学試験で約 50%、指定校制推薦入学及び指定校制（商業科）推薦入学で約 30%、残りの約 20%を公募制推薦入学・AO 入学試験・SF 入学試験等の入学試験で受け入れるという方針は商学部が独自に設定しているが、知識を問う一般入学試験と、偏差値にあらわれない学習意欲や帰属意識、外国語や商学関連の能力など多様な実力を問う指定校推薦入学等の制度とのバランスが良く取れているといえる。また、望ましい入試制度のあり方については、商学部入試検討委員会において随時検討している。

2006 年度よりセンター利用入学試験を開始し、2007 年度より全国商業高等学校長協会特別推薦入学及び高大接続パイロット校からの推薦入学を導入した。センター利用入学試験が導入されたことにより、それまでは一般入学試験でのみ選択可能であった数学を選択する機会が増えた。他方、全国商業高等学校長協会特別推薦入学及び高大接続パイロット校からの推薦入学の導入により、高大連携が一層充実することが期待される。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

商学部の場合、2007 年度の全入学者（履修届提出者）769 名のうち、一般入学試験及びセンター利用入学試験による入学者は 358 名（うちセンター利用入学試験は 7 名）、その他の多様な入学制度による入学者は 411 名であった。このように、多様な入学制度を通じて入学してくる学生がかなりの割合を占めている。なお、一般入学試験、センター利用入学試験、外国人学部留学生入学試験、編・転入学試験を除く多様な入学制度による入学者に対しては、入学前教育指導を実施している。

ア　一般入学試験

受験生の学力面を重要視する試験で、英語・国語・社会（地歴公民）または数学の 3 科目で行われる。配点は英語 200 点、国語 200 点、社会（数学）100 点とし、基礎的な学力を試すことを目的としている。また、商学部独自の科目構成は行っていない。2 月初旬に A・S 日程、3 月初旬に B 日程の入学試験が行われ、本学商学部への入学を希望する受験生に受験機会を複数提供している。合否判定については A・S 日程については一括して行っているが、公正を期すために A 日程と S 日程において出題された問題の難易度の差を勘案し、得点データに統計的な処理をした上で判定を行っている。

イ　大学入試センター試験を利用する入学試験（センター利用入学試験）

センター利用入学試験は、現在ではすべての学部で実施しており、商学部は 2006 年度より導入した。この入学試験は、センター前期〈3 教科型 A〉とセンター前期〈3 教科型 B〉からなり、いずれも個別学力試験は課さない。まず、〈3 教科型 A〉に関しては、外国語（英語）と国語を必須科目とし、もう 1 科目は社会（地歴公民）、数学または理科からの選択科目となっている。他方、〈3 教科型 B〉に関しては、国語と数学（簿記・会計）を必須科目とし、もう 1 科目は外国語（英語）または社会（地歴公民）からの選択科目となっている。

2007 年度は、20 名の募集に対して志願者が 1,817 名、合格者 155 名、入学者 7 名である。

ウ　指定校制推薦入学及び指定校制（商業科）推薦入学

商学部における勉学を強く希望し、かつ所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで学生の質を維持・向上すること目的として 1987 年度から導入した。指定校の選定は、基本的には商学部への入学者実績及び合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集人数を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査の結果が思わしくない場合には、指定校に注意または警告し、それでも改善が見られない場合には指定を取り消すといった点検をたえず実施している。

1999 年度からは、それまで近畿圏については指定校 1 校につき一律男女 1 名ずつ計 2 名としてきた募集定員を、応募する側の便宜を考慮し、性別を問わず 1 名枠と 2 名枠の指定校とする措置をとった。また、入学後の追跡調査により、商業科出身の学生は学習意欲が高く成績も良好であることが判明したため、2003 年度からは、従来の普通科・国際科・英語科・理数科に加えて、商業に関する学科も対象としている。この指定校制（商業科）推薦入学は、商学部独自の制度である。

近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせするなどといった所作を講じることで、絶えず推薦入学の対象となる学科を精査している。この点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

指定校制推薦入学の場合、その応募資格は内申成績の評定平均値 4.0 以上で、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。他方、指定校（商業科）推薦入学の場合、その応募資格は内申

成績の評定平均値 4.3 以上、日商簿記検定 2 級レベルの簿記あるいは情報処理などの検定試験と実用英語技能検定 2 級クラスの英語の検定試験とに合格しており、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、成績、推薦書、調査書、志望理由書などをもとに総合的に判断している。この制度は本学部と指定校との信頼関係に基づいており、新規指定校を中心に毎年 10 校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持発展に努めている。なお、推薦依頼の時期は 6 月中旬である。

2007 年度は、募集人員約 220 名（うち商業科約 20 名）に対し、応募が 236 名（うち商業科 15 名）である。その全員が入学しており、商学部全入学者 769 名に占める割合は 30.7％である。

エ　公募制推薦入学

商学部が独自に実施している公募制の推薦入学制度である。特に商業に関する学科の生徒を対象とする入学制度であることに特色があり、所属する学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることで、商学に関心の高い優れた学生を確保することを目的として 1987 年度から導入した。

出願資格は、商業に関する学科の生徒であり、内申成績の評定平均値 4.0 以上、日商簿記検定 2 級レベルの簿記あるいは情報処理などの検定試験と実用英語技能検定 2 級クラスの英語の検定試験とに合格しており、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、資格要件を満たした者のなかから、小論文の評価と 2 人 1 組の面接の結果を総合的に判断している。なお、推薦依頼の時期は 6 月中旬である。また、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学においても述べたように、高等学校における制度改革の進展という現状を踏まえ、絶えず推薦入学の対象となる学科を精査している。

2007 年度は、約 25 名の募集に対して応募が 57 名あり、合格者 53 名、入学者 49 名となっている。

オ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

起業に関心のある者もしくは、ボランティア活動で顕著な実績を有する者、理系の素養を持つ者、高度な資格を持つ者、学術・文化・芸術及びスポーツ活動で優れた実績をあげた者を対象とする入学試験であり、書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入学試験として 2002 年度から導入した。出願資格は高校での評定平均値が 3.5 以上であり、出願期間は 9 月下旬から 10 月上旬にかけての約 1 週間である。

選考は 2 段階で実施している。第一次選考では、志望理由書と起業モデルの企画書ないし出願資格を証明する資料をもとに、商学部から選出される 3 名の委員が合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定がなされる（第 1 次審査結果）。第二次選考は商学部において行うもので、3 名の面接委員が 15 分程度の面接（起業に関心のある者については 10 分程度のプレゼンテーションと 15 分程度の面接）を行って、各面接委員の評価を総合して受験者の席次を決定する（第 2 次審査結果）。こうして得られた第 1 次審査結果と第 2 次審査結果をもとに、教授会で最終合格者を決定する。2007 年度は、約 20 名の募集に対して志願者が 74 名、合格者 11 名、入学者 9 名である。

カ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象に実施する入学試験として 2003 年度から導入された。出願期間は 8 月下旬から 9 月上旬にかけての約 1 週間である。この入学試験に関しては、商学部独自の選抜方法はとっていない。商学部の場合、2007 年度は、約 10 名の募集に対して志願者が 33 名、合格者 19 名、入学者 19 名である。

キ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、本学への帰属意識の高い生徒を対象とする入学試験であり、全学で実施している。1948 年の第一高等学校設立以来実施しているが、

現行の制度となったのは2004年度からである。

出願日は1月上旬に設定しており、個別学力試験等は実施せず、内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して合否判定を行っている。

2007年度は、約50名の募集に対して志願者が51名、合格者51名、入学者50名である。

ク　関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験

商学部独自の入学試験である。関西大学第一高等学校において優れた学業成績をあげた者、あるいは一定の学業成績を修めるとともにスポーツ・文化活動で顕著な実績をあげた者で、商学部での勉学を強く希望する個性豊かな卒業見込者を対象とする入学試験として2004年度から導入された。出願日は10月下旬に設定している。個別学力試験等は実施せず、11月上旬に行う面接によって選考する。2007年度は、約10名の募集に対して志願者が8名、合格者8名、入学者8名である。

ケ　社会人入学試験

実社会での経験を持ち、目的意識が明確で勉学意欲のある社会人や生涯学習として高等教育の機会を求める者を対象とする入学試験であるが、2007年度より募集を停止している。

コ　外国人学部留学生入学試験

本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験で、全学部で実施されている。出願期間は 10 月前半の約 2 週間であり、試験日は 10 月下旬である。商学部では、英語、日本語及び面接によって選考を行っている。

2007 年度は、約 20 名の募集に対して志願者が 55 名、合格者 25 名、入学者 22 名である。全学における入学者は60名であるから、商学部のシェアは36.7%と全学で最も高い。

サ　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

アメリカのウェブスター大学に留学し、本学とウェブスター大学双方の学位を取得することができるプログラムを履修する生徒を募集する入学試験である。出願期間は 10 月中旬ごろの約 1 週間であり、試験日（面接日）は11月下旬である。

出願資格は優れた英語能力を有していることであり、具体的な基準としては、①TOEFL スコア 173 点以上（Computer-Based Testing）または500点以上（Paper-Based Testing）、②実用英語技能検定準一級以上、③TOEIC スコア 650 点以上、④国連英検B級以上、⑤IELTS5.5バンド以上、としている。選考は外国語教育研究機構所属の教員1名を含む3名の教員による英語と日本語での面接によって行い、各教員の評価を総合して合否判定を下している。

2007年度は、約10名の募集に対して志願者が10名、合格者6名、入学者5名である。

シ　編・転入学試験

編・転入学試験は全学部で実施している。出願期間は10月中旬の約1週間であり、試験日は11月上旬である。商学部では、3 年次への編・転入学のみを行っており、外国語（英語 100 点）と専門科目（商学・経営学・経済学・会計学から2科目 100 点）によって選考している。

2007年度は、若干名の募集に対して志願者が48名、合格者11名、入学者6名である。

ス　全国商業高等学校長協会特別推薦入学

この全商協会特別推薦入学も商学部独自の推薦入学制度の一つである。商学部における勉学に強い意欲を持つ個性豊かで優秀な生徒を、全国商業高等学校長協会及び高等学校の学校長の推薦により受け入れること

で学生の質を維持・向上すること目的として2007年度に導入した。

出願資格は、全国商業高等学校長協会会員の高等学校卒業見込者を対象に、商業に関する科目を 20 単位以上修得する見込みがあり、内申成績の評定平均値が4.3以上であって、日商簿記検定2級レベルの簿記あるいは情報処理などの検定試験と実用英語技能検定2級クラスの英語の検定試験とに合格していて、本学部での勉学を特に希望し、かつ学校長の推薦がある者としている。合否判定に関しては、成績、推薦書、調査書、志望理由書などをもとに総合的に判断している。なお、出願時期は11月上旬、合格発表は12月初めである。

2007年度は、募集人員5名に対し、志願者5名、合格者5名、入学者5名である。

セ　高大接続パイロット校からの推薦入学

このパイロット推薦入学は、2007 年度より全学部で実施している。学校長の推薦を尊重し、成績、推薦書、調査書、志望理由書などをもとに総合的に合格内定選考を行い、さらに高大接続プログラム（全学部共通の e-Learning を用いた語学力養成プログラム）の学習状況に基づいて最終合格選考を実施している。なお、出願時期は 10 月上旬、合格内定・不合格の通知は 10 月中旬、最終合格・不合格の通知は 12 月初めである。

2007年度は、若干名の募集人員に対し、志願者8名、合格者8名、入学者8名である。

ソ　帰国生徒入学試験

帰国生徒を対象とする入学試験である。しかしながら、志願者、入学者ともに激減した（2002 年度の入学者は 2 名であった）ことと、AO 入学試験の資格要件（高度な資格）の一つとして英語に関わる資格を課していることから、2003年度より募集を停止している。

タ　社会人編・転入学試験

商学部では、3 年次への編・転入学のみについて、面接と専門科目（商学・経営学・経済学・会計学から1科目選択）によって選考していたが、2007年度より募集を停止している。

【長所】

商学部の学生募集方法、入学者選抜方法の長所としては、次の点を挙げることができる。

第一は、全学的な入学試験と商学部独自の入学試験を併用することにより、一般受験生のみならず、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れが可能になっており、それが商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「開かれた大学」に合致していることである。

第二に、指定校制推薦入学、指定校制（商業科）推薦入学、全商協会特別推薦入学及びパイロット推薦入学という入学制度は、高等学校との信頼関係のもとに成立する推薦制度であるため、まじめで意欲的な学生を確保できる。特に、導入されて久しい指定校制推薦入学と指定校制（商業科）推薦入学に関しては、入学後の成績はおおむね良好であり、また商学部では、実績に応じて、募集割り当てを複数名にしたり、逆に指定を取り消したりといった点検・改善をたえず行っていることと、新規指定校を中心に毎年 10 校程度、高等学校を訪問し、信頼関係の維持・発展に努めていることも長所に挙げることができる。さらに、近年、高等学校における制度改革が進展していることを反映して、学科の多様化・複雑化が著しい。商学部では、そのような変化に対応するために、高等学校のパンフレットやホームページを調べたり、必要とあれば当該の高等学校に直接問い合わせたりといった所作を講じていることも長所に挙げることができよう。最後の点は、次の公募制推薦入学においても同様である。

第三は、商学部独自の指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学及び全商協会特別推薦入学における出願資格が、商学部の掲げる教育目標と合致していることである。この入学制度は、商業に関する学科の生徒を対象としていることに特色があり、また、その出願資格には、簿記あるいは情報処理などの検定試験と英

語の検定試験とに合格していることという条件が含まれており、商学部の掲げる三つの教育目標の二つ、「情報化社会への対応」と「国際化の推進」に合致している。

第四は、商学部独自のチャレンジ入学試験における出願資格が、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献していることである。併設校である関西大学第一高等学校の卒業見込者を対象とした試験において、全学的に導入されている試験に加えて、商学部独自にチャレンジ入学試験を実施している。この試験は、第一高等学校の卒業見込者向けの AO 入学試験という性格を有し、多様な学習歴・能力をもつ学生の受け入れに貢献している。

第五は、外国人学部留学生入学試験による入学者の割合が、他の学部に比して相対的に高いことである。2007 年度では、商学部は全学の当該試験入学者の 36.7%を占めている。この試験は本学での勉学を望む留学生を対象とする入学試験であり、商学部の掲げる三つの教育目標の一つである「国際化の推進」と合致している。

第六は、多様な入学制度による入学者に対して高校教育から大学教育までのスムーズな連携を図る教育プログラムを用意し、このプログラムに従った入学前教育指導を実施していることである。

【問題点】

商学部の入学試験制度における問題点としては以下の 3 点があげられる。第一は、一般入学試験における成績上位合格者の入学率が必ずしも高いとはいえないこと、第二は、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が少なくないこと、第三に、外国人学部留学生入学試験の入学者の出身国にかなりの偏りが見られること、である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

以上をふまえて今後の課題としては以下の 3 点が指摘されよう。第一に、一般入学試験における成績上位合格者の入学率を高め、入学後に学習に専念できるようにすることである。同試験の成績上位合格者に対して奨学金を給付する旨の通知を 2001 年度から合格通知とともに送付すると同時に、当該奨学金制度の存在を大学案内等で公表している。

第二は、高等学校をめぐる変化が激しいことを考慮すれば、指定校推薦入学において推薦を辞退する高校が今後も出続けることは避けられない。しかしながら、高等学校との信頼関係の下での推薦制度であることから、商学部入学試験検討委員会では、入学実績や入学後の成績をもとに指定校の見直しを絶えず行うとともに、指定校訪問を一層精力的に実施していく方向で検討が進められている。

第三に、外国人学部留学生入学試験の入学者の出身国に見受けられる偏りを緩和するための方策の一つとして、協定校を中心に現地での受け入れ態勢を整備することが、商学部入学試験検討委員会における検討課題となっている。

(3) 入学者選抜の仕組みとその検証

【現状の説明】

入学試験は日程や問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従って行われるが、学部から選出された入学試験主事が学部の意向を入学試験主事会に伝えるとともに、全学の入学試験方針を学部に伝える役割を果たしている。

本学部が独自に問題作成を行っているのは、公募制推薦入学、AO 入学試験、編・転入学試験である。また、本学部が独自に面接試験を行っているのは、公募制推薦入学、AO 入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験、外国人学部留学生入学試験である。これらの面接試験は学部教員が必ず 2 名以上のチームを組んで行っており、面接試験の評価はすべて規定の面接試験票に 4 段階（ABCD）で記入することにしている。

いずれの入学試験の場合にも合否判定は教授会において行われる。合否判定の教授会においては、すべての得点データ及び他の判定資料を明らかにした上で説明がなされ、また本学部独自に問題作成や面接を行っている場合には出題者及び面接者からの出題内容と採点結果について報告・説明を行った後に、審議を経て決定される。

異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査も毎年実施しており、入学者選抜方法を検証する材料として活用している。一例として、2006 年度入学生（デイタイムコース）のデータをもとに分析した結果をみると、学業成績（平均点）が高い順に、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験、指定校推薦入学（商業科を含む）、公募制推薦入学、大学入試センター試験を利用する入学試験、一般入学試験、AO 入学試験、DD 入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人学部留学生入学試験となっている。チャレンジ入学試験、指定校推薦入学、公募制推薦入学といった勉学意欲を評価する入学試験での入学生の学業成績が良好であることがわかる。この傾向は、2004 年度及び 2005 年度の各入学生（デイタイムコース）のデータについても同様である。

【長所】

入学制度別でみた入学生の入学後の成績分布から判断する限り、各入学制度のねらいは全体として達成されている。とくに、受験生に対する入学試験情報の発信及び学部広報や入試選抜基準の公平性・透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えている。

第一に、商学部では、学部紹介パンフレットを毎年作成し、入学試験説明会などで配布している。内容は、コース制（流通、ファイナンス、国際ビジネス、経営、会計の 5 コース）を柱としたカリキュラム体系、教員紹介、学生・卒業生の声、就職実績などである。7 月末と 8 月後半に開催されるサマーキャンパス、9 月下旬に行われるトライキャンパスには、学部執行部及び学部職員が出席して受験生の相談に応じるほか、学部施設の見学などを行っている。また学部のホームページでは、学部紹介パンフレットの内容を中心に情報を発信している。その他、入試センターが行う高校での模擬講義や、UI 活動の一環として大学として行う各地方での広報活動にも学部として参加し、学部教育について広報活動を広く行っている。

第二の公平性・透明性であるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、問題の難易度による不公平が生じないように素点に統計処理を行った上で判定に用いている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における入学試験得点と内申書得点にも施され、両得点の配分に不公平が生じないように配慮している。

また商学部が独自に作成している入学試験問題について、教授会における合否判定の際にそれぞれの得点分布が示され、問題の難易度がわかるようになっていると同時に、出題者からの出題内容と採点結果について報告が必ずなされることになっている。面接試験については、統一した面接票を用いて評価基準を一定に保つとともに、面接者が D（入学を認めない）と評価した場合には、合否判定の教授会においてその理由が説明されることで、公平性・透明性を確保している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績追跡調査に関しては上で述べたとおりであるが、その結果を見る限り、学力試験を課す入学者選抜方式、とりわけ大学入試センター試験を利用する入学試験及び一般入学試験による入学者に比べて、学力試験を課さない入学者選抜方式、とりわけ指定校推薦入学（商業科を含む）による入学者の方が相対的に入学後の成績が優秀であることは注目に値しよう。また、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験と関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験とでは、同一の高校からの入学者であるにもかかわらず、入学後の成績に大きな違いがあることにも注意が必要である。このように入学後の勉学に対する動機付けが学生によって大きく異なっていることの背景の一つとして、多様な入学者選抜方式の採用が考えられる。学生の勉学に対するインセンティブ・メカニズムをどのように設計するかは常に大きな課題であるが、その際には、個性豊かな学生を受け入れる多様な入学者選抜方式の改善と連動させる形で検討することが、今後ますます重要になっていくものと考えられる。

(4) 入学者選抜における高・大の連携

【現状の説明】

商学部は従来、指定校推薦入学及び指定校（商業科）推薦入学、公募制推薦入学、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者チャレンジ入学試験においてさまざまな形態や取組を通じて高等学校側との連携の強化や相互の交流に努めてきた。加えて、2007 年度からは全商協会特別推薦入学及びパイロット推薦入学を導入し、高・大の連携強化を図っている。

【点検・評価】

高等学校との信頼関係・協力関係の下、優秀で個性あふれる学生を確保することに成果を上げているが、すでに述べたように、高等学校側における教科科目や進路指導面での変化が激しいことから、それぞれの高等学校の置かれている状況を正確に把握することは必ずしも容易でない。

今後、高等学校との間でのインターネットを活用した情報交換を活発化することはもちろん、高校訪問を一層精力的に実施していくなかで信頼関係を構築したり各種要望を聴取するといった積極的な方策が必要である。

(5) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

業務や資格取得の必要上や生涯学習の観点からの学習機会を提供するために行っている。出願資格は、高等学校卒業者またはそれと同等以上の学力があると認められた者であり、選考方法は書類審査で行われ、教授会が履修許可を与えている。受講目的を見ると聴講生・科目等履修生ともに自己研鑽が多く、生涯学習の場として活用されていることがわかる。科目等履修生は、2004 年度 14 名、2005 年度 8 名、2006 年度 4 名となっている。また聴講生は、2004 年度 4 名、2005 年度 7 名、2006 年度 6 名である。

【点検・評価】

必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義が生かされているといえる。

(6) 定員管理

【現状の説明】

収容定員に対する在籍学生総数の比は、2005 年度 1.22、2006 年度 1.18、2007 年度 1.19 となっている。

【点検・評価】

特に著しい定員超過も定員割れもなく、適正な定員管理水準にあるといえる。

(7) 編・転入学者、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学

商学部に編・転入学する場合には、編・転入学試験または社会人編・転入学試験を受け、合格する必要がある。社会人編・転入学試験については、「(2)学生募集方法、入学者選抜方法」のなかで述べた通りであるので省略し、以下では、2007 年度における編・転入学の現状について補足説明を行う。

まず、商学部における編・転入学試験の現状であるが、他学部から商学部への編・転入学者は0名、他大学から商学部への編・転入学者は6名である。他学部における編・転入学試験の現状からみると、商学部から他学部への編・転入学者は0名となっている。

イ　退学者（除籍者を含む）

近年における商学部の退学者・除籍者については、2004年度56名、2005年度67名、2006年度52名である。退学の理由は、一身上の都合というのが最も多い。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の制度が用意されており、その情報については『大学要覧』で学生に伝達している。

ウ　編・転入学及び退学の申請があった場合の対応

編・転入学及び退学の申請があった場合には、学生の希望を最大限に尊重しつつ、必要に応じて学部学生相談主事や演習担当の教員が相談に乗っている。

エ　単位取得の少ない学生に対する指導・助言

毎年、単位取得の少ない学生を集めて、学部執行部の教員が指導・助言を行っている。また、演習に参加している学生に対しては、演習担当指導教員が必要に応じて個別に対応している。

オ　欠席しがちな学生に対する心理的・身体的ケア

指導教員が必要に応じて対応しており、また、全学的には保健管理センター心理相談室において対応している。

【点検・評価】

編・転入学及び退学に関しては、学生の希望を尊重しつつも、必要な場合には教員が相談に応じるという態勢が整っている。とくに退学に関する申請があった場合、学生のプライバシー保護の観点もあって学生の置かれている状況を正確に把握することが困難な場合がある。教育機関としては、学生が不本意な理由で退学するようなことがないよう、今後とも、退学者の状況を調査し、サポートする体制を強化していく必要がある。

5　教員組織

商学部は、大学全体の教育理念の「開かれた大学」「国際化の促進」「情報化社会への対応」に沿いながら、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた知的で創造的な人間を育成するために、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」という教育目標をかかげ、そして、それを実現するために、商学部商学科のなかに、流通・経営・ファイナンス・会計・国際ビジネスコースの5コース制を採用している。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2007年度現在、商学部には38名の専任教員が在籍しており、全員が教授会の構成員である。専任教員全員が教授、准教授、専任講師いずれかの職位に該当し、助手や特任教員は配置していない。また、専任教員は全員、5コースいずれかに所属している。

現在、専任教員 1 人当たりの学生数が 82.7 名である。このように教員 1 人当たりの学生数は、文系他学部と比較すると多い。それは、教養科目・外国語科目を担当する教員が商学部には 1 名しか存在しないということもあげられるが、基本的には商学部の専任教員それ自体が少ないことに起因する。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員の定年は、65 歳と定められているが、定年後 5 年間に限り毎年教授会の議を経て理事会の承認のもと 1 年単位で定年を延長することができる。すなわち、ある教員についてこの定年の延長の手続きが 行われる場合には、最高 70 歳の教員が存在することになる。商学部では、60 歳以下の教員の比率が全体の約 88%を占めており、他学部と比較すると、60 歳以下の教員の占有率は、高い方に位置づけられる。年齢構成を、5 歳刻みでみたときに構成比が最も高いのは 51 歳～55 歳の 25.6%である。年齢構成の中で、最も構成比が低いのは、66 歳～70 歳の 2.3%、26 歳～30 歳の 2.3%である。これらの年齢層を除いた場合、ほとんど、9%～14%の間で推移している。公募制の導入で年齢の若返りを促進しているが、これにより研究・教育組織における年齢構成のバランスが保たれてきているといえよう。

（イ）専任・兼任（非常勤比率）の比率

商学部の専任・兼任（非常勤講師）の比率は、専門教育科目に関しては、52.2%である。文系他学部に比べれば、低いといえる。しかし、それは、専門性が高く多様性に富んだ教育を可能とするために、数多くの専門教育科目が開講されていることはむしろ積極的に評価されてよい。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性教員の占める割合についていえば、全 38 名のうち 3 名が女性教員であり全体の約 4.1%に該当する。このうち、2 名が准教授、1 名が専任講師である。文系他学部の中でみれば、女性教員は少ないと位置づけられる。しかし、それには、女子学生の占める割合が文系他学部にくらべて低く、また大学院における商学分野の女性研究者がこれまでそれほど多く養成されてこなかったという事情も関連している。しかし、商学部における女子学生の割合の上昇や商学分野における女性教員数の急増を受けて、商学部も積極的に女性教員の採用を行ってきた。それは、商学部に在籍する 3 人の女性教員の着任が 2000 年、2005 年、2007 年と近年集中していることに現れている。

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

社会人（民間企業）からの受け入れは、これまで実績がない。しかし、それに対しては、カリキュラムの面で対応している。例えば、2004 年度より、物流に関わる実務家を非常勤講師に迎えて寄付講座を開設している。また、寄付講座以外の通常のカリキュラムでも、ビジネス事情、会計学特殊研究・経営学特殊研究等で実務家教員が講義を担当している。また、2002 年度からゲスト・スピーカー制度を採用することで、通常の授業に実務家をゲスト・スピーカーとして迎えることが可能となっている。さらに授業では、元大分県知事、国税庁長官などの行政トップの有識者の講演が意欲的に進められている。

また、外国人教員に関して言えば、商学部では配置していなが、国際交流関連規程に基づいて、海外の協定校及び研究期間から交換研究者・招聘研究者を受け入れ、学生向けの講演を開催している。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

商学部は、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」を育成するために、幅広い基礎知識や一般教養を有しつつ、個別専門分野で応用力にすぐれた専門教育の体得が学部の目標である。高度に優れた専門教育を可能とするためには、その基礎科目が重要となる。それゆえ、必修科目やそれに準ずる選択必修科目には、専任教員を配置している。大学で学習するうえでの基礎的な素養やリテラシーの体得と位置づけられる必修科目の「基礎演習」は、すべてのクラスが専任教員で担当している。さらには、専門教育を学ぶ上で、基礎科目と位置づけられる必修科目「経済入門」、「現代経営」に関しても複数の専任教員で担当している。また「簿

記演習」に関しても会計分野の専任教員が主導しながらカリキュラムと一斉テストを担当している。

また、選択必修科目である「流通入門」「会計学概論」「現代社会と企業」にも、専任教員が配置されている。国際ビジネスコースの「国際ビジネス英語入門」は、少人数教育を科目の方針としているため、専任教員だけでなく、兼任教員も担当することとなるが、それ以外をみれば、基礎科目に位置づけられる科目は、ほとんど専任教員が担当している。

エ　教員間の連絡調整

商学部の専任教員は5コース（流通、ファイナンス、国際ビジネス、経営、会計の各コース）に所属する。主要科目に関しては、従来から基本的にはこの分野別コース毎にコース内の連絡や調整を周到に行ってきた。

そうした各コースの意向をもとに、学部全体的な視野でカリキュラムを調整・検討する組織として教学委員会がある。教学委員会は、副学部長 2 名（学部担当の副学部長が委員長）、教学主任 2 名、学部長・研究科長が指名する委員 6 名で構成される。また、「基礎演習」に関しては、学部の基幹的な科目と位置づけられているために、連絡を密にとるべく「基礎演習連絡会議」が開催されている。

【長所と問題点】

商学部の専任教員の年齢構成は幅広い年齢層に行き渡っており、バランスのよい構成となっている。また、専任比率が低いことも、商学部の理念を実現するために、数多い専門教育科目を開講していることに起因している。

そうした高度な専門教育を可能とするために、専門科目の基礎となる主要科目、基礎演習、必修科目、選択必修科目に専任教員を配置していることは適切であるといえる。また、寄付講座や、実務家が担当することができる科目の設置などは、商学部の理念を適切に実践しているといえよう。教員間の連絡調整においても、コース会議と充実委員会を経ることで、各コースの意向と、学部全体的な視野からの調整が可能となっている。多様な意見を縮約・整合できるようになっている。

しかし、教養科目や外国語科目の教員が 1 人しかいないことや、2007 年度に開講されたアカウンティングスクールに3名が移行したことを考え合わせると、専任教員の補充が急務である。商学部の基幹科目と位置づけられる「基礎演習」は学部の専任教員で行われ、さらに、主要な学務となる全学的な委員会等には、各学部から同人数派遣しなければならない。その意味で言えば、あらためて学部間の教員の適正な配置がなされなければならない。近年、女性教員の採用が増えているが、そうした女性教員や実務家、外国人研究者の受け入れについては、他学部に比べて進んでいるとはいえない。今後、一層の改善が望まれる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

女性教員の採用を増加させることは、後に述べる新たな人事制度においても可能になる。商学部では、公募制を人事制度の選択肢とすることで、広く人材を迎えることができるようになった。専任教員を公募で任用することで、より一層、男女に公平な応募の機会を提供することも可能である。また、特任教授など新たな雇用形態を検討することで、社会人や外国人研究者の受け入れも視野に入れることができる。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

情報処理関連科目の教育補助者については、機器の操作・運用に熟達した本学大学院の学生と上位年次の学部学生から選ばれている。総合情報学部の設立時（1994 年度）に TA（ティーチング・アシスタント：大学院生）、SA（スチューデント・アシスタント：学部学生）制度が採用された。現在、1 年次配当科目である「情報処理基礎演習」5科目、「情報処理応用演習」3科目において受講学生約20名に対して TA・SA を各1名配置している。

また、情報処理科目にとどまらず、専門教育科目でも、教育補助者を割り当てる科目も存在する。例えば、データ分析論、データ・マイニング論などは、専門的な教育科目にもかかわらず、授業内容において実習的な側面が強いため、教育補助者が割り当てられるようになった。

さらに、学生の自習に利用されている MML 室でのパソコン利用の際に補助員を配置している。TA・SA と教員との連絡体制としては電子メール及び連絡会議がある。そこでは、TA・SA のとりまとめを行う大学院生を定め、教員とその他の TA・SA との仲立人となり、調整の役割を果たしている。

【長所】

「情報処理基礎演習」は大学において学ぶために必要となるコンピュータリテラシーを修得するための演習科目であり、「情報処理応用演習」はその基礎をふまえて、さらに高度な情報技術を学ぶための演習科目として設置されている。情報処理基礎演習は 5 クラス開講し、情報処理応用演習は 4 クラスをそれぞれ開講し、両者とも 1 クラス約 100 名の受講者定員を設けている。コンピュータを用いて進める実習において、教育補助者抜きには効率的な運営は考えられないため、現在、受講学生約 20 名に対して TA・SA を 1 名配置していることは適切な処置といえよう。リテラシー教育にとどまらず、授業内容によっては、専門教育科目にも教育補助者が割り当てられることは、弾力的な措置が施されていると考えることができ、評価できる。

さらに CEAS ではアンケート・授業出席などについて大規模な授業科目で TA（工学研究科大学院生など）の応援を得て成果をあげている。また教務センターの授業支援グループの設置にともなって多くの科目で SA を利用することができるようになった。

【問題点】

パソコンの講習会における最適な TA の数は、TA 1 人当たり受講者約 10～15 名と言われており、現時点ではそれに見合うほど配置されていない。また、その他にも、情報処理演習以外の科目、例えば、「基礎演習」においても、コンピュータを用いた導入教育を行っているクラスが多い。また、クラスをグループに分け、ディベートを行っているものもある。こうしたクラスにおいても教育補助者は必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

必要が認められれば、情報処理演習関連の科目以外の専門科目にも教育補助者の措置が可能となったが、今後、それを他の専門教育科目にもさらに拡大し、必要に応じて一層弾力的に運営していくことが必要である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

商学部で、教員募集のあり方を、「採用人事制度に関する内規」に定め、2005 年度より推薦制度から、公募を選択肢の一つとする新たな採用人事制度を設けることになった。その新たな人事制度は、本学部における教員の募集は、欠員が生じると予想される、または生じた段階で以下のプロセスを経て行われる。

① 採用人事の必要が生じた場合に教授会によって人事委員会が設置される。構成メンバーは、各コースから 1 名、及び副学部長・教学主任の 7 名である。

② 人事委員は、公募方式あるいは推薦方式（特別な理由の明記）、採用条件、選抜方法を決定する。

③ 候補者についての業績審査や面接を行う審査委員会が設置される。

④ その後、審査委員会での審査を基に、教授会構成員の 3 分の 2 以上が出席した教授会で審議が行われる。了承となった後、最終的に理事会において決定される。

また、昇格人事制度に関しては、「商学部専任教員人事取扱いに関する内規」を定め、次のようなプロセスを経る。

① 本学部教授会において審査委員 3 名を選出する。

② 審査委員は教授会構成員の3分の2以上が出席した教授会において審査結果を報告し、教授会の審議を経て、最終的に理事会において決定される。

採用人事及び昇格人事の基準については、後者について専任講師、准教授はそれぞれ3篇以上の論文を執筆していること、教授については著書1冊以上又はそれにかわりうる一連の体系化された論文という規定があり、前者についてもこれが基本的に踏襲されている。

出身大学院の分布をみると、関西大学大学院（約 14%）、京都大学大学院（約 19%）、神戸大学大学院（約 19%）、大阪市立大学大学院（約 16%）となっており、これら 4 大学院で全体の 68%を占めている。他方、出身大学の分布を見ると、上記大学以外に、香川大学、神戸商科大学（現兵庫県立大学）、同志社大学、早稲田大学までの 8 大学で上位約 70%を占めている。全体として大学に比べ、大学院の方が少し集中していると判断できる。

また65歳から70歳までの定年延長は、当該延長希望の教員が毎年の研究業績・教育業績・大学行政への3 点の書類の提出が必須となっており、これをもとに学部長が教授会に推薦して教授会の承認を得るというように極めて厳格に行われている。

【長所】

大学院を持つ私立大学において、教員に占める自校出身者の割合が高くなる傾向があるのに対して、本学部ではその割合は低いと言える。また、専任教員の出身大学及び大学院は、大学院では少し集中の程度が高いものの、広く分布をしており、本学部の人事が公正かつ透明に行われてきたことを反映しているものと評価できる。さらに、公募制を人事採用の原則とすることで、より一層、公正かつ透明に行われている。また、採用人事の透明化とともに、硬直化しがちな科目について定期的に見直しを行う充実委員会に人事検討小委員会などが設置されたことで、採用人事制度の透明性だけでなく、時代に適応する講義科目の設置・改廃などの変更も可能となっている。

【問題点】

教育や研究における産学の連携交流や国際化を進めるためには、実務家出身の教員や外国人教員の果たす役割は大きいが、現時点では教員組織では実務家出身の教員はごく少数であり、外国人教員にいたっては皆無である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

社会人や実務家出身教員、外国人研究者を受け入れるためには、非常勤講師以外にも客員教授や特任教授、また期限付き教員や専門職大学院で実務家に適用されている本職を持ったまま専任教員として一定期間採用するなどの多様な雇用形態も有用と考えられる。通常の教員採用人事とともにこうした新しい雇用形態をもっと積極的に活用していくことが望まれる。

6　研究活動と研究環境

本学部は、教育目標の柱となっている国際化と情報化、さらには、現代の多様な環境変化に対応すべく、企業経営に関わるさまざまな研究領域専攻の教員から構成され、学際的な研究活動を展開している。さらに、近年、商学部の研究対象であるビジネス領域もグローバル化を進展させていることからも、研究活動やその内容も国際化をはかる必要がある。また、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という商学部の教育目的を考慮すれば、教員の研究活動において産学連携を伴う必要もある。こうした国際化、そして産学連携が商学部の研究活動の到達目標となる。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

商学部には、専任教員で組織する「関西大学商学会」が存在し、専任教員によって構成される「商学会常任委員会」のもと年6回『関西大学商学論集』を発行している。掲載に当たっては、執筆を希望する専任教員があらかじめ計画を提出し、「商学部常任委員会」の調整にもとづき掲載号を決めている。執筆者は、全教員43名のうち、2003年度は、13名、2004年度は、19名である。2003年度及び2004年度の執筆状況は、以下の通りである。

2005年度『商学論集』第48巻第1号～第6号　掲載論文数計38本

2006年度『商学論集』第49巻第1号～第6号　掲載論文数計43本

また、商学部では、「関西大学商学会」とは別に英文で論文を執筆する機会を設けている。『商学部欧文紀要』を「商学部欧文紀刊行委員会」のもと年 1 回発行している。「関西大学商学会」と同様に、掲載に当たっては、執筆を希望する教員があらかじめ計画を提出し、「商学部欧文紀要刊行委員会」の調整にもとづき掲載号を決めている。執筆者は、全教員43人のうち、2003年度は、3名、2004年度は、4名である。欧文紀要の執筆状況は、以下の通りである。

2005年度『商学部欧文紀要』No.7　掲載論文数計4本

2006年度『商学部欧文紀要』No.8　掲載論文数計3本

最新の『関西大学学術情報データベース』によれば、商学部専任教員による他の論文、著書を含めた研究業績は以下のようになる。これによって商学部の教員が全体として十分な研究成果をあげていることがわかる。

表Ⅱ-商-3　研究業績数一覧

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2000	21	54	9	17	101
2001	19	59	8	16	102
2002	23	54	16	28	121
2003	19	80	15	30	144
2004	14	60	15	23	112
2005	11	66	32	44	153
2006	13	59	30	45	137

イ　国内外の学会での活動状況

国際学会、国内学会への参加は、下記の通りである。国内外の学会への参加は、そのすべてが届けられているわけではなく、ここで把握しているもののみについてデータを挙げている。全体として、国際学会への参加は少ないが、上昇傾向があるといえよう。国内学会への参加は増加しているといえる。このほか、国内の全国的な学会において、多くの教員が会長や理事などの役職をしている。

表Ⅱ-商-4　国内外学会への参加回数

	2005年度	2006年度
国際学会への参加回数	2回	16回
国内学会への参加回数	100回	86回

また、2003年度の論文や著書に対する受賞者は、原価計算学会賞、テレコム社会科学奨励賞、The Best Paper Award at the IBERBER Conferenceの3名、2005年度では日本経営学会賞1名が存在する。

なお、専任教員がゲストスピーカーとして講演した件数は次の通りである。

表Ⅱ-商-5　ゲストスピーカーの件数

	2005 年度	2006 年度
国内学会ゲストスピーカー		
国際学会ゲストスピーカー	2 件 2 人	2 件 2 人

ウ　研究助成

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費受給状況では、商学部は、他学部に比べれば、それほど科学研究費の獲得が多いとはいえない。しかし、2002 年から見れば、順調に獲得額は増えている。さらには、総研究費における科学研究費の占める割合は、文系の他学部に比べれば高い。そのことから、関西大学以外の外部資金を積極的に獲得し、自身の研究に役立てていると理解することができる。また、それほど多いわけではないが、企業などの外部組織から依頼を受ける受託研究も毎年存在している。そのことは、産学連携が浸透しつつある例といえよう。

エ　文部科学省「私立大学学術フロンティア推進拠点」への参加

私立大学学術フロンティア推進拠点としての「ソシオネットワーク戦略研究センター」において、企業ネットワーク戦略研究班に 2 名参加している。また「国際金融革命と法」において、金融証券市場に関する総合的実証研究班やタックス班に 2 名参加している。

「政策グリッドコンピューティング実験センター」や「法学研究所・国際金融革命と法」等に商学部からも参加している。

表Ⅱ-商-6　外部資金の採択・獲得金額状況（金額：千円）

	2001 年度		2002 年度		2003 年度		2004 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
科学研究費補助金特定領域研究	1	3,300	1	3,000	1	2,500	1	3,800
基盤研究（B）	2	8,600	2	6,000	3	9,200	1	4,200
基盤研究（C）			2	2,400	3	2,700	4	4,300
萌芽研究			1	1,100	1	900	5	5,200
奨励研究（A）	1	1,100						
若手研究（A）								
若手研究（B）			1	1,700	4	4,700	5	5,200
小計	4	13,000	7	14,200	12	20,000	13	20,200
受託研究			1	500	2	4,150	1	1,000
合計	4	13,000	8	24,150	14	24,150	14	21,200
	2005 年度		2006 年度		2007 年度			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額		
科学研究費補助金特定領域研究	1	4,400						
基盤研究（B）	2	6,200	1	3,700	2	10,400		
基盤研究（C）	4	6,000	4	5,400	6	8,450		
萌芽研究			1	1,000	1	1,000		
奨励研究（A）	1	1,100						
若手研究（A）								
若手研究（B）	4	4,200	2	2,000	2	1,500		
小計	12	21,600	8	12,100	10	20,350		
受託研究								
合計	12	21,600	8	12,100	10	20,350		

【長所】

商学部の「商学論集」、そして、「欧文紀要」の存在からわかるように、研究発表の場が十分に確保され、研究環境はかなりの程度整備されているといえる。また、後者の「欧文紀要」は、英文で論文を投稿する機会を与えている雑誌であることから、研究面で、積極的に国際化に対応していることがわかる。

商学部の教員は、多くの研究論文を発表するとともに、国内外の学会でも研究活動を行っている。さらに

は、研究費の内訳をみると、科学研究費の占める割合が高いことは、競争的な研究環境に積極的に関わり、さらに、その内容が外部で評価をされていることを示している。また、受託研究も存在することから、産学連携も進んでいるといえる。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

商学部の専任教員の研究業績の相互評価を行う客観的なデータが存在しないことは、問題点として挙げられる。例えば、研究業績の厳正な評価の指標としてレフリー雑誌への応募数の集計、もしくは、本学部の紀要である『商学論集』のレフリー化を行うことで、客観的な評価を行うことも可能である。また、レフリー制だけでなく、学部の目標に沿うように、国外雑誌への投稿、もしくは国外の学会発表なども積極的に行われなければならない。それゆえ、国際化に対応する手段として、「欧文紀要」の刊行数を増加させる必要がある。それと同時に、商学会主催の研究会を専任教員の相互啓発の場として位置づけ、より一層の活性化を行わなければならない。

また、産学連携を示す受託研究の数もまだまだ少ないといえよう。それゆえ、実務家との共同研究の場を積極的に設けなければならない。その例として、「大阪ブランド戦略マネジメントプロジェクト」が挙げられる。このプロジェクトは、商学部の教員が研究代表者となり、実務家や大阪府・大阪市などの自治体、関経連などの経済界が関わることで、産官学の連携が行われつつある。また、HIP プロジェクトとして、教員の研究活動に、演習に所属する学生が積極的に関わることを支援するプロジェクトも存在する。そこでは、「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」という教育目的が研究活動を通して生かされている場ともいえよう。

(2) 研究環境

【現状の説明】

商学部教員の研究環境のうち設備面についてみると、個人研究室は平均面積が 19.7 ㎡とやや狭いものの 1 人 1 室が確保されている。しかも学内 LAN や個別冷暖房等をはじめ机、書架、ロッカー、応接セットなど常設備品など研究上のインフラは整備されている。

研究費であるが、個人研究費は 51 万円で、使途については学会出張費、図書費、設備備品費、消耗品費などがあり、各用途については総額の範囲内で流用が認められ、専門領域や研究スタイルの違いによって弾力的に運用され、使いやすくなっている。2005 年度から外部資金とくに科学研究費の導入促進のための別途研究助成制度が新設されたことにともなって、学部共同研究費制度は商学部では廃止された。その他、全学的な研究助成制度として、本学の教学方針を踏まえて設定された重点領域研究に対する助成である重点領域研究助成制度、研究・教育振興を目的とする個人ないし共同の研究に対する助成制度である学術研究助成基金などがあり、商学部の実績としては 2005 年度学術研究助成 1 名、2006 年度重点領域研究助成 1 名、2006 年度学術研究助成 1 名となっている。また経済政治研究所への商学部の教員の参加は活発で、多くの研究班の中で成果を上げてきている。

こうした研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究体制に加えて、外部からの研究費の受給である。文部省・文部科学省、学術振興会の科学研究費の補助金及び、その他の外部機関からの研究費の受給状況は『データブック 2007』〔P195 (3) (ア) 科学研究費の申請・採択状況〕のとおりである。

在外研究制度としては、毎年、1 年間の在外研究員 2 名、半年間の調査研究員 2 名の合計 4 名となっており、着任後平均して 4～5 年でこの制度を活用して留学している。また研修員制度もあり、前後期各 1 名の計 2 名というように他学部や他大学と比べても比較的充実している。近年の実績をあげると、在外研究員については 2005 年度では、1 年 2 名、半年 0 名、2006 年度では、1 年 2 名、半年 1 名である研修員については、2005 年度は 2 名、2006 年度は 1 名となっている。その他、学部の各種委員などを免除することによって研究時間を少しでも保証してその成果をまとめることを促進しようという学部独自の学部研究奨励制度が

2000 年に誕生したが、申請がきわめて少なく実績があげられていない。

【長所】

設備面や個人研究費の額などの研究環境は他学部や他大学と比べても遜色ないといってよい。特に学部共同研究費や全学的な研究助成制度は近年急速に整備されてきた。また在外研究の制度についていうと、年間 3 名派遣という枠は商学部の教員数からすれば、特筆すべき点である。

【問題点】

学部及び学内の研究助成制度が整備される半面、科学研究費や受託研究については 2004 年度で教員 1 人当たり 504,762 円であり、工学部を除き高水準である。近年、学部及び大学院の授業時間やその準備時間、各種委員会活動時間、学生指導時間、入試や就職対策のための時間などが増大していく中で、各教員の研究活動は大幅に制約されるようになってきている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2003 年度からスタートした科学研究費申請奨励研究費は学外の研究資金の導入を積極的に推進していくことを狙ったものではあるが、さらに進んで研究費を研究業績と部分的に連動させる仕組みを考案するなど研究に対するインセンティブを高める措置や研究の成果を社会に積極的に還元していくなど教員間で研究向上へのマインドを具体的に育成していくことも必要である。もちろん教育指導や入試業務、また各種委員会活動を合理化し、効率的にすることによって、研究活動を阻害している要因を削減することも緊急の課題である。

商学部の産学連携・異業種交流として、官庁、民間企業、交通機関、商店街などとの産学連携をチームを組んで行うことも検討し、さらにそれを社会人の大学院入学につなげることも一考に値する。

7　施設・設備等

商学部では、「品格ある柔軟なビジネス・リーダーの育成」を目的として、学問領域が重なり合う授業の多い経済学部、第 5 時限以降はフレックスコース及び第 2 部の 5 学部と、施設・設備を共用しながら、教育指導上の効果が十分発揮できるよう、教養科目・専門科目の講義用教室のみならず、語学教室や少人数教室、情報処理教育などのための教室、及びそれらに付置すべき設備の整備・充実を図っている。

(1) 学舎と研究棟

【現状の説明】

ア　学舎

商学部は、専任教員及び非常勤講師によるスタッフにより授業・研究活動が、千里山キャンパスの第 2 学舎にある第 1 号館から第 4 号館及び経済学部・商学部研究棟を中心に展開されており、経済学部と共用している。

講義室・演習室等の整備状況は、『データブック 2007』〔P215 イ（ア）学部・大学院研究科等ごとの講義室、演習室等の面積・規模〕にあるとおりである。講義用小教室（収容定員 99 名以下）は 1・3 号館に 28 室あり、主に語学教育に利用している。収容定員 100 名を越える中・大教室は全館に 12 室あり、その内、300 名を越える大教室は 1 号館に 2 室、3 号館に 3 室、そして 4 号館の BIG ホール（1,002 名収容）の計 6 室を配置している。またこれ以外に 1 号館（ゼミ棟）及び 2 号館には 22 室の演習室、1 号館には情報関連教室 9 室と視聴覚教室（LL 教室）2 室が配置されている。

各教室の使用状況は、教授会開催のために水曜が比較的空き教室が目立つことのほかに、①月曜日の中及び大教室、火曜日の小及び大教室、木曜日及び土曜日の小教室の使用率が高い。②2 号館 B 棟と 3 号館 D 棟

の使用率が低い。③大教室も月曜日、火曜日、木曜日では 100%の教室が多い。木曜と土曜の小教室は語学授業が設定されているためであり、大教室の使用率が高いのは、経済学部との合併授業が設定されているためである。

自習室は 1 号館（ゼミ棟）に 1 室あり、収容定員は合計 55 名で、経済学部・商学部の学生数から考えて少ない。ただ、第 2 学舎に隣接した総合図書館に自習室が多数用意されていることや、学生の自習室利用が高くなる 7 月及び 1 月の試験期間においては、1 号館（ゼミ棟）の演習室 9 室を自習用に開放して、対応している。

第 2 学舎全体の施設管理は、予算申請を含めて第 2 学舎オフィスが一括して担当している。ただし、建物の建築や教室等の大改修を伴うものは両学部合同の委員会を設置し、教学上の要請などをまとめて法人に要望する形式をとっている。また経年的な設備充実についても、両学部からの要望をまとめて経済学部から予算申請して整備を図っている。

イ　研究棟

経商研究棟の中には、経済学部・商学部・1 部の政策創造学部・大学院会計研究科の専任教員のための個人研究室と経商資料室、計算機室及び会議室がある。個人研究室は商学部教員の定員 42 名に対して、40 室を確保している。経商資料室は両学部の専任教員及び大学院生の共同利用施設として、45,000 冊の資料を揃え、複写機（2 台）や製本機などを整備して利用の便に供している。

【長所】

木曜と土曜の小教室の使用率が高いのは語学授業が設定されているためであり、大教室のそれは、教養科目や専門科目で経済学部との合併授業が設定されているためである。経済学部との連携で効率よく教室の利用ができていると言える。1 号館の教室が比較的使用率が高いのは、四つの建物の中でも新しい建物で AV 機器やパソコン等の利用設備が整っているため、利用を希望する教員が多いことによる。

全体的に 7 割程度の使用率となっており、部分的に 100%の使用率の曜日があるものの、他の学舎を借りなければならないほどの緊迫した状況になく、商学部の学生たちはほとんどの授業を第 2 学舎で受講できる状況にある。

【問題点】

経済学部との合併授業科目が多いため、履修者が 500 人を超える多人数科目が生ずるという点については、定員を設けるとか、授業規模を少し小さくして 300 人を超えれば、もう 1 クラス増やす等の措置が必要となろう。

また、教室の時限別使用状況から、使用率の低い教室が 1 時限と 5 時限に比較的多く見られるが、この点については元々1 時限目や 5 時限目に配当されている授業が少ないためと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教室の使用効率を改善するための方策の一つとしては、曜日、時限にバランスよく時間割を編成することがあげられる。また通常の授業においてもパワーポイントやビデオ・DVD などを使用する形態の授業が急増していることから、大小を問わず各教室にプロジェクターや昇降型スクリーンないし大型の薄型 TV、教材提示装置などの設備を常備したり、さらにインターネットへの常時接続といった抜本的な増強が不可避である。また、現在最も古い建物である第 2 学舎 2 号館について建て替えが検討されており、経済学部、商学部学生の授業環境の向上に大いに寄与するものと見込まれる。

(2) 情報処理機器等の整備

【現状の説明】

AV 機器、コンピュータその他の各種情報機器は、今日、教育研究環境を左右する重要な設備となっている。講義室・演習室のすべてにビデオ及び DVD 装置が整備されている。教材提示装置は、13 室に整備されている。

また、実習室は 11 室あり、情報処理関係の実習室が 9 室で 330 台のパソコンを整備し、視聴覚教室（LL 教室）が 2 室で 96 台の LL 装置がある。情報処理関係の実習室を授業で利用する授業科目は年々増加している。

経商研究棟の計算機室にも教員研究用としてパソコン 5 台を配置している。

【長所】

実践的な情報処理技法を取得するとともに、学外のさまざまな組織との共同研究を行うプロジェクト（ゼミ単位）である HIP（Hybrid Incubator Project）は、第 2 学舎 1 号館 3 階の専用教室としてプロジェクトルーム、コラボレーションルーム、サーバー室が充てられ、総計 20 台のパソコンとプリンター2 台、及びロッカー、テーブルなどが設置されている。HIP の施設は公募によって利用が認められた特定のプロジェクトチームが優先的に利用できる情報処理施設であり、2 年以内の利用期間内にその研究成果が求められるため、ゼミ生たちがさらに高度な情報処理技術の修得と学内外の技術者や研究者との連携プロジェクトの活動が可能となっている。

【問題点】

2006 年 9 月の事務組織の改編により経商学舎の情報関連施設については、その管理は第 2 学舎オフィスに、その実際の運用（パソコンの修理やリプレイス、ソフト等の更新、サーバーの管理やサービス提供）については IT センターが一元的に行うことになったが、教職員・学生向けのサービスの向上につながったかどうかは一概に言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

語学や情報処理関係の授業だけでなく、通常の講義や演習においても、パワーポイント等を利用する授業形態が急激に増えつつあり、パソコン・プロジェクター・スクリーンの設備が整った教室を抜本的かつ経年的、計画的に増やす必要がある。また機器類の接続や利用方法について扱いなれない教員でも容易に利用できるよう 2006 年度秋から、授業支援チームが生まれ、共通マニュアルのもと、SA の配置も各学舎に充実し、多様な教育の補助を担うこととなったが、さらにそれを必要な科目すべてで利用できるように拡充していくことが求められている。また経商学舎の情報関連施設の管理・運用にあたっては、MML 室と IT センター、教務センターの授業支援グループとの連携をはかり、利便性を高めることが不可欠である。

8　管理運営

【現状の説明】

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　管理運営体制の概要

学部運営にあたっては、学部長が執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての教授会が運営されている。本学部を構成する各コースの運営は、コースから選ばれた教学委員 1 名があたり、コースの教育に関する事項をコース会議で検討している。さらに現在 10 以上の委員会が設置され、学部長から付

議された事項について専門的に協議している。また、本学部は、大学協議会協議員をはじめとする約 30 の全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて、本学部運営に対して、自己点検・評価委員会を設置し、教育研究水準を点検・評価することで向上をはかっている。

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、1992 年に制定された教授会規定にしたがって運営されている。教授会は、定例教授会として、月 2 回、もしくは、学部長が必要と認めたとき及び構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき学部長が召集し、学部長を議長として構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催されている。議決は、出席者の過半数の同意に基いてなされ、その構成員は、専任の教授、准教授及び専任講師である。教授会における審議事項は、以下の 12 の事項である。

a　学部長・研究科長の選出
b　副学部長の信任
c　評議員の候補の選出
d　学長の承認
e　商学部教員の任用及び昇任及びその他人事に関する事項
f　全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
g　学則に関する事項
h　教育課程に関する事項
i　学生の入学、学籍、卒業、賞罰及び補導に関する事項
j　学生の試験に関する事項
k　商学部の自己点検・評価に関する事項
l　その他教育・研究に関する事項

上記 e の人事に関する審議事項は、教授会の審議事項であるが、上記とは異なる規則で審議される。とくに教員の任用については 2005 年 2 月に「採用人事制度に関する内規」を制定し、中長期の将来計画に基づいて科目編成計画及び人事採用計画を策定することが確認され、当面は人事委員会を中心に採用人事が進められることになった。人事委員会は基本的に各コースから 1 名及び副学部長、教学主任の合計 7 名から構成され、採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を 3 名程度に絞り込み、審査委員会に業績審査と面接を付託する。審査委員会は主査 1 名と副査 2 名の 3 名の委員から構成され、その委員は学部長が提案し、教授会で承認される。なお教員の昇任に関する事項は、従来と変わらず、審査委員会において審査されている。この昇任に関する審査委員については、学部長が、審査対象者の所属するコースから 2 名、その他のコースから 1 名の計 3 名の教授を委員として提案し、教授会で承認される。その審査結果の報告を 3 分の 2 の出席が成立の要件となる教授会で審議する。定年到達者の「定年延長」に関しては、学部長が提案し、教授会で審議する。

以上の教授会の審議に関する議事録は、グループ長補佐により作成され、学部長によって確認されている。

ウ　執行部

上記の教授会の運営は、学部長、副学部長（2 名）、教学主任（2 名）、学生主任、入試主任、学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部運営に関して、それぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	学部・大学院に関する校務
副学部長（学部担当）	学部に関する校務の補佐、全学共通教育推進機構に関する事項 関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係わる専門委員会
（大学院担当）	大学院に関する校務の補佐
教学主任	教学に関する事項

学生主任	学部学生の補導、交通対策委員会
入試主任	入学試験に関わる事項、入試センター主事会
学生相談主事	学部学生の相談、奨学金委員会

執行部は、執行部会議を開催し、教授会・研究科委員会事項、学部・研究科運営に関する事項について審議を行っている。執行部会議を教授会・研究科委員会の事前に行うことで、効率的でかつ効果的な教授会・研究科委員会運営を行うために開催されている。2006 年度は、20 回開催された。

エ　教学委員会

コース会議では、コース独自の教育内容を達成するために、提言や意見が集約されるが、その提言や意見を本学部全体の教育の充実に生かすために、教学委員会が設置されている（同委員会は 2006 年 10 月より充実委員会に代わる委員会として設置）。教学委員会は、副学部長（学部担当）によって開催される。教学委員会の構成員は、副学部長（学部担当）、副学部長（大学院担当）、各コースの代表者 1 名、コース横断的に選出された若手教員 2 名と、前学部長代理、教学主任、で構成される。教学委員会は、原則として教授会と同日、毎月 2 回行われている。2006 年度の教学委員会（2006 年 4 月から 9 月までは充実委員会）の回数は 16 回である。

オ　商学部各種委員会

本学部に設置されている主要な委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要及び年度別開催回数は、以下のとおりである。

（ア）商学部自己点検・評価委員会

各コースから選出された委員 1 名、学部長の委託を受けた若干名、副学部長、グループ長補佐の 7 名からなる。本学部における教育・研究の充実と向上を図り、理念を実現するため、自己点検・評価と将来ビジョンの検討を行う。2006 年度には開催されていない。

（イ）商学部入試検討委員会

学部の専任教員、オブザーバーとして学部長、副学部長、入試主任の 5 名からなる。本学部が実施する入学試験について、学部長の諮問に応え、答申する。また、企画立案を行い、学部長に建言する。2006 年度開催回数は 13 回である。

（ウ）商学部人権問題委員会

副学部長、前学部長代理、学生主任、人権問題研究員、人権問題委員の 5 名からなる。

（エ）商学部人事委員会

学部の各コースから 1 名及び副学部長、教学主任の 7 名からなる。2005 年 2 月に制定された「採用人事制度に関する内規」に基づき設置された委員会である。採用人事の募集方法、採用条件等を決定し、候補者を 3 名程度に絞り込む役割をもっている。2006 年度開催回数は 9 回である。

（オ）インフォメーション委員会

インターネット広報委員、学生主任、事務職員、学部の専任教員の合計 5 名からなる。本学部の広報活動の企画と運営を業務としている。2006 年度開催回数は 2 回である。

（カ）商学部 100 周年記念事業検討委員会

学部から選出された委員と学部長代理の 6 名からなる。本学部の 100 周年事業を企画することを業務としている。同委員会は 2006 年 7 月 31 日をもって廃止された。

（キ）単位認定委員会

副学部長、各コースの教学委員から 1 名の合計 6 名からなる。編・転入学生の入学前の既修得単位の認定について検討する。2006 年度開催回数 1 回である。

（ク）内申書評定委員会

学部長代理、入学試験主事、入試検討委員長、教学主任２名の合計５名からなる。関西大学第一高等学校卒業見込者試験受験者の特記事項について精査し、学部長に報告するというものであったが、2003 年年度で廃止された。

（ケ）商学部 FD 委員会

学部の専任教員、オブザーバーとして学部長代理、教学主任の合計５名からなり、商学部における教育の改善のために 2005 年４月に発足したが、2006 年 10 月１日より同委員会は教学委員会に吸収された。

（コ）商学部将来構想検討委員会

「採用人事制度に関する内規」に基づいて 2005 年度に商学部の中長期の将来構想を策定する役割をもつものとして設置が承認された委員会である。学部長指名による５名の委員からなるが、現在は休止中である。

（サ）経・商情報処理施設等管理運営委員会

商学部の専任教員５名と経済学部の専任教員からなり、第２学舎に設置されている教育用情報処理施設等の管理及び利用に関して検討する。2006 年度開催回数は３回である。

（シ）経・商研究棟運営委員会

商学部の専任教員３名と経済学部の専任教員からなり、経済学部及び商学部に所属する専任教員の学術研究に必要な便宜を提供するために、研究棟の管理運営にあたる。2006 年度開催回数は４回である。

(2) 学部長・研究科長の権限と選任手続き

学部の校務をつかさどる学部長・研究科長は、上記の教授会の開催、教授会の議題設定、副学部長の推薦等をはじめとする学部・研究科執行部の任命権限を有する。また、「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒に関すること②所属課長の国内出張に関すること③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

学部長・研究科長は、商学部長選挙に関する内規に従って選任される。商学部長の被選挙権を有する者は、商学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、商学部に所属する教授、准教授、専任講師とされている。学部長選挙は、選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、単記の無記名投票により選挙を行い、有効投票総数の過半数を得たものを商学部長の当選者としている。開票結果は、教授会で発表され、教授会は、次期商学部長・研究科長の受託を確認して、次期商学部長・研究科長が決定される。選挙管理に関しては、学部執行部が行っている。

就任を受託した次期商学部長・研究科長は、副学部長（2 名）を提案し、教授会で信任投票が行われる。それ以外の執行部の構成員である２名の教学主任、学生主任、入試主任、商学部相談主事の役職者を教授会に推薦し、教授会で承認される。その後、上記学部管理運営を行っている。商学部長・研究科長の任期は 2 年であるが、再任を妨げない。

【長所と問題点】

管理運営において、該当するいずれの委員会においても、専門的な協議がなされ、本学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして基本的な役割を果たしているが、本学部では、他学部に比べて比較的に専任教員が少なく、委員会の兼務率が高くなっている。専任教員（在外研究員、研修員を除く）40 名に対して、上記の委員会の総委員数は、64 名となっており、平均兼務率は 1.6 を超える。その膨大な数の委員会に教員の多大な時間とエネルギーを割かざるをえないのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学委員会を含む効率的な意思決定を行える仕組みを再設計する必要がある。とりわけ 2006 年 4 月から

会計専門職大学院が設置されたことにともない、本学部から 4 名の会計コースの教員が転出したが、2007 年 4 月現在 2 名が補充され、2008 年 4 月 1 名が補充予定されており、本学部の管理運営を効果的かつ円滑に進めるためにも残り 1 名の専任教員が早急に補充されることが望まれるところである。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

商学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るため、1993 年 10 月より商学部自己点検・評価委員会規程を置き、それに基づいて、学部教授会で選出された専任教育職員 6 名及び事務長からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価活動を行ってきている。その自己点検・評価委員会は、本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営について自己点検・評価活動を行うこと、さらにこれにもとづいて商学部の将来ビジョンについてもあわせて検討することを任務としてきた。なお、商学部の点検・評価活動は大学院のそれと密接に関連することから、必要に応じて商学部研究科自己点検・評価委員会とも連携を図りながら、活動を推進している。

【長所】

商学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学部についての自己点検・評価活動を行っている。とくに商学部では「品格ある柔軟なビジネス・リーダー」の育成を教育目標に掲げ、セメスター制度への移行、副専攻の導入、昼夜開講性の実施、また人事における公募制の導入など各種の改革を進めてきた。このような一連の改革において既存の教育・研究活動の改善を考えたり、新たな展開方向を模索したりするなどその先導役を務めたのが、商学部自己点検・評価委員会にほかならない。このような変化の激しい状況のもとで、自己点検・評価委員会規程のもとで自己点検・評価活動を行うことが問題点の洗い出しや改善点の検討に大いに役立った。

【問題点】

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化したり、全体の整合性を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。また、自己点検・評価委員会に副学部長が委員として加わり、学部執行部との調整機能を果たすことはある程度行われ、具体的な提案が学部の経常的な意思決定を行う役割を果たす学部充実委員会を経て学部教授会で審議・実現されたとはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について学部教授会などで恒常的に議論を行ったりすることによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。また自己点検・評価委員会と学部の将来計画ないし将来構想を検討する委員会のような組織との連携も不明確なまま残されている。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

自己点検・評価を学部全体で取り組む体制を構築することと同時に、学部の自己点検・評価活動を全学的なそれと積極的に連携づけることによって他学部の先進的な取組を学ぶことも必要である。さらにこうした自己点検・評価の活動をより一層効果的なものにするためには、学部の非常勤講師や他大学、高校、予備校などの教育関係者だけでなく、産業界や自治体など広く学外者による第三者評価機関を設け、その機関から外部評価を定期的に受ける体制を作りあげることも望まれる。本学部のいわばステークホルダーでもある学外者による第三者評価を実施し、より客観的な目をもって問題点を指摘していただき、改善・向上に結びつけて行くためのシステムを早急に整備することが求められている。

なお 2006 年度には（財）大学基準協会により相互評価を受けたが、当協会が作成した評価報告書及び質問、さらに実地視察で専門委員とのやり取りを通じて商学部の自己点検評価活動の先進性や問題点、そして課題も明確になったのではないかと考えられる。とくに学部執行部がリーダシップを取って学部・大学院全体で自己点検評価活動に取り組むことの重要性が認識された。

商　学　研　究　科

第Ⅱ編　商学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 571

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 573

(1) 教育課程等　〈574〉

(2) 教育方法等　〈579〉

(3) 国内における教育・研究交流　〈582〉

(4) 学位授与・課程修了の認定　〈583〉

(5) FD 活動に対する組織的取組の状況　〈585〉

3　国際交流 …… 586

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈586〉

4　学生の受け入れ …… 587

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈587〉

(2) 門戸開放　〈590〉

(3) 科目等履修生等　〈591〉

(4) 定員管理　〈591〉

5　教員組織 …… 592

6　研究活動と研究環境 …… 592

7　施設・設備等 …… 592

8　管理運営 …… 593

9　自己点検・評価 …… 595

(1) 自己点検・評価　〈595〉

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結　〈596〉

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証　〈596〉

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

商学研究科は、わが国経済社会が高度成長期を迎えていた 1962 年 4 月に、本学商学部に基礎を置く研究科として開設された。本学商学部の創設は 1906 年であったが、1958 年に創設された本学工学部が 1962 年に工学研究科を創設するのと同年に商学研究科開設の運びとなったのは、高度成長期当時において、商学や工学などの実学志向研究の高度化がまさに必要とされていたからであろう。ところで、本学においては、「学の実化」を教育理念としているが、その意味は、「学問において実際から出発して一の原理に到達する順序と、さらに学術的思索から実際に帰るという順序とが、表裏一体のものとならねばならぬ」（本学大学昇格時の総理事山岡順太郎の言葉）ということであり、その見解は、まさに当研究科に当てはまるものと言えよう。すなわち、商学研究科においては、本学のこの理念を商学研究領域に適用することにより、商学研究科の活動目的としてきた。

ところで、商学研究科が究明を委ねられた領域とは商学に関わる理論と応用であるが、商活動自体は、流通とファイナンスという基本側面を伴う。また、一連の商活動は、企業によって担われ、その企業活動は経営と会計という働きによって導かれている。また国際的に企業活動が展開されるようになると国際ビジネスが本格化してくる。このような観点から商学研究科においては、流通、ファイナンス、国際ビジネス、の諸領域における理論と応用の深奥を究めるとともに、経営と会計における理論と応用の深奥を究めることをめざし、得られた知見が「学理と実際との調和」を伴ったものとなることを教育目的としてきた。

商学研究科が創設された当時は、上記の知見を備えた優れた研究者の養成を教育目標としたが、経済社会の複雑化・高度化に伴い、高い資質を有する多様な人材育成についての社会的期待が高まるなかで、その教育目標を次第に拡大してきた。たとえば、本研究科は、社会人教育を行うという目標を達成するため、1995 年度からは社会人向けの新たな入学制度を設けた。また商学研究科の国際化対応をより一層推進するため、外国人留学生を積極的に受け入れることをめざすための制度整備も行った。その背景としては、国によって留学生 10 万人受け入れ計画が発表され、商学研究科においても、そのような国の方針もふまえつつ、将来商学研究科入学を希望する外国人を研究生として受け入れる外国人研究生制度を 1995 年度に導入した。それは、指導教授による個別集中指導を行うとともに各種講義の聴講許可を通じて、将来における正規生としての受け入れが可能となるように指導を行おうとするものであった。

さらに、2000 年度より博士課程前期課程に高度専門人養成をねらいとする専門職コースを設けることになった。従来の研究者の養成をめざした課程については、それを研究者コースとし、商学研究科に研究者コースと専門職コースの 2 コースを設けることとした。その場合、研究者コースの教育目標は、研究者の育成を図ることであり、博士課程後期課程への進学希望者をその対象とするものであるとされた。それに対し専門職コースの教育目標は、21 世紀の経済社会で活躍することのできる高い見識と専門知識を備えた高度専門職業人の養成であるとされた。

なお 2006 年度からは、商学研究科会計学専攻を母体とし、それより分離して会計研究科（アカウンティング・スクール）が創設された。そこでは、グローバル化の進展する経済社会のもとでの高度専門会計職業人の育成を図ることがめざされているが、商学研究科としては、同会計研究科とも連携を保ちつつ、独自の会計学教育を引き続き行っていくことを、その教育目標の一つとしている。

なお、2007 年度からは、博士課程前期課程について、21 世紀の経済社会で活躍することのできる高い知識と専門知識を備えた研究者及び高度専門職業人の育成を目指すという観点から、従来商学専攻と会計学専攻の 2 専攻に区分していたものを商学の 1 専攻に統合し、博士課程前期課程大学院生が各自の研究テーマを掘り下げるとともに、幅広く、偏ることなく学習することが可能なようにした。とはいっても、研究の焦点が分散しすぎることを防ぐため、商学専攻に戦略マネジメント、流通・国際ビジネス、会計・ファイナンスという三つの系を設置することとした。

このように、流通・ファイナンス・国際ビジネス・会計・経営の各分野において、次代の学術研究の発展を担う高度の研究能力をもった研究者の育成と、複雑化し激変する経済社会のもとでの企業経営諸活動を高い専門知識をもって分析し、諸問題に対処していくのに必要な能力を備えた高度専門職業人の育成とを商学研究科の教育目標として設定してきた。これらの目的・教育目標は、大学院インフォメーションや関西大学ホームページにおいて、大学院に所属する関係者のみならず広く一般公衆に周知させられ、将来関西大学大学院商学研究科に入学希望を持つ者に対して、入学試験へのチャレンジをさせるのに必要な判断材料を提供している。

【長所】

本学の教育理念としての「学の実化」を、商学の分野で実現するという商学研究科の教育理念は、21 世紀経済社会が必要としている人材を教育する場を方向づけるものとして適切なものである。特に、高度専門職業人の養成をめざすとする教育目標を掲げた専門職コースは、「学の実化」を商学の分野で実現するうえでの中心的な役割を果たすものと位置づけられる。そこで、本研究科はこの専門職コースの設置にあたって、ビジネスや行政等の第一線で活躍し豊かな経験を有する優れた実務家を非常勤講師ないし客員教授として任用することとした。その試みを可能なものとするために、「大学設置基準の一部を改正する省令の施行について」等を考慮しつつ、任用基準を従来の印刷刊行された研究業績を中心としたものから、実務経験等を重視したものへと変更した。そのような対応によって豊かな経験を有する実務家の非常勤講師任用が可能となり、高度専門職業人を育成するという教育目標に適合した科目を開設することが可能となった。

また博士課程後期課程は研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力やその基礎となる豊かな学識を養い、学術発展に寄与するという教育目標をより一層具体化するために論文博士や課程博士の授与という社会的使命を推進する方策を模索してきた。その一つが「課程博士の円滑な授与」に向けた一連の措置である。その措置に基づいて、課程博士を相次いで授与することができるようになった。

【問題点】

本研究科における博士課程後期課程については、商学専攻と会計学専攻の 2 専攻が設けられているにもかかわらず、本研究科に関するホームページ上において、商学研究科の教育理念が一括して述べられているのみであり、両専攻の教育理念の相違が明確に述べられていない。研究者育成の観点から、また高度な職業人育成の観点からも、既存の商学、会計学 2 専攻制のままでよいのか、この両者を横断する知識の教授が必要になってきているのではないかという問題点が指摘されうる。前述のように、本研究科会計学専攻からスタッフが移籍する形で会計研究科が 2006 年に発足したが、会計学の研究指導については、商学研究科と会計研究科の教育目標が相互に重複せず、識別できるように商学研究科の教育目標についてより一層の明確化を図る必要がある。

また、専門職コースにおける実務経験者による講義は、現実におけるさまざまな問題に対する知覚と経験を受講生に伝えることができる長所を持つ一方で、専任スタッフによる演習や講義科目は、学として体系化された知識の教授を行うことができるという長所を有している。このような実務経験者による実際的講義と専任スタッフによる理論的体系的講義の両者について、どのようにすれば最適な組み合わせが達成できるのかの工夫が各学生に委ねられているという問題があった。このような実際と理論を統合するための思考方法論ないし研究方法論に関する科目として、2007 年度からロジカル・シンキング、プレゼンテーション論、データ分析論などが新設されたが、それらの科目が履修を希望する全学生によって履修できるように、あらかじめ開講時間帯をアナウンスしておくなどの工夫が必要である。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

既述の通り、会計研究科が商学研究科より分離して発足した。このような状況のもとで、博士課程前期課程について商学研究科が従来設けていた商学、会計学の 2 専攻制を見直し、商学専攻のみの 1 専攻制とした。この一専攻制のもとで、各種の講義科目を「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、「ファイナンス・会計系」という三つの系に集約し、新たなカリキュラムを 2007 年度から実施した。この改革がもたら

す効果と問題点とを見極めて今後の改善・改革に取り組んでいく必要がある。

さらに、高度専門職業人の育成を本研究科の特色の一つとするという観点からは、その目標を現実に近づけるべく、経営大学院（MBA）の開設の模索を行うという方策が考えられる。2006 年度における会計専門職大学院の開設は、このような模索の一環であったと位置づけることができる。会計専門職大学院の実施状況をモニターしながら、この方向への一層の進展を図ることが将来の改善・改革へ向けた方策の一つということができる。

また、研究者コースと専門職コースという二つのコースがあるということのシナジー（相乗効果）を活かしつつ、それぞれの特徴をより一層伸ばすための取組への着手も必要である。たとえば、専門職コースについて、体系的な知的枠組みの構築の仕方を学習させるために、プレゼンテーション論、ロジカル・シンキング論などの科目を 2007 年度から設けたが、これらの科目については研究者コースの大学院生にも受講を許可している。研究者コースの学生にとっても有意義なコースとなることが期待されている。しかしながら、今後は、変動する実社会実態に触れることを可能にするインターンシップ、実務家講師による講義の充実などを積極的に拡充していく努力を続けて行くことが必要である。

本学の初期における理念は「正義と自由の探求」であった。グローバル市場経済が進行するもとでの商活動の理論と応用を究めていくにあたり、「正義と自由の探求」と「学の実化」という理念の両立を図って行くことが必要である。そのためには、商学研究科としてどのような目的・教育目標を設定し直す必要があるのかの再検討が必要である。近年のコーポレート・ガバナンスやコンプライアンス経営重視の動きは、「正義と自由の探求」としての企業行動や職業意識におけるモラルや倫理性を問うており、「学の実化」を果たすための優れた学識や秀でた実務能力との両立が問われている。その意味で高い倫理観や道徳観、正義感を持ち、自由を希求する活気にあふれた「有徳の経済人」の養成という課題を果たすために、商学研究科としての理念・目的・教育目標の見直しと再構築を早急に行わなければならない。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

科学技術の急速な進歩や社会・経済の複雑化に伴い、独創性及び自律性を兼ね備えた広い視野をもつ人材の育成に対する社会的期待が大学院に対して高まっている。そのなかで商学研究科は、「学の実化」という全学の理念のもと、商学分野における次代の学術研究を担う高度で独創的な研究能力を持つ優れた研究者を養成することを目指している。また、ダイナミックに変動し、ますます複雑化する産業の仕組みや組織の行動を高い専門知識によって分析し、問題解決を自律的に行う能力を備えた高度専門的職業人の育成も目指している。

商学研究科では、博士課程前期課程に商学専攻を、後期課程に商学専攻及び会計学専攻を設置している。前期課程では、「商」活動を展開するうえで基本となる「流通」及び「ファイナンス」に関する教育を行うため、これらに関する講義・演習科目を開設している。さらに、「商」活動の国際的展開についての実態と理論を教育するため、「国際ビジネス」に関する講義・演習科目を開設している。また、現代経済社会の中枢を占める企業活動の経営職能に関する教育を行うため、企業経営職能としての「会計」、「経営」に関する講義・演習科目を開設し、系統的に研究及び教育を進めている。

2000 年度より、21 世紀の経済社会で活躍できる高い識見と専門的知識を備えた職業人を養成するという目的で前期課程に専門職コースを設けている。さらに 2006 年に、理論と実務に習熟した公認会計士などの養成をめざす会計専門職大学院（アカウンティングスクール）を設置した。これにともなって商学研究科の定員の見直しを行うとともにカリキュラムを一新し、2007 年度より実施している。

(1) 教育課程等

【現状の説明】

ア　教育課程の特徴

商学研究科は学校教育法第 65 条〔大学院の目的〕、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく研究者養成及び専門職養成のために、前期課程に商学専攻を、後期課程に商学専攻と会計学専攻を設置している。また、前期課程では、2000 年度のカリキュラム改定以後、研究者コースと専門職コースの 2 コースに区分し、多様な専門分野を教育内容として包含すると共に、高度な専門性の育成や幅広い学識の涵養においても十分対応可能な教育課程を構成している。

2007 年度より専門職コースでは、理論を深めるとともに、理論と実践とを相互にフィードバックする教育システムが必要であると考え、カリキュラム改革を実施した。初年時にベーシック科目とメソッド科目（英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ、ロジカルシンキング、プレゼンテーション技法、ケーススタディ、データ分析）の履修を通じて、高度専門的職業人となるために必要な専門基礎、考察力、分析力、表現力を習得できるようにした。そして 2 年次の課題研究指導では、従来は複数の教員による半期のグループ指導であったものを、1 人の教員による 1 年間の指導へと変更した。また、入試問題も、経営学、会計学、経済学、統計学という基礎的な 4 科目からの選択とした。

イ　教育課程の内容

博士課程を前期 2 年、後期 3 年に分け、前期課程を修士課程として取扱っている。前期課程は広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度専門性を有する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。そのため、専攻分野における高度な研究能力を育成することをめざす研究者コース、高度な専門性を要する職業などに必要な能力を養うことをめざす専門職コースの二つを設けている。専門職コースでは、2006 年度までの 5 分野（経営、流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計）から、戦略マネジメント系、流通・国際ビジネス系、ファイナンス・会計系の 3 系へと 2007 年度より再編した。

博士課程前期課程のカリキュラムは、専任教員による研究者コース配当科目（講義・演習・論文指導）、専門職コース配当科目（「ベーシック」「メソッド」、「戦略マネジメント系」「流通・国際ビジネス系」「ファイナンス・会計系」、実務家講師による講義）の 3 種に分類している。このうち、専任教員による講義科目については、学部との連携をふまえて勉学の方向づけを系統的なものにするために、流通、国際ビジネス、ファイナンス、会計、経営という学部の 5 専修制をふまえつつ、ほぼ学部の科目に対応した科目配置を行うこととした。ところで、それ以後、学部の方ではカリキュラム改定がなされ、セメスター制実施に伴って、もともと 1 年 4 単位科目を、半年 2 単位科目二つに分割するとともに、科目名を変更した。その結果、名称に関する限り、学部の科目名と、大学院の科目名との間にはズレが生じてきていることも事実である。なお専門職コース配当のプログラム演習は、上記各コース所属の教員が複数担当制で取り組むこととしている。また実務家講師による講義も専門職コース配当科目として用意されている。研究者コースの学生も、この科目を履修することができ、ビジネスの実際に触れることを可能としている。

前期課程の研究者コースでは入学時に選択した専修科目 8 単位（演習Ⅰ・Ⅱ計 4 単位、論文指導Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）及び専修科目を除く演習 8 単位を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。専修科目を担当する同一教員のもとで、修士論文作成による修士号授与まで指導を 2 年間受ける。

専門職コースにおいては、専修科目 4 単位（講義Ⅰ・Ⅱ計 4 単位）、課題研究指導Ⅰ・Ⅱ計 4 単位、ベーシック科目 4 単位及びメソッド科目 4 単位並びに所属する系の科目 8 単位を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。2 年次には専修科目を担当する教員の指導のもとで課題研究論文の作成による修士号授与まで指導を受ける。

一方、博士課程後期課程においては、専門分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高

度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とするため、博士論文の作成が最大の目標となる。学生は後期課程進学への出願時に専修科目・指導教授を選び、その専修科目 16 単位（講義 4 単位、演習 12 単位）を修得することを通じて、課程修了までの 3 年間、一貫した指導を受け、博士論文作成を行う教育システムになっている。他に、講義 4 単位以上を修得しなければならない。

なお、研究者コース及び専門職コースにおける論文作成指導について、修士論文、課題研究論文とも指導科目（4 単位）は 2 年次 1 年間の指導である。従来、課題研究指導については半年間（2 単位）であったが、2007 年度から 1 年間にわたる課題研究指導を行うようにカリキュラム改正を行った。論文の審査は複数の専任教員により口頭試問も含めて行う。なお、2007 年度の入学生より、論文の審査は公開での審査会の形式で行うことになっている。課題研究論文の質及び量（4 万字以上）が研究者コースの修士論文に匹敵すると評価された場合、後期課程への進学要件の一つが満たされることとなり、また税理士科目の免除申請が認められる。

以下、いくつかの側面についての実態データを示す。

表Ⅱ-商研-1　入学許可者（入学志願者）の推移と定員との比較

	定員	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
専門職コース	30	28(72)	39(62)	30(47)	32(59)	23(36)
研究者コース（前期）	10	9(16)	2(11)	3(9)	3(12)	5(10)
（後期）	5	5(6)	3(4)	2(5)	1(4)	4(7)

（　）内は志願者数

表Ⅱ-商研-2　専門職コース・研究者コース教員 1 人当たり学生

	在籍学生数	教員数	教員 1 人当たり学生数
専門職コース	58 人	28 人	2.07 人
研究者コース（前期）	8 人	28 人	0.29 人
（後期）	8 人	24 人	0.33 人

研究者コースにおける少人数個別指導による成果として、大学教員（専修大学、帝塚山大学、流通科学大学、流通経済大学等）として採用される学生をコンスタントに輩出していることを挙げることができる。これは、修士修了者、博士課程単位修得者の研究能力を高めることに成功しているエビデンスであるといえる。

ウ　単位互換、単位認定

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で関西四大学院学生単位互換制度を設けている。商学研究科については、2003 年度に同志社大学商学研究科より 1 名、関西学院大学大学院より 1 名の大学院生を受け入れている。これに対し、2002 年度に関西学院大学大学院に 3 名、立命館大学大学院に 1 名、2006 年度に関西学院大学大学院に 1 名送り出している。

なお、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたとき、追加科目として、他の専攻もしくは研究科又は他大学院の教育課程において修得した講義科目の単位を、所定の単位数に充当することができるようにしている。

エ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人学生の入学者数は、2000 年の 5 人を頂点にして 2006 年の 1 人と低水準にとどまっている。社会人学生への教育上の具体的な配慮として、夜間（6 限・7 限）と土曜日の受講だけでも商学研究科を修了できるように開講時間帯の工夫を行っている。社会人学生は専門職コースに所属するが、専修科目に関連する講義・演習等は学生の希望に応じて曜日・次元を配置し、経済界や官公庁の実務家が担当する講義も一定数を 6 限目や土曜日に配置している。カリキュラムも、社会人学生の問題意識に応える実務経験と高い識見を備

えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目（2 単位）を開講している。例えば、これまで川上哲郎（住友電気工業（株）元会長）、伊藤進一郎（住友電気工業（株）元副社長）、萩尾千里（大阪国際会議場社長・関西経済同友会幹事）、飯田洋三（(株）デサント元社長）、関要（日本証券経済研究所顧問）、堤多嘉男（大阪証券取引所元専務理事）、服部巖（資生堂 CITY 元社長）などの諸氏のほか実務経験が豊富な公認会計士や弁護士、さらに近畿運輸局、郵政局の管理職員を講師に迎えてきた。そうした講義では、ケーススタディ、ディベート、フィールドワーク等が積極的に取り入れられている。さらに、社会人の聴講生も積極的に受け入れている。また、各種の公開講座にも学部と協力して講師の派遣に努めている。

外国人留学生については独自に前期課程の入学試験を行い、2005 年度の入学者が 13 名、2006 年度の入学者が 12 名というように例年 10 人前後が入学してきており、前期課程在籍学生の約 30%を占めている。また、2006 年度より海外の特定の大学の卒業生を対象に、外国人留学生特別推薦制度を実施している。

オ　研究指導等

前期課程入学生に対する履修指導としては、入学式後に専門職コース・研究者コースともに、専修指導担当教員が個別に履修相談にあたり、適切な指導を行うこととしている。また、これに加えて、研究科執行部を中心に履修方法や勉学態度、学生生活全般に関するオリエンテーションを行うとともに、課題研究論文の書き方及び注意事項に関してもガイダンスを行っている。研究分野や指導教員について学生からの変更希望があったときは、その主旨や理由を本人から聴取し、それがやむを得ないと判断される際には商学研究科委員会で審議したうえで認めることを可能としている。

【長所】

大学院博士課程の目的が、「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」（大学院設置基準第 4 条）にあるとすれば、本研究科ではそのうち前者の「研究者として自立して研究活動を行う」ことのできる人材の養成については、前期課程 2 年と合わせて 5 年間の教育課程を同一専修担当教員が修士論文の作成から課程博士学位の取得まで継続的に指導することにより「高度の研究能力」の育成を精力的に進めることとしてきた。その意味では大学院設置基準の本旨に沿った一貫教育が行われてきたといえる。そして、これまで博士後期課程 3 年を超える期間を要していた課程博士学位であるが、前期課程修了後できるだけ早期かつ確実に学位が取得できることが望ましいという判断から 2002 年度に標準論文数を中心に学位審査基準の見直しがなされた。その結果、2002 年度には学位審査基準の見直しを受けて、新たな基準に基づく課程博士を 2 名輩出し、その後 2003 年 1 人、2004 年 3 人、2005 年 2 人、2006 年 3 人と継続して課程博士を生み出してきている。なお、論文博士についても、2002 年 1 人、2003 年 0 人、2004 年及び 2005 年 1 人、2006 年 2 人と継続して論文博士を生み出してきている。

2000 年より前期課程に従来からの研究者の養成を中心とした課程である研究者コースとは別に専門職コースを設けることによって、各種の専門職を志望する学生に門戸を開くことができ、商学研究科の定員充足が可能となった。特に専門職コースは、プログラム科目や多数の実務家講師に委嘱するかたちでの「現代研究」科目を中心とする講義と企業等での実習を伴うワークショップ形式での学習を通じて 21 世紀の経済社会で活躍する高い見識を備えた職業人を養成することを目指したものであり、「高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培う」（大学院設置基準第 3 条）という目的にかなうものでもある。特にこのコース制の導入は、実務家講師による多様でユニークかつ実務に直結した講義、ある種のインターンシップ体験の導入、複数担任制による集団指導体制の構築など高度職業人養成型のカリキュラムの提供や教育指導を可能にし、当初商学研究科の定員の充足率が一挙に高まったことに示されるように一般学生、社会人学生、外国人留学生の期待やニーズに応える試みであった。さらにともすれば高度職業人志望の学生と研究者志望の学生とが混在していたことによって教育課程に生じていた一定の混乱が解消されるという成果も見られた。

また商学部において 2004 年度より実践的な情報処理技法を修得させ、即戦力を磨くための HIP プロジェクト（Hybrid Incubator Project）が導入されたが、そこでは、学外のさまざまな組織との共同研究によるプロジェクト（ゼミ単位）を 3 件実施している。このうち一部に大学院学生も参画し、学部学生や指導教員とともにアンケート調査の解析などを行い、その成果を海外の学会で発表するなど共同研究を進めていることは注目される。

学生に対する地理的利便性や比較優位にある他大学大学院専門科目の履修可能性の点から、単位互換や単位認定の制度の趣旨は評価でき、学生の方でそれぞれの大学院や他の研究科の比較優位科目を選好する姿勢が現れている。

外国人留学生が他研究科に比べると多いので、日本人学生との交流が日常的に授業の中で行われるという利点があり、とくに国際的視野を醸成することが求められている専門分野ではその教育効果が認められる。

【問題点】

「高度の研究能力」の育成という大学院博士課程の目的は、同時に「豊かな学識」や幅広い視野に立つ総合的な研究能力の涵養を図ることと両立させられなければならない。この点で複数指導制をとっていない現行の指導体制ではそうした課題に必ずしも対応できないという問題がある。また商学と会計という専攻を超えた集団指導、さらにそれぞれの専攻内の専修の枠を超えた複数の教員による集団指導も効果的であると思われるが、現行の制度のもとでは実施できていない。そこでは指導教授による個人指導とその他の教員による集団指導とをどのように適切に組み合わせるかが未解決の課題となっている。また制度上は前期課程と後期課程が 5 年一貫教育という形式をとっていないことから、前期課程修了者の問題関心やテーマが変化した場合には、後期課程への入学試験を経て、その専修科目と指導教員の変更が可能となっている。なお前期課程の専門職コース修了者が後期課程に進学希望する場合、後期課程入学試験を経て、その進学を許可しているが、それに対する教育研究指導のあり方をどうするかという問題も生じている。

前期課程について専門職コース制を 2000 年に開設し、当初はプログラム制を取り、複数の教員による担任制を実施した。すなわち、商学専攻のもとに「流通プログラム演習」、「国際ビジネスプログラム演習」、「ファイナンスプログラム演習」、会計学専攻のもとに「会計プログラム演習」、「経営プログラム演習」の計 5 プログラム体制を設け、各プログラムに対応する学部のコース所属教員が複数で担任することにした。ただし、大学院担当教員の過重負担を避けるという狙いから、大学院専任教員の各プログラム担当を隔年にした。ところが、志望する学生の側からいえば、自分が入学を希望する年度において、指導を希望する教員からの指導が受けられない可能性があるなど、この隔年制は、志望学生のニーズには必ずしも対応したものとなっていないという面があった。そこで 2007 年からは、カリキュラム改革を実施し、指導を希望する大学院専任教員のもとで毎年指導を受けられる体制を可能にするため、複数教員によるプログラム制とプログラム担任の隔年制を解消し、大学院専任教員が毎年、専修科目を開講し、そのもとで指導を希望する学生は 1 年目は専修科目を履修し、2 年目は課題研究指導を 1 年間受けるという体制とした。なお、1 年次において、研究能力の体系的な育成を図るため、ロジカル・シンキング、プレゼンテーション論、データ分析などのベーシック科目の履修を行わせることとした。

学部と大学院との連携については、本学商学部において勉学を積んだ学生が、より高度の勉学や研究を続けることを可能にする目的もあって商学研究科が設けられたという歴史的経緯を持つことから、学部で学んだコースに対応する 2 専攻のどちらかを選べばそのまま大学院へと継続的に勉学を進めることができる体制が目指された。しかしながら、現時点では、そのように連続して勉学・研究を希望する者に対しても、大学院入学試験が課されている。これは大学院に進学できる学力をチェックするという意味では当然のことであるが、学部と大学院の関連づけという点では検討の余地がある問題である。なお、学部で学んだコースとは別の専攻を選ぶことも可能であり、この場合は、入学試験を課することの十分な意味がある。

また、現段階では学部教育がより一般的、基礎的、大学院教育がより専門的という性格の違いがあるうえに、両者の連携といっても教育課程の編成は学部教授会と研究科委員会のそれぞれで独自に行われており、

教育課程の内容や具体的な指導は個々の担当教員の自主的な判断に基づいてなされている。また大学院進学を希望する学生の側も、学部から大学院に進学するときに、どのような点について学習内容が高度化するのかについての認識が十分であるとはいえない。

社会人学生向けの教育上の対応については現在、特別の科目を設置するなどカリキュラム上の措置を特に講じることなく、一般学生と同等に扱っている。現在の社会人学生数を前提にした場合には、現行カリキュラムを大きく変更する必要はないと考えられる。なぜならば、それぞれの担当教員と学生との間で、教育効果を考えた時間割配置をすることによって問題が基本的に解決されると思われるからである。本研究科のカリキュラムは、社会人学生向けの生涯学習ニーズにも十分対応していると思われるが、現実に入学してくる学生数から判断すると、社会人学生への配慮がそれほど認知されていない可能性がある。他方、相当数を抱える外国人学生については、日本人学生との交流が円滑に行われて、相互の刺激が促進されているケースもあるものの、外国人学生のもつ諸問題への十分な教育上の対応が出来ていない面がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年に会計研究科（アカウンティング・スクール）が発足し、従来商学研究科が担っていた役割の一部がアカウンティング・スクールの方へ移管されたこととなった。ただし、会計学研究指導において、商学研究科が引き続き担う分野は依然として存在するので、その点の明確化が必要である。また以前に全学的な委員会で検討を行ったビジネススクール構想のように、これから商学研究科の役割の一つとして育成していかなければならないものもある。また、前期課程の専門職コース、前期課程の研究者コースや後期課程などについても、そのねらいについて変化が生じてきている。このように流動的に変化している商学研究科の役割と、商学研究科が本来もつ理念や教育目的とをどう体系的に関連づけしていくかが焦眉の検討課題である。

単位互換・単位認定の 2003 年度及び 2004 年度実績について言えば、受け入れ学生数が 0 にとどまっている研究科もある中で、商学研究科については 2003 年度に 1 名、2004 年度に 2 名と受け入れを行ったが、2005 年度は 0 名、2006 年度も 0 名という状況である。また、科目等履修生についても、2003 年度、2004 年度とも 1 名、2006 年度は 0 名であり、本学他研究科と比しても少ない方である。また、聴講生については、2006 年度が 2 名、2007 年度については自己点検ホームページ上の数字によれば 0 名であった。ただし、商学研究科の前期科目において 1 名の履修登録があった。その聴講生は、経済学研究科を通じて商学研究科の科目を履修したものである。その場合、記録上は経済学研究科についての聴講生ということになっているため、データブック上は 0 名であった。

このような単位互換・認定受け入れ、科目等履修生、聴講生の受け入れについての低調の原因が単にそれらの制度の周知徹底不足にあるのか、あるいは本当にそうしたニーズがないのか、についての検証が必要である。今後、国内外の大学院間のより一層の連携・交流を進めるためにも現段階では関西四私大の間にとどまっている単位互換を近隣の国公立大学や他の私大、さらに関東や海外などの大学院にも拡張し、遠隔授業を含む多様な学修機会を提供することが求められている。

社会人向けカリキュラムの生涯学習としての有効性を、社会に対して広報する活動やその態勢が未だ不十分であり、その改善とともに一層魅力的なカリキュラム内容の工夫が求められている。かなりの数の外国人学生が専門職コースを選択している実状からすれば、専門職コースの実態が彼らのニーズに適合している面があるのであろう。それに対し、社会人学生の応募・入学が少ないという現状は、彼らのニーズに適合していない面が多いということを意味していると考えられるのであり、その意味からも意欲的な社会人の入学インセンティブを高めるために当該コースの入学試験及び教育内容のあり方を再検討する必要がある。その再検討が必要な点の一つは、講義開設の時間帯の問題である。社会人学生が、勤務と勉学を両立させるには、夜間の時間帯及び土曜日における講義科目の開設が必要である。特に、ベーシック科目やメソッド科目のように選択必修科目についてはその必要性が高い。社会人受け入れを促進するには、その点での対応を行う必要がある。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

教育・研究指導効果は、就職状況や資格取得状況から測定することが、一つの方策として考えられる。本研究科の前期課程修了者のほとんどが修士論文もしくは課題研究を提出しており、修士の学位取得者は2003 年度で 32 名、2004 年度で 35 名と順調に推移してきたが、2005 年度における 2 年次以上在籍者は 42 名で休学者が 4 名、不合格者が 10 名、不合格率は 26.3%と、外国語教育研究科の 50%を除いて、不合格率が最も高いものとなった。その意味では、従来の方式は教育効果の点で少し問題があったといえる。なお、2006 年度における 2 年次以上在籍者は 37 名で休学者が 4 名、不合格者が 7 名、不合格率は 21.2%と、外国語教育研究科の 66.7%を除いて、文学研究科の 24.3%に次いで不合格率が高いものとなっている。なお、この点については不合格率が高いのは、それだけ厳密に指導を行い、評価を行っているからだという見方もできる。この観点に立てば、できるだけ多くの学生を受け入れつつも、厳しく評価して、真に実力のある学生についてだけ課程の修了を認めるという体制をとっていると位置づけることもできる。

本研究科の後期課程の単位取得修了者については 2002 年度は 2 名、2003 年度は 1 名、2004 年度は 1 名が大学に研究者として就職している。また 2005 年度は修了者が 2 名であるが、3 年次以上在籍者が 8 名と修了者に比較してその数が多い。なお、その内 6 名は学位論文提出のための在籍者である。2006 年度についても修了者が 2 名であるが、3 年次以上在籍者が 7 名である。その中で残留者は 3 名であるが、他の 4 名はいずれも学位論文提出のための在籍者である。

なお、2002 年度から学位授与を積極的に進めていくことが商学研究科委員会において確認され、同年は博士の学位が 3 名（論文博士 1 名、課程博士 2 名）、2003 年度は 1 名（課程博士 1 名）、2004 年度は 4 名（論文博士 1 名、課程博士 3 名）、2005 年度は 3 名（論文博士 1 名、課程博士 2 名）、2006 年度は 5 名（論文博士 2 名、課程博士 3 名）に授与された。

【長所】

就職状況並びに学位授与数の漸増から判断し、本研究科による教育・研究指導も徐々に改善され、その効果も出てきている。とくに専門職コースの実務家による実践的な教育並びに旧課程の場合は複数専任教員によるプログラム演習、2007 年度から始まる新カリキュラムにおいてはベーシック科目やメソッド科目による体系的指導は、専門職業人になることを志望している学生に対して配慮したカリキュラム配置である。これについては専門職コース学生数も安定している点から、専門職コースの学生の期待やニーズに適した内容となっていると理解される。また、専門職コースについては、入学試験科目から外国語の筆記試験を課さない代わりに、専門科目の筆記試験を経営学、会計学、経済学、統計学の中から 1 科目を選択して課すという方式を取ることにより、より多くの学生を受け入れることが可能な体制を取っている。

【問題点】

ただし、近年、修士の学位取得も数が伸び悩んでおり、それが問題である。

一方、研究者コースについては、従来からの個別指導型教育システムを採用しているため、教育・研究指導方法についてのノウハウなどの共有・移転が生じず、教育・研究内容についての改善程度やそのレベルの向上・高度化について教員間でバラツキが生じてくるとの見方が示されることもある。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

入試のあり方を見直し、学位取得まで順調に漕ぎつけられることのできる能力をもった学生の選抜に努めるべきである。それとともに、学生の将来キャリアへの明確なビジョンを描かせるような取組が必要であり、そのようなビジョン形成ができておれば、学位取得までの努力が確保できるものと思われる。

専門職コースが後期課程への進学を意図したものでなく、前期課程修了後に専門職として就職ないし開業することを趣旨としている点から、そこでの教育は、専門職業人として最低限備えるべき知識や技能を身に

付けさせなければならない。したがって、カリキュラムの標準化とその評価の客観化・学生への可視化を検討すべきである。

専門職コース修了者の就職活動支援については、現状では学部のようにキャリアセンター主事によるバックアップ体制があるわけではない。学部生と同じかたちで就職活動を展開する学生に対して研究科としても何らかの支援策を考える必要がある。

一方、研究者コースについては、教育者としての意欲や研究者としての能力に左右されるため、各教員の自己研鑽が不可欠であり、研究科組織としてもそれをフォローアップする体制作りを急ぐ必要がある。具体的には、研究者コースを指導できるだけの適格性を計る一つの指標として、学会報告頻度や公表論文数を定期的に審査するシステムを構築することも考えられる。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本研究科では、比較的少人数の講義や演習のため、成績を評価する方法として、基本的には平常の講義や演習の出席状況と発表、議論の内容をもとに判断することとしている。また、それらを補完する手段としてレポートの作成を課題とすることもある。これらによる成績判定は 100 点満点で評価され、80 点以上が優、70 点以上 80 点未満が良、60 点以上 70 点未満が可、60 点未満が不可と判定される。学生に対しては成績結果が優、良、可、不可で公表され、素点は提示されないことになっている。

【問題点】

本研究科では多くの大学院と同様、教育効果の測定は伝統的に各教員に任されてきており、評価方法や測定の適切性について論評することは容易ではない。特に専門職コースにおいては、実務界から複数の非常勤講師がオムニバス形式で時事テーマを教授する体制を取っている科目も多いことから、学生の講義に対するモラールは高まるという長所がある反面、実施されている講義の教育効果を測定するのが難しいという問題もある。

学生による授業評価アンケートは 2004 年より大学院でも統一的な様式で全学一斉に実施するようになったが、演習のような少人数講義が多いため、アンケートの性格が学部とは少し異なったものとなっている。アンケートによって得られた結果を各担当教員は、教育改善に生かしていくことになるが、同時に少人数のため大学院生の授業に対する評価や反応は日常的な質問や議論のなかで実質的に理解できている面もあり、授業評価アンケートの独自の意義が不明確になっている面があるようにも思われる。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

商学部の方では実施しているが、講義科目毎の優、良、可の比率を研究科委員会において回覧資料として公開することにより、より厳格な成績評価の仕組みを作る方向へ改善することが期待できる。またレポート課題の内容の公表も必要であろう。さらに平常点で評価している場合、どのような側面（たとえば出席率、発言回数）に着目して評価しているのかを公表することも必要であろう。

ウ　教育・研究指導の改善

【現状の説明】

本研究科は、すでに述べてきたように博士課程後期課程については商学専攻と会計学専攻の 2 専攻を設置しており、博士課程前期課程は、商学専攻のみの 1 専攻制であるが、研究者コースと専門職コースに区分されている。

教育・研究指導方法を改善するための組織的な取組は、専門職コースにおいてこの間、主に行われてきた。具体的には、豊富な実務経験と高い識見を備えた実務家が担当する実際的・実践的な講義科目を配置してきた。また、専任教員が担当するプログラム演習では複数の教員がそれぞれの専門分野を生かしながら共同して演習を実施し、活性化させる方式を 2000 年から採用してきたが、2007 年からは、個々の大学院専任教員

が責任をもって指導できる体制に変更した。なお、研究者コースの方では大学院生が少ないこともあって従来から個別指導型の伝統的な教育方法を引き続き採用している。

【長所】

指導教授が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として他の専攻もしくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を所定の単位数に充当することができるようにしている。毎年この制度を利用して他大学や他の研究科からの大学院生も講義に出席している。

シラバスについては専門職コースのとくに実務家教員ではかなり詳しく講義内容が記述されるようになってきており、改善されてきている。なお専任教員について講義内容が詳細に記述されていないことも多いが、そもそも講義内容依頼の制約文字数が極めて限定されているため、結果的に講義内容記述が簡単なものとなっている面もある。ただし、2004 年度から Web シラバスのシステムが導入され、1 回の授業毎に要点を示すこと、参考資料を閲覧させることなどが可能となった。

【問題点】

大学院では少人数の講義ないし演習がほとんどであるため、実際の授業参加者の能力や希望に応じて、教育内容が変わる可能性もあり、予めシラバスを詳細に記述することが非現実的なことがあり、特に研究者コースでは難しいことがある。しかし、カリキュラムを標準化し易い専門職コースについては、詳細な記述を行うことで学生の履修意思決定に資することができると考えられる。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

学部に比べてより双方向型の強い大学院教育において授業計画を事前にどこまで詳細化できるかという点で制約があることも事実であるが、受講予定者にとって受講目的を明確に知らせたり、広く学内外に講義内容を広報し教育課程に対する関心を醸成するという意味でその役割は決して小さくない。今後はできるだけ実際に行われる授業に近く、かつ詳細にしていくためには何が必要かを検討していくことが必要である。随時更新が可能な Web シラバスが 2004 年度より実施されているが、それを使いやすいものにしていくことが必要である。

学生による授業評価については、少人数の講義や演習が中心であるため、評価する学生の匿名性が問題となる。たとえ匿名で評価させたとしても、少人数であるが故に、誰が低い評価をくだしたかがある程度分かることとなり、その結果気まずい人間関係が生じて、当初ねらった授業の改善とは逆の機能が生じて、雰囲気を悪くしてしまうことも想定される。したがって、現在の教育環境で授業評価を導入することは、とくに研究者コースにおいては難しい。学生の演習や講義の満足度調査、さらに卒業生から大学院時代の教育内容や方法を振り返って評価してもらう仕組みを作り上げていくことも考えられるが、その客観性をいかに達成するかも問われている。

エ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

現状においては、少人数クラスが多いが、科目によっては 10 人以上のクラスも存在する。少人数の場合には、指導教授の研究室において、多数の研究指導資料を前にして指導するという授業形態をとることも多いが、10 人以上のクラスについては、パワーポイントを用いた講義形式の授業が行われることもある。

【長所】

少人数のクラスが多いため、大学院生が自分の見解を発表する機会に恵まれ、知識を有効に伸ばしていく機会が十分に与えられている。

【問題点】

講義においては、大学院生に課題を課して、相互発表させるという形式の講義も多く、体系的な知識の伝達、教育という点において問題が残る場合もある。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

マルチメディアを活用し、学部レベルの知識について、自己学習ができるような仕組みを考案することも考えられる。また、インフォメーション・システム、CEAS などを活用して、教授側から参考資料を体系的に提供するとともに、受講生の研究発表資料を受講生相互に参照できるようにして、切磋琢磨のシステムを作ることも考えられる。

(3) 国内における教育・研究交流

【現状の説明】

国内における教育交流制度としては、全学的に関西四大学大学院学生単位互換制度がある。その実績は、2005 年度で派遣が 1 名であるが、履修単位数は 6 と集中的な履修を行っている。その場合の派遣先大学院は関西学院大学院であった。受け入れについては 0 名であった。

また大学院生の学会発表・出席については、2003 年度で博士課程前期課程 6 件、博士課程後期課程 10 件、2004 年度で博士課程前期課程 12 件、博士課程後期課程 4 件と活発に研究交流を行っている。2005 年度で博士課程後期課程 4 件、2006 年度で博士課程後期課程 1 件となっている。

なお、商学部教員による研究成果を公刊・発表していくための機関として商学会があるが、商学研究科大学院生も寄稿が認められており、その発表件数としては、2003 年度が 4 本、2004 年度が 2 本、2005 年度が 5 本（第 50 巻第 5 号 2 本、第 50 巻第 6 号 3 本)、2006 年度が 2 本（第 51 巻台号 1 本、第 51 巻第 5 号 1 本）であった。さらに、商学研究科大学院生が自らの研究成果を公表するための学術雑誌として、『千里山商学』を刊行している。2003 年度については、第 58 号、第 59 号の 2 冊を刊行し、6 名の大学院生が論文を寄稿した。また、2004 年度については、第 60 号 1 冊の刊行であり、5 名の大学院生が論文を寄稿した。また、2005 年度については、第 61 号、第 62 号 2 冊の刊行であり、第 61 号については 4 名、第 62 号については 5 名の大学院生が論文を寄稿した。2006 年度については、第 63 号 1 冊の刊行であり 2 名の大学院生が論文を寄稿した。

【長所】

教育交流については、全学的な制度として関西四大学大学院学生単位互換制度というユニークな制度があって、大学院学生の研究の一層の深度化と対象領域の拡大に有効に活用することができる。

【問題点】

教育交流については、関西四大学大学院学生単位互換制度の場合、本研究科大学院生が受講を申請しても、実際に受講できるのは設置大学（派遣先）の正規大学院学生が登録・履修している科目に限定されるという問題がある。さらに、設置大学での受講生の有無が確定したうえで、研究科委員会での承認が必要なことから、正式な受講資格を得るまでの時間がかかりすぎるという問題もある。また対象年度によっては、受け入れのみで送り出しがゼロという片務的な結果となっている。さらに、大学院学生の海外との交流（学部では制度化されている協定校とのデュアル・ディグリー、海外で開催される学会での報告の補助）のための制度的枠組みが未整備であることも問題点として挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

制度としてはユニークで古くからのものであるが故に実績も上げている関西四大学大学院学生単位互換制度であるが、実際の運用についてはいくつかの問題点が指摘されており、その有効活用を図るための具体的な方策を実施すべきである。例えば、他大学開講科目のシラバスを容易に参照できる環境を整備することが考えられる。

とりわけ研究活動が教育面でも重視される大学院では、研究に関する時間的・予算的配慮が制度的に考えられねばならない。こうした問題については、まず企画委員会に研究科長が諮った上で、その答申を研究科

委員会で議論するという枠組みが整っているので、それを活用することができよう。ただ商学研究科では、会計専門職大学院の設置により教育課程の再編等問題が山積しているので、問題の軽重に応じて効率的に懸案を処理することが求められている。

(4) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

商学研究科での学位授与数は、『データブック 2007』〔P128 ア 学位授与状況〕に見られるとおりとなっている。

ア　修士論文及び課題研究論文の審査

修士論文については、指導教授から個別に細微に至る指導を受けた後、研究者コースの大学院学生は、指導教授を含め3名の審査委員によって口頭試問を含めて審査される。修士論文は将来の学会における評価の礎となることから、学術論文としての学術的な質・水準を担保する必要性に鑑み4万字以上と定められている。また専門職コースの大学院学生も指導教授から詳細な指導を受けた後、修士論文の場合と同様の審査体制により審査される。その字数は、博士課程後期課程への進学を前提としないこともあって3万字以上と定められている。ただし、専門職コースであっても税理士試験科目免除を希望する者、博士課程後期課程への進学を志望する者については、研究職コースと同じ4万字以上の課題研究論文を作成したうえで、審査を受ける必要がある。

最終的には提出された修士論文は、研究科委員会において審議を行い、学位の認定を行っている。

イ　博士論文の審査

博士の審査と授与については、まず論文博士の場合は本人の申請に基づき、教授が商学研究科長に諮り、博士論文としての要件を備えているかの確認申請をすることから開始される。要件を備えていることが確認されれば、研究科委員会で3名の博士課程後期課程担当教授から成る受理委員会が組成され、その審査と研究科委員会での審議をもとに受理が確定される。受理が決まれば、受理委員会が原則として審査委員会に成り替わり、1年以内の期間を費やして審査が行われる。審査委員会の主査1名には論文の内容に最も通暁した教授が、そして他の副査2名は審査能力及びその適格性のみならず審査の客観性・中立性等を考慮して研究科委員会で選出される。なお、副査2名の内の1名はむしろ専門領域を異にする領域の教授が選出されることになっている。また、論文の内容次第では、商学研究科以外の他の本学研究科あるいは他大学の当該分野に詳しい研究者の意見を参考意見として求めることも可能となっている。審査委員会による口頭試問・外国語学力認定に加え、審査開始と同時に、全ての商学研究科委員会構成員（教授）に論文の閲覧機会が与えられ、審査委員会の報告に基づいて研究科委員会委員の3分の2以上が出席し、その3分の2以上の同意をもって博士号授与が決せられる。

課程博士の場合は、受理委員会は設置されず、博士論文提出の少なくとも1年前（研究科委員会が認めたときは、これを3ケ月前とすることができる）に指導教授の承認の下、提出された論文計画について研究科委員会から承認を得る等、手続きが若干異なるが、論文審査の方法は論文博士と同様である。ただし、課程博士の場合は、入学試験時に外国語試験を課しており、そのことをもって外国語学力に関する認定を行ったものとしている。

【長所】

大学院重点化というわが国の文教政策に対応して、商学研究科でも大学院教育の充実を図っており、その成果が学位授与数の増加となって現れているものと評価できよう。また修士号については、専門職コースを中心に留学生の比率が高く、国際化にも貢献していると評価できる。

また博士号については、課程博士論文の審査過程と審査基準の適正化によって、従来例外的にしか授与できなかったものを積極的に授与する方向に転じた。その結果、博士課程後期課程に在籍する大学院学生の学位取得率は向上し、従来に比べて修了後の就職を助長していると評価できる。さらに論文博士についても、外国語の学力確認試験を近年の学術論文の使用言語の実態に照らし合わせて従来の 2 科目から 1 科目とすることを 2007 年 6 月の研究科委員会で承認したことにより学位授与を一層促進することとなった。こうした成果から総合的にみて、論文の審査課程は、透明性と公平性において問題が無く、適正なものと判断される。

とはいえ、旧国立大学の一部の大学院大学化に顕著に見られる環境変化にあって、本研究科にあって応募者数の減少に見舞われたことから、既に対策を講じたところである。具体的には、職業教育の性格の強い会計学専攻の専門職コース志望者のニーズに対応すべく、本学では会計専門職大学院を設置した。そこで会計に関する高度な資格について本研究科と会計専門職大学院との棲み分けを考え、本研究科は税理士志望者を、会計専門職大学院は公認会計士志望者を受け入れることとした。同時に本研究科においても、専門職コースについて入学試験のあり方を変更すると同時に、従来商学専攻と会計学専攻の 2 専攻を商学専攻の 1 専攻に統合するとともに、定員を 40 名から 35 名としその内専門職コースを 30 名に見直す改革を行った。それにより、「流通」、「ファイナンス」、「国際ビジネス」、「経営」、「会計」の五つのプログラムに分かれていたものを、「戦略マネジメント系」、「流通・国際ビジネス系」、「ファイナンス・会計系」の三つの系に再編することによって、従来に比べて多角的かつ体系的に専門分野を学ぶことができると共に、現代のニーズにより適切に適合することを目指した。併せて、各系に共通の科目として「ベーシック科目」を 4 科目（経営学・マーケテイング・会計学・経済学・統計学）設けることで基礎理論を修得し、また「メソッド科目」を 6 科目（英語コミュニケーションⅠ・同Ⅱ・ロジカルシンキング・プレゼンテーション技法・ケーススタディ・データ分析）設けることで大学院学生として必要な英語・プレゼンテーション・定量分析のスキルを身につけることで、専門知識のみならず考察力・分析力・表現力の一層の向上を可能にした。さらに、企業や官公庁などの第一線で活躍する優れた経験を有する多数の実務家を講師として招き、理論と実践の両面からのビジネス及びその研究にアプローチできるようにしている。これにより、専門的職業に直結した専門知識体系の修得を求めて大学院への進学を希望する志願者、とりわけ既卒社会人のニーズに対応可能になったと考えている。

また会計専門職大学院が設置されたことによる教員の配置変更に対しては、博士課程後期課程に関しては、会計専門職大学院の教員に演習及び講義並びに博士論文の審査を依頼する形で対処することとした。

【問題点】

学位授与・課程修了の認定の問題は、すなわち学生の受け入れの問題である。というのも、専門職コース設置以前に比べて学位授与数は増加しているもののそれは漸減傾向にあり、その要因として応募者数・入学者数の減少が挙げられるからである。応募者数減少の原因は、前述の旧国立大学の一部が大学院大学化したことに伴い、大幅に入学定員を増加させたことにあると考えられる。

この問題が深刻なのは、博士課程後期課程と一体となった指導をしている研究者コースであるといえよう。かつては博士号取得が可能な博士課程後期課程を設置する大学が極めて限られていたことから本学への他大学からの進学者がみられたものが、競合する大学が増加したことで応募者の選択肢が多様化しているからである。また社会人学生の受け入れについて他大学大学院のように退職後のシニア層にまで博士号授与者を拡大することも、商学研究科の教育目的・理念に適合するものであれば推進してもよいが、果たしてそれが妥当なものかどうかその基本にまで立ち戻って議論する必要があるように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院学則では在学期間を短縮して修了することが可能となっており、会計職大学院との連携で本学部においても既に実施しているところである。ただ商学研究科ではその実例はなく、今後検討することが予定されている。

社会人学生の入学者減に対しては、既に入試回数の増加や日曜日実施の他、夜間時間帯（6・7 時限）及

び土曜日の開講等の対策を講じてきたところである。また専門職コースのカリキュラム改革による新入生を迎えたばかりであり、その成果を検証した上で改めて論じるのが適切と考える。ただ、修了後に授与される修士学位の名称として、カリキュラム体系からいっても、また社会人の大学院進学の動機からいっても、現在の称号が適切であるか否かの問題は残る。学位をＭＢＡとすることの是非を議論すべきかもしれない。

博士課程後期課程（研究者コース）の問題については、会計職大学院所属の適格教授が商学研究科の博士課程後期課程を兼担することにみられるように、特定の分野においては他研究科と一致協力して横断的に取り組むべき課題であると考えられる。つまり、商学研究科が個別に対処するのではなく社会科学系大学院再編の問題として全学的に議論する方がこの問題に対して的確かつ実効的な方策を講じることが可能であり、改革に向けた抜本的方策が提議されるのが適切と考えられるからである。

なお、課程博士の学位審査基準について甘いとの評価がなされているが、実際には課程博士授与者は新基準の 3 篇を超える論文（著書を含む）を執筆している。本研究科は審査にあたって新基準を最低基準としてとらえ、申請者が学位にふさわしい業績をあげているかを慎重に検討している。現に、3 篇のうち 1 篇は学術誌に発表されたものとしている。例えば関西大学商学論集に掲載する場合、事前に商学部教員が参加する商学会で発表することが義務づけられており、このような過程を経て、学力、研究能力のチェックシステムが機能していると考えられる。とはいえ、他大学大学院の博士号授与者と就職の際競合することを考えれば、その質の管理について一層の努力を傾注すべきことは明らかである。そこで、論文の内少なくとも 1 篇は査読付き論文でなければならないとか、日本学術会議登録の学会で報告実績があることを求める、といった条件を付加することによって運用面での強化策が検討されるべきである。ただその場合、商学部及び商学研究科教員の採用基準・昇任基準（准教授から教授への昇任は同時に博士課程前期課程担当適性判定を兼ねる）・博士課程後期課程担当適性判定基準との関連性の問題が生じることが考えられるので、これらの諸問題と整合的かつ総合的に検討する必要性があると思料される。

(5) FD 活動に対する組織的取組の状況

【現状の説明】

学生による授業評価アンケートは 2004 年より大学院でも統一的な様式で全学一斉に実施するようになったが、少人数講義が多く事実上演習方式で行われることが多いため、アンケートの性格が学部とは少し異なったものとなっている。アンケートによって得られた結果を各担当教員は、教育改善に生かしていくことになる。ただ前述のように、少人数のため大学院学生の授業に対する評価や反応は日常的な質疑応答や議論のなかで実質的に把握できている面もあり、授業評価アンケートの独自の意義が不明確になっている面も否定できなくはないといえよう。

【長所】

現行の授業評価アンケートは、学生の評価を書式の形で確認でき、学生・教員の双方にとって客観的データとして授業内容・方式の改善に活用できる貴重なものと評価される。

【問題点】

学部では、たとえ匿名で評価させたとしても、少人数であるが故に誰が低い評価を下したかがある程度わかってしまうことから客観性が担保されにくいという理由で、演習については授業評価アンケートの対象となっていない。同様の懸念は、少人数の講義や演習中心の大学院でも同様であるが、学部生に比べて大学院学生は年齢が高くまた確固とした目的意識に基づいて入学していることから、評価の客観性は保証されうるという前提の下で実施されている。しかし実際には、場合によっては大学院学生と指導教員との間の人間関係が悪化してしまう危険性がある。とりわけ研究者コースにおいてその懸念は顕著であり、修了後の就職問題とも結びついて評価の客観性に問題が残るといわざるをえない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

評価の客観性を担保すると同時に大学院学生の人権（いわゆるアカハラの防止）を保障できるような、研究科とは独立し、かつ相談機能を併せ持った評価機関の設立を検討すべき段階にきているように思われる。しかしそれは個別商学研究科で対処すべきではなく、全学的な対応が望まれる。また評価を修了後にも追跡して行うことによって客観性を高めるといった工夫も、考えられてしかるべきである。例えば博士課程後期課程（研究者コース）については、修了生の博士号取得率や取得までの年数に加え、修了後一定期間中の研究業績（年間当たりの公刊論文数とその質「査読付きか否かー、学会報告回数等）に関するデータを把握することによって、在学中の指導体制の評価を客観的かつ定量的に把握することがある程度可能であろう。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

商学研究科では、国際交流センター及び国際交流主事会といった全学的な組織と連携しながら、国際交流の促進に努めている。全学的な基本方針等に関しては全学の記載において詳細に述べてあり、また教員についての国際交流活動については、商学部における国際交流の記述が商学研究科の国際交流をほぼそのまま説明することとなる。したがって、ここでは大学院生についての国際交流に限定して、商学研究科の状況を説明する。

【現状の説明】

商学研究科の実務家講師である山本　学氏（山本国際マーケティング研究所代表、関西大学大学院商学研究科講師）と商学研究科陶山計介教授が、「現代戦略マネジメント研究(5)講義」受講者を対象として、中国上海視察・交流プログラムを企画・実行したことを国際交流の一例としてあげることができる。その目的としては、関西大学大学院商学研究科大学院生（含む青年企業人）のための中国上海における日系企業の経営／マーケティング戦略の現状とその展望に関する「ヒアリング＆オブザベイションズ」というものであった。

その内容としては、㈱上海資生堂視察・プレゼンテーション、日系企業異業種交流会（於. JETRO 上海センター会議室）挨拶＆プレゼンテーション、中国企業家代表挨拶（上海華誠法律＜中国弁護士＞、上海博邦知識産権＜調査会社社長＞）JETRO 上海代表処視察・プレゼンテーション、上海知得広告有限公司 沈総経理によるプレゼンテーション（「康師伝」ブランド企業のケース)、大金（ダイキン）工業工場見学・プレゼンテーション、などであった。

【長所】

商学研究科としては初の試みである海外視察授業であったが、大学院生としては、急速な成長を遂げている中国経済社会を実際に見学できたことで、大きな成果があると受け止められていた。また、上海で活躍している経済人にも関西大学商学研究科の活動をアピールするのに一役買ったといえる。

【問題点】

多くの企業が講演や工場見学を了解してくれたが、今回の試みは、学生自費負担ということで実行したため、日程に余裕を持たせることができず、そのため多少過密スケジュールになり、十分に見学や講演を聴く時間がなかったという問題もあった。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、このような視察授業を企画する際に、参加学生への補助を支出できるよう、制度を整えることが考えられる。現在は、国内の学会参加、報告について補助がなされているが、それとは別枠で、国際交流活動について補助を行うということが考えられる。

ただし、その際は、補助を受けることのできる学生が限定されることのないよう、国際交流プログラムについては、参加資格をオープンにして取り組むことも必要であろう。

4　学生の受け入れ

商学研究科博士課程前期課程には、商学専攻と会計学専攻の 2 専攻があったが、2006 年度の会計研究科（アカウンティング・スクール）の設立に連動して改革が行われ、2007 年度から商学専攻のみとなった。この商学専攻には研究者コースと専門職コースが設けられている。研究者コースは、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。専門職コースは、複雑・高度な経済社会に対応しうる高い見識を備えた職業人の養成を目的としている。

後期課程では、大学、各種研究機関等において商学に関する基礎研究や応用研究及びそれに基礎づけられた大学教育を自主的に行うことができる研究者を養成することを目的としている。

以上のような本研究科の理念・目的・教育目標の実現を図るためには、優秀な学生の選抜が必要である。そのような優秀な人材を選抜するための方法として商学研究科の入学試験を位置づけている。

【現状の説明】

研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標を実現するのに十分な学力・能力を有する学生を受け入れている。また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生等の受け入れを円滑に実施することのできるように、後述する入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより、広く社会に門戸を開いている。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。このような状況に対応して収容定員を定め、2007 年度から改変された多様な入学試験制度の下に、2007 年度入学試験（2006 年度実施）として本研究科が実施した試験の種類を次に示す。このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、試験問題の内容については、『入学試験問題集』としてまとめ、学生募集要項といっしょに配布している。

ア　博士課程前期課程

（ア）収容定員

商学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 75 名（商学専攻：研究者コース・10 名、専門職コース・65 名）と定め、下記に示す多様な入学試験を実施している。

（イ）学内進学試験

商学研究科では、商学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、7 月と 10 月に行われている。筆記試験として、研究者コースの場合、志望する専修科目に関するレポート提出と英語の筆記試験（本学で準備した辞書の参照可）、専門職コース場合、経営学、会計学、経済学、統計学から選択した 1 科目の筆記試験（一定の条件を満たした者はこれを免除され、口頭試問のみ）が課される。両コースに課されている口頭試問は、主として進学動機や入学後の研究計画あるいは学力等について複数の教員によってなされる。この制度は研究意欲を持ち、大学在学中に優れた成績をあげ、しかも大学院生にふさわしい学生を早期に確保できるだけではなく、学部と大学院のつながりを持った研究・学習が行えるという利点を有する。

なお、2006 年度の学内試験志願者は 4 名、合格者は 4 名、入学者は 3 名であった。また、2007 年度の志願者は 9 名、合格者は 9 名、入学者は 7 名であった。

（ウ）一般入学試験

本学、国内外の他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、①大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、②外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、③文部科学大臣の指定した者、④専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、⑤大学院において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者を対象に、商学研究科では、9 月と 2 月に下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。

研究者コースの専門科目と外国語の筆記試験は、志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語（母国語及び母語を除く）から選択した 1 ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。例えば英語の場合、①国際連合公用検定英語試験 B 級に合格している者、②実用英語技能検定試験 1 級に合格している者、③ケンブリッジ英検準 1 級に合格している者、④TOEFL CBT のスコアが 213 点以上の者、又は TOEFL PBT のスコアが 550 点以上の者、⑤TOEIC のスコアが 750 点以上の者、⑥IELTS のポイントが 6.0 以上の者は外国語試験が免除される。ドイツ語の場合、Zertifikat Deutsch に合格している者は外国語試験が免除される。フランス語の場合、①国際連合公用検定仏語試験 B 級に合格している者、②実用仏語技能検定試験 2 級に合格している者、③パリ大学語学認定試験初級に合格している者は外国語試験が免除される。

専門職コースの専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は経営学、会計学、経済学、統計学から選択した 1 科目について行われる。なお、①実用英語技能検定試験準 1 級以上に合格している者、②TOEIC のスコアが 680 点以上の者は専門科目の試験が免除される。ただし、研究計画書の提出が求められる。

なお、2006 年度の一般入学試験志願者は 24 名、合格者は 15 名、入学者は 12 名であり、前期課程の志願者総数の 50%、合格者総数の 46%、入学者総数の 43%が一般入学試験方式によるものである。また、2007 年度の志願者は 26 名、合格者は 12 名、入学者は 11 名であり、前期課程の志願者総数の 41%、合格者総数の 35%、入学者総数の 37%が一般入学試験方式によるものである。

（エ）外国人留学生入学試験

商学研究科は、10 月と 2 月に下記のような筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。外国人留学生入学試験の受験資格は、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本の大学において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）である。実際の受験生は、大学院の外国人研究生として在籍している学生、日本の大学で留学生として在籍し、卒業した者又は卒業見込みの者、試験合格後に留学する国外の者と多様である。

研究者コースの専門科目と外国語の筆記試験は、志望する専修科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した 1 ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。なお、英語、ドイツ語、フランス語に関しては所定の条件に該当する場合、外国語試験が免除される。必要な条件は、一般入学試験の場合と同一である。

専門職コースの専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は経営学、会計学、経済学、統計学から選択した 1 科目について行われる。

なお、2006 年度の外国人留学生志願者は 19 名、合格者は 12 名、入学者は 12 名であり、前期課程の志願者総数の 40%、合格者総数の 31%、入学者総数の 43%がこの外国人留学生入学試験方式によるものであっ

た。また 2007 年度の志願者は 24 名、合格者は 9 名、入学者は 8 名であり、前期課程の志願者総数の 38%、合格者総数の 26%、入学者総数の 27%がこの外国人留学生入学試験方式によるものであった。志願者は減ってきているが、入学者の 3 割弱が当該入試制度に基づくものである。ちなみに、最近の志願者及び入学者の多くは中国からの留学生によって占められている。

（オ）外国人留学生特別推薦入学試験

特定の分野を勉学・研究することに強い意欲を有する優秀な留学生を対象に、本学大学院の指定する大学側による推薦及び本学研究科の選考によって入学が許可される制度が、2007 年度（2006 年度実施）入学試験より新たに導入され、10 月に実施される。本研究科では博士課程前期課程の研究者コースと専門職コースにおいて行われている。受験資格は、①本学大学院の指定した大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、②出身又は所属の学部長及び当該学生の指導教員から推薦を受けられる者で、かつ本学大学院を専願する者、③（財）日本国際教育支援協会（又は国際協力基金）が実施する日本語能力試験 1 級に合格している者、あるいは本学大学院においてそれと同等以上の能力を有すると認められた者のいずれかに該当する者である。選考は、指定大学からの推薦を尊重し、出願書類を基になされる。

2007 年度の志願者は 0 名である。

（カ）社会人入学試験

社会において職務に従事しながら、より高度な専門職としての能力を高めたいと希望する者に開かれた大学院受験機会であり、商学研究科では専門職コースのみに 10 月と 2 月に実施している。

受験資格は、①大学を卒業した者、②外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、③文部科学大臣の指定した者、④専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、⑤本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力を有すると認めた者のいずれかに該当し、かつ出願時において大学卒業後同一企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き 2 年以上勤務している者又は 2 年以上経験を有する者、あるいはこれらに準じる職歴を有すると研究科委員会が認めた者である。

専門科目の筆記試験（複数教員による出題）は、経営学、会計学、経済学、統計学から選択した 1 科目について行われる。そのうえ、複数教員による口頭試問が課される。

なお、2006 年度の志願者は 1 名、合格者は 1 名、入学者は 1 名であり、前期課程の志願者総数の 2%、合格者総数の 3%、入学者総数の 4%がこの社会人入学試験方式によるものであった。なお、2007 年度の志願者は 4 名、合格者は 4 名、入学者は 4 名であり、前期課程の志願者総数の 6%、合格者総数の 12%、入学者総数の 13%がこの社会人入学試験方式によるものであった。この方式による志願者や合格者、入学者の数は低位にとどまっているが、以前に比して微増の傾向がある。

（キ）5 年一貫教育プログラム入学試験

博士課程前期課程の専門職コースにおいて、商学部に在学する学業成績が優秀な 4 年次の学生を対象に、商学研究科の科目履修を認め、当該学生が商学部を卒業して商学研究科に入学した後、既修得単位を博士課程前期課程の修了所用単位として認定することにより、最短 1 年で修士の学位を取得することが可能となる制度が、2008 年度（2006 年度実施）入学試験から新たに導入される。選考は、書類選考と口頭試問によって行われる。

2008 年度の志願者はいなかった。

（ク）入学試験状況

2007 年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ−商研−3 に示す。

表Ⅱ-商研-3　2007 年度の前期課程入学試験状況

専　攻	コース	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商　学	研究者	5	9	8	4	2
	専門職	30	54	49	30	28
合　計		35	63	57	34	30

イ　博士課程後期課程

（ア）収容定員

商学研究科博士課程後期課程では、収容定員を 30 名（商学専攻：15 名、会計学専攻：15 名）と定め、下記に示す入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

受験資格は、①修士の学位を有する者、又は修士の学位を得る見込みの者、②外国の大学において、修士の学位に相当する学位を得た者、③その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者であり、2 月に筆記試験と複数の教員による口頭試問を実施している。筆記試験は志望する専門科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した 1 ヵ国語について行われる。なお、本大学院商学研究科研究者コースの修了（又は見込み）者で、志望専修科目担当者が博士課程前期課程と同じ場合、筆記試験のうち志望専修科目が免除される。また、外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2007 年度は志願者がなく、2006 年度の 5 名から激減した。

（ウ）外国人留学生入学試験

商学研究科では、10 月と 2 月に筆記試験と複数の教員による口頭試問を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国において修士の学位に相当する学位を得た者、又は修士の学位に相当する学位を得る見込みの者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者である。

筆記試験は志望する専門科目と英語、ドイツ語、フランス語、中国語、ロシア語、スペイン語（母国語及び母語を除く）から選択した 1 ヵ国語について行われる。外国語試験（複数教員による出題）では、本学において準備した辞書の参照が許可される。

2007 年度の志願者は 1 名であり、1 名が合格し入学したが、2006 年度には志願者はなかった。

（エ）入学試験状況

2005 年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ-商研-4 に示す。

表Ⅱ-商研-4　2007 年度の後期課程入学試験状況

専　攻	入学定員	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
商　学	5	0	0	0	0
会計学	5	1	1	1	1
合　計	10	1	1	1	1

(2) 門戸開放

商学研究科においては入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、本学のみならず国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人（前期課程のみ）にも受験機会が開かれている。これらの大学院の入試情報も本学ホームページなどで積極的に広報している。

また、大学院入学後の単位互換制による学生への便宜とそれによる研究教育機会の拡大は、同志社大学、関西学院大学、立命館大学の各大学院との交流研究生制度として定着しており、毎年若干名が利用していた。

しかし、2007 年度は受け入れ学生も他大学院への派遣学生もいなかった。

(3) 科目等履修生等

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに 4 年制大学を卒業した者、又はそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に 1 学期に履修できる授業科目を 3 科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。また、自分の研究テーマをすでに持ち、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として外国人研究生を受け入れる制度がある。この外国人研究生の受け入れは、4 月と 9 月の年 2 回である。

2006 年度商学研究科の科目等履修生は 0 名、聴講生は 2 名、外国人研究生は 7 名（男子 2 名、女子 5 名）であったが、2007 年 5 月現在の商学研究科の科目等履修生は 0 名、聴講生は 0 名、外国人研究生は 3 名である。

(4) 定員管理

収容定員は、商学研究科の前期課程 75 名、後期課程 30 名と定めている。2007 年 5 月現在の前期課程在籍者は 66 名（研究者コース：8 名、専門職コース：58 名）、後期課程のそれは 8 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では 88%、後期課程では 27%である。

【長所】

2007 年度から博士課程前期課程の入学試験方式が拡充され、より多様な学生の受け入れが可能となった。

【問題点】

2002 年度に、前期課程の入学志願者が研究者コースと専門職コースをあわせて、それまでの 140 人余りから 90 人弱に大幅に減少し、その後 70 人前後で推移していたが、2006 年度から減少傾向を示している。これまで専門職コースは入学定員をほぼ充足していた状況が続いていたが、2006 年から入学定員を充足できなくなっている。研究者コースの入学定員充足率は 2003 年度以降 2～4 割程度である。学外や外国とりわけ中国からの志願者の多い状況が今後も続くことが予想されるなか、教育研究の充実を図るとともに、文部科学省の大学院重点化政策の下で大学院の拡充に向かう他の有力大学との競争に伍して、今後質の高い入学者を十分な数、確保するための十全の施策を早急に行わなければならない。意欲的な社会人の入学インセンティブをさらに高める方策、奨学金制度の一層の充実、卒業後のよりきめ細かな就職指導などはその一例である。また、より積極的な広報活動も必要であろう。

他方、後期課程は入学定員に比して、志願者・入学者がきわめて少ない状況が続いている。商学に関する専門分野の後継者養成を後期課程が担っていることを考えると、現状の改善に取り組まなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

商学研究科でも、特に後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、施設などの改善やカリキュラム改革と連動させて、例えば一般入学試験の 10 月実施、社会人入学試験の新たな導入、奨学金制度の一層の充実など、前期課程から後期課程への進学者が増えるよう最大限の努力を試みる一方で、博士の学位を多く出すことは、商学研究科の社会的評価を高める重要な手段の一つでもあるから、課程博士だけではなく論文博士も多く輩出するよう努めなければならない。

5　教員組織

商学研究科に属する専任教員は、商学部に属し、研究科を兼担しているため、本章の内容については、商学部の自己点検・評価書の記述に委ねる。

6　研究活動と研究環境

商学研究科に属する専任教員は、商学部に属し、研究科を兼担しているため、本章の内容については、商学部の自己点検・評価書の記述に委ねる。

7　施設・設備等

本研究科では、複雑化する現代社会を読み解き、分析するとともに、創造的な提案を行ううことができる人材を育成するため、教育指導上の効果が十分発揮できる施設・設備の整備をはかっている。

【現状の説明】

本研究科の設備・施設は、尚文館（大学院棟）にあり、8 研究科（法学、文学、経済、商学、社会学、外国語教育学、法務、会計各研究科）と共用になっている。講義室・演習室については、大学院専用のものに加えて、各学部の施設及び各教員の研究室も使用している。その他、マルチメデイア・パソコン教室や多目的室なども随時使用が可能なように設置している。

大学院生用研究室については、中規模の共同研究室（40 名前後の収容能力）が 1 室と小規模の共同研究室（収容能力は 5～6 名）が 1 室あり、7 階に各研究科研究用フリースペースも用意されている。大学院生はそこで備え付けのパソコン、貸出用ノートパソコン及びプリンタを随時使用し、研究が可能である。インターネットの利用申請を行っていれば、各自の所有するパソコンでもインターネットが利用できる。また、ワークステーションルームでもパソコン及びプリンタを自由に使用できる。

なお、本研究科において、実習が主体となる講義が多数あるという状況のもとにはないが、各研究科共用として大学院生用実習室等が設置されている。

また、本研究科専用のものとしての先端的な設備・装置等は設置されていないが、各研究科共用のマルチメディア機器やパソコン教室等を使用することは可能であり、講義等で実際に使用されており、商学研究科大学院生については、申請すれば学部に設置のパソコンも利用できることとなっている。

上記施設についての管理は、大学院専門職大学院事務グループが担当することとなっているが、授業上の運営については、教務センター授業支援グループが担当することとなっている。

【長所】

現在の在籍者数、講義科目数等からみて、商学諸分野の理論及び実践の教育研究を行い、豊かな学識と高度な研究能力を有する研究者及び現代社会の要請する諸課題に高度な専門知識をもって対処しうる高度専門職業人を養成するという目的を達成し、大学院生の研究を支援する意味では現在の施設・設備は基本的に十分である。すなわち、定員を完全には充足していない現状のもとでは、他の研究科との共用施設・設備により、十分研究が可能となっている。

【問題点】

上記のパソコン教室等の利用度は決して高いものではない。尚文館に設置されているパソコンを起動させ

るためには、指紋認証登録またはパスワード登録が必要であるが、教員へその登録方法が周知されていないため、施設を十分利用しているとは言い難い状況となっている。

なお、現実に商活動がさまざまな産業領域で展開され、それらの活動が各企業による経営・会計機能を通じてコントロールされているありさまを解明しようとする商学という学問分野の性格をふまえると、現時点ではそのニーズが顕在化していないが、各種データベースの整備を図り、自由に検索できる仕組みを整備することが求められる可能性がある。また、複雑な経営・会計機能をビジネス・ゲームなど実習を通じて学習させるための設備を常設する必要性も求められる可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状はとくに問題はないが、既存設備の十分な活用を図るとともに、今後はさらに高度な大学院教育や研究指導を進めるために、各教室へのプロジェクターや情報端末機等の整備、充実が望まれる。また、設備の充実を図るだけでなく、専任教員及び非常勤講師に対して、尚文館において利用できる各種情報機器の利用方法についてのより一層の周知が必要である。また、各種データベースの整備を図るとともに、現在既に利用可能となっているネットワーク情報源の周知・利用を教員及び大学院生に対して働きかけていくことが必要である。

尚文館は8研究科の共用施設となっているため、全ての研究科の定員充足率が上昇すれば、全研究科共用部分については、手狭になる、あるいはパソコン等の利用が制約される可能性がある。現状では、一部の研究科が他研究科と比べ、多くのスペースを専有し、研究科間で不公平感もあるため、該当部分のうち利用頻度の低い部分については、共用施設として開放する必要がある。データ処理、ビジネス・ゲームの実践などのために必要なスペースについては、現状の尚文館施設の一部を、その目的のために利用できるようにすることが望ましい。

8　管理運営

【現状の説明】

本研究科の管理運営についての最高意思決定機関と位置づけられているのは、商学研究科委員会である。商学部教員のうち、教授職にある教員が研究科委員会の審議を経て大学院担当教員となっており、これらの大学院担当（兼担）の商学部教員が商学研究科委員会を構成している。研究科委員会は、入学試験（募集と査定）、教育課程、学籍、教育人事（後期課程演習担当への昇任・非常勤講師の任用・研究科長の選出等）、学位授与等の事項について審議・決定する機関としての機能を果たしている。研究科委員会は、2001 年度は 16 回、2002 年度には 18 回、2003 年度には 17 回、2004 年度には 20 回開催された。また 2005 年度には 19 回、2006 年度には 20 回開催された。この研究科委員会は大学院学則、学位規程、大学院規則、また大学院外国人留学生取扱規程等の大学院関連規程にもとづいて運営されている。

研究科の管理運営に当たっては学部長が研究科長を兼任し（任期 2 年）、研究科長が指名し教授会で信任された副学部長（大学院担当）が中心となって対応を行っている。学部長は、研究科委員会の議長として、種々の案件の審議・決定を導く役目を担っている。

なお、商学部を構成するのは、教授 26 名、准教授 11 名、専任講師 1 名である。他方、商学研究科委員会を構成するのは、商学部教授の 26 名である。ただし、会計研究科に転出した 2 名の教授及び政策創造学部に転出した 2 名の教授も論文審査などに限定して委員会の議事に加わることとなっているが、通常の研究科委員会の審議に加わるのは、商学部教授の 26 名である。ところで、その研究科委員会の長の選任が、教授だけによって行われるわけではないということの適切性についてであるが、今後大学院講義担当者を准教授にまで拡大するという従来からの構想があること、商学部・商学研究科 5 年一貫教育プログラム入学試験の

実施など、商学部と商学研究科の一体的取組が増加していることなどを考慮すると、商学部教授に加えて、商学部准教授、専任講師を交えた場において研究科長と兼任となる商学部長を選出することは十分適切な手続きであるといえよう。

学部と大学院との管理運営上の関係についていえば、学部長と研究科長が一体化したように、一体化する方向にある。また学部教授会が終了してから、研究科委員会が開催されるというように、学部と研究科委員会とは、スタッフの共通性が非常に高い。それにもかかわらず、それぞれが別個の独立した存在として活動することが必要なこともあり、事務担当者も共通に担当しているのが現状である。

【長所】

研究科委員会は研究科の最高意思決定機関として、その手続きは民主的に行われ、その意味で最高意思決定機関としての機能を適切に果たしている。2000 年度に専門職コースを設置したときに、新たに企画委員会を設置するなど、管理運営組織を新たな状況と新たな課題に適応するように更新してきたことは評価できる点である。

【問題点】

他研究科と同様、商学研究科にも自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価委員会報告書作成への取組を進めてきている。その規程も定め、自己点検評価書を提出する運びとなっているが、その役割と執行部との役割関係が明確になっていない。たとえば、執行部の打ち合わせ記録などが自己点検委員会に提供され、それをふまえて自己点検を行うとか、逆に自己点検を推進する中で明確となってきた問題点を執行部が受け止めて改善策を検討するといった関係の設定がなされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科の長期的な方向づけを打ち出していくプロセスが不明確な現状に対して、自己点検・評価委員会が、その点検評価をふまえて現在の研究科のあり方の問題点を指摘し、そのうえで将来へ向けた対策を提示していくという機能を果たすことが期待される。また、研究科の管理運営体制を改善するための方策として、研究科委員会、自己点検・評価委員会のそれぞれが相互に連携できるような枠組みを具体化することが必要である。例えば、自己点検・評価委員会で示された問題点や改善策について、執行部においてその具体化を図るとともに、その議論内容を研究科委員会に示してフィードバックを得るようにするなどの相互連携の枠組みを確立することが研究科の管理運営体制の改善へ向けた方策として考えられる。なお、2005 年度においては、自己点検・評価委員長が企画委員会のオブザーバーとして参加することとなり、両者の相互連携の体制の構築に一歩前進が見られた。ただし、2006 年 10 月に学部長・研究科長の一体化がなされた後は、自己点検・評価委員会と執行部との接点は失われたままとなっている。

現在、商学研究科委員会の構成員は教授に限定されているが、近年、多くの大学で、課程博士号を有するが、未だ教授職にはない若手教員が大学院教育を担当することが一般化しつつあることを考えると、魅力ある大学院教育のためにも、研究科委員会構成メンバーの条件を緩和し、教授でなければ商学研究科の講義担当ができないという現状を再検討する必要がある。

また学部・大学院の運営を一層緊密なものとするため、2005 年 5 月 25 日の研究科委員会において、学部長と研究科長の兼任を行う体制に移行することを決定した。この学部長と研究科長の兼任という取組を行うのは、現在の社会的要請として、高度の研究能力を備えた大学の育成が望まれており、そのような社会的要請に応えるための方策の一つとして学部と大学院の一体化を図ることが必要であると考えられるからである。さらに、教育・研究能力の向上のためにも、学部・大学院の一体化、学部長と研究科長の兼任が改革の方策の一つとして位置づけられる。

9　自己点検・評価

(1) 自己点検・評価

【現状の説明】

商学研究科においては、本研究科の教育・研究水準の向上を図るため、2004 年 4 月より商学研究科自己点検・評価委員会規程を置き、それに基づいて、研究科委員会において選出された専任教育職員 5 名及び大学院事務職員 1 名からなる自己点検・評価委員会を組織して、自己点検・評価活動を行ってきている。このような自己点検・評価の体制が作られる以前は、大学院全体の自己点検・評価委員会によって、自己点検・評価が行われていた。そのような以前の体制に代えて、現在の商学研究科における自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準に関する活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価活動を行うことを任務とするものとなっている。なお、商学研究科の担当専任教員は、すべて商学部専任教員であることから、商学部自己点検・評価委員会とも連携を図りながら、自己点検・評価の活動を推進してきている。

【長所】

商学研究科自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、商学研究科についての自己点検・評価活動を行っている。特に商学研究科においては、専門職コースを設置したり、あるいは商学研究科から会計研究科が分離独立したり、とさまざまの変化が生じてきた。このような変化の激しい状況のもとで、新たな展開方向を考えるとともに、既存の教育・研究活動の改善を考えるうえで、整備された自己点検・評価委員会規程のもとで自己点検・評価活動を行うことが問題点の洗い出し、改善点の検討にある程度役立っている面がある。

【問題点】

自己点検・評価活動を進めるうえで、領域別の点検・評価報告を担当者が分担して作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討し、全体の整合性を検討する機会を十分取ることができていないという問題がある。また、自己点検・評価委員会においてまとめた内容を、研究科委員会において報告することとしているが、自己点検・評価報告結果を具体的な改善に導いていくプロセスを学部長のリーダーシップのもとで確立していく必要がある。また以前は、研究科のあり方を考え、改善する役割を果たすものとして企画委員会が置かれていたが、学部と研究科が一体運営される体制への移行に伴い、研究科の企画委員会が消滅したという問題点もある。また、自己点検・評価委員長が研究科運営のための委員会にオブザーバー参加する取り決めがなされるなど、自己点検・評価委員会と執行部の連携関係についての改善を行う必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価をより一層効果的に実施するために、学外者による第三者評価を定期的に受ける体制を作りあげるという改善・改革方策が考えられる。専門職コースを立ち上げた当初は、執行部が専門職コースを担当いただいた実務家非常勤講師との懇談会を不定期ではあるが開催し、商学研究科専門職コースの運用状況についてのご意見を聞いたことがあった。そのような試みを常設化するとともに、実務家非常勤講師以外の学外者による第三者評価を実施し、より客観的な目をもって問題点を指摘いただき、改善・向上に結びつけて行くためのシステムを整備する必要がある。また、学外の専門的研究者等による評価を受けるという取組についても取組を行う必要がある。

(2) 自己点検・評価と改善・改革システムの連結

【現状の説明】

また、自己点検・評価委員会がまとめた報告書原稿は、研究科委員会において報告事項として披露され、その内容をめぐっての懇談を通じて意見のフィードバックを図っている。ただし、活動レベルについては、十分とは言えないのが現状である。また自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの整備もまだ十分図られているとは言えない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2 年に 1 回、自己点検評価報告書を書くにあたって、データブックを参照して、各種数字を示そうとしているが、重要な側面については、時系列データとしてすぐ利用できるようにしておき、その時系列データを参照しつつ、顕著な動きが見られる側面について、どのように対処したらよいのかの対応を考えるようにすることが必要である。

(3) 自己点検・評価に対する学外者による検証

【現状の説明】

7 年に一度の外部者による評価を、昨年経験したが、それ以外には自己点検・評価に対する学外者による検証の制度化をまだ行っていない。さらに、自己点検・評価結果の学内外への発信状況についても、商学研究科としての自己点検・評価の内容を報告書の形式に整えて外部者に送付するなどの取組も行っていない。さらに、学外の専門的研究者等による評価を受けるという取組についてもまだ行っていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

外部者による検証を受けるためにも、商学研究科における各種制度について一覧できるようにした『要覧』(『大学院要覧』の内容を含みつつ、種々の制度を網羅的にとりあげたもの) を整備していくことが必要である。その『要覧』とともに、自己点検評価報告書を外部者に検討いただき、第三者の観点からアドバイスを求めることが、将来の改善・改革につながる方策であると考えられる。

社　会　学　部

第Ⅱ編　社会学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 599

(1) 理念・目的等　〈599〉

(2) 理念・目的等の検証　〈602〉

(3) 健全性、モラル等　〈604〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 605

(1) 教育課程等　〈605〉

(2) 教育方法等　〈617〉

(3) 学位授与・課程修了の認定　〈623〉

3　国際交流 …… 623

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈623〉

4　学生の受け入れ …… 624

(1) 入学者受け入れ方針等　〈624〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等　〈625〉

(3) 入学者選抜の仕組み　〈629〉

(4) 入学者選抜方法の検証　〈629〉

(5) 科目等履修生・聴講生等　〈629〉

(6) 定員管理　〈630〉

(7) 編・転入学、退学者　〈630〉

5　教員組織 …… 631

(1) 教員組織　〈631〉

(2) 教育研究支援職員　〈634〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈635〉

6　研究活動と研究環境 …… 635

(1) 研究活動　〈636〉

(2) 研究環境　〈637〉

7　施設・設備等 …… 638

(1) 施設・設備等の整備　〈638〉

(2) 情報処理機器等の整備　〈639〉

(3) バリアフリー　〈639〉

(4) 組織・管理体制　〈640〉

8　管理運営 …… 640

(1) 管理運営体制　〈640〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈643〉

9　自己点検・評価 …… 644

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

社会学部は、本学の 6 番目の学部として 1967 年に設立された。これに先立つ 1959 年ごろより、文学部新聞学科をベースとして社会学、心理学、マス・コミュニケーション学、産業社会学の諸領域を統合し、伝統的な狭い学問領域にとらわれず、広い視野から社会や人間に関する現象を扱う社会学部を設置しようという動きが始まった。そして、10 年近い準備期間を経て、社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、産業社会学専攻の 3 専攻からなる第 1 部が誕生するとともに、専攻を設けずに学際性を重視する第 2 部も同時に開設された。その後、1973 年には第 1 部に産業心理学専攻が加わって 4 専攻となった。2004 年度より、専攻の特色を明確に打ち出すため、産業社会学専攻が社会システムデザイン専攻へと名称変更し、2006 年度には、産業心理学専攻が心理学専攻に名称を変更した。

全学的な動きとも呼応して、2002 年度より第 1 部にセメスター制が導入されたが、これは教育効果を高めるとともに、幅広い科目履修を可能にすることを目指したものである。また、2003 年度には第 2 部にもセメスター制を導入するとともに、デイタイム（昼間主）コースとフレックス（夜間主）コースを設ける昼夜開講制が導入された。さらに 2005 年度からは、デイタイムコースとフレックスコースが統合され、1 学科 4 専攻（社会学専攻、心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、社会システムデザイン専攻）の体制を採っている。近年は、学問の発展や社会の変化に対応して、全学において学科等の再編が行われているが、社会学部では、当面、1 学科 4 専攻の枠組みが維持される見通しである。

設立以来、社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。これらの教育理念と教育目標は、本学の教育理念「学の実化」を実践するための理念・目標として位置づけられるものであり、したがって、〈伝統と革新〉、〈専門性と学際性〉、〈理論と実証〉という三つのバランスを念頭においた適切な教育・研究を実現していくことが、学部の基本となっている。また、全学で推進されている「国際化」に関していえば、単に多くの外国人留学生を受け入れることをめざすのではなく、習得学生が国際的生活場面でそれを自由に活用できる外国語科目の充実や、専門科目で展開される授業において、通文化的あるいは文化特異的な知識の授与に基づき国際的視野を涵養していくことが重視されている。

なお、2007 年の学則改正により、「社会学部は、社会学、心理学、マス・コミュニケーション学及び社会システムデザインに関する理論的・実証的研究教育を行うとともに、人間や社会に関わる専門性と学際性を備え、社会において活躍できる有能な人材を育成することを目的とする」と明記される予定である

これらの学部の理念・目標は、学部の運営するホームページなどでも謳われており、一般にも公開され、社会的な認知を受けるよう努力がなされている。社会学部ではこれらの理念・目標に基づいて、広い視野と総合的な判断力を持ち、実社会において活躍できる有能な人材の育成を目指している。また、受験生に対しては、本学全体の各種案内や刊行物に学部紹介の欄を設け、そのつど新しい情報を載せている。特に学部ホームページでは、講演会をはじめとする各種イベント情報を随時掲載し、また、学生・教員が交代で執筆するコラムによって、学部の学習の内容や成果がリアルタイムで広報されている。このように関連情報を明示することによって、教職員と学生、受験生を含む社会一般の人々のいずれもが本学部における教育・研究の目的に関して共通の認識を持つことができるよう、きめの細かい配慮をしている。

人材養成の目的については、「現代社会の複雑な状況に対応し、問題解決を果たすことのできる創造的で活動的な人材の育成」、「問題に応じて新しい取り組み方を考え出し、実行できる柔軟な思考と実践力の持ち主を世に送り出すこと」を掲げている。各専攻における人材養成の目的は、下記のとおりである。

1）社会学専攻では「社会現象や人間関係をさまざまな距離から見つめ直し、多様な切り口で分析する力」

を持った人材の育成を目指している。「理論社会学」から「社会調査実習」まで、まさしく〈理論と実践〉のバランスに配慮したカリキュラムが展開され、また2004年度には「社会調査士」（社会調査士認定機構の認定による資格）の資格取得のための授業も整備された。これも、「問題を発見し、調べ、考え、表現する力を高める」という専攻の目標に沿った対応であり、社会における問題の分析と解決のために寄与できる人材の育成という学部の目的に合致した改革である。

2）心理学専攻では「個人－集団－社会」の統合的な社会システムに焦点をあて、さまざまな側面から人間の心と行動の仕組みについて学び、合わせて「コンピュータによる高度な情報処理技術をふまえた実証的な分析に取り組み、心を理解するための科学的技法を習得する」ことを目指している。とくに、多領域の心理学理論を有機的に関連づけて展開する講義科目群に加えて、心理現象の科学的分析に必須とされる統計的知識やコンピュータ・リテラシーを高めるための実験・実習授業群の設置は、＜理論研究と実証分析の調和＞という学部の教育目的に叶うものである。また、「21 世紀は心の時代」という認識のもと、臨床心理、社会心理、産業心理などの他に「精神医学」や「人間工学」などの履修も可能な幅広い分野にわたる授業が展開され、自己や他者の心の問題の解決に向けて実践的に接近することを可能にするなど、本学の教育理念「学の実化」を体現するカリキュラムが提供されている。

3）マス・コミュニケーション学専攻では「マスコミの学際的研究と“未来のマスコミ人”の育成」を標榜しており、人間と社会に関わる幅広い教養・知識とマスコミ・情報社会に関わる専門的知識を備えた人材の養成を目指すとともに、「将来のメディアにとって特に必要な、柔軟な発想と行動力をもった“未来のマスコミ人”の育成」に努めている。新聞学の伝統からスタートした専攻ではあるが、その後の社会は電波メディアの台頭、携帯電話やインターネットの急速な普及など、大きな変化を経験した。専攻では、そういったニューメディアを扱う科目を追加し、学生たちの知的欲求に応えている。これはまさしく、〈伝統と革新〉の調和と呼ぶにふさわしい姿勢といえる。コミュニケーションやメディアの歴史、理論、倫理を学ぶアカデミックな授業群のほか、メディア利用に関する調査・分析の技法を学ぶ授業群、印刷・映像・広告それぞれの分野でのコンテンツを制作する実習、さらには新聞社や放送局、広告代理店の企業人を招いて現場の問題を考えるためのセミナーなどが展開され、〈理論と実証〉のバランスをとるための努力がなされている。

4）社会システムデザイン専攻では「企業についての現実的な知識と情報処理能力をしっかりと身につけ、幅広い関心をもって現代社会の問題に主体的に取り組む人間」の育成を目指している。現代社会の企業は、単なる収支計算だけで存立するものではない。企業イメージの維持や危機管理、労働意欲の涵養といった問題は、金銭の計算だけで解決できる性質の問題ではない。そこで、在籍学生には、「技術史」、「人的資源論」、「失敗とテクノロジー」、「人と企業のメンテナンス」、「国際経済システム」などの特色ある授業を提供し、また経済学や科学論など学際的な知識を得る機会を設けている。このカリキュラムによって、〈学際性〉や〈国際性〉を身につけた、これからの社会で求められる企業人、あるいはNPOの活動をリードしていけるような人材を育成しようとしている。実習科目においては地元・大阪での企業フィールドワークが実施されているほか、シミュレーション・ゲームの活用などにも取り組んでいる。「仕事」をキーワードとして、「人と人とのつながり」を考え、新たな「社会や人間関係の仕組み」をデザインするのが専攻の教育目的である。

なお、社会学部の教育課程においては、これらの理念・目的や教育目標を実現するためのカリキュラムを専攻ごとに設置しているだけでなく、履修条件の設定によって他専攻の科目を履修する可能性を開き、学部の在籍学生が総体として学際的な視野をもてるよう設計されている。また、4 専攻すべてが、実習科目を充実させるための努力を継続している。社会学部のこれまでの伝統を受け継ぎつつ、他方で新しい時代の要請に沿った制度へとたえず改良を積み重ねることで、社会学部は多くの優れた卒業生を社会に送り出してきた。

【長所】

社会学部の理念・目的は本学教育理念に合致したものであり、また人材養成の目的は、学部の理念・目的

に適合している。理念・目的の達成に関しては、教育・研究活動を行うのに必要な組織・制度とその諸条件を整備することにより、これまで十分に達成されてきたと考えられる。また、学部及び理念・目的は、大学案内や大学要覧、ホームページ等を通じ、教職員、学生、受験生を含む社会一般の人々に対して広く開示しており、学内外に十分周知されている。

社会学部の特徴は、学生数において学科に相当する規模の専攻を有しながら社会学科の１学科制を敷くことで、専攻間に共通するカリキュラム体系の下に、各専攻の特色を反映した科目を配置している点にある。いっぽう、入学した学生は、いずれかの専攻に分属するが、上記のとおり、他の専攻の専門科目を履修する機会も多く、学際性と専門性との調和が実現できるかたちになっている。

【問題点】

社会学部の理念・目的に基づく共通のカリキュラム体系を今後も堅持していくのか、それとも専攻の独自性を優先していくのかという点は、継続的に検討されるべき課題である。近年は学生の興味、関心が一層多様化し、特定の局面では教員側の理念・目的との乖離もみられており、両者のバランスをいかに配慮していくかという点も、今後の検討課題であるといえよう。社会の変化のなかで、学部が学生のニーズに応えるためには、一定の組織改革が必要とされるが、そのような組織問題については、学部教授会や学部充実委員会などの場における意見交換を経て、必要に応じて議論できる態勢にはある。また、学生のニーズそのものについても、授業評価アンケートなどを通じて要望をすくい上げる制度は設けられている。しかし、改革はとかく遅延するのも事実である。改革を担うべきこれらの仕組みが十分に機能し、学部教育の見直しが常時行われるようにする必要がある。

なお、第２部に関しては、学際性を重視して専攻制を敷いていないため、幅広い領域にまたがる科目履修が可能であり、この点は理念・目的にかなう長所であった。しかしながら、科目履修の仕方によっては体系的な学習が十分に達成されず、4 年間で何を学んだのかが曖昧になる可能性を含んでいる点が問題であった。また、第２部を志願する学生の減少という事態を受け、上述のとおり、昼夜開講制への移行、さらにデイタイムコースとフレックスコースの統合にいたっている。現在、フレックスコースについては４年次生（2004 年度入学生）をもって最終となる。これらの制度のもとで入学した学生たちが全員卒業するまで、入学時に示した教育内容を保障していくことが学部の責任であることは言うまでもない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

各専攻の特色をより明確にし、学部としての魅力を高めるために、改善に向けた取組が活発になされることが望ましいが、同時に専攻間の共通性と独自性の問題について議論していくことも必要である。また、教員側の理念・目的と受講者の興味・関心とのバランスについても、継続的に議論し改善策を提示していくことが必要である。

これらの課題に対して、重要な役割を果たしているのが、先述の学部充実委員会である。学部執行部と各専攻から２名ずつ選出された委員をもって組織される学部充実委員会は、比較的少人数の会議であるため、問題点の改善や学部の将来構想について自由に議論できる雰囲気が強く、学部のかかえる問題点の発見、それらの改革・改善のために大きな機能を果たしている。

学部の理念・目的に関わる改善策としては、専攻の特色をより明確にするために、専攻名の変更が行われている。既に、2004 年度より、「産業社会学専攻」が、「社会システムデザイン専攻」へと名称を変更し、続いて、2006 年度には「産業心理学専攻」が「心理学専攻」へと名称を変更した。「産業心理学専攻」は幅広い領域の中に産業心理学の分野を含んでいることが大きな特徴であったが、産業心理学のみならず心理学の分野全般について幅広く学ぶことのできる専攻でもある。そこで、教育・研究内容の実態に合わせて、専攻名称を「産業心理学専攻」から「心理学専攻」に変更したのである。「社会」との関わりのなかで、社会現象・社会問題の解明へ向けての応用を中心とし、現代社会に生きる人間の心を探究する専攻として、新たなスタートをきっている。

また、教育・研究のさらなる充実をはかるために、専攻内でも新たなプログラムを立ち上げている。マ

ス・コミュニケーション学専攻では、2005 年度から「ジャーナリスト養成プログラム」を設置している。このプログラムでは「ジャーナリズム実習Ⅰ（調査)」「ジャーナリズム実習Ⅱ（文章)」「ジャーナリズム実習Ⅲ（制作)」「ジャーナリズム作品制作実習」などの実習科目を軸とした独自のカリキュラムを設定し、学生たちの試行錯誤のなかからジャーナリストとしての実践知を練り上げていくことを狙いとしている。

このように、学部及び専攻の改革・改善については、学部充実委員会を中心に大いに議論が進められており、議論された改革・改善案は着実に具体化されている。社会の変化、学生の変容と学部組織、教育システムのインターフェースをデザインするという、この委員会の本来的な機能をさらに高め、実効ある学部改革を牽引していくことが強く求められている。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

ア　自己点検・評価活動

社会学部では、理念・目的・教育目標が教育活動を通して一定の成果をあげているかどうか、教育の受け手である学生たちにどのように受け止められているのか、また今日の社会的要請に対応しているかどうか、といった点を検証する仕組みとして、社会学部自己点検・評価委員会を設け、積極的な自己点検・評価活動を行っている。

他学部と同様、社会学部においても、1994 年 1 月 28 日に「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」が制定されたが（1993 年 10 月 1 日施行)、これに先だって「社会学部自己点検・評価委員会」が組織された。以後、自己点検・評価委員会は、その都度必要に応じた目的を設け、自己点検・評価活動を企画・実施し、これまでに 7 冊の報告書を作成してきた（1994 年・1997 年・1998 年・1999 年・2002 年・2004 年・2006 年)。その内容は、学生を対象としたアンケート調査に基づく点検・評価やカリキュラム・入学試験制度の検討などであり、入学試験・教育課程・教職員・学生生活・卒業後の進路・休学・退学など広範囲にわたる諸問題を検討してきた。これらの点検・評価は個々の具体的な問題を扱っているが、最終的には学部の理念・目的・教育目標の妥当性や達成状況を検証するものである。報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

イ　受験生の声を直接受けとめる機会

社会学部では、全教員が、面接をともなう入学試験等（指定校制推薦入学、AO 入学試験、DD 入学試験、スポーツ・フロンティア入学試験、社会人入学試験、留学生入学試験、編・転入学試験、在学生 2 年次編転入学試験）の面接者を交代で務めるとともに、年数回実施されているオープン・キャンパス（グリーン・キャンパス、サマーキャンパス 1st Stage、サマーキャンパス 2nd Stage、オータム・キャンパス、フレッシュ・キャンパスなど）の説明者としての役割を積極的に担う態勢をとっている。入学試験の面接においては、学部の理念・目的・教育目標、あるいはそれに基づく「求める学生像」に照らして受験生を評価している。志願者のプロフィールが多様になってきている現状に鑑み、面接の基準の見直しなども、学部執行部や学部充実委員会などの場で検討されている。

一方、オープン・キャンパスは、学部の理念・目的・教育目標そのものを志願者に対して直接的に伝える場と位置づけられる。オープン・キャンパスは、全学の入試センターが中心となって実施される行事ではあるが、社会学部についていえば、2004 年度から学部独自のイベントを大幅に拡充した。たとえば、ミニ講義や実験・実習の体験コーナー、学生の制作物を実地に見聞できる展示などである。これらの独自企画は参加した受験生・高校生にとっても好評であり、教員も、学部の理念・目的にふさわしい学生の獲得のために、積極的に参加している。オープン・キャンパスは学部の理念・目的等の検証を目的とした仕組みではないが、

これらの場面で受験生や高校生と接することは、1 人ひとりの教員が学部の理念・目的等を検証し、入学を志す若い世代のニーズを確認する格好の機会になっている。

ウ　社会との関わり

社会との関わりの中で学部の理念・目的・教育目標を見直す機会も多い。社会との接点として父母、高等学校、産業界等があるが、在学生の父母を大学に招いて開催される教育懇談会、大学・学部の執行部メンバー等が出向き、全国の 15 都市で開催される地方教育懇談会は、社会学部の教育のあり方に対する父母の評価を直接耳にする機会となっている。また、企業を招いて開催される学生のインターンシップ報告会は、企業からの評価を聞く貴重な機会である。

エ　高等学校との関わり

高等学校からの評価は、全学的には主に入試センターから伝えられる。その情報は、入試センターに直接寄せられたもの以外に、アドミッション・コミュニケーターを通じて高等学校から間接的に伝えられるものもある。社会学部では、毎年アドミッション・コミュニケーターを学部に招き、その率直な意見を聞く機会を設けている。アドミッション・コミュニケーターからは高等学校側が社会学部をどう見ているかが報告される。また、社会学部での取組や将来的な取組については、アドミッション・コミュニケーターを通して、高等学校側へと情報発信されている。

ただし、アドミッション・コミュニケーターは高等学校教員の退職者が充てられていることが多く、世代的にみると必ずしも社会学部の教育カリキュラムや授業内容について深い理解をもっているわけではない。そのために、アドミッション・コミュニケーターを通して社会学部の実情が高等学校側にどの程度伝達されているかは常に検証されねばならない。情報不足やそれに由来する誤解があるばあいは、学部所属の教員が直接、高等学校側と接触する入試説明会や、指定校制推薦入学の指定高等学校訪問などの機会を利用し情報を補う必要がある。

これに加え、やはり全教員が交代で出向する教育実習の訪問指導の際に、当該校の校長や教頭、指導担当教員から学部の評価が伝えられることもある。そのほか、高等学校からの要望にもとづいて、教員が出張講義を実施するなどの努力もなされていて、その際に、高校生や高校教員からの意見を聞く機会を持つことがある。いずれも体系的な仕組みとはまだなっていないものの、学部の理念・目的等を社会との関わりにおいて検証する上で、一定の役割を果たしているといえよう。今後は、高大連携推進事務室、入試センターなどと協力して、高等学校とのさらに適切な関係づくりが行われるよう必要な調整がなされるべきである。

【長所】

自己点検・評価報告書で指摘された問題点や父母、高等学校、産業界等から伝えられた評価については、学部執行部が適宜取り上げ、執行部内で検討するとともに、学部充実委員会や教授会で議論されている。このように、学部で生じた問題については、速やかに検証が行われ、改善策が採られる体制が確立されている。

【問題点】

しかしながら、教員によって学部の理念・目的・教育目標のとらえ方に多少の違いやずれが見受けられることもある。これは、多様な専門分野の教員が所属している組織である以上、一定の範囲では生じうることであろう。もとより、授業科目のすべてを画一的な方針のもとで展開する必要はなく、教員 1 人ひとりの教育方針は尊重されるべきである。しかし、学部の教育のうち、共通して身につけるべき知識・技術を伝達するような性格の科目については、学部の理念・目的・教育目標にもとづく一定のコンセンサスを得ておく必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までの取組を継続し、学部の理念・目的等を検証していくことが重要である。自己点検・評価委員会や学部充実委員会での議論、あるいは外部からの評価については、全教員が同時に触れるものばかりではな

いので、より一層、情報の共有化を図っていくことが必要である。

そのためには、学生による授業評価アンケートの結果、父母からの要望、企業などからの意見など、教員以外の評価を、教員どうしで交わされる議論に組み込める態勢を一層整備するべきである。

学生からの要望を汲み上げるために、授業評価アンケートの結果は、逐一教員にフィードバックされている。このうち、計量的な分析が可能な項目については、全学あるいは学部のデータと、教員個人の個々の担当科目の評価とを比較することができるかたちで返されている。また、アンケートと同時に実施・回収される自由記述の意見も、個々の担当教員がすぐに読めるよう運用されているので、学生の生の声にもとづく改善を翌週の授業からすすめることも可能である。これ以外にもインフォーマルな場面での改善の努力もなされている。基礎研究Ⅰ・Ⅱや基礎演習などの少人数クラスにおいては、専任教員が受講学生と緊密なコミュニケーションを行って、学生の間にある不満や要望をすくいあげる努力をしている。これらは、担当教員の自覚的な行動によるもので、プログラム化されているわけではない。学部としては、教授会の場などで、そういった心構えが教員に共有されるような呼びかけを継続的に行っている。

父母からの要望は、上述の教育懇談会の機会にかぎらず、常時、事務室で対応できる態勢をとっている。具体的には、相談の窓口となる事務室の電話番号を父母に周知し、父母から相談があった場合は、事務職員と執行部が中心になって対応し、場合によっては学生を担当する教員をふくめて問題解決がはかられている。

このような日常的な努力をきめ細かに積み上げていくことを基本としながらも、問題の所在、解決のための動機づけなどを共有する仕組みの構築についても、今後検討する必要性があるだろう。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

健全性やモラルに関する問題への取組は、関西大学として全学的に行われているものが多い。社会学部においては、その取組が周知徹底するような措置を講じている。

たとえば、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」(1999 年 10 月 8 日制定、1999 年 10 月 1 日施行) に基づき、専任教員の相談員を配置している。相談員については、氏名だけでなく個人研究室の電話番号とメールアドレスを公開しており、セクハラ防止のパンフレットにも掲載している。このパンフレットは、新入生に配布するとともに、教員にも配布してセクシュアル・ハラスメントについての理解の促進を図っている。

また、2005 年 4 月施行の個人情報保護法の定めを遵守するため、全学的な対応と同時に、学部でも運用中のホームページの点検をはじめ、学部として発行している印刷物の内容の確認、さらには、教授会ほか種々の会議で配布する資料の点検を実施した。そして、個人的な情報を含む内容については、その公開の是非を精査し、不適切なものは除外し、適切な対応ができるよう個人への意思確認の励行を実施するようにした。また、会議資料については、一部を回覧資料として、不必要に個人情報が流出しないように努めている。

人権問題への取組の一環として、社会学部ではすべての専攻の専門教育科目に「差別と社会Ⅰ」「差別と社会Ⅱ」(2 年次選択科目) を配当しており、いずれも 2 クラス体制で授業を行っている。ちなみに、2007 年度の受講生は「差別と社会Ⅰ」が 2 クラス合わせて 377 名、「差別と社会Ⅱ」が 2 クラス合わせて 270 名であり、社会学部の学生が人権問題に対する理解を深める重要な授業となっている。

【長所】

幸いにして、最近の社会学部ではセクシュアル・ハラスメントや人権に関する問題は生じていない。このことは、社会学部が周知徹底に努めてきた諸々の取組の有効性を物語っていると考えることができる。

【問題点】

しかしながら、モラルの問題に関しては、私語や着帽、携帯電話の使用をはじめとする授業態度や禁煙場

所での喫煙、食事後の食器の放置等、種々の問題が散見される。一つ一つは小さなことであり、また学内における問題である。しかし、電車内での携帯電話使用にみられるように、大学生活において健全性・誠実性やモラルが確保できているかどうかという問題は、社会的場面における学生や教員の行動における健全性・誠実性にもつながっている。今後は、このような問題に対して、具体的な対応を考えていくことが必要であろう。

なお、近隣住民からの苦情もあるため、自動車・バイクによる通学の禁止は、入学時に誓約書をとるかたちで学生たちの意識向上につとめている。その一方、実地指導・掲示などを通じて日常的にも取組がなされている。こういった指導があっても、残念ながら少数の学生については近隣住区内に自動車・バイクを放置することがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在までの取組を継続するとともに、さらなる徹底を図っていくことが重要である。社会学部では、学部執行部の方針により、1998 年以来、学舎内を全面的に禁煙としたが、学内におけるモラルやマナーの問題に対しては、社会的な風潮もあって、なかなか向上をみない部分も残されている。また、社会学部が使用している第 3 学舎は、夜間になるとエクステンション・リードセンターが利用するため、学外からの利用者もおり、在籍学生のみを対象とした指導では十分でないという事情もある。

違法駐車の問題については、全学的な取組とともに、学部としての所作も実施されている。注意が一定の回数を超えた学生については学生センターから学部に通知がなされる。学部では、第一段階としてゼミや少人数クラスの担当教員による説諭を行い、それでも改善されない場合は、誓約書の提出と保護者への通知を行っている。最終的には教授会の議を経た処分を想定しているが、現在のところ、第一段階から第二段階での指導が功を奏し、悪質なケースでも改善をみている。

2　学士課程の教育内容・方法等

(1) 教育課程等

【現状の説明】

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」べきとうたわれ、大学設置基準第 19 条に「専門の学芸を教授する」ことと規定されている。社会学部はこれらをうけ、「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」という教育の目標のもとで、学士課程を体系的に編成している。以下、2007 年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。

各専攻の専門教育科目では、「理論社会学Ⅰ・Ⅱ」（社会学専攻）、「心理学概論Ⅰ・Ⅱ」（心理学専攻）、「マス・コミュニケーションの効果」「世論とマス・コミュニケーション」（マス・コミュニケーション学専攻）、「産業社会学」（社会システムデザイン専攻）といった「理論研究」を重視した講義科目を設置するとともに、「社会調査実習」（社会学専攻）、「心理学実験実習」「臨床心理学実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」「社会心理学実験実習Ⅰ・Ⅱ」「応用心理学実験実習」（心理学専攻）、「マスコミ調査実習」「マスコミ文章実習」「マスコミ制作実習」「ジャーナリズム実習Ⅰ（調査）」「ジャーナリズム実習Ⅱ（文章）」「ジャーナリズム実習Ⅲ（制作）」「ジャーナリズム作品制作実習」（マス・コミュニケーション学専攻）、「社会システムデザイン実習Ⅰ・Ⅱ」（社会システムデザイン専攻）といった「実証分析」を重視する調査・実験などの実習科目や情報処理教育科目を設置し、全体として「理論研究」と「実証分析」のバランスが取れたカリキュラムを用意している。これらの専門教育科目を通して、人間や社会に関する現象について、各専攻分野の専門的知識を深

めるとともに、隣接分野の視点も踏まえて広い視野から問題をとらえる姿勢を保ち、具体的な問題を解決していけるような、実社会において活躍できる有能な人材の育成を目指している。

ア　教育課程

【現状の説明】

社会学部では、全専攻とも卒業所要単位として 132 単位が必要である。まずその概略を示しておく。内訳は次のとおりである。

1）教養科目 20 単位以上（保健体育科目 6 単位まで卒業所要単位に算入可）

2）外国語科目 12 単位以上

1)と 2)をあわせて 48 単位以上

3）専門教育科目 84 単位以上

4）インターファカルティ教育科目

1）教養科目及び保健体育科目

教養科目は、幅広い知識を習得し、広い視野にもとづく総合的判断力を培うために設置されており、「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の 3 分野に分けてそれぞれ科目が配当されている。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目を置き、6 単位までを卒業所要単位に含めることができる。

2）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つを開設しており、英語を含む 2 ヵ国語を必修としている。このうち一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語とし、第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位の修得が必要である。

3）専門教育科目

専門教育科目は、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための教育を遂行するものであり、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目からなる。

4）インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として 2004 年度、全学を対象に開設されたものであり、社会学部では次の 3 コースを採用している。

1. 生涯スポーツ・身体運動文化コース
2. キャリア教育
3. テーマスタディ

「1. 生涯スポーツ・身体運動文化コース」の履修資格は、スポーツ・フロンティア入試による入学生であり、基礎科目群の科目は、8 単位までを教養科目の卒業所要単位に算入することができる。「2. キャリア教育」の履修資格は、入学者全員であるが、自由科目であり卒業所要単位には算入できない。「3. テーマスタディ」の履修資格は、入学者全員であり、4 単位（2 テーマ）までを、教養科目、外国語科目及び保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる。

【長所】

社会学部のカリキュラムは、理念・目的に適合した内容を有している。また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮するとともに、実践的な応用力の育成を重視しているところから、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。また、社会学部のカリキュラムは、「理論研究と実証分析の調和」という社会学部における教育目標に適合しており、これは本学の教育理念である「学の実化」を実践す

るものでもある。このように、社会学部のカリキュラムは、大学・学部の理念・目的及び学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条に適合しており、教育課程を編成する基本方針には特に問題点はないと考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針については、現行カリキュラムにおいても社会学部の理念・目的に沿ったものであるが、カリキュラムの運用にあたっては継続的に点検・評価を行い、教育効果がさらに高められるように適切に改革していくことが必要である。

教養科目については 2008 年度から全学共通科目に改編されることになっており、全学共通科目の導入に際して、学部の専門教育科目についても新たな制度の設置や既存の科目の再検討を行っているところである。具体的には、2008 年度から卒業所要単位を 132 単位から 124 単位に変更することが決定しており、また、科目の改編や新設については学部充実委員会及び教授会において検討が進められているところである。

イ　履修科目の区分

（ア）カリキュラムの体系

【現状の説明】

社会学部に設けられた 4 専攻は、いずれも社会学科に所属しており、卒業者には学士（社会学）の学位が与えられる。教養・外国語・保健体育科目は 1・2 年次を中心に配置されており、専門教育科目は 1 年次にも配置されているが、中心となるのは 2 年次以降である。教養科目及び外国語科目については、別項目で点検・評価を行うので、ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

学部の理念・目的を実現するために、各専攻にそれぞれの領域に独自の専門教育科目が設置されているが、カリキュラム体系を構成する基本的な枠組みは 4 専攻とも共通である。専門教育科目は、入門的・基礎的内容を習得した上で、より高度な専門的内容を学習するように位置づけられている。この考え方をよく表しているのが少人数クラス制の入門科目「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」とゼミに該当する「専門演習」「卒業研究」の 4 科目である。これらの科目は 1 年次から 4 年次にかけて順に配当されており、クラス担任・ゼミ担任によって運営されている。入門科目・基礎科目に当たる「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」の場合は機械的にクラス分割が行われるが、ゼミ形式で卒業研究論文の指導を行う「専門演習」「卒業研究」の場合は、2 年次の秋にゼミ・ガイダンスを行い、希望するテーマによって学生がゼミを選択する方式をとっている。また、各専攻に配置された「社会調査実習」「心理学実験実習」などの実験・実習科目の多くは 2 年次からスタートするが、そこで必要とされるパソコンの基本的操作を身につける科目として、1 年次の「情報処理演習Ⅰ」及び 2 年次の「情報処理演習Ⅱ」が設けられている。なお、2 年次配当科目である「差別と社会Ⅰ・Ⅱ」は、学生の倫理性を培ううえで重要な役割を果たしており、4 専攻すべての専門教育科目となっている。

社会学部では、4 専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す専門教育科目が配置されている。各専攻における専門教育科目のカリキュラムの特色は、以下のとおりである。

社会学専攻では、家族、都市、教育、民俗、環境、性、若者、余暇、風俗など、多彩なテーマを学ぶための授業科目が配当されている。4 年間を通して、「常識を疑う」という思考方法と、いくつもの視点から物事を多角的にとらえる「複眼思考」を学び取ることができる。

心理学専攻では、現代社会に生きる人間の心をテーマとし、「性格やストレス、心の病に関わる臨床心理」「対人関係や集団行動に関わる社会心理」「職業、消費、広告などに関わる産業心理」という 3 領域に実験・認知心理学系、計量心理学系の各領域を加えた、五つの領域・アプローチに分節され、それぞれのアプローチに即した科目が配当されている。また、2007 年 4 月からはコース制が導入され、臨床心理学の分野を専門的により深く学ぶ臨床心理学コースと、心理学の分野全般を幅広く学ぶ応用・社会心理学コースがおかれることになった。心理学専攻の学生は、2 年次の秋学期から各コースに分属される。

マス・コミュニケーション学専攻では、メディア社会の解明・理解及び、未来のマスコミ人となるのに必要な、柔軟な発想力と果敢な行動力を身につけるための授業科目が配当されている。アカデミックな科目に

加えて、マスコミ関連への就職志望者には欠かせない文章力、企画・調査力、制作力を鍛える実習科目、業界で活躍中の講師によるマスコミ業界セミナーなど、充実した実践的科目群が用意されていることが特徴となっている。

社会システムデザイン専攻では、現代社会のビジネスや仕事を理解するうえで必要な経済学・経営学・科学技術論の科目群を備えつつ、それらを社会学と連携させたユニークな教育を行っている。事故を防ぐための試み、企業と社会の信頼関係の回復、ボランティアの発展など、さまざまな仕事の進化の状況について学ぶことができる。

このような現在の専門教育科目におけるカリキュラム体系は、学部の理念・目的に添って 1997 年度から実施されたカリキュラム改革に基づいている。2002 年度には、全学的にセメスター制が導入されたことにともない、第 1 部における通年 4 単位の専門教育科目は、そのほとんどが半期 2 単位科目に 2 分割された。

【長所】

学士課程としてのカリキュラム体系は、学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（社会学）の学位を与えるのに適したものである。社会学部では、4 専攻に共通するカリキュラム体系を保ちながら、各専攻の特色を表す一連の専門教育科目が配置されている点に特徴がある。また、一部の例外的な科目を除いて他専攻に配置された選択科目は自由に履修することができ、一定範囲（22～24 単位）まで卒業所要単位に参入することが認められているため、自専攻の専門教育科目を深く学ぶとともに、専攻の枠をこえて幅広い視野を身につけることも可能である。このように、学部の共通性と専攻の独自性との相補性に配慮した、適度にバランスの取れたカリキュラムになっている点が長所である。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

社会学部の現行のカリキュラムにおいて、学部の理念・目的を果たせており大きな問題点はみられない。全学的に教養科目から全学共通科目への改編が進められているのに連動して、社会学部のカリキュラムについても改善の検討が進められているところである。

（イ）教養科目及び保健体育科目

【現状の説明】

教養科目は主として 1・2 年次に配当されており、「人間・文化分野」52 単位（13 科目 28 テーマ）、「社会・経済分野」36 単位（9 科目 18 テーマ）、「自然・技術分野」30 単位（8 科目 17 テーマ）が開設されている。ここでいう「テーマ」とは、たとえば、「社会学（社会学入門）」「社会学（現代の社会）」という科目において、カッコ内に示された名称を指している。「社会学」が科目名、カッコ内がテーマ名であるため、学則上これらは同一科目としているが、実際は 2 単位科目二つとみなすことができるものである。教養科目は各分野からそれぞれ 4 単位以上を含めて 20 単位以上修得することが卒業要件となっている。ただし、専門教育の観点から、社会学専攻の「社会学」4 単位（2 テーマ）及び心理学専攻の「心理学」4 単位（2 テーマ）は必修としている。また、20 単位をこえて修得した単位については、16 単位を限度として卒業所要単位に参入することができる。学部にまたがって開設されるインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」は 4 単位（2 テーマ）までを教養科目、外国語科目及び保健体育科目の卒業所要単位（48 単位）に算入することができる。また、2003 年度から開設されたインターファカルティ教育科目「生涯スポーツ・身体運動文化コース」については、スポーツ・フロンティア入学試験による入学生を対象とし、2 年次以降に 16 単位以上修得することをこのコースの修了要件としており、その際は、16 単位のうち基礎科目群の 8 単位を教養科目の卒業所要単位に参入することができる。

【点検・評価】

社会学部における教養科目の編成は、各分野に必要十分な科目が配置されており、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するのに適したものになっている。特に学部をこえて設置されたインターファカルティ教育科目「テーマスタディ」は本学の特徴的な科目であり、特定分野をこえた総合的な判断力や豊かな人間性を育む上で、一翼を担っていると考えられる。また、「社会・経済」分野に

「部落解放論」（1 科目 2 テーマ）という人権関係科目 4 単位が配置されている点は、基礎教育の段階において倫理性を培うための科目を設置しているものとして評価できる。

なお、教養科目については 2008 年度から全学共通科目に改編されることになっており、教養科目の実施・運営については全学共通教育推進機構で検討が進められている。同委員会の構成員には各学部からの選出の委員が含まれており、この委員が全学共通科目についての方針を学部に伝えるとともに、社会学部における考え方を全学の委員会の議論に反映させるという仕組みになっている。ただし、難しい調整事項も多いため、社会学部の教育方針のなかに全学共通科目が位置づくように、全学共通教育推進機構との連携を取り続けることが必要となる。

（ウ）外国語科目

【現状の説明】

外国語科目については、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語のうち、英語を含む 2 カ国語を必修としており、一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語としている。第 1 選択外国語 8 単位、第 2 選択外国語 4 単位、計 12 単位を修得することを卒業要件としているが、英語を第 1 選択外国語として履修しているケースが一般的である。第 3 選択外国語を修得した場合も含め、12 単位をこえて修得した単位については、12 単位を限度として卒業所要単位に算入することができる。

たとえば英語の場合、英語Ⅰ及び英語Ⅲにはコミュニケーションクラス、英語Ⅱには「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」など多様なクラスが用意されている。また、第 1 選択語としての必修の 8 単位をこえて英語を学習したい学生に対しては、英語Ⅴ及びⅥに「アドバンスト・コミュニケーション」「アドバンスト・ライティング」「プラクティカル・イングリッシュ・セミナー」「アドバンスト・メディア・イングリッシュ」「エアリア・スタディズ」といったクラスが設置され、それぞれの目的に応じて工夫を凝らした授業が展開されている。

さらに、2005 年度入学生からは、海外の提携大学で実施する「海外研修（各セミナー）」を 4 単位まで第 3 選択外国語として卒業所要単位に参入可としたことや、本学が指定する検定試験を受けて得た所定のスコアの結果等にもとづき単位を認定する「検定認定」科目（入学前に受けたものを含む）を開設し、一定の範囲で外国語科目に読み代えるかたちで認定する道が開かれた。さらに学生の語学力向上を支援するため、英語では、検定でよいスコアを取得した者を対象に「上級」クラスを設置し、履修を認めている。

なお、外国語科目ではないが、外国語を用いて専門教育を行う専門教育科目も配置されている。社会学専攻では、「社会学外国文献講読Ⅰ・Ⅱ」、心理学専攻では「外国文献研究Ⅰ・Ⅱ」、マス・コミュニケーション学専攻では「ニュース英語」「マスコミ英書研究」、社会システムデザイン専攻では「外国文献講読（社会システムデザイン）Ⅰ・Ⅱ」が設置されており、専門分野の外国語の習得を目指した授業が行われている。

【点検・評価】

外国語科目については、内容が多彩な点が特徴であり、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」が可能なカリキュラムとなっている。また、専門教育においても外国語に関する科目が各専攻に設けられている点も、社会学部のカリキュラムにおける長所である。

なお、今後の国際社会の進展を考えると、引き続き外国語教育に力を入れていく必要がある。教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現など一層の工夫を求め、外国語教育研究機構と連携しながら検討していく必要がある。

（エ）専門教育科目

【現状の説明】

社会学部では、「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育科目のうち、科目名称に若干の差異はあるが、総論科目及び「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」「専門演習」「卒業研究」が、各専攻共通の必修科目である。また、専門教育の観点から、社会学専攻では教養科目「社会学」（2 テーマ 4 単位）を必修としており、心理学専攻では同じく「心理学」（2 テーマ 4 単位）を必修としている。心理学専攻では、「心理学

実験実習」（2 単位）も必修科目である。心理学専攻の各コースには選択必修科目が設けられており、選択必修科目のなかから 22 単位以上習得することが卒業要件となっている。なお、心理学専攻臨床心理学コースでは、選択必修科目のうち「臨床心理学実験実習Ⅰ」及び「臨床心理学実験実習Ⅱ」の 2 科目 4 単位は必修科目となっている。

社会学専攻では 61 科目 128 単位、心理学専攻臨床心理学コースでは 64 科目 144 単位、心理学専攻応用・社会心理学コースでは 62 科目 140 単位、マス・コミュニケーション学専攻では 62 科目 138 単位、社会システムデザイン専攻 69 科目 142 単位が配置されている。

各科目は、各学問分野の体系性に適合した配当年次を設けており、必要に応じて科目履修の先修条件を設けることによって、専門領域を体系的に学べるような配慮を行っている。

表Ⅱ-社-1　各専攻の専門教育科目における必修科目

専攻	年次	必修科目	単位	専攻	年次	必修科目	単位
社会学	1	基礎研究Ⅰ	2	マス・コミュニケーション学	1	基礎研究Ⅰ	2
	1	基礎研究Ⅱ	2		1	基礎研究Ⅱ	2
	1	社会学総論Ⅰ	2		1	マスコミ総論（ジャーナリズム）	2
	1	社会学総論Ⅱ	2		1	マスコミ総論（メディア文化・社会）	2
	2	基礎演習	2		2	基礎演習	2
	3	専門演習	4		3	専門演習	4
	4	卒業研究	4		4	卒業研究	4
		必修合計	18			必修合計	18
心理学	1	心理学基礎研究	4	社会システムデザイン	1	基礎研究Ⅰ	2
	1	心理学総合研究	4		1	基礎研究Ⅱ	2
	2	心理学基礎演習	4		1	社会システムデザイン総論Ⅰ	2
	2	心理学実験実習	2		1	社会システムデザイン総論Ⅱ	2
	3	心理学専門演習	4		2	基礎演習	2
	4	心理学卒業研究	4		3	専門演習	4
					4	卒業研究	4
		必修合計	22			必修合計	18

【点検・評価】

専門教育科目は、理論研究を重視した科目や実証分析を扱う科目が適切に配置されており、全体としてみると、学部の理念・目的を具体化したものになっている。各学問分野の体系性に適合し、学校教育法第 52 条の目的にもかなっている。

専門教育科目等の履修に際しては、事前説明・ガイダンスを重視している。具体的には、入学時に対して実施される「専攻別ガイダンス」、2 年次生を対象に実施されるゼミ分属に関する「ゼミ・ガイダンス」などがあるほか、教員免許取得希望者を対象とした「教職ガイダンス」、社会調査士資格に必要な科目を履修する場合や、ジャーナリスト養成プログラムを受講する場合に必要な説明も〈ガイダンス〉のかたちで行われている。これらのうち、原則的に全教員が参加し、専攻に所属する全学生を集めて開催されるのが入学時の「専攻別ガイダンス」と、ゼミ分属前の「ゼミ・ガイダンス」である。学生たちが履修計画を立てるために必要な情報はこのときに説明され、また不明な点について直接教員に質問する機会も用意されている。

しかしながら、必修科目が少なく、履修上の自由度が高いため、個々の学生の履修方法とその学修成果が学部の理念・目的等に適合しているかどうかは今後も検証を続ける必要がある。学生のインセンティブを高めるようなより適切な履修ガイダンスを行うことはもちろん、必修科目の選定とその効果的な配備、学生の勉学への動機付けや自己評価の仕組みなどが、関連する検討課題となろう。

（オ）必修選択の量的配分

【現状の説明】

前に述べたように、社会学部の卒業所要単位は、合計 132 単位である。専攻ごとの卒業に必要な単位数の

配分は次の表のとおりである。

表Ⅱ-社-2　社会学部の卒業所要（2007 年度入学生用）

<table>
<tr><td colspan="2">区分</td><td colspan="3">教養科目</td><td colspan="3">外国語科目</td><td rowspan="3">保健体育科目</td><td colspan="4">専門教育科目</td></tr>
<tr><td colspan="2">種別
専攻</td><td rowspan="2">人間・文化</td><td rowspan="2">社会・経済</td><td rowspan="2">自然・科学</td><td rowspan="2">第1選択</td><td rowspan="2">第2選択</td><td rowspan="2">第3選択</td><td rowspan="2">必修科目</td><td rowspan="2">選択必修科目</td><td colspan="2">選択科目</td></tr>
<tr><td>自専攻</td><td>他専攻</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">社会学</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">42～66</td><td rowspan="2">0～24</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="4">84</td></tr>
<tr><td colspan="11">132</td></tr>
<tr><td rowspan="8">心理学</td><td rowspan="4">臨床心理学コース</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">22</td><td rowspan="2">22～48</td><td rowspan="2">14～40</td><td rowspan="2">0～22</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="4">84</td></tr>
<tr><td colspan="11">132</td></tr>
<tr><td rowspan="4">応用・社会心理学コース</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">22</td><td rowspan="2">22～62</td><td rowspan="2">0～40</td><td rowspan="2">0～22</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="4">84</td></tr>
<tr><td colspan="11">132</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">マス・コミュニケーション学</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">42～66</td><td rowspan="2">0～22</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="4">84</td></tr>
<tr><td colspan="11">132</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">社会システムデザイン</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>4～28</td><td>8～12</td><td>4～12</td><td>0～12</td><td rowspan="2">0～6</td><td rowspan="2">18</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2">42～66</td><td rowspan="2">0～24</td></tr>
<tr><td colspan="3">20～36</td><td colspan="3">12～24</td></tr>
<tr><td colspan="7">48</td><td colspan="4">84</td></tr>
<tr><td colspan="11">132</td></tr>
</table>

（注）専門教育科目を 84 単位以上修得した場合は、8 単位まで教養科目、外国語科目及び保健体育科目の卒業所要単位に算入することができる。

卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分を専攻別にみると、教養科目に必修科目を設定しているのは社会学専攻の「社会学」（2 テーマ 4 単位）と心理学専攻の「心理学」（2 テーマ 4 単位）である。マス・コミュニケーション学専攻と社会システムデザイン専攻については、教養科目の必修科目はない。

専門教育科目については、社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、社会システムデザイン専攻は必修科目が 18 単位、心理学専攻は必修科目が 22 単位である。ただし、心理学専攻臨床心理学コースでは選択必修科目のうち 2 科目 4 単位は必修となっており、同コースの必修科目は合計 24 単位となっている。

教養科目と専門教育科目を合わせた必修科目の合計単位数は 18～28 単位であり、卒業所要単位に占める比率は 13.6～21.2％である。専門教育科目のみについてみると、卒業に必要な 84 単位のうち、必修科目が占める比率は 21.4～28.6％である。学部に共通のカリキュラム体系の中では、総論科目及び「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」といった基礎教育科目、ゼミ形式の「専門演習」「卒業研究」といった基礎的・基幹的な科目のみを必修としているので、必修科目が占める割合は必ずしも高くはない。ただし、学問領域によって考え方が異なり、いわゆる積み上げ形式が必要な心理学専攻では、必修科目の比率が最も高くなっている。

なお、卒業所要総単位に占める教養・外国語・保健体育科目の割合は 36.4％であり、卒業所要総単位に占める専門教育科目の割合は 63.6％となっている。

【点検・評価】

卒業所要単位に占める専門教育科目の単位数の割合は 6 割強であり、専門教育科目の量的配分は適切である。

専門教育におけるより一層の実質的な学習効果の向上をめざすため、卒業所要単位全体の削減が検討課題となっていたが、2008 年度入学生から卒業所要単位は 124 単位に変更されることになった。2008 年度からは全学的に全学共通科目の実施がなされる予定であり、学部の教育目的・目標との関連を十分に踏まえて、

カリキュラムの検討を定期的に行い、必要に応じて見直しを進めることが求められている。

ウ　教育課程等授業形態と単位の関係

【現状の説明】

本学では、授業科目の単位数については、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目及び保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、社会学部の授業科目に該当するのは次の 4 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

② 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

③ 演習は、原則として毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

④ 実習は、原則として毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

社会学部の「演習」については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用され、「実習」については、「毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定が適用されている。

なお、2002 年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来、通年で実施されていた 4 単位の講義科目は、原則として半期 2 単位となっている。

【点検・評価】

単位の計算方法は一般的なものであり、妥当である。セメスター制に移行しても、単位の計算方法に変化はなく、特に問題はない。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できる。また、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている（編・転入学の場合を除く）。これらは、「大学設置基準」に基づくものでもある。なお、社会学部では、単位互換協定に基づく単位認定として、2005 年度及び 2006 年度は 3 名の該当者がいたが、当該者の希望により単位認定については行わなかった。また、単位互換協定以外で大学独自に行っている単位認定についても該当者がいなかった。

2007 年 5 月現在、海外の 37 大学と提携を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 34 大学と学生交換協定を締結し、大学間で学生の派遣を行っている。学生の留学には、これらの協定大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定校以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を就業年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定が行われる。また、その他にも、海外での短期集中のセミナーとして、「海外語学セミナー」「大学洋上セミナー」が設けられている。

2001 年度より導入された DD（Dual Degree）プログラムは、アメリカのウェブスター大学に 1 年間留学し、両大学で正規生として専門教育を受けることにより、卒業時に本学とウェブスター大学双方の学位を取得できるプログラムである。所属する専攻によって、ウェブスター大学のどの学位を取得するかが決まり、学位によって取得の条件や単位の認定は異なるが、基本的には本学とウェブスター大学で修得した単位を所定の条件で相互に認定することによって、4 年間で二つの大学の学位を取得できる仕組みとなっている。DD プログラムの学位取得の実績は 5 名（2004～2006 年度）である。

社会学部の DD プログラムでは 4 専攻に対応したウェブスター大学における 4 種類の学位を取得するため

に、専攻ごとの専門科目の一部をウェブスター大学の該当学部の専門科目の一部に科目ごとに対応させて単位互換を行っている。このため、本学もしくはウェブスター大学において、単位互換対象となる専門科目が改廃された場合、これにすみやかに対応しないと単位互換を継続できなくなる。教務事務が全学単位に再編されるなかで、このような単位互換制度を学部独自で維持継続することは非常に困難であると判断し、社会学部のDDプログラムは2005年度入学生を最後に停止している。全学体制での単位互換制度の検討を要望し、それを受けて、現在、全学での検討が進められているところである。

単位互換ではないが、編・転入学生に対する単位認定は、「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」「第2部からの転部及び編・転入学」「3年次転専攻」「2年次転専攻」の種別に分けて、細かな単位認定基準を定めており、編・転入学時にはこれに従って、単位の認定が行われている。その際、学外からの編・転入学に限り、教養科目と保健体育科目は一括認定を実施している。その認定単位数は専攻によって若干異なるが、教養科目は28～32単位、保健体育科目は4単位を一括認定している。これ以外に、専門教育科目については、シラバス等を精査したうえで20単位を上限として単位を認定している。

【点検・評価】

単位互換・単位認定の制度はいずれも基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。その点において問題はないが、派遣留学・認定留学や編・転入学が決まった学生がこれらの制度や単位互換・認定の基準を正確に理解していない場合がしばしば見受けられる。これらの学生に対して、制度と基準の周知を図る必要がある。

単位互換・単位認定制度の周知を図るためには、編・転入学生に対しては、入試広報として情報提供を行うことが必要であり、留学しようとする在学生に対しては、事前に徹底したガイダンスを実施する必要がある。

オ　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

開設授業科目における専兼比率については、教養科目は兼任担当科目数の方が多く、専兼比率（専任割合）は34.5%となっているが、専門教育科目については、専任担当科目数の方が多く、専兼比率は、2007年度春学期が46.6～51.7%、2007年度秋学期が38.5%～49.2%となっている。また、社会学専攻及び社会システムデザイン専攻の専門教育科目の必修科目については、専兼比率（専任割合）は100%となっており、すべての専門教育科目の必修科目が専任教員によって担当されている。

【点検・評価】

社会学専攻と社会システムデザイン専攻において、専門教育科目の必修科目のすべてが専任教員によって担当されている点は望ましい姿であり、それ自体は長所である。しかしその背後には、専任教員の授業負担と開設授業科目数とのディレンマがあることも事実である。また、マス・コミュニケーション学専攻において専任担当科目数が少ないのは、学外の現場を知る実務家を講師として招聘していることなどによる。兼任担当科目が多いとはいえ、専任教員がコーディネートに尽力しているので、教育上の支障はない。このことは、専兼比率の専攻間の差が専任教員の負担の差ではなく、むしろ専任教員数の絶対的不足が背後に横たわっていることを示唆している。

カ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

前述のように、総論科目と「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」「基礎演習」が基礎教育科目の位置づけを有している。総論科目は各専攻の全専任教員によるオムニバス形式の授業であるが、この科目の場合は、大規模教室で行われ、専任教員の研究領域の紹介を中心に、一般の講義科目と同様に授業が行われている。しかし、他の基礎教育科目では、30～40人規模のクラスごとにクラス担任によって運営されている。特に、入門的科目とし

て重視しているのが1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」である。これらの授業では、たとえば、大学における授業の受け方、ノートの取り方、文献の調べ方といった、高等教育への移行に適応できるように配慮した懇切丁寧な指導が行われている。

【長所と問題点】

「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」は、クラス制を採用しているため、クラスでの関わりを通じて大学ではじめての友人ができることも多く、勉学面のみならず、大学生活への適応にとって重要な役割を果たしている。3 年次になる際に、これら入門クラスの担当者のゼミに所属する学生もしばしば見受けられ、教員と学生との関係を構築する上でも一役買っている。ただし、授業運営をよりスムーズにし学修効果を高めるためには、授業時や授業時間外の学習支援のための人的・空間的資源の確保が不可欠である。この点の改善については十分な取組がまだできていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在でも、大学教育への移行に関する配慮は適切に行われているが、今後は入学生の一層の多様化や学力低下も予想されることから、基礎的な学力をチェックして、より適切な指導を行うことが必要になる。そのためには、より少人数のクラス編制が望ましく、上述の課題に対する早期の取組が求められる。

キ　各種資格課程

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が開設されており、これらの課程を履修することが可能である。中学及び高校の「教員」免許のための教職課程、「司書」及び「司書教諭」のための図書館情報学課程、「社会教育主事」のための社会教育課程、「学芸員」のための博物館学課程がそれである。社会学部においても、当該の課程を履修し、所定の単位を修得することでこれらの免許・資格を取得することが可能である。

このほか、社会学部においては、「社会調査士」「認定心理士」の資格も取得することができる。「社会調査士」とは、社会調査に関する基礎的な知識と技能、倫理観をもつ人材に与えられる資格であり、社会学部の学生が必要な科目を履修し、所定の手続きをとれば、卒業時に、日本社会学会などによって設立された「社会調査士資格認定機構」から資格の認定が受けられる。2007 年 3 月に社会学部を卒業した 9 名が、「社会調査士」の資格を取得している。また、「認定心理士」とは、心理学に関する基礎的知識を有する者であることを社団法人日本心理学会が認定する資格であり、産業心理学専攻の学生が、「日本心理学会認定心理士認定資格細則」に定める所定の単位を修得し、演習・卒業研究の指導教員の証明を受けて申請すれば、「認定心理士」の資格を取得することができる。

履修者数が最も多いのは、教職課程である。社会学部では、社会と職業指導の中学校教諭一種普通免許状及び地理歴史・公民・職業指導の高等学校教諭一種普通免許状の取得が可能である。2006 年度の実績をみると、中学校教諭免許の取得者が延べ 33 名、高等学校教諭免許は延べ 65 名で、中学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者の 14%、高等学校教諭免許の取得者は全学の免許取得者の 13%を占めている。なお、本学が把握している限りでは、2006 年度に実施された全国の公立学校教員採用候補者選考試験において、本学の在学生及び出身者の合格者は 64 名（含、大学院生）であった。

次に、その他の課程の取得状況についてみると、図書館情報学課程で司書資格を取得した者が 13 名おり、司書教諭資格の取得者は 2 名であった。博物館学課程で学芸員資格を取得した者は 0 名、社会教育課程で社会教育主事任用資格の取得者は 0 名であった。

【点検・評価】

社会学部においては、教職課程の履修者及び教員免許の取得者が例年、文学部に次いで多い。この点は、評価されるところである。本学の社会学部は、教員養成系大学や学部ではないため、教職課程の「教職に関

する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に算入できない自由科目として配当されているものが多い。それにもかかわらず、教職課程の履修者・免許取得者が毎年一定数を占め、学内でも比較的多い学部なので、これらの事情を配慮し、免許資格部門委員会と連携して、各種の支援策を講じる必要がある。

今後、各都道府県における教員採用数の増加が見込まれているので、全学的に教員採用試験合格に向けた支援を展開するとともに、全学の動きとも連携しつつ学部としても支援策を講じる必要がある。現行では、学部においては、新入生を対象としたガイダンスを行う際に、教職・資格ガイダンスの場を設けている。また、全学的に取り組まれている「学校インターンシップ」制度を通じて、学校教育現場を体験することができる。

ク　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

インターンシップはここ数年で急速に普及し、また多様化している。現在ではキャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するインターンシップの他に、企業や経営者団体等が公募などで行うものも増えてきており、大学が実態を把握するのは困難になりつつある。

キャリアセンターが把握している範囲で 2006 年度における「ビジネス・インターンシップ」の実績をみると、全学の申込者は延べ 836 名、実際にインターンシップを経験できた実習生は 456 名であった。社会学部の申込者は延べ 118 名、実習生は 60 名であり、全学の申込者及び実習生の 14.1%、13.2%を占めている。

また、「学校インターンシップ」については、2006 年度の全学の申込者は 153 名、実際にインターンシップを経験できた実習生は延べ 144 名であった。社会学部の申込者及び実習生はいずれも延べ 15 名であり、全学の申込者及び実習生の 9.8%、10.4%を占めている。

インターンシップは、2001 年度より、自由科目「ビジネス実習」(2 単位)、2005 年度には「インターンシップ（ビジネス)」(2 単位）と科目名称を変更して単位認定を行っている。単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、さらに実習報告書の提出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。さらに 2005 年度からは、学校インターンシップの単位認定を制度化し、「インターンシップ（学校 1～4)」というかたちで単位認定を行うとともに、入学時からの参加の道を開いた。

【長所と問題点】

最近では、採用直結型のインターンシップも増えつつあるが、基本的にインターンシップはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。本学は学生数が多いことから、希望者全員がインターンシップを経験することは困難であり、この点は問題点であるが、インターンシップの制度自体は定着し、うまく機能している。現在のインターンシップはキャリアセンター主導で行われているが、学部としても、積極的に情報提供を行うなど、1 人でも多くの希望者がインターンシップに参加できるよう、側面から支援する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

インターンシップ実習中におけるトラブルやミスマッチをなるべく減らすよう継続して努力することが求められている。進路選択の指導に際しては、キャリアセンターとも連携しながら、学部としてもゼミ担当教員などを通し、インターンシップの成果が活かされるように可能な限り学生の支援が図られるべきである。

学校インターンシップについては、高大連携推進事務室を通して、学部が運営に参加している。また、ボランティアについても、2005 年度から学生を支援するボランティアセンター事務室が設置された。学部としても今後これらとの連携を図っていくつもりである。

ケ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会学部では、外国人留学生入学試験を実施し、留学生の受け入れを行っている。留学生に対しては、1年次配当の必修科目として、「日本語Ⅰ～Ⅳ」のが計 8 単位が設けられるとともに、日本についての理解を深め、併せて留学生の日本語能力を向上させるために、1 年次配当の選択科目として、「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」の計 4 単位が設けられている。また、年 1 回であるが、学部独自に外国人留学生懇談会を開催している。大学全体の取組として、交換留学生・私費留学生いずれも入寮できる学生寮「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互の交流を推進する役割を果たしている。

【長所】

外国人留学生懇談会は、学部に在籍する全留学生を対象に、学部執行部の教員及び教務センターの事務職員が懇談するもので、留学生が教員や事務職員と、さらには留学生同士の親睦を深める良い機会となっている。特に、新入生の留学生は、いろいろな悩みを抱えがちであるが、この懇談会が解決の糸口になることもしばしばあり、貴重な機会となっている。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

日本の大学における学生は、まだ等質性の高い集団であるといえようが、近年では、社会人や外国人留学生などを受け入れ、多様な学生集団となりつつある。このことは、一般学生を活性化する上で大きな効果を発揮していることもあり、社会人や外国人留学生が適応しやすいように、引き続き教育上の配慮を行うことが重要である。

社会学部では、たとえば商学部などと比較した場合、留学生の受け入れ数そのものが多いわけではない。学部教育が一定の専門性の獲得を目標としている以上、日本語の習得はもとより、専門教育を受けるにふさわしい基礎的知識が必要とされるため、留学生にとっては、やや門戸が狭いといえるかもしれない。しかし、大学の「国際化」は、留学生の受け入れ数だけで評価されるだけでなく、たとえば専門科目の講義のなかで、日本に対する国際社会の評価が常に検証されたり、海外の日本研究の動向が紹介されたりといったことが積み重ねられ、日本人学生の「国際的な感覚」が研ぎ澄まされることも重要である。そのような意味で、社会学部の専門教育のなかで多くの教員が「国際比較」や「海外の研究動向」を論じている点は評価されるべきである。

コ　生涯学習への対応

【現状の説明】

本学では関西大学吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市)、関西大学文化セミナー、関西大学サタデー・カレッジといった公開講座を実施しており、社会学部の教員も積極的に関与している。

また、社会人入学生、編・転入学生、科目等履修生、聴講生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。

【点検・評価】

生涯学習への対応は、学部独自で取り組むというよりも、大学全体としての取組の中にみられるものが多い。現在、学部及び大学全体によって取組がなされている生涯学習への対応を継続していくことが重要である。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）教育効果の測定

【現状の説明】

社会学部専門教育科目の構成は実習・演習科目と講義科目とに大別できる。専門教育科目の評価方法は、「定期試験（筆記）のみ」、「定期試験（筆記）＋平常点」、「定期試験（論文）のみ」、「定期試験（論文）＋平常点」、「平常点」に分類できる。実習・演習科目の多くは「平常点（平常時の報告ないしレポート）」もしくは「定期試験（論文）＋平常点」によって到達度を評価している。2007 年度春学期において「定期試験（筆記）」を実施した専門科目は 66 科目、「定期試験（論文）」を実施した専門科目は 8 科目である。2002 年度からのセメスター制度の導入により、春学期・秋学期それぞれの学期末に評価を行うことになり、通年制時に比べて教育内容のまとまりごとに到達度の評価を行うことができるようになった。そのほか、実験実習科目、演習科目、及び講読科目は、平常時における報告や小試験・レポートを課して効果を確かめながら授業を行い、それらを総合した平常点により評価を行っている。以上のように社会学部では、科目の性質ごとに評価の仕方を工夫しており、全体としてきめ細かく教育効果を見ながら授業を進めていると言える。

在学期間を通しての教育の効果を総合的に判断するために、社会学部では 4 年次に卒業研究レポートの作成を必修にしている。卒業研究レポートを評価することで研究に対する態度、知識、資料の収集や分析能力、データ解析能力、文章力、構成力、報告能力などを総合的に評価することができ、学部での最終的な教育効果を測定するものとしては最も適した方法であると認識している。そのためもあってか学生の卒業研究レポートに対する取組は非常に熱心である。

また、教育効果の測定方法に関する教員間の合意については、大枠は専攻会議で議論され、ついで教授会で決定されるものであり、教員間で理解のずれはない。

【長所と問題点】

教育効果の測定に関して、社会学部では講義・実習・演習などの科目の性質によってそれぞれにふさわしい方法を取り入れている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業研究レポートを必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて各年度版の『講義要項・授業計画』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。

教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みについてはいまだ十分な導入状況にあるとはいえない。科目ごとの成績分布や不可となったものの人数や割合を学生に開示したり、教員間で共有して検討したりするシステムはない。また外国語科目・教養科目・専門教育科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。現在、GPA の導入を見越して議論が開始されたところである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

測定値自体は蓄積されているので、これを教育効果の測定システムに対する検証のために有効活用する方法が検討される必要がある。一部の教員は、自分自身のデータをシラバスやホームページ、あるいは授業時に開示して、学生に意見を求め、改善の基礎にしている。また、授業そのものの改善に対する取組は、授業評価アンケートに対するリプライや FD フォーラムへの参加、公開授業への参加などをとおしてすすめられている。また、専攻ごとの、あるいは科目群ごとの授業担当者会議あるいは授業と評価の検討・改善をめざした共同研究などが進められている。これは、従来のインフォーマルな相互理解をシステム化する方策の一つだといえよう。

（イ）卒業生の進路

【現状の説明】

社会学部の卒業生の多くは民間企業に就職しており、官公庁への就職と大学院進学がそれぞれ毎年 20 名前後いる。

【点検・評価】

社会学部の卒業生が就職する企業は、従来型の重厚長大産業から、ベンチャー企業までさまざまである。とくに新しい社会の変化に対応するために起業した会社や、新規事業として子会社を立ち上げる会社にとってみれば、社会変化に適応できる人材の候補として、社会学部卒業生は魅力的であろう。実際に、就職先のリストをみると、この 10 年あるいは 20 年で急成長した企業の名前が並んでいる。このような動向をみるとき、社会学部での教育は、専門性と学際性の調和、理論と実践の調和といった目標が社会の求めるものに合致しているといえる。このバランスをよりよいかたちで実現し、企業に望まれる総合的な力を身につけた人材を継続して育成していく必要がある。

大学院進学者の多くは心理学専攻出身の学生である（臨床心理学を学ぶ者が多い）。官公庁への就職も学部としての組織的な支援は行っておらず、教員の判断でゼミ所属者に対する特別教育を行っている程度である。

「その他」の比率も少なくないが、ここには自営業のほか、専門学校進学予定者、公務員試験・教員採用試験受験予定者などが含まれ、進路の多様性を反映している。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本学部では学生が履修登録した授業の教育効果を高めるために年間の履修制限単位を 48 単位以内（各学期 23～25 単位以内）と定めている。ただし、教職・学芸員などの資格取得のための自由科目は履修制限単位外として各学期 16 単位まで履修できるようにし、資格取得のための便宜を図っている。さらに自由科目のうち「インターンシップ（ビジネス）」2 単位、「インターンシップ（学校 1～3）」各 2 単位、「教育実習（一）」2 単位「教育実習（二）」3 単位、「イングリッシュ・メディアラボ・Ⅱa/b」各 1 単位は学生の実践的能力を高める目的で設置されているものであり、上記 16 単位とは別枠で履修できることとしている。

ただし、編・転入学生の場合は 2 年間での卒業を見込んでいるために、年間 48 単位の枠をはずしているが、1 人ひとりの事情に応じて無理のない履修ができるように相談して決めている。

成績評価は科目の性質によって出席、定期試験（筆記）、平常試験、定期試験（論文）、平常レポート、授業への参加度、研究報告などの評価をもとに行われる。評点は 100 点満点で、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに発表される。

なお、成績発表後 3 日間をクレーム期間として設けており、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室経由で文書によって担当教員に問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。学生の成績は年 2 回保護者にも通知しており、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とは毎年 5 月に「教育懇談会」を開催し（大阪以外の地方でも主に夏期休暇中及び秋学期の週末を利用して開催される）、社会学部各専攻における教育方針や成績表の見方などを説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談を受けている。年 2 回保護者宛に通知している成績のうち 4 月末頃に送付している成績は、上記「教育懇談会」の際に学生の成績についての質問ができるように配慮しているものである。

定期試験（筆記）の実施に際しては厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は、担当教員のほかにかならず応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生 50 人に 1 人の割合で配置している。実施は「試験監督者へのお願い」（監督マニュアル）をもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど不正行為の防止と答案用

紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、それ以前に受けた試験をすべて無効にするとともに、原則としてそれ以降の試験もすべて受けられなくなるという厳しい措置を取っている。その上でさらに本人に強く反省を求めるなど厳正かつ教育的な指導を基本としている。

社会学部では、各年次の学生の質を検証・確保するための方策についての仕組みが整っている。3 年次の「専門演習」及び 4 年次の「卒業研究」（ともに必修）においては、学生が自分で研究を行い、論文を作成し、報告する能力を実践的に訓練するので、その基礎となる知識や情報技術などは事前に習得していることがどうしても必要である。そのため「専門演習」を履修するには、2 年次までに 36 単位以上を修得していることと 1 年次配当の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」の修得を条件として課している。また「卒業研究」は「専門演習」の修得を条件としている。

また 2001 年度より 4 年次生以上の再試験制度を廃止し、1 単位でも不足すれば留年となることから学生は下位年次から計画的に履修をする態度が強化されている。

学生の学習意欲を刺激する方策としては 2001 年度から入学試験成績の上位者及び 2 年次以上の成績優秀者に対し給付奨学金制度が発足した。また、2007 年度から入学試験において特に優秀な成績を修めた者を対象とした給付奨学金（第 1 種）及び前年度までの学業成績（1 年次の場合は入学試験成績）が特に優秀で、かつ本学が定める家計基準を満たす者を対象とした給付奨学金（第 3 種）制度に新たに移行した。2007 年度現在、この制度によって給付奨学金を得ている学生は 1 年次で 32 名、2 年次で 26 名、3 年次では 28 名、4 年次で 33 名（フレックスコース除く）の受給者がいる。卒業時の成績優秀者及び在学生の成績優秀者を表彰する制度（校友会の後援）も 2002 年度から設けられている。

また保護者との教育懇談会では 1・2 年次生に限り、成績表だけでなく演習科目の出席状況も資料として提示し、学部と保護者が協力して学生の勉学姿勢について配慮できる体制をつくっている。

【点検・評価】

成績を厳格に評価する仕組みは整っており、各年次、卒業時の学生の質を検証・確保するための方途もそれぞれの専攻で工夫されている。ただし、成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付など、いずれも新設の制度でもあり、学生に対して十分に周知されているとは言いがたいことは問題である。また、単に結果として成績優秀者に奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのでは意味がない。本来の趣旨である学生の勉学へのインセンティブを高めるためにこそこの制度が積極的に活用されるよう、工夫をすることが必要である。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、専攻別に分かれ、事務職員による Web 履修登録説明会が行われる。その後、各専攻の教員によって専攻の特色や科目の特徴、履修上の注意事項などについて説明がなされる。その後、さらに 1 年次必修の「基礎研究Ⅰ」のクラスごとに分かれ、担任と個々に相談する機会が設けられている。とくに教員免許などの資格の取得を希望する学生に対しては、2003 年度から学部独自のガイダンスを行い、履修計画を早めに立てるよう注意を促している。

（イ）オフィスアワー

オフィスアワーは制度化されていない。しかし、これは教員が担当する科目の受講生、とりわけ少人数クラスの学生については個別の相談、グループでの相談に応じるのが当然であるという意識をもって教育にあたっているからである。とりたててオフィスアワーという制度を設けていなくても、学生の面談申し出に応じ、適切な指導をする姿勢は、社会学部の教員にじゅうぶん共有されている。

教員は、担当する科目の学生には研究室の電話番号や電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにし、

学生が適宜相談を受けられる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談に応じており、特に最近では電子メールによる相談を受けたり、アドバイスをしたりしているケースが増えてきている。

個別の相談のためには、教室の他、実習室や実習準備室、教員の個人研究室、さらには学生ワーキングスペースや応接室などの場所が、指導目的に応じて適宜利用されている。

（ウ）留年生に対する配慮

社会学部では学年ごとに進級または留年を決定するシステムをとっていないため、留年は4年次終了時点で最終的には決定されることになる。2006年度の卒業予定者912名のうち、卒業に合格できない学生は104名おり、卒業予定者に対する不合格者の比率は11.4%である。ちなみに2005年度の不合格率は10.4%である。留年生に対する指導は基本的にゼミの指導教員が行うことになっているが、勉学についていけないなど能力にかかわるものではすくなく、休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果であるなど、学生本人の自覚的な選択である場合がほとんどである。しかし近年は精神的な問題で授業に出席できないなどのケースも散見され、そうしたものには学部から連絡を取って対応するなどの措置を取っている。

【長所と問題点】

社会学部における履修指導は全体として丁寧に行われており、オフィスアワーも制度化こそされていないが、研究室への訪問はもちろん、電子メールの急速な浸透により学生の相談には柔軟に対応できている。現在は学部の教員全員が電子メール利用者であり、相談・指導のための初期アクセスは以前と比べ格段に容易になっている。また1年次から4年次のすべての年次に必修の演習科目が配置されているために、学生は在学中かならずどこかの演習・ゼミの所属メンバーとしてその動向を教員によって把握される状態にあり、また学生もつねに担任教員をもつことになる。こうしたカリキュラム上の特質が基礎になって、特段にオフィスアワーを設けなくても相談・指導が有効に機能しているのだと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

改善が必要だとしたら、個人的な相談・指導というよりも日常的に経験する授業や学校生活において不都合や不満を感じたりする事柄について、学生の意見をすくいあげる通路が用意されていないことであろう。この点については今後検討の余地がある。

エ　教育改善への取組

【現状の説明】

社会学部では「理論研究と実証分析の調和」という教育目標のもとでこれまでも実験・実習及び演習系の科目を重視してきたが、これは言い換えれば学生が自ら主体的に物事を考え、形にするという参加型の授業を重視するということでもあった。こうした授業が学生の学習を活性化させることは教員の間でも共通に理解されているため、1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「基礎演習」でも参加型の授業を行い、研究のための基本的なスキルを身につけるとともに仲間との共同作業を体験することで意欲を高めるよう工夫している。

また講義系の科目においても教材提示装置によって資料の現物を見せたり、VTR などの映像資料を使ったりして、学生の五感に訴える授業を行っている教員も近年増加している。

さらに2002年度からはゲストスピーカー制度が発足し、年度内で1教員につき1名のゲストスピーカーを1回招へいすることが可能となった。この制度は担当科目の授業の中で、実社会で活躍している人や関連分野の専門家に講義をしてもらうことで教育効果を高めることをねらいとした制度で、学際的・実践的な教育を理念とする社会学部にふさわしい制度である。

3年次の専門演習や4年次の卒業研究では大多数の教員が合宿授業を年度内に数回行い、集中的な学習や学生同士、学生と教員とのコミュニケーションを密にする上で高い効果をあげている。この合宿授業への費用補助として「ゼミナール学生小旅行参加補助費」も制度化されている。また同様の趣旨で1年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2年次の「基礎演習」、3・4年次のゼミでは担当教員は年2回まで「クラス懇談会参加補助

費」が申請できることになっている。

卒業研究論文は学生の総合的な教育効果を計る目安であるが、1994 年度から専攻ごとに『卒業研究論文要旨集』を学部予算で編集し、卒業時に各学生に配布するとともに後輩学生たちが卒業研究論文執筆の参考にしてもらうためにいつでも閲覧できるようにしている。またより積極的な活用策として、2 年次後期のゼミ・ガイダンスの際に 2 年次生全員に配布し、それを参考にしながら説明をしている専攻もある。

その他の学修活性化のための措置として、年度内に各専攻 1 回、計 4 回の枠で、外部の研究者あるいは学識経験者を招いて学術講演会を開催し、学生に外部の世界に目を開かせるための努力を行っている。

シラバスについては、インターネット上に公開されており、社会学部における開講科目のすべてについて①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって学生は履修科目を適切に選択することができ、またあらかじめ受講計画を立てやすくなった。学生は常時、履修科目を選択する際の詳細な判断材料を手にすることができ、綿密な受講計画を立てることができるようになっている。

全学共通教育推進機構が企画する FD に対する取組には社会学部も積極的に協力し、授業の VTR 作成、学生による授業評価を学部として実施している。「学生による授業評価」では社会学部は、2006 年度春学期は対象 297 クラスのうち 276 クラス（92.9%）で実施し、通年クラスないし秋学期の科目では対象 303 クラスのうち 291 クラス（96.0%）で実施されている。この調査ではマークシートによる調査のほかに授業に関する意見を自由記述方式で記入してもらっており、自由記述分は直接担当教員が受け取り、その後の授業運営の改善に役立てられるようになっている。評価結果は学部ごとに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目についての集計結果がフィードバックされている。2007 年春学期からは学部平均と担当科目の評価点が比較できる形でフィードバックされているため評価点の相対的位置もわかりやすくなっている。さらに、評価に対する教員からのコメントも求められ、それらは編集されて学生に読めるかたちで公開されている。

また、社会学部における FD 活動については、従来より学部充実委員会が必要に応じて FD 活動に関する事項を議論してきた。しかし、これまで、学部充実委員会が学部における FD を検討し、方針を策定する機関であるとは明確に位置づけられてはいなかった。そこで学部として FD 活動を組織的に行うために、学部充実委員会を社会学部における FD 活動の検討・方針策定の機関として位置づけるとともに、学部内の 4 専攻それぞれにおいて組織される専攻会議をその具体的な作業部会と位置づける方向で議論を進めているところである。

【長所と問題点】

シラバスは充実しており、学生が履修を検討する際に必要十分な内容を持っている。また「学生による授業評価」にも協力的である。学際的な教育という社会学部の理念についても具体的な体制が整っており、参加型の授業が効果を上げていることについても教員間で共通理解が得られている。

問題点としては、「学生による授業評価」の評価結果がどのように活かされるかが基本的に教員個人の判断にゆだねられている点、また学生による授業評価の信頼性に疑問を持つ教員も少なくない点が上げられる。学生による授業評価は全学的組織である全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われているものであり、社会学部としてその活用方法についての検討が必要となっている。

いわゆる FD のなかで制度的に実施される評価とは別に、社会学部ではさまざまなかたちでコミュニケーションをはかるための用紙・カードが用意されており、教員の控室におかれている。教員は、担当科目の実情に合わせて、これらの用紙を利用し、公的なアンケートの機会だけでなく、日常的に授業に対する感想を求め、それに対して答える習慣をもっている。こういったふだんの授業に臨む際の意識を維持し、あるいは涵養することが重要である。

また、これまで社会学部における教育改善の取組は、学部充実委員会、各専攻の専攻会議において活発に議論され、実行されてきた。これらの取組は、教育理念や目的の検証など教育の根幹に関わる問題から教育

方法の細部の取り決めに至るまで、社会学部の教育を改善する実質的な役割を果たしており、大いに効果をあげてきている。だが、これまで社会学部における FD 活動を検討し、方針を策定することが、学部充実委員会や専攻会議の役割の一つであると明確化されているわけではなかった。今後は、学部充実委員会や専攻会議が社会学部の FD 活動の一端を担っているという認識を学部構成員が共有できるように、FD 活動を実施する機関として学部充実委員会、専攻会議を位置づけることが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

全学委員会主導の授業評価であっても学部での議論を経て、その意義を再確認したうえでの実施でなければ授業評価も実効性あるものとはなりにくい。問題点や新たな取組については、FD 委員会での議論が学部執行部をつうじて学部充実委員会あるいは教授会で紹介されており、全学的な動向を教員が共有できるかたちにはなっている。ただ、授業評価の結果を今後の教育にどのように活かすかについての判断が最終的に教員個人にゆだねられるのは当然であるとしても、せっかくのデータを組織としてより効果的に活かさない手はない。そうした方法については、今後も検討を重ねていく必要がある。

また、社会学部独自の FD 活動については、学部充実委員会を社会学部における FD 活動の検討・方針策定の機関として位置づけ、専攻会議をその具体的な作業部会と位置づける方向で議論を進め、FD 活動を組織的に行う体制づくりが進められているところである。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

社会学部における授業はクラス規模にメリハリをつけて行われている。演習形式の専門教育科目で必修になっているものは、とくに事情がない限り 1 クラス 40 名を超えないように配慮し、講義形式の選択科目では多人数クラスでもやむをえないものとしている。演習のうち、3・4 年次のいわゆるゼミは定員を 20 名程度とし、きめの細かい指導ができる体制を整えるとともに、学生相互の議論や研究報告の訓練ができるようにとくに教室も移動式の机のある部屋を利用している。またゼミ合宿に対する出張費が制度化されていることもあってほとんどのゼミでは年数回、合宿を行って集中学習や密度の濃い議論を行っている。そのほかの演習や実験実習ではできるだけ 50 名を超えないようにしているが、超える場合には複数の教員が担当したり、補助教員や TA をつけたりするなどして指導が行き届くように配慮している。

教養科目は履修生も多く、大規模クラスで行っているが、外国語科目はその効果を考えて極力 1 クラス 50 人を超えないようにしている。社会学部の教室の多くは教材提示装置や AV 装置が備えられており、大規模クラスであっても、以前のように見づらい、聞きづらいという状況ではなく、大規模クラスであることのマイナス面は、改善されている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報を VTR あるいは DVD で提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も社会学部の中教室以上の教室にはすべて装備されており、条件的にも整っている。また新設の大教室にはすべての机に電源と情報コンセントが備え付けられており、学生は必要に応じていつでもノートパソコンを接続できるように配慮されている。

【長所と問題点】

社会学部における授業形態と授業方法の関係については適切に配慮されている。問題点をあえてあげるとすれば、1 年次の「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、2 年次の「基礎演習」のクラス規模が 30～40 名であり、とくに心理学専攻で 40 名を超えるクラスがあるのは少人数クラスとしてはやや問題であろう。また、履修登録が 500 名をこえる講義も若干あり、時間割編成の工夫や、受講制限の方法を検討するなどの改善が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

「基礎研究Ⅰ・Ⅱ」、「基礎演習」のクラス規模が30名を超え、さらに40名を超えるクラスさえあるのは端的に教員の数に制約があるためであるが、教員を増員できないことを前提にすれば、参加型の授業であるこの科目でなお効果を上げるにはTAなどの導入が不可欠である。2005年度からは一部の授業で実験的に導入が始まり、現在はより広く活用するための準備が進められている。

(3) 学位授与・課程修了の認定

ア　3年卒業の特例

【現状の説明】

心理学専攻では、関西大学大学院社会学研究科社会心理学専攻臨床心理学専修等への進学を目指す、きわめて優秀な学生を対象に早期卒業（在学3年間で卒業）を認める制度を2006年度入学生から導入している。

早期卒業への応募については、①臨床心理学実習Ⅰを修得している者（2007年度入学生は、臨床心理学コースに所属している者で、かつ臨床心理学実習Ⅰを修得している者）、②2年次末の時点で、修得した科目のうち卒業所要単位に含まれる科目の評定平均点が専攻の指定する点数以上の者、③2年次末の時点で教養科目（各分野から4単位以上を含めて20単位以上）、外国語科目（第1選択外国語8単位、第2選択外国語4単位、計12単位以上）の卒業所要単位を満たし、かつ卒業所要単位（132単位）のうち92単位以上を修得している者、④所定の手続きを経て心理学専門演習の履修を許可された者で、かつ当該演習担当者が早期卒業制度への応募を認めた者、⑤早期卒業希望者を対象に行う口頭試問（2年次末に実施予定）で80点以上の者、⑥連続して4学期在学している者、という六つの条件をすべて満たすことが必要となる。

早期卒業が認められる者は、①3年次末（3月末）において、原則として「臨床心理学実習Ⅰ」及び「臨床心理学実習Ⅱ」の2科目4単位を含め、専攻の指定する科目の内から22単位以上を修得し（2007年度入学生は、原則として「臨床心理学実習Ⅰ」及び「臨床心理学実習Ⅱ」の2科目4単位を修得し）、かつ卒業所要単位を全て修得している者、②3年次末（3月末）の時点で、修得した科目のうち卒業所要単位に含まれる科目の評定平均点が専攻の指定する点数以上の者、③心理学専門演習及び心理学卒業研究の成績が優（80点以上）の者、④6学期在学している者、という四つの条件をすべて満たす必要がある。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

社会学部では、国際化への対応と国際交流の推進について、在籍学生が習得できる外国語科目の充実や、専門教育科目で展開される授業の内容で国際的視野を涵養していくことが重視されている。

社会学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが、全学での枠が2006年度は45名前後、2007年度60名前後であることから社会学部からの交換派遣留学生の実績も、その枠の一部にとどまらざるをえない。2006年度は2人、2007年度は1人である。

2001年度からアメリカのウェブスター大学との協定にもとづき、DDプログラムを社会学部でも採用してきた。このプログラムによって社会学部から留学している学生は2004年度で2名、2005年度で0名、2006

年度で2名、2007年度で0名である。

近年では、以上のような大学としての交流プログラム以外で、演習クラスなどで、国外に研修旅行にでる例も増えてきている。また、休暇中に個人的に短期の語学研修に出かけたり、休学して留学する学生も増えている。これらの学生の数は学部としてもすべてを把握しているわけではない。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招へい研究員制度がある。招へい期間は最長で3ヵ月。招へいされた研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。

【長所】

大学としての国際的な教育研究交流の体制は、協定校が年々増加するなど着々と進んでいる。

【問題点】

社会学部学生の派遣留学について「数」だけをとりあげれば、やや少ないといえる。しかし、実際には、大学プログラム以外で、短期語学研修に参加したり留学する学生の数は増えており、その実態を大学として把握できていない。

しかしながら、既述のとおり、「国際化」というとき、それは必ずしも留学をする学生の数や外国人留学生の受け入れの数の「多さ」によって示されるわけではない。社会学部においては、在籍学生が習得できる外国語科目の充実や、外国語科目を選択する柔軟性の保障、専門教育科目の授業のなかで国際的視野を涵養していくことが重視されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入学試験用のガイドブックにも海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力の一つとしてあげていることからすれば、留学に求められるだけの語学力を確実に身に付けられるよう、語学教育を強化する必要がある。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が求められる。また学生本人にも入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に指導する体制作りが必要となろう。これに関しては、海外語学セミナーや検定認定の単位認定制度が導入されたので、今後は、語学の向上を在学中の目標にする学生も増加すると予想される。また、それらの学生を核として、留学に関心をもつ学生を増やしていくことが具体的に図られる必要があろう。

大学の国際交流プログラム以外で、短期語学研修に参加・私費留学する学生に対して、適切な情報を提供する必要がある。また、それらの意欲ある学生を大学主催の海外語学セミナーや派遣留学へと誘導する工夫がいる。また、演習クラス単位などによる国外への研修旅行に対して、大学としてなんらかの支援を検討する必要がある。

4　学生の受け入れ

社会学部では学部の理念に基づき、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲のある学生を受け入れるためにさまざまなかたちの募集及び選抜方法を取り入れている。できるだけ多様なバックグラウンドを持つ学生、多様な国・地域からの学生を入学させ、入学した学生がそれぞれの特性を活かしながら相互に刺激し合って能力を伸ばしていけるようにすることが、社会学部の教育理念・目標である「専門性と学際性の調和」、「理論研究と実証分析の調和」を実現することにつながると考えるからである。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

社会学部では、おおよその目安として、センター利用入学試験も含む一般入学試験で 50～60%、指定校

制推薦入学で 30%程度、残りの 10～20%をアドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、デュアル・ディグリー（DD）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験（「その他入試」、詳細は次項参照）と想定している。2007 年度入試（2006 年度実施）の実績を見ると、一般入学試験による入学者が 60.4%、指定校制推薦入学による入学者が 28.6%、その他入試による入学者が 11.0%という数字を示しており、目安と実質に食い違いはない。なお、社会学部では、2006 年度から DD 入学試験、2007 年度から社会人入学試験を停止している。

また、社会学部の「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念、「理論研究と実証分析の調和」という教育目標に適合するよう、入学試験にも配慮している。試験科目については、本学部における学業遂行に対応しうるような基本的な科目を課している。具体的には次のようになる。

ア　言語能力の重視

社会学部において勉学を進めていく上での基礎学力として言語能力を重視している。一般入学試験では、国語、英語を課している。センター利用入学試験でも、配点において英語を重視している。また、アドミッション・オフィス（AO）入学試験では、志望理由書だけでなく専攻ごとのレポートを課し文章表現力を評価している。社会人入学試験では英語と小論文を、編・転入学試験では、英語と専門論文を課している。

イ　多様な選択科目

一般入学試験では、英語、国語に加えて、社会学部における勉学を進める上で重要な科目である、世界史 B、日本史 B、地理 B、政治・経済、数学（数学Ⅰ・数学Ⅱ・数学 A・数学 B〈数列・ベクトル〉）のうちから 1 科目を選択するようになっている。

ウ　面接の重視

単なる知識量では測れない多様な能力を有する学生を受け入れるために、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、デュアル・ディグリー（DD）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験では、精査された実施マニュアルに基づき公正な面接を実施している。

【点検・評価】

入学者の試験方法別の割合は、学部全体、各専攻ともおおむね想定どおりの数値を示している。知識を問う一般入試と、単なる知識量では測れない学習意欲や帰属意識など多様な実力を問うその他の入試とが、バランスよく組み合わされているといえる。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法等

【現状の説明】

選抜方法は、一般入学試験、センター利用入学試験のほかに、推薦入学制度として指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、その他の入学試験としては関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、デュアル・ディグリー（DD）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験を行っている。2007 年度の全入学者（履修届提出者）882 名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は 533 名（約 60.4%）、その他の多様な入学試験による入学者は 349 名（約 39.6%）であった。

なお、2002 年度までは、勤労学生・社会人・その他、教養と専門的な知識・技術を身につけたいと望む者に広く教育の機会を提供するために、第 2 部を設け、第 1 部とは別に入学試験を行ってきた。第 2 部は、専攻制をとっていなかったため一括して受け入れるかたちをとり、一般入学試験、社会人入学試験、関西大

学第一高等学校卒業見込者入学試験、編・転入学試験を行ってきた。2003 年度には第 2 部の募集は行わず、昼夜開講制のフレックスコースに移行したが、募集方法や入学試験方法については基本的には従来のやり方を踏襲した。2005 年度には、デイタイムコースとフレックスコースを統合し、入学試験方法を一本化した。

以下、それぞれの入学試験方式について狙いと募集方法を説明する。

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、科目は英語・国語・地歴、公民または数学の 3 科目である。科目配点は英語 200 点、国語 150 点（2004 年度まで 200 点）、社会または数学 100 点。広い視野に立って物事を考えたり、現象を深く追究したりするために必要なのはまず確かな基礎学力であり、いまのところこの 3 科目についてとくに問題となる点もないので社会学部独自の問題作成は行っていない。2 月の初旬に A・S 日程、3 月初旬に B 日程の入学試験が行われ、本学社会学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供している。入学試験の申し込みは四つの専攻に第一希望から第四希望までを記入する方法をとっている。合否判定は学部としての合格最低点を確定した上で、第一希望を優先させるかたちで各専攻への合格を決め、第一希望の専攻の合格人数に入り切れなかった者を第二希望以下、順に合格予定人数に満たない専攻に割り振るという方法をとっている。

合否判定は A・S 日程については一括して行っているが、A 日程と S 日程の入学試験問題の違いが不公平にならないように得点データに統計処理を加えて標準化した値を用いて判定している。

イ　センター利用入学試験

幅広い学力を有する優れた生徒を入学させるため、2005 年度より導入した。科目は 3 教科・3 科目で、配点は外国語（英語）200 点及び国語（漢文を除く）、地歴（「世界史 B」、「日本史 B」、「地理 B」から 1 科目）、公民（「現代社会」、「倫理」、「政治・経済」から 1 科目）、数学（「数学Ⅰ・数学 A」、「数学Ⅱ・数学 B」から 1 科目）、理科（「物理ⅠB」「化学ⅠB」「生物ⅠB」「地学ⅠB」から 1 科目）から 2 科目（ただし、地歴または公民のいずれか 1 科目は必須）それぞれ 200 点、総計 600 点。専攻単位の志望とし、専攻ごとに合格者を決定する。2005 年度入試では 33 名が入学した。2006 年度入試から、「前期」に加えて、本学部が指定したセンター試験 2 科目の得点に本学の英語学力検査の得点を加えた合計点で合否を判定する「中期」、センター試験の 4 教科・4 科目の得点により合否を判定する「後期」の 3 タイプの試験を実施した。

ウ　指定校制推薦入学

本学社会学部での勉学を強く希望し、かつ成績・人物ともに優秀な生徒を所属する高等学校長からの推薦により入学させることで学生の質を維持向上させることを狙いとして 1986 年度から導入した。指定校の選定は、基本的には全入試による社会学部への入学実績と合格者実績、及びこの推薦入学制度への志願者の実績にもとづいて随時調整している。また、2006 年度からは、全学部への入学実績と合格者実績をも配慮し、入試センターと連携をとりながら、学部の指定校を決めている。指定校にはそれぞれ入学できる専攻を割り当てているが、原則として 4 年で四つの専攻がそれぞれに割り当てられるように配慮している。2007 年度入試（2006 年度実施）では、指定校 339 校、339 名の募集に対し応募者が 252 名で志願率は 74.3%である。

応募資格は高校における全科目の評定平均値が 4.0 以上（2007 年度入試からは、全科目の評定平均値が 4.0 以上、もしくは全科目の評定平均値が 3.6 以上かつ英語・国語・地歴公民・のうち 1 教科の評定平均値が 4.3 以上）で、学校長の推薦がある者。各専攻の教員が 2 名 1 組で面接を行い、2 名がそれぞれに行った評価を総合して合否判定を行っている。

この制度は高校と本学部との信頼関係に基づいている。高校の進路担当者対象の説明会への出席のほか、受験生が面接で不合格になった場合、新たに指定校に指定する場合、入学者に成績不振その他の問題が生じた場合などは、高校側に出向いて説明するなどして、相互の信頼を維持し、真摯な姿勢で生徒を推薦してもらえるよう働きかけている。

エ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

受験生の能力や個性を多角的に評価できる、自薦型の公募制入学試験として、2000 年度から導入した。募集人員は約 20 名。出願資格は高校での評定平均値 3.8 以上（2004 年度まで 4.0 以上）である。選考は 2 段階で行っている。第一次選考では、志望理由書と希望専攻から与えられた課題についてのレポートを元に各専攻で合否判定の原案を作成し、全学 AO 入学試験委員会で決定する。第二次選考は専攻ごとに 3 名の面接委員によって 30 分程度の面接を行い、各面接委員の評価を総合して、最終合格者を決定する。2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者 101 名、合格者 24 名、入学者 22 名である。

オ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざすとともに、スポーツ文化の活性化を通して本学の学生文化全体を活性化させることを狙いとする入学試験である。本学部では 1991 年度より、硬式野球、サッカー、陸上競技を対象に、スポーツ能力に優れた者の公募制推薦入学を実施してきたが、2003 年度より全学的な規模でのスポーツ・フロンティア入学試験を実施することになったことに伴い、現行制度に移行した。本学体育会にある 37 種目を対象とし、応募資格は高校における全科目の評定平均値が 3.4 以上かつ、スポーツにおいて一定の基準以上の成績を残していることである。選考は 2 段階で行っている。第一次選考では、出願書類をもとに、主に志願者の競技成績に基づいて評価し選考する。第二次選考では、専攻ごとに 2 名の面接員による面接及び論述形式による筆記試験を行い、最終合格者を決定する。2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者 35 名、合格者 20 名、入学者 20 名である。

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から本学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために学部創設以来、実施している。以前は第一高等学校の卒見者入試として個別に行ってきたものを、2004 年度からは、内申書による得点と外部テスト（3 回実施）の得点を総合的に評価して、合否判定を行っている。いわゆる内部進学に見られがちな「甘え」を是正する方策でもあった。2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者 53 名、合格者 53 名、入学者 50 名である。

キ　デュアル・ディグリー（DD）入学試験

米国ミズーリ州にあるウェブスター大学に留学し、同大学で専門教育を受けることにより、卒業時に関西大学社会学部とウェブスター大学での在籍学部の双方の学位を取得することができるプログラムである。ウェブスター大学との間でデュアル・ディグリー協定が締結されたことを受け、2001 年度より実施している。募集人員は約 10 名で、出願資格は設定基準以上の英語能力を有していることである。選考は外国語教育研究機構の教員による英語での面接及び社会学部の教員 2 名による日本語での面接それぞれの評価を総合して行っている。2006 年度入試（2005 年度実施）は、志願者 6 名、合格者 2 名、入学者 1 名であった。2007 年度入試以降は、DD プログラムの全学的な改善作業にあわせて、社会学部では募集を停止している。

ク　外国人留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドをもつ学生を受け入れるために行っている。試験は日本語（150 点）、英語（100 点）に面接での評価を加味して合否判定を行っている。合格者は志望専攻に入学できる。2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者 15 名、合格者 8 名、入学者 5 名である。

ケ　社会人入学試験

学習意欲が高く、目的意識も高い社会人に勉学の機会を与え、かつそれによって学部の活性化を図る狙いで実施している。2002 年度までは第 2 部、2004 年度まではフレックスコースにおいて実施していたもので

ある。2006 年度入試における出願資格は、入学当該年度 4 月 1 日現在において 23 歳に達し、高等学校を卒業したと同等の学力があると認められる者で、5 年以上の勤労・実務の経験、またはそれに準ずると認められる者である。選考は、英語〔英和辞書を貸与〕と小論文の試験に面接での評価を加味して合否判定を行っている。2006 年度入試（2005 年度実施）は、志願者 2 名、合格者 1 名、入学者 1 名であった。2007 年度入試以降は、社会学部では募集を停止している。

コ　編・転入学試験

本学または他の 4 年制大学を卒業した者あるいは卒業見込みの者、短大、高等専門学校、専修学校を卒業した者あるいは卒業見込みの者、本学または他の 4 年制大学の 2 年次を修了した者あるいは修了予定の者に対して勉学の機会を提供し、あわせて勉学の目標の明確な学生を取り入れることを狙いに実施されている。原則として 3 年次への編・転入学であるが、産業心理学専攻（2006 年度より心理学専攻）においては、カリキュラム上、積み上げ方式をとっており 2 年間の在学では体系的な学習の実現が困難であると考えられるため、2004 年度から 3 年次編・転入学試験制度は廃止し、2 年次編・転入学試験制度が新たに設けられた。ただし、学内からの編・転入学に限り、一定の出願資格を有している場合には、3 年次編・転入学試験を受けることができるものとしている。

【長所】

一般入学試験については、入学試験の公正性・公平性という面では十分な配慮がなされている。また、いわゆる専攻回しによって第二希望以下の専攻に合格した学生や、入学後に異なる専攻での学習に強い意欲をもつにいたった学生には、1 年次修了直前に入学後の転専攻試験が用意されており、ケア面での問題はない。現行の一般入試の形態は、本学社会学部で学習したいと強く望む受験生に広くその機会を提供しているという面で積極的に評価できるものと考えている。むしろ課題は入学試験成績上位合格者の入学者をいかに高めるか、という点に集約されているのが現状である。

指定校制推薦入学については、高校との信頼関係の下での推薦制度であるため、教員の間でもまじめで意欲的な学生を確保できているとの評価が高く、実際入学後の成績はよい。

アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、教員の間では、自己表現力に富み、入学後の目標が明瞭である意欲的な受験生を選抜できているという評価がある。現に定員枠の拡大を望む専攻もある。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

問題点を入試種別ごとに列挙すると、まず一般入学試験では、上述したように合格上位者の入学率が低いことがあげられる。

アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、1 人ひとりの選考に多くの時間を割いており、今後、志願者が増えた場合、短期間に教員だけで選抜する作業を担えるかという問題がある。また、志願者に対する受験指導がゆきとどき、新聞記事を読ませるなどの課題では個性が識別しにくくなっていることや、高校でのボランティア活動のとりいれ、総合的学習の時間の導入などの結果、見るべき活動歴をもって志願してくる者が必ずしも増加していない点も見逃せない。

これらの問題点に対しては、1)一般入学試験合格上位者の入学率が低い点については、本学社会学部の特徴を適切にアピールする、2)アドミッション・オフィス（AO）入学試験については、選抜作業を学部の教員・事務室だけで担うことの限界を踏まえ、選抜の体制について別の可能性を検討する、3)デュアル・ディグリー（DD）入学試験については、ウェブスター大学との連携のための作業について、全学的な支援の体制を作り上げる、といった策を現在検討している。

また、より多様な学力をもつ学生を確保するための改善策として、2006 年度からは、2005 年度に導入したセンター利用入学試験前期に加えて、上述のように、本学部が指定したセンター試験 2 科目の得点に本学の個別学力検査（英語）の得点を加えた合計点で合否を判定するセンター利用入学試験中期、センター試験の 4 教科・4 科目の得点により合否を判定するセンター利用入学試験後期を実施する。

社会学部では、指定校推薦入学についてのきめ細かい制度改革を重ねるなどの対応をとってきたが、今後、すべての入試種別について、より抜本的な改革が必要だという認識に至っている。そのため、現行制度の改善で対応できる事項については、執行部を通じて入試センター、他学部との調整をしつつ、大学執行部に要望を伝えている。また、学部内では、入試制度検討小委員会を設置して、各種入試のアドミッション・ポリシーの再検討や、出願基準、選考方法及び選考基準などについて意見交換を行い、入試制度の継続的な見直しと改善に着手している。

(3) 入学者選抜の仕組み

【現状の説明】

入学者選抜の実施体制や選抜基準の透明性確保のための仕組みは次のとおりである。

入試の実施体制としては、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学の試験体制に従っている。また、社会学部執行部の一員として入試主任がおり、全学の入試センター主事を兼ねているために、全学の入学試験方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学の入試センター主事会の議論に反映させる体制ができている。

次に、選抜の基準に関してであるが、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないよう、素点に統計処理を行っている。同様の統計処理は関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験における内申書の得点と外部テスト（3 回実施）の得点にも施され、両得点の配分に不公平が出ないように配慮している。

(4) 入学者選抜方法の検証

社会学部が独自に試験問題を作成しているのは、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験である。面接を行っているのは、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、デュアル・ディグリー（DD）入学試験、外国人留学生入学試験、社会人入学試験、編・転入学試験である。これらの出題や面接には、本学部教員が必ず 2 名ないし 3 名のチームを組んで行っている。出題については、執行部や出題者による難易度の調整、複数題の場合の調整など入試問題の適正化を図る仕組みがある。また面接の評価は、客観性・公平性を保つために、すべて所定の面接票に記入する方式をとっており、評価を 4 段階でランク付けするとともにその理由を記載するよう定めている。必要に応じて、執行部と面接委員が協議をする明確な仕組みも有している。

いずれの入学試験の場合も最終合否の判定は教授会で決定する。すべての得点データや判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経たうえで決定している。

【点検・評価】

入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮を加えており、特に問題点はないと考える。

(5) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

科目等履修生及び聴講生という、入学試験を行わない学生の受け入れについては、本学の規程にもとづき、

教授会で審議したうえで、妥当と認められるものを許可している。

【点検・評価】

本学部においても科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れが、資格取得の援助のみならず、生涯学習の場として利用されていることは、実績が示すとおりである。人数はさほど多くはないが、目的・理由に応じ必要な人が必要な時に利用しており、この制度の意義は十分に活かされているといってよい。

(6) 定員管理

【現状の説明】

社会学部の入学定員は学則上、社会学専攻が 190 名、産業心理学専攻（2006 年度より心理学専攻）が 190 名、マス・コミュニケーション学専攻が 200 名、社会システムデザイン専攻が 190 名、合計 770 名である。社会学部の収容定員は 3,000 名で、これに対し 2007 年度における在籍学生数は社会学部全体（フレックスコース、第 2 部除く）で 3,637 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.21）である。専攻別では、社会学専攻が収容定員 740 名に対して在籍 874 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.18）、心理学専攻（2005 年度までは産業心理学専攻）が 740 名に対して 895 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.21）、マス・コミュニケーション学専攻が 780 名に対して 955 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.22）、社会システムデザイン専攻（2003 年度まで産業社会学専攻）が 740 名に対して 913 名（収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.23）である。

【点検・評価】

2007 年度における収容定員に対する在籍学生総数の比率は 1.25 の比率内に収まっている。各専攻における在籍学生総数の比率も、社会学専攻が 1.18、心理学専攻が 1.21、マス・コミュニケーション学専攻が 1.22、社会システムデザイン専攻が 1.23 となっており、専攻間に大きなばらつきはない。各年の入学者や留年生の状況等により、収容定員に対する在籍学生総数の比率が 1.25 を超えるケースが生じる場合もあるため、入試制度の見直しと改善の過程において、入学者の受け入れ方針や、定員適正化に向けての取組については常に検討をしていくことが必要である。

(7) 編・転入学、退学者

【現状の説明】

ア　編・転入学、転部・転専攻

編・転入学の募集は全体で若干名としており、4 年制大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校の卒業者が対象となる編入学については、2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者が 15 名、合格者が 4 名、入学者が 2 名であった。また、転入学については、2007 年度入試（2006 年度実施）は、志願者が 28 名、合格者が 5 名、入学者が 3 名であった。なお、本学の他学部から社会学部に転学部する場合やフレックス・コースからデイタイムコースへ変更する場合には、一般の編・転入学試験を受け、合格する必要がある。また、社会学部において、転専攻する場合には、2 年次転専攻試験に合格するか、一般の転入学試験に合格する必要がある。

2007 年度入試（2006 年度実施）は、上記の編・転入学者の実績のうち、工学部から社会学部への転入学の志願者が 2 名、合格者が 0 名、社会学部における 2 年次転専攻の志願者が 1 名、合格者が 1 名、入学者が 1 名、社会学部フレックスコースから社会学部への転入学の志願者が 0 名であった。他方、社会学部から本学の他学部への転学部については、法学部への転入学の志願者が 1 名、合格者が 0 名であった。

また、転部や転専攻については、入学前の広報、入学時のガイダンスなどの機会に周知され、出願にあたっては本人の判断が最大限尊重される。希望する学生には、本人の申し出により所属専任教員が相談にのっている。

イ　退学者

近年における社会学部の退学者及び除籍者は、2004 年度は 57 名、2005 年度は 58 名、2006 年度は 43 名と、減少傾向にある。退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特に大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規程により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『大学要覧』で学生に伝達している。

修得単位の少ない学生については、父母宛に 4 年間での卒業が難しくなるとの警告を通知するほか、適宜指導を行っている。欠席しがちな学生に対しては、少人数クラスや演習（ゼミ）の担当教員が、場合によっては学生相談主事や専門家に相談しながら指導を行っている。

【点検・評価】

社会学部における編・転入学者の数は、2007 年度入試（2006 年度実施）は、若干名の募集に対して入学者が 5 名という状況であり、特に問題はない。学部内転専攻については希望者は年に数人という規模ではあるが、制度は十全に機能しているといえる。

欠席がちな上位年次の学生に対しての取扱いは、現在のところ演習担当教員に任されている。ただ、欠席の理由は多様化しており、より専門的な見地からの支援が必要とされる場合もある。今後は保健管理センターや心理相談室などをふくむ全学の組織と連携して対応する必要がある。

教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。

5　教員組織

社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。前述のとおり、社会学部は社会学科のみの一学科制を敷いているが、その一学科を 4 専攻に分割することにより、「専門性」と「学際性」の調和という理念の実現を図っている。それぞれの専攻においては、「理論研究」と「実証分析」の調和、「伝統」と「革新」の調和という教育理念の実現を目指し、それぞれに専門性を持つ教員を配置している。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2007 年度現在、社会学部学生の総在籍数は 3,637 名（フレックスコース、第 2 部を除く）である。

教員については専任教員が 50 名（副手 1 名含む）である。専任教員は、専門教育科目における必修科目のほとんどと主要な選択科目を担当している。そして、専任教員 50 名が学部の意思決定機関である教授会構成員となっている。専攻別の専任教員数は、社会学専攻 12 名、心理学専攻 14 名、マス・コミュニケーション学専攻 11 名、社会システムデザイン専攻 12 名及び副手 1 名である。

学生数との対比を見ると、専任教員は 1 名当たり約 73 名（在籍学生数は、収容定員の 1.21 倍、2007 年度）という多数の学生を教育している。専任教員は 1 名当たりの学生数を専攻別にみると、社会学専攻が約 73 名、心理学専攻が約 60 名、マス・コミュニケーション学専攻が約 87 名、社会システムデザイン専攻が

約 76 名となっている。しかし、少人数の演習系科目、実習科目において個別指導の場を設けており、個々の学生に対応した教育ができる仕組みが整えられている。

専任教員 1 人当たりの学部授業の週担当時間数は、教授が、最高 26.0 時間、平均 14.4 時間、准教授が最高 16.0 時間、平均 12.4 時間を担当している。以前に比して、担当時間数は漸減しているものの、責任時間数が教授 8 時間、准教授・専任講師 6 時間であることを考えると、担当時間数の多さが教員の負担感を増していることは否めない。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

専任教員の年齢構成については、66～70 歳が 3 名、61～65 歳が 3 名、56～60 歳が 10 名、51～55 歳が 13 名、46～50 歳が 13 名、41～45 歳が 3 名、36～40 歳が 2 名、31～35 歳が 3 名とであり、教員の年齢は各年齢層に広がっている。

また、社会学部における専任教員の勤続年数については、広く分散している。勤続年数 10 年以下が 18 名、11～20 年が 17 名、21～30 年が 9 名、31 年以上が 6 名となっており、特に勤続年数 10 年以下の教員が 36%を占めている点は教員の流動性を表す指標の一つといえる。

（イ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合についていえば、全 50 名のうち 8 名が女性教員であり、全体の約 16%を占めている。本学部では男女を問わず、教育・研究の業績及び経歴により的確な採用・昇任人事を行うことに努めてきたが、女性教員の比率は漸増傾向にある。

（ウ）教員組織における社会人研究者の受け入れ状況

社会人研究者の受け入れについては、学部創設以来、民間企業や民間研究所・官公庁などから幅広い人材を専任教員として採用してきている。また、2005 年度には、本学の客員教授制度のもとで 1 名を任用した。客員教授は 2006 年度 1 名、2007 年度 2 名（社会学研究科を含む）となっている。また、マス・コミュニケーション学専攻の授業である「マスコミ・セミナー」では、新聞社、放送局、広告会社に勤務されている方を講師として、現場での実践経験を踏まえながら講義を行っている。社会システムデザイン専攻の授業である「寄付・連携講座」では、2007 年度「社会システムと信頼学」「トップシェア企業の経営戦略」の 2 テーマが開講され、企業の第一線で活躍されている経営者等と連携した講義を行っている。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

社会学部では、社会学、産業心理学、マス・コミュニケーション学、社会システムデザインのそれぞれの専攻で、基礎理論と実証分析の重要な領域の研究者を専任教員として置き、原則としてこれら専任教員を演習及び演習系の必修科目、主要講義科目、実習主担に配置している。また、教育上必要な関連諸領域の講義、実習等に、関連企業などで経験を積み重ねてきた社会人を含む非常勤の教員を配置している。

社会学部（デイタイムコース）の卒業所要単位にカウントされる専門教育科目への専任教員の配置状況についてあるが、専任教員が担当している科目の比率（2007 年度春学期）は、必修科目の場合、社会学専攻で 100.0%、心理学専攻で 75.0%、マス・コミュニケーション学専攻で 68.0%、社会システムデザイン専攻で 100.0%という状況であり、マス・コミュニケーション学専攻の比率がやや低いのを除けば、中核科目のほとんどを専任教員が担当していることがわかる。また選択科目については、社会学専攻で 58.8%、心理学専攻で 53.8%、マス・コミュニケーション学専攻で 57.9%、社会システムデザイン専攻で 66.2%という状況であり、いずれの専攻においても半数程度の科目を専任教員が担当している。これらのことから、社会学部（デイタイムコース）における主要科目の中核部分はそのほとんどを、選択科目部分の半数程度を専任教員が担当する構成になっており、妥当な指導体制であると考えられる。

エ　教員間の連絡調整

教員間でカリキュラムや教育評価など教育に関する問題について検討し、共通理解を得るための連絡調整機関としては、教授会の他に以下のような場が設けられている。

まず各専攻は独自の教育の充実を図るため、専攻会議を開催している。専攻会議において各専攻の意見や提言が集約される。

その意見や提言を学部全体の教育に生かすために学部充実委員会が設置されている。学部充実委員会は各専攻の代表者２名と学部長、副学部長、教学主任、学生主任、入試主任で構成されている。副学部長は学部の運営に関して学部長を補佐し、教学主任は教学面に関して、学生主任は学生補導に関して、入試主任は入学試験に関して学部長を補佐することとなっている。

また、学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するために、「学部自己点検・評価委員会」が設置されており、同委員会による報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

さらに、社会学部では情報処理教育に力を入れており、所属専攻にかかわらず学生が体系的に学習できるように機器の選定からカリキュラムまでトータルに検討する場として「情報処理教育連絡会議」が設けられている。その他、社会学部では、教育・研究の充実をはかるために、「学部図書委員会」「社会学部紀要編集委員会」が、各専攻から選出された委員によって組織されている。

これら委員会での検討結果は、学部長が議長となる教授会で審議され、学部の意思決定が行われる。これらの委員会委員は、いくつかの委員を兼務しているものも少なくない。

他学部との連携に関して述べると、全学共通教育推進機構委員会に本学部の副学部長が参加することで、本学部の意見が反映されるようになっている。また全学教育共通推進機構の下部組織である教養教育部門委員会、インターファカルティ教育部門委員会、外国語教育部門委員会、FD 部門委員会、授業評価部門委員会、免許・資格部門委員会には、学部選出の委員が参加している。全学共通教育推進機構委員会とその下部組織の委員会それぞれの段階で、他学部との調整を含めたカリキュラムや授業計画等の調整の機会が持たれている。

その他、教育・研究を支援する機関として、研究助成委員会、図書館・インフォメーションテクノロジーセンター・視聴覚教室・国際交流センター・人権問題研究室・経済・政治研究所等の運営を行う委員会があり、これらのそれぞれに対して学部選出の委員を送ることで、本学部の意見を反映させつつ、他学部との調整が行われている。

兼任教員との連絡調整に関しては、各専攻の責任者及び科目関連の専任教員が、学期の前後を含め、つねに兼任教員と連絡を取り合い、授業内容や評価方法について学部や専攻の教育方針との齟齬がないようにしている。

【長所】

社会学部専任教員の担当する授業は多人数クラスが多く、また担当時間数も多く、これらの点から見てもかなりの負担感があるのは否めない。このような状況の中にあっても、学部の主要な科目は専任教員が担当し、少人数教育、個別指導の場を設定するなど、教員はよく教育努力を積み重ねている。

教員間の連絡調整に関しては、各専攻がその独自性を出しながらも、学部としての統一性を保持する仕組みが整えられている。また他学部や他の機関との連携においても、委員会を通して社会学部の意見が反映される機会が確保されている。

教員の年齢構成、勤続年数に大きな問題は見当たらない。40 歳代の中堅教員が多いことは、現時点においては、教育・研究の充実につながっていると考えられる。

【問題点】

先ほど述べたように、社会学部専任教員の担当する授業は多人数クラスも多く、担当時間数の点でもかなりの負担感があるのは否めない。また、いずれの専攻においても、演習系の必修科目である基礎研究・基礎

演習・専門演習・卒業研究などの科目は原則的に専任教員が担当している。そのような状況のなか、専任教員 1 名当たり約 73 名という現状は教員の大きな負担となっており、例えば、マス・コミュニケーション学専攻では、演習系の必修科目にも兼任教員を当てなければならないなど、教員の過重負担は不本意な面を生じさせてもいる。また、社会学部では実習科目や実験実習科目が配当されていることからも、専任教員 1 名当たりの学生数を適正化することが望まれる。

役職・各種委員、その他入試・広報業務などをくわえると、その負担はきわめて大きいものがある。学部内・外の連携がますます重要になってくること、しかも全学的な状況、動向を各教員が共有する必要性がますます高まることを考えると、授業担当時間だけで教員組織の適正性をみることには限界がある点も、付記しておきたい。また、若い年齢層の専任教員が比較的少ないことが、今後問題になりうる可能性がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員組織の構成に関しては、学部の将来にかかわる問題であり、長期計画の中で適切な改善が図られる必要がある。またこの問題は、教育内容との関連を抜きに考えることはできないので、まずそれぞれの専攻の専攻会議で十分な検討を行い、さらに学部全体の問題としては学部充実委員会で将来を見据えたプランを策定する必要があろう。

若い教員に関しては、教育・研究の資質を的確に評価することがむずかしいという点はあるにしても、今後の年齢バランスを考えると長期的な人事計画の中で困難を克服する方策が模索されるべきであろう。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部の教育研究支援職員としては、まず、「情報処理基礎演習（春・秋学期)」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期)」、「心理学データ解析演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期)」、「コンピュータ応用演習Ⅰ・Ⅱ（春・秋学期)」の実習科目の教育補助員を学期ごとに、3・4 年次学生及び大学院生から選定している。選定の条件は、3・4 年次学生については「情報処理基礎演習」、「情報処理演習Ⅰ・Ⅱ」をすべて修得済みの者、大学院生については「コンピュータ応用演習」または「行動科学におけるコンピュータ応用実習」を修得済みの者としている。2006 年度の教育補助員は春学期 26 名、秋学期 25 名であった。この教育補助員は主担当教員の指示の下で、個々の受講学生に対し必要な教育支援を行っている。

2006 年度秋学期から授業支援センターが開設され、同時に授業を支援するためのスチューデント・アシスタント（SA）が配置された。2006 年度秋学期の第 3 学舎の SA は 33 名だった。また、ティーチング・アシスタント（TA）が希望した科目に対して試行的に配置されている。

この他に、四つの専攻それぞれの実習室に各 1 名、計 4 名、またコンピュータ実習準備室に 2 名の定時事務職員が配置されており、専攻事務及び実習にかかわる事務的な職務に携わっている。

教員と上記の教育支援職員との間には、授業を円滑に進めるために常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向上を図っている。

【長所】

教育上必要なところに教育補助員及び実習関係事務職員が配置されており、教員との連携・協力も適切に行われ、教育上の効果をあげている。

【問題点】

TA、SA については、試行段階であり、今後業務の明確化、適切な配置をしていく必要がある。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

ア　募集と任免

審査の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」及び「社会学部人事委員会運営要領」に従って行われている。

本学部における教員の募集は、現状では退職教員の後任採用の場合に行われ、科目指導の継承に留意するため、定年退職者の後任で同一科目担当者に関しては、退職1年前の採用が行われることもある。

募集手続きは、学部長による学部人事委員会への諮問、当該専攻における専攻会議の意向を踏まえた学部人事委員会での審議を経て、教授会で決定される。学部人事委員会は、教授会で毎年選挙によって選出される各専攻の代表者2名ずつに加えて、学部長、副学部長により構成されている。

教員募集は公募もしくは推薦によっている。社会学部では、2007 年度新規採用者のうち 1 名は公募による採用だった。推薦か公募かは、専門分野、期待される年齢により、その都度、専攻会議において検討している。専任教員としてふさわしい人材は、研究能力に優れていることももちろん重視するが、教育者としての資質や適性という面での評価も重要である。このような面をカバーするためにも、推薦の場合には当該専攻会議で複数の候補者を挙げ、研究業績を中心に検討して、最適な候補者に絞り込んでいる。公募の場合には、研究業績の検討とともに面接や模擬授業を実施し、最適な候補者に絞り込んでいる。

専攻は、学部人事委員会及び教授会において選出された3名の審査委員（内1名は他専攻）による審査報告を基に、人事委員会及び教授会での審議により決定する。審査そのものは、履歴書、研究業績書、研究業績を対象とするが、とりわけ研究業績を重視している。

イ　昇格

昇格の手続きも上記の任用の場合とほぼ同じである。本学の教育職員選考規程の定めにより、助手3年で専任講師、専任講師3年で准教授、准教授7年で教授昇格の資格が生ずるが、研究業績（教育業績も付加）について厳格な条件を付しており自動的になされることはない。

【長所】

任免・昇格についての審査の基準・手続きは、「教育職員選考規程」及び「社会学部人事委員会運営要領」に従っており明確である。審査報告は人事委員会と教授会の両方で行われ、報告に対する議論も自由に行われている。また社会学部では、教員の任免・昇格のすべての場合に教授会構成員の全員が参加しており、人事審査が教授会の全構成員に開かれた形で行われている。このように実際の審査過程においても、透明性が確保される仕組みになっている。

現在の方法でとくに問題点はないが、より適切で合理的な人事方法について、公募のやり方なども含め、常に検討してゆく必要があろう。専攻会議、学部人事委員会の課題である。

6　研究活動と研究環境

【現状の説明】

本学部では、社会学、心理学、マス・コミュニケーション学、社会システムデザインの 4 専攻所属の 50 名の専任教員が、人間と社会にかかわる広範な領域の重要な諸問題の研究を推し進めている。それによって各領域の諸現象を深く掘り下げて基礎にある構造・問題を明確にするとともに、日本・世界の現実の諸問題の分析・検討を通して、基礎理論が諸問題の解明・解決にいかに役立ちうるかを究めようとしている。以下、

研究活動及び研究環境の状況について説明する。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況等

社会学部では、教員の研究発表の場として「社会学部紀要」を年 3 号発行しており、1 号と 3 号は通常号で 2 号は特集号となっている。学部長が編集委員長となり、各専攻から 1 名が編集委員として選出され、5 名で編集委員会が構成されている。2005 年度及び 2006 年度の執筆状況は以下のとおりである。

2005 年度　『社会学部紀要』第 37 巻第 1 号～第 3 号　　掲載論文数　計 22

2006 年度　『社会学部紀要』第 38 巻第 1 号～第 3 号　　掲載論文数　計 25

なお、社会学部専任教員による論文・著書を含めた研究業績を本学の学術情報データベースによって集約すれば以下のようになる。

表Ⅱ-社-3　研究業績数一覧

年	著書	論文	学会発表	その他	合計
2002 年	15	37	14	34	100
2003 年	10	46	11	22	89
2004 年	13	47	12	37	109
2005 年	13	40	7	21	81
2006 年	16	49	4	37	106
2007 年	11	28	3	28	70

※2007 年度は中間段階集計

また、産官学連携による研究活動については、2006 年度、受託研究が 1 件行われている。

こうした研究成果は、大学院はもちろんのこと、学部の講義や演習の中に生かされ、学生の教育研究レベルを高めるのに役だっている。

イ　研究助成

文部科学省及び日本学術振興会の科学研究費補助金の採択状況については、2004 年度は合計 8 件（新規 1 件・継続 7 件）が採択されており、交付金額の合計は 11,200,000 円である。2005 年度は合計 4 件（新規 2 件・継続 2 件）が採択されており、交付金額の合計は 5,500,000 円である。2006 年度は合計 6 件（新規 4 件・継続 2 件）が採択されており、交付金額の合計は 9,600,000 円である。

【長所】

総じて言えば、本学部専任教員の研究活動は、各研究者の強い研究意欲に支えられて、質・量の両面で大きな成果を挙げている。成果の発表もよく行われているといえる。

【問題点】

個々の教員はそれぞれに自分の研究成果を発表しているにもかかわらず、研究成果の概要を公開するために用意された学術情報データベースが十分に活用されていないケースも残されている。全学的に学術情報データベースが整備され、研究成果に関する情報の収集と更新が行える環境が整っている以上、それを窓口として学外からのアクセスを一本化できることが望ましい。自身の研究成果についての情報公開や更新の作業が適切に行われているかについて、定期的に確認する仕組みをつくる必要もある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の研究は十分に行われているとはいえ、研究の更なる発展、向上を実現する必要がある。そのためには、自由な研究時間をいかに確保するか、研究者間の深い次元でのコミュニケーションを図る仕組みをいかに作っていくかが課題となる。教員がインフォーマルに研究会を組織し、互いの成果について議論する場を

設けることも少なくないが、こういった取組を具体的な研究制度の中にとりいれやすい環境をつくることも必要である。同時に、研究者が日常的に顔を合わせ、議論できるような環境を作っていく必要がある。

しかし、現状では、教育及び学内行政に相当な時間が割かれ、研究時間が十分に確保できない実情がある。制度化されている半年あるいは1年単位の研修制度だけでなく、集中講義などの利用による研究時間の創出など新たな工夫が不可欠だが、学部の取組だけでそれを実現することは困難な情勢である。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費

2006年度、社会学部の専任教員に配分される個人研究費の総額は25,041,000円、そのうち学会出張旅費として執行されたのは7,477,000円となっている。

イ　研究室の整備

教員個室等の教員研究室の整備状況については、社会学部の専任教員数49名（副手1名除く）に対して、個室は60室、共同研究室は4室であり、個室率は100％で専任教員全員に個室があてられている。1室あたりの平均面積は、個室が20.0㎡、共同研究室が32.0㎡である。

ウ　研修機会の確保

教員の研究時間を確保させるための制度、研究活動に必要な研修機会確保のための方策としては、海外での1年間の学術研究もしくは6ヶ月以内の調査研究を行う在外研究員の制度や、6ヶ月間の研修を行う研修員の制度がある。社会学部においては、2005年度は、1年間の在外研究員が2名、6ヶ月の在外研究員が1名、研修員が1名である。2006年度は、1年間の在外研究員が2名、6ヶ月の在外研究員が1名、研修員が2名、2007年度は、1年間の在外研究員が2名、6ヶ月の在外研究員が1名、研修員が2名である。

【長所】

研究活動を行ううえでの、個人研究費、研究旅費についての仕組みは整っている。また、研究に適切な広さの研究室と研究用施設・設備、及び十分な支援体制は整備されている。在外研究員や研修員の制度は、教員の研究活動に必要な研修機会を確保するうえでの一助となっている。

【問題点】

専攻を越えて教員同士が日常的に顔を合わせ、議論できるような場が十分とは言えない。また、研究棟と大学院棟が離れており、教員と大学院生とが日常的に顔をあわせ、議論できるような場がない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員が、より質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を適切に整備するためにはさらなる整備が必要である。とりわけ、教員間及び教員と大学院生とが顔を合わせることができる「コモンルーム」が必要である。

7　施設・設備等

社会学部では「伝統と革新の調和」「専門性と学際性の調和」という教育理念に基づき、「理論研究と実証分析の調和」を教育目標としてきた。それを実現するために、教育指導上の効果が十分発揮される施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育・研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。

(1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

社会学部は、千里山キャンパスの第3学舎を使用している。この第3学舎は1号館から4号館までの4棟に分かれている。教員の個人研究室や資料室は3号館にある。

ア　学舎

第3学舎の建築面積は3,887.03㎡、その延面積は18,038.39㎡（在籍学生〔フレックスコース、第2部除く〕1人当たり4.95㎡）である。

講義室等の整備状況についてであるが、講義室は26室で総面積4,196.0㎡（在籍学生〔フレックスコース、第2部除く〕1人当たり1.15㎡)、収容人員4,210名、演習室は10室で総面積661.6㎡（在籍学生〔フレックスコース、第2部除く〕1人当たり0.18㎡)、収容人員417名である。社会学部の学生が利用できる自習室としては、読書室64.35㎡と学生用ワーキングスペース130.0㎡、自習室があり、自習室は総面積82.0㎡（在籍学生〔フレックスコース、第2部除く〕1人当たり0.02㎡)、収容人員66名である。次に実験・実習室についてみると、部屋数は19室で総面積2,301.4㎡、収容人員956名である。また、講義室・演習室の規模別使用状況をみると、収容人員1～49名の教室の使用率が33.5%、収容率が50～99名の教室の使用率が37.0%と使用頻度が高く、収容人員が100名以上の教室の使用率は、いずれも1割未満となっている。

1号館は1968年、2号館は1986年竣工で、この二つの建物は第3学舎の中でも古い建物であるが冷暖房は完備し、教材提示装置、ビデオ、提示用モニターなどが備えられており施設の拡充が行われている。

3号館、4号館は、2002年竣工の最新の学舎である。3・4号館には500名収容のソシオAVホールや学生の机に情報コンセントと電源コンセントを配した大教室もあり、各教室は黒板ではなくホワイトボードで、プロジェクターや電動式スクリーンなども配備されており、授業環境は良い。屋上広場があり、トイレもウォシュレットタイプでアメニティにも配慮されている。

イ　研究棟

教員の研究室については、専任教員48名に対して個室が57部屋であり、個室率は100%である。教員1人当たりの平均面積は23.8㎡である。そのほか、共同研究室が4部屋あり、研究室の総面積は、1,363.0㎡となっている。

教育・研究目的のその他の施設としては、3号館に教員の個人研究室と主として教員が利用する社会学部資料室がある。3号館は2002年に竣工した新しいもので学内LANのコンセントがすべての研究室に配線され、冷暖房設備も整っている。

社会学部資料室には図書約38,500冊（和書約37,300冊、洋書約1,200冊)、雑誌約1,780タイトル（和雑誌約1,630タイトル、洋雑誌約150タイトル）を所蔵している。

【点検・評価】

社会学部の教育・研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施及び教員の研究遂行が効果的に行えるようになっている。また視聴覚関係機器やコンピュータ等の情報機器についても十分に整備されており、大きな問題はない。

(2) 情報処理機器等の整備

【現状の説明】

AV 機器の設置状況をみると、AV 機器が設置されている教室は 35 室あり、そのうち 18 室が移動式のものである。このうちプロジェクターが設置されているのが 12 室で、その他の教室はモニターテレビである。社会学部のパーソナルコンピュータ（以下 PC と略）の配備状況は、以下の表に示すとおりである。表に示した教室のうち、コンピュータ実習室として主に使われているのは 311、318、421 の 3 教室である。その他の教室は、情報処理関連以外の授業で使われ、必要に応じてノート PC を取り出し利用することができるようになっている。

表Ⅱ-社-4　パーソナルコンピュータ配備状況　2007 年 5 月現在

教　室	ＰＣ台数	種　類	システム	更新
311	74	デスクトップ	Windows XP	2003 年
318	76	デスクトップ	Windows XP	2004 年
421	64	デスクトップ	Windows XP	2004 年
422	85	ノート PC(67 台) デスクトップ(18 台)	Windows XP	2001 年
402	50	ノート PC	Windows XP	2003 年
403	50	ノート PC	Windows XP	2003 年
220	50	ノート PC	Windows XP	2003 年
3505	50	ノート PC	Windows XP	2004 年

上記の表以外に専攻ごとに多種多様な機器が設置されている。マス・コミュニケーション学専攻では Macintosh のノンリニア編集システム 12 台、ソニーES-7 ノンリニア編集システム 2 台がある。また、撮影スタジオシステムや収録編集システムも備えられている。心理学専攻では、約 20 台の PC のネットワークを使った集団の実験システム、社会システムデザイン専攻では 10 台の実習用 PC などが備えられている。

(3) バリアフリー

【現状の説明】

第 3 学舎における車イスでのアクセシビリティについては、使用できるトイレが 2 ヶ所あり、一部アクセスできない教室や、アクセスできても導線に難がある場合（食堂など）もあるが、大半の教室や施設には車イスでアクセスできる。また、視覚障害者のために、点字誘導ブロックやエレベーターの音声案内も設置されている。

【長所と問題点】

これらの対応は、過去に車イス使用の学生や視覚障害のある学生を受け入れた経験に基づいて行われたもので、障害をもつ学生の個人の状況に応じて個別に対応してきた実績は本学部の長所と言える。多様な障害をもつ学生に対応するための全学的な体制も整っている。ただし、本学部では聴覚障害のある学生を受け入れた経験がないので、今後、そうしたケースが出た場合は、情報保障の側面で努力が必要となるだろう。

学生の受け入れについては一定の水準に達している一方で、障害のある教員や研究者、もしくは、学会などで多数の車イス使用者などが来学するというような事態を想定したバリアフリーはこれまで考慮されてこなかった。過去においては、学会、研究会、講演会、ゲストスピーカー、非常勤講師などのかたちで、さまざまな障害のある方に来学していただいているが、その都度担当者が個人的に対応しており、今後は組織としての対応が必要と思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1)各教室の教壇へのアクセスをはじめ、教室内を車イスで自由に移動できるような充分な通路幅を確保すること、(2)ソシオ AV 大ホールには 3 台程度の車イスしか入れないので、一部座席を取り外し可能にして 20 台程度の収容スペースを確保すること、及び車イスでの登壇経路を確保すること、(3)実習室をはじめアクセスが困難な教室の改善、(4)カフェソシオや休校日における 3 号館（研究棟）への車イスでのアクセスなど、不可能ではないが導線にかなり無理があるケースの改善などが検討課題となるだろう。また、全学的な事項だが、阪急電車関大前駅の下り線ホームのバリアフリーを要望していくことも重要だと思われる。

(4) 組織・管理体制

【現状の説明】

施設・設備の運営・管理については、「学部充実委員会」において検討され、最終的には、学部長が運営・管理の責任を持つ体制が取られている。

8　管理運営

(1) 管理運営体制

【現状の説明】

ア　学部運営体制の概要

社会学部の学部運営は、社会学部長が執行部を組織し、執行部で提案内容を協議し、必要に応じて各種委員会及び専攻会議での検討を経て、最終的には最高意思決定機関である社会学部教授会で審議し決定するという方式で行われている。四つの専攻における「専攻会議」は、フォーマルな会議ではないが、カリキュラムの検討をはじめ専門的な内容に関わる問題を扱う上で、実質的に非常に重要な役割を果たしてきている。

イ　教授会

学部の最高意思決定機関としての教授会は、「関西大学社会学部教授会規程」にしたがって運営している。教授会の構成員は、専任の教授、准教授、専任講師、及び副手である。教授会は、休業中を除いて原則として月に 2 回開催される。その他、学部長が必要と認めたとき、または、3 分の 1 以上の構成員の要求があったときに学部長が招集し開催する。議長は学部長が務める。教授会の定足数は構成員の 3 分の 2 以上、議決は原則として出席者の過半数の同意に基いて行う。

教授会における審議事項は、(1)学部長の選出に関する事項、(2)構成員の人事に関する事項、(3)教育課程に関する事項、(4)学科目担任に関する事項、(5)学生の入学、学籍、卒業及び賞罰に関する事項、(6)学生の試験に関する事項、(7)科目等履修生・聴講生に関する事項、(8)学則に関する事項、(9)その他必要と認められる事項、の 9 項目である。教授会の議事録は学部長によって作成され、第 3 学舎オフィスに備えられる。

ウ　学部執行部

教授会の運営は、社会学部長、副学部長 2 名、教学主任 2 名、入試主任、学生主任、学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部学生相談主事を除く 7 名は狭義の執行部を構成し、教授会前に執行部会

議を開き、審議事項を検討し、学部充実委員会及び教授会において「議長団」的役割を果たしている。2006年度の執行部会議は24回開催された。

学部運営に関しての執行部の職掌分担は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長2名	総括補佐、全学共通教育推進機構委員会、関西大学と関西大学第一高等学校・第一中学校との接続に係わる協議会
教学主任2名	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会

エ　各種委員会

社会学部は、学部内に6の委員会を設置している。それぞれの委員会の構成、活動概要は以下のとおりである。

（ア）社会学部自己点検・評価委員会

各専攻から選出された委員、副学部長、教務センター職員 1 名によって構成されている（構成員数は 6 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部の教育研究に関する活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運用について、自己点検・評価を行い、その結果を公表する。

（イ）学部人事委員会

学部長、副学部長 2 名、各専攻から選出された委員 2 名で構成されている。(構成員数は 11 名)。委員長は学部長が務める。各専攻から選出される委員は、教授会において、教授会構成員による選挙により選出される。定足数は、3 分の 2 以上であり、かつ各専攻選出の委員の少なくとも 1 名が出席していることを成立要件とする。学部人事委員会では、各専攻から推薦された教授・准教授・専任講師・助教の「任用」、「昇任」、及び定年到達者に「定年延長」に関する人事案件の事前審査を行っている。また、非常勤講師の「任用」についての事前審査を行う。2006 年度の開催回数は 17 回である。

（ウ）学部充実委員会

学部長、副学部長 2 名、教学主任 2 名、入試主任、学生主任、各専攻から選出された委員 2 名によって構成される（構成員数は 15 名）。委員長は学部長が務める。学部長から付議された教学事項を協議する。定足数は、3 分の 2 以上であり、かつ各専攻選出の委員の少なくとも 1 名が出席していることを成立要件とする。教育活動の基本に関する事項を教授会前に審議する会議である。2006 年度の開催回数は 17 回である。

（エ）学部図書委員会

各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 4 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部における図書の選定を行う。

（オ）社会学部紀要編集委員会

各専攻から選出された委員 1 名によって構成される（構成員数は 4 名）。委員長は、委員の互選によって決まる。社会学部紀要の編集・発行を行う。

（カ）情報処理教育連絡会議

執行部から 1 名、各専攻から選出された委員 1 名、情報処理教育科目担当教員 1 名によって構成される（構成員数は 6 名）。委員長は執行部から選出された委員が務める。社会学部の情報処理教育について協議する。

オ　学部事務体制

2006 年 9 月より、全学的に学部事務体制が改編され教務センターが設置された。この改編に伴い、社会

学部の事務業務についても、教務センター等に移管された。具体的には、以下の表のとおり、これまで社会学部事務室が担ってきた業務は、それぞれ、教務センター（教務事務グループ、授業支援グループ、学部・院・機構事務グループ）、研究支援課、国際交流センター、入試センター、図書館によって遂行されている。

表Ⅱ-社-5　教務センター制移行に伴う業務の取扱いについて

社会学部事務室	教務事務グループ	授業支援グループ	学部・院・機構事務グループ	国際交流、研究支援等
①教授会等諸会議に関すること			①教授会等諸会議に関すること	
②カリキュラムに関すること	②カリキュラムに関すること			
③学生対応に関すること	③学生対応に関すること（履修・学籍・試験・成績）	③学生対応に関すること（授業関連）		
④個人研究費等の研究費に関すること				④個人研究費等の研究費に関すること（研究支援課）
⑤外国出張、外国からの研究員受け入れに関すること			⑤外国出張、外国からの研究員受け入れに関すること（手続き）	⑤外国出張、外国からの研究員受け入れに関すること（国際交流センター）
⑥入試に関すること			⑥入試に関すること（実施要員、査定関係）	⑥入試に関すること（書類の受付、実施要領の策定）（入試センター）
⑦学部資料室に関すること				⑦学部資料室に関すること（図書館）
⑧休講、補講に関すること		⑧休講、補講に関すること		
⑨教室の使用に関すること	⑨教室の使用に関すること（時間割編成時の教室配当）	⑨教室の使用に関すること（授業開始後の変更、臨時使用）		
⑩実習室の予算、運営に関すること			⑩実習室の予算、運営に関すること	
⑪入学式・卒業式に関すること	⑪入学式・卒業式に関すること（学生関係）		⑪入学式・卒業式に関すること（学部行事関係）	

【長所と問題点】

教授会、各種委員会、専攻会議がよく連携し、バランスよく機能しており、学部の管理・運営は円滑に行われている。教授会、人事委員会など、重要な委員会については明文化された規程にしたがって会議をもち、学部の管理・運営を行っている。明文化された規程をもたない委員会、会議についても、「申し合わせ」や「確認」のかたちで運営のルールが共有されており、意思決定にかかわる問題は発生していない。

ただし、学部充実委員会、学部人事委員会、教授会、専攻会議、研究科委員会を同日に開催しているため、会議出席者の負担が大きいだけでなく、十分に時間をかけて議論する余裕がないという点において問題がある。

教務センター設置に伴う学部事務体制の改編の現状については、まず、入試業務のように業務が一本化されることによって、どの窓口に行けばよいかわかりやすくなったことは、評価できる。ただし、実際の運営については工夫の必要がある。たとえば、編転入試験などで、学部によって試験科目も指示の内容も異なるのに、試験時間が同じであるというだけで、複数学部の受験生を同じ教室に入れて試験を実施するなどは、作業を繁雑にするだけでなく、受験生にも混乱をもたらす可能性が大きい。同じ建物内で学部毎に教室を分けることで、こうした混乱は解消されると思われる。「効率性」にこだわるあまり、「適切な実施」がないがしろにされた例といえる。

また、センター化にともなってオンラインでの作業がふえてきたが、成績入力などオンラインでの作業は便利なようでいて、ミスに対するチェックが入りにくいので、ミスが素通りしてしまうリスクもある。最終

的には学生のクレームに頼るしかないが、そのためには学生が自分の成績の妥当性を判断できるような情報開示が適切になされる必要があるが、そうした点での整備が不十分である。

教育に関して、教員が顔と名前を知っている事務職員に相談するのとそうでないのとでは信頼という面で異なる。つまり、教育その他のことについて教育職員と事務職員が一緒になって考える雰囲気があることは学部教育にとっても重要である。学生にとっても同様で、これまで非定型的に行われていた学生へのサービス（受講上の相談や学生生活上の相談など）が消えたように思われる。

学部運営については、時間割作業と学則改正作業など、作業ごとに連携を密にすればできるかもしれないが、よどみなく連携をとるための人員配置ができていないと思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

明文化された規程のない委員会、インフォーマルな会議として位置づけられている専攻会議について、明文化された規程が必要かどうか検討し、必要な場合は規程を作成する必要がある。2006 年 10 月より全学的に学部長が大学院研究科長を兼ねており、学部教授会と大学院研究科委員会の統合が検討課題となっている。学部に関する事項と大学院に関する事項の整理、学部充実委員会、学部人事委員会など各種委員会の役割の見直しを含めて、効率的な会議の持ち方を検討しなければならない。

学部事務体制については、社会学部のように 3500 名を超える大所帯では、学部を一つのまとまりとする組織運営が必要である。教務センター体制のもとでも、学部事務長のもとに学部事務全般を司る学部事務室が必要であると考える。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

社会学部の教務を統括する社会学部長は、教授会の開催、人事委員会、学部充実委員会の開催、その他各種委員会の開催、教授会議題の設定、学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所管事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

社会学部長は社会学部長選挙に関する内規に従って選任される。社会学部長の被選挙権を有するものは、社会学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、社会学部に所属する教授、准教授、専任講師及び副手である。選挙会は選挙権者の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票で行い、有効投票総数の過半数を得たものを社会学部長当選者としている。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期社会学部長就任の受諾を確認して、次期社会学部長を決定している。就任を受諾した次期社会学部長は、副学部長 2 名、教学主任 2 名、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の候補者を教授会に推薦し、承認を得た後に、学部執行部を構成し、学部の管理・運営にあたる。社会学部長の任期は 2 年であり、再任は妨げない。

【長所と問題点】

社会学部長は、適切な手続きに従って選出されている。その権限も責任の範囲も妥当と考えられる。ただし、教授会開催日に、学部充実委員会、学部人事委員会も併せて開催しているため、長時間にわたって会議の議長兼提案者兼答弁者を務めなければならず、体力的にも精神的にもかなりの重労働になっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年 10 月より全学的に学部長が大学院研究科長を兼ねることになった。学部長及び大学院研究科長を補佐する体制を強化するとともに、学部長に過度の負担をかけずに十全の責任を果たせるような会議の持ち方を検討していく必要がある。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

1994 年 1 月 28 日に「関西大学社会学部自己点検・評価委員会規程」が制定されたが（1993 年 10 月 1 日施行）、これに先だって「社会学部自己点検・評価委員会」が組織された。社会学部自己点検・評価委員会は、専攻から選出された委員、副学部長、教務センター職員 1 名によって構成されている。社会学部自己点検・評価委員会では、その都度必要に応じた目的を設け、自己点検・評価活動を企画・実施し、これまでに 7 冊の報告書を作成してきた（1994 年 9 月・1998 年 9 月・1999 年 9 月・2002 年 3 月・2002 年 9 月・2004 年 3 月・2006 年 3 月）。その内容は、学生を対象としたアンケート調査に基づく点検・評価やカリキュラム・入学試験制度の検討などであり、入学試験・教育課程・教職員・学生生活・卒業後の進路・休学・退学など広範囲にわたる諸問題を検討してきた。これらの点検・評価は個々の具体的な問題を扱っているが、最終的には学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するものである。

なお、2002 年 11 月の「学校教育法」の改正により、2004 年以降すべての大学が、文部科学省が認証した第三者評価機関による評価を受けなければならなくなった。それに対応して、社会学部自己点検・評価委員会は、第三者評価に対応するための活動を委員会の正規の活動として組み込むこととなった。2003 年には「社会学部自己点検・評価委員会規程」を改正し、第三者評価のための自己点検・評価及び報告書の作成が「職掌事項」として追加された。この改正により、社会学部自己点検・評価委員会は、第三者評価を受ける際の社会学部における責任主体と位置づけられるようになった。それを踏まえて、「平成 15 年度社会学部自己点検・評価報告書」（2004 年 3 月）及び「平成 17 年度社会学部自己点検・評価報告書」（2006 年 3 月）は、全学の自己点検・評価活動に沿い、第三者評価を念頭において作成された。報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や学部充実委員会、教授会などでの議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

【点検・評価】

社会学部自己点検・評価委員会は、社会学部の教育・研究に関する全体的な活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価を行うとともに、全学の自己点検・評価委員会との連携のもとに、第三者評価を受けるための活動を担っている。社会学部の自己点検・評価活動に立脚して、社会学部の改善活動が進められる必要があるが、学部執行部メンバーである副学部長が委員として加わっているため、自己点検・評価活動によって明らかにされた改善策については、委員会に速やかに学部執行部、学部充実委員会、教授会での議論を経て、実行に移される仕組みが整っている。今後も継続して、自己点検・評価活動によって明らかになった改善策に関して議論を行い、円滑に次なる施策に反映することができるようにしていくことが必要である。

社 会 学 研 究 科

第Ⅱ編　社会学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 647

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 649

(1) 教育課程　〈649〉

(2) 教育方法等　〈652〉

(3) 学位授与・課程修了の認定　〈654〉

3　国際交流 …… 656

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈656〉

4　学生の受け入れ …… 657

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈657〉

(2) 科目等履修生等　〈659〉

(3) 定員管理　〈659〉

5　教員組織 …… 660

(1) 概況　〈660〉

(2) 教員の募集・任免・昇格　〈660〉

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係　〈661〉

6　研究活動と研究環境 …… 661

(1) 到達目標（達成度）　〈661〉

(2) 研究活動　〈661〉

7　施設・設備等 …… 663

8　管理運営 …… 664

9　自己点検・評価 …… 665

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、社会科学と人間科学の学際的領域を研究・教育対象とする、社会学部を基盤に 1971 年に設置された。設置目的は、本学の教育理念である「学の実化」にしたがい、この学際領域における実証的、実践的研究とこれに基づく人材育成にある。設立当初は、社会学専攻と産業社会学専攻の 2 専攻であったが、その後、両専攻に含まれていた心理学分野が社会心理学専攻として独立し 3 専攻となった。1994 年にはマス・コミュニケーション学専攻も加わり、現在では、博士課程前期課程、博士課程後期課程ともに、社会学専攻、産業社会学専攻、社会心理学専攻、マス・コミュニケーション学専攻の 4 専攻を備えるにいたっている。2008 年 4 月より、学問的発展を受けて、産業社会学専攻は社会システムデザイン専攻と名称を変更する予定である。

博士課程前期課程の教育は、大学院設置基準第 3 条に則って、広い視野に立った学識を得て、専門分野の研究能力の基礎を身につけ、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練を行うことを目的としている。学生は、各専攻のそれぞれの分野の専門的知識を講義で、専攻を越えた分野の知識を共通科目で学び、広い視野に立った学識を得ている。実習と演習及び論文指導では少人数のインテンシブな訓練が行われ、研究能力の基礎を身につけている。他方、マス・コミュニケーション学専攻では、同専攻の教員・院生が全員で参加する、合同ゼミナールが実施され、エクステンシブな訓練の工夫もなされている。また、マス・コミュニケーション学専攻では、研究系を廃止した。

さらに、社会学専攻における専門社会調査士、社会心理学専攻での日本臨床心理士資格認定協会による第 1 種大学院（協会の定める必要な単位を修得していれば課程修了後に臨床心理士の資格試験を受験できる）への指定、産業社会学専攻における税理士試験科目の一部免除など、高度の専門性を要する職業に必要な教育の機会が提供されている。博士課程前期課程 1 学年の定員は、4 専攻各 10 名、合計 40 名である。

博士課程後期課程の教育は、大学院設置基準第 4 条に則って、高度な学識を備えて自立して研究活動を行える研究者及び高度専門家養成のための教育を目的としている。このため、学生は、演習及び論文指導において、博士号取得をめざし、個別のインテンシブな指導のもとに研究をすすめている。研究成果は、前期課程に引き続き、研究科のバックアップを受け学会や研究科の機関誌等で発表されている。社会心理学専攻の臨床心理学領域では、博士課程後期の学生の多くが、心理相談所や病院等における臨床心理学の仕事に従事する機会を得て、高度専門家としての訓練を行っている。博士課程後期課程 1 学年の定員は、社会学専攻、産業社会学専攻、マス・コミュニケーション学専攻、各 3 名、社会心理学専攻 4 名の、合計 13 名である。

本研究科における、博士課程前期課程、後期課程は、高等教育におけるリカレント教育や国際化の理念にそって、社会人や留学生にも広く開かれたものであることを目指している。このため、一般入試、学内入試に加え、前期課程、後期課程ともに、社会人入試と留学生入試を行っている。

以上に述べた教育目標は関西大学大学院学則第 2 条に明記されている。また、本研究科の目的と教育目標、学生募集については 4 専攻の具体的な教育内容とともに、『大学院インフォメーション』、関西大学大学院社会学研究科ホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/Gr_sch/soc/index.html）などで解説されており、教職員や学生、受験生など広く社会に開示され、周知がはかられている。

こうして、1971 年から 30 数年間、本研究科は継続発展してきたが、社会科学及び人間科学における、研究方法の発展及びテクニカルな進歩は著しい。高度に、かつ広範に拡大発展する領域の学際分野がさらに重要になってきているものの、社会科学及び人間科学それぞれの最先端を追求する重要性には及ばない。そのために、2008 年 4 月より、社会学研究科は、社会学専攻、社会システムデザイン専攻、及びマス・コミュニケーション学専攻の 3 専攻体制で研究・教育を深化させる方針をとる。社会心理学専攻は、新設の心理学研究科の重要な柱として設置される。また、心理学研究科には、臨床分野を専門職大学院として設置する予定である。

しかしながら、2007 年 9 月現在、状況が変わっている。社会学研究科にとって不可抗力（他学部収用定員の超過）の事態により、専門職大学院の設置は 2009 年 4 月以降にずれ込み、臨床分野のみからなる社会心理学専攻（博士課程前期課程のみの予定）が社会学研究科に残ることになっている。

【長所】

本研究科では、大学院修了者にふさわしい専門的知識や高度の学識を備え、専門的研究に従事したり、高度専門職業人として活躍する、多くの人材を世に送り出してきている。2005 年度から 2007 年度までの過去 3 年間の卒業生について、研究科が 2007 年 7 月に行った調査結果によると、前期課程修了者並びに後期課程修了者の大多数が大学院での専門教育を生かした高度の専門性を要する仕事や学業に従事している（具体的なデータは、「第 2 章 修士課程・博士課程の教育内容・方法等（2）教育方法等 ア 教育効果の測定」を参照）。学位は、2002 年度から 2006 年度の過去 5 年間に、「博士（社会学）」を 12 名（課程博士 11 名、論文博士 1 名）授与している『データブック 2007』〔P128 イ 研究科・専攻別学位授与状況（5 ヵ年）参照〕。研究科の目標とする、高度の専門性を要する職業等に必要な訓練、自立した研究者養成の目的は、基本的には達成されていると言える。

【問題点】

2007 年度における社会学研究科全体の在籍学生数の収容定員（修士課程が 1 学年で 40 名、博士課程が 1 学年で 13 名）に対する比率は、前期課程が 0.83、後期課程が 1.23 である『データブック 2007』〔P135（ウ）収容定員に対する在籍学生数の割合（2007 年度）参照〕。研究科全体として、学生数はほぼ適切な水準を達成している。しかし、年度による変動や、専攻ごとのばらつきも見られる。特に前期課程では、専攻間のバラツキが大きい傾向が見られる。

研究科全体における、社会人入試の入学者数は、前期課程が 2007 年度 4 名、2006 年度 3 名、後期課程が 2007 年度 2 名、2006 年度 0 名である。同じく、留学生入試の入学者は、前期課程が 2007 年度 3 名、2006 年度 3 名、後期課程が 2007 年度 4 名、2006 年度 1 名である。社会人入試の入学者数が収容定員の 1 割以下と、やや少ない傾向にある。留学生の出身国は、中華人民共和国の割合がきわめて高い。

他研究科では、学部 3 年から大学院への飛び級が、すでに実施されている。また、2006 年度からは、一部の他研究科で、修士課程における 1 年制コースも導入される（ただし、これは学部 4 年制とあわせて修士までの 5 年コースである）。これにともなって関西大学大学院規則、並びに学位規定が改正された。社会学研究科では、飛び級の導入は予定されていない。2007 年度中に博士課程前期課程 1 年制コースの導入が審議される予定である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

先述のように、社会学研究科は、2008 年度から事実上の 3 専攻体制に入り、早くて 2009 年度から実態としても 3 専攻制にはいる。第一の、そしてもっとも重要な問題は、定員の充足である。入学者が少ないということは、少人数教育という利点はあるものの、大学院における研究・教育の活気は明らかに減退する。これは、学部教育との連続性を考えるならば、学部教育の貧困にもつながりかねない重要な問題として知覚されている。現在、教務委員会では、学部学生にたいする大学院科目の配当外科目としての受講（かつ大学院進学後は取得単位を認定）、学内進学者に対する博士課程前期課程 1 年制修了コースの設置、が検討され、研究科委員会での審議を待つ段階になっている。

2005 年に行われた社会人入試から、筆記試験としては専門試験のみを課すことになった。さらに、2008 年度留学生入学試験から、前期課程については、外国語を日本語とした。こうした、入試の改革は、専門の研究を志す社会人や留学生の受け入れの促進と整合的な方策である。

現在は専修科目制をとっていて、指導教員の演習しか履修できない。研究を深めると同時に、柔軟に人材を育成するために、専修制の良さを活かしつつ、履修方法の改善を試みる必要がある。この課題は教務委員会で検討を始めることになっている。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

社会学研究科は、「学の実化」を教育理念とする本学において、社会学部における学部教育を引き継ぎ、社会科学と人間科学の学際的領域における高度の専門的教育を行い、高度の専門性と研究能力を備えた人材を育成することを目的としている。このため前期課程では、講義科目で専門の基礎と関連知識を、実習科目で専門的研究の方法を学び、少人数での研究指導を受け研究成果を発表し、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得を図っている。後期課程では、これを受け継ぎ、個別の研究指導の元で独創的な研究を行うことを通じ、自立した研究能力の修得を図っている。学生は、入学時のオリエンテーションから始まり、シラバスによる講義情報など、十分な情報が提供されるなかで、専門とするテーマに関連した科目を学び、教員による個人的な指導と制度的支援のもとに、論文発表や学会発表などの研究活動を行っている。個々の科目の教育効果は、授業評価を通じて各教員にフィードバックされ、授業改善が図られている。前期課程での成果は修士論文に、後期課程での成果は博士論文に集約される。修士論文の審査、博士論文の審査は厳格な基準に従って行われ、修士及び博士の学位が授与されている。

(1) 教育課程

【現状の説明】

ア　教育課程

社会学研究科は、学校教育法第 65 条[大学院の目的]及び大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づき、高度な創造的能力と自立的活動力をもつ研究者及び専門家を養成することを目的とし、次の四つの専攻を設けている。以下、各専攻の概要を簡単にしめす。

（ア）社会学専攻

複雑さと不確実性に覆われ混迷する現代社会を前にして、社会学的な見方の有効性と重要性は日増しに高まっている。目指すべきは、現代人が埋め込まれている「関わりのシステム」と「意味のシステム」を複眼的に捉えながら、関心領域や考察対象を社会学的に記述・説明する分析力と、問題発見と課題解決に資する感性と思考力を身につけることである。カリキュラムの主眼は主要理論と研究方法の徹底した学修と、現実理解の深化と独自の視点の構築を促すための研究指導に置かれている。専門社会調査士の資格も取得できる。

（イ）社会心理学専攻

社会的条件との関連で人間行動を理解することは心理学の視点として不可欠であるが、その研究は、いかなる対象領域にどんな方法論を適用するかで特色づけられる。本専攻は、対象領域に関しては社会心理学・認知心理学・産業心理学・臨床心理学を、また方法論では計量心理学を中心に科目を構成しており、より広い心理学的基礎のうえに高度の専門性を築くことを目指したシステムで、個々人の研究能力の開発・向上を促している。なお、本専攻志望者で「臨床心理士」の受験資格取得を希望する者は、「臨床心理学研究Ⅰ又はⅡ」を志望専修科目として選択しなければならない。

（ウ）産業社会学専攻

産業社会学専攻は、産業社会を社会学、経営学、経済学、産業技術論の視点から認識する諸科目を配置し、そのうえで、これら諸科学の協力によって、それを総合的に把握し解明することを目指している。大きくは、産業社会を社会学的アプローチによってとらえる産業社会学分野、経営組織の管理を経営学的にとらえる経営・情報管理学分野、並びに、産業社会を経済学的に理解しようとする産業経済学分野の諸科目より構成されている。しかしながら、それぞれの学問におけるテクニカルな進歩、データアクセスの改善、そして統計的手法並びに計算能力の急速な進展は、本専攻の研究・教育内容を変えており、それに合わせて、2008 年度 4 月より、実態に合わせて、専攻名を社会システムデザイン専攻に変更する予定である。

（エ）マス・コミュニケーション学専攻

メディア環境が急速に変化しつつある現代社会において、メディアと社会、メディアと文化、メディアと

人間の関係を解明していくことを目指している。本専攻では、この今日的で基本的な課題の多角的かつ本質的な理解を目指し、新聞、放送、インターネット、携帯、映像などのメディア研究のみならず、広告、メディア産業、コミュニケーション、マスコミ理論、情報と法、メディア利用などの講義科目を配置するとともに、個々の研究能力を高めるための演習科目、実習科目を設置している。

社会学研究科の 4 専攻にはいずれも前期課程と後期課程が設けられている。各専攻には、それぞれの専門領域に関する基礎理論や最新動向の総合的理解を促す講義科目と、特定テーマに関する独創的探求を目指す演習科目が置かれ、それらに、各分野の実証研究を行うのに必要な調査・実験法や情報処理技術を磨く実習科目が組み合わされている。前期課程では専門家として独り立ちできる基礎をつくることが目的とされている。こうしたカリキュラムで学習・研究した成果を、修士論文に集約させることによって前期課程の目的への適合性を実現させている。また、後期課程では独自の研究的創造性を発揮して博士論文に集約することが期待されている。そのための上記のような独創的なカリキュラムと個人指導を系統的かつ重点的に行うことによって後期課程の目的への適合性を達成している。このように、前期課程と後期課程は合理的に接合されており、指導・教育体制もこれに適切に対応するものとなっている。

社会学研究科では、大学院生は、前期課程、後期課程ともに入学試験時に演習科目を選択し、入学後は、その演習科目の担当者を指導教員とすることになっている。ただし、マス・コミュニケーション学専攻の前期課程においては、入学試験時に、マス・メディア研究、メディア研究、コミュニケーション研究の三つの領域のうちからいずれかを選択する。入学後、学生は、志望した領域の複数の担当者のなかから、指導教員を 1 名または複数選択する。

社会学研究科博士課程前期課程のカリキュラムは次のとおりである。

a　社会学専攻及び産業社会学専攻においては、専修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）のほか、選択科目 24 単位以上（実習 2 単位以上を含む。）を修得しなければならない。

b　社会心理学専攻においては、専修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）のほか、選択必修科目 8 単位以上及び選択科目 8 単位以上（実習 2 単位以上を含む。）を含めて 32 単位以上を修得しなければならない。また、「臨床心理実習」は 2 年次配当とし、「臨床心理学研究」を専修科目とする者が、「臨床心理基礎実習」を修得した場合に限り履修できるものとする。

c　マス・コミュニケーション学専攻においては、必修科目 8 単位（演習 4 単位、論文指導 4 単位）を含め 32 単位以上を修得しなければならない。

社会学研究科博士課程後期課程のカリキュラムは次のとおりである。

a　社会学専攻、産業社会学専攻及び社会心理学専攻においては、専修科目（演習 12 単位）を含めて 12 単位以上を修得しなければならない。

b　マス・コミュニケーション学専攻においては、指導教員の担当する演習 4 単位、論文指導 8 単位を含めて 20 単位以上を修得しなければならない。

指導教員は大学院生に対して研究の仕方、論文作成だけでなく、履修科目の選択についてもきめ細かな指導をしている。「追加科目」の制度はこうした指導に対応したものである。指導教官が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻や他の研究科、あるいは他の大学院の教育課程の授業科目を受講するように助言し指導することができる。この授業科目の単位を取得すれば、前期課程では 20 単位まで所定の単位数に充当することができる。ただし、社会学専攻については、同一研究科の他専攻の授業科目についてのみ所定の単位数に充当することができる。また、全研究科としての取組として 2005 年度から、全学共通科目が開始され、各自の専門とするテーマにあわせて、より広い範囲の科目から履修を行うことが容易になった。全学共通科目の制度化をうけ、社会学研究科では 2005 年度から「笑いとユーモアの科学」、「国際ジャーナリズム論」が開設された。2005 年度における両科目の履修者はそれぞれ 17 名と 13 名だった。大学内での交流の展開が始まったといえる。

博士課程（一貫性）の教育課程は、社会学研究科では導入していない。個別の演習指導では、発表会や研究会形式での前期課程と後期課程の院生間での交流を、教育効果や研究展開の促進を目的として行っている。

マス・コミュニケーション学専攻では、2006 年度から、博士前期課程の演習のうち半分の時間を合同で行うことを基本に、専攻の博士前期課程、博士後期課程の学生及び複数の教員が参加する合同ゼミを毎月 1 回開いている。

イ　単位互換、単位認定

関西大学は 1998 年に関西学院大学、同志社大学、立命館大学と「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に調印して、大学院生相互の単位互換を認め奨励している。本研究科もこの協定に従って単位互換を行ってきた。2001 年度には、受け入れが 3 名（8 単位）、送り出しが 1 名（2 単位）、2002 年度には受け入れが 1 名（4 単位）、2003 年度から 2005 年度までは、受け入れ、送り出しともに 0 名だったが、2006 年度は受け入れが 1 名（2 単位）であった。

ウ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

講義科目等は原則として半期で開講されている。ただし、演習や実習等は通年で開講されており、秋入学は行われていない。修士論文完成の遅れや、単位不足などの理由で、9 月卒業を選ぶ学生は若干いる。また、一部の授業科目は、6 時限（18:00～19:30）、7 時限（19:40～21:10）に配置されている。これは、社会人学生の受講上の便宜に対応するものである。

外国人留学生については、前期課程入学のための外国語の試験科目としては、日本語も選択できるようになっている。このため、外国人留学生については、課程に入学してからの英語文献の使用についての配慮が必要になる場合がある。これらの外国人留学生の学習上の問題への配慮と対応については、指導教員と各授業の担当教員が、それぞれその任にあたってきた。

エ　生涯学習への対応

社会人に対しては、個別的な研究課題を、講義・実習そして演習での教育指導を通して、追求することを支援してきている。社会人入試での入学者の中に、それまでの社会的活動を、学問的研究として総括し、その結果を修士論文あるいは博士論文として、完成させる者が出てきている。現状では、生涯学習を目的とした特別な教育システムは開設していない。

【長所と問題点】

本研究科が目的とする、専門分野についての高度な学識と研究能力の基本の修得、自立した研究能力の修得は、【現状の説明】で具体的に述べたカリキュラムと指導、「(4)学位授与・課程修了の認定」で詳述する学位審査の体制を通じて、基本的には達成されてきていると評価できる。研究科の各専攻の科目のなかで、一定の部分は専攻にまたがり配置されて、学生の履修の便に供されている。追加科目や全学での共通科目により、研究科の垣根を越えて、各自の専門のテーマに必要な科目を選択することも可能である。このような幅広い選択肢のなかから、指導教員による助言のもとに、科目選択を行うことにより、各自の専門とするテーマに必要な科目を適切に履修することが可能になっている。また、前期課程の入学時からの指導教員や実習等の科目の担当者による指導は懇切丁寧なもので、研究能力の基本を身につける上で力になってきた。教育の成果である学位論文と学位の審査も適切に行われている。

以上のように、社会学研究科では、社会科学と人間科学にわたる学際的環境のなかで、高度の専門的教育が適切に行われている。しかし今後検討すべき課題として、以下のような点があげられる。

入学時からの 1 人の指導教員による個別指導は、懇切丁寧な指導を可能にしてきた。一方、マス・コミュニケーション学専攻は前期課程で複数教員による指導も選択できるようにしており、これはより幅広い自立した研究者としての眼や姿勢をはぐくむ上では有益である。1 年次で複数教員による指導を行い、2 年次で

個別指導に移行するといった、両者の利点を組み合わせたような指導体制も考えられる。

他研究科では、社会人入試、学内入試では、外国語は試験科目として課されていない。本研究科でも、社会人入試については、2006 年度入学生から、試験科目として外国語が課されないこととなった。これは、現場の経験を持った社会人の大学院教育への円滑な移行をはかるものである。また、学内入試についても、2006 年度入学生から、社会心理学専攻を除く 3 専攻で、試験科目として外国語が課されないこととなった。これは、学部教育から大学院教育への円滑な移行を目的としたものである。大学院教育における、外国語能力の必要性の程度は、専攻や研究テーマによって異なる。こうした専攻や研究テーマによって異なる外国語能力の必要性に柔軟に応じられる、教育体制が必要である。マスコミ専攻では、このために、「外国文献研究」を開設した。

夜間の開講も行われており社会人の便宜にはなっている。しかし、現状では、昼夜開講制が可能なところまで、夜間の開講を増やすことは困難である。教員の負担がこれに耐えない。

社会学部出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような科目を学部ですでに取得しており、大学院教育と学部教育とのスムーズな接合が行われている。本学でも他学部出身の学生や他大学出身の学生については、大学院での専門の基礎となるような学部での科目を修得していないこともある。こうした場合、指導教員が必要と判断すれば、学部での科目を聴講している。このように、大学院生が学部の科目を聴講することはあるが、その逆は行われていない。

社会科学と人間科学にわたる学際性は社会学研究科の特徴である。しかし、一方で、実験や測定を中心とした領域のディシプリンと、資料分析や文献研究、社会調査などを中心とした領域のディシプリンとで、学生の訓練や研究の評価の基準についての不整合が生じていると、研究科の教員間で認識されているのも事実である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

マス・コミュニケーション学専攻以外の専攻でも、複数教員による指導体制を導入するか否かについては、教務委員会で議論された。社会学専攻では、教室で具体的に検討され、複数教員による指導体制を前提として、2006 年度開設科目から、順次に、科目変更と担当者の審査の手続きに入っている。

大学院生の外国語能力をどうチェックし、訓練していくかについては、各専攻内、教務委員会、研究科委員会で、継続的に議論が行われている。学内入試も含めて、入試で外国語能力をチェックすべきだという意見も強い。外国語能力の訓練の機会としては、前期課程における専門の英語購読科目を新設することが決められた。

他大学との単位互換制度は現在ほとんど利用されていない。ここには、交通の問題も考えられる。夏期や冬季における集中講義の情報を交換し、学生にアナウンスすることにより、専門のテーマに必要な学生の利用をはかるなどの対応が考えられる。

学部・大学院の連携強化は、研究科をより充実するための重要な課題である。今後、コース制の導入など、研究科における教育の位置づけも含む教育体制再編の検討を行い、研究科委員会で審議の予定である。

外国人留学生の学習支援のためにチューターを制度としておくことを、教務委員会などで議論しながら、検討をはじめる予定である。

(2) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

「(3)学位授与・課程修了の認定」で詳述するように、前期課程、後期課程の教育の締めくくりとしての修士論文、博士論文の審査は厳格に行われており、内容的にも学術的な水準が保たれている。修了者の多く

は、こうした教育の成果をいかし、研究職や高度に専門的な仕事についている。2002 年度から 2006 年度までの過去 5 年間の修了者について、研究科が 2007 年 9 月に行った調査結果によると、進路は以下の通りである。後期課程修了者 43 名中、大学専任教員 8 名、研究所勤務 3 名、大学非常勤講師 7 名、心理カウンセラー10 名、民間企業 3 名、論文執筆中 3 名、ポストドックプログラム 1 名、その他 3 名、不明 5 名。

前期課程修了者 166 名中、進学 27 名、受験準備 2 名、大学専任教員 3 名、大学非常勤講師 1 名、専門学校講師 1 名、公務員（心理技官 4、家裁調査官 1 名、政府職員 1）6 名、地方公務員（心理専門職）8 名、心理カウンセラー42 名、心理カウンセラー研修 10 名、小中高教員 2 名、マスコミ関係企業 9 名、民間企業 30 名、家事手伝い 2 名、不明等 23 名。民間企業の職種は、コンサルタントなどの専門的な仕事が多くを占める。

イ　厳格な成績評価の仕組み

大学院の授業科目の成績は、優、良、可の評価をもって大学院生に発表される。その評価基準は、100 点満点の素点をもって決められている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされ、素点による評価がなされる。

ウ　研究指導等

関西大学大学院では、入学時に全研究科を対象とした大学院総合ガイダンス及び各研究科ごとにガイダンスが実施されている。オリエンテーションでは、履修ガイダンス、授業、教職、関西 4 大学大学院学生交流制度、教材複写に関する補助、製本に関する補助、学会補助費、多目的室の利用、大学院事務室の業務、関西大学情報処理システムに関する説明を研究科長並びに指導教員より行っている。指導教員は、授業時間以外にも、学生の勉学や研究の相談に対し、個別に随時対応している。また、指導教員による相談とは別に、研究科科長、研究科科長代理が、時間をきめて、学生の個別相談に応ずる体制をとっている。

マス・コミュニケーション学専攻では、先にも述べたように、専攻の博士前期課程、博士後期課程の学生及び複数の教員が参加する合同ゼミを開催している。

社会心理学専攻では、必修科目である実習科目担当者に、演習担当をしていない若手教員を積極的に登用するなど、実質的に集団指導体制的な研究指導方法を採用している。

4 専攻とも、在外研究や転出など、指導教員変更の必要が生じた場合には、学生との話し合いの上で、指導教員の変更を行っている。

研究活動を積極的に支援するために、大学院学生による学会発表へは、発表経費の一部を補助している。2006 年度では、前期課程の 12 名、後期課程の 14 名が支給対象であった。学術誌へ投稿する論文指導に加えて、大学院学生の自主的な編集による論文集『人間科学』の発行の支援と掲載する論文についての指導を行っている。

エ　教育・研究指導の改善

講義科目だけでなく、実習や演習、論文指導も含めて、全科目の講義概要、講義計画、成績評価、教科書・参考書を詳述したシラバスが冊子として印刷され、配布されている。全科目のシラバスは、インターネット上でも一般に公開されている。2006 年度からは、Web 履修システムへの移行完了にともなって、シラバスは、インターネット上のみとなっている。

関西大学大学院においては、2004 年度秋学期より全学共通教育推進機構のもとに講義科目を対象として大学院生による授業評価アンケートを実施している。また、授業評価アンケートとは別途に、教員自身による教育に関するアンケート調査（教育活動調査票）を 2002 年度に 2000 年度から 2002 年度の 3 年間を対象として実施し、各教員の教育に関する取組を取りまとめ、各学部事務室において関西大学に帰属する教員の

教育活動として公開している。

現状においては、研究科内では FD 委員会は設置していないが、専攻ごとに教室会議で、授業担当者の確認を行っており、その際に、カリキュラムの構成や指導のあり方などの意見交換をはかっている。一般的な意味での FD 活動ではないが、専攻教室会議での議論を踏まえて、研究科の教務委員会では教育・研究指導の改善に向けた意見交換を行っている。

オ　授業形態と授業方法の関係

少人数教育を中心として、論文指導・研究指導を行っている。社会学研究科では、実習科目を中心として専門性の高い職業等に必要な訓練を、PC やネットワークを活用しながら行っている。多くの講義科目でもプレゼンテーション機器が利用されている。演習での院生による発表でも同様であり、プレゼンテーション技能を高める教育が展開され、学会発表などでその成果が発揮されている。

【長所と問題点】

大学院学生の研究活動支援や補助はシステムとして概ね適切に運営されている。院生による学会発表や学術論文の投稿など積極的な研究活動が、教育・研究の支援制度下で行われている。大学院の研究指導は院生に対する個人的指導が主となるため、その研究指導方法は個々の教員の裁量に任されている。

修士課程・博士課程ともに、それぞれの課程が目的とする教育が行われており、その教育の効果は修了者の進路先としてあらわれており、ある程度の成果をあげている。継続的に支援する活動は必要である。

マス・コミュニケーション学専攻の合同ゼミは、学生には切磋琢磨の場となっている。また、学生及び教員間で、現在のメディア社会についての問題意識を共有し、議論を進化されていく場となっている。指導を受ける学生の選択肢を増やす意味からも、この合同ゼミ方式は、評価されるべきものである。

今後、研究科、あるいは、専攻の教員相互が研究指導方法をさらにより良いものにするために、FD などの場を活用して、討議してゆく必要がある。

【将来の改善・改革へ向けての方策】

複数指導体制は、専攻間で取組に違いがある。より効果的な指導のあり方について、教務委員会で検討を行っている。社会学研究科としての指導方法の改善を促進するための組織的な取組を行うための計画について教務委員会を中心として、各専攻の議論をフードバックしながら、検討を進めている。研究科内での FD 委員会の設置、卒業生からの評価や外部機関による評価の導入も、今後の検討課題である。

大学院学生と学部学生との合同の修士論文や卒業論文などの発表会を、個別に開催している教員もいる。複数の教員で合同の研究交流会を開催している。いずれも、マス・コミュニケーション学専攻の合同ゼミを除くと、個別教員の個人的な努力によっている。研究科あるいは専攻としての取組や制度化は、学外の研究者や卒業者との交流の促進もあわせて、これもまた今後の検討課題である。

(3) 学位授与・課程修了の認定

ア　学位授与

【現状の説明】

前期課程では、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査 2 名による、口頭試問による最終試験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告にもとづき審査を行い、学位授与の決議を行っている。なお、修士の学位申請は年 2 回である。2002 年度から 2006 年度までの過去 5 年間における前期課程の学位取得者数は、『データブック 2007』〔P128 イ 研究科・専攻別学位授与状況（5 ヵ年)〕に示すとおり 164 名である。修士の学位取得者数は、1 年平均 33 名で定員をやや下回っている。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教員の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年3月と9月に授与される。修業年限（3年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。2002年度から2006年度までの過去5年間における博士課程の学位取得者数は、『データブック2007』〔P128 イ 研究科・専攻別学位授与状況（5ヵ年)〕に示すとおり12名である。博士の学位取得者数は、定員を下回っているが、毎年着実に課程博士の学位取得者を出している。

また、学位審査の透明性・客観性を高めるために、以下のとおり措置している。

（ア）修士論文の審査

修士論文を作成する前期課程の大学院学生は、論文指導の担当者である指導教員から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。研究科委員会では、前期課程での修得単位確認の後、計画書に基づき、主査となる指導教員のほか、関連分野を担当する副査2名を選出する。修士論文提出後は、口頭試問による最終試験を行い、審査委員が合否を判定し、研究科委員会に報告する。研究科委員会は、この報告にもとづき審査を行い、学位授与の決議を行っている。

（イ）博士論文の審査

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の少なくとも1年前に指導教授の承認を得たうえ、研究科委員会へ提出する。ただし、研究科委員会が認めたときは、これを3ヵ月前とすることができる。博士の学位は毎年3月と9月に授与される。修業年限（3年）のうちに博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出することが可能である。

社会学研究科では、2001年度から学位（課程博士）論文の提出基準と審査に関する申し合わせ事項において、提出基準を次のように定めている。

① 研究書（単著）1冊以上
② レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文2篇以上
③ レフェリー制のある学術雑誌に掲載された論文1篇及び指導教授が研究論文と認める論文3篇以上
④ 指導教授が研究論文と認める論文5篇以上

校正中の論文を含め、以上のいずれかの条件を一つ満たしていること。

また、課程博士論文の審査の手続きは次のように定めている。

① 論文の提出があった場合、指導教授を主査とし、副査2名をもって査読委員会を構成する。
② 査読委員会は上記の提出基準を満たしているか、上記の論文や課程博士論文のテーマの統一性など、内容が課程博士論文のレベルに達しているか査読を行う。
③ 査読委員全員の合意が得られた場合、社会学研究科委員会にその旨を報告する。また、査読委員全員の合意が得られなかった場合も、その旨を研究科委員会に報告する。
④ 研究科委員会が査読委員会の報告を受けて審査委員会を構成する。原則として査読委員が審査委員を兼ねる。
⑤ 審査委員会が構成されなかった場合、論文の再提出は妨げない。

この申し合わせ事項により、論文の水準維持と審査の円滑化を図っている。

提出された論文の審査は、指導教授である主査1名及び副査2名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は、研究科委員会で決定し、外国語学力を確認し、博士論文を査読のうえ、提出された論文について、質疑応答及び審査を行っている。

博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）が実施され、合否を決定し、主査と副査の連名になる審査報告書が研究科委員会に提出される。研究科委員会において、委員の2/3以上の出席と、その1/2以上の同意をもって決することになっており、社会学研究科では無記名投票によって採決が行われている。論文博士

の場合は、審査委員会を構成するまでの手続きが課程博士とは異なるが、論文審査の方法は課程博士と同じである。

決定すると研究科長会議において承認され、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して3月期と9月期にそれぞれ『博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨－』という冊子として印刷に付され公表されている。

また、博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その論文を「関西大学審査学位論文」と明記して印刷公表しなければならない。ただし、学位を授与される前にすでに印刷公表したときは、この限りではない。なお、2002年度から2006年度までの過去5年間における論文博士は、2件であった。

【長所と問題点】

審査のプロセスは透明性と客観性が制度として保証されており、審査は適正になされている。より一層の透明性と客観性を確保するために、公聴会の実施が望まれる。

社会学研究科の指導は、これまで、研究者養成という面が強く、進学してくる大学院生の傾向としても同様であったため、修士論文の作成は前期課程修了のための不可欠の条件である、との考えが強い。研究者育成というより高度な専門的知識を備えた多様な人材を育成するという観点を強調すれば、修士論文に代わる課題研究による前期課程修了も検討すべきところである。

【将来の改善・改革へ向けての方策】

学位審査での公聴会については、これを開催する方向で、教務委員会で検討を行っている。修士論文に代わる課題研究による前期課程修了の可能性、そしてそのためのカリキュラムについても、同じく、検討を行っている。

イ　課程修了の認定

大学院学則第24条及び25条には、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定が制定されており、学生の研究意欲の刺激をはかるものとして評価できる。教務委員会で、各専攻の状況をふまえて検討を行い、研究科委員会で実施に向けて審議予定である。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

国内外の研究者との教育・研究交流のために、研究科として、2003年度に湯宗益教授（台湾国立政治大学）を、2005年度には陳政雄教授（台湾国立中山大学）を、それぞれ招へいしている。招へいされた研究者の講演会、研究会などでは、研究科の教員に加えて、大学院生との研究交流を積極的に行っている。国内外の研究者との教育・研究の交流のための招へいは、主に社会学部において行われているが、招へいされた研究者の講演会、研究会などには、指導教員から大学院学生への積極的な参加を呼びかけている。その他、指導教員の個人的な繋がりや院生の国内外での学会大会での発表を通して研究交流の機会がある。

国際交流に関しては、全学的には国際交流センターが担っており、現状では社会学研究科として特に取り組んでいることはない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科もしくは専攻として、特定の研究分野について、国外の大学・研究組織との提携の可能性をさぐっていく必要がある。その他については、「第 6 章 研究活動と研究環境（2）研究活動 イ 研究における国際連携」の記述を参照されたい。

4　学生の受け入れ

社会学研究科では、幅広い層から、有能な人材を募るべく、各種の学生募集、選抜方法を採用している。特に、博士前期課程では、自立的活動能力に基づく専門家の育成という点から、博士後期課程では、創造的能力を有する研究者及び専門家の養成という点から教育・研究活動を推進している。

こうした教育・研究目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、定められた入学定員を制約として、以下に示す種々の入学試験を実施している。

【現状の説明】

（1）学生募集方法、入学者選抜方法

ア　博士課程前期課程

（ア）入学定員

各専攻とも 1 学年 10 名、合計 40 名である。

（イ）学内進学試験

関西大学の学部を、実施当該年度に卒業見込みの者に対し、7 月に行われている。試験は、専門科目（志望する専修科目、マス・コミュニケーション学専攻の場合は、志望する研究系科目）の筆記試験（社会心理学専攻は、外国語（英語）も行われる）と口頭試問である。合格基準点が設けられ、専門科目 70 点以上かつ口頭試問 80 点以上の者が合格となる。社会心理学専攻の臨床心理学研究では、応募者多数のため、2003 年度入学試験から、筆記試験合格者に対してのみ、口頭試問を実施している。2008 年度からマス・コミュニケーション学専攻では、専門科目は専攻共通問題へ変更する予定である。

（ウ）一般入学試験

大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、9 月及び 3 月に実施される。試験は、専門科目と英語の筆記試験及び口頭試問である。9 月募集では、筆記試験の合格者に対してのみ口頭試問が実施される。

（エ）外国人留学生入学試験

外国人で、大学卒業あるいは卒業見込みの者またはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、10 月に実施される。試験は、専門科目と英語あるいは日本語の筆記試験及び口頭試問である。

（オ）社会人入学試験

大学卒業者あるいはそれと同等以上の学力を有すると認めた者で、通算 2 年以上企業、官公庁、教育・研究機関等で勤務しているあるいはしていた者に対し、10 月に実施される。

（カ）その他

前期課程大学院学生の前段階として、単位認定を行わない外国人研究生を受け入れている。前期課程外国人留学生入学試験の場合と同じ資格の者に対し、各学期前に書類審査と口頭試問により選考する。在学期間は 1 年、ただし延長を認めることができる。

2006 年度より、前期課程において、1 年制が実施できるよう、大学院学則の改正が行われた。

表Ⅱ-社研-1　博士課程前期課程入学試験状況　2007 年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者	外国人研究生志願者	外国人研究生入学者
社会学	10	9	8	4	3	1	0
産業社会学	10	4	4	4	4	2	0
社会心理学	10	84	75	22	19	0	0
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	10	9	8	6	5	2	1
計	40	106	95	36	31	5	1

表Ⅱ-社研-2　博士課程前期課程入学試験別状況　2007 年度

	志願者	合格者	入学者
学内進学	27	15	13
一般(9 月)	53	9	7
一般(3 月)	12	5	4
外国人留学生	5	3	3
社会人	9	4	4
計	106	36	31

イ　博士課程後期課程

（ア）入学定員

社会学、産業社会学、及びマス・コミュニケーション学の 3 専攻では、各専攻 1 学年 3 名、社会心理学専攻では、1 学年 4 名の計 13 名である。

（イ）一般入学試験

修士の学位を有する者または有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者に対し、3 月に実施される。試験は、志望専修科目と英語の筆記試験及び口頭試問である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人で、上記一般入学試験と同じ資格を持つ者に対し、10 月に実施される。試験は、志望専修科目と英語あるいは日本語の筆記試験及び口頭試問である。

（エ）社会人入学試験

修士の学位を有するまたは有する見込みの者、あるいはそれと同等以上の学力を有すると認められた者で、通算 2 年以上企業、官公庁、教育・研究機研究機関等で勤務している、あるいはしていた者に対し、10 月に実施される。

試験は、志望専修科目の筆記試験及び口頭試問である。

表Ⅱ-社研-3　博士課程後期課程入学試験状況　2007 年度

専　攻	定員	志願者	受験者	合格者	入学者
社会学	3	2	2	2	2
産業社会学	3	0	0	0	0
社会心理学	4	9	9	8	8
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	3	0	0	0	0
計	13	11	11	10	10

表Ⅱ-社研-4　博士課程後期課程入学試験別状況　2007 年度

	志願者	合格者	入学者
一般	9	8	8
外国人留学生	0	0	0
社会人	2	2	2
計	11	10	10

(2) 科目等履修生等

以上のように、入学試験において広く各層からの志願者に道を開いているほか、なお一層の門戸開放のため、聴講生、科目等履修生、研修生（条件：博士課程後期課程在学年数満了及び単位修得済みによる退学者)、及び交流研究生（関西学院、同志社、及び立命館の各大学院との間の交流）を受け入れ制度がある。前の二つについての実数は下表の通りである。後の二つの制度については、2007 年 4 月 1 日現在 0 名である。

表Ⅱ-社研-5　聴講生　2007 年 4 月 1 日

性別		学歴		職業		受講目的			
男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
1	0	0	1	0	1	1	0	0	0

表Ⅱ-社研-6　科目等履修生　2007 年 5 月 1 日

性別		学歴		職業		受講目的			
男性	女性	修士卒	学部卒	あり	なし	進学	自己研修	職務研修	研究継続
0	1	0	1	0	1	0	0	0	1

(3) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の在籍者数／収容定員は、『データブック 2007』〔P132　b　大学院〕に示すとおりである。社会学研究科全体では、前期課程 66 名／80 名（定員充足率 82.5%)、後期課程 48 名／39 名（定員充足率 123.1%）であるが、専攻間でばらつきがある。

【長所】

過去の入学試験の問題はすべて一般に公開されている。学部レベルから、さらに学問を深める意欲を持つ、幅広い層に対して、多様な受験機会を提供している点は、非常に評価できる。

【問題点】

博士課程前期課程における、学内進学試験では（社会心理学専攻を除く)、英語の筆記試験を廃止したことにより、筆記試験が専門科目のみとなる。専門科目の出題が、1 人の演習担当者による場合は、筆記試験の成績は、1 人の担当者の判断にゆだねられることになる。これは評価の安定性、客観性の観点から言えば、かならずしも望ましいことではない。

定員充足率が満たされていないという問題点もある。スタッフ及び設備等の観点から、収容定員が決まってくるとすれば、充足率が 100%以下ということは、資源の有効活用ができていないということを意味する。そのために、幅広い層に門戸を開くということ、そしてそれぞれの制約に対して配慮するということは、意欲のある、優秀な人材を確保するために、欠かせないのであるが、反面、大学院における教育・研究の質を低下させるおそれもある。組織の再構築を含め、注意深く議論すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

基礎学力を見る有効な方法は筆記試験であることは否めない。しかし、今後、専門的知識を持つ職業人や、活動的な研究者を育成するという本研究科の役割を考えるとき、入試の方法が検討されねばならない。多くの学生が、専門的知識を有する職業人を目指すときに、受験機会を拡大することは必要であるが、質の低下を避けるために、きめ細かな試験が必要である。さらに、大学院教育を受けやすくするという観点から、奨学金や授業料減免などの、経済的支援の充実も欠かせない。以上を総合的に勘案しながら、恒常的な定員の確保の方策に向けて、教務委員会などで議論しながら、検討をはじめている。その一つとして、学部と大学

院との交流を積極的に展開するために、学部生による大学院科目の履修制度を、2008 年度から、開始することにしている。

5　教員組織

社会学研究科は、社会学に関わる高度の理論、実証分析を研究教授し、この領域の深奥を究めて人類文化の進展に寄与し、社会の変動に対応した研究教育の推進と優秀な人材を育成することを目的とし、この目的を達成するに適切な教員組織を社会学、産業社会学、社会心理学、マス・コミュニケーション学専攻において備えている。

【現状の説明】

(1) 概況

社会学研究科では、社会学、産業社会学、社会心理学、マス・コミュニケーション学 4 専攻の博士課程前期及び後期課程において、研究者及び専門職業人養成のために、優秀な能力・研究業績のある専任教員 34 名（2007 年度）を演習、論文指導その他主要科目に配置するとともに、それら以外にも必要な諸領域の重要科目及び実習科目（副担）に非常勤の教員を配置している。社会心理学専攻臨床心理学研究前期課程専修では、臨床心理士受験資格に必要である学外の協力施設（病院等）における実習のために多くの兼任教員を採用している。なお、研究支援職員は社会学研究科には配置されていない。

大学院学生数との対比を見れば、専任教員 1 人当たり前期課程では約 2.4 人、後期課程では約 3.2 人である。

表Ⅱ-社研-7　専任・兼任教員・大学院生数　2007 年度

専攻	専任教員				兼任教員		大学院生			
							前期課程		後期課程	
	前期課程実習のみ	前期課程のみ	後期課程	計	前期課程	後期課程	収容定員	在籍者数	収容定員	在籍者数
社会学	1	5	4	10	2	0	20	5	9	12
産業社会学	0	9	2	11	0	0	20	8	9	3
社会心理学	4	4	5	13	7	0	20	39	12	24
ﾏｽ・ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝ学	0	4	4	8	13	3	20	14	9	9
計	5	22	15	41	22	3	80	66 (82.5%)	39	48 (123.1%)

（注）前期・後期は、今年度のシラバスからカウントした。後期課程担当資格があっても学生がいないために不開講になっている教員はカウントしていない。また、在外に出ている教員は省略した。

(2) 教員の募集・任免・昇格

社会学研究科大学院担当の専任教員は、関西大学大学院規則第 33 条「大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）に規定する資格に該当する者とする」に従い、同設置基準第 9 条の規定に該当する者である。

社会学研究科の専任教員は全員が社会学部の教員であり、その募集・任免・昇格はすべて社会学部で行われている。学部でのこれらの審査を基にして、本研究科委員会ではさらに研究科内規「社会学研究科授業担当資格基準」及び「博士課程前期課程・後期課程の授業科目担当者の審査方法について」に従い、基準に達した者の中から、審査手続きを経て、大学院担当教員を選定している。審査は、本研究科委員会において選定された主査 1 名、副査 1 名による研究業績審査報告とそれに基づく委員会での審議により決定される。なお、前期課程授業担当者の審査は、2 年後の M㊀への昇格を含んで行われる。後期課程授業担当者の審査は、

D合とD㊟とを併せて行うことができる。

客員教授の任用は、「関西大学客員教授規程」に従って行っている。非常勤教員の審査基準は、専任教員の審査基準に準ずる。なお、本大学院担当専任教員の中で、博士号取得者は7名である。

教育研究活動の評価については、社会学部における審査・評価に加えて、大学院委員会での審査が研究業績を中心として、上述のとおり、節目毎に行われている。

(3) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

多くの教員が学内の経済・政治研究所、東西学術研究所、法学研究所、人権問題研究室及び学外での共同研究に参加して、積極的に共同研究を行っている。更に本学には、博士課程後期課程学生を経済・政治研究所が委託学生として受け入れる制度が 1978 年からあり、本研究科学生もこれに参加して共同研究を行ってきている。また、2005 年度には、私立大学学術フロンティア推進事業研究プロジェクトの一つ「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究」のリサーチ・アシスタントとして本研究科博士課程前期課程修了者3名が任用されている。

【点検・評価】

社会学研究科の上述の理念・目的を達成できるよう少人数で充実した教育が行われており、教員組織の点でも特に問題点はない。教員の審査基準・手続きは明確であり、実際にもこれに従い公正に運用されている。教育研究活動の評価、大学院と他の教育研究組織・機関等との関係についても、特に問題点はない。

しかし、本学では、大学院担当専任教員全員が学部学生の教育をも行っているから、学部・大学院全体としての教育負担は過重である（社会学部「教員組織」の項参照）。とりわけ臨床心理士資格取得に役立つ社会心理学専攻の臨床心理学研究では、大学院学生数は前期課程、後期課程ともに約2倍であり（2007 年度）、きわめて多い（第4章 学生の受け入れ (3)「定員管理」参照）。また、研究支援職員がいない点にも問題がある。開講形態の工夫など教員の過重負担を軽減する方策や研究支援職員を配置する方途を検討し、より一層の教育研究活動の充実を図るよう努力している。

6　研究活動と研究環境

(1) 到達目標（達成度）

研究活動の中心的な展開を期待されている大学院では、「学の実化」を実現する意味においても、高度な創造的能力と自立的活動力を持つ専門家を養成すること、そして理論と実践の両側面を視野に入れ、生産的な展望を持ちながら具体的な問題解決に当たることができる人材を育成することを目指している。

(2) 研究活動

ア　研究活動

【現状の説明】

研究活動については、近年、学術研究の高度化・国際化が顕著である。こうした動向にともなって必要となる研究費はますます高額化している。大学の個人研究費や研究助成金だけでは充分とはいえない。そこで

本研究科としても、外部との共同研究を行い、外部からの研究助成を積極的に活用することを重視してきた。1999～2003 年度には、私立大学学術フロンティア推進事業研究プロジェクトとして「学校教育における包括的ストレス・マネージメントに関する臨床心理学的実践研究」、2004～2007 年度には、これの継続分として「心理的問題援助のための包括的情報ネットワークの構築と実践的援助研究」が研究拠点としての助成を受けている。

なお、社会学研究科の専任教員は全て社会学部の教員であるので、研究業績等、その他の研究活動・研究環境については、「第Ⅰ編 第 7 章 研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編 社会学部 第 6 章 研究活動と研究環境」を参照されたい。

【長所】

現在の研究環境のなかでは、研究施設は年々充実している。しかし学問研究の高度化が進むなかで教員の仕事量は研究のほかに教育・管理運営・社会貢献など急激に増大している。また研究費についてもこうした高度化に対応するにはいたっていないであろう。こうした厳しい環境のなかにあっても、本研究科の専任教員は積極的に著書・論文といったオーソドックスな業績をあげてきた。こうした研究業績は大いに評価される。

【問題点】

研究環境は年々厳しさを増している。こうした中で高度な研究成果を今後も継続してアウトプットしていくためには、研究費と研究時間のより一層の充実が望まれる。

教員の研究レベルにおいて、四つの専攻が共存していることが、必ずしも十分に生かされているとは言えない。専攻を越えて教員同士が日常的に顔を合わせ、議論できるような場が十分とは言えない。また、研究棟と大学院棟が離れており、教員と大学院生とが日常的に顔をあわせ、議論できるような場がない。4 専攻の教員の研究レベルでの交流がさらに求められよう。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

研究資金については、文部科学省科学研究費補助や外部資金のより一層の導入を図ることが要請される。研究時間を確保するためには、大学院の講義、演習などの開講形態など大学院での教育・研究指導体制の検討を行っていく必要がある。また、教育におけるスチューデント・アシスタント、ティーチング・アシスタントの活用をより一層進めるとともに、研究支援体制をより充実させるために、大学院学生をリサーチアシスタント（RA）とする方策やポストドクトラルフェロー（PD）の雇用を図ることを検討している。

本研究科は、社会学のみならず、心理学、経済学、経営学、政治学、法学、心理学、哲学など、さまざまなディシプリンをもった研究スタッフがいる。多様な出自のスタッフが在籍し、4 専攻が共存することのメリットをより生かせるような研究体制を構築することを検討する必要がある。大学院教育との関連で言えば、社会心理学専攻が、心理学研究科として独立した後、他の 3 専攻がどうするかが当面の課題となる。3 専攻を維持しつつも、複数の専攻をまたがる研究プロジェクトを組織しそれに対応した教育課程を整備することも課題である。

教員が、より質の高い教育研究活動を遂行できるように、人的・物的・時間的な環境を適切に整備するためにはさらなる整備が必要である。とりわけ、教員間及び教員と大学院生とが顔を合わせることができる「コモンルーム」が必要である。

イ　研究における国際連携

【現状の説明】

現在、社会学研究科組織として国外の組織と研究の連携はしていない。現在では、教員個別の共同研究にとどまっている。例えば、2004～2005 年度においては、土田教授とドイツの Forschungszentrum Jülich GmbH との間で「公的メディアにおける科学的専門技術の統合」プロジェクトに関する協定（総計 Euro 28,862）が結ばれた。国外からの招へい研究員や客員研究員を迎えての、大学院生を含めた講演会・研究会

が適宜開かれている。

【長所】

国外の研究者との連携は、個人的なレベルにとどまっているが、研究成果をあげている。招へい研究員や客員研究員を迎えての講演会・研究会は、当該研究員及び本学教員・院生の研究の深化に貢献している。

【問題点】

国外との研究提携は個人的なレベルにとどまり、社会学研究科として組織的に研究提携をしていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国外の協定大学の研究組織と社会学研究科もしくは専攻として積極的に研究提携することも検討課題である。

7　施設・設備等

本研究科の教育・研究目的を実現するための施設・設備等の充実は、重要な課題であるととらえている。現状では下記で示したように整備されており、施設・設備に関する到達目標はほぼ達成されており、適切に運用している。今後も教育研究の更なる充実のために検討・整備を行っていく。

【現状の説明】

実習は本研究科の教育・研究において重要な位置を占めている。特に、社会心理学専攻では、実習は必須である。本学大学院には、全研究科共用施設として尚文館があるが、尚文館における本研究科の実習は、以下の部屋を利用して行われている。それらは、個人検査実験室（25.92 ㎡）、集団実験実習室（77.76 ㎡）、行動観察室（主室：69.12 ㎡、副室：10.80 ㎡）、集団作業室（51.84 ㎡）、認知・発達実験室（86.40 ㎡）、AV 実験実習室（69.12 ㎡）、実験実習準備室（51.84 ㎡）、器具保管室（25.92 ㎡）、資料保管室（25.92 ㎡）、情報処理のための諸教室・施設などである。これらの部屋には、観察記録用カメラ・マイクのシステムやワンウエー・ミラー、コンピュータなど、実習に必要となる機器備品が設置されている。

また、尚文館には大学院生用の研究室があり、院生・研究生のためのデスクや本棚、ロッカーなどの設備が整えられている。大学院生用研究室は尚文館の 6 階、7 階にあり、本研究科院生用研究室は、6 階に 2 箇所（71.76 ㎡、77.76 ㎡）、7 階に 1 箇所（64.80 ㎡）、配置されている。院生用デスクの専用・共用については、博士前期課程では専攻により違いがあるものの、博士後期課程では院生 1 人につき、一つのデスクが用意されている。コンピュータについても、院生用研究室に共用パソコンが数台ずつ配置されているほか、工学研究科を除く 5 研究科の院生に対しては、貸し出し用のノート型パソコン 30 台が用意され、うち 25 台は 1 週間、5 台は 1 日の期限で貸し出しが行われている。

【長所と問題点】

尚文館の院生用研究室は 24 時間の利用が可能であり、本研究科の教育・研究に使用されている上記の諸施設は、十分な機能を有していると認められる。

問題点としては、前述したとおり、院生用研究室は 24 時間の利用が可能であるが、実習室や実験室などの施設は、院生だけでの利用ができない点があげられる。専門職大学院の影響で、研究室の割当については、縮小方向にある。また、院生個人で各種コンピュータ・ソフトを購入するには経済的負担が大きいことから、貸し出し用ノート型パソコンの利用希望者が台数を上回っているのが現状である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

尚文館の施設・設備に関して、院生がどのような要望や不満をもっているのかという情報は、個々の指導教員を通じて断片的にしか把握されていないといえる。院生を対象としたアンケート調査の実施により、院生の要望を把握し、尚文館の諸施設が院生にとってより利用しやすいものとなるよう、本研究科執行部が取

組を始めている。なお、貸し出し用ノート型パソコンについては、ソフトの更新に努め、台数を増やしていくことを教務委員会で検討している。

8　管理運営

【現状の説明】

社会学研究科の管理運営に関する規定は、『関西大学大学院学則』に定められるところによる。担当教員の資格に関するこの学則第 33 条により、本研究科における 2007 年度の担当教員は、社会学専攻 13 名、産業社会学専攻 10 名、社会心理学専攻 13 名、マス・コミュニケーション学専攻 8 名、合計 42 名である。これらの教員によって社会学研究科委員会が構成される。

社会学研究科長は研究科委員会における選挙（互選）によって、有効投票数の過半数基準に従って、選出されていたが、2006 年 10 月より、社会学部長が社会学研究科長を兼任するように学則が改められた。それに伴い、研究科長は、研究科委員会で、学部長の就任を承認することになっている。任期は 2 年である。2002 年度からは、科長の指名を受け、研究科委員会が承認する研究科長代理職が設けられたが、上述の兼任により、学部長が指名し、教授会が任命する副学部長の 1 人が大学院担当となり、研究科長を補佐することになった。

社会学研究科の意思決定機関である、社会学研究科委員会は、研究科長を議長とする。委員会の運営は関西大学大学院の運営規則に、厳正に則って行われている。会議の議事録が作成され、研究科長がそれに署名することになっている。会議の定足数は構成員の 2/3 である。議決は出席者の過半数をもってなされる。学位授与は、投票用紙による票決を行っている。研究科委員会の開催頻度は 2006 年度 13 回、2007 年度 11 回であった。

社会学部全教員のほとんどが、社会学研究科委員会の構成員となり、多様化・進化する研究・教育に適切に対応するための、学部の組織との一体化が大いに進んだ。大学院担当教員は学部教員としての資格に関する審査を経て決定されるため、大学院担当審査の方法について再検討を行い、講義及び演習を担当する研究教育者としての質を維持しながら、資格に関する年限要件の短縮等をはかられてきた。

教務関係の立案・実行は、各専攻から 1 名、計 4 名の教務委員が選出され、研究科長・副学部長と共に教務委員会を構成して、教務委員会規程に従い、その任に当たっている。教務委員会は科長が主催する協議機関である。

また、自己点検・評価委員が各専攻から 1 名選出され、委員会の内規に基づいて、運営されている。

【長所と問題点】

社会学研究科の管理運営は、規程及び内規に基づき、適正かつ厳正に行われている。しかしながら、研究科委員会と学部教授会の二重構造は、今後の学部・大学院をつなぐような、教育・研究改革に対して、円滑さを欠くという懸念が生じる。また、現体制では、教員採用や予算措置などの権限をもたないことも問題点である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高学歴化の動きに合わせるためには、学部と大学院の緊密な関係を構築することの重要性はさらに高まっている。2006 年度より、社会学部長が、社会学研究科長を兼ねる制度が実施されることになり、この新制度の下で、きめ細かい企画・立案・実施に向けた、慣行の構築が進められている段階である。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

社会学研究科においては、2004 年 4 月より社会学研究科自己点検・評価委員会規定にもとづき、自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究水準を維持・向上させるために、社会学研究科の組織・活動についての点検・評価活動を行っている。

社会学研究科自己点検・評価委員会は、各専攻から選出された委員と社会学研究科長代理の 5 名の委員から構成されている。職掌事項は、社会学研究科の自己点検・評価に関する事項と報告書の作成、第三者評価に関する事項などである。報告書は隔年に作成され、社会学研究科長に報告されるとともに、広く社会に公表している。

【長所】

自己点検・評価の結果は、教務委員会にも伝えられ、将来の発展に向けた改善・改革のための検討が教務委員会で行われている。

【問題点】

社会学研究科における教育・研究に対する大学院生の要望や評価等について、自己点検・評価委員会では十分に把握できておらず、大学院生の要望や評価等を点検・評価活動に反映できていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学院生の要望や評価等を把握するとともに、自己点検・評価をより効果的に実施するために、その結果について大学基準協会による評価とは別に、学外の専門家による第三者評価を定期的に受ける必要がある。そして、大学基準協会による評価を含め、学外からの第三者評価の結果を社会学研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくためのシステムを整備する必要がある。

政 策 創 造 学 部

第Ⅱ編　政策創造学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 669
（1）理念・目的等　〈669〉
（2）健全性、モラル等　〈669〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 670
（1）到達目標等　〈670〉
（2）教育課程等　〈671〉
（3）教育方法　〈674〉

3　国際交流 …… 675
（1）国際交流（国内外における教育研究交流）　〈675〉

4　学生の受け入れ …… 675
（1）入学者受け入れ方針等　〈675〉

5　教員組織 …… 676
（1）教員組織　〈676〉
（2）教育研究支援職員　〈677〉
（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈678〉

6　研究活動と研究環境 …… 678
（1）研究活動　〈678〉
（2）研究環境　〈678〉

7　施設・設備等 …… 678
（1）学舎と研究棟　〈679〉
（2）情報処理機器等の整備　〈680〉

8　管理運営 …… 680
（1）学部運営に関する意思決定体制　〈680〉
（2）学部長の権限と選任手続き　〈682〉

9　自己点検・評価 …… 682

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

政策創造学部は、創立 120 周年を超えた関西大学で 13 年ぶりに 2007 年 4 月 1 日に設立されたばかりの最も新しい学部である。「少人数教育」を特徴の一つとし、とりわけゼミナールにおいては、入学から卒業にいたるまで各年次で、少人数ゼミ教育をカリキュラムの中心におき、「読む・聞く・話す」という基礎能力、専門分野における基礎学力を確実に身につけるための教育を重視している。具体的には、「導入ゼミ」「専門導入ゼミ」「専門ゼミ」「卒業論文研究」を設け、入学から卒業まで本学専任教員が継続的に指導するスパイラルアップ型ゼミナール教育体系となっている。例えば「中国上海における流通システムに関する実地調査」などの学外フィールドワークや、「年金制度改革」をテーマにして実際的事例研究などの教育を重視し、また（複数担任者による）プロジェクトゼミ、（個々に興味のある課題を設定し研究する）インディペンデントスタディという形式でも授業を展開する予定である。

【現状の説明】

この学部では、問題を発見し、政策を立案するためには、現状の分析が不可欠である、と認識している。そのため基礎スキルとして「データ分析科目」を設け、情報の収集、処理、データ分析を確実に行うことのできる情報リテラシー能力をつけるための教育を重視し、そのための情報処理関係教室も完備・充実している。教員組織は、行政及び企業の実務家や税理士等を招いての講義や、近隣地方公共団体の長を招いた講義等も多数開講している。他にも大手マスコミのトップ経験者、政府系銀行主任研究員、地球環境研究機関研究員等からなる教授陣が授業を担当しているほか、キャリア教育科目を卒業所要単位に含めている。1 年次で「キャリアデザイン」の履修を始め、「働くこと」や「仕事の世界」等の授業を入学後すぐに学ぶことで、早期に自己の将来設計を行うための指針を示している。また、実社会において仕事を体験するインターンシップを取り入れている。主なインターンシップ先としては、大阪府庁、池田市役所、毎日新聞、りそな銀行、ミズノ、リーガロイヤルホテル等があり、「インターンシップ（ビジネス)」として単位認定（自由科目）もなされている。

【点検・評価】

当学部は設立直後であり、1 年次のみの学生しか在学していない等の事情があり、現時点では他学部と同等の評価材料に乏しいため、割愛する。

(2) 健全性、モラル等

【現状の説明】

幅の広い教養と専門知識を兼ね備え、高度な倫理観を合わせ持つ市民の育成を目指している政策創造学部には、大学人としての健全性とモラルが求められるのは当然である。飲酒運転などの反社会的行為や、職業倫理に反する行為、アカデミック・ハラスメント、暴力等の問題が時として生じることもあるが、そうした問題を覆い隠すことなく、学部として誠意をもって対処することに教職員の間で理解・対応を進めている。

本学では、人権問題への取組の一環として、1999 年に「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、「セクシュアル・ハラスメント防止委員会」を設置するとともに、教職員をはじめ新入生や在学生に対して、セクシュアル・ハラスメントに関するパンフレットの配布やガイダンスを行い、教員の相談員を配置している。また、2005 年 4 月、本学の個人情報保護委員会ではパンフレット『個人情報保護のために』を作成するなど、「個人情報保護に関する法律」の周知に取り組んでいる。政策創造学部でもこれらと並行しつつ健全性、モラルの保持に

つとめている。

政策創造学部には人権問題検討委員会があり、人権問題やセクシュアル・ハラスメントに関する問題が発生した時に協議・検討を行っている。また、政策創造学部は他学部と連携をとりつつ、人権問題についてポスターを掲示する等率先して取り組んでいる。

また近年、学術論文の作成に当たって、データの改ざんなど研究者の倫理観が問われる問題が発生している。真理の探究を目的とする学術研究にあって、研究者は自由な研究活動の中で社会倫理を逸脱しないように自らを強く律することが求められることは言うまでもない。関西大学では 2007 年 1 月に関西大学研究倫理規準を制定して、この点について教員に対しあらためて自覚を促したところである。

なお、全学的取組により学生は「インターネット利用に関する誓約書」の提出を求められるが、政策創造学部はこの点についても徹底を図っている。

【長所】

政治・経済・法律と文化を研究対象にする政策創造学部では、人権意識やセクシュアル・ハラスメント等について常に強い関心を持ってきた。とくにセクシュアル・ハラスメントの防止に向けて規定やガイドラインを制定し、刊行物の配布を通して教職員や学生に対して積極的に啓発が行われてきた。

【問題点】

1)「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」が、身近な問題として教職員や学生に具体的に認識されているかどうかの検証が行われていない。

2) アカデミック・ハラスメントについての認識が不十分である。

3) 学生に対して、飲酒に伴うトラブルの防止など、モラル向上の必要性を再確認させる機会が求められているように思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

1) アンケート調査などを通して、セクシュアル・ハラスメントやアカデミック・ハラスメントについて実情を把握するとともに、より緻密な対策を施していくべきである。とくにアカデミック・ハラスメントについては、教職員による相談員の配置などの対応策を策定することが求められよう。

2) 学生のモラルを高めるために、刊行物の配布のほか、講演会やシンポジウムを開催することも必要であろう。

2　学士課程の教育内容・方法等

(1) 到達目標等

政策創造学部では、学部一括入学・2 年次後半に専修分属方式を採用している。これにより、1 年次には各専修の提供する「導入ゼミ」「専門導入ゼミ」その他の入門的科目を自由に選択し、2 年次に自らの興味と関心にもとづいて希望の専修に進むことになる。

大学は、学校教育法第 52 条において「広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする」とうたわれている。また大学設置基準第 19 条には「教育課程の編成に当たっては、大学は、学部等の専攻に係る専門の学芸を教授するとともに、幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう適切に配慮しなければならない」と規定されている。

政策創造学部はこれらをうけ、全学の「学の実化」という基本方針に沿って、豊かな知の探求すなわち「総合的な社会科学的知性の育成」を学士課程の理念として掲げるとともに、1) 国際・アジア、2) 組織・

政策、3）地域・都市という具体的な専門アプローチをもつ 3 専修を置き、さらに新たな学問動向に柔軟に対応するためのインディペンデント・スタディ等を開設している。そして、いずれの場合も卒業論文作成等を可視的な到達目標として課している。

(2) 教育課程等

ア　政策創造学部の教育課程（履修の区分を含む）

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

政策創造学部では、全専修ともに卒業所要単位として 124 単位が必要である。内訳は次のとおりである。

a　教養科目及び保健体育科目　28 単位以上

b　外国語科目　16 単位以上

c　専門教育科目　60 単位以上

a　教養科目及び保健体育科目

教養科目は「人間・文化」、「社会・経済」、「自然・技術」の 3 分野に分け、幅広く深い教養を習得し、広い視野に基づく総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するために設置されている。また、学生の心身の健康の保持・増進のために保健体育科目が置かれ、所定の単位数を卒業所要単位に含ませている。

b　外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語、朝鮮語の七つが開設されている。政策創造学部では、16 単位すべてを英語で履修するプロフェッショナル英語と、英語を含む 2 ヵ国語を必修とする履修コースが用意されている。後者ではこのうち一つを第 1 選択外国語、他を第 2 選択外国語として、それぞれ 8 単位の修得が必要である。

c　専門教育科目

専門教育科目は、専門的な教育を遂行し、各専修において特化した学修目標を達成するためのものであり、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分けられる。

d　インターファカルティ教育科目

インターファカルティ教育科目は学部横断的な学際的科目として 2003 年度、全学を対象に開設されたものであり、政策創造学部は次の 3 コースを採用している。

1）生涯スポーツ・身体運動文化コース

2）キャリア教育

3）テーマスタディ

これらのインターファカルティ教育科目は、各コース及び科目により、修得単位を教養科目に算入する場合と専門教育科目に算入する場合とがある。詳しくは全学の記述を参照されたい。

（イ）カリキュラムの体系（専門教育科目）

教養科目、保健体育科目及び外国語科目は 1・2 年次を中心に配置されている。一方、専門教育科目は、学生が専修に分属した 2 年次以降に主に配置されているが、1 年次にも開設されている。ここでは主に専門教育科目におけるカリキュラムの体系性について述べる。

〈1 年次〉

1 年次には「共通専門教育科目」として、以下の 4 種類の専門教育科目が設けられている。これらは法学部・経済学部・商学部等大学各部局が提供する科目であり、2 年次後半における専修分属に先立ち、各専修ではどのようなことが学べるのかを紹介するとともに、2 年次以降の専門教育のための基礎的な知識やスキルを教授する導入教育の意味も有している。

〈2 年次以降〉

学生は 2 年次後半において 3 の専修のいずれかに所属する。各専修はそれぞれの理念と目標を達成するために、入門的・基礎的内容をふまえつつ、より高度な専門的内容を学習できるカリキュラムを用意し、4 年次の卒業論文作成につなげている。一方で、学生が各人の興味関心にしたがって自由にカリキュラムを設計し、自由に履修できるようにするため、必修科目の大幅低減を実施した。

このほか、3 年次以降にテーマ・プロジェクト（後述）を選択することができる。いずれの場合も卒業論文が 4 年間の学習の最終的な目標として考えられている。これらの進路を整理すれば次のようになる。

1）専修に所属し、その専修の配当科目を履修し、また卒業論文を作成する。

2）専修に所属してその必修科目を履修する一方で、2 年次に専門演習Ⅰ、3 年次に専門演習Ⅱを履修する。卒業論文はテーマ・プロジェクトのもとで作成する。

3）2 年次後半に専修に所属し、その必修科目を履修する一方、その科目群を履修する。

2 年次以降のカリキュラムは、全体として次のような体系性をもっている。まず専門教育科目は、大別して、

1）「概論」・「概説」・「研究」などの講義系科目

2）演習系科目の 2 種類がある。(1)の講義系科目は最新の研究成果にもとづいて、当該テーマ全体を俯瞰して重要な知識と論点について伝授し、(2)の演習系科目は個別テーマのもとに学生自身が主体的に調査研究や発表を行うことを主眼に置いている。これらの科目群内では学習レベルが順次高くなるよう科目を配置してあり、また演習系科目は、いずれも少人数クラスによって運営され、教員がきめ細かく指導することによって各自の専門能力を磨くことができるよう配慮している。演習科目の延長上には 4 年次の卒業演習が置かれ、卒業論文の作成へとスムーズに移行できるシステムになっている。以上の科目は学習の必要度に応じて、当該専修における必修科目、選択必修科目、選択科目に分類されている。なお、各専修必修科目を各学年で絞ったため、学生の自由意思による自由設計が可能となっている。

〈共通専門教育科目など〉

以上の各専修・専門教育科目以外に、全学年を通じて履修できる専門関連科目として次のものがある。

1）選択科目と自由科目

専門教育科目としては、必修科目のほかに選択科目と自由科目があり、1 年次から 4 年次まで配当されている。いずれも学生がみずからの関心と必要に応じて自由に選択できる科目である。自分の所属する専修以外の専門科目の多くも自由に履修できる選択科目であり、各種の資格関連科目等は自由科目となっている。これらの修得単位は、自由科目内のインターンシップ関連科目等少数を除いて所属専修の専門教育科目に算入される。

2）情報処理関係科目

本学の教学基本方針の一つに「情報化」の促進がある。政策創造学部は情報関係の授業を重視し、自由科目として情報処理関係科目を各年次に開設している。選択科目としては「情報処理Ⅰ」、「情報処理Ⅱ」、「情報社会と倫理」、「通信ネットワーク論」、「アルゴリズムとプログラミング」等があり、自由科目としては「情報サービス概説」、「情報サービス演習」、「情報検索演習」などがある。このように実習科目と講義科目を組み合わせることで、コンピュータによるデータ検索と処理等のスキルが身につくようになっている。このほか、専修によっては当該専門分野に関連する情報処理関係科目が開設されている。なお、エクステンション・リードセンターには「情報処理講座」が設けられており、スキルを補習し向上させるための利用を学生に勧めている。

3）連携講座

大学での学びの正統性を確認させるために、その道の「プロ」に、関連する講義や演習を担当してもらい、より高い動機づけでの内発的学びを目標としたもの。正統性の確認が学びを「ほんもの」にするという理念から設置した、寄付講義を含む社会・産業との連携講座である。

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

大学教育としての基礎教育には、まず全学的な教養科目及び保健体育科目があり（後述）、さらに政策創造学部の専門教育課程における基礎教育がある。前述したように、政策創造学部では1年次に共通専門教育科目として「導入ゼミ」が開設され、2 年次後半に行われる専修選択のための基礎知識と学習スキルを培うように務めている。

倫理性を培う教育としては、教養科目の中に「倫理学」や「部落解放論」を開設しているほか、政策創造学部専門教育科目の選択科目として「倫理学概論」、「情報社会と倫理」、「部落史研究」等を開講し、倫理的生活態度やハンディキャップを持つ方々に対する配慮ができるような思考を涵養すべく教育を行っている。

（エ）教養科目及び保健体育科目

教養科目及び保健体育科目は、全学共通教育として全学的教育方針、教育体制のもとに設置されている。政策創造学部の卒業所要単位としては、教養科目の人間・文化、社会・経済及び自然・技術の各分野からそれぞれ4単位を含めて、教養科目及び保健体育科目の中から合計28単位以上を修得し、更に12単位まで卒業所要単位に算入できる。

イ　現状

関西大学の理念と伝統を生かしつつ、ダイナミックに変化する現代社会の動向に対応し学生個々人の興味・関心・志向を育むことを目的とする新たな研究教育システム・カリキュラムを構成している。開設に際して文部科学省に届け出た専修は、次の三つである。

(1) 国際・アジア専修
(2) 組織・政策専修
(3) 地域・都市専修

(1) 国際・アジア専修

国際・アジア専修では国際政治、国際経済の動因を認識・分析して、国際社会、NGO、更には世界の各地域・社会で、異文化理解能力を備え、協力・共生の関係を築き上げることのできる人材を育成することを研究理念に置いている。特にアジアの政治、経済、更には地域協力・統合にかかわるテーマを重点としている。

(2) 組織・政策専修

組織・政策専修は、企業や団体等の組織・機構の政策課題作成、政策決定・実施、並びに政策評価を担い得る人材育成を目的としている。当該理念に基づき、組織の総合的意思決定システム構築、組織相互の関係性、ネットワークのあり方等政策形成、実施及び評価に関するあらゆる側面に関して、多様な要素が如何に複雑に関与しているか等に関するプロセスを学習する。

(3) 地域・都市専修

地域・都市専修では、国と地方公共団体、地域と都市に於ける課題の探求と前者・後者が固有に有する特性を発掘・活用することを通じて、地域の自治的・自立的なあり方を創出し得る人材育成を目的としている。このような理念の基に、地方公共団体、各種自治体、NGO、NPO 等との連携・協力による実践的学習を重視している。

(3) 教育方法

【現状の説明】

ア　オフィスアワーとカリキュラムの運営

専任教員が曜日と時限を決めて個人研究室に待機しており、学生たちは授業についての質問や学習指導、また要望などを授業の進行に合わせてタイムリーに持ってくるため、授業評価や FD 活動の面において顕著な効果をあげることを目的としてー例えば文学部（2000 年～）ーオフィスアワーを制度化して実施している学部もある。

政策創造学部では現状では標記制度を導入していないものの、中長期的には導入の可否について検討の俎上に上らせることもあり得る。このほか、開設年度に於いて専門教育科目のうち、演習科目を除くほとんどすべての科目を選択科目として位置づけており、学生が科目を自由に選択しカリキュラムを自己設計できる制度が導入されている。この制度設計思想の背後には、①常に複数のカリキュラムモデルを設計して、履修相談会において学生に対してカリキュラムの意義や各科目の位置づけの説明を行う、②担当者はカリキュラム全体に於ける担当科目の位置づけを考えて授業を運営する、③授業を行った後、学生からの反応を把握してカリキュラム全体についての評価を行い、カリキュラムモデルを練り直す、というサイクルを続ける必要が出てくるので、この制度もまた、オフィスアワーの制度と相まって、学部全体の授業評価・FD 活動の面に顕著な効果をもたらすことが期待されている。本件はまだ初年度であるので、その成果について明確に述べることはできないものの、経年変化を追いながら、当該制度をよく検証し意義のあるものにしてゆきたい。

政策創造学部では教育上の目的を達成するために厳密な成績評価を実施している。

すなわち、本項目で詳述した通り、政策創造学部は常時カリキュラム全体について教員・学生相互間の対話を通じ、学生に分かり易い講義・演習等を実施する一方で、学部教育に相応しい高度な教育の質を担保すべく、全学で推進されている FD 活動を十分に意識した取組を心掛けている。

イ　社会連携

政策創造学部は、社会連携に力を入れていくことを志向している。具体的には、近隣の地方自治体、関西一円の一般企業、NPO など、さまざまな団体と協力して授業や講演会の運営にあたっている。このほか、マスコミのみならず、地方自治体や民間のシンクタンクなど、さまざまな団体から取材を受け、近隣の高等学校、時には外国からの来訪者もあり、政策創造学部には来訪者が途絶えることがないよう心掛けている。更に、社会から講師を招き、学生向けの講演会も開催している。このように政策創造学部は、すべての機会を通じて、社会のさまざまなパートとの情報交換を進め、社会に人材を送り込む大学として、企業や行政など現場における動向の把握に努めている。

また、高齢化社会の到来に対応して、カレッジリンク型シニア住宅に教育プログラムを提供する試みを行うなど、常々、社会の動きを見据えた企画を実施している。社会連携の輪をますます広げ、大学理念である「学の実化」実現に向けて努力を続けている。

【長所】

政策創造学部の理念・目的・教育目標を検証するために、教員組織による定期的な検証を実施してその結果を公表するとともに、必要な改革を推進するシステムを確立しようとしている。その際、学生に対するアンケートや高校現場の情報など多様なデータ活用が可能である点が評価できる。また、制度としてのオフィスアワーは設けられていないものの、講義や日常的学生生活に関する学生の不安・不満・要望に耳を傾けて対応している教員が既に複数存在しており、将来的にはカリキュラムの自己設計制度を構築することによって、講義に対する学生の要望や不満を吸い上げ、それを各講義やカリキュラム改善に結びつける基本的なシステムを確立せんとしているところも十分評価できる。このほか、社会連携を進める過程で、社会の動向を把握して、それを学部教育に活かそうとしている点も評価できる。

【問題点】

常に学生に対する説明と実行、そして学生からのフィードバックをシステムの中に取り入れたカリキュラムの自己設計制度は優れた可能性を持っているものの、効果をよく発揮せしめるためには、教員それぞれが、制度の意味を十分認識している必要があろう。今年度発足したばかりの政策創造学部ならではの柔軟な取組が期待される所以である。

特に社会連携については、得られた情報を政策創造学部執行部や企画担当者のみならず、できるだけ多くの教員に提供する方策を考える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生に対しては、新入生オリエンテーションや履修説明会等を通じ、カリキュラム主旨を説明する機会を定期的に設けて制度に関する理解を促し、検討すべき問題を学生から収集しやすくすると共に、講義を運営する中で得られた情報等をもとに、FD 研究会等の場を積極的に活用することを通じて問題点を検証し、カリキュラム点検及び評価を行い、必要に応じて随時カリキュラムモデルの改定を行う「PDC サイクル」確立の必要がある。このサイクルの中に、社会連携で得られた情報を共有し吟味する機会も含めることが、政策創造学部が進むべき方向を検証する上で効果的な方法であろう。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

政策創造学部では開設した 3 専修（国際・アジア、組織・政策、地域・都市）紹介にも示されているように、日本国内は固より、広く海外に対する教育研究ネットワーク構築に配意している。今年度は開設初年度という事情から、本報告書記載時点では学部として具体的な国際交流協定締結事例はないものの、11 月には複数の当学部教員が法学研究所・東西学術研究所・経済政治研究所が共同開催した中国・汕頭大学研究者を迎えての公開シンポジウムでコメントを担当する等、研究者レベルに於ける国際交流を行った。

このほかにも、地球市民を標榜し、国際交流を重視する標記当学部設立理念に基づき、個々の研究者がそれぞれ教育研究上有益なネットワークの構築、並びに内外各種研究機関等間との相互交流関係強化に向けて積極的な取組を心掛けている。

4　学生の受け入れ

(1) 入学者受け入れ方針等

政策創造学部では、指定校推薦制度、帰国生徒入試、AO 入試、SF 入試、一高卒見者入試といった各種の入試で早期に政策創造学部入学が内定した高校生を対象に、一般の入試での入学者より一足先にそれぞれの学問分野の基礎を身につけるためのプログラムを実施している。他大学の理系学部などで実施されている「想定される学力不足を補うため」のプログラムと異なり、高校での学習に支障を来さない範囲で、大学入学後の自分を見据えて学びの姿勢を早めに形成してもらうことを企図している。そのため、12 月から 3 月の時期に入学予定者に対して、2006 年度は数回にわたって入門的講義を実施したり、課題提出を通じての導入指導を行い、入学前スクーリングまたは e-Learning による指導を行っている。

【長所】

従来の大学入試による入学制度に対しての見直しと、これまで大学と高校との連携が不十分であったという反省から、現在、高等教育において高大連携を強化することが求められている。受験による偏差値のみで大学での進路を選択するのではなく、大学での教育内容を十分理解し、また学生の適性と希望に適した進路を選ぶためにも、高大連携を強めることはきわめて重要なことであり、また優秀な入学生を確保するためにも高大連携に取り組むことが必要である。この文脈から政策創造学部は、高大連携に取り組んでおり、プレ・ステューデント・プログラムも、入学生に大学での教育・研究に早期に興味をもたせるために、大いに役立っている。

【問題点】

プレ・ステューデント・プログラムは入試時期との関連で、早期の入試での入学者を対象とすることはできるが、一般入試による入学者は対象外となっている。現在の入試制度においては、受験科目が限定されるため、新入生は大学での専門分野の勉学にとって基礎学力が不足している場合がある。入学後にきめの細かい履修指導を強化するなどの方策を検討することが必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高大連携はさらに強化する必要があるが、プレ・ステューデント・プログラムは専修のホームページなどでの情報公開や、インターネットを通じて授業や指導を行うなど、効率的に運用する努力がなされるべきである。またこうした方法により、遠隔地の入学生、高校生に対しても効果的な指導を行うことができよう。

また、高大連携のための高校訪問やプレ・ステューデント・プログラムの開催、あるいは「Kan-Dai セミナー」による出張授業など、高大連携を深めることはたいへん重要ではあるが、そのために教員の負担が増加していることも事実である。事務的な連絡等サポート体制をさらに強化するとともに、効率的合理的運営に努力することが必要であろう。

5　教員組織

(1) 教員組織

ア　学生数と教員組織

2007 年度現在、政策創造学部学生の総在籍数は 513 名である。

教員については、専任教員が 18 名である。専任教員は、専門教育科目における主要な選択科目を担当している。専任教員 18 名が学部の意思決定機関である教授会構成員となっている。

学生数との対比を見ると、専任教員は 1 名当たり約 28.5 名という多数の学生を教育している。しかし、少人数の演習系科目、実習科目において個別指導の場を設けており、個々の学生に対応した教育ができる仕組みが整えられている。

専任教員 1 人当たりの学部授業の週単位時間数は、教授が最高 21.0 時間、平均 12.3 時間、准教授が 6.00 時間、専任講師が 6.00 時間を担当している。責任時間数が教授 8 時間、准教授・専任講師・助教が 6 時間であることを考えると、担当時間の多さが教員の負担を増していることは否めない。

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

専任教員の年齢構成については、61～65 歳が 3 名、56～60 歳が 3 名、51～55 歳が 1 名、46～50 歳が 4 名、41～45 歳が 1 名、36～40 歳が 4 名、31～35 歳が 2 名であり、教員の各年齢層に広がっている。

（イ）女性教員の占める割合

専任教員における女性の占める割合については、全 18 名のうち 2 名が女性教員であり、全体の約 11%である。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

学部では、経済学、経営学、商学、政治学、法律学など多岐の分野にまたがる専任教員をバランスよく配置しており、カリキュラムを構成する導入科目・基幹科目・展開科目それぞれに対応した学習指導を行う体制が確立されている。また、本学部は、専修を三つ配置している。まず、海外で企業活動に長期的に携われる人材育成を目指す国際・アジア専修、次に、日本国内に基盤を置きつつも短期的に海外への企業活動に参画可能な人材を育成する組織・政策専修、さらに地場産業の活性化を通してまちづくり・ネットワークの構築を目指す地域・都市専修、の三つである。これらの専修を通して、課題の発見・解決を志向する実践的な政策科学を学際的に学び、「真の実践的政策立案力」を身につけた学生の育成を目指している。

エ　教員間の連絡調整

教員間でカリキュラムや教育評価など教育に関する問題について検討し、共通理解を得るための連絡調整機関としては、教授会の他に以下のような場が設けられている。

まず学部内の意見や提言を全体の教育に生かすために執行部会議が設置されている。執行部会議は学部長、副学部長、教学主任、入試センター主事、学生主任、学生相談主事で構成されている。副学部長は学部の運営に関して学部長を補佐し、教学主任は教学面に関して、学生主任と学生相談主事は学生指導に関して、入試センター主事は入学試験に関して学部長を補佐することとなっている。

また、学部の理念・目的・教育目標の適切性や達成状況を検証するために、「学部自己点検・評価委員会」が設置されており、同委員会による報告書が指摘する問題点の改善については、学部執行部や教授会の議論を経て、実行に移される仕組みとなっている。

その他、政策創造学部では「学部紀要編集委員会」が組織されている。これら委員会での検討結果は、学部長が議長となる教授会で審議され、学部の意思決定が行われる。これらの委員会委員は、いくつかの委員を兼務しているものも少なくない。

他学部との連携に関して述べると、全学共通教育推進機構委員会に本学部の代表が参加することで、本学部の意見が反映されることになっている。また全学教育共通推進機構の下部組織である教養教育部門委員会、インターファカルティ教育部門委員会、外国語教育部門委員会、FD 部門委員会、授業評価部門委員会、免許・資格部門委員会には、学部選出の委員が参加している。全学共通教育推進機構委員会とその下部組織の委員会それぞれの段階で、他学部との調整を含めたカリキュラムや授業計画などの調整の機会が持たれている。

その他、教育・研究を推進する機関として、研究助成委員会、図書館・国際交流センター・人権問題研究室などの運営を行う委員会があり、これらのそれぞれに対して学部選出の委員を送ることで、本学部の意見を反映させつつ、他学部との調整が行われている。

兼任教員との連絡調整に関しては、科目関連の専任教員が、学期の前後を含め、常に兼任教員と連絡を取り合い、授業内容や評価方法について学部の教育方針と齟齬がないようにしている。

(2) 教育研究支援職員

教員と上記の教育支援職員との間には、授業を円滑に進めるために常に緊密な連絡網が整備されており、授業運営についてのミーティングが適宜行われている。教員と教育支援職員はこのミーティングにおいて、

授業の準備や進行の段取りについて相談するほか、授業の反省点や改良点をディスカッションし、授業の向上を図っている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

ア　募集と任免

審査の基準・手続きは、本学の「教育職員選考規程」、「同規程に関する取扱内規」に従って行われている。募集手続きは、学部長による学部人事委員会への諮問及び同委員会の審議を経て、教授会で決定される。教員募集は公募もしくは推薦によっている。専任教員としてふさわしい人材は、研究能力にすぐれていることももちろん重視するが、教育者としての資質や適性という面での評価も重要である。審査そのものは、履歴書、研究業績書、研究業績を対象とするが、とりわけ研究業績を重視している。

イ　昇格

本学の教育職員選考規程の定めにより、助教5年または専任講師3年で准教授、准教授7年で教授昇格の資格が生ずるが、研究業績について厳格な条件を付しており自動的になされることはない。

6　研究活動と研究環境

(1) 研究活動

ア　研究成果の発表状況など

政策創造学部では、教員の研究発表の場として「政策創造学部紀要」を年1号発行している。

(2) 研究環境

ア　研究室の確保

教員個室などの教員研究室の整備状況については、政策創造学部の専任教員数18名に対して、個室は18であり、個室率は100%で専任教員全員に個室が割り当てられている。

イ　研修機会の確保

教員の研究時間を確保させるための制度、研究活動に必要な研究機会確保のための方策としては、海外で1年間の学術研究もしくは6ケ月以内の調査研究を行う在外研究員の制度がある。

7　施設・設備等

本学部では、国際的かつ長期的視野で政策を立案・実施できる人材、確かな課題の発見能力を有する人材を育成することを、教育目標として掲げている。そのために本学部は、教育指導上の効果が十分発揮される

施設・設備の整備をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えていく。以下、具体的に説明する。

【現状の説明】

(1) 学舎と研究棟

政策創造学部は、主として千里山キャンパス第1学舎5号館を使用している。

ア　学舎

第1学舎5号館には、延床面積約9,550㎡の6階建てで、少人数教育向けの教室（約30人収容）を16室（ただし、E210教室のみ66名収容）、大規模な講義向けの教室（約200人～約400人収容）を9室、そして情報処理教室（約40人～約60人収容）を4室設置されている。

それに加えて、学生の自習や休憩、サブゼミに適した学生談話室、多目的室等が設けられている。また、政策創造学部関連施設としては、事務室、学部長室及び会議室等がある。

講義は、建物3，4階に設置された収容人員249名を収容する中教室が主となるが、学生人数の比較的多い講義、あるいは講演会の実施については収容人員349名のE401教室を使用する。いずれも、空調設備は設置済みで、夏・冬場の講義にも支障はない。さらに、2階には、30名程度を収容する演習室が設けられ、主に演習教育（「導入ゼミ」、「専門導入ゼミ」）やデータ分析、演習授業で使用される。いうまでもなく、空調設備は完備している。

第1学舎5号館は、2007年度から利用された最新の建物であるため、パワーポイント授業設備や音声環境に必要とされる情報関連設備だけでなく、最新のマルチメディア技術を駆使した講義・資料提示をサポートするマルチメディア講義システム、そしてPC（情報処理演習）の授業支援システムを駆使した情報処理システムなど、「学び」のための教育インフラ整備を充実させ、学生教育への充実を図っている。さらに、エレベーターやスロープなども完備され、大量の学生の移動や車椅子での通行にもほとんど支障は無い。

各教室の使用状況は、2007年学部発足のため、1年次生配当科目しか講義が開講されておらず使用頻度は比較的低い。ただし、大中講義室9室全体の使用率は、春学期48.9%、秋学期40.7%である。大中講義室では、専門導入科目で使用されるE402教室（使用率　春学期63.3%、秋学期63.3%）、E503教室（使用率　春学期60.0%、秋学期50.0%）が最も使用頻度が高い。そのため、専門導入科目が開講されていない月曜日は、ほとんど使用されていないのが現状である。ただし、他学部の講義も若干数開講されている。

次に演習室は、20クラスもの演習科目が開講される火曜日・水曜日に使用が集中している。演習室16室全体の使用率は、春学期24.0%、秋学期24.2%である。演習室の中では、60名程度を収容できるE210教室が最も使用頻度が高い（使用率　春学期50.0%、秋学期50.0%）。その他、語学授業の実施される月曜、火曜、木曜、金曜とまんべんなく使用頻度が高い。

（注）　使用率＝延使用数÷延教室数

イ　研究棟

政策創造学部の研究室は、法文研究室1号棟・2号棟・3号棟にある。1号棟は、4階部分7室を個人研究室に、2号棟は、5階部分3室を個人研究室と合同研究室に、6階部分を資料室に使用している。3号棟は、4・5階部分を個人研究室と合同研究室に使用している。さらに、経商研究室に、3室の個人研究室を設置して使用している。現在、相部屋の個人研究室は存在せず、個人研究室の数は充足しているが、招へい教授及び客員教授の個人研究室の確保が十分にできていない。資料室は、現在のところ法学部、経済学部、商学部資料室を使用しており、もちろん既存のものを使用可能である。蔵書は、洋和書合わせて法学関係130,156冊、政治学関係72,219冊、経済学関係86,094冊、経営学関係78,171冊である。また関連雑誌は、『ジュリスト』『法学セミナー』『法律時報』『国際政治』『エコノミスト』『経済研究』『経済セミナー』『一橋ビジネスレビュー』などを所蔵している。法学資料室にはコンピュータ4台とコピー機3台が設置され、教員及び

大学院生の研究及び教育活動への利用に供されている。

なお、現在の研究棟は、あくまで移行措置である。来年度、政策創造学部の研究棟が新たに設置される予定であり、その研究環境が整い次第、すべての専任教員への研究室を新たに設置する。

(2) 情報処理機器等の整備

政策創造学部においては、情報処理関連科目として、「データ分析Ⅰ・Ⅱ」「データ分析Ⅱ」「統計学」「計量分析」の4科目が開設されている。設備面については、情報インフラ、マルチメディア教育支援システムなどを整備している。具体的には、学内の高速ネットワークを建物内に敷設して、全ての教室に情報コンセントを設けることで、PC 教室はもとより学生が持参するノートパソコンもネットワークへ接続可能である。大・中教室などの主要な教室についても、ビデオプロジェクターや大型ディスプレイとマルチメディア対応型AVシステムなどを設置することで、多彩な講義や演習に対応できるようにしている。

【点検・評価】

政策創造学部の教育研究に必要な施設・設備は、最新の建物であることから、充実しており、各種の授業・演習の実施に関しては、大学でも屈指の環境にあると言いうる。また、情報処理機器等の整備も、着実に進んでいる。第1学舎5号館の利用状況は、学生が1回生のみであるためそれほど高くない。しかし今後、講義科目が多く展開されていくため、利用頻度は高まっていくことは確実である。それに向けた、適切な教室配置や教育体制の整備は課題といえよう。

ただし、学生の生活環境としては、第1学舎5号館が、本学北門付近にあるため、生協など食堂への移動距離が長くなってしまい、不便な点も見受けられる。今後、第1学舎5号館付近に食堂施設の設置は、喫緊の課題であろう。また、コンビニエンスストアの営業時間が、午後6時に終了してしまうため、授業後の学生や部活生たちが利用できない。この点への改善策も求められよう。

また、研究環境では、先述した通り、専任教員が、法文研究棟と経商研究棟に分かれて、個人研究室を所有しているのが現状である。ただし、現在のところ、政策創造学部の新研究棟が建設される予定であるため、それを待って研究環境が改善されるものと考えられる。

8　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　教授会

最高意思決定機関としての教授会は、政策創造学部教授会規程にしたがって運営されている。教授会は、学部長が必要と認めたとき、また構成員の3分の1以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の過半数以上の出席をもって成立する。議決は出席者の過半数の同意にもとづいてなされ、その構成員は教授、准教授及び専任講師である。2007年5月1日現在の構成員数は、教授15名、准教授1名、専任講師2名の計18名である。

教授会は原則として毎月2回、すなわち第2・第4水曜日に開催されている。

教授会における審議事項は、以下の14項目である。

(1) 学部長の選出

(2) 副学部長の承認
(3) 評議員の候補者の選出
(4) 学長となる者の承認
(5) 政策創造学部教員の任用及び昇任その他人事に関する事項
(6) 全学的及び学部内の各種委員会委員等の選出
(7) 学則に関する事項
(8) 教育課程に関する事項
(9) 学生の賞罰及び補導に関する事項
(10) 入学試験に関する事項
(11) 学生の試験、学籍及び卒業に関する事項
(12) 称号の授与に関する事項
(13) 自己点検・評価に関する事項
(14) その他教育及び研究に関する事項

イ　執行部

教授会の運営には、政策創造学部長のもと、副学部長、教学主任２名、入試主任１名、学生主任１名、学生相談主事１名から構成される７名体制の執行部があたっている。副学部長以下は学部長の信任職である。学部運営に関して、執行部メンバーのそれぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、教学事項、研究推進委員会、全学共通教育推進機構委員会
教学主任	教学事項、教学委員会
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会

ウ　各種委員会

現在、政策創造学部内には自己点検・評価委員会を除いては、独立した委員会は設置されていない。自己点検・評価委員会は、副学部長を含めた４人の委員と教務センター所属事務職員で構成されている。

政策創造学部は限られたスタッフの中から、大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営に積極的に参画している。

【長所】

教授会は毎月２回、政策創造学部教授会規程にもとづき、民主的手続きによって適切かつ効率的に運営されている。政策創造学部では、執行部において議案を徹底的に煮詰めた上で教授会にはかることで、的の外れた堂々巡りの形骸化した議論を行う愚を回避することに成功している。少ない人員というデメリットを逆手に生かすことで、スピーディな意思決定とその迅速な実現による学部運営を実践している。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

現在までのところ学部長を中心とした執行部の明確なリーダーシップの下に、円滑で効率的な学部運営が行われている。しかしながら、その分執行部への負担が過重なものとなっている点は否めない。少人数のスタッフであるがゆえに、執行部以外の教員も全学委員会委員を複数兼任する形で学内業務に対する負担が大きく、本来開設間もない学部の教育に割くべき時間が奪われている点が懸念されている。各種学部内委員会の設置は、18 人という開設時スタッフの数では現実的ではないという判断のもとに見送られたが、今後増員予定のスタッフの加入に従って、状況に応じて各種委員会を設置することも検討されている。それにより執行部の負担を軽減することで、さらなる機動力の確保を行うことが目的である。ただし、その場合も、現

在の迅速な意思決定とその実現という政策創造学部独自の学部運営メカニズムを堅持することを絶対の前提条件とする。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

政策創造学部長は「学部長の任命及び任期に関する規程第2条」の定めにより、政策創造学部教授会の選挙を経て学長が理事会に推薦し、理事会が任命する。学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長をはじめとする学部執行部を選任する権限を有する。

政策創造学部長はまた「事務専決に関する理事会内規第6条」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、及び②所属教育職員の国内出張に関すること、③所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第3項）を専決する。

このほか、政策創造学部長は毎週1度執行部のメンバー全員を集めたミーティングを開き、教授会その他政策創造学部の運営について周到な打合せを行っている。

現職の初代学部長は、事務長が仮議長を務める形で開催された第1回の教授会において選任されている。今後の政策創造学部長の選任の手続きについては、その内規を現在検討中である。検討中の内規は、既存他学部の先例に従って以下のような形式をとる予定である。すなわち、政策創造学部長の被選挙権を有するのは政策創造学部に所属する専任教授であり、選挙権を有するのは政策創造学部の教授、准教授、専任講師である。選挙会は選挙権者の3分の2以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを政策創造学部長当選者とする。開票結果は教授会においてただちに発表され、教授会は、当選者に次期政策創造学部長就任の受諾を確認して、次期政策創造学部長を決定する。この時の選挙管理は政策創造学部長及び副学部長によって構成された選挙世話人が行う。

就任を受諾した次期政策創造学部長は、副学部長、2 名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行う。政策学部学部長の任期は2年であるが、再任は妨げない。

【長所と問題点】

政策創造学部の学部長権限は、既存他学部のそれと同様であり、適切かつ妥当であると思われる。学部長の明確なリーダーシップによる効率的な学部運営が政策創造学部の特長であり、現在までのところ着実な成果を上げている。

しかしながら、その分学部長の職務負担は大きく、現在進行中の大学ガバナンスの再編にともなって、その職務はさらに増加してゆく見込みである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後第2代以降の学部長選出のための規則と手続きを明確に内規として規定することが必要である。並びに、新しい大学統治システムの様子をにらみながら、執行部の機能を工夫することで、学部長に過大な負担がかからないシステムを構築することを検討している。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

関西大学では、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会が設置され、全学的な教育・研究水準の向

上を図るべく、自己点検・評価活動を2年に1度の周期で行っている。

政策創造学部でも、2007年4月の学部発足に伴い、2007年10月制定の「政策創造学部自己点検・評価委員会規定」により同年4月に政策創造学部自己点検・評価委員会を設置した。構成員は、副学部長、政策創造学部専任教員から選出された委員3名、及び政策創造学部専任事務員から構成されている。今後、隔年で報告書を作成していく予定である。

本委員会は、「政策を立案・実施できる人材の育成」を教育理念に置いている。そのためには、1年次からの語学や専門教育科目はもちろんのことであるが、情報リテラシー能力の開発及び少人数教育を通じた自己表現能力の向上を重視している。

【長所】

政策創造学部自己点検・評価委員会は、2007年の学部発足を受けて設置され、学部教育水準の向上を図るために活動を続けてきた。委員会は、学部教育理念に基づいて、自己点検・評価の項目と内容を設定、検討してきた。それは、学部1年目の研究教育状況を把握しつつ、今後の新しい動きに着目し、見直しと反省の上に立って自己点検・評価の充実を図ろうとするものである。これによって、政策創造学部運営の方向性が明確になるものと考えられる。

自己点検・評価委員会は、政策創造学部独自の教育システム発展のために、継続的に活動している。

まず、政策創造学部は、1年次から4年次の卒業論文作成に及ぶ教育カリキュラムを体系立てて構築している。それを受けて、1年次学生には、演習科目として「導入ゼミ」を20クラス開講し、すべての学生に演習参加の機会を提供している。それによって、少人数・双方向の授業形態を実現させ、きめ細やかな学生指導を徹底している。

また、以上のような教育システムを、内外に発信する活動推進にも積極的に関与している。

例えば、政策創造学部は、情報リテラシー能力の開発や英語コミュニケーション力向上を重視した教育カリキュラムを設定している。さらに、政策創造学部では、独自にGPA（Grade Point Average）制度を導入している。これによって各学生は、授業への習熟度を正確に把握することが可能となっている。

以上のような自己点検・評価に基づいた報告書は、文部科学省、大学基準協会、他大学、高等学校、マスコミ等に送付するとともに、大学の社会的責任や情報公開の観点から関西大学自己点検・評価委員会ホームページ上において公開していく。

さらに、講義内容、試験結果の統計、教員情報、奨学金、紀要などにわたる内容について、ホームページ、冊子、パンフレット、CD-ROM等各種のメディアを通じて学生及び父母にも積極的に伝えていく。このことによって、教育活動への社会からの評価を仰ぎ、より一層の充実を図る。

【問題点】

自己点検・評価活動を行うにあたり、問題点として浮かび上がってきたことは、新学部であるために、自己点検・評価委員会の設置・運営に十分な準備期間が取れなかったために、担当者間のコミュニケーションが必ずしも完全とはいえなかった点が挙げられる。また、当然のことであるが、過去の教育実績データが無いために、時系列的な教育実績の評価が不可能という点も指摘できる。そのため、他学部データを参考にした分析・評価を行うことになった。

また今回の評価及び報告は、1年次生のみを対象にしたものであり、今後入学する学生に応じた学生の受け入れ方、学生の専修選択方法、カリキュラムなどを再検討する必要がある。このような体制の変化を見据えて、関西大学と関連する多様な機関の関係者の意見を反映させることも必要であると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価を恒常的かつ組織的に実施していくために、自己点検評価委員会だけでなく、学部執行部、専任教員との連携や情報交換が必要である。そのために、学部教授会などで、恒常的に議論を行っていくことが必要とされる。そのために、政策創造学部では、カリキュラムファカルティ・ディベロプメント委員会（以下、「FD委員会」と呼ぶ）を設ける。これは、教員の教育能力向上への方策を適切かつ効果的に行うた

めの組織であり、教授会終了後に定期的に実施することにする。また、全学に設けられた全学共通教育機構のFDプログラムにおいて、政策創造学部に効果があると判断されるプログラムに参加して研修を行う。

内容は、以下の 3 点である。第一に、政策創造学部プログラムとして、FD 委員会において、①定期的な模擬授業の設定とそれへの参加、②教育方法の専門家による実践的指導について議論する。また、学生による授業評価を実施して、その結果を授業改善に反映させる。第二に、専門分野ごとに教材開発及び教育方法研究プログラムとして、①授業内容に関する事前会議、②事例研究、フィールドワークのための資料の共同開発、③授業改善策の提案・作成、相互利用を行うことである。第三に、その他の研修として、事例研究、フィールドワークの研修会への参加、各界の事務家等を招いての研究会・講演会を行うことによって教員の質的向上を目指していく。

総 合 情 報 学 部

第Ⅱ編　総合情報学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 687

(1) 理念・目的等　〈687〉

(2) 理念・目的等の検証　〈688〉

(3) 健全性、モラル等　〈688〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 689

(1) 教育課程等　〈689〉

(2) 教育方法等　〈700〉

3　国際交流 …… 706

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈706〉

4　学生の受け入れ …… 707

(1) 入学者の受け入れ方針　〈707〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈707〉

(3) 入学者選抜の仕組みと検証　〈712〉

(4) 科目等履修生　〈713〉

(5) 定員管理　〈713〉

(6) 退学者　〈714〉

5　教員組織 …… 714

(1) 教員組織　〈714〉

(2) 教育研究支援職員　〈716〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈717〉

6　研究活動と研究環境 …… 718

(1) 研究活動　〈719〉

(2) 研究環境　〈721〉

7　施設・設備等 …… 722

(1) 施設・設備等の整備　〈722〉

(2) 情報処理機器、先端的な設備・装置　〈725〉

(3) 利用上の配慮　〈727〉

(4) 組織・管理体制　〈728〉

8　管理運営 …… 728

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈728〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈731〉

9　自己点検・評価 …… 732

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的等

【現状の説明】

総合情報学部は、1991 年 3 月に造成完了した関西大学の新校地・高槻キャンパスに、第 7 番目の学部として 1994 年 4 月 1 日に創設された。本学部は、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎながら、目標とする「情報化社会への対応」に応えるべく、新しく設置された学部である。

本学部の理念・目的は、従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化などのさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探究するとともに、情報の生成・加工・蓄積・伝達の能力である情報リテラシーを育成する実践的教育を行っている。すなわち、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる人材、「情報ジェネラリスト」の育成をめざすことである。情報の論理とその意義や機能、情報と人間・社会との関係について幅広い知識をもたせるとともに、社会の実践的な諸問題を認識し、情報技術を活用して問題解決をはかることができる人材の育成、あわせて創造性、国際性豊かな人材の育成を教育の目的とした学部である。

このような学部の理念・目的に基づいて、文理総合型の学際的学部をコンセプトに、文理にまたがる総合的知識を習得し、幅広い視野から情報の操作と発信ができ、高度情報化社会のリーダーとして活躍できる人材を育てることを教育目標としている。この教育目標の達成のために、既存の学問体系にこだわらず、「情報」をキーワードに、人文科学、社会科学、自然科学という幅広い学問領域を横断的に学ぶことができ、しかも実践的な情報リテラシーを習得することができるような新しいカリキュラムを導入している。ただし、カリキュラムが、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な科目で編成されているため、学生が科目選択で迷う可能性もある。そこで、学生が自分の関心や将来の目標・進路に合わせて学ぶための指針として「メディア情報モデル」「組織情報モデル」「知識情報モデル」という三つの履修モデルを創設以来、学生に提示してきた。しかし、近年の情報技術の高度化と専門化はめざましいものがあり、2007 年から履修形態をより体系化したものに改訂した。具体的には、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」と改め、学生が自己の関心に応じて学習を進めることが可能である。また、一定の専門科目群を履修することにより、学習内容の散逸性を防ぐと同時に、特定の領域の専門性に関する学習を行うことで、学習の専門性及び体系性を高めてきた。

さらに、学部創設当初から、新しい教育方法を積極的に取り入れ、まず、1 年を春学期と秋学期の 2 期に分けたセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く、全ての科目の単位をセメスターごとに認定している。カリキュラム編成においては、従来型の一般教育科目は廃止し、教養的科目については、学部教育の体系性のもとに再編成して基礎科目として設置している。外国語教育も刷新し、他学部にはない主選択と副選択の制度をつくり、主選択外国語 12 単位・副選択外国語 4 単位という主選択外国語重視策を採用し、コミュニケーション能力の育成とともに、日本語に次ぐ第二の言語習得（留学生の場合には母国語に次ぐ日本語の習得）を重視した実際に役立つ外国語教育を展開している。また、情報リテラシー教育を重視し、コンピュータやメディアに関連した実習を行う実習科目も数多く配置している。しかも、効果的に実習を進めるための教育支援・補助制度として、大学院生による TA（Teaching Assistant）制度と上位年次の学部生による SA（Student Assistant）制度を採用している。さらに、インターネットを介したシラバスでの公開以外に『総合情報学部　授業計画』というシラバス（冊子）の配布や学生による授業評価制度も学部創設時から実施し、授業の改善や向上を図っている。

このような教育理念・目的・教育目標等は、大学案内、学部インフォメーション、学部ホームページなどで公表されており、教職員、学生はもとより受験生を含む社会の多くの人々に周知する努力を行っている。

【点検・評価】

本学部の理念・教育目標は明確であり、しかも新しい教育方法を本学の中で率先して導入してきており、理念・教育目標に沿った教育の枠組みは整備されている。しかし、本学部が創設された 1990 年代後半からのインターネットの爆発的な普及に象徴されるように、社会のあらゆる領域で情報化が急速に進展してきた。既存の多くの大学・学部でも、また、中学や高校という中等教育においても、情報教育の重視・普及が急速に進んできている。このように本学部を取り巻く外部環境は大きく変化してきている。それに加えて、学生の履修動向における教育体系の散逸化やそれに伴う専門性の希薄化という現象も現れてきた。そこで、完成年度以降、教育職員免許状「情報」及び「公民」、「数学」の課程認可に関連するカリキュラム改訂をはじめ、5 回のカリキュラム改訂を実施してきた。その結果、2007 年度にこれまでの履修方法の見直しを行い、三つの「系」という履修の指針としての体系化を導入した。今後は、この新たな履修体系がどのように教育効果を及ぼすかを検証しなければならない。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

本学部では、前述した理念・教育目標が今日の社会的要請に対応し、かつ充実した成果を挙げているかどうかを検証するために、学部創設時から総合情報学部自己点検・評価委員会を設置し、学部独自に『自己点検・評価報告書』を作成している。『自己点検・評価報告書』は、これまでに 7 冊作成されており、点検・評価の対象年度が 1998 年度の報告書以降、毎年度作成されている。作成された報告書は、学部の教員だけでなく、大学執行部や他学部など学内の関係機関にも配布されている。この報告書では、教育活動、教育支援活動、研究活動などに関する客観的データの開示とそれに関する教員（学部自己点検・評価委員会委員）による主体的な報告や評価が公表されている。報告書が指摘する問題点や改善点については、教授会や学部執行部会議で議論が交され、学部将来構想委員会で長期的に検討されているものもある。

また、こうした点検・評価活動は学部関係者だけに留めることなく、学生によるインターンシップの報告会や企業を対象とする就職説明懇談会を通して、本学部の教育内容や成果に対する社会からの評価を得たり、保護者を対象とする教育懇談会で、家庭の目を通して学部教育の評価を得たりする機会も作っている。これらの機会に寄せられた意見や質問を真摯に受け止め、また指摘された問題点に対する必要な措置を学部として検討し、改善する努力を常に行っている。

【点検・評価】

本学部の理念・目的の検証は、上述の活動を通して絶えず行われており、おおむね問題はないと思われる。

ただし、指摘された問題点によってはその対応策の検討に時間を要する場合もあるので、こうした対応を組織的にいかに迅速にとるかは今後の課題の一つである。

2007 年 4 月、「総合情報学部自己点検・評価委員会規程」第 8 条において、毎年作成していた報告書を隔年で作成するように改正した。また、報告書を作成しない年度については、学部執行部並びに学部将来構想委員会等の各種委員会での必要とするデータの収集及び分析のための調査等を行うことになっている。今後さらに、学部の理念・目的及び社会的使命の達成と教育研究水準の向上に努める必要がある。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

情報化社会では、その利便性とともに、情報利用のモラルが常に問われている。本学部では、講義科目

「情報と倫理」を必修科目とし、全学生に対して情報利用におけるモラルの定着と向上を図っている。また、新入生オリエンテーションでは、毎年、人権問題に関連した講演会を実施し、人権啓発に努めている。さらに、人権問題の一環であるセクシャル・ハラスメントに関するパンフレットを学生や教職員に配布して、理解を深める努力や教職員で構成するセクシャル・ハラスメント相談員を配置している。

学生に配布する『HAND BOOK 大学要覧（高槻キャンパス）』には本学部及び総合情報学研究科で定めた「ネットワーク利用上の内規」が記載されており、その中で情報・ネットワーク利用についてモラルに反するような行為（例えば、個人のプライバシーを害するもの、コンピュータシステムの破壊・改変などに結びつくもの、他人のパスワード盗用やシステムへの不正アクセスなど）を禁止し、情報利用のモラルを指導している。それでも時として、ごく少数の学生による情報利用のモラルを欠如した行為（システムの破壊・改変などに結びつく可能性のあるソフトウェアを学部内のコンピュータに入れた行為など）が生じることもあったが、このような場合には当該学生に対して数ヵ月にわたる教員の徹底した個別指導が行われ、学部としてモラル向上に誠意をもって対処することが教職員で合意し、実践されている。

【点検・評価】

情報化社会の中で、大学としての健全性を保ちモラルを向上させるために、積極的な取組を行っていると判断できる。今後も、入学時のオリエンテーションはもとより、講義、実習、演習といった日常的な授業の機会を用いて、健全性やモラルに関して、また「情報」を学ぶ学部としてはとくに情報利用のモラルに関して、さらなる周知徹底が必要である。

２　学士課程の教育内容・方法等

本学部は、人間と社会に対する広い視野と知見をもって情報の操作と発信ができる情報ジェネラリストの育成という理念・目的に沿って、文理総合をコンセプトとし、「情報」をキーワードとした幅広く多彩な教育を実践している。実習による情報リテラシー教育をはじめ、教養教育、外国語教育、専門教育に関わるカリキュラムをバランスよく配置し、学部の理念・目的とする人材育成に適う教育内容を整備している。

(1) 教育課程等

ア　総合情報学部の教育課程

（ア）カリキュラムの概要

【現状の説明】

本学部は、情報ジェネラリストの育成という理念・目的を出発点として教育を進めている文理総合型の学部であり、その教育課程においては、情報リテラシー教育を重視し、コンピュータやメディアに関連した数多くの実習科目を配置している。また、従来型の教養科目としての一般教育科目を廃止し、学部教育の体系性の中に位置づけた精選された科目を基礎科目として設置するとともに、その履修は 1～3 年次配当にしている。外国語教育も、主選択と副選択の制度をつくり、主選択には 12 単位を充てて、1・2 年次だけでなく 3 年次まで必修として履修する主選択外国語重視策をとっている。

本学部は、文理総合型の教育課程を採用し、分野が広範囲にわたるため、学生が自分の関心や将来の目標・進路に沿って系統的に学習できるよう科目を配置している。2007 年度から履修方法に改訂を加え、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」という履修体系を提示し、学生が自己の関心に応じて学習を進めることが可能となった。「メディア情報系」は、インターネットをはじめとする多様化する情報メディアと変貌しつつあるマス・コミュニケーションの専門分野を中心に学ぶ履修体系である。「社会情報システム系」は、企業や自治体などの組織を経営・管理・運営するにあたって情報をどのように

活用していくかを中心に学ぶ履修体系である。「コンピューティング系」は、高度化が進む情報社会に求められる最新技術を考察するとともに、人間と共存・協調できるコンピュータの可能性を追求していく履修体系である。また、少人数による専門教育を行う演習科目（3 年次の「専門演習」と 4 年次の「卒業研究」）は必修であり、担当教員による 2 年間の指導の成果は、最終的に卒業論文または卒業作品としてまとめることになっている。

創設当初から 1 年を春学期と秋学期の 2 期に区分したセメスター制を採用し、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除く全科目の単位認定を各セメスターで行っている。従って、秋学期入学が可能であり（現在のところ秋学期入学には留学生と帰国生徒の枠がある）、休学や復学もセメスター単位で行える。また、シラバスをインターネット上で開示するだけでなく、『総合情報学部　授業計画』という冊子体での配布や学生による授業評価制度を実施し、授業の改善及び向上を図っている。

さらに、2001 年 4 月から高校教諭一種免許状「情報」を、また 2005 年 4 月から同じく「公民」及び「数学」の課程認定を受け、関係科目の整備も行っている。

さらに、高校においては 2003 年度から「情報」が必修になり、2006 年度からの入学生はすでにある程度の情報リテラシーを身につけて入学している。しかしながら、情報教育の内容は高校によって、またその課程によって大きく異なっているのが実情である。そこで、高等学校で学んだ「情報」と、入学後に学ぶ専門分野としての「情報」との橋渡しをする科目として「Enjoy Computing」を 2006 年度から開設し、入学時における情報リテラシーの格差を是正し、コンピュータに対する拒絶感を解消させ、大学の教育内容により興味を抱かせることを目指している。

【点検・評価】

本学部のカリキュラムは、理念・目的に適合して設計され、また、知識の広がりと深さを身につけることができるよう配慮されている。また、実践的な応用力の育成を重視しており、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも合致している。

教育課程の編成については、大学設置基準第 19 条に合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養する」ように配慮されている。

しかし、学部創設後 10 年以上が過ぎ、情報化をめぐる社会の状況も大きく変わってきている。インターネット普及の黎明期であった創設当時は、情報をキーワードとした実践的なカリキュラム、そしてあらゆる領域でそれぞれの実態に即した情報化戦略を立案し、実行できる情報ジェネラリストの育成という教育目標がきわめて鮮烈であった。しかし、21 世紀に入ると、わが国の IT 国家戦略が始動し、インターネットの世帯普及率はすでに 8 割を超えるまでになっている。学生も学部を問わず、インターネット利用が当たり前のことになってきている。さらに、高校では 2003 年度から「情報」が必修になり、2006 年度以降の新入生はすでにある程度の情報リテラシーを身につけて入学している。

このような情報化の大きな進展とそのもとでの社会状況の変化という本学部を取り巻く環境の変化に対して、教育課程の改善・見直しが求められている。これまでの情報リテラシーと問題解決能力をもつ人材育成から、さらに一歩進んで、情報ネットワーク利用における高い倫理性をもちつつ、高度な情報活用能力と問題発見・課題設定能力及びその解決能力をもつ人材育成が求められていると考えられる。21 世紀に求められる人材を育成するために、さらに広い視野を確保しつつ、専門性を強める方策、教育課程の充実・改善を今後も継続的に検討しなければならない。その第一歩として、本学部の教育課程の特色である文理総合型というコンセプトを活かしつつ、学生に自らの専門性をより強く意識させた学修ができる教育課程として、「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」という三つの系を設けた。今後は、この改訂の効果を注意深く観察及び検証していく必要がある。

（イ）カリキュラム体系

【現状の説明】

本学部のカリキュラムは、導入科目、基礎科目、外国語科目、保健体育科目、専門科目、教職・その他の科目から構成されている。

導入科目は高等学校での教育を大学の教育と橋渡しをするための科目として配置している。

基礎科目は 17 科目を配置しており、従来の一般教育科目に相当するものであるが、学部の専門教育の体系性を考慮して、まさに専門教育のための基礎となる科目を精選している。

外国語科目は主選択科目 12 科目、副選択科目 4 科目が必修である。学生は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語の 7 ヵ国語の中から主選択と副選択の外国語を選択することができるが、主選択または副選択のいずれかは英語を選択しなければならない。ただし、留学生については、主選択科目は日本語である。また、外国語科目はとくに重視され、主選択科目は 1・2 年次だけでなく 3 年次にも履修するように配当されており、副選択科目は 1・2 年次に配当されている。外国語科目をさらに進んで学びたい学生のために、卒業所要単位には含まれないが、外国語科目の自由科目も配置している。

保健体育科目は 1・2 年次配当の 7 科目が選択科目として配置されている。

専門科目は、基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目から構成されている。基幹科目は学部専門教育のコアとなる科目で、必修科目 8 科目とそれに準ずる選択科目 8 科目から構成され、1・2 年次に配当されている。これらを土台に、選択科目である多彩な関連・応用科目 72 科目が用意され、2～4 年次に配当されている。

実習科目は 30 科目（うち 1 年次配当の 2 科目が必修）あり、スタジオ棟（C 棟）で授業が行われている。実習科目は、本学部の情報リテラシー教育重視策を実践するものであり、カリキュラムの大きな特徴をなしている。また例えば、実習科目の「ネットワークコンピューティング実習」と基幹科目の「ネットワークコンピューティングの基礎」のように、実習科目と講義科目との連携性もあり、1～3 年次に配当されている。

なお、専門科目である基幹科目、関連・応用科目、実習科目、及び演習科目に区分される授業科目が、前述の三つの系（「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」）では具体的にどのように構成されるかを示したのが図Ⅱ-情-1 である。

演習科目は、2 年次の春学期または秋学期に「基礎演習」、3 年次に「専門演習」、4 年次に「卒業研究」が配当されており、いずれも必修である。「基礎演習」は、学生が 3 年次の「専門演習」に円滑に適応できるようにするための準備科目として位置づけられている。「卒業研究」では最終的に卒業論文（あるいはそれに代わるソフトウエア・プログラムなどの卒業作品）を提出し合格しなければならない。

2001 年 4 月から高校教諭一種免許状「情報」の課程認定を、2005 年 4 月から同じく「公民」と「数学」の課程認定を受け、これに関わる教職科目を自由科目として 1～4 年次に配当している。また、教育実習に必要となる実習協力校についても確保されている。その他、企業等で実務を経験するビジネス・インターンシップ、小学校や中学校、高校等での教育補助経験をする学校インターシップがあり、これらインターシップへの参加者は自由科目として単位が認定される。

授業科目は、演習科目の「専門演習」と「卒業研究」を除き、いずれも 1 セメスターで終了して単位認定が行われる。卒業所要単位は 130 単位であり、卒業者には学士（情報学）の学位が与えられる。

図Ⅱ-情-1　総合情報学部のカリキュラムと三つの系

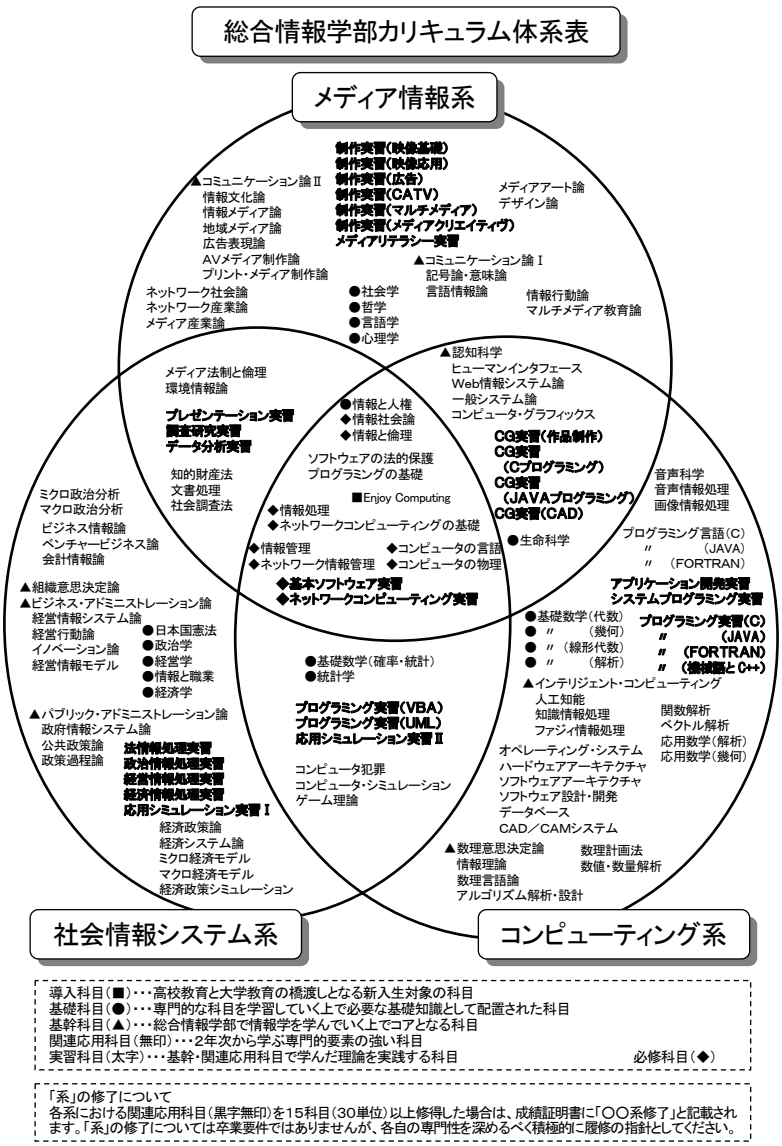

【点検・評価】

学士課程としてのカリキュラム体系は、本学部の理念・目的に基づいて構築されており、学士（情報学）の学位を与えるのに適したものといえる。科目分類及びそれぞれの位置づけも妥当であると考える。

しかしながら情報化をめぐる社会の変化は大きく、それぞれの科目の位置づけを配慮しつつ継続的にカリキュラムの充実・改善を進めている。また多様化するニーズに応えるために、新規科目の新設なども進めている。なお、カリキュラムに関する検討は、学部執行部を中心に、中長期的な事項については学部将来構想委員会で、短期的な運用事項については学部教務委員会で進めており、今後も継続して検討を行っていく。

（ウ）基礎教育、倫理性を培う教育

【現状の説明】

基幹科目の中の８科目と実習科目の中の２科目は必修科目であり、専門教育のうちの基礎教育と位置づけられている。また、基幹科目の中の選択科目８科目のうち４科目は卒業所要単位として履修が必要である。これらは前述した三つの履修の指針である「系」に即した基礎教育に相当する。

２年次に１セメスターの「基礎演習」が必修となっているが、これは３年次以降に行われるゼミナール形式の演習の基礎教育という位置づけである。

倫理性を培う科目としては、専門科目において著作権保護や情報モラルを含む情報倫理を扱う「情報と倫理」が必修科目となっている。総合情報学部の性格上、情報倫理は講義だけでなく、実習でも実際の情報ネ

ットワークの運用に際して厳しく指導している。また基礎科目には情報による人権侵害を扱う「情報と人権」、職業倫理を扱う「情報と職業」があり、さらに教職・その他の科目には社会的差別問題を扱う「人権教育論」がある。

【点検・評価】

専門科目のうちの基礎教育としての基幹科目や基礎演習の位置づけ及び内容は妥当であると考える。倫理性を培う科目も十分に整備されている。ただし、基礎教育の領域に関しては、より充実を図る必要があると思われる。また、一方で、近年、大学教育に適応できない学生、授業モラルの低下といったこれまでみられなかった問題も発生しており、これらを改善するために 2008 年度より「導入ゼミ」を開設する予定である。

以上のように、体系立てた教育を実施してきているが、今後とも全学的な教育方針と連携しながら、社会情勢の変化に対応した学部導入教育、基礎教育の検討を継続的に進めていく必要がある。

（エ）専門科目

【現状の説明】

専門教育は基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目に分けて実施している。

基幹科目の必修８科目「情報社会論」「情報と倫理」「コンピュータの言語」「コンピュータの物理」「情報処理」「ネットワークコンピューティングの基礎」「情報管理」「ネットワーク情報管理」は、すべての履修モデルに共通する情報学の基礎となる科目として配置されている。その中で情報社会や情報倫理、コンピュータ科学について幅広い基礎的知識を得ることになっている。前述の必修の基幹科目のうち、「情報処理」「ネットワークコンピューティングの基礎」は必修の実習科目である「基本ソフトウェア実習」「ネットワークコンピューティング実習」とリンクした内容となっており、これら講義科目と実習科目を履修することによって、情報処理や情報ネットワークの基本知識とともに情報リテラシーが実際に身につくように行われている。

また、基幹科目の中で必修科目以外は、履修の指針に基づいた三つの「系」の基礎的な科目として配置されている。

関連・応用科目は、学生の学習意欲に応える多彩な科目が配置されている。その中には、専任教員の講義だけでなく、学外から非常勤講師として依頼した多方面の最先端の研究者や実務経験者による講義も含まれている。2006 年度の「特別講義」にはネットジャーナリズム論を新設した。また、2 年次生が少しでも多くの専門的内容の講義科目を履修できるように、関連・応用科目のうち、従来 3 年次配当科目であった科目をいくつか 2 年次配当に変更した。

実習科目は他の専門科目（基幹科目、関連・応用科目）にリンクした科目も少なからず含まれている。実習科目は学生の興味を惹くように工夫され、基礎的なものから応用的なものまで多彩な科目を準備している。

演習科目である 3 年次の「専門演習」と 4 年次の「卒業研究」は、原則として 2 年間同じ教員の指導のもとゼミナール形式で行われる。ここでは講義科目や実習科目だけでは学べない調査研究、ディスカッションやプレゼンテーションを行い、さらにプロジェクトを企画実行し、論文や作品にまとめるといった能力を養う。あわせて学生が社会人に向けて成長していく上で、教員との人間的な接触が大きな意義をもつと期待される。

また、学生は 2 年次の春学期または秋学期の 1 セメスターで「基礎演習」を履修する。これはゼミナール形式の授業に早期に慣れることにより、「専門演習」が円滑に適応できるようにするためである。

【点検・評価】

専門科目を基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目の 4 本立てで行うことは、本学部の教育課程の体系性を保持するのに妥当であると考える。しかし、この枠組みを維持しつつ、時代の変化に対応する必要もある。学部創設後、10 余年が経過し、情報化をめぐる社会の変化には大きいものがある。このような変化は、教員の努力によって、専門科目等の授業内容に反映されているが、教育すべき事項がますます増大していることも事実である。また、情報化の広がりとともに情報化にかかわる人材のニーズも多様化してい

る。他方、学生の志向も多様化している。専門領域を究めたい者、多様な領域に関心を広げたい者、情報技術と企業経営の双方に関心をもつ者などさまざまである。

このような情報化をめぐる社会の変化、求められる人材の多様化、学生の志向の多様化といった時代の変化に、学部のカリキュラムが的確に対応していけるように、また、教育課程における専門性と総合性をどう調和させるかという課題を常に念頭に置いて、今後も継続的にカリキュラムの検討を行うことが必要である。

（オ）教養科目

【現状の説明】

基礎科目は一般教養科目としてではなく、学部の教育課程の体系性の観点から精選したものである。情報学の性格上、とくに数学を重視し、「基礎数学」5 科目（代数、線形代数、幾何、解析、確率・統計）及び「統計学」を配置している。また「情報と人権」「情報と職業」という情報学に直接関わる科目も含まれている。その他に人文科学 4 科目、社会科学 4 科目、自然科学 1 科目がある。うち「日本国憲法」は、教職課程に関連する「文部科学省令に定める科目」である。また、「教科に関する科目」として「情報と職業」を設置している。

【点検・評価】

基礎科目は 17 科目あり、そのうち 8 科目を履修しなければならない。科目数は少ないようであるが、学部の性格上、専門科目が人文科学、社会科学、自然科学にかかわる多彩な科目群から構成されているので、視野の広さは確保できていると考えられる。

（カ）外国語科目

【現状の説明】

外国語科目は、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語、中国語及び朝鮮語の 7 ヵ国語のうち、英語を含む 2 ヵ国語が必修であり、一つを主選択外国語（12 単位）、他を副選択外国語（4 単位）としている。また、より進んだ外国語学習のために「実用英語」ほか上記各外国語の自由科目が用意されている。

主選択外国語科目は 1 年次に週 3 回、2 年次に週 2 回、3 年次に週 1 回の授業を行っている。副選択外国語科目は 1 年次と 2 年次に週 1 回の授業がある。主選択外国語、副選択外国語のいずれも外国語においてもコミュニケーション・クラスが配置されている。

また、2005 年度から英語をはじめ各外国語の検定試験において、一定基準以上を取得した学生に対しては、申請により検定試験を外国語科目の単位として認定するとともに、外国語学習のより一層の向上を目的に設置した上級クラスで学習できるようにしている。

【評価】

本学部では、「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」も重視しており、それが可能な外国語科目のカリキュラムになっている。すなわち 2 ヵ国語が必修であり、しかもそのうちの主選択外国語にとくに重点を置いたカリキュラム編成を行い、外国語能力の育成に努めている。外国語科目において、他学部とは異なり、主選択外国語重視策を推進している点が大きな特徴である。

（キ）実施・運営体制

【現状の説明】

本学部は実習科目を重視しており、実習科目 30 科目の開講クラス数は春学期・秋学期合わせて 121 クラスに達する。1 年次には春学期・秋学期に 1 科目ずつ実習科目を履修することになっており、いずれも必修科目である。2 年次には 8 科目の中から、春学期・秋学期にそれぞれ 1 科目を選択し受講する。あらかじめ学生の希望を調査した上で、学生が第一希望または第二希望の科目を必ず受講できるように開講クラス数を調整している。3 年次以降は春学期・秋学期にそれぞれ 2 科目の希望を届け出たのち、履修希望者が定員を超えるときは履修者を調整している。

また、実習の効果を高めるために、TA（Teaching Assistant）と SA（Student Assistant）の制度を設けており、セメスター毎に若干の変動はあるが、TA には本学及び他大学の大学院生を約 40 数名、SA には本学

部生を約 40 数名を採用している。

2 年次の 1 セメスターで行われる「基礎演習」は当該時限に開講する 8 名程度の担当教員の基礎演習要項に基づいて学生が選択する仕組みをとっている。希望者が多い場合は選考により、第二希望以降にまわる。

「専門演習」は 2 年次の秋学期に学生が 40 数名の演習担当教員の中から選択する。そのために秋学期開始時に『演習履修要項』を学生に配布している。さらに、10 月中旬から 11 月上旬までの約 1 ヵ月間、専門演習の担当教員は学生に対してゼミナール選択のためのオフィスアワーを設定し、ゼミナールの研究テーマや内容等についてのガイダンスや個別相談を行っている。各担当教員の受け入れ可能な人数を一定数に決定するとともに、学生ができるだけ希望する演習担当教員のゼミナールに入ることができるように選考を行い、2 年次生全員がいずれかのゼミナールに所属する。

【点検・評価】

実習科目は受け入れ可能人数が限られることから、調整作業が複雑になり、希望通りにならない場合もあるが、これまではおおむね上位の希望を満たすことができているので、大きな問題はないと思われる。「基礎演習」や「専門演習」の選択においても定員の関係上、必ずしも希望通りにいかない場合もあるが、学生はおおむね希望順位が高いゼミナールに入っている。以上のことから、現行の実施体制でほぼ円滑に運営されているので、さしあたり変更の必要性は認められない。

（ク）グローバル化への対応

【現状の説明】

グローバル化に対応するための教育として、外国語教育を重視し、主選択外国語 12 単位、副選択外国語 4 単位を必修としている。また演習科目において、夏休み等の期間に海外経験を組み込むなどグローバル化に積極的に対応しているゼミナールもある。

本学では 33 の海外協定校との間で毎年、交換派遣留学を実施している。また、協定校以外の大学へ留学する認定留学の制度もある。そして、これらの留学の期間中に取得した科目を単位認定する制度も整えられている。これら留学制度を利用して留学する学生が毎年のように存在する。

その他に、夏休みや春休みに約 1 ヶ月間、海外の大学で語学セミナーを行っている。また、数は少ないが海外インターンシップもあり、選抜された学生が参加している。

【点検・評価】

大学全体の取組に対して、学部として積極的に参加し、学生たちのグローバル化への教育にも十分な対応ができていると評価する。

（ケ）健康の保持・増進

【現状の説明】

保健体育科目においては、今後の人生において健康な生活を維持するために、健康と体力づくりの基礎的な教育を行うとともに、健康維持のための生涯スポーツに親しめるよう、多彩なスポーツ種目を選択科目として用意している。高槻キャンパスには、体育館のほか、グラウンド、テニスコート、ゴルフ練習場、アイスアリーナといったスポーツ施設が揃い、スポーツ系サークルも盛んである。一方、基礎科目の「情報と職業」においては、ソフト系の職業生活で冒されやすいテクノストレス等の疾患について論及している。

学生の健康管理には健康診断など全学的に統一した取組が行われている。高槻キャンパスにある健康管理施設としては、保健室及び心理相談室が設けられている。保健室には保健師の職員が常駐するほか、週 2 回、医師が健康相談に応じている。また、心理カウンセラーが週 4 回、心理相談に応じている。

身障者のために学舎のバリアフリー化も行われており、段差の解消、エレベータの設置のほか、身障者の救護室なども用意されている。学舎内にはスタディ・ルームに加えてステューデント・ハウスやコミュニティ・ルームが設けられており、キャンパス・アメニティに関しても、健康の保持・増進のための配慮を行っている。また、建物内での喫煙は禁止されており、指定された喫煙コーナーが配置されている。

【点検・評価】

学部学生相談は、主として学部所管事項についての相談を取扱うものであるが、その中には健康に関する問題も含まれる。学生の心理面での相談が増加しており、心のケアに関するアドバイスと治療の機会が増えている。千里山キャンパスの医療施設と連携を取りながら対応を進めている。

さらに、学生が抱える問題に関しては、相談窓口で対応するだけでなく、演習担当教員等の日常的なケアが重要となる場合もある。

イ　履修科目の区分

【現状の説明】

開設授業科目は全部で 384 科目であり、その科目分類別配分は、導入科目 1 科目、基礎科目 17 科目、外国語科目 220 科目、保健体育科目 7 科目、専門科目 121 科目（基幹科目 16 科目、関連・応用科目 72 科目、実習科目 30 科目、演習科目 3 科目）、教職・その他の科目 18 科目となっている。外国語科目が全体の約半数を占めるが、その理由は外国語科目が 7 ヵ国語に分かれていて種類が多く、主選択外国語のほかに副選択外国語や自由科目が配置されているためである。

次に多いのが、基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目からなる専門科目である。演習科目は担当教員によって異なるテーマを掲げているので、それらを勘案すればもっと多いことになる。

卒業所要単位は 130 単位であるが、その科目分類別配分は、基礎科目 20 単位、外国語科目 16 単位（主選択 12 単位、副選択 4 単位）、専門科目 94 単位（基幹科目 24 単位、関連・応用科目 50 単位、実習科目 8 単位、演習科目 12 単位）である。卒業所要単位 130 単位のうち、専門科目は 72.3%を占める。

また、卒業所要単位における必修科目と選択科目との量的配分をみると、必修科目は基幹科目 16 単位、実習科目 2 単位、演習科目 12 単位の計 30 単位であり、外国語科目 16 単位と併せると 46 単位になる。卒業所要単位に占める必修科目の比率は 35.4%である。専門科目のみについてみると、卒業に必要な専門科目 94 単位のうち、必修科目は 30 単位であり、比率としては 31.9%となる。

表Ⅱ-情-2　卒業所要単位における履修科目の区分（必修選択の量的配分）

	卒業所要単位	必修科目単位	選択必修科目単位	選択科目単位
基礎科目	20			20
外国語科目	16		16	
基幹科目	24	16		8
関連・応用科目	50			50
実習科目	8	2		6
演習科目	12	12		
合　計	130	30	16	84
割合(%)		23.1	12.3	64.6

【点検・評価】

卒業所要単位に占める専門科目の比率が 70%超と大きいが、これは専門科目が学部の特性である総合性、学際性を活かすために多彩な分野に広がり、教養教育を補っているためであり、学部の理念・目的からみて妥当であると考える。また、専門科目において必修科目の比率が高いのは、基幹科目において専門教育に共通する必修科目を設定していること、演習科目が必修になっていることによる。このことは、学部の理念・目的に沿ったものである。今後とも、学部の理念・目的に沿って学生に対して効果的な教育ができるように努めていきたい。

ウ　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則第 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を

配慮し、「講義」「外国語科目及び保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、本学部の授業科目に該当するのは次の 4 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

② 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

③ 演習は、原則として毎週 1 時間 15 週又は毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

④ 実習は、原則として毎週 2 時間 15 週又は毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。

なお、「演習」については、「毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定を適用し、「実習」については、「毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする」規定を適用している。

【点検・評価】

カリキュラムの単位計算については、学則に基づいており、妥当であると判断できる。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

学則第 22 条の 2 において、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定することができる。また、学則第 22 条の 3 においては、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、前述と合わせて 60 単位を超えない範囲で認定することができるようになっている。

国内では、1989 年に兵庫県国際交流協会と兵庫県内 4 年制大学が共同で「アジア太平洋の人と暮らし」をメインテーマとする船上での講義と大学の枠を越えた学生同士の国際交流を目的とする「大学洋上セミナーひょうご」において単位認定が行われている。2006 年には大阪府内の 4 年制大学で構成される大学コンソーシアム大阪（協定大学数：34 大学）が設立され、学生の単位互換を推進している。

海外では、37 大学と協定を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、また 33 大学と学生交換協定を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。学生の留学には、協定大学へ留学する派遣留学と、学生自身が開拓してきた協定大学以外の大学に留学する認定留学があり、いずれも 1 年間を限度に留学期間を修業年限として認め、前述のように、留学先で修得した単位は 60 単位を超えない範囲で認定が行われる。

本学部では編・転入学生の単位認定として、44 単位を一括認定している。ただし、出身学校における修得状況及び編入後選択する外国語科目によって、基礎科目、外国語科目の認定単位の内訳が変わるため、編・転入学時にガイダンスを実施し、認定内容については各人に十分な説明を行っている。基礎科目、外国語科目、保健体育科目の単位の較差については、関連・応用科目によって調整を施している。

【点検・評価】

単位互換制度及び単位認定制度については、大学全体の取組に準じており、いずれも基準が明確に定められ、適切に運用されている。また、編・転入学生に対しては、入学ガイダンス時に十分な情報提供が行えていると考える。さらに、留学希望者には留学前に個別で単位認定制度を説明し、帰国後の履修指導も的確に行えている。

オ　開設授業科目における専任・兼任比率等

【現状の説明】

外国語科目を除いた基礎科目、専門科目ではいずれも専任教員の授業担当の比率が非常に高い。とくに、専門科目のうち基幹科目、演習科目はすべてを専任教員が担当しており、さらに必修の科目においてもすべてを専任教員が担当している。兼任教員の担当科目は基礎科目で 2 科目、専門科目で 16.7 科目である。これら兼任教員の中には他学部の専任教員（兼担教員）及び実務家を含めた非常勤講師で構成されている。な

お、外国語科目の担当者の推薦については、他学部と同様に、外国語教育研究機構に担任者の依頼を行っている。

【点検・評価】

専門科目における専任教員の担当比率は 77.7%である。また、設置基準上の必要専任教員数に対して 1.47 倍の専任教員を確保しており、本学部が高槻キャンパスにある唯一の学部であることから、高い数字となっている。学部の専門教育を専任教員でほとんど担当できており、学生に対する教育責任を十分に果たしていると評価できる。

カ　カリキュラムにおける高・大連携

【現状の説明】

入学直後の 1 年次で履修することのできる科目は、導入科目、基礎科目、基幹科目、実習科目に分かれる。基礎科目は、本学部で学んでいきたい専門科目の基礎となる科目で選択して履修することができる講義科目である。基幹科目は、今後学ぶ上で必要となる知識を必修科目として履修することを義務付けており、講義科目から構成されている。これらの講義科目は、高校までの教育との橋渡しをする特にコンピュータ及びメディアのリテラシーに関するものが中心になっている講義科目である。一方、導入科目の「Enjoy Computing」は、高校で学んできた「情報」と、今後学んでいく専門分野としての「情報」の橋渡しをする科目であり、実習科目の「基本ソフトウェア実習」・「ネットワークコンピューティング実習」は比較的少人数のクラス構成によって運営されている。上位年次生の SA（Student Assistant）と、大学院生の TA（Teaching Assistant）により授業の補助を行っており、コンピュータ操作やプログラムに関して不馴れな 1 年次でも、毎回の課題を受けて学習効果を上げ、2 年次以降に備えられる適切な指導を行っている。

【点検・評価】

入学当初は、コンピュータ操作やプログラムに対する理解の度合いにより不安を抱く学生も少なくないが、導入科目、基礎科目、基幹科目、実習科目を学んでいくうちに不安は次第に解消される。またクラス編成の授業では、そこから新しい友人ができることも多く、勉学面だけでなく大学生としての生活面で重要な役割を果たしている。今後、高校で実施される「情報」を履修した学生が入学するので、この時代の変化に柔軟に対応することが求められており、導入科目と実習科目とを連動させた新たな科目構成など、1 年次の講義科目や実習科目の内容改善と充実を今後も進めていく必要がある。

キ　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

2001 年度から高校教諭一種免許「情報」、2005 年度から同じく「公民」及び「数学」の課程認定を受け、関係科目を整備した。「教職に関する科目」として「教職概説」など 1 年次配当の 2 科目、2 年次配当の 13 科目、3 年次配当の 2 科目、4 年次配当の「教育実習」を開講している。「教科に関する科目」として基礎科目「情報と職業」を、「文部科学省令に定める科目」として基礎科目「日本国憲法」を設置している。なお、2006 年度の教職課程の免許取得数は、公民 1 名、数学 1 名、情報 45 名となっており、「情報」の免許に学生の関心も高く、本学部の特色を良く表している。

【点検・評価】

教員採用者の計画はこれからであるが、今後とも、教職課程の履修者に対して、専門的にしかも親身になった指導が必要である。入学時から教職課程の希望者に対して、履修ガイダンス、教育実習前指導、教員免許申請手続きについてなど、各学年に応じた内容でサポートしている。また、キャリアセンター高槻分室において、毎週火曜日 13：00～17：00 の間、専門教員による「教職相談」で教職課程への進路指導コンサルタントを行っている。そのほかにもキャリアセンターにおいて、「教員採用試験対策講座」や「面接対策セミナー」なども開催している。

ク　インターンシップ

【現状の説明】

キャリアセンターが派遣先企業等を開拓して実施するビジネスインターンシップには、国内企業に派遣するものに加え、海外を派遣先とする国際インターンシップもある。また、小・中・高等学校などの授業補助などを行う学校インターンシップ制度も導入された。これらは、実習終了後に、「インターンシップ（各機関）」として 2 単位を認定している。キャリアセンターが把握している範囲では、インターンシップ実習生は全学部で 660 名が体験している。そのうち、本学部生は、男子 26 名、女子 21 名の計 47 名（7.1%）である。

また、国際インターンシップ実習生として、米国ミズーリ州に 4 年次生男子 1 名が派遣されている。

学生の募集については、4 月上旬から学内掲示等の周知活動を行い、5 月中旬に実習説明会を開催し、6 月上旬に決定するというスケジュールである。

【点検・評価】

最近では採用直結型のインターンシップも増加しているが、基本的にはキャリア体験としての教育プログラムであり、短期間とはいえ、学生がこれまでとは異なる社会的場面に身を置き、就業を体験することは、卒業後の進路を考える上で貴重な機会である。なお、学生達のこの体験のもたらす成果とともに、問題はないかを明らかにすることも大切である。とりわけ、学生気分では仕事が出来ないビジネス社会において、社会常識や礼儀の基本を学ばせること、従来の終身雇用制や年功序列賃金に代わって成果主義賃金の導入が始まっているという現状を把握させることが課題になっている。

本学部生の就職活動に対する取組は、学部創設以来、熱心に進められてきた。キャリアデザインの教育を含め、インターンシップにもさらに積極的に参加する意欲を持つように、指導に努めていきたい。

ケ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

本学部には、社会人学生が 2 名、帰国生徒が 33 名、留学生が 36 名在籍している。

帰国生徒に関しては、個々のバックグラウンドが異なるため、特に外国語科目に関し日本語能力により、主選択を「日本語」、副選択外国語を「日本事情」とすることができるよう配慮している。「日本事情」は、日本の社会及び文化に関する理解を深められるよう、各分野からのオムニバス方式による講義とし、内容的にも充実を図っている。

留学生についても「日本語」「日本事情」を配当科目としているほか、留学生学習指導担当者 1 名を置き、きめ細かくサポートする体制をとっている。この留学生学習指導担当者は日本語担当者なので、随時対応が可能になっている。

秋学期入学は本学部のみなので、秋学期入学生には、オリエンテーション期間中に帰国生徒と留学生の上位年次生、教員を交えて学部での懇談会を実施し、春学期に全学部で行われる懇談会等の行事を補完している。

また、留学生同士の交流を深めるための行事として、国際交流センターが毎年「日本事情見学会」を開催していて、高槻キャンパスで学ぶ留学生にとっては、千里山キャンパスの他学部の留学生と交流を深めるよい機会となっている。

【点検・評価】

秋学期入学の帰国生徒と留学生に対して、上位年次の留学生を中心に、懇談する機会を設けている。特に留学生はいろいろな悩みを抱えがちであるが、この懇談会がさまざまな情報交換の貴重な場、貴重な機会になっている。

コ　生涯教育への対応

【現状の説明】

本学では、吹田市民講座、関西大学おおさか文化セミナー、関西大学公開講座（高槻市）、公開講座フェスタ、関西大学文化セミナー、関西大学サタデーカレッジといった公開講座を実施しており、本学部の教員も積極的に関与している。また、2006 年度の国や都道府県、市町村、その他民間団体等への教員の社会活動の延べ人数は 28 名である。特に高槻市の公開講座＜秋季＞ではキャンパスのある地元であることから、毎回、本学部の教員が担当している。2006 年度の秋季には「実践 IT ベンチャー・セミナー」と「ロボットで楽しく学ぶ算数」のテーマの下で 2 名の教員が講師を務めた。

編転入学生・科目等履修生の受け入れも、生涯学習に貢献するものとみなすことができる。現在、編転入学生 160 名が在籍している。この編入生の定員枠は本学部独自のものであり、科目等履修生は、提出書類を基に選考され、教授会承認の上で受け入れが可能となる。科目等履修生数は、2005 年度 3 名、2006 年度 3 名であった。

【点検・評価】

生涯学習への対応は、学部独自で取り組むというよりも、大学全体としての取組の中にみられるものが多い。高齢化社会の中で、今や日本の大学はあらゆる世代の学習への期待にこたえるべき課題に直面している。現在、学部及び大学全体によって取組がなされている生涯学習への対応を継続発展していくことが重要である。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）教育効果の測定

【現状の説明】

授業には講義科目、外国語科目、保健体育科目、実習科目、演習科目などさまざまあり、次に述べるように、担当教員がそれぞれ効果的と判断した多様な測定方法を採用している。

講義科目については、学期末の定期試験のみで成績判定する科目の他に、定期試験に加えて講義中に実施される中間テストや複数回の小テスト・レポート課題、また出席回数などの平常点を加味して最終判定する科目が多い。2007 年度の「総合情報学部　授業計画」（ここでは「シラバス」と呼ぶ）によると、基礎科目 17 科目、基幹科目 16 科目及び関連・応用科目 72 科目の計 105 科目のうち、34 科目で定期試験のみで判定しており、それ以外の 71 科目では平常点をさまざまに組み合わせて総合判定している。

慣れ（絶えざる触れ合い）が重要である外国語科目については、外国語の種類によって異なるが、英語やスペイン語など定期試験よりも出席などの平常点を重視する科目が多い。保健体育科目（実技）も平常点によって判定している。前回までの習熟の上に成り立つ実習科目については、受講生の理解度を確認するために、ほぼ毎回のように小テストや課題提出を実施し、これらの結果を総合的に判定している。また演習については、少人数であることを利用して、調査や論理展開した内容をレジメとしてまとめる能力や、まとめた結果をプレゼンテーションする能力、課題に対するレポート提出による文章作成能力などを判定している。なお、レポート提出については、添削返却を複数回実施することによって文章作成能力の向上を図るとともに文体など論文作成上のきまりの理解度なども判定している。

さらに、これら個別の科目を修了した上での卒業論文や卒業制作を 4 年次での必修とし、在学期間を通しての教育効果を総合的に判断している。

各科目における教育効果の測定方法・基準については、すべて「シラバス」に明記されており、学生に周知されている。教育効果の測定方法の大枠については、教務委員会で議論されるとともに教授会でも議論さ

れ、合意形成が図られている。それゆえ、専任教員間で教育効果の測定方法について共有化できている。また、複数クラスを開講している実習科目（基本ソフトウェア実習など）では、作成した共通のテキストを用いているので実習内容はもちろん、2 ヶ月に 1 回程度の担当者会議を開催しており、評価方法についても担当教員間で共通の理解を得ている。

【長所・問題点】

個々の科目で授業内容や教育理念に従った方法での教育効果が判定されている。また、定期試験に平常点を加味して最終判定する科目（講義科目では、105 科目中 71 科目）では、学習状況に応じてきめ細かく教育効果を判定しながら授業が進められている。必修である卒業論文作成については、研究に対する取り組み、基本知識の習得、資料収集やソフトウェア開発能力、アンケートや実験の計画・実施、論理展開能力、文章表現能力などの諸能力を総合的に把握・評価することができる点から、最終的な教育効果を評価する最も適した方法である。一部のゼミでは公開の合同卒論発表会（学部ホームページに発表会のプログラムが掲載される）を開催することによって、さらにプレゼンテーション能力も評価している。

以上の点から、教育効果の測定に関しては、講義・実習・演習などの科目の性質に応じた適切な評価方法を採用しており、概ね機能していると判断できる。

しかし、教育効果全体を検証することは難しく、現在のところ卒業論文や卒業制作以外には十分な仕組みは導入されていない。また、導入科目、基礎科目、外国語科目、保健体育科目、基幹科目、専門科目（関連・応用科目、実習科目、演習科目）ごとの受講生の成績分布は、毎年発行される「関西大学『学の実化』データブック」に掲載のうえ公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度は現在のところない。

【将来の改善・問題点改革に向けた方策】

春学期の合格者数のうち優、良、可（評価基準については後述する）の割合は、それぞれ 52.3%、25.2%、22.5%である。保健体育科目だけは優の割合が 70%を超えているが、他の科目は概ねこの割合にある。また、秋学期も同様の傾向にある。これらの割合をどうみるかは各科目によって異なるであろうが、例えば講義科目の場合、優の割合が高すぎるという意見もある。

ところで、現代社会の進歩を考えると、広範囲の分野をしかもそれぞれを深く学ぶことが要請されている。そのうえ、本学部は文理総合型であり、カバーしている分野が広い。しかし 4 年間の必要単位数（科目数に比例すると考えてよい）は 130 単位であり、4 年間で教えられる科目数は限られている。

そこで、これらの成績判定割合を個々の科目に対して検討したうえで、割合が妥当とはいえないと認識された科目については、授業内容の質と量について検討する必要がある。量に関しては、二つの科目を一つの科目にまとめることが考えられる。質に関しては、レベルの高い内容に変更することが考えられる。教務委員会や将来構想委員会での検討が必要である。

（イ）卒業生の進路状況

【現状の説明】

民間企業への就職が 70%前後を占めるうち、主な業種は情報・調査専門サービス業、製造業、商業、金融・保険業であり、これらの業種でそのうちの約 90%を占めている。なかでも、情報・調査専門サービスの比率が高い。官公庁への就職は 2%前後である。

教員採用はごく少数であるため、志望者に対する支援体制の整備を行った。本学部での取得が可能な教育職員免許は、2004 年度までは「情報」のみであったが、「情報」の免許のみでは教員採用枠が非常に少なく、教員志望の学生にとって他学部や他大学の複数免許取得者と比べて、採用の面で不利な状況にあった。この点を解消するために、2005 年度に「公民」と「数学」の教育職員免許取得も可能なように課程認定を受けた。

大学院進学者は毎年 40 名前後、1 割弱を占めている。今日では、技術系を志向する学生にとって大学院進学は必要不可欠となる傾向にあり、大学院総合情報学研究科知識情報学専攻への進学を志す学生が増えて

いる。なかでも、知識情報学プロジェクトを担当する教員のゼミ生の割合が高い。卒業研究を通じて、より深く技術を学ぼうとする学生が増えてきた点は、専門演習や卒業研究の教育成果と考えてよいだろう。

【長所・問題点】

就職に関しては、情報・調査専門サービス分野へ就職する学生が多い。本学部の教員のうち、理系教員は40%強を占め、同じ割合で学生もこれら理系ゼミに所属しているとすると、文系ゼミに所属していたかなりの数の学生も、情報系の企業に就職していることになる。これは、文理総合型という学部特性が活かされていることを示している。また、複数の教育職員免許の取得を可能とすることによって、教員採用への門戸を広げる対応を整えたので、今後は教員採用者も増えてくると思われる。

大学院進学に関しては、技術系の学生が、より高い専門性を修得するために進学する傾向が強い。このことは、他大学の大学院進学者が 30%強にのぼっていることにも表れている。このような進学希望者の要望に応えるための安易な方策は入学者を増やすことであるが、反面、院生に充分な指導をして彼らの質を高めるためには、教員 1 人当たりの担当大学院生を少数にしなければならない。その点から、定員の増加はかなり難しい問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

就職・進学状況の実績の母数には、「その他」が含まれており、その比率は 10 数%である。「その他」は未申告の学生なので、上述した各比率は必ずしも正確とはいえない。学生はどこかのゼミに所属して卒業研究を行っているので、卒論担当教員は学生の就職・進学状況を把握できる立場にある。それゆえ就職・進学状況の報告を徹底指導するように努めなければならない。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

1994 年の創設以来「再試験制度」は導入しておらず、不合格となった科目を再度、受験することはできないことから、学生は各科目を真面目に受講せざるを得ない。また、各学期の履修可能単位を 24 単位までと制限し、予習や復習に十分な時間をかけ、授業に対する理解度が高まるように取り組んでいる。ただし、教職関係の 18 科目（講義 17 科目と実習 1 科目）37 単位は履修制限単位外とし、教職資格取得のための便宜を図っている。講義科目は各学期 15 単位まで履修可能であり、実習科目はこの 15 単位とは別枠で履修可能である。

成績評価は、100 点満点で 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として、学期ごとに学生に通知される。評価に疑問のある学生は教員に問い合わせをすることができ、当該教員は成績の根拠（出席簿や答案・レポートなど）を説明する義務が求められている。成績表は次学期の履修登録とともに保護者に送付され、学生の勉学意欲を高めるための相談会である保護者懇談の場で利用されている。懇談会には、毎年 5 月に千里山キャンパスで開催される「教育懇談会」と、毎年主として夏休みの間に開催される「地方教育懇談会」の 2 種類がある。後者は、2007 年度は 8 月から 9 月までの間に 10 日設定し、札幌から鹿児島まで全国 16 都市で開催されている。

定期試験の実施に際しては、厳格に行われるよう試験監督者には、担当教員のほかに応援教員または職員が 1 名以上あたる複数体制を実施している。受験者 50 名につき監督者が 1 名となるように監督者数を決めている。監督業務は「試験監督者へのお願い」に明記されており、次のように不正行為の防止を図っている。各試験の開始前には、不正行為を行わないよう厳重注意を口頭で行っている。また、学生には必ず学生証を提示させて本人確認を行うとともに、受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかをチェックする。万一、不正行為が発覚した場合には、原則として当該試験期間の全科目を無効とし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

3 年次の専門演習では、専門書や、時には論文を自ら勉強し理解する能力を培う（この観点から 2 年次までの講義科目は、決められた教科書を対象にして、内容を論理展開し理解する訓練と考えてもよい）。また、

基礎演習で始めた文章作成での能力開発やプレゼンテーションでの能力開発をさらにすすめ、4 年次の卒業研究においては、これらの訓練結果を総合的に駆使して卒業論文の作成と発表を行う。そのため、専門演習を履修する前提条件として、2 年次までに卒業所要単位のうち 52 単位以上を修得していることを課している。また卒業研究を履修するには専門演習の修得を条件としている。専門演習と卒業研究はともに必修であり、成績表には修得単位状況及び卒業見込みに関するコメントが付けられている。これらの科目に対しても関門を設けており、修得単位の少ない学生に対して努力を促している。

学生の学習意欲を刺激する方策の一つとして、2003 年度から各学年の成績優秀者に対して奨学金を給付する制度が発足している。2007 年度、この制度によって、2 年次で 19 名、3 年次で 10 名、4 年次では 16 名の学生に奨学金が給付された。ただし、学年ごとに総額が決まっており、給付人数は学年によって異なる。また、校友会からも卒業証書授与式において成績優秀者の表彰を行っている。

【長所・問題点】

成績を厳格に評価する仕組みは整っているといえる。各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途も工夫されている。不正行為の防止には努めているが、数は少ないものの発生していることが問題点として挙げられる。厳罰化が必ずしも改善に結びつくとはいえず、難しい課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

成績優秀者に対する給付奨学金制度や卒業時の表彰制度についての周知が十分に行えていないため、良い成績をとるように頑張ろうといった学生のインセンティブ向上につながらない。入学時や新学期の開始時等多くの機会をとらえて、これらの制度についての周知を図る必要がある。

ウ　履修指導

【現状の説明】

大学での履修は高校までとは大いに異なるため、入学時に手厚い履修指導を行っている。入学直後のオリエンテーションでは、執行部の教員によって本学部の特色である文理総合型が紹介され、履修の指針となる三つの「系」（「メディア情報系」、「社会情報システム系」、「コンピューティング系」）が説明される。大分類としてのこれらの 3 分野は、現在の関心や将来の進路が明確化していない新入生への指針として設けられている。また、専門科目の履修準備として 1 年次に履修する基礎科目及び基幹科目を中心に、授業科目の特徴が説明される。学生は 1 年ほどを準備期間として、自分の勉学の方向性や将来の進路を決めることができる。

本学部では、オフィスアワーは制度化されていないが、教員は担当科目の履修学生に電子メールのアドレスなど連絡方法を明らかにし、学生が適宜相談を受けられる状態にある。実際、多くの教員はそのような方法で学生の相談を受けたり、アドバイスを行っている。

留年する学生は、休学者を含めると毎年 100 名強であり在籍者比率が高い。留年しそうな学生に対する指導は、基本的にはゼミの指導教員が行っている。留年の理由については、勉学についていけないなどの能力にかかわるものより、むしろ海外遊学などのために意図的に休学した結果、留年につながっていることが多いように思われる。勉学上の理由で留年する学生を減らすための措置が講じられており、1 年次春学期の成績不良者に対しては、秋学期開始早々の 10 月に学部学生相談主事が学生と面談して勉学意欲の喚起を促すといった、将来的に留年生にならないための指導を早い時期から行っている。これらの最終結果としての 2006 年度の卒業状況は、4 年次在籍者 608 名に対して卒業者は 500 名である。

【長所・問題点】

履修指導は全体としてかなり丁寧に行われている。オフィスアワーは制度化こそされていないが、電子メールの浸透により学生の相談には柔軟に対応できていると評価することができる。また、勉学についていけない留年生を少なくするための取組も行われている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

卒業時の不合格者は 108 名であるが、その内訳は半分強の 56 名が 2003 年度入学者であり、残りの 52 名はそれ以前の入学者である。これら不合格者の大半は、卒業研究を行っているはずなのに担当教員と連絡していない者が多い。その結果、担当教員は指導できない状況にある。教員はそれ以外の学生に対する卒論指導に忙しいことは事実であるが、これら不合格になる恐れのある学生に対する指導を工夫すべきであろう。勉学に興味を失っている学生には、退学して新しい方向を勧めるのも一つの方法かもしれない。

エ　教育改善への組織的な取組

【現状の説明】

1 年次から実施される実習科目では、SA や TA を活用している。前者は本学部生から、後者は本学のみならず他大学の大学院生からも応募がある。機器操作の技量に関しては、学生間でその差が大きく、全員の完了を待っていては、先になかなか進めないことになってしまう。SA や TA はこれら進行の遅い学生に対する個別支援員である。教育改善のために学部として募集・決定は実習全体で一括して行われ、組織的に取り組んでおり、また、費用も学部予算から支出している。2 年次からの演習科目ではプレゼンテーションのために、自分で調査・理解しレジュメをまとめなければならない。レジュメやプレゼンテーションに対するコメントを与えることによって、個々の発表者に対して、きめ細かい指導を可能にしている。カリキュラム上からの教育改善の一つである。

3 年次の専門演習や 4 年次の卒業研究では、多数の教員がゼミ合宿やゼミ旅行を計画し、学生の自主的な活動を啓蒙するとともに、集中的な学習を行っている。さらに、学生同士や学生と教員とのコミュニケーションを密にすることも同時に実現し、教室では経験できないことを可能にしている。これらゼミ活動への費用補助は制度化されている。

卒業論文はそれまでの教育成果を集大成することを目的としているが、卒業論文だけでなく、その要旨をまとめた A4 判用紙 2 枚の概要の提出も課している。提出された学生全員分の卒業研究概要は、創設以来、学部予算で「卒業研究概要集」として CD-ROM に編集し、これを卒業時に全学生に配布するとともに、後輩学生たちが卒業論文執筆の参考にできるよう閲覧に供している。合同発表会を開催している複数のゼミでは、発表者の概要全部を製本化し希望者に配布している。費用は各教員に割り当てられた卒業研究費から支出されており、部分的ではあるが組織的に取り組んでいる。

2003 年度からゲストスピーカー制度が全学的に導入されている。この制度は、各科目が社会とどのように結びついているかを、科目に関連した分野で社会的に活躍している人の講演を通して、学生に明示するという趣旨で導入された。情報化する現代社会で活躍できる人材を育成する、という理念を掲げている本学部にふさわしい制度といえる。専任教員 1 名につき各年度 1 回ではあるが、本学部でこの制度を活用した科目は毎年数科目に上る。また、外部の研究者あるいは学識経験者を招き、学生に外部の世界に目を開かせるための学部講演会も行っている。さらに、全学共通教育推進機構と呼ばれる組織の FD 部門委員会の主導で、授業研究ビデオの作成や公開授業等の FD 活動が全学的に取り組まれているが、本学部もこれらの活動に積極的に参加している。

開講科目の内容を明らかにするために、「シラバス」が学生全員に配布されている。「シラバス」には、各科目の①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考が記載されているので、学生は自らの方向に合った履修科目を計画的に選択することができる。2004 年度からは、Web 上でのシラバスの閲覧も可能となった。

学生による授業評価は、全学共通教育推進機構の主導で全学的に行われている。評価結果は、学部ごとに集計され公開されるとともに、科目ごとの集計結果が担当教員にフィードバックされている。2006 年度春学期における実施率は 86.2%で回収率は 44.5%であり、秋学期におけるそれらは、それぞれ 82.7%と 41.8%である。授業評価のアンケート調査では、各質問項目に対してリッカート尺度で回答する方式ととも

に、授業に関する意見を自由に記述できる方式も実施されている。自由記述分は直接担当教員が受け取り、今後の授業改善の参考にすることができるようになっている。

さらに、授業を他者の目を通して多角的に分析し改善するために、授業公開の啓蒙行事が 2003 年度に実施され、翌年からは全学的に授業公開が始められている。

【長所・問題点】

履修科目に関して、学生による事前検討及び事後評価のシステムが整っている。事前検討のシステムとして、「シラバス」の充実がある。授業内容を箇条書きするなど、履修科目を検討する際に必要な内容が十二分に記載されている。また全科目が掲載されているので、各科目を比較検討することが可能である。事後評価のシステムとして、授業評価アンケートを積極的に実施している。

授業評価アンケートの実施率は 80%以上と相当高い。回収率は 40%強と低く一見問題のようであるが、これは履修申請者数に対するものであって、現状は出席している殆どの学生から回収できている。評価結果は教員に開示され、次回の開講時に反映される。さらに、評価結果に対する教員側からのコメント集を作成し閲覧に供することによって、双方向の意見交換を可能にしている。

教員の教育理念と、学生の授業に対する観念が異なっている場合、学生の満足度は相当低いであろう。学生は高校まで長い間教育を受けてきているが、大学教育とは大いに異なる。大学での教育は与えられるものが全てではなく、みずから学問を追及する場である。次に、評価結果がどのように生かされるかは、基本的に教員個人の判断にゆだねられている点である。満足度の時系列（前回開講時の評価との相違）変化などを把握することも、各教員の自主性に委ねられている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生による授業評価は、全学的組織である全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われているが、今後とも協力しながら学部教務委員会を中心に改善を図っていく方針である。入学時のオリエンテーションや各科目の開講時にでも、学生へ丁寧に説明する必要があるだろう。大学教育の理念であり、学生には理解できないと放っておける問題ではない。

授業公開は開始されて間もないことや慣れていないこともあって、いまのところそれ程多く実施されていない。これまでの学生と教員だけのいわば密室教育から一挙に見学公開するのではなく、TV カメラを通した間接的公開などから始めることは、これまでと殆ど変わるところはないので抵抗感も小さく、普及の一歩になると思われる。また授業公開のみならず、試験問題の公開や卒業論文本体の公開も考えられる。いずれにしても、学生の目だけでなく教員も含めた他者の目による多角的分析は重要である。

また、全学的な「現代的教育ニーズ取組支援プログラム（現代 GP)」の研究推進者に本学部から 3 人の教員が参加しており、その成果はいずれ教育改善の方向を示してくれることであろう。

オ　授業形態と授業方法との関係

【現状の説明】

本学部では選択科目の授業が比較的多く、学生の履修状況に応じた教室の割り当てを行っている。また実施目的に合うように、受講生の数を制限している科目も多い。

演習科目は 20 名前後までとし、きめの細かい指導ができる体制を整えている。また、学生相互の議論も可能となるように、移動式机が装備された教室を使用している。さらに、合宿などのゼミ活動に対する出張費が制度化されており、ゼミ合宿やゼミ旅行によって密度の濃い演習を行っている。実習科目では一部の科目を除いて 1 クラス 48 名を超えないようにしている。初修外国語は 1 クラス 45 名で実施しており、英語については 1 クラス 50 名を超えないようにしている。基礎科目や基幹科目は履修する学生も多く、大教室で行わざるを得ない。しかし、大教室には教材提示装置や AV 装置が備えられており、大規模であることのマイナス面はかなりの程度改善されている。

本学部では、配付資料と板書による説明だけでなく、PC を利用した資料の提示、VTR や DVD を利用した映

像資料の提示など、マルチメディアを利用した教育が積極的に行われており、受講生の評価は高い。このような教育実現のための設備は、中規模以上のすべての教室に装備されている。さらにWeb上にホームページを開設し、授業に関連する情報や資料を掲載したり、また質問と回答の内容を公開したりするなどしている教員も数多い。現代GPとして選定されたCEAS（授業と学習を統合的に支援するWebベースのシステム）を利用する教員も増えてきている。

現在、「遠隔授業」による授業科目は実施されていないが、新しい授業形態を試行する教員も多く、ゼミ活動の一環として、他大学との遠隔双方向での討論会を開催しているケースもある。

【長所・問題点】

授業形態と授業方法の関係については、適切に配慮されている。また、マルチメディアを活用した教育についても、設備面での整備を背景に、積極的な取組がなされている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学部ではきめ細かい授業を提供するために、受講生の少人数制を導入している演習科目や実習科目が多く、これらの科目を専任教員で担当している。その結果、専任教員の授業担当コマ数が多くなっている。今後は、学内LAN施設の充実、教育支援・補助としてのTA制度及びSA制度とを効率よく組み合わせ、実習形態を模索する必要ある。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

国際交流の拡大と活性化を教学の理念の一つとし、さまざまな方策を通して世界に通用する人材の育成を進めている。本学部では国際標準のセメスター制をとり、留学生は春学期と秋学期の何れにも入学・卒業を可能としている。また、外国語科目は7ヵ国語から選択できるカリキュラム編成としている。

学生交流協定を締結している外国大学への派遣留学生は嶺南大学に1名（全学26名）いるが、協定大学以外への認定派遣留学生はいなかった。この他、私費留学生は36名（全学294名）であった。また、海外語学セミナーに参加した学生は、マンチェスター大学に3名、カルガリー大学に3名、アデレート大学に6名、オークランド大学に11名、ゲッティンゲン大学に1名、漢陽大学に2名、西カトリック大学に3名の合計29名（合計227名）であった。

在外研究員は予算規定人数を満たしているが、派遣研究員の該当者は無かった。一方、本学部に受け入れた外国人招聘研究者はフィリッピン工科大学教授の1名（全学10名）で、講演が持たれた。また、外国人研究員としてミャンマーから2名を受け入れた。

【点検・評価】

本学部では、派遣留学生や認定留学生は皆無に等しく、一方、私費留学生は全体の約12%、海外語学セミナーに参加した学生数は13%と控えめである。文理総合を標榜する本学部にあっては低調と言わざるを得ない。これは実習の多いカリキュラムに起因するとの分析（前回の報告書）もあるが、休暇中に実施される短期の語学セミナーも低調であることを考慮すると、独りカリキュラムにのみに転嫁することは難しい。根底には語学力の不足や費用の手当て等、もろもろの要因が考えられる。国際交流の拡大、すなわち「国際化」の度合いは必ずしも派遣留学生の数や外国人留学生の受け入れの数によって示されるわけではないが、これを一つの指標として判断すれば、本学としての国際的な教育研究交流の体制が着々と進んでいるものの、学部生レベルでの国際交流の現状は、それに相応しいとは言い難い。本学の教育理念との整合性を学部とし

て再検討することも必要と思われる。

受験生向けのパンフレットに派遣留学制度を紹介する等の広報活動に努め、学生に対しては入学後のできるだけ早い時期に留学のガイダンスを行い、希望する学生には具体的な準備を始めるよう指導する必要がある。

教員が在外研究等で得た人的交流から外国人研究者を招聘し、講演や特別講義として在外研究の成果を学生にも還元し、教育研究の国際化が図られているが、それは個々の教員の自主的努力に依存している。この種の試みをさらに拡大していくために学部として、積極的に取り組むことが望まれる。

4　学生の受け入れ

1994 年の創設以来、情報ジェネラリストの育成という理念に沿って多角的な学生を受け入れることを目標としている。そのために以下のような種々の選抜方式をとっている。人数枠や選抜基準を多角的に設定することによりさまざまな学生を公正に受け入れている。

(1) 入学者の受け入れ方針

【現状の説明】

多数の編・転入生の受け入れ、帰国生徒の受け入れなど、多角的な学生の受け入れを特徴の一つとしてきた。現在、一般入学試験のほかに、大学入試センター試験利用入試、指定校制推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入試、スポーツ・フロンティア（SF）入試、関西大学第一高等学校卒業見込者入試、外国人学部留学生入試、帰国生徒入試、社会人入試、編・転入試、高大接続パイロット校からの推薦入学を行っている。

学部の理念である「情報ジェネラリスト」の育成を目指して、一般入試科目では、専門性に偏らない基本的な英語・国語・数学の 3 科目から 2 科目を選択して受験させている。2005 年度からは更に多様性を重視し、後期 B 日程において 3 教科型と 2 教科型の入学試験を実施している。

さらに従来の文系・理系という枠にとらわれることなく、政治・経済・社会・文化などのさまざまな領域を「情報」という視点から総合的に探求するという学部の目的に沿って、上述のとおり多岐にわたる入学者選抜方法をとっており、それは募集定員にも反映されている。一般入試と推薦入学・高大接続パイロット校推薦入学・AO 入試・SF 入試・一高卒業見込者入試・大学入試センター試験利用入試で 400 名、留学生・帰国生徒・社会人入試で 30 名、編・転入試が 60 名である。

【点検・評価】

少子化の中、入学者の質を確保するためには受験者数とその質の確保が不可欠であり、そのためにも引き続き、入学試験の多様化に取り組むとともに、奨学金制度をはじめとする学習支援の充実が必要である。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

ア　一般入学試験

学力の優れた生徒を入学させるための試験で、試験科目は英語・国語・数学の 3 科目から 2 科目を選択する方式である。2 月の初旬に募集定員約 300 名の A 日程・S 日程・S_2 日程の入学試験が、3 月初旬に募集定員約 50 名の後期 B 日程の入学試験が行われ、本学部に強く入学を希望する学生に複数回の受験機会を提供

している。

選択した試験科目の配点は各科目 200 点であるが、合否判定に際しては、中央値方式をとっている。中央値方式では、各科目の得点に対して序列の中央の者が 100 点となるように変換を施す。中央値方式を使うことによって、選択した科目による難易度の不公平を避けるように配慮している。

2005 年度入試以来、後期 B 日程に従来の外国語、数学の 2 教科型に加えて、受験の機会を増やす目的で、3 教科型の方式を実施している。3 教科型では外国語、国語の 2 教科に加えて、もう 1 教科を世界史 B、日本史 B、地理 B、政治・経済、数学の中から選択することができる。

表Ⅱ-情-3　一般入学試験実績

年　度	日程別内訳	志願者	合格者	入学者
2006	A	2,858	522	144
	S	1,714	299	115
	B	801	99	68
	計	5,373	920	327
2007	A	2,090	406	158
	S	1,390	271	105
	S_2	783	134	50
	B	919	69	40
	計	5,182	880	353

イ　大学入試センター試験を利用する入学試験

大学入試センター試験を利用する入学試験である。2004 年度入試より取り入れている。募集定員は、2005 年度より前期 30 名、中期 20 名に変更を行った。

表Ⅱ-情-4　大学入試センター試験を利用する入学試験実績

年　度	志願者	合格者	入学者
2006	1,444	277	34
2007	1,555	292	21

ウ　指定校制推薦入学

指定校制推薦入学は、本学部での勉学を強く希望し、かつ所属する高校の学校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を入学させることで学生の質を維持向上させることを狙っている。入学実績と合格実績、推薦入学者の入学後の成績を基準に、指定校の見直しを毎年行っている。数年連続で推薦入学者を出すなど一定以上の実績を残している指定校に対しては、募集を 2 名にするなどの措置を講じている。

出願資格は、本学部指定の学科を卒業見込みであり、本学部での勉学を特に希望し、第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 4.0 以上で、学校長の推薦がある生徒である。選考は本学部の専任教員 2 名 1 組で出願書類をもとに面接を行い、それぞれに行った評価を総合し、教授会で最終的に合否を判定している。

表Ⅱ-情-5　指定校推薦入学実績

年　度	指定校数	依頼人数	志願者数	合格者数	入学者数
2006	197	217	139	139	139
2007	195	213	130	130	130

エ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

AO 入学試験は、受験生の能力や個性を多角的に評価する入学試験として 2000 年度から導入された。出願資格は、第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 3.8 以上と一定の学力を持った上で、広く社会に評価される活動をしている生徒である。選考は 2 段階で行われる。第一次選考では志望理由書を中心とした書類選考を行っている。第二次選考は本学部の専任教員 3 名による 20 分程度の面接を行い、成績・活動実

績・面接について各面接委員の評価を総合し、序列化したデータを元に、教授会で最終合格者が決定する。

表Ⅱ-情-6　AO 入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006	50	8	8
2007	42	10	9

オ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力をもつ高校生を対象として、2003 年度から導入された。この入試によって、学業とスポーツの両立を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成を目指している。出願資格は、入学後も本学体育会クラブでのスポーツ活動を継続する意志を持ち、かつ高等学校等における第 3 学年 1 学期末までの全科目の評定平均値が 3.4 以上で、さらにスポーツにおいて全国的な大会で優れた成績を、または都道府県でトップクラスの成績を収めている生徒である。選考は 2 段階で行われる。第一次選考は競技成績に基づいた書類選考であり、第二次選考は小論文と面接が行われる。小論文・面接の評価を総合し、教授会で最終合格者が決定する。

表Ⅱ-情-7　SF 入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006	13	8	7
2007	13	7	7

カ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

高校時代から関西大学に入学することを前提に勉強をし、本学への帰属意識も高い学生を入学させるために行っている。2004 年度からは外部テストを利用し、高校の内申書の得点と高校で行われた学力試験の得点を外部テストの得点と同じウェートで加え、在学中の状況（欠席及び遅刻回数）を参考にその合計得点の序列によって合否判定を行っている。

表Ⅱ-情-8　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006	21	19	19
2007	12	11	11

キ　社会人入学試験

旺盛な学習意欲をもつ社会人に対して社会人入学試験を行っている。定員は約 5 名である。試験は英語・数学から 1 科目選択（100 点）、小論文（100 点）及び面接で行われ、教授会で最終的に合否判定を行っている。

表Ⅱ-情-9　社会人入学試験実績

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006	1	1	1
2007	2	2	1

ク　外国人学部留学生入学試験

大学の理念である国際化の方針に従い、多様なバックグラウンドを持つ学生を受け入れるために行っている。外国の学年歴に対応できるように、春学期入学と秋学期入学の入試を実施している。定員は春学期約 5 名、秋学期約 5 名である。日本語（150 点）、英語または数学から 1 科目選択（100 点）の筆記試験と、面接での評価を加味して合否判定を行っている。

表Ⅱ-情-10　外国人学部留学生入学試験

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2006 年度春学期	9	2	2
2006 年度秋学期	5	3	3
2007 年度春学期	9	3	2
2007 年度秋学期	7	2	2

表Ⅱ-情-11　私費留学生数

区分	韓国	中国	台湾	ミャンマー	カナダ	米国	計
1 年次生	0	3	1	0	0	1	5
2 年次生	0	4	0	1	1	0	6
3 年次生	0	12	0	0	0	0	12
4 年次生	1	11	1	0	0	0	13
計	1	30	2	1	1	1	36

ケ　帰国生徒入学試験

外国の学年暦を考慮して春学期入学と秋学期入学の両方を可能にしている。定員は春学期約 5 名、秋学期約 5 名である。創設時から実施している筆記試験方式は、英語または数学から 1 科目選択（100 点）、日本語作文（100 点）及び面接の評価により合否判定を行っている。それに加え、1999 年度秋から、指定基準を満たした海外での統一試験のスコアなどの出願書類をもとに行う書類選考方式も導入していたが、志願者が少ないこと、米国以外の方式では判定が難しいこと、帰国生徒の定員を減らしたことにより、2006 年度には廃止した。日本の高校に通う帰国生徒に対する推薦指定校入試制度もある。

表Ⅱ-情-12　帰国生徒入学試験

年　度	種別	志願者数	合格者数	入学者数
2006 年度春学期	推薦	2	2	2
	筆記	7	2	0
	計	9	4	2
2006 年度秋学期	筆記	1	0	0
2007 年度春学期	推薦	3	3	3
	筆記	13	7	4
	計	16	10	7
2007 年度秋学期	筆記	1	0	0

コ　編・転入学試験

短期大学や高等専門学校に入学後、より高度な教育を受けたいと考える人たちや、大学入学後や卒業後に新たな学問分野に興味をもつ人たちの要望に応え、2 年次編・転入学試験を実施している。本学部ではこの制度を特に重視し、60 名という定員枠を設け、7 月と 11 月の 2 度試験を実施している。試験科目は英語または数学から 1 科目選択（100 点）と、小論文（100 点）を実施している。また、指定校を対象にした推薦入学制度も実施している。

表Ⅱ-情-13　編・転入学試験

年　度	種　別	志願者数	合格者数	入学者数
2006	推　薦	34	34	34
	7 月募集	38	15	14
	11 月募集	27	5	3
	計	99	54	51
2007	推　薦	31	31	30
	7 月募集	25	12	8
	11 月募集	18	9	8
	計	74	52	46

サ　高大接続パイロット校推薦入学

2007 年度より高大接続パイロット校からの推薦入学制度が開始された。選抜方法は指定校制推薦入学制度に準じ、教授会で最終的に合否を判定している。

表Ⅱ-情-14　高大接続パイロット校推薦入学

年　度	志願者数	合格者数	入学者数
2007	9	9	9

【点検・評価】

ア　一般入学試験

入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で、中央値方式を採用することにより、十分な配慮を行っている。優秀な学生をできる限り確保する目的で、2001 年度から入学試験成績上位合格者に対して奨学金を給付する制度を始めた。

イ　大学入試センター試験利用入学試験

科目の取り方による合否割合に大きな変動が出ないようにすることにより、入学試験での選択科目による公正性・公平性という面で十分な配慮がなされていると考えられる。合格者のうち実際に入学する者の割合が少なく、その変動が大きく予測が難しい。今後、この制度により入学した学生の入学後の活躍を見ながら、選抜制度を整えていく必要がある。継続的に学生の動向を調べ、より良い制度としたい。

ウ　指定校制推薦入学

高校との信頼関係の下での制度であるため、全般にまじめで意欲的な学生を確保できており、実際に入学後の学生の成績は良好である。問題点は近年、推薦辞退校が増加している点である。また、高校間に学力格差や内申成績評価基準の相違があるにもかかわらず、同一の評定平均値によって被推薦資格を決めているという問題もある。前年の指定校を元に、一定の年限辞退が続いた高校や入学後の成績不良の在学生が多い高校に対しては推薦枠を取り消し、一方で、毎年推薦のある高校に対しては推薦人数枠を複数に広げている。また、一般入試の入学実績から新たな推薦指定校を開拓している。2007 年度の入学者は前年度に比べて 9 名減っているが、新たに高大接続パイロット校制度を導入したので、入学者数の変動は生じていない。

エ　AO 入学試験

基礎学力のほかに、広く社会に評価される活動実績を評価する。学習意欲の高く、積極的な学生をとれるという長所がある。ただし志願者の増減に伴い常に見直しをすることが必要である。

オ　SF 入学試験

基礎学力のほかに、スポーツ実績を評価する。学業とスポーツの両面を通じて、個性豊かで活力あふれる人材の育成をめざす。選考時の問題としては、さまざまなスポーツ種目の種々ある競技結果から、スポーツ実績としての評価をどう割り出すかという点がある。また、入学後の問題点に、学生のスポーツ活動と学業との両立の難しさがある。特に、千里山キャンパスの体育会（スポーツ部）に所属する場合、高槻キャンパスからのキャンパス間移動に伴う時間や交通費も無視できない。今後、この制度により入学した学生の入学後の活躍と学業成績を見ながら、選抜制度を整えていく必要がある。

カ　一高卒見者入学試験

本学の校風に早くからなじみ、帰属意識も高いという点では狙いを達成していると評価できる。高校では理系・文系で指導を分けているため、文理総合型を謳う本学部としては、人数配分、評価基準が難しいとこ

ろがあるという問題もある。一高との高大連携会議を常設化し、高校における勉学への取組を強化するよう働きかけている。そのため将来は制度が大きく変わる可能性が高い。

キ　社会人入学試験

2006 年度、2007 年度に 1 名ずつの入学があった。社会人として仕事をした経験のある学生が入学することは、本人ばかりでなく一般の学生にもよい影響を与えている。実際、意欲的に勉強に取り組んだ卒業生も輩出している。反面、入学試験の結果を見ると受験生の中には学習意欲はあっても学力が伴わない場合や、学部で学べることを誤解している場合もある。また、社会人の入学志願者が年々減少していることから合格者及び入学者も減少傾向にある。

ク　留学生入学試験

いろいろな学生が入学することは、本人ばかりでなく一般日本人学生に対してもよい刺激になる。入学前の教育については成績証明書を基に面接において確認している。問題点としては、留学生の入学者の少なさがあげられる。世界各地からより多くの留学生が集まることが多様性の面で望ましい。留学希望者の少なさに関する改善策は、私費留学生に対する奨学金貸与のあり方などが考えられるが、これは全学的な問題であり、国際交流主事会での検討課題であると考えられる。

ケ　帰国生徒入学試験

外国で育った学生を入学させることは本人ばかりでなく周囲の学生にもよい刺激を与えることができる。問題点としては、ここ数年、受験生が年々減少し、入学者が少ないことである。その理由として、他学部や他大学においても、帰国生徒を受け入れるところが増えるなど、競合することが一因として考えられる。

コ　編・転入学試験

大学卒業後の進路変更ないし、入学後の関心の変化など、多様なニーズに応えるための制度として機能していると考えられる。しかしながら、短大、高専が減少していること、また、卒業までに 3 年が必要となることなどが起因して、志願者が減少している。そこで、2005 年度の入学試験より入学定員を 100 名から 60 名に変更した。今後も志願者動向の調査、分析が必要である。

サ　高大接続パイロット校推薦入学

高大接続パイロット校からの推薦入学制度は開始されたばかりだが、今後も高校との連携の一環として続ける必要がある。

(3) 入学者選抜の仕組みと検証

【現状の説明】

本学部では、入学試験情報及び学部広報に関して毎年、学部紹介のパンフレットを作成し、全国の高校、予備校に送付している。内容はカリキュラム、教員紹介、就職情報や入学試験情報などである。入学試験や学部に関する広報・相談もさまざまな機会に行っている。5 月下旬に開かれる「高槻キャンパス祭」では入試相談も実施している。また、8 月上旬及び 11 月下旬にはオープンキャンパスを高槻キャンパスで入試センターと共同で実施し、学部の教員と職員による各種相談コーナーやミニ講義、体験コーナーなどを企画、実施している。さらに、千里山キャンパスで 6 月中旬に行われるグリーンキャンパス、7 月終盤の 2 日間と 8 月後半に行われるサマーキャンパス、及び 9 月下旬と 11 月下旬に行われるオータムキャンパス、3 月下旬

に行われるフレッシュキャンパスにも本学部の教員と職員が出席し、学部の説明を行ったり受験生の相談に応じたりしている。その他、高等学校での模擬講義など高大連携事業にも学部として参加し、学部教育について広く広報活動を行っている。

入学試験は、スケジュールや問題作成、監督割り当てなど、原則として全学的な試験体制に従って行われている。学部執行部の一員として入試主任がおり、その教員が同時に入試センター主事を兼ねているため、全学的な入試方針を誤解なく学部に伝えるとともに、学部の意向を全学的な場で反映させることができている。

選抜基準に関しては、その透明性が確保されている。つまり、一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは問題の難易度による不公平がないように素点に統計処理を行ったうえで判定に用いている。これは、関西大学第一高等学校卒見者入学試験における外部テストの得点と内申書得点にも施され、総得点を序列化して合否を判定している。いずれの入学試験の場合も最終合否判定は教授会で行われ、すべての筆記試験の得点や面接評価ほかの判定資料を明らかにしたうえでの説明があり、審議を経たのち決定する。

また、異なる入学試験で入学してきた学生の入学後の成績の追跡調査も、毎年実施しており、入学試験の検討材料となっている。入学試験制度は学部入試委員会で検討されてのち、教授会で審議・決定している。

【点検・評価】

受験生に対する入学試験情報及び学部広報、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても十分な配慮がなされており、とくに問題となる点はない。

各種入学試験の入学後の成績分布は入試のねらいとその達成度を見る一つの方法であり、結果はそれがおおむね達成されていることを示している。しかし、入試区分によっては、成績のみでその存在意義を評価することは難しい。

(4) 科目等履修生

【現状の説明】

科目等履修生は、本学の規程に基づき、教授会での審議で妥当と認められる者を受け入れている。2007年度実績を見ると、受講理由は資格取得と自己研修があり、年齢は20代と40代に分布するが、傾向を論ずるにはあまりに人数が少なく、年度による変動も大きい。

表Ⅱ-情-15　科目等履修生・聴講生の分布

性別		年齢						学歴			職業			受講目的			
男性	女性	10代	20代	30代	40代	50代	60代以上	院卒	大学卒	その他	有職	主婦	無職	資格取得	自己研修	業務上要	その他
2	1		1		2				2	1	2		1	1	2		

【点検・評価】

この制度の意義が生かされていると判断でき、特に問題点は見当たらない。

(5) 定員管理

【現状の説明】

2007年度の本学部の収容定員（1,870名）に対する在籍学生数（2,410名）の割合（収容定員超過率）は

学部全体で 1.28 倍であるが、授業運営や学生相談等に著しく支障をきたすほどの問題はない。また、超過率が高い要因として、海外留学等の事由による修業年限の超過や卒業時の学生の質を確保するための厳格な成績評価によるものと考えられる。

表Ⅱ-情-16　入学定員超過率

年度	2007	2006	2005	2004
入学定員	430	430	430	400
入学者数	550	542	559	548
定員超過率	1.27	1.26	1.30	1.37

【点検・評価】

2004 年度入学試験では入学定員超過率が高かったため、2005 年度入学定員の見直しを断行した。それまで定員を充足していなかった 2 年次編転入試の定員を 100 名から 60 名に 40 名減少し、入学定員を 400 名から 430 名とした。2005 年度入学試験の結果は超過率 1.30 倍であったが、2006 年度には 1.26 倍となった。さらに、2007 年度には合格者の絞込みを行ったが、入学定着率が高かったために超過率は 1.27 倍と予想より高くなってしまった。今後は、受験者数の減少に伴った合格者層のレベル低下が若干懸念させるが、教育の資質を低下させることなく、また適正な定員管理ができるように引き続き努力する必要がある。

(6) 退学者

【現状の説明】

2006 年度には 59 名の退学者・除籍者がおり、2004 年度の 45 名、2005 年度の 47 名と比べて幾分増加している。退学の事由は「一身上の都合」が多いため、詳細は不明である。退学及び除籍といった学籍異動についてはすべて教授会での承認事項である。

【点検・評価】

2005 年度の 47 名に対して 2006 年度に 59 名と増えているのは、一時的な揺らぎか、実際に年を追って増加していることを示すのか、見極めがまだ難しい。また、退学理由で「一身上の都合」に次いで多いのが「他大学」となっている。学部の内容を充分に把握しきれずに受験し、入学した学生が多いためとも考えられる。オープンキャンパスを中心に学部ホームページ等により学部情報の発信に心掛けてはいるが、更なる努力が必要である。また、経済的な理由による退学を減らすためには、奨学金や短期貸付制度の充実を期待したい。

5　教員組織

本学部は、千里山キャンパスとは別の高槻キャンパスに設置された学部である。本学で守られてきた伝統と、新しい発想に基づいて創設された新しい学部という方針とをバランスよく保ちながら、学部の理念・目的・教育目標を達成する上で適切な教員組織を整備することに努めている。

(1) 教員組織

【現状の説明】

学部教育を担っている専任教員（教員定員 51 名）は、2007 年 5 月現在、50 名（現在募集中)、他学部専

任教員（兼担教員）24 名、非常勤講師（兼任教員）106 名で構成されている。本学部の場合、大学設置基準で定める必要専任教員数は 34 名であるが、それを上回る専任教員が所属している。なお、2007 年 5 月現在における専任教員 1 人当たりの学生数は 48.2 名である。

2007 年 5 月現在、専任教員の職位別構成は、教授 40 名、准教授 10 名となっている。また、男女別比率は、男性教員 92.0%（46 名）、女性教員 8.0%（4 名）である。職位別に男女比をみてみると、教授では男性が 97.5%（39 名）、女性が 2.5%（1 名）であり、准教授では男性が 70.0%（7 名）、女性が 30.0%（3 名）である。

平均授業担当時間数は、教授 12.8 時間、准教授 10.6 時間となっている。本学専任教員の授業担当時間数は、教授 8 時間、准教授及び専任講師が 6 時間である。なお、本学部では、職位別の授業担当時間数を勘案しつつ、専任教員間での授業担当時間数に大きな差異が出来るだけ生じないように、教務委員会において次年度の授業担当者の決定と関連させながら専任教員の授業担当時間数の調整を行っている。

次に、担当科目数からみた専任教員と兼任教員の比率について比較すると、2007 年度春学期は専任教員 48.4%、兼任教員 51.6%であり、秋学期は専任教員 49.3%、兼任教員 50.7%である。このように、本学部で開講されている授業科目全体では、専任教員の比率は 50%を少し下回るが、専門科目（基幹科目、関連・応用科目、実習科目、演習科目）だけの専任教員と兼任教員とを比較すると、春学期が専任教員 77.3%、兼任教員 22.7%、秋学期が専任教員 78.1%、兼任教員 21.9%であり、専任教員の比率が非常に高くなる。しかも、専門科目のうち必修科目については全て専任教員が担当している。逆に、外国語科目では専任教員の比率が極端に低いが、これは、留学生向けの外国語科目である「日本語」についてのみ専任教員が担当し、それ以外の外国語科目は、大学全体の外国語教育を外国語教育研究機構が担当している。

2007 年現在における本学部の専任教員の年齢構成は、66 歳～70 歳が 2 名、61 歳～65 歳が 6 名、56 歳～60 歳が 11 名、51 歳～55 歳が 8 名、46 歳～50 歳が 11 名、41 歳～45 歳が 5 名、36 歳～40 歳が 4 名、31 歳～35 歳が 3 名となっている。本学の職員任免規則では、専任教員の定年は 65 歳と定められているが、授業上必要がある者については定年を 5 ヵ年に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに延長を行うことができるため、定年延長の手続きが 5 回行われた場合には、70 歳の教員が存在する。

本学部の専任教員の勤続年数は、2007 年 5 月の時点で、勤続 31 年以上が 5 名、21 年～30 年が 2 名、11 年～20 年が 30 名、10 年以下が 13 名である。1994 年創設の比較的新しい学部であり、他学部から移籍してきた 7 名の専任教員以外は、創設時及びそれ以降に本学以外から新規に採用された専任教員であるため、勤続年数が比較的短い専任教員が多い。

教育課程の編成に関する教員間の連絡調整については、学部内に将来構想委員会と教務委員会と実習担当者会議を設け、会議の開催や電子メールによる意見交換などを行っている。中長期的に検討を要する事項に関しては、将来構想委員会で議論している。集中的にまとめる必要があるケースでは、教授会での承認を得ながら将来構想委員会内にワーキンググループを設けて問題解決にあたる場合もある。定常的な教育課程に関する連絡調整に関しては、教務委員会で議論を行っている。将来構想委員会と教授会で検討し立案された教育課程の編成に関する計画については、教務委員会で具体化を図り実施している。また、本学部の教育課程の特徴の一つは多種多様な実習教育の実施であるが、この実習教育に関しては実習担当者会議を設け、実習内容や実習環境について議論を行っている。

【点検・評価】

本学部は、文理にまたがる総合的知識の伝授と技術的な知識を含めた情報リテラシー教育を行うことを教育目標としているが、その目標達成を支障なく進めるために、大学設置基準で必要とされる専任教員数 34 名の 1.5 倍を超える 50 名（教員定員は 51 名、うち 1 名については現在公募中）の専任教員が学部の教育研究に従事している。しかも、情報をキーワードとした文理総合型の学部という特性から、学問領域が多岐にわたる授業科目が必要であるため、この教育を担う専任教員の専門分野も多種多様な学問領域・分野となっている。

また、大学だけで教育研究生活を過ごしてきた学究的な専任教員だけではなく、民間企業等の社会人出身の専任教員も多い。社会人出身の専任教員が多いことは、本学部のターゲットである情報化社会のさまざまな動きや多面的な考え方を学生に伝える上で、より良い教育効果を生み出していると判断することができる。

専任教員に占める女性教員の割合は 8.0%と多くはない。現在、情報やコンピュータに関連する業界での女性の進出は著しいものがあり、女性の占める割合も増加しているが、こうした状況を考慮しつつ、女性教員の増加を視野に入れた採用人事を今後とも進める努力が必要であろう。なお、平成 14 年以降の専任教員採用人事において、本学部の教育研究にふさわしい優れた人物として採用された専任教員の中に、3 名の女性教員が含まれていたことは特筆できる。

高槻キャンパスにある唯一の学部であるため、千里山キャンパスの他学部等の兼担教員や外部の兼任教員の協力を仰ぎつつも、できるだけ本学部の専任教員で授業科目を担当することが必要とされている。そして、このことは、専門科目の約 80%の授業科目を本学部の専任教員が担当しているという事実によく反映されている。外国語科目については大学全体の外国語教育を統括する外国語教育研究機構が担当している。それ以外の基礎科目や専門科目については、専任教員では十分に対応できない少数の科目についてのみを兼担教員や兼任教員が担当し、大部分の科目を専任教員が担当している。このことは、学部の理念・目的・教育目標等の達成に向けて責任をもった適切な教員組織が整備されていることの現れであると判断できる。教員組織における専任教員と兼任教員の比率、及び基礎科目や専門科目における専任教員の配置状況は妥当なものであると考えられるので、今後もこれらがあまり変化しない教員組織体制の整備に努める予定である。

専任教員の年齢構成は、60 歳代 8 名、50 歳代 19 名、40 歳代 16 名、30 歳代 7 名という構成であり、学部の教育研究の中核を担う 50 歳代・40 歳代の中堅層が多いバランスのよい年齢構成をとった専任教員組織になっていると判断できる。しかしながら、本学部の教育のキーワードである「情報」に関連する技術動向や社会動向は変化が激しいので、それらの最新の動向に迅速に対応し的確に把握していくには 30 歳前後の若手教員の必要性も大きく、今後の採用人事で考慮すべき問題であろう。

教育課程の編成に関する教員間の連絡調整については、現在の将来構想委員会と教務委員会、及び実習担当者会議という運営体制で適切に機能していると判断できる。これら委員会等のメンバー構成が固定化しないように、しばしばメンバーの入れ替えを行っているが、このことによって全ての専任教員が教育課程の編成に関心をもつ状況を作り出している。今後とも、教育課程の編成に関する教員間の連絡調整が、適切に機能するよう運営体制を作る必要がある。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

本学部生は、1 年次から 3 年以上にわたって 8 科目以上の実習科目を履修する。実習科目は 1 クラスあたり 45 名程度のクラス編成を行うが、実習をより効果的に実施するために、担当教員だけでなく複数のアシスタントが実習クラスに入っている。アシスタントとして、TA（Teaching Assistant）と SA（Student Assistant）という 2 種類の教育支援・補助者がいる。TA には、本学及び他大学の情報処理能力に特に長けた大学院生を採用しており、実習科目の授業支援・補助を行っている。また、授業の支援・補助を直接行うのではなく、実習棟にある数百台のコンピュータなどの情報処理機器の運用管理支援・補助を行うコンサルタント TA も存在する。SA は、既にその実習科目を履修したことのある学生が自分の実習経験を活かして補助を勤めている。また、コンサルタント TA 及び業者 SE は実習準備室に常駐しており、スタジオ棟のシステム管理や学生の個人認証データ管理、学生の情報処理機器操作の相談に応じている。2007 年度の実習教育支援・補助者の人数は、春学期では TA が 58 名、SA が 63 名であり、秋学期では TA が 48 名、SA が 45 名である。

複数の教員が担当する実習科目に関しては、担当教員の間でメーリングリストを開設し、常日頃から実習授業に関する情報交換に努めている。また、教員と教育支援職員（事務職員及び TA・SA）との間の連絡及び情報交換についても、当事者間での電子メール交換やメーリングリスト開設など連絡体制の整備が行われている。とくに、実習担当教員と TA・SA との間では電子メールを用いて実習に関する情報交換に努めている。また、TA に対しては担当実習科目の開始時間の 1 時間前に出勤し、事前準備にあたる勤務体制をとっている。

なお、TA は担当の実習時間を欠勤する場合には、TA 用メーリングリストを利用して代行者を手配している。このメーリングリストには TA の指導・監督担当の専任教員が管理者として参加し、勤務管理を行っている。情報処理機器の運用管理支援・補助を担当するコンサルタント TA は、担当日の業務執行状況を運用管理用メーリングリストに報告し、翌日以降の TA と業務の引継ぎを正確に遂行している。このメーリングリストの管理は、情報処理機器の運用管理に責任をもつ専任教員が担当し、日々の業務に対するアドバイスや指示を行っている。

【点検・評価】

教育支援・補助者としての TA と SA の存在は、実習科目の実習教育効果の向上に十分に役立っている。さらに、情報処理機器の運用管理支援・補助を行っているコンサルタント TA は、よりよい実習環境の維持にとって重要な役割を演じており、欠かせない存在となっている。教員と教育支援者である TA とは、授業時の直接的なコミュニケーションはもとより、電子メールやメーリングリストを活用することによって、実習内容や情報処理機器の運用管理等の情報交換を常に行い、適切な連携・協力関係が築かれていると判断できる。また、SA として実習補助を担当することは、修得済みの実習科目の必要な情報処理技術を後輩たちに指導することで反復学習することができ、その教育効果は非常に大きいと思われる。

このように、TA 及び SA というアシスタント制度は、実習科目における教育支援・補助という目的を十分に果たしていると判断できる。今後もこの制度を継続していく予定である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

ア　教員の募集と任免

教員の募集については、「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて行われている。

教授の募集については、博士の学位（外国での相当する学位を含む）を有して大学教育に関する経験か職見を有すること、著書や論文などで博士の学位に準ずる教育研究業績があると認められ大学教育に関する経験か職見を有すること、本学で一定期間以上の准教授経歴があり著書などによって教育研究業績が顕著であることなどを基準としている。

准教授の募集については、教授となることができること、他大学で准教授の経歴があること、本学において一定期間以上の専任講師の経歴があり教育研究上の業績があると認められること、修士の学位を有して研究所などで担当する授業科目に関連する業務に一定期間以上従事した経歴があり研究上の業績が顕著であることなどを基準としている。

専任講師の募集については、教授または准教授となることができること、本学において一定期間の助手の経歴があり、教育研究上の能力があることなどを基準としている。

以上の諸規則に基づいて、欠員補充が必要になった場合あるいは新規採用枠が生じた場合の教員募集は、学部長を委員長とする人事委員会を中心にして、以下のように行われる。①教授会において担当科目、年齢、研究領域などの募集条件を確認する。②人事委員会で教員募集に関する 3 名以上の選考委員を選任し、教授会に諮る。なお、選考委員は、募集条件の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の領域の教員から構成され

る。また、人事委員会で教員募集を公募にするか推薦にするかを検討し、教授会での承認を得る。原則として、若手の教員を採用する場合は公募を行い、教授を採用する場合は推薦を行うことにしているが、この点についても教授会で決定する。教員の公募では、全国の大学や研究機関に募集要項を送り、候補者を広く募集している。③教員募集の条件への適合性の観点から、候補者の学歴、研究業績、教育経歴などに関して選考委員の間で詳細に検討する。複数の候補者がいる場合には面談などの措置も含めて選考委員が候補者を絞り込み、人事委員会で議論の後、審査委員会に切り替える。④審査委員は、絞り込んだ候補者について面談などを踏まえて審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。教授会では、審査委員から審査報告書に基づいた詳細な報告を受け、議論の後、投票によって任用の可否を決定する。任用が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

教員の任免に関しては、全学的な規則である「職員任免規則（就）」に基づいて行われている。この規則は、休職、解任、停年に関してその事由となる事象をあげ、またそれぞれ期間なども明確に定めている。

イ　教員の昇格

教員の昇格に関しては、教員募集の場合と同様に「関西大学教育職員選考規程（就）」に基づいて行われている。さらに、教員の昇格に関して学部独自に定めた「昇任人事に関する申し合わせ」によって、詳細を補充している。

この「申し合わせ」では、専任教員の昇格に関する審査において、研究業績、教育業績、大学行政及び学部行政への貢献、社会への貢献という五つの面から総合的に検討される。教授、准教授、専任講師への昇格については、上記の教員の募集での基準の他に、例えば研究業績では、選考時点から遡ってそれぞれ一定期間に専門領域に関する著書や論文が一定数以上あることが求められている。

これらの諸規則に基づいて、昇格が可能な教員がいる場合には、人事委員会を中心にして、教員の昇格に関する手続きが次のとおり行われる。(1)昇格が可能な教員に対して、学部長が昇格についての本人の意志を確認し、審査に必要な資料の提出を求め、教授会において昇格人事を開始することを報告する。(2)人事委員会では専任教員の昇格を審査する3名以上の審査委員を選定して審査委員会を結成し、教授会に諮る。この審査委員には昇格対象教員の研究領域に近い複数の教員とそれ以外の教員が選ばれる。昇格対象教員の学歴、研究業績、教育経歴などに関して審査委員会で詳細に検討される。(3)審査委員会は審査報告書を作成し、人事委員会に諮ったうえで教授会に諮る。(4)教授会では、人事委員長及び審査委員会から審査を受け、議論の後、投票によって昇格の可否を決定する。昇格が決定すると、学部長がその旨を学長に内申する。

なお、専任教員の定年延長についても、昇格に関する手続きに準じて所作している。

【点検・評価】

教員の募集・任免、昇格に関する基準・手続きについては、これらに関連する全学的な諸規程やそれらを補足する学部独自に定めた「申し合わせ」などにより明確化され、その運用も適切に行われており、問題はないと考える。例えば、最近の教員募集においては、優秀な若手研究者を任用するために公募制を積極的に取り入れ、全国の大学や研究機関に募集要項を送って候補者を広く求め、結果として公募制で数名の若手教員が任用されている、このことから、教員公募の運用は適切に行われていると判断できる。今後とも、教員の募集・任用、昇格に関する基準・手続きに従い、学部の特長を生かした教員組織体制づくりを継続して行う方針である。

6　研究活動と研究環境

本学部は、「文理総合型」の教育カリキュラムとなっており、教員スタッフの研究分野も多岐にわたる。

人文・社会科学及び理工系諸科学を専攻する教員の研究活動や到達目標を統一的に規定することは難しい。仮に、学部の研究活動の枠組みを分類するなら、【A タイプ】公刊による著作出版を中心とした研究活動、【B タイプ】他分野横断的な複数の学会もしくは国際学会の活動（大会発表や学会誌掲載、学会運営や査読審査）を中心にした研究活動、【C タイプ】理学分野にみられる国際的に高名な学会での発表並びに論文誌掲載による研究活動、【D タイプ】工学分野にみられるように、学内外の共同研究による学会誌掲載を中心にした研究活動、【E タイプ】学会役員などで専門分野の発展に貢献し、当該学問分野において指導的役割を担う研究活動などがある。著作出版に関しては、公刊の書籍（単著書、編著書、共著書、共同執筆、翻訳書、辞書）及び、専門分野における学会編纂の啓蒙図書（教科書、ガイドブック、資料集）や講演・評論も研究活動として認められる。また、国・省庁や公的機関の審議・審査の委嘱並びに調査報告等の活動は、各分野における学問上の専門性や信頼性が評価されており、学会役員と並び研究活動の一環として認めることができる。

以上の枠組みに収まらない研究活動もみられ、国際学会・会議の大会プログラム（テーマ報告者の選定）、海外との共同研究、政府機関・各自治体の委託調査や審査関連の専門委員、もしくは国際機関での共同調査、文部科学省科学研究費以外にも民間研究助成による調査研究など多岐にわたる。「総合系」の学部ゆえ、教員スタッフの研究活動とその成果は多種多様である。特記できるのは、学部での科研費獲得率は 50%、学部スタッフの研究費の 40%が外部資金によって構成され、総合系の単独学部としては、高い外部資金獲得の比率を維持している。外部研究資金の獲得率は、一方で対外的に認知された社会的評価を表し、今後の継続を目標とすることができる。研究環境に関しては、外部資金の導入により海外との国際的な共同研究、他大学や千里山キャンパスとのネットワーキングを介した「知識創造型」の研究環境を整備し、推進していくことが望まれる。

(1) 研究活動

ア　研究活動

【現状の説明】

本学部は、関西大学の教育理念である「学の実化」を体現させながら、社会組織の ICT 革命に対応した「情報学」を教学の基軸におき、「情報ジェネラリスト」の人材育成に寄与してきた。本学部では、人文科学・社会科学・理工学の各分野で研究されてきた「情報」的側面について、文理総合的な視角から伝統的な学問分野を横断的に研究活動している。文理総合の教学カリキュラムの為、教員スタッフもさまざまな研究分野・専攻領域の教員によって構成され、学際的な研究活動を積極的に展開している。

①　論文等研究成果の発表状況

学際的な研究活動の諸成果は、2000～2006 年度分の研究業績を学術論文、著書・国内外学会発表・その他に分類して、表Ⅱ-情-17 に示した。学部・大学院での教育研究成果を発表する『情報研究』が学部紀要（研究機関誌）として年 2 回発行されている。『情報研究』の 2001 年度以降の発行状況を表Ⅱ-情-18 に示した。国内外の学会発表は、2000 年度 45 件、2001 年度 35 件、2002 年度 28 件、2003 年度 36 件、2004 年度 25 件、2005 年度 77 件、2006 年度は 84 件となっている。

表Ⅱ-情-17　研究成果の発表状況

件数	2000 年度	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
学術論文	77	84	82	90	71	81	65
著書	35	22	34	21	16	26	11
国内外学会発表	45	35	28	36	25	77	84
その他	77	71	79	73	51	42	41
合計	234	212	223	220	163	226	201

表Ⅱ-情-18『情報研究』の発行状況

	2001 年度	2002 年度	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
発行回数	2	2	2	2	2	2
延べ執筆者数	21	10	28	16	23	20

② 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

本学部での FD（Faculty Development）は、全学の FD 委員会の活動と連携して、学部の教育内容や教育方法を改善するため、「FD フォーラム」など講演会を開催し、社会に向けて外部発信している。

③ 国内外での学会の活動状況

学会活動の参加状況は、国外 10 名、国内 10 名、学会・シンポジウムの開催状況については、3 件であった。学外機関との交流では、受託研究・共同研究として新規 3 件、継続 3 件、特許等の申請状況は 0 件であった。これら以外にも教育研究成果としては、院生との共同研究の研究発表（状況）は、2006 年度は博士課程前期課程について 42 件、博士課程後期課程 16 件であった。学内研究制度による在外研究は 2 名、外国出張者 18 名となっている。

④ 当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況

2003 年度に採択された私立大学学術研究高度化推進事業の二つの事業「学術フロンティア推進事業」と「オープン・リサーチ・センター整備事業」の研究拠点として、「ネットワーキング研究センター」を高槻キャンパスに建設、また、2005 年度に採択された「社会連携研究推進事業」でも、高槻キャンパスの研究環境が整備され、文部科学省の COE プログラムに申請が可能な研究拠点として充実してきた。なお、産官学連携による共同研究や受託研究の状況は、毎年 4～5 件程度の受託研究の実績がある。

⑤ 研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況

研究活動においては、逐次整備されてきている学内の研究助成体制に加えて、外部からの研究費（文部科学省の科学研究費補助金、及びその他の外部機関からの研究費など）を受給している。2006 年度における文部科学省の科学研究費補助金の採択状況は、基盤研究（A）1 件、基盤研究（B）3 件、基盤研究（C）5 件、若手研究（B）1 件で、延べ件数は 10 件（実件数 9 件）であった。採択率は 50％で、総合情報学部の科研費補助総額は、19,700 千円となっている。学内の研究費補助は、「重点領域研究助成」として「大学の地域社会への貢献」2 件、学術研究助成基金による共同研究 1 件、その他 2 件となっている。

【点検・評価】

本学部では、文部科学省科学研究費補助金、私立大学学術研究高度化推進事業、私立大学などに対する研究装置・設備補助金、各種財団・社団法人からの指定寄付、さらに企業からの指定寄付、受託研究などさまざまな外部資金獲得活動も行っている。研究費の約 40％を政府、民間会社からの科学研究費補助金や指定寄付金、受託研究などから拠出されており、学際的な研究水準が社会的に認知され、支援されていることがわかる。

イ 教育研究組織単位間の研究上の連携

【現状の説明】

教育研究組織単位間の研究上の連携として、設置されている研究所による国際連携がある。文部科学省学術フロンティア推進事業によるシンポジウム、国際会議及びワークショップ、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター、産学連携研究センターによる研究活動、及び「政策グリッド・コンピューティング実験センター」、先端科学技術推進機構の研究グループ（研究代表者）などがある。学部内の共同研究については、「総合情報学研究センター」、「知識ネットワーク基盤センター」を編成している。なお、研究交流について、2006 年度は「外国人招聘研究者」1 名、「外国人研究員」4 名を受け入れている。派遣については該当者がなかった。

①　附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係

教員スタッフは、教育研究組織単位間の研究上の連携について、以下のような文部科学省「私立大学学術研究高度化推進事業」に採択された以下のプロジェクトで共同研究を活発に行っている。

●「学術フロンティア推進事業」・高槻キャンパス拠点

「ソフトコンピューティング班」

「感情ネットワーク班」

「数理計画班」

「認知科学班」

以上の共同研究班が「総合情報学研究センター」に設置されている。

②　大学共同研究機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係

●「オープン・リサーチ・センター整備事業」・高槻キャンパス拠点

「初等・中等教育を中心とする情報教育の高度化プロジェクト」

「高度情報型学習環境と学習モデルの構築プロジェクト」

「情報アーカイブの高度化・効率化と活用実験プロジェクト」

以上の共同研究班が「知識ネットワーク基盤センター」に設置されている。

●「社会連携研究推進事業」

「政策グリッド・コンピューティング実験センター（高槻分室）」

【長所と問題点】

情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、積極的に行われている。科学研究費や学外からの研究費の受給状況を見ても、本学部教員の研究が外部から評価されていることがわかる。本学部の専任教員は2002年度国内5件、2003年度国内2件、2004年度国外1件の学術賞を受賞している。そのほか、学会理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者も多い。

以上の著書・論文等の研究成果は多岐にわたる研究領域のそれぞれにおいて高い評価を受けていると考えられる。そのことは、相当数の教員が学会賞などの受賞経験を有しているほか、国際的な学会のフェローや学会役員に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱されている者が多数にのぼることにも表れている。

研究助成獲得状況からわかるように、活発に研究成果をあげているが、外部研究資金を獲得するにつれて、関係する研究報告書作成を含む業務負担が急増していることが問題としてあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究助成においては、学部レベルでも科学研究費を着実に受給しており、研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。外部資金の導入は私立大学にとって今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られている。学内研究費制度を活用することにより、外部資金の導入を積極的に進めていくことが望まれる。外部資金の獲得に伴って研究報告書の作成業務が急増している。その対応策として、大学職員とPD（Post Doctoral Fellow）やRA（Research Assistant）、研究支援者との連携を含めた研究支援組織のあり方について再検討する必要がある。

(2) 研究環境

【現状の説明】

学際的な研究を展開する場として、個人研究室に加えてFRD室（合同研究室）を設置、自主的に研究プロジェクトを編成して共同研究を行っている。このFRD室には、共同研究用のサーバー、パソコンなどが設置

されている他、スタジオ棟には、最先端のメディア関連機器なども設置され、インターネットの普及に伴い、ICT がもたらす社会・経済・技術の変化について実証検証や理論研究を行いつつ、国際化も視野に入れた学際的な研究活動を推進している。

① 個人研究費、研究旅費の額の適切性

専任教員に配分される研究費は、教授、准教授、専任講師、助教一律で年間 51 万円となっている。2007 年度の予算は、科学研究費申請奨励研究費（申請奨励研究費（15 件）及び採択奨励研究費（13 件））として、総額 2,070（千円）の配分があった。

② 教員個室等の教員研究室の整備状況

教員研究室（個人研究室）の充足率は 100％達成されている。

【長所と問題点】

個人研究室の充足率が 100％となっており、各研究者が独立して研究を行う環境が十分に整備されている。文理総合型の本学部では、独立して研究にあたる研究者と、大学院生や共同研究者と連携を図りながら研究を進める研究者が混在しており、従前より、後者のタイプの研究者の研究環境を準備する必要が指摘されてきた。そこで、前項の「研究助成」にあげた文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業に学部教員が積極的に取り組んでいる。「ネットワーキング研究センター」や「政策グリッド・コンピューティング実験センター（高槻分室）」など高槻キャンパス内で整備され、研究環境の改善が図られつつある。

本学部教員は、従来から「先端科学技術推進機構」、「経済・政治研究所」、「法学研究所」、「東西学術研究所」など、他学部の専任教員や他大学の外部研究員と共同研究を推進してきた。こうした共同研究では、高槻キャンパス以外の拠点との連携を円滑にとる必要がある。現在、高槻キャンパスには TV 会議システムが導入され、遠隔地との共同研究推進のために活用されてきた。旧態の電話回線網による会議システムとなっている。近年急速に整備されているインターネット網を用いた TV 会議システムや多地点間の会議システムへの対応が十分になされていない。現在導入されているシステムはメイン会場としての機能をもたず、高槻キャンパスから情報発信が行えるように改善する必要がある。高槻キャンパスを拠点とした千里山キャンパスや他の研究機関と研究支援体制が十分に確立していない事が問題点してあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部内の共同研究環境の整備は、創設当初から構想されていたが、遠隔地にいる研究者との連携を促進するシステムの導入が今後検討されるべきである。2005 年に設置された「政策グリッド・コンピューティング実験センター（高槻分室）」の高槻キャンパス拠点に、既に多地点間に対応した会議システムが導入されている。こうした導入効果を参考にしながら、研究環境のネットワーキングを整備し、「知識創造型」の研究活動が支援できるようなシステムについて再検討する必要がある。

今後の取組として、高槻キャンパスにおいて教育研究の組織的な支援体制を確立し、COE 獲得が可能な物的・社会的な研究環境を整備し、研究活動の支援体制を充実させていく必要がある。

7 施設・設備等

情報ジェネラリスト育成という理念を達成するために、学生数に見合った施設・設備を完備している。そして、教授会の下部組織である施設管理委員会が、学生の学習と教員の教育研究に関する施設・設備を適切に管理・運用している。

(1) 施設・設備等の整備

高槻キャンパスの面積は 453,416.97 ㎡であり、ここには総合情報学部と大学院総合情報学研究科及びネ

ットワーキング研究センターが設置されている。千里山キャンパスとは異なり、学部のための厚生棟などの施設も併せて配置されている。

ア　学舎

学舎には、A 棟（管理・研究棟）、B 棟（図書・教室棟）、C 棟（スタジオ棟）、E 棟（教室棟）、G 棟（体育館）、L 棟（厚生棟）、R 棟（リサーチハウス）、S 棟（ステューデントハウス）がある。一般授業や演習は B 棟及び E 棟、実習授業は C 棟において行われる。なお、E 棟は 2003 年 3 月末に完成し 4 月からその運用が始まった。それぞれの学舎面積及び合計は表Ⅱ-情-19 に示すとおり、合計 23,803.34 ㎡、学生 1 人当たり 9.88 ㎡である。

表Ⅱ-情-19　各学舎の面積と合計

学舎名称	面積（㎡）	面積（坪）
総合情報学部学舎	18,527.63	5,604.60
総合情報学部 G 棟（体育館）	1,321.98	399.89
総合情報学部 L 棟（厚生棟）	2,710.55	819.93
総合情報学部 S 棟（学生厚生棟）	356.54	107.85
高槻キャンパスグラウンド付属施設	509.89	154.21
スタジオ卒業研究用教室／リサーチハウス	376.75	114.17
合　　計	23,803.34	6,932.27

講義室等の整備状況については表Ⅱ-情-20 にまとめたとおりである。まず、B 棟と E 棟には、講義室 17 室・演習室 16 室・学生自習室 1 室がある。C 棟には、実験・実習室として情報処理学習施設が 12 室、語学学習施設が 2 室、その他の実験実習室が 4 室ある。また、講義室・演習室の規模別使用状況は、1～49 人収容教室（16 室）が 128 コマ／週、50～99 人収容教室（8 室）が 97 コマ／週、100～199 人収容教室（4 室）が 48 コマ／週、200～299 人収容教室（2 室）が 22 コマ／週、300～399 人収容教室（1 室）が 22 コマ／週、400～499 人収容教室（1 室）が 12 コマ／週、500 人以上収容教室（1 室）が 23 コマ／週となっている。したがって大教室のほうが、利用度が高い傾向にある。

表Ⅱ-情-20　教室種類別使用実績　2006 年度

	収容定員	教室数	収容数別教室比率	使用状況			総延使用率
				延教室数	延使用数	使用率	
春学期	1～49	16	48.5%	400	128	32%	36.4%
	50～99	8	24.2%	200	97	48.5%	27.6%
	100～199	4	12.1%	100	48	48%	13.6%
	200～299	2	6.1%	50	22	44%	6.2%
	300～399	1	3%	25	22	88%	6.3%
	400～499	1	3%	25	12	48%	3.4%
	500 以上	1	3%	25	23	92%	6.5%
	計	33	100%	825	352	42.7%	100%
秋学期	1～49	16	48.5%	400	146	36.5%	38.1%
	50～99	8	24.2%	200	100	50%	26.1%
	100～199	4	12.1%	100	51	51%	13.3%
	200～299	2	6.1%	50	30	60%	7.8%
	300～399	1	3%	25	22	88%	5.8%
	400～499	1	3%	25	14	56%	3.7%
	500 以上	1	3%	25	20	80%	5.2%
	計	33	100%	825	383	46.4%	100%

イ　卒業研究用教室

卒業研究指導のために、卒業研究用教室を R 棟（リサーチハウス）に 6 室、C 棟 1 階に 5 室、3 階に 4 室の計 15 室設置し、面積等に応じてそれぞれの教室内に 2 または 3 ブースを設けている。教室内の各ブース

は、全てのゼミに配分されている。

ウ　図書室

高槻キャンパスには、図書室が設けられている。その延べ面積は、827 ㎡で、座席数が 296 席となっている。2006 年度における蔵書数は計 64,255 冊（和図書：【47,549】冊、洋図書：【16,706】冊）で、雑誌タイトル数は計 470 タイトルである。視聴覚資料としては図書室所蔵資料 243 点がある。利用状況をみると、延入室者数では 68,429 名である（千里山総合図書館は 875,334 名である）。

図書室内には、12 名用のグループ閲覧室 1 室と 5 ブースの AV コーナーがある。また、オンライン・サービスは、2002 年 9 月に開始され、利用者への利便性は向上した。2004 年度においても、利用者ガイダンスを実施してきた。その内訳は、実習型ガイダンスが 16 件 235 名、レポート・卒論のための文献の探し方が 11 件 11 名となっている。

現在の図書室は、蔵書スペースに限界があるので、順次オンライン検索ができるものは CD-ROM もしくはオンラインジャーナルに切り替えている。

エ　管理・研究棟

管理・研究棟の 1 階には、教務センター、教授・講師控室、キャリアセンター、保健室などがあり、2・3 階には、教員個人研究室が 52 室（総面積 1,040.0 ㎡）、及び FRD 室（共同研究室）が 2 室（総面積 112.0 ㎡）ある。FRD 室の管理・運営は、施設管理委員会が行っている。

オ　教育・研究目的のその他の施設

2003 年 4 月に文部科学省の「学術フロンティア推進事業」と「オープン・リサーチ・センター整備事業」の双方の補助対象事業として選定を受け、2004 年 3 月に 3 階建て延べ床面積 1,643.10 ㎡を有する F 棟（関西大学ネットワーキング研究センター）が建設された。本センターは、わが国における研究拠点の確立を図るとともに、高度な研究・開発が可能な人材を養成すると同時にその成果を社会に還元することが期待されている。

カ　体育施設

体育施設として体育館のアリーナスペースは、公式バスケット 1 面、バレーボール 2 面、バドミントン 4 面、ショートテニス 1 面等が利用できる。備品にはこれらのほか 5 種の体力測定用具がある。屋外の体育施設としては、グラウンド 2 面、野球場 1 面、テニスコート 5 面、ゴルフ練習場、全天候型ハードコート 1 面がある。2006 年 7 月に竣工したアイスアリーナ（3,662.67 ㎡）は大学として日本初となる国際競技規格の通年型アイススケートリンクである。これらは本学部だけでなく全学の学生を対象に正課授業のほか、課外活動にも利用されている。また多くの大学対抗戦や市民への開放行事にも利用されている。

【長所】

情報やメディア関連の設備・機器等は、3 年に 1 度の更新など積極的な取組によって最先端の設備を整備しており、本学部の学生に最新の知識を伝授することができる。さらに、特筆すべきものとしては、文科系の他学部にみられない卒業研究用ブースの設置である。ここは、授業外でゼミ生と教員が交流したり研究したりする場として利活用されている。

【問題点】

卒業研究用ブースについては他学部に見られないものであるが、理工系学部の「研究室」級の設備ではない。学生 1 人当たりの面積としても 10 分の 1 以下となっている。本学部では文科系だけでなく、理科系並みの指導を行う卒業研究もあり、現在のように約 8 ㎡を 3 ゼミで共用するのでは情報機器等の設置スペースなどの問題とともに、十分な指導ができているとは言い難い。

図書室については、学部在籍学生数からみて、延べ面積827㎡、座席数296席という現状はあまりにも小規模にとどまっている。これを補うべく、2003年3月に竣工したE棟には自習室と談話室を設け、試験期間の図書室の混雑を緩和する働きをしているが、基本的なスペースの制約から利用が頭打ちとなっており、このままでは学生の大学図書館に対する期待に十分応えることはできない。

E棟は、2003年3月末に完成し、最大605名収容可能な情報メディアホール（TEホール）を始め、中教室1室、小教室7室の運用開始で教室の使用率には改善がみられるが、他教室と比較してTEホールとE棟中教室の使用率が著しく高い。表Ⅱ-情-20にあるように、特に中教室の使用率が88%（週授業可能最大コマ数が25で換算）にも達している。このことは、この教室が余裕のある使用状況になっていないことを示唆している。また、TEホールについても80%を超える利用率となっていることから、この教室の利用についても検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

譲りあって使用するなどブースの利用方法について学生が自主的にルール作りをするなど指導していく必要もあるが、近い将来に各ゼミで専有できるまとまったスペースを確保する（建物の建設を含む）ことが必要であろう。図書館機能については、利用者スペース及び資料配架スペースの確保とともに、大容量の情報を駆使できる利用設備の充実が不可欠である。今後は新たな図書棟の増築・電子図書館機能などを視野に千里山キャンパス総合図書館との相互利用やネットワーク利用をさらに進めていく必要があると考えられる。

(2) 情報処理機器、先端的な設備・装置

1994年創設以来、情報教育に全力を尽くして取り組んできたため、情報処理機器に関する整備は、学内外の諸環境の変化に鑑み、常に最新の設備の導入を積極的に行ってきた。1999年度には、学部の教育に応じた先進的な機器を適切に導入する目的で、3年毎のコンピュータ関連機器の更新をルール化すること、その予算的裏付けを文部省（現文部科学省）の補助申請とすることが教授会で了承された。2000年度の検討結果に基づき、2001年度、2004年度に機器やソフトウェア等の更新が行われ、学生の満足のいく実習環境が整えられた。

高槻キャンパスにおける教育研究利用のための情報ネットワークとしてKUTC netが整備されている（図Ⅱ-情-21）。高槻キャンパス内の実習教室や演習教室だけでなく、すべての研究室にも情報コンセントが設置されており、キャンパスの基幹LANを経由して自由な情報ネットワークアクセスが実現されている。また、高槻キャンパス内の実習教室は、授業使用以外はオープン利用であり、入学時にユーザIDが付与されている全学生は、いつでも自由にワークステーションやWindows用パソコン及びマッキントッシュ、並びにインターネットを利用することができる。

キャンパス外部への通信回線容量不足の緩和策として、2003年11月、高槻―千里山キャンパス間の回線容量が6Mbpsから50Mbpsに、同年12月高槻キャンパスOCN回線容量が1.5Mbpsから4Mbpsに増強された。さらに、2004年3月、高槻―千里山キャンパス間の回線容量が50Mbpsから1Gbpsに増強された。

2004年度においては、教育研究用コンピュータは、ワークステーション端末297台、Windows用パソコン392台、マッキントッシュ118台の合計807台が、スタジオ棟及び管理・研究棟に配置されている。この他に、卒業研究用教室にもコンピュータが配備されており、ゼミ生の利用に供している。スタジオ、研究棟それぞれにWebメールシステムを導入し、学内のみならず自宅を含む学外からの利用を促進しているため、電子メールの利用は非常に活発で、教員と学生、ゼミや学生同士の連絡などに積極的に活用されている。また、授業科目によっては、課題提出に電子メールやネットワークディレクトリを用いている。さらに、学部、学生、教員、ゼミなどのホームページが積極的に作成され、適宜更新されている。

一方、コンピュータ関連機器の不正使用については、前年度に引き続いて施設管理委員会やネットワーク

図Ⅱ-情-21　教育研究ネットワーク（KUTC net）

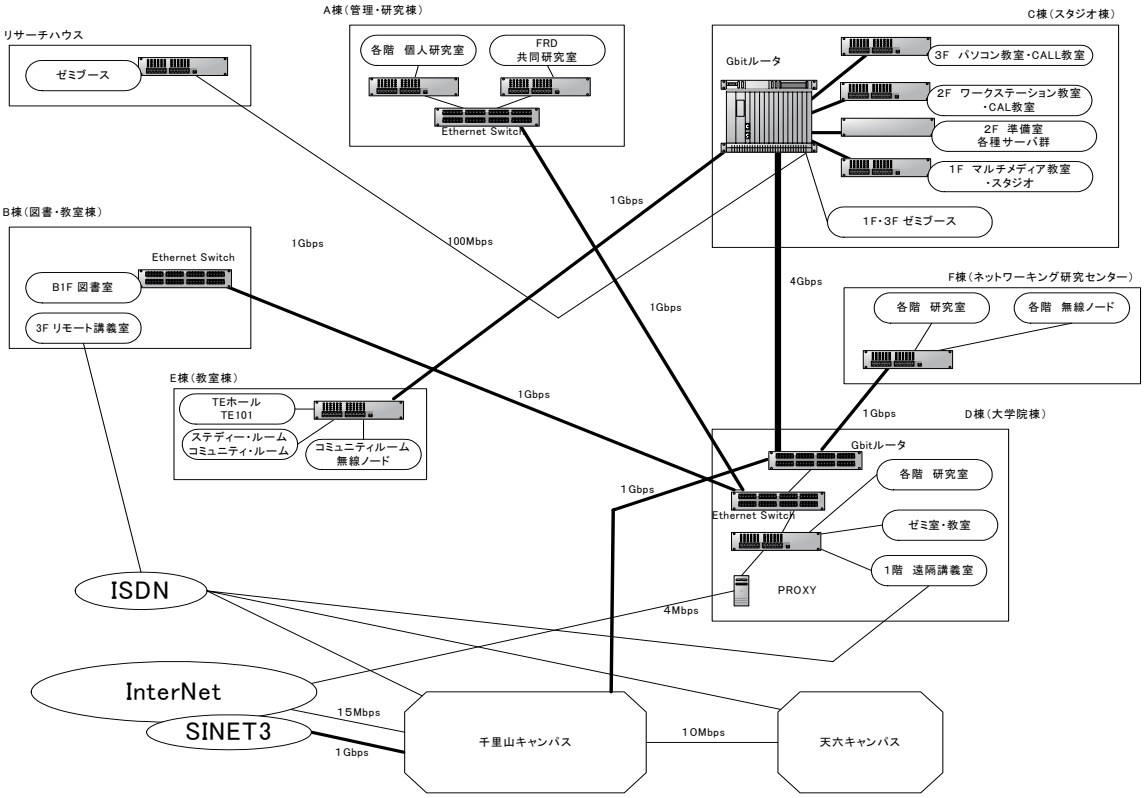

センターで利用者の利用状況の監視と環境の保全に注意をはらっている。パソコン教室に関しては、2000年度より導入した「生体認識機構を用いた本人認証システム（FP 認証システム）」と利用ログ管理システムにより、悪質ないたずらは激減した。また、ワークステーション教室においても、ユーザ管理を強化するとともに、パスワードの90日更新を徹底することにより、同様の成果を挙げている。さらに2005年4月からはマルチメディア教室においても、パソコン教室とデータベース共用可能な FP 認証システムを採用し、総合情報学部として不正利用防止に向けた取組を適宜行っている。

各教室には情報コンセントが取り付けられているが、学内LANに接続できるように整備されている教室は限られている。また、B棟3階にあるリモート教室では、千里山キャンパスと学内回線を通じて遠隔授業を行うことが可能である。同じ階にある中教室（ハイビジョン教室）は、映像について学習するために、100インチの大型スクリーンや関連機器を備えている。また、E棟1階にあるTE101中教室には、2面の150インチのスクリーンと液晶データプロジェクターが配備されている。同教室棟の2・3階にあるTEホールには、2面の300インチのスクリーンと高輝度・高画質型データプロジェクターが備え付けられている。

近年、プレゼンテーション・ソフトを利用して授業を行う教員が増えたため、各教室にスクリーンが取り付けられ、中教室には、液晶プロジェクターが常時備え付けられている。授業に際して支障が生じないように、他の教室への対応としては、教授・講師控室に計4台の携帯可能な液晶プロジェクターも用意されており、必要に応じて貸し出しを行っている。小教室を除いた各教室には、ビデオやパソコン等対応の教材提示装置が設置されている。ゼミ教室には十分な明るさ性能を有した液晶プロジェクターを常備し、いつでもビデオやパソコン等の画面表示を行うことができるようになっている。

総合情報学部は、教育目標を達成するために通常の講義とともに実習授業にも力を注いでいる。実習環境では、さまざまなハードウェア（コンピュータや周辺機器等）やソフトウェアが順次改版され、最先端の環境で教育がなされている。設置されているハードウェアの台数が多いため、利用状況も卒業論文を提出する直前の一時期以外はさほどの混雑はみられず、学生は課題作成なども余裕をもって作業を行っている。他大学などでみられるようなコンピュータの奪い合いのような状況は本学部には存在しない。

2006年度における各情報処理教室の実際の利用状況は、表Ⅱ-情-22に示すとおりである。

表Ⅱ-情-22　2006年度情報処理施設の状況（1台あたりの利用回数）（単位：利用回数／台）

PCタイプ別教室	春学期 4月～7月	夏休み 8月～9月	秋学期 10月～1月	春休み 2月～3月
Mac教室	187.4	34.8	189.3	5.3
ワークステーション教室	90.0	21.7	72.8	2.9
Windows教室	225.0	30.4	171.1	27.6

表Ⅱ-情-22 によると学期中の利用度が、休み中より格段に多いことがわかる。さらに春学期中の利用度が秋学期中よりも多い。また、パソコンのタイプ別では、マッキントッシュよりWindowsの入ったコンピュータの利用度が、やや多い。UNIXをOSに採用しているワークステーション教室については、他の教室と比較すると半分以下の利用度となっている。

また、実習教室のうち外国語教育を考慮してCALL教室が2教室整備されている。CALL第1・2教室ともそれぞれに語学学習用の音声設備50台、CD-ROM装置付のパソコン及び教材ディスプレイを備えている。

【長所】

情報やメディア関連の設備・機器等は、3年に1度の更新をするなど積極的な取組によって最先端の設備を整備しており、本学部生に最新の知識を伝授することができていると思われる。実習室には合計で621台のコンピュータ、端末が備えられており、実に学部生4人に1台の割合で設置されていることになる。また、メディア機器に関しては、実習時に1人1台が実現できるように年次計画を行っている。

E棟コミュニティ・ルーム（談話室）、スタディ・ルーム（自習室）及びB棟大中教室には、有線による通信手段を利用可能となっており、学生・教員のノートパソコン等を接続して、学内ネットワークを利用することができるようになっている。また、コミュニティ・ルームには、ITセンターによる無線LANも利用可能となっている。

【問題点】

現在のIT関係設備は授業時と自習時での利用を考慮したものであるが、授業期間中であっても週末の利用はほとんどない。地理的な問題もあるが、休日に利用する学生はほとんどなく、それが表Ⅱ-情-22に示すように休暇中の利用状況に表れている。

現時点では、E棟コミュニティ・ルーム以外には無線LANを利用できるスペースはなく、移動先で有線によるネットワーク接続を利用する必要がある。また、その設定（IPアドレス等）も固定的なものであるため、技術レベルの低い利用者には利用しがたい環境にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学生が自宅等からスタジオ棟の設備を利用できるように環境整備が必要である。自宅にないソフトウェアでも大学のソフトウェアを利用することができるようになれば、学生にとっても便利なIT環境となる。また、モバイル環境を最大限に活用するために、いつでもどこでもパソコン等を接続するだけで利用できるような設備の整備が必要である。

(3) 利用上の配慮

障害者用施設としてはエレベータ、救護室、身障者用トイレ、スロープ、補聴器援助装置（ループ・アンテナ）などがある。エレベータは各棟合計5基あり、音声装置、点字装置、低位置表示などの機能がある。身障者用トイレは各棟合計6箇所に設置しており、身障者用トイレには音声装置がある。またキャンパス各建物には、2ヶ所のスロープ、並びに自動ドアを設置し、車椅子の出入りにも支障がないよう配慮している。

【長所】

ハートビル法（平成6年法律第44号）及び交通バリアフリー法（平成12年法律第68号）が施行される

以前の開設当初から障害者向けの設備を整えていた点で高く評価できる。

【問題点】

前述のとおり、建物については当初から障害者向けの対応ができているため、移動に困ることはないが、建物間の移動時には多少の問題がある。授業はＢ棟及びＥ棟だけで行われているだけでなく、Ｃ棟でのコンピュータ実習もある。その際、移動が必要であるが、建物間の舗装は平らではないところが数箇所ある。また、建物の出入り口は全て自動扉に改修が進んでいるわけではなく、手動扉のところもある。舗装においては、段差がかなり目立つところが見受けられる。また、教室内を見てみると、講義室に障害者向けの可動式机が用意してあるが、そこに到達するまでの動線上に回避困難な障害物（通路が狭いなど）も存在する。それ以外のキャンパス間の移動を見てみると、このキャンパスは１人では移動困難なスロープが多いことがわかる。これらの問題点については、特に車椅子使用時に介助が必要になる点において、未だに障害となっていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

建物出入り口の手動による扉や段差、1 人で登れないスロープ、移動困難なブロック舗装など、健常者にはよいデザインとしてとらえられても、障害者には移動の障害となってしまうものに関しては改善が必要であるので、計画的に改修を進める必要がある。

(4) 組織・管理体制

施設や設備に関する現存の問題の解決や将来を見越した計画の策定等に関しては、学部執行部や各委員会が受け持っている。

【長所】

施設管理委員会の副委員長が学部予算委員会委員であることで、施設関係の予算についての議論を予算委員会で行うことができる体制となっている。

【問題点】

問題は IT センターとの関係である。本学部からも IT センター委員、IT センター所員を選出しているが、委員、所員と施設管理委員会とで、意見交換が十分にできていないことがある。また、IT センターでは基本的に全学事項についての議論を行っているが、その影響が本学部のシステムに及ぶ事項であっても IT センター主導で進んでしまい、最終決定のみが本学部に通知されるという問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

IT センター委員、IT センター所員と施設管理委員会との連絡を定期的に開催するなどの所作が必要と思われる。

8　管理運営

学部長、副学部長の選任及び意思決定など管理運営における諸機関の役割・機能分担は、「総合情報学部教授会規程」に則って遂行されている。また、この規程に沿って適切な管理運営が行われている。

(1) 学部運営に関する意思決定体制

ア　管理運営体制の概要

本学部の管理運営は、総合情報学部長が執行部を組織し、その執行部の指導のもと、最終的に最高意思決

定機関である教授会で提案内容等を審議し、決定するという方式で運営されている。ただし、教授会に先立って、以下のような意思決定プロセスがある。学部内に設けられた 14 の委員会が当該委員会に関する事項の審議を行い、事項の提案を学部長に行う。また学部長は、検討事項について当該の委員会に諮問して、その答申を受ける。2006 年度の管理運営体制の概要は図Ⅱ-情-23 のとおりである。また、大学協議会協議員をはじめとする 31 の全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。

図Ⅱ-情-23　総合情報学部管理運営体制

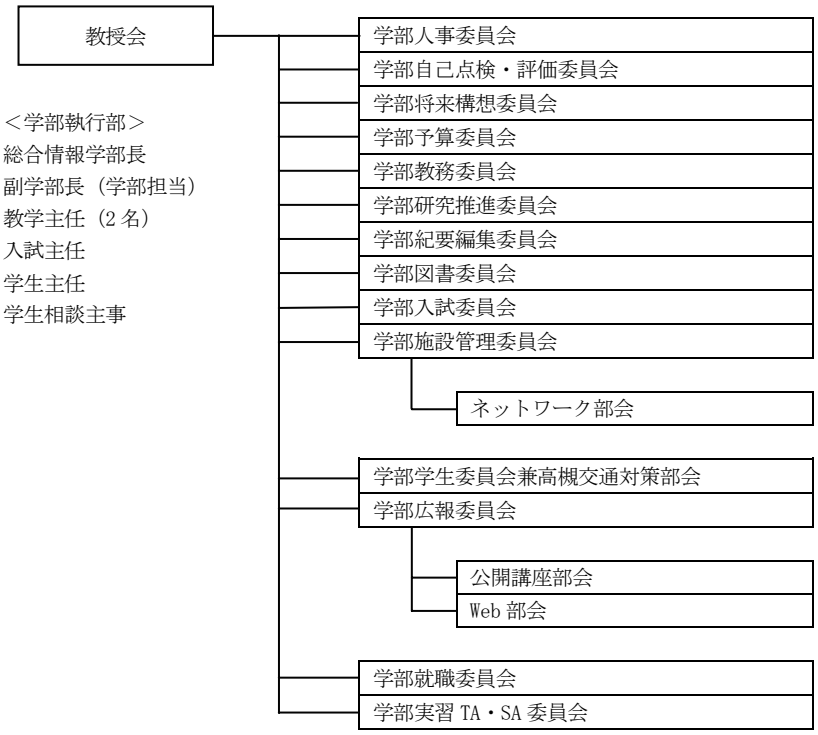

イ　教授会

最高意思決定機関としての教授会の構成員は、専任教育職員であり、構成員の 3 分の 2 以上（ただし在外研究員、国内研究員、研修員及び療養休務者・育児休業者は除く）の出席をもって教授会は成立する。教授会は、学部長を議長として、休業期間を除き原則として月 2 回、定例開催されている。また、学部長が必要と認めたとき、あるいは構成員の 3 分の 1 以上の要求があったとき、学部長は教授会を招集し臨時開催される。議決は、基本的に出席者の過半数の同意（ただし、教授会規程の改正は、構成員の過半数の同意）にもとづいてなされる。

教授会は、学部創設時（1994 年 4 月 22 日）に制定され、その後 1 回改正された「総合情報学部教授会規程」にしたがって運営され、教授会規程に定められている審議事項である学生の入学・学籍、卒業及び賞罰に関する事項、教育課程に関する事項、構成員の人事に関する事項など 10 項目について審議している。

教授会の議事録は、学部長によって作成され、教務センター総合情報学部オフィスに備え付けられている。

2006 年度の教授会への教員の出席率は、学会出張や千里山キャンパスでの会議出席などで欠席する教員もいるが、概ね 80%に達している。

なお、本学部では、特に人事教授会を設置することなく、人事に関する事項については、教授会で審議されるが、「総合情報学部教授会規程」第 9 条に基づき、学部人事委員会を置き、学部長の補佐機関として人事案件の事前審査を行っている。人事委員会は学部長、副学部長（2 名）、教授会で選任された教授 5 名及び学部長が推薦する教授 1 名によって構成されている。委員長には学部長が就任し、副委員長は副学部長（2 名）が努める。専任教員の任用人事及び定年到達者の「定年延長」については、人事委員会の審議結果の報告に基づき、教授会で審議を行い、任用及び定年延長の可否は出席者の 3 分の 2 以上の賛成をもって可

とする。また専任教員の昇任人事については、人事委員会の審議結果の報告に基づき、教授会で審議を行い、昇任の可否は出席者の過半数の賛成をもって可とする。

ウ　執行部

学部の運営は、総合情報学部長、副学部長（学部担当）、教学主任（2 名）、入試主任、学生主任、さらに学部学生相談主事からなる学部執行部があたっている。学部運営に関するそれぞれの主な職掌分野は次のとおりである。

学部長	総括
副学部長（学部担当）	総括補佐、全学共通教育推進機構
教学主任	教学事項
入試主任	入試事項、入試センター主事会
学部学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通問題対策委員会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議を行っている。2006 年度の打ち合わせは 21 回開催された。

エ　総合情報学部各種委員会

本学部に設置されている 14 の委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要は、次のとおりである（◎が委員長）。

（ア）学部人事委員会（9 名、◎学部長、副学部長（2 名）、専任教員から選出された委員）

専任教員の任用、昇任、定年延長及びその他の人事に関する重要事項について審議する。

（イ）学部自己点検・評価委員会（10 名、◎副学部長（学部担当）、専任教員から選出された委員、教務センター事務職員）

本学部の教育研究に関する全体的な活動状況並びに教育理念・目標、教育活動、教育支援活動、研究活動、教員組織、国際交流、社会的関係、運営などについて自己点検・評価を行い、その結果を『自己点検・評価報告書』として公表している。1994 年の創設以降、学部独自に 7 冊の報告書を発行した。

（ウ）学部将来構想委員会（9 名、◎学部長、副学部長（学部担当）、専任教員から選出された委員）

教学の新しい展開を目指して、中長期的視点から学部ビジョンを策定する。

（エ）学部予算委員会（7 名、◎学部長、副学部長（学部担当）、専任教員から選出された委員）

学部の実験実習費の使途や予算案の策定、執行状況の把握、決算報告の作成を行う。

（オ）学部教務委員会（9 名、◎教学主任、専任教員から選出された委員）

兼担教員や非常勤講師の決定、編転入生の単位認定、時間割の策定、学部長から付議された教学に関する事項について専門的に協議する。

（カ）学部研究推進委員会（5 名、◎副学部長（大学院担当）、専任教員から選出された委員）

学部の研究活動の向上にかかわる計画や行事などの策定・実施を行う。

（キ）学部紀要編集委員会（6 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

教育・研究活動の発展を図り、その成果を出版物として公表する学部紀要『情報研究』の編集及び発行を行う。

（ク）学部図書委員会（5 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

購入図書・雑誌の選定及び図書室の運営を行う。

（ケ）学部入試委員会（7 名、◎入試主任、専任教員から選出された委員）

入学試験に関する企画や立案を行い、A、S、B 日程等の一般入試やセンター利用入試、学部独自の入試の合格者数などに関する提案を行う。

（コ）学部施設管理委員会（9 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

高槻キャンパス内の情報ネットワーク、実習教室及びインターネットを利用した情報環境の維持・改善のための企画と運営を行う。施設管理委員会の中には、ネットワーク部会を設置している。また、A 棟内にある 2 室の FRD 室の円滑な利用を図るために、施設管理委員会が主体となって同室を管理運用する。

（サ）学部学生委員会兼高槻交通対策部会（10 名、◎学生主任、専任教員から選出された委員）

学生生活の支援や毎年 5 月下旬に恒例として開催される「高槻キャンパス祭」実施への協力を行う。また自動車等で通学することによって生じる諸問題に対して文書による警告や呼び出し指導などの方策を講じ実行する。

（シ）学部広報委員会（8 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

学部の広報活動、学部インフォメーションの企画・作成、公開講座の設定や講師の手当て及び学部のホームページの作成・管理を行う。広報委員会に公開講座部会と学部 Web 部会を設置している。

（ス）学部就職委員会（5 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

学生の就職活動が順調に行えるために、就職ガイダンス等を実施し、就職先の企業開拓にも努めている。また、就職委員会では、本学のインターンシップ制度に基づき、所定の要件を満たし実習を完了した実習生に対して単位認定を行っている。

（セ）学部実習 TA・SA 委員会（7 名、◎学部長指名、専任教員から選出された委員）

実習授業の効果を高めるために実習科目の指導補助員としての TA（Teaching　Assistant）制度と実習科目の授業補助員として SA（Student　Assistant）制度を導入している。この制度を円滑に進めるために、TA や SA を募集する実習科目及び人数に関する調査、TA や SA の募集及び応募者の選考を行う。

【点検・評価】

教授会をはじめ、各種委員会がそれぞれの規程・規則・内規に基づき、各々の役割を果たし、遺漏なく学部運営が行われていると考えられる。規程・規則・内規の見直しが必要となった場合には、教授会で公正に審議、改正されている。その意味で、教授会の権限や役割及びその活動は、学部の理念・目的にそっており、適切に運営管理できているといえる。

さらに、学部長は、上述のとおり執行部を組織して学部の総括を行い、教授会の運営及び議事録作成の任を負っている。したがって学部長と教授会は、密に連携・協力する形になっているといえ、適切に機能分担されているといえよう。

また、電子メールなど IT 技術も取り入れ、学部運営に関する意思決定がより円滑に行われる工夫もなされている。例えば、委員会によってはメーリングリストや Web 掲示板等による議論あるいは実際の作業を通して意思確認を行い、教員の負担を改善しつつ、議論を迅速かつ円滑に行っている。さらに、一部の教員に役職が偏らないように配慮がなされており、今後もこの体制を継続する予定である。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教務を統括する総合情報学部長は、教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長（2 名）の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、及び④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第 3 項）を専決する。

学部長は「総合情報学部長選挙規程」に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは、総合情報学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、総合情報学部所属の専任教育職員である。選挙

会は選挙権者の3分の2以上の出席をもって成立し、選挙は単記無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを総合情報学部長当選者とする。開票結果は教授会で発表され、教授会は、当選者に次期総合情報学部長就任の受諾を確認して、次期学部長を決定する。選挙会の選挙管理は、学部長及び副学部長（2名）によって構成された選挙世話人が行う。就任を受諾した次期学部長は、副学部長（2名）、教学主任（2 名）、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後、上記の学部管理運営にあたる。学部長の任期は2年であり、再任は妨げない。

【点検・評価】

総合情報学部長は適切な選出方法により選出されている。またその権限と責任も妥当であると考えられる。

また、2006 年 10 月より、学部長と研究科長は兼任されることとなり、学部と研究科のより効果的な連携が図られている。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

1994 年の創設以来、自己点検・評価委員会を置き、定期的に委員会を開催し、教育研究の適切な水準維持に努めている。さらに自己点検・評価報告書を作成し、教育目標の達成に向け常に改善・向上を図っている。

自己点検・評価委員会は、副学部長（学部担当）が務める委員長1名、専任教員から選出される委員8名（うち1名は全学の自己点検・評価委員会委員で副委員長)、教務センター事務職員1名の合計10名から構成されている。任期は2年で、できるだけすべての専任教員が委員の経験をするように選出されている。

自己点検・評価報告書は、委員が分担して執筆し、副学部長（学部担当）と教務センター事務職員が全体の編集作業を行い、最終的に学部長が確認し、コメントをはじめのページに書いている。取り上げる項目は、(1)理念・目的・教育目標、(2)学士課程の教育内容・方法等、(3)国際交流、(4)学生の受け入れ、(5)教員組織、(6)研究活動と研究環境、(7)施設・設備等、(8)管理運営、(9)自己点検・評価である。

これまでの報告書の数は、1994 年度～1998 年度に2冊、1999 年度～2005 年度は毎年度作成して7冊、合計で9冊を作成・公表している。ただし、2003 年度及び 2005 年度の作成のもの（対象年度 2002 年度及び 2004 年度）に関しては、全学の自己点検・評価報告書（Vol.5 No.3、Vol.6 No.3）の総合情報学部の頁にあたる。

なお、2006 年度から自己点検・評価報告書の作成は、全学の作成スケジュールに合わせ隔年に行うこととし、作成年度に当たらない年度には、独自の自己点検・評価にかかわる調査等を行うこととなった。

【長所】

自己点検・評価報告書の作成過程では、自己点検・評価委員会委員だけでなく、副学部長（学部担当）も委員同様、報告書全体の編集作業に携わり、そして最後に学部長が全体を確認し、コメントを書くという手順を踏んでいる。したがって、自己点検・評価の結果は、おのずと学部長や副学部長（学部担当）などの学部執行部できちんと把握されることとなり、それを基礎にして将来にむけた改善・改革の方策立案のために活用されている。さらに、多くの専任教員が学部自己点検・評価委員会の委員を経験することで、点検・評価の意義・重要性が専任教員に共有されている。そして報告書完成後は、全教員に配布されるだけでなく、関西大学の理事長、学長、他学部長など関係部署にも送付し、公表しているので、自己点検・評価結果の客観性・妥当性は、確保されているといえよう。また、冊子として本学部教員に配布するため、教員は必要に応じて随時参照し、容易に内容を共有できる体制になっている。これは、各委員会で検討する将来にむけた改善・改革の方策立案にも役立っている。

このように自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムは、有用であり、有効に働いているといえよう。

【問題点と将来の改善・改革に向けた方策】

これまで、自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入が行われてこなかったという反省にたち、2006 年度には、学生に対してキャンパス・アメニティに関するアンケート調査を行った。インフォメーション・システム及び配布された用紙を通じて、施設・サービスに関する満足度の 5 段階評価、及び自由記述による忌憚ない意見を集約し、この結果を公表した。さらに、その結果を受けて改善できる諸点について関係部局で改善の努力を行っている。

また従来どおり、在学生の父母組織である教育後援会主催の教育懇談会（地方教育懇談会を含む）や、就職説明懇談会（教育後援会主催）、企業との懇談会、校友会のさまざまな会合などに学部長やその他の関係教員が参加し、学部に対する評価や要望を聞く機会があり、これらを通して、一部ではあるが、学部に対する社会的評価の一端を検証する機会を得ている。

自己点検・評価プロセスに学外者の意見を反映させる仕組みはないが、今後も報告書を作成し、内容を広く公開し、学外者による第三者評価に積極的に傾聴することにより、教育研究を適切な水準に維持していけると考える。

総合情報学研究科

第Ⅱ編　総合情報学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 737

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 738

（1）教育課程　〈738〉

（2）教育方法等　〈744〉

（3）学位授与・課程修了の認定　〈747〉

3　国際交流 …… 749

（1）国際交流（国内外における教育研究交流）　〈749〉

4　学生の受け入れ …… 750

（1）学生募集方法、入学者選抜方法　〈750〉

（2）門戸開放　〈752〉

（3）社会人の受け入れ　〈752〉

（4）科目等履修生・聴講生等　〈753〉

（5）定員管理　〈753〉

5　教員組織 …… 754

（1）教員組織　〈754〉

（2）教育研究支援職員　〈755〉

（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈755〉

（4）他の教育研究組織・機関等との関係　〈756〉

6　研究活動と研究環境 …… 756

7　施設・設備等 …… 758

8　管理運営 …… 761

9　自己点検・評価 …… 761

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科は、「学の実化」を学是とする関西大学において、情報学の理論及び応用を研究・教育し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として、総合情報学部を基礎として設置された。本研究科は博士課程前期課程及び同後期課程をもつ。

今日の社会がしばしば情報化社会と呼ばれるように、現代社会における情報技術（IT）あるいは情報通信技術（ICT）の革新と進歩、そして普及はきわめて急速である。このような情報技術と社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体などの組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や各種の業務システムの改革と実施などから成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「IT ベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。それらに伴ってこれら事業体の創造や戦略的適応を構想し、デザインし、リードし、実施していくための高度な専門的知識と技術を有する人材の育成が、社会的に緊急の課題となりつつある。この社会的要請に応えることが本研究科の目的である。

総合情報学部は、情報に関する知識と技術を身につけ現代社会に貢献できる文理総合の「情報ジェネラリスト」の養成を目指して、1994 年に高槻キャンパスに開設された。その完成年度 1998 年に、本研究科修士課程が、研究者養成というよりはむしろ、高度の専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成を目指して開設された。この課程は、学部の文理総合の理念を保ちつつ、さらに専門性を高度化するために、社会情報学専攻、知識情報学専攻の 2 専攻の形態をとっている。

修士課程の完成年度 2000 年に、博士課程が増設された。それに伴い、修士課程は博士課程前期課程と改称され、博士課程後期課程とともに博士課程の中に位置づけられた。博士課程後期課程の目標は、研究者として自立して研究活動を行い、あるいはその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識をもち、21 世紀の社会環境を切り拓く「情報パイオニア」の育成である。この課程は、前期課程で培われた各分野の情報スペシャリストがそれぞれの専門性を生かしつつ、いわゆる文系と理系の両分野にまたがる新分野を切り拓いてパイオニア的な研究成果を創生するため、総合情報学専攻の 1 専攻の形態をとっている。

以上の理念・目的と人材養成の達成状況については、博士課程前期課程は 2000 年度より毎年相当数の修了者を送り出し、情報通信関連の民間企業や各種機関・団体において情報スペシャリストとして、社会に受け入れられている。

【点検・評価】

本学の学是である「学の実化」を情報学の分野で実現することを目的にしている本研究科の理念・目的は、大学の理念・目的を実現する意味において妥当なものであるといえる。

また、理念・目的は大学院インフォメーション、研究科パンフレット、ホームページなどを通して教職員、学生、受験生、社会に開示され、周知されている。

上述のとおり、本研究科の理念・目的については、大学全体の理念・目的と整合性を保つとともに、現代の社会的要請に即したものであり、また今日まで一定の成果を挙げることに成功してきていると評価できる。しかし、情報に関する環境の変化は急激であり、現状を維持するだけではこの変化に対応できないと考えられる。このため、理念・目的の有効性も絶えず点検していく必要があると考えている。

２　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

情報技術と社会の急速な変化に対応して、民間企業、行政機関、教育機関、各種団体などの組織体においては、新しい情報通信システムのデザインと構築を前提として、新しい事業分野やビジョンの策定、新しい組織体制や業務システムの改革と実施などから成る、高度に戦略的、組織的な適応が求められている。また、既存の組織体ばかりではなく、情報技術をベースにした新しい事業体の創造あるいは起業（いわゆる「ITベンチャー」）に対する社会の要望・期待も高まってきている。このような社会的要請に応えるため、総合情報学研究科は、情報と社会や人間の関係について広い識見、深い知識と情報処理能力を持ち、各分野の社会的課題について政策を立案し、課題を解決できる人材を育成することを目標としている。

(1) 教育課程

ア　総合情報学研究科の教育課程

（ア）教育課程と理念・目的

【現状の説明】

博士課程前期課程は、専門性を高度化するために社会科学系カリキュラムと自然科学系カリキュラムをもち、社会情報学専攻と知識情報学専攻の２専攻が配置されているが、同時に、二つの領域にまたがって総合的に学ぶこともできるように設計されていることを特徴とする。いずれの専攻においても、学生は論文指導教員による研究指導だけでなく、選択した課題研究科目を担当する複数教員の指導を仰ぎながら研究を進める。

前期課程の特色である課題研究科目では、複数教員による指導体制を採ることにより大学院設置基準第 3 条第１項にある「広い視野に立って精深な学識を授ける」ことを中心に行われている。特に、情報化の進展と社会状況の変化に迅速に対応するために、課題研究科目の内容は3～5年を目処に見直されている。

博士課程後期課程は、前期課程で培った各分野の専門性を生かしつつ、既存の研究領域にとらわれず新分野の開拓を推進するために文理総合の総合情報学専攻の一専攻として配置されており、大学院設置基準第 4 条第１項にある「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」に適合している。博士課程後期課程においても、学生は論文指導教員の研究指導の下で研究を進めることになるが、同時に、選択した研究領域を担当する複数教員から研究上の助言を受けることができる。

【長所】

本研究科では、研究指導教員の指導を仰いで専門分野に関する研究の深奥をきわめるだけでなく、前期課程の「課題研究科目」と後期課程の「研究領域」を通して複数教員の指導を受けることによって幅広い識見を培わせる体制が整えられている。さらに、課題研究科目の配置については適宜見直しが行われ、時代の流れに即したカリキュラム改定がなされている。

後期課程に配置される研究領域には、前期課程の社会情報学専攻担当教員と知識情報学専攻担当教員が共同で担当する領域も用意されており、博士課程後期課程の理念の中核をなしているともいえる「新分野の開拓」のための枠組みが整備されている。

【問題点】

前期課程では、共通科目の配置により２専攻の領域にまたがって学ぶことができる総合性がもたらされるが、関西大学大学院における他の７研究科の科目からは４単位までしか課程修了所要単位への充当を認めていない。他の研究科では、所属外専攻から 10 単位までの単位充当を認めていることを考えると単位充当規定の緩和について検討の余地がある。ただし、本研究科の所在地から他の研究科が置かれているキャンパスまで公共交通機関を利用して１時間を要するという地理的な立地条件を勘案すれば、妥当であるとも言える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現行制度は教育理念に則して適正に運用されている。ただし、地理的な制約があるとは言え、千里山キャンパスにある所属外の専攻における修得単位の制限を緩和することを検討する必要がある。その他、時代の変化・要求に俊敏に対応しながら、常に前向きに教育課程に関する改善・改革を考える必要がある。

（イ）教育内容等

【現状の説明】

本研究科の基礎となる総合情報学部は、既存の学問体系に制約されない「文理総合型」のカリキュラム編成により、「情報」と「情報に関する諸問題」を究明するための幅広い知識を有し、社会的あるいは技術的課題に対して「問題解決能力」を備えた人材の育成を目指している。総合情報学部では、学科やコース制を採用していないが、学生への教育方針として、メディア情報系、社会情報システム系、コンピューティング系の三つの履修の指針に基づいて学習が進められている。これらの履修指針と博士課程前期課程における 2 専攻との関係は、メディア情報系と社会情報システム系が社会情報学専攻に、コンピューティング系が知識情報学専攻にそれぞれ対応している。

また、博士課程後期課程は、博士課程前期課程で培った各分野の専門性を生かしつつ、新分野の開拓を促進するため、文理総合の総合情報学専攻の一専攻として配置されている。

a　学位授与までの教育システム

博士課程前期課程における学位〔修士（情報学)〕授与までの流れは、1 年次においては、授業科目の選択履修による基礎的知識の修得と課題研究科目担当者による研究指導が行われる。複数人により取り組むべき研究テーマである場合、1 年次後期において研究遂行にあたっての役割分担が行われる。2 年次においては、研究テーマ毎に、担当教員が中心となって、研究指導が行われる。このような教育プロセスにより、修士にふさわしい能力を身につけるよう指導される。

博士課程前期課程では、共通科目と専門領域科目の履修と並行して、「課題研究」と「論文指導」において、次のような共通のプロセスにより、研究指導が行われている。

課題研究では、課題研究科目によって、当然指導方法に違いが生じるが、共通の指導方法としては、おおむね次のとおりである。

1 年次は、講義と演習の複合方式により、それぞれの課題研究の目標設定、その枠組みについての認識、基礎知識や研究方法、文献資料収集や実験研究の基礎技能についての指導を行う。このなかで、教員側の分担テーマ・指導計画についても説明を行い、学生各自の問題意識の明確化を図り、学生個々の研究課題の決定を指導する。インターネット利用やデータベース検索、プレゼンテーションやコラボレーションの方法などは、この時期に身につくように指導する。社会人学生で基礎的な知識が不十分な場合は、学部の講義の受講や基礎的文献による学習を指導する。

2 年次には、各自の研究課題のために必要な理論や情報を模索し、実験や調査を行うとともに、研究会形式により各自の研究テーマに沿った研究報告等を通じて研究の促進と研究成果の質の向上を図る。課題研究科目によっては、複数の教員が指導にあたることがあるが、個々の学生の研究指導は学生のテーマに対応した教員が分担して行う。研究テーマによっては、現地調査やヒアリングなどが必要となる場合もあるが、必要に応じて学生を少人数のグループに分けた専門分科会的な小研究会を持ちながら、全体研究会での発表につなげるなどの工夫をして指導を行う。

また、論文指導は、論文指導担当教員が行い、学生の研究の進展に応じて助言を与えながら、関連文献収集を行い、各研究の進捗状況を確認し、研究会等での発表を通じて、学生の修士論文作成の指導にあたる。

博士課程後期課程においては、以下のような流れで学位授与〔博士（情報学)〕までの教育プロセスが整備されている。博士論文の提出要件として、査読付論文掲載（または採録決定）2 編が義務づけられており、査読付論文 2 編の執筆を計画的に行う必要がある。そこで、入学試験時の研究計画書に基づき、1 年次には修士論文をもとにした研究発表並びに論文執筆を行い、学位論文の基礎を据える。さらに、2 年次には 1 年

次に執筆した論文を深化・拡張した研究の発表及び論文執筆を行う。最終学年においては、さらなる研究の発展と共に、博士論文の執筆計画書の提出が義務づけられ、1 年を通して、博士論文の執筆が行われる。主査及び 2 名の副査による審査及び最終試験（公聴会）を経て、学位授与に至る。

博士課程後期課程では、学生は文献収集・輪読・雑誌会等や、各種の実験実習手法についての助言・指導を指導教員及び他の研究指導教員から受け、研究を遂行する。

b　カリキュラム

博士課程前期課程では、課題研究分野とそれぞれの課題研究科目により、研究指導を行っている。表Ⅱ-情研-1～2 は、2002 年度以降の課題研究分野と課題研究科目を示している。情報化の進展と社会状況の変化に応じて、科目の変更が行われている。

表Ⅱ-情研-1　社会情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

<table>
<tr><th rowspan="2">課題研究分野</th><th colspan="6">課題研究科目</th></tr>
<tr><th>2002 年度</th><th>2003 年度</th><th>2004 年度</th><th>2005 年度</th><th>2006 年度</th><th>2007 年度</th></tr>
<tr><td>教育における
情報メディア利用</td><td colspan="2">マルチメディアと新しいリテラシー教育</td><td colspan="4">情報通信技術（ICT）と新しい教育</td></tr>
<tr><td rowspan="2">情報メディア
システム
(2007 年度から情報社会とメディア)</td><td colspan="2" rowspan="2">情報メディアとコミュニケーション</td><td colspan="2">情報メディア産業の展開</td><td rowspan="2">情報メディアの高度化と文化・産業の変容</td><td rowspan="2">情報メディアの変容とコミュニケーション</td></tr>
<tr><td colspan="2">情報社会とグローバリゼーション</td></tr>
<tr><td rowspan="3">産業情報システム</td><td colspan="4">組織意思決定の情報・管理システム</td><td colspan="2">知識社会のビジネスとマネジメント</td></tr>
<tr><td colspan="6">情報化社会の経営戦略</td></tr>
<tr><td>ネットワーク経済の数量的及び実態的分析</td><td colspan="5">情報ネットワーク経済の展開</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公共領域における
情報</td><td colspan="6">公共領域におけるデータベース</td></tr>
<tr><td colspan="6">情報の保護</td></tr>
<tr><td colspan="2">社会・組織における意思決定プロセスの応用</td><td colspan="2">人・環境問題における意思決定プロセスの構築</td><td colspan="2">情報化社会における危機問題への対応</td></tr>
</table>

表Ⅱ-情研-2　知識情報学専攻の課題研究分野における課題研究科目

<table>
<tr><th rowspan="2">課題研究分野</th><th colspan="6">課題研究科目</th></tr>
<tr><th>2002 年度</th><th>2003 年度</th><th>2004 年度</th><th>2005 年度</th><th>2006 年度</th><th>2007 年度</th></tr>
<tr><td rowspan="3">ヒューマンコンピューティング</td><td colspan="2" rowspan="2">マルチモーダル情報処理の基礎と応用</td><td colspan="4">ヒューマンコンピュータインタラクションにおける認知と感性の情報処理</td></tr>
<tr><td colspan="4">意味と感性の心的モデルの分析</td></tr>
<tr><td colspan="6">環境認識と行動に関する生体情報処理モデル</td></tr>
<tr><td rowspan="2">インテリジェントコンピューティング</td><td colspan="6">知能システムの構築</td></tr>
<tr><td colspan="6">インテリジェントコンピューティングの応用</td></tr>
<tr><td rowspan="3">コンピューティングアルゴリズム</td><td colspan="4" rowspan="3">数理意思決定アルゴリズムの開発と応用</td><td colspan="2">離散最適化技術を用いた意思決定アルゴリズムの開発と応用</td></tr>
<tr><td colspan="2">人工知能技術を用いた意思決定アルゴリズムの開発と応用</td></tr>
<tr><td colspan="2">人工社会のダイナミクス</td></tr>
<tr><td>分散コンピューティング</td><td colspan="6">マルチメディア情報システムの基礎と実際</td></tr>
</table>

博士課程前期課程においては、課題研究科目 8 単位、論文指導 2 単位のほか、専門領域科目及び共通科目から 20 単位以上を含めて 30 単位以上を修得しなければならない。ただし、所属外専攻の専門領域科目を修得した場合は、4 単位まで共通科目に充当することができる。さらに、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻、研究科もしくは学部または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

さらに講義科目は、時代の変化や社会のニーズを勘案しながら、常にその見直しを行っている。講義科目は、各専攻の目的に照らし課題研究の遂行のために設定された専門領域科目と、大学院生の学問的視野を広げるために設置された共通科目からなっている。2007 年度において、社会情報学専攻と知識情報学専攻の

講義科目と両専攻にまたがる共通科目の内容は表Ⅱ-情研-3～4 に示したとおりである。表Ⅱ-情研-4 に示すように、共通科目を充実させている。これを両専攻に跨る形で IT ベンチャーコンソーシアムという新たな枠組みを設置したためである。IT ベンチャーコンソーシアムは、将来のアントレプレナー（起業家）を育成することを目的として、社会情報学専攻と知識情報学専攻の融合を図り、プロジェクトを越えて横断的に組織するものである。IT ベンチャー企業を起業するためには、ベンチャー企業の種となる IT シーズを保持すること、次に、社会動向やニーズを把握するための IT ストラテジーのセンスを磨くこと、そして、企業

表Ⅱ-情研-3　専門領域科目一覧

	社会情報学専攻	知識情報学専攻
専門領域科目	マルチメディア教育論	認知情報論
	異文化理解のためのコミュニケーション	人間情報哲学
	フィールドリサーチ方法論	ニューラル・ネットワーク
	コミュニケーション能力とメディア	ヒューマンインタフェース論
	地域情報メディア論	視覚情報論
	情報･通信産業論	聴覚情報論
	メディア文化論	視聴覚実験心理学
	グローバル市民社会論	ロボット・ビジョン
	科学技術社会論	知識表現
	経営モデル分析	ファジィ・システム
	組織ネットワーク論	遺伝的アルゴリズム
	経営意思決定論	量子情報理論
	組織情報管理論	CAD/GIS 論
	戦略決定における経営情報	カオス理論
	会計情報処理論	離散最適化論
	リスクマネジメント特論	暗号理論と符号理論
	情報政策論	数値計算アルゴリズムとその応用
	起業経済論	分散データベース論
	行政管理情報論	応用無線情報通信
	政府情報論	
	金融情報論	
	情報犯罪論	
	行政情報法	

表Ⅱ-情研-4　社会・知識情報学専攻共通科目一覧

共通科目	情報メディア論
	情報メディア産業論
	企業評価論
	経営情報ネットワーク論
	政治データベース論
	グローバル情報処理
	法情報学
	危機情報論
	行動科学における多変量データ解析法
	知識モデリング論
	社会心理学
	社会的アイデンティティー論
	品質情報論
	ネットワークコンピューティング
	実践 IT ベンチャー論
	実践 IT 企業論
	実践コンサルタント企業論
	ベンチャーファイナンス論
	特別講義（脳と感性情報）
	特別講義（防災情報論）

の良好な運営を実現する力、すなわち経営哲学的な IT マネジメント力を養うことの三つの柱を必要とする。これらがうまく連携し、機能することにより、起業の構想が生まれ、ビジネスの戦略形成・マネジメントに繋がり、事業成長を成し得ることになる。IT ベンチャーコンソーシアムでは、これら三つの柱となるユニットとそれを統括する IT ベンチャー・ファンダメンタルより、IT ベンチャーの事業の実現とその成功を短中期的な視点から論ずるものである。

博士課程後期課程総合情報学専攻では、学部の「情報ジェネラリスト」、博士課程前期課程の「情報スペシャリスト」、博士課程後期課程の「情報パイオニア」の養成の理念で、予め定められた研究領域の中から一つの研究領域を選択し、研究を進めている。研究領域としては、「高度情報システム」「応用ソフトコンピューティング」「認知情報処理」「意思決定システム」「マルチモーダルコミュニケーション」の五つが定められている。博士課程後期課程においては、学生は、所属する研究領域の授業科目 4 単位以上を修得しなければならない。

【長所】

学部と博士課程前期課程の関連は、学部における履修の指針と本研究科における専攻との関連性としてとらえることができる。

博士課程前期課程と博士課程後期課程は、前期課程での専門性の深化が、後期課程における新分野開拓の原動力になっており、スムーズな連携が行われていると言える。

博士課程前期課程においては、論文指導担当教員の他に、他の教員が指導を行うことで、より幅広い見地からの指摘に耐えうる研究活動が行われている。

前期課程の各専攻と後期課程におけるカリキュラムと研究指導方法は、それぞれの専門性により異なっている。このような課程と専攻の相違を認識しながら、大学院生の研究テーマに合わせて演習と論文指導で個別指導が行われ、さらにより深い研究を進めるために不可欠な知識や見識を養うカリキュラムが作成されている。大学院生の理解力や達成度を考え合わせて、合理的かつ適切に研究指導が行われている。

また、博士課程後期課程においては、ほとんどの場合、前期課程から同一の指導教員による研究指導を受けることができる。こうした一貫した教育システムで大学院生に対して適切な指導がなされている。

特に博士課程後期課程においては、2006 年度までに 17 名の学位取得者を輩出しているが、そのほとんどが大学の常勤研究職や企業の研究開発職に就いており、新たな情報学の分野を開拓する情報パイオニアを育成する機関として、成果を挙げているといえる。

【問題点】

学部では履修の指針を踏襲せずに科目を履修する学生が散見されたことから、専門性を高めるためにカリキュラムを「系」に再編し、学習の指針としたが、「幅広い知識」と「高い専門性」の両者を学部教育の中で実現することは困難なことである。総合情報学部から博士課程前期課程への進学者の一部にはどちらか一方は優れているものの、両者を充分に修得できていない者も見られ、高度な専門科目の履修のために補充的な教育を必要とする場合も見受けられた。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学部と博士前期課程の関連性における問題点を解消するために、総合情報学部教授会では、学部と大学院のより整合性のあるカリキュラム改定について検討されている。さらに、より一貫性のある教育・研究体制に移行するために、大学院修業年限の短縮も含めた検討もワーキンググループにおいて行われている。

その他には、現時点で改善・改革すべき点は見当たらないが、社会環境等の変化に応じた改革ニーズを見逃さない姿勢を持ち続けることが必要である。

イ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

関西大学大学院は関西四大学大学院学生の単位互換制度を設け、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、

立命館大学大学院との間で単位互換を行っている。2003 年度から 2007 年度まで、他大学院からの受け入れは 0 名であり、他大学院への送り出しは 2003 年度 1 名（立命館大学大学院）、2005 年度 1 名（同志社大学大学院）であった。

【点検・評価】

この制度により、四大学院生間の研究上の交流のみでなく、他大学の教員・研究者との交流の機会ができ、大学院生にとっては知的刺激を得ることが可能である。単位の相互認定が認められていない大学院もある中で、このような機会が開かれていることは高く評価できる。しかしながら、そのような機会が開かれていることを知らない学生が見受けられる点が問題である。この制度の有効活用を図るために、入学時オリエンテーションや進級時等により周知する必要がある。

ウ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

社会人学生が幅広く履修できるように、大学院前期課程の授業は午後 6 時以降の 6 限、7 限においても開講している。大阪市内で働く大学院生の交通の便を図るため、大阪市内の天六キャンパスと高槻キャンパスをテレビ会議システムで結び、講義や演習を行っている。また、社会情報学の一部の講義は、夜間に天六のみで開講するように配慮している。さらに、履修を 2 年に限定するのではなく、3 年間かけてじっくり学習する制度を設けている。

表Ⅱ-情研-5　天六キャンパスでの授業開講状況

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度	2007 年度
全体開講授業数	50	50	59	58	58
天六開講授業数（遠隔授業を含む）	20	21	23	18	12
天六での開講率（%）	40%	42%	39%	31%	21%

修士論文に向けての研究においては、なるべく社会経験が活かせるようなテーマを設定し、社会人ならではのフィールドを活用したデータ収集を促している。具体的には企業内教育、企業における WBT 教材の開発などである。

また、2002 年度より、社会人入学に対する啓蒙活動を行っており、説明会や講演会を実施している。これによって、学習機会の存在に気付かなかった社会人の潜在的ニーズを掘り起こそうとしている。近年の在籍者数は、以下のとおりである。

表Ⅱ-情研-6　在籍社会人数

年度	社会情報学専攻	知識情報学専攻
2003 年度	11	1
2004 年度	12	2
2005 年度	10	1
2006 年度	10	0
2007 年度	6	0

外国人留学生については、外国語教育研究機構との連携で日本語におけるコミュニケーションの困難を克服させるように図っている。これを担当する教員が、当該研究科に 2 名配置されている。教育研究上も、自国と日本を比較するようなテーマ設定を促すなどして、学習・研究を進めやすい環境を作っている。

他方、日本人学生と外国人留学生の英語によるコミュニケーションを図ることにも力を入れている。これは日本人学生の語学力向上の機会ともなっている。これを支援するために 2005 年度より英会話を自律的に学べる e-learning 教材を導入している。

表Ⅱ-情研-7　在籍留学生数

年度	社会情報学専攻	知識情報学専攻	総合情報学専攻
2003 年度	2	2	0
2004 年度	0	0	0
2005 年度	1	0	0
2006 年度	2	2	0
2007 年度	4	2	0

【点検・評価】

教育課程上の配慮としては、社会人が夜間開講のみで単位を修得できるように、十分な講義を開講している。今後は、社会人入学のインセンティブを高めるために、例えば教育情報化コーディネーターの 3 級、2 級資格に向けた講義なども検討課題としたい。また、2005 年度より学部で取得が可能になった、高等学校教諭一種数学、公民の教育職員免許状の取得などとからめた履修形態についての配慮などが考えられる。

留学生への配慮事項で最も重要なものは言語のサポートだと考えられるが、学部において「日本語」、「日本事情」などを開講しているので、大学院生も履修できるようになっている。しかし、大学院独自の科目は開講していないので、今後検討すべき課題である。また、各母国の文化事情や既習事項を反映した研究ができるような支援も考えられるが、今のところそこまでの個別的な教育的配慮はできていない。研究テーマとして、自国と日本の比較をベースにするような研究が散見されるのみである。

エ　生涯学習への対応

【現状の説明】

社会の要請である生涯学習への対応として、本研究科では開設時より昼夜開講制を採り、社会人のアクセスの良い天六キャンパスと高槻キャンパスを結ぶ遠隔授業システムによって、授業及び研究指導を行っている。

また、2003 年度・2004 年度は、高槻市教員初任研修会の一端を担い、ワークショップのファシリテーターを本研究科の大学院生がつとめたが、2005 年度以降は実施していない。対象者が増大し、研修方法が変更されたため、大学との連携がとれなくなっているからである。今後も要請があれば、実施する準備がある。

情報教育に関するシンポジウムやセミナー、ワークショップの開催も積極的に行っており、2006 年度には文部科学省の助成事業の一環としてシンキング・ツールを用いた授業に関するワークショップを札幌市と高槻市で、2007 年度には ICTE 情報教育セミナーを吹田キャンパスで主催している。これらの講師の一部、あるいはグループ討議の司会などを本研究科の大学院生が経験できるように、企画している。これらは、対外的には生涯学習としての開放講座のように見えるが、本研究科の学生にとっては貴重な学習の機会となっている。

【点検・評価】

現在、上記のとおり、ある程度の社会貢献として生涯学習を視野に入れた活動を行っているが、より積極的な行事開催を検討する必要がある。そのためには、広報における高槻市との連携強化などの方策を検討すべきである。また、大学院生の実地経験を積ませる行事に関して、民間企業や公的機関と連携したシンポジウム、セミナー、ワークショップを増やしていく方向で検討したい。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

教育・研究指導の効果の測定が自己満足的にならないように、第三者からの評価を受ける好機である学会

発表及び論文誌への投稿を大学院生に積極的に促している。こうした研究業績の提出を大学院生に求め、その量と質によって指導効果を測定している。また、最終的には、公聴会や口頭試問を伴う修士論文や博士論文の審査を通して、教育・研究指導効果の質的測定を行っている。

2006 年度の進路状況は、前期課程が修了生 45 名のうち、進学が 6 名（13.3%）、公務員・教員が 8 名（17.8%）、民間企業 25 名（55.6%）、その他 6 名（13.3%）であった。後期課程は修了生 4 名のうち、大学教員が 3 名、研究機関 1 名であった。

【点検・評価】

大学院生に提出を求めている研究業績報告は義務ではなく、総合情報学研究科として統一的な評価ができているわけではない。研究業績の報告を徹底するとともに、各専門領域の特徴を考慮した評価基準の設定に向けて検討を行っている。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

総合情報学研究科の成績は、評語（優、良、可）をもって大学院生に発表され、その評価基準は 100 点満点の素点をもって採点されている。優が 80 点以上、良が 70～79 点、可が 60～69 点である。60 点未満は不可とされる。

講義科目においては、定期試験の代わりに、各授業科目担当者の判断により、授業時の討論、講読、資料収集、レポート作成等が評価の対象とされる場合もあり、いずれも素点による評価がなされる。

前期課程の課題研究科目における研究指導は、多くの場合、複数の教員によるプロジェクト形式が採用されていて、関係する複数教員の合意による成績評価が素点によって行われている。

【点検・評価】

素点による評価は受講生の相対的評価をより綿密に、より厳格に行う方向に働いているといえる。しかしながら、科目の内容や担当者の方針により評価基準に少なからぬばらつきがあるものと思われる。これについては、FD 活動等を通じて、研究科における各種授業科目の位置づけや目的について授業担当者間の意識の統一を図っていく必要があると思われる。

ウ　研究指導等

【現状の説明】

博士課程前期課程では、大学院生は、入学時において、専攻別の課題研究科目（プロジェクト）のいずれかを選択しなければならない。課題研究科目の多くは、複数の教員による研究指導体制がとられている。履修指導については、基本的に、大学院生が選んだ課題研究の論文指導を担当する教員が行う。課題研究科目は、2007 年度において、社会情報学専攻 8 科目と知識情報学専攻 9 科目を合わせて計 17 科目が提供されている。

専攻については、社会情報学専攻と知識情報学専攻の区別があるが、課題研究テーマと関連させて、大学院の総合性を活かすように指導している。したがって、課題研究や論文指導など直接研究テーマに関係するものをのぞいて、ほぼ全ての講義において両専攻の学生が共に履修している。

課題研究科目では、課題研究を進めるための専門的知識を与え、研究テーマの決定、資料収集、調査、実験その他の研究活動において大学院生の研究指導を行う。また、修士論文の作成指導は、論文指導担当教員が行う。

博士課程後期課程では、①高度情報システム、②応用ソフトコンピューティング、③認知情報処理、④意思決定システム、⑤マルチモーダルコミュニケーションの五つの研究領域の中から一つを選択し、研究を進めている。研究領域の選考に当たっては、研究計画に基づいた選考が行われる。

履修・研究指導は指導教員から受けるが、博士論文作成にあたっては、当該研究領域の他の研究指導担当

者からも指導を受け、研究内容についてより広く深く思索できる体制が組まれている。

総合情報学研究科の演習は、前期課程・後期課程のいずれにおいても個別指導を重視して行われている。さらに、研究領域とその中に位置するプロジェクト形式を採用していて、複数の教員による研究指導が可能となっている。そこでは、チームティーチングの状況が生まれ、学生と教員の多対1の関係による指導ではなく、多対多のディスカッションを通して、具体的な問題をより専門的な議論を基に考察できるようになっている。

また、指導に当たって多くのプロジェクトでは、研究対象領域における現場との連携を図り、実際の業務との関わりの中で研究テーマを追究させることも積極的に行っている。さらに、2003 年度に設置されたネットワーキング研究センター（文部科学省学術フロンティア推進事業、文部科学省オープン・リサーチ・センター整備事業による）における研究活動と関連領域の大学院生の研究についても積極的に連携を図り、大学院生に対して高いレベルの研究機会を提供している。

特筆すべき事として、研究成果を国内外の学会において発表することを促すため、大学院として旅費を支援する体制をとっていることがあげられる。ちなみに、大学院生の学会参加に対する学会研究発表支援制度（学会補助費）を活用した実績は次のとおりで、研究成果の発信においても積極的であることがうかがえる。

表Ⅱ-情研-8　学会研究発表支援制度（学会補助費）活用実績

		2005 年度	2006 年度
前期課程	発表支援	49 名（内国際学会が 21 名）	42 名（内国際学会が 10 名）
	学会参加補助	8 名	3 名
後期課程	発表支援	9 名（内国際学会が 4 名）	16 名（内国際学会が 8 名）
	学会参加補助	2 名	1 名

さらに、ネットワーキング研究センターにおける PD や RA としての活動が、当該学生の研究活動を効果的に支えている。国内外における研究発表も、ネットワーキング研究センターにおける研究費によって支援されており、着実に業績を蓄積することができている。

【点検・評価】

現在のところ、指導教員のほか複数の教員による研究指導の体制は円滑に運営されていると評価できるが、2004 年度より実施している大学院レベルの FD 活動とも連動させて、さらなる効果を目指した改善・改革を検討していきたい。

国内外の学会での発表に対する支援は、大学院生にも好評であり、着実な成果を上げてきている。今後はさらに、外部研究資金の獲得などにより、支援の質を高めていきたい。

さらに、他大学の優秀な教員、学外専門家との関係による柔軟な指導体制をとる方策も検討に値する。その意味でも、2007 年度をもって終了する現在のネットワーキング研究センター関連の事業については、新規・継続を含めて、事業の継続を図るよう努力する必要がある。

エ　教育・研究指導の改善

【現状の説明】

総合情報学研究科では、課題研究科目（前期課程）及び研究領域（後期課程）に複数の指導教員を擁している。教育・研究指導の責任は指導教員にあるが、大学院生は複数の教員から指導を受けることが可能であり、教員は日常的に相互の指導法について交流を図ることができる。また、若手教員を積極的に課題研究科目の担当者に登用することで、教育・研究指導の活性化を図っている。

2004 年度からは全学的な取組の一環として統一的なフォーマットによるシラバスを Web 上に公開している。ここでは各授業の概要のみならず、各回の授業計画や参考図書等、詳細な情報が公開されており、受講生のみならず、受験生へ向けた情報公開の役割も果たしている。

2005 年度からは、講義科目に関する学生授業評価アンケートの実施が全研究科の取組として開始され、

授業改善の資料として利用されることになった。

【点検・評価】

総合情報学研究科の大学院生は、前期課程では課題研究科目において、後期課程では研究領域において、複数教員による指導を受ける機会が保障されている。教員自身は、このような共同研究の場で学生を指導することで、相互に指導方法の研鑽を積むことができる。また、若手教員を積極的に課題研究科目に迎え入れることで、教育・研究活動の活性化を図るだけでなく、若手教員自身の教育力の向上に寄与している。

大学院レベルのFD活動を2004年度より実施しているが、学生授業評価アンケートについては、受講生が少ない授業もあり（場合によっては1人）、学部のFDとは異なり匿名での授業評価は難しい。そのことを前提として、より効果の上がる指導方法を学生と共に検討できる機会を設ける方策を検討している。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

総合情報学研究科のミッションの一つは「高度な専門知識を有する職業人」の育成であり、この観点から、社会人が働きながら学ぶことも積極的に支援してきている。そのための環境として、大阪都心部にある天六キャンパスにサテライト教室を設けており、ここでは高槻キャンパスとの双方向遠隔授業システムを利用した授業が行われている。また、授業時間についても、社会人大学院生の便宜を考えて昼夜開講制を採用している。

研究指導を行う課題研究科目においては、複数教員の担当によるプロジェクト形式を採用していることから、教員と大学院生の多対多の研究討論を可能にするチームティーチングの状況が生まれている。また、「高度な専門知識を有する職業人」の育成という観点から、ベンチャービジネス等の実際の業務との関わりの中で研究指導が行われているケースもある。

【点検・評価】

天六キャンパスと高槻キャンパスの双方向遠隔授業システムによる講義科目の開講は、とくに大阪都心部に勤務する社会人大学院生にとって有効な授業形態となっている。しかしながら、この遠隔授業そのものが、双方向ではあっても、直接の対面形式の授業形態ではないことから、担当者によってはかなりの制約を感じているケースもある。双方向遠隔授業のより効果的な活用を図るために、遠隔授業担当者への授業支援もFD活動のテーマとして検討する必要がある。

(3) 学位授与・課程修了の認定

前期課程では、社会情報学専攻は口頭試問を、知識情報学専攻は公聴会を開き、指導教員と副査2名が審査する。その結果を研究科委員会に報告し、研究科委員会はその報告をもとに審査を行い、学位授与の議決を行っている。学位の授与は年2回（3月と9月）行われる。

後期課程では、指導教員である主査1名と副査2名からなる審査委員会（必要に応じて専門委員が研究科内外から選出される）が後期課程演習指導担当者から構成される審査部会によって組織される。審査開始にあたっては論文提出者がすでに相応の研究業績を有していることが求められる。審査は公聴会における発表と審査委員会による口頭試問によって行われ、学位授与は審査部会の審議を経て、研究科委員会で了承される。

ア　学位授与

【現状の説明】

前期課程及び後期課程における過去2年間の学位取得者数を表Ⅱ-情研-9に示す。

表Ⅱ-情研-9　学位取得者数

		2005 年度		2006 年度	
		2005 年 9 月期	2006 年 3 月期	2006 年 9 月期	2007 年 3 月期
学位（修士）	社会情報	0	12	0	15
	知識情報	0	29	3	27
	合計	0	41	3	42
学位（博士）	総合情報学	1	1	0	4

【点検・評価】

後期課程の標準修業年限である 3 年での博士の学位授与状況に改善が求められる。後期課程の入学定員は 8 名であり、2002 年度から 2004 年度の 3 ヵ年においても平均 5 名の入学者を得ている。2006 年度の学位授与者は 4 名であって、全員が標準年限内に学位を取得できているわけではない。その要因の一つとして、博士論文提出の前提条件として、査読付論文誌への 2 件以上の研究業績を求めていることがあると思われる。査読誌掲載には投稿から出版まで時間がかかるため、この条件を 3 年間でクリアするには大きなハードルとなっている可能性がある。しかしながら、この博士論文提出の前提条件は、研究の質を第三者評価によって担保するという役割を果たすものであり、今後も継続されるべきものである。今後は、研究の質を下げることなく 3 年間で学位が取得できるよう、前期課程との連携強化も含めて、後期課程における日常的な研究指導の体制強化に努めていく必要がある。

イ　課程修了の認定

【現状の説明】

博士課程前期課程においては、課題研究科目 8 単位、論文指導 2 単位のほか、前期課程に配置されている専門領域科目及び共通科目から 20 単位以上を含めて計 30 単位以上を修得しなければならない。ただし、所属外専攻の専門領域科目を修得した場合は、4 単位まで共通科目に充当することができる。さらに、指導教員が当該学生の研究上特に必要と認めたときは、追加科目として、他の専攻もしくは他の研究科または他の大学院の教育課程について修得した授業科目の単位を、所定の単位数に充当することができる。

修士論文の作成については、大学院生は課題研究科目の担当者である指導教員から詳細な指導を受けた後、修士論文計画書を提出する。計画書に基づき、総合情報学研究科委員会において、主査となる指導教員のほか、副査 2 名を選出する。同一課題研究科目から必要数の副査を選出できない場合は、他課題研究科目から選出する場合もある。修士論文提出後は、口頭試問（社会情報学専攻）・公聴会（知識情報学専攻）による最終試験を行い、審査委員が合否を判定している。最終的に学位授与の可否については、研究科委員会において判定される。修士の学位授与は 3 月と 9 月に行われる。

博士課程後期課程においては、後期課程に配置されている講義科目から 2 科目 4 単位以上を修得しなければならない。

課程博士の学位を取得しようとする者は、所定の博士論文計画書を、博士論文提出の前に指導教員の承認を得たうえ、提出しなければならない。博士論文を提出するためには、査読付論文誌への発表を基準とした相応の研究業績をすでに有していることが求められる。所定の修業年限（3 年）のうちに博士論文を提出できなかった場合は、規定の年限内に提出することが可能である。

提出された博士論文の審査は、指導教員である主査 1 名及び副査 2 名からなる審査委員に委ねられる。審査委員は後期課程演習指導担当者から構成される審査部会で決定し、論文査読の後、博士論文提出者に対する最終試験（口頭試問）・公聴会が実施され、主査と副査の連名になる審査報告書が審査部会に提出される。審査部会及び研究科委員会で学位授与の承認を受け、学位授与を決定すると研究科長会議において承認を受けた後、学長に報告される。これらの手続きは「関西大学学位規程」に定められており、審査手続きの客観性・透明性が保持されている。また、審査内容は、合格した博士論文に関して『博士学位論文－内容の要旨及び審査の結果の要旨』という冊子として印刷に付され公表されている。博士の学位授与は年 2 回（3 月と

9 月）に行われる。

【点検・評価】

前期課程、後期課程とも、審査の透明性・客観性が制度として保障されており、審査は適正に行われている。とくに、博士の学位については、博士論文提出の前提条件として、査読付論文誌への 2 件以上の発表を要求しており、研究の水準を第三者評価によって担保する制度として継続されている。

大学院学則第 24 条及び第 25 条に、優れた業績を上げた者については標準修業年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価される。今後は、この制度の適用を目指して、研究指導体制をさらに充実させる方策を検討する必要がある。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

総合情報学研究科の大学院生には、研究発表の機会として、総合情報学部紀要『情報研究』への投稿が認められている（総合情報学部専任教員との連名発表のみ）。過去 3 年間の発表件数は表Ⅱ-情研-10 のとおりであった。

また、総合情報学研究科に学ぶ大学院生の学会発表件数並びに学術雑誌への投稿件数は、表Ⅱ-情研-11 に示すとおりであった。

単位互換制度を利用し他の大学院で単位を取得した学生は、2003 年度と 2005 年度にそれぞれ 1 名であった。一方、他大学院からの履修希望者はいなかった。

表Ⅱ-情研-10　大学院生の総合情報学部紀要『情報研究』への投稿数

	2004 年度	2005 年度	2006 年度
前期課程	0	4	2
後期課程	2	0	0

表Ⅱ-情研-11　大学院生の学会発表件数並びに学術雑誌への投稿件数

	学会発表件数				学術雑誌への投稿件数			
	2005 年度		2006 年度		2005 年度		2006 年度	
	国内	国外	国内	国外	邦文	欧文	邦文	欧文
社会情報学専攻	5	6	14	7	2	0	1	0
知識情報学専攻	29	21	34	16	7	1	10	3
総合情報学専攻	15	20	14	23	11	1	13	4

全研究科の制度として、関西大学の大学院生は、国内外の学会で発表する際に補助を受けられる。本研究科大学院生の利用者は、以下のとおりである。

表Ⅱ-情研-12　国内外学会発表等補助費利用者数

		2004 年度		2005 年度		2006 年度	
		M	D	M	D	M	D
学会補助（国内）	申請者数（単位：名）	33	9	36	7	35	9
	申請者の割合（申請者／在籍者、単位：%）	30.8%	47.4%	33.6%	35.0%	34.7%	33.3%
外国の学会での発表に対する補助	申請者数（単位：名）	9	4	8	2	3	1
	申請者の割合（申請者／在籍者、単位：%）	8.4%	21.1%	7.5%	10.0%	3.0%	3.7%
在籍者数（5 月 1 日現在）		107	19	107	20	101	27

この他にも、コピー補助（前期課程：年間 1,500 枚、後期課程：同 2,000 枚）、製本表紙の補助等、研究活動を支援する体制が整えられている。

国際交流については、課題研究単位で進められている。社会情報学専攻の課題研究「情報通信技術（ICT）と新しい教育」では、海外との交流学習支援（2005 年度 3 件、2006 年度、2007 年度各 4 件）、ボリビア・ミャンマーからの研修員（JICA 派遣）受け入れ（2005 年度、2006 年度各 2 件）、シリア・フィリピンにおける ICT を活用した教育プロジェクトへの参加（2005 年度、2006 年度各 2 件、2007 年度 3 件）、韓国漢陽大学との共同研究会（2005 年度、2006 年度、2007 年度各 1 件）等の活動を行っている。知識情報学専攻の課題研究「インテリジェントコンピューティングの応用」では、アメリカ・コロラド大学及びカナダ・ブリティッシュコロンビア大学との共同研究、共同セミナー等の交流を行っている。

【点検・評価】

指導教員との共同研究の発表の場として、総合情報学部紀要への投稿が認められている点は評価できるが、総合情報学部専任教員との連名発表に限られるため、大学院生による投稿件数は必ずしも多くない。また、国内外での研究発表や論文発表、研究交流などが活発に行われている、学会発表補助の申請率があまり高くない。

したがって、大学院生が単独で研究論文を発表できる機会を設けることが必要であり、学会発表補助については、制度の活用を促すよう、指導教員からの働きかけを強化することとしている。

4　学生の受け入れ

総合情報学研究科は、社会の急速な情報化に対応し、新しい情報環境を創造し指導して行くための高度な専門的知識と技能を有する人材の育成を重要課題としている。

前期課程では、高度な専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人たる「情報スペシャリスト」の養成を目的としている。

後期課程では、研究並びに高度に専門的な業務において自立的に研究活動を行い、21 世紀の情報環境における新しい分野を創造して行けるような「情報パイオニア」の養成を目指している。

学生の受け入れに関する考え方は、本研究科の研究科委員会において随時議論されるとともに、大学院入試に関する懇談会の場で全学的に議論され、見直していく体制ができている。以上のような理念・目的・教育目標の実現を目指して、入学試験を実施している。

【現状の説明】

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法

本項で述べる学生募集の方法、入学者選抜方法等の学生受け入れに関する情報は関西大学大学院ホームページ、学生募集要項（冊子であるがホームページからも郵送の請求が可）において広く社会に開示している。また全学的に行われる大学院進学説明会でも説明している。

ア　博士課程前期課程

本課程には、社会情報学専攻と知識情報学専攻の 2 専攻がある。入学者受け入れの基本方針は、大学卒業程度の基礎学力と研究意欲を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する課題研究科目の問題を選択しなければならならい。

（ア）入学定員

本課程の収容定員は、社会情報学専攻が 40 名（内 20 名が社会人）、知識情報学専攻が 40 名（内若干名が社会人）である。

（イ）学内進学試験

本学総合情報学部の卒業予定者を対象とし、卒業研究指導教員の推薦を受けた者に受験資格が与えられる。試験は、筆記試験と口頭試問によって行う。筆記試験科目は、専門科目１科目である。実施時期は毎年５月である。

（ウ）一般入学試験

本学卒業生（予定者を含む）だけでなく、他大学出身者にも同様に受験資格がある。試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験科目は、専門科目１科目である。実施時期は９月と２月である。

（エ）外国人留学生試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、専門科目１科目、である。実施時期は 9 月である。受験資格は、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者（ただし日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除く）で、日本語能力試験１級に合格している者、または日本留学試験で日本語 219 点以上得点している者、である。

（オ）社会人入学試験

大学卒業後３年以上経過したものを対象とする。試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験は、専門科目１科目である。実施時期は９月と２月である。

（カ）入学試験状況

過去 3 年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-13 に示す。この表を見ると、社会情報学専攻では、学内受験生の割合が比較的少なく、一般入試と社会人で常に過半数を超えており、これに若干の留学生という傾向が続いている。一方、知識情報学専攻では、2005 年の社会人 1 人を除き、学内進学と一般入試によって受験者が占められていることがわかる。

表Ⅱ-情研-13　前期課程入学試験状況　2005～2007 年度

		社会情報学専攻				知識情報学専攻			
年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2005	学内	6	6	6	5	13	13	13	11
	一般	14	13	8	8	25	25	20	19
	外国人留学生	2	2	1	1	0	0	0	0
	社会人	4	3	3	3	1	1	0	0
	計	26	24	18	17	39	39	33	30
2006	学内	3	3	3	2	15	15	14	13
	一般	9	9	8	8	18	16	15	15
	外国人留学生	6	6	2	1	0	0	0	0
	社会人	1	1	1	1	0	0	0	0
	計	19	19	14	12	33	31	29	28
2007	学内	6	6	6	6	14	14	14	13
	一般	8	7	6	6	12	12	9	9
	外国人留学生	1	1	1	1	0	0	0	0
	社会人	2	2	2	2	0	0	0	0
	計	17	16	15	15	26	26	23	22

イ　博士課程後期課程

本課程は、総合情報学専攻の１専攻である。入学者受け入れの基本方針は、研究者として将来自立してゆける潜在能力を有する者を入学させることである。入学試験における筆記試験の専門科目は、受験生が志望する研究領域からの出題を選択しなければならない。

（ア）入学定員

本課程の入学定員は、８名である。

（イ）一般入学試験

博士課程前期課程を修了（予定者を含む）した者を対象とし、試験は筆記試験と口頭試問により行われる。筆記試験科目は、専門科目1科目及び外国語1科目（英語）である。実施時期は9月及び2月である。

（ウ）外国人留学生入学試験

外国人を対象とした選考で、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験科目は、専門科目1科目、外国語1科目（英語）である。実施時期は9月である。受験資格は、①外国の大学院において修士の学位を得た者、又は修士に相当する学位を得る見込みの者で、なおかつ、日本語能力試験1級に合格している者、または日本留学試験で日本語219点以上得点している者、②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者、である。

（エ）入学試験状況

過去3年間の入学試験状況を、表Ⅱ-情研-14に示す。

表Ⅱ-情研-14　後期課程入学試験状況　2005～2007年度

年度	区分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数
2005	一般	5	5	5	5
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	5	5	5	5
2006	一般	8	8	8	8
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	8	8	8	8
2007	一般	9	9	9	9
	外国人留学生	0	0	0	0
	計	9	9	9	9

(2) 門戸開放

総合情報学研究科では、多様な募集方法を採用することで、他大学出身者、社会人、外国人に広く受験機会を提供している。また、過去の入学試験問題は閲覧可能であり、すべての入学希望者に対して、受験に必要な情報が公開されている。こうした大学院の入試情報は、本学ホームページやパンフレットを通じて積極的に広報している。表Ⅱ-情研-15に他学部・他大学出身入学者の推移を示す。

表Ⅱ-情研-15　総合情報学部出身入学者と他学部・他大学出身入学者数（博士前期課程）

専攻・入学年度 / 区分	社会情報学専攻			知識情報学専攻		
	2005	2006	2007	2005	2006	2007
総合情報学部出身入学者	11	7	10	28	24	21
本学他学部出身入学者	0	0	0	1	0	1
他大学出身入学者	6	5	5	1	4	0
合計	17	12	15	30	28	22

(3) 社会人の受け入れ

総合情報学研究科博士課程前期課程では、高度な専門的知識を有し、社会の各分野で指導的役割を果たす職業人を養成するという目的から、社会情報学専攻の入学定員40名中20名を社会人に割り当てている。さらに社会情報学専攻では、天六キャンパスでの遠隔講義を実施しており、天六キャンパスでの夜間の教育課程のみで所定の単位を修了できるようにしている。また、社会人学生のみを対象とするものではないが、総合情報学研究科の前期課程では、修業年限を3年とする長期在学制度も実施している。このように、職業を

持つ社会人に対して積極的な受け入れ態勢を整えている。

(4) 科目等履修生・聴講生等

関西大学大学院では、春学期・秋学期それぞれに4年制大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると志望研究科が認める者を対象に、1学期3科目を上限とする科目等履修生制度及び聴講生制度を設けている。科目等履修生制度による履修生数は、2003年度と2004年度は春学期・秋学期とも各1名、2005年度は秋学期に1名であった。また、聴講生制度による履修者数は2001年度に1名であった。

(5) 定員管理

総合情報学研究科の定員と在籍者数、在籍学生数比率を表Ⅱ-情研-16 に示す。2007 年度の収容定員に対する在籍学生数比率は、前期課程で0.55、後期課程で1.29であった。

表Ⅱ-情研-16　博士課程前期課程及び後期課程の在籍学生数比率一覧

課程・専攻 ＼ 年度			2003	2004	2005	2006	2007
前期課程	社会情報学	在籍者数（人）	48	45	40	37	34
		収容定員	110	110	110	80	80
		定員充足率（%）	43.6	40.9	36.4	46.3	42.5
	知識情報学	在籍者数（人）	60	62	67	64	55
		収容定員	50	50	50	80	80
		定員充足率（%）	120	124	134	80.0	68.8
	計	在籍者数（人）	108	107	107	101	89
		収容定員	160	160	160	160	160
		定員充足率（%）	67.5	66.9	66.9	63.1	55.6
後期課程	総合情報学	在籍者数（人）	15	19	20	27	31
		収容定員	24	24	24	24	24
		定員充足率（%）	62.5	79.2	83.3	112.5	129.2

【長所】

前期課程社会情報学専攻では、本学出身者の割合が少なく、また、常に一定数の社会人が在籍しており、多様な学生を受け入れているといえる。

一方、前期課程知識情報学専攻では、逆に学内進学入試による入学者が多くを占め、2007 年度は過半数となっている。これは、卒業研究1年と前期課程2年を連携させた教育・研究という同制度の趣旨を積極的に活用できているものとして評価しうる。

後期課程については、受験者数、在籍者数比率とも、適正な状態を維持していると考えられる。

【改善の効果】

2005 年度までは前期課程社会情報学専攻における在籍者数比率の低下が著しかった一方で、前期課程知識情報学専攻の在籍学生数比率は増加傾向にあった。このため、2006 年度より表Ⅱ-情研-17 のように入学定員を変更した。この変更に伴い、社会情報学専攻の定員充足率は安定して 40%台を維持することが可能となり、改定には一定の効果があったといえる。一方、知識情報学専攻では定員変更に伴い定員充足率は低下したが、それまでの 100%超という状況から、2006 年度以降は 70～80%の安定した充足率となっており、こちらの方も改定には一定の効果が認められる。また、学内紀要への投稿件数や学会発表件数等が、この 2 年間で極端に減少しているということはなく、国際交流も従来のように活発に行われていることを考慮する

と、この入学定員の変更が教育並びに研究にとくにマイナスの影響を与えることはなかったと考えられる。

表Ⅱ-情研-17　入学定員・収容定員の新旧対照表　　（　）内は社会人入学定員

	2005 年度以前		2006 年度以降	
	入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
社会情報学専攻	55（25）	110	40（20）	80
知識情報学専攻	25（若干名）	50	40（若干名）	80

5　教員組織

本研究科は、教育目標を達成するために、情報学の多様な領域において専門性を有する教員を配置し、適切な教育・研究指導が少人数で行える体制を整備している。また、専門的研究領域を補完するため、客員教授や非常勤講師を任用し、教育の充実を図っている。

(1) 教員組織

【現状の説明】

本研究科は、総合情報学部を基礎として開設された。高度の専門知識を有する職業人たる「情報スペシャリスト」の養成をめざす博士課程前期課程は、社会情報学専攻（入学定員 40 名）と、知識情報学専攻（入学定員 40 名）の 2 専攻からなる。さらに高度の研究能力をもつ「情報パイオニア」の育成をめざす博士課程後期課程は、総合情報学専攻（入学定員 8 名）の単一専攻からなる。

本研究科の専任教員はすべて、関西大学大学院学則第 33 条により、総合情報学部教員の兼担である（ただし、2007 年度においては総合情報学部から他学部へ移籍した教員 1 名を含む）。2007 年度の兼担状況及び研究科委員会構成状況は表Ⅱ-情研-18 のとおりである（以下、博士課程前期課程を M、同後期課程を D と略記する場合がある）。

表Ⅱ-情研-18　2007 年度大学院授業担当者数（研究科委員会構成員数）

	教授	准教授	計
学部専任教員数	40	10	50
M 講義担当者数	41	9	50
M 研究指導担当者数	39	0	39
D 講義担当者数	16	0	16
D 研究指導担当者数	11	0	11
研究科委員会構成員数	41	9	50
同オブザーバー数	0	1	1

2007 年度は、総合情報学部専任教員 50 名のうち 49 名、すなわち 98.0%が本研究科の授業もしくは研究指導を兼担している。学部及び本研究科の学際的性格を反映して、教員の専門領域は人文社会系から理工系まで多彩である。なお、大学院を兼担する専任教員 50 名中 33 名が博士の学位を有している。

上述のとおり、本研究科の構成員は大学院を兼任する学部専任教員 49 名であるが、学部教育との連携を密にしてできるだけオープンな議論をし、また教員間の情報交換をも図るため、それ以外の学部専任教員 1 名もオブザーバーとして研究科委員会に参加している。

2007 年度の学生収容定員及び在籍者数は表Ⅱ-情研-16 のとおりであり、専任教員 1 人当たりの学生数は、前期課程で 1.78 名、後期課程で 1.94 名である。

なお、本研究科では、現在のところ、任期制は実施されていないが、客員教授制を導入しており、必要に応じ、ほぼ毎年、数名、研究業績がすぐれ、教育歴も長い他大学の教員や研究所員を客員教授として迎え入

れている（2007 年度は 2 人）。

【長所と問題点】

学生数からみた教員数は適正であると評価できる。しかし、大学院の授業を担当する専任教員全員が学部に属する兼担であり、大学院での授業負担が増えても、学部における授業担当は軽減されない。したがって、教員には学部の授業も含めてかなり重い授業負担がかかることになり、また現に一部の教員にそれが現実となっている。これは、質の高い教育と研究を維持するためには放置できない問題である。

教員の運営組織の形態は、オープンな議論が保証されており、妥当なものと評価できる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員の授業負担の問題は、財政的に学部の授業料収入への依存度が高い私立大学の宿命ともいえるものであり、本学においてもその根本的解決は困難である。しかし、大学院で相当の時間数の授業を担当し、かつ学部で就業規則による責任時間数を大幅に超えて授業を担当する教員については、学部の授業担当に際して大学院での授業負担を考慮するということで研究科委員会と教授会との間でほぼ合意ができつつある。この合意の実現に向けて学部執行部と大学院運営委員会との間で検討する。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

大学院棟内にあるネットワークセンターでは、職員数人と業者が常駐し、キャンパス・ネットワークの保守管理を集中的に行い、かつ必要に応じてネットワーク関連のハード、ソフト両面に関する教員や学生の相談を受けている。

本研究科においては社会人の勉学を容易にするため昼夜開講のカリキュラムを編成している。また、大阪の都心部で勤務する社会人への便宜を考慮し、天六キャンパスで平日の夜間の講義を行っており、社会情報学専攻の一部においては、天六キャンパスのみでの受講で修了することができる。天六キャンパスと高槻キャンパスとは双方向 TV 会議システムによる遠隔授業を行っており、天六キャンパスでの直接授業のほか、高槻キャンパスからの遠隔授業を受講することもできる。天六キャンパスの授業時間中は TA（2007 年度は 1 名）が勤務しており、双方向 TV 会議システムの操作、教材の印刷などの教育補助を行っている。

【点検・評価】

ネットワーク関連の相談に応じうる、専門知識を有する職員の常駐配置は基礎的な研究支援体制として評価できる。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

本大学院学則第 33 条により、関西大学大学院もしくは本研究科としての募集・任免・昇格に関する基準は、学部専任教員としての募集・任免・昇格以外には存在しない。

しかし、当然ながら学部専任教員の募集・任用・昇格に際して、学部の人事委員会及び教授会における審査や決定は、大学院教育における兼担も視野に入れられている。募集に関しては、公募が原則となっている。

開設当初本研究科の場合、学部専任教員の大学院兼担に関しては、開設申請時の文部省（現文部科学省）大学設置・学校法人審議会の資格審査の結果によって、その初期状態がきまった。そのため、完成年度以後も、学部教員の大学院教育の担当は資格審査を経ることになっている。

この資格審査は、以下の手続きでなされる。M 講義、M 研究指導、D 講義、D 研究指導、それぞれの担当資

格について、研究科委員会の資格内規に則って、1 件ごとに主査 1 名、副査 2 名以上によりなる審査委員会を設け、当該資格を既に持っている者全員からなる審査部会に審査結果を報告・票決し、さらに研究科委員会において報告・了承という手続きを経る。この場合の審査基準の内規は、大学院設置基準第 4 条を具体化し、研究教育経験についてはその年数、研究業績については一定期間内に公表された論文数等の目安を定めている。また、D 研究指導の資格審査にあたっては、審査をより客観的で妥当なものするため、本研究科の外部の専門家に加わってもらうことも可能としている。

【長所と問題点】

現在の手続きは概ね適切と評価できる。しかし、文理融合をめざす総合情報学部（及び本研究科）の場合、専任教員の任用や昇格審査に際して、文系、理系それぞれ他系の視点の導入が必要とされながら、導入のための実質的な方法や統一的基準が確立されているとは言いがたい。

上記の研究業績の審査において論文数の目安を定めたのは、あえて異なった専門領域間で何らかの客観的指標を設定しようとする試みであるが、現在の手続きが万全であるとは言えない。

なお、D 研究指導の資格審査に際しての他大学等、外部の専門家の評価の導入は、研究業績の質的評価が不可欠と考えての措置であり、新しい試みとして評価されるであろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本研究科の場合、上記の手続きがどのように機能するか一定の期間みる必要があるが、現在授業科目担任資格等に関して見直しが進められている。

(4) 他の教育研究組織・機関等との関係

2002 年度以降、文部科学省の進める「私立大学学術研究高度化推進事業」の補助対象として、三つの研究組織が開設されることになった。すなわち「学術フロンティア推進事業」としての①「ソシオネットワーク戦略研究センター」(2002～2006 年度、2007～2009 年度)、同じく「学術フロンティア推進事業」としての②「総合情報学研究センター」(2003～2007 年度)、そして「オープン・リサーチ・センター整備事業」としての③「知識ネットワーク基盤センター」(2003～2007 年度）である。これらはいずれも、本研究科の教員が代表を務め、本研究科の教員と学生が中心となって研究プロジェクトを推進しつつある。

「ソシオネットワーク戦略研究センター」は千里山キャンパス内の経済・政治研究所内に置かれている。これに対して、「総合情報学研究センター」と「知識ネットワーク基盤センター」という二つの研究組織を置くための新しい施設として、「関西大学ネットワーキング研究センター」が高槻キャンパス内に建設され（2004 年 3 月竣工)、外部の研究組織及び研究者との連携の下に研究が進められている。

以上の他、個々の教員レベルで関係している学内の研究組織としては、先端科学技術推進機構、東西学術研究所、経済・政治研究所、法学研究所などがある。また外部研究機関や民間企業からの受託研究の例も、個々の教員レベルでいくつか見られる。

6　研究活動と研究環境

総合情報学研究科は、情報学の理論及びその実社会における応用・活用方法について研究し、その成果をもって情報社会の進展に寄与することを目的として設置された。先述のとおり、どの研究分野においても、研究成果の活用・応用をめざすことは共通しており、それぞれが現実社会の問題の掘り起こしと解決に貢献できる人材を育成することに努めている。そのため、修士論文・博士論文の作成につながる研究活動におい

ても、実際のフィールドに理論（あるいはそれを元にしたアプリケーション）を当てはめ、実際のフィールドからあがるデータを分析・考察する「理論と実践の融合」を目指している。

【現状の説明】

総合情報学研究科は、博士課程前期課程が社会情報学専攻及び知識情報学専攻の 2 専攻で構成され、博士課程後期課程になると、両専攻が総合情報学専攻の 1 専攻に統合される。研究科の授業を担当する 50 名（2007 年度：社会情報学専攻担当 27 人、知識情報学専攻担当 23 人）の専任教員は、すべて学部所属である（ただし、総合情報学部から他学部へ移籍した教員 1 名を含む）。したがって、本項目については「第Ⅰ編　第 7 章　研究活動と研究環境」及び「第Ⅱ編　総合情報学部　第 6 章　研究活動と研究環境」を参照願いたい。

ここでは、本研究科に関わる研究活動について述べるが、文部科学省補助金による大型研究プロジェクトは以下のとおりである。

表Ⅱ-情研-19　大型研究拠点構築事業

2003 年度～：	文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア推進事業）「総合情報学研究センター」の設置（「合意形成のための認知的・数理的情報処理システムの構築」）
2003 年度～：	文部科学省私立大学学術研究高度化推進事業（オープン・リサーチ・センター整備事業）「知識ネットワーク基盤センター」の設置（「知識ネットワーク社会創造のための、人的・情報環境の構築に関する研究」）

それぞれの事業は研究科を受け持つ複数の教員の共同研究を旨とし、両方を合わせると約半数の教員が関わっていることになる。2007 年度には研究成果報告書概要を文部科学省に提出したが、それぞれに多数の研究業績を生み出すことにつながっている。

【長所と問題点】

研究科を担当する教員の競争的研究資金の獲得は活発であると評価できる。また、教員の研究成果には国際的な評価を受けているものも多く、本研究科教員の研究レベルは高いと言える。また学会の開催も積極的に行っている。

文部科学省の補助による大型研究プロジェクトも次々と成立しており、これらの研究期間終了時における成果が期待される。学内の学際的研究交流も、このようなプロジェクトあるいは学内の共同研究助成金を活用したものによって積極的に図られており、プロジェクト型の大学院運営の成果が出ていると評価される。

以上のように研究活動は基本的に活発であるが、あえて指摘するなら、これらの研究が COE の獲得につながっていないことがあげられる。競争的研究資金の導入に関する問題点も特にないが、科学研究費補助金基盤研究の場合、研究組織として学内の共同研究者を多く募ることが求められる場合があるので、それに備えた学内共同研究体制の強化という問題があげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

COE にむけた研究活動上の課題については、大学執行部とも連携しながら重点的に検討されている。科学研究費のさらなる獲得については、2003 年度から導入された科学研究費補助金申請促進制度の効果があがっている。また学内研究体制の強化に関しては、大学院プロジェクトの組織を基盤とした研究費申請を増やすことが考えられる。さらに、複数プロジェクト間の共同研究を前提とした研究申請も検討できる。

研究活動を支援する環境として重要なのは、ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）及びリサーチ・アシスタント（RA）の制度である。2003 年度より、文部科学省の補助による大型研究拠点構築事業によってリサーチ・アシスタントを置くことができるようになったが、これを充実、継続していくことが望まれる。現時点では、上述した大型研究拠点構築事業によって数名の PD 及び RA を確保できているが、補助年限の終了後の体制について検討しなければならない。

7　施設・設備等

本研究科の教育研究目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備・運用し、また充実することは重要な課題である。「情報学」という先端的な教育研究を推進するため、施設・設備が有効に機能するよう日常的に整備・運用するとともに、さらなる充実を図り、教育研究に生かしていく。

【現状の説明】

1998 年 4 月に開設された総合情報学研究科は、文系の「社会情報学専攻」と理系の「知識情報学専攻」の 2 専攻で構成されている。開設当初から博士課程の設置を想定し、学部とは別に、専用の大学院棟を高槻キャンパス内に建設した。

同研究科の特徴の第一は、情報スペシャリストの養成を目的としていることである。第二は、すでに各分野で活躍されている社会人が、働きながら学べることである。社会人の便宜を考慮し、「昼夜開講制」を採用し、大阪市内の天六キャンパスにサテライト教室を設置した。この天六キャンパスと高槻キャンパス間（図Ⅱ-情研-20）は、通信メディアを利用して結ばれており、文字・音声・動画等を一体的かつ双方向的にやり取りする遠隔授業システムによって、サテライト教室においても研究指導を受けることが可能である。

本研究科の施設・設備については以下に述べるとおりであるが、これらの管理・運用面の状況は年々変化するものであり、教員・学生からの意見・要望・改善要請は、随時研究科委員会に諮られ（学生からの意見等は教員経由で）、審議のうえで適切化が図られている。また日常の維持・管理については高槻キャンパスに中央監視室を設置し、施設・設備の定期点検を行うとともに、トラブルの発生に対して迅速に対応できる体制を整えている。

高槻キャンパス大学院棟及び天六キャンパス・サテライト教室の概要は、以下のとおりである。

(1) 高槻キャンパス大学院関連施設

①　高槻キャンパス大学院棟

鉄筋コンクリート造　3 階建　約 3,353 ㎡

(2) 高槻キャンパス大学院棟施設・設備

大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-21 を参照。

①　講義教室

この教室は 2～3 室に仕切って小教室としても使えるように配慮している。ただし、中教室 2 は、サテライト教室との遠隔授業の施設として利用している。

②　共同研究室

担当指導教員のもとで特定の課題について、特殊な機材等を使って共同研究を行う施設である。

③　セミナールーム

少人数の講義及びセミナーとして利用している。

④　ネットワークセンター

ネットワーク管理用のサーバ、端末その他の機器を備え、キャンパス・ネットワークの保守管理を集中的に行うエリアである。

⑤　オープン・アクセス・エリア

学生が自由にキャンパス・ネットワークにアクセスできるスペースである。

学生はここでインターネットや学内のサーバにアクセスでき、それによって学内外のさまざまな資料を入手できる。

⑥　プロジェクト・エリア

学生が各自選択した課題研究（プロジェクト）について共同研究を行うための拠点となる施設である。

図Ⅱ-情研-20　高槻～天六キャンパス遠隔授業イメージ図

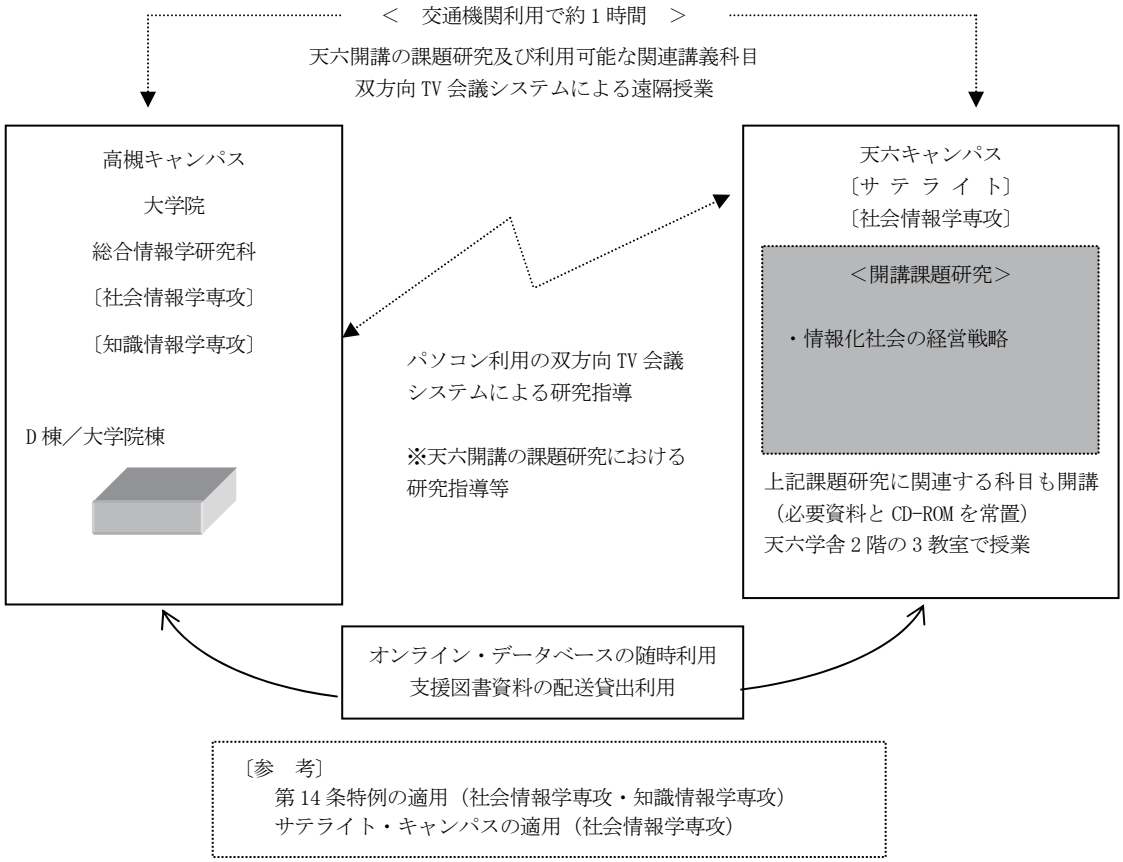

高槻キャンパスの大学院関連施設は設置当初からスロープ、身障者用エレベータ等の、車椅子での移動に配慮したバリアフリー化が行われているが、施設外の移動に関しては、キャンパス自体の立地が丘陵地であるため、自力移動が困難で人的補助が必要なスロープの存在等、充分でない点もある。

(3) 天六キャンパス・サテライト教室施設・設備

大学院のサテライトとして位置づけ、情報ネットワークを活用することにより、小規模な大学院棟と同等の教育環境を持つ。

天六キャンパスでは、総合情報学研究科専用のプロジェクトルーム、演習室、講義室及び教員研究室が設けられており、学生ラウンジについては、法人管轄の生涯教育振興施設である「エクステンション・リードセンター」の受講者と共同利用する。

車椅子利用者に対する配慮として、「エクステンション・リードセンター」のスロープ付き入口とエレベータを経由することにより、総合情報学研究科専用のエリアへのアクセスが可能になっている。

大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模・設備に関しては、表Ⅱ-情研-22 を参照。

①　プロジェクト・ルーム

関連科目の雑誌と基本的な辞書類を備え付けており、総合図書館、高槻図書室から必要な資料を取り寄せることもできる。またインターネットに接続可能な端末を設置しており、各種文献検索やオンライン・ジャーナルの閲覧もできる。

②　演習室

セミナーを行うほか、プロジェクトを実施するために必要なコンピュータ等の機材を配置する。また、学術誌を配架するほか、授業に必要な資料をいつでも入手できるようにインターネットに接続可能なコンピュータを設置している。

③　講義室

教員による直接の講義のほか、大学院棟中教室 2 と結んだ遠隔授業が実施される。そのため ISDN 3

回線を用いたテレビ会議システムを設けている。大学院の授業は比較的少人数でかつ双方向的（インタラクディブ）であることからテレビ会議システムが適当である。天六キャンパスで直接の講義をする場合は、テレビ会議システムで、高槻キャンパスの大学院棟の学生にも受講させることができる。

④　教員研究室（控室兼用）

表Ⅱ-情研-21　大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（高槻キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員１人当たりの面積（㎡）	備考（設備）
講義教室(中教室1)101	1	146.00 ㎡	99 人	1.47 ㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ
講義教室(中教室2)106	1	146.00 ㎡	63 人	2.32 ㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ、テレビ会議システム
講義教室(中教室3)109	1	146.00 ㎡	99 人	2.32 ㎡/人	教材提示装置、ビデオ装置、液晶プロジェクタ
共同研究室 102～105	4	36.00 ㎡	10 人	3.60 ㎡/人	
セミナールーム 107	1	36.00 ㎡	19 人	1.89 ㎡/人	
セミナールーム 108	1	36.00 ㎡	16 人	2.25 ㎡/人	
個人研究室	4	80.00 ㎡ (20.00 ㎡×4 室)			
ネットワークセンター	1	73.00 ㎡ (63.00+10.00 ㎡)	専任 4 人		ワークステーションサーバ、ネットワーク管理パソコン
オープン・アクセス・エリア	1	340.00 ㎡	26 人		ワークステーション、パソコン
データベース・ルーム	1	36.00 ㎡	7 人	5.14 ㎡/人	データベース・システムサーバ
プロジェクト・エリア(社) プロジェクト・エリア(知)	1	377.00 ㎡ 323.00 ㎡	102 人	6.86 ㎡/人	パソコン、プリンタ、研究活動用テーブル、製本機、裁断機、液晶プロジェクタ、キャビネット、ロッカー、保管庫、収納庫、衛星放送受信設備
ミーティングスペース(1) ミーティングスペース(2) ミーティングスペース(3)	1	49.00 ㎡ 57.46 ㎡ 59.80 ㎡	12 人 16 人 18 人	4.08 ㎡/人 3.59 ㎡/人 3.32 ㎡/人	

表Ⅱ-情研-22　大学院研究科の学生用実験・実習室の面積・規模（天六キャンパス）

用途別室名	室数	総面積（㎡）	収容人員（総数）	収容人員１人当たりの面積（㎡）	備考（設備）
プロジェクト・ルーム	1	約 53 ㎡	約 10 人	5.3 ㎡/人	パソコン、学術資料、ロッカー、保管庫
演習室	1	約 53 ㎡	約 20 人	2.65 ㎡/人	パソコン、ロッカー、保管庫
講義室	1	約 105 ㎡	約 30 人	3.5 ㎡/人	テレビ会議システム
教員研究室	1	約 45 ㎡	約 10 人	4.5 ㎡/人	

【長所】

高槻キャンパス大学院棟が建設され、学部ゼミナール教室とは別に、大学院専用のゼミ室が確保され、大学院生の研究空間は大いに満たされている。さらに、天六キャンパス・サテライト教室の施設・設備も充実している。

本研究科の施設・設備については、既に環境が整っていると考えられる。大学院棟に設置した、コンピュータとその周辺機器、及びそれらのソフトウェアについても、たえず最新の機器、バージョンに対応できるよう、毎年一定の予算を計上して対処しており、適切であると評価できる。

【問題点】

現在利用されている高槻キャンパスと天六キャンパスとの遠隔授業システムは、ISDN 回線を利用した、いささか旧式のシステムである。そのため、双方向のコミュニケーションが必ずしも円滑とは言いがたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

高槻キャンパスと天六キャンパス間の遠隔授業システムを最新のインターネット技術を利用したシステムへと改善するための具体的な検討を行っている。また将来的には、二つのキャンパス間だけではなく、千里山キャンパスや他大学、他の研究機関との遠隔コミュニケーションシステムへと発展させていく事が必要であろう。

8　管理運営

【現状の説明】

総合情報学研究科の管理運営に関する規程は、『関西大学大学院学則』（以下、学則という）に定められている。総合情報学研究科の最高意思決定機関である研究科委員会は本研究科における教学上の管理運営に関する全ての事項について権限を有し、学則（第 40 条）並びに「研究科委員会の運営に関する申し合わせ」（以下、研究科申し合わせという）に基づき研究科の管理運営に関する全ての事項を扱う。

研究科委員会は学則（第 38 条）により、論文指導又は講義担当の専任教育職員 50 名によって組織され、構成員の過半数の出席により成立する。通常の議事は出席者の過半数の同意をもって決められるが、別途定められた場合についてはこの限りではない。例えば、学位論文審査などの重要事項については構成員の 3 分の 2 以上の出席により成立する。なお、「研究科申し合わせ」により、総合情報学部の専任教員であれば、研究科委員会の構成員でなくてもオブザーバーとして研究科委員会に参加することができる。

研究科には学則（第 39 条）により研究科長をおき、当該研究科委員会は研究科長によって招集され、研究科長がその議長となる。学部と研究科の教学運営組織を一体化し、より系統的で一貫性のある管理運営を図るために、2006 年 10 月より研究科長は学部長が兼務することが、学則（第 39 条）及び「研究科申し合わせ」によって定められている。

研究科運営のあり方については、2005 年 4 月より研究科運営委員会準備会において討議され、その結果を受けて研究科申し合わせとして、2005 年 10 月に研究科運営委員会が設置された。研究科運営委員会は、研究科長の他に研究科長及び副学部長（大学院担当）の指名によって選出された委員によって組織される。

研究科長は、全学的事項に関わる審議機関である学部長・研究科長会議に出席して、全学的な審議機関との連携を行っている。

【点検・評価】

論文指導並びに講義を担当する全ての専任教員が構成員として加わることによって、研究科委員会では大学院課程における教学上の事項について幅広い視野から公正な審議が行われている。さらに、研究科委員会の構成員でない学部専任教員もオブザーバーとして参加できることから、学部との連携も緊密に行われている。

研究科長は学部長が兼任するため、全学的な審議機関である研究科長会議のみならず、学部長会議にも出席している。このため、研究科長会議と研究科委員会との連携も適切に行われている。同時に、学部と研究科のより系統的で一貫性のある管理運営のための議事進行も適切に行われている。

研究科の運営方針については少人数の構成員によって迅速に討議する必要性が従来から指摘されていたが、研究科運営委員会の設置により、円滑な運営が促進されるようになった。

2006 年 10 月より、研究科長は学部長が兼務する管理運営体制が実現し、学部と研究科の教学運営組織が一体化され、より系統的で一貫性のある管理運営が可能となった。しかし、学部長会議や研究科長会議における議題及び各種委員会などの整理は十分とは言えず、研究科長（すなわち学部長）の負荷は多大なものとなっている。早急に、全学的な学部長会議や研究科長会議における議事の交通整理が望まれる。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

総合情報学研究科では従来は大学院全体として自己点検・評価活動を行っていたが、2004 年 4 月に総合情報学研究科自己点検・評価委員会規程が制定されて以降は、これに基づき、本研究科独自の自己点検・評

価を行っている。

自己点検・評価委員会は、本研究科の教育・研究水準の向上を図るべく、教育・研究の活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状及びその運営状況について自己点検・評価を行うとともに、将来構想について検討することを任務としている。

総合情報学研究科自己点検・評価委員会は副学部長、研究科委員会で選出された専任教員６名、及び教務センター事務職員の計８名によって構成されており、上記の任務を遂行するため、次の事項を行っている。

(1) 大学基準協会の方針に沿った自己点検・評価項目の設定及び変更
(2) 資料の収集（例えば、「関西大学学術データベース」のための個人業績データ収集など）
(3) 自己点検・評価
(4) 隔年毎の報告書（第三者評価のためのものを含む）の作成
(5) 将来構想の検討

【長所と問題点】

本研究科の自己点検・評価委員会のメンバーの一部は、研究科の運営方針について少人数の専任教員によって迅速に討議するための研究科運営委員会の委員も兼ねている。すなわち、自己点検・評価委員会の点検・評価結果はただちに運営委員会で議題として取り上げられ、研究科全体の改革につなげていくことが可能な制度的仕組みになっている。さらに自己点検・評価委員会には若いメンバーも加わることになっており、将来構想の検討なども斬新な視点と長期的な展望のもとで行えるよう配慮がなされている。情報通信技術（ICT）の革新・進歩・普及が極めて急速であることを考えるとき、この配慮は評価されるべきであろう。

一方で、大学院担当教員は学部の教員であり、大学院の改革には学部の理解と協力が不可欠であるにもかかわらず、学部の自己点検・評価委員会との間のコミュニケーションや相互理解が十分には行われていないことが大学院の自己点検・評価委員会の活動を制限していると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価の内容を実質的なものにし、大学院の改革につながるものにしていくには、大学基準協会による評価のみならず、学外の専門家による第三者評価を定期的に実施し、同時に自己点検・評価委員会自らが問題の発見に努め、研究科運営委員会などの審議機関に積極的に解決策の提言を行うなど、活動を活発化していく必要がある。このためには、本研究科の自己点検・評価委員会の資格と権限について組織内でのコンセンサスを形成する必要がある。なぜならば、このようなコンセンサスを欠く自己点検・評価委員会が大学院の改革に向けて評価や批評、あるいは提言といった活動を積極的に行えば行うほど、組織内部に無用な疑心暗鬼を生み出しかねず、自己点検・評価は結果的に、実質的内容の乏しい報告書の提出に終わってしまうであろうからである。すなわち、学外の専門家による第三者評価や自己点検・評価委員会による評価の結果を、総合情報学研究科の教育・研究の改善・向上に結びつけていくためのシステムの組織的・制度的な整備が今後の検討課題である。

理 工 系 3 学 部

第Ⅱ編　理工系３学部　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 765

(1) 理念・目的・教育目標　〈766〉

(2) 理念・目的等の検証　〈767〉

(3) 健全性、モラル等　〈767〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 768

(1) 到達目標（達成度）　〈768〉

(2) 教育課程等　〈769〉

(3) 教育方法等　〈779〉

(4) 学位授与の認定　〈787〉

3　国際交流 …… 787

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）　〈787〉

4　学生の受け入れ …… 788

(1) 入学者受け入れ方針等　〈788〉

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法　〈789〉

(3) 入学者選抜の仕組み等　〈792〉

(4) 科目等履修生・聴講生等　〈793〉

(5) 定員管理　〈794〉

(6) 編・転入学　〈794〉

(7) 退学者　〈795〉

5　教員組織 …… 795

(1) 教員組織　〈795〉

(2) 教育研究支援職員　〈799〉

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈800〉

(4) 教育研究活動の評価　〈801〉

6　研究活動と研究環境 …… 801

(1) 研究活動　〈802〉

(2) 研究環境　〈803〉

7　施設・設備等 …… 804

(1) 施設・設備等の整備　〈804〉

8　管理運営 …… 807

(1) 学部運営に関する意思決定体制　〈807〉

(2) 学部長の権限と選任手続き　〈810〉

9　自己点検・評価 …… 811

1　理念・目的・教育目標

1958 年に創立された関西大学工学部は、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、人間性の育成を基盤にして、誠実で協調性があり深い思考力と広い視野に立ち、状況に応じた的確な判断のできる活力と創造性のある技術者を養成するよう努めてきた。設立当初は 4 学科でスタートしたが、時代の要請を反映して工学のほぼ全分野を網羅する 11 学科体制にまで成長してきた。この間、一貫して関西大学の教学理念「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和を目指す方針を堅持してきた。しかし、急変貌を遂げている現代の産業社会において、高等教育における質的な変化と社会のニーズに的確に応え、専門分野ごとの人材育成に関する要求と需要の的確な把握を図るためには、柔軟性と機動力に富み、迅速に意思決定の行える学部組織に工学部を再編する必要があるとの認識に至った。

このような観点から、2007 年 4 月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学などの理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することを目指している。これら三つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された 9 学科を設け、さらに 9 学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての 20 コースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りを目指している。

しかしながら、新 3 学部発足後未だ 1 ヶ月を経過したのみであり、工学部としての教育活動が継続的に進行している。したがって現状では、理工系 3 学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を教育目標としている。

具体的には、以下のような体制をとっている。

1）教養課程に、自然科学・人文科学・社会科学の 3 分野の学問系列があり、自然科学分野（数学・物理・化学・生物・情報）を担当する教員スタッフは、理工系 3 学部に所属し、基礎科目と専門科目の一貫教育を実現している。

2）実験、実習、演習などの実践を通じて物事の科学的認識を深め、工学的思考力を養うようカリキュラムに特色を持たせている。

3）情報化時代の技術者に必要な知識と技術を修得させるために「情報処理論」や「情報処理演習」、各学科に相応しCAD 教育や電子計算機の応用に関する専門科目を設けている。

4）4 年次の 1 年間にわたる「卒業研究」を通して、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を養うように教育している。

5）最近の世界の動向の変化は誠に目まぐるしく、これに絶えず目を注ぐことが重要であり、実用外国語の上達のためにAV 教室を設け、その充実に力を入れている。

6）学問・研究をさらに進めようとする人のために、大学院工学研究科との一体的連携を重視している。工学研究科では、研究開発に関する独創性と指導性を兼ね備えた技術者、研究者の育成に努めている。

21 世紀に入り、産業構造の質的変化、循環型社会への転換、18 歳人口の減少、いわゆるゆとり教育の進展など社会の情勢の変化に対応して、教学理念を維持しつつ、社会的にもインパクトのある形で教育・研究体制や環境の改善を図るべく具体的に以下のような活動を始めている。

1）学部・大学院の教育研究内容の一貫性の確立と管理運営体制の一体化

2）学部学科構成の大綱化、大学院研究科の専攻構成の柔軟な改変

3）日本技術者教育認定（JABEE）による技術者教育プログラム認定の促進

(1) 理念・目的・教育目標

【現状の説明】

工学部は 1958 年に設立された。設立当初は機械工学科、電気工学科、化学工学科、金属工学科の 4 学科体制であったが、1960 年に管理工学科、1963 年には機械工学第二学科、応用化学科、1967 年に電子工学科、土木工学科、建築学科、1990 年に生物工学科が設置され、11 学科体制となった。その間、1961 年に基礎教育を担う中心的存在として教養教室（数学、物理、化学の 3 教室）が設置され、1989 年には生物と情報の 2 教室が追加され、自然科学系の基礎教育の全分野がカバーできる体制となった。また、社会のニーズの変化に対応すべく、11 学科においてもその教育内容を整理拡充し、またより教育内容を明示できるように、学科名称の改変を行ってきた。具体的には 1990 年に金属工学科から材料工学科へ、1991 年には機械工学第二学科から機械システム工学科へなどである。さらに、電気、電子、材料、土木、管理の各学科が名称変更し、その結果、機械工学科、機械システム工学科、先端情報電気工学科、電子情報システム工学科、化学工学科、応用化学科、先端マテリアル工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科、建築学科、生物工学科という体制になっている。また、学科における教育内容の多様化に伴ってプログラムの整理が行われ、化学工学科、システムマネジメント工学科、都市環境工学科においてはそれぞれ 2 コース制がとられている。本学並びに工学部の教育理念や教育目標については、工学部ホームページにおいて、「工学部長からのメッセージ」、「教学目標」として掲示されており、広く公開されている。また毎年刊行していた工学部紹介パンフレットでも公開されている。新入生に対する導入教育の一環としては「関西大学工学会」編の「工学入門」が配布され、技術に関わる広範な問題から具体的な科目についての説明まで行われていた。

2007 年 4 月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学などの理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することを目指している。これら三つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された 9 学科を設け、さらに 9 学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての 20 コースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りを目指している。理工系 3 学部の教育理念や教育目標については、各学部ホームページにおいて、「学部からのメッセージ」として掲示されており、広く公開されている。また毎年刊行している理工系 3 学部紹介パンフレットでも公開されている。新入生に対する導入教育の一環としては「関西大学理工学会」編の「理工学入門」が配布され、技術に関わる広範な問題から具体的な科目についての説明まで行われている。

しかしながら、新 3 学部発足後未だ 1 ヶ月を経過したのみであり、工学部としての教育活動が継続的に進行している。したがって現状では、理工系 3 学部は一体で運営を行っており、「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を教育目標としている。

【点検・評価】

工学部が本学の学是としての「学の実化」を科学・技術の面から実践すべく、学理と実技の調和を目指す方針を堅持してきた点は、過去に行った学部独自の外部評価（2001～2003 年に実施した研究面、2004～2005 年の教育面）においても高く評価されている。工学部の卒業生はほとんどがものづくりに関わる企業に就職しており、昨今のいわゆる自由応募の拡大の時期にあってもなお非常に多くの企業から推薦依頼がき

ており、これは多くは過去、営々として上記の教育理念に基づく教育を実践してきた証拠であり、また社会に信頼されてきた証拠でもある。

(2) 理念・目的等の検証

【現状の説明】

工学部では 2 年間の準備期間をおいて 1994 年に正式に自己点検・評価委員会を組織し、同時に学生による授業評価アンケートを開始した。その後、自己点検・評価並びに授業評価アンケートは全学的な枠組みの中で取り組まれるようになった。現状では 2 年ごとに自己点検・評価が行われ、また授業評価アンケートについては各セメスターごとに集計され、教員の FD に供されている。また教育システムやプログラムなどについて多くの提言がなされ、工学部において真摯に検討された結果として、工学部・工学研究科の一体運営、大学院改組などにつながっている。現状では、学部改組が実行されている。2001～2003 年（実施は 2003 年）には主として研究面について工学部独自の外部評価を、また 2004～2005 年（実施は 2004 年）には教育面に焦点を絞った外部評価を行い、理念・目的等の検証を行っている。研究に関する外部評価結果については工学部のホームページにて全文掲載され、広く公開されている。すでに先端マテリアル工学科においては数年の準備期間をおいて 2002 年度には日本技術者教育認定機構より認定を受けている。2005 年度に、都市環境工学科、化学工学科が受申した。

【点検・評価】

工学部では、他文系学部に先駆けて授業評価アンケートや自己点検・評価を開始し、また独自の外部評価も既に 2 度にわたって行っている。さらに JABEE など外部の教育システム認定機関からも認定されており、全体的に教育システムや達成度に対する関心が高い。各学科に就職担当を置き、毎年のように企業からの求人、学生の応募などの面で強力なサポート体勢を引いている。そのため教員は直接企業から卒業生の状態や外部からの評価に触れており、教育にフィードバックしやすい環境にある。

(3) 健全性、モラル等

【現状の説明】

本学では人権問題への取組の一環として、1999 年に関西大学セクシャル・ハラスメント防止に関する規程と関西大学セクシャル・ハラスメント防止ガイドラインが制定され、同防止委員会が設置された。全学的には学生センターの相談窓口を通じて、学部単位では教務センター、学生相談主事、セクハラ委員を通じて相談できるシステムになっている。また全学的には人権問題やセクシャル・ハラスメントに関するパンフレット、掲示などもあり、公開されている。また、インターネット利用に関する誓約書を学生に提出させ、モラルを持ったインターネットの利用を促している。ここ 2 年間においては工学部及び理工系 3 学部における大きな問題は報告されていない。

【長所】

学部・大学を通じて一貫した体勢が組まれており、セクシャル・ハラスメントのみならずアカデミック・ハラスメント、その他心理、健康も含めたサポート体制が組まれているので、学部をまたがった問題や共通する問題にも対応が容易に取れる。

【問題点】

工学部の理念・目的は関西大学が掲げる「学の実化」のもとに問題なく教育体制を築くにいたっている。しかしながら、近年、科学技術創造立国を目指す我が国の産業界は高度化、多様化を図りながらめざましい

発展を遂げてきており、大学理工系学部は社会の動向に迅速に対応して 21 世紀科学技術社会に貢献できる優れた学生を輩出することを強く要請されている。工学部には、上記理念・目的・教育目標のバックボーンとしての「学の実化」をさらにより現在に即したものとして受け止め、それに基づく具体的対応が迫られているものと考えられる。工学部がこれに応え、さらなる発展を遂げるためには、それぞれの学問領域の特色や個性に根ざしたカリキュラムポリシー・ディプロマポリシーを現状以上に明確にし、柔軟で内実性のある教育体制とその教育基盤を支える充実した研究体制をもつ組織に変革する必要がある。このような観点から、2007 年 4 月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部に再編した。

【将来の改善・改革に向けた方策】

急変貌を遂げている現代の産業社会において、高等教育における質的な変化と社会のニーズに的確に応え、専門分野ごとの人材育成に関する要求と需要の的確な把握を図るためには、柔軟性と機動力に富み、迅速に意思決定の行える学部組織に工学部を再編する必要があるとの認識に至った。このような観点から、2007 年 4 月に、工学部をシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部の 3 学部に再編した。これらの新しい学部は、相互に連携しながらも、それぞれの教育の基本コンセプトを明確化し、独自性をもつ教育体制を具備するものとしている。また、理工系の基礎教育強化につながる数学・物理学などの理学系分野を包含するほか、新時代産業の発展が期待される情報、環境及び生命の各分野を強化することを目指している。これら三つの学部内には教育上の専門分野に従って分類された 9 学科を設け、さらに 9 学科には柔軟な教育が行えるように教育プログラムとしての 20 コースを設置して、それぞれ独自のカリキュラムを編成することができるようにしようとしている。このような、工学部のシステム理工学部、環境都市工学部及び化学生命工学部への再編により、「学の実化」を現代風に読み取ることのできる組織作り、各領域の新しい教育理念と人材育成目標のもとに、時代の変化に即応可能な柔軟性と機動力に富んだ教育の実践と、現代科学技術社会が求める有能な人材養成を実現することができる組織作りを目指している。

しかしながら、新 3 学部発足後未だ 1 ヶ月を経過したのみであり、工学部としての教育活動が継続的に進行している。したがって、現状では 3 学部一体で運営を行っている。この様な体制の元で、3 学部の協調を維持しつつ、いかに 3 学部の独自性を追求して行くかが今後の課題となるであろう。

２　学士課程の教育内容・方法等

(1) 到達目標（達成度）

理工系 3 学部では、学校教育法第 52 条、大学設置基準第 19 条、及び、本学の学是「学の実化」に基づき、倫理観に裏付けられた人間性の育成を軸に、工学に対する広い基礎知識に立脚しながらも、その知識にとらわれない自由な発想のできる活力と独創性にあふれた技術者・研究者の養成を目指している。

カリキュラムにおいては、学理と実技の乖離を避けるため、「実体験」を重視し、可能な限り実験・実習・演習を通して学ぶ「実践教育」を推進している。これは学問を単なる机上の空論にすることなく、学理の実践と技能・技術の蓄積や継承の重要性を理解することが重要と考えているためである。単なる知識の伝授としての教育ではなく、自らの将来の専門を築くのに必要な基盤を身につけさせることが重要であり、「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」を本学部の教育の主要な柱の一つとしている。その学部教育の 4 年間のまとめが、4 年次生全員が 1 年間体験する「特別研究」である。この「特別研究」では、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神、及び、研究・開発の遂行に必要な計画性・実行力・報告能力などを養うことを目標としている。また、その後のより高度な大学院教育との密接な連携を図っている。

このような理念や目的を実現するために、体系的な教育課程を編成している。以下、2007 年度新入生用のカリキュラムを中心に説明する。

(2) 教育課程等

ア　理工系 3 学部の教育課程

【現状の説明】

理工系 3 学部は「科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応できる人材の育成」という教育理念に基づき、「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」を教育の目標としてきたが、これらの理念・目的を実現するために、体系的な教育課程を編成している。

理工系 3 学部には 9 学科がある。開設している専門教育科目は、基本的にはこれら 9 学科それぞれ独自に編成されているため、全体の設置科目は膨大な数にのぼっている。各学科のコアとなる科目は精選して必修として各年次に配置し、選択科目は各学科独自の育成方針や理念に基づいて、数多く提供されている。また、入門的、概論的科目、工学を学ぶ上で基礎となる数学、物理学、化学や生物学に関連した科目を低年次に配置させながら、年次が上がるにつれ、専門性の高い科目が配置され、加えて、実験・実習・演習科目が多数配置されている。そして、その終着点は「特別研究」であり、この科目を通じて、計画性、実行力、まとめる能力を培うことと、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を涵養することを目指している。また、より高度な学問・研究を推進するための大学院工学研究科への教育の継続と密接な連携をはかっている。

【長所】

このことから、「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させる」という学校教育法第 52 条に定められた目的にも合致している。教育課程の編成についても、大学設置基準第 19 条にも合致するものとなっており、「教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成する」とともに、「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養するよう」配慮がなされている。

理工系 3 学部のカリキュラムは、特に「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」という教育目標に適合しており、これは本学の建学の精神である「学の実化」を実践するものとも言える。

このように、理工系 3 学部のカリキュラムは、大学・学部の理念・目的及び教育基本法第 52 条、大学設置基準第 19 条に適合しており、教育課程を編成する基本方針には大きな問題点は見当たらない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教育の理念・目的とそれに基づく教育課程の編成方針については、当面、改善の必要はないと思われる。しかしながら、カリキュラムの運用にあたっては、継続的に点検・評価を行い、さらに教育効果が高められるよう配慮することが必要であろう。また、現在、「少子化」あるいは「若者の理科離れ」の中で、あるいは、「新しい高校教育課程」のもとで教育を受けてきた学生の興味、関心や能力を学部の理念・目的にいかに適合させていくか、さらに、現状より高いレベルを要求する JABEE との関連をどうするかなどの問題を理工系 3 学部はかかえている。これらの問題との関係で、カリキュラムの詳細部分について、適切に改善していくことが必要であると思われる。

イ　履修科目の区分

【現状の説明】

（ア）カリキュラムの概要

理工系 3 学部には 9 学科が設置されており、いずれの学科を卒業しても、学士（工学）の学位が与えられる。卒業所要単位はすべての学科において 128 単位であり、その内訳は以下のとおりである。

1）教養科目　20 単位
2）外国語科目　12 単位
3）専門教育科目　96 単位

なお、保健体育科目の一部の科目について、4 単位を限度として専門教育科目の卒業所要単位に含めることができる。以下に、上記の各科目群の概要を示す。

1）教養科目は、人間・文化分野（1・2 年次配当）、社会・経済分野（1・2 年次配当）、自然・技術分野（1 年次配当）及びテーマスタディ（1・2 年次配当）に分かれる。また、それぞれの授業科目にテーマが設定されている。
2）外国語科目には、英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語が配当されており、英語を含む二つの外国語を第 1 選択外国語及び第 2 選択外国語として修得する必要がある。
3）専門教育科目は各年次に配当されており、必修科目、選択必修科目、選択科目及び自由科目に分類される。

（イ）カリキュラム体系

各学科のカリキュラムにおいては、工学教育全般及び当該学科の教育のコアとなる科目を精選して必修として各年次に配置し、さらに選択科目を各学科の理念や育成方針に基づいて数多く提供している。科目配置にあたっては、入門的・概論的科目、工学を学ぶ上で基礎となる数学・物理学・化学や生物学に関連した科目を低年次に配置しながら、年次が上がるにつれ、専門性の高い科目を配置し、加えて、実験・実習・演習科目を多数配置している。そして、その終着点が「特別研究」であり、この科目を通じて、計画性、実行力、まとめる能力を培うことと、研究・開発に対する深く正しい理解と創造の精神を涵養することを目指している。また、より高度な学問・研究を推進するための大学院工学研究科への教育の継続と密接な連携を図っている。

このカリキュラム体系は、学部の理念・目的に沿って大学設置基準の大綱化に基づき履修科目の選択の幅の拡大を目指し、また、セメスター制度導入に向けて 1997 年度から実施したカリキュラム改革に基づいて策定し、継続的に改善してきたものである。なお、理工系 3 学部では学部教学委員会において学部全体のカリキュラムのあり方を教学事項として議論し、各学科においても学科独自の教育目標に応じたカリキュラムについての議論を行い、授業時間割編成を行っている。以下に、カリキュラム体系をより詳しく述べる。

a　一般教養及び専門基礎に関する教育

教養科目については、全学共通教育推進機構並びにその下部組織である教養教育部門委員会へ各学部が委員を選出しており、教養教育の実施・運営に関する学部の意向を、委員を介して伝達している。そこでの議論に基づき、教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野、テーマスタディ）、外国語科目、保健体育科目並びに教職関係科目については、全学的な調整のもとにカリキュラムを編成している。

理工系 3 学部においては、教養科目の「自然・技術」分野が各学科の専門教育に直結するため、具体的な科目設定にあたっては、それらの科目が各学科のカリキュラムの中で適切に位置づけられるよう配慮している。なお、理工系 3 学部全体として、「数学（演習を含む）（微分積分Ⅰ）」「数学（演習を含む）（微分積分Ⅱ）」（各 2 単位）、及び「物理学（力学Ⅰ）」「物理学（力学Ⅱ）」「物理学（電磁気学Ⅰ）」「化学（基礎化学Ⅰ）」「化学（基礎化学Ⅱ）」「生物学（テーマⅠ）」「生物学（テーマⅡ）」「地球科学（地球ダイナミクス）」「情報処理論（各テーマ）」（各 2 単位）を開設している。また、個々の学生の必要に応じて補習の機会も設定している。

なお、名目上教養科目には属さないが、カリキュラム体系の中で上記の科目と類似の位置づけがなされる基礎科目（例えば、「線形代数」「数学解析」「物理学実験」「化学実験」など）は、各学科の専門教育科目として配置し、配当学科に応じて授業内容の取捨選択を行うことを可能としている。

b　専門分野に関する教育

各学科の専門分野に関するカリキュラムは、1 年次から 4 年次にわたって展開されており、各科目に対し

て配当年次及び必修・選択必修・選択科目の設定がなされ、かつ年次・学期による履修制限単位（教養科目等も含む）を設けるなど、無理なくかつ年度を追って学習することができるように構成されている。さらに、テーマスタディ、他学科配当科目の履修（最大 8 単位）を認めるなど、所属する学科の専門科目を深く学ぶとともに、学科の枠を越えて幅広い視野を身につけることも可能となるように配慮している。

4 年次においては、4 年間の学習の成果を自らの手でまとめあげる機会として、各学科とも必修科目の「特別研究」を課している。特別研究を行う学生は全員が研究室に配属され、さまざまな形態の研究（行政や企業との共同研究や受託研究も活発に行われている）に従事しながら、「ものづくり」「しくみづくり」「まちづくり」などを通じて社会全体の発展に寄与する視点を養う。

上記のように、理工系 3 学部では実験・実習・演習などの実技科目の重視を教育理念の柱の一つとしており、これらの実技科目にカリキュラム上の 30%以上の時間を割いている。その円滑な実施のため、多くの実技科目で TA（ティーチング・アシスタント）を活用するとともに、一部の講義科目への TA 導入を行っている。また、一部の学科では講義・実験・演習の担当者を共通化する、また、関連科目の担当者間の連絡を密にするなどの方策も実施している。これらの方策により、カリキュラムの一貫性を高めている。

c　技術者に必要なさまざまな素養に関する教育

(a) 情報処理教育

理工系 3 学部における情報処理教育は、学部に共通の教養科目（自然・技術分野）としての「情報処理論」と、各学科に固有の専門教育科目としての情報処理関連科目において行われている。「情報処理論」は全学科とも 1 年次配当 2 単位であるが、必修とする学科もあれば、選択とする学科もあり、また、修得しても卒業所要単位に認めない学科もある。専門教育科目としての情報処理関連科目は、「情報処理演習」というような名称を含めて、さまざまな名称の科目が各学科に開設されている。必修・選択の区別、配当年次は学科によって異なり、また、学科によってはこれらの科目を多数開設している。

(b) 科学技術に関する外国語の教育

各学科の専門教育科目の中で、「外国書講読」「化学英語」「技術英語」「専門英語」「科学技術英語」などの科目を設定しており、必修・選択の別はあるが、ほとんどの学科で科学技術に関する外国語の教育を行っている。

(c) 技術者倫理・環境・安全などに関する教育

技術者は、経済的利益や利便、福祉や健康などへの直接的貢献だけでなく、それが及ぼす社会や自然への影響についても責任を自覚することが重要である。そこで、技術者としての人間性や倫理観の涵養に寄与するような教育をカリキュラム体系に織り込むことが必要であり、教養科目（人間・文化分野）で倫理学（工学の倫理／技術と環境の倫理）を開設している。また、各種工業関係の諸法規、技術者倫理、環境保全、安全に関する講義科目を開設している。

(d) 経営的視点や起業家精神に関する教育

ビジネス・知的財産関係の諸法規に関する講義科目を開設するとともに、正式にはカリキュラムに含まれないが、関西大学先端科学技術推進機構を介して、「ベンチャー論」「アントレプレナーへの道」と題した学部・大学院生を対象とする講演会を開催している。

d　大学院教育への接続

科学技術の進歩にともなって、より高度な知識あるいは技術を身につけた研究者・技術者が必要とされるようになり、企業の研究・開発業務に携わる高級技術者として大学院博士課程前期課程修了生が優先的に採用される状況となっている。このように、水準の高い技術者を養成する教育機関としての大学院の役割がますます重要となっている社会情勢のもとで、学部から大学院への進学率は急速に増加し、一部の学科ではすでに 50%前後となっている。従って、学部と大学院博士課程前期課程の教育と研究を一貫したプログラムで実施する「6 年一貫教育」の構築が急務となっており、2006 年度のカリキュラムから、大学院の開講科目の一部を「先取り科目」として学部 4 年次生が履修できるようにしている。

（ウ）教養科目及び保健体育科目

大学教育は必ずしも専門教育にとどまるものではなく、大学を卒業して見識ある社会人になるために、広く高い視野を持つ人間教育でなければならない。そのためには、専門分野とは異なる学問に触れることが重要である。理工系３学部では、理工系専門科目と直接関連する物理学・数学・化学と言った自然・技術分野 12 単位のほかにも、幅広い教養知識の修得を目的として、人間・文化分野 4 単位、社会・経済分野 4 単位、合計 20 単位を課している。

保健体育に関しては学科ごとの判断となっており、多くの学科が選択科目として扱っている。

（エ）外国語科目

外国語科目は英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語の五つを開設しており、英語を含む２ヵ国語を必修としている。このうち一つを第１選択外国語、他を第２選択外国語とし、第１選択８単位、第２選択４単位の修得を定めている。

2005 年度より従来の外国語科目に加えて、外国語検定科目を設定し、英語科目では、TOEIC・TOEFL・英検等、その他外国語についても各種検定試験のスコアに応じて外国語科目の単位認定を行うようなコミュニケーション力の修得を目指した、より実務性を重視した対応も行っている。2006 年度春学期は、工学部で４名がこの制度により認定を受けた。

このほか、外国語の能力に大きな個人差があるという状況を配慮して、2005 年度から上級外国語クラスが設置された。これは、高い外国語能力を持つ学生で、この科目の受講を希望するものを対象とするもので、ハイレベルの授業を実施するものである。2006 年度春学期は、工学部で履修者は４クラス 74 名であった。

（オ）各学科の専門教育科目

機械系、電気電子情報系、化学系、土木建築系、生物系ごとに、各専門性を特徴づけるカリキュラム構成を展開している。

（カ）必修・選択の量的配分

学科により相応の差異はあるが、多くの場合、必修科目と何種類かの選択科目に分類されている。選択科目も科目数を制限したことより必修に近いものから、各学生の進路に会わせた自由度の高いものなど、いくつかのメニューが各学科で用意されている。量的配分は、学科の内容や事情により大きく異なる。機械工学科、建築学科、都市システム工学科、エネルギー・環境工学科、化学・物質工学科は必修の要素を高くしており、数学科、物理・応用物理学科、電気電子情報工学科、生命・生物工学科は必修の要素を少なくしている。

【長所】

理工系 3 学部の教育課程については、9 学科の専門性を持つ専門教育科目による専門分野に関する教育、並びに幅広い教養知識を修得させるための一般教養及び専門基礎に関する教育においては、全学組織としての全学共通教育推進機構並びに外国語教育研究機構さらに、9 学科が掲げる専門教育に関する独自のカリキュラム編成の下に、実体験を重視した「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」が実施可能なシステムを構築しているものであると言える。

2006 年度からは、大学院での開講科目についての履修も可能となる新しい制度、加えて、2007 年度に実施された工学部改組に伴い従来の学科の壁を低くしたより視野の広い学生を育てるための工学教育体制が取られようとしている。

また、専門教育科目の中にも、ほとんどの学科で外国語、特に英語の能力向上を目指す科目があるのは理工系３学部のカリキュラムにおける長所である。

【問題点】

学力低下が叫ばれる今日の学生の状況、また、多様化する入学試験システムに十分対応するものであるかの検討が必要であるとともに、現在理工系３学部・工学研究科が目指している学部大学院一体化運営の中でより有効かつ効果的な教育カリキュラムの検討がより一層求められていると考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

日本技術者教育認定機構（JABEE）認定の技術者教育プログラムを基本とした豊かな創造力及び表現力を持って材料分野における諸問題に対処しうる研究・技術者の育成を目指して、単なる技術の推進のみならず、材料の供給が自然・人類・社会に及ぼす影響についても強い責任感を持ち、自立した研究・技術者の育成を行うことのできるカリキュラムをより踏み込んで検討する中で改善を行う必要がある。

一方、今後の国際社会の進展を考え、本工学部卒業者が国際的に活躍できることを期待すれば、引き続き外国語教育に力を入れていく必要があろう。教育効果をより高めるために、少人数クラスや能力別クラス編成の実現など一層の工夫を求め、外国語教育研究機構と連携しながら検討していく必要があると考えられる。

ウ　授業形態と単位の関係

【現状の説明】

授業科目の単位数は、学則 14 条に定める基準によって計算されている。学則では授業の内容や形態を配慮し、「講義」「外国語科目・保健体育科目」「演習」「実習」「実験及び製図」の 5 種に分けて基準を定めているが、理工系 3 学部の授業科目はそれらを混ぜたものがあり、次の 6 種である。

① 講義は、原則として毎週 1 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
② 講義（演習を含む）は、原則として毎週 1.5 時間 15 週の授業をもって 2 単位とする。
③ 外国語科目及び保健体育科目は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
④ 演習は、原則として毎週 2 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
⑤ 実験、実習、製図は、原則として毎週 3 時間 15 週の授業をもって 1 単位とする。
⑥ 演習（実験を含む）は、原則として毎週 3.5 時間 15 週の授業をもって 1.5 単位とする。

なお、2002 年度よりセメスター制を導入したことにともない、従来通年で実施されていた 4 単位科目は、原則として半期 2 単位となっている。ただし、遡及は行っていないのでセメスター制を導入していない学年の学生は、通年科目として講義を受講している。

【長所】

理工系 3 学部の教育課程については、各学科の専門性を持つ専門教育科目による専門分野に関する教育、並びに幅広い教養知識を修得させるための一般教養及び専門基礎に関する教育においては、全学組織としての全学共通教育推進機構並びに外国語教育研究機構さらに、各学科が掲げる専門教育に関する独自のカリキュラム編成の下に、実体験を重視した「講義科目と実技科目の有機的ハイブリッド化による生きた教育」が実施可能なシステムを構築しているものであると言える。

【問題点】

2007 年 4 月に実施された工学部改組にともなって、新カリキュラム移行への過渡的な状況にある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年度からは、大学院での開講科目についても先行履修が可能となる新しい制度もはじまっており、また従来の学科の壁を低くした、より視野の広い学生を育てるための工学教育体制が取られようとしている。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

（ア）派遣留学・認定留学

単位互換・単位認定の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。本学では海外の 37 大学と提携を結び、教員の相互派遣や共同研究、学術資料・情報の交換などを行っているが、このうち 33 大学と協定を結び、交換留学制度を設けて、大学間で留学生の派遣を行っている。さらに学生の国際交流に関する制度として、夏期及び春期に協定校で実施される英語及び中国語・朝鮮語・ドイツ語・フランス語のセミナーがある。

本学の留学制度には「派遣留学」と「認定留学」とがあり、修業年限への算入や単位認定及び履修届について特別措置が講じられる。「派遣留学」は、本学と学生交換交流協定を結んでいる外国の大学に選考のうえ派遣される制度である。

「認定留学」は、主に協定大学以外の大学へ留学する場合に、所属の学部または大学院の承認を得て留学する制度で、留学先では、所属学部、大学院に関係する専門の勉強をする（専門科目を複数科目履修する）ことが主たる目的となっている。

学則第 22 条の 2 に基づき、国内外を問わず、本学が協定または認定する他の大学で授業科目の履修を希望する学生に対しては、教授会が教育上有益であると認めた場合に限り履修を許可し、修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定できることになっている。

（イ）編・転入学

編・転入学の制度は、いずれも単位互換や認定の基準が明確に定められており、それに基づいて適切に実施されている。すなわち、学則第 22 条の 3 に基づき、学生が入学する前に大学や短期大学で修得した単位、及び短期大学や高等専門学校の専攻科における学修は、教授会が教育上有益と認めた場合に限り、60 単位を超えない範囲で認定できる。

【長所】

派遣留学に対して、経費（留学先大学における授業料は、本学に納入した学費をもって充当する）や教学上（単位認定、修業年限への参入など）の措置が講じられる。また、派遣留学生に対する奨学金制度には、① 関西大学国際交流助成基金第１種奨学金、② 短期留学推進制度（派遣）奨学金〔独立行政法人　日本学生支援機構〕の２種類が用意されている。

認定留学についても、派遣留学と同様の教学上の措置が講じられる。また、本学に納入する授業料の３分の２の金額を限度として、留学先大学の学費に対する助成が行われる制度となっている。

編転入学における単位認定は、「学外からの編・転入学」「学内他学部からの編・転入学」、「2 年・3 年次編・転入学」などの種別に分けて、細かな単位認定基準が定められており、編転入学時にはこれに従って行われている。その際、学外からの編・転入学に限り、教養科目と保健体育科目は一括認定を実施している。

【問題点】

理工系３学部あるいは工学研究科においては、派遣留学を希望する学生がほとんどいない。また、派遣留学と同様、認定留学を希望する学生もほとんどいない。それが何に起因するものであるか分析し、少しでも派遣留学を希望する学生が増えるよう努力が求められる。「留学制度」について広く知らしめることも必要である。

本学においては各学部内での単位認定に関しては特に問題点はないと思われるが、大学間の単位互換のための普遍性を持つように努力する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

理工系３学部あるいは工学研究科の学生にとって、魅力ある海外の大学との協定を目指し、国際交流センターとも密に連携し、協定大学の選定に積極的に協力している。また、大学院生の場合、現在の出願資格を見直し、１年生の秋学期から派遣留学ができるよう検討している。

国際交流センターが策定した「国際交流の新たな展開－Globalizing Kandai をめざして－」と題する今後約 10 年の期間を射程とする国際交流政策の方向性にあるように、関西大学の国際化構想に理工系 3 学部あるいは工学研究科として積極的に協力している。

大学間に単位互換制度が導入され検討されつつある状況の下では、単位はどの大学でも通用しうる普遍性を持った公的な性格を有するものでなければならない。これらの意味では、単位認定の基準・範囲を明確にしておく必要がある。

オ　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

理工系 3 学部では、各学科の主要科目は専任教員が極力担当するようにつとめている。『データブック 2007』〔P60～65（ア）専任・兼任の比率〕に示すように、2007 年春学期の場合、専兼比率は教養科目の必修科目では 58.3%、外国語科目では 17.6%である。外国語科目については、2007 年度には、理工系 3 学部（工学部も含む）全体で学部生が履修している総クラス数は 566 クラスであり、兼任教員の力を借りて教育を実施している。このこともあり、専兼比率は低い率に留まっている。

専門教育科目の必修科目並びに選択科目の専兼比率は一部低い学科があるが、学部全体で平均すると、それぞれ 82.0%と 66.3%でありそれらを総合すると 74.2%である。

【長所】

一部の学科を除き、専門教育科目の必修科目（必修選択科目を含む）の専・兼比率は 80%以上となっており、学部の規模を考えると、妥当な範囲であると考えられる。

【問題点】

外国語科目の専・兼比率が低いのは致し方ないことであるが、専門教育科目の選択科目の専・兼比率の低い学科が存在することに注意すべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員の負担を増やさずに、専門教育科目の選択科目の専・兼比率を向上させるためには、専任教員を増員するか、選択科目数を減らす必要があるが、いずれも早急に解決することは難しいと思われる。

カ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

理工系 3 学部においては、工学を学ぶための基礎となる数学、物理学、化学、生物学、地学に関連する教養あるいは専門教育科目は、必修・選択の別はあるが、各学科とも 1 年次配当となっている。現在理工系 3 学部がかかえるカリキュラム上の高・大の接続の最大の問題は、これらの科目の授業レベルと高校での数学・理科の履修の多様化並びに入学試験の多様化との関連である。特に、数学、物理学、化学の授業レベルに対応できない学生が多数いることが指摘されている。このような状況を救う一つの方策として、補習授業を行っている。

数学、物理学、化学のそれぞれの学習・学力状況に合わせた補講が必要となるために、授業の企画・立案にあたる教養数学、教養物理、教養化学の各教室それぞれに下記に示すように異なった補習の授業形態を取っている。

数学の場合、高校最終学年に学ぶことになっている科目を履修してこなかった学生には受講を義務付け、また、数学の学力に不安を感じる学生は自主受講としている。

物理では、教養科目の前期開講の「物理学（力学Ⅰ）」、後期開講の「物理学（電磁気学Ⅰ）」に基礎クラスという特別クラスを用意し、このクラスに履修登録した学生は 1 週間の別の時間帯にも 1 コマ用意した授業（「力学演習」、「電磁気演習」と呼んでいる）の受講を義務付けている。登録は学生個人の判断に委ねているが、多くは高校での物理の学習が不十分と感じた者のようである。担当は全て専任教員が当たり、基礎クラスと演習は同一の教員が担当している。単位数は通常クラスと同じ 2 コマで 2 単位である。授業の仕方は担当者に一任されているが、演習に時間をさいている点は共通している。

化学の場合、高等学校において「化学」を未履修の者及び受講を強く希望する者を対象に、高校レベルの授業を行っている。教養科目「化学（基礎化学Ⅰ）」を「基礎クラス」で履修することを義務付け、土曜日 2 コマ、4、5 月の 2 ヶ月に集中させている。

2007 年度春学期の受講者数は数学 140 名、物理学 157 名、化学 51 名であった。

【長所】

理工系３学部では、サイエンスセミナーなどを通して理科離れに歯止めをかけるべく地域の小学校・中学校・高等学校の生徒に対しての活動を行ってきている。このような、活動とともに大学教育が円滑に行えるようにするための補習授業も開講している。

【問題点】

現状では、この補習授業は関西大学第一高等学校の教諭に担当を依頼している。しかしながら、限られた時間内での対応は十分ではなく、対象となる学生のレベルも多様化し、十分に補習授業が機能しているとはいえない状況にある。現在の状況に合わせた理工系の教養（基礎）教育を再構成すること並びに専門教育科目との繋がりがより効率よく行えるようにするために、綿密な連携が求められている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学入学生の学力低下並びに多様な入試制度が続く限り、現在行っているような補習授業を続けざるを得ないであろう。

キ　カリキュラムと国家試験

【現状の説明】

本学では、所属の学部を問わず、所定の単位を修得して免許や資格を取得するための課程として教職課程、図書館情報学課程、博物館学課程、社会教育課程が設定されている。理工系 3 学部においても、『大学案内』に示すように、電気通信主任技術者、第１級陸上無線技士、甲種危険物取扱者、毒物劇物取扱責任者、火薬類取扱保安責任者、1 級建築士、測量士、技術士、土木施工管理技士などの資格取得に関する教育科目が準備されている。

また、理工系３学部においては、教育職員免許状の取得可能な教科は学科によって異なるが、数学、理科、工業、情報であり、種類はいずれも中学校教諭一種普通免許状、高等学校教諭一種免許状である。2006 年度の実績では中学校では数学８件、理科 19 件、高等学校では数学 10 件、理科 32 件、工業 11 件、情報２件であった。

【長所】

理工系３学部においては、教職課程の履修者及び教員免許の取得者が例年、文学部、社会学部を除く学部と同程度であることは、学部の性格から判断すれば評価されてよいだろう。

【問題点】

本学の理工系３学部は、教職養成系大学や学部ではないため、教職課程の「教職に関する科目」や「教科に関する科目」には、卒業所要単位に加算できない自由科目の位置付けになっているものが多い。従って教員免許を取得しようとする者にとっては過重の学習が要求される。それにもかかわらず、相当数の者が免許を取得している。このような事情を配慮し、各種の支援策を講じる必要があると思われる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後、各都道府県における教員採用数が増加することが見込まれているので、全学的に教員採用試験合格に向けた支援を展開するとともに、学部においては教職課程履修者に対し、適切なガイダンスを行うことが検討されている。

ク　インターンシップ、ボランティア

【現状の説明】

JABEE 対応カリキュラムにおいて大きな比重を持つインターンシップに関する科目の開講は理工系 3 学部にとって非常に重要な教育要件であると言える。この問題に対して、工学部においては 2001 年度より自由科目としてインターンシップがカリキュラムに加えられた。単位の認定を受けるには、キャリアセンターへインターンシップを申し込み、事前講座を受講してインターンシップ実習を体験し、さらに実習報告書の提

出や実習報告会への参加といった所定のプログラムをすべて修了することが条件となっている。現在実施されている機械系学科と都市環境工学科では、単位認定のために、実験科目の中にインターンシップを設置するなどの工夫がなされているなどの運営上の問題に対する取組も報告されている。

表Ⅱ-理-1　ビジネスインターンシップ　学科別実習生数　2006 年度

学科	申込者内訳				実習生内訳				単位認定者数
	学部計	計	男子	女子	学部計	計	男子	女子	
機械工学科	208	12	12	0	160	11	11	0	10
機械システム工学科		25	25	0		23	23	0	18
電気工学科		22	19	3		14	11	3	8
電子工学科		24	23	1		15	15	0	13
化学工学科		10	9	1		9	8	1	8
応用化学科		16	11	5		13	9	4	13
先端マテリアル工学科		4	4	0		4	4	0	2
システムマネジメント工学科		15	10	5		12	9	3	10
都市環境工学科		34	30	4		34	30	4	30
建築学科		38	25	13		21	13	8	19
生物工学科		8	0	8		4	0	4	2

【長所】

学科独自の事情に基づく対応の中、役所との関係での学外実習また、就職担当者の努力、教員個人の努力の中でインターンシップを推し進めてきた。現在、大学全体での取組がなされている。

インターンシップの単位認定は、理工系 3 学部で自由科目として、また一部の学科では専門科目での認定が実施されていることは評価すべき事柄である。

上記ビジネスインターンシップとともに大学が推し進める学校インターンシップへも 2006 年度に、9 名の学生が参加している。

【問題点】

希望学生数と受け入れ可能企業との量的な対応はいまだ十分ではなく、さらに各学科関連の受け入れ企業が十分に整っていない現実では、十分なインターンシップ対応が行われているとはいえず、学生の就職先としての関連企業との今後の対応など、全学的な対応とともに理工系 3 学部のインターンシップ受け入れ企業の開拓についてのさらなる努力が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

多様な文化や価値観を受容し、その中で自らの考え方を主張し、行動できる心豊かな人材を育てるためには、知識の修得だけでなく、多様な文化に触れたり、多様な価値観を持つ人々と交流を行ったりするなどの実体験を持つことが必要である。とくに理工系 3 学部においては、ものづくり教育の重要性にかんがみ、現状に満足しない実験・実習等に力点を置いた実践的な教育のさらなる充実が求められているものと考えている。

また、学生が将来への目的意識を明確に持てるよう、職業観を涵養し、職業に関する知識・技能を身に付けさせ、自己の個性を理解した上で主体的に進路を選択できる能力・態度を育成する教育を、大学の教育課程全体の中に位置付けて実施していく必要がある。また、現実的な職業観を涵養するためのインターンシップについては、ある程度長期間にわたって実施する取組が必要である。そのためには、大学と企業とが協力して学生に自らの専攻や将来の職業に関連した就業体験を与えるインターンシップ制度を積極的に導入すること、ボランティア活動等地域社会に貢献する活動を授業に取り入れたり、学生の自主的活動を支援することに大学が積極的に取り組んだりすることも重要である。

ケ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

理工系３学部では社会人入学試験を行っていないため、社会人学生はいない。理工系３学部では外国で、12 年間の学校教育を修了した者を受け入れる制度として外国人学部留学生入学試験を実施している。募集人員は若干名である。選考方法は、日本語、数学、理科（物理または化学を選択）の試験の成績に基づいて合否を判断している。

外国人留学生における外国語科目は、日本語に関しては「日本語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ」（各 2 単位・1 年次配当）、また、その他の外国語に対しては英語、ドイツ語、フランス語、ロシア語、中国語のうち 1 ヶ国語（日常使用言語は除く）を選択し、その外国語のⅠa・Ⅰb、Ⅱa・Ⅱb の計 4 単位がそれぞれ必修科目として設置されている。

「日本事情ⅠまたはⅡ」の各２単位を修得した場合、卒業所要単位に含むことができるようになっている。

大学全体の取組として、交換留学生・私費留学生も入寮することのできる「学生国際交流館・秀麗寮」が設置され、留学生にとっても日本人学生にとっても、共同生活の中で国際感覚の育成や相互交流を推進する役割を果たしている。

【長所】

外国人留学生に対して日本語や日本文化の紹介の科目を開設しているのは、彼らが日本での生活と学業にとけこむために一定の効果を発揮していると考える。

【問題点】

留学生と日本人学生との日常的交流を促す科目の設置が不十分である。さらに留学生と日本人学生との交流の意味で、外国語科目の授業に留学生の能力を生かすこと、招へい研究者が正規授業を担当できるようなカリキュラムを検討すべき時期でもある。生涯学習の社会的要請が強まる中で、大学が一般社会人に対しての生涯学習にどのように応えていくのかは、大学の重要な今日的課題である。

大学における教育研究活動の成果を広く社会に開放し、生涯学習の振興に資することは、高等教育と社会との往復型の生涯学習を推進する上で重要なことであり、大学が果たすべき役割として明確に位置付けることが求められる。

教育プログラムの内容を分かりやすく示すなど適切な情報提供に努めたり、社会人が必要とする教育プログラムを的確に選択できるよう社会人の履修相談に応ずる専門的なスタッフを設けたりするなど、社会人の学習支援体制を整える必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

その展開には、様ざまな形態が考えられるが、勉学をしたい社会人を一般入学試験と区別して入学できる制度を設けることは、有力な方法の一つと考えられる。

職業等に従事しながら学習を希望する人々の学習機会を一層拡大する観点から、個人の事情に応じて柔軟に修業年限を超えて履修を行うことで学位等の取得が可能となる、できる限り弾力的な仕組みを導入することが必要であると考える。

社会人が最新かつ高度の知識・技術を習得するために必要な教育を受けやすくするため、企業や社会の要請を十分考慮しつつ、インターネット等の情報通信技術を活用して、社会人が利用しやすい教育提供の形態を整備する必要がある。

コ　生涯学習への対応

【現状の説明】

本学では、これまで「開かれた大学」構想の一環として、大学における学問研究の成果を地域の住民や社会一般に還元していくという意味で、広く社会人を対象に各種の公開講座を実施してきている。

公開講座の内容は、一般市民を対象とした教養講座的なものが多数を占めている。公開講座は、すべての

学部をあげての取組となっており、先端科学技術推進機構、研究所、博物館からの提供講座もある。また、自治体の要請を受けて最新の時事問題をテーマとする特別講座や、国際化時代を背景に世界各国の知性にふれる学術講演会、その他にも、各種講演会やシンポジウムの企画など、その内容は実に多彩である。なかには、実業界の専門家や社会的問題に関心の高い市民に対象を絞った講座もあり、総合大学の特徴を生かした講座の展開が工夫されている。このように、多様な内容のテーマのもと、本学専任教員を中心とした講師による公開講座が開催されており、開催地も近畿圏にとどまらず、全国各地で行われている。

一方、本学の学生・卒業生の各種資格取得を支援することを目的として、1997 年に開設されたエクステンション・リードセンターは、この機能を一般市民にも提供しており、一般市民の資格取得にかかわる生涯学習に貢献している。受講者の多くは本学の学生であるが、学外からの受講者が半数を超える講座もある。

本学のホームページには、本学が主催・共催する公開講座の企画が紹介されている。また、各研究所や先端科学技術推進機構、博物館、エクステンション・リードセンターなどが行う講座も、それぞれのホームページで紹介されている。

【長所】

生涯学習への対応としては、科目等履修生及び聴講生の制度が全学的に設けられている。理工系 3 学部では、科目等履修生及び聴講生ともに 1 学年度 20 単位以内を履修することが可能である。

【問題点】

生涯学習に対する社会の認識が深まり、その評価が上昇している現在、理工系 3 学部が生涯学習に取り組む意義は大きいといえる。そして、実施している生涯学習に関する情報を広く発信することは、生涯学習の充実につながるばかりではなく、理工系 3 学部に対する社会的評価を高めることにもなる。今後とも公開講座、科目等履修生、聴講生制度の充実が求められる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

生涯学習需要の高まりに対応し、単に社会人も学べる大学ではなく、社会人の再学習を目的とした講座、大学院のコースの開設なども重要である。とくに学生が高い倫理観や社会貢献の精神、豊かな人間性を身に付けるなど全人格的に成長することが重要である。

(3) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

（ア）教育上の効果を測定する方法

理工系 3 学部の専門科目の構成は実験・実習・演習科目と講義科目とに大別できる。表Ⅱ-理-2 は 2006 年度の専門教育科目の評価方法を一覧にしたものである。また、実験・実習・演習科目はすべての学科で「実験レポート、ノート、平常時の報告を含む口頭試問」によって成績評価がなされている。一般的に、このような成績評価の際に教育目標に従った教育上の効果を測定することが可能となる。

表Ⅱ-理-2　専門教育科目評価方法一覧

	筆記試験	平常授業試験	臨時試験	論文・ﾚﾎﾟｰﾄ	合計
2006 春	434	451	12	14	911
2006 秋	341	389	13	7	750
合計	775	840	25	21	1661

このような成績評価時の教育上の効果の測定に対して、既に JABEE 認定プログラムを運営している学科では、個々の学生に対して、学生自らが総合評価ランクシステムに基づく「学習・教育目標達成度評価カル

テ」等を作成し、JABEE 認定プログラムが用意した学習・教育目標に対する自ら個人達成度を測定することのできるシステムを運営している。このシステムは JABEE においても高い評価を受けている。

（イ）教育効果の測定方法に関する教員間の合意

理工系 3 学部では、教育効果の測定方法の大枠についてのシステム全体の議論は未だ十分になされていない。一部、教養科目（教養物理学教室）においては、入学者の学力測定を行う試みがなされ、その議論の中で、期末試験の難度に対するレベルの統一、採点基準が教員間で合意されている。また、JABEE 認定プログラムを運営している先端マテリアル工学科では、学科内に設置された「技術者教育検討委員会」、「カリキュラム検討委員会」、「FD 検討委員会」において専門教育科目を JABEE の基準に従い、学習・教育目標に沿ってカリキュラムが構成されているので、その教育効果の測定方法についても上記委員会において十分に議論がなされている。しかしながら、先端マテリアル工学科においては、JABEE を基準としてこのようなシステムの整備がなされているものの、大多数の学科では教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みはいまだ十分な導入状況にあるとはいえない。いずれにしても、現状では個々の教員が個人の判断で行っている段階である。また、外国語・教養科目・専門科目（必修・選択）ごとの成績分布は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブック』に掲載され、公開されているが、そのデータをもとにして学部で議論する制度はいまのところない。今後、検討を要する課題である。

（ウ）卒業生の進路状況

理工系 3 学部の卒業生の進路は『データブック 2007』〔P299（エ）就職・進学状況〕に示すように民間企業、公務員、博士課程前期課程（本学・他大学）である。また、就職活動者に対する就職決定者数の割合は 2006 年度で工学部全体として 99%を越え、就職希望の学生の大半は就職を行うことができている。また、就職決定者の規模別の割合では、約 70%の学生が巨大企業、大企業へ就職している。業種別就職状況は、各専門分野によって異なるものの、製造業が半数を占め、ついで、情報・その他サービス業、建設業、商業である。

大学院進学については、本学大学院へ各学科ともに約 20～50 名程度が進学しており、他大学への大学院進学は学科ごとにその状況は異なっている。

【長所】

教育効果の測定に関して、理工系 3 学部では講義・実習・演習などの科目の性質によって、成績評価時にそれぞれの性質に基づいた方法のもとに行われている。また総合的な教育効果の測定指標として卒業論文を必修にし、効果を上げている。以上の教育効果の測定方法・基準についてはすべて『シラバス』に明記されており、教員も学生も共通の認識を持っている。また、学業の最終的な教育効果を測る指標として特別研究（卒業論文）を必修にし、複数の教員による合意のもとで成績を判定している点も評価されよう。

【問題点】

卒業後の進路に関しては、培われた技術・知識を基礎にして多くの学生が製造業を中心とする分野に就職し、活躍している。またより専門性の高い知識と技術の取得のため博士前期課程への進学も多く見られる。

教育効果を測定するシステムは全体として概ね有効に機能していると思われるが、それを検証する仕組みが自覚的に導入されていない点が問題としてあげられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

工学教育における趨勢は現在 JABEE 認定プログラムに従ったものになろうとしている。今後教育改善を行うにあたって基本となると考えられる JABEE 認定プログラムの作成は急務であるといえる。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

（ア）履修科目登録の上限設定とその運用

工学部及び理工系 3 学部全体として、年次・学期による履修制限単位を表Ⅱ-理-3 のように定めている。

また、通年科目を履修した場合には、当該科目の単位数の 2 分の 1 の単位数を、春学期と秋学期それぞれの履修単位に参入することができる。

表Ⅱ-理-3　履修制限単位一覧

1 年次	春学期	教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野、及びテーマスタディ）について 15 単位
	秋学期	教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野、自然・技術分野、及びテーマスタディ）について 13 単位
2 年次	春学期 秋学期	各学期とも 40 単位以内、年間 60 単位（春学期・秋学期通年で 60 単位を超えての履修はできない。）
3 年次	春学期 秋学期	各学期とも 40 単位以内、年間 60 単位（春学期・秋学期通年で 60 単位を超えての履修はできない。）
4 年次	春学期	履修制限なし。ただし、「特別研究」の受講資格がない場合は各学期とも 40 単位以内、年間 60 単位

4 年次生への履修制限は、規則上履修制限なしとなっている。しかしながら、卒業研究を中心とした教育を実現するために、学科によっては推奨科目が研究室ごとに提示されるなどの履修指導がなされている。この指導に基づき 2006 年度工学部 4 年次生の年間の平均履修単位数は、16.2 単位となっている。

また、1 年次生については、教養科目に単位制限が設定されている。この結果、1 年次生に配当されたすべての履修可能な年間の単位数の合計は、学科によって異なるものの最大 60 単位、最小 42 単位であり、実質的には履修制限が存在していると言える。

教養科目（人間・文化分野、社会・経済分野）の履修では、

(1) 1 授業科目について 2 テーマまで履修・修得することができる。

(2) 1 授業科目について 2 テーマ 4 単位までを卒業所要単位に含めることができる。

(3) 1 授業科目について 1 テーマに限り、他学部開講のテーマを履修・修得することができる。

また、テーマスタディは、春学期・秋学期合わせて 2 コース 4 単位まで履修することができる。

現在、学科により異なった対応となっているが、年次進行にあたって、専門科目・教養科目の所定の単位数を修得していない学生に対して、履修制限が設けられている。特に、総合的な学習・教育を実現するのに大きな役割を果たす卒業研究については、卒業所要単位（128 単位）のうち 110 単位以上修得していること、並びに 1・2・3 年次配当の卒業に必要な教養科目、外国語科目及び 1・2 年次配当の専門教育科目の必修科目を対象として、各学科ごとに独自の制限を設けている。個々の内容については、学生に配布している『HAND BOOK』に詳しく記載されている。

所属する学科に配当されていない教養科目の自然・技術分野の科目（テーマ）の履修を希望する場合、所定の受講願を提出し、許可された場合のみ履修することができる。しかしながら、その科目を修得しても、卒業所要単位に含めることはできない。

一方、他学科配当の専門教育科目の履修については、各学科ごとに若干その扱いは異なるものの、概略としては、希望する場合には書類審査のうえ履修することができる。また、配当外科目の履修が認められるのは、3・4 年次を通して合計 8 単位を限度としている。ただし、次の項目にかかるものは履修することができない。

(1) 実験・実習、製図科目は履修できない。

(2) 上位年次配当の科目は履修できない。

(3) 配当外科目は修得しても卒業所要単位に含めることはできない。

（イ）成績評価法、成績評価基準

成績評価は 100 点満点で行われるが、学生には 100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格として学期ごとに学生に開示される。開示後 1 ケ月をクレーム期間として、成績に疑問のある学生はその期間内に教務センターを通して問い合わせをすることができ、問い合わせを受けた教員は出席簿や

答案・レポートをもとに成績の根拠を説明することが求められる。教育懇談会開催（例年５月開催）に際して学生の成績は保護者に送付され、保護者とも協力して学生の勉学意欲を高めるための配慮もしている。保護者とはこの教育懇談会（大阪以外の地域での開催は夏に行っている）において、各学科における教育方針や成績表の見方などを説明した後、個人面談を行い、個々のケースについて相談等、学生の勉学についての情報交換を行っている。

定期試験の実施に際しては厳格に行われるような措置を取っている。試験監督は担当教員の他に応援教員または職員がつくようにしており、数はおよそ学生 50 人に 1 人の割合である。実施は「監督マニュアル」のもとに行われ、学生には必ず学生証を提示させて本人確認をするとともに受験者数と回収した答案用紙の枚数に違いがないかなど不正行為の防止と答案用紙の回収漏れがないよう万全の体制をとっている。万一、不正行為が発覚した場合には当該科目を含め、その不正行為の性質により、当該試験期間に受験した全科目または直近５科目の試験をすべて無効にし、本人に強く反省を求めるなど厳正な態度で臨んでいる。

JABEE 認定プログラムでは、明確な採点基準が求められるので、モデル答案並びに模範解答等を明確にする必要がある。さらに、答案用紙を厳重に保管する必要がある。先端マテリアル工学科では、「技術者教育検討委員会」においてこれらの問題を議論し、学科のホームページを用いてこれらの情報を発信している。

（ウ）学生の質を検証・確保するための方策

理工系３学部全体としては組織だったシステムを運用してはいない。しかしながら、一部学科においては、教養科目の講義から専門教育科目への円滑なつながりを保つために、学力調査を行いつつある。現在では、授業時間内でさまざまな小テストを行いその評価を行っている。さらに、学科ごとに、年次進行に従い、必修・選択科目、教養科目・専門教育科目において所定の単位数を修得することのできなかった学生に対して履修制限を設け、各科目の教育目標にしたがった学習・教育が実現できるように配慮している。

2001 年度より４年次生以上の再試験制度を廃止し、1 単位でも不足すれば留年となることから学生は下位年次から計画的に履修をする態度が強化されている。

（エ）学生の学習意欲を刺激する方策

2001 年度から各学年の成績優秀者に対して給付奨学金を与える制度が発足した。現在この制度によって給付奨学金を得ている学生は、2006 年度では 1 年次で 38 名、2 年次で 21 名、3 年次で 30 名、4 年次では 34 名である（1 年次は入学試験成績の上位者）。さらに、学科ごとの対応ではあるが、年次ごとの成績優秀者に対して表彰制度を設けている。さらに、卒業時においては、学部全体で各学科の成績優秀者に「紫紺賞」が授与されている。

また、先にも述べたように、先端マテリアル学科では、JABEE 認定プログラムの実施において、学生個人に自ら学習・教育目標達成度評価カルテを作成させ、学習・教育に対する達成度を評価させるシステムを運営している。このシステムの導入によって、学生は自らの学習目標を明確に理解した上で、受講することができるとともに、JABEE にしたがって学習目的を明確に示されたシラバスのもとに、円滑な学習を実現することができるようになっている。

【長所】

上記のように、成績を厳格に評価する仕組みは整っているといえる。履修科目登録の上限設定、成績評価法、各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途、学生の学習意欲を刺激する方策など、いずれもしかるべき工夫を加えている。

【問題点】

成績優秀者に対する表彰制度や奨学金の給付などが、学生に対して十分に周知されているとは言いがたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

単に成績優秀者に結果として奨学金が給付されたり、表彰されたりするというのではなく、インセンティブを高めるためにこの制度が積極的に用いられるようにする工夫が必要である。これもまた学部教学委員会における検討課題である。また、JABEE 対応を進める中で問題解決を検討する必要がある。

ウ　履修指導

【現状の説明】

（ア）履修指導

新入生に対する履修指導は、まず入学式当日に事務職員によって単位制や配当年次、資格などについて説明があり、その翌日には学科別に分かれ、各学科の教員によって学科の特色や科目の特徴について説明がなされる。履修については、入学時に配布される『HAND BOOK』に履修時の注意事項が詳細に説明されている。さらに、シラバスが充実され、科目ごとに、講義の学習目標が明確に示されている。また、とくに教員免許などの資格の取得を希望する学生に対しては履修計画を早めに立てるよう注意を促している。また留学を希望する学生にも特別にガイダンスを行い、エクステンション・リードセンター（学校法人関西大学の付置機関）での学習も含めて早めの準備をするようにアドバイスを行っている。

（イ）オフィスアワー

理工系 3 学部では、各教員のオフィスアワーはまだ制度化されていない。しかし、JABEE 認定プログラムを導入している先端マテリアル工学科、都市環境工学科では、既に学科内で制度化し、技術者教育検討委員会、クラス担任委員会、FD 検討委員会の管理のもとにオフィスアワーが学習達成度の聞き取りを中心として実施されている。学生から直接教員へ電子メールが配送されるシステムを構築し、さまざまな問題の相談に応じている。また、各学部の学生主任並びに学生相談主事が学生からの相談に対応している。

（ウ）留年生に対する配慮

理工系 3 学部では全学科 4 年次生で必修科目である特別研究を受講しなければならない。この受講資格を得るためには、3 年次の課程修了までに、110 単位以上修得している必要がある。この 110 単位の内訳は各学科によって異なるが、例年、この受講資格を得ることができる学生は、これも各学科及び年度によって異なるものの約 65～90%程度である。しかし、特別研究の受講資格を得て、しかも卒業後の進路が決定した学生でも、留年する学生が休学者を含めると毎年 100 人前後おり、この数は在籍者比率で約 6%程度にもなる。

その他、1 年次から 3 年次あるいは特別研究の受講資格を有していない成績不良者への履修指導は教務センターにおいてかなり丁寧に行われている。また、入学時にクラス分けを行っている学科ではその担当者へ相談に行っている。その他、各学科の学科長、時間割編成委員さらに、ゼミの指導教員も指導を行っている。ただ、全学科がオフィスアワーを制度化していないため、学生に対する日常的な履修指導や相談への対応がしづらい面もある。

成績不良者の実情は、勉学についていけないなど能力にかかわるものではなく、休学して語学留学をしていたとかサークルに打ち込んだ結果であるなど学生本人の自覚的な選択である場合が多い。学部としては、それらの学生に対して、語学のクラス編成の他、その他の科目でも物理的に可能な限り対応を行っている。経済的な援助として、5 年目以降からは、実験実習費を徴収しない処置がなされている。

【長所】

教務センターには各学科を担当する職員がおり、それぞれの学科の特色をふまえながらきめ細かい指導をしている。まず新入生に対しては履修指導だけでも 2 日間にわたり詳細な指導を行っている。この指導は 2 年次以降の履修の際にも誠に有効的なものになっている。成績不良者の相談にも時間をかけ学生が納得するまで丁寧に応対している。

【問題点】

現状の説明の項にも述べたように、教務センターによる履修指導は充分であるが、教職員との接触の場であるオフィスアワーの制度が、未だ充分浸透していないようである。各学科の教職員との接触は授業科目の指導は講義時間中あるいはその前後に行えるが、それ以外の指導あるいは相談の場があることの PR が少ないのではなかろうか。現状ではこれらは学生相談主事で対応している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、既にJABEE認定プログラムを実施している学科、さらに、留年生・成績不良学生に対し担任制を実施している機械系学科をモデル学科として学部全体の改善をはかることが必要である。

エ　教育改善への組織的な取組

【現状の説明】

（教育改善への組織的な取組）

（ア）学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進する措置

理工系３学部では、その対象とする学問領域が広く、９学科が存在しそれぞれが独特の専門領域を受け持っている。したがって、一律な教育方針は立て難い面もあるが、技術者の教育という観点からは一定した目標が立てうる。その全般を通じての教育目標である「創造性のある高度な技術者・研究者の育成」のもとで、工学という実践的な学問をいかに具体的なアイデアとして修得し、実体験に基づく知識を獲得することを目指した実験、実習、演習はもとよりその基礎となるエンジニアリングサイエンスの学修を求めてきた。創造性は、これら基礎となる科目と実践的な技術教育の成果として求められるものである。すなわち、学習者自身の手を使って学ぶことにより、創造性に結びつく見識が得られるものと思われる。このような構想に基づき、専門科目のいくつかを１・２年次に下ろし、実験、実習、演習を組込んだ内容のものを低学年よりはじめている。これによりその後の学習において、具体的な見方で思考を進めること並びに意欲的な活動が可能なように工夫されている。

このような基礎に基づき、上位学年では専門技術を実験や特別研究（卒業研究）により学習者自身の研究計画によって知識を応用し、一つの研究成果を求める教育を行う。自己の能力によって独力で研究的なプロセスを踏むことにより、大きな学習効果が得られるように図られている。さらに、卒業研究の結果は学科により多少の違いはあるが学科ごとの『卒業論文要旨集』にまとめられ、それを予稿として研究発表会が行われ、研究成果の講演が義務づけられている。この聴講は、教員はもとより低年次の学生にも案内されていて、卒業研究の内容について評価や研究テーマの選択の参考になっている。

４年次の卒業研究においては、大多数の教員が大学のセミナーハウスなどを利用して合宿を行い、学生各自の研究の成果を集中的に検討し合い、相互のコミュニケーションを図っている。この合宿授業への費用補助も制度化されている。

また、2002年度よりゲスト・スピーカー制度が１科目１回の制限つきながら運用されるようになり、この制度を利用した科目は、2002年度に19科目、2003年度は16科目、2004年度は22科目、2005年度は19科目、2006年度は23科目にのぼっている。これにより実際に社会で活躍している人の話を聞かせることが可能となり、実践・学際性を求める工学教育の趣旨に沿った制度であるといえる。

さらに、各学科において年に２回程度内外の学界、産業界の研究者、学識経験者による学術講演会を学部生、院生を対象に開催し、学習の視野を広げるという企画を行っている。

（イ）シラバス

シラバスは理工系３学部において、学科ごとに『○○○学部講義要綱×××学科』として分冊で作成され学生全員に配布されているとともに、Webシラバスとして学外からも見ることができるようになっている。開講科目について①講義概要、②講義計画、③成績評価の方法、④教科書、⑤参考書、⑥備考の各項目が記載されている。これによって教員の講義の意図、計画が明確になり、学生が履修科目を選択する際の参考となり、あらかじめ受講計画を立てることができるようになった。

（ウ）学生による授業評価の活用状況

全学共通教育推進機構が企画する「学生による授業評価」には理工系３学部も積極的に参加している。調査内容としては、マークシートによる５段階法による評価に加えて授業に対する自由記述方式の意見が記入されている。自由記述結果は担当教員が直接受け取り、参考にできるようになっている。評価結果は学部ご

とに集計され公開されるとともに、実施した科目については担当教員にその科目の集計結果がフィードバックされている。これをどのように活用するかは個々の教員の判断に任されている。最近3年間の実施状況を次表に示す。

表Ⅱ-理-4　授業評価アンケート実施状況

年度		対象クラス	実施クラス	実施率	回答率
2004年	春学期	570	498	87.4%	47.0%
	秋学期	563	499	88.6%	40.7%
2005年	春学期	617	551	89.3%	49.2%
	秋学期	612	549	89.7%	41.9%
2006年	春学期	617	576	93.4%	51.6%
	秋学期	606	547	90.3%	41.0%

表のように学生による授業評価は対象クラスの約 90%近くにおいて実施されているが、履修届を出している学生の数に対して評価をした学生は約 40%である。この数は履修届を出しながら平素授業に出席している学生の数に相当するものと考えられる。

（エ）FD活動に対する組織的取組状況の適切性

理工系 3 学部においては、2007 年に理工学教育開発センターを設置し、学部執行部並びに各学科から選出された20名の委員によって、FD活動及び授業評価に関する事項について検討、立案あるいは実施されている。しかしながら、理工学教育開発センターは 4 月に設置されたばかりであり、FD 活動が十分であるとは言い難い。今後、FD の具体的な活動計画やそれを学部の全構成員及び全学生に公開するシステム、学生の意見を反映させるシステム等を検討していく予定である。さらに、ホームページ等での公開あるいは教授会を通じて、全構成員及び全学生にFD活動への参加を促していく。また、FD活動に対する情報を掲載した冊子を準備する。

JABEE 認定プログラムを既に実施している化学・物質工学科マテリアル科学コース（旧先端マテリアル工学科）、エネルギー・環境工学科（旧化学工学科）並びに都市システム工学科（旧都市環境工学科）では、学科内にFD検討委員会を立ち上げ、各教員の講義をビデオに収録するなど積極的に学科構成員がFD活動に参加している。また、これらの学科では FD 活動に関する記録が整理されており、ホームページ等で全構成員及び全学生にその内容が公開されている。このような学科単位での取組を検証し、今後の理工系3学部でのシステム作りの参考としていく。

（オ）FDの継続的実施を図る方途の適切性

上述したように、理工系 3 学部においては、2007 年に設置された理工学教育開発センターにおいて、FD活動及び授業評価に関する事項について議論しており、FD 活動についても、今後スパイラルアップできるよう検討していく。

2003年に工学部として教育外部評価を受けており、その際FD活動についても評価を受けている。このような外部評価の経験を取り入れ、今後理工学教育開発センターにおいて外部評価システムの構築に向けて検討していく。さらに、理工学教育開発センターで検討された改善等を、ホームページや冊子あるいは教授会等で全構成員並びに全学生に開示していく。

【長所】

シラバスの内容はかなり充実しており、学生の履修において参考となる点が多い。創造的な教育を目指すという工学教育の体制は整いつつあり、とくに実験、実習、演習などの自らの思考を要請する基礎が整いつつあるといえる。また、学生による授業評価のシステムも整備されつつあり協力的な科目が増えている。

【問題点】

シラバスの内容は年毎に充実してきており、1 ページに極めて詳細に記述されている科目が増えている。しかし、授業進行との関係を考えると、まだ見直すべき点もあると思われるので、今後の教科の実施に伴い、

逐次改善され、より充実されることが期待される。ただシラバスの内容にあまりとらわれすぎると、刻々と進展するその学問の最先端を紹介する時間などに制限が生じる危惧がある。

学生の授業評価については、これは全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会の主導で行われていて、個々の教員がその運営に加わっているわけではないので、その結果の活用方法についても合意のないまま各自に任されている状況である。さらに、学生が授業評価者として十分な能力、授業への参加状況にあることに疑問を持つ教員も少なからずいる。

FD 活動に対する組織的な取組は端緒を開いたばかりであり、理工学教育開発センターを中心にして全構成員並びに全学生が参加する活動を目指さなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在、JABEE 認定プログラムの作成過程の中で、また、現在 JABEE 認定プログラムを実施している学科のさまざまな試みを通して、これらの問題を検討し、理工系３学部に最も適した授業評価システムを検討しようとしている。

オ　授業形態と授業方法の関係

【現状の説明】

（ア）授業形態と授業方法

理工系３学部の各学科では、専門教育科目については一般に、学科単位で講義がなされている。したがって、講義科目については、ほぼ学科の定員数（学科によって異なるが約 100 名）に応じた規模で講義がなされている。一方、演習においては 30 名前後の小クラスが編成され、実験においては、数名の班を構成して実施され、きめの細かい指導ができる体制を整えている。

教養科目は履修生も多く、大規模クラスで行い、外国語はその効果を考えて極力 1 クラス 50 人を超えないようにしている。

（イ）マルチメディアを活用した教育

教材をパワーポイントで提示したり、映像情報を VTR あるいは DVD で提示したり、インターネット上のデータベースを利用して調査をしたりといったマルチメディアの活用は必要に応じてごく普通に行われるようになってきた。またそのための設備も工学部では 1987 年度より順次装備され、現在 12 教室に装備されている。

情報処理室〈第 4 ステーション〉では、パソコン 50 台とプリンター7 台を配備し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力の育成の教育活動を支援している。オープンデザイン教室［OD1 教室・OD2 教室］（パソコン 270 台とプリンター20 台を配備）では、インターネットを利用した双方向教育を実施している。

また、Web 上にホームページを開設し、授業に関連する情報を掲載したり、また質問と返答の内容を公開したりするなどしている教員が多数存在している。今後、情報処理センターが準備している HP 開設に関する技術的援助などが整備されればさらに増えることが予想される。

さらに、授業支援型 e-Learning システム CEAS（シーズ）を利用した授業を展開している教員もいる。

【長所】

理工系３学部における授業形態と授業方法の関係については、各学部の規模に応じておおむね適切に配慮されているといえる。

【問題点】

工学教育においては図表、数字が必ず関わってくるので、マルチメディアを活用した教育が有効である。しかし、講義の時間帯によってはこれらが全部使用されており、臨時的に使用できなかった例がある。マルチメディアの機器を毎回使用しない場合もあるだろうから、増設もさることながら必要な時間には使用できるようなシステムを工夫することが必要と考える。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専門教育科目のクラス規模が 100 名程度になるのは教員の数に制約があるためであるが、教員を容易に増員できないことを前提にすれば、現在行われているような講義、演習、実験の連携によるより一層の効果を期待できるような取組が必要であると考えられる。教育補助のための TA のより有効な利用法などの工夫が必要であると考えられる。

(4) 学位授与の認定

ア　早期卒業の特例

【現状の説明】

理工系 3 学部においては、3 年卒業の特例を認めていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

複数の学科において、大学院博士課程前期課程への進学を前提とした早期卒業制度の導入を検討している。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

理工系 3 学部の受験生向けガイドブックには海外協定校とその協定校への交換派遣留学制度が紹介されており、入学生にもガイダンスで推奨しているが、全学での枠が 20 名前後であることから理工系 3 学部からの交換派遣留学生の実績は 1989 年より現在に至るまで皆無である。

学部ではこのほか海外の研究者を招いて、学生や研究者との交流を図る招へい研究員制度がある。招へい期間は最長で 3 ケ月である。招へいされた研究者は学生向けに自分の専門とする研究内容に関連する講演会を行い、教員とはセミナーなどの研究交流を行っている。招へい研究者は 3 ヶ月、交換受け入れ研究者は 1 ヶ月の滞在期間、その他、招へい講演者はとくに期間は設けておらず随時行っている。最近の研究者と講演者の数は次の表のとおりである。

表Ⅱ-理-5　招へい研究員等実績（単位：名）

年度	招へい研究者	交換受け入れ研究者	招へい講演者
2004	3	1	0
2005	2	1	0
2006	1	0	0

【長所と問題点】

学問の多様化、専門化に伴い習熟しなければならない項目が増えてきた。これに伴い国内外における教育研究交流の必要性も増えてくるので、現状では実績が少ないなどの問題はあるが、交換派遣留学制度は今後も存続すべきである。

しかしながら、大学としての国際的な教育研究交流の体制は着々と進んでいるが、理工系 3 学部の教育研究における国際交流の現状を見るに、学生の派遣留学について、これを制度としてうたうにはあまりに実績がなさすぎる（大学院工学研究科の大学院生が 1 名参加したに過ぎない）。入学試験用のガイドブックにも

海外の協定大学を紹介し、留学の可能性を魅力の一つとしてあげていることからすれば、やはり実績の少なさは問題であろう。

外国人招へい研究員の制度に基づく研究者の招へいや講演者の招待は、本学教員の個人的な研究上の関係が発端になっている。さらに、共同研究へ発展する可能性が十分にあり、理工系３学部の一層の活性化に繋がって行くものである。その意味で、このような機会を増やすことが重要である。

【将来の改善に向けた方策】

派遣留学の実績が少ない原因のほとんどは協定校から求められている語学能力に学生が達しないからであり、留学をインセンティブにして語学を確実に身に付けられるよう語学教育を強化する必要がある。学部と外国語教育研究機構とのコミュニケーションを密にし、学部の教育方針を語学教育に反映させるシステムの構築が求められる。また学生本人にも入学後のできるだけ早い時期に留学のための準備を具体的に指導する体制作りが必要である。

４　学生の受け入れ

理工系３学部は「人間性の育成を基盤に高度な技術と創造性を持った次世代の技術者・研究者を育成」することを教育目標とし、科学技術に対する深く正しい理解と創造の精神を有する人材の養成と、独創性と指導制を備えた技術者・研究者の育成を目指している。したがって、入学者の受け入れ方針も、この精神に沿うような技術者と成り得る資質と素質をもつ学生、また理工学教育に応えうる十分な基礎学力を有する学生を選抜するようなものである必要がある。当然ながら、大学も社会の組織の一つであり、人材育成を念等にして産業、地域社会への貢献が求められる。そのためには、しっかりとした目標と勉学を本当に望む学生を増やすことが重要である。

理工系３学部では、一般入学試験に加えて、一般受験生とは異なる学習歴や特色をもち、高等教育に必要な基礎学力を備え、かつ意欲をもつ学生を受け入れるために、指定校制推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ能力に優れた者の公募推薦入学制度であるスポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、外国人留学生入学試験、編・転入学試験と多様な入学選抜制度を実施している。

(1) 入学者受け入れ方針等

【現状の説明】

理工系３学部では、上記の募集・選抜方式による入学者数の目安を、センター利用入試を含む一般入学試験で約 70%、指定校制推薦、高大接続パイロット校推薦入学で約 25%、アドミッション・オフィス（AO）入学試験、スポーツ・フロンティア（SF）入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験、関西大学第一高等学校卒業見込者特別推薦入学、外国人学部留学生入学試験で約 5%としている。

一般入学試験では、国際的共通言語である英語、定量的記述に欠かせない数学を必須科目とし、理科（物理・化学・生物）については各入試制度で指定・選択の違いがある。この入試制度の違いによる、高校での理科の習得の不揃いは、１年次の基礎クラスや補習を設定し、解消するべく務めている。

指定校制推薦は一般入学試験の前に合格が確定するため、高校３年の後期に学ぶ数学・理科の内容に不安が残り、学生本人も一般入学試験で入学した人達に学習達成度について負目を感じているようであるが、これらの学生に対しては、現在、理工系３学部で実施している基礎クラスや補習のコースによってこのような不安は解消されていることが、講義担当者より報告されている。

【点検・評価】

理工系3学部には物理系・化学系・情報・建設・環境・生物等の多くの学問分野が含まれている。それら各分野の学問を修める学生を、多数の受験生の中から選抜しなければならない。上記各種入試制度においては、現状の入学者の総合的学力レベルなどを見る限り問題は生じていない。これらのことより現行の入学制度は、妥当なものであるといえる。

しかしながら、英語、数学と、理科（物理・化学・生物から 1 科目）入試の A 日程（受験生が出願時選択）、物理3問と化学3問の合計6問のうち3問選択できるE日程（受験生が受験時選択）、物理・化学から1科目を学科が指定するB日程（学科指定）及び物理・化学・生物から2科目を学科が指定するS日程等があり、入学する学生の中で入試科目でない理科の科目を高校で十分あるいは全く学んでいない者が増加傾向にある。この学生達は不足の理科の科目を基礎＋補習クラス（2 倍の時間）で学習する。現行のシステムでは、知識レベルを揃え、なめらかに専門教育に繋ぐためであるが、十分に目標を達成しているとは言えない問題もある。

今後は学生全体のレベルの向上を目指すのは当然であるが、能力別の教育も考える必要がある。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

【現状の説明】

理工系3学部の場合、2006年度の全入学者（履修届提出者）1,333名のうち、センター利用試験を含む一般入学試験による入学者は890名、その他の多様な入学試験による入学者は443名であった。このように、多様な入学試験を通じて入学してくる学生の割合は33%を占めている。

2007年度の入試の種類別、志願者、受験者、合格者、及び入学者数は、『データブック 2007』〔P141～143（エ）入学試験の状況〕に示すとおりである。

以下では、2007年度入試においてのそれぞれの入学制度のねらいと選抜方法を簡単に説明する。

ア　一般入学試験及びセンター試験利用入学試験

一般入学試験は理工系3学部での教育に必要な総合的な基礎学力を持つ受験生を選抜するものである。一般入学試験では A 日程、E 日程、S 日程、B 日程、及びセンター前期、センター中期の 6 種類の試験が行われている。

A 日程では英語（配点 200 点、試験時間 90 分）、数学（200 点、90 分）、理科（150 点、75 分）の総合成績で合否を決定する。なお、理科においては物理、化学、生物の中から受験生が一科目を選択する。なお、出題範囲は物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)、(3)(ア)）及び化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）及び生物Ⅰ・生物Ⅱ（(1)、(3)）である。

E 日程では英語（傾斜配点 200 点→150 点、試験時間 90 分）、数学（200 点、90 分）、理科（傾斜配点 150 点→200 点、75 分）の総合成績で合否を決定する。なお、理科においては物理、化学のそれぞれ3問ずつの合計6問のうち3問を受験生が選択する。なお、出題範囲は物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)）及び化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）である。

S 日程では英語（配点 200 点、試験時間 90 分）、数学（200 点、90 分）、理科（200 点、90 分）の総合成績で合否を決定する。S 日程での理科においては物理、化学、生物の中から各学科が指定した 2 科目を受験し、配点は各科目 100 点である。なお、出題範囲は物理では物理Ⅰ・物理Ⅱ（(1)、(2)）、化学では化学Ⅰ・化学Ⅱ（(1)）、生物では生物Ⅰ・生物Ⅱ（(1)）である。

B 日程においては英語（配点 200 点、試験時間 90 分）、数学（200 点、90 分）、理科（150 点、75 分）の総合成績で合否を決定する。B 日程での理科においては物理、化学の中から各学科が指定した一科目を受験する。なお、出題範囲は A 日程におけるものと同一である。

以上のＡ日程、Ｅ日程、Ｓ日程、Ｂ日程における数学の出題範囲は数学Ⅰ、数学Ⅱ、数学Ⅲ、数学Ａ（数と式、数列）、数学Ｂ（複素数と複素数平面、ベクトル）、数学Ｃ（行列、いろいろな曲線）である。

センター前期試験においては大学入試センター試験を利用し、英語（配点 200 点）、数学（配点 200 点）、理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰから 2 科目を志望学科により指定、配点各科目 100 点）、その他に国語、地理歴史、公民からの 1 教科（配点 50 点）の総合成績によって合否を判定している。

さらに、センター中期試験においては、個別学力検査として、数学（数学Ⅲ及び数学 C）の試験を行い、これに 200 点を配点し、さらに大学入試センター試験における英語（配点 100 点）、数学（配点 100 点）、理科（物理Ⅰ、化学Ⅰ、生物Ⅰから 2 科目を志望学科により指定、配点各科目 50 点）、その他に国語、地理歴史、公民からの 1 教科（配点 50 点）の総合成績によって合否を判定している。

2007 年度においては、志願者 19,716 名、合格者 6,253 名、入学者 961 名であった。

イ　指定校制推薦入学・高大接続パイロット校推薦入学

「指定校制推薦入学制度」は個性豊かで優秀な生徒を全国から受け入れるために、本学理工系 3 学部での勉学を強く希望し、所属する高等学校の校長が成績・人物ともに優秀と推薦する生徒を受け入れることによって、学生の質を維持向上させることをねらいとする受験制度である。指定校の選定は、基本的には工学部への入学実績及び合格者実績を基準として決定している。また、一定以上の実績を残している指定校については募集を複数名にする措置をとり、逆に、応募実績や入学後の追跡調査により、指定校に注意または警告し、場合によっては指定を取り消すなどの点検をたえず行っている。

応募資格は、高校区分（全日制課程による普通高等学校、女子高等学校、工業高等学校）の指定基準を満たしたもので、学校長の推薦がある者である。選考は受験生の希望する各学科の教員が 2～4 名 1 組で面接を行い、それぞれにくだした評価を総合して入学を許可している。

2007 年度は指定校（493 校）で応募 257 名、高大接続パイロット校（9 校）で応募 31 名があり、その全員が合格及び入学しており、理工系 3 学部全入学者に占める割合は合わせて 21.2%を占めている。

ウ　アドミッション・オフィス（AO）入学試験

書類選考と面接を中心として、学科試験だけでは見出しにくい受験生の多面的な能力や個性を積極的に評価する入試である。

選考は 2 段階で行っている。第一次選考では出願書類をもとに、総合的に評価し選考する。第二次選考は理工系 3 学部が独自に行うもので、受験者の希望する学科ごとに面接を行い、教授会で最終合格者を決定する。

2007 年度においては、（志願者 45 名、合格者 31 名）入学者 27 名であった。

エ　スポーツ・フロンティア（SF）入学試験

優れたスポーツ実績・能力を持つ高校生を対象に実施する入試制度であり、入学後も学業とスポーツに情熱を注ぎ続けることのできる強い意志をもつ学生を受け入れることを趣旨としている。これについては理工学系 3 学部独自の選抜方法はとっていない。2007 年度は（志願者 17 名、合格者 9 名）入学者 8 名である。

オ　関西大学第一高等学校卒業見込者入学試験

併設校である関西大学第一高等学校から本学に入学することを前提に学習し、帰属意識の高い学生を入学させるための制度で、全学部で実施されている。

内申書による得点と外部テストの得点を総合的に評価して、合否判定を行っており、個別学力試験は課していない。

2007 年度は（志願者 78 名、合格者 78 名）入学者 70 名であった。

カ　外国人学部留学生入学試験

「外国人学部留学生入学試験」は、外国において通常の過程による 12 年の学校教育を修了もしくは修了見込みの外国人を対象として、一般入学試験とは別に選考を行うものである。本学全学部で実施されている。理工系 3 学部では、日本語、数学、理科（物理または化学）及び面接によって選考を行っている。

2007 年度は（志願者 11 名、合格者 8 名）入学者 7 名であった。

キ　編・転入学試験

理工系 3 学部では 2 年次及び 3 年次の編・転入学を行っている。2 年次への編・転入学試験においては英語、数学、理科（物理、化学、生物、情報処理から学科指定の 2 科目）、面接の総合成績で合否を判定し、3 年次への編・転入学試験においては各学科の指定する 2 科目と英語、面接によって選考している。2007 年度には、編転入学者合計は 7 名であった。

【長所】

編・転入学試験は大学卒業者、高等専門学校及び技術系短期大学の卒業者、さらに各種専修学校修了者などの進路変更のための制度として機能していると考えられる。

留学生試験、AO 入試、SF 入試等を行いさまざまな学生を入学させている。これらの試験によって入学してきた学生が、一般入学試験で入学する学生とは異なった学習履歴を持ち、かつ、理工系 3 学部で学ぶ能力と意欲とをもった学生であることより、学科の教育、研究を活性化させる観点において意義がある。

【問題点】

(1) 入学者の低学力化

理工系 3 学部においては、数学や物理の基礎的な知識や計算力は必須のものである。しかしながら、多様な入学試験による学生の受け入れの結果、学生の学力差が非常に大きい問題が生じている。入学後に、数学Ⅲ、物理、化学の未修得者に対しては補習を行っているが、入学者の中には例えば、指数関数や対数関数についての基礎的知識のない学生もいる。

(2) 指定校制推薦

指定校制推薦において、高校側では学生に入学後に必要な基礎学力が備わっているかどうか、さらに学生の適正を十分に考慮せずに推薦する場合もあるようであり、入学後に、ミスマッチングが生じ、退学するケースもある。このように、本学での勉学を強く意識し、個性豊かな優秀な生徒を全国から受け入れるために実施されている推薦制度の本来の趣旨がいかされていない問題もある。

(3) SF 入試

SF 入試は文武両道を目指し、そのような受験生を受け入れるために行われているが、実験・実習などの演習授業科目の多い理工系 3 学部の学生はスポーツの練習時間が短縮される。また、理工系 3 学部には学力を積み重ねる必要性の強い授業科目が多い。SF 入試によって入学してくる学生の中には、競技大会出場あるいはそのための練習などの理由によって授業を欠席するものも少なくない。SF 入試による入学者に対して、大学院生による学習支援も行われているが、遅れを十分に取り戻すには至っていない状況もある。

現在、理工系 3 学部では SF 入試制度に基づき入学した学生については、個人単位で学習の援助が行われる制度を設立して、この SF 入試により入学した学生の学習をフォローしている。

今しばらくこの学習支援システムの成果を見る必要がある。しかしながら、上記のように、理工学分野の学習は積み重ねと体験によるものが重要となることが多いことを考えると SF 入試による理工系 3 学部への入学のあり方、現在学科内でそれぞれ対応している学科ごとの対応ではない、入学者が学習を円滑に行うことのできる理工系 3 学部としての組織的な取組を検討する必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

(1) 学生の低学力化

2006 年度より大学院工学研究科を改組し、応用自然科学コースが設置され、数学及び物理学を学ぶ学生を受け入れる制度がつくられた。このコースの学生を TA として活用することによって、現状よりはきめの細かい教育支援が可能になることが期待される。

現状の問題の抜本的な解決は手探りながらも将来に向けて上記のような取組が計画されているが、抜本的な解決に向けてはさらなる検討が必要である。

(2) 指定校制推薦

理工系 3 学部における指定校推薦制度のあり方は、現在、理工系 3 学部教学委員会で「指定校のあり方」、「応募資格」、「面接方法」、「入学前教育法」、「他の推薦入学制度の在り方」などを議論している。ただし、このような議論においても、現状の問題を十分に解決する組織的な制度の確立には至っていない。今後、理工系３学部の体制を整備していく中で、さらに踏み込んだ具体的な対策が議論されることとなっている。

(3) SF 入試

SF 入試については、全学的な入試制度とのつながりがあり、理工系 3 学部では、上記のような現状の問題を如何に解消するかの対処療法を実施しているに過ぎない。理工系３学部としての対応の成果を見極めるには、若干時間が必要である。この結果に基づき、今後対応を学科単位ではなく、理工系３学部として行えるようにする必要がある。また、改組に伴うカリキュラム編成において、SF 入試により入学した学生にはとどまらない、理工学教育をより広く総合的に学ぶことのできる幅の広い単位取得が可能な学科・コースが検討されつつある。このようなコースにおいて、学生の多様な目的に沿った柔軟な教育が実現できるものであると考えている。

(3) 入学者選抜の仕組み等

【現状の説明】

ア　入学試験情報と広報

理工系３学部では、毎年学部紹介のガイドブックを作成し、全国の高校と予備校に送付している。さらに、各学科教室では独自のガイドブックを作成し、上記各校へ送付すると共に、近県の学校には教員自らが持参し、各学科の情報を広報するように務めている。

学部・学科紹介の内容は、各学科のカリキュラム、教員紹介、実験・実習の内容、研究活動など学科の特色、さらには、就職情報、入学試験情報などである。また、夏期休暇中に行われるサマーキャンパスでは、学科の説明、教育・研究施設の見学、受験生の相談コーナーを設け、それには各学科から複数の教員及び教務センター職員があたっている。また、ミニ講義や実験などを通して学部の紹介もしている。

イ　入学試験の実施体制

入学試験は全学の入学試験主事会により執り行われている。この主事会には学部執行部の一員である入学試験主任が参加し、全学の入学試験方針の徹底を図ると共に、学部の意向を反映させることができる体制となっている。この体制の下に、入学試験のスケジュール、問題作成、監督・採点割り当てなどが決定されている。

ウ　選抜基準の透明性

理工系 3 学部では、一般入学試験の数学（他学部も含む）、理科（物理、化学、生物）の問題作成、AO 入

学試験課題、編・転入学試験問題、SF 入学試験の小論文課題の作成を行っている。面接を課しているのは、指定校推薦入学、高大接続パイロット校推薦入学、AO 入学試験、関西大学第一高等学校特別推薦入学、編・転入学試験、外国人学部留学生入学試験、SF 入学試験である。

一般入学試験の合否判定に用いられる得点データは、選択別に問題の難易度による不公平がないように、素点に統計処理を行った上で、判定に用いている。また、面接の評価は、2 名以上の教員で行い、すべての規定の面接票にランクを記入し、その理由を記載するよう定め、判定に当っては公平性を確保している。

いずれの入学試験の場合も、最終の合否判定は学部教授会で行われ、すべての得点データほか判定資料を明らかにした上で説明がなされ、審議を経て決定される。

エ　入学者選抜方法の検証

理工系 3 学部では、入学試験主事会と連携し、毎年入学者選抜方法について検証している。

【点検・評価】

受験生に対する入学試験情報の開示、入学試験の実施体制、選抜基準の透明性、いずれの点においても制度的に十分な配慮がなされており、特に問題点はない。

(4) 科目等履修生・聴講生等

【現状の説明】

本学の規定にもとづき、教授会で審議にかけた上で、入学試験を行わないで受け入れている科目等履修生及び聴講生は、表Ⅱ-理-6 に示す通りである。

表Ⅱ-理-6　科目等履修生・聴講生の構成　2006 年度

	性別		受講目的		年齢				
	男	女	資格取得	自己研修	20 代	30 代	40 代	50 代	60 代以上
科目等履修生	24	1	24	1	17	3	2	2	1
聴講生	1	0	0	1	0	0	0	0	1

2006 年度の場合、表Ⅱ-理-6 に示すように、資格取得と自己研修を受講理由としており、その構成は、科目等履修生については資格取得が目的で、その対象は男女に渡り、年齢は 20 代を中心に比較的若い年齢層である。一方、聴講生は、資格取得が目的と言うわけではないこともあり、60 代以上の時間に余裕のある年齢層が受講している。

【点検・評価】

科目等履修生・聴講生制度による学生受け入れは、資格取得を援助しているのみならず、生涯学習の場を提供する目的がある。科目等履修生については、単位取得を目的として、すべての受講生が資格取得のために受講している。一方、聴講生については、自己研修を目的とした受講生もいるなど、本来の制度の目的に沿った利用がなされている。しかしながら、いずれにしても、理工学教育では、資格取得を目的にこれらの制度は利用され、自己研修並びにリカレント教育を行っているというほどに受講生はいない。今後、資格取得だけではなく自己研鑽を支援するようなさらに魅力のある講義も用意する必要があるのかもしれない。このような議論を理工系 3 学部合同の教学委員会さらに、全学的な委員会で行う必要がある。しかしながら、現状の利用状況を見る限り、必要な人が必要な時間に利用していると考えられ、この制度の意義が生かされていると考えられる。

(5) 定員管理

【2006 年入学者以前の体制の説明】

2007 年改組以前の工学部は 11 学科を持つ学科制をとっている。学生は入学時から 11 学科のいずれかに所属している。各学科の入学定員は、

機械工学科	90 名	機械システム工学科	90 名
先端情報電気工学科	90 名	電子情報システム工学科	90 名
化学工学科	90 名	応用化学科	90 名
先端マテリアル工学科	100 名	システムマネジメント工学科	90 名
都市環境工学科	90 名	建築学科	105 名
生物工学科	90 名		

であり、入学総定員は 1,015 名、収容定員は 4,117 名である。

【2007 年入学者以降の体制の説明】

2007 年改組以降の理工系 3 学部は 9 学科・20 コースを持つ学科・コース制をとっている。学生は入学時から 9 学科のいずれかに所属している。各学科の入学定員は、

システム理工学部		環境都市工学部	
数学科	30 名	建築学科	95 名
物理・応用物理学科	60 名	都市システム工学科	120 名
機械工学科	200 名	エネルギー・環境工学科	80 名
電気電子情報工学科	165 名	化学生命工学部	
		化学・物質工学科	220 名
		生命・生物工学科	95 名

であり、入学総定員は 1,065 名、収容定員は 4,260 名である。

【点検・評価】

入学定員については、各学科共に著しい定員を超えた学生数を受け入れている、あるいは入学定員を大きく割れているなどの問題は生じていないものの、2007 年度の収容定員 4,260 名にたいして在籍学生総数が 5,473 名で、収容定員に対する在籍者の割合は 1.28 倍となっている。個々の学科の状況は『データブック 2007』〔P135（ウ）収容定員に対する在籍学生数の割合〕のとおりであり、2 年次生以上の工学部ではほとんどの学科で収容定員に対する在籍者の割合が 1.3 倍を越える状況になっている。超過在籍者のかなりの部分が成績不良者による上位年次生の蓄積によるものであり、厳格な成績評価のもとにこのような状況が生じている。このような成績不良者については、一部学科では教員による担任制が実施されるなど、対策が施され始めている。今後、このような試みによる成績不良学生の増加の問題についての改善が期待できるものと考えられる。

(6) 編・転入学

【現状の説明】

本学には、学内及び学外からの学生を途中年次から受け入れる、編・転入学試験制度がある。理工系 3 学部の各学科の募集人員は欠員の有無にかかわらず若干名である。学内在籍者を対象とした 2 年次転入、卒業生に対する 2 年次及び 3 年次編入の学士入学、また、学外者に対しては 2 年次及び 3 年次への編・転入学がある。編・転入学試験の合格者は、多少の変動はあるものの、例年 10～20 名程度である。2007 年度では、2 年次編転入者は 5 名であり、3 年次編転入者は 3 名であった。

【点検・評価】

在学生、大学卒業者、高等専門学校及び技術系短期大学卒業者、各種専修学校修了者、などの進路変更の制度として機能していると考えられる。

(7) 退学者

【現状の説明】

近年における（改組前組織）工学部所属の退学者及び除籍者は、『データブック 2007』〔P164～165 ウ 退学・除籍の状況〕に示したとおりである。2004 年度は 161 名、2005 年度は 176 名、2006 年度は 132 名と在籍学生に対して 3%程度である。

退学の理由は一身上の都合というのが最も多く、特にここ数年退学理由については大きな変化は見られない。なお、退学者・除籍者には全学の規定により、再入学・復籍の道が用意されており、その情報についても『HAND BOOK』で学生に伝達している。

なお退学申請の際、学科に属する教員の対応は特に定められていない。また単位取得の少ない学生や欠席しがちな学生を呼び出して指導を行うなどの、退学を未然に防ぐ方策については、学科ごとの対応が異なっている。一部学科では、担任制なども敷かれている。

【点検・評価】

理工系 3 学部における編・入学者の数は、2006 年度、若干名の募集に対して入学者 7 名という状況であり、特に問題はない。編・転入及び転科・転部に関しては、学生の希望を尊重しており、必要な場合に教員が相談にのるという対応をとっている。ただし退学者に関しては、教育機関としては退学者を出さないことが望ましいので、今後、退学者の状況を調査し、サポート体制を検討していく必要がある。また単位取得の少ない学生を呼び出して指導を行うためのガイドラインや、欠席しがちな学生の心理的・身体的ケアをはかるサポート体制などが、退学を未然に防ぐ方策として考えられる。今後、そのあり方を検討する必要がある。

5　教員組織

工学部は、2007 年 4 月、理工系 3 学部に改編された。従来の工学部のやや漠然とした一つの大枠概念の組織形態から、それぞれ独自の基幹コンセプト（しくみづくり・まちづくり・ものづくり）と教育理念を明示した三つの学部組織形態、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部への変革である。

教育上期待される役割を遂行するに相応しい機能的な教員組織体制の構築のため、当面は 3 学部の統合組織体に教員の所属組織も兼ね、構成員の意思決定・伝達体制の合理化を図り、基本的には学部で一般的な案件への対応を図るが、人事・予算・施設・入試・基礎教育など共通重要事項については統合組織体で意思決定をする。カリキュラムも当面新旧のものが並行するため段階的に行う必要があろう。そのあたりを加味しながら教員組織について説明する。

(1) 教員組織

【現状の説明】

ア　学生数と教員組織

2007 年 5 月 1 日現在、今年度から改編された理工系 3 学部の 1 年次生 1,361 名と工学部の 2 年次生以上の 4,112 名の合計 5,473 名の学生が在籍している。

理工系 3 学部の専任教員の組織は下の表Ⅱ-理-7 に示すとおりである。システム理工学部には 83 名、環境都市工学部には 51 名、化学生命工学部には 56 名の専任教員が所属している。全教員は、組織としてそれぞれの学科に所属し、それぞれの専門性を活かして関連科目を担当している。大学設置基準における理工系 3 学部の必要専任教員数は 87 名（ただし、この中には教養教育に必要な教員人数は含まれていない）であり、現在の専任教員数 190 名はそれを大きく超えている。教授数も全専任教員の半数近くになる。

理工系 3 学部の全専任教員数 190 名に対して、専任教員 1 人当たりの在籍学生数は 28.8 人となっている。

表Ⅱ-理-7　理工系 3 学部における教員組織

理工系 3 学部	専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員 1 人当たりの在籍学生数	兼任教員数
	教授	准教授	専任講師	助教	計			
システム理工学部	43	22	16	2	83	38	－	152
環境都市工学部	22	17	7	5	51	27	－	171
化学生命工学部	28	19	7	2	56	22	－	151
合計	93	58	30	9	190	87	28.8	474

イ　年齢構成等

（ア）年齢構成

本学の専任教員は 65 歳が定年と定められているが、学部が特に必要とした教員は、定年後 5 年間に限り教授会の承認を得て 1 年ごとに定年延長を行うことができる。したがって、定年延長の手続きが 5 回行われた場合は 70 歳の教員が存在することになる。理工系 3 学部教員の 2007 年度現在の年齢構成を図Ⅱ-理-8 に示す。理工系 3 学部で多少バラツキがあるが、3 学部平均して 56 歳～60 歳と 36 歳～40 歳に二つの山が見られるが、最若年層の比較的少ない教員を除けば、どの年齢層もほぼ均衡がとれている。また、60 歳以下の構成員は全体の約 8 割を占めている。

図Ⅱ-理-8　理工系 3 学部における教員の年齢構成

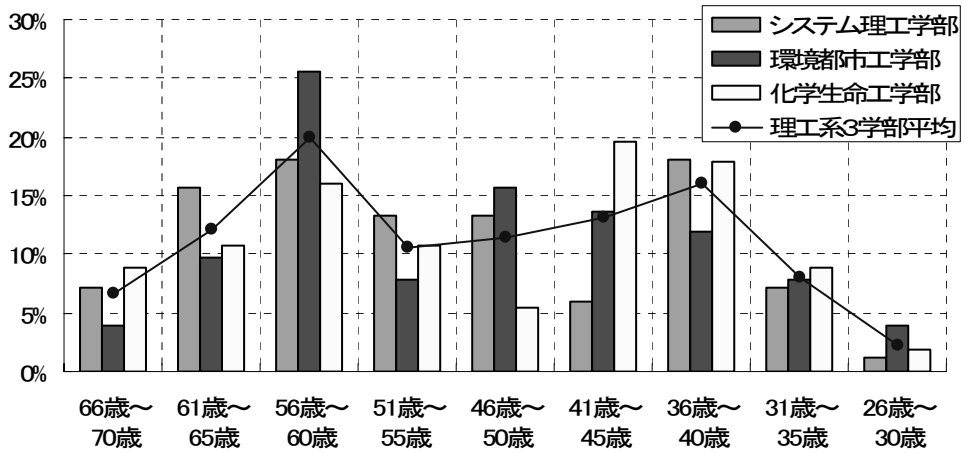

次に勤続年数（図Ⅱ-理-9）を見てみると、理工系 3 学部平均で 31 年から 40 年というところと、さらに高い山が 1 年から 5 年に見られる。逆に 21 年から 30 年にかけての構成員が比較的少ない。また、教授の平均勤続年数は 20 年、准教授は 14 年、専任講師は 13 年、助教 4 年となっている（図Ⅱ-理-10）。

専任教員の勤続年数については、1 年から 10 年が最も多く全体の 40%を超えている。比較的長い勤務年数の 31 年から 40 年の教員も 25%を超える分布となっている。このように、経験豊かな人材とフレッシュな人材が教学を担っている。

図Ⅱ-理-9　理工系 3 学部における教員の勤務年数構成　2007 年度

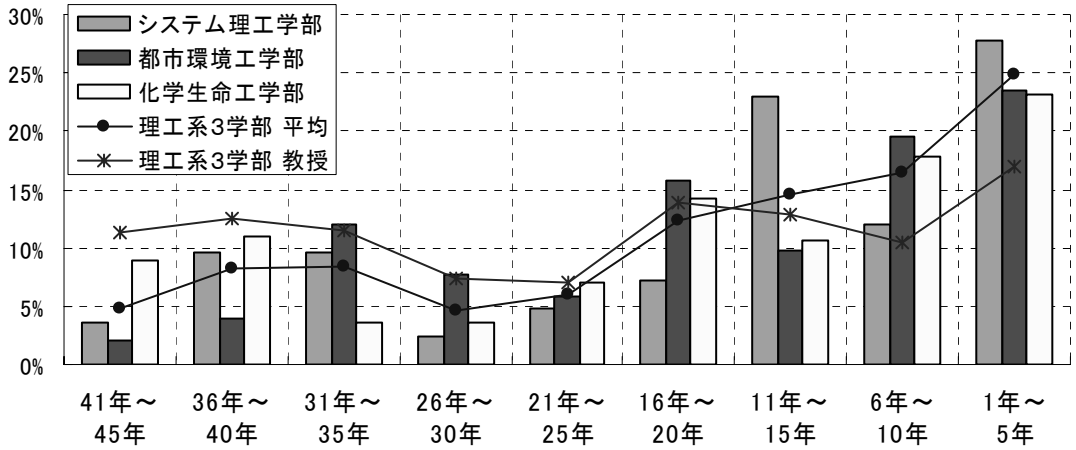

図Ⅱ-理-10　理工系 3 学部における教員の平均勤務年数　2007 年度

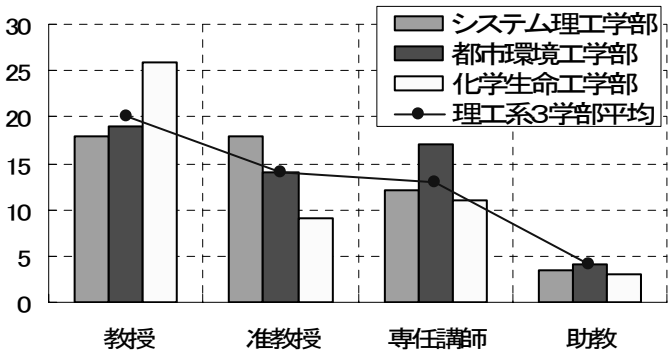

（イ）専任・兼任（非常勤講師）の比率

理工系 3 学部の組織における専任・兼任教員の人数の比率をみると、兼任は専任の、システム理工学部で 1.8 倍、環境都市工学部で 3.4 倍、化学生命工学部で 2.7 倍であり、理工系 3 学部平均で 2.5 倍である。ただし、この比率の中には教養教育における兼任教員の数は含まれていない。

（ウ）女性教員の占める割合

専任教員における女性教員の占める割合は、システム理工学部で、教授 1 名、環境都市工学部で准教授 2 名、専任講師 1 名、化学生命工学部で助教 1 名の理工系 3 学部の全教員 190 名のうち 5 名が女性教員であり、全体の 2.6%にとどまっている。

（エ）教員組織における社会人及び外国人研究者の受け入れ状況

理工系 3 学部の教員組織における社会人の受け入れ状況は、2007 年 5 月時点で前職が大学以外の民間企業出身の専任教員が 44 名在籍している。現在、工学部並びに理工系 3 学部の研究の場として位置づけられている先端科学技術推進機構には 5 名の外国人ポスト・ドクトラル・フェローが所属し、活動している。しかしながら、外国人研究者の教員としての受け入れは工学部創立から現在までのところ 0 名である。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

理工系 3 学部における責任時間数は教授 8 時間、准教授・専任講師・助教がそれぞれ 6 時間となっている。専任教員の 2007 年度における授業担任時間数（大学院での講義時間数も含む）は図Ⅱ-理-11 に示すとおりである。学部授業における平均授業担任時間数は、教授が 20.1 時間、准教授が 17.6 時間、専任講師が 14.8 時間、助教が 11.9 時間となっている。

専門教育科目における専任教員の割合は表Ⅱ-理-12 に示す。1 年次生の理工系 3 学部春学期で 86%、2 年次生以上の工学部で 73%が専任教員で講義を担当している。一方、専門教育科目のなかには高い専門性が

求められる講義や工学関係で現在話題となっている事柄に関する内容を含む特別講義も一部設定している。これらに関係する講義に対しては外部から実践に精通した講師を招いている。

専門教育科目の中の必修科目は基本的に専任教員が担当すべき主要科目である。それらの専任教員担当率は、2007 年春学期では、1 年次生の理工系 3 学部でほぼ 100%、2 年次生以上の工学部で 82%となっている。このことは主要科目に対しては専任教員がほぼ全面的に責任を担っていることを物語っている。また、専門教育科目の実験・演習科目は原則として専任教員が担当していて、これらに関する専任教員担当率はほぼ 100%である。

図Ⅱ-理-11　理工系 3 学部における教員の授業担任時間数　2007 年度

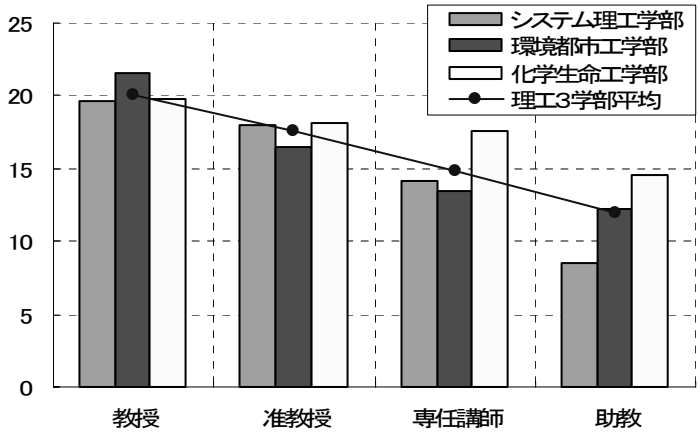

表Ⅱ-理-12　理工系 3 学部、工学部における専門教育科目における専任教員の割合　2007 年度春学期

学部	学科	専任担当率%
システム理工学部	数学科	100.0
	物理・応用物理学科	50.0
	機械工学科	100.0
	電気電子情報工学科	80.0
環境都市工学部	建築学科	60.0
	都市システム工学科	100.0
	エネルギー・環境工学科	100.0
化学生命工学部	化学・物質工学科	84.0
	生命・生物工学科	100.0
	平均	86.0

工学部	機械工学科	86.9
	機械システム工学科	84.9
	先端情報電気工学科	73.4
	電子情報システム工学科	64.0
	化学工学科	80.8
	応用化学科	59.5
	先端マテリアル工学科	87.1
	システムマネジメント工学科	77.4
	都市環境工学科	67.0
	建築学科	60.1
	生物工学科	63.3
	平均	73.1

エ　教員間の連絡調整

工学部並びに理工系 3 学部においては、所属学生のほぼ全員が履修するような基礎科目は複数の担当者により講義が開講されている。それゆえ、当然のこととして担当者の間には密接な連絡調整が行われてきた。特に、専門教育につながる物理学、数学、化学などの教養科目と専門教育科目との教員間では、学習範囲はもちろんのこと、学生の学習状況等の調査に基づいた情報交換を理工系 3 学部教学委員会を通して実施している。また、各科独自に開講されている実験・実習は所属の学生が全員履修する科目であり、複数の教員が担当している。科目履修の教育的効果をあげるために、その実施に当っては担当者間で十分な討議がなされている。さらに、複数教員が同一の授業を担当するリレー講義も設けられ、教育目標に関する共通理解が持たれている。特に、JABEE 対応プログラムを実施している先端マテリアル工学科、化学工学科、都市環境工学科では、JABEE の主旨に基づいた組織的な教員間の連絡調整がなされている。

【長所】

大学設置基準によれば、独自の専門分野の教育に携わるのに必要な専任教員数は、表Ⅱ-理-7 に示されて

いるように、システム理工学部 38 名、環境都市工学部 27 名、化学生命工学部 22 名であり、実数はそれぞれの基準値を大きく上まわっている。さらに、必要教員数の半数ちかくが教授であるという基準も十分満たしている。

工学部並びに理工系 3 学部の各学科において、各学科の主要科目に対しては、十分に専任教員が配置されていると考えることができ、8 割方の科目について専任教員が授業を担当していると言える。設置基準の点からも、工学部並びに理工系 3 学部の教育目標からも特に問題はみられない。

勤続年数が 30 年以上の構成員が 25%以上もいることは、教育研究キャリアを多く積む構成員の割合が高いことを示している。一方、教授で勤続年数の少ないところに山が存在することは、他大学・他機関からの中途採用でもって、組織内の人為的流動性をある程度保っていることを示している。

【問題点】

専任教員の男女の構成比は 97.8%と男性教員に大きく傾いている。理工学分野において、研究者となる母体自体の男女比がいまだ不均衡である点を考慮しても、改善していく必要はある。また、専任教員に外国籍の構成員がいないことも検討課題であろう。

工学部並びに理工系 3 学部では、主要科目を専任教員が担当するという方針が一般的にはとられている。その中で、専門科目自体、特に、実験・実習に対してその教育的効果を念頭に、少人数教育を推進すると、専任教員のさらなる授業担任負担増につながる恐れがある。この点でのバランスに対しては常に課題となっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員が主要科目に責任を持ちながら、教育効果を考慮したクラス規模が設定できるように、カリキュラムのスリム化が必要であると思われる。教員の男女構成比の改善及び外国籍教員の採用に関しては、新たな人事の際に適切な人材を確保していくよう、常時念頭に置く必要があろう。さらに、教育の充実を図る意味において、最新技術並びに特殊性の高い講義や少人数クラスを開設するために専任教員に加えて、兼任教員の支援をさらに求める必要があろう。また、学部教育において多様・多面的な教育サービスを提供するためにも、今後もさらに民間企業出身者の受け入れなどを積極的にすすめていく必要がある。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

ア　教育補助者の状況

総合情報学部設立時（1994 年度）に TA（ティーチング・アシスタント）、SA（スチューデント・アシスタント）制度が採用された。

工学部においても、情報処理関連科目の実習補助者については、機器の操作・運用に熟達した本学の大学院生と上位年次の学部学生から選任され、2006 年度には前期 81 名、後期 57 名の情報処理関連科目の実習補助員が教員の補助を行った。この他、専門の実験に関する科目で、機・機シ：28 名、電気：7 名、化工：9 名、応化：73 名、シスマネ：27 名、都市：44 名、建築：23 名、教生：1 名、教物：18 名、教化：14 名の計 244 名の TA が実験補助を行っている。SA についても、第 4 学舎（理工系 3 学部）へは、24 名が教員の負担を軽減する支援を行った。また、2002 年度から実験的にゲスト・スピーカー制度が開始され、2006 年度には 22 名が講義を担当した。授業の内容的な面でも教員を支援する体制が整えられてきている。

【長所】

情報化にともなう教育機器の操作や実験のきめ細やかな指導を徹底するために多くの教育補助員が導入されている。このことは教員を支援する体制が充実し、教育効果を高めるために役立っている。

【問題点】

教育補助員の拡充問題は、学科内ですでに多くの TA を採用し、学部学生の支援を図っているが、科目間での掛け持ちが多く、TA 自身の学習・研究時間の不足や負担増が問題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

TA の効率的な配置や学習効果を高めるため、理工学教育開発センターで検討されている。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

関西大学教育職員選考規程に基づく、理工系３学部の専任教員の任用及び昇任についての選考基準・手続きは次に示すとおりである。

ア　選考基準

（ア）教授の選考基準

教授は、次の各号に該当する者のうちから選考する。

(1) 理工系３学部において、満７年以上准教授の経歴がある者又はこれに準ずる経歴がある者。旧制度のもとでの助教授の経歴は准教授の経歴に相当するものと換算することとする。

(2) 担当する専門分野に関し、極めて高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者。

(3) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者。

（イ）准教授の選考基準

准教授は、次の各号に該当する者のうちから選考する。

(1) 理工系３学部において、満３年以上専任講師の経歴がある者、満５年以上助教の経歴がある者又はこれに準ずる経歴がある者。旧制度のもとでの助手の経歴は助教の経歴に相当するものと換算することとする。

(2) 担当する専門分野に関し、高度の教育・研究上の指導能力があると認められる者。

(3) 博士の学位を有し、研究上の業績を有する者。

（ウ）助教の選考基準

助教は、次の各号に該当する者のうちから選考する。

(1) 修士又は博士の学位を有する者。

(2) 学会への発表を有する者。

任用時は任期付き（5 年）とし、移行基準を満たせば任期なし助教へ移行できる。

イ　手続き

専任教員の任用・昇任に関する手続きは以下のような方式で行っている。

理工系 3 学部の教員人事は、「任用」、「昇任」、「定年延長」、「名誉教授」の各項目について取扱い、最終的には理工系３学部合同の人事教授会にて審議を行う。教員の任用は従来推薦人事が中心であったが、学科によっては、公募による任用人事も行われている。公募にあたっては工学研究科後期課程を持つ大学及び各種研究機関、各関連学会への公募書類送付やホームページを用いた情報提供が行われている。

6 月と 10 月に各学科から具体的な人事案件が学部長に提出され、各々の提案に対して理工系 3 学部合同の人事委員会及び各学部の人事専門委員会で事前書類審査後、学部長へ審査結果を報告する。この人事専門委員会の構成メンバーは、学部長、副学部長、大学院工学研究科長、学部長が指名する若干名の教授である。そして、3 学部合同の人事教授会において学部長が提案し、学科からの説明を経て、人事教授会の構成員からの意見を聴取し、投票となる。

なお、任用・昇任に関する3学部合同の人事教授会は、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の各学部の専任のD㊟を有する教授が構成員である。人事教授会、人事専門委員会は各学部の人事教授会規則（2007年4月1日制定）、人事専門委員会規則（2007年4月1日制定）に従って運用されている。また、全ての人事案件は教授会の議を経た後に最終的に理事会において決定される。

現在、理工系 3 学部教員のうち関西大学・関西大学大学院を最終学歴とする者は専任教員の 35.3%を占めているが、その他の国公立大学大学院（多い順に京都大学（20.5%）、大阪大学（17.9%））や私立大学大学院など、海外の大学を含めた多様な大学に出身校が分散している。

【点検・評価】

理工系3学部における教員の募集、任用、昇格に関する基準、手続きは、人事委員会と人事教授会において明確に定められ、透明性を確保している。専任教員の出身大学が相当分散され、構成員の職と年齢層がバランスよく分布している現状は、工学部並びに理工系3学部の人事が公正かつ妥当に行われてきたことを反映したものといえる。

理工系3学部ではさらに透明度や公正さを増す上でも、積極的に公募が活用される方向にある。助教の任用時は任期制を取っているが、任期制などの教員の流動化促進措置については、現在のところ検討は行われていない。

(4) 教育研究活動の評価

【現状の説明】

工学部及び工学研究科は、2002 年に研究編、2004 年には教育編の外部評価を受け、呈示された評価意見を今後の教育研究活動に反映させようとしている。2006 年には大学基準協会の評価を受け、大学教育改革を促す上で問題点が指摘され、改善が進められている。

また、2002 年には先端マテリアル工学科が、2005 年には化学工学科及び都市環境工学科が JABEE（日本技術者教育認定機構）によるプログラム認定を受けている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

教員の自己申告に基づく教育と研究に関する評価方法として、教育・研究・大学運営・社会貢献の4項目の活動について、教員個人自己点検評価制度の導入を、理工学教育センターと理工系学部大学院自己点検評価委員会で検討予定である。個人次元での自己研鑽や自己改善の実態を明らかにし、教員の研究だけではなく教育やその他の活動にも評価の目を向ける必要性が指摘されているためである。この制度の実施にあたっては、評価を客観的に定量化することや個人情報としての取扱いを十分に配慮しなければならない。

6　研究活動と研究環境

工学部では、関西大学の教育理念として長く継承されてきた「学の実化」を引き継ぎ、教育研究活動を行ってきた。今、大学が果たすべき使命は教育と研究に加え、その研究を基盤として産業界との協力を押進め社会に役立つ技術開発を促進する第三の機能が求められている。工学部並びに新たに再編された理工系3学部が社会的に評価される大学の研究機関として存立するためには、研究のレベルの高さと、研究成果や開発技術の社会への還元を行える研究機能の強化を継続的に行う必要がある。それに並行して、本学部が学習の場として十分な機能を発揮するように教養、共通、基礎教育の強化を図り、専門教育の位置付けを明確にした上での専門的職業遂行能力を培う教育プログラムの再確認を行い、研究・開発に適する創造的な思考力を

育成する基盤の充実が必要であろうと考える。以下、研究活動及び研究環境の状況について説明する。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究成果の発表状況

2005 年度と 2006 年度の教員の研究業績を学術論文、著書、解説・その他、国際会議及び国内学会発表に分類して整理したものが表Ⅱ-理-13 である。

表Ⅱ-理-13　研究成果の発表状況

件数 / 分類	2005 年度		2006 年度	
	件数	1 人当たり	件数	1 人当たり
学術論文	342	1.85	321	1.80
著書	43	0.23	46	0.26
解説・その他	185	1.00	195	1.10
特許・意匠	43	0.23	39	0.22
国際会議	314	1.70	358	2.01
国内学会発表	1090	5.89	1139	6.40

全体を平均すれば、1 人当たりの業績数は 2005 年度は 10.9 件、2006 年度は 11.7 件となっている。

イ　国内外での学会での活動状況

表Ⅱ-理-13 が示すように、2005 年度では 1 人当たりの国際会議への報告件数は 1.70 件、国内学会発表件数は 5.89 件、2006 年度では国際会議は 2.01 件、国内学会発表は 6.40 件となっている。

国際会議への出席は、科研等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助（2006 年度 18 万円／1 名：年間に一度)、個人研究費の外国出張等多くの補助に基づき他大学に比べて比較的容易に参加することのできる環境が本学では用意されている。

また、理工系 3 学部の専任教員のうち相当数が学会賞などの受賞経験を有しているほか、学会の理事等に就任している者、国・地方公共団体等公的機関の審議会、委員会、研究会等の委員等を委嘱され、大学内部の活動のみならず、広く社会で活動している。

ウ　研究助成

こうした研究活動を支えているのは、逐次整備されてきている学内の研究体制に加えて、外部からの研究費の受給である。2005 年度と 2006 年度における文部科学省学術振興会の科学研究費の補助金、学外からの研究費の受給状況は表Ⅱ-理-14 に示すとおりである。

理工系 3 学部では文部科学省科学研究費補助金、私学振興財団学術研究振興資金、私立大学などに対する研究装置・設備整備補助金、各種財団・社団法人からの指定寄付、科学技術基本計画、ハイテクリサーチセンター整備計画、学術フロンティア・センターさらに、企業からの指定寄付、受託研究などさまざまな外部資金獲得活動を行っており、これらの研究資金に基づいて研究を行っている。

文部科学省科学研究補助金への積極的な申請を促し、外部資金をベースとした研究活動を目指している。その成果として、2005 年度には 1.88 億円、2006 年度は 1.31 億円の文部科学省科学研究補助金の導入を得ている。このような科学研究費を着実に受給している他、民間会社からの指定寄付金、共同研究、受託研究などの件数も増加してきており、理工系 3 学部の学際的な研究の水準が社会的にも認知されていることを示している。外部資金の導入は、私立大学にとっては今後より一層求められる活動であり、積極的な対応が迫られているものであるといえる。

表Ⅱ-理-14　外部資金獲得状況

	2005 年度（千円）	2006 年度（千円）
文部科学省科学研究補助金	188,530	131,010
私立大学などに対する研究装置・設備整備補助金	71,890	26,427
各種財団・社団法人からの指定寄付	7,970	7,990
ハイテクリサーチセンター	54,593	51,029
学術フロンティア・センター	19,649	28,765
企業からの指定寄付	44,016	38,847
受託研究	242,800	238,269

【長所】

理工系 3 学部では、情報発信、学会等での活動、研究助成への対応は、教員の講義、演習、実験、製図、実習、特別研究、及び大学院における講義、実験、演習、研究指導さらには大学運営や学会・協会における委員会活動、入学試験問題の作成と採点の負担等を考慮すると、組織としては積極的に活動がなされている。科学研究費や学外からの研究費の受給状況から見ても、理工系 3 学部の教員の研究が外部から期待され、また、評価に応えうる高いレベルの研究に従事していることがわかる。

これらの研究に関する成果は、「関西大学学術情報データベース」を通して社会に広く開示されている。

【問題点】

理工系 3 学部全体としては、1 人当たりの業績数が 11.7 件（2006 年度）あり、学術論文と著書に絞って集計しても、1 人当たり 2.0 件となり、活発な研究活動を行っている。一部の教員の中には研究業績の公表数が少ないケースもあり、発表件数の個人間格差は顕著となっている。理工系 3 学部内の学科間の性格による差異は考慮せざるをえない問題もあり、論文数のみで研究活動のアクティビティの高さを評価することは一面的ではあるが、いずれにしても、活発な研究活動に基づく、研究成果の社会化、公表はさらに積極的に行われてしかるべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

自己点検・評価活動、第三者評価活動、さらに 2004 年度秋に実施した外部評価などを通して、理工系 3 学部構成員の意識の高まりのもと、より社会的に研究に向けての積極的な活動が求められている。このような状況に対して、工学研究科では、教員の資格審査を実施することにより、教育のみならず研究についての高いアクティビティを教員に求めている。この資格審査の実施は、理工系 3 学部・工学研究科が自らの向上を求めようとする現われであるのみならず、理工系 3 学部全体の論文数の増加をもたらしつつある現象に繋がっている。評価を行うには実施から十分に時間が経過していないものの、今後、この制度による意識改革がさらに高まるものであると期待できる。

(2) 研究環境

【現状の説明】

ア　個人研究費、研究旅費等

専任教員に配分される本学の個人研究費枠は、理工系 3 学部に限らず、教授、准教授、専任講師、助教を問わず、一律年間 51 万円となっている。個人研究費は学会出張費、図書資料費やその他の研究経費として設置されている。国際会議への出席は、この個人研究費の一部や科研等の外部からの補助金に加えて、大学からの補助（2006 年度 18 万円／1 名：年間に一度）など、他大学に比べて比較的容易に参加することのできる環境が、本学では用意されている。

イ　教員研究室の整備状況

理工系 3 学部の教員研究室は理工学教育の特殊性もあって個室率が 80%にとどまっているが、新しい建物の建設に伴う改善が進んでいる。

ウ　学内共同研究費

予算上措置されている学内共同研究費制度がある。個人研究・共同研究を問わず、申請に基づき審査を経て交付される研究費であり、工学部では2006年度に15件総額32,277,000円の利用実績があった。

【点検・評価】

理工系３学部の研究環境としては、今後改善の方向で進んでいる教員研究室の問題を別にすれば、基本的な整備がなされていると考えられる。

他大学の状況を考えると、恵まれた環境が整えられている。今後、海外調査研究旅費、国際会議出張旅費の補助等についてさらなる整備が望まれる、とともに構成員の意識の向上によって、外部資金の導入をさらに目指す必要がある。これらの教員の個々の努力は、当該教員の研究を促進するのみならず、その指導下にある大学院生をはじめとする学部学生の教育に大いに寄与するものであることは工学部、今後の理工系３学部にとっても教育活動を推進するに当たってもたらすものは大である。この意識を持った教員が多数理工系３学部には存在している。

7　施設・設備等

理工系３学部では、科学技術の急速な進展と複雑に高度化する産業社会に対応するため、着実に教育研究内容の整備・拡充をはかっている。また、教員による教育研究に関する施設・設備についても十分配慮を加えるようにしている。以下、具体的に説明する。

(1) 施設・設備等の整備

【現状の説明】

ア　学舎と研究棟

理工系３学部は本学千里山キャンパスの第４学舎を使用している。その内訳は以下のとおりである。第４学舎では１、２号館及び第４、第５実験棟の教室において講義が行われ、１、２号館、第１、第２、第３、第４、第５及び第６実験棟に各学科の研究室が配置され、研究が行われている。

（ア）学舎

理工系３学部学舎としての第４学舎の建築面積は54,939.79㎡であり、１、２号館、第１、第２、第３、第４、５及び第６実験棟の延面積は表Ⅱ-理-15のとおりである。そのうち講義室、演習室及び学生自習室の延面積は6,674.4㎡（学生１人当たり1.28㎡）である。

表Ⅱ-理-15　理工系３学部使用学舎の概要

名　　称		延面積（㎡）	竣　工
第４学舎	１号館	7,234.45	1960年
	２号館（本館棟・研究棟）	20,262.39	1969年
	２号館（実験棟・大教室棟）	2,238.68	1969年
	第１実験棟	1,271.14	1974年
	第２実験棟	1,734.67	1976年
	第３実験棟	2,672.17	1983年
	第４実験棟	5,036.77	1990年
	第５実験棟	9,886.50	1997年
	第６実験棟	3,215.14	2005年
	その他	1,387.88	
合　　計		54,939.79	

講義室等の整備状況については、『データブック 2007』〔P215～216 イ 教室の施設・設備〕に記載している。以下に、講義室、自習室、実験・実習室及び講義室・演習室のそれぞれの規模別使用状況を示す。

ａ　講義室

講義室は、1 号館には 20～30 名収容可能な小教室が 1 室、2 号館には約 450 名収容可能な大教室が 2 室、200～299 名収容可能な大教室が 9 室、100～199 名収容可能な教室が 26 室、50～99 名収容可能な教室が 6 室及び 45 名収容可能な小教室が 1 室配置されている。さらに、第 4 実験棟には 225 名収容可能な大教室が 4 室配置されている。講義は主に 2 号館並びに第 4 実験棟において行われている。2 号館は 1969 年に竣工した建物で、いくぶん老朽化が進んではいるものの、いずれの教室も空調設備が整い、講義に対して教材提示装置を備えた教室が 6 室用意されている。大・中教室ではマイク設備並びにスクリーンが備えられ、OHP やパソコンを用いた講義に対応するように整備されている。

ｂ　自習室

自習室は、収容総数 108 名となる 4 室があり、理工系 3 学部の学生は授業の合間に自習することが可能となっている。学生数に対して自習室の数が少ないものの、図書館にも自習室が多数用意されていることで、適切な設備が提供されているものと考えられる。また、第 4 学舎ではバリアフリー化を積極的に推進し、身障者用エレベータや教室内での車椅子設置場所なども確保されている。

ｃ　実験・実習室

現在のような情報化社会にあっては、理工学教育において各種情報の収集・選択とその解析、処理など、情報処理能力の育成は必須事項になっている。理工系 3 学部内の情報処理室（第 4 ステーション）では、パソコン 66 台とプリンタ 6 台を配備し、学生の各種情報の収集・選択とその解析、処理能力育成のための教育活動を支援している。オープンデザイン教室 OD1・OD2 教室（パソコン 272 台とプリンタ 19 台を配備）では、インターネットを利用した双方向教育を実施している。とくに物理系学科の理工学教育において製図の果たす役割は大きい。本学では早い時期から大規模に CAD を導入している。70.0％の CAD 室の使用率は学生がよく利用していることを示しており、課題提出締め切り前には 100％の使用率にもなる。また、実験室は各学科で確保できており、学生実験や教養教育での基礎実験において十分に活用されている。

ｄ　講義室・演習室の規模別使用状況

講義室の規模別使用状況は『データブック 2007』〔P219（エ）教室使用状況〕に示すとおりである。100～199 人収容の教室の使用率は春学期 51.9％、秋学期 45.2％、200～299 人では春学期 57.9％、秋学期 58.3％である。ただし、使用の過密な時間帯では、さらに高い頻度で使用されている。

施設・設備等の維持・管理は、教務センター第 4 学舎オフィス及び施設課が、午後 8 時以降は警備員が巡回している。オープンデザイン教室は教務センター第 4 学舎オフィスが、情報処理室（第 4 ステーション）は IT（Information Technology）センターがそれぞれ維持・管理を行っている。

（イ）研究棟

第 4 学舎における研究棟の規模は表Ⅱ-理-16 に示す通りである。以下に、研究施設・設備、個人研究室及び環境保全・安全対策施設について示す。

表Ⅱ-理-16　学部・学科の総面積（単位：㎡）

学部・学科		総面積
システム理工学部	数学科	418.070
	物理・応用物理学科	1,228.480
	機械工学科	5,381.590
	電気電子情報工学科	4,392.030
	学部合計	11,420.170
環境都市工学部	建築学科	2,322.480
	都市システム工学科	3,278.970
	エネルギー・環境工学科	2,016.050
	学部合計	7,617.500
化学生命工学部	化学・物質工学科	5,904.965
	生命・生物工学科	2,172.462
	学部合計	8,077.427
合　　計		27,115.097

ａ　研究施設・設備

実践に基づく教育を推し進める本学理工系 3 学部には、私立大学施設整備補助金（大型マル研）、私立大学研究設備整備費等補助金（小型マル研）及び教育研究用機器備品費（マル理）などで得られた大型研究設備が各学科に設置されている。表Ⅱ-理-17 には大型マル研（1995～2006 年）による設備を示す。それら最新の設備に支えられ、充実した研究成果を着実に生んでいる。

ｂ　個人研究室

研究棟の個人研究室、合同研究室等のそれぞれの面積を『データブック 2007』〔P215 ア 研究施設・設備〕に示す。2005 年 9 月に竣工した第 6 実験棟（建築面積：1,119.76 ㎡、延面積：3,215.14 ㎡）に新たに 22 室の個人研究室が設けられた。その結果、個人研究室の充足率は 67.8%から 80.2%に大幅な改善がなされた。個人研究室 1 室あたりの平均面積は 23.9 ㎡弱で他学部とほぼ同じ広さであるが、専任教員数 180 名（助教を除く）に対して個人研究室は 144 室であり、個室率は 80%である。理工系 3 学部の特殊性（卒業研究を円滑に実施するためには、できる限り教員は学生の近くに配置されるべきである。）はあるが、文系の他学部がほぼ 100%であるので、早急に個室率は 100%になるように改善が望まれる。

ｃ　環境保全・安全対策施設

教育・研究上における環境保全と安全対策を目的として、第 2 実験棟に排水処理場（135.37 ㎡）が整備され、有効に稼働している。2005 年度の処理量は一般排水 921.3 ㎥、重金属系廃液 58.9 ㎥、2006 年度は一般排水 694.9 ㎥、重金属系廃液 39.6 ㎥であった。

研究棟の施設・設備等の維持・管理は、教務センター第 4 学舎オフィス及び施設課が、午後 8 時以降は警備員が巡回している。

表Ⅱ-理-17　私立大学施設整備補助金に基づく設備　2007.5.1 現在

装　置　名	設　置　場　所
固体表面構造解析評価システム	HRC 地階　実験室Ⅰ
高機能性複合粒子線薄膜創成装置	第 5 実験棟 3 階　半導体工学研究室
視覚を利用したマニュピレーション装置の開発支援及び評価装置	第 4 学舎 1 号館　可視情報研究室
2 軸同時振動試験装置	土木・建築実験場
高感度質量分析システム	第 4 学舎 2 号館研究棟 4 階　機器室Ⅰ
構造材料環境シミュレーション装置	土木・建築実験場
高精度多機能表面観察解析装置	第 4 学舎 2 号館研究棟 4 階　走査電子顕微鏡室
環境攪乱物質評価トータルシステム	第 4 実験棟
ＡＲＥＮＥ電力系統瞬時値解析システム	第 3 実験棟 1 階　情報電磁気研究室
ナノ構造体解析システム	第 4 学舎 2 号館研究棟 3 階　NMR 室
分子構造解析システム	第 4 学舎 2 号館　応用化学科演習室
バーチャルシミュレータ・メカニカルインピーダンス計測システム	工研工作室
高精細デジタル画像実験装置	第 3 実験棟 4 階　情報工学研究室
レーザー直接描画装置	第 5 実験棟地階　応用物理学研究室
プロテオーム解析・機能評価装置	第 4 学舎 2 号館　研究棟
遠心力載荷装置	第 4 学舎 2 号館　研究棟
マイクロマシン製造装置	第 4 学舎 1 号館　ロボットマイクロシステム研究室
環境制御 X 線解析装置	第 4 学舎 2 号館　研究棟
光環境シミュレーションシステム	第 4 学舎 2 号館研究棟 6 階　建築環境Ⅱ研究室
高速イオンビーム発生装置	第 1 実験棟　電気実験場
微小領域元素分析システム	第 4 学舎 2 号館研究棟　高磁場 NMR 室
高速・高解像度共焦点レーザー顕微鏡システム	学術フロンティアセンター3F　ナノマイクロ医工学研究開発プロ 2

【長所】

理工系 3 学部の教育研究に必要な施設・設備は充実しており、各種形態の授業の実施及び教員の研究遂行が効果的に行えるようになっている。特に、前回の調査より、実験室が 38 室から 61 室（面積 1,295 ㎡増）に増え改善が見られる。また、情報処理機器、情報端末に関する設備、機器は充実しており、整備状況の適

切性は良好であると思われる。製図室・CAD 教室・情報処理室の運営、機種やソフトウエアの選定には、理工学 ICT 活用教育推進委員会があたっている。情報化社会における機種、ソフトウエアの進歩に対応した情報教育がなされていると思われる。

少人数教育が実施されるに従い、小人数教室の充実が求められている。理工系 3 学部では、古い実験室を演習室として区切り、収容人数が 30 名程度の部屋を 2005 年 9 月より各学科に開放している。現在、ゼミのみならず講義演習においても利用されている。

情報化が進むに従い、自習室の充実とともに情報コンセントの充実が求められている。現在までは、情報コンセントと言うよりも OD 教室として学生に情報端末を提供してきた。2006 年 2 月に竣工した総合学生会館内に情報コンセント（204 個口）を持つフロアーが用意され、全学施設として大規模に、学生自身のコンピューターによる情報の発信・受信が円滑に行えるような施設が用意されている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究・教育の効率化を図るために、研究室の充実は必要不可欠ではあるものの、研究室の拡充は容易ではない。しかしながら、その運用上の問題としての講師控室と研究室、実験室の分散の問題の解消は可能ではないかと考えられる。効率よい建物の利用法を考えてゆくべきであるといえる。このことは、将来構想における課題として考えておく必要がある。また、新規に 3 号館（仮称）が 2008 年 3 月に竣工予定であり、教室のより一層の充実が期待される。

8　管理運営

(1) 学部運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

ア　管理運営体制の概要

理工系 3 学部では、教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営がなされ、現在、より一層の効率的な管理運営体制と事務組織についての検討がなされている。

理工系 3 学部全体の運営にあたっては、理工学教育開発センター、理工学テクノサポートセンター、予算・施設委員会及び人事委員会によってなされている。また、各学部については、各学部長の下で執行部を組織し、その指導のもとに最高意思決定機関としての理工系 3 学部各教授会及び工学研究科委員会をもって理工系 3 学部並びに工学研究科は運営されている。理工系 3 学部を構成する各学科の運営は、学科教育主任があたり、学部内の審議事項や連絡事項は教授会で検討している。

イ　教授会

最高意思決定機関としての各教授会は、理工系 3 学部創設の年に設置（2007 年 3 月 8 日）され、各教授会規程にしたがって運営されている。各学部長が必要と認めたとき、また、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときに学部長が招集し、学部長を議長として構成員の 2 分の 1 以上の出席をもって開催されている。議決は、出席者の過半数の同意にもとづいてなされ、その構成員は専任の教授、准教授、専任講師及び助教である。

教授会における審議事項は以下の 16 項目である。

a　学部長の選出に関する事項

b　副学部長の承認に関する事項

c　評議員候補者の選出に関する事項

d　理工系３学部教員の任用、昇任その他人事に関する事項
e　全学及び学部の各種委員会委員の選出に関する事項
f　学則に関する事項
g　教育課程に関する事項
h　学生の賞罰及び補導に関する事項
i　学生の入学、学籍及び卒業に関する事項
j　学生の試験に関する事項
k　称号の授与に関する事項
l　自己点検・評価に関する事項
m　学外研究員の推薦に関する事項
n　予算に関し学部長の必要と認めた事項
o　教育及び研究に関する事項
p　その他重要な事項

ウ　人事教授会

人事に関する事項について審議するために学部長は、人事教授会を理工系３学部人事教授会規則にもとづき招集する。人事教授会は専任の教授によって構成され、その３分の２以上の出席をもって成立する。さらに、その決議は出席者の４分の３以上の同意のもとに行われている。人事教授会では人事専門委員会を置き、学部長の補佐機関として各学科から提出された専任教員の「任用」、「昇任」及び定年到達者の「定年延長」に関する人事案件の事前審査を行う。人事専門委員会は学部長、副学部長、工学研究科長及び学部長が指名する教授（若干名）によって構成され、理工系３学部各学部人事教授会規則に従って運営されている。

エ　執行部

３学部合同教授会の運営は、理工系３学部各学部長、理工系３学部各副学部長、２名の教学主任、入試主任、学生主任、さらに学部学生相談主事からなる執行部があたっている。学部運営に関してのそれぞれの職掌分野は以下のとおりである。

学部長	総括
副学部長	総括補佐、全学共通教育、高大連携推進
教学主任	教学事項
入試主任	入学試験事項、入試センター主事会
学生相談主事	学生相談、奨学金委員会
学生主任	学生補導、交通対策委員会

執行部は打ち合わせ会を開催し、教授会事項、学部運営に関る事項について審議を行っている。理工系３学部では学部、大学院の運営の効率化を目指して 2007 年４月より３学部長のうち１名が工学研究科長を兼任している。2006 年度の打ち合わせ会は 28 回開催された。

オ　理工系３学部各種委員会

理工系３学部に設置されている 12 委員会のそれぞれの委員数、執行部等との連携関係、活動内容の概要及び年度別開催回数は以下のとおりである。

（ア）理工学テクノサポートセンター委員会（14 名、工学研究科長、副学部長、各学科から選出された委員、技術員）

教育・研究上の技術支援、運営のサポートを組織的に行っている。

（イ）理工学教育開発センター委員会（20 名、工学研究科長、副学部長、教学主任、入試主任、各学科

から選出された委員）

理工系 3 学部共通の教養教育及び入試出題体制について検討する。平成 19 年度、3 学部の俯瞰的な教育体制を実現する機関として理工学教育開発センターが配備された。

（ウ）予算・施設委員会（9 名、学部長、副学部長）

予算・施設に関する事項を総合的に審議する予算・施設委員会が設置されている。

（エ）自己点検・評価委員会（16 名、副学部長、教学主任、各学科から選出された委員、教務センター所属事務職員）

理工系 3 学部では、理工系 3 学部の教育研究に関する全体的な活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営状況について、自己点検・評価を行い、その結果を公表するために理工系 3 学部自己点検・評価委員会を設置している。1993 年度より資料集、報告書を公表している。委員長は各学科から選出された委員から互選によって決める。2006 年度開催回数 9 回。

（オ）図書委員会（9 名、各学科から選出された委員）

理工系 3 学部における図書の運営を円滑に行っている。委員長は委員の中から理工学府長が指名する。2006 年度（工学部図書委員会）開催回数 1 回。

（カ）人権問題検討委員会（9 名、各学科から選出された委員）

理工系 3 学部における人権についての問題を検討している。本委員会は議案の発生にともなって開催されるものであるから、2006 年度は一度も開催されなかった。委員長は委員の互選によって決める。

（キ）カリキュラム委員会（16 名、各学科から選出された委員）

次年度の授業時間割編成作業を行う。委員長は 3 学部の学部長のうち、互選で選ばれた副学部長が務める。2006 年度（時間割編成委員会）開催回数 3 回。

（ク）ICT 活用教育推進委員会（16 名、学部長、各ワーキンググループ長、各学科から選出された委員及び事務長）

製図室、オープンデザイン室、情報処理室及びインターネットを用いた情報環境の維持・改善のための企画と運営を目的としている。委員長は 3 学部の学部長のうち、互選で選ばれた学部長が務める。2006 年度（工学部情報化推進委員会）開催回数 1 回。

（ケ）広報委員会（16 名、副学部長、入試主任、各学科から選出された委員）

2006 年度（工学部広報委員会）開催回数 6 回。

（コ）STR 刊行委員会（11 名、工学研究科長、副学部長、各学科から選出された委員）

理工系 3 学部における教育・研究活動の発展を図り、その成果を出版物として公表する『関西大学理工学研究報告』（Science and Technology Reports of Kansai University）の編集を行っている。委員長は工学研究科長が務める。2006 年度（TR 刊行委員会）開催回数 5 回。

（サ）液体窒素管理運営委員会（8 名、各学科から選出された委員）

学科を越えて実験に使用する液体窒素の効率的な利用に関しての管理運営を行う。委員長は委員の互選によって決める。2006 年度開催回数 1 回。

（シ）安全衛生委員会（11 名、工学研究科長、学部長、各学科から選出された委員、教務センター所属事務職員）

理工系 3 学部における安全管理及びその運営に万全を期し、円滑な教育・研究活動を図るためにその安全対策について協議し、その実施の任にあたる。委員長は学部長が務める。2006 年度開催回数 1 回。

a　排水に関する専門委員会

b　薬品及び実験廃棄物に関する専門委員会

c　高圧ガスに関する専門委員会

d　X 線・放射線に関する専門委員会

【長所】

現在、教授会のもとに 12 の委員会が設置され、学部長から付議された事項について専門的に協議している。理工系３学部は大学協議会協議員をはじめとする全学的な各種委員会へ委員を送り、全学的な大学運営にも積極的に参画している。加えて、理工系３学部運営に対して自己点検・評価委員会を設置し、教育研究水準の向上をはかっている。理工系３学部新設にともない、従来の教室会議―学科長会―教授会という構成による意思決定、意思伝達体制が変更された。教育体制では学科・コース制、研究体制においては、理工系３学部組織体制の中に包括させ、教員所属組織もこれに連動させている。また、理工系３学部では、３学部共通の教養教育及び入試出題体制など、３学部の俯瞰的な教育体制を実現する機関としての理工学教育開発センターが配備され、教育・研究上の技術支援、運営のサポートを組織的に行う理工学テクノサポートセンターを、さらに、予算・施設に関する事項を総合的に審議する予算・施設委員会が設置されている。学科長会が廃止されたことにより、多くの審議事項に迅速に対応できる体制に変わりつつある。

教授会の議事録は学部長によって作成され、教務センター第４学舎オフィスに備えられている。

いずれの委員会においても、専門的な議論がなされ理工系３学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。

【問題点】

2006 年度の教授会は 19 回開催され、出席状況は出席率として平均 65.6%（最高 82.3% 最低 55.1%）であった。特に学会が頻繁に行われる時期には出張などにより時期的に出席率の低い状況が生じている問題があることが分かった。この点については、今後改善が必要であると考えられる。学科長会、教室会議が廃止され、構成員にとって審議する主たる場所が教室会議から教授会に移った。現在、理工系３学部教授会は合同で開催されている。新、旧体制の混在、場所の制約、共通の案件が多々あるためこの形式を一時的に取っているが、三つの学部の独自性を持たせるためにも、個別の教授会も必要であろう。

いずれの委員会においても、専門的な議論がなされ理工系３学部の円滑な教務運営の実施を促進するものとして機能していると考えられる。開催回数が少ない委員会があるとはいえ、一部の教員に役職が集中するとともに、教員は多くの会議への参加を余儀なくされている。

現在、カリキュラム委員会、理工系３学部図書委員会以外の委員会は議事録を用意している。この二つの委員会についても、今後は議事録を用意するべきである。

【将来の改善・改革に向けた方策】

委員会の統合などを含めて効率的な委員会運営により、教員への負担の改善が求められているものと思われる。この結果、現状のようなすべての議論に慣性力が働くような状況を打破することが期待できる。

(2) 学部長の権限と選任手続き

【現状の説明】

学部の教務を統括する理工系３学部の各学部長は、上記教授会の開催、教授会議題の設定、副学部長の推薦をはじめとする学部執行部の任命権限を有する。また「事務専決に関する理事会内規」に基づき、①所轄事項中常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、②所属課長の国内出張に関すること、③所属課長の欠勤、休暇その他の服務に関すること（第 6 条第 1 項）、④所属教育職員の国内出張に関すること、⑤所属教育職員の欠勤、休暇その他の服務に関すること（同第３項）を専決する。

理工系３学部の各部長は各学部の学部長選挙に関する内規に従って選任される。学部長の被選挙権を有するものは、各学部に所属する専任の教授であり、選挙権を有するものは、各学部に所属する教授、准教授、専任講師及び助教とされている。選挙会は選挙権者の３分の２以上の出席をもって成立し、選挙は単記、無記名投票により行い、有効投票総数の過半数を得たものを学部長当選者としている。開票結果は教授会で発

表され、教授会は、当選者に次期学部長就任の受諾を確認して、次期学部長を決定している。選挙管理は、理工系3学部の各学部長及び理工系3学部の各副学部長（各学部2名）によって構成された選挙世話人が行っている。就任を受諾した次期理工系3学部の各学部長は、理工系3学部の各副学部長2名、2名の教学主任、入試主任、学生主任及び学部学生相談主事の役職者を教授会に推薦し、承認を得た後に上記学部管理運営を行っている。理工系3学部の各学部長の任期は2年であるが、再任は妨げないものである。

【点検・評価】

理工系3学部では、上記のようにそれぞれの規程・規則・内規のもとに、各種組織が役割に従って組織立てられ、円滑かつ迅速に教務運営が行われていると考えられる。

しかしながら、上記（エ 執行部の箇所）で指摘したように、理工系3学部の学部長のうち1名が工学研究科長を兼任するため、その仕事及び責任が集中する恐れがある。同時に学科教育主任（従来の学科長に相当する）も同様な負担を強いられている。会議の開催を可能な限り低減し、情報化システムを利用した意志の疎通を図っているが、すべての審議及び報告事項などが学科の構成員へ的確に伝達されているのかについては検討する必要がある。

今後、2002年度に導入された学部・大学院一体化運営により、一層の運営の効率化が期待されているとともに、新設された理工系3学部はより小回りの利く組織へと変貌することが計画され、管理運営についても簡素化が進むことが期待できる。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

理工系3学部においては、本学部の教育・研究水準の向上を図るために、1991年6月の大学設置基準の大綱化を受けて1992年に工学部教学委員会の中に自己点検・評価ワーキンググループを設置し、1994年4月に工学部自己点検・評価委員会規程のもとに工学部自己点検・評価委員会を発足し、工学部を構成する学科・教室より選出された専任教育職員及び大学院事務職員の委員をもって本学部の教育・研究水準や学生受け入れに関する活動状況並びに制度、組織、施設、設備の現状及びその運営について自己点検評価を行ってきた。さらに、2004年4月より工学研究科に新たに工学研究科自己点検・評価委員会が工学研究科自己点検・評価委員会規程にもとづき発足した。工学部と工学研究科は一体化した自己点検・評価活動を行うこととなり、現在、理工系3学部自己点検・評価委員会は、理工系3学部・工学研究科一体運営のもとに、各学部の副学部長（3名）、各学部の教学主任（3名）、各学科から選出された委員（9名）、教務センター所属事務職員（1名）からなり、計16名で構成されている。ただし、学部の各学科からの選出委員と大学院の各専攻からの選出委員はそれぞれ対応する学科と専攻の間で兼任し、規程に基づいて活動している。

【長所】

理工系3学部自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に、理工系3学部についての自己点検・評価活動を行っている。また、理工系3学部独自の活動として、理工学教育において重要な意味を持つJABEE認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動を行っている。加えて、外部評価による学外の専門的研究者による評価を受ける活動を担っている。2002年度には外部評価（研究）を、2004年度には、外部評価（教育）を実施し、工学部における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開するとともに、2006年度に工学研究科の改組や、2007年度新設された理工系3学部における重要な資料として取扱われ、現状の問題解決をはかる重要な役割を果たしている。

【問題点】

自己点検・評価活動を進めるうえで、委員会内部の問題として各項目別の点検・評価を担当者が分担して

作成するという形式を取ることが多く、その結果提出された自己点検・評価内容を十分時間をかけてその妥当性を検討して客観化するなどの作業に活動の大半の時間が費やされ、学部にとってより重要な全体の整合性・改革・改善を図る機会を十分取ることができていないという問題がある。

自己点検・評価委員会に副学部長が委員として加わり、学部執行部との調整機能を果たすことはある程度行われ、具体的な提案が学部の経常的な意思決定を行う役割を果たしているとはいえ、自己点検・評価委員会においてまとめた内容について学部教授会などで恒常的に議論を行ったりすることによって自己点検・評価内容を学部全体として組織的に検討し、問題意識を共有するなかで具体的に改善していくというプロセスや手続きが必ずしも確立されていない。すなわち、点検・評価活動の結果が学部の将来計画などに直接反映するシステムが十分組織されていない問題がある。

【将来の改善・改革へ向けた方策】

自己点検・評価活動のみならず、外部評価を継続して実施するとともに、その結果に基づく具体的なアクションをとることができるような仕組みを構築する必要がある。2006 年度には、工学研究科が改組を迎え、工学研究科の枠組みをより広いものにするためのさまざまな仕組みを教育システムに取り込むことができた。これらは、長年工学部内で議論されてきた問題を解決する方向の取組であった。

また、現状の理工系３学部の活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っている FD フォーラムへ理工系 3 学部の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に理工系 3 学部の成果を次なる施策に反映することができるように、現在、理工系３学部・工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。2005 年 12 月には、工学部の外部評価を受けて JABEE へ取り組む学科を中心とした FD フォーラムを開催し、全学的に外部評価についての成果を発信した。このような活動によって、理工系３学部のみならず全学的な活動として将来の発展に向けた改善・改革への構成員の意識の高揚を生み出し、このパワーによってさらなる改善・改革を推し進めるこのような取組を継続して行う必要がある。このような試みは、理工系３学部自己点検・評価委員会委員のみならず理工系３学部のすべての構成員の意識の高まりにより実現するものである。

工　学　研　究　科

第Ⅱ編　工学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 815
(1) 理念・目的・教育目標 〈815〉
(2) 理念・目的等の検証 〈815〉

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 817
(1) 到達目標（到達度） 〈817〉
(2) 学位授与・課程修了の認定 〈825〉
(3) 教育方法等 〈827〉

3　国際交流 …… 829
(1) 国際交流（国内外における教育研究交流） 〈829〉

4　学生の受け入れ …… 831
(1) 入学者受け入れ方針 〈831〉
(2) 学生募集方法、入学者選抜方法 〈832〉
(3) 科目等履修生・聴講生等 〈835〉
(4) 定員管理 〈836〉

5　教員組織 …… 837
(1) 到達目標（達成度） 〈837〉
(2) 教員組織 〈837〉
(3) 教育研究支援職員 〈838〉
(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き 〈838〉
(5) 教育研究活動の評価 〈838〉
(6) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係 〈839〉

6　研究活動と研究環境 …… 839
(1) 研究活動 〈839〉
(2) 研究環境 〈840〉

7　施設・設備等 …… 841

8　管理運営 …… 842

9　自己点検・評価 …… 843

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

(1) 理念・目的・教育目標

本研究科は、本学の学是である「学の実化」の精神のもと、科学技術創造立国の担い手として、工学分野の理論・応用の深奥を究めた高度専門職業人及び研究者を養成し、もって人類の文化・文明の進展に寄与することを教育理念として、高度経済成長期の 1962 年に既設の工学部を基礎として設置された。現在、博士前期課程及び同後期課程を有し、工学のほぼ全分野を網羅する研究科へと拡大・発展してきている。

工学研究科博士前期課程では、大学院設置基準第三条に従い、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備え、かつ時代の要請にこたえるべく、国際的な広い視野にもとづく現実問題解決能力を持った高度専門技術者・研究者の育成を目的としている。

後期課程では、大学院設置基準第 4 条に従い、大学や各種研究機関において、基礎的研究分野で自立的に研究・開発を推進できる研究者及び官庁や民間企業において研究・開発のリーダーとして活躍が期待されるような人材の育成、さらには科学技術の急速な進展にともなう先端技術の再教育や生涯教育を担うことを目的としている。

本研究科では、上記の理念・目的に沿った大学院教育を、より深く確実に遂行するために、2006 年度から大幅な組織改革を行った。その改革の理念は、

(1) 前期課程における教育システムの柔軟化による、高度技術者養成教育の充実をはかる。

(2) 研究の重点化・特化とその研究の推進による、大学院後期課程の研究力の向上をはかる。

である。具体的には、前者においては、関連する分野間での横断的な教育・研究活動を可能にするため、従来の 10 専攻を 3 専攻とし、構成単位の集団間の壁を薄く低くしている。後者においては、さらに柔軟な教育・研究活動をめざして単一専攻とし、その競争的環境の中で、注目される特徴ある研究を支援し、その先導的研究力により全体の活性化を企図している。

なお各専攻・各分野においても、全学及び工学研究科の教育理念を踏まえ、次項に示すように、具体的な教育目標を掲げている。

これらの理念・目的・教育目標は関西大学大学院学則第 1 条に明記され、教職員に周知されるとともに、冊子「関西大学大学院」や大学院インフォメーション、関西大学大学院ホームページを通じて、社会一般に広く開示されている。

(2) 理念・目的等の検証

工学研究科では、理工系 3 学部と一体となった自己点検・評価委員会を組織し、そのもとで大学院生による授業評価アンケート、教員による教育に関するアンケート、外部評価などを実施してきている。すなわち院生による授業評価アンケートは、2004 年度秋学期から毎学期実施され、その結果は全構成員（院生、教職員）に開示されている。また教員による教育アンケートは 2002 年度に実施され、その結果が全教員に開示されている。外部評価については、学部と一体で 2002 年度に「研究」に関して、2004 年度に「教育」に関して実施され、その中で理念・目的等についても厳しく検証されている。また各学科の就職担当教員が、企業と接触する中で、企業からの要請、卒業生の状態を日常的に聞いており、教育にフィードバックしやすい環境となっている。これらをもとに自己点検・評価委員会において組織として理念・目的等の真剣な検証がなされてきた。その中で本研究科の理念・目的等は、(1)本学の学是である「学の実化」を具現化したものであり、(2)大学院設置基準に則ったものであり、(3)社会と時代の要請に沿う、おおむね妥当なものであ

るとの認識が得られている。ただその中にあって、(1)理念・目的等の一層の明確化と周知徹底、(2)理念・目的等と、その具体化としての教育プログラムとの整合性の検証、がさらに求められている点が反省され、それが 2006 年度の大学院改革に結実し、さらに 2009 年度の改革に向けた原動力となっている。

【長所と問題点】

本研究科の理念・目的は、本学の学是としての「学の実化」の大学院工学分野における具現化であり、また大学院設置基準に則ったものであり、社会の、そして時代の要請に沿う妥当なものといえる。特に 2006 年度における組織改革は、それまでの専修的な教育・研究体制を改め、専門間の壁を薄く低くし、組織の柔軟性を高め、先進的研究を支援することによって、学際的・融合的な教育・研究の推進、高度な技術の開発に対応した専門技術者育成を目指したもので、高く評価できる。また本研究科修了者が、企業・官公庁・教員等、社会のさまざまな分野で活躍し、社会から期待される声が多いところを見ると、理念・目的・教育目標及びそれに伴う人材養成は、ある程度達成されているといえるだろう。しかしながら改革はさらに実質的な部分にまで進められなければならないだろう。具体的には、現在提供されている各科目の含味や、研究支援重点化政策の具現化など内なる教育・研究体制の見直し、企業や他研究機関あるいは地域社会や諸外国との連携など大学外との関係の見直し、またこれらを評価してフィードバックしていく組織的な取組などが挙げられる。さらには理念・目的・目標を、社会との関わりの中で、常に検証し、見直していく仕組みが組織の中に確保されなければならない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

2006 年度の大学院組織改革を受けて、そこで実現できなかった部分の改革を、改革第 2 弾として、2009 年度実施を予定して推進している。

2007 年度から工学部が、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部に再編されたのを受けて、2009 年度からは、従来の「工学研究科」を関西大学大学院「理工学研究科」と名称を変更するが、3 学部に対し 1 研究科の体制を維持するものとする。これは大学院レベルでの横断的な教育・研究を図り、一層の活性化を進めるためである。理工学研究科では、

(1) 21 世紀知識基盤社会への高度科学技術の果たすべき役割を認識し、
(2) 基盤技術の伝承と先進技術の創造、及びそれらの産業への応用を図ることによって社会に貢献する姿勢を確立するとともに、
(3) 十分な国際的感覚と社会や組織における意思疎通能力に優れ、
(4) 未来の科学技術社会をリードする使命感をもった自立した人材を養成する、

を教育理念とし、教育目標として以下の 6 項目を掲げる。

① 豊かな科学的感性の錬磨
② 専門知識基盤とその応用展開能力の強化
③ 問題発見及び解決能力、論理構成力・企画力の向上
④ コミュニケーション力の付与
⑤ 科学的表現力の修得
⑥ 技術に関する倫理観の醸成

2009 年度からの改革では、本研究科前期課程を、以下の 3 専攻 9 分野体制とする予定である。システムデザイン専攻（数学、物理・応用物理学、機械工学、電気電子情報工学の 4 分野）、ソーシャルデザイン専攻（建築学、都市システム工学、エネルギー・環境工学の 3 分野）、ライフ・マテリアルデザイン専攻（化学・物質工学、生命・生物工学の 2 分野）。これらの専攻では、それぞれ対応する学部、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の教育基幹コンセプトである「しくみづくり」、「まちづくり」、「ものづくり」をさらに高度化させた教育カリキュラムを通じて、幅広い素養と高い見識を有しつつ、それぞれの領域での科学技術上の課題を発見し、科学的論理に基づいて、それを解決する能力を付与、向上させることを教育方針とする。そして各科目が理念・目的に合致しているかどうかの見直し、複数指導教員体制の導入、技

術英語科目と ESP 教育の導入、海外実習・アドバンスドインターンシップの拡充、PBL（課題解決型学習）の実質化などが計画されている。

後期課程は、総合理工学専攻単一であるが、それとは別に前期課程・後期課程一貫制のイノベーション工学専攻（融合領域工学専攻）の設置を検討しており、そこには人間医工学、国際フロンティア工学、その他の分野を含める方針である。また研究科全体で在学期間の短縮など柔軟な組織運営も視野に入れている。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

科学技術の急速な進展に伴い、産業界では高度な学識を有するだけでなく、幅広い人間的素養をもった科学技術者が求められており、特に高度な技術者を求める企業では、理工系分野においては学部卒業生よりも大学院修了者を求める傾向がますます強くなってきている。この時代の要請に応えるため、工学研究科では、「学の実化」の実現を目指して、研究・開発に対する独創性と指導性を兼ね備えた広い視野を持つ高度な技術者・研究者の養成に鋭意努力している。本研究科では 2006 年度から、教育・研究の両面において専門間の壁を低くし、組織に柔軟性を持たせるため、前期課程ではこれまでの 10 専攻を 3 専攻に、後期課程では 10 専攻を 1 専攻に集約し、総合的な指導体制のもと、21 世紀における科学技術の急速な発展に対応できるように組織改革を行った。また多くの学部生や社会人に門戸を広げるため、一般入試に加えて、前期課程では学内進学試験、特別選抜入学試験を、前・後期課程では社会人入学試験（前期課程の社会人入学試験は、2008 年度から実施予定である）を設けており、各種奨学金の充実、就職指導の充実などと共に、大学院への進学を積極的に勧めている。

「工学研究科の特色」

1）学部教育を受け継ぎ、より高度な教育カリキュラムを用意し、少人数教育の利点を生かした日常的な教育・研究指導を徹底している。また海外実習やアドバンスドインターンシップを設けて、学外での研鑽の機会を与えている。さらに分野によっては、PBL（課題研究）を設けて特色ある教育を行っている。

2）前期課程では、指導教員のもと、高度な理論と実践を通して、研究・開発に対する能力の研鑽を進め、研究結果を学会・研究会等で発表し、優れた研究成果は学術雑誌へ投稿するよう指導している。この過程で自ら問題を発見し解決していく能力が涵養される。これらは修士論文作成とそのプレゼンテーションに結実していく。

3）後期課程では斬新なものの見方、独創的な展開により、新しい「知」の地平線を切り開くべく、研究指導を行っている。優れた研究業績をあげたものには、論文審査の上、博士（工学）の学位を授与している。また在学期間の短縮修了も可能としている。

(1) 到達目標（到達度）

本研究科では従来、前記・後期の両課程において、学部の各学科に対応した多くの専攻を設け、その中で指導教授による個別的指導の色彩が濃い専修科目制をとってきた。しかし(1)各専攻間の閾が高く、そのため分野横断型教育や融合的研究の展開が十分でない、(2)学生による指導教員や履修科目の選択における自由度が低い、などの指摘があり、技術革新や情報化の時代にあって、より柔軟な組織への変革が求められるようになった。これを受けて研究科構成員の総意のもとに大学院革新が進められ、まず 2006 年度に以下の 3 点が実施された。

(1) 前期課程を 3 専攻（11 分野）に、後期課程を単一専攻に集約し、大学院を構成する集団間の壁を薄く低くして、教育・研究の両面で組織の柔軟性を高めることにした。これにより時代の変化に伴って、学際的融合的研究の立ち上げや、学生数・教員配置にフレキシビリティをもたせることができるよう

になった。

(2) 専修科目制を廃止して、学生による選択の自由度を高め、今まで以上に広い視野と学識を有する人材の育成が可能となった。

(3) 助教授（2007 年度からは准教授）には、大学院指導担当教員としての能力のあるものを採用することとし、中堅教員層の充実を図った。

さらに 2007 年度からは、海外実習・アドバンスドインターンシップ制度が導入され、海外の大学や企業・近隣研究機関における研究開発の実際に参加しながら教育を受ける制度が発足した。これらの改革は、それまで指摘されてきた研究科全体の組織の硬直化に大鉈を振るって、今後の改革の道筋をつけたという意味において、達成されたものは非常に大きいといえる。

ただ残された課題も多く、改革は継続的に推進されようとしている。今後の改革の方向として、次のような項目が検討されている。

① 理念・目的から見た各科目の見直し

② 複数指導教員制の導入

③ 前・後期課程一貫制のイノベーション工学専攻における新分野（人間医工学、国際フロンティア工学、その他）の立ち上げと、特化教育体制の構築

④ 予算の傾斜配分の導入

⑤ 先端科学技術推進機構との連携による後期課程の活性化

⑥ 国際交流センターとの連携による国際的な次元での学生・教員の研究交流の展開

⑦ 近隣大学・研究機関との連携大学院の構想

ア　教育課程等

【現状の説明】

（ア）教育課程

本研究科は、学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条及び第 4 条に基づく博士課程の大学院として、高度専門技術者・研究者の養成を行っており、前期課程（修士課程という）2 年と後期課程（博士課程という）3 年の区分制をとっている。前期課程は 3 専攻 11 分野、後期課程は単一専攻から成り、工学のほぼ全分野を網羅し、高度な専門性、幅広い学識を涵養するために十分な教育課程を用意している。

a　前期課程

学則では、前期課程（修士課程）は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力または高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養うことを目的としている。この目的をより一層実現するために、2006 年度に大学院の組織改革を行った。それまでの 10 専攻を、システムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフ・マテリアルデザインの 3 専攻に包括再編し、これまでの旧専攻は分野の名称で専攻の下部組織とした。またそれまで工学部に教養教室として設置され、大学院教育には参画してこなかった数学教室、物理学教室、情報処理教室を包括した形の応用自然科学分野を新設することとした。すなわちシステムデザイン専攻は、応用自然科学、機械工学、先端情報電気工学、電子情報システム工学、システムマネジメント工学の 5 分野、ソーシャルデザイン専攻は、都市環境工学、建築学の 2 分野、ライフ・マテリアルデザイン専攻は、化学工学、応用化学、先端マテリアル工学、生命・生物工学の 4 分野で構成することとした。このようにそれまでの専攻が分野となり、それらを大きく三つの新専攻に包括することによって、それまでの専攻間の垣根が低くなり、分野横断的な教育の実践、融合的研究の立ち上げ、社会の進展に応じた学生定員や教員配置の見直しなどに柔軟に対応できる体制となった。

2006 年の改革では、教育課程の内容（カリキュラム）の見直しも行った。それまでは専修科目制度と呼ばれる体制の中で、大学院生は指導教授が担当する講義・演習・実験をセットで履修することが義務づけられ、比較的徒弟制的環境の中で、主に研究者養成型の教育システムがとられてきた。改革ではこの専修科目制度を廃止し、主目的を研究者養成ではなく、高等専門技術者養成に軸足を移すこととした。そして幅広い

学識のもとでさまざまな問題の発見・解決をなしうる人材を育成するために、授業科目を三つの群に分類し、A 群科目として工学研究科内共通科目（専攻を超えて履修できる科目）、B 群科目として専攻内共通科目（分野を越えて履修できる科目）、C 群科目として分野内専門科目を配置し、学生はどの分野に所属していても、A, B 群科目からそれぞれ最低 1 科目ずつ履修することとし、高等技術者に必要な工学の周辺あるいは境界領域の素養を持たせるようにした。C 群科目群に配置されたゼミナールⅠ～Ⅳが、修士論文に関する指導を行う科目であり、学生が選択するゼミナール担当教員が当該学生の指導教員となる。その他の改革事項を次に列挙する。

（ア）一部の分野で、PBL（Project-Based Learning）という科目を設置して、学生に自主的な課題解決能力をつける教育プログラムを用意した。

（イ）一部の分野でアドバンスドインターンシップ制度を設置して、産業界での実務体験にも単位を付与する道を開いた。

（ウ）科学技術系英語を多くの分野に取り入れ、国際的プレゼンテーション能力の涵養を図ることとした。

（エ）専攻・分野にとらわれることなく履修できるよう、追加科目の習得を奨励することとした。

学部教育とのつながりについて言えば、大学院学生は指導教員の研究室に所属し、そこに配属されている学部学生と日常的に研究情報を交換し、あるいは同じ研究グループを構成して、学部の教育課程と強い関連性を持った研究・教育が行われている。また先取り履修制度として、大学院の一部の授業科目を学部在学時に履修し、進学後単位として認定する制度を発足させた。本学工学部卒業見込み者については、学内進学試験を毎年 6 月に実施することや、学部 3 年次終了時点で大学院奨学金を早期予約するなど、早くから進路を決め、研究に専念できる体制がとられている。

以下に、前期課程の各専攻・各分野ごとの特徴を示す。

(a) システムデザイン専攻

① 応用自然科学分野

応用自然科学分野は、数学系と物理・応用物理学系を中心として構成されている。この分野では先端知識や新技術の背後にある現象の本質を基礎から理解できる力を身につけ、それを広く応用、展開できる能力を養うことを目標に、特定の工学専門領域にとらわれない、分野横断型・基礎応用縦断型の教育・研究指導を行う。

② 機械工学分野

機械工学は工学の中でも最も長い歴史を持つ分野の一つで、人類に必要な機械や装置と結びついた分野を担っている。本分野では、材料力学、機械力学、流体力学、熱力学などの力学や物性学、エネルギー利用、設計・生産技術等を基本に、自動制御、メカトロニクス、システム工学、情報工学、バイオメカニクス、ナノテクノロジーなどの新しい学問分野が有機的に結びついた教育と研究指導が行われている。

大学院生は、それぞれの研究領域の教員の下で、その領域の最新の研究テーマが与えられ、問題を解決していく過程で研究の進め方や解決方法を学ぶ。そして、その過程で得られた成果は関連する専門の学会で発表するなど、学内だけではなく、広く国内外でも活躍する機会が与えられている。

このようにして、課程修了時の大学院生の研究・開発能力は格段に高められ、彼らの大多数は大企業の研究・開発部門で活躍している。

③ 先端情報電気工学分野

電気工学の学問と技術は、物理現象の観測や自然界の法則の解明に始まり、エネルギー生成・変換、材料や物性、電気・電子部品やこれらを用いた各種の回路、電気・電子機器やその応用、あるいは、これら基盤技術のシステムへの展開など、極めて幅広く展開し、我々の今日の生活をしっかりと支え、現代社会での重要な役割を担っている。一方、この分野では、コンピュータの発展に伴う急速な技術革新があり、計算機科学に関する研究開発競争が盛んに行われている。

このような背景から、大学などの研究機関はもとより、企業や実社会にあっても、より高度な研究者・開発者・技術者を切望しており、電気、情報の知識を幅広く有する電気系の大学院出身者に対する期待は極めて大きい。そこで、4 年間の学部での教育期間を通して基礎的な知見を十分に養い、さらに、大学院ではより専門性の高い知識を身につけ、これを研究テーマに創造的かつ発展的に適用することを学ぶことは、重要な意味を持っている。

したがって、当分野では、学部基礎教育を踏まえたうえで、大学院において自らの専門的な研究課題に挑戦する一方で、関連する知識を出来るだけ幅広く吸収すると同時に、知識のアップデイトにも励み、自信を持って実社会に入っていける学生の教育を目指している。大学院では各人が希望の研究室へ分かれ、各研究室ではさらに大学院生と学部生からなる研究グループを組織し、教員と学生が一体となって協力しながらゼミナール研究を進めている。これによって大学院生は、研究の進展の喜びや苦労を経験しながら、独創性を養い、後輩を指導することを学んで、高度の研究者・開発者・技術者としての素養を培う。また、教員・大学院生・学部生が研究という一つの目的の下に一致協力することによって、短時間で人間的にも大きく成長することが多い。研究成果は国内や国外の学会での発表や投稿を中心に、大学院生自らも社会へ公表するように努めている。

④　電子情報システム工学分野

現代の科学技術を支える主要な分野の一つである電子工学の発展のためには、高度な思考力・応用力に加え、斬新な創造性を備えた研究者・技術者の育成は必要不可欠なことである。この時代の要請にこたえるために、本電子情報システム工学分野では、毎年 30～40 名の学部学生を受け入れ、(1) 半導体、電子デバイス、マイクロエレクトロニクス、光・電波、高周波・マイクロ波、(2) 情報、通信、情報ネットワーク、画像、計算機システムの 2 分野に重点を置き、教育と研究指導をしている。

本電子情報システム工学分野に入学した学生には、指導教員のもとで、学部学生とともに研究課題の究明過程を通じて、思考力と応用力の育成に自ら努めるようにさせている。また、その研究の成果を多くの研究者に公知するために、関連の学会において口頭で、また論文として発表させ、学生自身の研究者・技術者としての存在の自覚を促すことにしている。大学院での教育では、学部教育において培った電子情報システム工学技術者としての素養にさらに磨きをかけるべく工夫がなされており、特に、学部卒業研究において身に付けた研究・開発技術者としての基礎的スキルをさらに洗練させ、電子情報システム工学分野における研究・開発のリーダーを産み出すべく、一貫した教育プログラムを用意している。さらに、専門に関連した教育科目、例えば上記の分野に分類されている科目を履修させ、研究・技術上での常識をしっかりと身に付けさせ、研究を通じて養った思考力と応用力の上に、創造性を植え付けさせることも私達教員のつとめの一つであるとして教育している。多くの修了者は、日本を代表する主要な電子・電気工学関連の企業に就職して、高級な研究者・技術者として活躍している。

⑤　システムマネジメント工学分野

システムマネジメント工学分野は、従来の工学分野の固有技術を基盤に、人・物・情報の 3 要素を含む各種システムの構築技術並びにその管理運営技術に重点を置いた学問体系をとり、学生がこれらを有機的に学習し、理論・応用の習得を通じて、システムマネジメント工学分野の理念“人とシステム及び環境の融合性の究明”に精通することを教育方針としている。本分野は人間工学、生産管理、メカトロニクス、システム診断、及び数理計画工学の 5 学系 6 研究室で構成されている。本分野の特徴は、従来の管理（経営）工学系統の専門分野に加えて、メカトロニクス（機構と制御）、画像解析などの生産技術、力学や計測制御技術に直接関係した分野を含んでいるところにある。

大学院生の募集に当たっては、学部で機械工学系の学科を専攻した学生諸君も積極的に募集する方針である。

(b) ソーシャルデザイン専攻

① 都市環境工学分野

情報化や国際化がめざましく進展し、社会的・経済的な変革と価値観の多様化が顕著な現代にあっては、後世にわたって人々に豊かな生活を保証できる文化的価値の高い社会基盤施設の建設や整備が望まれている。また、世界有数の経済大国である日本には、地球規模での環境問題への取組や発展途上国への援助でも大きな期待が寄せられている。すなわち、現代の都市環境工学には、グローバルな観点から自然と共生する国土づくり・地域づくりを推進し、新しい技術の創造により快適な都市地域環境を構築し持続させていくこと、ローカルな観点から地域の風土と伝統文化に配慮した「ゆとり」と「うるおい」にあふれた市民生活を実現することが要請されている。

都市環境工学分野では、これらの課題に積極的にチャレンジし、広い視野をもった有能な技術者と研究者を育成している。大学院生は、指導教授をはじめとする各教員の厳格かつ温かみのある教育によって充実した論文をまとめ、豊かな基礎力・応用力・独創性・発想力・表現力などを身に付けて社会へ巣立っている。修了者は、官公庁、教育機関、建設会社、コンサルタント、運輸・通信業、メーカー、情報産業など、広範な分野で活躍している。

② 建築学分野

工学部に建築学科が設立された 4 年後の昭和 46 年に大学院修士課程に建築学専攻が開設され、大学院博士課程後期課程は平成 2 年 4 月に開設された。いうまでもなく、学部の教育では広い教養と確かな専門知識の修得に重きを置いているのに対して、大学院ではより高度な専門知識を集中的に教育し、将来、社会において指導的立場にたつスペシャリストを養成することを目的としている。

建築学の特色は、教科内容が歴史・計画・構造・材料及び施工・環境工学と、広範囲かつ多岐にわたっていることにある。その理由は、建築するという行為が、これら広い分野にわたる内容を総合的に修得した人材を必要としているからである。しかし、学問や技術の進歩につれて、建築学の各分野も、細分化、専門化の傾向にあって、学部での教育は基本的なレベルの内容に限らざるを得ないような時代となってきている。このような情勢の中で、建築学分野における大学院課程は、より高度な専門教育を修得する場として社会から期待されているところが大きい。

建築学分野では、平成 20 年度には 10 名の研究指導教員と非常勤を含む 4 名の講義担当者を配置して、より専門分野にしぼって鋭意教育と研究を行う体制を整えている。

(c) ライフ・マテリアルデザイン専攻

① 化学工学分野

化学工学は化学反応の基礎原理を応用して、分離精製などの物理的処理技術と統合し合理的に化学製品の生産を行うために必要な原則の究明及び技術の開発を目的とする学問である。

本分野では、化学反応の基礎の理解を踏まえて、新しいプロセスの開発のために必要なさまざまな要素技術に関する研究を行っている。さらに、個々の要素技術を組み合わせて、環境保全を考慮した最も合理的な生産体系あるいは工場を建設するためのシステム化も研究している。

近年、化学工学は単に化学工業製品の生産のみならず、より広い視野に立った環境保全技術の分野でも重要な位置を占めるようになってきた。すなわち、環境保全が一地域における排出物質への対応の問題から、二酸化炭素による地球温暖化やオゾン層破壊や酸性雨などの地球規模での課題に広がってきており、このようなグローバルな問題に対処するために化学工学で学ぶシステム化に関する知識が不可欠になっている。博士前期課程に 8 研究領域を開設し、21 世紀の重要な課題である資源・エネルギー・環境などについて化学工学の基本原則とともに研究・教育を行う。大学院生は希望する研究領域に配属され、指導教員のもとで修士論文の作成にあたる。また、その成果は内外の学会や学術雑誌に公表されている。

本分野を修了した工学博士や多くの工学修士は産業界で活躍しており、高い評価を得ている。

② 応用化学分野

化学は物質そのものを取扱う学問であり、あらゆる産業の土台を形成する役割を担っている。エレクトロニクス、バイオ、新素材、医薬などすべての先端技術分野において、化学技術は高機能・高性能材料の開発を通して非常に重要な役割を果たしている。分子の構造や反応性のコントロールを可能とする化学を抜きにして新しい物質の創製は不可能であり、応用化学は現代の技術革新を支える根幹の技術となっている。人類がこれからも地球上で繁栄してゆくための最重要課題と考えられている環境、エネルギー、健康、食糧などの諸問題の解決も応用化学を抜きにして語ることは出来ない。化学技術はすべての工学分野と密接に関連して、人類の繁栄のためにますますその重要性を増しつつあると言うことができる。

応用化学分野では、このような高度な社会的要請に柔軟に対応でき国際的にも通用する専門能力を身につけた科学技術者・研究者の育成を目指している。即ち、分子レベルで考え、深く思考し、望みの物質を創製しうる独創力の要請を目標として、物理化学・無機化学・有機化学などの学部基礎教育の基盤の上に、より高度の専門教育と研究指導が行われている。大学院生を中心として活発な研究活動が展開されており、学会発表や専門雑誌への論文投稿などを通じて着々と実績を挙げている。修了生の実社会での評価も高く、企業からの求人は大学院生を第一希望としているものが多い。

現在は大部分の大学院生が修士課程修了と同時に実社会へと巣立っているが、高度の科学技術者への社会的需要が増大するのに伴って、社会人入学をも含めた博士課程後期課程への進学者が年々増加する傾向にある。

③ 先端マテリアル工学分野

産業構造の変化に伴い、材料分野においても、新素材の開発、材料の複合化による高機能化・多機能化が急速に進んでいる。このような変化に対処するためには、金属材料、無機材料といった従来の枠を取り外して材料工学を総合的に体系化し、さらに先端的なマテリアル研究にも対応できる人材を養成するための教育プログラムの構築が必要となってきた。このため、大学院工学研究科の教育プログラムの改革に伴い、平成 18 年度に材料工学専攻を「先端マテリアル工学分野」に改称した。

マテリアル工学とは、金属材料（鉄鋼材料、非鉄金属材料）、無機材料（セラミックス）から電子材料（半導体材料）、表面改質・修飾材料（薄膜）などの広い分野にわたる材料（素材）を対象に、画期的な新素材の開発、その加工技術や性能評価方法の確立を目指す教育分野であり、先端技術の将来を支えるための最も重要な学問であるともいえる。

先端マテリアル工学分野では、マテリアル工学の基礎知識を発展させ、周辺技術も含めたマテリアル工学についてより高度な専門知識を身につけた高等技術者、研究者を育成することを目指している。

修了者は、金属材料関係企業はもちろんのこと、機械、電気、電子、化学、自動車、情報、医療・福祉、総合商社など産業界のあらゆる方面で活躍している。

④ 生命・生物工学分野

生命・生物工学分野においては学部教育の上に立って、(1) 生物の機能や遺伝に関する生化学と分子生物学及び生体分子の構造、物性や酵素の触媒機構などの幅広い生化学や分子生物学の習得、(2) 酵素、微生物、動植物細胞のスクリーニング、生体高分子の構造決定、遺伝子工学並びに細胞工学などバイオサイエンスの実験技術の体得、(3) 食品の機能解析や創薬技術の体得を目標としている。すなわち、生物の多様な機能と生体分子を工学的方法論に立って多面的に研究し、開発応用することを特色としている。

平成 18 年度は博士課程前期課程で九つの研究領域、後期課程で七つの研究領域を設け、新しいバイオテクノロジーの基礎と実際、並びに食品、医薬品、醗酵、植物細胞生産などの各工業に関する専門知識と技術面を論述する。このような生物工学の一般的知識と実験技術の体得の上に立脚して、特定の研究テーマを対象にして総合的な研究を遂行する。それらの研究成果に関する論文を作成し、精

緻な知的生産の概念と手法を身に付け、大学や国公立あるいは企業の研究機関において活用し得る創造性豊かな研究能力と指導力をもつ人材の養成を意図している。新しい大学院時代を迎え、活力と希望に満ちた学生諸君の入学を心から期待する。

b　後期課程

学則では、後期課程（博士課程）は、専攻分野について、研究者として自立した研究活動を行うに必要な、またはその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力、及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。

この目的に則り、本研究科では後期課程において、最も深奥なる学術の創造に参加すべく、分野の違いを越えた真に自由な環境を用意するため、2006 年度の改革で、総合工学専攻ただ一つに集約し、その下に分野を置かないこととした。カリキュラムにおいても、それまでの実質を伴わなかった講義・演習・実験を廃止し、四つの半期科目ゼミナールⅤ～Ⅷを置き、ここで博士論文の研究に関する指導を行う体制とした。これらのゼミナールの設定を 2 学年分に限定したのは、在学期間の短縮を可能とするためである。学生は後期課程進学出願時に希望する研究領域に最も近い指導教授を選び、課程修了までの 3 年間一貫した指導を受けることとなる。その意味で後期課程は専修的色彩が濃くなるが、単一専攻制のもと、他の教員の指導も自由に受けることができ、融合的研究に発展していくことも可能である。後期課程の学生は、指導教授の研究室で、同じ学問分野の学部生・前期課程学生と研究グループを構成し、同じあるいは近隣のテーマについて日常的に討論する中で、研究能力や指導力が錬磨されることになる。学内の先端科学技術推進機構との連携はもちろん、国内の他研究機関や海外の大学との連携・交流を強化拡大し、多面的な研究教育を実施している。学生は研究成果を博士論文にまとめ、審査に合格すれば博士（工学）の学位を取得できる。

（イ）単位互換、単位認定等

関西大学大学院は、「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定書」に基づき、関西学院大学大学院、同志社大学大学院、立命館大学大学院との間で、単位互換制度を設けている。単位互換の方針及び方法は、教育目標との整合性、科目の内容水準を勘案して「協定書」に規定されている。工学研究科ではこの制度の利用者が例年数名いる状況である。

2007 年度からは海外実習（外国の提携大学で研究指導を受ける）やアドバンスドインターンシップ（提携に基づく企業・公的機関における実務体験）が導入され、参加した学生に単位を与えることとしている。

（ウ）社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

社会人入学試験は、前期課程（2008 年度から実施予定である）、後期課程ともに毎年 10 月と 2 月に募集している。ここで社会人とは、入学時において同一勤務先に 2 年以上在職する 25 才以上の者を指す。前期課程では、別に特別選抜入学試験の募集がやはり 10 月、2 月に行われており、社会人はここでも受験することができる。

外国人の受け入れについては、外国人留学生入学試験による正規の大学院生と、外国人研究生の制度がある。外国人留学生入学試験は、前期・後期両課程とも 10 月と 2 月に募集している。前期課程の入試では、英語・専門科目の筆記試験があるが、後期課程の入試では筆記試験はない。

社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮は、受け入れ指導教員が個々に適切に行っており、組織上特別な扱いは行っていない。ただ外国人留学生については、全学の国際交流センターで、さまざまな相談・ケアに当たっている。

（エ）生涯学習への対応

社会人を受け入れ、さらに高度な教育と研究指導を行う再教育、あるいは生涯学習については、特別選抜入学試験や社会人入学試験を窓口として積極的に受け入れているが、個々のケースには指導教員が当たっており、組織的取組はほとんどなされていない状況である。

【長所】

2006 年度の工学研究科の改革は、「現状の説明」で述べたように、大小さまざまな変更（長所）をもたら

した。大きくは次のように言えるだろう。

前期課程においては、専門間の壁を低くして組織に柔軟性を持たせ、専修科目制を廃止して幅広い学識をもった高度専門技術者の養成へ道を開いた。

後期課程においては、1 専攻に統合して、総合的教育・研究指導体制をとることにより、組織の活性化、研究力の向上に道を開いた。

【問題点】

2006 年度の第 1 次改革で、組織の大枠は改変されたが、さらに整合性を考慮した修正、より先進的な制度改革、そして何よりも教育の内容に踏み込んだ改革の実質化が必要とされている。以下に問題点を列挙する。

① 第 1 次改革では、教育理念や教育目標の議論が不十分で、それらを明確化できなかったこと。

② 2007 年度から、それまでの工学部が三つの学部に再編され、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部がスタートしたが、その結果、学部の学科構成と前期課程専攻分野体制の間で部分的な不整合が生じていること。

③ 第 1 次改革においては、前期課程の科目設定が、旧専攻（現在の分野）の専門科目を C 群科目（分野内専門科目）としてほぼ横滑りさせたため、旧専門教育体制がかなりの部分維持されたままとなっている。

④ 第 1 次改革でも提示されていた大学院教育の国際化については、その後イノベーション工学専攻（融合領域工学専攻）の設置が合意されているが、まだ軌道に乗っていないこと。

⑤ 学部 4 年生・前期課程・後期課程の 6 年一貫教育、修了期間短縮制度、複数指導教員制、若手研究者の自立、特色ある研究への重点支援などの特化した教育システムの推進。

⑥ 社会人学生・外国人留学生に対する教育上の配慮に組織的に取り組むこと。

【将来の改善・改革に向けた方策】

工学研究科では、上記の問題点を解消し、科学技術創造立国の指針に沿った教育体制をとるべく、第 2 次改革を推進している。まず大学院改革実行委員会のもとで、第 1 次改革の検証を行ってカリキュラム改革に反映させることとし、履修状況の把握及び前期課程学生を対象としたカリキュラムに関するアンケート調査を行い、改革のための問題点の抽出をしている。そして第 2 次改革の基軸となる、時代に即した新しい教育理念を設置するとともに教育目標を明確にした上で、2009 年度から各種の改革を実施する予定である。新しい理念・目標については前節で述べたので、以下では主に前期課程のカリキュラム改訂に焦点をおいて、改善策の骨子を述べる。

① 学部の学科構成と前期課程専攻分野体制の間に存在した部分的不整合を解消するため、前期課程を 3 専攻 9 分野体制とする。具体的には、システムデザイン専攻に数学、物理・応用物理学、機械工学、電気電子情報工学の 4 分野、ソーシャルデザイン専攻には建築学、都市システム工学、エネルギー・環境工学の 3 分野、ライフ・マテリアルデザイン専攻に化学・物質工学、生命・生物工学の 2 分野を設置する。

② 各専攻・分野における新教育理念・目標に基づく、A 群科目（研究科共通科目）、B 群科目（専攻共通科目）、C 群科目（分野専門科目）の見直し・改編。特に C 群科目には第 1 次改革以前の科目で横滑りしたものが多いので見直しが必要である。また幅広い知識をもった高等専門技術者として必須の科学・技術に関する一般的素養を高める科目を A 群科目に追加・補強することを検討する。

③ 連携大学院計画の実施に基づく近隣研究機関所属の特任・非常勤教員担当科目の追加。具体的には、B 群科目にオムニバス式の特別講義を置き、包括協定締結の企業、連携大学院締結の近隣研究機関からの外来講師を招聘する。なお、国際交流協定締結先の海外大学、研究機関からの講師を招聘する特別講義は、イノベーション工学専攻内の科目として置く。

④ 技術英語系共通科目の設置と、英語によるコミュニケーション・プレゼンテーション・ライティング

教育（ESP 教育）体制の新設。

⑤　学外実習（海外実習・アドバンスドインターンシップ）教育の充実―協定・連携先海外大学・企業・近隣研究機関の拡大。

⑥　寄付講座科目の開設と拡大

⑦　PBL（課題解決型学習）の導入・実質化

⑧　研究領域制度の強化―複数指導教員制度の導入

⑨　前期課程と後期課程を通した一貫教育として設置されるイノベーション工学専攻（融合領域工学専攻）における新分野（人間医工学、国際フロンティア工学、その他）のカリキュラムと、その特化教育研究体制の構築。

(2) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

ア　修士（工学）の学位審査

工学研究科前期課程を修了したものには、修士（工学）の学位が授与される。前期課程修了の条件は、必修科目（ゼミナール）8 単位を含む 30 単位以上の単位を修得し、修士論文の論文審査に合格することである。修士論文の作成は、指導教員による詳細な指導の下で進められる。修士論文題目が提出されると、英語学力確認のうえ、論文提出後に公聴会が開催される。公聴会では、指導教員を含む当該分野の教員及び大学院生や学部生など一般の人々の面前で論文を発表し、質疑応答をすることになる。それをもとに各分野単位で審査され、合否の結果が工学研究科委員会に報告されることになる。工学研究科委員会（定足数は過半数）では、その報告を受けて審議を行い、学位の認定を行っている。修士の単位申請は年 2 回である。2006 年度の前期課程に 2 年以上在学していたものは 307 名で、そのうち修士（工学）の学位を授与された者は 303 名（修了率 98.7%）であった。

イ　博士（工学）の学位審査

博士の学位は、後期課程に在籍し、所定の単位を修得した上で認められる課程博士と、後期課程に在籍せずに論文提出により認められる論文博士の 2 種類がある。工学研究科では、どちらの場合でも、博士（工学）の学位を授与している。博士の学位授与は毎年 3 月と 9 月に行われている。

課程博士の授与条件は、必修科目（ゼミナール）8 単位を修得した上で、レフェリーによる査読のある学術論文誌に掲載された論文が 2 編以上あり、博士論文の審査に合格することである。ここで必要単位を 2 学年分に限定してあるのは、修了期間短縮を可能とするためである。課程博士の学位を取得しようとする学生は、所定の博士論文計画書を、指導教授の承認を得た上で、博士論文提出の少なくとも 1 年前に提出しなければならない。ただし研究科委員会が認めたときは、これを 3 ヶ月前とすることができる。提出された博士論文の審査は、指導教授である主査と、工学研究科委員会が指名する副査 2 名より成る審査委員会に付託される。審査委員会は英語学力確認をした上で口頭試問を行い、公聴会を開催する。公聴会では、主査・副査を含む当該分野の教員及び大学院学生、学部学生など一般の人々の面前で論文を発表し、質疑応答をすることになる。工学研究科委員会（定足数 3 分の 2 以上）では、審査委員会からの審査報告書に基づき審議の上、可否投票によって採決が行われ、3 分の 2 以上の同意をもって議決される。その後、研究科長会議の承認を経て、学長に報告される。所定の修得年限（3 年）で博士論文を提出できなかった場合でも、その後提出して博士課程の取扱いを受けることができる。

論文博士の授与条件は、レフェリーによる査読のある学術論文誌に掲載された論文が 3 編以上あり、英語及び当該分野の専門科目について後期課程修了者と同等以上との学力確認を受け、博士論文の審査に合格す

ることである。主査1名、副査2名は、ともに工学研究科委員会が指名することになるが、論文審査の方法は、課程博士の場合と同じである。

以上のように博士の学位審査の手続きの客観性・透明性は確保されている。また必要な場合は、学外専門家に副査として参加してもらうことも行われている。さらに審査内容は、冊子「博士学位論文―内容の要旨及び審査の結果の要旨」として印刷・公表されている。

博士の学位取得者数は、たとえば2006年度では工学研究科全体でも、課程博士11名、論文博士7名であり、極めて少ない現状である。その主たる背景は、前期課程への進学動機調査にあるように、「社会・仕事に役立つ専門知識の習得」が「学問の体系的修得」を大幅に上回っていることにあるものと考えられる。

【長所】

上記に示されたように、修士論文・博士論文の審査課程や審査内容が明確化・公開化・制度化されていることは、学位審査の客観性・透明性を確保するものとして高く評価できる。

工学のほぼ全領域をカバーする工学研究科としては、さまざまな形態の研究を含むこととなった。その中には研究成果が必ずしも論文形式とは限らないもの（建築意匠系、情報システム系など）や、特定の研究課題においては学術論文の形式をとらないが高く評価できるものなどがある。このような要請を受けて、大学院学則に、特定の課題についての研究成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができると規定したのは、時代の要請に沿うものである。

また大学院学則第24及び第25条に、優れた業績を上げたものについては、標準修業年限を短縮できる旨の規定があり、学生の研究意欲を刺激するものとして評価できる。

【問題点】

上記に述べた修士論文に代替できる特定研究課題に関する制度は制定済みであるが、現状では未だこれの運用例はなく、今後さまざまな能力を有する対象者に活用することが予想されているので、具体的な運用規定が必要となる。

前期課程・後期課程の双方において、実質的に1人の教員による研究指導が行われてきたが、幅広い教育を受けることができるようにするためにも、主指導教員と副指導教員による複数指導体制への移行が求められる。これにはアカデミックハラスメントの発生を予防する効果もあるものと考えられる。

後期課程における学生定員に対して、在籍者の比率（充足率）が毎年極めて低いので、何らかの組織的対応を考える必要があるだろう。

【将来の改善・改革に向けた方策】

主・副の複数指導教員による研究指導体制は提唱されてから数年になるが、まだ完全には軌道に乗っていない。前期課程での専修的研究指導を廃して、より広い素養を持った高等専門技術者を育成する為にも、後期課程での領域横断型研究を推進する為にも複数指導教員制度の実質的導入が望まれており、2009 年度からの第2次改革で実現の予定である。

標準修業年限を短縮して学位を取得した学生が、2003，2004 年度にそれぞれ 1 名後期課程で出た。今後さらにこの制度の適用者が増加するよう、研究体制の充実化を図っていく、と同時に適用細則の制定を急ぐ予定である。

後期課程の充足率を高める方策として、①前期課程において学問体系修得のおもしろさを感じさせる指導をする。②奨学金制度の見直し、③修了年限短縮による早期卒業制度の一層の推進、などを検討している。

(3) 教育方法等

【現状の説明】

ア　教育効果の測定

大学院における教育効果は多方面に亘るので一概には言えないが、大学院生による研究成果の発表件数や、各課程修了後の進路状況を見るのも教育効果測定の適切な方策の一つであろうと思われる。

① 大学院生による学内外での研究発表状況を見ると、2006 年度のデータで、工学研究科前期課程では 318 件、後期課程では 12 件となっている。この数字は各課程の最高学年の在籍者数とほぼ一致する。つまり最高学年の学生が修士論文・博士論文の完成に合わせて、対外的に成果発表しているものと思われる。

② 前期課程の進路状況は、2006 年度修了生 303 名（修了率 98.7%）のうち、民間企業へ 272 名、公務員・教員 14 名、後期課程への進学 12 名、その他の進路 5 名であった。就職希望者 286 名中、決定報告者 286 名で、就職決定率は 100%であった。民間企業への決定者のうち、従業員規模 3,000 名以上の企業へは 149 名（54.8%）、3,000 名未満 500 名以上の企業へは 88 名（32.4%）が決定している。また、業種ごとに見ると、製造業 209 名（73.1%）、情報・その他のサービス業 24 名（8.4%）、公務員 14 名（4.9%）であった。

③ 後期課程の進路状況は、学位取得者 9 名（修了率 81.8%）のうち、民間企業 5 名、大学教員 1 名である。民間企業への進路状況は、いずれも従業員規模 3,000 名以上の企業であった。

イ　厳格な成績評価の仕組み

大学院の授業科目の成績は、評語（優・良・可）でもって大学院生に発表され、その評価基準は 100 点満点の素点をもって決められている。優は 80 点以上、良は 70～79 点、可は 60～69 点である。60 点未満は不可であり、不合格を意味する。評価方法は筆記試験やレポート作成、授業時の発表・討論などが考えられるが、各授業担当者の判断で最善の方法が採られる。その評価方法はシラバスにより事前に周知されている。

ウ　研究指導等

大学院教育は与えられた知識に対する受身の学習ではなく、学生自身が問題を発見し、方針を立て、解決をはかるといった一連の流れの中で、能動的に対処する能力こそが育成されるべきであろう。その意味では、各学生の日常的な実験やゼミナールにおける実践やプレゼンテーションの中で行われる厳しい相互討論こそが大事であろう。指導教員は学生にとって、自分の至らない点を厳しく指摘する怖い存在であると同時に、自分の努力した点を十二分に分かってくれる存在でもなければならない。こうした教員・学生間に見られる緊張感のある信頼関係こそ、学生側に強い学問的刺激を誘発し、適切な教育・研究指導が遂行されることになる。本研究科では、全指導教員がこうした取組を日常的に行っており、教育課程の展開並びに学位論文作成等を通じて適切な指導が確保されている。また指導教員は、自らのアクティブな学会活動を学生に見せたり、各種の研究プロジェクトへの参加を呼びかけたり、すぐれた研究成果を学会で発表させたり、学術雑誌へ投稿することを奨めたりして、学生の意欲を引き出す努力をしている。

2006 年度の組織改革において、前期課程では学問領域間の壁を薄く低くし、後期課程では単一の専攻としているので、大学院生より研究分野や指導教員の変更希望が出た場合、従前よりは柔軟に対応できる体制となっている。さらに連携している他大学院・近隣研究機関・海外の大学等と提携して、才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことを可能とする研究指導体制も整備されてきた。

学生に対する履修指導については、入学時にカリキュラム体系を説明し、各科目について詳細なシラバスを作成・配布して、学生の科目選択において誤解の生じないようにしている。また学年初めの履修届の提出においては、指導教員の許可印を必要としており、最終的にこの段階で各学生の履修状況を把握し指導する

体制となっている。

エ　教育・研究指導の改善

理工系学部の教育改善に取り組む組織として 2007 年 4 月に、「理工学教育開発センター」が設置され、3 学部執行部（大学院執行部兼任）並びに各学部から選出された 20 名の委員によって、FD 活動及び授業評価に関する事項について、立案・検討が行われており、大学院の理工学研究科に関する FD 活動についてもそこで検討されている。当然のことであるが、FD 活動に関する全学組織（全学共通教育推進機構の授業評価部門委員会）とも連携を密にして運用されている。FD 活動への継続的、組織的な取組は始まったところであり、現在のところ具体的な活動計画等が確定していないので、その内容は公開されていないが、今後ホームページ等で公開し、全教育職員及び全学部学生、全大学院生に FD 活動への積極的な参加を促していく。現在、学生・院生の意見を反映させる組織としてのシステムがあるとは言えないので、今後どのようなシステムが良いか検討していく予定である。また FD 活動に関する情報を掲載した冊子の発行を予定している。なお JABEE 認定プログラムを既に実施している化学・物質工学科マテリアル科学コース、エネルギー環境工学科、都市システム工学科では、学科内に FD 委員会を立ち上げ、各委員の講義をビデオに収録するなど、積極的に学科構成員が FD 活動に参加しており、FD 活動に関する記録も整理され、ホームページ等で全教育職員、全学生にその内容が公開されている。このような学科単位での取組を検証し、今後の学部単位での FD 活動システム作りの参考としていく。FD 活動に対する外部評価については、2003 年の「学部教育」に関する外部評価の際に FD 活動についても評価を受けているが、今後「理工学教育開発センター」において、外部評価システムの構築に向けて検討していく。

シラバスは、以前から冊子の形で入学生に配布され、内容は毎年更新され充実してきている。2004 年よりウェブ上で公開され、インターネットを通して社会に開示されており、受験生も見ることができる。

大学院生による授業評価アンケートは、2004 年秋学期より講義科目を対象に行われているが、2006 年に組織改革に伴う設置科目の変更があり、データの蓄積が少ない現状では、問題点の洗い出しが十分行えない不確定な要素が残る。2010 年に見直す予定となっている。ただし A、B、C 群の科目設定及び学部生の早期履修制度については 2007 年 6 月にアンケートを実施しており、現在分析中である。授業評価アンケートの結果・分析・対応についてはすべて全構成員、全学生に紙・インターネットを通じて公開されている。

オ　授業形態と授業方法の関係

授業形態には、講義形式のものとゼミナール形式のものがあるが、どちらの場合でも、学部教育と違って少人数の場合が多く、教員が個々の学生の名前と顔を見知っている場合がほとんどである。大学院教育の大切な点が、受身の学習ではなく、学生自ら問題に能動的に対処しうる能力の養成にあるとすれば、一方的な知の伝授ではなく教員と学生間の相互討論といった双方向的教育が重視されるべきであろう。講義科目においても、学生に問いかけ、考えさせ、発表させる要素を取り入れることが教育効果を高める。ゼミナール形式の科目では、当然学生側の主体的プレゼンテーションこそを中心にして、厳しい質疑応答を通した教育となる。本研究科では多くの教員がこうした点を踏えて、適切な授業形態と授業方法を選んでおり、学生との人間的つながりの上で教育効果を挙げている。

パワーポイントを中心としたマルチメディアの活用は、講義形式、ゼミナール形式を問わず、多くの授業で導入されているが、特にゼミナール形式の授業では、学生のプレゼンテーション能力育成の視点から必須のものとなっている状況である。

【長所】

学生に対する履修指導は、入学時に研究科長レベルから、各学年初めには各分野から、また各学生の履修状況の把握とそれに対する必要な指導は、各指導教員から直接なされる体制になっている。また科目選択に必要な情報は、シラバスも含めて、大学院インフォメーションや大学院ホームページにおいて公開されてい

る。

修士論文・博士論文作成に係わる研究指導は、日々の実験、ゼミナールにおける教員・学生間の厳しい質疑討論を通じて活発に行われている。

大学院生に対して、学会発表や学術雑誌への投稿が積極的に奨められている。

学部としてではあるが、2002 年度に外部評価（研究）、2004 年度には外部評価（教育）を受けた。

2002 年度に、教員による教育に関するアンケート（2000～2002 年を対象とする）を実施。2004 年度以降毎年、大学院生による授業評価アンケートを実施。

准教授新規採用条件として、前期課程の指導教員になれるだけの能力を有することとした。このことにより中堅教員層を強化し、教育の質の向上を図った。

一部の分野で JABEE（日本技術者教育認定機構）認定プログラムに沿った教育改善への取組が進んでいる。

FD 活動への組織的、継続的な取組が始まっている。

【問題点】

後期課程における学生定員に対して、在学者の充足率が極めて低いので、何らかの組織的対策を考える必要があるだろう。

多面的な研究指導のため、複数指導教員制が検討されるべきだろう。

他大学院・近隣研究機関・海外の大学との連携強化を具体的に進める必要がある。

大学院教育の社会的役割を考えて、その不断の改善へ向けての教員個人の意識改革が必要であろう。

FD 活動に関する組織的取組が始まったところであるが、その実施やフィードバック及び大学院生や院修了者の意見の反映などが具体化される必要がある。

教育内容・方法等に対する、外部評価システムの構築が必要である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今までは大学院独自の FD 活動はせず、学部の FD 活動と一体化してなされてきたが、前期・後期それぞれの課程の特色に応じた独自の FD 活動を取り上げる。そして FD 活動の具体的な内容及び改善点をホームページ等で公開し、全教職員及び全大学院生に FD 活動への積極的な参加を促していく。また FD 活動に関する情報を掲載した冊子の発行を予定している。

大学院生による授業評価アンケートの実施方法・活用方法の見直しを 2010 年度に行う予定である。

シラバスの記述に科目により精粗があるので、すでに提示されている標準的記述レベルを満たさない場合は、担当教員に修正を求めることにしたい。

教育・研究指導の改善を推進するには、教員個人の教育に関する意識改革が必要である。その為に教員個人自己点検評価制度を導入する。まず 2007 年度より試行的に実施することになっており、現在チェック項目の策定作業を行っている。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

工学研究科では、海外教育機関及び研究機関との交流の重要性は認識されつつあるものの、その基本方針は明示されていない。本項では、現在行われている国際交流の現状を踏まえて評価を行うものとする。

【現状の説明】

関西大学には、在学する学部生及び大学院生を対象に、「交換派遣留学」、「認定留学」、「特別留学プログラム」の 3 種類の留学制度が定められている。この制度に基づく留学の場合、留学期間は在学年数に参入さ

れ、単位認定及び履修上の特別措置など、教学上の措置が講じられる。また、奨学金や学費の助成などの経済的な援助も行われる。

工学研究科では、いずれの留学制度においても、過去 10 年間の実績がなかった。1 年間の長期留学のプログラムであるため、参加しづらいとの声も上がっていた。しかし、理工学枠として、工学研究科の学生交換協定を、2007 年 3 月にチュラロンコン大学（タイ）と、2007 年 7 月にマレーシア科学大学（マレーシア）と締結する見込みとなっており、さらに、アーヘン工科大学（ドイツ）についても協定の締結が予定されている。この 3 大学については、長年、工学系学生の留学派遣の障害となっていた留学規定の中の派遣院生の資格と期間について、除外適用されることとなり、その結果、2007 年 8 月には、博士前期課程学生 3 名と博士後期課程 1 名の学生の夏季 1 ヶ月間の派遣が行われる予定となっている。

工学研究科では、2007 年 4 月より、「大学院派遣型実習教育プログラム」を設置しており、学内の先端科学技術推進機構との連携及び学外の企業・海外大学・近隣研究機関との連携を強化する方針を示している。このプログラムは、大学院における関大理工学教育研究プログラム群（KIPSTER）の中の 3 プログラム、すなわち、国際理工学研究教育プログラム、企業支援理工学教育研究プログラム、近隣理工学研究機関連携教育研究プログラムの教育上の具体化を図るものである。2007 年度大学院工学研究科カリキュラムには、修了所要単位認定を伴う専門的実習科目として「海外実習」がスタートし、教員の共同研究にリンクさせた院生の海外実習制度として、7 月～9 月の期間、大学院生の海外派遣が行われる。2007 年度は、5 名の学生が「海外実習」を受講する予定である。

関西大学では、大学院生が国外の学会などで研究発表を行う場合に、航空機運賃の半額相当として上限 10 万円が補助される。この補助金に対する申請者数を表Ⅱ-工研-1 に示す。

表Ⅱ-工研-1　学会発表補助（単位：人）

	2003 年度	2004 年度	2005 年度	2006 年度
前期課程	23	23	42	31
後期課程	2	2	6	4

大学の補助制度を利用し、院生が自らの研究成果を国外の学会において報告した件数は、これまでも活発に行われてきたが、2005 年度以降、特に積極的な情報発信がなされていることがわかる。

工学研究科としての外国人教員の受け入れ、派遣の実績はない（2005 年度）。

【長所】

国外の研究者との教育・研究の交流のための招へいは、大学として制度としては整っているといえる。

これまで大学として学生交換協定を結んでいる大学への留学実績がほとんどなかったが、2007 年度、工学研究科独自で学生交換協定を 2 大学と締結し、実績を上げつつあることは、高く評価することが出来る。

外国人招へい研究者による工学研究科主催の講演会は行われていないが、工学部での講演会は、2005 年に 1 回、「関西大学国際交流助成基金」の助成を受けた国際シンポジウムが、2005 年 9 月 14 日から 16 日まで 3 日間にわたり行われている。このような講演会や国際シンポジウムなどには、専攻の指導教授から大学院生への積極的な参加を呼びかけている。

その他、指導教授の個人的な繋がりや、助成によって活発になっている院生の国際会議での発表を通して研究交流される機会がある。

【問題点】

2007 年は、これまで数年間にわたり検討されてきた工学研究科としての国際交流課題を実践に移す 1 年目の年となっており、大学院生の海外留学、海外の学会での発表など、活発に行われつつあるが、海外からの研究者の受け入れ、招へいは全学的制度はあるものの、工学研究科としては特に組織的な活動はなされておらず、主として、工学研究科の各教員の個々の努力により国内外の研究機関・研究者との交流がなされているものである。さらに、学生交流協定大学からの留学生の受け入れ制度の拡充、発展途上国に対する教育

支援などは、今後の課題である。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際交流の始まりとなるのは、教員や学生が海外をフィールドとして研究活動を行うこと、また、国外の研究者を長期的に、あるいは短期的に受け入れることである。この点では、工学研究科が理工学枠として、学生交換協定を 3 大学と締結することは、高く評価できるが、たとえば大阪大学では海外の 48 大学と協定を締結、工学研究科としても別に 44 大学と交流協定をむすんでおり、研究科単位での活発な交流を可能としている。 本学においても、さらなる海外の理工系大学、及び工学研究科との交流協定の締結が望まれる。

また、現在は、本学から海外への派遣のみが実績となっているが、実際には個々の教員が短期外国人留学生（研究生）を受け入れている。このような学生は、本学と国際交流協定が締結されていない大学からの留学生であるとの理由で、本学国際交流センター、保健管理センターなどの支援を受けることができず、事務手続きや身の回りの世話などすべてが、受け入れ教員に委ねられてきた。工学研究科が受け入れた海外短期留学生についても、国際交流協定の有無に関わらず、関連事務組織が大学として支援する体制を整えることが重要である。とりわけ短期外国人留学生（研究生）には本学では宿舎が提供されず、海外からの工学研究科における短期研究生の受け入れの大きな障害となっている。 発展途上国の教育支援の意味からも海外大学から本学への留学生の受け入れ態勢を整えていくことも必要となろう。

大学の補助制度を利用した大学院生の海外での学会発表が着実に実績を上げていることは、大変好ましいことであり、「海外実習」が単位認定されたことも、学生の積極的な海外での活動を支援する上で、評価できる。工学研究科としてはこの助成枠をさらに広げ、海外でのワークショップ、海外でのインターンシップへの渡航費の補助など、学生の海外での活動を支援する学部独自の制度の創設が望まれる。これらを支援する上でも、大学院授業として「工学英語」が実施されることも望まれる。

4　学生の受け入れ

【現状の説明】

工学研究科の学生募集要項には、創造性をもつ高度技術者と研究者の養成との教育方針が示されている。現代のさまざまな産業において活躍できる技術者には、高度の専門知識と技術に加えて幅広い素養と創造力を持つことが求められており、多くの企業では大学院修了者の採用を拡大している。このような社会要請に応えるため、工学研究科では 2006 年度から、前期課程ではこれまでの 10 専攻を 3 専攻（システムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフ・マテリアルデザイン専攻）に統合し、後期課程では 10 専攻を 1 専攻（総合工学専攻）にまとめることにより、総合的な指導体制に改めた。このことにより、これまでの専攻ごとの定員枠がなくなり、学生の受け入れにおける柔軟性が高まった。また、多くの学生や社会人に進学の門戸を広げるため、一般入学試験に加えて前期課程に特別選抜入学試験、後期課程に社会人入学試験を設けるなど、改革が行われている。工学研究科の入学者受け入れ方針として、アドミッション・ポリシーの表明は行われていない。

(1) 入学者受け入れ方針

研究科の理念・目的・教育目標の実現を目指して、教員組織、施設・設備等を勘案し、収容定員を定めている。この収容定員に対して、以下に示す多様な入学試験を実施し、本研究科の理念・目的・教育目標の実現にたる学力・技能を有する学生を受け入れるために、また、社会人や留学生の受け入れ、科目等履修生の受け入れを円滑に実施することのできるように以下に示す入学選抜方法に基づいて入学試験を適切な時期に実施することにより広く社会に門戸を開いている。

(2) 学生募集方法、入学者選抜方法

大学院の入学試験は、原則として各研究科がその専攻分野の専門性に基づいて独自に実施している。近年、工学研究科入学者（博士課程前期課程）は大きく増加した。このような状況に対応して、収容定員を定め、多様な入学試験制度の下に、2007 年度入学試験として本研究科が実施した試験の種類を次に示す。 このような入学試験の情報は、関西大学のホームページ等において広く社会に開示している。また、試験科目の内容については、大学院入試課において過去の事例開示、2007 年には過去 3 年間の入学試験問題集を作成し配布している。

ア　博士課程前期課程

（ア）収容定員

工学研究科博士課程前期課程では、教員数・施設規模などを勘案して収容定員を 550 名（システムデザイン専攻：250 名、ソーシャルデザイン専攻：80 名、ライフ・マテリアルデザイン専攻 220 名）と定めた。改革以前の収容定員 540 名に、システムデザイン専攻内に新設された応用自然科学分野の 10 名を増員したものである。

（イ）学内進学試験

工学研究科では、本学の当該学部卒業見込みの者で、学部成績に関し一定の条件を満たす学生を対象に行っている。試験科目は筆記試験と口頭試問で、5 月に行われる。この制度により進学する学生は、卒業論文製作の学部 1 年間、修士論文製作の修士 2 年間を有効に計画し利用した研究を行うことができる。すなわち、学部・大学院のつながりを持った研究・学習が行える利点がある。この制度は全学的には、工学研究科が最初に導入したものであり、入学者の増加につながった制度である。2007 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 46%、入学者の約 62%が学内進学方式によるものである。

（ウ）一般入学試験

本学、他大学を問わず、社会に広く門戸を開き、学部を卒業した者あるいは卒業見込みの者、学部を卒業した者と同等以上の学力を有すると認められた者を対象に、工学研究科では、8 月末に筆記試験と口頭試問を行っている。筆記試験の作成は専攻単位ではなく、各分野が担当している。2007 年度入学試験で見れば、前期課程の志願者の約 42%、入学者の約 35%が一般入学試験方式によるものである。入学者の三分の一以上が当該入試制度に基づくものであり、社会に広く門戸を開く入試制度が実施されていると言える。

（エ）特別選抜試験

2001 年度から工学研究科では導入された方式で、10 月、11 月、12 月の年 3 回実施している（この方式を実施しない専攻もある）。書類審査と口頭試問によって特に優れた経験・資質を有する学生を選抜している。受験資格は一般入学試験と同じではあるが、本学工学部卒業見込み者については、出願を認めない分野もある。また学内進学試験、一般入学試験、特別選抜試験をすでに受験した場合は原則として出願できない。2007 年度入学試験で見れば、13 名の志願者があり、10 名が合格し、入学している。

（オ）外国人留学生入学試験

すべての研究科が外国人留学生に対して 10 月末の筆記試験と口頭試問を行っている。筆記試験内容は、日本語、英語、専門科目の 3 科目である。出願書類は、日本語による志願理由書、日本語による研究計画書が求められており、日本語で研究する能力があることが前提となっている。

外国人留学生入学試験については、博士課程前期課程では、他の研究科の受験資格と同様に、①外国において通常の課程による 16 年の学校教育を修了した者、又は修了見込みの者、②日本において外国人留学生として大学を卒業した者、又は卒業見込みの者、③本大学院において上記①及び②と同等以上の学力を有すると認めた者である。ただし、日本において通常の課程による学校教育を受けたと認定した外国人を除くとしている。

2007 年度入学試験では志願者は 1 名であったが、合格者は 0 名であった。

（カ）社会人入学試験

工学研究科前期課程では2008年度から実施予定である。

（キ）入学試験状況

2007年度の前期課程入学試験状況を表Ⅱ-工研-2に示す。10専攻毎に定められていた定員が、3専攻に統合されたことにより、これまでの定員数を超えた入学者を得た分野も見られる。

他大学の学生が、若干とはいえ工学研究科を目指して受験・入学していることが分かる。今後、教育研究の充実をはかるとともに、奨学金等のインセンティブを高める方策の検討、卒業後の進路開拓、積極的な広報活動を通して他大学からの優秀な人材の確保を考えることのできる体制整備が望まれる。

表Ⅱ-工研-2　2007年度博士課程前期課程入学試験状況

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
応用自然科学（数学系）	学内進学	0	0	0	0	0
	一般入学	0	0	0	0	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用自然科学（物理・応用物理学系）	学内進学	0	0	0	0	1
	一般入学	0	0	0	0	
	特別選抜	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
機械工学	学内進学	35	34	34	32	46
	一般入学	21	20	15	14	
	特別選抜	1	1	0	0	
	外国人留学生	1	1	0	0	
先端情報電気工学	学内進学	20	20	20	20	33
	一般入学	15	14	14	13	
	特別選抜	1	1	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
電子情報システム工学	学内進学	21	21	21	21	30
	一般入学	11	11	9	9	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
システムマネジメント工学	学内進学	12	12	12	12	17
	一般入学	7	7	5	5	
	特別選抜	1	1	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
都市環境工学	学内進学	15	15	15	13	19(1)
	一般入学	14	7	6	5	
	特別選抜	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
建築学	学内進学	1	1	1	1	13(3)
	一般入学	6	6	6	4	
	特別選抜	8	8	8	8	
	外国人留学生	0	0	0	0	
化学工学	学内進学	18	18	18	18	37
	一般入学	23	22	22	19	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用化学	学内進学	34	34	34	34	52
	一般入学	23	23	21	18	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
先端マテリアル工学	学内進学	13	13	13	13	17
	一般入学	7	6	6	4	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
生命・生物工学	学内進学	12	12	12	12	20(1)
	一般入学	14	12	10	8	
	特別選抜	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
合　計	学内進学	181	180	180	176	285
	一般入学	141	128	114	99	
	特別選抜	13	13	10	10	
	外国人留学生	1	1	0	0	

（注）ただし、（　）内は内数で他大学からの入学者数を表している。

イ　博士課程後期課程

（ア）収容定員

工学研究科博士課程後期課程である総合工学専攻の収容定員は 171 名と定め、下記に示す入学試験を実施している。

（イ）一般入学試験

本学大学院・他大学大学院を問わず、大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者（修了見込み者を含む)、またはこれと同等以上の学力があると認められた者に対し、10 月と 2 月に筆記試験と口頭試問を実施している。2007 年度入学試験で見れば、後期課程では 12 名の志願者があり、12 名が合格し、うち 11 名が入学している。

（ウ）社会人入学試験

前期課程では実施されていない社会人入学試験は、後期課程では行われている。ここでの受験資格は大学院博士課程前期課程（修士課程）修了者、またはこれと同等以上の学力があると認められた者で、同課程修了後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において引き続き 2 年以上勤務している者（その経験を有するものを含む）あるいはこれに準ずると認められた者に対して 10 月に口頭試問を実施している。2007 年度入学試験で見れば、1 名の志願者があり、合格・入学している。

表Ⅱ-工研-3　2007 年度博士課程後期課程入学試験状況

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
応用自然科学（数学系）	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用自然科学（物理・応用物理学系）	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
機械工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
先端情報電気工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
電子情報システム工学	一般入学	0	0	0	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
システムマネジメント工学	一般入学	1	1	1	0	0
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
都市環境工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
建築学	一般入学	2	2	2	2	2
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	

	区　分	志願者数	受験者数	合格者数	入学者数	入学者数合計
化学工学	一般入学	0	0	0	0	1
	社会人	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	
応用化学	一般入学	3	3	3	3	3
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
先端マテリアル工学	一般入学	2	2	2	2	2
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
生命・生物工学	一般入学	1	1	1	1	1
	社会人	0	0	0	0	
	外国人留学生	0	0	0	0	
合　計	一般入学	12	12	12	11	12
	社会人	1	1	1	1	
	外国人留学生	0	0	0	0	

（エ）外国人留学生入学試験

すべての研究科が 10 月に筆記試験と口頭試問を行っている。

博士課程後期課程の受験資格は、①外国の大学院において修士の学位に相当する学位を得た者、又は修士の学位に相当する学位を得る見込みの者②日本の大学院において外国人留学生として修士の学位を得た者、又は修士の学位を得る見込みの者③その他、本大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認められた者で、24 歳に達した者。ただし、日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除く。④文部科学大臣が定めた者（大学を卒業した後、大学、研究所等において、2 年以上研究に従事した者で、大学院において、当該研究の成果等により、修士の学位を有する者と同等以上の学力を有すると認めた者)。ただし日本において通常の課程による教育を受けたと認定した外国人を除くとなっている。

筆記試験科目は、前期課程と異なり、英語の試験のみである。しかしながら、出願書類は日本語による志望理由書、日本語による研究計画書の提出が定められている。

2007 年度入学試験の志願者は 0 名であった。

（オ）入学試験状況

2007 年度の後期課程入学試験状況を表Ⅱ−工研−3 に示す。収容定員に比して、志願者・入学者が少ないことがわかる。理工学分野では、研究活動を後期課程が担っている現状では、非常に大きな問題である。

(3) 科目等履修生・聴講生等

関西大学大学院では、春・秋学期それぞれに 4 年制大学を卒業した者、またはそれと同等以上の学力があると志望する研究科が認める者を対象に 1 学期に履修できる授業科目を 3 科目以内として、科目等履修生・聴講生として履修・聴講を許可する制度を実施している。また、自分の研究テーマをすでに持ち、本大学院の特定の研究科で研究指導を受けることを希望する外国人を対象として外国人研究生を受け入れる制度がある。この外国人研究生の受け入れは、4 月と 9 月の年 2 回である。

2006 年度の工学研究科の科目等履修生は 0 名であり、聴講生も 0 名、外国人研究生は 1 名であった。

(4) 定員管理

収容定員は、工学研究科全体で、前期課程 550 名、後期課程 171 名と定めている。『データブック 2007』〔P137（ウ）収容定員に対する在籍学生数の割合〕のとおり 2007 年 5 月現在、前期課程の在籍者は 611 名、後期課程では、37 名である。収容定員に対する在籍者の割合は、前期課程では、1.12 倍、後期課程では、0.22 倍である。

【長所】

前期課程 3 専攻においては、2006 年度の工学研究科専攻設置により、分野別に定められていた定員枠がなくなったため、大幅に入学者数が増えた分野があり、進学希望者に対する柔軟な対応ができているといえる。また、さまざまな入試方法が時期を異にして行われるため、多様な学生が入学の機会を得ることができ、研究の場の活性化が図られている。特別選抜のウエートは分野によって異なるが、活用している専攻もみられる。特に、前期課程における学内進学は、安定した最終学年を過ごすことのできる有効な入試方法として評価できる。

【問題点】

近年、前期課程（修士課程）の志願者数、入学者数は、増加傾向にある。しかしながら、この増加傾向も、やや頭打ちである。その一因として、関西大学工学部から他大学の大学院、特に授業料の安い国公立大学大学院へ進学する学生が年々増加していることがあげられる。奨学金制度の一層の充実と、学生への周知が求められる。

また、昨今学部 3 年次生の 1 月には就職活動が始まり、4 年次生に進級し研究室に所属した時点で、就職が内定している学生も少なくない。研究の場、博士課程の学生と関わることなく進路を決定する結果となっている。3 年次生までの学生と、大学院生の交流、研究室との関わりの機会を設けることにより、志願者の増加の可能性が考えられる。

また、工学研究科の研究を支えるべき後期課程の学生は、現状では非常に少数である。研究科の研究レベルを向上させるには、後期課程への入学者数をいかに増大させるかが、今後の大きな課題である。

工学研究科においては入学試験として多様な募集方法と選抜方法が採用され、国内他大学出身の受験生の他、外国人、社会人（後期課程のみ）に受験機会が開かれている。大学院の入学情報も関西大学ホームページなどで積極的に行われている。しかしながら、大学院入試情報の英語のホームページは整備されておらず、特に海外に暮らし、関西大学への留学を望む学生への十分な情報提供がなされていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本学では現在給付奨学金の充実化と見直しが策定されており、工学研究科においてもその拡大を図る計画であるほか、日本学生支援機構などからの貸与奨学金の積極的な応募の奨励も行っている。

工学研究科の留学生に対し、どの程度の日本語の習得レベルを求めるかは、議論のあるところではあるが、工学研究科の論文の多くが海外で評価される現在、入試要綱、出願書類などは英語のものも用意し、また英語での出願書類の提出を受け入れる時期となっている。また、海外に向けてのアピールとして、英文の案内冊子や英文の HP の充実が図られるべきである。また国際化推進の方針をもとに、留学生への奨学金の充実化や英語講義の導入などの対策を取り入れ、大学院への留学生の受け入れ支援を検討中である。

定年退職後の大学復帰、子育て期を終えた女性の大学復帰など、大学院の生涯学習における役割は高まりつつある。このような意味で、社会人の入学についても、積極的な支援を図る必要がある。入学試験については、学内進学試験における小論文試験の導入を促進して受験負担の軽減を実施するとともに、現行の口頭試問による特別選抜試験を活用することにより、他大学や海外の大学からの入学者数の拡大を目指している。

研究に専念できる環境づくりを通じて、学位取得を早める等、後期課程への進学希望を促す方策を理工系 3 学部・工学研究科の運営の中で検討し、実現を目指している。

工学が持続可能な発展を続けるために、新しい時代が必要とする工学的思考力の豊かな人材を育成するこ

と、それがこれからの工学研究科教育の使命であると考えている。

本学全研究科の中でも工学研究科学生がその発展に寄与する割合が高いことは周知のことではあるが、特に後期課程の学生が少ないことが大きな問題であり、前期課程から後期課程への進学者が増えるよう最大限の努力を試みる一方で、積極的に社会人学生の導入を図り、多くの課程博士を出す必要がある。博士の学位を多く出すことは、さらに関西大学工学研究科の社会的評価を上げる重要な手段の一つでもあり、本学教員の専門や審査可能な専門領域を PR して、論文博士を輩出できるよう努めるべきである。さらには、成績の特に優れた者に対する飛び級入学制度や、民間、官庁においてすでに研究業績を上げている学部卒の社会人の学力認定と後期課程への受け入れを可能にする制度の確立なども今回の工学研究科の改革の中で計画している。

5　教員組織

(1) 到達目標（達成度）

工学研究科では、工学並びに工学を基盤とする関連分野の研究者・高度専門職業人養成を目的とし、システムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフマテリアルデザイン、総合工学の 4 専攻において、それぞれの専門性を持った教員を配置し、さまざまな院生の多様な研究について適切な研究指導・教育が少人数教育として行える体制を整備している。産業界の要請に基づき、企業・公的機関などで活躍する人材を非常勤講師として任用し実務教育の充実も図っている。さらに、学内の関連する研究所として先端科学技術推進機構との密接な連携を行い、本学大学院博士課程後期課程の学生を先端科学技術推進機構の教育研究支援職員として活用するとともに、研究教育の連携を図っている。

(2) 教員組織

工学研究科において授業・研究指導の中心的な担当教員は、関西大学大学院学則第 33 条により、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第 9 条 2 号に規定する資格に該当する本学の教授である。しかし当該授業を担当すべき教授を欠く場合やその他特別の事情があるときは、准教授または講師をもってこれに充てている。

大学院では専門性を持つ教育・研究指導を実施するために、研究科委員会において各教員の資格審査を行う。資格審査は、授業及び研究指導を担当する教員として、大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）9 条 1 号、2 号に規定されている、D㊟（博士課程後期課程の研究指導担当教員）、D 合（博士課程後期課程の研究指導補助教員資格）、M㊟（博士課程前期課程の研究指導担当教員資格）、M 合（博士課程前期課程の研究指導補助教員）の資格を各専攻分野で定められた基準にもとづき実施されている。また資格更新審査を担当教員に対して 5 年毎に行い、研究教育水準の維持を図っている。

以上のように工学研究科では、資格基準が明確に示された有資格教員が大学院担当教員として配置され、適正な研究指導・講義が行われている。前期課程の研究指導においては、教育がおろそかにならないように、文部科学省の通達に基づき一指導教員が指導することのできる学生数を、1 学年 7 人（文科省の通達により 2 学年に対して指導教授の指導学生数は 14 人と定めている）として上限を定め、その範囲内で研究指導を行っている。

しかし産業界の要請などの外部的条件や私学であるための高い授業料などの環境により、博士課程前期へ

の進学者はほぼ定員近くに充足しているが、後期課程進学者が希少であることが大きな課題である。また当該研究教育分野における教員配置が、産業界の急激な変動に対応できず、産業界の要望などとの乖離が見られる。

今後、教育研究内容の高度化・魅力化により後期課程進学者の増加をはかるとともに、教員人材構成の柔軟化により、社会の要請に適正に対処できる仕組みづくりが重要となる。

(3) 教育研究支援職員

工学研究科における教育研究を推進するためには専任教員はもとより、国際的に著名な研究者が短期／長期に滞在して研究教育指導を行う招聘教員・客員教員、特別な研究プロジェクト単位で一定期間任用する特任教員、あるいは博士課程の院生による支援としてティーチングアシスタント（TA）やリサーチ・アシスタント（RA)、ポスト・ドクトラル・フェロー（PD）などによる教育・研究指導体制の充実が計られている。また他大学・産業界で実績のある経験者を非常勤講師として各分野に迎え、分野での先端的な科学技術の教育・指導を委ねている。

このように工学研究科では、一般にその研究進捗が複数研究者の共同研究に依存する場合が多いことも相まって、国内・国外並びに大学院生をも加えた多次元的な組み合わせによる支援体制を実行している。

定員枠や任用時の手続きなど、その実施に少なからずの制約がかけられていることも事実である。また工学研究科の学部レベルにおいては各専攻の基盤となる学科単位に若干名の、実験などの指導補佐となる技術職員が配属されている。しかしこの技術職員の大学院での役割は特に規定されていない。今後、私学の希少な人材を活用する上で、技術職員の員数増と大学院での活動規定の明確化が望まれる。

(4) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

工学研究科は、その基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部（旧工学部から発展的に分離）の 3 学部によっており、工学研究科の教員は 3 学部の教員をもってあてられている。したがって、教員の任用並びに所属についてはそれぞれ基盤となる 3 学部にそれぞれ委ねられ、工学研究科としての人事は特任教授、RA、PD などに限定される。その教員の募集・任免・昇格に関する基準は全て、関西大学教育職員選考規程に基づくものとなっている。ただし D㊟（博士課程後期課程の研究指導担当教員)、D 合（博士課程後期課程の研究指導補助教員資格)、M㊟（博士課程前期課程の研究指導担当教員資格）相当の教員については、5 年ごとの資格再審査を工学研究科で行っている。

教員の任用・昇格・資格再審査などは明文化された規定に基づき、研究成果や教育姿勢・能力、将来性などを重層的に審査判断し、極めて厳正に行われている。

ただ任用や昇格の最も重要な基準である研究成果や研究能力の評価については、下記項目でも述べるが、現時点ではその大部分が発表論文の数に依存している。今後、単に実績のみならず、そのポテンシャルや研究分野の新規性、社会のニーズなどを加味した総合的な判断、あるいはその基準づくりが望まれる。

(5) 教育研究活動の評価

研究教育活動やその成果の評価は、その重要性は極めて高いが、活動のアウトプットが研究論文や卒業生そのものなど単純な評価が困難なものであり、活動そのものの正確で公正な評価は極めて難しい。現時点で

の評価は、一般的に表層的、量的なものにならざるを得ず、研究活動の評価はその大部分が発表論文の数に依存しており、教育に至っては受講生のアンケート調査程度に依存している。特に研究活動に注目しても、理工学という幅広い分野において内容を加味した評価や審査には、大きな困難が立ちはだかっている。今後、論文引用件数、特許件数、科学研究費補助などの一般的な外部資金獲得成果なども加味した、論文の質に踏み込んだ審査が急務である。

(6) 大学院と他の教育研究組織・機関等との関係

工学研究科は先端科学技術推進機構と密接な関係にあり、在籍教員のほとんどが本機構の研究員である。先端科学技術推進機構はその下部組織としてハイテクリサーチセンターと学術フロンティアセンター、産学連携研究センターをもち、多くの教員はいずれかのセンターのプロジェクトに関連し、指導する大学院生とともにプロジェクト研究に携わっている。この機構における研究は後期課程における研究教育と実質的に連関した活動であり、現在在学する後期課程の学生のうち約半数が、関西大学リサーチ・アシスタントに関する取扱い要領に従って RA として研究支援体制に加わっている。さらに関西大学ポスト・ドクトラル・フェローに関する取扱い要領に従った PD も研究活動に従事している。

工学研究科における研究教育を推進するためにはそれらの指導体制を充実させる必要がある。特に前期課程において、専任教員による効率的な授業の実施と研究指導体制の強化を図る必要がある。産業界、官界、他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的及び教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高める必要がある。

工学研究科では、現況の問題を打開し若手教員による指導体制強化を図るため、今後新任・昇任の准教授は前期課程研究指導教員資格を同時に取得するものとして教育上の人的資源の拡充を計っている。また客員・招聘教員数を増加させ、産業界、官界、国内外の他大学・他研究機関との連携を強化してその社会的及び教育研究上の活動を教育指導体制に組み込み、広い視野をもつ学生を育成できるよう教育組織の指導能力を高めることも計画している。

6　研究活動と研究環境

工学研究科の研究活動においては、その研究実務の大部分において大学院生を指導し、共同で実施する形態となっている。工学研究科は、産業界などの社会の必要性に出来るだけ対応し、かつ将来必要となる技術の先取りやそのための人材育成を実現するため、幅広い領域を網羅している。

(1) 研究活動

ア　研究活動

工学研究科を担当するすべての教員は D㊀、D 合、M㊀、M 合の資格を有するものであり、正式にはシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部のいずれかに在籍し、原則として研究者個人単位で活動しているが、従前の教授 1 と准教授・助教いずれか 1 の研究室単位で研究を進める場合、あるいは研究テーマ単位に適宜グループを構成し研究遂行する場合など、それぞれの場合に適した形態で活発な研究推進を行っている。さらに先端科学技術推進機構の各種プロジェクトなどに所属し、研究科・専攻を越えた研究を積極的に進めている。また他大学・公共機関・企業との共同研究も積極的に行われている。その結果、研究成果としての論文、特許についても連名となることが一般的である。

工学研究科の教員の研究成果は、主に各員が所属する学会・研究会の公的な雑誌・資料に発表され、6 ヶ月単位に集約して先端科学技術推進機構の発行する機関誌に掲載され、一般に公開されている。組織の形態上の教員の主務は学部の教育・研究であり、学生数が多いこともあって相応の激務であるが、大学院を主とする先端的研究活動の成果は応分に高いものと考えられる。

工学研究科は、幅広い領域をシステムデザイン、ソーシャルデザイン、ライフマテリアルデザイン、総合工学の 4 専攻に集約し、教員の基盤をシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部によるという、研究・教育を進捗する上での組織上の複雑性を有している。今後、組織改革の進捗とともに、よりシンプルで強力な体制に移行していくものと考えられる。

イ　研究における国際連携

研究における国際連携としては、1)国際的に有力な研究者の招聘、2)教員の国外有力大学・研究機関への短期・長期派遣、3)大学院生の留学・研究留学などの形式が用意されている。1)、2) については科学研究費補助金やプロジェクト単位の支援に加え、関西大学による助成制度もあるがその年度単位の員数は十分とは言えない。3)は主に大学院生の自己負担であり、希望者は少なくないが、語学と経済上の問題点より比較的少数に限定されている。

教員の国際会議への成果発表などの出席動向は定常的に増加しており、今後単なる研究交換・紹介を越えた国際共同研究の積極的な推進が期待されている。

ウ　教育研究組織単位間の研究上の連携

関西大学は文化系中心の大学と位置づけられており、理工系としては工学研究科と総合情報学研究科の一部に限定されている。このため工学研究科を中心とする大学内部における教育研究単位の連携については、活発に行われているという印象も実績も少ない。むしろ他大学や企業・公的研究機関などとの連携の方が多いと思われる。

工学研究科の異なる専攻間の連携は、先端科学技術推進機構などを通して積極的に計られているものと考えられる。今後研究領域の拡大や学際領域、異分野連携などを積極的に進め、新しい研究・学問領域の開発などにつながることが大いに期待されている。

(2) 研究環境

経常的な研究条件の整備

工学研究分野全般に共通して重要な研究環境とは、研究経費、研究空間と時間、研究を補佐する大学院生の質、支援体制などが挙げられる。まず研究経費としては、理工学設備費、実験実習費、個人研究費などが年度単位で定常的に補助されており、一般国立大学に比べても遜色のないものと考えられる。また研究空間も最近の 10 年間程度に相当改善され、教員の個室なども相応に充足してきたものと思われる。研究時間については、教員の主務が学部教育・研究である建前からも、諸事・雑事が繁多であり、今後工夫により大幅な改善が必要であろう。

研究実務を補佐する院生の学問上の質・意欲も重要である。工学研究科の大学院生の大部分は関西大学出身者で占められており、他大学からの進学者は比較的少ない。学部入学者のレベルは、大学の教育・研究レベルというよりは、受験産業の偏差値ランキングや授業料で決められており、関西大学工学研究科の入学院生の質が、現在遂行されている各種先端的研究レベルにみあったものかどうかについては、多少議論の余地がある。事務部門による研究支援体制については、関係各位の多大な努力には感謝する点が多いが、組織変更がなされて未だ十分な時間を経ていない為であろうか、規則やマニュアル主体となり、書類作成など研究

者の負担をむしろ高めるような場合も少なくない。今後、単に研究支援ではなく研究者支援の要素も加味して頂きたいものである。

7　施設・設備等

本研究科は、「学の実化」を学是とする本学において、工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目的とした教育・研究活動に必要な施設・設備を適切に整備し、有効に機能するようにそれらを管理運営する。

【現状の説明】

工学研究科では、工学分野の理論及び応用の深奥を究めるとともに、産業を支える原動力としての工学分野の研究者等養成、高度専門職業人養成を目指して、最新の研究設備の導入を工学部実験実習費さらに外部資金の導入をはかることによって行ってきた。しかしながら、工学研究科固有の建物はなく、工学研究科の教育・研究活動は、理工系3学部と共用する第4学舎さらに、先端科学技術推進機構管轄の関西大学ハイテク・リサーチ・センター（全床面積2,640.00㎡）と学術フロンティア・センター（全床面積2,078.50㎡）等において行っている。2007 年現在、工学部は講義室・演習室・学生自習室など 6,674.4 ㎡、実験実習室22,441.8㎡、教員研究室4,002.3㎡であり、11学科それぞれの専有面積は約2,200㎡である。

大学院棟（尚文館）には、講義室（全研究科で 3 室）、や学生自習室が設置されているとともに、全学の共通施設としての図書館・情報処理センターが大学院の教育・研究に利用されている。

工学研究科の大学院生には、指導教員の実験実習室にスペースを確保し、院生が日常的に教員と接触しやすい環境を用意している。それぞれの院生には、机・椅子・ロッカー等の備品を用意するとともに、実験実習室に設置された情報コンセントにパソコンを接続し、電子情報の収集・発信を行うことができる設備のもとで教育を受け、研究に励んでいる。特に近年電子化が進む図書館で利用できるサービスについては IP 認証により実験実習室から全て利用可能となっている。

また、これらの施設は、理工系3学部のもとで維持・管理され、教務センターグループ長が防火管理者となるとともに、各実験実習室には火元等の管理責任者が定められている。衛生については、全学的に学校保健法に基づき保健委員会の審議のもとに、防虫駆除などの衛生管理に関する処理が定期的に行われている。安全については理工系 3 学部合同の安全衛生委員会の指導のもとに、「排水に関する規程」、「危険物、毒劇物及び特定化学物質に関する規程」、「無機系実験廃棄物に関する規程」、「有機系実験廃液に関する規程」、「有機系実験廃液に関する規程」、「高圧ガスに関する規程」、「特殊材料ガスに関する規程」、「エックス線障害予防に関する規定」など各規程に従い、教育・研究における安全管理がなされている。さらに、全学の安全委員会の管理下で、遺伝子組み換え実験などの研究についての安全審査も行い環境への配慮も行っている。

【点検・評価】

工学研究科では、理念を実現化するために、最新の設備の導入が為されている。外部資金の導入により、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センターなどにおいて充実した研究・教育がなされている。また、衛生・安全についての管理体制もそれぞれに責任を持つ委員会が管轄・審議の上に運営している。

2002 年度に工学部で実施された外部評価（研究）において、実験実習場の狭隘さが指摘されたスペースの問題については、2004 年度には製図室、デザインルームが拡張、2005 年度に第 4 学舎 2 号館の改装、さらに2005年9月に第6実験棟（3,295.14㎡）が完成している。また現時点でも2008年3月竣工予定で第4学舎3号館（仮称）が建設中である。さらに、第4学舎2号館108教室の改修も計画されており、順次全学的に施設は改善がなされつつある。

今後さらに、最先端の教育研究を推進するために、ハイテク・リサーチ・センター、学術フロンティア・センター整備計画をはじめとした外部資金の導入のもとに、施設・設備の充実を図り、大学院生の教育研究に活かせて行くことが計画されている。

8　管理運営

研究科の教育理念に従った活動を実施・管理するための組織並びにその運営のための規程を明確に定め、研究科の機能を円滑かつ十分に発揮するシステムを構築し、公正に運営する。

【現状の説明】

工学研究科では、教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営がなされている。また、2006 年度より前期課程では教育体制の内実化と研究指導体制の弾力化を図るため、それまでの 10 専攻をシステムデザイン専攻、ソーシャルデザイン専攻、ライフマテリアルデザイン専攻の 3 専攻に統合し、各専攻内にいくつかの分野を配置する形をとった。さらに、教育研究体制の柔軟性を十分に確保するために、後期課程では 10 専攻を 1 専攻にまとめ統合的な指導体制へと改めている。前述したように工学研究科は、学部運営を行う理工系 3 学部と一体化運営されており、研究科の管理運営は、内規に規定される理工系 3 学部所属の選挙人により選出された工学研究科長の下で「工学研究科委員会に関する申し合わせ（関西大学大学院学則第 40 条の規定）」に基づく最高意思決定機関としての工学研究科委員会が行っている。また、内規により、選出された工学研究科長は、所属する学部の学部長を兼任することになっている。

工学研究科委員会は、開会に際して定足数を確認した後に、委員会の成立を宣して、工学研究科長が議事を進めている。委員会では、学生の学籍、教育課程、教員の資格審査、学位審査をはじめとする工学研究科の教学上の重要事項を審議決定している。特に、教員の資格審査、学位審査など重要な事項については、投票により議決されている。2006 年度には 14 回の研究科委員会が開催された。

工学研究科を構成する各専攻の運営は、2006 年度までは、専攻長（学部学科長を兼任）があたるとともに、この専攻長によって工学部学科長会規則に基づき構成されている学科長会が、工学部の各学科・教養教室及び工学研究科の各専攻間の意思を調整し、工学部と工学研究科の円滑な運営を図るとともに、教務の適正かつ迅速な運営がなされるように組織立てられ、2006 年度は 26 回の工学研究科関連の学科長会が開催された。しかし、2007 年度からはより迅速な運営が行えるように、関西大学理工学府運営体制に関する覚書の承認をもって学科長会を廃止し、理工系 3 学部の学部長、副学部長、教学主任、学生主任、入試主任から構成される合同の執行部会にて事前審議したのち、工学研究科委員会にて直接案件を審議する形とした。

【点検・評価】

工学研究科の運営は、明文化された規程・規則・内規に従い適切にかつ公正に行われている。2002 年度 10 月より教育・研究の活性化を図るため、学部・大学院の一体化運営が実施されている。現状では具体的な問題は生じてはいない。なお、工学部・大学院改革に伴う運営体制の見直しなど、より一層の効率化を目指した取組が実施されていることは評価されるが、2007 年度からの取組であることから新体制に対する詳細評価についてはここでは差し控える。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

工学研究科においては 2004 年 4 月より工学研究科自己点検・評価委員会規程にもとづき工学部と一体化した自己点検・評価活動を行っている。

自己点検・評価委員会は、学部・研究科の教育研究水準の向上を図ることを目的に設置され、システム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の 3 学部の副学部長（3 名）、研究委員会において推薦された選任教職員（14 名）、教務センター所属事務職員（1 名）、その他委員長が必要と認めたもの（若干名）によって構成され、委員長は互選により選出される。ただし、委員は理工系 3 学部自己点検・評価委員会規定にて選出された委員が兼任している。職掌事項は、学部・大学院の自己点検・評価に関する事項とその報告書の作成、第三者評価に関する事項、並びに外部評価に関する事項である。報告書は隔年に作成され学部長（学部長は研究科長を兼任している）に報告されるとともに、公表される。

前述のとおり、学部と一体化した自己点検・評価活動を行っているので、詳細は理工系 3 学部の項目を参照されたい。

【長所】

理工系 3 学部・工学研究科自己点検・評価委員会は全学の自己点検・評価委員会との連携の下に第三者評価に関する活動とともに、理工系 3 学部・工学研究科独自の活動として、理工学教育において重要な意味を持つ JABEE 認定プログラムに関する現状認識を通した点検評価活動を行っている。さらに、外部評価による学外の専門的研究者による評価を受ける活動を担っている。2002 年度に実施された外部評価（研究）に引き続き、2004 年度には、外部評価（教育）を実施し、工学部・工学研究科における教育・研究に関する問題の顕在化を図った。この成果は、インターネット上に公開するとともに、工学部・工学研究科の改組における重要な資料として取扱われ、現状の問題解決をはかる重要な要因となっている。

【問題点】

2007 年度より工学部はシステム理工学部、環境都市工学部、化学生命工学部の理工系 3 学部に分割され、先行して実施された大学院の改変とともに新体制での運営が学部から大学院まで形作られたことになる。分割形態が大学院と学部で異なることになったものの、工学研究科ではその性格上学部との一体化運営を行っていること、工学研究科独自の自己点検・評価委員会は前回 2004 年度から発足したばかりのものであることなどから、本点検・評価も学部評価に立脚したものとなっている点は否めない。一体化運営は本学の性格上止むを得ないものの、今後はより一層、工学研究科としての活動が必要となるものと考えられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状の理工系 3 学部・工学研究科の活動をより活発に行うために、全学的な活動である全学共通教育推進機構が行っている FD フォーラムへ理工系 3 学部・工学研究科の成果を発信し、より深くかつ広く議論を行い、円滑に理工系 3 学部・工学研究科の成果を次なる施策に反映することができるように、現在理工系 3 学部・工学研究科自己点検・評価委員会でその実現を計画している。

外国語教育研究機構

第Ⅱ編　外国語教育研究機構　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 847
（1）理念・目的・教育目標　〈847〉
（2）理念・目的・教育目標の検証　〈848〉

2　学士課程の教育内容・方法等 …… 848
（1）教育課程等　〈849〉
（2）教育方法等　〈853〉

3　国際交流 …… 859
（1）国際交流（国内外における教育研究交流）　〈859〉

4　教員組織 …… 859
（1）教員組織　〈859〉
（2）教育研究支援職員　〈862〉
（3）教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き　〈862〉

5　研究活動と研究環境 …… 863
（1）研究活動　〈863〉
（2）研究環境　〈865〉

6　施設・設備等 …… 865
（1）学舎　〈865〉
（2）研究棟　〈866〉

7　管理運営 …… 867
（1）機構運営に関する意思決定体制　〈867〉
（2）機構長の権限と選任手続き　〈869〉

8　自己点検・評価 …… 869

1　理念・目的・教育目標

(1) 理念・目的・教育目標

本学の学是として脈々と受け継がれ、「学の実化」として結晶した「国際的精神の涵養」という建学以来の高邁な教育理念のもとに、21 世紀の新時代を生きる国際的資質を備えた人材を養成することを目標に、2000 年 4 月 1 日、全学 7 学部の外国語科目（英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語）を職掌する外国語教育研究機構が創設された。これに伴って、関連する学則並びに学内諸規程が改正され、本機構は教授会を有する、各学部と同等の教育研究組織として位置づけられるに至った。ただし、他の学部と異なり機構に所属する学生はいない。

本機構の教育理念は、内外の急速な変化と多様化の波に洗われている日本の現状下において必須とされる真の国際的資質の尊重と涵養であり、国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力を習得した、国際社会で活躍しうる有為な人材の育成である。換言すれば、21 世紀を担うに相応しい、国際化に柔軟に適応できる濃密で高度な外国語を学生に習得させるべく、本機構構成員の研究成果を結集して効果的な外国語教育を実践するということである。

「外国語運用能力に裏打ちされた人格の形成と国際人の養成を目指す外国語教育」を標榜する上記理念に基づき本機構がめざす教育目標は、たとえば本機構発足後に制定された「外国語科目を担当する非常勤講師の任用基準」にも明記されている。すなわち、①21 世紀を担うに相応しい外国語教育、②学習者のニーズに対応する外国語教育、③第二言語習得の理論と実践に裏打ちされた外国語教育である。

【現状の説明】

上記目標の実現に向け、関西大学外国語教育研究機構規程や同教授会規程等も制定されており、これらに基づき本学の全学生を対象とした外国語教育に責任をもつ組織として本機構は運営されている。

2000 年に創設されて以来、本機構の理念を実現するために、カリキュラム、授業運営、教員 FD の 3 点に関して、3 年から 5 年をスパンとする中期的戦略を策定し、その実現に向けてさまざまな提案が行われた。①2002／2003 年のカリキュラム改革案提出、②2005 年の外国語検定試験の単位認定、③英語上級クラスの創設、及び④スポーツフロンティア（SF）入試による入学生への特別編成クラスの創設は、そのような戦略に基づく提案が結実したものである。特に、TOEIC・TOEFL・実用英語検定試験（英検）など、各言語で実施されている検定試験のスコアや級に基づき、その成績を各学部の定めるところにより卒業所要単位として認定する「外国語検定試験の単位認定制度」の導入と、それと同時に設置された上級クラス（現在は英語のみ実施）は、学習者の達成目標の明確化に役立つばかりでなく、本機構が理念とする「国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力の習得」にむけて、外国語学習に対して従来相対的に低かった本学学生のモチベーションを高めること、さらには学習活動の活性化にも一石を投じたといえる。また、文武両道をめざす SF 入学生を対象とする SF クラスの設置は、さまざまなレベルの外国語運用能力と多様な学習スタイルを有する学生に対して、e-Learning の要素も織込みながら授業内外できめ細かな学習支援を行うことを意図しており、今後 SF 入学生に限らず、多種多様な入試制度を経て入学してくる学生への教育環境整備の端緒となることが期待される。

また大学の方針として、アメリカ・ウェブスター大学と協定を結び、一定の要件を満たすことにより関西大学とウェブスター大学双方の学位が取得できるシステム（DD program）が 2002 年度から始まった。本機構からは学生派遣のための英語特別授業、そして学生受け入れのための日本語関連の授業を、それぞれ提供しており、国際人養成のための試みは着々と進んでいる。

なお、これら制度の実施については、学内的には事務組織を経て情報の周知徹底がなされている。また、学外に対しては、本機構のホームページや入試センターが発行する冊子を利用して、その概略のアナウンスメントが行われている。

【点検・評価】

本機構が目指す外国語教育を具体化するカリキュラム改革の試みについては、各学部との調整が必要なため、全学的な取組の中で今後も建設的な議論を展開していく必要があるが、理念・目標を達成するための取組は概ね良好と判断される。特に、本機構が中・長期的な戦略に則り外国語教育を展開していることは、大学全体の教育方針を汲みながら、同時に学生全体のニーズと能力の傾向を分析しつつ、全学共通教育科目としてバランスのとれたカリキュラムと授業運営方法を提案し実践することが可能となる。この点は、さまざまな専門分野を擁する総合大学として大きな強みだといえる。教員が学部に分属する、いわゆる「縦割り」方式の教育では達成しがたい、大学総体としての外国語教育理念・目標の明確化の容易さが、現システムの長所である。ちなみに、本機構に所属する教員の大部分は、大学院外国語教育学研究科の科目を兼担しており、研究対象となる最新の教育理論が学部教育の実践や FD 活動に直ちに活かされている点も、現体制の長所といえよう。

(2) 理念・目的・教育目標の検証

情報技術革新が世界を席巻した今、時代にマッチした外国語教育を発信する新たな教育研究機関として、本機構は大学の内外から大いに期待を集めているだけに、これにしっかりと応えるべく常に虚心に現実を直視し、目的達成に向けて努力している。

また本機構では、その理念・目的が社会情勢や時代のニーズに適ったものであるかどうかを検証するために本機構内に自己点検・評価委員会を設置し、教授会メンバー1 人ひとりが常に問題意識をもって組織運営に関わることのできる仕組みができあがっている。

【現状の説明】

本機構が直面する個々の問題を洗い出し、将来の改善に向けた議論の発端を作るのは機構自己点検・評価委員会の役割である。また、各種委員会活動の中から明らかになった諸問題について将来の方向性を見極めながら検証と提言を行うのは、本機構執行部の役割である。したがって、理念・目的・教育目標の検証に関しては、自己点検・評価委員会と執行部の双方がそれぞれの立場から常時行うという複線的システムを採用している。

ちなみに、『外国語教育研究機構　自己点検・評価報告書』(2003 年 3 月 31 日、2005 年 3 月 31 日）を発行した。この報告書によって浮かび上がった実態の改善に関しては、教授会・執行部会・各種委員会等で真摯な取組がなされている。とりわけ、本機構の目標を明示的に盛り込んだ「カリキュラム改革案」が学内で却下されたときも、問題点の分析と善後策について、機構学務委員会と教授会において慎重かつ真剣な議論が行われ、現在もなお創設時に構想された理念・目標に立ち返りながら、新しい提案に向けた取組が続けられている。

【点検・評価】

言語を問わず外国語教育を専門とするメンバーが、各種委員会をはじめとするさまざまな日常活動を通じて、理念・目標の確認や点検を常時行えること、またメンバーの間で意見の交換が可能な点が、本機構の長所であり特色だといえる。

2　学士課程の教育内容・方法等

第 1 章でも述べたように、本機構の教育理念は、国際化に的確に対応できる高度な外国語運用能力を習得

した、国際社会で活躍しうる有為な人材の育成である。この理念の実現に向け、社会的にも広く認められている外国語検定試験への対応も視野に入れること、多様な入試制度により入学してくる学生の能力にも対応できるようなカリキュラムを整備すること、この二点が当面の大きな目標である。本機構創設以来、クラスの運営方法に工夫を凝らしたり、卒業所要単位充足方法の多様化を提案したりするなど、この目標の実現に向けた取組が進んでいる。

(1) 教育課程等

ア　機構の教育課程

(ア) 機構の理念目的と教育課程

【現状の説明】

外国語教育研究機構は「高度な外国語運用能力を有し国際社会において活躍できる人材を育成するとともに、外国語教育の在り方を研究、教授し、外国語の教育者及び研究者を育成すること」を目的として設立された。

グローバル化時代にあって、各学部とも「国際化」をテーマの一つとして掲げて学部教育の充実を図っているが、本機構もまた、全学共通外国語科目の教育を通して「高度な外国語運用能力を有し、国際社会において活躍できる人材を育成する」という重責を担っている。

本学では、1997 年千里山キャンパス 6 学部における外国語教育のカリキュラム改革が行われた。その目的は各学部の学生たちの多様化したニーズに対応し、より効果的な外国語教育を行うことであった。このカリキュラムでは、履修すべき外国語の選択や科目の配当年次、修得すべき単位数については、各学部の専門性や特性が考慮され、学習者の多様性にも適切な対応がなされている。

【長所】

各学部の専門性や特性を重視するとともに、学習者の多様化に伴うニーズに応じるための工夫や改善がなされており、基本的に機構の理念目的にそった教育課程が編成されている。また、現行カリキュラムの大枠のもと、上級外国語（英語）クラスや SF 入学生クラスを別途開講するなど、さまざまな学生に対応できるよう工夫が凝らされている。

【問題点】

当然のことながら、既習外国語と初習外国語とでは教育課程の方針や中身が異なる。たとえば、既習外国語の英語では入学時からの習熟度別履修やアカデミック・イングリッシュ教育を充実させることで、中学・高校で学生が培った運用能力をさらに向上させることが必要である。また、初習外国語については、学生に多様な外国語が履修できる機会を提供することや、上位年次生になっても学習を継続できるような教育課程上の工夫が求められる。むろん、こうした工夫も少人数クラス編成や習熟度別クラス編成に裏打ちされる必要があることは言うまでもない。

本機構では、上述のような改善点を十分に取り入れた「外国語科目及び外国人留学生科目カリキュラム改革案」を作成し、2003 年に全学共通教育推進機構に提案し、1 年間に及ぶ審議が行われたが、新しい教育カリキュラムはいまだ実現していない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

本機構としては、現行カリキュラムの範囲内で、上級外国語（英語）クラスや SF 入学生クラスのように、クラス編成を工夫したり、e-Learning の要素を取り入れた自学・自習環境の充実を図るなど、全学からの理解を得つつ、種々の提案を今後も継続的に行っていく予定である。

(イ) カリキュラム体系とその内容

【現状の説明】

既習外国語である英語については、学生のレベル及び多様なニーズに応えながら、大学での勉学に活かすことができ、同時に卒業後の人生においても応用可能な外国語運用能力が身につくよう、以下のごとく多彩

なカリキュラムを提供している。

「英語Ⅰ」では、オーラルコミュニケーションに重点を置き、日本人教員による通常クラスのほかに、ネイティブ・スピーカーによるコミュニケーションクラスも配置している。「英語Ⅱ」は読解力養成に重点を置き、「味わって読むコース」「うまく読むコース」「楽しく読むコース」「クリックして読むコース」の中から選択する。「英語Ⅲ」は、「LL」「コミュニケーション」「ライティング（英語作文演習）」「講読（時事評論）」「講読（戯曲・シナリオ）」「講読（物語・小説）」「講読（エッセイ）」の中から選択する。「英語Ⅳ」は各学部の特性に配慮した題材を用いた講読。「英語Ⅴ・Ⅵ」はより運用能力を向上させるためのもので、TOEFL、TOEIC、英検などに対応した複数コースを自主選択するだけでなく、エアリア・スタディズのような文化的側面を学習することもできる。

英語以外のいわゆる初習外国語では、概ねⅠ・Ⅱで文字・発音、初級文法、簡単な日常会話を学び、Ⅲ・Ⅳで読解が比較的容易な文献類の読解力及び基礎的な会話能力の養成を行い、Ⅴ・Ⅵでは文学作品を含む比較的難解な文献類の読解力及び論理的表現力の養成を目的としている。また、コミュニケーションクラスについては、ドイツ語・フランス語ではⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ、中国語・朝鮮語ではⅢ・Ⅳ、スペイン語ではⅢに、それぞれ設置されており、学生は選択できる。

一つだけの言語に偏るのではなく、複数の言語を学ぶことを通して、日本の文化を知り、かつ異文化間コミュニケーションの諸問題への造詣を深めることをも意識した上記コンテンツにより、各学部の特性を考慮しつつ、必要単位数において若干の相違を認めながら、本学の外国語科目カリキュラムが構築されている。

まず本機構設立以前の 1997 年度に総合情報学部を除いた全学の外国語科目の改革が行われ、従来開設されていた英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語の 6 言語に、新たに朝鮮語が加えられたことにより、開設言語はこの 7 外国語と留学生のための日本語を加えた 8 言語となった。ただし、総合情報学部では朝鮮語はこれより前の 1994 年度の学部設立当初より開設されている。工学部においてはスペイン語・朝鮮語は開設されていない。また、上記改革により各言語のⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ及び自由科目「海外語学実習」に加えて、新たにⅤ・Ⅵが開設された。

その後セメスター制の導入に伴い、開設授業科目は、千里山キャンパスの各学部では各言語ともⅠab・Ⅱab・Ⅲab・Ⅳab・Ⅴab・Ⅵab の 12 科目（それぞれ半年 1 単位）より構成されることになった。なお、総合情報学部では設立当初よりⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵ・Ⅶ・Ⅷの各 a・b と、A・B・C・D の 20 科目（それぞれ半年 1 単位）から構成されている。

また、2005 年度からは、外国語検定試験のスコア等により単位を認定する制度を取り入れたり、「海外語学実習」に代えて「海外研修」を新設し学部の定めるところにより卒業所要単位として認める制度も開始した。

日本語の科目としては、学部留学生が履修する「外国人留学生科目」と交換受け入れ留学生が履修する「交換受け入れ留学生科目」「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」がある。

工学部系 3 学部を除く 7 学部では、上記 7 言語の中から、英語を含む二つの外国語（法学部と商学部では 3 言語も可能）の履修を必修とし、一つを第 1 選択外国語、もう一つを第 2 選択外国語と位置づけている（総合情報学部では、それぞれを主選択外国語、副選択外国語と称している）。

配当年次については、千里山キャンパスの各学部では、各外国語ともⅠ・Ⅱを 1 年次に、Ⅲ・Ⅳを 2 年次に、Ⅴ・Ⅵを 3 年次に配当している。ただし、経済学部及び商学部（ともにデイタイムコースのみ）においては、第 1 選択外国語 12 単位を必修とする場合の配当年次は、経済学部では 1 年次にⅠ・Ⅱ、2 年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ、3 年次にⅥを配当している。そして商学部では、英語は 1 年次にⅠ・Ⅱ、2 年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ・Ⅵを配当し、その他の外国語は 1 年次にⅠ・Ⅱ、2 年次にⅢ・Ⅳ・Ⅴ、3 年次にⅥを配当している。

総合情報学部では、各外国語ともに主選択外国語のⅠ、Ⅱ、Ⅲ、副選択外国語のⅦを 1 年次に、主選択のⅣ、Ⅴ、副選択のⅧを 2 年次、主選択のⅥを 3 年次に配当し、自由科目として A・B を 2 年次に、C・D を 3 年次に配当している。

卒業所要単位については、以下の表Ⅱ-外-1 に示すように、学部別に多様な形態がとられている。

表Ⅱ-外-1　各学部別外国語科目卒業所要単位

学部	コース	第 1 選択	第 2 選択	第 3 選択
法	デイタイムコース	8	4～8	4～0
文		8	8	－
経		8～12	8～4	－
商		8～12	8～4	0～4
社		8	4	－
政		8～16	8～0	－
工		8	4	－
情		12	4	－
法	フレックスコース	8	4	－
文		8	8	－
経		8	－	－
商		8	－	－

(注1) 経済学部（デイタイムコース）は第 1 選択と第 2 選択の合計を16単位とする
(注2) 商学部（デイタイムコース）は第 1 選択～第 3 選択の合計を16単位とする

なお、外国人学部留学生は、外国語科目として日本語Ⅰ～Ⅳの計 8 単位と日本語以外の言語（日常使用言語を除く）のⅠ～Ⅳを計 4～8 単位修得しなければならない。また「日本事情Ⅰ」「日本事情Ⅱ」（各 2 単位）を修得した場合は、これを教養科目の卒業所要単位に含めることができる。

【点検・評価】

日本語を含む 8 言語のスタッフが協働することにより、現行の枠組みにおいても、言語運用能力の練磨、そして多言語主義に基づく異文化理解力の養成という、本機構が目標とする外国語教育は十分に実現しているといえる。また、卒業所要単位についても柔軟かつ流動的・多面的なカリキュラム編成を許容しており、10 学部を擁する総合大学の多様性と、各学部の独自性を十二分に発揮できるよう配慮がなされているといえよう。なお、学部によっては開講されていない外国語があるため、学生がすべての外国語の中から選択できるよう各学部への働きかけを今後も継続するとともに、より望ましいカリキュラムの実現を目指して不断の努力を続ける必要がある。また、2005 年度に導入された外国語検定試験の単位認定制度のように、学生の達成度が数値目標として明示されるような仕組みを充実させることも、教育の質を保証する取組の一つとして忘れてはなるまい。

また、カリキュラムの効果を最大限に引出せるよう、各外国語に SF 入学生を対象とした SF クラスを、当面は英語に限り上級クラスを設け、学生の履修状況や習熟度も視野に入れた授業の展開が 2005 年度より始まっている。さらに、初習外国語では、外国人教員と日本人教員によるチーム・ティーチングを数多く展開し総合的な外国語能力を育成できるよう配慮しており、現在全学共通教育推進機構が中心となって試みている TA を利用した授業運営の研究にも積極的に参加しながら、TA 活用による（e-Learning も含む）外国語授業の新しいスタイルも積極的に展開している。

イ　カリキュラムにおける高・大の接続

【現状の説明】

本機構は独自の学生をもたないため、学部レベルで構想されるような高・大の接続の方針は有していない。ただし、TOEIC・TOEFL・英検や中国語検定などの成績に基づく外国語検定試験による単位認定制度が、すべての外国語で 2005 年度に新設され、インターネットを通じて制度の存在や特徴に関する情報を公開しているのは、一つには関西大学を目指す受験生に対して外国語学習の必要性を事前に理解してもらい、その知識を少しでも入学後の勉学に活かしてもらいたいという教育的信念からである。

【点検・評価】

各学部単位でカリキュラムが運営されている本学にあっては、学部横断的に入学前教育を行うには、全学的な理解と細かな調整も必要で、これも即実行に移すことは難しい。高・大の接続に配慮した、そのようなシステム作りについては、各学部の動きとも連動させながら今後環境整備を推進したい。

ウ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本機構から6名が主事として国際交流センター主事会のメンバーとして、海外の協定校の拡大に、各言語の専門性を活かして積極的に参画している。

また、海外の大学との学生交換協定にもとづく学部のカリキュラムを以下の点で支援している。

（ア）交換受け入れ留学生日本語及びウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目

交換受け入れ留学生（文学部所属）及びウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して、各学部や機構が専門教育科目に関して協力する体制がしかれている。2006 年度は、本機構から 2 名の教員が協力している。

（イ）DD プログラム入学生のための英語授業

本機構は学部開設の外国語科目「英語Ⅰ～Ⅳ」のそれぞれに DD プログラム入学生対象の特別クラスを提供している。この英語授業の目標は、DD プログラム入学生の英語能力をウェブスター大学への派遣資格である TOEFL-CBT 213 点まで上げることである。英語によるディスカッションに積極的に参加する訓練、講義を聞いて要点を捉えノートする練習、プレゼンテーション・トレーニング、小論文を書く練習、英文の内容を迅速かつ正確に把握する練習などを行っている。

さらに、自分のペースに合わせて TOEFL スコアをあげていくためのコンピューター・ソフトを利用に供している。

【点検・評価】

海外の大学との学生交換協定に基づく学部のカリキュラムを支援する科目において、本機構の教員の専門性が活かされている。国際交流センターの業務については、本機構の教員が主事として参加しながら、それぞれ専門とする言語や文化の知識をセンターの企画、特に海外語学研修プログラムに反映することができる一方で語学研修の引率を含む全体的な仕事は各学部選出の主事とも連携が図られており、きわめてバランスのよい役割分担が実現され、これが単位認定制度の発展に貢献しているといえる。また、2005 年 3 月には、DD プログラムによる第一期生が卒業した。各学部のトータルなサポートがあったこともさることながら、英語に関しては、上記のごとくスコアによる到達目標を明示することにより、学生の学習意欲が促進された。

エ　開設授業科目における専・兼比率等

【現状の説明】

2006 年度における、専任教員（兼担を含む）が担当する授業科目の比率は、英語 14%、ドイツ語 18%、フランス語 13%、ロシア語 8%、スペイン語 10%、中国語 9%、朝鮮語 14%、日本語 58%である。このように、専任（兼担を含む）の担当比率は、決して高いとは言えない。

【点検・評価】

全授業科目のうちの多くを兼任講師に頼らざるを得ない状況にある。授業と並行して専任教員が効果的な教授法や教材の開発に当たらなければならないことを考えると、これは十分な体制とはいえないだろう。

一方、たとえば「英語Ⅱ」の「楽しく読むコース」や「クリックして読むコース」のように、専任教員がコーディネーターとなり、他の専任教員や兼任講師と密接に連絡を取りながら、全体のクラスを統括するなどの工夫を凝らすことにより、より効果的な教育を実践し、必ずしも万全とは言えない人的体制を補填している点は評価できるだろう。したがって、本機構設立時に予定されていた専任教員数の確保に向けた努力は

続けながらも、専任教員が兼任講師とのコーディネータ役となって密なる連携を行う授業運営をより積極的に展開し、少なくともここ 2～3 年は現行の体制で最大の教育効果が期待できるシステム作りに専念したい。

オ　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

【現状の説明】

（ア）外国人学部留学生に対して

外国人学部留学生に対しては、1 年次配当の必修科目として、「日本語　Ⅰ～Ⅳ」が設けられている。さらに、日本語理解の深化、日本語能力向上のために、1 年次配当の選択科目として「日本事情Ⅰ（日本の文化と社会)」及び「日本事情Ⅱ（日本の経済と技術)」を開設している。

（イ）交換受け入れ留学生及びウェブスター大学との協定に基づく留学生に対して

2003 年度秋学期の「ウェブスター大学との協定に基づく専門教育科目」の開設に伴い、本機構からは 2 名の教員が科目を担任している。

（ウ）帰国生徒に対して

帰国生徒に対しては、それぞれの能力や学習意欲に応じたクラスが選択できるよう、毎年 4 月、履修科目決定の際に、本人の申し出を受けて本機構の教員が面接を行い、上位年次配当科目履修の道を開いている。

【点検・評価】

外国人学部留学生や帰国生徒に対しては、学生の能力や関心に応じて、上記のような教育指導を実施しており、多岐にわたる学生のニーズに応えるという点では、一定の評価ができるものと思われる。

さらに、留学生に対する日本語プログラムについては、秋学期だけでなく春学期にも受け入れる学生がいること、学生の日本語レベルが多様であること、非漢字圏出身者と漢字圏出身者が混在していること等もあるため、入学生の動向に合わせて年度ごと（あるいは学期ごと）に担当者間で微調整が行えるよう、日本語担当者が学生の習熟度に合わせた教材開発や指導法の改善を図っている。この点は特筆に値するだろう。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

【現状の説明】

成績評価の方式として、①定期試験を行わず、平常授業時に実施する小テストの成績や日常的な学習状況などの平常成績によって総合評価（100 点法）を出すものと、②定期試験を行い、それに平常授業時の小テストや学習状況を加味して総合評価（100 点法）を出すものの二通りがある。英語・ドイツ語・スペイン語・フランス語（一部科目）・中国語（コミュニケーションクラス）は①の方式を、またロシア語・中国語・朝鮮語・フランス語（一部科目）は②の方式を採用している。定期試験の有無は、言語（あるいは科目）の性格上、まとめの試験を課すことによって習得内容の再確認が必要と考えられるものがあるからで、言語を問わず、日頃の地道な学習の積み重ねが言語習得の大前提であるという外国語教育の基本ポリシーそのものは、担当教員すべてが共有している。また、これらの教育効果の測定方法・基準についてはすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記しており、教員・学生を通じて共通の認識ができている。なお、本機構は兼任講師に依存する度合いが高いため、連絡会等を通して、上記のごとく定められた評価方法から逸脱することのないよう周知徹底を図っている。

教育効果測定のシステム全体を検証する仕組みに関しては、現在のところ十分な導入はなされていない。現時点では、個々の教員が独自に判断しているという段階にある。ただし、学生による授業評価アンケートは公開ではないものの、各担当教員に開示され、教育効果測定の改善のための有用な材料として利用されている。アンケート項目の平均点や優・良・可の割合は毎年発行される『関西大学「学の実化」データブッ

ク』に掲載され、公開されている。そのデータをもとにして機構内で議論する制度そのものは現在のところないが、各言語部会単位で、カリキュラム等の見直しを検討する中で、より適切な測定法の開発をめざした議論は日常的に継続している。

【点検・評価】

教育効果の測定に関して出席を含めた平常の成績を重視しているのは、特に外国語教育という性格上、総合的な評価方法として妥当なものといえる。また、教育効果の測定方法・基準はすべて『講義要項・講義計画』（シラバス）に明記され、学生と教員が共通の認識を持つことができるようになっている点や、授業評価アンケート等も常に念頭に置きながら、よりよいシステムの開発をめざしている点は評価に値する。

教育効果を測定するシステムは全体としてかなり有効に機能していると思われるが、現時点での問題点をあげるとするならば、それを検証する仕組みが自発的に導入されていない点であろう。

外国語教育においては、本来学生の習熟度に応じたクラス編成や教育効果の測定が行われるべきである。しかし、その一方で、成績評価において、習熟度に依存しすぎると、大半の学生のモチベーションを損なう危険性もある。学習者の視点も考慮しながら教育環境を構築するためには、より優れた授業運営の形態や指導方法の開発等の FD 活動と合わせて、教育効果の測定方法を議論する必要があり、現在言語部会単位で行われているインフォーマルな取組を、引き続き機構学務委員会を中心とした機構全体の取組へと統合していきたい。教育効果測定を検証するための仕組みについては、たとえば英語においては TOEIC・TOEFL・英検などの外部テストとの相関関係も研究しながら、そのプロジェクトの中で議論を深める。

イ　厳格な成績評価の仕組み

【現状の説明】

本機構は、たとえば英語を第一選択（総合情報学部では、主選択）外国語とした学生には、大学生としての外国語運用能力の養成をめざして英語Ⅰ～Ⅵまでの科目を提供し、また第二選択（総合情報学部では、副選択）となる初習外国語については、先修条件を設けることによって、学習者が段階を追って当該言語を習得できるよう工夫している。なお、履修登録上の上限設定や運用については、各学部が定めることになっており、この点に関して本機構は望ましい方式を提案する立場にある。

成績評価は、すべての科目について 100 点満点で素点を出し、100～80 点を優、79～70 点を良、69～60 点を可、59 点以下を不合格としている。そしてそれを学期ごとに学生に発表し、その後、疑義申出期間を設けているので、成績に疑問のある学生はその期間内に事務室を通じて問い合わせをすることができる。問い合わせを受けた教員は、出席簿や答案・レポートをもとに成績評価の根拠を説明することとしている。

平常授業時に小テストを実施したり、教員と学生が相互にインタラクションを繰り返すことにより評価が行われ、そのトータルにより最終評価が行われるので、よりきめ細かな指標に基づく厳格な教育効果の測定が実践されている。

各年次における学生の質を検証・確保するための仕組みは、今のところ、学期末に行う各科目の成績判定がその役割を果たしているといえる。

【点検・評価】

外国語科目という性格上、日常的な学習活動をその都度きめ細かく評価し、最終的に総合評価を行う必要があり、結果として厳格な評価システムになっている点は評価できるだろう。今後の課題は、現在各教員の判断に任せている指標を統一し、評価方法をなるべく標準化することにより、教員間のばらつきを少なくすることである。前項目と同様、現在言語部会単位で行われているインフォーマルな取組を、引き続き機構学務委員会を中心とした機構全体の取組にしていき、より透明性の高い成績評価システムを構築する。

ウ　履修指導

【現状の説明】

履修指導のために、本機構は毎年『ことばの旅』という冊子を発行して、新入生と外国語科目担当教員に配布している。この冊子には、本機構が担当している七つの外国語それぞれの魅力、特徴、科目の紹介、辞書・参考書等の案内、留学情報、先輩からのメッセージ等が写真を織り込んだ形で掲載されている。学生は、これを参考にして興味のもてる外国語を選ぶことができる。なお、総合情報学部では、冊子配布に加えて、4 月のオリエンテーションの期間に外国語科目のガイダンスが実施され、各言語の担当教員から具体的な履修指導が行われている。また、年度始めに相談会を設けており、履修上のアドバイスを行っている。

オフィスアワーは制度化されていないが、専任教員はホームページや研究室のドアにオフィスアワーを掲示したり、授業で学生に相談可能な時間を口頭で伝えたりするケースが多い。また、学習内容に関する質問と回答については、授業支援型 e-Learning システム CEAS 上の「掲示板（BBS)」機能を利用する教員もいる。兼任講師においては、授業後の時間を利用して学生の相談に応じているケースもある。

各外国語（総合情報学部を除く）で、留年者や再履修の学生を対象としたクラスが編成されており、なるべく専任教員が担当するよう配慮している。

【点検・評価】

すでに運用されている Web シラバスと連動させることにより、冊子『ことばの旅』を通じたり、場合によっては対面式のガイダンスで履修指導を行う現在の方式は一定の成果を収めているものと考えられる。また、留年者についても、特別にクラスを編成することによって、学習上のさまざまな問題や悩みを抱えている学生に専任教員が中心となって対応している点は評価できる。一方、オフィスアワーについては、今後制度化に向けて真剣な取組が必要であるが、時間を定めても学生が訪問してこないといったような、制度の形骸化は避けなければならない。相談内容によってはオンライン掲示板を活用するなど、より実効のあるシステムをめざして、窓口の多様化をキーワードに、柔軟な発想で対応していきたい。

エ　教育改善への組織的な取組

【現状の説明】

正課の外国語教育については、部分的だが、上級外国語（英語）で少人数制（1 クラス 20 名）が導入されている。授業の到達目標によって異なるが、タスクを使用し、インタラクションの活性化を図っているクラスが増えている。

上記の正課教育と連動して、正課外教育として英語集中コミュニケーション講座を実施している。この講座は特任外国語講師により、習熟度別に 12 名程度の人数で、15 クラスが実施されている。ロールプレイ、音楽、ゲームなどを通して楽しく実践的な英語を学ぶ。2003 年度は 206 名、2004 年度は 197 名の学生が参加した。

また、授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用して、遠隔授業的な要素も採りいれ、授業の活性化を図る取組も進んでいる。

教育の改善については、授業形態の改革と連動させて、教授法の見直しも必要となる。そのために、内外の研究者を招いて FD セミナーを開催している。これまでに実施された講義は以下の通りである。

2005 年度

第 1 回　9 月 11 日　Dr. ベアーテ・ヘルビッヒ＝ロイター

複数外国語教育の促進と「ヨーロッパ言語ポートフォリオ」

第 2 回　11 月 12 日　和久　豊（第 1 部）

「クリックして読むコース」の共通化に向けて　5 年間の実践と反省-

山根　繁（第 2 部）

「クリックして読むコース」　-学習者の反応-

第3回　12月12日　国枝孝弘
「外国語教育におけるエンターテイメント性の位置づけ」
第4回　12月17日　深田　将揮・住　政二郎
「明日から使えるCEAS！―Web-Based Coordinated Education Activation System(CEAS)を活用した外国語授業の展開―」
2006年度
第1回　6月12日　Dr. Fred Genesee
Content-based Foreign Language Instruction: Models and Methods
―外国語教育を行う教員のためのコンテントベイストアプローチの方法について―
第2回　7月29日　竹内正実
「コラボレーションからパフォーマンスへ―初習外国語学習の動機形成と演出の相関性」

またe-Learningを取り入れた授業運営に関しても、学内で開催される現代GPの講演会や研究会へ参加することなどにより教員1人ひとりが自己啓発に努めている。

本学の外国語教育においては兼任講師との連携が不可欠である。そのため、毎年、新年度に先立って、専任教員と特任外国語講師と兼任講師との間で、「外国語科目担当者連絡会」を開き、カリキュラムや教育目標を確認し、意見交換を行っている。さらに、専任・兼任を問わず、上記FDセミナーへの積極的な参加を呼びかけている。教育を核にした情報交換を活性化させるため、2002年度からは、特任外国語講師と兼任講師の研究成果を発表する場として『関西大学外国語教育フォーラム』を出版し、最新の外国語教育理論も踏まえた情報共有を通じて、教育の質的向上を目指している。

毎年、学生に周知される「講義概要」「講義計画」「成績評価の方法」「教科書」「参考書」については、言語や教員により多少の異同はあるが、より詳しく提示する教員が増えつつある。学習者にあわせて学期中に見直しや改善を図る例も見られる。なお、2004年度から、Webシラバス制度が導入され、試験や成績に関する情報とも一元化されたため、シラバスを学生、教員ともに利用しやすくなった。また、学生による授業評価は、次年度のシラバス作成のために活用されている。

本機構としては、全学共通教育推進機構が実施する「学生による授業評価」には積極的に協力をしている。そこでのアンケート結果に基づき、各教員が次年度のシラバス作成に工夫を凝らすことができるからである。2004年度春学期には対象1,317クラスのうち1,289クラス（97.9%）、秋学期には対象1,438クラスのうち1,397クラス（97.1%）で行われた。2005年度春学期には対象1,507クラスのうち1,470クラス（97.5%）、秋学期には対象1,507クラスのうち1,471クラス（97.6%）で行われた。2006年度春学期には対象1,549クラスのうち1,516クラス（97.9%）、秋学期には対象1,580クラスのうち1,530クラス（96.8%）で行われた。

【点検・評価】

学生の外国語運用能力と異文化理解力を向上させるという本機構の目指す外国語教育の理念を実現させるため、専任教員が中心となり、特任外国語講師や兼任講師とも密なる連携を取りながら、学生の習熟度に応じて、あるいは科目の特性を活かして、少人数クラスを徐々に増やしている。FD活動を通じて合理的かつ効果的な外国語教授法の研究と実践が行われていることともあわせて、この点は特筆すべきであろう。また、学生による授業評価にも積極的に参加し、当該の授業でのフィードバックにとどまらず、次年度のシラバス作成や授業運営の改善に活かしている点も評価されよう。特に、Webシラバス制度の導入は、（場合によっては授業支援型e-LearningシステムCEASとも巧みに連動させることにより、）教育の目標や授業の方針を学生に周知徹底することに大きく貢献しており、また学生の達成度を評価する際の具体的手続きを透明化することにも役立っている。教育の質の向上をめざして、今後もFD活動をさらに充実させ、ネットワークを活用した教育環境の整備・発展に努めたい。

オ　授業形態と授業方法の関係

（ア）授業形態と授業方法

【現状の説明】

a　英語の場合

千里山キャンパスの9学部では、科目内容に合わせた設備を使い、教員と学生、あるいは学生同士のインタラクションやペアワークを採用することによって、授業形態の改善を図っている。また、TOEFL、TOEIC、英語検定等のテストにも対応するためのクラスやライティングクラスのように、運用能力の養成に力点をおいた授業が展開されている。

高槻キャンパスの総合情報学部では、実用的な運用能力の養成と異文化理解を深める授業が行われている。CALL教室を利用したマルチメディア対応の学習も積極的に実践されている。

b　初習外国語の場合

コミュニケーション能力の養成にも力を注いでいる。そのなかでコミュニケーションクラスの設置やタンデムクラスなどの導入により、教育内容の多様化が図られ、読み、書き、聴き、話す4技能を総合的に磨く授業へと変化を遂げてきている。多様化した学生のニーズに応え、レベルの高い教育をめざして、言語により若干事情は異なるが、基本的に以下のような取組を行っている。

① コミュニケーションクラスを設置している。

② 上位年次まで履修を希望する学生のために「Ⅴ」「Ⅵ」を用意している。

③ 検定試験のレベルに対応した教育を行っている。

c　日本語の場合

日本語は、2003年度に全学でセメスター制が実施される以前から、半期集中科目として行われてきた。授業形態と授業方法については、以下のとおりである。

① 1年次の春学期に日本語Ⅰ（週2回）とⅡ（同）、秋学期にⅢ（同）とⅣ（同）が行われる。短期目標達成型である。

② 日本語Ⅰ・Ⅲではそれぞれ週2回ある授業のうち、1回を〈読解〉、もう1回を〈聴読解・聴解・口頭発表〉に充てている。LL教室を利用し、4技能を磨いている。

③ 学生の習熟度に合わせてアカデミック・ジャパニーズの基礎教材を開発し、効率のよい授業を目指している。

なお、1クラス当たりの履修者数について、英語では50名、また初習外国語では45名をそれぞれのクラス策定基準の目安として、その範囲内でクラス策定を行うことになっている。

【点検・評価】

英語の場合、目的別クラスを設置、「クリックして読むコース」や「楽しく読むコース」のように、コーディネーターを配置して授業を運営するプログラムなどは、教育効果を高めるための方策として評価できる。また、初習外国語の場合も、前述「b 初習外国語の場合」に見られるように学生のニーズに合わせて改革が進んでおり、教育の質を高めるための方策として評価できる。また、日本語でも上記cような取組が進められており、効率的な授業形態と授業方法を実現する手段として一定の評価ができるだろう。

一方、このような現状を踏まえて、英語ではさらに科目の特性を引出す指導法や設備を追求する必要がある。また初習外国語では、新しくどのような外国語を開設するかについて、世界的に多言語・多文化社会に移行しつつある現状と大学全体の方針を視野に入れながら、さらなる検討が必要だろう。また、日本語では、今後、クラスを習熟度別にすること、少人数制でインタラクションを活性化すること、学生のニーズに応え2年次にも日本語科目を増設すること、アカデミック・ジャパニーズの技能を高めるために多様なカリキュラムを提供すること、これら3点が大きな課題である。

各言語が抱えるそのような課題と、その解決に向けた取組を今後も継続するとともに、2003年に本機構が提案したカリキュラム改革の骨格が早期に全学規模で実現されるよう努力する。上記の最大履修者数の問

題もその中で改善されるべきものと考えているが、それまでの間、現行の枠組みにおいて、より少人数で活発なインタラクションが可能な授業形態を模索し続ける。具体的には、TA を配置した授業運営を積極的に取り入れたり、後述のマルチメディア対応施設や遠隔オンライン授業用をも視野に入れた、授業支援型 e-Learning システム CEAS を活用した授業形態の研究と実践を進めることによって、従来のスタイルに限定されない、多様な授業形態とより効果的な授業方法の提案を行っていく。

（イ）マルチメディアを活用した教育

【現状の説明】

千里山キャンパスの第 1・第 2 学舎には、CALL 教室や LL 教室、テープライブラリーがあり、外国語科目の授業や正課外教育に利用されている。また岩崎記念館には、CALL 教室、教材作成室、映像音響資料室、それにさまざまな外国語の衛星放送受信装置がある。さらに AV 装置が各学部の教室に備えられるなど、教材と教育環境のマルチメディア化が進められている。

【長所】

国際化や情報化に対応できる人材の育成という本機構設立時の理念に沿って、岩崎記念館においてはマルチメディアを活用した教育を行うための態勢は十分に整っている。2003 年度に BBC 放送を利用したマルチメディア教材のパイロット版が作成され、現在もバージョンアップの取組が進み、2006 年度には英語の授業の一部で使用されている。

既成のオンラインプログラムを利用した正課外教育の取組も進んでおり、本機構だけでなく大学のホームページを通じて学生に周知したり、授業においても当プログラムの利用を促している。学内から当プログラムにアクセスできる端末は 949 台あり、外国語検定試験による単位認定制度の開始ともあいまって、このプログラムを利用する学生も増えつつある。BBC 放送を利用した教材の作成も含め、マルチメディアを利用した教育に学内でもいち早く着手した成果が着々と出ている。

【問題点】

視聴覚教室が全学で 10 教室しかなく、また通常の外国語授業用の教室においても AV 機器すら装備されていない教室があり、全体的に外国語教育に適した教育機器は不足している。

【将来の改善・改革に向けた方策】

一般の外国語授業用の教室における教育機器の整備については、本機構設立時より年次計画でその充実に関する提案が行われており、これからも提案を継続する。一方で前述の授業形態や授業方法を改善・改革する工夫も行われており、ネットワークを利用したマルチメディア教材のメリットを活かした教育のあり方について積極的な提言と実践を進めていく。

（ウ）遠隔授業による授業科目

【現状の説明】

遠隔授業による授業科目は、まだ開設されていないが、学生が授業支援型 e-Learning システム CEAS を利用して学内外からネットワークを通じて授業コンテンツにアクセスする試みが 2005 年度から全学規模で始まっている。本機構でも、研究テーマとしてこの試みに参加するだけでなく、実際の授業運営に取り入れて本格的に活用している教員もみられ、今後その数が増えるものと思われる。

【点検・評価】

時間と場所を問わず学習を継続する必要のある外国語教育においては、ネットワークを利用した遠隔授業の実施は、きわめて有効だと考えられる。前述の本機構におけるマルチメディア教材の作成も、この遠隔授業的な要素を考慮に入れたプログラムであり、学生の多様な学習スタイルに対応するための取組として評価されるものだろう。遠隔システムを使った授業運営をするためには、さまざまな問題の解決が必要と思われるが、少なくとも中期的な展望としては、対面式授業と e-Learning による遠隔型自学自習を一体化させる試みとして「混合型学習」(blended learning) を導入することが望ましいと考えている。

3　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

【現状の説明】

本機構に固有の学生はいないが、各学部に所属する学生の国際交流に関する業務を所轄する国際交流センター主催の国際交流主事会に、2005 年度には本機構教員 6 名（機構選出 1 名、センター所長指名 5 名）がメンバーとして参加し、英語圏だけでなく、朝鮮語やスペイン語をはじめ初修外国語に関連する地域との交流促進業務にも積極的に関わっている。

また、協定大学から交換研究者として、2004 年度に 2 名（北京大学副教授、銘傳大学副教授）を受け入れた。

【点検・評価】

国際交流業務については、外国語教育を担当する教員に限定せず、各学部・機構の専任教員から構成される国際交流センター主事会が主担しており、大学の国際交流の施策がここで議論されている。この点は、大学全体の方向性を定める上で大きなメリットだといえる。他方、本学には 10 学部 1 機構があるが、国際交流センター主事の 3 分の 1（6 名）を本機構所属の教員が占めており、平素の業務を通して本機構が本学の国際交流に寄与しているといってもよいだろう。また、日常の業務にとどまらず、海外における交流先の新規開拓時などにも本機構の教員が積極的に関わっており、このことは今後国際レベルでの教育研究交流を緊密化させる必要性が高まるなか、国際化をキーワードにした本機構の発展にも望ましいと考えられる。

4　教員組織

本機構は全学の外国語教育を担うために創設された組織である。したがって、本学で外国語教育を担当する資格を有し、同時に社会が願望する新しい外国語教育を実践できるスタッフで組織を構成することが当面の主要な到達目標である。

(1) 教員組織

本機構は全学部生を対象とした外国語科目（留学生を対象とした第二言語としての日本語を含む）と各外国語教科教育法科目などを職掌し、教員は、専任教員 37 名、兼担教員、特任外国語講師、及び兼任講師によって構成されている。

以下、その外国語科目の履修者数に応じた教育において必要な規模の教員を有し、教育と研究の成果を十分に収める体制がとられているか、また、教員の募集・任免・昇任は適切に行われ、その地位の保障にも十分な配慮がなされているか等について順に点検していく。

ア　教員組織

【現状の説明】

前述のように、本機構は他学部とは異なり、機構所属の学生を有しない。しかし、全学の外国語科目履修者を専任教員だけで担当すると仮定すると、専任教員 1 人当たりの学生の数は相対的に多いといえる。

また、各外国語教科教育法科目では、全科目が機構専任教員によって担当されている。

さらに、教員組織における専任・兼任の比率を見てみると、外国語科目における、本機構専任教員及び兼担講師の授業担当率は、全開設科目の 13%となっている。その内訳は、英語 14%、ドイツ語 18%、フランス語 13%、ロシア語 8%、スペイン語 10%、中国語 9%、朝鮮語 14%、日本語 58%である。全体的に専任

の担当率が低いのが現状である。

【点検・評価】

冒頭にあげた外国語教育を担当する資格を有し、かつ現代のニーズにあった教育を実践できるスタッフによって組織を構成するという本機構の到達目標は、2000 年の創設以来の人事により概ね達成された。

ただし、本学のような大規模校において、全学の外国語教育を職掌する本機構にとって、その専任教員の不足と、専任教員の担当率の低さは否めない。そのような状況の中で、英語においては特任外国語講師（12 名）を任用し、またいくつかの言語で、表現能力・コミュニケーション能力の育成を図るため、日本人教員と外国人教員が連携をとりあって授業を行うなどの方策がとられている点は、有効な人事戦略といえよう。

また本学では、全学部生を対象として約 1,600 クラスにおよぶ外国語科目が開設され、その多くが兼任講師によって担当されている。これは、本学のような大規模校にあっては避けがたい状況であると言わざるを得ない。したがって、年度や秋学期始めに、外国語科目担当者連絡会を催し兼任講師ときめこまかな意思疎通を図り、担当学部別に専任教員が責任者となり授業運営のコーディネータを務めることによって、現有の教員組織の力を最大限引き出せるよう努力を継続している点は評価に値するといえよう。

外国語科目の延べ履修者総数が約 5 万名以上に達しているなかで、1 クラス当たりの学生数を、英語 50 名、初習外国語 45 名、各外国語コミュニケーションクラス 30 名に設定して運営している。特に、英語では特任外国語講師を配置することによって比較的少人数のコミュニケーションクラスを学生に提供したり、同じく英語上級クラスで 20 人クラスを実現している点は、限られた教員資源を有効に活用しながら教育の質を高めようという取組の成果である。

もし本学の外国語教育の円滑な運営を難しくしている原因を一つあげるとするならば、本機構設置以前に他学部に配置されていた教養外国語科目担任者の定員すべてを、本機構に移籍できなかったことであろう。ただし、学生数に見合う専任教員数の問題は、大学教育の中で外国語教育をどのように位置づけるかという、大学全体の理念・施策が大きく関わっているわけで、単純に数字だけで解決できる問題ではない。まずは、本学が目指すべき外国語教育を実現させるための理想的な教員数について、全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を重ねながら、当面は上記のごとく現有スタッフによる教育の質の向上を推進することが現実的かつ責任ある態度だと思われる。

イ　年齢構成など

【現状の説明】

専任教員は 37 名、内訳は教授 32 名、准教授 5 名である。年齢構成では、全教員 37 名のうち、過半数に相当する 26 名（全教員の約 70%）が 46 歳から 60 歳の間に分布している。これは機構発足時に他学部から移籍した教員が多いためである。

構成教員の勤続年数をみると、全教員の平均勤続年数は 12 年で、教授の平均勤続年数は 12 年、准教授は 6 年となっている。

また、職位別に見た勤続年数の状況では、勤続年数 5 年未満の教授が教授全体の 22%を占め、勤続年数 6～10 年未満の教授が全体の 50%を占めている。

次に、本機構における外国人研究者の受け入れ状況では、本機構においては、優れた研究者を海外から受け入れることについては、特段の制限を課していない。その結果、現在 5 名の外国人研究者を専任教員として受け入れている。

さらに、女性教員の占める割合をみると、専任教員 37 名中、その 4 割弱に相当する 14 名が女性教員である。

【点検・評価】

以上の統計から、多様な年齢構成・勤続年数を有する教員によってこの組織が運営されていることがわかり、組織を民主的に運営する面でプラス要因として働いているといえる。

また、教員公募の対象を国内に限定することなく、国籍を問わず優秀な研究者の採用を進めてきているので、より国際化が推進されている。

さらに女性教員の占める割合も他学部に比して多く、おおよそ男女共同参画社会を実現する方向に沿ったものとなっている。

年齢構成に関しては、特定の年代に偏ることなくバランスが取れていると考えられるが、さらに、新任採用人事については、特別な理由がないかぎり、教員の若年化を図るために専任講師または准教授を公募により採用するよう努めているので、全体として適切だといえる。

ウ　主要な科目への専任教員の配置状況

【現状の説明】

2007 年度における外国語科目別の専任教員配置状況は、英語 21 名、ドイツ語 3 名、フランス語 2 名、ロシア語 1 名、スペイン語 2 名、中国語 4 名、朝鮮語 2 名、日本語 2 名である。

本学における責任担任時間数は、1 週あたり教授 8 時間（通年で 4 コマ）、准教授及び専任講師 6 時間（通年で 3 コマ）となっている。

専任教員の平均授業担任時間数は、教授が 13.0 時間、准教授が 12.8 時間で、専任教員が担当している 1 名当たりの平均担任授業時間数は 13.1 時間である。

【点検・評価】

本学で開設されている外国語科目の言語別専任教員の配置状況をみると、全ての言語に最低 1 名の専任教員が配置されている。このことにより、カリキュラム策定や兼任講師との連携などにおいて、外国語教育の充実や学生の要求に速やかに対応できる体制がとられている。

言語別教員配置数と言語別受講者数の比率をみた場合、少しバランスを欠いている面があることは否定できない。これは本機構設立時の教員の学内移籍に係るルールに起因しているが、外国語教育に対する大学全体の理念・施策が概ね盛り込まれた形になっている。ただし、学生の受講状況は時代とともに変化するので、持てる人的資源を有効に活用しながら、必要に応じて教員構成を適宜調整していく必要がある。その時々の状況を全学的な会議において十分に議論し、その方向性を見いだす努力を本機構が継続して行うことは、前項アで述べたとおりである。

エ　教員間の連絡調整

【現状の説明】

本機構においては、七つの外国語及び第二言語としての日本語を対象とした教育研究がなされている。教育課程編成上必要な教員間の連絡調整は機構長代理を委員長とした機構学務委員会が行っている。

また、すべての専任教員が英語部会、ヨーロッパ系言語部会（ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語）、アジア系言語部会（中国語・朝鮮語・日本語）のいずれかに属し、必要に応じてそれらの会議を開催している。さらに、初習外国語科目としての共通性を有する連絡調整のために、ヨーロッパ系言語部会とアジア系言語部会の合同会議が開催されている。

その他に、カリキュラムや教育目標などに関する共通認識を高めるため、毎年度、春学期や秋学期開始前に専任教員（兼担講師を含む）、特任外国語講師及び兼任講師が一堂に会する「外国語科目担当者連絡会」が開催されている。この連絡会では、各言語別の説明会を持ち、必要事項の周知に努めている。

専任教員は、教育内容の検討、到達目標の設定、年間のシラバス作成、共通教材の開発などの業務に従事し、特任外国語講師・兼任講師が効果的な教育を行えるよう支援する体制を整えている。

本機構が提供している外国語科目の中には統一教材を採用したり、リレー方式やタンデム方式を導入しているクラスがあるため、同一言語の担当者間や同一クラスの担当者間における緊密な連絡調整は不可欠である。そのため、日常的な教員間の連絡調整は、直接会合する場合や連絡帳、E メールを利用するケースなど

さまざまである。

【点検・評価】

機構学務委員会と三つの言語部会による教育課程の編成は、外国語カリキュラムとしての統一性を保ちながら、それぞれの言語部会の特性が十分に配慮される点で、効果的に機能していると評価できる。

外国語科目担当者連絡会は、授業方法や教材に関する教員間の綿密な協議・情報交換の場として有効に機能しているだけでなく、限られた数の専任教員が中心となって本学の外国語教育を運営していくために重要な役割を演じている。

(2) 教育研究支援職員

【現状の説明】

学生に対してよりきめの細かい外国語教育を施すため、英語Ⅱの「クリックして読むコース」において、TA（ティーチング・アシスタント）を活用している。

TA の配置については、まずコースのコーディネーターと担任教員間の相談によって決定される。コーディネーターは TA の採用・配置、教室の確保、教授内容の検討を行い、それ以外の具体的な教育上の連絡は、担任教員と TA の間で行われている。なお、TA は本学の外国語教育のスタイルに精通している外国語教育学研究科の大学院生を中心に採用している。2007 年度には延べ 55 名の TA が採用された。2005 年度に全学機構が FD 活動の一環として企画した「TA を活用した授業」についても、上記「クリックして読むコース」以外の担当者がこれに参加し、授業を充実させる試みを行った。

【点検・評価】

TA が制度化され、現時点で「クリックして読むコース」において、適切に運用されている。また、その後、2005 年度には SF（スポーツフロンティア）入試による学生のための課外ワークショップにおいても TA を活用した補助授業が実施された。本機構では、このように TA を使った授業運営のさまざまな試みがすでに行われており、資料作成など教師の補助を務めるだけでなく、学生に対するメンター（アドバイザー）的な役割も TA の重要な任務であることが確認されている。教員と TA との連携・協力関係はきわめて適切であると考えられる。

また本機構では、近い将来に e-Learning の要素を取り入れた対面授業を計画しており、そこでも教師と TA の連携は欠かせない。これまでの成果に基づき、この混合型学習（hybrid learning）の中で TA 制度を本格的に機能させるため、事前の研究も現在並行して進行中である。

(3) 教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続き

【現状の説明】

教員の募集については、原則として公募によること、候補者の書類・面接・業績審査にもとづく慎重な選考、教授会での投票による採否決定が明文化されている。具体的な手続きについては、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

昇格人事、定年延長人事に関しても、それぞれ、昇任人事選考基準内規、定年延長人事内規並びに同申し合わせにより必要な手続きが本機構教員人事に関する教授会内規において明文化されている。昇任人事については、候補者の研究業績、教育業績、大学・機構行政への貢献、社会への貢献に関して行うこと、また定年延長人事は、休講などの状況、手続き時の健康状態、意欲などについても審査することになっている。さらに、昇格人事では、准教授もしくは専任講師としての経歴や研究業績に関して選考規準、また定年延長人

事では研究業績に関しての選考規準、そしてそれぞれ教授会における投票による決定が明文化されている。一連の手続きについても、新任人事と同様、部会（英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会）、人事委員会を経て、最終的に教授会で審議が行われている。

【点検・評価】

以上のように、本機構における教員の募集・昇格・定年延長に関する基準・手続きは、明確化されており、人事の透明性が確保されている。専門分野及び年齢構成などにかんがみて、随時必要とされる人員を全体の構成のバランスを考えた上で、適切に運用されていると評価できる。

現在の専任教員の構成から、上記の点を確認することができる。本機構の専任教員の出身大学は、本学の出身者が 5 名、他の私立大学 9 名、国公立大学 14 名、外国の大学 9 名である。出身大学院は、本学が 6 名、国公立大学 11 名、他の私立大学 1 名、外国の大学 18 名である。出身大学院の本学出身者は全体の 16%を占め、残りは国公私立大学の出身者、及び外国の大学の出身者である。新任人事選考は研究及び教育業績の審査に基づいており、本学・本学大学院にかたよることなく、バランスよく教員配置がなされていることがわかる。

教員の募集に関しては、公募制を導入し適切に運用することにより、多くの優秀な候補者を得ることに成功している。外国語教育という比較的新しい専門分野のため、インターネット上での掲示は、海外からの優秀な人材を求める上で、非常に効果的である。

海外からの応募の場合、最終面接のため、来日を求めることがあるが、それまでの選考段階において、候補者の授業実践を収録した VTR の提示を求めるなどして、審査に慎重を期している点を評価することができる。

5　研究活動と研究環境

本機構は、本学における外国語教育全般を担っており、より効果的な教授法を実践し、その成果を広く教育界に発信していくことが求められている。さらに、本機構に所属する教員の大半が兼担している大学院外国語教育学研究科では、すぐれた教員を育成するために、実践に役立つ教授法はもちろんのこと、背景にある理論的な枠組みも広く学生に教授することが求められている。そのためには、著書や論文を公刊することにより、常に研究成果を世に問い、研究の質を向上させることが大きな目標となる。また、本機構では多くの兼任講師が教育に関わっているので、その実践内容を教室内にとどまらせるのではなく、新たな知見を関係のスタッフが広く共有したり、場合によっては研究テーマとしてさらに洗練し発表したりできる機会を提供していくことも、本機構が掲げる目標の一つである。

(1) 研究活動

【現状の説明】

ア　研究活動の概況

機構は、高度な外国語能力を身につけ、国際社会において活躍できる人材を育てるために、外国語教育のあり方をさぐり、それを実践する気鋭の教員によって構成されている。その意味では、まぎれもなく関西大学の教育理念である「学の実化」を着実に推し進めている組織と言える。

大学内において学際的な共同研究が行われていることは言うまでもないが、外国語教育学は、海外で注目すべき研究が進んでいるので、そうした国々から外国語教育学の各分野の専門家を招聘し、FD セミナーを中心とした国際的な共同研究も進められている。

外国語教育学としての方法論は新しい研究分野であるが、大学内の教育にとどまらず、リカレント教育な

どにも活かされるもので、その応用面は多岐にわたる。

イ　研究成果の発表状況

2002 年度に本機構の専任教員の大部分から構成される大学院外国語教育学研究科が創設されたこともあり、それ以降、著書の出版が常時 10 点以上あり（ただし、2005 年度は中間集計のため除く）、教育・研究の成果が着実に公開されつつあるといえる。この研究科は元々文学研究科内に増設された外国語教育専攻（修士課程）を母体として生まれたもので、外国語教育学を専門にするスタッフだけでなく、文学・文化・言語学などを研究するスタッフも構成員に含まれているため、内容的にも幅広い分野に及ぶ成果が外国語教育全般に関わる知見として発表されている。

表Ⅱ-外-2　研究業績数一覧

年	合計	著書	論文	学会発表	その他
2000	82	6	44	11	21
2001	82	4	31	14	33
2002	117	16	37	19	45
2003	99	15	38	16	30
2004	92	11	39	6	36
2005	81	7	28	10	36
2006	117	8	40	40	29

※データは届出による

なお、本機構内においては、2000 年度の機構設立とともに創刊された『外国語教育研究紀要』が主たる研究・教育成果の発表の場となっている。

さらに 2001 年度から、外国語及び日本語科目を担当する兼任講師が主として投稿する『外国語教育フォーラム』が出版されている。このジャーナルは、研究発表の場に必ずしも恵まれているとは言えない兼任講師に、投稿の機会を設けるとともに、冒頭に掲げた知見共有の目標を達成しようと意図されたものである。

『外国語教育研究紀要』（年 2 回発行）と『外国語教育フォーラム』（年 1 回発行）はともに定期的に刊行されている。2006 年度の発行状況は、『外国語教育研究紀要』第 12、13 号では専任教員による執筆数が 9 点、兼任講師（特任務外国語講師を含む）による執筆数が 1 点、『外国語教育フォーラム』第 6 号では兼任講師（特任務外国語講師を含む）による執筆数が 8 点であった。（それぞれ筆頭者を筆者としてカウントした）。

ウ　学会等での活動状況

機構の教員の学会への参加状況は、届け出データによると、2006 年度の国際学会（シンポジウム・講演会）が発表者 5 名、出席者 2 名、国内学会が発表者 26 名、参加者 45 名となっている。これは、機構の教員が着実に研究成果をあげ、外国の専門家と積極的に交流していることを物語っている。

また、外国語教育をはじめ、言語学、文学、異文化理解といった多岐にわたる機構の教員の研究成果は、すでに高い評価を得ているものがある。そのことは、教員の相当数が市民講座や講演会の講師、スピーチコンテストの審査員、国際ロータリークラブやフルブライト奨学金の審査員などを委嘱されていることにもあらわれている。

エ　研究助成

教員の研究活動費では、大学内の学術研究助成金、重点領域研究助成金、そして外部からは文部科学省の科学研究費補助金が支給されている。2006 年度は科学研究費補助金が 7 件支給されている。

機構は発足して間もないせいか、外部からの科学研究費補助金を受けている件数は、決して多いとは言えないが、各専門分野での研究が進むにつれて、増加していくものと予想される。

【点検・評価】

国際学会への参加や社会的な貢献を通して、学内にとどまらず研究成果が広く公開されていることは、本機構が関西大学の外国語教育を中心的に担う教育研究組織として創設された理念に適うものである。また、授業経験に基づく研究成果を発表しにくい立場にある特任外国語講師や兼任講師のために『外国語教育フォーラム』を創刊したことは、研究活動を奨励し、専任教員ともさまざまな知見を共有する場が設けられたわけで、結果として本機構が目指す外国語教育のさらなる質の向上に貢献していると考えられる。本機構が発足して7年が経過しようとしており、個人レベルにとどまらず、現在の組織に必要な研究課題の設定も行いつつ、外部競争的資金の獲得を目指して、研究体制の充実を図りたい。

(2) 研究環境

【現状の説明】

国際会議、国内学会での発表・報告を行うにあたり、科学研究費補助金に加えて、大学からの助成、個人研究費等によって国内外に出張しており、比較的恵まれた状況にある。2006年度の場合、国外長期留学を2名、外国出張を1名が行い、それぞれ総額7,480,000円と100,000円が支給された。学会等出張旅費としては、国内旅費が56名に支給され、総額は2,188,827円であった。

科学研究費補助金は総額8,000,000円が支給された。

個人研究室は全教員に個室が確保されている。また、さまざまな会議の開催日を水曜日に集中させることによって、教員の研究時間を確保させる方途としている。

【点検・評価】

教員1人ひとりの研究環境向上のために、研究活動の活発な展開を全教員に促し、組織全体としても、科学研究費補助金に限らず、中長期的な展望をもちながら、また大学院外国語教育学研究科での取組も視野に入れて、現代GPや特色GP、さらにはCOEなどにも申請できるプロジェクトを本機構を中核として構成することにより、競争的外部資金の獲得を目指す。

6　施設・設備等

2000年4月に外国語教育研究機構が創設されて以来、本機構が掲げる教育理念・目的は一貫している。すなわち間断なく変動し国家の境界が薄れつつある現代社会にあって、国際化の流れに的確に対応しうる高度な外国語運用能力をもつ有為な人材の育成にある。また、それとともに外国語教育の本質追求により有能な外国語教育者や研究者を輩出することにある。これらの理念・目的を達成すべく本機構では計画的に施設・設備の拡充を図ってきた。

2007年度5月現在、本機構は固有の学舎として岩崎記念館を管轄し、法文・経商学舎等に6教室を管轄する。しかしこれらの施設だけで外国語教育が賄えるわけはなく、大部分の外国語授業を各学舎の教室に頼っている。そのため本機構が構想する教育が十分なされているとは言いがたく、将来の展望としては本機構独自の外国語学習棟を建設し、全学の外国語教育をより効果的に担える環境が到達点といえる。

【現状の説明】

(1) 学舎

情報化社会の到来は根底から我々の生活様式の再構築を迫ったが、外国語教育の現場においても大きな変

化をもたらしている。本機構では外国語教育の充実及びその包括的・体系的研究の成果実践のため、まず「外国語教育教材と教育環境のマルチメディア・デジタル化」を推進してきた。一つの事例としては CALL システムがあり、岩崎記念館の CALL-1・CALL-2、第 1 学舎 3 号館の LL-A・LL-B の 4 教室に順次導入した。同システムでは受講生各自にパソコンが配置され、ビデオ・DVD など AV 教材の利用はもちろんのこと、ファイルの配信・回収、音声教材のデジタル編集やパソコン教材の作成まで可能である。このことにより受講生はさまざまな教育用ツールを利用した学習をすることができ、担任者にとっても多面的できめ細かい授業が行える。機能的かつ効率的な CALL システムにより、格段と教育効果が向上することが期待できる。

第二に、激動する国際社会の出来事をリアルタイムで捉え、これを学習者に教材として提供し、国際情勢や時事問題に強い関心を抱くことができる学生を育てることを目指している。岩崎記念館の教材作成室には英語（CNN、BBC）、ドイツ語（DW）、フランス語（TV5）、スペイン語（TVE）、ロシア語（ORT）、中国語（北京電視台、中央電視台）、朝鮮語（KNTV）のデジタル外国語放送受信装置があり、海外からのテレビによる最新の情報を教材として加工し学生に提供できる環境が整備され、上記目標を達成するための基礎環境はすでに出来上がっている。その他、映像・音響資料室、録音ブース、多目的ホールなど、各方面のいろいろなニーズに対応できる施設・設備を拡充した。ちなみに、先駆的な成果として、この施設・設備を活用した BBC テレビ時事英語教材が、2003 年度学部リフレッシュ予算に支えられ完成した。

第三に目指したのは、岩崎記念館を中心とする外国語教育関連施設のバリアフリー化であった。岩崎記念館は大学院学舎として 1974 年 4 月に竣工した建物であり、時代的にもバリアフリーに配慮したものではなかったが、外国語教育研究機構が 2000 年 4 月に発足し本部機能をこの学舎に置くに伴い、エレベーターなどの設備を整えた。また、視聴覚教室 LL-A、LL-B、AV-A、AV-B 教室を備えた第 1 学舎 3 号館については法文学部の学舎を一部借用したもので、これは岩崎記念館以上に歴史のある建物であるが、バリアフリーの時代に即してエレベーターなどの設備を配置した。さらに、LL-1、LL-2 教室は第 2 学舎 1 号館の経商学部の学舎を一部借用したものであるが、1994 年 3 月に竣工したものであり、建物は比較的新しくバリアフリーに対する配慮がなされている。

(2) 研究棟

外国語教育研究機構の専任スタッフは教授 32 名、准教授 5 名の合計 37 名（2007 年 5 月現在）であり定員通りになっている。本機構は他学部と比較すれば歴史が浅く文学部や総合情報学部の元教員を核として発足した。個人研究室は大部分が第 1 学舎（法文学舎）にあり法・文両学部の教員と建物を共有していたが、一部は本機構の管轄する岩崎記念館別館にあった。しかし、文部科学省の 2005 年度私立大学学術研究高度化推進事業（学術フロンティア）に関西大学が採択されたことから同別館は取り壊しとなり、本機構の個人研究室は 2005 年 4 月に全て第 1 学舎内に移転した。

【長所】

外国語教育研究機構においては教育理念・目的を達成すべく施設・設備の教育環境を整備してきたが、その利便性や性能の向上に伴い管理・運用は複雑化の一途を辿っている。しかしながら、本機構としては機器等に精通する事務職員を配置したり、業者から小まめに情報提供を受けたり、または担当教職員が自主的に学習するなど、管理・運用に問題が生じることのないよう万全を尽くしている。ICT 技術の円滑な導入、そしてその技術を利用して教材開発を試みる即応体制、学習者・教育職員すべてに優しいバリアフリー化への取組が、当機構が取り組んできた施設・設備充実に関する大きな長所といえる。

【問題点】

ICT 技術への依存は長所であると同時に、さまざまな問題点の源でもある。とりわけ、科学技術の進歩は目覚しく、我々の社会の様相が数年ごとに入れ替わるように、大学における教育環境も常に見直しを迫られ

ている。今後とも時代に即応した効果的で濃密な授業が展開できるよう体制を整えなければならない。残念ながら、外国語教育用の一般教室の多くは AV 機器をはじめとする音響施設等において、本学は同等規模の有力私立大学の水準に及ばない。今後とも外国語教室における音響映像機器、コンピュータ利用のための装備比率を一段と高める努力をしたい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設・設備の整備状況については、2000 年の本機構設立をきっかけとして、岩崎記念館を中心に ICT 機器を積極的に取り入れた施設が充実しつつある。しかし、各学舎の教室は、特に AV 関連の環境を中心に、全体として立ち後れの印象は否めない。

ICT 関係を中心とする外国語教育の展開全般を扱う部門として、すでに本機構の研究・メディア委員会がその役割を果たしており、また同委員会は「施設委員会」としての機能も同時に担っているため、施設・設備関連の問題はすべてこの委員会で集約的かつ集中的に審議することが可能である。同委員会委員長は教学主任が兼務しており、機構・研究科執行部との密なるコミュニケーションを通して、目標と実行プロセスのさらなる明確化を行い、個々の事案に対して機動的に対応できる委員会運営を予定している。一部立ち後れが指摘される各学舎における教室環境の整備については、従来どおり中・長期的なビジョンのもと、順次整備を進めていく予定で、執行部レベルと同時に事務組織においても意思疎通を図りながら、各学部との連携をさらに深めてゆく。

7　管理運営

(1) 機構運営に関する意思決定体制

【現状の説明】

管理運営は、「外国語教育研究機構規程」と「外国語教育研究機構教授会規程」に基づき、透明性を確保する方法で行われている。ほかの各種委員会と部会は明文化されていないが、適正かつ円滑に運営されている。

ア　管理運営体制の概要

本機構は、2000 年 4 月 1 日の発足以来、同年 2 月 25 日に制定、2006 年 10 月に改正された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営がなされている。意思決定機関として、学校教育法並びに関西大学学則の規定に基づいて教授会が設けられ、その議を経て次のような会議、委員会並びに部会が作られている。

執行部会議、人事委員会、機構学務委員会、
研究・メディア委員会、自己点検・評価委員会、
英語部会、ヨーロッパ系言語部会、アジア系言語部会

イ　教授会

機構の最高意思決定機関である教授会は、2000 年 2 月 25 日に制定、2006 年 10 月 1 日に改正された「外国語教育研究機構規程」に基づいて運営されている。教授会は、専任教育職員をもって構成される。機構長が招集し議長をつとめる。休業期間を除き、原則として月に 2 回、開催されている。また、機構長が必要と認めたときや、構成員の 3 分の 1 の請求があったときに臨時に開催される。定足数は、機構長選出のための教授会が構成員の 3 分の 2 以上、人事のための教授会を含めた通常の教授会が 2 分の 1 以上となっている。議決は、原則として出席者の過半数をもって行われる。審議事項は、以下のとおりである。

機構長の選出、副機構長の承認、評議員候補者の選出、学長となる者の承認、構成員の人事に関する事項、

特任外国語講師の人事に関する事項、全学及び機構内の各種委員会委員の選出等、学則に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目及び担任者に関する事項、関係機関との協議に基づく外国語科目の試験に関する事項、自己点検・評価に関する事項、その他外国語教育及び研究に関する事項。

教授会の議事録は、機構長によって作成されたのち、事務室に備え置かれ、教員に開示されている。

なお、2007 年 5 月 1 日現在の構成員数は、37 名（教授 32 名、准教授 5 名、うち在外研究員 2 名）である。2006 年度は 20 回開催され、平均の出席率は 84%であった。

ウ　執行部

機構の役職者としては、機構規程に基づき、機構を代表して業務を統括する機構長 1 名、機構長を補佐する副機構長 2 名、機構長及び副機構長を補佐し機構運営にあたる教学主任 2 名がおかれ、これら 5 名が執行部を形成している。

この執行部を中心に意思決定機関が協議を重ね、管理運営に関する意思決定の手続きが進められている。

執行部会は、機構長 1 名、副機構長 2 名、教学主任 2 名で構成されている。休業期間を除き、原則として月に 2 回開催され、教授会で審議される議題の設定や配付資料の検討、懸案事項の検討を行っている。

エ　各種委員会と部会

（ア）人事委員会

専任教員の任用・昇任・定年延長・名誉教授の推薦に関する事前審査、非常勤講師の任用のための資格審査、そのほか人事に関する議題を審議をする目的で設けられている。委員は、機構長、副機構長、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ 1 名、機構長指名の委員 1 名、教授会選出の委員 1 名、計 12 名である。機構長が委員長を務める。2006 年度は 13 回、開催された。

（イ）機構学務委員会

外国語のカリキュラム策定、時間割の編成、そのほか外国語に関する議題を審議するために設けられている。委員は、副機構長、英語・ドイツ語・フランス語・ロシア語・スペイン語・中国語・朝鮮語・日本語から選出された委員それぞれ 1 名である。副機構長が委員長を務める。2006 年度は 18 回、開催された。

（ウ）研究・メディア委員会

外国語教育における研究、研究用図書の収集・整理、研究紀要・研究誌の編集・刊行、FD セミナーの開催及び教材・マルチメディアのコンテンツ作成、関連施設設備の利用・充実計画の策定、そのほか教材資料に関する議題を審議するために設けられている。委員は、機構長指名の委員長、教授会において選出された委員 6 名、計 7 名である。2006 年度は 5 回、開催された。

（エ）英語部会

英語教育に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、英語教員 21 名が所属。部会は、部会長の判断により随時開催されている。

（オ）ヨーロッパ系言語部会

ドイツ語、フランス語、ロシア語、スペイン語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、ドイツ語 3 名、フランス語 2 名、ロシア語 1 名、スペイン語 2 名、計 8 名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

（カ）アジア系言語部会

中国語、朝鮮語、日本語に関する諸問題を検討するために設けられている。現在、中国語 4 名、朝鮮語 2 名、日本語 2 名、計 8 名が所属。部会は、部会長の判断により随時開かれている。

【点検・評価】

教員人事等における教授会の役割は、十分に果たされており、活動は適切であると判断される。

意思決定機関としての教授会は公正に運営され、執行機関としての機構長は教授会の意思決定に基づき、機構の管理運営を行っている。したがって、両者の機能分担は適切であると判断される。機構発足以来7年が経過し、管理運営体制は確立されている。

(2) 機構長の権限と選任手続き

【現状の説明】

機構長は、副機構長・教学主任の指名・推薦、各種委員会の委員長・委員の推薦、教授会の開催決定並びに議題の設定等、機構を代表する者としての権限を有している。

機構長は、事務専決事項として理事会内規の規定に基づき、所轄事項中、常例に属する申請、照会、回答、通牒等に関すること、所属教育職員及び所属課長の国内出張や欠勤、休暇に関することに対して決裁する権限を有している。

機構長は、機構規程及び機構長選挙内規に基づいて選任される。機構長の被選挙権を有する者は、機構に所属する専任の教授である。選挙権を有する者については、機構に所属する教授、准教授、専任講師及び助教と規定されている。また選挙会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。選挙の実施及び管理事務のために、機構長、副機構長、及びグループ長からなる選挙管理委員会が設けられることになっている。

第一次投票の機構長候補者選出は、2 名連記の無記名によって行われる。第二次投票の機構長選挙は、単記の無記名によって行われ、投票総数の過半数を得た者を当選者とする。開票結果は、教授会において発表されたあと、当選者に就任の意思確認が行われる。機構長の任期は2年、再任を妨げないことになっている。

【点検・評価】

機構長の選任手続きについては、上記のとおり適切、妥当であると考えられる。機構長選挙を 2007 年 5 月現在までに5回実施したが、手続きそのものが問題になったことは一切ない。他学部との比較においても問題があるとは思われない。なお、機構と大学院の連携を深めるため、機構長と研究科長の兼務が行われたが、今後も規程に基づいた適切な選任手続きと権限の行使が求められている。機構長の権限についても、適切に行使されていると判断される。

8　自己点検・評価

【現状の説明】

本機構は 2000 年 4 月の発足時に、教育研究の水準を高めることを目的とし、教育研究に関する活動状況並びに制度、組織、施設・設備の現状とその運用状況を恒常的にチェックできるよう自己点検・評価委員会を立ち上げた。自己点検・評価の結果を2年に一度公表することとし、すでに 2003 年 3 月（2000 年 4 月～2002 年 9 月分）と、2005 年 3 月（2002 年 10 月～2004 年 9 月分）、に報告書を刊行している。本機構は、関西大学の外国語教育を所掌する組織であることを反映して、両報告書とも、本機構が提案した外国語教育カリキュラム案の内容（2003 年報告書）と、この案が全学で採用されなかった経緯と問題点（2005 年報告書）に関して、多くのスペースを割いて詳述している。なお、自己点検・評価委員会は、2000 年・2001 年に各 1 回開催されたのち、2002 年に 10 回、2003 年に 13 回、2004 年に 7 回、2005 年度に 8 回、2006 年度に 1 回開かれており、全学の自己点検・評価委員会の活動とも連動させながら、比較的活発な活動を展開している。その構成メンバーも、特定の言語グループに偏ることなく、現在は執行部役員 1 名、英語 1 名、ヨーロッパ系言語 1 名、アジア系言語 1 名で、これに教務センター所属事務職員が加わり、副機構長が委員長

を務めている。

自己点検・評価に関する活動は、外国語教育研究機構自己点検・評価委員会規程に基づき、同委員会が中心となり、長所や問題点の所在や性格を明らかにし、今後に向けた方策を練る形をとっている。そのプロセスにおいては、各言語部会や各種委員会で明らかになった問題点や、機構執行部さらには機構教授会での議論が出発点になると同時に、将来の改善に向けた方策には、教授会の決定や、少なくとも機構執行部の意向が直接的に反映されるような手順が確立している。

本機構の自己点検・評価委員会は、上述のように、機構の将来像までも踏まえた議論が行われているという意味において、将来構想委員会的な性格も帯びており、現在も外国語教育の運営に関する諸問題をリアルタイムで解決するための一つの糸口として機能している。今後文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告に対する対応の窓口として、さらに重要な役割を演じるものと予想される。

【点検・評価】

本機構メンバーの意思・意向が、さまざまな委員会での活動を通じて、自己点検・評価委員会に集約され、そこで直ちに機構の中・長期的なビジョンまで含めた点検・評価を行うことのできる現システムは、特に学生や社会のニーズに即応できる体制作りが求められる現代の大学にあっては、きわめて望ましい形といえるだろう。報告書についても、2 年に一度定期的に刊行されており、またそこでの指摘事項を踏まえた組織運営が図られており、健全な活動が展開されている。ただし、自己点検・評価活動の客観性、妥当性、継続性を確保する措置については、独善的な活動に陥らないためには是非必要であり、今後大学全体の方針とも連動させながら、さまざまな角度から相互評価が行えるよう、具体策を講じていきたい。

外国語教育学研究科

第Ⅱ編　外国語教育学研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 873

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等 …… 874

（1）教育課程等　〈874〉

（2）教育方法等　〈880〉

（3）学位授与・課程修了の認定　〈881〉

3　国際交流 …… 882

（1）国際交流（国内外における教育研究交流）　〈882〉

4　学生の受け入れ …… 883

（1）学生募集方法、入学者選抜方法等　〈883〉

（2）門戸開放等　〈886〉

（3）定員管理　〈888〉

5　教員組織 …… 888

（1）研究科の教員組織　〈888〉

（2）教員の募集・任免・昇格に関する事項　〈889〉

6　研究活動と研究環境 …… 890

7　施設・設備等 …… 891

8　管理運営 …… 892

9　自己点検・評価 …… 892

1　理念・目的・教育目標

【現状の説明】

本研究科が教育研究対象とする「外国語教育学」は、新しく展開されてきた教育・研究領域である。これは国際化・情報化時代にあって従来の外国文学研究・外国語学研究という学問的枠組みを越え、外国語学習・教授・習得という複合的過程それ自体を専門的に究明し、科学的基礎に基づく外国語教育の発展に寄与する学問領域である。本研究科は、第二言語習得理論や応用言語学の理論に基づく教育実践・教材開発能力の獲得、言語・文化の専門的知識に基づく異文化対応能力の獲得、及び ICT 技術を適切に駆使した教育技法などの外国語教授能力の資質開発を目的とし、2002 年度に独立研究科である博士課程前期課程・後期課程が同時開設の形で設置された。本研究科の設置の理念・目的は、研究を実践に活かすという本学の理念である「学の実化」とも適合するものである。

本研究科の研究領域は「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、及び「外国語分析学」の 3 分野から構成されている。研究対象言語としては英語、中国語、ドイツ語、スペイン語、朝鮮語、第二言語としての日本語などを研究対象とする者を受け入れているが、フランス語など上記以外の言語を研究対象言語とする者に関しても、研究計画書等についての審査を通じて受け入れ可能と判断される場合は受容する体制を整えている。また、後述するように入学者選抜においても独自の方法を工夫している。

このように多彩な言語・文化を研究対象とする外国語教育学の教育研究を進めている点が本研究科の特色の一つであり、これは国際化・情報化時代にふさわしい学識を備えた外国語教育専門家の養成を目指す本研究科の理念に対応しているものといえよう。

授与される学位は、修士（外国語教育学）、博士（外国語教育学）であり、取得可能な教員免許状は、専修免許状（英語・中国語）である。

ア　博士課程前期課程の目的

本研究科前期課程の主要な目的は、①外国語学習理論、及び外国語習得理論に基づく授業研究の実践、②情報化社会にふさわしいメディアを適切に利用した外国語教育の展開、③認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明、④高度な外国語運用能力養成、⑤地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成という五つの点に集約される。

また、実社会からの多様な要請に応えるため、研究対象言語の如何に関わらず共通して学ぶべき理論・実践的問題領域に関する科目群、及び研究対象言語別の科目群との配置を工夫しながら、専門科目群の多様な選択肢を提供している。そして、柔軟な履修形態を可能にすることで、中学校、高等学校、専修学校などの教育現場において英語等を担当している教員のリカレント教育を初め、現職教員の研修や高度職業人養成のための環境を創りだしている。

イ　博士課程後期課程の目的

冒頭で述べた外国語教育研究の専門化は、学校教育における外国語学習形態の多様化や教育技術の進展と密接に関連している。教員個々人の、いわば職人的創意と努力に多くを依拠してきた従来の外国語教育を、専門科学としての教育研究に理論的基礎を置きつつ、同時にその成果を実践的かつ科学的な教材開発と教授法改革に生かすことのできる外国語教育学へ変えていくことが、昨今の外国語教育を取り巻く環境改善のために不可欠な課題としてある。そして、日本の外国語教育がかつて経験したことのない、こうした大きな変革を実現するためには、授業実践研究、教材とメディア研究、個別言語の高度な運用能力と分析能力といった諸領域にわたる幅広い学問的素養を備えつつ、なおかついずれかの領域において特に秀でた専門的知識を持ち合わせた新しいタイプの指導者、研究者を養成する必要がある。博士課程後期課程では、外国語教育における高度の専門性を有する指導者の養成、さらには将来、この指導者の養成の任にあたる外国語教育の専門的研究者養成を自らの責務と位置づけ、外国語教育の変革に参画することを目指している。

【点検・評価】

本研究科の修了者の社会進出状況によれば、多数の修了者が中学校、高等学校英語教員、大学専任英語・中国語教員や特任英語・中国語講師、海外の大学・専門学校の日本語教員などとして外国語教育に従事することになったほか、高度な外国語運用能力が評価されて一般企業の海外営業部門、外資系企業、ホテル、出版社、語学警察官に就職した者もいることがわかる。このような進路状況に鑑み、本研究科が掲げている理念、目的及び教育目標は、現代社会のニーズに対応していることが確認できる。

また、本研究科が高い定員充足率を維持してきたことからみても、その理念・目的・教育目標が外国語教育学に対する社会的要請に応えているといえよう。特に、今日の日本社会における大きな社会的課題として認識されている英語教育担当者の資質向上をはじめ、外国人留学生に対する日本語教育担当者の育成、及び中国語、朝鮮語などアジア諸言語を学ぶ学習者の急増に対応しうる専門的教育者の育成、その他さまざまな外国語教育を担当しうる教育者の養成を理論・実践の両側面から達成することを目指す本研究科の理念・目的・教育目標は、社会的にも積極的に評価されていると言える。

ちなみに 1980 年代以降、国際的に進展してきた外国語教育研究の基礎領域における科学的考察、及び関連諸科学からの知見を取り入れた教授方法論や教材開発論に対して、学生たちは強い関心を示している。また、本研究科への入学者の中には、英語を筆頭に、中国語、日本語、朝鮮語などの教授経験を有する社会人や現職教員が少なくない。以上のことから、本研究科が掲げている理念・目的・教育目標は、大学院インフォメーション、研究科パンフレット、研究科ホームページなどを通して、広く一般に浸透しているものと判断することができる。

問題点としては、本研究科と類似の研究分野を含む文学研究科における新設専修との関係があげられる。文学研究科においては専修制を導入したため、本研究科が研究対象とする分野と競合するような専修を、比較的容易に設置することができる。この問題に対しては、各研究科の設置の理念に基づき、大学として明確な方針を示し、両研究科の棲み分けに留意した対応をしていく必要があろう。

2　修士課程・博士課程の教育内容・方法等

外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づいた教育を自らが実践し、それを検証していける人材を養成する。具体的には、外国語教育学の基礎を構成する必修科目に加えて、学生のニーズにあった科目をできるだけ多く開講し、これを学生が受講しやすいようなシステムのもと提供する。科目配置に関しては、理論と実践のバランスを十分に考慮する。また、学生に、受講や指導、論文審査の手続きを明確に示し、修了までの道筋をあらかじめ示す。指導に関しては、指導教員による個別的な対応の充実を図るほか、副指導教員制度などを導入して、学生の多様な興味に対応する。また、指導教員変更の手順も明示し、指導教員と学生の興味のミスマッチを減らすよう努力する。

(1) 教育課程等

【現状の説明】

ア　理念・目的と教育課程

従来の外国語研究は、文献学（Philology）や言語学（Linguistics)、文学（Literature）が中心となっており、外国語教育の研究と実践には必ずしも十分な関心が払われてこなかった感がある。しかし、21 世紀を迎え、外国語の運用能力がより高度なレベルで求められるようになり、さらに ICT 革命により情報化が推進され、情報のグローバル化が進むようになった今日、時代の要請に応えるためには、外国語教育学を学問的に確立し、その知見に基づき斬新な教育を実践し、それを検証していける人材を養成していかねばなら

ない。

そこで、本研究科では、外国語教育学の研究に現在最も求められている領域を、次のように設定した。

①　外国語教育実践学

外国語教授法、学習者理論、言語習得過程を授業実践とその研究によって検証していく外国語教育実践の領域

②　外国語教育教材・メディア学

実践を支える教材の開発とメディア環境の研究を目指す外国語教育教材・メディア研究の領域

③　外国語分析学

教授・学習の対象となる外国語の分析と体系化を指向する外国語分析研究の領域

これらの3領域は、それぞれ、教授者と学習者という人的側面、教材とメディアという環境的側面、それに外国語という対象的側面に相当しており、広義の外国語教育学の基盤である、「人間」、「環境」、「対象」を包括的に含む構成となっている。

上記のような理念と目的を掲げ、本研究科は2002年4月に発足した。

（ア）博士課程前期課程

本研究科博士課程前期課程では、国際化社会並びに情報化社会における外国語教育の多様化に対応し得る外国語教授能力の養成を、理論と実践の両面において行い、同時に、地域文化に対する深い理解を伴った高度の外国語運用力の育成にも十分に配慮している。

カリキュラムは、外国語教育学演習（ゼミ形式）、外国語教育学科目（選択必修を含む基幹科目）、支援・実習科目（関連科目・実技科目）から構成されており、その教学的目的として次の5点を掲げている。

①　外国語学習・習得理論に基づく授業研究の実践

②　情報化社会にふさわしいメディアを利用した外国語教育の展開

③　認知的アプローチからの外国語学習メカニズム・言語体系の究明

④　高度な外国語運用能力の育成

⑤　地域文化の知識と理解に裏打ちされた異文化対応能力の養成

これらは、カリキュラム面において外国語教育学のほとんどすべての分野を網羅しており、実社会からの切望かつ多様な要請に対応し得る幅広い選択科目群を設置している。また学生側から見ても、さまざまな選択肢が提供され、多様な専門的背景を持つ教員から指導を受けることができ、同時に柔軟な履修形態も可能となるため、充実した教育環境が実現されていると言える。

また、2007年4月から開始された博士課程前期課程・現職教員1年制の教育・研究指導を、通常の博士課程前期課程と同等の質のものとするための方策として、1年制の学生のみを対象とした別科目群（インディペンデント・スタディ）が設定されている。この科目群は、学生それぞれが、現職経験に基づく英語教育における課題の解決のため、担当教員と1対1で学びあうチュートリアル形式をとった科目である。

（イ）博士課程後期課程

博士課程後期課程の目的は、理論と実践を融合させながら外国語教育や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することにある。そのため、博士課程前期課程で中心に据えた外国語教育学科目を発展させ、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の3領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学）を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。これにより、授業と学習、教材とメディア、言語とその分析の各領域の基礎的知識を持ちながら、いずれかの領域に秀でた専門知識を持ち合わせるような、従来にはなかったタイプの指導者、研究者の養成を目指している。

なお、後期課程では、外国語教育学の3研究領域を中心に据え、対象言語別の科目は設けていない。その理由は、たとえば、英語以外を対象言語とする学生が、英語を対象言語とする指導教員のもとに外国語教育教材・メディア学を研究することにより、その対象言語や教授法を、英語教育という別の角度から見直し、より一層理解を深め、その研究に奥行きと広がりを与えることができると考えるためである。このような指

導教員と学生との間のそれぞれの対象言語を超えた、いわば語際（Cross-lingual）的研究実践は、その双方に研究上の発展をもたらす可能性を秘めたものであり、これを教育課程の中に取り入れる意味は十分にあるものと考えている。

【点検・評価】

前期課程における教育課程は、多様化しつつある外国語教育に対応できるよう、理論と実践の両面における網羅的な専門知識の教授を目指して設計されている。したがって、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度な能力を養う」という博士課程前期課程の目的に適合していると言える。

また、言語理論や言語教育の研究の発展と、ICT 技術の急速な進歩に伴い、外国語教育を取り巻く環境が大きく変化しつつある昨今、後期課程では、時代が要請する言語運用能力の獲得、及び新しい言語教育理論と実践法の修得を目指しながら、きわめて専門性の高い知識を持つ研究者の養成を目指している。このことは、「専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、またはその他の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とする博士課程後期課程の目的に適合していると言える。

この通り、設置時に掲げた理念・目的は、現在の社会状況やニーズによく適合しており、いまなお適切なものであると判断される。

イ　学部教育との関連性

【現状の説明】

当研究科は、進学希望者の所属学部を問わず、広く学生を募集している。このため、合格後（入学前）の指導にも力を入れている。具体的には、①推薦文献リストを送付し自学を促す、②必要に応じて教員と面談の時間をとる、③研究科の基礎的科目を事前に聴講させる、④外国語資格試験の受験を奨励するなどで、その効果は着実に現れている。また、3 年在学制コースを設け、外国語を学部時代に専攻してこなかった学生が、じっくりと勉学できる環境作りも整えている。

【点検・評価】

学部において外国語を専攻しなかった学生に関しても、大学院の勉学へスムーズに適応することが可能となっている。

ウ　博士課程前期課程・博士課程後期課程における教育内容

【現状の説明】

（ア）博士課程前期課程

前期課程においては、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。履修指導においては、学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の必要な科目並びに支援・実習科目を決定する。外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、学生の研究状況を考慮に入れて、最終学年に決定するよう配慮されている。なお、学生の研究興味の変化にともない指導教員を柔軟に変更していく指導教員変更制度（第 1 学年 12 月）や、学生の研究の広がりに対応するため、隣接分野の指導助言を行う副指導教員の制度なども充実させている。

履修指導では、原則として、主に学ぶ領域や対象言語に配慮しながら、1 年次においては、選択必修科目群（外国語教育科目）からの 9 科目 18 単位以上を含め、合計 24 単位程度を修得するよう指導する。また、外国語教育学の基盤的知識を広げるため、主に学ぶ領域以外の 2 領域からも複数の科目を履修するよう指導している。

2 年次においては、選択必修科目群並びに選択科目群から 2 科目 4 単位程度の単位を修得しながら、必修

の外国語教育学演習 1 科目を選び（2 科目以上の選択不可）、その担当教員から修士論文、または課題研究の研究指導を受けさせている。

前期課程を修了しようとするものは、原則として修士論文を教授対象言語で作成・提出し、口頭試問に合格するか、課題研究レポートを作成・提出し、口頭試問（言語運用力試問も含む）に合格する必要がある。修了に必要とする単位は 32 単位とする。

2007 年 4 月から開始した博士課程前期課程・現職教員 1 年制の学生は、その教職経験と在職期間における顕著な実践活動を基盤としているため、修業年限を原則 1 年に短縮し、修了所要単位を 30 単位としている。修業年限を 2 年以上とする者に対する教育・研究指導と同等の質のものを 1 年間で提供するための方策として、1 年制の学生のみを対象とした別科目群が設定されている。1 年制の学生のみに配当されている科目は、専門分野別に分けられた 10 科目の「インディペンデント・スタディ」で、学生それぞれの現職経験に基づく英語教育における課題や問題の解決のため、担当教員と一対一で研究を行うチュートリアル制度を導入している。また、現職教員 1 年制では、特定課題研究における筆記試験（修了試験）によって修了の合否が決定される。この修了試験は、学生が研究科で受講した科目の中から、本人が希望した 2 科目及び研究科が指定した 3 科目の合計 5 科目でカバーした内容を範囲として、筆記試験と口頭試問を組み合わせて試験及び審査を行うものである。この修了試験の科目として指定できる科目群の詳しいシラバスとリーディング・リストは入学後まもなく学生に配布されるため、計画的に履修することが可能となっている。

（イ）博士課程後期課程

後期課程においても、入学試験時に、専門とする領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に研究指導教員を決定する。その後、研究指導教員が履修指導を行い、学生本人と面談の上、博士論文作成に必須の科目を選択させている。

1 年次においては、外国語教育学特殊講義科目（選択）2 科目 4 単位を修得するよう指導している。その際、2 年次において研究指導を受けようとする教員の外国語教育学特殊講義の科目は必ず履修させている。

2 年次においては、必修の外国語教育学特殊演習科目より 1 科目 4 単位を選び（2 科目選択不可）、その授業を通して担当教員から研究指導を受けるものとする。なお、3 年次においても、同じ担当教員より引き続き博士論文作成のため助言・指導を受けさせている。

修了に必要とする授業科目の単位数は 8 単位以上とする（研究指導を受ける教員が担当する外国語教育学特殊講義 2 単位及び外国語教育学特殊演習 4 単位を含む）。なお、必要があれば、前期課程開講科目からの履修を指導することがあるが、これは後期課程の修了所要単位に含めない。後期課程を修了しようとするものは、博士論文を提出して、口頭試問に合格しなければならない。

なお、制度としての 5 年（あるいは 6 年）の一貫教育はなされていないが、前期課程・後期課程ともに、外国語教育学の領域として、「外国語教育実践学」、「外国語教育教材・メディア学」、「外国語分析学」の 3 分野を設定しており、外部からの後期課程入学も許容しながら、場合によっては学生が 5 年間（前期課程 3 年コースを選択したときは 6 年間）継続して、同一分野の研究が行える環境を提供している。

【点検・評価】

履修指導に関しては、円滑に行われているものと判断される。

エ　単位互換、単位認定等

【現状の説明】

本学は、関西学院大学、同志社大学、立命館大学との間で「関西四大学大学院学生の単位互換に関する協定」を提携している。この協定により、単位互換履修生の相互受け入れを行い、各大学大学院での授業科目の履修及び単位の修得を認めている。2006 年度における本研究科における関西四大学大学院単位互換履修生の情況は以下の通りである。

検索

表Ⅱ-外研-1　関西四大学大学院単位互換履修生の情況

	送り出し人数	受け入れ人数
関西学院大学大学院	0	0
同志社大学大学院	0	0
立命館大学大学院	4	0

【点検・評価】

単位互換に関しては、おおむね良好であると判断されるが、互換履修先に偏りがあるため、提携大学大学院のシラバス等を積極的に公開するなど、改善に努める必要があろう。

オ　社会人学生、外国人留学生への教育上の配慮

【現状の説明】

入試において、社会人のうち、現職教員または非常勤講師（2 年以上在職か又はそれと同等の経歴を有するもの）については、外国語の試験を免除し、口頭試験のみを課している。2007 年に開始した現職教員 1 年制入試（研究対象言語を英語に限定）においても英語の試験を免除し、口頭試験のみを課している。これは、現職教員の社会における経験を高く評価し、リカレント教育によるキャリアアップを支援するためである。

外国人留学生への配慮としては、表現力を高めるため、日本語表現法クリニックなどの科目を設け、アカデミックな表現力の向上を目指している。

【点検・評価】

社会人学生に対しては、おおむね良好な配慮がなされているものと考えられる。外国人留学生に関しては、日本語表現法クリニック以外にも個別指導などの充実を図っていく必要があろう。

カ　研究指導等

【現状の説明】

（ア）教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた研究指導の適切性

前期課程では、外国語教育学と外国語分析学の基礎研究法を教える科目が 2 科目、外国語教育実践学領域の 13 科目、外国語教育教材・メディア学領域の 10 科目及び外国語分析学領域の 11 科目に加えて、これら 3 領域に配置された多様な 31 の支援・実習科目が開講されている。さらに現職教員 1 年制の配当科目として 10 のインディペンデント・スタディ科目がある。他方、後期課程では、前期カリキュラムに対応する 3 領域にわたり外国語教育学特殊講義 14 科目が提供されている。なお、開講科目の一部は、春学期末（7 月）と秋学期末（12 月）に、集中講義形式で授業が行われている。

前期課程では、外国語教育学演習を通して、外国語教育学科目や支援・実習科目から必要な知識と技術を身に付けた学生が、その成果をまとめ、修士論文を作成するか（以後、修士論文オプションと称する）、あるいは課題研究レポートを提出する（以後、課題研究オプションと称する）二つのオプションを設定している。ここでいう修士論文オプションとは、外国語教育学領域の研究論文を作成することを希望する学生を対象とした選択肢であり、学生は研究領域とテーマに添って指導教員から指導・助言を受けながら、対象言語で実証的な論文を完成させていく。課題研究オプションは、具体的かつ実践的な外国語教育上の課題をもって研究科に入学した学生などが、その課題の解決を図るために実践的活動を通して研究を進める選択肢を指す。課題研究オプションを選択した学生は、指導教員の指導のもと、自らが教授場面で直面する具体的な課題の解決を目的として研究を行い、課題研究レポート（教材開発なども含む）を成果としてまとめさせる。

いずれのオプションについても、入学試験時に、主に学ぶ領域を外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域から申告させ、これに基づき入学時に履修指導を行う。履修指導においては、学生本人と複数の教員が面談の上、指導教員を決定する。その後、指導教員と再度面談の上、研究上の

必要な科目並びに支援・実習科目を決定する。外国語教育学演習における修士論文あるいは課題研究のオプション選択は、履修指導時に仮決定し、学生の研究状況を考慮に入れ、最終学年において決定される。なお、研究指導教員の監督のもと、本人の持つ課題の解決に資する教員を研究科構成教員の中から選び、助言を行わせるという副指導教員の制度も導入されている。この制度は、学際性に富んだ研究テーマを持つ学生に対し、きめ細かい対応を可能にするためのものである。

前期課程・現職教員１年制の学生には、入学前及び入学時の面談において履修指導を行い、その現職在職期間における実践活動に基づいて「インディペンデント・スタディ」の科目を決定する。当該インディペンデント・スタディ科目の担当教員は、学生が選択した外国語教育における課題や問題の解決のためチュートリアル形式で指導を行う。なお、現職１年制の学生にも指導教員が配置され、必要な知識と技術が修了までに身につけられるように助言していく。また、現職教員１年制の学生が受講している科目の担当教員は、学生が最終試験に備えて計画的に学習を進めることができるよう、科目内容に関連するリーディング・リストを作成し、年度初めに学生に渡すことが義務づけられている。さらに、試験科目に指定できる科目のシラバスには、授業目標と毎回の授業内容を詳細に明示しており、学生が自分の目的に合った科目を選べるようにも工夫されている。これらの措置により、2 年以上の修業年限で論文作成をする学生と同等の教育・研究水準を担保することが可能となっているものと考えている。

後期課程では、理論と実践を融合させながら外国語教育の現場や教員養成の現場で指導的役割を担える人材を育成することにある。そのため、博士課程前期課程で中心に据えた外国語教育学科目を発展させ、研究指導を目的とする外国語教育学特殊演習と、その基盤となる外国語教育学の３領域を教授する外国語教育学特殊講義を設けている。なお、後期課程では、外国語教育学の３研究領域を中心に据え、対象言語別の科目は設けていない。その理由は、前述の教育課程ア（イ）に記載した通りである。

（イ）カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導の適切性

博士課程前期課程では外国語教育学演習、博士課程後期課程では外国語教育学特殊演習を除いて、半期終講を基本として科目（2 単位）を配置している。また、（特に中学校・高等学校の現職教諭に代表される）社会人学生をはじめとした学生の多様性に対応するため、5 時限～7 時限を中心に授業を展開する昼夜開講制を導入し、休業期間の集中開講も実施している。さらに、ICT 関連技術（電子メール、ホームページ、メーリングリスト）を利用した新しい指導方法、いわゆる Virtual School を可能な限り導入し、教室外でのきめ細かな指導にも、これらを活かしている。

また、前期課程の履修年限は、学生の多様性に対応するため、標準の２年制に加えて社会人等の履修上の利便性を考慮して３年制をも設けた。なお、この選択は、入学試験の出願時に、学生が行うことにしている。

前期課程・現職教員 1 年制では、「インディペンデント・スタディ」科目群を設けることによって、一対一のチュートリアル制度を導入し、きめ細かく指導を進めているほか、準備時間が長く必要な修士論文の作成に代わるものとして、修了試験で修了の可否を決定することにより、最短１年で修士号が取れるようにしている。

（ウ）指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士課程前期課程・後期課程を問わず、学生は三つの領域（外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学・外国語分析学）のいずれかにテーマを設定し、各領域の演習担当教員から指導を受けることになる。その際、前期課程では１年次（ただし、３年コースでは１年次または２年次）に、また後期課程では２年次に、担当教員が開講する外国語教育科目（前期課程）もしくは外国語教育学特殊講義（後期課程）の履修が推奨されており、そこでは個別指導に入る前の、いわば「予備教育」が行われる。その後、演習授業を通じて、各テーマにしたがった指導を受けることになるが、教室外でも ICT 機器を使った（電子メールやメーリングリスト）指導、オフィス・アワーによる面談、ゼミ合宿（担当教員による個別の合宿、並びに領域を超えた合同合宿）を通じて、きめ細かな指導が行われている。現職教員１年制で入学した学生にも同様に指導教員が付く。1 年制の学生は、指導教員の他にインディペンデント・スタディ科目の担当教員からも教育・

研究上の助言を得られる。なお、大学院担当の副機構長と教務主任は正式なオフィス・アワーを設け、定期的に学生との面談に応じているほか、演習担当教員を中心に、研究科運営委員会や研究科委員会などを通じて情報交換を密に行い、学生指導に活かしている。

言語運用能力の開発については、個別指導のほかに、国際的に評価された専門の外国語教育機関での研修や外部テストの受験等を、指導教員より奨めている。また、岩崎記念館の CALL（Computer Assisted Language Learning）教室を使用した e-Learning による自立学習も推奨しており、多忙な社会人学生などを中心に積極的に活用されている。

【点検・評価】

適切な指導等が行われているものと判断するが、多様な学生が入学している現状を鑑み、研究科全教員にオフィス・アワーを義務づけるなどの配慮を検討していく必要がある。

(2) 教育方法等

ア　教育効果の測定

（ア）効果測定の適切性

【現状の説明】

本研究科では、教育効果の測定を、学生の論文発表や研究発表、実践報告などを中心に行っている。まず、学内においては、研究紀要『千里への道』1-5 号（*Journal of Kansai University Graduate School of Foreign Language Education and Research Vol.1-5*）が発刊されており、これまでに発表された論文ののべ数は 12 編であった。また、学外においては、2004・2005・2006 年度の 3 年間で、論文 19 編（査読付きのみ）、口頭発表 34 件（含む、国際学会 7 件）、その他 12 件（書籍の出版 4 編を含む）であった。

表Ⅱ-外研-2

業績区分		2006 年	2007 年
著書（分担執筆を含む）		1 冊	2 冊
訳書（分担執筆を含む）		2 冊	0 冊
教科書（分担執筆を含む）		2 冊	11 冊
学術論文	国際雑誌（査読付き）	1 編	0 編
	国内全国学会紀要（査読付き）	7 編	0 編
	国内学会支部紀要（査読付き）	2 編	2 編
	その他の紀要等（査読なし）	5 編	10 編
口頭発表	国際学会	5 回	5 回
	全国大会	20 回	4 回
	学会支部大会等	6 回	7 回

提出者 24 名（英語 20 名、中国語 4 名）　2006 年 4 月から 2007 年 3 月までの業績

就職結果も教育効果の一つの現れと考えることができる。前期課程では、立命館高等学校、洛南中学・高等学校、土佐中学・高等学校、平安女学院中学・高等学校、関西中央高等学校、奈良育英高等学校などの私立学校専任教員採用が増加している。また公立学校でも、東京都、大阪府、京都府、愛知県、神奈川県、大阪市、京都市、横浜市などの高等学校や中学校に採用される修了生が出ている。後期課程では、本研究科初の課程博士取得者が修了と同時に公募で私立大学へ専任教員として採用されているほか、在学中に、大学の専任教員（3 名）や常勤講師（5 名）、非常勤講師（12 名）の職に就くものも増加している。なお、現在、博士号（課程）取得の修了生（3 名）は全員が大学の教育・研究職に就いている。

【点検・評価】

当研究科は、開設後 6 年しか経過していないが、担当教員らの日常的な指導・助言を受けて、学生たちが、国内の学会や研究会において積極的に活動しており、その活動は多方面から高く評価されている。今後は、

国際的な活動も含めて、継続的に指導・助言を行う必要があろう。

（イ）成績評価法

【現状の説明】

成績評価の方法は、本学の学部と同様、優（100～80 点）、良（79～70 点）、可（69～60 点）、不可（59 点以下）の絶対評価によって評定される。成績評価に際しては、平常の授業での発表内容、リポートの出来ばえ、定期試験の結果などが対象となっている。

【点検・評価】

成績評価に関しては、現行の方法に特段の問題はないものと判断される。今後は、より一層、学生に対する説明能力（アカウンタビリティ）を高めるよう努力する必要があろう。

イ　教育・研究指導方法の改善

【現状の説明】

（ア）教育・研究指導の改善に向けた組織的取組

教育面においては、外国語にかかわる性格上、教育に関する理論的及び実践的知識の教授にとどまらず、専攻言語の運用能力の向上をも目指している。そのため、授業を研究対象言語で積極的に行い、プレゼンテーション及びディスカッション能力など専門領域での目標言語運用能力の育成を図る試みもなされている。また、外国語教育研究機構と協力し、年に複数回の FD セミナーを開催するなどして、教育・研究指導法の改善にむけて取り組んでいる。

（イ）シラバスの適切性

一定のフォーマットに従い記入されている。記入されたシラバスは、原則として、「講義要項」並びに研究科のホームページで公開されている。また、担当教員によっては個人のホームページなどで、詳しいシラバスや参考文献を公開している場合がある。

（ウ）学生による授業評価

各学期末に、本学大学院のフォーマットに従い、アンケート形式で実施している。

【点検・評価】

教育・研究指導方法の改善については、理論的及び実践的な知識の教育だけでなく、専攻言語の運用能力の向上も目指すべく、組織的に取り組んでいる。

授業評価に関しても、アンケート調査を積極的に行い、向上に努めている。今後は授業評価の内容を、より研究科にふさわしいものに改善していくなどの努力が必要と判断される。

(3) 学位授与・課程修了の認定

【現状の説明】

学位授与の状況に関しては、2003 年度は修士 11 名、2004 年度は修士 30 名、博士（課程）1 名、2005 年度は修士 18 名、2006 年度は修士 18 名、博士（課程）2 名、博士（論文）1 名で、合計修士 77 名、博士 4 名となっている。

学位授与までのプロセスに関しては、前期課程においては、従来型の研究論文を作成するオプションとは別に、実際の教育に役立つ教材などを作成し、これをレポートの形にまとめる課題研究レポートのオプションが用意されており、研究と教育の両方に視座をおく外国語教育学研究科の特質が活かされていると言える。2007 年度に開始された現職教員 1 年制入試による入学者については、必要な研究指導を行った上で、学生本人が研究科で受講した科目の中から、本人が希望した 2 科目及び研究科が指定した 3 科目の合計 5 科目でカバーした内容を範囲として、筆記試験と口頭試問を組み合わせて学業成果の試験及び審査を行う。なお、

研究者養成を目指す後期課程においては、学生に博士論文の執筆を専攻言語によって課し、その上で口頭試問を行っているが、博士課程後期課程の性格から考えて、この方法は妥当と言えよう。

課程を修了するためには、前期課程においては、原則として、修士論文を研究対象言語で作成・提出し、主査１名・副査２名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格するか、課題研究レポート（日本語による作成も可）を作成・提出し、同じく３名からなる審査委員会の審査を経て、口頭試問（言語運用能力試問を含む）に合格しなければならない。現職教員１年制入試による入学者は上の述べた特定課題研究における筆記試験及び口頭試問を受験し、これに合格しなければならない。

また、後期課程を修了する場合は、提出の１ヶ月前までに開催される聴聞会を経て、博士論文提出資格要件（①修了に必要な単位がすでに取得されているか、取得見込であること。 ②論文計画書提出時までに、当該分野における学術論文（査読付きを含む）を３編以上出版していること。③論文計画書提出時までに、当該分野における学会発表（国際学会を含む）を３回以上していること）の審査を受けた後、博士論文（研究対象言語で執筆）を提出し、3 名以上の審査委員（外部審査委員の参加も含む、通例 4 名）から構成された審査委員会の審査を経て、口頭試問に合格しなければならない。なお、口頭試問結果並びに論文概要は、授与プロセスの透明性・客観性を向上させるために、冊子にして関係各方面へ配布される。また、審査期間中の一定期間（通例３週間以上）に、提出された博士論文が研究科教員全員に対して閲覧に供せられる。

標準修業年限未満での修了については、特に優れた業績を上げた者に対して認められているが、事例はない。

【点検・評価】

学位授与までのプロセスに関しては、前期課程においては、従来型の研究論文を作成するオプションとは別に、実際の教育に役立つ教材などを作成し、これをレポートの形にまとめる課題研究レポートのオプションが用意されており、研究と教育の両方に視座をおく外国語教育学研究科の特質が活かされていると言える。一方、研究者養成を目指す後期課程においては、学生に博士論文の執筆を専攻言語によって課することも妥当と言えよう。

授与プロセスは、学生に対して明示的に示されており、また、その内容もおおむね良好と考えられる。特に、博士号授与に関しては、単に論文の提出だけを求めるのではなく、聴聞会→提出要件審査→論文提出→口頭試問と、手続きを明確化し、この過程を通して論文が質的に向上するように設定されている点は、評価に値するものと考えられる。透明性・客観性についても十分に保証されているものと判断できる。

標準修業年限の短縮については、学生の研究意欲を刺激するものとして評価されるので、今後は、この制度が適用されるよう、指導を充実させていく必要があろう。

３　国際交流

(1) 国際交流（国内外における教育研究交流）

本研究科では、前述したように、後期課程学生を中心に論文の投稿（国際誌、学会誌）や研究発表（国際学会を含む）が盛んであり、学生と教員の共著論文が国際研究誌に受理されたり、学生執筆の論文が海外大学院の必須文献に上げられたり、国内の学会誌に多数掲載されたりと、活躍が目立っている。また、前期課程学生の中に、英文作成に関する啓蒙書を出版するものも出ている。なお、学生の学会発表を促進するために、学会発表補助費や国際学会の発表補助費が用意されており、これらは大いに活用されている。

海外からの研究者招聘も盛んであり、外国語教育研究機構や英語教育連環センター（e-LINC）と協力のもと、R. Ellis, G. Kasper, M. Long, C. Doughty, R. Gardner, G. d’Ydewalle, P.Y. Gu, G. Barkhuizen,

B. Spolsky（順不同）といった著名な学者を招聘し、学生に対する講演会開催や教員との共同研究遂行などで成果を上げている。

教育面での交流に関しては、四大学の単位互換制度（前述）による交流、海外協定大学等からの交換研究者の招聘、京都市立京都御池中学との協力協定による交流、2005 年度教員養成 GP による高等学校・中学校等との交流などが実施されており、着実にその成果を上げている。

また、現在、ニュージーランドのオークランド大学大学院・応用言語学・言語学研究科との大学院学生交換に関する協定を結ぶべく交渉中である。これが実現すれば、双方の大学が派遣する交換留学生は受け入れ大学において授業を受講して単位を取ることが可能となる。

４　学生の受け入れ

研究科の理念に共鳴する多様なバックグラウンドを持った学生が、より多く本研究科で学べるよう、学生の受け入れを促進する。具体的には、本学の卒業生・修了生だけではなく、他大学からの卒業生・修了生、社会人、現職教員、アジア圏からの留学生も積極的に受け入れる。また、定員充足には十分留意し、学生募集活動を行う。なお、入学試験に関しては、公平性を担保しつつ、より詳細に入学希望者の考査が行えるよう、口頭試問の比重を高くする。

(1) 学生募集方法、入学者選抜方法等

ア　博士課程前期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法及び入学者選抜方法

本研究科博士課程前期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域合わせて 25 名（収容定員 50 名）であり、領域ごとの定員は設定されていない。また、社会人及び留学生の定員については、25 名の全体定員の中に含まれている。

受験生の出身学部は外国語系の学部に限定しておらず、外国語教育に対して強い関心を持つものに対して、広く門戸を開放している。入学者の選抜では、研究対象言語の運用能力が高く、外国語教育学の基礎的知識を持ち、なおかつ外国語教育研究に強い意欲を有すると見なされる受験生を選抜している。

ａ　学内進学試験

この方式は、本学の全学部卒業見込者を対象としている。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎的知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2008 年度の実施時期は 5 月と 10 月の予定である。

ｂ　一般入学試験

この試験では、本学の全学部卒業生（卒業見込者を含む）だけではなく、他大学出身者も出願する。他大学出身者が前期課程学生数の 72%を占める本研究科においては、後述する社会人入学試験とならんで中心的な学生選抜の方法となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者

三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2008 年度の実施時期は 9 月と 10 月と 2 月の予定である。

c　社会人入学試験

本試験は、出願時において大学卒業後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き 1 年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると本研究科委員会が認めた者が対象となっている。教員のリカレント教育も指向する本研究科においては、前述の一般入学試験と同様に、主要な選抜方式となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2008 年度の実施時期は 9 月と 10 月と 2 月の予定である。

d　現職教員 1 年制入学試験

2006 年度入試より現職教員 1 年制入学試験が導入された。この試験は現職の英語教員で、在職期間において授業実践に関わる活動（著書を含む）が顕著な者を対象とし、その現場経験や研究計画を重視するため、筆記試験を免除し、口頭試問によって合否を決定している。口頭試問では、英語運用能力の確認とこれまでの実践の実績、並びに研究計画書に焦点をあてた試問が実施される。試験の実施時期は、合格者が勤務している職場における業務の調整を行う必要性を配慮し、前年度の早い時期、6 月に実施し、その後もう一度 9 月に実施される予定である。

e　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学の基礎知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と研究計画書に焦点を当てた試問が実施される。試験の実施時期は 2008 年度の 2 月と 9 月と 10 月の予定である。

f　飛び級入学試験

飛び級入学の制度（関西大学及び他大学の優秀な学部 3 年次生を対象とする）は、2006 年度入試より導入された。対象は、大学 3 年時に在学している者で、受験年度の 3 月末現在において 100 単位以上を修得見込みである者とし、出願時までの全ての習得科目の成績が「優」あるいはそれに相当する評価が 75% 以上である者とされている。また、研究対象言語の運用能力の優秀さを示す資格やスコア、受賞経験、留学経験等を提示することができる者でなければならない。筆記試験は行わず、外国語教育学に関する予備知識、外国語運用能力、出願時に提出した研究計画書に焦点を当てた口頭試問が実施される。試験の実施時期は 2008 年度には 2 月末の予定である。

（イ）筆記試験免除制度

上記のａ～ｃの入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（たとえば、英語の場合、TOEIC 680 点以上／TOEFL 71 点［Internet-based Testing］以上や英検準 1 級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）前期課程入学試験状況について

2007 年度博士課程前期課程入学試験状況に関しては表Ⅱ-外研-3 に示すようになっている。

表Ⅱ-外研-3　2007 年度入学試験　志願者数、受験者数、合格者数、入学者数

	学内	一般（9 月）	社会人（10 月）	外国人留学生	一般（2 月）	社会人（2 月）	現職 1 年制	飛び級	計
志願者数	6	7	5	11	8	8	6	1	52
合格者数	4	5	4	6	2	4	4	1	30
入学者数	3	4	4	4	2	4	3	1	25

（エ）進学相談会について

本研究科では、事前に入学者が十分な情報を持って進学できるよう、年間 5 回（4 月、6 月、7 月、9 月、1 月）の進学相談会を開催している。また、進学相談会については、ホームページ、研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスター、雑誌広告など、多様な媒体を利用して、できるだけ広い範囲に広報するよう努めている。

【長所と問題点】

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。しかしながら、本研究科は独立研究科であるため、学内進学試験での受験者の数が比較的少なく（2007 年度入試受験者 6 人、合格者 4 人）、今後、学内での知名度アップを図る必要がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

学内進学試験受験者数増加に関しては、ポスター並びに相談会チラシを作成し、学内各所に配付する方策を講じたほか、学内インフォメーション・システムでの周知や、授業でのパンフレット配付などを行っている。これにより、学内での知名度が向上するものと期待される。

イ　博士課程後期課程

【現状の説明】

（ア）学生募集方法及び入学者選抜方法

本研究科博士課程後期課程の入学定員は、外国語教育実践学、外国語教育教材・メディア学、外国語分析学の 3 領域合わせて 3 名（収容定員 9 名）であり、領域ごとの定員は設定していない。現在のところ、英語教育学と中国語教育学に指導教員を配置している。

入学を希望するものには、外国語教育学に関する専門知識と研究対象言語に関する高度な運用能力、並びに外国語教育研究に対する強い関心と意欲が求められる。

a　一般入学試験

この試験では、本学の博士課程前期課程修了者（修了見込者を含む）だけではなく、他大学大学院の出身者も出願する。試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語、フランス語、スペイン語、朝鮮語で、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2008 年度の実施時期は 9 月と 10 月と 2 月の予定である。

b　社会人入学試験

本試験は、出願時において修士の学位を得た後、同一の企業、官公庁、教育・研究機関等において、引き続き 1 年以上の勤務経験を有する者、又は、それに準じる職歴を有すると本研究科委員会が認めた者が対象となっている。

試験は筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験では、外国語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。なお、本入学試験

の場合は、口頭試問において、社会での経験についての質問が重要視される。筆記試験で受験可能な外国語は、英語、中国語、ドイツ語であり、後者三つの言語（フランス語、スペイン語、朝鮮語）での受験に関しては、英語と組み合わせて問題が出題される。2008 年度の実施時期は 9 月と 10 月と 2 月の予定である。

c　外国人留学生入学試験

この試験は外国人留学生を対象とし、筆記試験と口頭試問によって行われる。筆記試験は、日本語能力と外国語教育学に関する専門知識を問う問題が出題される。口頭試問では、研究対象の外国語運用能力と、博士論文に関する研究計画書、並びに修士論文（あるいはそれに相当する研究）の内容に焦点を当てた試問が行われる。2008 年度の実施時期は 9 月と 2 月の予定である。

（イ）筆記試験免除制度

なお、上記のａ及びｂの入学試験においては、筆記試験に免除制度が用意されている。この制度は、運用能力に関する基準（研究対象言語ごとに設定）に達していることを証明する資格・スコア（たとえば、英語の場合、TOEIC 680 点以上／TOEFL 76 点［Internet-based Testing］以上や英検準 1 級以上）を提出することで、本研究科における筆記試験が免除されるというもので、この場合の合否判定は、口頭試問のみで行うことになる。

（ウ）後期課程入学試験状況

2007 年度博士課程後期課程入学試験状況に関しては、表Ⅱ-外研-4 に示すようになっている。

表Ⅱ-外研-4　2007 年度入学試験　志願者数、受験者数、合格者数、入学者数

	一般 (9 月)	社会人 (10 月)	外国人 留学生	一般 (2 月)	社会人 (2 月)	計
志願者数	4	3	0	6	3	16
合格者数	2	3	0	6	2	13
入学者数	2	3	0	6	1	12

（エ）進学相談会

年 4 回（6 月、7 月、9 月、1 月）の進学相談会を実施しており、その周知のために、ホームページや研究科パンフレット、相談会チラシ、相談会ポスターなど多様な媒体を利用している。

【点検・評価】

多様な入学者選抜方法が設定されており、志願者も多く、入学定員も充足されている。今後も引き続き教育・研究を充実させ、広報活動に力をいれていく予定である。なお、学生の受け入れのあり方を恒常的かつ系統的に精査し、必要な処置を検討する組織としては、前期・後期両課程とも、研究科学務委員会がその任にあたっている。

(2) 門戸開放等

【現状の説明】

ア　一般学生の受け入れ

本研究科は独立研究科であるため、他大学出身者の数が多く（表Ⅱ-外研-5 参照）、広く門戸が開放されているものと考えることができる。また、学内からも、文学部、経済学部、商学部、総合情報学部、総合情報学研究科などから進学者があり、門戸は広く開放されていると言えよう。

表Ⅱ-外研-5　入学者の出身大学状況

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	学内	学外	合計	学内	学外	合計
2002	13	17	30	4	2	6
2003	8	21	29	0	6	6
2004	6	26	32	2	7	9
2005	6	31	37	8	8	16
2006	7	18	25	7	5	12

（注）学内の出身学部・研究科は、文学部、経済学部、商学部、総合情報学部・総合情報学研究科など

イ　社会人学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-5 で示したとおり、社会人は本研究科の入学者の約 30%を占めている。また、社会人の受け入れをさらに充実させるため、平成 20 年度入試から現職教員 1 年制修士の制度を導入したが、初年度は 6 名の志願者があり、4 名を合格とし、3 名が入学した。

ウ　外国人留学生の受け入れ

表Ⅱ-外研-5 で示したとおり、前期課程では増加の傾向にある。外国人留学生の出身国・地域は、中国、台湾、香港、韓国、インドなどである。

エ　科目等履修生、研究生、聴講生の受け入れ

科目等履修生及び聴講生の実績は、表Ⅱ-外研-7 のとおりであった。その受け入れの可否は、書類選考及び受け入れ科目の担当教員の面接の結果に基づいて本研究科委員会において審議し決定している。外国人研究生に関しては、希望者は年度平均で 7 名程度存在していたが、その志望動機等が明白ではなく、学力の面でも十分とは言いがたいものが多いため、2 名しか受け入れを行っていない。

表Ⅱ-外研-6　入学者の内訳

入学年度	博士課程前期課程						博士課程後期課程			
	学内	一般	社会人	留学生	その他	合計	一般	社会人	留学生	合計
2002	―	12	17	1	―	30	3	2	1	6
2003	2	13	13	1	―	29	3	3	0	6
2004	1	15	11	5	―	32	4	5	0	9
2005	2	15	12	8	―	37	10	5	1	16
2006	3	6	8	4	4	25	8	4	0	12

表Ⅱ-外研-7　科目等履修生・研究生・聴講生の受け入れ

年度	科目等履修生	聴講生	外国人研究生
2002	2	1	0
2003	4	4	0
2004	2	3	0
2005	2	7	0
2006	2	0	0

【点検・評価】

門戸開放は十分にすすんでいるものと考えられるが、今後も必要に応じて、さらなる開放を図る予定である。

本研究科の理念と整合性の高い社会人の受け入れについては、定員充足の面から判断すると、一定の成果をあげているものといえよう。

また、博士前期課程の日本語教育学専攻者を中心として、留学生の数が増加している。留学生の勉学意欲

などを十分に確認しながら、さらに留学生数を増加していくよう努力したい。なお、英語版のホームページがすでに出来上がっており、本年度中に公開することになっている。これによってこれから更に留学生の数が増えることが期待できる。

科目等履修生並びに聴講生に関しては、現職の中・高教員が聴講を申請するケースも増加している。今後、たとえば開講時間の調整などを行い、科目等履修生並びに聴講生から研究科の正規学生への進学者を増やすよう努力し、研究科の理念の一つである現職教員のリカレント教育を促進していきたい。

(3) 定員管理

【現状の説明】

本研究科の入学定員充足率は、下記表Ⅱ-外研-8 に示すように、前期課程において 2004 年度 128%、2005 年度 148%、2006 年度 100%、後期課程において 2004 年度 300%、2005 年度 533%、2006 年度 400%である。教育内容等に関する評価の高さを反映して、設置以来 5 年連続で入学定員（前期 25 名、後期 3 名）を充足し続けており（従って、収容定員も充足）、なおかつ前期課程で約 1.2 倍（2006 年度）、後期課程で 1.5 倍（2006 年度）の競争率を確保している。また、一般入試で入学する学生の出身大学も、大阪外国語大学、広島大学、山口大学、慶応大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学、甲南大学、京都産業大学、米国モントレー大学院、英国ノッティンガム大学、ケント大学、と多様化している。

表Ⅱ-外研-8　入学定員充足率

入学年度	博士課程前期課程			博士課程後期課程		
	定員	入学者数	充足率%	定員	入学者数	充足率%
2002	25	30	120	3	6	200
2003	25	29	116	3	6	200
2004	25	32	128*	3	9	300
2005	25	37	148*	3	16	533*
2006	25	25	100*	3	12	400*

＊ 教育・研究の質を維持するために、所定の資格審査（後述）の過程を経て、演習担当教員、科目担当教員を増加させた。

【点検・評価】

定員充足率から考えると、特色ある研究科として、社会の要請に応えているものと判断できる。今後は、研究・教育の質をさらに向上させながら、本研究科の理念に共鳴して志願する学生をできるだけ多く受け入れるために、教員数の増加などを図る予定である。

5　教員組織

本研究科の教育目標が達成できるよう、外国語教育学のそれぞれの領域で専門性の高い教員を配置し、適切な教育研究活動が行えるよう環境を整備する。

(1) 研究科の教員組織

【現況の説明】

外国語教育学研究科は、博士課程前期課程として、専任教授 20 名、専任准教授 2 名、非常勤講師 9 名の計 31 名、博士課程後期課程として専任教授 8 名、非常勤講師 3 名の計 12 名からなる教員組織を持つ。教員

数に対する学生数については、下表のとおりである。

本研究科は、2002 年 4 月に発足しており、上記教員組織については、それぞれ演習科目及び講義科目担当が適格と文部科学省より認められたものと、本研究科の基準に基づいて認定された教員とで構成されている。なお、本研究科における教員認定に際しては、基準（後述）を策定し、これをもって厳格に行っている。

表Ⅱ-外研-9　教員数と学生数

	学生数	専任教授	専任准教授	非常勤講師	専任教員１人当たりの学生数
博士課程前期課程	88	20	2	9	4.4
博士課程後期課程	42	8	－	3	5.3

TA（ティーチング・アシスタント）・RA（リサーチ・アシスタント）を含む研究支援職員の制度に関しては、2005-2006 年度に採択された「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP)」並びに 2005−2007 年にわたり採択された「英語指導力開発ワークショップ事業」などを通して実現に移されつつある。

また、学内外の教育研究機関との交流については、学内では、英語教育連環センター（e-LINC）や人権問題研究室、東西学術研究所などの研究員として交流を推進している教員がいる。一方、学外では、京都市立京都御池中学校、枚方市立津田中学校、関西中央高等学校、奈良育英高等学校などとの間で、人的・知的交流を通じて、生徒・大学院生・教員を益する新たな学びの場を創造している。この活動では、教育上の課題等に適切に対応することにより、双方の教育の充実・発展に資することを目的として、連携・協力に関する協定を締結するなど、実質的な交流が推進されつつある。

【点検・評価】

博士課程前期課程、後期課程ともに、研究科設立の理念・目的及び教育課程の性格を念頭に教員を配置し、上述のごとく、それぞれ担当者の適格性について文部科学省及び本研究科の基準にそって認定されており、教員組織は適切であるものと評価される。また、TA・RA の利用は始まったばかりであるが、現段階においても、教育・研究の向上に大いに貢献しているものと判断できる。

(2) 教員の募集・任免・昇格に関する事項

【現状の説明】

現在のところ、外国語教育学研究科の専任教員はすべて外国語教育研究機構にも所属している。したがって、教員の募集・任免・昇格に関しては、外国語教育研究機構との密接な協力と話し合いのもとに行われる。まず、教員の募集に関しては、外国語教育研究機構人事委員会に研究科長並びに副機構長（研究科担当）が正式な委員として参加しており、研究科運営上必要な分野の教員の募集が従来よりも容易になっている。また、演習や講義科目担当者の補充・増員が必要になった場合には、研究科委員会のみならず、外国語教育研究機構教授会でも周知徹底し、研究科と機構の両方の構成員から公募するという透明な手続きが確立されている。さらに、上記の公募に応募したものに対しては、2003 年 9 月に制定された任免・昇任の内規に従い審査が行われ、その結果が必ず本人に通知されるなど、審査の公平化も実現されている。

運用に関しても問題がなく、この方法で、これまでに博士課程前期課程講義担当者 8 名（外国語教育研究機構からの新規任用者 4 名を含む)、博士課程前期演習担当者 6 名、博士課程後期演習担当者 6 名が選ばれている。なお、演習や講義科目担当者の補充・増員に関しては、研究科の理念と照らしながら、学生数やその専攻分野・専攻言語、過去の履修者数などを考慮にいれて、執行部会との相談のもと、研究科学務委員会から発議する方法がとられている。

なお、審査内規に定める基準には、研究業績に関しては、「著書」、「博士号」、「論文」など 13 項目、教育

業績・社会的貢献に関しては、「招聘講演」、「授業担当」、「学術委員」など 11 項目があげられており、博士課程前期課程講義担当者の場合には、このうち研究業績で 4 件以上、教育業績・社会貢献で 3 件以上を越えること、博士課程前期課程演習担当者の場合は、研究業績で 5 件以上、教育業績・社会貢献で 4 件以上、博士課程後期課程演習教員の場合は、研究業績で 7 件以上、教育業績・社会貢献で 6 件以上を越えることと定められている。

【点検・評価】

任免・昇格の手続きの透明化と業績審査の公平性が保障されている。なお、多くの教員は 6 年前の設置時に、文部科学省から業績と科目適合性についての審査を受けており、現時点で再審査の必要を有しない。しかし、今後は、定期的に再審査を行うなど、教育・研究の質の向上を図る方策も検討する必要がある。

6　研究活動と研究環境

本研究科の研究活動は、実践的な教育活動と密接な関係を保ちつつ遂行していくことを旨とする。ただし、実践的な面のみに傾斜するのではなく、その背後にある基礎的な研究にも十分な配慮を行い、この面では国際的な活躍が可能になるよう支援する。また、競争的資金に対しては、積極的に申請を行い、その成果を世に問う体制を整える。

【現状の説明】

本研究科は学部を有しない独立研究科であるが、その教員構成は外国語教育研究機構の教員構成と重複している部分が多い。本研究科を構成する専任教員数は、2007 年 4 月 1 日現在、教授 28 名、准教授 2 名の計 30 名である。外国語教育研究機構では、主に学部学生を対象とした外国語教育、教職課程受講者を対象とした外国語教科教育法、留学生を対象とした日本語教育を行っているが、本研究科では、外国語教育学、異文化理解、メディア教材開発、言語分析などの分野における理論的・実践的研究を中心として研究活動を推進しているところが大きく異なる。また、大学院生の中には現職教員や社会人が占める比率は約 60%と多く、これらの院生が行う現場での体験を反映させた実践報告や問題提起などを通じて、本研究科の研究活動が、外国語教育の現実に対する洞察に基づきながら活発に展開されている点も、その特徴として指摘し得る。

国際的な活躍に関しては、研究科教員（及び大学院生）の執筆による論文が、*Language Learning, Modern Language Journal, SYSTEM, Language Testing, CALICO Journal* といった国際研究誌に掲載されているほか、多くの教員（及び大学院生）が、 AILA や FLEAT、 PacCALL、 TESOL、 AAA、 Asia TEFL などの国際学会で毎年複数の研究発表を行っている。国内に目を転じると、*JACET Journal, Language Education & Technology, JLAT Journal, JALT Journal, ARELE* などの査読付き学会誌に、研究科教員（及び大学院生）の執筆による論文が掲載されている。このほかにも、大学英語教育学会（JACET）学術賞受賞者や海外大学の功労者に選ばれるものがいたほか、英語教育にかかわる年間書籍 10 選（『英語教育』誌掲載）に研究科教員の手による複数の書籍が選ばれるなど、著しい活躍が認められる。

競争的資金に関しては、2005 年度より文部科学省が開始した「英語指導力開発ワークショップ事業」に申請し、3 年連続で採択されている。この事業は、将来指導的役割を果たすことが期待される中高英語教員の（英語）指導力育成プログラムであり、3 年連続採択されたのは、全国でも本研究科のみであった。更に、2005 年度文部科学省「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP)」にも本研究科から申請を行い、これも採択された。このプログラムは、義務教育段階の教員養成を行う国公私立大学（大学院を含む）を対象として、資質の高い教員養成のための特色ある教育プロジェクトを競争的環境の中で選定し、重点的な財政支援を行うものである。2005 年度の募集では、全国の大学・短大等から 101 件の申請がなされ、このうち 34 件（教育学部、教育大学系が多数を占める）が採択された。英語教育関係では、外国語大

学を中心にいつくかの申請がなされた中、唯一、本研究科のプロジェクトが選定された。この教員養成 GP に関しては、2006 年に成功裏に終了したが、その活動内容は「関西大学英語教育連環センター（e-LINC)」に発展・継続されている。

また、本研究科は、外国語教育学を研究対象としている特性を反映し、教員たちの業績の中には外国語教育実践に関わるものも多い。たとえば、各地の Super English Language High School（大阪府立寝屋川高校、大阪府立池田高校、京都市立日吉ケ丘高校など）において運営委員等の形で授業改善に寄与している者、文部科学省の SEL-Hi 評価委員として関与する者、教育委員会からの委嘱による英語教育実践の研究アドバイザー（高槻市、箕面市、吹田市、寝屋川市、西宮市、島本町など）として貢献している者、外国語教育多様化推進地域連絡協議会の顧問をするものなど、他の教育機関との間に多彩な研究協力関係が確立されつつある。さらに、2003～2006 年度には、本研究科教員が文部科学省の「英語の使える日本人育成計画」に基づく各府県市の教育委員会主催研修会（たとえば、大阪府、京都府、香川県、長野県、京都市、神戸市など）において、多大な貢献をしている点も特筆に値する。

なお、上述したように、本研究科と外国語教育研究機構には教員の重複があるため、研究活動についての更なる説明は、「第Ⅰ編　第７章　研究活動と研究環境」、及び「第Ⅱ編　外国語教育研究機構　第５章　研究活動と研究環境」を参照願いたい。

【点検・評価】

研究科教員の国内・国外における研究活動の充実は、高い評価に値するものと考えられる。今後は、さらなる活躍が可能なよう、研究費の配分を考慮すること、並びに海外での発表に対しての補助金を充実させること、などが求められよう。また、各地の教育委員会との連携のもと、外国語（特に英語）教育の発展と改善に向けて教員たちが貢献している点も特筆すべきことである。地域への貢献も大学院が担う社会的責務の一つであるが、とりわけ外国語教育を主たる研究テーマとする本研究科においては、各地の教育委員会と連携して行われる活動を今後とも拡大・充実するよう努力を傾けることが求められよう。

競争的資金に関しては、本研究科の理念とも整合性のある文部科学省委嘱「英語指導力開発ワークショップ事業」に３年連続で採択されたことは、本研究科が、その理念実現のために着実に前進していることの表れであり、評価に値するものと考えられる。また、教員養成 GP 事業にも採択されたことは、本研究科で行っている教育プログラムが高く評価されたことを意味しており、本研究科がその設置理念に忠実に前進していることの表れとも考えることができる。さらに、この GP 終了後も、その理念を英語教育連環センター（e-LINC）に発展・継承させていることも評価に値しよう。

なお、受け入れ大学院生数の増加、及び、GP 事業、WS 事業の推進などで、教員の業務負担が過重なものとなっている。特に一部の教員に業務負担が偏重する傾向が見られる。この点に関しては、本研究科を構成する教員が可能な限り等しく業務を分担できるようにして、研究体制の更なる整備を図る必要があるほか、抜本的な教員人員構成の見直しなどにも取り組む必要があろう。

7　施設・設備等

本研究科の教育目標を達成するために必要な施設・設備を適切に整備し、有効に運用する。先端的な教育や研究を推進するために設備の充実をはかる。

【現状の説明】

外国語教育学研究科の教育施設は、他の研究科と同じく尚文館にあり、学生数との関係で３室（博士課程後期課程学生用研究室、博士課程前期課程学生用研究室、共同研究室）が確保されている。面積は、博士後期課程学生用研究室に関しては 51.8 ㎡、博士前期課程学生用研究室に関しては 86.4 ㎡、共同研究室に関し

ては、51.8 ㎡で、いずれも 24 時間、365 日の使用が可能となっている。また、基本図書、コンピュータ（含む統計ソフト、音声分析ソフト）やプリンタ、LAN などの設備も整備されているほか、図書館などの検索も研究室から行える。以上の基礎的設備に加え、学生たちのプロジェクトの進行に応じて岩崎記念館（外国語教育研究機構内施設）の音響・映像資料室や尚文館のマルチメディア編集室なども利用し、教育・研究を展開している。

【点検・評価】

本研究科の設備は、基本的な面では充実していると言える。また、必要に応じて、実験・実習費による物品購入も行われており、問題はないものと判断される。ただ、研究科が創設されて 6 年が経過し、入学者数も順調に増えているため、それに見合う学生研究スペースが徐々に不足しつつある。加えて、教員と共同研究を行うための共同研究室や増加する資料を収納する資料室については、専用の施設を有しておらず、今後の整備が急がれる。施設のバリアフリー化については、今後の検討課題と考えられる。施設の維持・管理に関しては、院生協議会と十分な協議の上、研究科執行部が責任を持つ体制を構築している。

8　管理運営

【現状の説明】

本研究科の最高意思決定機関は、大学院学則に定められた、大学院担当教員で構成される外国語教育学研究科委員会（議長：研究科長）である。本研究科の研究科長は、研究科長選出規程に従い、この研究科委員会において選挙で選出され、研究科長を補佐する副機構長（研究科主担当）及び教学主任は、科長により指名され、かつ研究科委員会で信任され選ばれる。なお、2006 年 10 月より、外国語教育研究機構長が外国語教育学研究科長を兼務することになったため、学部を主担当とする副機構長と教学主任も加えた 5 名で、外国語教育研究機構・外国語教育学研究科合同の執行部を構成している。また、研究科長、副機構長（研究科主担当）、教学主任（研究科主担当）の任務を補佐・助言するために外国語教育学研究科学務委員会（教授 8 名で構成）が設けられている。2006 年度は、外国語教育学研究科委員会が 19 回、外国語教育学研究科学務委員会（前身の研究科運営委員会を含む）が 19 回、それぞれ開催されている。

【点検・評価】

研究科長の選出、及び研究科を主担当とする副機構長、教学主任の選出については、適切に行われているものと判断できる。また、研究科長が研究科委員会の議長を務める体制も、運用面で問題はない。ただし、本研究科の場合、学部組織を母体として持っておらず、学部配置のキャリアセンター主事がいないため、今後、就職担当の役職者を配備していくことが強く望まれる。

9　自己点検・評価

【現状の説明】

従来は、大学院の自己点検・評価委員会を中心に、研究科の自己点検・評価活動を展開してきたが、2004 年 4 月以降、自己点検・評価の活動を恒常的に行うためのシステムとして、研究科内にも、自己点検・評価委員会（副機構長を委員長とした 6 名の委員から構成）を設け、活動を行っている。また、カリキュラム等の具体的な教育・研究事項の検討や、将来に向けての発展を視野に入れた議論に関しては、研究科学務委員会において学生の声を吸い上げながら、積極的に取り組んでいる。さらに、「英語指導力開発ワークショッ

プ事業」（2005-2007 年度連続採択）や「大学・大学院における教員養成推進プログラム（教員養成 GP）」（2005-2006 年度採択）等の申請につながる教育・研究事業に関しては、研究科長が任命した複数の委員からなる申請準備委員会を立ち上げることで、機動性をもって検討・準備している。

【点検・評価】

自己点検・評価の活動が恒常的に実施できるシステムと組織が存在しており、また、中・長期的な視野に立ったカリキュラムの改訂や、競争的資金への申請の検討を行うための組織も確立されている。さらに、これらの組織では、研究科設立以来 6 年間にわたり実質的な討議が行われてきており、運営に関しても大きな問題は見当たらない。

今後は、博士号の審査やカリキュラム改善などに、学外の著名な研究者や有識者の参加を求め、評価・点検の客観性や妥当性を高めていく予定である。また、学生からのフィードバックを確実に取り入れるために、課程修了時（あるいは博士号・修士号授与後）に「学生によるカリキュラム・指導評価」を実施することも検討している。なお、自己点検・評価結果は冊子を作成して学内外に公表しているが、今後はホームページにおける公開についても実現していく予定である。

法　務　研　究　科

第Ⅱ編　法務研究科　目次

1　理念・目的並びに教育目標 …… 897

2　教育の内容・方法等 …… 901
(1) 本学のカリキュラム　〈901〉
(2) 教育の方法　〈908〉

3　教員組織 …… 915

4　学生の受け入れ …… 920
(1) 学生の受け入れ方針等　〈920〉
(2) 入学者選抜試験の実施　〈923〉
(3) 入学者の多様性／身体障がい者等への配慮　〈925〉
(4) 定員管理／休学者・退学者の管理　〈925〉

5　学生生活への支援 …… 926

6　施設・設備、図書館 …… 929

7　事務組織 …… 932

8　管理運営 …… 934

9　点検・評価等 …… 937

10　情報公開・説明責任 …… 938

法科大学院基礎データ …… 941

※法務研究科については、2008 年度に(財)大学基準協会の法科大学院認証評価を受けるために作成した「法科大学院基礎データ」を掲載している。

1　理念・目的並びに教育目標

【現状の説明】（「評価の視点」1-1 から 1-5 まで）

法科大学院は、法曹養成に特化した教育を行うプロフェッショナル・スクールであり、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することを目的とし、司法試験、司法修習と連携した基幹的な高度専門教育機関である。そこでは、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することが目標となる。関西大学法務研究科（法科大学院）も連携法 1 条が定めるこのような目標・目的を達成するために設置された専門職大学院である。

関西大学は、明治 19 年（1886 年）創立の関西法律学校をその前身とし、大学昇格当時の学長である山岡順太郎により提唱された「学の実化」は本学の一貫した教育理念である。学理と実際との調和、国際的精神の涵養等をその柱とする理念は戦前から本学の法学教育において実践されてきた。理論教育と実務の架橋を目指す法科大学院における教育は、まさに本学におけるこの教育理念に従ったものであるといえる。

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定：理念

固有の教育理念として、本学法務研究科は以下の三つを設定している。すなわち、「学の実化」は、法学においては、法学の社会的実践を意味する。その第一として、戦後、関西大学は、「正義を権力から守れ」を法学教育の理念とし、人権教育に力点を置いてきた。人権の実現は、全体的な社会システムの問題であることはいうまでもない。したがって、関西大学法科大学院における教育理念は、第一に社会正義を実現することを目指す法曹の養成にあるが、それのみにとどまらず、第二に、現代社会における原動力となる経済・先端技術の開発・社会的還元の法的枠組みを研究・教育することによって、単に紛争の事後処理だけでなく、紛争予防のための法的枠組みを立案し、経済・技術戦略を法的にバックアップする実務能力を備えた法曹を育成することも、「学の実化」の内容である。第三に、社会問題及び経済取引のグローバル化、ボーダーレス化により、経済格差、戦争、圧政によって生み出される貧困等で苦しむ人々の救済や紛争予防の法的枠組みの必要性も国際化しつつあるから、こうした傾向にも対応できる国際的精神・視野の涵養により国際的法曹を養成することも「学の実化」の具体的内容となる。

以上の教育理念に照らし、本学法務研究科は次の三つの特性を兼ね備えた法曹を養成したいと考えている。

① **プロフェッショナル・ロイヤー**

理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成すること。

② **ヒューマニタリアン・ロイヤー**

豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成すること。

③ **クリエイティブ・ロイヤー**

複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること。

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定：目的

本学法務研究科は、達成目標において既述したように、実務法曹養成に特化した教育を行う専門職大学院として、司法が 21 世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすための人的基盤を確立することにつき他の法科大学院と同様その一翼を担うことを目的として設立された。具体的には、プロセスとしての実務法曹養成システムにおいて、司法試験、司法修習と連携し、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施する基幹的な高度専門教育機関として、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識、柔軟な思考力、説得・交渉の能力等の基本的資質、さらには、社会や人間関係に対する洞察力、職業倫理、人権感覚、先端的

法分野や外国法の知見、国際的視野と語学力を備えた法曹を養成することを目的としている。

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定：教育目標

さらに本学法務研究科では教育目標を次のように設定している。すなわち、実務法曹の養成のための中核的教育機関である法科大学院では、その教育は司法試験及び司法修習との有機的連携を図らなければならず、法科大学院の課程を修了した者に新司法試験の受験資格が認められる（法科大学院の教育と司法試験等の連携等に関する法律第 1 条参照）。したがって、少人数による密度の高い授業により、理論的かつ実践的な教育を体系的に実施し、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力・弁論能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養することがその教育目標となる（同法第 2 条 1 号参照）。

これを敷衍して言うなら、第一に、本学法務研究科の課程を修了し、将来、新司法試験を受験し、裁判官、検察官または弁護士となろうとする者に対し、まず必要な専門的な法律知識及び法的な推論の能力を修得させ、さらに必要な専門的な学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を修得させることがその目標となる。その際、社会人及び非法学部出身者に門戸を開放し、かつ、現行司法試験における知識偏重型の弊害を是正することを目的として設置された法科大学院では、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を実施することが重要である。第二に、いわゆる実務関連科目につき導入教育を行うことによって、裁判官、検察官または弁護士としての実務に必要な能力を修得させることを目的とする司法研修との有機的連携を確保・徹底することがその教育目標となる。第三に、公法系科目、民事系科目及び刑事系科目のみならず、先端・展開科目の幅広い履修によりこれら分野に関する理論及び実務上の基本的学識を修得させ、将来これら分野に特化した専門法曹となり得る能力を養うとともに、基礎法・学際分野科目の履修により人間性に根ざした哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を養うことをその教育目標とする。

以上三つの教育理念は、法科大学院の教員配置、カリキュラム、アドミッション・ポリシー等に次のように具体化されている。①実務経験豊かな教員を十分に配置し、単なる実務的法技術を修得させるにとどまらない、法曹としての精神を修得させるカリキュラムを策定する。実務関連科目を充実させるのみならず、法律基幹科目にも、優れた学識を有し、経験豊かな実務家を配置する。②先端・展開科目群において消費者、家族、少年、労働者、市民的公共圏の諸問題にかかわるカリキュラム及び教員を配置する。③すでに別の専門を学び、実践した専門家を法曹として養成し、複数の専門分野に精通する現代社会にふさわしいマルチ・スペシャリストたる法曹を養成する。そのため、学生の関心の強い学際分野の講義を行い、専門家たる社会人を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げる。④外国人の教員（非常勤）を配置し、また、渉外法務を専門とする実務家教員及び研究者教員を配置し、外国法を修得させ、現代民商法、とくに国際ビジネスに対応しうる法曹を養成する。そのため、語学能力に長けた学生を受け入れるというアドミッション・ポリシーを掲げ、国際取引法、現代中国ビジネス法、国際法、外国法等の科目を置いている。

また、上記教育目標に従い設けられたカリキュラムに基づき、1 年次生には、社会人も含めて原則として 2 クラス制編成（例えば、法学部出身者と非法学部出身者によるクラス分割）を多くの科目につき行い、実務を意識した基礎的な理論教育を行い、専門的な法律基礎知識及び法的な推論に関する基本的能力を修得させている。2 年次生及び 3 年次生には、まず六法系科目につき演習方式の講義により専門学識並びに法的な分析、構成及び論述の能力を修得させている。その際、実践的法律知識と実践的な理解力、思考力、判断力を養い、実務教育の架橋となりうる教育効果を図るべく、実務家教員が単独に、または研究者教員とペアーとなって講義を行うと共に、研究者教員と実務家教員の共同作業により作成された教材を使用し、双方の意見を集約した講義運営を行っている。さらに、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判、民事紛争実務論、民事または刑事実務特殊講義等の実務関連科目において実務家教員により実務教育の導入部分につき講義を行い、司法研修との有機的連携を確保・徹底している。いわゆる先端・展開科目においては知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法の分野につき将来専門実務家として発展できる素地を育成すべく、これら各分野につき 3 以上の講義または演習科目群から成るエキスパート・ユニットを設け履修指導によっ

て講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。そのほか、現代ビジネス法、国際法務、国際法、市民生活法など多様な分野につき数多くの共通科目を配置し、さまざまな先端分野において将来これらに特化した専門法曹となり得る基本的能力を養わせている。最後に基礎法・学際分野では法哲学・法理論、法と社会 1～5（テーマ：法と倫理、法と環境、法と家族、法とメディア等）の科目を配当し、哲学的思考と法隣接分野に関する豊かな知見を修得させている。

1-2　理念・目的並びに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性 について

本学法務研究科が掲げる「学の実化」の具体的内容となる三つの教育理念及びこれに従い養成される三つの特性を備えた法曹像は、「連携法」2 条 1 号が定める法曹養成における法科大学院の基本理念に従うものであること、また、本学法務研究科の設置の目的は法科大学院制度の設置目的（「連携法」1 条参照）を忠実に実現するものであること、さらに、本学法務研究科が掲げる三つの教育目標は、法科大学院における実務法曹養成に特化した教育の目的・特性に従ったものであることから、1-2　理念・目的並びに教育目標の法科大学院制度の目的への適合性 に係る要請に応ずるものである。

1-3　理念・目的並びに教育目標の学内周知 に関しては、上記三つの教育理念及び教育目標は、学生に対してはカリキュラム、アドミッション・ポリシー、在学生対象の講演会、懇談会等の各種行事、新入生用入学オリエンテーション行事等を通じて周知徹底を図っている。教員に対しては法科大学院特有の教員配置により教員間の認識を深めると共に、配当年次別または分野・科目群別の担当教員による教材の作成・改訂・テスト問題作成等を通じ、また教授会における教育懇談会、FD 活動等を通じ理念と教育目標の周知徹底を図っている。いわゆる非常勤教員に対しても教育理念及び教育目標につき認識の共有を図るべく面談または文書等の所作をとっている。

なお、開設当時は、学生及び教員において以下の状況が見られたが、現在はこれもなくなっている。まず学生においては、法科大学院教育のプロセス成果を確認する新司法試験の具体的内容が未だ明らかでなかったため、本学の教育理念・目的及び教育目標に対して一抹の不安を感じていた者、特に既修コースの者も、教員との懇談会を通じ、これを理解するようになり、加えてサンプル問題の公開、プレテストの実施を契機にして、法科大学院教育の成果を検証・確認する新司法試験の意義を認識し、本学法務研究科の理念・目標を受け入れてくれるようになった。専任教員においては開設 1 年目には先端・応用科目の受講者が少なかったため、六法系科目の教員と他の科目の教員との間に理念・目的の共有につき若干意識の齟齬がみられた。しかし、現在では、現実の講義経験、教授会における教育懇談会での情報交換・意見交流を通じ齟齬は解消されている。

以上、法科大学院制度及び本学法務研究科独自の教育理念・目的につき開設初年度である平成 16 年度の春学期途中まで学生の一部には若干理解不足の点が見られたが、それ以降これも解消されている。教員の側は、設立当初から理念・目的を概ね共有でき、確かに最初は新しい教育法につき意気込みが空回りする面があったが、新しい実務法曹の養成機関の中核としての重責を認識した教育が実施できたと思われる。例えば、六法系教員は各科目につき教材の作成、改訂、レポート添削、講義の準備・改善、厳格・公正な成績評価等膨大な精力を費やし、学生の授業評価に十分耐え得る教育サービスを提供したと自負している。その結果、本学の教育目標は多くの学生に対し概ね達成できたと思われる。初年度から平成 19 年度を振り返るなら、最初の 2 年間は順調に滑り出し、平成 18 年以降も、概ね順調に進行している。

1-4　理念・目的並びに教育目標の社会一般への公開 については、本学法務研究科独自の教育理念・目的及び教育目標については、関西大学法科大学院に関するパンフレット、関西大学のホームページ（http://www.kansai-u.ac.jp/ls/）等を通じ、学内外に公開・発信を行っている。また、入試要項、学内外の進学説明会等において出願を希望する者に対しこの教育目標をアドミッション・ポリシーとして明示し、本学が養成しようとする具体的な実務法曹像を明らかにしている。その結果、本学の受験生は、明確な志と旺盛な学習意欲をもっている。また、入学者は新たな法曹養成システムとしての法科大学院に対する期待が大きく、社会人、非法学部出身者に門戸が開放され多様な生活または社会経験を経たさまざまな年齢の者が

本学の理念に従い新しい実務法曹になるべく勉学に集中している。この点は特に未修コースの学生につき顕著である。

1-5　教育目標の検証 については、本学法務研究科では、例えば、授業においては、法律知識の修得に偏重せず、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を重視した教育を行っているが、教育目標の達成状況は、具体的には以下のような状況にある。六法系演習科目における教育目標が一面的または暗記型の法律知識の修得にあるのでなく、法律に関する理論的かつ実践的な理解力、思考力、判断力を修得することにあることを、教員が折に触れて説明していることから、現行司法試験の受験経験者も含め多くの学生はこの点をよく理解し、懸命に能動的勉学に取り組んでいる。また、実務関連科目については、実務教育の導入部分を教育する法科大学院教育の趣旨を履修説明会等を通じて理解し、実務法曹の養成のための新しい実務教育に対する強い関心と期待に基づき意欲的な勉学を行っている。さらに、先端・展開科目については、経験豊富な教員の授業内容に触発されて、実務法曹として将来専門分野が持てるよう学生各自は幅広い科目履修を行っている。特に、本学の特色の一つとして設けた中国ビジネス法の諸科目については多くの学生が関心を示し、意欲的に勉学に取り組んでいる。基礎法学・学際分野についても今まで経験したことのない知的好奇心に基づき法哲学を勉強する者も見られる。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」1-1 から 1-5 まで）

1-3　理念・目的並びに教育目標の学内周知 については、いくつかの問題点も浮かび上がっている。まず①法曹への入口として待ち受けている新司法試験が当初の法科大学院構想において前提とされていた70％～80％の合格率とは異なり、50％を大きく下回ることが確実に予想される状況となったため、勢い法科大学院学生らにおいては、理念よりもまず合格、という風潮が見受けられるようになってきた。学生らに法科大学院の理念を担うモチベーションを維持させることは、次第に難しくなってきている。入学者の半数以上は法曹になることはできないという状況が将来的に固定化するのであれば、入学者数を絞り込むなり、あるいは、法曹以外の進路を想定したカリキュラムを策定するなどの対応策の検討が必要になる（後述「将来への取組・まとめ」参照）。次に②過渡的現象ではあるが、いわゆる司法試験浪人から既修コースに入学した者については平成 16 年度及び平成 17 年度には現行司法試験合格者枠の拡大があったため、入学後も二足のわらじを履く者が散見され、教育理念及び教育目標につき必ずしも十分な理解が得られない状況にあった。しかし、平成 18 年以降、状況は一変し、このような現象は見られなくなった。新卒等の現行試験未経験の既修進学者が増加傾向にある。既修のみならず、未修でも入学者が若年化するに伴い、法科大学院の理念・目的・教育法等につき十分理解しないまま、曖昧な進路動機に基づき入学する者が出現し始めている。これらの者に対してはあらゆる機会を通じて本学法務研究科の理念・目的・教育法の周知徹底を図る必要がある。さらに③先端・展開科目については知的関心のあり、かつ、将来自身が専門法曹となるべくこれら分野につき基本的な知見を修得させることを目標としたにもかかわらず、現実には学生の側が法科大学院の修了要件に拘泥し、いわゆる保険をかける履修行動が目立った。この点、既に初年度から履修説明会等で先端・展開科目の設置目的を説明し、保険をかける目的からの過度の履修登録を慎むように徹底したため、改善されつつある。ただ、本学の場合、全学レベルでは履修登録を年度開始時に秋学期分も含め一括して行うシステムを採用しているため、秋学期における履修取消または変更が原則としてできず、3 年次に 44 単位の履修制限単位をすべて登録する学生が相当数存在するのが現状である（なお、現在、秋学期の履修登録科目につき履修取消を認める制度を全学的に導入するか否か検討中である）。また④担当科目・分野と理念・教育目標との関係、教員の担当科目数に関わる問題ではあるが、六法系教員と先端・展開科目の教員との間に理念・教育目標につき若干認識の差が見られる。前者の教員についてはその理念・教育目標を真摯に理解し、当該科目の教育を行う結果、研究教育活動の中で教育が占める割合が格段に増加し、負担増の感覚を共有している。他方、後者の教員は専任ではあるがカリキュラム上担当科目数があまり多くなく、多くの者が法学部または法学研究科との兼担教員となり、かつ、教育目標としても六法系科目のような実務教育への架橋を目的とした十分な理論教育が求められていないため、法科大学院教育の目標設定の認識につき若干のずれが見ら

れる。また、教育目標の設定が六法系科目と異なるため、これら科目を受講する学生側における勉学の取組に対する甘さも散見される。ただ、平成 19 年度のカリキュラムの改革によって先端・展開科目の各分野につき各科目の単位数を増やし、学生が当該科目に対してより深い知見を獲得し、同時に、これら教員が法科大学院教育により重点を置いた教育活動を行うことが可能となり、改善の方向にある。最後に⑤実務家教員につき初年度大学における教育経験の浅い、またはない者については教育目標を達成する上で不可欠な教育指導及びクラス運営の点で若干混乱が見られたが、FD 活動すなわち学生の授業評価、研究者教員等による授業参観とその結果に関する意見交換、教授会の教育懇談会等によって解消されつつある。もちろん、新たに赴任する実務家教員に対しては今後も同様の施策を実施していく必要がある。また、理論教育に重点を置いた科目（例えば、2 年次の法律基幹科目の一部）の担当者を決定するにあたっては、当該科目の性質、具体的な教育目標、教育内容等を踏まえ、かつ、実務教育との架橋の具体的内容を斟酌しながら、慎重に判断していく必要があると考えている。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」1-1 から 1-5 まで）

1-1　理念・目的並びに教育目標の明確な設定 については、他律的要因に左右され現時点では断定できないが、新司法試験の合格者数によっては、本学法務研究科においても一定の改革を行わざるを得ないことを指摘しておきたい。まず、第一に、各法科大学院の入学定員、授業料等につき旧国公立大と私大との間で自由競争が今後も行われる限り、私大では特に入学定員の縮減等の入試改革を将来検討しなければならない。第二に、法務博士の法曹以外の進路についてはパラリーガル資格、公務員資格等、国の新たな施策に関する今後の展開を見ながら、対応するカリキュラムの改革を慎重に検討しなければならない。これと関連して第三に、パラリーガル、公務員、民間会社の法務部等に関する就職情報の提供等の面で本学のキャリアセンターとの連携を図る必要が出てこよう。第四に、実務法曹の養成のみならず、司法修習中または後の法曹としての就職活動に対しても一定の支援を弁護士会の支援と他の法科大学院との連携の下、実施する機関としての社会的要請が強まれば、これを検討する必要があると考えている。

2　教育の内容・方法等

(1) 本学のカリキュラム

（ア）カリキュラムの基本的な仕組み

【現状の説明】（「評価の視点」2-1 から 2-5 まで）

2-1　法令が定める科目の開設状況とその内容の適合性 については、八つの科目群（法律基本科目 A・同 B、法律基幹科目 A・同 B、法律選択科目、法曹基本科目、法律応用科目、基礎法学・学際分野科目）に分けて授業科目を配置しているが、その開設状況及び内容は次のようになっており、法令基準を充足している（P903 の＜カリキュラム表＞も参照）。

図Ⅱ-法務-1　関西大学法科大学院のカリキュラム体系

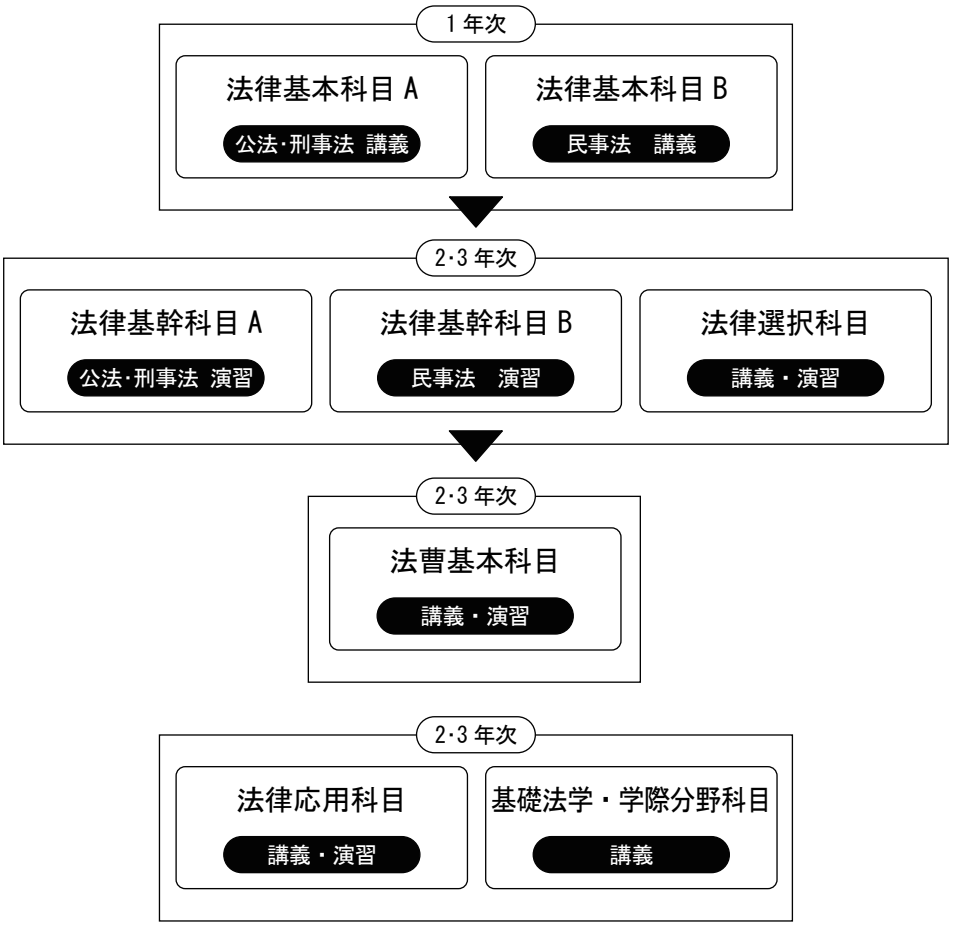

（本学法科大学院ホームページより）

第一に、1 年次に配当される法律基本科目 A・同 B については、基本的な三つの法分野である公法（1 年次は憲法のみ）、民事法（民法、商法、民事訴訟法）及び刑事法（刑法、刑事訴訟法）につき基礎となる学識を修得させるべき科目を配当した。なお、平成 18 年度までのカリキュラムでは、導入講義として入学当初の 4 月に基本演習（自由科目）を短期集中で行っていたが、オリエンテーション行事や授業開始の時期に重なり、スケジュールが過密になっていたため、平成 19 年度から基本演習を廃止する一方、入学前事前指導として、11 月中旬から 3 月にかけて、入学前事前指導を実施している（詳細は後述「(2)(イ)履修指導・学習相談体制」P909 参照）。

第二に、法律基幹科目 A・同 B については、法曹養成教育の中の法理論教育において中心を占めるので、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習・講義を基本とすることによって、各受講生の理解度を確認しながらきめ細かな教育指導を行い、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目指している。科目数については、上記三つの法分野の中でも将来の法曹において特に必要性の高い民事法分野の科目数（2 単位×3 科目の民法演習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ、及び各 2 単位の民事訴訟法演習・会社法演習・商法演習）の充実に相当程度配慮した。さらに、実務との架橋を図るべく、訴訟法科目のいくつかは実務家教員が担任するとともに、実体法と手続法の総合演習では研究者教員と実務家教員の連携による教育を行っている。

第三に、法曹基本科目については、専門的職業人である法曹に対し要求される職業倫理、職業意識、職業上必要とされる実務的能力とスキル等の涵養を図るべく、相当数の実務家教員により多様な科目（民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、民事・刑事実務特殊講義、刑事模擬裁判等）が提供できるように特に配慮した。また、リーガルクリニックでは、法律相談の意義、実習の心構え、カルテの作成要領について、エクスターンシップでは、弁護士業務の意義、守秘義務の重要性などについて、演習形式で討議するとともに、リーガ

ルクリニックについては大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（ホームページ< http://www.kansai-u.ac.jp/Kouhou/nakanoshima.html >及び同センターのリーフレット参照）で引き受けている無料法律相談に同席し、エクスターンシップでは弁護士事務所に派遣することにより、実習の形態で教育を行い、実務法曹のためのいわば臨床実習を通じて、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルのトライアルの場ともなるようにした。リーガルクリニックは、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会奉仕により社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

第四に、法律応用科目、いわゆる先端・展開科目においては、計 37 科目に及ぶ多様な科目を開設し、そのうち知的財産法、経済法、労働法、中国ビジネス法についてはエキスパート・ユニットを設け、講義と演習のセット履修を誘導することにより、先端法分野の学識を深化させる工夫を施している。エキスパート・ユニット以外の共通科目のうち、特に現代ビジネス法及び国際法務・国際法に関わる分野では、現代的な民事紛争及び渉外紛争に対して、幅広い学識をもって問題を解決しうる能力を育成できるように、上記中国ビジネス法講義・演習のほか、金融法、国際契約実務論、国際人権・人道法、国際経済法、国際取引法、渉外法律実務演習等の科目を置いた。また、担当教員についても、現代ビジネス法に関わる諸科目については、企業法務または政府機関出身の教員を配置し、知的財産権をめぐる紛争、さらに多様な金融・経済取引から生起する紛争などの現代型の民事事件に対して、将来十分対応できる実務的基礎能力を養成することによって、21 世紀の法曹養成に対するこの分野の実務界の需要に応えられることを企図し、国際法務・国際法分野には国際人権法の専門教員、渉外事件を担当した企業法務出身教員、及び中国ビジネス法に精通する実務家教員等を配置し、国際取引紛争、渉外事件、国際人権問題の解決を担い、国際的に活躍し得る国際派の法曹を養成することを目指し、グローバル化した 21 世紀の社会的要請に応えられるように配慮した。一方、共通科目のうち市民生活に関わる法分野である行政手続・情報公開法、現代法特殊講義 1（不法行為実務講義）、現代法特殊講義 4（消費者取引法）、現代法特殊講義 5（家事事件手続法）等には、研究者教員及び実務家教員を配置して、市民生活に関わる多方面の法的紛争の解決を担いうる市民派法曹を養成することを目指している。

表Ⅱ-法務-2　カリキュラム表

法令基準	類別		授業科目	
法律基本科目群	法律基本科目A	必修科目	憲法Ⅰ（統治の基本構造）	刑法Ⅱ（各論）
			憲法Ⅱ（基本的人権）	刑事訴訟法
			刑法Ⅰ（総論）	
	法律基本科目B	必修科目	民法Ⅰ（財産取引法総論）	民事訴訟法
			民法Ⅱ（財産取引法各論）	商法（会社法）
			民法Ⅲ（不法行為法）	
		自由科目	民法Ⅳ（家族1）	商法（取引法）
			民法Ⅴ（家族2）	
	法律基幹科目A	必修科目	公法総合演習Ⅰ（基本的人権）	刑事訴訟法演習
			公法総合演習Ⅱ（司法制度論）	行政法演習
			刑法演習Ⅰ	刑事法総合演習
			刑法演習Ⅱ	
	法律基幹科目B	必修科目	民法演習Ⅰ	会社法演習
			民法演習Ⅱ	商法演習
			民法演習Ⅲ	民事法総合演習
			民事訴訟法演習	
	法律選択科目	選択科目	行政法概論	民事訴訟法発展講義
			行政救済法	会社法発展講義
			憲法判例演習	公法・刑事法LW＆D演習
			民法判例演習	民事法LW＆D演習
法律実務基礎科目群	法曹基本科目	必修科目	法曹倫理	刑事実務の基礎
			民事裁判の基礎	
		選択科目	リーガルクリニック	刑事模擬裁判
			エクスターンシップ	民事紛争実務論
			民事実務特殊講義	

検索

法令基準	類別			授業科目	
展開・先端科目群	法律応用科目	エキスパート・ユニット	選択科目	知的財産法１	労働法２
				知的財産法２	労働法３
				知的財産法演習	労働法演習
				経済法１	中国ビジネス法講義１
				経済法２	中国ビジネス法講義２
				経済法演習	中国ビジネス法講義３
				労働法１	中国ビジネス法演習
		共通科目	選択科目	金融法	行政手続・情報公開法
				倒産法１	租税法１
				倒産法２	租税法２
				国際契約実務論	環境法
				民事執行・民事保全法	現代法特殊講義１（不法行為実務講義）
				国際人権・人道法	現代法特殊講義２（少年法）
				国際公法	現代法特殊講義３（経済刑法）
				国際司法	現代法特殊講義４（消費者取引法）
				国際経済法	現代法特殊講義５（家事事件手続法）
				国際取引法	現代法特殊講義６（知的財産実務）
				国際法演習	現代法特殊講義７（倒産処理手続）
				渉外法律実務演習	
基礎法学・隣接科目群	基礎法学・学際分野科目	基礎法学分野	選択科目	法哲学・法理論	比較法
				法哲学・法理論演習	
		学際分野	選択科目	法と社会１（法と家族）	法と社会４（法と環境）
				法と社会２（法とメディア）	法と社会５（法と東西文化）
				法と社会３（法と倫理）	

2-2　法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設については、まず、職業的倫理観と豊かな人間性・市民感覚を涵養することを目的とした法曹倫理（講義科目・必修科目）、リーガルクリニック（実習科目・選択必修科目）等の法曹基本科目を設置した。また、外国法に関する知見を修得させ、また国際的視野の養成と法学に関する語学力の向上に重点を置くべく、基礎法学・学際分野科目にアメリカ人実務家による実務重視した講義科目（比較法）を配置し、また、国際法務に関する科目として中国ビジネス法を専門とする弁護士教員による中国ビジネス法講義・同演習といった科目も設けている。特に中国ビジネス法関係の４科目については、エキスパート・ユニットの一つとして集約している。さらに、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく、法とメディア、法と家族、法と東西文化等の学際分野をテーマに取り上げる「法と社会１～5」の講義科目を設けている。

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮に関しては、現代社会の諸問題について、法的な視点に立った基本的理解とその解決能力を育成し、また六法分野以外の諸法分野について、知識の修得による多元的・複眼的な法的思考能力の涵養を目的とするとともに、法曹としての国際感覚を養成し、さらに幅広い視野に立った社会・人間関係に対する洞察力の育成を目的とする法律応用科目及びこれを補充する基礎法学・学際分野科目を設け、一部科目については講義科目と演習科目とに分けることとした。配当は２・３年次とし、２年次から一部の科目を順次履修できるようにするとともに、六法系の理論教育の配当が少なくなる３年次に重点的に履修させ、六法科目の履修とのバランスを図っている。また、先端的法分野の体系的・専門的知見を系統的な学習によって修得させるため、平成 18 年までのカリキュラムでは、法律応用科目に三つの分野を設け、複数分野の履修を義務づけ、本学の特色としていたが、学生の負担が過重になっている点を考慮して、平成 19 年度からは、上述のように一定の先端科目についてエキスパート・ユニットとしてくくり、講義と演習のセット履修を誘導することによって、体系的・専門的知見の修得を促す仕組みを取り入れた。一方、その他の先端的法分野科目は共通科目として、自由な履修を認めることとしている。

2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置については、法曹養成に特化した教育にあっては法理論教育がその中心を占め、その中でも公法、民事法及び刑事法が重要かつ基本的な三つの法分野に位置することから、法学未修者１年次生に対しては、これら三つの法分野につき、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Ａ・同Ｂ（自由

科目 3 科目を含む）を設けている（ただし、公法分野は憲法Ⅰ・同Ⅱのみ）。また、2 年次生またはいわゆる法学既修者に対しては、これら上記三つの法分野に関わる科目（ただし、公法分野に行政法を加える一方、民法は財産法分野に特化）につき、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基幹科目A・同Bを設けている。同時に法律基幹科目A・同Bの中の 3 年次配当科目である公法総合演習Ⅱ（司法制度論）・刑事法総合演習・民事法総合演習の各授業においては、実務との架橋を強く意識して、実務家教員が参加・担当し、理論教育のみならず、実務を意識した実体法・手続法の教育及び実体法と手続法の統合教育をも行っている。なお、平成 18 年度までのカリキュラムでは、法律応用科目については系統的履修を徹底すべく、演習科目についてはこれに対応する講義科目の履修を先修条件としていたが、平成 19 年からの新カリキュラムでは、より自由に法律応用科目を履修させる機会を確保すべく先修条件を外す一方、エキスパート・ユニットの各科目については履修指導により系統的学習を指導している。

2-5　法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫 については、法理論教育にあっても、司法試験及び司法修習と有機的な連携を図る必要がある。これを実現するため、授業内容については、抽象的な理論教育にとどまらず、常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、六法科目（2 年次配当の民法演習Ⅰ・同Ⅱ・同Ⅲ、民事訴訟法演習、刑事訴訟法演習、3 年次配当の公法総合演習Ⅱ、刑事法・民事法の各総合演習等）の授業をも一部担当することによって、法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法理論教育と法実務教育の架橋を図るのが法曹基本科目である。そこで、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う民事実務特殊講義を 2 年次後期に配当し、理論教育科目である法律基幹科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した（刑事実務特殊講義は 3 年次前期に配当）。また、3 年次前期には民・刑事の事実認定論に関する民事裁判の基礎、刑事実務の基礎を配当している（この 2 科目は法曹基本科目の必修科目）。さらに修得した知識を踏まえ、臨床法学として法律相談を実習していくリーガルクリニックを 2 年次後期または 3 年次前期に配当し、法廷教室で行うロール・プレイング方式による刑事模擬裁判（3 年次前期配当）、ADR 及び民事弁護を講義する民事紛争実務論（3 年次前期配当）などを通じ、法的思考能力・現実的問題意識の一層の向上、法曹としての文書・論文作成能力の向上、説得・交渉術の修得を目的とした。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-1 から 2-5 まで）

2-3　学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮 については、平成 18 年までは、幅広い学識を涵養し、また、先端的法分野の学識を深化させることができるようにするため、法律応用科目の分類に多数の科目を設置して、非常に幅広い選択肢を用意するとともに、三つの分野（現代ビジネス法、国際法務・国際法、市民生活）のうちの 2 分野から講義と演習をセット履修するように義務づけていた。しかし、こうした修了要件を充足するためには、不合格となるリスクを考慮してさらにもう 1 系統の講義・演習を履修するなど、本来の趣旨に反して、むしろ過重負担となっている傾向がみられたので、平成 19 年からは、エキスパート・ユニットと称して、1 系統についてのみ講義・演習を履修誘導する形に改めた。これにより、学生の側でもある程度の余裕ができ、各自の本来の社会的関心や学問的興味に従って先端的法分野の科目を選択・履修するようになったと見受けられる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-1 から 2-5 まで」）

平成 19 年度からのカリキュラム改正によって、修了要件等を緩和した結果、学生の科目選択の自由度は高くなったが、2-4　カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置 を考慮して、一定の科目に関しては、履修の体系性や望ましい履修順序について指導を行っている。こうした履修指導が功を奏しているかについては、学生の実際の履修行動や成績状況を資料にして、今後分析する必要がある。

（イ）法律実務基礎科目／法情報調査・法文書作成／実習科目

【現状の説明】（「評価の視点」2-6 から 2-10 まで）

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設 については、平成 18 年までは、法曹基本科目 A として要件事実論演習、紛争解決論、事実認定論、法曹基本科目 B に法曹倫理の各 2 単位科目を必修科目として配置していたが、平成 19 年の入学生より、法曹基本科目において、①法曹倫理、②民事裁判の基礎、③刑事実務の基礎の各 2 単位 3 科目を必修科目として配置している。①は実務家教員と研究者教員が、②、③は複数の実務家教員がチームを組んで担当する。

①法曹倫理は、法曹の仕事全般にわたって必要とされる責任感や倫理観を養うことを目的とする。具体的課題と事例の検討を通じて、法曹全体についての使命、行動規範、資質などについてふれ、プロフェッションとしての自覚と倫理観を体得するようにする。研究者教員と実務家教員（裁判官、検察官、弁護士）が分担して講義を行うほか、レポートを提出させ、あるいはディスカッションを行う方法で進める。

②民事裁判の基礎は、2 年次配当の民事実務特殊講義（後述 2-8 参照）を踏まえ、民事訴訟における要件事実と事実認定についての基礎的な知識を習得させ、理論と実務の架橋のための基礎固めをすることを目標とする。授業の前半では、未学習の基本的な訴訟類型における要件事実について、具体的な事例に基づいて検討し、次に、事実整理（争点整理）の手法について課題レポートによる演習形式で学習させた後、事実認定について、講義と演習形式を併用して基本的な事項を学習させる。

③刑事実務の基礎は、事件の発生、捜査、公判と続く刑事裁判の手続の各段階において、検察官・弁護人・裁判官は具体的にどのような役割を果たすことが期待されているのか、その点についての基礎的な事項を、実際に行われている刑事裁判の実務の状況等を踏まえながら、できるだけ具体的に理解することを目的とする。

2-7　法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設 については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする科目として、公法・刑事法 LW＆D 演習及び民事法 LW＆D 演習の各 2 単位を開設している。（根拠・参照資料：「平成 19 年度法科大学院講義要項」P42、43）

公法・刑事法 LW＆D 演習及び民事法 LW＆D 演習においては、法曹として日常的に行う法律情報の調査、収集とその結果得られた法律情報の加工を行う技能を修得することを目的として、適切、迅速かつ合理的コストにより、法例、判例、法律論文、判例批評などの法律情報を調査、収集し、さらに、調査収集した情報を加工して成果物を作るという訓練を行うことにより、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得させている。授業では、2、3 回に 1 度くらいの割合で、実際に各種の法律文書を作成する。

なお、入学後のオリエンテーション期間中に、コンピュータによる法情報検索の初歩を教え、民事裁判の基礎、刑事実務の基礎、刑事模擬裁判においては、尋問事項、事実整理、判決の起案を、またリーガルクリニックにおいてはカルテの作成、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案を、さらにエクスターンシップにおいてはカルテ、レポートを作成させている。

2-8　法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設 については、①民事実務特殊講義、②刑事実務特殊講義、③刑事模擬裁判（以上、各 1 単位）、④民事紛争実務論（2 単位）、⑤リーガルクリニック（1 単位）、⑥エクスターンシップ（2 単位）を選択科目として配置している。なお、⑤、⑥は実習科目である。

①民事実務特殊講義は、3 年次配当の民事裁判の基礎のうち、要件事実に関する導入講義として位置づけられる科目であり、民事訴訟における訴訟物や要件事実の意義と機能について、売買契約や所有権に基づく明渡請求などの典型的な事例を通じて理解、習得させることを目標とする。

②刑事実務特殊講義は、平成 21 年の裁判員裁判の実施が目前に迫っていることから、新しい刑事裁判の仕組みの概要と現時点における実務の実情についての基本的な理解の習得を目的として、裁判員制度の概要、

裁判員選定手続や裁判員裁判の公判・評議をめぐる諸問題、公判前手続における検察官・弁護人・裁判官の取組等について講義する。

③刑事模擬裁判は、刑事裁判の手続の流れについて、具体的な理解を深め、実務への架橋とする趣旨で、実務家教員の指導の下に、学内の法廷教室等を利用して、刑事事件の模擬裁判を実施する科目である。授業では、記録教材やビデオ等を用いて、第一審の公判前整理手続や公判手続の流れについて説明した後、受講生自身が裁判官・検察官・弁護人等の法曹三者役及び被告人・証人等の関係者役を分担して、それぞれの手続を実演する。

④民事紛争実務論は、実際の紛争が多種の法や手段を総合的に駆使して解決に至ることから、総合的な事例検討によって、理論と実務の架橋を試みるものである。さまざまな種類と形態の民事紛争を解決に導くには、紛争処理の方法や手続を熟知し使いこなせることが必要であるから、授業では、民事訴訟手続を中心に事例解説をするが、ADR など裁判外の紛争処理も取り上げる。

⑤リーガルクリニックは、机上の勉強が実践化していく過程の一端を教員との共同作業による法律相談を通じて経験させることを目的とする。弁護士資格を有する教員とともに法律相談に立ち会い、相談者の了解の下に受講生自身が発問を行って相談者から事実関係を聴き取り、法的助言を行う。教員は適切な助言がなされているかをチェックし、相談の最終段階においては、理論的実務的に可能な最高水準の法的助言をまとめて相談者に提供する。相談役、受講生は、教員の指導の下に相談内容をいわゆるカルテにまとめ、法的知識、思考力、一般常識の確認を行う。その他、内容証明郵便、契約書、訴状、調停申立書等の起案も行う。

⑥エクスターンシップは、法律事務所において実務研修を行い、その成果をまとめて報告させることにより、法的思考及び解決手法の修得を目的とする。実務研修にあっては、指導担当弁護士に同道、同席し、現実に生起している問題をいかなる思考と法的知識で解決に導くかを学ばせる。併せて、法曹の日常業務の中で実践されている法曹倫理の具体例を実体験させる。

2-9　臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制については、リーガルクリニックにおいては、1 クラス 3 名以内の学生に対し、1 名の専任または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、実務を取扱っている現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。エクスターンシップにおいては、一法律事務所ごとに 1 名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所であって、規模や担当弁護士の力量、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。リーガルクリニックの成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。エクスターンシップの成績評価は、本学担当専任教員が、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえ、独自に行う。いずれも、臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、かつ指導において明確な責任体制がとられている。

2-10　リーガルクリニックやエクスターンシップの実施に関する守秘義務への対応と適切な指導については、リーガルクリニックとエクスターンシップの授業を実施する際には、学生が学外者のプライバシーその他守られるべき秘密に接することが当然に予想される。そこで、これらの受講にあたっては、まず、法曹倫理の授業を受けていることを条件とし、守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させる。さらに、受講の直前に学生を一堂に集めて説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知の徹底をはかる。その際に、守秘義務に違反する行為を行わない旨及び万一これに違反した場合には学則等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印させる。学則第 51 条には、「本研究科の学則又は事務取扱規程に違反し、その他学生の本分に反する行為をした者は、懲戒処分に付する。」と規定し、これを受けて、「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を規定し、特に、守秘義務に違反する行為については、学則第 51 条に違反する行為である旨を明記している。あってはならないこと

であるが、万一、問題事案が発生したときには、退学処分も含めた厳しい処分をすることが予定されている。（根拠・参照資料：関西大学法科大学院学則第 51 条）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-6 から 2-10 まで）

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設、**2-7　法情報調査及び法文書作成を扱う科目の開設**、及び**2-8　法曹としての実務的な技能、責任感を修得・涵養するための実習科目の開設**については、3 年間の経験を踏まえて、平成 19 年度からカリキュラムを改正しているが、いずれも法令基準を踏まえ、かつ司法修習との有機的連携を確保・徹底するという教育目標に沿って適切に授業科目を開設している。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-6 から 2-10 まで」）

2-6　法曹倫理に関する科目、民事訴訟実務、刑事訴訟実務に関する科目の必修科目としての開設については、平成 19 年度からのカリキュラム改正によって従来の科目を大幅に改編し、民事裁判の基礎や刑事実務の基礎等の科目は、平成 20 年度から新たに開講されるため、その内容の適切性、妥当性については、公開授業や授業評価アンケートの分析を通じて、追跡調査をする予定である。

(2) 教育の方法

（ア）課程修了の要件／単位認定／在学期間

【現状の説明】（「評価の視点」2-11 から 2-15 まで）

2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮については、課程修了の要件として、標準修業年限を 3 年とし、修了所要単位を 94 単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を 1 年短縮し、修了所要単位を 64 単位以上としている。いずれの場合も論文の提出を修了要件とはしていない。

2-12　履修科目登録の適切な上限設定については、過剰な履修を制限して十分な自学自習時間を確保できるように各年次の履修単位数に上限を設定し、1、2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としている。

2-13　他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性については、他の大学院において履修した単位は、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、30 単位を上限として本学法務研究科において修得したものとみなすことができるものとしている。

これと関連して、**2-14　入学前に大学院で修得した単位の認定方法**については、本学法務研究科に入学する前に大学院（科目等履修生として修得した単位を含む）において履修した単位は、本学法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、30 単位を上限として本学法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている。ただし、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で履修した授業科目について本学法務研究科において履修したものとみなす単位数とあわせて、総計 30 単位を超えて認定することはできない。

2-15　在学期間の短縮の適切性については、本学法務研究科では、入学者選抜に際して法学既修者コースの法律科目試験に合格した者についてのみ在学期間の短縮を行っており（「専門職大学院設置基準」第 25 条、後述「４学生の受け入れ」参照）、「専門職大学院設置基準」第 24 条に基づく、法科大学院入学前の修得単位のみなし認定による在学期間短縮制度は実施していない。（根拠・参照資料：関西大学法科大学院学則第 3 条、第 10 条、第 12 条、13 条、別表）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-11 から 2-15 まで）

2-13　他の大学院において修得した単位等の認定方法の適切性及び**2-14　入学前に大学院で修得した単位の認定方法**については、どのような科目について、どの程度の成績を修めていれば認定してよいか等、具体的な実施細則がまだ準備されていない。これまでのところ、本学法務研究科では、他の大学院における

修得単位の認定、入学前の大学院修得単位の認定については開設以来前例はないが、他の大学院、法科大学院からの入学、転学などが早晩生じる可能性があることを考えると、早急に検討する必要がある。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-11 から 2-15 まで」）

法科大学院のみならず、学部教育（とくに実定法科目）を担う教員は、将来的には研究者教員であっても法科大学院修了者が就任するのが趨勢になると思われるが、博士課程（後期課程）に進学するにあたり、その入学選考に際して修士論文の提出を求められる場合には、**2-11　課程修了の要件の適切性と履修上の負担への配慮** との関係で、設置科目のなかに研究論文指導を置いていない点が問題になりうる。そこで、平成 19 年のカリキュラム改正の際に、その研究論文指導の設置の是非についても検討したが、本学大学院博士課程（後期課程）においては、新司法試験合格者については入学選考の際に修士論文の提出を要件としない方針が明らかになったので、今般の改正においてはその設置を見送った。

（イ）履修指導・学習相談体制

【現状の説明】（「評価の視点」2-16 から 2-18 まで）

2-16　法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施 については、まず、入学予定者に対して従来はウェブ上の Q＆A コーナー等により対応していたものを、平成 19 年度入学生から、授業形式の入学前事前指導を実施することとした。具体的には、11 月中旬頃から数回に分けて、法学未修者に対しては憲法、民法、刑法の 3 科目について、法学既修者に対しては各六法科目について 1 回から 2 回（各 90 分）の学習指導（法体系の説明や学習方法等）を行ったうえ、入学直前の 3 月頃に裁判所見学を行っているほか、入学式直後のオリエンテーション期間中には、弁護士事務所の見学も実施している（いずれも参加は任意であるが、入学者の半数程度が参加している）。また、科目履修については、入学時の履修ガイダンスにおいて、望ましい履修のあり方等について説明するほか、2 年次以降に履修が可能となる法律応用科目については特定の科目のみに履修が集中しないように、事前にアンケート調査を行ったうえで、全体のバランスを勘案した履修が行われるように指導している。実務と理論との架橋を図る上で重要な法曹基本科目であるリーガルクリニックやエクスターンシップ等の科目についても、履修を推奨する方向で指導を行っている。（根拠・参照資料：入学前事前指導予定表、在学生に対する履修指導資料）

2-17　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援 については、各教員が授業 1 コマ分の時間（90 分）を授業時間帯のいずれかにオフィス・アワーとして設定し、学生からの質問や学習相談に対応しているほか、成績不良者については、従来から副研究科長や教学主任が個別に該当者を呼び出して面談を行っている。

2-18　アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施 については、従来、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーを設置して、主として授業期間中の毎週土曜日に、民・刑事法と公法について初級・中級・上級の各クラスに分けて学習指導時間を設けており、また、ティーチング・アシスタントについては 1 室を設けて数名が常駐し、専用のブースで学習相談を受け付ける体制を整えていた。しかし、授業科目によっては、受講生の力量に差があり、個々の授業時間内に求められた課題を適切に達成し、必要な知見を十分に身につけられない例も見受けられたことから、平成 20 年度から、アカデミック・アドバイザーの指導により運営される特別演習を新設し、法律基幹科目に属する演習科目を中心に、担任教員とアドバイザーの間で授業進度や受講生の理解度等について頻繁に情報交換を行いながら正規授業を補完する体制を整備することになった。（根拠・参照資料：「2008 年度特別演習実施要領（案）」〈教授会説明資料〉）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-16 から 2-18 まで）

2-16　法学未修者、既修者それぞれに応じた履修指導の体制の整備とその効果的な実施 について、特に法学未修者に関しては、新たに実施している入学前事前指導が、入学前の早い時点で、法科大学院教育のあり方、学習の心構えや方法について知りうる、適切な情報提供の機会になっているようである。不参加者の

ためには、当日の配付資料をウェブサイトから入手できるようにしているが、当日の指導内容をビデオ収録していることから、これをウェブ上で視聴できるようにして、参加機会の公平を図ることを検討中である。

また、2-17　教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援については、現状は学生の必要に応じた個別的な相談にとどまっているが、学生の学習状況を積極的に把握する機会を確保する意味からも、平成20年度から、学生を25名程度のグループに分けて担任教員を配置し、日常的に相談に応じる仕組みを導入することになった。(根拠・参照資料：「クラス担任制度について」〈教授会説明資料〉)

【将来への取組・まとめ】(「評価の視点」2-16から2-18まで)

上記(ア)(P905「将来への取組・まとめ」参照)でも述べたように、平成19年度からのカリキュラム改正によって、学生の科目選択の自由度が増したことに対応して、履修指導によって、科目履修の系統性・段階制を周知するように努めている。しかし、それが学生の現実の履修行動にどのように反映しているかについては、履修登録データの分析や平成20年度から導入されるクラス担任制を通じて検証し、効果が認められない場合には、履修指導のあり方について再検討する必要がある。

(ウ)授業計画等の明示／授業方法／授業を行う学生数

【現状の説明】(「評価の視点」2-19から2-24まで)

2-19　授業計画の明示については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、講義概要、講義計画(4単位科目は28回分、2単位科目は14回分、1単位科目は7回分)、成績評価の方法、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備考の各項目で明示し、同様の内容をWeb上でも公開している(ただし、講義計画の項目は、毎回の授業内容について数行を記す詳細なもので、いわば授業のノウハウに当たるものを含んでいるため、現在のところ、学外向けのWeb公開については、講義概要の項目に限定している)。(根拠・参照資料：「平成19年度関西大学法科大学院講義要項」)

2-20　シラバスに従った適切な授業の実施については、会社法など全面改正後それほど期間を経ていない科目や新たな重要判例等に対応して授業の進行過程で内容の修正等が行われる場合があるが、大半の科目はあらかじめ明示したシラバスに従って適切に実施されている。

2-21　法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施については、演習科目では当然のことながら質疑応答及び双方向または多方向の討論(ディベート形式も取り入れた)が中心に行われている(こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている)。また、講義科目の場合も、ソクラテス・メソッドによる授業を心がけ、教員同士による授業参観を通じて研鑽を積んでいるが、1年次配当の科目のうち、春学期に開講する憲法1、民法1・2等については、そうした双方向授業が一層容易になるように、30名から40名程度のクラス編成をとっている。

2-22　少人数教育の実施状況については、少人数教育により実施することになっている演習科目のうち、法律基本科目(本学の場合、法律基幹科目A・同Bに分類)に属する憲法、行政法、刑法、刑事訴訟法、民法、民事訴訟法、会社法、商法の各演習、及び公法・刑事法、民事法の各総合演習は、1学年6クラスとし、いずれのクラスも15名から29名の適正な学生数で編成されている。一方、展開・先端科目に属する中国ビジネス法実務演習や国際取引・経済法演習では、42名から50名で編成されるクラスも生じている。

2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定については、いわゆる法律基本科目のうち、本学においては、1年次配当科目を法律基本科目、2年次以上配当の科目を法律基幹科目と分類しているが、学生数の設定状況は次の通りである。平成19年度における1クラス平均学生数は、1年次配当の法律基本科目のうち2クラスで実施する憲法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅰ・Ⅱ、刑事訴訟法は、27名から47名、1クラスで実施する刑法Ⅰ・Ⅱ、民法Ⅲ・Ⅳ・Ⅴ、民事訴訟法、商法(会社法・取引法)は、62名から72名となっており、法律基幹科目に属する各演習科目は、上述のように15名から29名となっている。したがって、法律基幹科目は、法令上の標準である50名を20名ないし30名程度下回っているが、法律基本科目の約半数は、標準を

20 名前後上回っている。

2-24　個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 のうち、リーガルクリニックにおいては、1 クラス 3 名以内の学生に対して、1 名の教員（弁護士資格を有し、現在法律事務所において実務にたずさわっている教員）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。相談者からみても、適度な人数による相談を行うことができる。エクスターンシップについては、一法律事務所に 1 名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様な弁護士の実際の処理を見ることができる。

エクスターンシップはまさに個別指導であり、リーガルクリニックにおいても、3 名の学生に 1 名の担当教員が専属的につく体制であり、個別的指導を行っているといえる。（根拠・参考資料：法科大学院基礎データ「３　１授業科目当たりの学生数」）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-19 から 2-24 まで）

2-19　授業計画の明示 及び 2-20　シラバスに従った適切な授業の実施 については、学生による授業評価アンケートにおいて、「授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。」の質問に対する回答のうち、「強くそう思う、「そう思う」の合計が 80%を超え、評価平均が 4.0 となっていることにも示されているように（下表参照）、学生の側からも、適切なものと受け止められているといえよう。

表Ⅱ-法務-3　学生による授業評価アンケート／法科大学院全体の集計状況

1　授業内容は、講義要項、授業計画等で示したものに沿った内容でしたか。				
項目		回答数		グラフ
	５．強くそう思う	500	30.7%	
	４．そう思う	838	51.5%	
	３．どちらとも言えない	191	11.7%	
	２．そう思わない	61	3.7%	
	１．全くそう思わない	35	2.1%	
	未回答	0	0.0%	
	評価平均	4.0		

2-22　少人数教育の実施状況 については、法律基幹科目に属する演習科目は、平均が 25 名以下となるクラス編成となっており、少人数教育を実施するに十分適切な状況となっているが、2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定 に関しては、1 年次配当の講義科目では、50 名から 60 名の新入生に前年度の単位未修得者が加わる結果、70 名前後の履修者となる科目が生じている。2 クラスに分割すれば問題は解消するが、授業負担の関係もあり、問題解決には至っていない。

2-24　個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定 については、実習科目の意義を重視して、実務家非常勤講師を十分に確保していることから、手厚い指導が行われている。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-19 から 2-24 まで」）

2-23　各法律基本科目における学生数の適切な設定 は、科目担当教員数と密接に関連する問題であるから、法科大学院の教員総数の増加を法人に働きかける一方、現在の構成員の科目・分野別配置についても、退職等の異動に際し、各法律基本科目に手厚く再配分する方向で今後の人事を検討している。

（エ）成績評価・修了認定／再試験・追試験／進級制限

【現状の説明】（「評価の視点」2-25 から 2-30 まで）

2-25　成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示 については、関西大学法務研究科（法科大学院）学則（「法科大学院要覧）において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスと学習ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、平成 18 年度以前の入学生についてはA：90 点以上、B：89～80 点、C：79～70 点、D：69～60 点、F：59 点以下で、D 以上が合格としていたが、点数区分が粗く、79 点と 70 点が同じ C 評価とされ、GPA の計算の精度を低下させる結果となっていたため、平成 19 年度入学生から、S：90 点以上、A＋：89～85 点、A：84 点～80 点、B＋：79 点～75 点、B：74 点～70 点、C＋：69 点～65 点、C：64 点～60 点、F：59 点以下で、C 以上を合格とすることに変更した。各科目の成績評価の方法については、講義要項において明示されている（たとえば、「期末試験のほか、平常試験、レポート、講義時の質問に対する回答を総合的に評価する。」）（根拠・参照資料：関西大学法科大学院学則 17 条、「平成 19 年度法科大学院講義要項」）

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施 については、各科目の成績評価は、平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として 60～70％とすること、科目毎の評点の分布は、80 点以上【S と A＋と A（旧 A と B)】：79 点～70 点【B＋と B（旧 C)】：69 点～60 点【C＋と C（旧 D)】をおよそ 2：4：4 の比率、F（不合格者）は履修者の 2 割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意している。（根拠・参照資料：法務研究科長名義の各担任者宛文書「成績評価について」）

2-27　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施 については、1 年次配当の法律基本科目についてのみ、定期試験の成績等を踏まえ、最終成績が合格点のレベルに達していないと担任者が判断した場合、その該当者を対象に、担任者面談を行い、担任者による学習相談及び質問対応等の特別補講を経て、学力確認テストを行っている。

特別補講の対象科目は、春学期は「憲法Ⅰ」、「刑法Ⅰ」、「民法Ⅰ・Ⅱ」、秋学期は「憲法Ⅱ」、「刑法Ⅱ」、「刑事訴訟法」、「民法Ⅲ」、「民事訴訟法」、「商法（会社法)」、「商法（取引法)」であり、1 学期 3 科目 8 単位、年間 5 科目 12 単位を上限に学力確認テストを受験できる。以上の基準及び実施方法については、履修説明会において説明し、試験時に改めて試験時間割表に掲示して学生に周知させている。（根拠・参照資料：平成 19 年度法科大学院春学期（秋学期）試験時間割表〈裏面〉）

なお、学力確認テストを行った場合、当初の成績評価が不合格で、特別補講による学力確認テストの結果を加味した評価により合格とすることもできるが、成績の素点は 60 点を原則として評価している。

2-28　追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施 については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。ただし、レポートの提出をもって学期試験に代える科目」及び「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。（根拠・参照資料：平成 19 年度法科大学院春学期（秋学期）試験時間割表・裏面）

なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

2-29　進級を制限する措置 及び 2-30　進級制限の代替措置の適切性 については、法学未修者 1 年次

生についてのみ進級制限を設け、1 年次配当の必修科目 30 単位中、18 単位未満の単位修得者には進級を認めていない。純粋未修者及び法学部卒業後相当の年数を経た者、さらに学部卒業後あまり年数を経ていない者も含め成績不良者については、2 年次からの演習中心の講義科目を受講しうるだけの基本的学力が不足する結果となるため、これに対処するための措置である。ただ、1 年次生のうち当該科目の不合格者の中には、学習時間をもう少し確保すれば合格に達する者、勉強方法の改善によって基本学力を修得しうる者が存在するため、本人の勉学意欲を喪失させず、むしろこれを維持させるための配慮から、上記の特別補講・学力確認テストの受験を認めている。（根拠・参照資料：平成 19 年度法科大学院春学期（秋学期）試験時間割表・裏面）

一方、2 年次生から 3 年次生への進級制は設けていない。カリキュラム上、六法系演習科目、実務関連科目、先端・展開科目及び基礎法学・学際分野については 2 年間にわたる系統的・体系的な勉学成果を求めており、この期間の一貫教育こそが望ましいという立場に立っている。他方、確認テストは実施されないから、1 科目でも修了要件を充足しないなら、修了せず留年となる。各科目につき公正で厳格な成績評価を実施しているため、修了の可否から言えば進級制よりも厳しい結果となっている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-25 から 2-30 まで）

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、法学未修者において、1 年次から 2 年次に進級できない者が各年度に 10%から 15%程度の比率で生じ、修了時の留年者についても、最初の修了生を出した平成 18 年度については 5 名（法学既修者のみ）であったが、平成 19 年度には法学未修者から 12 名、法学既修者から 10 名の合計 22 名となり、学生定員（130 名）との比率では約 15%を超える結果となっており、厳格な成績評価が行われている。成績不良者については、個別に呼び出して副研究科長等が学習相談や指導を行っており、そうした指導が功を奏して成績が向上する場合もあるが、平均的な学力レベルとの格差が一層拡大する例も少なくなく、進路指導を含めその指導のあり方は次第に大きな問題となりつつある。

2-27　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、最終成績が合格点に達しないと判断された者にさらに補講等の手厚い措置を施して学力を判定している方法については、更なる勉学と知識習得の機会を与えられるという点で一定の評価をすることができるであろう。しかし、特別補講・学力確認テストについては、結果的に甘い単位認定になることから、一定レベルの学力のない者については、単位を与えないという厳しい対応が必要であるとの意見もある。

2-28　追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、追試験は大学全体の制度として設けられており、適切性の観点からも、学生のために必要な制度であると評価できる。また、成績評価の基準も適正なものと評価できる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-25 から 2-30 まで」）

2-26　成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施については、成績が不良で学習相談や指導によっても成績が向上せず、適性に問題があると思われる学生については、退学勧告を視野に入れた制度を検討するとともに、3 年次配当の必修科目も再履修が可能となるようなカリキュラムを組む等の対応策を講じている。

2-27　再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施については、学力確認テストを加味した方法による評価を維持するか否か検討中である。

2-28　追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施については、レポートの提出をもって定期試験に代える科目については、追試験を行わないとの方法は維持するとしても、成績評価のための代替方法について、明示的なものを一律に定めておくほうが透明性と公正さを確保できるので、現在検討を進めている。

（オ）教育効果の測定／教育内容及び方法の改善

【現状の説明】（「評価の視点」2-31 から 2-36 まで）

2-31　教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性 については、現在は、例えば、入試成績と入学後の成績の推移、あるいは入試成績の各要素（適性試験・特別評価項目・法律科目試験または小論文）と入学後の成績の相関関係等に関するデータ集積が中心であり、また、いまだ新司法試験が実施されていない段階では、法科大学院における成績と新司法試験の合否との相関関係も不明であり、そうした中で教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかを測定する仕組みを構築することは非常に困難な作業であることから、いまのところまったく整備されていない状況である。

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施、2-33　FD 活動の有効性 については、法科大学院の開設後、直ちに、全学の FD 委員会とは別に法科大学院独自の FD 委員会（専任教員 5 名によって構成。1 名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学の FD 委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成、外国人教員を講師とした外国（カナダ）ロースクールの教授法の研究会などの FD 活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、FD 委員会による FD 活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等各分野の教員間で、教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせ、法学未修者の学力低下に伴う教育方法のあり方についての 1 年次配当科目担当者による検討会なども行われており、これらも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に 2 回（春学期と秋学期各 1 回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の 4 分野からそれぞれ 6～7 名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2 年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について 2 名から 5、6 名程度の参加実績となっている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。（根拠・参照資料：「公開授業実施結果」）

FD 委員会の活動は、上記公開授業の参観のほか、事前に公開された成績評価基準の確認・明確化、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

2-34　学生による授業評価の組織的な実施 については、履修者 10 人以上の全科目を対象に、授業内容（2 項目）、教授方法（5 項目）、授業による成果（2 項目）、受講態度（3 項目）、施設・設備・機器（5 項目）の計 17 項目についての 5 段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に 2 回（春学期と秋学期各 1 回）実施している。回収方法は、5 段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、ワープロで記載して、事務室に提出する方法で回収している。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備 については、当初は、本学全体の過去の取扱いに合わせて、授業評価アンケートの調査結果を各担当者に戻し、改善策についてはその判断に委ねることとしていたが、平成 19 年度から、調査結果をバインダーに綴じて学生用ロー・ライブラリーに備え置き、閲覧に供している。

2-36　教育内容及び方法に関する特色ある取組 については、現在のところ、特記すべき取組は実施していない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」2-31 から 2-36 まで）

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施 については、法科大学院設置当初は、必ずしも組織的な活動とはなっていなかったが、教育の実践過程で種々の具体的な問題点が明らかになるに従って、これに対処するための活発な FD 活動が行われるようになっている。

2-33　FD 活動の有効性 については、特に公開授業の参観は、教員相互にとって非常に参考になり、教育内容・方法の改善のために有効に機能している。また、教員が授業参観している様子を学生が見て、教員が教育改善に取り組む姿勢を目の当たりにすることにより、学生に結果的に好影響を与えているように思わ

れる。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、平成 19 年度から授業評価アンケートの調査結果を学生に開示するようになったが、これを教育の改善にいかにつなげるかは各担任者に委ねられており、改善に組織的に取り組む体制を整備するまでには至っていない。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点 2-31 から 2-36 まで」）

2-32　教育内容及び方法の改善を図るための FD 体制の整備とその実施については、ビデオに収録されている授業については、ビデオによる授業参観を通じて教育方法の検討会（この方法は平成 16 年度に 1 回だけ行われた）を定期的に開催することも検討している。

2-35　学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備については、授業評価アンケートの調査結果に関する上記公表システムを組織的に運用する必要があるから、例えば、アンケート結果を素材として教員間の意見交換や教員のコメント集の作成・公表を平成 20 年度中に実施する方向で検討中である。

3　教員組織

（ア）専任教員数

【現状の説明】（「評価の視点」3-1 から 3-3 まで）

3-1　専任教員数に関する法令上の基準の遵守については、本学法科大学院において授業を担当することができる教員は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第 20 条により、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 4 条及び第 5 条、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 53 号）に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員である特別任用教員（特別任用教授及び特別任用准教授。以下、併せて「特任教員」という。）の 2 種類で構成される。法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科）第 2 条）。

上記の平成 15 年文部科学省告示第 53 号第 1 条第 1 項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は本学においては 26 名であるところ、平成 19 年 5 月 1 日現在、専任教員数は 26 名（専任教員 18 名;実務家教員 5 名;みなし専任教員 3 名）であり、法令上の基準は遵守されている。（根拠・参照資料：教育職員選考規程、特別任用教育職員規程、同施行細則（法務研究科）、法科大学院基礎データ表 5）

3-2　1 専攻に限った専任教員としての取扱いについては、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 53 号）第 1 条第 2 項にしたがい、すべての専任教員は、法務研究科 1 専攻に限り専任教員として取扱われている。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 6）

3-3　法令上必要とされる専任教員数における教授の数については、現在の専任教員は全員が教授である。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 5）

（イ）専任教員としての能力

【現状の説明】（「評価の視点」3-4）

3-4　教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備については、現在の専任教員は全員が法科大学院設置年度の前年度において、大学院設置の審査の一環としてすべて科目適合性の審査を受けて合格している。なお、平成 19 年度より採用した研究者教員 2 名（刑法専攻 1 名、刑事訴訟法専攻 1 名）も、すでに他の法科大学院の教員として科目適合性の審査に合格している。平成 19 年度より採用した実務家教員 1 名（中国

法専攻）についても、規程にしたがった任用が行われている。（根拠・参照資料：教育職員選考規程、特別任用教育職員規程、同施行細則（法務研究科））

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-4）

3-4　教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備 については、すべての研究者教員が、各専攻分野において一定期間以上の教育上の業績及び一定水準以上の研究上の業績を有し、また、すべての実務家教員が、専攻分野における一定期間以上の実務の経験を有し、かつ高度の実務の能力を有していると判断されている。したがって、専門職大学院設置基準（平成 15 年文部科学省令第 16 号）第 5 条の基準は充足されているので、高度な指導能力の具備という点では問題がない。

（ウ）実務家教員

【現状の説明】（「評価の視点」3-5）

3-5　法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数 については、専門職大学院に関し必要な事項について定める件（平成 15 年 3 月 31 日文部科学省告示第 53 号）第 2 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項により、専任教員のおおむね 2 割以上は、おおむね 5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないが、専任教員 26 名のうち 8 名が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-5）

3-5　法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数 については、専任教員のうち 30.7%の教員が実務家教員であり、また、その能力についても、経歴に照らして練達した実務家を選任しており、特に問題はない。

（エ）専任教員の分野構成、科目配置

【現状の説明】（「評価の視点」3-6 から 3-8 まで）

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置 については、次のようになっている。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 6・表 7）

まず、入学定員が 200 名未満の法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法 2 名； 行政法 2 名； 民法 2 名； 商法 1 名； 民事訴訟法 1 名； 刑法 1 名； 刑事訴訟法 1 名

これに対して、平成 19 年 5 月 1 日現在の専任教員の配置は次の通りである。

憲法 2 名； 行政法 2 名； 民法 6 名； 商法 2 名； 民事訴訟法 1 名； 刑法 3 名； 刑事訴訟法 2 名

なお、平成 19 年 10 月 1 日付で、民法に 1 名、刑事訴訟法に 1 名の実務家教員が配置された。

基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目は、労働法・国際取引法・経済法・法哲学・知的財産法・国際公法・中国法について各 1 名の教員を配置している。また、法律実務基礎科目に 1 名の教員を配置している。

3-8　主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置 については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 7）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-6 から 3-8 まで）

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置 については、設置基準が要求する最低限度の水準は充足しているが、民事系の法律基本科目とりわけ民事訴訟法の担当教員数が、他の法律基本科目の教員数と比べて少ないという問題がある。また、新司法試験の選択科目のうち比較的履修希望者が多い倒産法関連の担当教員について、専任教員の配置がない点が問題である。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-6 から 3-8 まで）

3-6　法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置、3-7　法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置については、法科大学院の教員定員は 29 名となっており、その範囲内での増員が検討されている。これに基づいて、平成 20 年度から民法の研究者教員が 1 名増員され、民事訴訟法については適任者を選定中である。倒産法については検討中である。

（オ）教員の構成

【現状の説明】（「評価の視点」3-9 から 3-10 まで）

3-9　専任教員の年齢構成については、専任教員の年齢分布（平成 19 年 5 月 1 日現在）は次の通りである。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 7・表 8）

31 歳から 40 歳	1 名	41 歳から 45 歳	3 名
46 歳から 50 歳	6 名	51 歳から 55 歳	5 名
56 歳から 60 歳	4 名	61 歳から 65 歳	0 名
66 歳から 70 歳	5 名	71 歳以上	2 名

平均年齢は、56.0 歳である（平成 19 年 5 月 1 日現在）。

3-10　専任教員の男女構成比率の配慮については、専任教員 26 名のうち女性の教員は 4 名（15.4%）である。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-9 から 3-10 まで）

3-9　専任教員の年齢構成及び、専任教員の男女構成比率の配慮については、現在の構成はバランスがとれている。また、66 歳を超えた教員が 26.9 パーセントを占める点に問題がなくはないが、この点は相当の経験がないと法科大学院での高度な教育を担うことが困難であることに鑑みると、やむを得ない。また、専任教員と学生数との関係も、本学法科大学院では少人数教育が徹底して実施できる環境にあると評価できる。

（カ）専任教員の後継者の補充等

【現状の説明】（「評価の視点」3-11）

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-11）

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、今後とも、他大学との間で優秀な人材の確保について熾烈な競争が予想されるところであるが、本学法科大学院が独自に後継者の養成について配慮するまでには至っていない。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-11）

3-11　専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮については、本学法科大学院の修了者に対して博士課程（後期課程）に進学するルートを確保する必要があるが、この点については、「評価の視点」2-11 から 2-15 までの項における【将来への取組・まとめ】を参照。また右項目には述べられていないが、特に優秀な修了者を選抜して、例えば一定期間内でのリサーチペーパー（研究論文）作成を義務付ける助教に任用するといった方策も考えられるところ、検討課題になるには至っていない。

（キ）教員の募集・任免・昇格

【現状の説明】（「評価の視点」3-12 から 3-13 まで）

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程及び、3-13　教員の募集・任免・昇格に関

する規程に則った適切な運用 については、関西大学教育職員選考規程にしたがって、教授及び准教授の任用及び昇任が行われている。したがって、本学法科大学院についてもこの規程が適用されている。設置年度から平成 19 年 5 月 1 日までの間、助教授から教授への昇任人事 2 件、新規任用人事 5 件がこの規程にしたがって実施されている。（根拠・参照資料：教育職員選考規程）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-12 から 3-13 まで）

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程 及び、3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用 について、本学法科大学院では、法科大学院の特性に応じた教員の評価体制（人事規程）の整備が行われていない。具体例を挙げるならば、任用及び昇任の際に必要とされる研究業績の数が特に定められていないことなどである。また、法科大学院では教育能力が特に重視されるところ、任用及び昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かは、いまだ議論の対象になっていない。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-12 から 3-13 まで）

3-12　教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程 及び 3-13　教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用 については、大学の選考規程とは別に、法科大学院教員の人事規程を早急に整備しなければならない。たとえば、任用及び昇任の際に必要とされる研究業績の数などを明確にルール化する必要がある。また、任用及び昇任の際に当該教員候補者の教育能力を審査対象とするのか否かを検討し、仮に審査対象にするのであれば、どのような形で客観的に判定するのかを明確にしておく必要がある。

（ク）教員の研究条件

【現状の説明】（「評価の視点」3-14 から 3-16 まで）

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性 については、本学における専任教員の責任授業時間数は、8.0 授業時間（特任教授は 4.0 授業時間）とされている。平成 19 年度における専任教員の平均授業担当時間は、8.6 授業時間となっている（1 授業時間は 45 分）。専任教員のうち実務家教員の平均授業担当時間は、週 8.1 授業時間となっている。みなし専任教員（特任教員）の年間授業担当単位数は、平均で 3.5 授業時間である。最も時間数が多い専任教員は 15.8 授業時間、最も少ない専任教員は 5.5 授業時間を担当している。最も時間数が多い実務家の専任教員は 11.3 授業時間、最も少ない専任教員は 5.0 授業時間を担当している。最も時間数が多いみなし専任教員は 4.0 授業時間、最も少ない専任教員は 3.0 授業時間を担当している。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 7・表 9）

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障 については、関西大学在外研究員等規程、関西大学国内研究員規程及び国内研究員研究費支給内規、関西大学研修員規程・研修員研修費支給内規にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本学法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。（根拠・参照資料：在外研究員等規程、国内研究員規程及び国内研究員研究費支給内規、研修員規程・研修員研修費支給内規）

3-16　専任教員への個人研究費の適切な配分 については、専任教員に対しては平等に年額 510,000 円、特任教員に対しては平等に年額 250,000 円の個人研究費が配分されている。その取扱いは関西大学個人研究費取扱規程にしたがうものとされている。（根拠・参照資料：個人研究費取扱規程、法科大学院基礎データ表 12）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-14 から 3-16 まで）

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性 については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。しかし、個別的に見るならば、専任教員の平均授業担当時間（8.6 授業時間）を上回って担当している専任教員が 11 名に達し、また、そのうち 6 名は 10.0 時間以上の授業を担当しており、教育の準備及び研究に支障が生じかねない状況である。なお、10.0 時間以上の授業を担当する教員の大部分は、法科大学院の担当科目のほかに、法学部及び大学院法学

研究科における関連科目の授業を担当している点で、他の専任教員と異なる。

3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障 については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院では代替教員の配置が困難なことから、実際上、研究専念期間等の制度をすべての教員が平等に活用できるかどうかは疑わしい。

3-16　専任教員への個人研究費の適切な配分 については、十分なものと評価できる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-14 から 3-16 まで）

3-14　専任教員の授業担当時間の適切性 及び、3-15　教員の研究活動に必要な機会の保障 については、いずれにしても各科目について現状よりも余裕がある人員配置を行わなければ、問題点を抜本的に解消することはできない。

（ケ）人的補助体制

【現状の説明】（「評価の視点」3-17）

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、本学法科大学院では、その性格上、研究支援職員を配置することは特に想定されておらず、教育活動を支援する職員を配置している。すなわち、開設にあたっての構想では、学生の自学自習及び予習・復習を側面からサポートすべく、チューター制を設け、学生に対する学習支援及び個別指導に努めることにしていた。しかし、開設当初の段階では適切な人材の確保ができないこともあり、現時点ではチューター制は実現しておらず、ティーチング・アシスタント（以下、TA という）制度が採用されている。平成 19 年 5 月 1 日現在、法科大学院に所属する専任教員が指導教員となっている大学院後期博士課程在籍学生を中心に、7 名の学生（憲法 2 名、民事法 1 名、刑事法 1 名、国際法 2 名、法哲学 1 名）が TA 執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。なお、各 TA の執務時間は TA 執務室の入口に掲示することで事前に公表されている。また、平成 19 年度からは、本法科大学院の修了者でありかつ新司法試験の合格者、本学法科大学院の修了者で新司法試験の合格発表まで待機している者のうち特に優秀な者 7 名程度を TA として採用している。さらに、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）13 名が、正規の講義・演習の補習として開講される土曜クラスを担当している。このアカデミック・アドバイザー制度は平成 20 年度よりさらに拡充され、「評価の視点」2－18 で述べた特別演習の担当者として、合計 18 名（在学生向け特別演習に 15 名、修了者向け特別演習に 3 名）の任用が決定している。

TA の任免手続について定める法科大学院独自の規程はなく、本学の職制上は、定時事務職員（1 年以内の期間において 1 日または 1 週間の勤務時間を個別に契約し雇用した者）として位置づけられ、TA という独自の資格、身分を有するわけではない。また、現段階では公募による選任手続を行っていない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-17）

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、次のような点が指摘できる。TA は法科大学院学生と年齢が比較的近いことから、教員に対するのとは異なり身近に質問等をすることができる。そのために、学生にとっては利用しやすい存在となっている。しかし、現段階では、基本六法科目すべてについて TA を配置するには至っていない。また、TA の採用基準、教員による TA の活用基準が整備されていないこともあり、全教員が積極的に TA を利用できる状態にはなっていない。次に、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラス及び平成 20 年度から実施される特別演習によって、正規の講義・演習では十分に確保できていない法律的文章力の養成に関して、正規の授業との相互補完体制が整備されている。なお、アカデミック・アドバイザーによる土曜クラスと正規の開設科目との連携のありかたについては、アドバイザーと専任教員との間の意思疎通が必ずしも十分ではなかったが、この点は改善されつつある。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-17）

3-17　教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備 については、すでに述べたとおり修了生から優秀な者を教育研究支援職員として採用していく方向が実現したが、任用の基準を整備する必要がある。また、

教員による活用基準も整備する必要がある。

（コ）教育研究の評価と教育方法の改善

【現状の説明】（「評価の視点」3-18）

3-18　専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備 については、FD 活動（「評価の視点」2-32～2-35 参照）を別にして特に整備されていない。

【点検・評価（長所と問題点）】　【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-18）

これらの点は、「２教育内容及び方法の改善（「評価の視点」2-32～2-36）」に譲る。

（サ）特色ある取組

【現状の説明】（「評価の視点」3-19）

3-19　教員組織についての特色ある取組 については、本学法科大学院では、具体的に次のような目標を設定し教員配置を行っている。①法律基幹科目にはもちろんのこと、法律基本科目にも実務家教員を一部配置した。②法曹基本科目については、裁判所書記官研修所（現・裁判所職員総合研修所）における教育経験のある実務家や派遣検察官が担当するほか、実務家教員が主体的に担当する。③法律応用科目では、経済活動・企業活動にかかる法分野に、民間企業法務ないし公正取引委員会出身でかつ大学教員としての十分な実績のある教員を配置し、市民生活にかかる法分野にも、不法行為、消費者保護などに詳しい実務家教員や、労働委員会委員及び弁護士としても活躍する大学教員を配置している。④外国法関連については、中国法及び英米法に重点を置くものとし、前者については中国法実務に長年携わっている日本人実務家教員を採用し、また、後者については、アメリカ人外国法事務弁護士に講義・演習を依頼している。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」3-19）

3-19　教員組織についての特色ある取組 については、法理論教育を主体とする法律基本科目、法律基幹科目にすべて一定水準の研究業績及び一定期間以上の教育経験を有する教員を配置していること、法律基幹科目・法曹基本科目に実務家教員を配置したことは、評価できる。さらに、法律基本科目にも実務家を一部配置したこと、実体法・手続法総合演習科目では、研究者教員と実務家教員ができるかぎり共同して一つのクラスの教育を担当していることは、実務との架橋に特に留意したものということができ、本学独自の長所である。

一方、研究者教員と実務家教員とが共同して懇談したり、研究成果を発表しあったりする機会が設けられていないことのほか、実務関連科目の運営が実務家教員に全面的に委ねられていることから、研究者教員が実務関連科目の内容に対して関心を失い、意見を述べることがないという現状にある点が問題である。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」3-19）

3-19　教員組織についての特色ある取組 について指摘した問題点は、ほぼすべての法科大学院が直面していると解されるが、これらの点については、実務家教員と研究者教員が共同して教材開発、検討を行うなど、さまざまな場面で両者の交流が行われることによって解消されてゆかなければならない。

4　学生の受け入れ

(1) 学生の受け入れ方針等

【現状の説明】（「評価の視点」4-1 から 4-3 まで）

学生の受け入れにあたっては、本法科大学院は、入学者の多様性を確保し、本法科大学院の教育理念に相

応しくかつ本法科大学院における教育を履修するに相応しい優秀な学生を広く公平に入学させることを特に重視して制度設計を行っている。

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表 については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨並びに本法科大学院の理念、目的及び教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目をアドミッション・ポリシーとしている。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P1）

① 市民の立場から、草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験を考慮する。

② 国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。

③ 複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、すでに持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。また、社会人及び非法学部出身者を入学定員の30%以上すなわち39人以上入学させる方針としている。

平成16年度入学者の社会人・非法学部出身者は、101名、平成17年度は84名、平成18年度は78名、平成19年度は74名である。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表14）

選抜手続き及び選抜方法は、次のとおり（ア～エ）である。

（ア）入学試験日程

A日程及びB日程の2回とする。平成16年度入試は、A日程入試を平成16年1月18日に大阪、東京、名古屋及び岡山で行い、B日程入試を平成16年3月7日に大阪で行った。平成17年度入試は、A日程入試を平成16年9月25日～26日に大阪及び東京で行い、B日程入試を平成17年3月5日～6日に大阪で行った。平成18年度入試は、A日程入試を平成17年9月23日、25日に大阪及び東京で行い、B日程入試を平成18年2月18日～19日に大阪で行った。平成19年度入試は、A日程入試を平成18年9月23日～24日に大阪及び東京で行い、B日程入試を平成19年2月17日～18日に大阪で行った。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P10～11、17）

（イ）入学定員及びその内訳

入学定員は130名で、A日程募集定員約120名、B日程募集定員約10名である。平成18年度入試からは、アドミッション・ポリシーに基づき、さまざまな分野の専門知識・経験を有し実際に社会で活躍している多様な人材を確保するため、A日程入学試験においてのみ、法学未修者（3年修了）コースに「実務経験者」特別枠（10名程度）を設けている。

平成16年度のA日程入学者は137名、B日程入学者は8名、平成17年度のA日程入学者は128名、B日程入学者は7名、平成18年度のA日程入学者は125名、B日程入学者は13名、平成19年度のA日程入学者は132名、B日程入学者は10名である。

コース別の内訳は、平成16年度及び平成17年度入試については、法学未修者（3年終了）コース60名程度、法学既修者（2年終了）コース70名程度を目安とし、平成18年度は、法学未修者（3年終了）コース50名程度、法学既修者（2年終了）コース80名程度を目安とし、各コースとも増減はあることとした。平成16年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース86名、法学既修者コース59名、平成17年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース54名、法学既修者コース81名、平成18年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース50名、法学既修者コース88名、平成19年度入学者のコース別内訳は、法学未修者コース64名、法学既修者コース78名である。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P1、法科大学院基礎データ表13）

（ウ）受験資格

受験資格は、大学入試センターが実施する適性試験（平成19年度入試からは、大学入試センターまたは日弁連法務財団が実施する適性試験）を受験し、かつ次の条件を満たす者であることとしている。

① 大学卒業者、または卒業見込み者

② 大学評価・学位授与機構により学位を授与された者または授与見込み者
③ 外国における学校教育16年の課程修了者または修了見込み者
④ 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者、または修了見込み者
⑤ 文部科学大臣の指定した者
⑥ 大学院に飛び入学した者であって、本法科大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者
⑦ 短期大学、高等専門学校、専修学校、各種学校の卒業者及びその他の教育施設の修了者等であって、本法科大学院において、個人の能力の個別審査により大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達した者
⑧ 入学時に大学に3年以上在学し、本法科大学院の定める単位を優秀な成績で修得したと認める者
（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P4、7）

（エ）試験方法

試験は、書類審査と筆記試験を行い、総合的な評価に基づいて、合否を判定することにしている。

書類審査では、適性試験の成績及び志望理由書、志願者が申告した各種資格や社会経験など本法科大学院で特別評価項目と称している項目の審査を行う。筆記試験の科目は、コースにより異なる。法学未修者コースは、長文読解・小論文試験を行う。法学既修者コースは、法律科目の論述試験を行う。平成 16 年度入試は、日程の都合上、憲法、刑事法系（刑法、刑事訴訟法）、民事法系（民法、商法［会社法］、民事訴訟法）の3科目入試とし、平成17年度入試は、憲法、刑法、刑事訴訟法、民法、商法（会社法）、民事訴訟法の6科目入試とした。平成18年度からは、刑事訴訟法・商法（会社法）・民事訴訟法のうち2科目を(財)日弁連法務研究財団が実施する法学既修者試験の当該科目の成績で代替できることにした。

なお、A日程入試は、志願者が800名を超える場合、日程の都合及び採点人員の関係上の措置として、書類審査で800名程度に絞って筆記試験を受験させることにしている。平成16年度入試及び平成17年度入試はそのような措置をとったが、平成18年度入試については、そのような措置をとらなかった。平成19年度入試については、再び書類審査で筆記試験受験者を800名程度に絞った。

以上のアドミッション・ポリシーないし試験方法は、学生募集要項はもちろんWebページ上で事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P1、2、6、9、16、20～23）

4-2　学生の適確かつ客観的な受け入れについては、次のとおりである。

書類審査は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志望理由書は、法曹を志す理由が論理的に展開できているかという観点からこれを審査し、特別評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化して、これを評価することにしている。特別評価項目は、2 件まで申告できることにしているが、これは、社会経験の豊富なことを評価すると同時に、社会経験の多寡が極端な差となって経験の少ない若い志願者が著しく不利になることを避けるためである。

筆記試験については、未修者コースの長文読解・小論文試験は、法学未修者対象の試験であることから当然のこととして、法学的素養を要する文章は出さないことにしている。ただし、法科大学院の入試である以上、志願者にはいわゆる新聞常識程度は求めることにしている。作題は、専門分野の異なる教員が、以上のような条件にしたがって、集団的討論によって、リード文を選定し、長文の内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を試す設問を作ることにしている。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名一組で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。さらに採点者の組ごとに不公平が生じないよう、得点分布を調整することにしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。既修者コースの法律科目試験は、未修コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無

を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、複数の採点者で行う。1 通を 1 人の採点者が採点するが、あらかじめ採点者間の討議で決定した採点基準に従って行うので、客観性・公平性は確保されている。さらに、採点者間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行う。その際にも採点者間で討議を行っている。なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、基準抵触点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2008 年度版」P6、8、9、11、12、20）

4-3　志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保 については、前記受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」4-1 から 4-3 まで）

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表 については、とくに入学定員のコース別内訳が、現在のところ、ほぼ目安どおりに実現できているといえるが、今後も現状のように既修者コースの入学者を入学定員の半数以上とすることが可能かどうかまた妥当かどうかは問題である。コース別内訳は定員ではなくあくまで目安であり、その旨は公表されているところでもあるが、目安とはいえこれと著しく異なる結果は、回避すべきであろう。そうすると、とくに既修者コースの筆記試験は、本法科大学院での教育を受けうる法学の学力を審査する資格試験的な性格を有し、しかも前記のようにこの審査を厳正に行う以上、目安の員数確保が困難になる事態も予想されないわけでない。

また、社会人・非法学部出身者を入学定員の 30%以上確保することを方針としているが、志願者に占める社会人・非法学部出身者の割合は漸減傾向にあり、そのなかから本法科大学院での教育に相応しい優秀な入学者を目標とする数だけ確保することが困難になる事態も起こらないとは限らないことが問題である。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」4-1 から 4-3 まで）

4-1　学生の受け入れ方針、選抜方法・手続きの適切な設定及びその公表 については、入学定員のコース別内訳は、前記のとおり定員ではないので、当面は、入学志願者の入試成績、入学者のその後の本法科大学院での成績の追跡調査を行いながら、毎年度各コースの合格者の員数の目安を柔軟に変更しながら、対応することになろう。もちろん、その際、入学志願者をはじめ社会に対する事前の公表、周知徹底に努めるものとする。社会人・非法学部出身者の確保については、全国的に社会人・非法学部出身者の法科大学院離れの傾向があらわれている厳しい状況のなか、現時点で、本法科大学院では、憂慮すべき事態を免れている。前記のように、平成 18 年度入試から「実務経験者」特別枠（10 名程度）を導入しているが、今後はこのような入試方法の工夫にとどまらず、社会人・非法学部出身者にとって一層魅力ある法科大学院となるためのカリキュラムをはじめとする諸制度の改革も考える必要があると思われる。

(2) 入学者選抜試験の実施

【現状の説明】（「評価の視点」4-4 から 4-10 まで）

4-4　入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施 については、入学者選抜試験に関する業務は、現在のところ、特別の委員会を設けることなく、研究科長の総轄責任の下で、基本的な制度に関わる変更については副研究科長が立案し、具体的な入試実施・採点業務は執行部のメンバーである入試主任が委員長となって入学者選抜実施委員会を組織し、教務センター専門職事務グループ及び大学院入試課との連携によって業務を遂行している。

4-5　各々の選抜方法の適切な位置づけと関係 については、前記のように、A 日程、B 日程ともコース別の筆記試験を行っている。法学未修者コースについては、本法科大学院の 1 年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の 2 年次の教育を受けるに相応しい

法的知識と法学的素養を試す試験を行っている。このように、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、コースの併願を認めているが、各コースの趣旨の違いをふまえ、同一併願者についても、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切である。

4-6　公平な入学者選抜 については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

4-7　複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表 については、平成 16 年度から 18 年度入試までは、大学入試センター適性試験のみを必須としており、またその旨は、事前に公表されていた。大学入試センターが適性試験から撤退することが決定されていることを受けての対応として、平成 19 年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務財団適性試験の両者を併用することにした。その利用方法については、日弁連法務財団が作成する得点換算表を利用することとした。以上については、Web ページ上でも発表した。将来、大学入試センターが適性試験をやめた場合には、このような措置は不要になる。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2008 年度版」P5、6、8、9、11、20、21）

4-8　法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表 については、前記のように、法学既修者コースの筆記試験として法律科目試験を行っており、6 科目（平成 16 年度については、試験科目としては 3 科目だが、実質は、平成 17 年度以降と同様に憲法・刑法・刑事訴訟法・民法・商法（会社法）・民事訴訟法である）の合計点の成績上位者を合格としている。なお、基準抵触点に抵触する科目が 2 科目以上ある場合（ここにいう科目とは、平成 16 年度入試の場合は、民事系、刑事系という試験科目ではなく、それぞれの民法・商法（会社法）・民事訴訟法、刑法・刑事訴訟法のことである）には、不合格としている。

4-9　法学既修者の課程修了の要件の適切な設定 については、本学法務研究科学則第 11 条（法学既修者の入学時における単位認定）において、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは 1 年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目 30 単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が 1 年間短縮されることになる。ただし、かかるみなし修得単位数は、同学則第 13 条において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて 30 単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。（根拠・参照資料：関西大学法科大学院学則第 11 条、第 13 条）

なお、4-10　学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立 については、とくに入学者選抜方法等の検証を目的とした組織は設けていないが、入学後の成績を追跡調査し、それと入試成績との相関関係の検証を執行部で行っている。

【点検・評価【長所と問題点】】（「評価の視点」4-4 から 4-10 まで）

4-7　複数の適性試験を採用する際の内容・方法の適切性とその事前公表 について、前記のように、平成 18 年度入試までは大学入試センター適性試験のみを必須としていたが、大学入試センターが適性試験から撤退する事態への対応として、平成 19 年度入試からは、大学入試センター適性試験と日弁連法務財団適性試験の両者を併用することにし、その旨を迅速に発表した点は評価できると思われる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」4-4 から 4-10 まで）

改善すべき点はそのつど迅速に対応してきており、今後も改善すべき事項が出てくれば迅速かつ適切に対応する。

(3) 入学者の多様性／身体障がい者等への配慮

【現状の説明】(「評価の視点」4-11 から 4-16 まで)

4-11　多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮 及び 4-12　法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が 2 割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表 については、法学未修者を対象に、実務経験者特別入試（募集定員約 10 名）を導入して、入学定員の最低 1 割弱を実務経験者が占めるようにし、さらに、一般入試においては、特別評価項目として、語学能力や各種資格等を掲げて、これらに各 40 点、計 80 点の高配点を行い（配点合計は 160 点となるが、100 点を満点とする)、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫しており、結果的にこれらの者が入学者に占める割合は 3 割を優に超えている。(根拠・参照資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2008 年度版」P6～9、16～17、22)

4-13　入学試験における身体障がい者等への適正な配慮 については、身体障がい者等に入学試験の受験を促すための特別の仕組みや体制等は整備されていないが、入学後の設備面では、本学が従来から身体障がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、授業を受ける際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための段差の解消などの配慮はすでになされている。

(4) 定員管理／休学者・退学者の管理

【現状の説明】(「評価の視点」4-14 から 4-17 まで)

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 については、過去 3 カ年度（平成 16 年度～平成 18 年度）の入学定員に対する入学者数及び平成 18 年 4 月 1 日現在、平成 19 年 4 月 1 日現在における在学学生数は次の通りであり、3 年次生が入学定員を 2 割強上回っているものの（この点につき後述)、ほぼ適正に管理されている。

表Ⅱ-法務-4　入学者数

入学定員	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
130 名	145 名	135 名	138 名	142 名

表Ⅱ-法務-5　在籍者数（平成 18 年 4 月 1 日現在)

学　年	区　分	人　数	合　計
1　年	未修者	50 名	50 名
2　年	未修者	51 名	139 名
	既修者	88 名	
3　年	未修者	78 名	161 名
	既修者	76 名	
	残留者	7 名	
全学年合計			350 名

表Ⅱ-法務-6　在籍者数（平成 19 年 4 月 1 日現在)

学　年	区　分	人　数	合　計
1　年	未修者	64 名	64 名
2　年	未修者	46 名	124 名
	既修者	78 名	
3　年	未修者	65 名 (含残留者 16 名)	164 名
	既修者	99 名 (含残留者 12 名)	
全学年合計			352 名

4-15　学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応 に関して、学生収容定員に対する在学学生数が大幅に超過あるいは不足する事態が生じないようにするための措置については、入学段階においては、入学定員を前期 120 名と後期 10 名の 2 期に分けて募集し、合格発表にあたっても、前期入試では正規合格者と補欠合格者の 2 段階に分け、最終的に入学定員を 1 割程度上回る入学者を確保している。具体的には、開設初年度の入試においては、入学定員 130 名に対し、退学者、休学者が数パーセント生じることを想定して、145 名の入学者を得た。しかし、2 年目以降は、休学者が復学することも考慮して、140 名弱の入学者となるように留意している。

4-16　休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等レベル については、退学者及び休学者の状況に関する資料は別紙のとおりである。休学または退学の相談には執行部教員または教務センター専門職大学院事務グループが分担して対応している。本人がこれらを希望する理由を確認し、場合によっては本人の立場を最大限考慮しつつ退学または休学を翻意させ、退学を休学に変更させたりしている。休学者の中には勉学上の行き詰まりあるいは自信喪失から疾患に罹患した者が数名いる。そのうち登校できる者に対して何度も面談している。なお、休学者について復学または休学延長の申請時に話し合い、状況の把握に努めているが、休学中の者に対し大学側から事務手続以外の機会に本人の状況把握に努めているわけではない。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」4-14 から 4-17 まで）

4-14　入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理 について、平成 18 年度の 3 年次生が入学定員を 2 割強上回る数となっているが、これは、当初予定した募集定員の割合（法学未修者コース 60 名、法学既修者コース 70 名）にかかわらず、平成 16 年度の未修者コースの入学者が 86 名となったことによる（既修者コースは 59 名）。しかし、こうした状況は現行司法試験制度から新制度への過渡期における例外的なものであり、今後は法学既修者の割合が増加していくと予想され、本学法務研究科の入学者数も、平成 17 年度以降はほぼ募集定員の割合（現在は未修者コース 50 名、既修者コース 80 名）に近い数となっている。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 13）

4-17　学生の受け入れを達成するための特色ある取組 については、すでに述べたように、社会実務経験者の入学を保障すべく、平成 18 年度入試（平成 17 年度 9 月実施済み）より入試改革を行い、未修コース 10 名につき社会実務経験を重視した特別入試を実施し、多様な入学者の確保に大いに寄与している。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 14）

5　学生生活への支援

【現状の説明】（「評価の視点」5-1 から 5-6 まで）

5-1　学生の心身の健康の保持 については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断並びに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、相談者に対してカウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院の教職員のいずれにも相談できるが、学生センターに設けられている学生相談室の利用も可能である。また、中央体育館、トレーニングルーム、室内温水プール並びに簡易シャワーがあり、法科大学院の学生も夜 9 時まで使用することができ、心身のリフレッシュに役立っていると思われる。

5-2　各種ハラスメントへの対応 については、セクシュアル・ハラスメントに関する相談体制として、相談員を配し、E メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているセクシュアル・ハラスメント相談室並びに学生相談室の利用も可能である。法科大学院の設置初年度である平成 16 年度から、法科大学院独自の相談員制度を設けていたが、平成 19 年度からは、

以前から設置されていた大学全体としての相談員制度の中に組み込まれ、法科大学院の教員からも相談員及び防止委員が選任されている。全学的に、「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程」並びに「関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン」を設けており、大学全体としてセクシュアル・ハラスメントの防止に取り組んでいる。学生にはリーフレット「関西大学はセクシュアル・ハラスメントを許さない」を配布して、相談窓口・方法とともに防止の重要性を周知している。

（根拠・参考資料：関西大学セクシュアル・ハラスメント防止に関する規程、関西大学セクシュアル・ハラスメント防止ガイドライン、リーフレット「関西大学セクシュアル・ハラスメントを許さない」）

5-3　学生への経済的支援については、経済的支援の制度として各種奨学金制度がある。給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、法科大学院の設置初年度である平成16年度から運用を開始した。平成19年度入学者の実績は、全額相当額16名であった。学外の給付奨学金として、「関西大学校友会・法科大学院給付奨学金」は、毎年数名に年額100万円を給付するものであり、法科大学院の設置初年度である平成16年度から運用されているが、平成18年度から出身大学を問わない支援となり、平成18年度には2名が給付を受けた。また、「財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額6万円を給付し、平成16年度は1名、平成17年度は2名、平成18年度からは3名に給付されることになった。

貸与奨学金として、「日本学生支援機構奨学金」の第一種、第二種があり、それぞれ、出願者多数の場合には学内選考を経て推薦され、日本学生支援機構の決定により貸与される。また、各種奨学金を補填することを目的として、「関西大学法科大学院教育ローン」の制度がある。大手金融機関と提携し、関西大学が債務保証を行うことにより、担保や保証人なしで学費相当額を低金利で融資する制度である。さらに、家計急変にともない就学が困難になった事態にも対応できるように、「関西大学貸与奨学金（緊急・応急枠）」が設けられている。

経済的支援についての相談は、法科大学院の教職員に随時行うことができるが、全学的には、学生センターで受け付ける体制が整えられている。

（根拠・参考資料：「関西大学法科大学院学生募集要項2008年度版」P24～26）

各種奨学金の平成16年度から平成18年度までの実績は、以下のとおりである。

表Ⅱ-法務-7　法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別　　（実績額単位：千円）

学内学外制度区分	給付・貸与区分	奨学金名称	平成16年度		平成17年度		平成18年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	0	0	0	0	0	0
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	2	130	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	12	6,653	34	33,686	40	47,540
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	36	—	60	—	73	—
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	31	—	87	—	114	—
	給付	関西大学校友会法科大学院給付奨学金	—	—	—	—	2	2,000
	給付	小野奨学会	1	720	2	1,440	3	2,160

（注）日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

5-4　身体障がい者等への配慮については、身体の機能に障がいがある者には、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項にもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体として身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目の中で記したように、そのための設備もすでに整えられている。本法科大学院が使用する建物もすべてバリア・フリーになっている。たとえば、車椅子が利用できるエレベーターやトイレが完備され、各教室とも車椅子用の座席スペースが確保されており、視覚障がい者のための点字ブロックも設置されている。

大学全体としての取組として、聴覚障がい者に対しては、ノート・テーカー（要約筆記）の制度を設けて授業支援を行っている。その他の身体の機能に障がいがある者についても、学生の要望に沿って、その障がいの種類や程度に応じた特別な配慮をし、支援をしてきている。視覚障がい者に対しては、教科書・資料・参考文献等の点字訳を行い、点字図書の購入、資料の音声ソフトのためのデータ入力を行った。また、聴覚障がい者に対しては、ビデオ教材を使用する際に、理解を助けるために字幕を入れ、スライド上映を行う授業について手話通訳者をつけた。学内支援者の育成のために、学生センターにおいて、学生を対象に課外教育プログラムを実施しており、そのプログラムの中で、手話講習会を実施して手話の技術とともに聴覚障がいについても学ぶ機会を設けており、盲導犬訓練センターへ出向いて視覚障がい者の現状についての勉強会も行われている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生生活課の窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集並びに個別対応を行っている。

これまで法科大学院には特別な措置が必要な学生は入学していないが、すでに全学的取組が上記のようになされており、入学者がいれば、要望に沿った特別な配慮・支援を行う。

（根拠・参考資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2008 年度版」P24）

5-5　進路に関わる相談体制 については、進路に関わる学生の相談には、主として執行部教員が対応している。その他の教員に相談する際には、オフィス・アワーが活用されているが、多くの教員がオフィス・アワー以外の時間でも対応している。

進路についての支援体制としては、関西大学キャリアセンターと法科大学院の連携によるキャリア支援がなされており、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供を行っている。また、法科大学院と主に本学卒業生で構成される関西大学法曹会の連携によって、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようになっている。司法修習修了者の就職先についても、実務家教員の支援の他に、人的ネットワークの活用として、関西大学法曹会の支援がある。本学法科大学院修了の司法試験合格者に対する祝賀会並びに新旧司法試験合格者に対する合同祝賀会が開催され、後者は本学と関西大学法曹会の共催で行われる。それらは、同法曹会のメンバーと司法試験合格者による交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組 については、24 時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、平穏な状態で学習できるようになっている。また、全学生にロッカーが貸与されている。法科大学院の授業が行われる教室、自習室等がある以文館には学生談話室があり、学生どうしや教員と学生との議論や交流の場として使用されている。

修了生に対する支援として、自習室の自由座席を使用できるようにしている。平成 19 年 11 月には大阪市の中心部にあり交通の便もよい天六キャンパスの建物を改装して座席を新設し、修了生の増加に対応した措置をとっている（施設面については、6－2 参照）。また、天六キャンパスでは、平成 19 年 11 月から、修了生向けの特別演習を行っており、そのためにアカデミック・アドバイザーを増員した（人的な面については、3－17 参照）。修了生のうち成績優秀者 7 人程度をティーチング・アシスタントとして採用し、それによって経済面及び学習面での支援を行っている。在校生にとっても、学習に関してのみならず学生生活を送る上でのさまざまなアドバイスを受けることが可能となっている。さらに、従来は専任教員が個別的に、インターネットを通じてメンバー登録した修了生に情報提供や学習指導を行い、修了生への支援をしてきたが、平成 20 年度からは、このような支援を特別演習における一つの取組として制度的に行うことになった。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」5-1 から 5-6 まで）

5-3　学生への経済的支援 については、各種給付・貸与奨学金、本学が債務保証を行う教育ローンにより、支援体制が整備されており、**5-4　身体障がい者等への配慮** に関する支援体制も整備されていると思われる。学生の相談を受けて支援を行う事項については、相談に応じて個別的に対応している。また、

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組 として、修了生向けの特別演習、並びにその中の一つの取組として行われるインターネットを通じた学習支援等、修了生に対する支援体制が整備され、そのことが在校生の修了後への不安を和らげつつある。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」5-1 から 5-6 まで）

5-6　学生生活の支援に関する特色ある取組 については、学生生活の支援をよりきめ細かなものにするために、また、現在ある支援体制をより実効的なものにするために、平成 20 年度から、クラス担任制を導入することになった。修了生に対する支援としては、平成 20 年 6 月から、特別演習をさらに充実させ、本格的支援を行うことになっている。

6　施設・設備、図書館

【現状の説明】（「評価の視点」6-1 から 6-10 まで）

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備

関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 ㎡）、尚文館（大学院棟 11,900 ㎡）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル・クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院基礎データ「Ⅵ　施設・設備、図書館」の表に示すとおり法科大学院の専用施設である以文館に講義室 3 室、演習室 2 室を設置している。ここには教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、事後に学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室及びロー・ライブラリー（図書室）を設置している。

また、大学院の共用施設である尚文館については、講義室 11 室、演習室 36 室を有しており、法学部と共用している法廷教室（119 ㎡）については、35 名収容で授業の模様をビデオ撮影することができる。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。

また、リーガルクリニックの授業を実施するにあたり、社会人等への配慮や実習の実施環境等を勘案して、千里山キャンパス内の以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。（根拠・参考資料：法科大学院要覧（学舎案内図）、中之島センターパンフレット）

6-2　学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保

学生の自習スペースについては、開設当初は以文館のロー・ライブラリー内にある法科大学院の学生専用の閲覧用座席 100 席及び総合図書館内の全学共用閲覧座席 2,045 席の利用を見込み、尚文館内に設置する自習室 3 室（166 席）とあわせた形での運用を予定していた。それぞれの利用時間については、総合図書館の閲覧座席の利用は 9 時から 22 時、以文館のロー・ライブラリーは 8 時 30 分から 23 時、尚文館の自習室については 24 時間利用可能であった。しかしながら、自習室の利用状況が予想を上回るものがあり、図書館の開館時間等の関係から 24 時間使用したい旨の要望等もあることから、以文館内や児島惟謙館内に自習室の増設を行うこととした。当初、尚文館内の自習室の自習席は長机を予定していたが、教育的効果をより高めるために、すべてキャレル机に変更することにしたため、自習用の席数が不足することになったことから、自習室設置場所を見直して、児島惟謙館にも自習室を増設した。また、学年進行に伴って、学生数が増加することや、修了生にも修了後 1 年間の自習席利用を認めることにしたことに対応するため、尚文館内にさらに自習室を増やすほか、以文館にも自習室を設置し、合計 328 席となった。これに伴い、ロー・ライブラリ

ーや総合図書館の閲覧座席を考慮しなくとも、ほとんどの在学生が 24 時間利用可能な自習スペースを確保することができた。さらに、修了生の自習室使用について配慮することとし、平成 19 年 11 月に大阪市内にある本学・天六キャンパスの有鄰館を改修し 66 席のキャレルをあらたに設置し、修了生の利用に供することとした。なお、天六キャンパスの利用時間は、8 時 00 分から 23 時までとしている。なお、自習室の設備としては、個人用学習キャレル及びロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯設備が付設されている。

また、自習室内に検索用パソコン及びプリンターが各 1 台設置されている。

6-3　各専任教員に対する個別研究室の用意

専任教員の個人研究室については、以文館及び児島惟謙館に研究用 LAN が配備された研究室 29 室（19.8～27.0 ㎡）を設置し、専任教員 1 人当たり 1 室が供与されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー（184 ㎡）、共同研究室（64 ㎡）、教材開発室（35 ㎡）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて 24 時間利用可能である。

なお、研究室の設備としては、机、書棚、ロッカー、応接セット、洗面台、電話等が設置されている。

6-4　情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備

以文館においては、ネットワーク利用を可能とするために、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室等において、学生が持参するパソコンを LAN に接続可能とすることにより、ネットを通じて法律情報へのアクセスをすることができる。また、教室前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義や自習をも可能としており、教員と学生のコンピュータを接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。これらのネットワークの管理については、業者委託により行われている。

また、全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（IT センター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が 21：20 まで開室しており、土曜日についても 17：50 まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

法科大学院の自習室がある以文館・尚文館・児島惟謙館についても、学生証によるカードキーシステムにより、夜間に入館することが可能となっている。また、中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる情報収集が可能である。

6-5　身体障がい者等のための施設・設備の整備

身体障がい者のための施設・設備の整備としては、法科大学院が主に使用する以文館・尚文館等は、比較的新しく建てられた建物であり、ユニバーサルデザイン化がすすんでいる。身体障がい者用エレベーターの設置やスロープによる段差の解消がなされており、また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

なお、聴覚障がい者及び視覚障がい者については、法科大学院としては入学実績がないが、入学者があった段階で相談を行い必要に応じた対応をすることとしている。以前、大学院の他の研究科において視覚障がい者の学生が在学していた関係で点字入力パソコン等の設備も有しており、点字ブロック及び点字シールによる誘導・案内も行っている。また、授業の資料等の配布についても、事前にパソコンによる配信を行うことも可能である。

6-6　施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮

施設・設備の充実としての懸案事項としては、自習室について、前述しているように、在学生分の自習室スペースは確保できているが、修了後も司法試験の受験にあたり、引き続き利用を希望するものも含めて利用できるようにするため、常に、利用場所の調整を行っている状況にあるので、教育的効果を高めるためには、修了生用の自習スペースを別途設けることが有効と考えている。このことから、天六キャンパスに修了生を対象とした自習スペースを設置したが、修了生の自習室使用者数の増加がこれからも見込まれるのでさ

らにスペースの確保について検討を重ねる必要がある。

6-7　図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備

法科大学院において使用する図書については、次の三つに大きく分類できる。全学的に利用可能な総合図書館をはじめとする図書館、法学部教員・大学院生が研究のために利用する法学部資料室及び法科大学院生が利用するロー・ライブラリーのそれぞれが収集する図書である。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約 200 万冊の図書を収集している。同様に学術雑誌についても平成 17 年度において 5,841 タイトルを購入している。

図書館においては、限られた予算のなかで図書を購入するにあたり、教育・研究を支援する基本的図書の収書については、図書委員会の議を経て各分野における必要図書について選定を行っている。

図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開するさまざまなサービスにも迅速に対応できるよう NACSIS 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて大学から検索が可能である。また、オープンシステム化によりロー・ライブラリーをはじめ学内関係諸機関の書誌・所蔵目録情報一元化をはかり、データベースの構築とオンライン検索の充実を目指している。

法学部資料室においては、法学部教員・大学院生の利用する研究用法学図書室であるが、とくに雑誌のバックナンバーやカレント雑誌を設置し、判例集や法学関係の和雑誌を取り揃えることで研究に供しようとしている。また、CD-ROM や DVD の利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室である。学生が、図書・資料を用いて予習・復習を行う施設であるから、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。

これらについては、それぞれの機能による棲み分けを行うことを考慮している。特に図書館においては、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を行っている。電子ジャーナルについては、平成 19 年 3 月現在で 10,234 タイトルの閲覧が可能である。

6-8　図書館の開館時間の確保

関西大学の総合図書館については、授業期間中の開館時間は 9:00 から 22:00、休業期間中においては 10:00 から 20:00 である。また、年間の開館日数についても平成 18 年度は 304 日にのぼる。このように自学自習の環境は整えられているといえよう。

さらに、法科大学院学生の専用図書を扱うロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて 8:00 から 23:00 までの使用が可能である。

6-9　国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備

関西大学図書館と他大学との相互利用については、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図って、「国公私立大学図書館間相互貸借に関する協定」の発効により利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。そのためにネットワーク情報源を開拓するとともに大型 Web 版データベースの導入により学内ネットワーク上で利用提供するとともに、国立情報学研究所 NII の NACSIS-CAT／ILL システムを有効活用している。

6-10　施設・設備の整備に関する特色ある取組

施設・設備の整備に関する特色ある取組としては、ひとつにはリーガルクリニックによる関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室の利用は、相談を受ける者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、学生の指導にあたる実務家弁護士の出講にも好都合であり、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習をしたい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

さらに、特筆すべきは文部科学省の「法科大学院等形成支援プログラム」に採用され、平成 17 年度から本格的に稼働した「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムである。これについては、島根県太田市や高知県安芸市等と本学以文館にあるリーガルクリニックとの間を Web ビデオ会議システムを用いて接続し、司法過疎地における住民からの法律相談を毎月 1 回行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」6-1 から 6-10 まで）

6-1　講義室、演習室その他の施設・設備の整備については、法科大学院専用施設の以文館だけでは講義室、演習室等が不足するために、大学院の共用施設である尚文館を利用しているが、尚文館も会計専門職大学院をはじめとする研究科の設置等により施設面で不足しがちである。

6-2　学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保については、現状では自習室を希望する学生及び修了生の全員にスペースを確保しており、利用時間についても在学生は 24 時間、修了生についても長時間利用することができるようになっており、評価できる。

6-3　各専任教員に対する個別研究室の用意をはじめとする施設・設備、図書館のサービス等は、必要性を満たしていると評価できる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」6-1 から 6-10 まで）

上記〔現状の説明〕**6-6　施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮**で述べたように、修了生の自習室利用増への対応を検討する必要がある。

7　事務組織

【現状の説明】（「評価の視点」7-1 から 7-5 まで）

7-1　事務組織の整備と適切な職員配置

法科大学院の事務組織としては、平成 17 年度においては、法科大学院事務室を設置し、専任職員 4 名にて事務を行うとともに講師控室に 2 名を配置していた。平成 17 年当時は、学部縦割りで各学部に事務室が設置されており、大学院については法科大学院に法科大学院事務室を設置し、これを除く 7 研究科をひとつの大学院事務室が統括して事務を行う組織となっていた。

法科大学院事務室の事務分掌としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、成績管理、学籍管理、入試、FD、学生募集、総合戦略・広報など法科大学院の運営に必要な業務について学内各部署と協力しながら業務を執り行うことであった。

なお、執務時間は授業期間中については月曜日から金曜日の 9 時から 20 時、土曜日は 9 時から 17 時である。

しかしながら、平成 18 年度の会計専門職大学院の設置及び全学的な事務組織の改編による教務センターの設置とあいまって、平成 18 年 8 月から法科大学院の事務は教務センターにおける専門職大学院事務グループとして執り行うこととなった。専門職大学院事務グループの職員の配備については、会計専門職大学院の業務を含めて専任職員 7 名の体制となった。業務内容としては、従前どおりであるが、講師控室の業務を含めた授業支援等の業務については、以文館の法科大学院に関する授業支援業務を除き教務センターの授業支援グループが行い、入学試験については大学院入試課が担当するところとなった。

全学的な事務組織の再編に伴い、今後、専門職大学院が増えるのに対応して、個別に事務室を増やすのではなく、統合したかたちでスケールメリットによる効率化をめざすとともに、事務の専門性を持たせることにより学生・教員に対するサービスの向上をめざしている。

7-2　事務組織と教学組織との有機的な連携、7-3　事務組織の適切な企画・立案機能

法科大学院の教学組織について、事務組織の改編等はあったが、専門職大学院事務グループとしての教授会や執行部等との関係は従前どおりである。教学組織について、教授会において、教員人事、学生の入学・修了、カリキュラム、その他の法科大学院の運営に関する重要事項の決定を行っている（法務研究科教授会規程参照）。執行部としては、研究科長、副研究科長のほか教学主任 2 名、学生相談主事、入試主任を置き、法科大学院の運営に関する執行に責任を持つ体制となっている。その他に自己点検・評価や FD をはじめとする各種委員会を置いている。専門職大学院事務グループとしては、研究科長をはじめ執行部との連携を取りながら、その政策実現のために企画・立案に参画し、実施においても運営のサポートを行っている。

7-4　職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組

事務組織の機能強化のための取組として、関西大学の学部ごとに設置していた学部事務室等を教務センターに事務組織を改編した。これは、縦割りによる学部・大学院の事務室を教務センターに一本化することで、それまで多岐にわたる内容を幅広く行ってきたことで専門性に欠いていたところを改め、担当業務に専門性を持たせることによるサービスの向上をめざしたものである。専門職大学院においては、従前との変更点が少なかったが、入試関係及び以文館の法科大学院に関する授業支援を除く講師控室等の授業支援業務は他部署の分掌となり、教学組織、とくに教授会・執行部へのサポートに重点を置くことを目指して組織改革に取り組んでいる。

また、大学主催の研修等による自己啓発を行っているほかに、関西四大学や関東を含めた大学の法科大学院事務担当者の研究会を実施しており、その中で情報交換や意見交換を行い、他大学の動向や本大学の現状を理解し、本研究科のさらなる発展につながるように努力している。

7-5　法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組

法科大学院においては、平成 16 年度の研究科開設当初から、法科大学院事務室を設置し、教員・学生の双方を対象として研究科全体の事務を執り行ってきた。しかしながら、平成 18 年度に会計専門職大学院が設置され、将来的にも専門職大学院が設置されることが見込まれてきたこと。また、他方では学生・教員へのサービス向上をめざした事務組織改革が推進され、同年 8 月に全学的な事務組織の改編に伴い、教務センターが設置されるなかで、教務センターにおける専門職大学院事務グループという位置づけとなり、会計専門職大学院の業務を含めた事務組織が置かれた。この組織においては、従前における授業支援に関する業務は、以文館の法科大学院に関する授業支援を除き移管されたが、それ以外の教授会等の運営や学生対応については、依然このグループにおいて事務を執り行っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」7-1 から 7-5 まで）

教務センターの設置に伴い、各部署の業務に対する専門性が高まったことが長所としてある。大学院入試課ができたことにより、大学院入試の実施や広報等を一部署で行うことにより、業務に関するノウハウを増すことができる。また、授業支援チームによる情報機器や AV 機器に関するサービス提供の向上が挙げられる。法務研究科としては、このような部署に対して、研究科のニーズを的確に伝え、連携・協力を密接に行うことが重要となる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」7-1 から 7-5 まで）

「10 情報公開・説明責任」【将来への取組・まとめ】（P939 参照）でも述べるように、授業や講演会の収録ビデオを法科大学院の情報公開の一環としてホームページを通じて発信しようとする場合、現行の業務分担では必ずしも機動性を発揮できない。当初想定していなかった業務に取り組むにあたり、各部署間の機動的な連携をいかに図っていくかは、今後の検討課題である。

8　管理運営

（ア）管理運営体制等

【現状の説明　８管理運営】（「評価の視点」8-1 から 8-2 まで）

8-1　管理運営に関する規程等の整備 については、法科大学院には教授会を置くものとし、その権限及び運営について必要な事項は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程において定めている。法務研究科長の選挙については、法務研究科長選挙規程が定められている。（根拠・参照資料：法務研究科（法科大学院）教授会規程、法務研究科長選挙規程）

8-2　管理運営に関する決定の尊重 については、本学法科大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教授会の決定した教学及び任用等の人事に関する事項の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、法科大学院教授会の決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科（法科大学院）長は、法科大学院教授会（以下、「教授会」という。）によって選出され、その議長となり、法科大学院の運営を統括するとともに、学部長・研究科長会議の構成メンバーとなる。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。教授会は、専任の教授、准教授、専任講師及び助教並びに特別任用教員をもって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、学則、教育課程、入学試験に関する事項、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって教授会は成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行われる。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び学則に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

研究科長・副研究科長：研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務や FD を管掌する教学主任（2 名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら 6 名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される仕組みである。

各種委員会：法科大学院のカリキュラムの作成や講義・演習担当について実質的に検討・審議し、FD を統括することを職務とする FD 委員会、及び法科大学院の自己点検・評価を実施し、第三者評価（認証評価）に対応することを職務とする自己点検・評価委員会を置いている。（根拠・参照資料：法務研究科 FD 委員会内規、自己点検・評価委員会規程）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-1 から 8-2 まで）

8-1　管理運営に関する規定等の整備 及び **8-2　管理運営に関する決定の尊重** については、特に問題となる点はない。

（イ）法科大学院固有の専任教員組織の長の任免

【現状の説明】（「評価の視点」8-3）

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長選挙規程に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもとに選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免についてはその原

因・手続等を定めた規程は存在せず、解釈上は、関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程第 6 条第 5 号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決することになると解される。（根拠・参照資料：法務研究科長選挙規程、法務研究科（法科大学院）教授会規程）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-3）

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の選出はルールにしたがって厳正に実施されていると評価できる。他方、大学院研究科長の罷免、解職に関する規程を事前にルール化していないことは欠点である。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」8-3）

8-3　専任教員組織の長の任免等 については、法務研究科長の罷免、解職に関する規程の整備に関して、その必要性を検討するべきである。

（ウ）関係学部・研究科等との連携

【現状の説明】（「評価の視点」8-4）

8-4　関係する学部・研究科等との連携・役割分担 については、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法律学科及び政治学科から構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、平成 17 年度から前期・後期課程とも、従来の 2 専攻を廃止して、法学・政治学専攻に統合した。そして前期課程には、新たに法政研究、企業法務及び公共政策の 3 コースを設置した。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。

以上から、司法試験及び司法修習と連携した実務法曹養成機関である法科大学院と、法学部及び大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行われている。

他方、法学部及び大学院法学研究科との間の連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当している。また、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められている（関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則第 14 条）し、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（関西大学大学院学則第 18 条）。

法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられており、そこで、具体的な連携の方法が論じられている。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表 7、法務研究科（法科大学院）学則、大学院学則）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-4）

8-4　関係する学部・研究科等との連携・役割分担 については、特に問題はない。

（エ）財政基盤の確保

【現状の説明】（「評価の視点」8-5）

8-5　財政基盤の確保 については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている（根拠・参照資料：学校法人関西大学計算資料）。また、教育・研究のための財政基盤の充実を図る観点から、学外・学内の教育・研究助成に対して法科大学院として組織的に応募し、次のような成果を得ている。すなわち、平成 16 年には、文部科学省法科大学院等専門職大学院形成支援プログラム「実践的教

育推進プログラム」に、「司法過疎問題解消に貢献する法曹の養成」プログラムを提出し採択された（平成16年度から平成18年度まで合計　27,093,000円）。また、平成19年度の文部科学省専門職大学院大学院等教育推進プログラムに、「映像教材を活用した総合的法実務教育の実施」プログラムを提出し採択された（15,039,000円）。さらに、平成19年度の文部科学省専門職大学院大学院等教育推進プログラムに、「全国法曹キャリア支援プラットフォーム」を共同提出し採択された（19,997,000 円）。次に、学内助成としては、平成 16 年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務と法学教育の結合の試み：地域に根ざしたリーガル・サービスの提供」（581,3000 円）、平成19年度重点領域研究助成として、課題「法科大学院における法実務教育の展開：司法過疎地に対する法律相談・法情報提供システムの高度化」（493,8000 円）を提出しそれぞれ採択された。また、同じく学内の助成として、平成 17 年度教育促進費（学部教育リフレッシュ予算）として、課題「裁判員制度による刑事裁判を学ぶ機会を法科大学院学生に提供すること」を提出し採択された（1,345,000円）。

（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表11、HP記載の学内研究助成採択状況）

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」8-5）

8-5　財政基盤の確保 については、予算の編成は大学全体の基準にしたがい適正に行われていると評価できる。また、法科大学院設置年度から組織的に、各種の学外・学内の教育・研究助成に応募し、一定の成果を得ていることも評価できる。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」8-5）

8-5　財政基盤の確保 については、特にない。

（オ）特色ある取組

【現状の説明】（「評価の視点」8-6）

8-6　管理運営に関する特色ある取組 については、最高の意思決定機関である教授会のもとに、管理運営の機能を分掌するために、法務研究科長を長とする執行部が置かれている（「評価の視点」8-1～8-2）。設置段階では、入試出題委員会、入学者選抜実施委員会、FD 実施委員会、人事委員会、総合戦略・広報委員会、募金戦略委員会、国際交流委員会等を設置することで、管理運営の機能を充実させることを計画していたが、専任教員数が 30 名に満たない組織体においてこのような多様な委員会を設置当初から立ち上げることは、困難であった。また、現実に発生する問題のほとんどでは、迅速な意思決定とその執行が求められることから、管理運営に関する事項の大部分は執行部が機動的に処理している。

【点検・評価（長所と短所）　８管理運営】（「評価の視点」8-6）

8-6　管理運営に関する特色ある取組 については、現状では、一部の教員のみが管理運営に携わることとなるために、管理運営に対する各構成員の参加意識が希薄になっているといわざるをえない。また、一部のとりわけ基幹科目を担任する教員が管理運営に関する重責を担っている状況では、教育活動に対する影響ということも懸念される。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」8-6）

管理運営に関する特色ある取組 については、各構成員の責任意識が希薄化することで、結局は機動的な運営の支障になりかねないという問題がある。したがって、カリキュラム・時間割作成、入学試験、FD に関する事務は、少なくとも個別の委員会を立ち上げて、執行部構成員のみがこれらの事務について責任を負うという状況を改善する必要があろう。ただ、現状の専任教員数では、一部の教員だけが複数の委員会を兼務することが避けられず、主要な委員会の立ち上げだけでは問題を解決することにはならない。教員組織の人的充実こそが急務である。

9　点検・評価等

【現状の説明】（「評価の視点」9-1 から 9-5 まで）

9-1　自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施 については、本研究科は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、平成 16 年 4 月の法科大学院開設に併せて、関西大学大学院法科大学院自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という。）を定め、この規程に基づき法科大学院自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という。）を設置している。

自己点検・評価委員会は、法科大学院の自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価（認証評価）への対応並びにその結果の公表を行うことを職務として、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員 3 名、専門職大学院事務グループの自己点検・評価担当者の計 5 名の委員によって組織されている。

自己点検・評価委員会の職掌事項は、①自己点検・評価及び外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること、②自己点検・評価及び外部評価の企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表に関すること、③第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること、④自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（認証評価）の結果に基づく、研究科長への改善方策及び改善計画案の提言に関すること、⑤改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長への改善勧告に関すること、及び⑥その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価（認証評価）に関すること、である。そして、委員会規程では、2 年に一度、自己点検・評価報告書を作成することとされていることから、平成 18 年 3 月に「関西大学法科大学院　自己点検評価・報告書」の第 1 冊を作成・発行した。9-2　自己点検・評価の結果の公表 については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、法科大学院内のロー・ライブラリーにも備え置き、学生の閲覧に供している。また、平成 20 年 3 月に作成する第 2 回目の報告書についても、関西大学全体の自己点検・評価報告書に収録したうえで、関係諸機関に送付するほか、ロー・ライブラリーに備え置く予定である。

9-3　自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備 については、自己点検・評価の結果を機動的に改善・向上に結びつけることができるようにするため、自己点検・評価委員会の委員長を執行部のメンバーが兼ねることにしていたが、平成 20 年度からは、評価の客観性と改善・向上の機動性とのバランスを考慮し、委員長については、執行部のメンバー以外の委員が就任することにした。

9-4　自己点検・評価の結果の改善・向上への反映 については、第 1 冊目の自己点検・評価報告書において、学生の履修条件が過重であること、組織的な FD 活動が不十分であるなどの点検・評価がなされたことを受けて、カリキュラムに関しては、平成 19 年度から修了要件単位の軽減や開設科目の見直し等のカリキュラム改革が行われ、FD 関係では、学生による授業評価アンケートの結果公表を実現させ、また、教育方法を検討するための研究会や講演会の開催数を増加するに至っている。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」9-1 から 9-5 まで）

9-1　自己点検・評価のための組織体制を整備と、適切な自己点検・評価の実施 については、現在のところ、法科大学院教育の改善を中心とする諸施策を適宜かつ迅速に実施するため、執行部の担う役割が大きく、自己点検・評価委員会の活動はそれらを事後的に点検・評価してまとめる結果になっており、組織的な自己点検・評価の実施という点では必ずしも十分なものではない。また、実効性ある自己点検・評価には、あらかじめ目標を設定し、その達成度を点検・評価することが適切であるが、現時点では教育活動等に関する改善目標を設定するには至っていない。今回の自己点検・評価を踏まえ、目標の設定と目標実現の方法について検討する必要がある。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」9-1 から 9-5 まで）

有効な自己点検・評価を実施するには、問題点の分析や改善策の策定の基礎となるデータを系統的・体系的に収集・蓄積しておく必要がある。しかし、現在のところ、各種データは、執行部が諸施策を立案する必

要上作成されている側面が強く、自己点検・評価のために改めてデータを収集する結果となって、二度手間になる場合がしばしばある。今後は、執行部のみならず、FD 活動や各教員の教育活動等の改善に役立つデータを体系的に収集・蓄積して一元的に管理する体制を整備する必要がある。

10　情報公開・説明責任

【現状の説明】（「評価の視点」10-1 から 10-3 まで）

10-1　組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開 については、まず、平成 15 年度から、主として本研究科への入学を検討している読者を想定したパンフレット「関西大学法科大学院－120 年の伝統から、法曹の新世紀へ。」（平成 19 年度から、副題は「法曹の新世紀へ」）を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、新聞社等の主催する進学説明会などにおいて提供してきた。平成 18 年度までは、①アドミッション・ポリシーと教育理念、②授業科目と教育方法等の具体例、③教員スタッフ、④在学生の声、⑤施設・設備、カリキュラム構成、⑥入学者選抜の各項目により構成されていたが、さらに平成 19 年度からは、⑦司法修習中の先輩の声、⑧1 年次と 2 年次のモデル時間割も取り上げて、その概要を的確に把握できるように記述している。施設・設備のほか、授業風景や試験問題などの写真も多数掲載して、本研究科における学習生活ができるだけ活き活きと伝わるように工夫している。（根拠・参照資料：「関西大学法科大学院　法曹の新世紀へ（平成 19 年度）」）

また、本研究科の設置申請時よりウェブサイト（ http://www.kansai-u.ac.jp/ls/ ）を開設し、教育理念や教育方針、教育内容等のほか、タイムリーな教育活動等の状況について情報提供を行っている。ホームページには、常設項目として、教育理念・方針を語る研究科長のあいさつ、教育内容・スタッフ、施設・設備、入学試験、授業料・奨学金、及び Q＆A を設け、講演会や公開講座、入試問題やその解説などのタイムリーな情報は、TOPICS 欄で随時更新している。

入学者選抜、修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての詳細は「学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、ホームページにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できるようにしている。

なお、本研究科は、規程に基づき、自己点検・評価報告書を 2 年ごとに公表することになっており、第 1 冊目の「関西大学法科大学院　自己点検・評価報告書」を平成 18 年 3 月に発行した。

以上のほか、法学教室や法学セミナーなど法学雑誌における法科大学院紹介企画の取材にも積極的に応じ、本研究科の教育理念や教育方針について説明する機会としている。

10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備 については、上記の情報公開のうち、規程に基づき実施されているのは、関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程に基づく自己点検・評価報告書の公表のみであるが、執行部が中心となって各種冊子及びホームページにおいて機動的に情報公開がなされており、必要な体制は一応整備されていると考えられる。

また、10-3　情報公開の説明責任としての適切性 についても、本研究科の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

【点検・評価（長所と問題点）】（「評価の視点」10-1 から 10-3 まで）

10-2　学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備 については、情報公開の手段として、ウェブサイトはもっとも有用であるところ、ホームページの開設当初は、情報の更新が遅いことを指摘する声がかなりあった。しかし、入学前事前指導など業務内容がある程度定型化してきたものは、タイムリーにアップデートできるようになり、改善されてきている。一方、授業内容や教育方法に関する情報の充実を予

定していたが、カリキュラムが改正されたこと、及び人員不足が影響して、その作業は中断しており、課題として残っている。

【将来への取組・まとめ】（「評価の視点」10-1 から 10-3 まで）

以文館（法科大学院棟）内の B1 教室は、ビデオ収録システムを備えており、ここで行われる授業や講演会等は、原則としてビデオに収録されている。そこで、法科大学院の活動状況に関する情報公開としては、上記のように、文字情報や写真を各種冊子・ホームページを通じて公開するだけでなく、こうした収録ビデオ（いわゆる動画）の発信も計画しているが、そのためのスキルをもった人員が不足しているため、タイムリーにアップロードできる状況には至っていない。これらが実現できるようになれば、**10-1　組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開**は、より適切にこれを果たすことができるようになるため、TA 等による対応を含め、体制の整備を検討中である。

法科大学院基礎データ

関西大学法務研究科（法曹養成専攻）

目　　次

Ⅰ　法科大学院の組織

1　法科大学院の組織（表 1）…… 943

Ⅱ　教育研究の内容・方法と条件整備

1　専任、兼任教員の担当科目数（表 2）…… 943

2　就職・大学院進学状況（表 3）…… 944

3　1 授業科目当たり学生数（表 4）…… 944

Ⅲ　教員組織

1　教員組織（表 5）…… 949

2　授業科目別専任教員数（法律基本科目）（表 6）…… 949

3　専任教員個別表（表 7）＜個人情報を含むため掲載しておりません＞

4　専任教員年齢構成（表 8）…… 949

5　専任教員の担当授業時間（表 9）…… 950

6　専任教員の教育・研究業績（表 10）＜個人情報を含むため掲載しておりません。
本学ホームページ「学術情報データベース」をご覧ください＞

7　法科大学院の教育に対する助成の状況（表 11）…… 950

8　専任教員の個人研究費等（表 12）…… 950

Ⅳ　学生の受け入れ

1　志願者・合格者・入学者数の推移（表 13）…… 951

2　入学者の内訳（表 14）…… 951

3　学生定員及び在籍学生数（表 15）…… 952

4　留年者、退学者数（表 16）…… 952

Ⅴ　学生生活への支援

1　奨学金給付・貸与状況（表 17）…… 953

2　授業料等の減免の状況（表 18）…… 953

Ⅵ　施設・設備、図書館

1　講義室、演習室等の面積・規模（表 19）…… 954

2　図書、資料の所蔵数（表 20）…… 954

3　教員研究室（表 21）…… 955

Ⅰ　法科大学院の組織

1　法科大学院の組織

（表 1）

研究科名	専攻名	設置認可年月日	所　在　地	備　　考
法務研究科	法曹養成専攻	平成 15 年 11 月 27 日	大阪府吹田市山手町 3 丁目 3 番 35 号	専門職大学院

[注]1　法科大学院を既存の研究科の一専攻として開設している場合には、その旨を備考に記入してください。

Ⅱ　教育研究の内容・方法と条件整備

1　専任、兼任教員の担当科目数

（表 2）

科目区分		専任の内訳	必修科目	選択科目
法律基本科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	専任教員	71	8.5
		専任（兼担）教員	0	0
		実務家教員	20	7.5
	専任教員担当科目数の計(A)		91	16
	兼担教員担当科目数(B)		6	0
	兼任教員担当科目数(C)		2	0
	専兼比率（A/(A＋B＋C)*100)		91.9	100
法律実務基礎科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	専任教員	0.8	0
		専任（兼担）教員	0	0
		実務家教員	1.3	8.8
	専任教員担当科目数の計(A)		2	8.8
	兼担教員担当科目数(B)		0	0
	兼任教員担当科目数(C)		1	34.3
	専兼比率（A/(A＋B＋C)*100)		66	20.4
基礎法学・隣接科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	専任教員		5
		専任（兼担）教員		0
		実務家教員		2
	専任教員担当科目数の計(A)			7
	兼担教員担当科目数(B)			1
	兼任教員担当科目数(C)			3
	専兼比率（A/(A＋B＋C)*100)			63
展開・先端科目(に相当する科目)	専任教員担当科目数	専任教員		28
		専任（兼担）教員		0
		実務家教員		7
	専任教員担当科目数の計(A)			35
	兼担教員担当科目数(B)			2
	兼任教員担当科目数(C)			12
	専兼比率（A/(A＋B＋C)*100)			71.4

[注]1　ここでいう「専任教員」とは、法科大学院基礎データ作成上の注意事項「５」で定義した専任教員を指します。専任教員、専任（兼担）教員、実務家教員に区分して記入してください。ただし、「実務家教員」欄には、みなし専任教員を含めて記入してください。

2 「兼担教員」とは、法科大学院以外の学部、研究科、研究所等を本務先とする専任教員を指します。
また、「兼任教員」とは、学外からの兼務者を指します。

3　選択必修科目は必修科目に含めてください。

4　履修学生数との関係等により、同一名称の科目が複数開講されている場合は、それぞれ 1 科目と数えてください。

※複数担任者による授業科目については、科目担任者数で按分している。

2　就職・大学院進学状況

（表 3）

進　　路			平成 17 年度卒業	平成 18 年度卒業
就職	司法関連業務	法曹三者	29	21
		その他（法律事務等）		
	民間企業			
	官公庁			
	上記以外			
進学	自大学院			
	他大学院			
司法試験受験者			37	109
そ　の　他				
合　　計				

[注]1　司法関連業務に就職した者のうち、旧司法試験合格者の数を（　）を付して内数で記入してください。
2 「司法試験受験者」欄には、「就職」、「進学」以外で司法試験を受験している者及び受験準備中の者の数を記入してください。
3 「その他」欄には、各年度の卒業者のうち、就職、進学、司法試験受験者のいずれにも該当しない者のすべての数を記入してください。
4　司法修習生は、「法曹三者」欄に含めて記入してください。
5　司法関連業務以外に就職した者のうち、司法試験を受験している者及び受験準備中の者がいる場合は、その数を[　]を付して内数で記入してください。

備考：平成 19 年度の状況を記載。法科大学院については、司法関連以外の進路については把握していない。

3　1 授業科目当たり学生数

2007 年度　（表 4）

科目の区分	科目名	開講期	科目登録学生数	法科大学院が設定する適正学生数	法律で定められた適正学生数	備考
法律基本科目	憲法 1(統治の基本構造)	1 年次春学期	40	60	50	F1
	〃	1 年次春学期	31	60	50	F2
	憲法 2(基本的人権)	1 年次秋学期	47	60	50	F1
	〃	1 年次秋学期	27	60	50	F2
	刑法 1(総論)	1 年次春学期	66	60	50	
	刑法 2(各論)	1 年次秋学期	65	60	50	
	刑事訴訟法	1 年次秋学期	40	60	50	F1
	〃	1 年次秋学期	27	60	50	F2
	民法 1(財産取引法総論)	1 年次春学期	39	60	50	F1
	〃	1 年次春学期	30	60	50	F2
	民法 2(財産取引法各論)	1 年次春学期	41	60	50	F1
	〃	1 年次春学期	31	60	50	F2
	民法 3(不法行為法)	1 年次秋学期	72	60	50	
	民事訴訟法	1 年次秋学期	67	60	50	
	商法(会社法)	1 年次秋学期	71	60	50	
	民法 4(家族 1)	1 年次春学期	64	60	50	
	民法 5(家族 2)	1 年次秋学期	62	60	50	
	商法(取引法)	1 年次秋学期	67	60	50	
	公法総合演習 1(基本的人権)	2 年次春学期	26	30	50	T1
	〃	2 年次春学期	28	30	50	T2
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T3
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T5
	〃	2 年次春学期	25	30	50	T6

科目の区分	科目名	開講期	科目登録学生数	法科大学院が設定する適正学生数	法律で定められた適正学生数	備考
法律基本科目	公法総合演習 1(司法制度論)	3 年次秋学期	22	30	50	S1
	〃	3 年次秋学期	23	30	50	S2
	〃	3 年次秋学期	21	30	50	S3
	〃	3 年次春学期	28	30	50	S4
	〃	3 年次春学期	25	30	50	S5
	〃	3 年次春学期	17	30	50	S6
	刑法演習 1	2 年次春学期	20	30	50	T1
	〃	2 年次春学期	22	30	50	T2
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T3
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次春学期	20	30	50	T5
	〃	2 年次春学期	20	30	50	T6
	刑法演習 2	2 年次秋学期	19	30	50	T1
	〃	2 年次秋学期	21	30	50	T2
	〃	2 年次秋学期	24	30	50	T3
	〃	2 年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次秋学期	21	30	50	T5
	〃	2 年次秋学期	18	30	50	T6
	刑事訴訟法演習	2 年次春学期	19	30	50	T1
	〃	2 年次春学期	21	30	50	T2
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T3
	〃	2 年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次秋学期	21	30	50	T5
	〃	2 年次秋学期	18	30	50	T6
	行政法演習	2 年次秋学期	20	30	50	T1
	〃	2 年次秋学期	22	30	50	T2
	〃	2 年次秋学期	25	30	50	T3
	〃	2 年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次秋学期	20	30	50	T5
	〃	2 年次秋学期	19	30	50	T6
	刑事法総合演習	3 年次春学期	25	30	50	S1
	〃	3 年次春学期	22	30	50	S2
	〃	3 年次春学期	19	30	50	S3
	〃	3 年次秋学期	27	30	50	S4
	〃	3 年次秋学期	26	30	50	S5
	〃	3 年次秋学期	15	30	50	S6
	民法演習 1	2 年次春学期	25	30	50	T1
	〃	2 年次春学期	26	30	50	T2
	〃	2 年次春学期	23	30	50	T3
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次春学期	23	30	50	T5
	〃	2 年次春学期	23	30	50	T6
	民法演習 2	2 年次春学期	25	30	50	T1
	〃	2 年次春学期	25	30	50	T2
	〃	2 年次春学期	23	30	50	T3
	〃	2 年次春学期	24	30	50	T4
	〃	2 年次春学期	25	30	50	T5
	〃	2 年次春学期	25	30	50	T6
	民法演習 3	2 年次秋学期	23	30	50	T1
	〃	2 年次秋学期	26	30	50	T2
	〃	2 年次秋学期	29	30	50	T3

科目の区分	科目名	開講期	科目登録学生数	法科大学院が設定する適正学生数	法律で定められた適正学生数	備考
法律基本科目	民法演習３	２年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T5
	〃	２年次秋学期	19	30	50	T6
	民事訴訟法演習	２年次秋学期	21	30	50	T1
	〃	２年次秋学期	25	30	50	T2
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T3
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	２年次秋学期	22	30	50	T5
	〃	２年次秋学期	22	30	50	T6
	会社法演習	２年次春学期	23	30	50	T1
	〃	２年次秋学期	25	30	50	T2
	〃	２年次春学期	24	30	50	T3
	〃	２年次春学期	24	30	50	T4
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T5
	〃	２年次秋学期	19	30	50	T6
	商法演習	２年次秋学期	23	30	50	T1
	〃	２年次春学期	23	30	50	T2
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T3
	〃	２年次秋学期	24	30	50	T4
	〃	２年次春学期	22	30	50	T5
	〃	２年次春学期	23	30	50	T6
	民事法総合演習	３年次春学期	24	30	50	S1
	〃	３年次春学期	24	30	50	S2
	〃	３年次春学期	22	30	50	S3
	〃	３年次秋学期	26	30	50	S4
	〃	３年次秋学期	24	30	50	S5
	〃	３年次秋学期	23	30	50	S6
	行政法概論	２年次春学期	50	40	50	１組
	〃	２年次春学期	33	40	50	２組
	行政救済法	２年次春学期	62	40	50	１組
	〃	２年次春学期	58	40	50	２組
	憲法判例演習	２年次秋学期	15	40	50	
	民法判例演習	２年次秋学期	10	40	50	T1
	〃	２年次秋学期	10	40	50	T2
	〃	２年次秋学期	14	40	50	T3
	〃	２年次秋学期	16	40	50	T4
	〃	２年次秋学期	10	40	50	T5
	〃	２年次秋学期	9	40	50	T6
	民事訴訟法発展講義	２年次春学期	61	40	50	
	会社法発展講義	２年次春学期	43	40	50	
法律実務基礎科目	公法・刑事法 LW＆D 演習	２年次秋学期	5	40		１組
	〃	２年次秋学期	8	40		２組
	〃	２年次秋学期	6	40		３組
	〃	２年次秋学期	4	40		４組
	〃	２年次秋学期	8	40		５組
	民事法 LW＆D 演習	２年次春学期	1	40		１組
	〃	２年次春学期	22	40		２組
	〃	２年次春学期	5	40		３組
	〃	２年次春学期	2	40		４組
	〃	２年次春学期	5	40		５組
	要件事実論演習	２年次秋学期	38	40		１組
	〃	２年次秋学期	27	40		２組

科目の区分	科目名	開講期	科目登録学生数	法科大学院が設定する適正学生数	法律で定められた適正学生数	備考
法律実務基礎科目	紛争解決論	3年次春学期	21	40		1組
	〃	3年次春学期	26	40		2組
	事実認定論	3年次春学期	48	40		1組
	〃	3年次春学期	47	40		2組
	〃	3年次秋学期	34	40		3組
	法曹倫理	2年次春学期	43	40		1組
	〃	2年次秋学期	46	40		2組
	〃	2年次秋学期	34	40		3組
	検察実務講義	2年次春学期	29	40		1組
	〃	2年次春学期	12	40		2組
	民・刑事裁判演習	3年次秋学期	22	40		1組
	〃	3年次秋学期	26	40		2組
	リーガルクリニック	2年次春学期	3	3		A01
	〃	2年次春学期	3	3		A02
	〃	2年次春学期	3	3		A03
	〃	2年次春学期	3	3		A04
	〃	2年次春学期	3	3		A05
	〃	2年次春学期	3	3		A06
	〃	2年次春学期	2	3		A07
	〃	2年次春学期	3	3		A08
	〃	2年次春学期	3	3		A09
	〃	2年次春学期	3	3		A10
	〃	2年次春学期	3	3		A11
	〃	2年次春学期	3	3		A12
	〃	2年次春学期	3	3		A13
	〃	2年次春学期	2	3		A14
	〃	2年次春学期	2	3		A15
	〃	2年次春学期	3	3		A16
	〃	2年次春学期	3	3		A17
	〃	2年次春学期	2	3		A18
	〃	2年次春学期	3	3		A19
	〃	2年次春学期	2	3		A20
	民事実務特殊講義	2年次秋学期	60	40		
	エクスターンシップ	3年次夏季集中	9	10		
基礎法学・隣接科目	法哲学・法理論	2年次春学期	57	40		1組
	〃	2年次春学期	59	40		2組
	法哲学・法理論演習	2年次秋学期	36	40		
	外国法	2年次春学期	1	40		
	比較法	2年次春学期	7	40		
	比較法演習	2年次秋学期	3	40		
	法と社会1(法と家族)	2年次秋学期	26	40		
	法と社会2(法とメディア)	2年次秋学期	47	40		
	法と社会3(法と倫理)	2年次秋学期	8	40		
	法と社会4(法と環境)	2年次春学期	80	40		
	法と社会5(法と東西文化)	2年次秋学期	52	40		
展開・先端科目	知的財産法1	2年次春学期	7	40		1組
	知的財産法	2年次春学期	7	40		2組
	知的財産法1	2年次春学期	16	40		3組
	知的財産法演習	2年次秋学期	6	40		1組
	〃	2年次秋学期	5	40		2組
	〃	2年次秋学期	12	40		3組

科目の区分	科目名	開講期	科目登録学生数	法科大学院が設定する適正学生数	法律で定められた適正学生数	備考
展開・先端科目	経済法１	２年次春学期	21	40		
	経済法演習	２年次秋学期	19	40		
	労働法１	２年次春学期	40	40		１組
	〃	２年次春学期	38	40		２組
	労働法２	２年次春学期	31	40		１組
	〃	２年次春学期	36	40		２組
	労働法実務講義	２年次秋学期	54	40		
	労働法演習	２年次秋学期	10	40		１組
	〃	２年次秋学期	33	40		２組
	〃	２年次秋学期	26	40		３組
	中国ビジネス法講義１	２年次春学期	44	40		
	中国企業実務法	２年次春学期	55	40		
	現代中国ビジネス法実務講義	２年次春学期	33	40		１組
	〃	２年次春学期	44	40		２組
	現代中国ビジネス法実務演習	２年次秋学期	44	40		１組
	〃	２年次秋学期	42	40		２組
	金融法	２年次春学期	37	40		
	倒産法１	２年次春学期	55	40		
	民商契約実務講義	２年次秋学期	27	40		
	民事執行・民事保全法	２年次春学期	9	40		
	国際人権・人道法	２年次春学期	56	40		
	国際司法手続	２年次春学期	50	40		
	国際私法	２年次秋学期	2	40		
	国際経済法	２年次春学期	12	40		
	国際取引法	２年次春学期	55	40		１組
	〃	２年次春学期	74	40		２組
	国際法演習	２年次秋学期	86	40		
	国際取引・経済法演習	２年次秋学期	34	40		１組
	〃	２年次秋学期	50	40		２組
	〃	２年次秋学期	42	40		３組
	行政手続・情報公開法	２年次春学期	53	40		１組
	〃	２年次春学期	51	40		２組
	租税法１	２年次春学期	22	40		
	環境法	２年次秋学期	53	40		
	現代法特殊講義	２年次春学期	8	40		
	現代法特殊講義１(不法行為実務講義)	２年次秋学期	76	40		
	現代法特殊講義２(少年法)	２年次秋学期	93	40		
	現代法特殊講義３(経済刑法)	２年次春学期	17	40		
	現代法特殊講義４(消費者取引法)	２年次春学期	47	40		１組
	〃	２年次秋学期	33	40		２組
	現代法特殊講義５(家事事件手続法)	２年次秋学期	32	40		
	現代法特殊講義６	２年次春学期	1	40		
	現代法特殊講義７	２年次秋学期	2	40		

[注]1　Ｎ年度に開講したすべての科目について記入してください。
　　2　上記表に該当する固有の資料を作成している場合は、本表に替えることができます。

※備考欄に記載しているF1、S1等は同一科目のクラス分けを表します。

Ⅲ　教員組織

1　教員組織

（表 5）

		専任教員数					設置基準上必要専任教員数	専任教員1人当たりの学生数	兼担教員数	兼任教員数	備考
		教授	准教授	講師	助教	計					
専任教員の内訳	専任教員	18	0	0	0	18					
	専任（兼担）教員	0	0	0	0	0					
	実務家教員	5	0	0	0	5					
	みなし専任教員	3	0	0	0	3					
合　計		26	0	0	0	26	26	15	5	38	

[注]1　専任教員の内訳は、法科大学院基礎データ作成上の注意事項「５」に従って区分して記入してください。
2 「兼担教員」とは、法科大学院以外の学部、研究科、研究所等を本務先とする専任教員を指します。また、「兼任教員」とは、学外からの兼務者を指します。
3　助手等、リーガルアドバイザー、アカデミックアドバイザーを置く場合は、その名称ごとの人数を備考欄に記入してください。
4 「専任教員１人当たりの学生数」欄には、収容定員を専任教員数で除した数を記入してください。

2　授業科目別専任教員数（法律基本科目）（入学定員が 200 人未満の法科大学院）

（表 6）

		憲法		行政法		民法		商法		民事訴訟法		刑法		刑事訴訟法	
		必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数	必要専任教員数	専任教員数
専任教員の内訳	教　授		2		2		6		2		1		3		2
	准教授		0		0		0		0		0		0		0
	講　師		0		0		0		0		0		0		0
	助　教		0		0		0		0		0		0		0
合　計		2	2	2	2	2	6	1	2	1	1	1	3	1	2

[注]1　上記には専ら実務的側面を担当する専任教員数は含めないでください。ただし、ここで言う「専ら実務的側面を担当する専任教員」とは必ずしも「実務家教員」や「みなし専任教員」を意味しているわけではありませんので、この表に含めるか否かの判断は、各法科大学院において行ってください。

4　専任教員年齢構成

（表 8）

職　位	71 歳以上	61 歳～70 歳	51 歳～60 歳	41 歳～50 歳	31 歳～40 歳	30 歳以下	計
教　　授	2	5	9	9	1	0	26
	7.7%	19.2%	34.6%	34.6%	3.8%	0.0%	100%
准 教 授	0	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
専任講師	0	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
助　　教	0	0	0	0	0	0	0
	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
計	2	5	9	9	1	0	26
	7.7%	19.2%	34.6%	34.6%	3.8%	0.0%	100%
定年　65 才							

定年に関する定めについて

授業上必要のある者については、定年を 5 カ年までは延長することができる。 特別任用教授（みなし専任教員）の定年については、70 歳である。ただし、平成 16 年 4 月 1 日付で法科大学院に任用される特別任用教授については、年齢の上限を満 73 歳とする。

[注]1　各年齢構成欄の下段にはそれぞれ「計」欄の数値に対するパーセントを記入してください。
2　定年に特例を設けているなど、上の表に記入できない場合は、「定年に関する定めについて」の欄に簡潔に記述してください。

5　専任教員の担当授業時間

（表 9）

教員 / 区分	教授				准教授	講　師	助　教	備　考
	専任教員	専任(兼担)教員	専任(実務家)教員	みなし専任教員				
最　高	15.8 授業時間		11.3 授業時間	4.0 授業時間				1 授業時間 45 分
最　低	5.5 授業時間		5.0 授業時間	3.0 授業時間				
平　均	8.6 授業時間		8.1 授業時間	3.5 授業時間				
責任授業時間数	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	(8.0 授業時間)	(4.0 授業時間)	(6.0 授業時間)	(6.0 授業時間)	(6.0 授業時間)	

担当授業時間が他の教員に比して大きく異なる教員について

時間数で最高の専任教員は、先端科目のほか学部や他の研究科の授業を担当していることによる。
責任時間数については、大学院における授業担任時間は、1 時間を 1 時間 30 分として取扱う。

[注]1 「教授」欄には本「法科大学院基礎データ（様式）の注意事項「５」に従って、専任教員、専任（兼担）教員、実務家教員、みなし専任教員に区分して記入してください。
2　表 7 で算出した「年間平均毎週授業時間数」をもとに、専任教員が当該大学において担当する 1 週間の最高、最低及び総平均授業時間を記載してください。
3 「備考」欄に 1 授業時間が何分であるかを記入してください。
4　1 週間の責任授業時間数等の規定がない場合は、「責任授業時間数」欄は空欄で結構です。
5　担当授業時間が他の教員に比して大きく異なる教員がいる場合は、その理由を付記してください。

7　法科大学院の教育に対する助成の状況

（表 11）

助成機関名	採択プロジェクト等の名称	助成期間	助成額	備　　考
文部科学省	専門職大学院大学院等教育推進プログラム「映像教材を活用した総合的法実務教育の実施」	平成 19～20 年度	15,039,000 円	
文部科学省	全国法曹キャリア支援プラットフォーム	平成 19～20 年度	19,997,000 円	13 大学共同（申請担当　明治大学）明治大学・青山学院大学・中央大学・獨協大学・同志社大学・法政大学・関西学院大学・國學院大学・名古屋大学・専修大学・東洋大学・立命館大学

[注]1　法科大学院独自のプロジェクトではなく他の部署との共同の場合、備考にその旨を記入してください。
2　N 年度の実績額を記入してください。

8　専任教員の個人研究費等

（表 12）

研究費総額 (A)	旅費総額 (B)	専任教員数 (C)	教員 1 人当たりの研究費 (A)/(C)	教員 1 人当たりの旅費 (B)/(C)	教員 1 人当たり研究費・旅費 {(A)＋(B)}/(C)	備　　考
8,891,480	2,264,957	27	329,314	83,887	413,201	平成 18 年度実績額を記載（単位：円）教員 1 人当たりの個人研究費：専任教員 51 万円、特別任用教員 25 万円

[注]1　前年度（N－1 年度）の実績をもとに作表してください。したがって「専任教員数」欄にも、前年度の人数を記入してください。
2　研究費総額(A)には、講座研究費、個人研究費等の名称は問わず、教員個人が専らその研究の用に充てるために支給される経常的経費
（図書購入費、機器備品費、研究用消耗品費、アルバイトなどへの謝金等）を記入してください。
3　研究費と旅費を区分していない場合は、両者を一本にまとめて作表してください。

Ⅳ　学生の受け入れ

1　志願者・合格者・入学者数の推移

（表 13）

春季入試(A 日程)	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計
志願者	1406	730	2136	682	398	1080	490	469	959	614	576	1190
合格者	167	163	330	123	169	292	120	170	290	139	161	300
入学者(A)	83	54	137	53	75	128	43	82	125	59	73	132
募集定員(B)	57	63	120	57	63	120	47	73	120	47	73	120
(A)/(B)*100	145.6	85.7	114.2	93.0	119.0	106.7	91.5	112.3	104.2	125.5	100.0	110.0

秋季入試(B 日程)	平成 16 年度			平成 17 年度			平成 18 年度			平成 19 年度		
	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計	未修者	既修者	計
志願者	305	143	448	138	96	234	100	118	218	119	103	222
合格者	5	8	13	3	7	10	7	7	14	5	5	10
入学者(A)	3	5	8	1	6	7	7	6	13	5	5	10
募集定員(B)	3	7	10	3	7	10	3	7	10	3	7	10
(A)/(B)*100	100.0	71.4	80.0	33.3	85.7	70.0	233.3	85.7	130.0	166.7	71.4	100.0

[注]1　春季のほかに秋季入試を実施している場合は、それぞれについて作表してください。
　　2　未修・既修を分けて入試を実施していない場合は、両者をひとつにまとめて記入してください。

※志願者については、未修・既修の併願者の数を、未修者・既修者のそれぞれの数に算入している。

2　入学者の内訳　＊記入されている数字は例です。

（表 14）

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	実数	入学者数に占める割合(%)	実数	入学者数に占める割合(%)	実数	入学者数に占める割合(%)	実数	入学者数に占める割合(%)
入学者数	145	100	135	100	138	100	142	100
法学を履修する課程以外の課程を履修した者(A)	49	33.8	33	24.4	34	24.6	23	16.2
実務等の経験を有する者(B)	89	61.4	70	51.9	67	48.6	60	42.3
上記(A)と(B)に重複して計上されている者(C)	37	25.5	19	14.1	23	16.7	9	6.3
{(A)＋(B)}－(C)/入学者数*100		69.7		62.2		56.5		52.1

「実務等の経験を有する者」をどのように定義付けているかを以下の欄に記入してください。

大学の学部を最初に卒業した後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時において満 2 年以上を経過している者

[注]1 「入学者に占める割合」欄には、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者(A)」及び「実務等の経験を有する者(B)」の入学者に占める割合をパーセントで示してください。
　　2　1 年に 2 回の入試を行っている場合であってもそれぞれ分けて記入する必要はありません。
　　3 「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」とは「未修者」を指すものではありません。法学部や法学研究科（及びそれに類する学科・専攻）の出身者を指します。従って、たとえば政治学を中心に履修した者については、「法学を履修する課程以外の課程を履修した者」に含めないでください。

3　学生定員及び在籍学生数

（表 15）

収容定員(A)	未修者総数	既修者総数	在籍学生総数(B)	(B)/(A)	在籍学生数内訳									備考
					第 1 年次			第 2 年次			第 3 年次			
					学生数		学生数計	学生数		学生数計	学生数		学生数計	
					未修者	既修者		未修者	既修者		未修者	既修者		
320	175	176	351	1.10	64	78	142	46	98	144	65		65	
	〈12〉	〈10〉	〈22〉		〈0〉	〈0〉	〈0〉	〈1〉	〈10〉	〈11〉	〈11〉		〈11〉	
	《9》	《5》	《14》		《1》	《1》	《2》	《3》	《4》	《7》	《5》		《5》	

留年者数〈　〉　　休学者数《　》

[注]1　各年次に留年者がいる場合は人数を〈　〉に内数で記入してください。ただし、休学や留学によって進級の遅れた者は留年に含めないでください。
2　各年次に休学者がいる場合も同様に人数を《　》に内数で記入してください。
3　昼夜開講制をとっている場合は、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
4　「(B)/(A)」欄については、小数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示してください。
5　現在の在籍学生に関わる入学定員に変更があった場合には、「備考」欄に注記してください。
6　本表における「在籍学生総数(B)」欄の留年者数は、表 16 の N 年度の留年者の合計と一致することになります。

4　留年者、退学者数

（表 16）

			平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
未修者	在籍学生数	(A)	86	135	177	175
	留年者	(B)	—	—	—	12
	留年率	(A)/(B)*100	—	—	—	6.9
	退学者	(C)	5	6	9	
	退学率	(A)/(C)*100	5.8	4.4	5.0	
既修者	在籍学生数	(A)	59	139	171	176
	留年者	(B)	—	—	5	10
	留年率	(A)/(B)*100	—	—	2.9	5.7
	退学者	(C)	1	5	1	
	退学率	(A)/(C)*100	1.7	3.6	0.6	
合　計	在籍学生数	(A)	145	274	348	351
	留年者	(B)	—	—	5	22
	留年率	(A)/(B)*100	—	—	1.4	6.3
	退学者	(C)	6	11	10	
	退学率	(A)/(C)*100	4.1	4.0	2.9	

＊表中の(A)の数字（在籍学生数）は、各年度の 5 月 1 日時点での数字を表記しています。

[注]1　退学者数には、除籍者も含めてください。
2　N 年度の退学者及び退学率の欄は記入していただく必要はありません。
3　本表における N 年度の留年者の合計は、表 15 の「在籍学生総数(B)」欄の留年者数と一致することになります。

Ⅴ　学生生活への支援

1　奨学金給付・貸与状況

（表 17）

奨学金の名称	学内・学外の別	給付・貸与の別	給付・貸与対象学生数(A)	在籍学生総数(B)	給付・貸与総額(C)	1 件当たり支給額(C)/(A)	備　　考
法科大学院給付奨学金	学内	給付	40	348	48,145,000	1,203,625	給付・貸付総額に秋学期除籍者からの戻し入れ(605,000 円)を含む
関西大学校友会法科大学院進学支援給付奨学金	学外	給付	2	348	2,000,000	1,000,000	
法科大学院教育ローン	学内	貸与	11	348	8,070,000	733,636	
日本学生支援機構奨学金（第一種）	学外	貸与	73	348	77,088,000	1,056,000	第二種との併用を含む。
日本学生支援機構奨学金（第二種）	学外	貸与	114	348	165,000,000	1,447,368	第一種との併用を含む。 貸与額 5・8・10・13 万円から選択（月額） なお、月額 13 万円の希望者は 4 万円又は 7 万円の増額が可能であるが、把握できないために該当者 33 名は 4 万円の増額とした。 また、貸与中の金額変更にも対応していないため、採用時の金額にて算出した。
小野奨学金	学外	給付	3	348	2,160,000	720,000	

[注]1　前年度（N－1 年度）の実績をもとに作表してください。
　　2　同一の支援制度を（表 18）と重複して記載しないでください。
　　3　日本学生支援機構による奨学金も記載してください。
　　4　入学金の免除については表 18 に記載してください。

2　授業料等の減免の状況

（表 18）

減免制度の名称	減免制度適用学生数(A)	在籍学生総数(B)	減免額の総額(C)	1 件当たり減免額(C)/(A)	備　　考
入学金の取扱特例（学費規程第 27 条）	20	348	2,600,000 円	130,000 円	関西大学の学部を卒業、大学院を修了した者又は 3 年以上在学した者であって本研究科の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものが法務研究科に進学する場合、入学金を半額とする。 平成 18 年度入学生の対象者数を記載

[注]1　前年度（N－1 年度）の実績をもとに作表してください。
　　2　同一の支援制度を（表 17）と重複して記載しないでください。
　　3　授業料等の減免について全額・半額の別等を「備考」欄に記入してください。
　　4　入学金免除についても本表に記載してください。その旨を備考欄に記入してください。

Ⅵ　施設・設備、図書館

1　講義室、演習室等の面積・規模

（表 19）

講義室・演習室 学生自習室等	室数	総面積 （㎡）	専用・共用の別	収容人員 （総数）	学生総数	在籍学生１人当たり面積 （㎡）	備　考
講義室	3	449.00	専用	154	351	1.28	
	11	1,132.48	共用	601	1,471	0.77	
演習室	2	138.00	専用	56	351	0.39	
	36	1,140.48	共用	584	1,471	0.78	
学生自習室	6	836.70	専用	328	351	2.4	
臨床実務教育関連施設（法廷教室）	1	119.00	共用	35	4,286		法学部と共用
臨床実務教育関連施設（リーガルクリニック）	1	56.00	専用		351		
その他の施設（ローライブラリー）	1	265.00	専用	100	351		
その他の施設（研究用ローライブラリー）	1	184.00	専用				教員専用
その他の施設（総合図書館）	1	19,105.93	共用		31,049		全学生共用

［注］1　当該施設を他学部・他研究科と共用している場合には、法科大学院専用の施設とは別個に記載し、「専用・共用の別」欄にその旨を明記するとともに、「学生総数」欄にも共用する学部・研究科の学生を含めた数値を記入してください。

　また、「在籍学生 1 人当たり面積」の算出には、昼夜開講制の場合の夜間主コースの学生数は含めないでください。

2 「在籍学生１人当たり面積」は、小数点第３位を四捨五入し、小数点第２位まで求め記入してください。

3　他学部等と共用で使用している講義室・演習室等の「在籍学生 1 人当たりの面積」の算出に当たっては、当該施設を利用しているすべての学部等の学生数で総面積を除して算出してください。

4 「臨床実務教育関連施設」及び「その他の施設」の欄については、（　）内に「(模擬法廷)」等のように具体的な名称を等を記入してください。必要に応じて行を増やしてください。

2　図書、資料の所蔵数

（表 20）

図書館の名称	図書の冊数（冊）		定期刊行物の種類（種類）		視聴覚資料の所蔵数（点数）	電子ジャーナルの種類（種類）	備　　考
	図書の冊数	開架図書の冊数（内数）	日本語	外国語			
ローライブラリー	5,730	5,730	140	1	0	0	
法学部資料室	26,920	26,920	963	47	27		電子ジャーナルは、総合図書館で集中管理している。
総合図書館	1,963,843	225,453	14,950	10,441	112,411	10,234	電子ジャーナルの種類数は、延べ数である。
高槻図書室	64,255	64,255	231	239	243		電子ジャーナルは、総合図書館で集中管理している。
計	2,060,748	322,358	16,284	10,728	112,681	10,234	

［注］1　雑誌等ですでに製本済のものは図書の冊数に加えていただいて結構です。

2　視聴覚資料には、マイクロフィルム、マイクロフィッシュ、カセットテープ、ビデオテープ、CD・LD・DVD、スライド、映画フィルム、CD-ROM 等を含めてください。

3　電子ジャーナルが中央図書館で集中管理されている場合は、中央図書館にのみ数値を記入し備考欄にその旨を注記してください。

4　中央図書館の中に法学系の専用のコーナーを設けている場合も、これを中央図書館と区別して記入し、その旨備考に記述してください。

5 「法科大学院専用図書館(図書室)」に該当する施設以外の図書館(室)については、法科大学院にとって関連が深いものを、大学の判断で記載してください。

3　教員研究室

（表 21）

室数			総面積（㎡）(B)	1室当たりの平均面積（㎡）		専任教員数 (C)	個室率(%) (A)/(C)*100	教員1人当たりの平均面積（㎡）	備考
個室 (A)	共同	計		個室	共同				
29	1	30	755.8	23.9	64.0	26	100	23.9	

［注］1　「室数」、「総面積」欄には、法科大学院の専任教員のための研究室について記入してください。
2　専任教員中、専任（兼担）教員については、当該教員が所属する他学部・他研究科等に研究室がある場合にはこれについて作表してください。
　また、法科大学院と他学部・他研究科の両方に研究室を用意している場合は、一方のみを記入し、その旨を備考欄に注記してください。
3　「1室当たりの平均面積」は全ての教員研究室について、「教員1人当たりの平均面積」は、専任教員が実際に使用している教員研究室について算出してください。
4　「個室率」の算出にあたっては、個室数が専任教員数を上回る場合は、原則として 100%と記入してください。
5　専任教員数には助手を含めないでください。

会　計　研　究　科

第Ⅱ編　会計研究科　目次

1　理念・目的・教育目標 …… 959
（1）教育目的　〈959〉
（2）教育目的の達成　〈960〉

2　教育内容 …… 962
（1）教育課程　〈962〉

3　教育方法 …… 963
（1）授業を行う学生数　〈963〉
（2）授業の方法　〈964〉
（3）履修科目登録単位数の上限　〈965〉

4　成績評価及び修了認定 …… 966
（1）成績評価　〈966〉
（2）修了認定及びその要件　〈967〉

5　教育内容等の改善措置 …… 967
（1）教育内容等の改善措置　〈967〉

6　入学者選抜等 …… 968
（1）入学者受け入れ　〈968〉
（2）収容定員と在籍者数　〈970〉

7　学生の支援体制 …… 970
（1）学習支援　〈970〉
（2）生活支援等　〈971〉
（3）障害のある学生に対する支援　〈973〉
（4）職業支援（キャリア支援）　〈974〉

8　教員組織 …… 974
（1）教員の資格と評価　〈974〉
（2）専任教員の配置と構成　〈975〉
（3）研究者教員　〈976〉
（4）実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）　〈977〉
（5）専任教員の担当科目の比率　〈977〉
（6）教員の教育研究環境　〈978〉

9　管理運営等 …… 980
（1）管理運営の独立性　〈980〉
（2）自己点検及び評価　〈981〉
（3）情報の公開　〈983〉
（4）情報の保管　〈983〉

10　施設、設備及び図書館等 …… 984
（1）施設の整備　〈984〉
（2）設備及び機器の整備　〈985〉
（3）図書館の整備　〈986〉

1　理念・目的・教育目標

(1) 教育目的

基準 1-1-1
　各会計大学院においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的要素を涵養するために、教育目的を明文化すること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院では、以下のように教育目的を明文化してホームページをはじめ、パンフレット等に示している。

「本学の理念としての「学の実化（じつげ）」、及びこれを具体化した柱の一つ「学理と実際との調和」は、「開かれた大学」「情報化社会への対応」「国際化の促進」の 3 本柱として継承されています。本学の会計研究科は、会計領域における「学理と実際との調和」を結実させるものなのです。

世界標準での会計制度や監査制度へと見直しが進む中、日本の公認会計士にも世界標準での活躍を期待できるよう、その資質とくに会計・監査への実務的かつ理論的な能力が要求されています。本学会計研究科では、「世界に通用する」公認会計士の養成を第一の目的とし、かかる資質をそなえた公認会計士を養成いたします。そして、それだけにとどまらず、企業や官公庁からの要請に応じた会計人の養成をも目的として、「監査界のリーダーたりうる公認会計士」、「産業界のリーダーたりうる公認会計士」、「官公庁のリーダーたりうる公認会計士」の養成を目指しています。

すなわち、本学会計研究科は「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成を目的とした大学院なのです。」

さらに、入学直後のオリエンテーションや合宿研修等において機会あるごとに教育目的を説明しているほか、本学の特色であるアカデミック・ソリューションとプロフェッショナル・ソリューション（いずれも必修ではないが多くの学生が履修する教員別の少人数教育の場）を通じて、教員が教育目的を繰り返して説明している。

なお、教育が公認会計士試験の対策のみに傾かないように、以下のような文言で我々の姿勢を示している。この文言は設置趣意書に記載したものである。

「我々は端的には公認会計士の養成を教育の主目的に置くと説明する一方で、公認会計士以外の会計専門職一般にまで範囲を広げて言及する場合には会計人の養成という表現を用いる。その背後には、受験教育に傾注した教育を施すのではなくて、常に、会計の学理との調和を実現する教育を行うという理念を持っている。たとえ、趣意書の本文中において公認会計士の用語が頻出するとしても、それは表現の簡潔性のためにすぎず、我々は公認会計士で会計人一般を代表させているのであり公認会計士にふさわしい教育は会計人一般の教育にふさわしいと考えているということ、また、かかる会計人教育では、職業倫理を徹底させ、会計の学理を身につけさせるという信念があることをここで強調しておきたい。一方、学生は現実問題として会計人の最高峰である公認会計士試験に合格したいと願うわけであるから、学生の要求と教育内容との整合性を打ち出す場合には、端的に公認会計士の養成という表現になるけれども、大学が施す教育である以上、応用能力を欠く暗記に基づく試験対策に過ぎないと批判されるような教育のみを施す意図はない。すなわち会計専門職大学院をもって会計教育の最高学府を設置するのである。後に示すように、その観点から人材育成の具体策を導出している。」

【長所】

経済のボーダーレス化がますます進展する状況を勘案すれば、「世界水準で通用する、理論と実務に習熟した公認会計士」の養成という本学会計研究科の目的は、現代社会の要請に合致している。

【問題点】

現時点では、特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では、特にない。

(2) 教育目的の達成

基準 1-2-1

1-1-1 の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。

基準 1-2-2

1-1-1 の目的を達成し、1-2-1 の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。

基準 1-2-3

各会計大学院は 1-2-2 が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院では、世界に通用する公認会計士の養成という観点からは会計大学院設置の全国的な運動の趣旨を理解し、国際会計教育基準等を反映し、カリキュラムの編成に努めている。さらに、監査界・産業界・官公庁のリーダーたるべき公認会計士の養成という観点から、学生には「超会計人」（分野に限定されないで幅広く仕事ができる会計人）なるキーワードと、学生が関心を持つであろう五つの戦略的分野を「知のペンタゴン」と称して分かりやすく説明し、1 人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるように専任教員がソリューションの授業等を通じて具体的なアドバイスを行っている。

以上の内容を以下のように明示化してホームページ等で示している。

図Ⅱ-会計-1

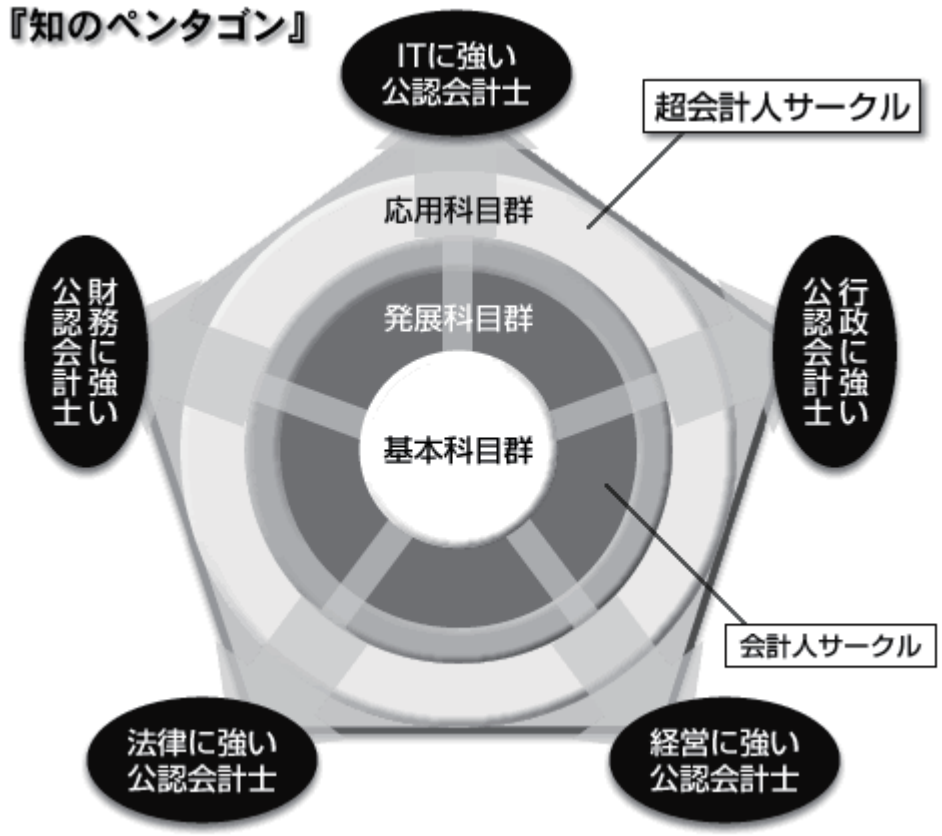

近年の会計改革の流れである会計教育水準の国際的統一化、及びそれに呼応するわが国公認会計士制度改革という背景の中で、「テクニシャンよりもプロフェッションを」という社会的要請を受けて、職業的倫理観と高度な判断能力を備えた人材の養成を目的としております。

会計をとりまく社会環境は、グローバル化・多様化・複雑化し、なおかつそれが相互に影響しあいながら拡張しております。また同時に、経済活動にあわせてさまざまな制度が設定されております。そのためには、最先端の問題をカバーできるカリキュラムを用意し、最新の内容を教授しなければならないという使命を認識しております。

本学会計研究科は、かかる使命を果たすのみならず、学生の公認会計士資格取得後の将来設計に向けて、「財務に強い公認会計士」「IT に強い公認会計士」「法律に強い公認会計士」「経営に強い公認会計士」「行政に強い公認会計士」といった、戦略的に競争優位な条件を作り出せるような『**超会計人**(Borderless Accountant)』を養成するカリキュラムを用意しております。

関西大学では、1994 年 4 月に関西大学自己点検・評価委員会を設置し、全学的な教育・研究水準の向上を図るべく、自己点検・評価活動を 2 年に 1 度の周期で行ってきた。この全学委員会と協力しつつ、本研究科においても自己点検・評価委員会を設置し、自己点検・評価及び外部評価の実施、本学の全学的自己点検・評価との調整、並びに第三者評価への対応及びその結果の公表を行うこととした。本報告書は第 1 回目の報告書（2006 年度報告書）である。

なお、会計大学院を対象とする第三者評価機構の設立と評価の実施については本学も積極的に協力する立場を示しており、協力過程で知りえた会計大学院用の評価基準や自己点検報告書のガイドライン（案）を吟味して、このたびの自己点検・評価に当たっている。

【長所】

世界に通用する公認会計士の養成という観点から、国際会計教育基準等を反映したカリキュラムの編成に努め、学生には「超会計人」（分野に限定されないで幅広く仕事ができる会計人）なるキーワードと、学生が関心を持つであろう五つの戦略的分野を「知のペンタゴン」と称して分かりやすく説明し、1 人ひとりにフィットした学習と将来設計が可能となるように専任教員がソリューションの授業等を通じて具体的なアドバイスを行っている点に、本研究科の長所がある。

【問題点】

現時点では特にない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

国際的に活躍しうる公認会計士の育成を検討するよう提言する。

2　教育内容

(1) 教育課程

基準 2-1-1

教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。

基準 2-1-2

次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。

(1) 基本科目群　(2) 発展科目群　(3) 応用・実践科目群

基準 2-1-3

基準 2-1-2 の各号の全てにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。

基準 2-1-4

各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第 21 条から第 23 条までの規定に照らして適切であること。

【現状の説明】

関西大学の教育理念である「学の実化」を会計教育において体現するため、高度の会計専門職業人として公認会計士という職業を意識しながらも、必ずしも当該資格取得を強要するのではなく、学生自らが自己の将来における専門領域を確立でき、社会及び企業において有為な人材となれるよう、「財務」「IT」「法律」「経営」「行政」という五つの専門領域で目的適合的なカリキュラムを編成している。

2007 年度『関西大学会計専門職大学院　出講の手引き』の「Ⅲ 系統別授業科目一覧」にあるように、(1)基本科目群は全て必修科目として 9 科目（会計専門職業倫理のみ 2 年次配当）、(2)発展科目群は全て選択必修科目として 1 年次 20 科目、2 年次 20 科目（このうち 1 年次 5 科目、2 年次 5 科目が実践科目）、さらに(3)応用科目群として 1 年次 1 科目、2 年次 37 科目が配当されている。会計専門職業人にとって最も肝要となる基本科目群を 1 年次春学期に集中し、当該基本的知識を習得した上で、原則として、1 年次秋学期より選択必修科目である発展科目群と選択科目である応用科目群に進むように積上げ式の段階的な設計がなされている。

授業形態については、基本科目群を能力別に 2 クラス編成とし、通常の講義形態となっているが、発展科目並びに応用・実践科目では、一定の事例研究とそれに対するディベート形式やケース・スタディ方式が積極的に取り入れられ、学生の評価と連動するように志向されている。

また会計専門職人養成の中心となる財務会計・管理会計・監査からなる会計分野とそれ以外の分野は、36 対 51（うち税務会計系 5、公会計系 9）という関係になっている。

学生の修了所要単位数は 54 単位とし、1 年間の履修制限を 36 単位としている。また原則として、2 単位を 1 科目としていることから、1 科目は 15 週で構成され、それが徹底されている。このような単位構成は、大学設置基準第 21 条～第 23 条の趣旨に添ったものである。

【長所】

段階的な積上げ形式が、1 年ごとではなくクォータで徹底されていて、春学期第 1 クォータで配当される必修の基本科目群で、高度の会計専門職業人となるための最も肝要な部分を網羅的に教授する形式としている。

発展科目群は、主に会計系・法律系・経営系からなる基本科目群で修得した基本的知識を前提に、それらを自ら展開するための上記 3 系列の個別専門的な科目を修得できるようにするとともに、学生の将来設計上有為となる専門分野の基本的な科目を修得できるよう配置されている。

基本科目群と発展科目群の修得を前提にして、学生が会計専門職業人となった後、自らが得意分野として競争優位を獲得・保持できるような個別的かつ応用的な専門領域を、既に専門分野に関する素養を身につけた個々の学生の嗜好に応じて提供している。

【問題点】

特に基本科目群は、発展・応用科目への橋渡しとなるとともに、会計専門職業人になるための重要な会計系の基本的内容を網羅的に教授し、他方で、会計専門職大学院の本質的課題である基本的会計思考力を育成するように、授業科目の見直しを検討するよう提言する。

【将来の改善・改革に向けた方策】

カリキュラムを見直し、FD 活動などを通じて基本科目の重要性を共有することこそが重要である。

3　教育方法

(1) 授業を行う学生数

基準 3-1-1

会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。

【現状の説明】

基本科目群（必修科目）については、2 クラスに分割して開講している。そのため、1 クラス概ね 40 名弱で運営されている。

発展科目群・応用科目群（選択必修科目）については、充分な講義科目数を開講しており、特別な措置を講じてはいない。ほとんどの講義では、双方向的または多方向的な講義を実施するにあたり、支障がない程度の履修者となっている。ただし、一部の科目で履修者が 80 名程度となっている。また、科目によっては、1 クラスの履修者数を制限し、制限を超過した場合は複数開講を行っている。

少人数演習科目（アカデミック・ソリューション、プロフェッショナル・ソリューション、論文指導・修士論文）については、1 クラスの人数を制限しつつ、履修希望者全員が受講できるよう分散開講している。

科目等履修生については、講義運営に支障のない範囲で受け入れるなど、一定の制限を設けている。

【長所】

ほとんどの講義で 1 クラスの人数が過剰になることが回避されており、講義が適正な規模で行われるよう

に配慮されている。それによって、講義担当者が学生の習熟度や将来への希望を把握することができ、よりきめの細かい指導を行うことができる体制になっている。

【問題点】

人気が集中しがちな一部の科目においては、履修者数が過剰になってしまうことが避けられない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

履修者数が多い科目はクラスを分けたり、科目の再編成を行うなど、少人数クラス編成の維持を検討するように提言する。

(2) 授業の方法

基準 3-2-1

会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。

(1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。

(2) 1 年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。

(3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。

【現状の説明】

科目群によって、知識の確実な習得、分析能力等のウェイトを変えている。基本科目群では、基本的な知識の修得に重点を置いている。発展科目群・応用科目群では、理論科目のほかに実践科目を設け、分析能力や議論の能力等の習得を図っている。また、理論科目においても、ケース・スタディ等によって、随時ディスカッションを行っている。どの科目においても、逐次、小テストや課題を課し、予習・復習の指導を行っている。これらの点については、教務・FD 委員会等を設け、講義が適切な方法で進められるよう、FD 活動を通じて随時議論し、改善活動を行っている。

通常の講義時間帯は、1～5 時限まで（夜間は不開講）としており、必修科目は 2・3 時限、理論・実践科目は 2～4 時限、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションは 5 時限に、原則として配置している。集中講義で開講する際には、1 日あたりの講義時間数を多くせず、学生の自習できる時間を確保している。

授業計画や内容、成績評価の基準等は、講義要項の配布やホームページでの公開等によって、事前に学生に周知している。講義資料は、インフォメーション・システムを通じて、事前に配布できるシステムを利用している。また、講義資料や小テストは、事後的に事務室で保管し、閲覧することが可能である。

自習室スペースや図書・PC は、会計研究科の学生専用に設けており、24 時間学習できる環境を整えている。

【長所】

実践科目を設けることで、より分析能力を高めることが可能となる。また、発展科目群・応用科目群の講義では、ケース・スタディやディスカッションによって、学生は会計専門職業人として必要な能力を修得することができる。

また、小テストの実施や課題の提示は、知識の習得と定着に役立っている。

通常の講義は夜間を不開講とし、講義時間帯を科目群ごとに区別することで、学生が効果的に学習し、自

習の時間を確保できるように配慮している。また、事前に講義計画を配布・公開し、これを大幅に変更することなく講義を進めるよう講義担当者に要請することで、学生に対して講義の範囲と全体的な流れを提示すると共に、講義の予習対象を明確にしている。

【問題点】

講義科目によって中間テストなどを実施する場合は、課題を課すタイミングが一時に集中することがある。そのため、学生が一時的に充分な自習時間を確保できないことがある。また、一部の講義科目（基本科目群など）では、学習すべき内容が広範囲にわたることがあるため、学生の予習復習の時間は一つの科目に集中してしまい、他の科目にその時間を十分にとれないケースがある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

ピア・レビュー、授業評価アンケート結果のフィードバック、教員同士の意見交流等の徹底など、充実した FD 活動を継続的に行うことが求められる。また、学習内容が多くなる講義科目については、カリキュラムの見直しやチューター制を導入するなど、講義担当者と履修生の双方の負担を軽減し、授業の事前及び事後の学習機会を増進させるよう、適正なサポート措置を検討するように提言する。

(3) 履修科目登録単位数の上限

基準 3-3-1

会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。

【現状の説明】

本大学院では、将来の競争優位となる分野を学生に確保・維持させるように、入学前から五つの戦略分野を「『知のペンタゴン』具現化のための履修モデル」として提示し、そのモデル・カリキュラムに従って学生は、入学直後の段階から履修モデルを意識した科目選択ができる。

本大学院修了所要単位数は 54 単位であり、その内訳を基本科目 18 単位、発展科目から 24 単位（実践科目 6 単位以上を含む)、応用科目から 12 単位（実践科目 2 単位以上を含む）とし、1 年間の履修制限を 36 単位とする。上記履修モデルは、このような単位の内訳を前提に提供されている。

この結果、学生は最大で 1 週当たり 9 科目（1 科目 2 単位換算した場合）の履修登録が可能であり、授業時間外での事前及び事後の十分な学習時間を確保できるように措置されている。

【長所】

会計大学院の修了所要単位数としての 54 単位は、他大学院に比して相対的に多い単位数であり、本大学院が意識する高度の会計専門職業人志向教育の密度の濃さを体現したものとなっている。

各科目とも、特に基本科目群においては、履修制限の効果として、授業の事前及び事後の学習機会を促進するために、小テストや経過レポート等を課すことが可能となり、結果として教育効果を高めることに役立っている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では特になし。

4　成績評価及び修了認定

(1) 成績評価

基準 4-1-1

学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を性格に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。

(1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。

(2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。

(3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。

(4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。

基準 4-1-2

学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。

【現状の説明】

成績評価の方法は、講義要項の配布、ホームページでの公開等によって、事前に学生に周知している。

基本科目群については、筆記試験を行い、成績評価は相対評価とし、1 クラスにおける各評価段階（A～D 及び不合格）の割合を定めている。成績不良者は、夏休み期間中に再学習することができ、最終確認テストを受けることができる。

発展科目群については、理論科目で講義を中心とした形態の場合は、原則として筆記試験を実施し、ケース・スタディを中心とした形態の場合は、筆記試験を原則とはしていない。成績評価は、理論科目の場合、履修者が数名の場合は絶対評価を認め、原則として筆記試験のうえで先に合否を定め、合格者を相対評価（A～D）で行っている。

応用科目群については、その科目の性質上、原則として絶対評価としている。

これらは、毎年『出講の手引き』を配布し、専任・非常勤の教員を問わず周知徹底している。成績評価について説明を希望する学生は、成績発表後一定期間を設けており、その期間に説明を受けることができる。

なお、本研究科では、基準 4-1-2 のような制度を導入していない。

【長所】

学生は、事前に評価方法を講義計画・講義内容とともに知ることができ、それに基づいて履修科目を決定することができる。科目の特性を考慮しながら相対評価と絶対評価を行っており、客観的な成績評価の実施に努めている。とくに、基本科目群については、各評価段階の割合を定めるなど、相対評価を徹底している。学生は、自分の成績について一定期間に説明を受けることができ、更なるステップアップにつなげていくことができる。

【問題点】

相対評価は、全体の平均点が低くなると、得点の低い学生に対して単位を認定するような事態が生じる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

FD 活動の一環として、成績評価やその分布データを教員の間で共有できるようにし、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューション等を通じて学習指導・履修相談等に活用できるように検討することを提言する。成績評価について相対評価を行う場合、得点の低い学生に対して単位を認定することのないよう、適正な措置が必要である。

(2) 修了認定及びその要件

基準 4-2-1

会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。

ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

イ　教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と併せて各会計大学院が修了要件として定める 30 単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。

【現状の説明】

本大学院の修了所要単位 54 単位の構成は、基本科目群から 18 単位、発展科目群から実践科目 6 単位以上を含めて 24 単位、応用科目群から実践科目 2 単位以上を含めて 12 単位としており、専門職大学院設置基準第 15 条の求める在学要件（原則 2 年以上）並びに単位要件（30 単位以上その他）を十分に満たしている。

本基準における他大学院での授業履修単位の承認や入学前の他大学院での履修単位の承認については、本大学院学則上、対応する措置は講じているが、2007 年 5 月時点で申請事例はない。

【長所】

専門職大学院設置基準の定める趣旨を十分に反映したものであり、修了要件に係わる欠陥はない。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点では特になし。

5　教育内容等の改善措置

(1) 教育内容等の改善措置

基準 5-1-1

教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。

基準 5-1-2

会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。

【現状の説明】

教育内容等の改善に関しては、教務・FD 委員会が、カリキュラム内容（シラバス）の吟味を行って担当者に修正を求め、研修及び研究、授業評価等を通じて改善に努めている。

2006 年度においては、大半の学生が参加した合宿研修に専任教員全員が参加し、苦手教科克服のための授業を教員が相互に見学しピアレビューを行った。また、秋学期に 5 科目につき授業内容を録画し、学生に

便利なように録画をWebを通じてストリーミング配信したが、教員もいつでも閲覧可能でありピアレビューを行うことができた。

次に、専門家によるFD研修を5回実施した。このうちの4回は関西大学へのビジターによって行われた。スペイン・アルカラ大学のアンドレス・ギラル教授による教授法研修と学習法研修、そしてカナダ・ヨーク大学のアミン・マワニ教授による教授法研修と学習法研修である。残る1回は、教務・FD委員会の富田委員長がシドニー大学ビジネススクールを訪問しFDの実態を視察し、帰国後教員にこれを説明した。

また、学生による授業評価を春学期、秋学期とも全科目について実施し、専攻分野別教務・FD委員会が授業評価結果を踏まえた担当者の自己評価をさらに検討し、改善点を示した。

【長所】

研究科の規模が大きくないため、また、専門職大学院はFD活動が基本であるとの認識があるため、ピアレビューにしろ、シラバスや授業方法への改善要求がわだかまりなく行えるという環境にある。

【問題点】

上記のように多々活動を行っているものの教育改善に向けての課題は尽きない。教員を補助し教員と協働で学生への助言・指導にあたるチューター制度の導入を予定していたが、大学内外にこれを求めても人材が集まらず、事実上、専任教員がチューターの役割も兼ねる状況になっている。

教育内容等の改善措置の効果を把握する仕組みがまだ整っていないので、改善効果は教員の自己分析に委ねられている点に問題が残る。

【将来の改善・改革に向けた方策】

チューター制度の実現に向けた検討とともに、教育内容等の改善措置の効果を把握する仕組みも併せて検討するように提言する。

6　入学者選抜等

(1) 入学者受け入れ

基準6-1-1

公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目標に照らして、各会計大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受け入れ方針）を設定し、公表していること。

基準6-1-2

入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。

基準6-1-3

会計大学院の入学資格を有する全ての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。

基準6-1-4

入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が的確かつ客観的に評価されていること。

基準6-1-5

入学者選抜に当たって、多様な知識または経験を有するものを入学させるよう努めていること。

【現状の説明】

本大学院では、「学の実化」という教育理念を体現するため、有為で多彩な人材を受け入れるための入学

試験を多様かつ複数回設けている。受け入れ対象者の多様性については、本大学院ホームページ上でも、受験の巧拙を問うことをせず、会計心を持った「超会計人」になる強い意思があるか否か、を判定するために、学力や素養を確認する試験である旨を公表している。

入学試験は、一般入試と推薦入試から構成される。一般入試は、学力重視方式と素養重視方式とからなり、両者とも対外的に無差別かつ公平に実施している。一方、推薦入試は、自校出身者（「会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業したもの」（解釈指針 6-1-3-1）をいい、本大学院では関西大学商学部を対象とする）向けに卒業見込み者と学部3年次修了見込み者を対象として、学部長推薦やそれに相当する在学中の成績を受験要件として実施している。

一般入試の学力重視方式では、会計大学院における教育内容との関連性が高い会計系の諸科目（簿記・原価計算・財務家計論・管理会計論・監査論）の学力を確認する目的で筆記試験により実施されるが、これらの科目は必須受験科目として供されるのではなく、受験者の個性や才能に応じた科目の選択受験を認めている。具体的には、計算系科目と理論系科目に区分した上で、さらには非会計系科目である経済学や商法・経営学・統計学といった科目にまで選択の幅を認めた受験を可能としている。受験生は、これらの科目群から、自らの得意分野に応じた受験科目を自ら選択できるので、非常に公平な形となっている。

一般入試の素養重視方式は、職業会計人としての教養とセンスを確認するためのものであり、社会・経済問題に係わる小論文試験と面接試験によって実施される。つまり入学時点では、必ずしも会計の計算能力や監査や法律に関する理論的知識を十分に備えていなかったとしても、社会や経済問題に対する洞察力があり、将来の高度職業会計人となるに相応しいと判定できるものについては、本大学院の「会計心を備えた超会計人」の実現に繋がる候補者として受け入れており、本大学院入試の多様性を反映したものである。社会人等の実務経験や社会経験の多寡についても、この素養重視方式によって確認が可能との認識を持っている。これら二つの方式に基づく一般入試は、本大学院のアドミッション・ポリシーの達成を志向し、多様性と公平性を重視して実施されている。

一方、自校出身者向け推薦入試の実績では、2006 年度入学者数 70 名のうち、卒業見込み者向け 10 名並びに 3 年次修了予定者向け 7 名となっている。これらの推薦入試を利用した合計 17 名は、全体からすると 24.3%ある。また 2007 年度入学者 77 名の構成は、同様に 5 名と 7 名の計 12 名であり、全体に対する比率は 15.6%である。

【長所】

一般入試の学力重視方式と素養重視方式により、学力・能力・資質・経験といった面で多様な人材を確保できる体制となっている。

自校出身者向け推薦入試（卒業見込み者及び3年次修了予定者）により、本大学院のアドミッション・ポリシーを十分に理解し身に付けた学生の獲得が可能となっている。

自校出身者向け推薦入試による入学者の比率は、全体に対して 2006 年度で 24%、2007 年度で 16%であり、本大学院入試の公平性・多様性を反映した形で推移している。

【問題点】

入学後の能力別クラス編成時に判明する入試方式の違いによる学力差が、当初想定されていたよりも大きいことがある。また、自校出身者向け推薦入試が特定学部に偏って実施されることは、アドミッション・ポリシーの徹底という観点からは望ましいかもしれないが、その公平性と多様性の観点からは問題がある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

入試方式の違いによる学力差の乖離を小さくする方向で検討するように提言する。また、公平性と多様性の徹底を図るためには、推薦入試の対象者を特定学部、自校出身者に限定することなく、本大学院のアドミッション・ポリシーに賛同する大学にまで広げる方向で検討するように提言する。

(2) 収容定員と在籍者数

基準 6-2-1
　会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。
基準 6-2-2
　入学者受け入れにおいて、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。

【現状の説明】
在籍者数は、2006 年度入学生 65 名、2007 年度入学生 77 名で合計 142 名である。ただし、休学者 2 名含む。
入学者数は、2006 年度入学生 70 名、2007 年度入学生 77 名で合計 147 名である。
【長所】
在籍者数は、収容定員 140 名に対して 142 名である。定員充足率は 1.01 倍となり、適正に管理されている。
入学者受け入れ数は、2006 年度入学者は定員の 1.00 倍、2007 年度入学者は定員の 1.10 倍となり、両年度とも適正に充足している。
【問題点】
特に問題点はない。
【将来の改善・改革に向けた方策】
2006 年度入学試験では志願者数 99 名、合格者数 87 名、2007 年度入学試験では志願者数 143 名、合格者数 115 名であった。将来にわたり適正な入学者数を確保できるように、志願者数を増加させる方策を適宜導入していく方向で検討するように提言する。

7　学生の支援体制

(1) 学習支援

基準 7-1-1
　学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。
基準 7-1-2
　各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。
基準 7-1-3
　各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】
課程の履修に専念できるよう、カリキュラム（正規講義）・オフィスアワー・答案練習会を三位一体のものとして捉えて、運営している。
オフィスアワーは学期期間中に各教員が週 1 回（90 分）設定し、時間及び場所をインフォメーションシ

ステム及び掲示板にて学生に周知徹底している。学生はオフィスアワーの時間帯に学習上の相談や助言を受けることができる。また講義においては、少人数演習科目であるアカデミック・ソリューション（1 年次生 77 人のうち履修者 71 人、10 クラス開講）やプロフェッショナル・ソリューション（2 年次生 65 人のうち履修者 53 人、10 クラス開講）で、学生の特性を把握している担当教員に随時履修指導を受けることができる。さらに、答案練習会では、講義で習得した内容をアウトプットする訓練を通じて、よりよい成果を得るための指導を受けることができる。

入学者に対しては、数日間のガイダンスを設け、講義・オフィスアワー・答案練習会の活用の仕方を指導するとともに、教員や上位年次生に将来のキャリア設計とともに個別に履修上の相談をすることができる。

【長所】

アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションで、多くの学生へきめ細かい指導を徹底することができる。また、この科目は 1 年次と 2 年次で別担任者のクラスを履修することができるので、2 年次で専門性を決めることもできる。

【問題点】

学生の個別的な指導が、アカデミック・ソリューションやプロフェッショナル・ソリューションに依存しやすく、一面的な指導になりやすくなる危険性をもつ。

学生の自学自習及び予習・復習を支援するためにチューター制度を設ける予定にしているが、本研究科の特性上高度の専門性が要求されるため、人材確保が困難であり、現在のところ当該制度を設けることができていない。

【将来の改善・改革に向けた方策】

履修指導にあたっては、ピア・レビュー、授業評価アンケートのフィードバック、教員同士の意見交流の徹底など、充実した FD 活動を継続的に行い、教員間の情報共有を図る。

また、学生に対して多面的な指導が実施できるように、オフィスアワーの利用度を向上させる方策を工夫する。チューター制度については、会計専門職大学院の修了者が会計専門職に就業、又は博士課程へ進学するのを待って、早急に具体的な実施計画を検討するように提言する。

(2) 生活支援等

基準 7-2-1

学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。

基準 7-2-2

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

■奨学制度及び採用状況

学生に対する経済的支援策として、本研究科は奨学金制度をはじめとして種々の施策を行い、学生生活のサポートが一層充実するように取組を進めている。

(1) 関西大学大学院会計研究科（会計専門職大学院）給付奨学金

- 授業料及び教育充実費の全額給付（1 学期間）　各（春・秋）学期 2 名採用
- 授業料及び教育充実費の半額給付（1 学期間）　各（春・秋）学期 6 名採用

(2) 日本学生支援機構奨学金

- 大学院第一種奨学金（無利息）貸与月額88,000円
- 大学院第二種奨学金【利息付】貸与月額は 50,000 円、80,000 円、100,000 円、130,000 円から選択できる。

2006年度採用者数	第一種8名	第二種12名
2007年度採用者数	第一種16名	第二種13名

(3) 関西大学会計専門職大学院教育ローン（貸与）

修学の熱意はあるが、経済的理由により就学が困難な学生の保証人（父母）を対象として、関西大学がりそな銀行と提携して行う教育ローン制度。金額（年額）は学費（授業料 ・ 教育充実費）相当額を上限とする。

(4) 関西大学校友会会計専門職大学院給付奨学金

- 進学支援給付奨学金　給付金額：年額250,000円（一括支給）
  2006年度10名採用　2007年度8名採用
- 合格支援給付奨学金　給付金額：年額250,000円（一括支給）
  2006年度 2名採用　2007年度2名採用

(5) 関西大学第5種奨学金（家計急変者給付奨学金）

地震、台風等の災害により家屋が被災又は学費支弁者の死亡等により、家計が急変した学生の修学支援を図るための制度。

- 給付金額　学費（授業料・教育充実費・実験実習料の合計額）相当額を上限
- 期間　1年間　2006年度出願者なし　2007年度 1名採用

(6) 教育訓練給付制度

本研究科は厚生労働省より「教育訓練給付制度」の対象講座として指定されている。指定期間は 2006年4月1日から2009年3月31日である。この制度は、一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった者（離職者）が、本会計専門職大学院の所定の教育課程を2年以内で修了し、ハローワーク（公共職業安定所）へ申請した場合、教育訓練給付金（2007 年度以前入学生は上限20万円）が支給される。本研究科は第一期生の修了が2008年3月であるため、申請実績はない。

(7) 財団法人小野奨学会奨学金

財団法人小野奨学会から次のとおり奨学金を受領している。

給付月額：60,000円　期間：最短修業年限　2006年度1名採用

(8) 留学生支援

在留資格が「留学」である学生に対して、授業料の30パーセント減免を措置している。

2006年度採用者1名

■学生生活への相談・助言・支援制度

(1) 学生の心身の健康維持・増進については、保健管理センターが設けられ、健康管理、健康相談、診療業務などを行っている。

(2) 精神の健康保持増進を目的として保健管理センターに心理相談室を設け、心理相談などの業務を行っている。

(3) 学内におけるセクシュアル・ハラスメント相談窓口として、外部の専門家2名と会計研究科教員を含む教職員の相談員16名からなる相談窓口を設けている。

【長所】

学生に対する経済的支援、修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制は前述のとおり充実したものになっている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

今後とも学内の各部署と協力し、問題があれば関係部署と協力して解決に当たる方向で検討するように提言する。

(3) 障害のある学生に対する支援

基準 7-3-1

身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。

【現状の説明】

入学試験要項において、身体の機能に障害のある人、不慮の事故による負傷者・疾病者の志願者の取扱いについて、次のとおり記載し、呼びかけている。該当者から相談があれば、できる限り要望に応じた措置をとることになるが、現在までのところ志願者からの相談はない。

(1) 身体の機能に障害のある人は、 その障害の程度に応じ、 受験時や入学後の学習に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意がありますので、 出願に先立ち、各日程の出願期間開始日までに電話で会計専門職大学院に申し出て相談してください。
(2) 出願後の不慮の事故等による負傷者・疾病者が、 受験時に特別な配慮と措置を希望する場合には、上記と同様に早めに会計専門職大学院に申し出て相談してください。

本研究科が授業に使用する尚文館の施設・設備は、バリアフリー対応となっている。主な特徴を列挙する。

(1) 主要な教室の出入口は引き戸で、机は移動式となっている。一部の小教室は出入り口がドアとなっているが、教室変更で対応が可能である。
(2) トイレは各階に車椅子使用者対応の多目的トイレ、一般のトイレにも手摺、温水洗浄便座がある。
(3) エレベータは身体障害者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。
(4) 視覚障害者用誘導ブロック（床材）敷設及び手すりの点字標示がある。

本研究科の学生が自習室として使用する第 2 学舎 2 号館は、施設を改修してバリアフリーとしている。

(1) 院生自習室 1、院生自習室 2、院生自習室 3 及び院生自習室 4（図書閲覧室）は引き戸となっている。
(2) 車椅子対応のトイレは隣接の第 2 学舎 1 号館又は 4 号館に設置されている（学舎内移動）。
(3) エレベータは身体障害者対応で、昇降口は車椅子が回転可能である。

【長所】

尚文館は 2000 年に竣工されており、予めバリアフリーが意識された設計になっている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

施設のバリアフリー化は、現行の各種ガイドラインに基づき大学全体の改善計画のなかで具体化が進められる。ソフト面での対応は、障害のある学生が今のところ在籍していないため、行っていないが、入学した場合は当該者と十分に相談のうえで障害の程度に応じた対応を行うことが必要である。

(4) 職業支援（キャリア支援）

基準 7-4-1

学生支援の一環として、その学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。

【現状の説明】

「会計専門職大学院生の修了後の進路に対し、有形無形の支援とアドバイスを行うこと」を目標に、「資格・就職対策委員会」を設置して活動を行っている。学生の資格・就職に対する意識を探るために、2007 年 1 月～2 月に学生向けのアンケートを実施した。その結果、多くの学生は公認会計士試験に合格することを当面の目標にしているが、一部の学生は修了時に就職を希望していることがわかった。

そのため、本学キャリアセンターと連携して就職支援活動を開始した。さらに、会計専門職大学院の知名度を高め、就職受け入れ先を開拓するべく、財界並びに企業に対して訪問活動を始めている。

【長所】

本学のキャリアセンターと連携することにより、さまざまなキャリア支援プログラムを提供し、幅広い求人先を紹介している。

【問題点】

会計専門職としての就業を希望する学生が多いが、一般企業からは専門職への求人件数が少なく、文系として一括求人される。また、全員が公認会計士の資格を取得して就職するのが理想であるが、現実的には、経済的な事情等により、資格を取得しないまま、就職せざるを得ない学生がいる。

大学院修了後に公認会計士試験の受験を目指す修了生に対する学習支援対策を企画する必要がある。

【将来の完全・改革に向けた方策】

就職対策としては、キャリアセンター経由並びに独自ルートで、経済団体及び企業へ訪問し、認知度を向上させる必要がある。また、一般企業から文系として一括求人されることに対しては、企業側としては理由があってのことであるため、就職希望者の意識を変革させることも必要である。修了生に対しては、資格取得支援と就職支援を同時に行う必要があり、具体的には、修了後公認会計士試験までの期間の学習、修了時就職希望の学生向けの就職、公認会計士試験受験後の就職に対して支援する必要があり、その内容を今後も充実させていく必要がある。

1 年次生及び 2 年次生に対して継続的にアンケート調査を実施して、有効なキャリアガイダンスを行うことが必要である。

8　教員組織

(1) 教員の資格と評価

基準 8-1-1

研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。

基準 8-1-2

基準 8-1-1 に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。

(1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者

(2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者
(3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

基準 8-1-3
教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。

【現状の説明】

2006 年 4 月現在、専門職大学院設置基準に従い専任教員 12 名の教員が置かれていた。専任教員のうち実務家教員が 4 名、また実務家教員のうちみなし専任教員が 3 名いた。これら専任教員 12 名は教育上又は研究上の業績を有する者である。2007 年 4 月に、専任教員 1 名（実務家教員、公会計系）が加わった。

これらに係る業績は関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号（2007 年 3 月発行）の 141 ページから 168 ページに記載し、公表している（ただし、2007 年 4 月着任の教授の業績は同誌第 2 号に掲載予定）。

教員の教育上の指導能力等については、常設の教務・FD 委員会とそのつど設置される人事委員会の双方で評価される体制となっている。

【長所】

専門職大学院設置基準に従い、研究者教員及び実務家教員が適正に配置され、教員の教育上の指導能力等については、教務・FD 委員会及び人事委員会の双方で評価している。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

(2) 専任教員の配置と構成

基準 8-2-1
会計大学院には、専攻ごとに、平成 11 年文部省告示第 175 号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の 1.5 倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第 2 号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する研究指導教員 1 人当たりの学生の収容定員に 4 分の 3 を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき 1 人の専任教員が置かれていること。

基準 8-2-2
専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。

【現状の説明】

関西大学会計専門職大学院（正式には大学院会計研究科）は、会計人養成専攻（専門職学位課程）のみで構成されているので、専攻における教員の配置は、(1)に示したように、2006 年度においては専任教員 12 名（2007 年度には 13 名）の教員が置かれている。専任教員のうち実務家教員が 4 名（5 名）、また実務家教員のうちみなし専任教員が 3 名である。専任教員 12 名中（13 名中）9 名（8 名）が教授であり、また 4 名が准教授である。

専任教員は以下の 8 系列に適切に配置されている。

財務会計系　　2名
管理会計系　　2名
監査系　　2名　（うち実務家1名）（うちみなし1名）
公会計系　　1名　（2007年度2名　うち実務家1名）
法律系　　1名
経営系　　1名　（うち実務家1名）
経済系　　1名
ファイナンス系　　2名　（うち実務家2名）（うちみなし2名）

これら8系列のうちの5系列に設置されている基本科目8科目は以下のとおりであり、これら科目はすべて専任教員が担当している。

財務会計系　　上級簿記、財務会計論
管理会計系　　上級原価計算論、上級管理会計論
監査系　　監査制度論、監査基準、会計職業倫理
法律系　　企業法入門
経営系　　実践経営管理論

2006年4月設置時点において60歳代2名、50歳代2名、40歳代4名、30歳代4名（2007年4月時点で60歳代2名、50歳代2名、40歳代6名、30歳代3名）と年齢構成面でみてもバランスよく配置されている。

【長所】

30歳代と40歳代で教員の過半数を占めており、研究意欲も盛んであり、かつ教育サービス提供の観点からみても、他の会計大学院に勝る強みとなっている。

【問題点】

2006年4月に12名でスタートし（13名の着任予定者のうち1名が就任辞退）、2007年4月には（就任辞退者の交代として）新任1名が着任したものの、教育サービスを十分に提供するには余裕がない。少なくとも法律系科目1科目（租税法）を担当可能な専任教員を補充すべきであるとの問題意識が教授会にはある。

【将来の改善・改革に向けた方策】

大学執行部に対して法律系科目1科目（租税法）と財務会計系1科目に対してそれぞれ1名ずつの教員補充を求めているところである。

(3) 研究者教員

基準8-3-1
研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。

【現状の説明】

2006年度における研究者教員8名（2007年も同数）は全員3年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する。(1)に記したとおり、関西大学大学院会計研究科発行の『現代社会と会計』創刊号（2007年3月発行）の141ページから168ページから、研究者教員の業績を確認できる。

【長所】

2006年度は和文紀要『現代社会と会計』に専任教員10名（うち研究者8名全員、実務家2名）が執筆し、欧文紀要『Journal of Accountancy, Economics and Law』に専任教員3名（いずれも研究者）が執筆した

ほか、研究科長が編者となった『会計教育方法論』（関西大学出版部）にも専任教員 9 名（うち研究者 8 名全員、実務家 1 名）が執筆した。このように会計研究科 1 年目に研究者教員全員が研究論文等の執筆にあたることができたことからも研究能力の高さを証明するものと言える。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

(4) 実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）

基準 8-4-1

基準 8-2-1 に規定する専任教員の数のおおむね 3 割以上は、専攻分野におけるおおむね 5 年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。

【現状の説明】

2006 年度における実務家教員 4 名（2007 年は 5 名）は全員 5 年以上の実務経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者である。これら教員は、専門分野での仕事以外にも、過去にも大学・大学院等で教育経験を有しており、国や地方自治体等の審議会・委員会を勤めるなど高度な能力を遺憾なく発揮している。これらについてはホームページ上で「スタッフ紹介」において公開している。

【長所】

実務家教員は、いずれも会計専門職大学院教員として相応しい豊かな実務経験と高度な実務能力を備えている。

【問題点】

現在のところ特に無い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現在のところ特に無い。

(5) 専任教員の担当科目の比率

基準 8-5-1

各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。

【現状の説明】

本大学院において必修科目とされている基本科目群 9 科目は、適宜かつ適切なオフィスアワーの実施や必要に応じての補習等を教育サービスとして学生に提供するため、その全てを専任教員が専担している。また高度の会計職業人を志向する選択必修科目としての発展科目の中心を担うのも専任教員である。具体的には、選択必修科目として配置する発展科目 40 科目、個別演習科目 2 科目、並びに論文指導 1 科目を専任教員が担当する比率は、67.44%となっており概ね 70%である。これに必修科目を専任教員が担当する割合を加味すると、比率は 73.07%となり、会計大学院としての十分かつ適切な教育サービスを提供できる環境にあるといえる。

【長所】

総科目数 90 科目という学生並びに社会のニーズを重視した数多くの科目を配置しながらも、会計大学院としてのコアとなる科目は専任教員が押える形となっているので、学生の目線・都合を優先する形で教育サービスを提供できる。

【問題点】

選択必修科目のうちの講義科目について、全体としては概ね 70%となっているものの、科目系列によっては、50%以下のものがある。具体的には、監査系、税務会計系、法律系の 3 系列である。特に、高度職業会計人養成という観点からコアとなる監査系と法律系は、他の系列と配当科目数に差がないにもかかわらず、専任教員担当比率が低い。

【将来の改善・改革に向けた方策】

問題点を克服するには、人員補充ないしは科目統廃合の方向で検討するように提言する。

(6) 教員の教育研究環境

基準 8-6-1

各会計大学院における教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。

基準 8-6-2

会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。

基準 8-6-3

会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

【現状の説明】

学校法人関西大学職員就業規則

第 8 条　教育職員の勤務時間は、授業担任時間によるものとし、概ねこれを 1 週 3 日以上に分けて担任するものとする。

2　授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は、次の基準によるものとする。ただし、特別の理由があるものは、この限りでない。

(1) 大学

ア　教授　8 時間

イ　准教授、専任講師及び助教　6 時間

（助教については 4 時間に減免することができるものとする。）

（大学院担当者の授業担任時間）

第 9 条

2　大学院における授業担任時間は、1 時間を 1 時間30分として取扱う。

給与規則

第42条　教育職員が授業責任時間（以下「責任時間」という。）を超えて授業を担当する場合には、授業担当手当を支給する。

(3) 大学院における担当授業時間は、1 時間を 1 時間半として計算し、学部における担当授業時間との合計時間数が責任時間を超える場合は、その超過授業時間に対して第 1 号に基づいて取扱うものとす

る。

関西大学特別任用教育職員規程施行細則（会計研究科）
第７条　特任教員は、本研究科において原則として年間８単位以上の講義を担当し、カリキュラム構成及び本研究科の運営に責任を有する。
２　前項の「単位」は、関西大学大学院会計研究科学則第23条第２項におけるいずれかの学期において、１週２時間の授業を担当することをもって２単位とする。

本大学院における年度ごとの授業負担割合は、少ない専任教員で春学期８時間（1.5 倍換算後 12 時間）、秋学期８時間（1.5 倍換算後 12 時間）、多い専任教員で春学期 12 時間（1.5 倍換算後 18 時間）、秋学期 14 時間（1.5 倍換算後 21 時間）となっている（特任教員は４科目以上）。関西大学における授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数は８時間であるので、専任教員は本学内部要件を充足している（他大学・大学院並びに他学部・研究科に対する非常勤による出講については、個人情報に相当するため、本報告書執筆に当たっては入手不可能である）。

本大学院教員の研究専念措置としては、国内研究員、研修員、及び在外研究員が、一定の条件を満たす専任教員に対して制度として認められている。

本大学院の専任教員の教育上の職務を補助する制度としては、必要な資質及び能力を有する事務職員の他、SA（Student Assistant）が大学院全体に対するものとして配置されている。しかし研究上の職務を補助する要員としては、RA（Research Assistant）等が想定されるが、本大学院には設置されていない。

【長所】

本大学院教員の授業負担は、負担割合の小さいものについては、関西大学が専任教員に求める授業担任時間の最少限度である毎週の責任時間数（８時間）を満たしており、適正な範囲に留まっている。

また、専任教員には、研究専念期間が与えられる。

【問題点】

(1) 実質的教育負担割合の問題

専任教員のうち必修科目を担当するものとそれ以外のものとでは、単純に形式的な授業負担割合に現れない実質的な負担の差が存在する。具体的には、会計大学院において最も重要な必修科目では、教育効果を高めるために小テストや経過レポートの作成を学生に求めるが、それらは添削され返却されなければ学生にとっては意味がない。従って、教員側は添削をした上で返却することになるが、毎週実施する１回当たり 70 名の小テストの添削作業には平均 2～3 時間を要し、これが毎週発生する。これに、他の全ての科目で必要となる授業の準備と期末試験ないし期末レポートの採点作業が加わることから、必修科目担当者の負担は形式基準には反映されない実質的な部分が相対的に大きくなっている。

(2) 管理運営業務に係る負担割合の問題

会計大学院が関西大学の一組織を構成する以上、全学及び研究科内の管理業務担当者を専任教員によって配置しなければならないのは当然であるが、教員人数が少ない中で研究科長、副科長（教務主任ないし入試主任を兼任）、及び他１名（教務主任ないし入試主任を兼任）の３名からなる執行部の負担は、執行部に属さない教員に比して非常に大きなものとなっている。

【将来の改善・改革に向けた方策】

専任教員間の実質授業負担割合の差をできる限り緩和するためには、会計大学院におけるコアとなる会計系３系列（財務会計・管理会計・監査）と法律系（会社法・租税法）は、複数の教員を配置する方向で検討するように提言する。

研究専念期間を教授会において特定の教員に付与するためには、一定の客観的判定基準が必要であり、そこには授業負担と管理運営業務負担、並びに研究業績などが勘案されねばならない。

9　管理運営等

(1) 管理運営の独立性

基準 9-1-1

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。

基準 9-1-2

会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。

基準 9-1-3

教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。

基準 9-1-4

会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。

【現状の説明】

本会計専門職大学院は、所属教員を有する独立研究科として大学院組織の中に位置付けられており、独自の教授会を持つ等、管理運営上の独自性が確保された組織である。

会計専門職大学院の運営に関する意思決定機関として、専任教員（助手を除く）をもって構成する会計研究科教授会を置き、教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜その他の会計専門職大学院運営の重要事項については教授会の決定によっている。

教員の人事に関する重要事項については、教授会の構成員からなる人事委員会を置いている。採用、定年延長、昇進など人事に関する重要事項が発生するつど教授会において 3 名からなる人事委員会を設置し、審議に当たらせている。

会計専門職大学院は独立研究科として関西大学の予算の執行単位として位置づけられており、毎年の予算編成の過程において発言の機会を得ている。

【長所】

独立研究科として大学院組織の中に位置付けられていることから、会計研究科長が、教学の全学組織である学部長・研究科長会議（議長は学長）のメンバーとなり、全学のあらゆる動きを把握し、研究科の希望を伝える立場を確保できている。さらに、会計研究科に関わるすべての事項を教授会において決定していることから、学内他組織に影響されない研究科運営ができている。

【問題点】

独立研究科として存在することから教授会執行部、研究科内の委員会、全学の委員会の一部に必要な人員が構成員数に比して大きいことから、構成員の管理運営に係る負担が学内他組織の構成員に比べて相対的に大きい。

【将来の改善・改革に向けた方策】

研究科内の各種委員会の役割を見直して効率的に会議を運営する必要がある。

(2) 自己点検及び評価

基準 9-2-1
　会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。
基準 9-2-2
　自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。
基準 9-2-3
　自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。
基準 9-2-4
　自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。

【現状の説明】

本会計専門職大学院の自己点検評価委員会委員は、2006 年 4 月 1 日に開催された本会計専門職大学院開設後初の教授会において選任された。その後、自己点検評価委員会規程が 2006 年 5 月 25 日に制定されている。

現在の委員は会計研究科教授会によって承認された教育職員 2 名、教務センター所属事務職員 1 名であり、規程を充足している。

本研究科の自己点検・評価委員会規程は次のとおりである。

関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会規程

平成18年 5 月25日
制定

(設置)
第 1 条　関西大学大学院会計研究科（以下「本研究科」という。）に、本研究科の教育研究水準の向上を図るため、関西大学大学院会計研究科自己点検・評価委員会を置く。
(目的)
第 2 条
(審議事項)
第 3 条　委員会は、次の事項を審議する。
(1) 自己点検・評価及び外部評価に関する年度活動方針の策定に関すること。
(2) 自己点検・評価及び外部評価の企画立案、評価項目の設定及び実施並びにその結果の公表に関すること。
(3) 第三者評価への対応及びその結果の公表に関すること。
(4) 自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく、研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言に関すること。
(5) 改善の達成度の検証結果に基づく、研究科長及び学長への報告に関すること。
(6) その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関すること。

（評価項目）
第４条　評価項目には独立行政法人大学評価・学位授与機構が発表した「大学評価基準（機関別認証評価）」における基準、趣旨及び基本的な観点を踏まえて、教育、研究、組織・運営及び施設・設備を含め、評価項目の現況を研究科の理念、目標及び計画に照らし合わせて自己点検・評価を行う。
（答申）
第５条　委員会は、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、必要な改善方策、改善計画又は報告を研究科長及び学長へ提言する。
（公開）
第６条　委員会は自己点検・評価報告書を作成し研究科長へ提出後、ホームページ、冊子等各種のメディアを通じて積極的に公開する。
（組織）
第７条　委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
(1) 会計研究科教授会によって承認された者　２名
(2) 教務センター所属事務職員　１名
（任期）
第８条　前条第１号の委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。
２　前項の委員に欠員が生じたときは、これを補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。
（委員長）
第９条　委員会に委員長を置き、第７条第１号の委員の互選により選出する。
２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統括する。
（委員以外の出席）
第10条　委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。
（事務）
第11条　委員会の事務は、教務センターが行う。
（補則）
第12条　この規程に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員会が定める。
附　則
１　この規程は、平成18年５月25日から施行し、平成18年４月１日から適用する。
２　この規程施行後最初に選出される委員の任期は、第８条の規定にかかわらず平成18年９月30日までとし、引き続き次期も留任する。
附　則
この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

【長所】
現時点では特になし。
【問題点】
現時点では特になし。
【将来の改善・改革に向けた方策】
現時点では特になし。

(3) 情報の公開

基準 9-3-1
　会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。
基準 9-3-2
　会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。

【現状の説明】
(1) ホームページで公開しているもの
　ア　設置の趣旨と概要、設置趣意書、履行状況報告書
　イ　学則、カリキュラム・修了要件、カリキュラムの特徴、講義内容、教員情報、教育顧問紹介、FD 活動報告書、時間割、学年暦、科目等履修生要項、施設など
　ウ　入試情報（過去問題を含む）
　エ　学費・奨学制度
　オ　研究者情報（学術情報データベース）
　カ　保健管理センター（診療所及び心理相談室）、セクシュアル・ハラスメント相談員など
(2) 冊子で公開しているもの
　大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要など

【長所】
　研究科で開講している科目の多くがディスクロージャーに関連していることから、本研究科自体も多様な情報を提供している。

【問題点】
　現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】
　今後ともタイムリーに各種の情報を積極的に公開して、本研究科が設置の趣旨を確実に履行していることを社会に対して説明していきたい。

(4) 情報の保管

基準 9-4-1
　評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。

【現状の説明】
　設置認可申請書、履行状況報告書、大学院要覧、講義要項（学年暦を含む）、学生募集要項、科目等履修生要項、時間割、担任時間数一覧、各種会議記録、休講・補講の掲示、学生への掲示内容、パンフレット、奨学制度、相談室、セクシュアル・ハラスメント防止ハンドブック、科目等履修生要項、FD 活動報告書、和文紀要、欧文紀要などを事務局で保管している。
　成績評価に関する資料は各担当教員又は事務局が保管している。

【長所】

「関西大学文書取扱規程」により文書保存年限が定められており、また、内部監査も行われているため、適切に保管されている。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現時点において特に問題はないが、保管すべき資料や保存すべき年限は社会情勢に応じて変化しているので、常に検討を加える必要がある。

10　施設、設備及び図書館等

(1) 施設の整備

基準 10-1-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。

【現状の説明】

会計専門職大学院の講義・演習等は、尚文館（大学院棟）を使用し、学生が自学自習に利用する「院生自習室」については、第 2 学舎 2 号館を使用している。なお、教員が研究を行うための教員研究室は、第 2 学舎経商研究棟に設置されている。

■講義室　尚文館（大学院棟）

大学院専用施設である尚文館（地下 1 階・地上 7 階）は、講義室・演習室・パソコン教室等として利用されている。講義室・演習室の内訳は、講義室 10 室（50 名収容　1 室、49 名収容　1 室、42 名収容　4 室、30 名収容　4 室）、演習室 34 室（24 名収容　6 室、14 名収容　28 室）他であり、本研究科の講義・演習においても、主にこの施設を活用し、履修者数によっては第 2 学舎の教室も利用している。

尚文館の教室数は十分に余裕があり、空き教室を学生の研究や自習のために開放していることから、教育目的に照らし十分な効果をあげることができる。

また、パソコン教室 3 室の内 2 室（20 名収容）は授業で使用し、1 室（16 名収容）は学生に開放している。その他、マルチメディア AV 大教室（307 ㎡、200 名収容）は、講演会・特別講義等の行事に利用している。

パソコンについては、IT センターや第 2 学舎に設置されているパソコン教室でも利用することができる。

■自習室（院生自習室 1～4）

本研究科専用の自習室として、院生自習室 1（40 席　98.45 ㎡）、院生自習室 2（ロッカー室　82.50 ㎡）、院生自習室 3（36 席　83.35 ㎡）、院生自習室 4（図書閲覧室 12 席　39.59 ㎡）を設置し、計 88 席の座席を設けている。自習室の利用時間は原則 365 日 24 時間である。利用に当たっては、院生自習室 2 に全員分の個人ロッカーを設置し、本人の学習形態に合った形で自習室を利用することとしている。

■教員研究室

第 2 学舎経商研究棟に会計研究科専任教員（みなし専任を含む）全員分の個人研究室を計 13 室（19.80

㎡　13 室）設置している。各教員の個人研究室は比較的隣接したスペースに位置している。

■講師控室

尚文館に大学院共有の講師控室（103.68 ㎡）を設置し、教材作成用にパソコン、プリンター、コピー機を備え付けている。

■応接・面談室

尚文館に大学院共有の応接・面談室（25.92 ㎡）を設置し、学生面談に利用している。

■事務組織

尚文館に専門職大学院事務グループ（138.24 ㎡）、及び授業支援ステーション（51.84 ㎡）が設置されている。研究科の教務事項は専門職大学院事務グループが担当し、正課授業に関する事務は授業支援ステーションが担当している。

■講義・研究のための図書資料等の設備

会計研究科の講義・研究に関係する蔵書状況は次のとおりである。

①　総合図書館（2006 年度末現在）

会計図書	和書	37,164冊	洋書	43,077冊
継続中の会計雑誌	和書	240冊	洋書	440冊
継続中の会計電子ジャーナル	和書	25種	洋書	77種
継続中のデータベース	40種			

②　経済学部・商学部資料室（2006 年度末現在）

和漢書	23,436冊	洋書	5,044冊
和雑誌	1,134種	洋雑誌	271種

③　院生自習室 4（図書閲覧室）（2006 年度末現在）

和漢書	1,710冊	洋書	2冊	和雑誌	13種

このうち、総合図書館及び院生自習室 4 の蔵書については、教員及び学生が購入希望図書を申請することができる。院生自習室の図書は、総合図書館の蔵書と原則として重複しないように購入している。

【長所】

本研究科の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な施設は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

【問題点】

現時点では特になし

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では問題はないが、既存施設、資料の十分な活用を図るとともに、更なる充実の方向で検討するように提言する。

また、修了生に対する資格取得支援対策においても施設の有効利用を図る方向で検討するように提言する。

(2) 設備及び機器の整備

基準 10-2-1

会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

【現状の説明】

■能力開発室

第2学舎経商研究棟の各教員個人研究室に隣接して、研究会・会議・教材開発用のスペースとしてパソコン、スキャナー、コピー機を備え付けた能力開発室（27.94㎡）を設けている。

■院生自習室

① 院生自習室に計10台のパソコンを設置（電子ジャーナルやデータベースの利用可）

② 院生自習室の自習席すべてに情報コンセントを設置（電子ジャーナルやデータベースの利用可）

③ 院生自習室に高速レーザープリンターを3台、コピー機を2台設置

■講義室、演習室

尚文館の講義室、演習室は、ネットワーク利用が可能なように、情報コンセントを設置しているほか、教室前面にスクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義や自習が可能な環境を整えている。

■その他

上記のほか、学部のパソコン教室も授業に利用している。

【長所】

本研究科の教育及び研究並びに学生の学習、研究科の運営に必要な設備及び機器は、現在の在籍者数、講義科目等から見て、教育目的の達成に十分に必要なものを備えている。

プロジェクターやワイヤレスマイク等を授業で利用する際は、事前に申し込みがあれば教務センター授業支援グループのSAが教室に設置している。

【問題点】

現時点では特になし。

【将来の改善・改革に向けた方策】

現状では問題はないが、既存設備及び機器を十分に活用するために専任及び非常勤教員への周知を図るとともにマルチメディア機器の発展に合わせた更なる充実の方向で検討するように提言する。

(3) 図書館の整備

基準10-3-1

会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。

【現状の説明】

関西大学会計大学院では、教員による研究や教育、及び、学生に対する学習支援のために、関西大学総合図書館のほかに、教員の研究室に近い「能力開発室」や、大学院生の自習室に隣接する「会計研究科院生自習室 4（図書閲覧室）」において、必要と想定される会計・経営・法律関連の図書や雑誌が整備されている。2007年5月1日現在、関西大学会計研究科が所蔵する図書や雑誌は、大学院設立後1年程度であるにもかかわらず2,185件（図書1,729件、雑誌456件）にまで及んでいる。

総合図書館では電子ジャーナルやデータベースを積極的に導入しており、継続中の会計電子ジャーナルは和書25種、洋書77種、継続中の会計データベースは有価証券報告書を始めとして40種を挙げることができる。

図書の購入申込は総合図書館においては通年で受け付けており、「会計研究科院生自習室 4（図書閲覧室）」では4月から12月までとしている。

【長所】

購入を希望する図書や雑誌の依頼が随時可能であるため、今後も、総合図書館ホームページを通じた図書や雑誌の購入依頼のほかに、「購入図書申込希望書」の提出を通じて「会計研究科院生自習室 4（図書閲覧室）」の図書や雑誌が逐次増加し充実することが予想される。

さらに、「会計研究科院生自習室 4（図書閲覧室）」は、大学院生専用であること、24 時間利用ができること、自由な閲覧が可能となっていることから、大学院生の自主学習（予習や復習、各種試験対策、及び、文献研究）に大きく貢献することが期待される。

また、能力開発室は教員の個人研究室に近い場所に設置されていること、総合図書館は学内の中央に位置し、開架方式で閲覧できること、電子ジャーナルやデータベースを積極的に導入していることから図書や雑誌を容易に閲覧することができる。

【問題点】

総合図書館では図書館専任職員らがサービスを提供しているが、会計研究科自習室 4（図書閲覧室）では職員が常駐しておらず、図書や雑誌の管理を学生の自主管理としている点が挙げられる。

【将来の改善・改革に向けた方策】

継続的に図書、雑誌を購入して、学習、研究環境を充実させる措置を講じなければならない。また、会計研究科自習室 4（図書閲覧室）の図書や雑誌の管理が自主管理となっていることから、節度ある利用を呼びかける方向で検討するように提言する。

おわりに

関西大学においては、1994 年 4 月に全学の各機関より選出された教員・職員によって構成される関西大学自己点検・評価委員会を設置し、教育・研究活動の点検・評価を行ってきた。各期の委員会の任期は 2 年間であり、2006 年 4 月から 2008 年 3 月までを任期とする今期委員会によって作成された本報告書は第 7 冊目となる。本報告書の作成にも各組織単位及び全学の自己点検・評価委員会委員が取り組まれたわけであるが、大学間競争の一層の激化に伴い、教員・職員の職務内容は従来とは比較にならないほど多様化・複雑化している中で、さらなる激務を強いる結果となってしまった。各位のご尽力に謝意を申し上げたい。

ところで、第 7 期委員会では、報告書の作成と並行して、委員会内に部会を設け、(1)実効性のある自己点検・評価活動のあり方、及び(2)自己点検・評価体制のあり方についても検討した。

まず(1)は、自己点検・評価報告書が、果たして有効な改善につながっているのかという疑問に端を発する。2006 年度に受審した大学基準協会の機関別評価（大学評価）に際して受けた助言の多くが、以前から問題点として意識されていた事項であったことも、かかる疑問の背景となっている。

(2)は、私立学校法と寄附行為の改正に関わる。学校法人が経営強化・ガバナンス改革を実現していくための法制面での環境整備を図った改正私立学校法が 2005 年 4 月から施行されたが、これを受けて本学の寄附行為も改正され、理事会が最終の意思決定機関として明文化されるとともに、学部長・研究科長のうち 10 名が理事会構成員に加わることとなった（本年 10 月施行）。従来の自己点検・評価活動は、法人経営と教学の組織的分離を前提として行われてきたから、両者の協調を促すガバナンス改革に応じて、自己点検・評価組織の再編が必要となる。

上記(1)に関する改善策の具体化については、FD 活動に関する事項を中心に、大学基準協会が設定した点検・評価項目に本学独自の項目を追加する形で対応した。実践していなければ書きようのない項目を追加することで、具体的な行動を促そうとしたものである。しかし、真に実効性のある自己点検・評価活動は、組織体制の問題と切り離して実現することは難しいであろう。

「点検・評価」は、あらかじめ設定した「目標」が達成されたかどうかを測定することによって、より明確なものとなる。目標を設定するのは、もちろん組織運営の主体である。そして、その目標が達成されたかどうかを客観的に自己点検・評価することが望ましい。本学の自己点検・評価組織は、「客観性」の確保については、適切な仕組みだったと思われる。しかし、そこで作成された点検・評価報告書は、運営主体に次の目標設定を促す効果を必ずしも持っていなかったように思われる。

上記(2)に関して、今期委員会が学長からの諮問に対し提出した最終報告では、実効性のある自己点検・評価活動は、運営主体（つまり執行）に近いところで行われることが望ましいとする考え方に立っている。具体的には、執行に携わる者が自己点検・評価組織のメンバーを兼ねるべきだと考えた。そのほうが、点検・評価は教育・研究活動全般に目の行き届いたものとなり、しかも、その点検・評価を受けて新たな目標を設定することも、また容易になると考えた次第である。

次期の第 8 期委員会においては、本学における自己点検・評価組織の再編案を検討することが喫緊の課題となる。そこにはおそらく一義的な解答などなく、本学の実態に即した組織体制を新たに構築せざるをえないことになると思われる。それがより実効性のある自己点検・評価組織となることを期待したい。

以　上

資　　料

1　関西大学自己点検・評価委員会の活動記録

(1) 関西大学自己点検・評価委員会〔2006（平成18）年度～2007（平成19）年度〕

回	日　時	活　動　内　容
1	2006年5月31日(水)　14：40～15：15	1　委員長の選出　　2　副委員長の指名
2	7月5日(水)　14：45～15：45	1　副委員長の指名　2　前期委員会からの引継事項　3　今期委員会における検討事項　4　今期委員会における活動の進め方　5　関西大学自己点検・評価委員会規程の一部改正
3	10月11日(水)　12：15～13：00	1　委員の交代　2　プレ部会での検討結果　3　今後の検討に関する部会の設置
4	2007年3月1日(水)　13：05～14：10	1　部会での検討状況　2　学部設置に伴う委員の選出
5	5月30日(木)　14：40～16：00	1　委員の交代　2　自己点検・評価報告書の作成
6	9月20日(木)　12：20～13：00	1　第1部会での中間答申（案）　2　自己点検・評価報告書の作成
7	2008年1月9日(水)　12：10～13：08	1　委員の交代　2　自己点検・評価報告書（案）　3　自己点検・評価項目の追加

(2) 部会

部会	回	日　時	活　動　内　容
プレ部会	1	2006年8月4日(金)　10：30～	1　本部会での検討事項（―「方向性文書」に示された5項目の検討事項を中心に―）　2　次回会合までの準備作業と役割分担
	2	9月11日(月)　13：30～	1　本部会での検討事項（分担作業結果報告）
	3	9月27日(水)　12：30～	1　本部会での検討事項（まとめ）
第1・第2部会（合　同）	1	2006年11月22日(水)　10：40～	1　部会の日程　2　部会での検討内容
第1部会	2	2007年1月16日(火)　10：30～	1　自己点検・評価体制（他大学を参考に）
	3	2月14日(水)　9：00～	1　自己点検・評価体制（他大学を参考に）
	4	9月20日(水)　11：00～	1　第1部会における中間答申（案）
第2部会	2	2006年12月13日(水)　10：40～	1　実効性のある改善方策の検討方法（認証評価結果を基に）　2　自己点検・評価項目
	3	2007年1月17日(水)　9：00～	1　自己点検・評価項目
	4	2月14日(水)　10：00～	1　自己点検・評価項目（教育方法等）
	5	3月7日(水)　14：00～	1　自己点検・評価項目　2　自己点検・評価実施要領

(3) 報告書の編集作業

日　程	内　容
2007年5月30日(水)	点検・評価項目について、自己点検・評価委員会で了承を得る。
6月1日(金)	各機関の自己点検・評価委員会委員長及び関連部署に報告書の原稿依頼を行う。
10月1日(月)	報告書原稿の提出締切
10月16日～10月31日	報告書を五つのブロックに分け、委員それぞれの分担箇所について各自で確認・点検作業を行う。
11月1日～11月25日	委員から提出された確認・点検結果を委員長及び副委員長と調整のうえ、修正依頼すべき内容を事務局で取りまとめる。
11月26日(月)	各機関の自己点検・評価委員会委員長及び関連部署に報告書原稿の修正等の依頼を行う。
12月15日(土)	修正原稿の提出締切 必要に応じて再度修正依頼を行う。
12月25日(火)	委員長及び副委員長と報告書（案）の最終調整及び確認を行う。
2008年1月9日(水)	自己点検・評価委員会を開催し、報告書（案）について承認を得て、完成版を学長に報告する。
2008年3月31日(月)	自己点検・評価報告書(Vol.7 No3)を発行する。

２　点検・評価項目

Ⅰ　全学、学部・外国語教育研究機構、大学院研究科（専門職学位課程を除く）

大項目		中項目		小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
1	理念・目的・教育目標			理念・目的等			
				理念・目的・教育目標とそれに伴う人材養成等の目的の適切性	○	○	○
				大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況	○		○
				理念・目的・教育目標等の周知の方法とその有効性	○	○	○
				1-2　理念・目的等の検証			
				理念・目的・教育目標を検証する仕組みの導入状況	○	○	○
				＊　理念・目的・教育目標の、社会との関わりの中での見直しの状況	○	○	○
				1-3　健全性、モラル等			
				＊　大学としての健全性・誠実性、教職員及び学生のモラルなどを確保するための綱領等の策定状況	○	○	
2	教育研究組織			2-1　教育研究組織			
				当該大学の学部・学科・大学院研究科・研究所などの組織の教育研究組織としての適切性、妥当性	○		
				2-2　教育研究組織の検証			
				＊　当該大学の教育研究組織の妥当性を検証する仕組みの導入状況	○		
3	教育内容・方法等	3-1	教育課程等	3-1-1　教育課程（学部・外国語教育研究機構）			
				学部・学科等の教育課程と各学部・学科等の理念・目的並びに学校教育法第52条、大学設置基準第19条との関連		○	
				学部・学科等の理念・目的や教育目標との対応関係における、学士課程としてのカリキュラムの体系性		○	
				教育課程における基礎教育、倫理性を培う教育の位置づけ		○	
				基礎教育と教養教育の実施・運営のための責任体制の確立とその実践状況	○	○	
				＊　グローバル化時代に対応させた教育、倫理性を培う教育、コミュニケーション能力等のスキルを涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教養教育上の位置づけ	○	○	
				＊　起業家的能力を涵養するための教育を実践している場合における、そうした教育の教育課程上の位置づけ		○	
				＊　学生の心身の健康の保持・増進のための教育的配慮の状況		○	
				3-1-2　教育課程（大学院）			
				大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第３条第１項、同第４条第１項との関連	○		○
				「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性	○		○
				「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性	○		○
				学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係			○
				修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係			○
				博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性			○
				課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性			○
				＊　創造的な教育プロジェクトの推進状況			○
				＊　学部に基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性			○
				3-1-3　履修科目の区分			
				「専攻に係る専門の学芸」を教授するための専門教育的授業科目とその学部・学科等の理念・目的、学問の体系性並びに学校教育法第52条との適合性		○	
				一般教養的授業科目の編成における「幅広く深い教養及び総合的な判断力を培い、豊かな人間性を涵養」するための配慮の適切性	○	○	
				外国語科目の編成における学部・学科等の理念・目的の実現への配慮と「国際化等の進展に適切に対応するため、外国語能力の育成」のための措置の適切性	○	○	
				カリキュラム編成における、必修・選択の量的配分の適切性、妥当性		○	
				教育課程の開設授業科目、卒業所要総単位に占める専門教育的授業科目・一般教養的授業科目・外国語科目等の量的配分とその適切性、妥当性		○	

大項目			中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
3	教育内容・方法等	3-1	教育課程等	3-1-4　授業形態と単位の関係			
				各授業科目の特徴・内容や履修形態との関係における、その各々の授業科目の単位計算方法の妥当性		○	
				3-1-5　単位互換、単位認定等			
				国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性		○	○
				大学以外の教育施設等での学修や入学前の既修得単位を単位認定している大学・学部等にあっては、実施している単位認定方法の適切性		○	
				卒業所要総単位中、自大学・学部・学科等による認定単位数の割合		○	
				3-1-6　開設授業科目における専・兼比率等			
				全授業科目中、専任教員が担当する授業科目とその割合		○	
				兼任教員等の教育課程への関与の状況		○	
				3-1-7　カリキュラムにおける高・大の接続			
				学生が後期中等教育から高等教育へ円滑に移行するために必要な導入教育の実施状況		○	
				3-1-8　カリキュラムと国家試験			
				＊　国家試験につながりのあるカリキュラムを持つ学部・学科における、受験率・合格者数・合格率		○	
				3-1-9　インターンシップ、ボランティア			
				＊　インターン・シップを導入している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	○	○	
				＊　ボランティア活動を単位認定している学部・学科等における、そうしたシステムの実施の適切性	○	○	
				3-1-10　社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮			
				＊　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育課程編成上の配慮		○	
				社会人、外国人留学生に対する教育課程編成上の配慮			○
				3-1-11　生涯学習への対応			
				生涯学習への対応とそのための措置の適切性、妥当性	○	○	
				＊　社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況			○
				3-1-12　正課外教育			
				＊　正課外教育の充実度	○		
		3-2	教育方法等	3-2-1　教育効果の測定（学部・外国語教育研究機構）			
				教育上の効果を測定するための方法の適切性		○	
				教育効果や目標達成度及びそれらの測定方法に対する教員間の合意の確立状況		○	
				教育効果を測定するシステム全体の機能的有効性を検証する仕組みの導入状況		○	
				卒業生の進路状況		○	
				＊　教育効果の測定方法を開発する仕組みの導入状況		○	
				＊　教育効果の測定方法の有効性を検証する仕組みの導入状況		○	
				＊　教育効果の測定結果を基礎に、教育改善を行う仕組みの導入状況		○	
				＊　国際的、国内的に注目され評価されるような人材の輩出状況		○	
				3-2-2　教育効果の測定（大学院）			
				教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性			○
				＊　修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況			○
				＊　大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況			○
				3-2-3　厳格な成績評価の仕組み			
				履修科目登録の上限設定とその運用の適切性		○	
				成績評価法、成績評価基準の適切性		○	
				厳格な成績評価を行う仕組みの導入状況		○	
				各年次及び卒業時の学生の質を検証・確保するための方途の適切性		○	
				＊　学生の学習意欲を刺激する仕組みの導入状況		○	
				学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性			○
				3-2-4　履修指導			
				学生に対する履修指導の適切性		○	
				オフィスアワーの制度化の状況		○	
				留年者に対する教育上の配慮措置の適切性		○	
				＊　社会人学生、外国人留学生、帰国生徒に対する教育指導上の配慮		○	
				＊　学習支援（アカデミック・ガイダンス）を恒常的に行うアドバイザー制度の導入状況		○	
				＊　科目等履修生、聴講生等に対する教育指導上の配慮の適切性		○	
				3-2-5　研究指導等			
				教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性			○

大項目			中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
				学生に対する履修指導の適切性			○
				指導教員による個別的な研究指導の充実度			○
				社会人、外国人留学生に対する教育研究指導上の配慮			○
				＊ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化			○
				＊ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性			○
				＊ 学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性			○
				＊ 学生に対し、各種論文集及びその他の公的刊行物への執筆を促すための方途の適切性			○
				＊ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策			○
				＊ 才能豊かな人材を発掘し、その才能に適った研究機関等に送り込むことなどを可能ならしめるような研究指導体制の整備状況			○
				3-2-6　教育改善への組織的な取組（学部・外国語教育研究機構）			
				学生の学修の活性化と教員の教育指導方法の改善を促進するための措置とその有効性	○	○	
				シラバスの作成と活用状況	○	○	
				学生による授業評価の活用状況	○	○	
				ＦＤ活動に対する組織的取組状況の適切性	○	○	
				↑ ＦＤ活動を検討・運営する組織が学部または機構内に設置され、適切に運営されているか		○	
				設置された委員会はＦＤ活動の具体的な内容を検討し、実施しているか		○	
				ＦＤ活動の具体的な内容の検討を行う場合、学生の意見を積極的に反映できるシステムがあるか		○	
				ＦＤ活動の具体的な内容は学部または機構の全構成員及び全学生に公開されているか		○	
				ＦＤ活動に学部または機構の全構成員が参加しているか		○	
				ＦＤ活動に学部または機構の学生の参加を促す活動を行っているか		○	
				ＦＤ活動に関する記録があり、学部または機構の全構成員及び学生に開示するシステムがあるか		○	
				ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性	○	○	
				↑ ＦＤ活動を継続的に改善できるシステムがあり、適切に運営されているか		○	
				ＦＤ活動が適正であるかどうか評価する外部評価システムがあり、適切に運用されているか		○	
				ＦＤ活動の改善点を学部または機構の全構成員及び全学生に開示できるシステムがあるか		○	
				＊ 学生満足度調査の導入状況	○	○	
				＊ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	○	○	
				＊ 雇用主による卒業生の実績を評価させる仕組みの導入状況	○	○	
				＊ 教育評価の成果を教育改善に直結させるシステムの確立状況とその運用の適切性	○	○	
				3-2-7　教育・研究指導の改善（大学院）			
				教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取組状況	○		○
				シラバスの適切性	○		○
				学生による授業評価の導入状況	○		○
				ＦＤ活動に対する組織的取組状況の適切性	○		○
				↑ ＦＤ活動を検討・運営する組織が研究科内に設置され、適切に運営されているか			○
				設置された委員会はＦＤ活動の具体的な内容を検討し、実施しているか			○
				ＦＤ活動の具体的な内容の検討を行う場合、学生の意見を積極的に反映できるシステムがあるか			○
				ＦＤ活動の具体的な内容は研究科の全構成員及び全学生に公開されているか			○
				ＦＤ活動に研究科の全構成員が参加しているか			○
				ＦＤ活動に研究科の学生の参加を促す活動を行っているか			○
				ＦＤ活動に関する記録があり、研究科の全構成員及び学生に開示するシステムがあるか			○
				ＦＤの継続的実施を図る方途の適切性	○		○
				↑ ＦＤ活動を継続的に改善できるシステムがあり、適切に運営されているか			○
				ＦＤ活動が適正であるかどうか評価する外部評価システムがあり、適切に運用されているか			○
				ＦＤ活動の改善点を研究科の全構成員及び全学生に開示できるシステムがあるか			○
				＊ 学生満足度調査の導入状況	○		○
3	教育内容・方法等	3-2	教育方法等				

大項目			中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
3	教育内容・方法等	3-2	教育方法等	＊ 卒業生に対し、在学時の教育内容・方法を評価させる仕組みの導入状況	○		○
				＊ 高等教育機関、研究所、企業等の雇用主による卒業生評価の導入状況	○		○
				3-2-8　授業形態と授業方法の関係			
				授業形態と授業方法の適切性、妥当性とその教育指導上の有効性	○	○	○
				マルチメディアを活用した教育の導入状況とその運用の適切性	○	○	○
				「遠隔授業」による授業科目を単位認定している大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性	○	○	○
		3-3	学位授与・課程修了の認定	3-3-1　３年卒業の特例			
				＊ ４年未満で卒業を認めている大学・学部等における、そうした制度措置の運用の適切性		○	
				3-3-2　学位授与			
				修士　博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性			○
				学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性			○
				＊ 修士論文に代替できる課題研究に対する学位認定の水準の適切性			○
				＊ 学位論文審査における、当該大学(院)関係者以外の研究者の関与の状況			○
				＊ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性			○
				3-3-3　課程修了の認定			
				標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性			○
4	国際交流			4-1　国際交流（国内外における教育研究交流）			
				国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の適切性	○	○	
				国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性	○	○	
				国内外の大学等と単位互換を行っている大学にあっては、実施している単位互換方法の適切性	○	○	○
				＊ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況	○		○
				＊ 外国人教員の受け入れ体制の整備状況	○	○	○
				＊ 海外の大学との学生交流協定の締結状況とそのカリキュラム上の位置づけ	○	○	○
				＊ 発展途上国に対する教育支援を行っている場合における、そうした支援の適切性	○	○	○
				＊ 国際的な教育研究交流、学術交流のために必要なコミュニケーション手段修得のための配慮の適切性	○		○
5	学生の受け入れ			5-1　入学者受け入れ方針等			
				入学者受け入れ方針と大学・学部・大学院研究科の理念・目的・教育目標との関係	○	○	○
				入学者受け入れ方針と入学者選抜方法、カリキュラムとの関係	○	○	
				＊ 学部・学科等のカリキュラムと入試科目との関係	○	○	
				5-2　学生募集方法、入学者選抜方法（学部）			
				大学・学部等の学生募集の方法、入学者選抜方法、殊に複数の入学者選抜方法を採用している場合には、その各々の選抜方法の位置づけ等の適切性	○	○	
				アドミッションズ・オフィス入試を実施している場合における、その実施の適切性	○	○	
				推薦入学における、高等学校との関係の適切性	○	○	
				＊ 入学者選抜における、高等学校の「調査表」の位置づけ	○	○	
				＊ 高校生に対して行う進路相談・指導、その他これに関わる情報伝達の適切性	○	○	
				＊ 社会人学生の受け入れ状況	○	○	
				＊ 留学生の本国地での大学教育、大学前教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性	○	○	
				＊ 「飛び入学」を実施している大学・学部における、そうした制度の運用の適切性		○	
				5-3　学生募集方法、入学者選抜方法（大学院）			
				大学院研究科の学生募集の方法、入学者選抜方法の適切性	○		○
				成績優秀者等に対する学内推薦制度を採用している大学院研究科における、そうした措置の適切性	○		○
				他大学・大学院の学生に対する「門戸開放」の状況	○		○
				「飛び入学」を実施している大学院研究科における、そうした制度の運用の適切性	○		○
				社会人学生の受け入れ状況	○		○
				＊ 外国人留学生の受け入れ状況	○		○
				＊ 留学生の本国地での大学教育、大学院教育の内容・質の認定の上に立った学生受け入れ・単位認定の適切性	○		○
				5-4　入学者選抜の仕組み			
				入学者選抜試験実施体制の適切性	○	○	

大項目		中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
5	学生の受け入れ		入学者選抜基準の透明性	○	○	
			＊ 入学者選抜とその結果の公正性・妥当性を確保するシステムの導入状況	○	○	
			5-5　入学者選抜方法の検証			
			各年の入試問題を検証する仕組みの導入状況	○	○	
			＊ 入学者選抜方法の適切性について、学外関係者などから意見聴取を行う仕組みの導入状況	○	○	
			5-6　入学者選抜における学生募集（広報）活動			
			※ 入学者選抜における学生募集（広報）活動の適切性	○		
			5-7　科目等履修生・聴講生等			
			＊ 科目等履修生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性		○	
			＊ 科目等履修生、研究生、聴講生等の受け入れ方針・要件の適切性と明確性			○
			5-8　定員管理			
			学生収容定員と在籍学生数、(編)入学定員と入学者数の比率の適切性		○	
			定員超過の著しい学部・学科等における定員適正化に向けた努力の状況		○	
			定員充足率の確認の上に立った組織改組、定員変更の可能性を検証する仕組みの導入状況		○	
			＊ 恒常的に著しい欠員が生じている学部・学科における、対処方法の適切性		○	
			収容定員に対する在籍学生数の比率及び学生確保のための措置の適切性			○
			5-9　編入学者、退学者			
			退学者の状況と退学理由の把握状況		○	
			＊ 編入学生及び転科・転部学生の状況		○	
6	教員組織		6-1　教員組織			
			学部・学科等の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該学部の教員組織の適切性	○	○	
			大学院研究科の理念・目的並びに教育課程の種類・性格、学生数との関係における当該大学院研究科の教員組織の適切性、妥当性	○		○
			主要な授業科目への専任教員の配置状況	○	○	
			教員組織における専任、兼任の比率の適切性	○	○	
			教員組織の年齢構成の適切性	○	○	
			教育課程編成の目的を具体的に実現するための教員間における連絡調整の状況とその妥当性	○	○	
			＊ 教員組織における社会人の受け入れ状況	○	○	
			＊ 教員組織における外国人研究者の受け入れ状況	○	○	
			＊ 教員組織における女性教員の占める割合	○	○	
			＊ 任期制等を含む、教員の適切な流動化を促進させるための措置の導入状況	○	○	○
			6-2　教育研究支援職員			
			実験・実習を伴う教育、外国語教育、情報処理関連教育等を実施するための人的補助体制の整備状況と人員配置の適切性	○	○	
			教員と教育研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	○	○	
			研究支援職員の充実度	○		○
			「研究者」と研究支援職員との間の連携・協力関係の適切性	○		○
			＊ 高度な技術を持つ研究支援職員を育成し、その技術を継承していくための方途の導入状況	○		○
			＊ ティーチング・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性	○	○	
			＊ ティーチング・アシスタント、リサーチ・アシスタントの制度化の状況とその活用の適切性	○		○
			6-3　教員の募集・任免・昇格に対する基準・手続			
			教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性	○	○	
			教員選考基準と手続の明確化	○	○	
			教員選考手続における公募制の導入状況とその運用の適切性	○	○	
			大学院担当の専任教員の募集・任免・昇格に関する基準・手続の内容とその運用の適切性	○		○
			6-4　教育研究活動の評価			
			教員の教育研究活動についての評価方法とその有効性	○	○	
			教員選考基準における教育研究能力・実績への配慮の適切性	○	○	
			＊ 教員の研究活動の活性度合いを評価する方法の確立状況	○	○	○
			＊ 教員の自己申告に基づく教育と研究に対する評価方法の導入状況	○	○	○
			6-5　大学院と他の教育研究組織・機関等との関係			
			学内外の大学院と学部、研究所等の教育研究組織間の人的交流の状況とその適切性			○

大項目			中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
7	研究活動と研究環境 （基本的に、全学と教員の所属している学部・外国語機構で記載。大学院は、研究科として特筆すべき研究分野での研究活動状況や研究助成を得て行われる研究プログラムがある場合は記載する。ただし、項目としては設定しておく。）	7-1	研究活動	7-1-1　研究活動			
				論文等研究成果の発表状況	○	○	○
				＊　教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性	○	○	○
				＊　国内外の学会での活動状況	○	○	○
				＊　当該学部として特筆すべき研究分野での研究活動状況	○	○	○
				＊　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	○	○	○
				7-1-2　研究における国際連携			
				＊　国際的な共同研究への参加状況	○	○	○
				＊　海外研究拠点の設置状況	○	○	○
				7-1-3　教育研究組織単位間の研究上の連携			
				附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係	○	○	○
				＊　大学共同利用機関、学内共同利用施設等とこれが置かれる大学・大学院との関係	○	○	○
				7-1-4　研究所等における研究活動			
				※　当該研究所等の目的・目標の適切性	○		
				※　当該研究所等の研究活動状況	○		
				附置研究所とこれを設置する大学・大学院との関係	○		
				＊　学生に対し、研究プロジェクトへの参加を促すための配慮の適切性	○		
				＊　研究助成を得て行われる研究プログラムの展開状況	○		
				＊　国際的な共同研究への参加状況	○		
		7-2	研究環境	7-2-1　経常的な研究条件の整備			
				個人研究費、研究旅費の額の適切性	○	○	○
				教員個室等の教員研究室の整備状況	○	○	○
				教員の研究時間を確保させる方途の適切性	○	○	○
				研究活動に必要な研修機会確保のための方策の適切性	○	○	○
				共同研究費の制度化の状況とその運用の適切性	○	○	○
				7-2-2　競争的な研究環境創出のための措置			
				＊　科学研究費補助金及び研究助成財団などへの研究助成金の申請とその採択の状況	○		
				＊　学内的に確立されているデュアルサポートシステム（基般(経常)的研究資金と競争的研究資金で構成される研究費のシステム）の運用の適切性	○		
				＊　流動研究部門、流動的研究施設の設置・運用の状況	○		
				＊　いわゆる「大部門化」等、研究組織を弾力化するための措置の適切性	○		
				7-2-3　研究上の成果の公表、発信・受信等			
				＊　研究論文・研究成果の公表を支援する措置の適切性	○		
				＊　国内外の大学や研究機関の研究成果を発信・受信する条件の整備状況	○		
				7-2-4　倫理面からの研究条件の整備			
				＊　倫理面から実験・研究の自制が求められている活動・行為に対する学内的規制システムの適切性	○		
				＊　医療や動物実験のあり方を倫理面から担保することを目的とする学内的な審議機関の開設・運営状況の適切性	○		
8	施設・設備等			8-1　施設・設備等の整備			
				大学・学部等・大学院研究科の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況の適切性	○	○	○
				大学院専用の施設・設備の整備状況			○
				※　学部学生用の実習室、自習室等の整備状況		○	
				大学院学生用実習室、自習室等の整備状況			○
				＊　社会へ開放される施設・設備の整備状況	○		
				＊　記念施設・保存建物の保存・活用の状況	○		
				8-2　情報処理機器、先端的な設備・装置			
				教育の用に供する情報処理機器などの配備状況	○	○	
				＊　先端的な教育研究や基礎的研究への装備面の整備の適切性			○
				＊　先端的研究の用に供する機械・設備の整備・利用の際の、他の大学院、大学共同利用機関、附置研究所等との連携関係の適切性			○
				8-3　独立研究科の施設・設備等			
				＊　独立研究科における、当該研究科専用の施設等の整備の適切性			○
				8-4　夜間大学院などの施設・設備等			
				＊　夜間に教育研究指導を行う大学院における、施設・設備の利用やサービス提供についての配慮の適切性			○
				8-5　本校以外に拠点を持つ大学院の施設・設備等			
				＊　本校以外の場所にも拠点を置き、教育研究指導を行う大学院における施設・設備の整備の適切性			○
				8-6　キャンパス・アメニティ等			
				キャンパス・アメニティの形成・支援のための体制の確立状況	○		
				「学生のための生活の場」（厚生施設等）の整備状況	○		

大項目	中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
8	施設・設備等	※　課外活動施設の整備・運用状況	○		
		※　体育施設の整備・運用状況	○		
		大学周辺の「環境」への配慮の状況	○		
		8-7　利用上の配慮			
		施設・設備面における障害者への配慮の状況	○	○	
		＊　各施設の利用時間に対する配慮の状況	○		
		＊　キャンパス間の移動を円滑にするための交通動線・交通手段の整備状況	○		
		8-8　組織・管理体制			
		施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況	○	○	○
		施設・設備の衛生・安全を確保するためのシステムの整備状況	○		
		実験等に伴う危険防止のための安全管理・衛生管理と環境被害防止の徹底化を図る体制の確立状況	○		○
9	図書館及び図書・電子媒体等	9-1　図書、図書館の整備			
		図書、学術雑誌、視聴覚資料、その他教育研究上必要な資料の体系的整備とその量的整備の適切性	○		
		図書館施設の規模、機器・備品の整備状況とその適切性、有効性	○		
		学生閲覧室の座席数、開館時間、図書館ネットワークの整備等、図書館利用者に対する利用上の配慮の状況とその有効性、適切性	○		
		図書館の地域への開放の状況	○		
		9-2　学術情報へのアクセス、情報インフラ			
		学術情報の処理・提供システムの整備状況、国内外の他大学との協力の状況	○		
		学術資料の記録・保管のための配慮の適切性	○		
		国内外の他の大学院・大学との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備とその利用関係の適切性	○		
		＊　コンテンツ（文書、画像、データベース等のネットワークを流通する情報資源）やアプリケーション・ソフト（個々の応用目的をもったコンピュータソフトウェア）の大学・大学院間の効率的な相互利用を図るための各種データベースのナビゲーション機能の充実度	○		
		＊　資料の保存スペースの狭隘化に伴う集中文献管理センター（例えば、保存図書館など）の整備状況や電子化の状況	○		
10	社会貢献	10-1　社会への貢献			
		社会との文化交流等を目的とした教育システムの充実度	○		
		公開講座の開設状況とこれへの市民の参加の状況	○		
		教育研究上の成果の市民への還元状況	○		
		研究成果の社会への還元状況	○		
		＊　ボランティア等を教育システムに取り入れ地域社会への貢献を行っている大学・学部等における、そうした取組の有効性	○		
		＊　地方自治体等の政策形成への寄与の状況	○		
		10-2　企業等との連携			
		＊　企業と連携して社会人向けの教育プログラムを運用している大学・学部における、そうした教育プログラムの内容とその運用の適切性	○		
		＊　寄附講座、寄附研究部門の開設状況	○		
		＊　大学と大学以外の社会的組織体との教育研究上の連携策	○		
		＊　大学院・大学とそれ以外の社会的組織体・研究機関との教育研究上の連携策	○		
		＊　企業等との共同研究、受託研究の規模・体制・推進の状況	○		
		＊　奨学寄附金の受け入れ状況	○		
		10-3　特許・技術移転			
		＊　特許・技術移転を促進する体制の整備・推進状況	○		
		＊　特許の取得状況	○		
		＊　工業所有権の取得状況	○		
		＊　特許料収入の研究費への還元状況の適切性	○		
		＊　特許取得を「研究業績」として認定する学内的措置の適切性	○		
		＊　ＴＬＯの設立と運用の状況	○		
		＊　ＴＬＯ・リエゾンオフィス等の整備状況	○		
		＊　技術移転等を支援する体制（相談業務、手続業務など）の整備状況	○		
		10-4　産学連携と倫理規定等			
		＊　産学連携に伴う倫理綱領の整備とその実践状況	○		
		＊　「産学連携に伴う利害関係の衝突」に備えた産学連携にかかるルールの明確化の状況	○		
		＊　発明取扱い規程、著作権規程等、知的資産に関わる権利規程の明文化の状況	○		

大項目		中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
11	学生生活		11-1　学生への経済的支援			
			奨学金その他学生への経済的支援を図るための措置の有効性、適切性	○		
			＊　各種奨学金へのアクセスを容易にするような学生への情報提供の状況とその適切性	○		
			11-2　生活相談等			
			学生の心身の健康保持・増進及び安全・衛生への配慮の適切性	○		
			ハラスメント防止のための措置の適切性	○		
			生活相談担当部署の活動上の有効性	○		
			＊　生活相談、進路相談を行う専門のカウンセラーやアドバイザーなどの配置状況	○		
			＊　学内の生活相談機関と地域医療機関等との連携関係の状況	○		
			＊　不登校の学生への対応状況	○		
			＊　学生生活に関する満足度アンケートの実施と活用の状況	○		
			＊　セクシュアル・ハラスメント防止への対応	○		
			11-3　就職指導			
			学生の進路選択に関わる指導の適切性	○		
			就職担当部署の活動上の有効性	○		
			＊　就職指導を行う専門のキャリアアドバイザーの配置状況	○		
			＊　学生への就職ガイダンスの実施状況とその適切性	○		
			＊　就職活動の早期化に対する対応	○		
			＊　就職統計データの整備と活用の状況	○		
			11-4　課外活動			
			学生の課外活動に対して大学として組織的に行っている指導、支援の有効性	○		
			＊　学生の課外活動の国内外における水準状況と学生満足度	○		
			＊　資格取得を目的とする課外授業の開設状況とその有効性	○		
			＊　学生代表と定期的に意見交換を行うシステムの確立状況	○		
12	管理運営		12-1　管理運営体制			
			教授会の権限、殊に教育課程や教員人事等において教授会が果たしている役割とその活動の適切性		○	
			学部教授会と学部長との間の連携協力関係及び機能分担の適切性		○	
			学部教授会と評議会、大学協議会などの全学的審議機関との間の連携及び役割分担の適切性		○	
			評議会、「大学協議会」などの全学的審議機関の権限の内容とその行使の適切性	○		
			大学院研究科の教学上の管理運営組織の活動の適切性	○		○
			大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）と学部教授会との間の相互関係の適切性		○	○
			大学の意思決定プロセスの確立状況とその運用の適切性	○		
			※　各種委員会の設置状況とその機能の適切性		○	○
			12-2　学長、学部長等の権限と選任手続			
			学長の選任手続の適切性、妥当性	○		
			学部長の選任手続の適切性、妥当性		○	
			大学院の審議機関（大学院研究科委員会など）の長の選任手続の適切性			○
			学長権限の内容とその行使の適切性	○		
			学長と評議会、大学協議会などの全学的審議機関の間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性	○		
			学部長権限の内容とその行使の適切性		○	
			＊　学長補佐体制の構成と活動の適切性	○		
			＊　個性ある学長の募集・選任を可能ならしめるような学内的条件の整備状況	○		
			12-3　教学組織と学校法人理事会との関係			
			教学組織と学校法人理事会との間の連携協力関係及び機能分担、権限委譲の適切性	○		
			12-4　管理運営への学外有識者の関与			
			＊　公・私立大学の管理運営に対する学外有識者の関与の状況	○		
13	財務		13-1　教育研究と財政			
			教育研究目的・目標を具体的に実現する上で必要な財政基盤（もしくは配分予算）の確立状況	○		
			総合将来計画（もしくは中・長期の教育研究計画）に対する中・長期的な財政計画の策定状況及び両者の関連性	○		
			＊　教育研究の十全な遂行と財政確保の両立を図るための制度・仕組みの整備状況	○		
			13-2　外部資金等			
			文部科学省科学研究費、外部資金（寄附金、受託研究費、共同研究費など）、資産運用益等の受け入れ状況	○		
			13-3　予算編成、予算の配分と執行			
			＊　予算編成過程における執行機関と審議機関の役割の明確化	○		

大項目		中項目	小項目及び細目 （＊印は選択項目、※印は関西大学独自項目）	全学	学部・外機	大学院
13	財務		予算配分と執行のプロセスの明確性、透明性、適切性	○		
			＊　予算執行に伴う効果を分析・検証する仕組みの導入状況	○		
			13-4　財務監査			
			アカウンタビリティを履行するシステムの導入状況	○		
			監査システムの運用の適切性	○		
			13-5　私立大学財政の財務比率			
			消費収支計算書関係比率及び貸借対照表関係比率における、各項目毎の比率の適切性	○		
14	事務組織		14-1　事務組織と教学組織との関係			
			事務組織と教学組織との間の連携協力関係の確立状況	○		
			大学運営における、事務組織と教学組識の相対的独自性と有機的一体性を確保させる方途の適切性	○		
			14-2　事務組織の役割			
			教学に関わる企画・立案・補佐機能を担う事務組織体制の適切性	○		
			大学院の充実と将来発展に関わる事務局としての企画・立案機能の適切性	○		
			学内の予算(案)編成・折衝過程における事務組織の役割とその適切性	○		
			学内の意思決定・伝達システムの中での事務組織の役割とその活動の適切性	○		
			国際交流、入試、就職等の専門業務への事務組織の関与の状況	○		
			大学運営を経営面から支えうるような事務局機能の確立状況	○		
			＊　大学院の教育研究を支える独立の事務局体制の整備状況	○		
			14-3　事務組織の機能強化のための取組			
			＊　事務組織の専門性の向上と業務の効率化を図るための方途の適切性	○		
			＊　教学上のアドミニストレータ養成への配慮の状況	○		
			14-4　事務組織と学校法人理事会との関係			
			＊　事務組織と学校法人理事会との関係の適切性	○		
15	自己点検・評価		15-1　自己点検・評価			
			自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	○	○	○
			＊　自己点検・評価プロセスに、学生・卒業生や雇用主などを含む学外者の意見を反映させる仕組みの導入状況	○	○	
			15-2　自己点検・評価と改善・改革システムの連結			
			自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性	○	○	○
			15-3　自己点検・評価に対する学外者による検証			
			自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性	○	○	○
			自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性		○	○
			＊　外部評価を行う際の、外部評価者の選任手続の適切性	○	○	
			＊　外部評価者による外部評価の適切性	○	○	
			＊　外部評価と自己点検・評価との関係	○	○	
			＊　外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性		○	○
			＊　学外の専門的研究者等による評価の適切性	○		○
			15-4　大学に対する社会的評価等			
			＊　大学・学部の社会的評価の検証状況	○		
			＊　他大学にはない特色や「活力」の検証状況	○		
			15-5　大学に対する指摘事項及び勧告などに対する対応			
			文部科学省からの指摘事項及び大学基準協会からの勧告などに対する対応	○		
16	情報公開・説明責任		16-1　財政公開			
			財政公開の状況とその内容・方法の適切性	○		
			16-2　自己点検・評価			
			自己点検・評価結果の学内外への発信状況とその適切性	○		
			外部評価結果の学内外への発信状況とその適切性	○		
			16-3　情報公開請求に対する対応			
			※　大学関係者（教職員・学生・父母・卒業生等）からの情報公開請求への対応	○		

Ⅱ　法務研究科

評価の視点のレベル
　レベルⅠ◎　法令等の遵守に関する事項
　レベルⅠ○　大学基準協会が法令に準じて法科大学院に求める基本的事項
　レベルⅡ○　法科大学院が行う教育研究の質を今後も継続的に維持・向上させていくために点検・評価することが高度に望まれる事項

大項目		小項目	細目		レベル Ⅰ	レベル Ⅱ
1	理念・目的並びに教育目標	理念・目的並びに教育目標	1-1	理念・目的並びに教育目標が明確に設定されているか。	○	
			1-2	理念・目的並びに教育目標は、法科大学院制度の目的に適っているか（「連携法」第１条）。	◎	
			1-3	理念・目的並びに教育目標は、教職員、学生等の学内の構成員に周知されているか。	○	
			1-4	理念・目的並びに教育目標はホームページや大学案内等を通じ、社会一般に広く明らかにされているか。	○	
		教育目標の検証	1-5	教育目標の達成状況等を踏まえて、教育目標の検証が適切に行われているか。	○	
2	教育の内容・方法等	教育課程の編成	2-1	法令が定める法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたり、法科大学院制度の目的に即して構成され、授業科目がバランスよく開設されているか。また、授業科目の内容がそれぞれの科目群にふさわしいものとなっているか（「連携法」第２条、「告示第53号」第５条）。	◎	
			2-2	法科大学院固有の教育目標を達成するためにふさわしい授業科目が開設されているか（「連携法」第２条）。	◎	
			2-3	学生の履修が、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のいずれかに過度に偏らないよう規定するなど、適切に配慮されているか（「告示第53号」第５条第２項）。	◎	
		法理論教育と法実務教育の架橋	2-5	法理論教育と法実務教育の架橋を図るために、カリキュラム編成、授業の内容、履修方法等について工夫がなされているか。	○	
		法律実務基礎科目	2-6	法律実務基礎科目として、法曹倫理に関する科目並びに民事訴訟実務及び刑事訴訟実務に関する科目が必修科目として開設されているか（「告示第53号」第５条第１項の２）。	◎	
		法情報調査及び法文書作成	2-7	法情報調査及び法文書作成を扱う科目が開設されているか。	○	
		実習科目	2-8	法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目（模擬裁判、ローヤリング、リーガル・クリニック、エクスターンシップ等）が開設されているか。	○	
			2-9	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、それが、臨床実務教育にふさわしい内容を有し、かつ、明確な責任体制のもとで指導が行われているか。	○	
		実習科目における守秘義務等	2-10	リーガル・クリニックやエクスターンシップ等が実施されている場合、関連法令等に規定される守秘義務に関する仕組みが学則等で整えられ、かつ、適切な指導が行われているか。	◎	
		課程修了の要件	2-11	課程修了の要件については、在学期間及び修了の認定に必要な単位数が法令上の基準（原則として３年、93単位以上）を遵守し、かつ、履修上の負担が過重にならないように配慮して設定されているか（「専門職」第23条）。	◎	
		履修科目登録の上限	2-12	学生が各年次において履修科目として登録することのできる単位数の上限が、法令上の基準（36単位を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第７条）。	◎	
		他の大学院において修得した単位等の認定	2-13	学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第21条）。	◎	
		入学前に修得した単位等の認定	2-14	学生が当該法科大学院に入学する前に大学院で履修した授業科目について修得した単位を入学後に当該法科大学院で修得した単位として認定する場合、その認定が法令上の基準（原則として30単位以内）のもとに、当該法科大学院の教育水準及び教育課程としての一体性を損なわないよう十分に留意した方法で行われているか（「専門職」第22条）。	◎	
		在学期間の短縮	2-15	在学期間の短縮を行っている場合、その期間が法令上の基準（１年以内）に従って設定され、適切な基準及び方法によって、その認定が行われているか（「専門職」第24条）。	◎	
		履修指導の体制	2-16	法学未修者及び法学既修者それぞれに応じた履修指導の体制が整備され、履修指導が効果的に行われているか。	○	
		学習相談体制	2-17	オフィス・アワーを設定するなど、教員による学習方法等の相談体制が整備され、学習支援が効果的に行われているか。	○	
			2-18	アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制が整備され、学習支援が適切に行われているか。		○

大項目		小項目	細目		レベル Ⅰ	レベル Ⅱ
2	教育の内容・方法等	授業計画等の明示	2-19	授業の内容・方法及び１年間の授業計画が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第１項）。	◎	
			2-20	授業はシラバスに従って適切に実施されているか。	○	
		授業の方法	2-21	授業科目に相応して、双方向または多方向の討論もしくは質疑応答等、法曹養成のための実践的な教育方法が取り入れられ、それが適切に実施されているか（「専門職」第８条）。	◎	
		授業を行う学生数	2-22	効果的な学修のために、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本としているか（「告示第53号」第６条第１項）（注）。 （注：「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。）	◎	
			2-23	法律基本科目については、一つの授業科目について同時に授業を行う学生数が法令上の基準（50人を標準とする）に従って適切に設定されているか（「告示第53号」第６条第２項）（注）。 （注：「一つの授業科目について同時に授業を行う学生数」とは、授業を受講するすべての学生をいう。）	◎	
			2-24	個別的指導が必要な授業科目（リーガル・クリニックやエクスターンシップ等）については、それにふさわしい学生数が設定されているか。	○	
		成績評価及び修了認定	2-25	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定の基準及び方法が、学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか（「専門職」第10条第２項」）。	◎	
			2-26	学修の成果に対する評価、単位認定及び課程修了の認定は、明示された基準及び方法に基づいて客観的かつ厳格に行われているか（「専門職」第10条第２項）。	◎	
		再試験及び追試験	2-27	単位認定に関わる再試験を行っている場合、その基準及び方法が学生に対してシラバス等を通じてあらかじめ明示されているか。また、その認定が客観的かつ厳格に行われているか。	○	
			2-28	学生がやむをえない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった場合、追試験を行うなどの相当の措置がとられているか。また、追試験制度はあらかじめ明示された客観的な基準に基づいて実施されているか。	○	
		進級制限	2-29	一学年修了に必要な単位数を修得できない学生や成績不良の学生の進級を制限する措置がとられているか。	○	
			2-30	進級制限を行っていない場合は、それに代わる適切な措置が講じられているか。	○	
		教育効果の測定	2-31	教育目標に即した教育効果がどの程度達成されているかについて、それを測定する仕組みが整備されているか。測定項目、測定指標、分析・評価基準の設定等及び実施体制の構成等が適切に行われ、その測定方法は有効に機能しているか。		○
		教育内容及び方法の改善	2-32	教育内容及び方法の改善を図るために、組織的な研究及び研修を継続的かつ効果的に行う体制（FD体制）が整備され、実施されているか（「専門職」第11条）。	◎	
			2-33	FD活動は、教育内容及び方法の改善に有効に機能しているか。		○
			2-34	学生による授業評価が組織的に実施されているか。	○	
			2-35	学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みが整備されているか。		○
		特色ある取組	2-36	理念・目的並びに教育目標の達成のため、教育内容及び方法について、特色ある取組を行っているか。		○
3	教員組織	専任教員数	3-1	専任教員数に関して、法令上の基準（最低必要専任教員12名、学生15人につき専任教員１名）を遵守しているか（「告示53号」第１条第１項）。	◎	
			3-2	専任教員は、１専攻に限り専任教員として取り扱われているか（「告示53号」第１条第２項。なお、平成25年度まで「専門職」附則２が適用される）。	◎	
			3-3	法令上必要とされる専任教員数の半数以上は原則として教授で構成されているか（「告示53号」第１条第３項）。	◎	
		専任教員としての能力	3-4	教員は、以下のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の指導能力を備えているか。 １　専攻分野について、教育上または研究上の業績を有する者 ２　専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 ３　専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者（「専門職」第５条）	◎	
		実務家教員	3-5	法令上必要とされる専任教員数のおおむね２割以上は、５年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有する教員を中心として構成されているか（「告示第53号」第２条）。	◎	
		専任教員の分野構成、科目配置	3-6	法律基本科目の各科目に１名ずつ専任教員（専ら実務的側面を担当する教員を除く）が適切に配置されているか。その際、入学定員101～200人未満の法科大学院については、民法に関する科目を含む少なくとも３科目については２人以上の専任教員が、入学定員200人以上の法科大学院については、公法系（憲法、行政法に関する科目）４名、刑事法系（刑法、刑事訴訟法に関する科目）４名、民法に関する科目４名、商法に関する科目２名、民事訴訟法に関する科目２名以上の専任教員が配置されているか。	◎	

大項目		小項目	細目		レベル Ⅰ	レベル Ⅱ
3	教員組織	専任教員の分野構成、科目配置	3-7	法律基本科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目について、専任教員が適切に配置されているか。	◎	
			3-8	法律実務基礎科目のうち、主要な科目に実務経験のある教員が配置されているか。	○	
		教員の構成	3-9	専任教員の年齢構成が、教育研究の水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る上で支障を来たすような、著しく偏ったものになっていないか。	◎	
			3-10	教員の男女構成比率について、配慮を行っているか。		○
		専任教員の後継者の補充等	3-11	専任教員の後継者の養成または補充等について適切に配慮しているか。		○
		教員の募集・任免・昇格	3-12	教員の募集・任免・昇格について、適切な内容の基準、手続きに関する規程が定められているか。	○	
			3-13	教員の募集・任免・昇格は、その規程に則って、教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の責任において適切に行われているか。	○	
		教員の教育研究条件	3-14	専任教員の授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲（多くとも年間30単位相当。みなし専任教員は15単位相当を上限とする）となっているか。	◎	
			3-15	研究専念期間制度（サバティカル・リーヴ）等、教員の研究活動に必要な機会が保障されているか。		○
			3-16	専任教員に対する個人研究費が適切に配分されているか。		○
		人的補助体制	3-17	教育研究に資する人的な補助体制が適切に整備されているか。		○
		教育研究の評価と教育方法の改善	3-18	専任教員の教育活動及び研究活動の活性度を評価する方法が整備されているか。		○
		特色ある取組	3-19	理念・目的並びに教育目標を達成するため、また、カリキュラムに即した教育を実現するために、教員組織について特色ある取組を行っているか。		○
4	学生の受け入れ	学生の受け入れ方針等	4-1	法科大学院制度の目的に合致し、かつ、各法科大学院の理念・目的並びに教育目標に即した学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きが設定され、事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されているか。	○	
			4-2	入学者選抜にあたっては、受け入れ方針・選抜基準・選抜方法に適った学生を適確かつ客観的な評価によって受け入れているか（「専門職」第20条）。	◎	
			4-3	学生募集方法及び入学者選抜方法は、法科大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、入学者選抜を受ける公正な機会を等しく確保したものとなっているか（「専門職」第20条）。	◎	
		実施体制	4-4	入学者選抜試験に関する業務は、責任ある実施体制の下で、適切かつ恒常的に安定して行われているか。	○	
		複数の入学者選抜の実施	4-5	複数の入学者選抜方法を採用している場合、各々の選抜方法の位置づけ及び関係は適切であるか。		○
		公平な入学者選抜	4-6	自校推薦や団体推薦等による優先枠を設けるなどの形で、公平性を欠く入学者選抜が行われていないか。	◎	
		複数の適性試験の結果	4-7	入学者選抜において、複数の適性試験の結果を考慮する場合、その内容・方法は適切か。また、その内容・方法は事前に公表されているか。	◎	
		法学既修者の認定等	4-8	法学既修者の認定は、適切な認定基準及び認定方法に基づき公正に行われているか。また、認定基準は適切な方法で事前に公表されているか（「専門職」第25条）。	◎	
			4-9	法学既修者の課程修了の要件については、在学期間の短縮及び修得したものとみなす単位数が法令上の基準（１年、30単位を上限とする）に基づいて適切に設定されているか（「専門職」第25条）。	◎	
		入学者選抜方法の検証	4-10	学生の受け入れ方針・選抜基準・選抜方法等の学生受け入れのあり方について、恒常的に検証する組織体制・システムが確立されているか。		○
		入学者の多様性	4-11	多様な知識または経験を有する者を入学させるよう適切に配慮しているか（「連携法」第２条、「専門職」第19条）。	◎	
			4-12	入学者のうちに法学以外の課程を履修した者または実務等の経験を有する者の占める割合が３割以上となるよう努めているか。また、その割合が２割に満たない場合は、当該法科大学院における入学者の選抜の実施状況を公表しているか（「告示第53号」第３条）。	◎	
		入学試験における身体障がい者等への配慮	4-13	身体障がい者等が入学試験を受験するための仕組みや体制等が整備されているか。		○
		定員管理	4-14	法科大学院の教育にふさわしい環境を継続的に確保するために、入学定員に対する入学者数及び学生収容定員（注）に対する在籍学生数は適正に管理されているか。	○	
			4-15	学生収容定員（注）に対する在籍学生数に大幅な超過や不足が生じないための仕組み・体制等が講じられているか。また、大幅な超過や不足が生じた場合、その是正に向けた措置が適切にとられているか。 （注：ここでいう「収容定員」は、法令にいう「入学定員の３倍」であるから、既修者認定を受けた者の人数によっては、収容定員対在籍学生数は、必ずしも１対１が適正とはいえない。）		○

大項目		小項目	細目		レベル Ⅰ	レベル Ⅱ
4	学生の受け入れ	休学者・退学者の管理	4-16	休学者・退学者の状況及び理由の把握・分析に努め、適切な指導等がなされているか。	○	
		特色ある取組	4-17	法科大学院における適切な学生の受け入れを達成するために、特色ある取組を行っているか。		○
5	学生生活への支援	学生の心身の健康の保持	5-1	学生の心身の健康を保持・増進するための適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
		各種ハラスメントへの対応	5-2	各種ハラスメントに関する規定及び相談体制が適切に整備され、それが学生へ周知されているか。	○	
		学生への経済的支援	5-3	奨学金その他学生への経済的支援についての適切な相談・支援体制が整備されているか。	○	
		身体障がい者等への配慮	5-4	身体障がい者等を受け入れるための適切な支援体制が整備されているか。		○
		進路についての相談体制	5-5	学生の進路選択に関わる相談・支援体制が適切に整備されているか。		○
		特色ある取組	5-6	学生が安んじて学修に専念できるよう、学生生活の支援に関する特色ある取組を行っているか。		○
6	施設・設備、図書館	教育形態に即した施設・設備	6-1	講義室、演習室その他の施設・設備が、各法科大学院の規模及び教育形態に応じ、適切に整備されているか（「専門職」第17条）。	◎	
		自習スペース	6-2	学生が自主的に学習できるスペースが十分に備えられ、かつ、利用時間が十分に確保されているか。	○	
		研究室の整備	6-3	各専任教員に十分なスペースの個別研究室が用意されているか。	○	
		情報関連設備及び人的体制	6-4	学生の学習及び教員による教育研究のために必要な情報インフラストラクチャー及びそれを支援する人的体制が適切に整備されているか。	○	
		身体障がい者等への配慮	6-5	身体障がい者等のために適切な施設・設備が整備されているか。		○
		施設・設備の維持・充実	6-6	施設・設備を維持し、社会状況等の変化に合わせて、施設・設備を充実するよう、適切に配慮されているか。		○
		図書等の整備	6-7	図書館には法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために必要かつ十分な図書及び電子媒体を含む各種資料が計画的・体系的に整備されているか。	○	
		開館時間	6-8	図書館の開館時間は法科大学院の学生の学習及び教員の教育研究のために、十分に確保されているか。	○	
		国内外の法科大学院等との相互利用	6-9	国内外の法科大学院・研究機関等との図書等の学術情報・資料の相互利用のための条件整備を行っているか。		○
		特色ある取組	6-10	法科大学院の理念・目的並びに教育目標を達成するために、施設・設備の整備について特色ある取組を行っているか。		○
7	事務組織	適切な事務組織の整備	7-1	法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うため、法科大学院の設置形態及び規模等に応じた適切な事務組織の整備及び職員配置が行われているか。	○	
		事務組織と教学組織との関係	7-2	管理運営及び教育研究活動の支援において、事務組織と教学組織との間で有機的な連携が図られているか。	○	
		事務組織の役割	7-3	法科大学院の中・長期的充実を支えるために、事務組織としての企画・立案機能は適切に発揮されているか。		○
		事務組織の機能強化のための取組	7-4	管理運営及び教育研究活動の十全な遂行のため、職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に努めているか。		○
		特色ある取組	7-5	法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るために、特色ある取組を行っているか。		○
8	管理運営	管理運営体制等	8-1	法科大学院の管理運営に関する規程等が整備されているか。	○	
			8-2	法科大学院の設置形態にかかわらず、法科大学院の教学及びその他の管理運営に関する重要事項については教授会等の法科大学院固有の専任教員組織の決定が尊重されているか。	◎	
		法科大学院固有の専任教員組織の長の任免	8-3	法科大学院固有の管理運営を行う専任教員組織の長の任免等に関して適切な基準が設けられ、かつ、適切に運用されているか。	○	
		関係学部・研究科等との連携	8-4	法科大学院と関係する学部・研究科等が設置されている場合、それとの連携・役割分担は適切に行われているか。	○	
		財政基盤の確保	8-5	法科大学院の教育研究活動の環境整備のために十分な財政基盤及び資金の確保に努めているか。	○	
		特色ある取組	8-6	法科大学院における管理運営の機能・あり方等の充実を図るために、特色ある取組を行っているか。		○

大項目		小項目	細目		レベル	
					Ⅰ	Ⅱ
9	点検・評価等	自己点検・評価	9-1	自己点検・評価のための組織体制を整備し、適切な評価項目及び確立された方法に基づいた自己点検・評価を実施しているか。	◎	
			9-2	自己点検・評価の結果を広く公表しているか。	◎	
		評価結果に基づく改善・向上	9-3	自己点検・評価及び認証評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に結び付けるためのシステムを整備しているか。	○	
			9-4	自己点検・評価の結果を法科大学院の教育研究活動の改善・向上に有効に結び付けているか。		○
		特色ある取組	9-5	自己点検・評価を自らの改善に結び付けるために、特色ある取組を行っているか。		○
10	情報公開・説明責任	情報公開・説明責任	10-1	法科大学院の組織・運営と諸活動の状況について、社会が正しく理解できるよう、ホームページや大学案内等を利用して適切に情報公開を行っているか。	○	
			10-2	学内外からの要請による情報公開のための規程及び体制は整備されているか。	○	
			10-3	現在実施している情報公開は、説明責任の役割を適切に果たしているか。		○

Ⅲ　会計研究科

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
1	教育目標	1-1	教育目的	1-1-1	各会計大学院においては、その創意をもって、将来の会計専門職業人（会計・監査に関係する業務に携わる者）が備えるべき高い倫理観、実務に必要な学識及びその応用能力並びに会計実務の基礎的要素を涵養するために、教育目的を明文化すること。
		1-2	教育目的の達成	1-2-1	1-1-1の目的が達成されるように、各会計大学院は養成しようとする会計専門職業人像に適った教育を行うこと。
				1-2-2	1-1-1の目的を達成し、1-2-1の教育を実現するために、各会計大学院は教育の理念や目的を具体的に示し、それらと矛盾しない体系的な教育を施し、その教育を貫徹するために成績評価と修了認定を厳格に行うこと。
				1-2-3	各会計大学院は1-2-2が実施されているかどうかをレビューする第三者評価を尊重し、教育目的を達成するための努力を継続して行うこと。
2	教育内容	2-1	教育課程	2-1-1	教育課程が、社会的期待を反映し、理想とする会計専門職業人を養成する目的を実現することに資するものであること。
				解釈指針 2-1-1-1	会計大学院は、その目的のひとつに公認会計士養成があげられるが、社会からはより広範な期待が寄せられていることをふまえ、各会計大学院が創意工夫のうえ、教育課程を編成する。 教育課程は、会計専門職業人の理想像を明確にし、その養成にふさわしい教育内容をもとに編成する。
				2-1-2	次の各号に掲げる授業科目群からの履修により、段階的な教育課程が編成されていること。 (1) 基本科目群　(2) 発展科目群　(3) 応用・実践科目群
				解釈指針 2-1-2-1	基本科目は、会計並びに関連諸科目についての学部レベルでの知識を確認するとともに、会計専門職業人として最低限必要とされる知識を教育することを目的とする。 会計分野（財務会計、管理会計、監査）、経済経営分野、IT分野、法律分野等の各分野について、基本的な科目を複数配置し、これらのうちの主要なものについては選択必修科目とすることが望まれる。
				解釈指針 2-1-2-2	発展科目は、基本科目群に配置された授業科目を履修していること、あるいはそれらの知識があることを前提として、国際的に通用する会計専門職業人としての必要な知識を教育することを目的とする。 基本科目群の各科目に接続して発展的に授業科目を配置するとともに基本科目群にない専門科目についても複数の科目を配置する。これらの科目については、各会計大学院の目標等に応じて、選択必修科目とすることが望まれる。
				解釈指針 2-1-2-3	応用・実践科目は、会計専門職業人としての最先端の知識を教育するための授業科目を配置するとともに、会計専門職業の現場で典型的な判断・事例等をシミュレートした教育手法を取り入れ、独自の判断力、論理的な思考力を養成することを目的とする。会計倫理や監査判断等については、事例研究、ディベート、実地調査等の教育手法を取り入れる。 これらの授業科目については、各会計大学院が創意工夫して開設することとする。
				解釈指針 2-1-2-4	それぞれの実質的内容に応じて、各科目が各科目群に適切に配置されていること。
				2-1-3	基準2-1-2の各号のすべてにわたって教育上の目的に応じて適当と認められる単位数以上の授業科目が開設されているとともに、学生の授業科目の履修が同基準各号のいずれかに過度に偏ることがないように配慮されていること。また、会計大学院の目的に照らして、選択必修科目、選択科目等の分類が適切に行われ、学生による段階的履修に資するよう各年次にわたって適切に配当されていること。
				解釈指針 2-1-3-1	会計分野（財務会計、管理会計、監査）の科目を重点的に配置すること。
				解釈指針 2-1-3-2	会計専門職業人が備えるべき資質・能力の観点から、上記の会計分野の科目以外の幅広い科目を設置することが望ましい。
				2-1-4	各授業科目における、授業時間等の設定が、単位数との関係において、大学設置基準第21条から第23条までの規定に照らして適切であること。
3	教育方法	3-1	授業を行う学生数	3-1-1	会計大学院においては、少人数による双方向的又は多方向的な密度の高い教育が行われなければならないことが基本であることにかんがみ、一の授業科目について同時に授業を行う学生数が、この観点から適切な規模に維持されていること。
				解釈指針 3-1-1-1	会計大学院においては、すべての科目について、当該科目の性質及び教育課程上の位置付けにかんがみて、基準3-1-1に適合する数の学生に対して授業が行われていること。
				解釈指針 3-1-1-2	基準3-1-1にいう「学生数」とは、実際に当該授業を履修する者全員の数を指し、次に掲げる者を含む。 (1) 当該科目を再履修している者。 (2) 当該科目の履修を認められている他専攻の学生、他研究科の学生（以下、合わせて「他専攻等の学生」という）及び科目等履修生。
				解釈指針 3-1-1-3	他専攻等の学生又は科目等履修生による会計大学院の科目の履修は、当該科目の性質等に照らして適切な場合に限られていること。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
3	教育方法	3-2	授業の方法	3-2-1	会計大学院における授業は、次に掲げる事項を考慮したものであること。 (1) 専門的な会計知識を確実に修得させるとともに、事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力を育成するために、授業科目の性質に応じた適切な方法がとられていること。 (2) １年間の授業の計画、各科目における授業の内容及び方法、成績評価の基準と方法があらかじめ学生に周知されていること。 (3) 授業の効果を十分にあげられるよう、授業時間外における学習を充実させるための措置が講じられていること。
				解釈指針 3-2-1-1	「専門的な会計知識」とは、当該授業科目において会計専門職業人として一般に必要と考えられる水準及び範囲の会計知識をいうものとする。
				解釈指針 3-2-1-2	「事実に即して具体的な問題を解決していくために必要な分析能力及び議論の能力、会計判断を関係当事者に正しく伝える能力その他の会計専門職業人として必要な能力」とは、具体的事例に的確に対応することのできる能力をいうものとする。
				解釈指針 3-2-1-3	「授業科目の性質に応じた適切な方法」とは、各授業科目の目的を効果的に達成するため、少人数による双方向的又は多方向的な討論（教員と学生の間、又は学生相互の間において、質疑応答や討論が行われていることをいう。）、実地調査、事例研究その他の方法であって、適切な教材等を用いて行われるものをいうものとする。 応用・実践科目については、とりわけ双方向的又は多方向的な討論を通じた授業が、確実に実施されていること。
				解釈指針 3-2-1-4	学生が事前事後の学習を効果的に行うための適切な具体的措置としては、次に掲げるものが考えられる。 (1) 授業時間割が学生の自習時間を十分に考慮したものであること。 (2) 関係資料が配布され、予習事項等が事前に周知されていること。 (3) 予習又は復習に関して、教員による適切な指示がなされていること。 (4) 授業時間外の自習が可能となるよう、第10章の各基準に適合する自習室スペースや教材、データベース等の施設、設備及び図書が備えられていること。
				解釈指針 3-2-1-5	(集中講義を実施する場合のみ) 集中講義を実施する場合には、授業時間外の学習に必要な時間が確保されるように配慮されていること。
		3-3	履修科目登録単位数の上限	3-3-1	会計大学院における各年次において、学生が履修科目として登録することのできる単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院で適切に設定すること。
				解釈指針 3-3-1-1	会計大学院の授業においては、授業時間外の事前事後の学習時間が十分に確保される必要があることから、各年次における履修登録可能な単位数の上限を各会計大学院で適切に設定する。
4	成績評価及び修了認定	4-1	成績評価	4-1-1	学修の成果に係る評価（以下、「成績評価」という。）が、学生の能力及び資質を性格に反映する客観的かつ厳正なものとして行われており、次に掲げるすべての基準を満たしていること。 (1) 成績評価の基準が設定され、かつ学生に周知されていること。 (2) 当該成績評価基準にしたがって成績評価が行われていることを確保するための措置がとられていること。 (3) 成績評価の結果が、必要な関連情報とともに学生に告知されていること。 (4) 期末試験を実施する場合は、実施方法についても適切な配慮がなされていること。
				解釈指針 4-1-1-1	基準4-1-1(1)における成績評価の基準として、科目の性質上不適合な場合を除き、成績のランク分け、各ランクの分布の在り方についての方針の設定、成績評価における考慮要素があらかじめ明確に示されていること。
				解釈指針 4-1-1-2	基準4-1-1(2)における措置として、例えば次のものが考えられる。 (1) 成績評価について説明を希望する学生に対して説明する機会が設けられていること。 (2) 筆記試験採点の際の匿名性が適切に確保されていること。 (3) 科目間や担当者間の採点分布に関するデータが関係教員の間で共有されていること。
				解釈指針 4-1-1-3	基準4-1-1(3)にいう「必要な関連情報」とは、筆記試験を行った場合については、当該試験における成績評価の基準及び成績分布に関するデータを指す。
				解釈指針 4-1-1-4	基準4-1-1(4)にいう「適切な配慮」とは、筆記試験において合格点に達しなかった者に対して行われる試験（いわゆる再試験）についても厳正な成績評価が行われていること、及び当該学期の授業につき、一定のやむを得ない事情により筆記試験を受験することができなかった者に対して行われる試験（いわゆる追試験）について受験者が不当に利益又は不利益を受けることのないよう配慮されていることなどを指す。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
4	成績評価及び修了認定	4-1	成績評価	4-1-2	学生が在籍する会計大学院以外の機関における履修結果をもとに、当該会計大学院における単位を認定する場合は、当該会計大学院としての教育課程の一体性が損なわれていないこと、かつ厳正で客観的な成績評価が確保されていること。
		4-2	修了認定及びその要件	4-2-1	会計大学院の修了要件が、専門職大学院設置基準の定めを満たすものであること。この場合において、次に掲げる取扱いをすることができる。 ア　教育上有益であるとの観点から、他の大学院において（他専攻を含む）履修した授業科目について修得した単位を、各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。 イ　教育上有益であるとの観点から、当該会計大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位を、アによる単位と合わせて各会計大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の二分の一を超えない範囲で、当該会計大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすこと。
				解釈指針 4-2-1-1	修了の認定に必要な修得単位数は、モデルカリキュラム等を参考に各会計大学院が適切に設定する。
5	教育内容等の改善措置	5-1	教育内容等の改善措置	5-1-1	教育の内容及び方法の改善を図るための研修及び研究が、組織的かつ継続的に行われていること。
				解釈指針 5-1-1-1	「教育の内容及び方法の改善」とは、いかなるトピックがどのような観点からどの程度の質と量において教育課程の中で取り上げられるべきか等（教育内容）、及び学生に対する発問や応答、資料配付、板書、発声の仕方等（教育方法）についての改善をいうものとする。
				解釈指針 5-1-1-2	「組織的かつ継続的に行われていること」とは、改善すべき項目及びその方法に関する方針を決定し、改善に関する情報を管理し、改善のための諸措置の実施を担当する組織が、会計大学院内に設置されていることをいうものとする。
				解釈指針 5-1-1-3	「研修及び研究」の内容として、例えば次に掲げるものが考えられる。 (1) 授業及び教材等に対する学生、教員相互、又は外部者による評価を行い、その結果を検討する実証的方法。 (2) 教育方法に関する専門家、又は教育経験豊かな同僚教員による講演会や研修会の開催等の啓蒙的方法。 (3) 外国大学や研究所等における情報・成果の蓄積・利用等の調査的方法。
				5-1-2	会計大学院における実務家教員における教育上の経験の確保、及び研究者教員における実務上の知見の確保に努めていること。
				解釈指針 5-1-2-1	実務家として十分な経験を有する教員であって、教育上の経験に不足すると認められる者については、これを補うための教育研修の機会を得ること、また、大学の学部や大学院において十分な教育経験を有する教員であって、実務上の知見に不足すると認められる者については、担当する科目に関連する実務上の知見を補完する機会を得ることが、それぞれ確保されているよう、会計大学院において適切な措置をとるよう努めていること。
6	入学者選抜等	6-1	入学者受入	6-1-1	公平性、開放性、多様性の確保を前提としつつ、各会計大学院の教育の理念及び目標に照らして、各会計大学院はアドミッション・ポリシー（入学者受入方針）を設定し、公表していること。
				解釈指針 6-1-1-1	会計大学院には、入学者の能力等の評価、その他の入学者受入に係る業務を行うための責任ある体制がとられていること。
				解釈指針 6-1-1-2	入学志願者に対して、当該会計大学院の理念及び教育目的、設置の趣旨、アドミッション・ポリシー、入学者選抜の方法、並びに基準9-3-2に定める事項について、事前に周知するように努めていること。
				6-1-2	入学者選抜が各会計大学院のアドミッション・ポリシーに基づいて行われていること。
				6-1-3	会計大学院の入学資格を有するすべての志願者に対して、各会計大学院のアドミッション・ポリシーに照らして、入学者選抜を受ける公正な機会が等しく確保されていること。
				解釈指針 6-1-3-1	入学者選抜において、当該会計大学院を設置している大学の主として会計学を履修する学科又は課程等に在学、又は卒業した者（以下、「自校出身者」という。）について優遇措置を講じていないこと。入学者に占める自校出身者の割合が著しく多い場合には、それが不当な措置によるものでないことが説明されていること。
				解釈指針 6-1-3-2	（寄附等の募集を行う会計大学院のみ） 入学者への会計大学院に対する寄附等の募集開始時期は入学後とし、それ以前にあっては募集の予告にとどめていること。
				6-1-4	入学者選抜に当たっては、会計大学院において教育を受けるために必要な入学者の能力等が適確かつ客観的に評価されていること。
				解釈指針 6-1-4-1	入学者選抜に当たっては、会計大学院における履修の前提として要求される判断力、思考力、分析力、表現力等が、適確かつ客観的に評価されていること。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
6	入学者選抜等	6-1	入学者受入	6-1-5	入学者選抜に当たって、多様な知識又は経験を有する者を入学させるよう努めていること。
				解釈指針 6-1-5-1	大学等の在学者については、入学者選抜において、学業成績のほか、多様な学識及び課外活動等の実績が、適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。
				解釈指針 6-1-5-2	社会人等については、入学者選抜において、多様な実務経験及び社会経験等を適切に評価できるよう考慮されていることが望ましい。
		6-2	収容定員と在籍者数	6-2-1	会計大学院の在籍者数については、収容定員を上回る状態が恒常的なものとならないよう配慮されていること。
				解釈指針 6-2-1-1	基準6-2-1に規定する「収容定員」とは、入学定員の２倍の数をいう。また同基準に規定する在籍者には、休学者を含む。
				解釈指針 6-2-1-2	（在籍者数が収容定員を上回った場合のみ） 在籍者数が収容定員を上回った場合には、かかる状態が恒常的なものとならないための措置が講じられていること。
				6-2-2	入学者受入において、所定の入学定員と乖離しないよう努めていること。
				解釈指針 6-2-2-1	在籍者数等を考慮しつつ、入学定員の見直しが適切に行われていること。
7	学生の支援体制	7-1	学習支援	7-1-1	学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、また、教育課程上の成果を上げるために、各会計大学院の目的に照らして、履修指導の体制が十分にとられていること。
				解釈指針 7-1-1-1	入学者に対して、会計大学院における教育の導入ガイダンスが適切に行われていること。
				解釈指針 7-1-1-2	履修指導においては、各会計大学院が掲げる教育理念及び目的に照らして適切なガイダンスが実施されていること。
				7-1-2	各会計大学院の目的及び教育課程上の成果を実現する上で、教員と学生とのコミュニケーションを十分に図ることができるよう、学習相談、助言体制の整備がなされていること。
				解釈指針 7-1-2-1	（オフィスアワーが設定されている場合のみ） オフィスアワーが設定されている場合には、それを有効に活用できるよう、学生に対して各教員のオフィスアワー日時又は面談の予約の方法等が周知されていること。
				解釈指針 7-1-2-2	学習相談、助言体制を有効に機能させるための施設や環境の整備に努めていること。
				7-1-3	各種の教育補助者による学習支援体制の整備に努めていること。
		7-2	生活支援等	7-2-1	学生が在学期間中に会計大学院の課程の履修に専念できるよう、学生の経済的支援及び修学や学生生活に関する相談・助言、支援体制の整備に努めていること。
				解釈指針 7-2-1-1	各会計大学院は、多様な措置（各会計大学院における奨学基金の設定、卒業生等の募金による基金の設定、他の団体等が給付又は貸与する奨学金への応募の紹介等）によって学生が奨学金制度等を利用できるように努めていること。
				解釈指針 7-2-1-2	学生の健康相談、生活相談、各種ハラスメントの相談等のために、保健センター、学生相談室を設置するなど必要な相談助言体制の整備に努めていること。
		7-3	障害のある学生に対する支援	7-3-1	身体に障害のある者に対しても、受験の機会を確保するとともに、身体に障害のある学生について、施設及び設備の充実を含めて、学習や生活上の支援体制の整備に努めていること。
				解釈指針 7-3-1-1	身体に障害のある者に対しても、等しく受験の機会を確保し、障害の種類や程度に応じた特別措置や組織的対応を工夫することに努めていること。
				解釈指針 7-3-1-2	身体に障害のある学生の修学のために必要な基本的な施設及び設備の整備充足に努めていること。
				解釈指針 7-3-1-3	身体に障害のある学生に対しては、修学上の支援、実験・実習・実技上の特別措置を認めるなど、相当な配慮に努めていること。
		7-4	職業支援（キャリア支援）	7-4-1	学生支援の一環として、学生がその能力及び適性、志望に応じて、主体的に進路を選択できるように、必要な情報の収集・管理・提供、ガイダンス、指導、助言に努めていること。
				解釈指針 7-4-1-1	学生がそれぞれの目指す進路の選択ができるように、その規模及び教育目的に照らして、適切な相談窓口を設置するなど、支援に努めていること。
8	教員組織	8-1	教員の資格と評価	8-1-1	研究科及び専攻の種類及び規模に応じ、教育上必要な教員が置かれていること。
				8-1-2	基準8-1-1に規定する教員のうち、次の各号のいずれかに該当し、かつ、その担当する専門分野に関し高度の教育上の指導能力があると認められる者が、専任教員として専攻ごとに置かれていること。 (1) 専攻分野について、教育上又は研究上の業績を有する者 (2) 専攻分野について、高度の技術・技能を有する者 (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者
				解釈指針 8-1-1・2-1	教員の最近５年間における教育上又は研究上の業績等、各教員が、その担当する専門分野について、教育上の経歴や経験、理論と実務を架橋する会計学専門教育を行うために必要な高度の教育上の指導能力を有することを示す資料が、自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていること。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
8	教員組織	8-1	教員の資格と評価	解釈指針8-1-2-2	基準8-1-2に規定する専任教員については、その専門の知識経験を生かした学外での公的活動や社会貢献活動も自己点検及び自己評価の結果の公表等を通じて開示されていることが望ましい。
				解釈指針8-1-2-3	基準8-1-2に規定する専任教員は、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第９条に規定する教員の数に参入することができない。
				解釈指針8-1-2-4	基準8-1-2に規定する専任教員は、平成25年度までの間、解釈指針8-1-2-3の規定にかかわらず、同基準に規定する教員の数の３分の１を超えない範囲で、大学設置基準第13条に規定する専任教員の数及び大学院設置基準第９条に規定する教員の数に参入することができるものとする。ただし、大学院設置基準第９条に規定する教員のうち博士課程の後期の課程を担当する教員の数には、基準8-1-2に規定する専任教員の数のすべてを参入することができる。
				8-1-3	教員の採用及び昇任に関し、教員の教育上の指導能力等を適切に評価するための体制が整備されていること。
		8-2	専任教員の配置と構成	8-2-1	会計大学院には、専攻ごとに、平成11年文部省告示第175号の別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導教員の数の1.5倍の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）に、同告示の第２号、別表第一及び別表第二に定める修士課程を担当する研究指導補助教員の数を加えた数の専任教員を置くとともに、同告示の別表第三に定める修士課程を担当する。 研究指導教員１人当たりの学生の収容定員に４分の３を乗じて算出される収容定員の数（小数点以下の端数があるときは、これを切り捨てる。）につき１人の専任教員が置かれていること。
				解釈指針8-2-1-1	基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員は、専門職学位課程たる会計大学院について１専攻に限り専任教員として取り扱われていること。
				解釈指針8-2-1-2	基準8-2-1の規定により専攻ごとに置くものとされる専任教員の数の半数以上は、原則として教授であること。
				解釈指針8-2-1-3	基本科目（財務会計、管理会計、監査等）については、いずれも当該科目を適切に指導できる専任教員が置かれていること。
				解釈指針8-2-1-4	各会計大学院は、その教育の理念及び目的を実現するために必要と認められる場合は、基準8-2-1に定める数を超えて、専任教員を適切に配置するよう努めることが望ましい。
				8-2-2	専任教員の科目別配置等のバランスが適正であること。
				解釈指針8-2-2-1	各科目について、会計大学院の理念や教育目的に応じた専任教員が置かれていること。
				解釈指針8-2-2-2	専任教員の年齢構成に著しい偏りがないように努めていること。
		8-3	研究者教員	8-3-1	研究者教員（次項8-4-1で規定する実務家教員以外の教員）は、おおむね３年以上の教育歴を有し、かつ、担当する授業科目にかかる高度の研究の能力を有する者であること。
				解釈指針8-3-1-1	教育歴については、研究教育機関において専任教員として３年以上の経験を有すること。
				解釈指針8-3-1-2	高度の研究の能力とは、担当する授業科目の分野において、過去５年間一定の研究業績を有すること。
		8-4	実務家教員（実務経験と高度な実務能力を有する教員）	8-4-1	基準8-2-1に規定する専任教員の数のおおむね３割以上は、専攻分野におけるおおむね５年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者であること。
				解釈指針8-4-1-1	基準8-4-1で規定する実務家教員は、その実務経験との関連が認められる科目を担当していること。
				解釈指針8-4-1-2	（専任教員以外の者を充てる場合のみ） 基準8-4-1に規定するおおむね３割の専任教員の数に３分の２を乗じて算出される数（小数点以下の端数があるときは、これを四捨五入する。）の範囲内については、専任教員以外の者を充てることができる。その場合には、１年につき６単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の会計大学院の組織の運営について責任を担う者であること。
		8-5	専任教員の担当科目の比率	8-5-1	各会計大学院における教育上主要と認められる科目については、原則として、専任教員が配置されていること。
				解釈指針8-5-1-1	基準8-5-1に掲げる科目のうち選択必修科目については、その授業のおおむね７割以上が、専任教員によって担当されていること。
		8-6	教員の教育研究環境	8-6-1	会計大学院の教員の授業負担は、年度ごとに、適正な範囲内にとどめられていること。
				解釈指針8-6-1-1	各専任教員の授業負担は、会計大学院で少なくとも８単位以上、会計大学院も含む他専攻、他研究科及び学部等（他大学の非常勤を含む。）を通じて、多くとも年間30単位以下であることとし、年間24単位以下にとどめられていることが望ましい。
				8-6-2	会計大学院の専任教員には、その教育上、研究上及び管理運営上の業績に応じて、数年ごとに相当の研究専念期間が与えられるよう努めていること。
				8-6-3	会計大学院の専任教員の教育上及び研究上の職務を補助するため、必要な資質及び能力を有する職員が適切に置かれていること。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
9	管理運営等	9-1	管理運営の独立性	9-1-1	会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい独立の運営の仕組みを有していること。
				解釈指針 9-1-1-1	会計大学院の運営に関する重要事項を審議する会議が置かれていること。 会計大学院の運営に関する会議は、当該会計大学院の専任教授により構成されていること。ただし、当該会計研究科の運営に関する会議の定めるところにより、助教授その他の職員を加えることができる。
				解釈指針 9-1-1-2	専任の長が置かれていること。
				9-1-2	会計大学院の教育課程、教育方法、成績評価、修了認定、入学者選抜に関する重要事項については、会計大学院の教育に関する重要事項を審議する会議における審議が尊重されていること。
				解釈指針 9-1-2-1	平成15年文部科学省告示第53号第２条第２項により会計大学院の専任教員とみなされる者については、会計大学院の教育課程の編成等に関して責任を担うことができるよう配慮されていること。
				9-1-3	教員の人事に関する重要事項については、会計大学院の教員の人事に関する会議における審議が尊重されていること。
				9-1-4	会計大学院における教育活動等を適切に実施するためにふさわしい十分な財政的基礎を有していること。
				解釈指針 9-1-4-1	会計大学院の設置者が、会計大学院における教育活動等を適切に実施するために十分な経費を負担していること。
				解釈指針 9-1-4-2	会計大学院の設置者が、会計大学院において生じる収入又は会計大学院の運営のために提供された資金等について、会計大学院の教育活動等の維持及び向上を図るために使用することができるよう配慮していること。
				解釈指針 9-1-4-3	会計大学院の設置者が、会計大学院の運営に係る財政上の事項について、会計大学院の意見を聴取する適切な機会を設けていること。
		9-2	自己点検及び評価	9-2-1	会計大学院の教育水準の維持向上を図り、当該会計大学院の目的及び社会的使命を達成するため、当該会計大学院における教育活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していること。
				9-2-2	自己点検及び評価を行うに当たっては、その趣旨に則し適切な項目を設定するとともに、適切な実施体制が整えられていること。
				解釈指針 9-2-2-1	会計大学院には、教育活動等に関する自己点検及び評価を行う独自の組織が設置されていることが望ましい。
				9-2-3	自己点検及び評価の結果を当該会計大学院の教育活動等の改善に活用するために、適当な体制が整えられていること。
				解釈指針 9-2-3-1	自己点検及び評価においては、当該会計大学院における教育活動等を改善するための目標を設定し、かかる目標を実現するための方法及び取組の状況等について示されていることが望ましい。
				9-2-4	自己点検及び評価の結果について、当該会計大学院を置く大学の職員以外の者による検証を行うよう努めていること。
				解釈指針 9-2-4-1	会計大学院の自己点検及び評価に対する検証を行う者については、会計実務に従事し、会計大学院の教育に関し広くかつ高い見識を有する者を含んでいること。
		9-3	情報の公開	9-3-1	会計大学院における教育活動等の状況について、印刷物の刊行及びウェブサイトへの掲載等、広く社会に周知を図ることができる方法によって、積極的に情報が提供されていること。
				9-3-2	会計大学院の教育活動等に関する重要事項を記載した文書を、毎年度、公表していること。
				解釈指針 9-3-2-1	教育活動等に関する重要事項を記載した文書には、次に掲げる事項が記載されていること。 (1) 設置者　(2) 教育上の基本組織　(3) 教員組織 (4) 収容定員及び在籍者数　(5) 入学者選抜　(6) 標準修了年限 (7) 教育課程及び教育方法　(8) 成績評価及び課程の修了 (9) 学費及び奨学金等の学生支援制度 (10) 修了者の進路及び活動状況
		9-4	情報の保管	9-4-1	評価の基礎となる情報について、適宜、調査及び収集を行い、適切な方法で保管されていること。
				解釈指針 9-4-1-1	「評価の基礎となる情報」には、基準9-2-1に規定する自己点検及び評価に関する文書並びに基準9-3-2に規定する公表に係る文書を含む。
				解釈指針 9-4-1-2	評価の際に用いた情報については、評価を受けた年から５年間保管されていること。
				解釈指針 9-4-1-3	「適切な方法での保管」とは、評価機関の求めに応じて、すみやかに提出できる状態で保管することをいう。
10	施設、設備及び図書館等	10-1	施設の整備	10-1-1	会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他当該会計大学院の運営に必要十分な種類、規模、質及び数の教室、演習室、実習室、自習室、図書館、教員室、事務室その他の施設が備えられていること。これらの施設は、当面の教育計画に対応するとともに、その後の発展の可能性にも配慮されていること。
				解釈指針 10-1-1-1	教室、演習室及び実習室は、当該会計大学院において提供されるすべての授業を支障なく、効果的に実施することができるだけの規模、質及び数が備えられていること。

大項目		中項目		小項目及び解釈指針	
10	施設、設備及び図書館等	10-1	施設の整備	解釈指針10-1-1-2	教員室は、少なくとも各常勤専任教員につき１室が備えられていること、非常勤教員については、勤務時間に応じて、授業等の準備を十分かつ適切に行うことができるだけのスペースが確保されていることが望ましい。
				解釈指針10-1-1-3	教員が学生と面談することのできる十分なスペースが確保されていること。
				解釈指針10-1-1-4	すべての事務職員が十分かつ適切に職務を行えるだけのスペースが確保されていることが望ましい。
				解釈指針10-1-1-5	（後段のみ） 学生の自習室については、学生が基準10-3-1で規定する図書館に備えられた図書資料を有効に活用して学習することを可能とするよう、その配置及び使用方法等において、図書館との有機的連携が確保されていることが望ましい。 自習室は、学生総数に対して、十分なスペースと利用時間が確保されるよう努めていること。
				解釈指針10-1-1-6	会計大学院の図書館等を含む各施設は、当該会計研究科の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。
		10-2	設備及び機器の整備	10-2-1	会計大学院の各施設には、教員による教育及び研究並びに学生の学習その他の業務を効果的に実施するために必要で、かつ技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。
		10-3	図書館の整備	10-3-1	会計大学院には、その規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援し、かつ促進するために必要な規模及び内容の図書館及び蔵書が整備されていること。
				解釈指針10-3-1-1	会計大学院の図書館は、当該会計大学院の専用であるか、又は、会計大学院が管理に参画し、その教育及び研究その他の業務に支障なく使用することができる状況にあること。
				解釈指針10-3-1-2	会計大学院の図書館には、その規模に応じ、専門的能力を備えた職員が適切に配置されていること。
				解釈指針10-3-1-3	図書館の職員は、司書の資格及び情報調査に関する基本的素養を備えていることが望ましい。
				解釈指針10-3-1-4	会計大学院の図書館には、教員による教育及び研究並びに学生の学習のために必要な書籍、雑誌及び資料を５万冊以上有すること。
				解釈指針10-3-1-5	会計大学院の図書館の所蔵する図書及び資料については、その適切な管理及び維持に努めていること。
				解釈指針10-3-1-6	会計大学院の図書館には、図書及び資料を活用して、教員による教育及び研究並びに学生の学習を支援するために必要な体制が整えられていること。
				解釈指針10-3-1-7	会計大学院の図書館には、その会計大学院の規模に応じ、教員による教育及び研究並びに学生の学習が十分な効果をあげるために必要で、かつ、技術の発展に対応した設備及び機器が整備されていること。

３　関西大学自己点検・評価委員会規程

制定　平成５年７月９日

（設　置）

第１条　本大学に、関西大学学則第１条の２第２項の規定に基づき、本大学全体の教育研究水準の向上を図るため、関西大学自己点検・評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（任　務）

第２条　委員会は、本大学の教育研究に関する全学の活動状況並びに組織、施設・設備、運営の状況及び財政状況について、各機関が作成した報告をもとに、全学的観点に立って自己点検・評価を行い、学長に報告する。

２　委員会は、その任務を遂行するに当たって、個人の権利と学部の自治等各機関の自主性を尊重するものとする。

（構　成）

第３条　委員会は、次の者をもって構成する。

(1)　大学

ア　各学部及び外国語教育研究機構に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、教授会によって承認された者　各１名

イ　各研究科に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、研究科委員会又は教授会によって承認された者　各１名

ウ　東西学術研究所、経済・政治研究所、先端科学技術推進機構、法学研究所に設置された自己点検・評価を行うための委員会の教育職員である委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、各研究所長及び機構長によって承認された者　各１名

エ　全学共通教育推進機構の各部門委員会の委員長の中から、機構長が指名する者　１名

オ　図書館及びインフォメーションテクノロジーセンターに設置された自己点検・評価を行うための委員会の委員の中から、それぞれの委員会により推薦され、図書館長又はインフォメーションテクノロジーセンター長によって承認された者　各１名

カ　学長により指名された専任の教育職員　３名以内

キ　学長補佐

ク　学長室長

ケ　学事局長

コ　入試事務局長

サ　学生サービス事務局長

(2)　法人

ア　総合企画室長

イ　総務局長

ウ　財務・管財局長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に、委員長及び副委員長を置く。

２　委員長は、委員会を代表し、その業務を統轄する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、これを代行する。

（委員長及び副委員長の選任）

第５条　委員長は、第３条第１号ア及びイに規定する委員の中から選出し、学長の承認を経て理事会が任命する。

２　副委員長は、第３条第１号に規定する委員の中から、委員長が指名し、学長の承認を経て理事会が任命する。

（委員の任期）

第６条　第３条第１号アからカまでの委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　前項の委員に欠員が生じたときは、補充しなければならない。この場合において、その任期は、前任者の残任期間とする。

（委員会の運営）

第７条　委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2　委員会は、委員の３分の２以上の出席をもって成立する。

3　委員会の議事は、出席委員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。

4　委員会は、必要に応じて、委員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(職掌事項)

第８条　委員会は、第２条第１項に規定する任務を遂行するため、次の事項について、審議決定し、実施する。

(1)　自己点検・評価項目の設定及び変更

(2)　資料の収集及び分析

(3)　各機関に対する自己点検・評価の報告依頼及び提出された報告事項の確認

(4)　第２号の資料及び第３号の報告に基づく自己点検・評価

(5)　報告書の作成及び学長への提出

(6)　自己点検・評価のための調査研究

(7)　その他自己点検・評価に必要な事項

2　委員会は、前項第２号に規定する資料の収集のため、それに係る各機関に対して協力を求めることができる。

3　委員会は、第１項第２号の規定により収集及び整理した資料を各機関の求めに応じて提供する。

4　委員会は、第１項第２号の規定により資料を分析した結果については、必要に応じ、学内に広く開示するものとする。

(結果の報告及び公表)

第９条　委員会は、隔年に、自己点検・評価の結果について報告書を作成し、学長に提出する。

2　前項の報告書は、学長が意見を付し、委員会の議を経たのち、公表する。

(事　務)

第10条　委員会の事務は、学長課が行う。

(委　任)

第11条　この規程に定めるもののほか委員会の活動及び運営に関して必要な事項は、細則で定める。

附　則

この規程は、平成６年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成10年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成11年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成12年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成13年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成14年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成15年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成16年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年４月１日から施行する。

附　則

この規程（改正）は、平成18年10月12日から施行し、平成18年８月１日から適用する。

4　関西大学自己点検・評価委員会名簿

2008年3月

所属(選出母体)		氏　名	任　期	備　考
法学部		吉田栄司	2006. 4.1～2008. 3.31	教授
文学部		木庭元晴	2006. 4.1～2008. 3.31	教授
経済学部		小池渺	2006. 4.1～2007. 9.30	教授
		中川竜一	2007.10.1～2008. 3.31	准教授
商学部		大倉雄次郎	2006. 4.1～2008. 3.31	教授
社会学部		橋本理	2006. 4.1～2008. 3.31	准教授　【副委員長】
政策創造学部		羽原敬二	2007. 4.1～2008. 3.31	教授
総合情報学部		吉田宣章	2006. 4.1～2007. 9.30	教授
		阿辻茂夫	2007.10.1～2008. 3.31	教授
工学部		池永直樹	2006. 4.1～2007. 3.31	准教授
環境都市工学部			2007. 4.1～2008. 3.31	准教授
システム理工学部		藤井和成	2007. 4.1～2008. 3.31	准教授
化学生命工学部		池内俊彦	2007. 4.1～2008. 3.31	教授
外国語教育研究機構		北村裕	2006. 4.1～2008. 3.31	教授
大学院	法学研究科	森本哲郎	2006. 4.1～2006. 9.30	法学部 教授
		藤原稔弘	2006.10.1～2008. 3.31	法学部 教授
	文学研究科	山本卓	2006. 4.1～2006. 9.30	文学部 教授
		二階堂善弘	2006.10.1～2008. 3.31	文学部 教授
	経済学研究科	安喜博彦	2006. 4.1～2007. 9.30	経済学部 教授
		若森章孝	2007.10.1～2008. 3.31	経済学部 教授
	商学研究科	廣田俊郎	2006. 4.1～2008. 3.31	商学部 教授
	社会学研究科	清水和秋	2006. 4.1～2008. 3.31	社会学部 教授
	総合情報学研究科	菅知之	2006. 4.1～2008. 3.31	総合情報学部 教授
	工学研究科	坂野昌弘	2006. 4.1～2007. 5.22	環境都市工学部 教授
		中井暉久	2007.5.23～2008. 3.31	環境都市工学部 教授
	外国語教育学研究科	カイト由利子	2006. 4.1～2006. 9.30	外国語教育研究機構 教授
		菊地敦子	2006.10.1～2007.10.10	外国語教育研究機構 教授
		高橋秀彰	2007.10.11～2008. 3.31	外国語教育研究機構 教授
	法務研究科	大和正史	2006. 4.1～2008. 3.31	法務研究科 教授　【委員長】
	会計研究科	松尾聿正	2006. 4.1～2008. 3.31	会計研究科 教授
東西学術研究所		和田葉子	2006. 4.1～2008. 3.31	外国語教育研究機構 教授
経済・政治研究所		石橋章市朗	2006. 4.1～2007. 3.31	法学部 准教授
		本西泰三	2007. 4.1～2008. 3.31	経済学部 教授
先端科学技術推進機構		石川正司	2006. 4.1～2008. 3.31	化学生命工学部 教授
法学研究所		吉田徳夫	2006. 4.1～2007. 3.31	法学部 教授
		岡本哲和	2007. 4.1～2008. 3.31	政策創造学部 教授
全学共通教育推進機構		山本幾生	2006. 4.1～2007. 9.30	文学部 教授
		吉田宗弘	2007.10.1～2008. 3.31	化学生命工学部 教授
図書館		山口誠	2006. 4.1～2008. 3.31	社会学部 准教授
ｲﾝﾌｫﾒｰｼｮﾝﾃｸﾉﾛｼﾞｰｾﾝﾀｰ		上島紳一	2006. 4.1～2006. 9.30	総合情報学部 教授
		榎原博之	2006.10.1～2008. 3.31	システム理工学部 准教授
学長指名		宮本要太郎	2006. 4.1～2008. 3.31	文学部 准教授
		林直保子	2006. 4.1～2008. 3.31	社会学部 准教授
学長補佐		品川哲彦	2006. 4.1～2006. 9.30	文学部 教授　(役職在任中)
		堂垣正博	2006. 4.1～2006. 9.30	環境都市工学部 教授　(役職在任中)
		広兼道幸	2006. 4.1～2006. 9.30	総合情報学部 教授　(役職在任中)
		大津留智恵子	2006.10.1～2007. 9.30	法学部 教授　(役職在任中)
		新井桊彦	2006.10.1～2008. 3.31	システム理工学部 教授(役職在任中)
		上島紳一	2006.10.1～2008. 3.31	総合情報学部 教授　(役職在任中)
		良永康平	2007.10.1～2008. 3.31	経済学部 教授　(役職在任中)
大学事務局長		小西靖洋	2006. 4.1～2006. 7.31	大学本部長 大学事務局長事務取扱 (役職在任中)
学事局長			2006. 8.1～2008. 3.31	大学本部長 学事局長事務取扱 (役職在任中)
学長室長		岡田弘行	2007. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)
入試事務局長		道前博	2007. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)
学生サービス事務局長		道前博	2006. 4.1～2007. 3.31	(役職在任中)
		五藤勝三	2007. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)
総合企画室長		迫川叡作	2006. 4.1～2007. 3.31	(役職在任中)
		北田伸治	2007. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)
総務局長		西岡雅史	2006. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)
財務・管財局長		川上孝雄	2006. 4.1～2008. 3.31	(役職在任中)

(注) 今期委員会委員の任期は2年 (2006.4～2008.3) である。
◎関西大学自己点検・評価委員会事務局　学長室学長課

関西大学『学の実化』Vol. 7　No. 3
自己点検・評価報告書

2008年（平成20年）３月31日印刷
2008年（平成20年）３月31日発行
編集発行　**関西大学自己点検・評価委員会**
〒564-8680　吹田市山手町３丁目３－35
電話　(06)－6368－1121大代表

千里山キャンパス：〒564-8680　大阪府吹田市山手町３丁目３番35号
高槻キャンパス：〒569-1095　大阪府高槻市霊仙寺町２丁目１番１号
天六キャンパス：〒531-0061　大阪市北区長柄西１丁目３番22号
ＵＲＬ：http://www.kansai-u.ac.jp

印刷　株式会社　遊　文　舎
〒532-0012　大阪市淀川区木川東4-17-31